祝詞考
祭祀考
神道大意
神道明辯
直毘靈
古道大意
馭戎慨言
鬼神新論
伊吹於呂志
鎔造化育論
八十能隈手

PL
753
M6
v.10

Mozume, Takami (ed.)
Shinchū kōgaku sōsho

East
Asiatic
Studies

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

文學博士　物集高見編

新註

皇學叢書

第十巻

廣文庫刊行會

PL
753
M6
V. 10

1126368

天胤君臨四海

平八郎書

LIBRARY
SEP 2 6 1966
UNIVERSITY OF TORONTO

~~1126368~~

皇威萬古輝

題皇學叢書

渓水堅

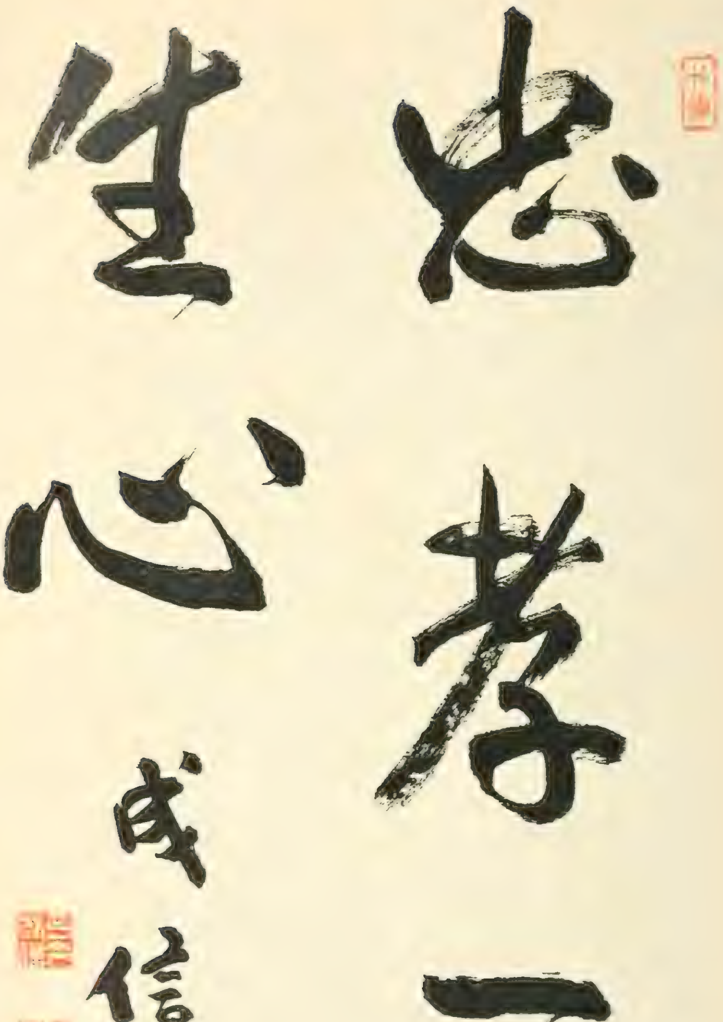
忠孝一
生心
成信

新註

皇學叢書第十卷目次

祝詞考…………一—一七五

序…………一—四

上之卷…………一—五六

祝詞…………一—三

祈年祭…………四—一八

春日祭…………一八—二三

廣瀨大忌祭…………二三—二九

龍田風神祭…………二九—四六

平野祭…………四六—五三

久度古開…………五三—五四

六月月次祭…………五四—五六

中之卷…………五七—一〇〇

大殿祭…………五七—七〇

御門祭…………七〇—七二

六月晦大祓…………七二—九八

東文忌寸部獻二横刀一時呪…………九八—一〇〇

下之卷…………一〇一—一七五

道饗祭…………一〇一—一〇六

鎭火祭…………一〇六—一一一

大嘗祭…………一一一—一一五

御鎭魂齋戸祭…………一一五—一二一

伊勢大神宮…………一二一—一二四

二月祈年六月十二月月次祭…………一二四—一二五

豐受宮…………一二五—一三〇

四月神衣祭…………一三〇—一三二

六月月次祭……一三二―一三六
九月神嘗祭……一三六―一三七
豐受宮同祭……一三七―一三八
同神嘗祭……一三八―一四〇
奉レ入二齋内親王一時詞……一四〇―一四二
遷二奉大神宮一祝詞……一四二―一四四
遷二却祟神一祭詞……一四四―一四八
遣二唐使一時奉幣……一四八―一五二
出雲國造神賀詞……一五二―一七五

祭祀考……一―一〇
神道大意……一―一五
神道明辨……一―一三
直毘靈……一―三
古道大意……一―八九
上卷……一―四二
下卷……四三―八九
馭戎慨言……一―一三五

序……一―四
上之巻……一―六五
上……五―三五
下……三六―六五
下之巻……六六―一三五
上……六六―一〇三
下……一〇四―一三五

鬼神新論……一―五四

伊吹於呂志……一―七四
序……一―二
上之巻……一―四二
下之巻……四五―七四

鎔造化育論……一―七八
序……一―二
上巻……一―二四
中巻……二五―四七
下巻……四八―七八

八十能隈手……一―一三〇
一之巻……一―三〇
二之巻……三一―六〇
三之巻……六一―九二
四之巻……九三―一三〇

新註皇學叢書第十卷目次終

祝詞考

祝詞考解題

一

祝詞とは神に告げ申す詞、即ち宣説言の義で略きたる言である。古事記には「布刀詔戸言」とあり、萬葉集十七には「敷刀能里等其等」とあり、大祓詞には「太祝詞事」とある。「ふと」は美稱である。又「ノット」「ノト」などいふのは約言である。その起原は、天兒屋命が皇祖神の詔を受けて、天岩戸の前にて宣り給ひしが初めである。

抑も祝詞は、延喜式第八卷に收められ凡て二十七篇である。此の延喜式は醍醐天皇の延喜年間、藤原時平が命を奉じて編輯の任に當つたのであるが、其の業を終へずして死し、弟忠平が更に命を受けて其の緒を繼ぎ、十餘年を經て、延長五年に竣成したものである。製作年代は、其の御代々々に新作せられたるもあり、また古のを改作せられたるもあるべく、明確に知ること能はざるも、眞淵の說によれば、出雲國造の神

賀詞は、舒明天皇の朝に、大祓の詞は、天智天武兩朝の頃になり、祟神遷却、大殿祭の詞は奈良朝の初めに作られたるものなるべしと云ひ、又本居宣長は、大祓、大殿祭、御門祭の詞は、既に神武の朝に在りと云つた。また作者は、祝詞式の前文に「凡祭祀、祝詞者、御殿、御門等祭、齋部氏祝詞、以外諸祭、中臣氏祝詞、云々、其臨時祭祝詞、所司隨レ事、修二撰前祭一、進レ官爲二處分一、然後行レ之」とあれば、其大部分は當時の神祇官として世襲した中臣、齋部二氏關係の人々の手によつて作られ、又出雲國造神賀詞は、出雲國造が朝廷に參賀して奉讀したものであるから、勿論國造關係の人の作であり、東西忌寸部獻橫刀時呪の如きは、東西忌寸部の作と見るべきである。而して其の文體は我が國散文體の始めともいふべきもので、對句を設け、枕詞を冠し、巧妙なる修辭、莊重優麗なる格調で、誠に我が上古の純朴健剛なる精神が覗はれるのである。又形式上より見れば、宣に始まり宣に終る宣命體の祝詞と、申久に始まり申に終る上奏文體の二種に分たれる。何れも神前で唱へらるゝもので、神に對して神德を讃仰して其の冥護を祈り、之によつて現實生活の中から、一切の罪穢災禍（六月十二月の大祓の如き）を攘うて、平安

清淨なる世界を造り出す事を祈り、且つ國民の生業としての農業の豐穰（祈年祭の如き）ならん事を祈願するのである。

二

さて本書は、賀茂眞淵の著で、彼の萬葉考、冠辭考と共に先生の三大書と稱せられて居る。延享三年〔二四〇六〕田安中納言宗武公に奉つた延喜式祝詞解を、更に詳密に増訂修補したもので、翁が歿年の前年、卽ち明和五年〔二四二八〕に成つた苦心の作である。祝詞に關する註釋書は、前に度會延佳の中臣祓瑞穗抄や、山崎闇齋の同風水草等があつたけれども、何れも皆儒佛に附會せる兩部神道や、唯一神道、垂加流神道等の僻見愚說であつて、我が神聖なる建國の精神を謬り、國體の本源を破壞するものであつた。然るに眞淵が此著を見るに至つて、古文學の復興と、皇道の大本が闡明せられたので、玆にに始めて古學の正道にかへる事が出來たのである。そして當時の文學界の有樣は、德川幕府の基礎愈々確立して、治國の政略上、朱子學を以て恰ち官學の

如くなしたるより、漢學は益々隆昌を極め、尊外卑內の餘弊は遂に大義名分を亂し、國體を危くせんとするに至つた。彼の有名なる物徂徠、太宰春臺、室鳩巢等の徒が、或は自ら夷人と稱し、或は皇室を山城天皇と申し奉り、幕府を某王と稱したるが如き、不忠不敬許すべからざるものがあつた。眞淵の師、京都稻荷社の祠官荷田春滿が其「創學校啓」に於て、

在二我神皇教一。陵夷一年甚二於一年一。國家之學。廢墜存二十一於千百一。格律之書泯滅。復古之學誰云問。詠謌之道敗闕。大雅之風何能奮。今之談二神道一者。是皆陰陽五行家之說。世之講二詠謌一者。大率圓頓四教儀之解。非二唐宋諸儒之糟粕一。則胎金兩部之餘瀝。非二鑿空鑽穴之妄說一。則無證不稽之私言。云々。今人僞造是多。臣自レ少無レ寢無レ食。以レ排二擊異端一爲レ念。以學以思。不レ興二復古一無レ止。云々。悲哉先儒之無識。無三一及二皇國學一。痛矣後學之鹵莽。誰能歎二古道之潰一。

と憤然として立つたのは、誠に當然の事であつた。不幸にして彼は意を果さずして死し、此の大業は遂に門下の眞淵の手によつて果さるゝに至つた。然も後世勤王の志士として、彼の竹內式部、山縣大貳、高山彥九郎、蒲生君平等の諸士あるを知つて、之

が淵源をなした賀茂眞淵あるを知る者少きは誠に遺憾千萬の事である。

三

眞淵は遠江國敷知郡伊場村岡部新宮の祠官定信縣主の二男、母は竹山孫左衞門茂家の女で、元祿十年の出生である。家號を縣居と號し、初名を參四、後ち衞士と改め、又政德、政成、政藤ともいつた。眞淵は其の號である。二十七才の時濱松の逆旅、梅谷甚三郎の養子となり、一子を得たが、常に讀書に耽つて家事を顧みず、爲めに養父の意を害ひ、風波は常に絶えなかつたとの事である。されど妻某賢夫人で、眞淵が鄙陋の逆旅に主人として身を終るべき凡庸の人にあらずとなし、自ら幼子を扶育して家を嗣がしめ、老親に孝養にあたらんと誓ひ、京に上つて、專心學を修めんことを勸めた。眞淵大いに喜び、即ち出でて京都に赴き、業を荷田春滿の門に受くるに至つた、時に年三十七才である。學成りて後ち江戸に出でて教授したが、文名一世に高く天下の俊才英明の士、雲の如く其の門に集つた。其の重なるものを擧ぐれば、本居宣長、荒木

田久老、加藤千蔭、村田春海、揖取魚彥、加藤美樹、村田春鄉、栗田士滿、小野古道、加藤常樹、日下部高寬、三島自寬等で、之を縣門の十二大家と稱した。田安中納言宗武公また其の盛名を聞いて招聘し、寵遇頗る厚かつたが、寶曆十年致仕して家を養子定雄に讓り、益〻古學の研磨に意を用ゐた。玆に於て文學の覇權は始めて國學家の手に落ちた。故を以て海內の國風家其の下風に立たざるもの少く、時人稱して「眞淵翁の前には古人を見ず、後には來者を見ず」と稱した。眞淵嘗て曰く、契冲は墾闢せしも樹藝を終へずして死す、我が師春滿は樹藝せしも未だ刈穫を終へずして逝けりと、蓋し刈穫の功は自ら任ずるのである。明和六年十月三日歿す、年七十三。品川東海寺少林院の山上に葬り、法號を玄珠院眞淵義龍居士と諡す。明治十六年二月正四位を贈られ、同卅八年十一月從三位を贈らる。著書頗る多く、萬葉考、冠辭考、延喜式祝詞考、神代紀訓考、古今集打聽、伊勢物語古意、源氏物語新釋、神遊考、歌意考、語意考、日本紀和歌略注、古事記和歌略註、百人一首古說、神樂歌考、催馬樂考、古器考、古冠考、外宮考等は其の重なるものである。

祝詞考

序

これの日出る國は、いつらのこゝろのまにまに、ことばをなして、萬の事を口ながらいひ傳ふる國なり。（我上つ代より傳れる、五十連の音の事、後世には、たゞ竪音の通ひ、同反、或は歯音、舌音、云云の事のみを知て、清濁の通ひ、又横音に必例多く、實に神の御わざなる、妙なる事多きを、知人なし、こはたはやすくいひ盡しがたければ、眞淵が別に、語意ちふものを、記せしを見よ。）かれの日入くには、その國つこゝろのまに／＼、五十連ばかりのかたを書て、萬の事に用る國也。（天竺の字も、本は畫なれども、たゞ五十にたらぬ字もて、千萬の事を、しらせるはよし、から文字は、ことに畫にて、日月山水人虫・千萬を、悉畫して分たんとすれば、何かぎりかあらん、わづらはしく、迂遠の極みなり、我朝はたゞ五十音を用ゐて言の國也・物は有につけて煩はしく、無はなきがまに／＼やすし、天地の心に、何の字かあらむ、字なきこそよけれ、その字にことを預こまゝ、字をはなれては、事をなさず、言ちふものは、天地の自なれば、此國人忘れず傳て、ことやすし、このことを得ざる人、まどふべし、かくて唐國と行かふ時に至りて、かれが意得んために、字はかりたれど、只假字して、我言を専らとせしを、其後あしく心得たる代に、唐ざまの字意を用ゐ來て、わがいにしへをなし失ごつれば、いやしく狭くのみ成行こそ、悲しけれ。）また日放るくには、萬のもの形を書て、よろづの言のしるしとする國なり。故その日の入國は、ことばに形はもちうれども、事の本これの日いづる國といとこゝならず、たゞ日放るくにはしも限しらえぬ詞を、おの／＼形もて分しらせまくするからに、煩らはしくなもある。しかあるをそれ

に習へる人、その形なきは、遠々に聞え、ひさ〴〵に傳るよしあらじとおもへり。そもそもこれの國に生るゝ人は、心なほくして、おのづから義にかなふめり。故言出て違ふことなく、聞てわするゝ時しあらねば、千々萬の事にわたりてたらはざるものなし。ここに掛まくもかしこきすめらみことの、遠く廣くのりませる大御言は、風のこのごほ〳〵に聞てをもうべなひ奉り、いはつなの長ら〳〵にいひつたへてもそむく人なし。かれ神のみよゆ始て天つ日嗣の大御舊辭（古事記序に、天皇先代の舊辭を、稗田阿禮に、勅語し給ひしといへり、是歴代の事を、御自口授ましましおはす故なり。）を、天皇やがておほみ口づからうけつたへます事になもおはしましける。その外のこころ、こをもて知べし。かゝるに、後の世人かの、日放る國と行かひつゝ、物さはに交りしゆ、いつしかも、こゝにひとの國ぶりをもちゐつゝ、その形をかりぬるに及て、よの中しゞにわづらはしくなりにたり。こゝに皇神のみよゆ在傳へ來し大詔賜言ちふ、妙なることばなも有ける。降ち行代々にもしかすがに、すめ神を稱天皇の天の下にしめし賜ふ詔には、そのかみ代のこゝろことばを傳へとりて、時により、事につけつゝ、いひつゞれることばなもある。それが中に、かれの他の國のかたをか

れりし後にいへる言は、しゝ釧うまし言も少く、口隨いひけむ上つ代にこそは、すゝきほに出しことばは有けれ。其言はとほしろく、稱むとては高天の原に、垂木高知といひ、狹く稱んとては、谷蟆のさ渡る極みといひ、雄々しくとては、八重棚雲をいづの道分にちわきといひ、ねもごろにとては、たなひぢに水沫かきたり、しか〳〵ちふ類ひ多になもある。是ぞこのことばの國の、あなに妙なるものならずや。かくてその皇神をたゝへ申せし詞等の、後の御代〳〵に有しを、延喜の御式のふみに擧給ひ、そもまた上中しもの世々のさまの違なもある。先出雲の國造が神賀の詞は、飛鳥岡本の御代の言なるべし。こと葉まさしくしてみやび、心たくみにしてゆたか也。巧みのこまやけきはいと後によれゝど、しらべのゆたかなるぞ上つ代の殘れるなる。次に六月十二月の大祓の詞は、大津淸御原の御代らの辭也。言おもしろく雄々しく、心巧みにしてとゝのへる、ものゝゆたかならず、かたらに聞ゆるは、つとめて古へをうつせれば也。そが次に、祟神を却大殿祭の詞は、藤原の宮の末につくれるならむ、今一きざみおとりにたり。新年廣瀨立田の祭らの詞は、奈良の宮の始つころいへるにて、おやし

古言もてすれど、ふみちふものを心に得ていひなせしならねば、また一きざみおこりにたり。そがつぎ〳〵の詞は、いやくたちにくたち、まよわらに弱らひつゝ、更にあげつらふべくもあらずなもある。是らをしも考見ば、かれの他の國風にならへりしゆ、やゝやゝにことのうしなはれ、人の心すゝきなく成もて來しを知、これの詞の國の、いにしへあやにおむかしかりけることをおもほゆべし、かくおもほへわき、いともかしこき君が代のいにしへにこほり、あなにたふときすめ神の道をもうかゞひ得るにいたらまし。かれこののりごとの心を考解て、今ゆふりぬるみやびふみを、いひつらねむ奥所をとむる山口とせむとすめり。

明和のいつとし　　かもの縣主まぶちがしるす

附ていふ

古事記も、日本紀も、神代の事は、あやにいひつらねたる古言にて、傳れるめり。故みやびかなる詞を、みづから得てこそ、よくは解つべけれ。よりてまづこののりとごとをとき知て、我もなずらへ書て、文ちふものゝさまを知、萬葉の歌を解得て、かつみづからも、それにならへる歌をよみ、いにしへ人の、詞のみやびたる事をしり、同じくなほきこゝろ、直き代の手ぶりを知ときぞ、神代をもおしはかりたらむ。くだれる世に有人、見るめ聞耳、みな上つ代にあらず。いふ言おもふ心も、天地よりも異にしあれば、なまじひにからことを學て、それが習もて、神代をはからむとすめれば、いかでことならざらむ。人ごころばかり、いやしきものは有て、わが好みならへるかたにひかるれば、他をかへり見ず。かくてこそ解定つれとおもひ、ひとの國のせき理を、ことわりとのみしつゝ、みやびごとをば、よしなごとゝぞおもへりける。そも〳〵文は、言をしるすを、もとゝすといへど、その言みやびかならでは、いやしくして、おほやけにかなはず。おほやけ卽、うらぐはしきみやびを用るます事は、もと天地のこゝろなり。日は明らけきを本として、雲霞に、にほひ照れる、けはひあり。土は物を載するを本にて海山に、限りなき色をなすめり。かゝれば文のあやを知らず、いやしき心もて、神代を思ひはからむこと、かたかるべし。その神の道は、天地のまにまに、大らかなれば、からのことより入ば、それにもか、天竺の事より入ば、それにもかとおもふは、皆人ちふものゝ、

こゝろのわたくし也。日月は、ひとしくめくらへども、北と南の國ゐ、ことなること、北の人、南の人、そのならはしをのみたてゝ、所をかへば、いかにあらむ。わが國は、わが國のことを得てこそ、よく知るべけれ。から國の道は、人のこゝろもて造りて、わたくし也。この國の道は、天地のまに／＼して、なほし。

○こののりとごと、世に有ふれども、よく解しらせしものなし。荷田在滿が、同大人の言によりて、かつ／＼しるせし有つるを、在滿いとわかゝりし時のわざにて、ことなることなく、神賀の詞は、そのころいまだ心を得ざりし、今はいひもしなんやとぞ、いひたりき。是が外の人々は、たゞ大祓の詞のみを解なんとせし、多かるを見るに、事有事は、すべて違へり。古意古言を、ひろくふかくおもひたらず、その事にのみむかひて、おもへるなればなり。中々にから文にならひ、天竺の敎によりなどして、おもくふかく、をくらにとりなしつ、わが上つ代の道は、なほく明らに、天地にかなふを、專らとなし給ふを、いかでさるをくらき事、是にのみあらむや。故この延喜の大御さだめに載られし、のりとごとらを、前しりへわたりてだに見ば、さるよしなき事のあらざるを知るべし。あはきが原に、みそぎはらへしたまひけむ如く、淸きすゞしきを、こゝろにてこそ、ことわるべけれ。

○古への代々の文を、よくよむときは、うつろひ來し時世をしりぬ。時代を知るときは、古と後の、異なるをしる。ことなるを知るときは、その世その文を知る也。おのれむかし、こののりと言をつら／＼よみて、はじめて世々のうつろひつゝ、人のこゝろあさらに、ふみのつたなく成來しをしりぬ。こを知て、萬にわたしつゝおもふに、何れ

の事も皆しかり。しかあれば、此文は、古と後とを、よくおもひ分つ、ことのはしになもある。

祝詞考序終

祝詞考 上巻

○祝詞

是をこゝには、乃里刀其登といふ也、古事記に、天津兒屋命、布刀詔戸言禱白、（萬葉十八）に、奈加等美乃、敷刀能里等其等、伊比波良倍、など有もてしりぬ、たゞ乃里刀とのみいふは、略こと也、大祓詞に、天津祝詞乃、大祝詞事乎宣禮、と有は、重ねいひて、文を飾る故に、上を略いひつ、又事と言は、古へ相通はし書事、萬葉に多し、字に泥む事なかれ、伊勢神嘗祭に、大祝詞辭とも書たり。（から國には、巫祝を王道のいとかたはしとして、いやしめり、皇朝のいにしへは、天皇朗神を祭まして、天下を治め給ひぬ、臣の神事に預るも、皆よろしき臣等也、仍て祝も巫も、こゝのいにしへにかなふ、字にはあらざるなり。）○乃里刀其等ちふ言の意は、神祖高木神の、詔賜し御言を承て、兒屋命の、天岩門の前にて、宣申すなれば、古事記に、詔戸言と書たり、然れば、乃里は、皇祖神の美古

〔天津兒屋命〕神産巣日神の子也、祭祀を以て任となす中臣氏、藤原氏の祖也。
〔巫祝〕韻會に「巫祝也、女能事二無形一以レ舞降レ神也」とあり。
〔王道〕書經に「無偏無黨王道蕩々」白虎通に「王往也、天下所二歸往一也」、孟子に「以レ德行レ仁者王」神道傳授に「王、三は天地人の三地、|は、天地人を貫く也、天地人を貫く者は神道也」とあり。
〔高木神〕高御産巣日神をいふ。

〔宮司〕其の社の神に承事し、且つ造營收税等の事を掌る、伊勢神宮には大、少、權の宮司あり、孝徳天皇の時、大神宮に宮司を置きたるを始めとす。

〔令〕諸の制度を規定せるものをいふ爰は元正天皇の養老二年、藤原不比等らが、勅命によりて近江令、大寶令等を改定撰修せし養老令を指す、十卷、三十編あり

〔式〕朝廷に於て、諸官衙に屬する事務を記載し、併せて令に載せざる制度を規定せるものをいふ、今日に傳はれるは、延長五年藤原忠平等が勅を奉じて撰せる延喜式五十卷也。

刀乃利也、戸は、假字にて、賜と崇る辭なり、その多倍を約れば、弖となるを、刀に轉しいふは、音便の常のみ。（下の大神宮式に、先使中臣、申二詔刀一、次宮司宣二祝詞一、とある詔刀は、天皇の詔刀言なる事、既にいへるが如し、次の祝詞は、宮司の申言故に、分ち書たり、然れども、諸の大のりとことちふは、皆彼天津神の詔になぞらへたる言なれば、今さらに神司の申を、分つべくもあらず、是等もまた、字に泥みて、古の心を、よくおもはざるわざ也、とてもかくても、皇朝のことは、假字もて書ざれば、違ふ事ありと知べし。）○大祓詞、令、式どもに、是を祝詞と書しは、から國の字註に、祝祭主二贊辭一と有に依ぬ、皇朝の乃里刀其等も、其大神の御功を、稱いふなれど、そは末也、皇祖神、及御孫命の、詔の言こそ本なれば、詔戸言ちふことばは有めり、然るを彼贊辭の字に依て、この言を意得んとするは、雲を見て、山をおもひはかるが如し、凡から文字をかりし事、かゝる類おほし、其祝詞の字も、こゝの古意には、能もかなはねど、今より改むべきにあらねば、さてあるのみ。

凡祭祀祝詞者。御殿。御門等祭。齋部氏祝詞。以外諸祭。

中臣氏祝詞。

中臣氏の神祖天津兒屋命は、神事を司どれば、天岩戸の前にて、大詔戸言を宣申せり、仍て其裔これに任て、詔戸言を白し、齋部氏の神祖、太玉命は、萬の大幣を司どれば、同岩門の前にて、其事を執り、故其子孫、大幣を奉り、諸の社へ、頒ことなどを仕奉りぬ、さるを、この大殿御門の祭の詔戸言を宣るは、こゝを守ます、豐磐間戸命・櫛磐間戸命、大宮賣神、この三柱は、太玉命の子にます故に、その裔として、忌部氏の掌る如し。

凡四時諸祭。不云祝詞者。神部皆依常例宣之。

この卷にのせず、四時祭式にも、祝詞あれども記さぬ祭あるは、例の祝詞の有なれば、其を神部の、唱申せとなり、是等は小祭にて、異なる事なく、文もいさゝかなれば、擧るに及ばぬが故也。○神部は、神祇職員令に、伯、大副、少副、大祐、少祐、大史、神部三十人、卜部二十人、使部三十人、と有て、其神部の中の、中臣氏をとりて、是に預らしむめり。

其臨時祭祝詞。所司隨事。脩撰前祭進官。經處分然後行之。

こは臨時祭式に載たる、霹靂神祭より下、三十ばかりの祭の類、その外にも、時につけて祭らゝるは、祝詞も異る事ある故に、太政官の定めを得る也、此所司は、神祇官の伯より、史までをいふ、官とは、太政官をいふ例なり。（臨時は、非時に均し、非時を、紀、萬葉に、ときじくと訓、又萬葉に、不時をも、同じ訓にとる、○處分は、貞觀政要に、左右處分先已、註に、區處曰處、分別曰分、また選叙令集解に、處分は、與挍定同義也、こゝにさだと訓は、挍定の意也、惣てさだの庭、茱のさだといふ意にて、定めてふ言也、後世沙汰の字を書は、推量のわざ也。）

〔裔〕「はつこ」は「秀之子」（ホツコ）の轉也、末子末孫の義也。

〔大幣〕神祇に奉献する物の總稱也、「御手座」の意又たは「御樗座」、「御手向座」、「充座」等の諸説あり、「くら」は神に献じ又た人に贈る物の汎稱也

〔卜部〕神祇官に屬し、大占の事を掌る、天兒屋命の裔大雷臣命より出づ命、龜卜の術に達し仲哀天皇に仕ふ依て卜部氏を賜ふ裔中臣烏賊津最も名顯はる、文武天皇大寶元年卜部二十人を制定す。

〔太政官〕大内裏八省院の東、宮内省の西に在り、八省諸司を總管し、大政を統理す。

○祈年祭。

登志其比乃萬都里、と唱ふ、年とは、五穀の中に、專ら稻をいふ、初春に種子を水に浸より、冬をさむるまで、一とせを經故也、さて二月四日に祭らる、令に、仲春祈年祭、義解に、欲レ令ニ歲災不レ作時令順度一、即於ニ神祇官一祭レ之、故云ニ祈年一（神祇官は、堀川の西、大宮の東に在と、拾芥抄にいへり。）○此祭は、崇神天皇の御代に、始れりとすべし其御代、萬の大神を崇み給ふまゝに、天地の神うつなひまして、雨風時にしたがひ、百の種つものなりぬといふ事、紀にしるされ、且下の風神祭にも見えたり。祭の日、其式などは、いと後に定められしものなり。（或說に、此祭天武天皇の御代に始といへるは、よしなし、大寶令の常行の祭に、擧られしをおもふに、儀式などは、天武の御代、さだめ給ひけむ。）

集侍　此訓、儀式に、大祓處爾。參集。讀曰ニ末爲宇古那波禮留一。とあるをむかふるに、今集侍の字を書しかば、宇其那波里波牟倍留と訓也、さて宇其那波里は、宇都久萬里ちふ言の、都を略き、（略きたる都の、濁を殘して、宇其と濁りいふなり。）久を、其に轉したるにて、宇都蟲、宇都萬佐などの、宇都に同じ、那波里は、曾那波里、淸萬波里などの、萬波里の類にて、延ていふ辭のみ。○波牟倍留は、

〔五穀〕米、麥、粟黍、豆の五をいひ轉じて穀類の總稱となれり。

〔義解〕令義解也、十卷、淳和天皇の天長十年の編纂にて、養老令を解釋せしもの也、著者は淸原夏野、南淵弘貞、小野篁等也。

〔時令〕一年中の行事也、後漢書に、「百僚師尹、其勉修ニ厥職一、順ニ行時令ニ」とあり。

〔うつなひ〕嘉賞する意也。

〔大寶令〕十一卷、文武天皇の大寶元年に成る、刑部親王、藤原不比等等勅を奉じて撰進せしもの也。

〔儀式〕貞觀儀式也十卷、單に儀式ともいふ、朝廷の儀式を集載す。

佐夫良布と同じ言にて、共に侍の字を用う、かくて是等は、諸の國の神主、祝部等が、神祇官の庭に、恐み敬て、蹲居さまをいふ也、然れば、集の字は、只つどふ事にて、こゝによくもかなはぬ事、上にいへるにひとし、宇其那波里の言は、こゝの古言也、集は、他國の字を、しかもいと後に用ゐしなれば、よくかなはぬは、さる事なり。（既にいへる如く、こゝの古言と字とは、とかくによく合は少し、字に泥みて、古言の意を、いひまどはす人多し、つゝしむべし。）

神主。其神に、親く仕奉る人也。 **祝部等。**其社の、事を執る人也。（神主と、祝部の事、上つ代と、中つ代の別有、こゝは中つ代もていふ也、上代のさまには、別に考あり。）

諸聞食登宣。神主祝部等ノ稱レ唯。餘宣准レ之。 聞しめせとは、聞給へといふにひとしくて、食も給も、ともに物を心によく得ることをいへり。○宣は、天皇の詔ませる、大御言ぞといふ也。○社によりて、神主と、祝部の在あり、又神主、即ち祝部を兼、祝部、又神主を兼るもあり、三代格にその事の定め見ゆ。○右の小書に、云々と有は、祝詞の文の、一段読るごとに、唯々と申すをいふ、さて唯々とは、答申すこゑにて、是をば、口を閉たるまゝに、聲を出し、口を漸に開きて、去聲にいへり、故神武天皇紀に、此こと、雄々の二字を書つ。（聲蹕には、口を開きしまゝにて、聲を發して、平聲に、於々といふ。神樂の始に、於々と有も、聲蹕なれば、平聲に、於々於々といひつ。○右の集よりこゝまでは、先告言のみ、本文は、左にあり。

高天原爾。天は高ければ、多可安萬と云を、安を略は、音便也、原は、野原、河原の原と均しく、廣く平らかなるをいへり。**神留坐。**是を或説に、下つ國には降りまさず、天つ宮に、留まり坐て、天知しめす、皇祖の神たちを申すと云へり、今考るに、下つ國に降まさぬを、天に留りますといふ事、雅言とも聞えず、おぼつかなきに、此下の、却二祟神一詞に、高天原爾、神留坐天、事始給志神漏伎、云々、と有を、とゞまりと訓ては、かなはず、かくて、續日本紀の宣命に、此同事を、神積と有、積の字は、あつまりを略て、づまりといふに、かりたる也、是をもて、かんづまりと訓べし、然る

〔神主〕東雅に「神事を主るの義」、又神道名目類聚抄に「社の上首なり、物許の職也」とあり、崇神天皇の時意富多多泥古命を神主と爲せるを始めとす。

〔祝部〕神祇令義解に「祝部謂下爲二祭主一賛辭者上」、古事類苑に、はらふの義にして攘災をいへるならんとあり。

〔去聲〕漢字四聲の一也、三十韻に分つ、これに屬する字は皆仄韻也。

〔聲蹕〕天皇出御の時、または御膳を供ふる時の御先はらひの聲也。

〔平聲〕漢字四聲の一也、上平十五韻下平十五韻に分つ、これに屬する字は皆平韻也。

時は、高御魂、神御魂より、天照大御神まで、多くの皇祖神たちの集て、こと定め給せる命と云にて、理り明らけく、言雅也、下皆是に同じ、且神留の神は、崇めいふ辭にて、上聲に、加牟と唱ふ、萬葉に、可武佐備伊萬須、と書たり。(神留、神集、神降などを、加牟云々と云事、既に云り、此外、諸神等、神主などの類も、實は加美云々といふ事なれど、音便にて、かんと唱る例也、是等を心得ずして、言の下に有をも、某のかんと唱ふるは、ひが言也。○つまりに、つもるの言を借は、古の常也。)

皇睦神漏伎命。神漏彌命以。

皇は、統ちふ事にて、尊みの言也、何ぞといはゞ、天を統知ますを、皇大御神、國を統知坐を、皇大君と申す、是也、睦は、天皇の、皇祖神たちなれば、御親みのよし也。(須米は、須米良を略きいへり、萬葉に、須米良朕ともよめれば、こゝを、須米良牟門とも唱ふべし、さて須米良とも、須倍良とも申すは、倍の濁るは、米の清音もていふ例にて、音便の隨に、何れにもいへり、且つ言の意は、天にても、國にても、須倍留御主を申せり、仍てその留を、良とも、呂とも、音便まゝに、轉し申也、又須米良美御登と申時は、米といふ、須倍良伎と申時は、倍といふも、唱のよろしきに、よるのみ。)○神漏伎は、神須倍良袁岐美、神漏美は、神須倍良米岐美にて、皇祖の、男女の神達也、伊邪那伎、伊邪那美と申も、伎と美の言の略き、是に同じ、さて出雲國造が、神賀に、高天乃神王、高御魂、神魂命能、皇御孫命爾、云々と有るは、いと始の神祖のみ、さし申なれど、他の詔刀言には、高御魂、神魂より始て、伊邪那伎、伊邪那美命、天照大御神まで、惣てを申ぞ多き、故男女の皇祖の神を、申事といふ也。○この所の二つの命は、崇めて申す命にあらず、詔命也。古事記に、この同じ事を、天神詔命以と書、下の祟神を却詞にも、天津神乃御言以氏、とある是なり。

天社。國社。登。

天つ神、國つ神ちふことは、神代に既に有しかど、天つ社、國つ社と定めましゝは、崇神天皇の、御代にこそあれ、思ふに皇祖神等の命を以、といふよりつゞけば、天つ神、國つ神と書べきを、後世によりて、社と書しにや、然らば行過たる言也、此祈年の詞には、他にもまゝ疑有、奈良の朝に至りては、

〔高御魂〕高御産巣日神也。

〔神御魂〕神産巣日神也。

〔上聲〕漢字四聲の一也、二十九韻に分つ、之に屬する字は皆仄韻也。

〔神漏伎〕古語拾遺には高御産巣日神といひ鈴木重胤は神有君なりといふ

〔神漏美〕古語拾遺には神産巣日神といひ、鈴木重胤は神有女なりといふ

〔國造〕上古、各地方の一國を統治支配する者にいふ姓(カバネ)なりしが、後ち職名となれり「國の御臣」の義也

〔神賀〕神賀詞也、天皇の御代を賀ぎ祝ふ芽出度き詞の義也、神代の古事に依りて祝ぐ詞なるが故に神を附す

〔飛鳥宮〕爰は飛鳥淨御原宮の意也、天武天皇の皇居にして、大和高市郡上居村に在り。
〔藤原宮〕持統文武二天皇の皇居也、大和國高市郡鴨公村に在り。
〔奈良の宮〕元明天皇より光仁天皇に至る七代の皇居たり、今の生駒郡内に當る。
〔格〕王朝時代、制度法律等に關して臨時の勅令及び官符をいふ、轉じて之を集めたる書籍をもいふ。
〔式の時〕延喜式に規定せられたる頃にはと也。
〔秦酒公〕弓月君の曾孫也、父普洞王の時「波陀公」の姓を賜はる。

かゝる事多し。(文も歌も、上つ代より、飛鳥宮の頃迄は、よろしく、藤原宮にては、劣ゆき、奈良の宮に至りては、甚あしく成ぬ、その事、次にあげつらへり。)○此祭に預る神等、京畿諸國を合て、式の時、三千百三十二座なるが中に、國司の祭、二千百九十九座を除て、七百三十七座を、この神祇官にて、祭らせ給ふ也、その諸の國にても、この官の祭に准て祭るよし、式に見えたり。寛平五年の格に、二月祈年、六月十二月月次、十一月新嘗祭者、國家之大事也、欲レ令二歳災不レ起、時令順度一、預二此祭一神、京畿外國、大小通計五百五十八社とあり、延喜式に至りては、數まさるべし。)

稱辭竟奉。皇神等能前爾白久。たゝへことば、祟の言ちふ言にて、其神の御徳の事を、悉く言擧盡すをいへり、是が次に、奉る種々の充座、仕奉る人の勞を擧申も、本その皇神を祟むより、出る事故に、此中に入ぬ。○竟は、盡すをいふ古言也、萬葉に、武月立、春の來多良婆、かくしこそ、鳥梅を折つゝ、多努之岐乎倍米、是を、家持卿の追和し歌に、春裏之、樂終者、とよめる乎倍の言も、共に樂みをつくすことなり。

今年二月爾。二月四日なり。(十二の月々の名も、ふるき事也、後世人、おし量に、何々の意ぞなどいふは、ひが言多し、それことわらんは、こと繁ければ、萬葉別記に記しつ。)

御年初將賜登爲而。御は、眞に同じくて、美る辭、年は、稻也、初とは、此時種子を水に漬、田をも耕し始むれば、初ともいふべし、或人、初は、新の誤にて、御年祈ならんといへり、さもありなむ。

皇御孫命能。天御孫、日子番能邇々藝命より、同じ日嗣しろしめす、大御次にませば、今の天皇の御事をも、御孫命と申奉れり、卽ち皇祖神たちを、且は御睦み、且は祟み給ふよし也、(天孫命を、略き唱るは聖武天皇紀に、美麻乃彌己止、とあるによれり。)

宇豆能幣帛乎。宇豆は嚴しく大きなる也。(下に委し。)○みてぐらは、萬の物を、置座に充て奉るをいふ、雄略天皇紀に、秦酒公が、率二百八十種勝部一、絹縑を御庭に充積しに依て、禹豆麻左ちふ氏を賜き。(一云禹豆母利麻佐。皆盈積之貌也。)

是也。さて宇豆の言は、神代紀に、珍子。珍此云二于圖一。神武紀に、珍彥。此云二于努毘一故。大殿祭詞に、吾皇宇都御子、萬葉に、皇朕、宇頭乃御手以、是らを合せて知るべし。

朝日能豐逆登爾。日出る時は、その日の佳時なれば、必此時を用としもあらねど、かくいふ。○豐は、ほめいふ辭、逆登は、朝日の登るを、さもいふべけれど、下に、榮登と書しによるに、さかえのぼる意なるを、逆は、借て書しとすべし、古事記に、阿左比能、惠美佐迦延岐弖、ともあればなり。

稱辭竟奉久宣。是を、二度いひて、文を結び訖れり。○宣と唱訖ることに、神主等、雄々と申す事、上に同じ、下是にならへ。(令集解に、宂云、中臣宣二祝詞一者、時行事、宣二參集之社々祝部等一也、とあるはよし、同義解に、以レ告二神祝詞一宣二聞百官一といへるは誤なり、下の辭別て云々の條に、神主祝部等、受賜氏云々、とある幣の事は、此條々に有を、惣ていへるにこそあれ、百官に聞かしめて、何をかせむ。)

祝部等この時、忌部の頒つ幣帛を受去て、その社々へ奉りて、祭をなす也。○右の文は、言を釋まゝに、明らかなれば、惣たる意は、隨て知べし、下皆かくれたることなきをばいはず。○是より下の十條は、此年祈の爲の詞なり。

御年皇神等能。前爾白久。御年の神の事は、下にいふ、皇神と申は、其大神にむかひて、あがめいふのみ。**皇神等能。依左志奉牟。**よさしは、神ろぎの、御孫命に、水穗の國を依賜ちふに均しく、是も御年をしり守ます神等の、其御年を、御孫命に依奉て、成幸へ給ふをいふ。**奧津御年乎。**五穀の中に、稻は、最末に熟故に、奧といへり、譬ば、同じ稻にても、晩なるを、奧ていひ、又遲きことをも、萬葉に、おくてなると、いへるが如し。**手肱爾水沫畫垂**

〔珍彥〕椎根津彥也早吸門より神武天皇の舟師を東道し且つ大和にて大功あり。

〔令集解〕三十卷、令義解を始め、古來令を解釋したる古記類を集めたるものにして、陽成天皇の御代の人、明法博士惟宗直本の著也。

〔忌部〕神祭を司り或は祭器を作りし部曲をいふ、太玉命より出づ。

〔社〕「屋代」の義也神祇を奉齋する殿舍をいふ、大國主命が自らその幸魂奇魂を祀りたる、「大神神社」を以て始めとす。

〔祭〕「眞釣」の義、神人融和の儀禮也現人神との間には「政治」といふ。

〔古事記〕三巻、我國開闢より推古天皇迄の事を記す、傳聞强記なる稗田阿禮が天武天皇より誦み習はしめられたる舊事を、元明天皇の和銅四年博士太安麻呂、阿禮より聞取り筆記して成れり。

〔向股に云々〕鈴木重胤の說に「向股に泥畫寄氏は苗を植ゑたる後に草を取り捨る狀なり」といへり。

〔紀〕日本書紀也、三十巻、神代より持統天皇迄の史實を漢文にて編年體に記述したる正史也、元正天皇の養老四年勅によりて舍人親王及び太安麿等撰進す。

〔陽數〕奇數也。

〔陰數〕偶數也。

てのひぢを、たなひぢといふは、音便也、船の人を、ふなびとゝいふ類おほし、水のあわを、づを略き、且乃阿の約なれば、みなわといふも、古の例也。(垂を、太利と訓は、たらしを約めいふ、古言の例なり。○こゝのことゞも、今本の訓は、皆古言ならればとらず、此の外今本は、古言を心得ぬ人の訓なる事、數ふるにたへず、下皆この心もて、改つ。)

向股爾泥畫寄氏。取作年。奧津御年乎。ひぢりこは、神代紀に、埿を、于毗尼、沙土を、須毗尼といひて、比尼はぬま也、利は、土と通ひ、古はすなこの類也、二つの畫は、古事記に、鹽許々遠々呂々邇畫鳴ちふ、畫の類にて、今は手して、泥を搔よする也、向股は、同記に、堅庭者、於向股蹈那豆美、とあるにひとし。(股は、古事記などに、むかもゝといへり、むかはぎともいひ、常には、むかふずねといふ、すれも古言なり。)さて民の御年作るとて、田の泥水に漬なりて、勞づくさまを、かくもいひなさるものか、此言ども下に又も擧しをおもふに、上つ代の言を、取用ゐし也、惣べてかく妙なることゞもは、飛鳥藤原の宮の頃となりては、をさ／＼出こず。

八束穗能。伊加志穗爾。八の言は、いやの略にて、こゝは彌握も、長き稲穗をいふ、いかしぼは、盛に足て、勢ひ嚴そかなる穗をいふ故に、いかしちふ言に、紀にも、是にも、嚴、重、茂、などの字を書たり。(八束、八百などの八は、以也の略にて、數の多をいふ、陽數陰數などいふ說は、皆から國の事にて、皇朝の意にあらず。)

皇神等能依左志奉者。よさしは、上に有、御自奉と、あがめのたまふことは、紀に、雄略天皇は、おほきみの、神のみてもち、ひくことに、との給ひ、萬葉に、聖武天皇は、皇朕、宇頭の御手、ともよみましつ。

初穗乎波 その秋の新稲を、先神に奉るを、初穗といふ、その穗を乎の如くいふは、音便のみ。

千頴八百頴爾。奉置氏。頴は、稻の穗なり、神に奉るには、穗をのみ切り、藁をば去て、その穗を束ねて、竹に掛めり、下に、掛稅千稅餘、とある是なり、かくて次下に、御酒、汁、米、和稻、荒稻、など

ふは、皆この千頴の穗の中より、なし分るものなり。（江次第にも、本頴、苅本謂之稻一切穗謂之頴これなり、古書に多かれど、引におよばず。）

瓱閇高知。瓱は、酒を醸かめ也、古へ酒をば、醸たる瓱ながら、神に奉る故に、この言あり。（瓱を、みかといふは、古言に數へがたし、さて萬葉に、哭澤の、神社に三輪居、と云と、下の神賀に、天乃瓱和といふを、合せ思へば、右の三輪は、美加和の略にて、和は美賀の類を、すべいふ名也。）○閇は、假字にて、上を略きて、閇といふ、古言の例なり、依て下に、瓱上と書し文もあり、且この閇を、延の如く唱ふるは、音便也。○高知の高、その瓱の、たけの高き也、知は、敷也、敷とは、繁きをいふ事、かの千木高敷とも、千木高知ともいひ、太敷坐とも、太知坐ともいふ類なり。

瓱腹滿雙氐。右には、瓱のたけ高きをいひ、こゝには、其の腹に、酒を滿たらへ、且瓱の數多きよしにて、雙と云へり。

汁爾母頴爾母。この汁といふは、右の瓱の内の御酒の事を、重ねいふに、言をかへたるのみ、頴も、右の千頴、八百頴の頴を、ふたゝびいへり、されどもこゝなどは常におほく、いひなれたるかへの、云なしなれば、聞えやすからず、下の廣瀬と龍田祭に、初穗者、汁爾母、頴爾母、千稻、八百稻爾引居氐、といふは、易きが如し、其汁は、酒也。（汁を、酒なりと書は、から文にも、酒を米汁といひし事あり、和名抄に、醨、（之流）酒薄也、とあるは、酒のひとつにて、こゝの意にあらず。）頴は、穗也、稻は此總名也、その酒とし、頴とする料の稻と心得ば、一わたり聞ゆべし。（米を、いひにしても奉る事、式の鎭魂祭の條に、飯司の事あるにても知らる、然れども、他には、飯を擧いはず、その料の頴をいひて、飯をこめたるに、又下の條に、和稻といふは、米となしたる也、荒稻といふは、頴の事也、即下に、米にも、頴にも、とも有は、この事也、然ればこゝに引、千稻八百稻も、かの米と、頴と、酒とをいひ、千頴八百頴といふも、同じ事なるを、心得なりて、さま〴〵に、いひなしたるのみと知べし。）

稱辭竟奉牟。この稱辭竟奉ちふ上へ、右の初穗をば千頴八百頴爾奉置氐、と云言を、引かけて心得べし、何ぞといはゞ、上は大よそを

〔江次第〕江家次第也、廿一巻、年中恒例臨時の政事大小の儀式等を詳に記せるもの大江匡房、關白師通の命により作る所也。

〔哭澤の云々〕「哭澤の神社に三輪居ゑ祈れども吾が大君は高日知らしぬ」といふ歌也、哭澤の神社は香具山に在り。

〔和名抄〕和名類聚抄也、十巻、二十巻の二種あり、事物の和名を分類して聚め、和漢の群書を採り、文字の出處を明かにしたるものにして、本邦字典の嚆矢也、源順、勤子内親王の爲に著す所也。

〔和稻〕「にごしね」は「にごしいね」の略なり。

いひ、次の聴聞云々は、小わきの言なれば、この穎爾の下きれて、言をさまらぬが如し、上の云々奉置氏を、むかへ取て見るときは、理り聞ゆるなり、是もひとつの文體なり。大野原爾。

生物者。下に、大野の原と有によりて、よむ。甘菜。辛菜。甘は、菁菜、蕣の類、辛は、蘿蔔、野韮の類、いとくさ〴〵也、且韮の類は、古へは皇神に奉りつ。青海原爾住物者鰭能廣物。鰭能狹物。鰭は、ひれをいふ、廣狹は、大小の魚なり。奥津藻菜。海にては、彼方を、於幾といふ、即於久といふに同じ。（海河のおきに、沖などの字を、別に書は、からざま也、皇朝にては、共に奥と書こと、萬葉など皆しかり。）〇藻をば、毛波といへり、毛とのみいふは、略なり。

邊津藻菜爾至萬氏爾。陸の方を、方といふ、即方の字の意也、邊の字の音にあらず。（へは、方の意にて、古事記、萬葉などに、方を用たり、邊の音とおもふは、ひがことぞ、音を用るにはあらで、へのかなに、邊と書たるも多し、かくまぎらはしき字もおほし、よく皇朝の言と、から字とのわかちを心得よ。）御服者。明妙。照妙。和妙。荒妙爾。五色の絹布を奉れば、色をもて、照る、明るといひ、織の、細き荒きをもては、荒和といへり、妙は、借字にて、（妙を、借字とだに知らで、誤る人多し。）萬葉などに、栲と書しは、正しき也、さて多倍は、こゝ類の物を、惣べていふ名にして、いにしへは、栲𪐷の布を、細きを、和栲、麁きを、麁妙といひしを、今の京となりて、絹を、和妙、𪐷を、荒妙といへり、式即ち是也、言は、いにしへにて、物は、異になれること多し、よくわいだめずば、違べし。稱辭竟奉牟。此稱辭竟奉牟ちふ言の上へも、かの奉置氏といふを、むかへとりて心得よ、又文の一つなるよし、既にいひつ。〇この所ふみの小段なり。

御年皇神能前爾。こは殊に、穀に依給ふ神、一はしらを申故に、等といはず、此神は、式に、高市郡に、御歳神社、又、同

〔韮〕五辛五菜の一にして、之を供御の料に用ひし事、延喜式に見ゆ、漢土にても之を甚だ賞美し、早春神を祭るには第一に之を用ひたり、豳詩に「四之日、其蚤獻レ羔祭レ韮」、とあり

〔奥と書こと云々〕萬葉集卷九讀人不知の歌に「妹が爲吾玉拾ふ奥邊なる玉寄せ持てこ奥津白波」、同三山部赤人の歌に「繩の浦ゆそがひに見ゆる奥つ島こぎたむ舟は釣せすらしも」とあり。

〔陸〕「くぬが」は「國處（くにか）」の轉也

〔栲云々〕萬葉集卷十四に「つぬさはふ石村山に白栲のかかれる雲は吾大君かも」とあり。

〔古語拾遺〕一卷、記紀に漏れたる故事を、主として齋部氏の立場より拾遺編纂したるもの也、平城天皇の召問を蒙りて、大同二年齋部廣成之を撰進す。

〔大年神〕古事記傳に「大年神、名義、大は例の稱名、年は田寄なり」、鎔造化育論に、「大年神云々奉二將皇祖之神意一、而講二習農事一、豐二熟萬物一、滋二息群黎一」とあり。

〔宇迦之御魂神〕古事記傳に「宇迦」は食(ウケ)なりといふ

〔京職〕左右あり、各京都を分管し、戸口、田宅、租稅、訴訟等の事を掌る

〔性命〕中庸に「天命之謂レ性」とある意也。

郡に、大歳神社ちふもあり、古語拾遺には、大年御歳神と、引つゞけても有るによるに、本同神におほすべし、此度は、何れの社を祭らるゝにや、考べし、さて古事記に、須佐能男命、大市比賣を娶て、生二大年神一次宇迦之御魂神と有て、何れも穀の神に坐ば、かの高市郡の社、卽この神等なることは、しられたり。○年と、歳は、これには、通はし書たるもの也。

白馬。白猪。白鷄、馬は、下文に、馳出物止、御馬と云て、神の乘坐ため、猪は、豚にて、御贄の料、鷄は、時を告る故に、社にも、かならず奉りぬ、白を用らるゝは、止レ雨祈に、白馬を奉るよりおもふに、日白くして、荒き風雨なからんために、取ならん。○こゝにいふ猪は、豚にて、野猪ならぬこと、儀式の此祭に、京職貢二白鷄一雙、近江國豚一頭一としるし、聖武紀に、和二買畿内百姓畜猪四十頭一、放二於野一令レ遂二性命一とも有、古へは、猪鹿など、神にも天皇にも、御食に奉れゝば、豚も奉りしなり。

種々色物乎。備奉氐。右に擧いへる、御服、御酒、頴、海山の物どもをつゞめて、種々といへり、色とは、品をいふなり。

皇御孫命能。宇豆能。幣帛乎。種々の獻物を惣て、みてぐらといふ事、既にいふが如し、幣帛乎の下に、備奉といふ言を略く事、上と均し。

稱辭竟奉久宣。登祝部等稱レ唯。

大御巫能稱辭竟奉。今本、稱の字なきは、理りなし、今補へり。○御加美乃古の、美を、牟とはれて唱ふるは、音便なり、うつぼもの語に、みかうの子とあるは、平言也。(言に、雅言、平言、俗言あり、古文をば、皆雅言に唱へて、平言を用ることなかれ、平言は、中世よりいへりとおぼしく、俗言に近ければ也、俗言は、訛轉々せるにて、いふに足ず。)○是は神祇官の、八神を齋奉りて、他と異なれば、大御巫の意ともいふべけれど、聖武天皇紀に、大宮主御巫、坐摩御巫、生島御巫、とあるをおもふに、もと大宮主御巫なるを、宮主の言を略きたる也けり、さて御巫は、職員令集解に、巫

〔考選〕選叙令集解に「選者選擇、言才擬レ官也、叙者考叙、言計考叙レ位也」とあり。

〔處女〕未だ嫁せざる女子をいふ、處は家處の義也、蘇軾の詩に「幽花如二處女一」とあり。

〔神魂、高御魂〕鈴木重胤曰く「此二柱神は天御中主神の混成純一なる大御魂を陰陽二義に持ち分け坐て世中の物をも事をも化生し給ふ」と。

〔貞觀元年〕清和天皇御宇の年號也。

〔五行〕書經洪範に「五行、一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土、水曰二潤下一、火曰二炎上一、木曰二曲直一、金曰二從革一、土爰稼穡云々」とあり。

者、知二鬼神之道一者也。在レ男曰レ巫、在レ女曰レ覡、一說在レ男曰レ覡、在レ女曰レ巫、此令取二此說一、員數考選者、待二式處分一別記、御巫五人、倭國巫二口、左京生島一口、右京居摩一口、御門一口、云々、宮中の神の條に、神祇官齋院在御巫等祭神二十三座云々、取二處女堪レ事、充レ之。（集解に、知二鬼神之道一といへるは、只から國の事をいへり、皇朝の神子は、其神に仕奉るわざを爲のみ、まして少女を用ひらるれば、道を知るといふべきかは、既にいふ如く、巫の字も、よくかなはぬ事を知るべし、義解も、古解も、もはらからことにて、皇朝の用をなす事なし。）

皇神等能前爾白久。神魂。高御魂。生魂。足魂。玉留魂。大宮乃賣。大御膳都神。辭代主登。御名者白弖。稱辭竟奉者。古事記の、天地の初の時、天之御中主、高御產巢日、神產巢日の皇神は、次々に獨成出ましへと見えて、惣ての神祖にませば、伊邪那岐命より、次々は皆、この神詔を受行ひ奉りき、故顯の御神の御代にも、此二大御神を、先崇み給へり。（たかみむすびを、たかんすびと申は、みなはれていふ、音便の例也、且次のむをもこめたり、この例もて、次の五のむすびも、皆むをこめて唱ふ、その古例は、こゝに引し、活須毘神の、武を略けるにて知べし、後世ながら、日本紀竟宴の歌の、鎌倉中務親王の註にも、たかんすびの命と書給へるは、古への唱への、傳はれる也けり。○古事記、日本紀ともに、高御魂、神魂と有を、神祇官には、神魂を先に申來しにや、貞觀元年、正月の紀にも、この祝詞と同じく有、水德に、玉留魂を傍り、五行にあてゝいふは、後世に、から文の意をかりて、いふのみにて、こゝの古へにあらず、天地の間、五行を離るゝものなしといへど、強て當るはかなはず、から國人、五行に配當せしを、後に非也といふ說もあり、まして我上代を、偏に是に配るは、かたくなし、たまたまは有べし。）○生魂は、古事記に、大年神、娶二活須毘神之女一、生二大國御魂神一と見え、且其生魂神は、神魂命の御子也と、或ものに書しは、さぞ有なむ、足魂は、右の生魂神の和魂な

るべし、さてこの二神は、神祇令の集解、鎭魂祭にいへる、饒速日命、自レ天降る時、天の神の授給へる、十種神寶の中、四つは、卽こゝの生魂より、下三種生玉、足玉、死反玉、道反玉、蛇比禮、蜂比禮、云々、と、言も功も、均しきをおもふに、天皇の御命長く、御稜威足ひ、また死たる魂を、よみがへらせ、黃泉の道より、返りなどし給ふ、かの伊邪那岐命の、御功有神たちなりけり、且同紀に、二御神の島々を生給ふ所に、生二大島一、亦名謂二大多麻留別一といひ、伊勢の國にも、多麻留ちふ所有は、その神を齋しよりの、名なるべし。○大宮の賣は、大玉命の子にして、天照大御神の、宮の内の事を執給ひ、内侍の、天皇に仕奉る、事の本也、下の大殿祭、又古語拾遺に見ゆるが如し。○御膳都神は、同記に粟國を、大宜都比賣といひ、又二神、大宜都比賣命を、生給ふと見え、且この神の身に、五穀その外の物の、生初し事有、仍て大膳職にも、齋奉る大神也。○事代主は、大名持神、娶二神屋楯比賣命一生と有、。○（神武天皇紀に、事代主神、共二三島溝橛耳之女、玉櫛媛一所生兒號曰二媛蹈韛五十鈴媛命一云々、納云々爲二正妃一。）この大神には、天事代、國事代と稱申せる事、神功皇后紀に見ゆ、代は、言の實あるちふ言にて、物の辨も明らかなれば、すむやけく國を、御孫命に讓奉給ひ、卽天皇の近き守として、大倭の、宇奈提に鎭り坐ぬ、かくて事代主大神は、初國知して、磐村彥天皇后、五十鈴媛命の、御父也、其いすゞ媛命の生ましゝ皇子、綏靖天皇、天つ日嗣知しめしき。綏靖天皇紀に、母曰二媛蹈韛五十鈴媛命一事代主神之大女也○安寧天皇紀に、母曰二五十鈴依媛命一事代主神之少女也。○懿德天皇紀、母曰二渟名底仲媛命一事代主神之孫、鴨王女也）しかれば是より、萬代に傳ます、天皇の始の大御祖におはしませば、此媛命は、萬代に祟み給ふべきが上に、その大神こそ天の下を、天御孫命に讓給へる御功も、比なければ、高御魂命に次て、八神のうちとして、齋奉ります成べけれ、右の八神を、ことに齋祭給ふゆゑよし、凡しかり。

皇御孫命御世乎。手長御世登。（手は、發言なり、下の神甞祭の文に、例有。）**堅磐爾常磐爾。齋奉**（加伎波に、加多伎以波の、多と伊を略き、）

〔饒速日命〕舊事本紀に、「號二饒速日尊一、高皇産靈尊、乃授二十種瑞寶一云々、十品物比禮以レ之爲二天靈一、乘二天磐船一降二河內國河上哮峰一云々」。

〔黃泉〕夜見國また、は根の國、底の國ともいふ、漠然と禍神の世界を指し高天原と瑞穗國に對していふ。

〔內侍〕內侍司の掌侍也、天皇に供奉して、奏請宣傳及び禁中の禮式を掌り、女孺を檢校し、內外命婦、朝參の事を兼ね知り、且つ溫明殿內賢所、(內侍所)にて神器を護り奉る。

〔大膳職〕宮內省の被官也　諸國の調進物及び膳羞を調進する事を掌る。

（命登）鈴木重胤の說に、登は「にて」の意にて、爰は皇天二祖の神勅に依りてこの祭も取り行ひ、稱辭竟へ申す意也といへり。
（萬葉に云々）萬葉集卷三、大伴宿禰の長歌に「天雲のむか伏す國のもののふといはれし人は皇祖神の神の御門に云々」とあり、同卷、山部赤人の長歌に「皇祖神のみことの敷きます國のことごと云々」とあり。
（信濃なる云々）玉と拾はむの「と」は玉ならぬ砂も玉として拾はむとの意にて、爰の「命登」の「登」が皇祖神ならぬ神をも皇祖神として崇めむとの意なる例に引けり

登伎波は、登古以波の、古伊の約伎なれば、登伎波といへり、皆かはらぬ事の譬のみ。○以波比は、伊美な延いふにて、其もと、凶き事を忌避て、吉事を用ゐないふ言なり、こゝは、君が世の、變り移ふ事を忌避て、磐の如く、堅く常しなへに、此幸神たちの、さきはへなし給ふを、たとへいふなり。から國は、祝、賀、慶忌齋、などの字を作て各小別して、目じるしとせれど、皇朝にては、この言は、忌ちふひとつなるを、事にしたがひて、分ち知こと也、後世人は、から文字によりて、まどへり。）

茂御世爾。 既に、茂穗の所に云へり。

幸閇奉故。 閇は、辭なり。

皇吾睦神漏伎命神漏彌命登。 右の二神は、本より神御祖也、次の中には、しか申まじきもあれど（皇神ならぬ神たちも厚く崇み玉ひてみな皇祖神として祭るふよし也、との□□□□）こめてかくいふは、文の略とやいはむ、然れども、神ろぎ神ろみの命ちふことばは、たゞ皇祖神のみを申奉るべき也、この祈年の文に、こゝと、下にも、崇み申命に用ゐしは、奈良の都のはじめの頃となりては、古言もやゝ正しからずなれるもの也、このほかにも、古へに違へる事、少からぬもて知るめり。（萬葉に、すめらぎと申べき所を、皇祖神云々と書しもあり、そはことわりむつかしければ、萬葉別記にくはしくせり、萬十四、信濃なるちくまのかはのさゞれしもきみしふみてば玉とひろはむ。○古への文は、言の略こそ專ら多けれど、よく考れば、意通れり、中頃の文に、言を略しは、おほくは、理たらはず聞ゆ。）

皇御孫命能。宇豆乃幣帛乎。 この次に、奉弖などの言ないはで、直に稱辭といふ事此文に多きは、略に過たり、下の神賀、大祓、却ニ祟神ヘ、などの古き文に、言を略けるは、かく理なく聞ゆるは、すべてなきもて、いにしへのよろしきを知れ。

稱辭竟奉登宣。

座摩乃御巫乃稱辭竟奉。皇神等能前爾白久。 座摩は、本攝津國、西生郡の所の名にて、式にも、同郡に、同神の社あ

り、此次に、皇神の敷坐云々ちふ文にも依に、いにしへより、この大神の敷坐し所に、仁徳天皇、宮造し給ひて、宮中に齋まし、故に、其後大和、山城と、京を遷されても、同じくうつし齋はれて、そこを卽ち座摩といひしなるべし。（神名帳頭書といふ物に、神功皇后を祭るよしいふは、とらず。）〇是を、ゐかすりといふ言は、座は、令集解に、居とも書しかば、ゐとよむ事は定かなり、然れども、居も、摩も、借字、井之後ちふ、所の名にや有けむ、しを、すといふは、音便なり、さてこは御井の神の祭也、又式に、御川水の祭にも、此座摩御巫を、用ゐらるゝをおもふに、そのはじめ、井の邊に坐す神を、御井の神と、祭られしにや。（又座摩を、ゐかすりと唱ふるも、定かなるよし見えれば、思ふにゐなでといふにはあらずや、さらば井之塘の意なる故に、御井、また御河水にも、祭らるゝならん歟）

生井。 神名式に、生井神、清和天皇紀、同じ。

榮井。 紀にも、式にも、福井神と有、榮、福、幸、などは、言意ともに同じ。

津長井。 紀、式ともに、綱長井神とあり、訓はおなじ。

阿須波。 紀、式ともに、云々神と有、古事記に、大年神子にて、庭津日神、次阿須波神、次波比岐神とあり、萬葉廿上總歌に、爾波奈加能、阿須波乃可美仁、古志波佐之、阿例波伊波々牟、加倍理久麻弖爾、とよめり、文德天皇紀に、大炊寮、大八島竈神、齋火武主比賣命、庭火皇神、云々、この竈の神は、阿須波神と、同きよし、萬葉の歌の所に、考あり（越前國、足羽郡に、足羽神社、式に出、又河內國にも、足羽ちふ所、萬葉に見ゆ、又越前に、福井と書て、今はふくゐといふ所は、本は、さくゐなるべし、續紀に、榮井宿禰ちふ氏、かた〴〵見ゆ、是越より、出し氏ならんとおぼしき。）

波比支登。 紀も、式も、波比祇神と有、然れば、波を、淸、比を、伊の如くいひ、支を濁るべし、今の本に、波を、婆と書しは、あやまれる也。

御名者白。 氏。

稱辭竟奉者。皇神能敷坐下都磐根爾。 右の神たち、彼座摩の地を、本よりうしはきませし事、この文にて知らる、今の京を建給ひし時、閑神、齋神の社

〔生井、榮井、津長井〕本居宣長は此の三神は、八上比賣の子、「御井神」を三柱に稱へ別けたる也といひ、鈴木重胤は「生井神」は行井神にて流れの神也、榮井神は醴泉（サクヰ）の神なるべし、和名抄に醴泉（古名左介伊豆美）とある是也、津長井は、井泉神也」といへり。

〔爾波奈加能云々〕汝歸り來る迄は此の庭中の阿須波神に木柴さし幣帛を奉り、旅行の恙なき事を祈りつゝ待ち居らむと也。

〔大炊寮〕內裏神祇官の北に在り、宮內省の被官、諸國の春米雜穀及び、諸司の食料分給の事を掌る。

［宮内省］諸國より
の調物及び舂米を
出納し、官田及び
飯食産を知り、內
外の膳食の事を始
め宮中一切の庶務
を掌る。
［神代の宮造云々］
古事記、大國主命
國讓の段に「天津
日嗣知し召さむ、
富足る天の御巢如
して、底つ石根に
宮柱太知り、高天
原に氷木高知りて
治め云々」とあり。
［千木］鈴木重胤は
「千木は讃木（チギ）
の義也、古事記に
氷椽とも氷木とも
書きたるが、合木
の由にて千木、氷
木ともに異る事な
し」といへり。
［博風］屋根の切妻
の合掌形の板をい
ふ、元は神殿造の
千木と同一也。

を、宮内省に、祭らるゝ類なり、さてその庫序に、難波の宮の時の事なるを、大和、山城の都にても、古へにならへて、かくは稱申給ひけむ事、上に云が如し、

宮柱大知立

是より天皇の、大宮をいふこと、柱を、大く築くさまをいへるなること、上の臣の問 高知の下に、いへるが如し、此下つ岩根より下の言どもは、いと上つ代の妙なる言にて、古事記に、神代の宮造の事にもいひたり、

高天原爾千木高知氐。

高天原とは、そらに高きをいふのみ、大祓の詞に、馬の耳の高きをだにいひたるは、古への文、專ら如此なり、知は、歛にて、築きをいふこと、右に云に同じ。○千木は、垂木也、多利の約知なる故に、しかいへり、何ぞといはゞ、古事記の今本に、この言を一所は、氷木、一所は氷椽とあり、此氷は、垂の略書、乏なるを氷と見て、書しものぞ、又から文好む人、氷柱におもひよりて、乏を、氷と書なせるにも侍るべし、顯宗天皇紀の、室賀の御詞に、取置椽橑、此家長之御心之齊也、と有椽橑の字、即多くの垂椽もて、家ばらを平かにすれば、齊ともの給へるを、おもへ、かくて古への家の屋の椽は、今も田舍に殘れり、そは今杈首といひて、それが末を、棟の上にて組て、本をば軒の端まで、多くならべ垂て、屋ばらをも、軒をも、持する也、且その組たる末端は、棟の上に築く並出て有をもて、垂木高知とはいへり、この言も諸々の説あれど、みないにしへの屋にかなへるなし、仍て年月におもひて、やゝ得たり。（神武天皇紀に、此言を博風と書しは、既に藤原、奈良の宮などの頃にいたりては、宮殿皆からさまになりて、古への宮造りにあらず、且文をもからごとに飾せんとてのわざ也、故に博風は、垂椽に當る事違し、紀には、から人のまどへる文字の多き也。○今は田舍にても、其杈首の末端は切て茅など覆ひて、雨包をし、又よろしき家の軒は、彼垂木の本をも、斬きて、に切て、別に細き木を並置て、それをのみ、垂木といふ言となりぬ、考にいへる如き家作は、今山田舍には、稀にあり、又秋の穗屋てふものには、皆彼ちぎの端の出たるを、別に藁などもてつゝめり、是ぞまことに、古へおぼゆるもの也。）

皇御孫命乃瑞能御舍乎

〔萬葉〕萬葉集也、二十卷、仁德天皇の御宇より淳仁天皇の御宇に至る凡そ四百五十年間の歌、四千五百十六首を收む、國民精神を表現する事最も雄渾劃切なる日本最古の歌集也。

〔さが〕幸（サキ）の轉也、吉兆也。

〔神祇官〕大內裏郁芳門の南に在り、東院西院に分れ、中門を以て通ず、天神地祇を祭祀し、諸國の官社を總管し、祝部、神戶等の名籍を掌る、八省百官の上に位す

〔齋院〕神祇官の西院也。

〔式〕延喜式也、五十卷、朝廷年中の儀式、百官臨時の作法、其他事務、恒式等を記す。

仕奉氐。みづちふ言は、萬の物の、稚くすくよかなるをいふ、神武天皇紀に、みづ〳〵し、久米の子良、萬葉に、若枝の事を、み豆枝さし、といひ、顯宗天皇紀の、室壽の御詞に、稚室ともの給ひ、當人の、みづ〳〵しといふも、是なり、こゝに、みづのみあらか、上に、みづ穗の國ちふも、共に同じ意のほめ言と知べし、然るに後に、瑞の字を書は、本の意に違し、紀も、此文も、から文に依て、かゝること多し、こゝの言を知てのち見ば、違へること、明らかならむ。(同じ瑞の字も、瑞瑞といふ類は、祥瑞のよしなれば、さがとよみて聞ゆ、後人それをも、とみのみづといふは、ひが言也。) 天御蔭。日御蔭登隱坐氐。天を覆ひ、日を覆ふがための屋なるを、文にかくいひなす事、中つ世の人、既に及ばず。〇御は、眞也。 四方國乎安國登平久。知食故。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎この間、略過たる事、上にいふが如し。 稱辭竟奉久登宣。

御門能御巫能稱辭竟奉皇神等能前爾白久。令集解に、巫は、御門に、一口といへれば、一口して、四方の御門の祭に仕奉るなり、また祭は、神祇官の齋院にて有と、四時祭式にいへるは、新年のみか、下の御門祭は、其御門にて行るゝならむ。 櫛磐間門命、豐磐間門命登御名者白氐。稱辭竟奉者。古事記に、天御孫命天降ます時に、思兼、手力男、天石門別の大神たち有て、次に、天石門別神、亦名謂二櫛石窻神、亦名謂二豐石窻神、此神者、御門之神也、と云り、その櫛は、借字にて、美細ちふ言なれば、奇魂なり、豐は、大きに勢ひある事にて、荒魂なり、然れば、一神を二つに別稱ひ、且式に、四方御門、各

「名神大」大は公式令に依りて、大社の社の字を闕字にせる也、名神は有名の社を擧げて以て全國の神社に代らしむる意の一種の社格也、延喜式に載する所の名神三百九座あり、大社は案上の官幣に預る神社をいふ、延喜式神名帳に始めて大社小社の別出づ。

「生島足島神社」生島神、足島神即ち大八島の靈を祀る、平城天皇の大同元年神封一戸を賜ひ延喜の制、名神大社に列す。

「生國國魂神社」今は攝津國住吉郡に在り、後世專ら生國魂社と稱す、生國魂、咲國魂の二柱を祀る。

二座と有も、此よし也。この神等、下の御門祭に出。

四方能御門爾。湯津磐村能如塞座氐。湯津は、五百の略、村は群也、古事記に、走ニ就湯津石村一ちふ言を、紀に、凝ニ越五百箇磐石一と書る類、同紀、萬葉などに多し。（湯津桂などの湯津も、皆五百箇也、されど、そは一木に、枝の多きにて、竹々に、心得の別有り。）

朝者御門開奉。夕者。御門閇奉氐。古へは、傍に置たる戸を取て、立ふさぎし故に、萬葉に、鏡の山の、石戸立隱爾計良志、といひ、常にも、戸を立るといふは、是なり。

疎夫留物能自下往者。下乎守自上往者。上乎守夜能守。日能守爾守奉故。皇祖神の大命に従はで、御孫命にうとび荒ぶる、如五月蠅邪神の天より地より、大宮へ入來むとするを、よるひる、守ます神にて、坐る故と也。

皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。上にいへり。

稱辭竟奉登宣。

生島能御巫能稱辭竟奉。皇神等能前爾白久。式に、和泉國、大島郡、生國神社、（鋤鍬）また信濃國に、小縣郡、生島足島神社、二座、（名神大）とあり、よし有て、是等の神を、京に遷し齋しにやともいふべけれど、思ふに、同式の攝津國、東生郡に、難波坐生國國魂神社二座（並名神大、月次、相嘗、新嘗）と有、貞觀元年紀にも、難波生國魂神、坐摩神など出たり、然れば、本この御名に依て、所を生島といひしを、二郡に分て、東生西生とのみいひ、又その生をも、後には奈利と唱へ誤りつ、今も生魂神社の、難波に坐にて知るべし、かゝれば、既にいふ如く、是も高津宮にて、齋給ひしを、都ごとに遷されけむ、仍ていづくはあれど、難波生島に依べく、おぼゆるなり。（和名抄には、東生西生と書て、比牟我志奈利、邇志奈里、と訓たれど、其頃

〔難波の宮〕難波の高津の宮也、攝津國東成郡大阪に在り、第十六代仁德天皇の皇居たり、而して爰は仁德天皇を指す。

〔荒魂和魂〕靈魂活動を二方面より表現して名けたる名也、「和」は直日の純化を經、「荒」は未だ多く純化を經ざる意也、書紀神功皇后の條に「和魂服ニ玉身一、而守ニ壽命一、荒魂爲ニ先鋒一而導ニ師船一」と見えたるを始めとす。

〔生國足國〕鈴木重胤は、國土人民が生々化育創造進化する所の妙用を表し名けたるものなりといへり。

〔狹國云々〕國土人民が修理固成されて行く狀態也。

既に、唱誤れる類も多ければ、とらず。〇神祇官ちふ名は、纖體紀に始て見えしかど、既に祟神の御時より後、漸にこの祭ありて、難波の宮の頃には、諸神を合せ祭給ふ宮なども、有つらむを）

生國足國乎。御名者白氐。稱辭竟奉者。右の生島は、地の名、此生國足國は、國を知ます神の、御功を稱申也、且二座とするは、同神の荒魂和魂なること、既に云るが如し

皇神乃敷坐島能八十島者。島は、郎國をいふ、次の文に、狹國は廣云々といひ、紀に、大八島國といへる類也、さて敷坐島云々と、いふをおもふに、右の難波生國魂神を擧しは、古へ仁德天皇、諸の國魂大神を、一所に難波にて、祭給ひつらむ、仍て生島といふ事は、狹きが如くして、末はかく、天の下の事におよべり。

谷蟆能。狹度極。こは他には、谷蝦蟆とあり、こゝには、字を略けり、ことばは、萬葉に、谷具久といへる、是也、さて蝦蟆が一歩の、一寸にもたらぬを、ものゝ狹ききはみのたとへとす。

鹽沫能。留限。こは海潮の滿ゆく時、流るゝ沫の、至り留るかぎり、果といふにて、天の下の遠き限りをたとふ。

狹國者廣久。峻國者平久。島能八十島。墜事無。おつるは、漏るにおなじ。

皇神等能依志奉故。島と國はひとしきなしらせて、互にいひ、その國々漏落ず、御孫命に依奉ると也、此谷具久よりの文も、上つ代の言の妙なるを、是に借用し也。

皇御孫命能、宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。

辭別。言にいひ別て、といふのみ。

伊勢爾坐。天照大御神能大前爾白久。雄略天皇紀の、大御歌に、多禮會、意富

〔しまらく〕しばらくに同じ。

〔天雲の云々〕「曾久敝の極」は萬葉集卷三挽歌、丹生作歌に出で「遠隔の極」は同集卷四、丹生女王の歌「天雲の遠隔の極遠鷄跡裳心し行けば戀ふるものかも」とあり。

〔青雲〕鈴木重胤の說に「靑星綺星の天を圖羅て稱ふなり」といへり。

〔白雲能云々〕鈴木重胤の說に「山川の出氣の升りて雨水となり降らむとする雲をいへり」とあり。

〔不乾二船腹一云々〕新羅王、神功皇后に征伐せられて降參の時の言葉也、忠順に仕へて、船檝絶え間なく朝貢せむとの意也。

麻幣爾麻袁須、と有を思へば、是なも、おほまへといふこ、古へなる、されどふとゝいふも、後のことなれば、しまらく從へり。〈大御神と有は、古事記と均しくて古へ也、末に是を、大神と書たるは、から文にならひて、紀などのさまなれば後也、さておほみかみと書て、唱ふるには、おほんがみといふぞ、物唱ふる音便なる、この類、大御歌などいふいと多し〉 皇大御神能〈の、次下の例と、古言の理によりて、大御の二字を補つ、今本は、よろしからず〉 見霽志坐。四方國者。〈天知しめす、日の神に坐故に、しかいふ〉 天能壁立極。〈天の壁の如く、四方に側ニ見ば〈天能壁立極、といふこと、下の十八九句の言どもは、上つ代の文の言どもを用ゐしものなり、この類の言を、萬葉に、藤原の宮人など、歌にとりてよめり、然れば、いと古への言也、既に藤原の宮人すら、かゝる妙なる言をば、えいひ出ざりければ、奈良人をおもひはかるべし〉 國能退立限。〈國は、土といふに同じ、退立は、遠放立也、左と、曾さ音通ひ、加利の約は、伎なれば、約ても、延てもいへり、萬葉に同じ言を、天雲乃、曾久敝の極、天雲能、遠隔の極、遠鷄跡裳、など有は、曾介の介を延て、曾久敝と云に、同じ言也、古事記仁德の條、玖毛婆那禮、曾岐遠理登母、と有も、同じにて、伎介久は、同音也、且放と、退は、心相通へば、退とも書つ、立は、右の壁立の立の如し。〉 青雲能靄極。〈白と青を通しいふは、神武天皇紀に、青雲、白肩之津、などいひて、その例、かぞふるにたへず。〉 白雲能墜坐。向伏限。〈青といひ、白といふは、言をかへこ、文をなすのみにて、萬葉の長歌に、おほきいひなし也。〇向伏とは、遙に向ひ見るに、隱伏てある雲の、限りをいひて、上といさゝか、かへたるなり、萬葉に、天雲の、向伏國、神功紀に、天疎向津媛、その外おほし。〉 青海原者。棹柁不干。〈船の間もなく通ふをいふ、柁は、古事記に、新羅王の云、不レ乾二船腹一、不レ乾二艫檝一など有、是等字こそ異なれど、こゝの言には、さをかぢとよむぞ、側な

〔荷前〕「にさき」の轉也、「荷」は貢物の荷にして、「前」は初穗の意也。

〔東人之云々〕萬葉集卷二、久米禪師石川郎女を娉するの歌也、「東人の荷前の篋の荷の緒にも」迄は乘るの序也、調貢物の箱は馬に乘さるものなるが巧に之を緣とせり、「妹云々」は我が心に妹の姿が浮びて忘れ難しと也。

〔五十行佐具久美〕萬葉集卷四、丹比眞人笠麿の長歌及び同二十藤原宿奈麿の長歌に見ゆ。

〔八十綱打掛氐云〕八十綱は長き多くの綱也、鈴木重胤の説に「外國の方物を引寄せて貢令め給ふ譬也」といへり。

る。（艤と舵、柁は、同字也、和名抄に、艤は、正レ船木也、又柁船尾也、多伊之、といへる是にて、今時加地といふ物也、古事記に、倭建命詔、吾足不レ得レ歩、成ニ當藝斯形一。これ柁の柄の、曲るに當て、いへること、次に又、吾足如ニ三重勾一、と詔にむかへてしらる、然れば、柁は、上つ代より有し也、萬葉などに、ふなかぢといへるは、今俗の、艫といふ物也、仍て八十梶、眞梶などいひて、多伎之をいはぬは、歌によみなれず、句調もかなはねば、自もれつらん、祝詞も、調を專らとすれば、さなかおといはで、加地多伎之といはぬこと、萬葉にひとし、然るをこゝに、梶柁と書しは、奈良人、から字をおもひて、我國の文を、忘れしものぞ、かく書ては、中々に惑はし、ただ佐乎加地と、假字にこそ書べけれ。）**舟艫能至留極**（陸にては、馬爪至留限、といふに均し。）**大海爾舟満都々氣氐**（陸にては、長道無間、といへり。）**自陸往道者荷緒結堅氐**（諸國より、今年の初物を、奉るを、荷前といひて、篋に納め、荒薦に包み、緒して馬に乘駄るをいふ也、萬葉に、東人之、荷向の篋乃、荷之緒爾毛、妹情爾、乘爾家留可聞、と見えたり）**磐根木根。履佐久彌氐。**（踏佐伎の、伎を延て、佐久彌といふにて、踏割也、萬葉に、こゝの如くもいひ、又船路にては、浪上乎、五十行佐具久美、ともいひつ、久を重るは、行割々々を略けり、具と濁るは、音便のみ。）**馬爪能至留限。長道無間久立都々氣氐。**（上にいへり、さてここを、皆云切て、次の荷前へつゞけり、）**狹國者廣久。峻國者平久。遠國者。八十綱打掛氐。引寄如事。**（遠國者云々は、三種に本よりにて、くさぐさの國も、追々に貢奉りし事、いにしへ多かりし故にいへり、又狹國は廣くとは、出雲風土記に、其國狹く作りしとて、新羅、其外の國の餘りを、八十綱掛て、引よせし事をいへり、それらの意におなじ。

〔大内〕「内」に對していふ、大内裏の意也、「内」は里内裏をいふ。
大内は一定せる皇居也。
〔諸陵〕帝陵及び外戚の墓の中にて、延喜以後は十陵八墓となれり。
〔天津神籬〕「天津」は美稱、「神籬」は「火守城」（ヒモロギ）の義にして、「直日」（神ノ）を齋き祭る所の意也。
〔天磐境〕「磐」は「岩」に齋、祝の意をかけ含ませたるなり岩にて境ほる神聖なる所の義也
〔をこ〕「をかし」の語原、癡嶷なるをいふ、支那後漢の頃の南蠻「烏滸國」の俗顛倒して笑ふべき事多し、後ちをこと混淆す。

皇大御神能寄奉波。右の事ども、皆此大御神の御依なるをいふ。○今本、よさしまつらばと訓ては、こゝの文にかなはず。荷前者。是をのざきと訓べき例など、萬葉考の別記に出、今本これなるも、はつほと訓せしはわろし。いざさと訓こと、萬葉に、荷向と書しにてもしるし、さてこは、諸國にて出來る調の初物を、大内へ奉りて、大内より、伊勢を始て、諸の陵へも、奉出し給へり。（伊勢大神宮式の、九月新嘗祭の條に、調荷前絹、一百三十匹、云云、絲、綿、布、木綿、麻、臘、熟海鼠、堅魚、鰒、鹽、油、海藻、（己且諸國封戸調荷前也）とあり、又神宮諸陵へ奉り給ふ荷前は、篋に納、延薦に包、枝に着と見ゆ、初穗といふは、稍にいふ名のみ。）皇大御神能大前爾。如横山打積置氐。殘乎波。平聞看。其餘を、御孫命また、の常坐す也。又皇御孫命御世乎。手長御世登。堅磐爾常磐爾この爾は、常磐の如くに、といふを略、辭也、萬葉に多し。齋奉茂御世爾。幸閇奉故。是は神代紀、一書、千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣寶祚之隆、當下與二天壤一無上レ窮者矣、また下に、一書、高皇産靈尊因勅曰、吾則起二樹天津神籬於天磐境一當二爲吾孫一奉レ齋矣、汝天兒屋命、太玉命、宜起樹二天津神籬一於葦原中國一、亦爲二吾孫一奉レ齋焉、是らの事をもて、書るにて、こゝは、天照大御神の、御孫命の御世をも御命をも、常磐に、茂御世に、齋幸奉ませる故もていふ也。（神代紀の今本は、この所文亂れて、字誤れる事多し、故字を正して引つ、疑ふ事なかれ、又紀は、から文體に書しかば、皇朝の言にては、よむましき字多し、今その字どもには、しるしを付たり、吾國の言をわすれたる人、かのから文のまゝに訓しは、いふにもたえぬこと訓ぞ。）
（茂の言は、既に出。）皇吾睦神漏伎。神漏彌命登。こは、上に云へり、されども、天照大御神をば、御父母を兼て、敬こと

〔日女神〕天照大御神也、また大日孁貴尊ともいふ。
〔鴨自物云々〕萬葉集卷一、藤原宮役民の長歌に出づ。
〔宍自物云々〕萬葉集卷三、大伴坂上郎女、神を祭るの長歌に出づ。
〔官田〕令集解に、「御稻田謂二之官田一云々畿內置二長田一、不輸租長田謂二御稻田一、供御造レ食料田耳」とあり。
〔畿內〕孝德天皇の詔に、「凡畿內、東自二名墾橫河一以來、南自二紀伊兄山一以來、西自二赤石櫛淵一以來、北自二狹々波、合坂山一以來爲二畿內一」とあり。
〔縣主〕諸國の御料田のことを掌り之を世襲す、孝德天皇に至りて廢す。

わりにて、一柱の御事をも、かくいふか、出雲國造神賀に、高天能神王、高御魂、神魂命と有は、男神たち故に、神呂岐とのみとなへ、こゝは日女神を申なれば、只かむろみとのみ申べきなり、是も奈良に及てあやまりけむ。

宇事物。頸根衝拔。鵜の鳥がかつくには、頭を倒に水に衝入るを、人の頭もて、地につき敬ふに、譬たり、且頸根は、首根なり、頭を倒にするには、先頭がもとなるをもていふ、事物は、卽その物をいふ辭にて、萬葉に、鴨自物、水に浮居てと、船の浮びゐるを譬いひ、宍自物、膝折伏氐、と人の膝をかゞめて、敬ふに譬たる類也、事も自も、ともに假字也、且濁る言なれば、此假字どもを書り、衝拔は、突通すといふにおなじくて、事を強くいふ也、さてこは、御孫命の、御自敬ますさまなり。

皇御孫命能。宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。

御縣爾坐皇神等前爾白久。縣は、後に郡といふに同じ、故文は古へに依て、縣と云へり、卽この六つの縣と、郡の名の同きもて知べく、且郡ちふは、暫後に定られたる也、さてこの御縣は、令に官田といふにて、畿內に、天皇の供御の物を作る、御庄といふも是也。（縣は、古事記の、成務天皇條に、定二賜大國小國之國造一、亦定二賜國々之堺及大縣小縣之縣主一。とあるを、日本紀に、國郡縣邑、と書しは、後を逆のぼらせて書たり、紀はかく實を失へる事多し、いかにぞなれば、類聚國史の國造の條に、延曆十七年三月、詔曰、昔難波朝廷、始置二諸郡一、云云、とあるにて知らる。）

高市。葛木。十市。志貴。山邊。曾布登。御名者白氐。此神たちの御名は、別にあれど、こゝには、たゞその社の坐所を、御名といひなせり、式にも六ながら、御縣坐神社とのみ、擧られたり。

此六御縣爾生出。甘菜辛菜乎。菜の事は上にいへ

〔御縣〕「あがた」の語義諸說ありて未だ定め難し、神武天皇紀に見えたるを始めとす。

〔御莊〕皇室御料の田莊の義也。

〔蘇我大臣〕蘇我稻目の子、馬子也、敏達天皇の元年大臣となる、飛鳥河上に庭池を造り島を築く、世に島大臣と稱す。

〔內膳職〕內膳司に同じ、宮內省の被官也、天皇の御膳を總監し、飮食を先づ嘗むる事を掌る、上古より高橋阿曇二氏此の職に居れり。

〔山口〕鈴木重胤の說に山口は山の入口卽ち麓の義にて且つ水のことを知す鎭神なるを添へ含めたりといへり。

り、惣てこゝより、獻るもの多かるを、この文には、略きていはず。

持參來氐。皇御孫命能長御膳能遠御膳登。聞食故。皇御孫命乃。宇豆能幣帛乎。稱辭竟奉登宣。この御縣どもは、いと上代より、御莊と定めましゝにて、推古天皇紀に、蘇我大臣の本居、葛城縣なるによりて、其御縣を賜らんと申せしを、朕が御代にこゝを失ひつと、後の君のの給ひなんとて、ゆるさせ給はざる事あり、其後孝德天皇紀に、於二倭國六縣一被レ遣レ使者、宜下造二戶籍一幷校中田畝上とあり。〇山城の京となりては、內膳職の十所の御園を定め、各その御園の神、十四座をも祭ませど、猶古へに依て、大和の六縣は、月次、新嘗の祭など絕させ給はざる也。

山口坐皇神等能前爾白久。飛鳥。高市郡。石寸。十市郡。忍坂。城上郡。長谷。同上。畝火。高市郡。耳無登。十市郡。御名者白氐。其社の在所を、御名とするには、上におなじ。凡山口坐神といふは多かれど、ことに此次の社を、月次、新嘗に祭らる、さて畝火、耳無は、孤立し山にて、今にては、宮材なるべき木はあらねど、いと上つ代に、この六つの山にて、採初られし山有て、諸の國にて採せらるゝにも、まづこの山口の社を祭りたまふ事とやなりつらむ。其材を採せらるゝ、山神の祭は、各又別に有。

遠山。近山爾生立留。大木小木乎。遠き山は、諸國の山也。本末打切氐。持參來氐。大殿祭の條に、今萬葉に、藤原の宮造の材を、近江の田上、その外四方の國國より、持參る事を云へり、是を以こゝを知べし。

〔水分坐皇神〕古事記の、速秋津日子、速秋津比賣二神河海に因りて持ち分けて生める神、天之水分神、國之水分神を指す。

〔神左振云々〕萬葉集卷七に芳野作として出づ、神々しく物古りて、磐根の凝り重なる吉野の水分山を見れば見るが中にも、扱も面白やと也。

〔穎爾母々々〕鈴木重胤の說に「此の穎にもの穎は上に初穗をばと云る其を指す事にて、第二詞にある千穎八百穎爾奉置氐の詞を省かれたるなれども、其なりに能く通ゆるなり」といひて本書の「略に過ぎたり」てふ說は、當らずといへり。

奥山乃、大峽小峽爾立留木乎、齋部能齋斧乎以、伐採氐、本末乎波、山神爾祭氐、中間乎持出來氐、と有にひとし、こゝに遠き山といひ、かれに奥山といへるは、右にいふ諸國の山也、近きはこの六の山のみならず、惣て近きをいふ。　皇御孫命能。瑞能御舍仕奉氐。天御蔭。日御蔭登隱坐氐。四方國乎。よもは、四面の略にて、方と書は、ことわりのみ。　安國登平久。知食須賀故。皇御孫命能。宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。

水分坐。皇神等能。前爾白久。古事記に、天水分神、（訓レ分云二久麻理一下效レ之。）とあれば、みくまりと云也、後世の訓は、よしなし、この水分は、文武天皇紀に、奉二馬于吉野水分峯神一祈レ雨也、萬葉に、神左振、磐根己凝敷、三芳野之、水分山乎、見者悲毛など有にて、瀧川の分れて落る所を、かたくへわかち配る意にて、水配と云、婆と麻は、清濁通ふ例もて、美久萬里と云也、且さる所に坐神故に、田の水につけて、祭給へり。

吉野。右に見ゆ。　宇陀。式に出。　都祁。式に、山邊郡に、都祁水分神社出たり。（今山邊郡、鞆田村と云に、都介山と云山あり、こゝなるべし。）　葛木登。式に、葛上郡に、出。（今葛上郡増村といふに、みこもりちふ所あり。）　御名者白氐。稱辭竟奉者。所もて、御名とするは上におなし。　皇神等能寄志奉牟。奥津御年乎。八束穗能。伊加志穗爾。寄志奉者。此言ども、上に出。　皇神等爾。初穗乎波。穎爾母。汁爾母。甕閇高知。甕

腹滿雙氏。頴は、穂、汁は酒をいふとし、既にいへるが如し、然ればこの所は、言の略に過たり、常有事とて、みだりに略く時は、俗におつる也、上つ代には、此さかひをよくせり。

稱辭竟奉氏。遺波手皇御孫命能。朝御食夕御食能。加牟加比爾。是も朝夕の御食料の、神饌にしてといふ也、神は、即神に奉れる遺といふよりうつりて、是をも崇みいふのみ、加比は、稻穂の名なれど、米の事にもいふ例、上の御年の神等に申す文に、いへるが如し、下に和稻といふも、即米也。

長御食能遠御食登。長も遠も、祝こと也。赤丹穂爾聞食故。丹、もと赤土をいふ、且その赤き餘光を穂といふ、萬葉に、紅、衣染、雖欲、著丹穂哉、人可知、などいへり、さてこゝも、御孫命の御病おはしまさず、大御顏の赤きを申せり、下の神賀に、赤玉能、御阿加良毘坐ちふも、おなし事なり。皇御孫命能。宇豆能幣帛乎。稱辭竟奉久乎。諸聞食登宣。諸聞食ちふ言を、この中には、擧し祝詞どもには、略きて、いと始の文とこゝとに云て、事を終たり。

辭別。事なさらにあらためて、かくいふ事、上の條に均し。忌部能 忌部氏の事、上に出。弱肩爾太多須支取掛氏。弱肩云云は、續日本紀の詔に、弱き身に、重き任することを、詔へるに均しく、文にいひて、且つ忌部の勞き仕奉るを、あらはせり。持由麻波利仕奉禮留幣帛乎。持は、その幣を、取まかなふよしをいふとし。由麻波里の由は、伊牟の約也、仍て古へは、齋ことを、由といへり、即下の神嘗祭に、持齋波里と書つ、麻波利は、其伊美の美を、延たることばなる事、上

〔加牟加比〕本居宣長の説に「加牟加比の加は宇加之御魂などいふ字を省けるにて食(ケ)なり、食も字氣の字を省けるにて加と氣とは一なり云々 加牟加比は食向、(ケムカヒ)にて御饌に着き給ふをいふ也」とあり。

〔丹〕丹は總て麗はしく氣韻の微妙なるをいふ、匂(ニホヒ)と云ふなど之に同じ。

〔紅云々〕萬葉集卷七、譬喩歌、「寄衣」の所に出づ。

〔忌部〕鈴木重胤曰く、「職名にて、儀式に忌部二人とあるを指す」と。

〔弱肩云々〕神代紀に「乃使太玉命弱肩被太手襁云々」とあり。

の字其麻波里の下に、いへるにおなじ、〇齋部は、神事の時、手行有故に、襷を掛めり、御膳に仕奉る男女の、襷領巾を掛るが如し、後世神を拜む人、よしもなく、木綿襷を掛るは、いかに、（萬葉に、色に出な由米ちふは、齋つゝしみて、顯すことなかれといふ意也、仍て此由米の言に、齋、謹、勤、努などの字を書し歌多し、又大嘗祭の、悠紀などいふ、是也。）**神主。祝部等、受賜氐、**御孫命の御手代として、忌部の忌仕奉れる、大幣帛たるよしを、神主等よくうけ賜りてよと也。**事不過。捧持奉登宣。**謹敬て持退て、それが國所の大神へ奉れと御孫命ののり給ふ也。

〇春日祭

神名式、（大和國添上郡）春日祭神四座、と見ゆ、鹿島坐武甕槌命、香取坐經津主命、天兒屋命、萬幡姫命におはすといへり、祭は、四時祭式に、二月、十一月、上申日也、この祭の始れるは、貞觀元年十一月九日也と、或ものに云へり、實錄に、その事見えずして同十八年二月丙申、春日祭如レ常、とあり、儀式にも擧られしかば、定か也、かくてこの祝詞は、彼貞觀の頃に作るなるべく、文のさま、今の京にても、暫後人の言にて、古に違ふこともあり。

（色に出な由米）萬葉集卷十四、東歌武藏國歌の所に出づ「戀しけば袖もふらむを武藏野のうけらが花の色に豆な由米」とあり、豆（ヅ）は出づの約りたる也。

（神名式）延喜式の神名帳の意也、神名帳は諸國の神社の名又たは位記を記載したる帳簿をいふ、神祇官及び諸國に之を置けり今傳はるは延喜式神名帳のみ也。

（萬幡姫命）神名祕書に「天照大神相殿の姫神、栲幡千姫命於二春日一者第四神殿坐也」とあり、古事記の「萬幡豐秋津師比賣命」日本書紀の「栲幡千々姫」と同神なるか。

天皇我大命爾坐（衆）祝詞には、既にいふ如く、御祖皇神たちを、御親み、崇み給ふよしにて、其高祖皇神を、皇親と申給ひ、御孫命ともゐたまはする也、又常の宣命は臣民へ下し給ふなれば、天皇の大命と、のたまはしぬ、下の神賀に、國造が申所には、天皇と申、天ノ神王の御門の事を申所には、御孫命と申せり、大祓の詞にも、始め臣たちへ宣ます條には、天皇としるし、後の祓の詞には、御孫命と有、是らをもておもふに、此祝詞に、常の詔の如く、天皇云云と書しは、例にたがへり。（今本に、坐世と有は誤也、今衆に改む。）　恐伎鹿嶋坐健御賀豆智命。此建御雷神、經津主神は、皇祖神の詔を奉て、下ツ國を和し平給へる、大なる功有大神なる事、古事記、日本紀に見えて、明らかなれば、更にもいはず、さて式に、常陸國鹿島郡、鹿島神社、名神大、月次、新嘗、と有て、古今さることと、人皆思ふ也、然れば紀に擧べきを、今なきは、文の落し成べし、猶下にいふ（鹿島香取は本、臣の神なれば、かく云ふかと云人有べけれど、此前後に、臣の神、いとおほけれど、祭には、皆御孫命と有、是のみならず、此の祝詞には、いぶかしき事、いと多し、次々にいふを待べし。）恐伎ちふ言は、伊勢の神宮の御事にも、かゝる所にはなし、言體よく居侍らず、いかにぞや。　香取坐伊波比主命。式に、下總國、香取郡、香取神社、名神大、月次、新嘗と有、さて是は、經津主神を、齋之大人とも申す也、神代紀一書に、天神遣二經津主神、武甕槌神一使レ平二定葦原中國一、時二神曰天有二惡神一、名曰二天津甕星一、亦名天香々背男、請先誅二此神一、然後下撥二葦原中國一、是時齋主神、號二齋之大人一、此神、今在二乎東國檝取之地一也、既而二神降二到出雲國一云云、右の齋主神ちふ言の、主は、大人ちふ言なる事、同紀に、丹波道主を、道主王とも書にて知べし、然れば、齋主神、號二齋之大人一といふは、たゞ同じことにてあり、仍ておもふに、こは經津主神を、號二齋之大人一と有けるを、經津の二字を、齋一字に誤しもの也、しかるときは、他に齋主と書しをも、こゝをもて、いはひのうしと唱ふべし。（亦名云云七字世に禁中御本と申に、小字にせ

〔宣命〕國語を以て天皇の言を宣布するものをいふ、宣は宣散、命は諭言也、支那にて秦以前天子の言を命といへり、初めは其の人にかけて、告げ聞かする事をいひしが、後ちには眞の本書を指して宣命といへり、この中神事に係るを「のりこと」といひ一般なるを「みことのり」と稱す。

〔天皇〕事物紀原に「陶鑒三五曆紀曰、歲起二攝提一、元氣肇始、有二神人一、號二天皇一、項峻始學篇曰、天地立、有二天皇一、美情帝系譜曰、天地始起、溟涬濛鴻、即生二天皇一、治萬八千歲、此爲二皇之始一也」とあり、我が「すめらみこと」也

ろはよし、又此神今云云十二字も、同じ御本に、小字也、仍て考ふるに、此時云云の十字も、おなじく小字也けり。○神代紀の今本は、字ども甚みだれて、文も、前後紛誤れし事多し、又は、後世人、私に字を加へし所もありと見えて、心得がたき所ぞおほかりける、古意古言を得たる人よく見よ、大かたの人のおもへるは、中々に害也。」○右の小書に、齋主の坐所をいふからは、武甕槌の、鹿島に坐事も有つらむを、字みだれて、落しものなり。

枚岡坐天之子八根命。式に、河内國、河内郡、平岡神社四座といひ、既に貞觀七年の紀にも出づ、こは藤原氏の遠つ神祖に坐ば、必あはせ祭るべき也。

比賣神。萬幡姫命也、と云り、正しき書には見えず。

四柱能皇神等能廣前仁白久。廣は、太といふに同じ、さて伊勢神宮の外は、皆前とのみ有、その中に、平野にのみ廣前と有は、前つ天皇を齋奉る宮なれば、しかも有べし、春日には例なけれど、藤原氏の盛なるに、よれるものなり。

大神等能乞賜能任爾。春日能三笠山能下津岩根爾宮柱廣知立。太は、廣と事によりては、心かよへど、柱に廣しといふ言なし、神代紀に、柱は太く、萬葉に、眞木柱、太きこゝろなどいひつ。(こは柱立る所をいふと、助くべけれど、太知と云ふ二言の間には、さる心もこもれりといはゞ、いひてんを、この太は、他皆柱をこそいひつれ。)

高天原爾千木高知氏。天乃御蔭。日乃御蔭止定奉氏。定の上に、言たらはず、今の京こなたには、かく略に過て、雅ならぬこと多かり、○鹿島、香取大神、三笠山に宮造して、遷し奉れてふ神ごと、神護景雲二年にありしちふ說もて、此文にも云なるべし、されど紀には漏たり、又平岡の大神も同じく、告おはせしといへり。

貢流神寶者。御鏡。御横刀。御弓。御桙。

〔平岡神社〕神名式に「並名神大、月次、相嘗、新嘗」とあり、白井宗因は當社古記に依り其の祭神を天兒屋命、葦不合尊、大國主命、天照大神となし、若宮を天押雲命」といへり。

〔比賣神〕本居宣長は天兒屋命の后神なりといへり。

〔大神等〕此處に祭れる四柱の神也。

〔神護景雲二年云云〕此の事春日社記、春日小社記、二十二社註式等に見ゆ、公事根源には「神護景雲元年六月廿一日武甕雷命常陸國鹿島より御住所尋ね出で給ふ云々、同じき三年正月九日三笠山に跡を垂れ給ふ云云」とあり。

〔御服波〕春日祭式に「祭神料安藝木綿大一斤絁七尺綱布二丈三尺、曝布一端八尺商布十二段筥八合、散祭料云々曝布一端五色薄絁各二丈木綿二斤などある之れ也
〔荷前云々〕四時祭式春日祭條に「祭神料稻六束（神祇官所進）、米糯米各三斗、大豆小豆各五升（已上大炊寮所進）散祭料米糯米各一斗五升大豆小豆各五升（已上大炊寮所進」などある之れ也。
〔御酒云々〕春日祭式に「祭神料酒一石五斗、散祭料酒六斗（儀式に「書部舁二酒樽一入立二諸衛幄前一」などもあり）
〔安幣帛〕鈴木重胤ノ說に「安は「?爲」に〔〕にて殖る義」と。

御馬備奉理。（馬備の備は、今の京の平言なるべし、雅言にあらず、古へはかゝる所にも、乎といへり、次〳〵もおなじ）御服波明多閇照多閇。和多閇荒多閇備仕奉氏。四方國能（この能も俗なり、國々利と有べし）獻禮留。御調能荷前取並氏。青海原乃物者。波多能廣物。波多能狹物。奥藻菜。邊藻菜。山野物者。甘菜。辛菜備。至麻氏。御酒者。甕上高知。（こゝに、上と書るはよし、こをもて、他をも知れ（うへの字を略きて、へとのみいふは、古き例也、且へは、えの如く唱ふ、是また音便の習也））甕腹滿並氏。雜物乎。如横山積置氏。神主備某官。位。姓名乎定氏。獻流。宇豆乃大幣帛乎。安幣帛乃。（安とは、事故なきをいふ、（姓は、今本に落たり、例と理もて加ふ。））足幣帛登。（足は、闕落る事なきなり。）平久。安久。聞食者登。皇大御神等乎。稱辭竟奉久登。白。（文の意は、明らか也、言も既に出しまゝ也、只皇大御神といふは、古事記より始て、皇祖神たち、つゞきては、天皇を申奉る例なり、今この文に、しかいふは、今の京となりて、古言の例を違へらるゝよし有職、又後に、此大神を、皇太神宮と申させ給ふより、かくもあるか。）如此仕奉備依且。今母去前母。天皇我朝廷乎平久。安久。足御世乃。茂御世備。齋

奉利。常石爾。堅石爾。福閇奉利。預而仕奉流。（預とは、大政を關り申すよりして、諸の司々、皆しかり、仍て百官にかゝれり。）處々。家々。王等。卿等乎。平久。（處々は、官省寮司衞府京國職廳をみないひ、家とは、王卿百官の家々なり。）天皇我朝廷爾。伊加志夜久波叡能如久仕奉利。佐加叡志米賜登。（伊加志は、既に出たり、夜久波叡は彌木榮を、略き轉していふ言也、いやがうへに、木の生榮るを、はやしといふ、又はえとのみもいふなり、遠江人、木草の孫枝の生茂るを、やごばえといふは、卽いやこばえなり、さておほきみ、卿、百の司の人たちまでも、いや榮に、さかえしめ給ふといふ譬也。○このいかしやくはえちふは、古言のあるを、用ゐしもの也（八桑枝の事といふは、誤也、よし桑と書とも、借字也。））稱辭竟奉良久登白。（大原野。枚岡等祝詞。准レ之。）

大原野、平岡の祭も、この祝詞を用ゐて、其所につけたる事をのみ、加ふるのみ。○枚岡は、既に出たり、大原野は、山城乙訓郡にあり、さて春日の大神を、この所に遷されしは、仁明天皇嘉祥三年也と、或ものに書つ、文德實錄に、仁壽元年二月、別制ニ大原野祭儀ニ、一准ニ梅宮祭ニ、とあれば、其前年嘉祥三年に遷されて、今年始て祭らるゝなるへし。（或說に、嘉祥三年、閑院冬嗣公の申て、遷し奉りぬといふは、ひが言也、此公は、既に天長三年に薨と、續日本後紀に見えたり、○嘉祥四年四月改て、仁壽元年となりぬ。）○四時祭式に、春日祭の次に、大原野神四座祭と擧て、神名式には、此社を擧ざるは、後に落たる歟、又同乙訓郡に乙訓坐火雷神社、名神大、月次、新嘗、此社に合せ祭らるゝ故に、別に擧ざる歟、火雷は、卽ち建甕槌同神也と、或人はいへど、いまだ詳ならず、猶考ふべし。

〔官〕令集解に「官猶職位也云々、官猶事也」とあり、爰は神祇官及び太政官を指す。

〔省〕令集解に「省明也、察也云々、上宮曰レ省」とあり爰は中務、治部、民部、刑部、兵部、大藏、宮內、式部の八省をいふ。

〔寮〕省の被官也、大舍人寮、圖書寮、內匠寮、玄蕃寮、大學寮、雅樂寮、陰陽寮等をいふ。

〔司〕省の被官にして、寮の次也、內藥司、織部司、主水司、釆女司等をいふ。

〔衞府〕禁衞の官府をいふ。

〔建甕槌〕建御雷神也、天孫降臨に先ち中國を驅除平定したる功神也。

〔文德實錄〕十卷、文德天皇御一代の實錄にして、嘉祥三年三月より天安二年八月に至る迄の史實を漢文にて記せる編年史也、藤原基經等清和天皇の勅を受けて編纂し、陽成天皇の時に成れり。

〔大忌〕鈴木重胤の說に「物忌の義なり云々、和加宇加賣命と申す時は衣食住の神と申すことし有るを、大忌神と申す時は天宮にて皇大御神の御饌神と仕奉り始給へる御職の號たるもの也」とあり、令義解に「大忌祭謂二廣瀨龍田二祭一也、令下山谷水變成二甘水一、浸二潤苗稼一得中其全稔上、故有二此祭一也」とあり。

○廣瀨大忌祭

神名式に、（大和國廣瀨郡ニ廣瀨坐和加宇加乃賣神社と有、文德實錄にも、既にかく見ゆ、且是を大忌神と申す、古書みなひとし、是を大忌といふ事の意は、猶考ふべし。）此文に、若宇加賣命と申て、穀物を依給ふ神なれば、そをあらき水にそこなはせざらむ、願事によりて、四月と七月に御使立らる、その祭の始は、崇神天皇の御代なるべし、されど、上つ代には、大裏にて祭給ひて、御使などはあらざりけむ、仍て紀には、天武天皇四年四月よりぞ擧たる、さて持統天皇紀にも、毎年四月七月、御使有しが、日は定なかりし、かくて令に、常例の祭と成てより後の紀には、皆略きてしるさず、そのいと後、延喜神祇式に、四月四日と見ゆるも、例をおもふに、既に令の時の定ならん。（今日龍田祭もあれば、是に殘ること、かの條にも出、むかへ見よ。）

廣瀨能川合爾稱辭竟

今もこの所を、川合村といへり、初瀨川の末と、佐保川の流合る所なれば、川合といへることとしるし、今は大和川とて、大川となれるもここ也、爰を廣瀨といへるも、大川原なりしによりて、郡の名と成つらむと見ゆる、所のさまなり。（初瀨川の末は、東方より、佐保川の末は、北方より、流れ來て、ここに合て、今の大和川に入るなり。）

奉流、皇神能御名乎白久。御膳持須流若宇加能賣能命登。御名者白氐。

古事記に、伊邪那美神の御子、和久産巣日神、其子豐宇氣比賣神、また外宮の度相に坐、登由氣神と有も、この御事なるべし、氣と加は、音同じければなり、又神代紀一書に、飢時生兒、倉稻魂命、また保食神を、軻遇突智命の子ちふ事もあり、如レ此傳へのさま〴〵なるは、古へ〳〵のつたへのまゝ也、凡この神の御功もて、御名とせるを、共に穀物食の類を、知りたもち給ふ事の均ければ、皆同じ大神の、荒魂、和魂などの、よしと見ゆめり。(此神たち、各別也といふ說は、生れ給ふ事別なれば也、されど泥むことなかれ、○上に、御名を白くとて、次に又、御名者白氐、といへる類、次の龍田祭にも有、下の古文どもに、かゝる事の見えねば、是も奈良の朝となりて、文の拙くなれる物なり、後人是をも例とおもふは、古文に委しからぬわざぞ。)

此皇神能御前爾。稱辭竟奉久。皇御孫命能宇豆能幣帛乎。令捧持氐。王臣等乎爲使氐。

天武天皇四年癸未には、(甲戌朔にて十日に當る。)遣二小紫美濃王、小錦下佐伯連廣足一、祠二風神于龍田立野一、遣二小錦中間人連大蓋、大山中曾禰連韓犬一、祭二大忌神於廣瀨河曲一、と有よりして、持統天皇まで、凡たえず、其紀には、四月七月御使の事はあれど、使人の名は、皆略けり、今此文奈良朝の筆と見ゆるに、かくあるからは、廣瀨の王使も、いとはやくより有つらん、四時祭式には、大忌祭、風神祭、差二王臣五位以上各一人、神祇官六位以下各一人一、充レ使と見えたり。

稱辭竟奉久乎。神主祝部等。諸聞食登宣。

こは初の宣也、使の中臣、神前にて唱れども、神主らに宣聞しめ、それらして、神には申させらるゝよし也、故神主ら稱唯す、さて稱唯訖て、次の文を唱る也。

〔御膳持須流〕鈴木重胤の說に、「一には御膳持は御食物を有たせ給ひて世に恩賴を蒙らせ給ふ由なり、一には御膳津神と坐て天照大御神に奉らせ給ふより始めて其御靈を世に遍く幸給ふ由なり」と

〔外宮〕伊勢內宮に對して豐受大神宮をいふ、天孫降臨の時天神の詔を以て此神の御靈を副降し丹波の眞名井に鎭座あり、雄略の朝に至りて此地に遷し奉る。

〔小紫〕孝德天皇の大化五年に制定せられたる位階の第六階の位也。

〔小錦〕孝德天皇の大化五年、制定せられたる位階の第九階の位也。

奉流豆宇乃幣帛者。御服。明妙照妙。和妙荒妙五色物。四時祭式に、絁、一丈八尺、絲、二絇、綿、五兩、五色薄絁、各一丈五尺、倭文、三尺、云云とあるを、この明妙と云より、下へかけて見るに、五色の物は、右の五色の絁也、或說に五色の物は、神寶の五色といふは、あたらず。（陰陽式の儺祭に、唱る文に、五色寶物、海山種々味物云々と有に依て、こゝをも、五色の神寶とおもへる人も有と見ゆれど、こゝに引が如く、祭式の註文と合せて、別有ことを知べし。）

楯。戈。御馬。右同式に、楯、鐵、鞍の三色有、鐵は、鉾の料なる事、下に見ゆ、楯は、神代紀、一書に、大汝貴神の御ために、供ニ造百八十縫之白楯一、また天孫天降賜時に、作楯とあり、かくて崇神天皇の御代に、神社に楯戈を奉り給ふ事、始て見ゆ、且楯は、もと皮して縫し也、故出雲風土記の楯縫郡の文にも、縫といへり。

御酒者。瓱能閇高知。瓱能腹滿雙氐。

和稻。荒稻爾。爾古志禰は、古米也、その爾古の爾を略き、しねの約は世なるを、米に轉して、古米といふ、荒稻は、穎ながら有をいふ、その穎の粗をすり去て、うるはしく成たるを爾古といふ。

山爾住物者。毛能和支物。鳥なり。毛能荒支物。獸なり。大野能原爾生物者。甘菜。辛菜。青海原爾住物者。鰭能廣支物。鰭能狹支物。奥津藻菜。邊津藻菜爾至萬弖。置足氐。奉久登。皇神前爾。白賜部登宣。神主等稱レ唯。如此奉。宇豆乃幣帛乎。安幣帛能。足幣帛登。皇神御心平久安久聞食氐。皇御

〔五兩〕兩は古の秤目の稱にして、銖を二十四合はせたるもの也、三兩を大兩の一兩とし、十六兩を斤とす。

〔倭文〕綟（スヂ）の轉なりといふ、古の織物の名也、楮、麻、苧等の緯を青赤などに染めて、亂れ模樣に織りなせるもの也。

〔陰陽式の儺祭〕延喜式に載せたる、陰陽寮にて行ふ儺祭の義也。

〔儺祭〕十二月晦日疫鬼を拂はんが爲に禁中に於て行はるる追儺の式に、陰陽寮が行ふ祭をいふ。

〔絁〕粗たる帛、つむぎをいふ。

〔大汝貴神〕「大名持神」の義にして大國主命をいふ。

孫命能長御膳能遠御膳登。赤丹能穗爾。聞食牟。五穀物。ことに五穀物といふ言、落たるか、それのみならず、又寄奉禮留といふ言も、おちしか、さなくば、こゝの言をさまらず。○又おもふに、右に五穀物ちふ三字は有て、次の皇神能御刀代の六字は、衍字か、下の龍田祭の言を、むかへ見るべし。龍田祭に、云々聞食須、五穀物乎始氏、とあり。）皇神能御刀代乎始氏。親王等王臣等親王云々、おのく封戸の田地をいふ。御刀代の刀は、戸にて、神戸也、代は、田なり、仍て崇神天皇紀に、神戸田地と見えたり、戸とは、その田地につきたる百姓の戸をいふ。）○皇子を、親王、二世以下を、大君といひ分てるは、大寶令の頃よりの事也、此祝詞は、慶雲の末、和銅の初のころの、文なるを知べし。天下公民能。取作奧都御蔵者。手肱爾水沫畫垂。向股爾。泥畫寄氏。取將作。奧都御歲乎。奧つより、こゝまでの古言、新年祭には、とり得て聞ゆ。こゝには、よくもゐぬこゝちせらる。（民を、おほみだからと云事、出たる所を知らず、されど萬葉に、御民吾、生有験、天地之、榮時爾、相樂念者、ちふ歌、おほだからあれ、とよまでは、此歌の勢ひなし、是をおもふに、古言なるべし。）八束穗爾。皇神能。成幸賜者。初穗者。汁爾母。頴爾母。千稻八千稻爾。今本に、八十稻と有は、誤しるければ、千とす、凡かゝる言は、千代に八千代に、五百代に千代になど、下に數の多きをいふべきを、上にも、千稻、五百稻とあるは、おぼつかなし、また千といひて、十といふ事は、よしなき也、是は書ものゝあやまりぞ。（八束穗の次に、茂穗爾などの言、今一つなくては、文のしらべたらはず聞ゆ。）引居氏。引遣居置也、○初穗の八千稻を、酒とも為し、或は、

〔御刀代〕本居宣長は「御刀代は御年代なり、年は稻にて神の稻を作る田をいふ也」といひ、鈴木重胤は「御刀は御處（ミト）にて其神社の地に就て封田を定めらるゝ由ならむか」と。
〔衍字〕其の文中にて不用の文字也。
〔親王〕天皇の兄弟姉妹及び皇子皇女をいふ、親王、内親王、入道親王、法親王の別あり。
〔慶雲〕文武天皇御宇の年號也、
〔和銅〕元明天皇御宇の年號也
〔公民〕本居宣長は「大御寶」の儀なりといへり。
〔御民吾云々〕萬葉集卷六に出づ、犬養宿禰岡麿、詔に應じて作れる歌也

顯ながらも、或は、米としても奉るな、かくさま〴〵にいふは、文也。如横山。打積置氐秋祭爾奉牟登。今四月の祭に、七月の祭ないふ也。その七月には、これらの言を換べし。皇神前爾。白賜登宣。龍田祭には、こゝにも、神主祝部等、諸聞食登宣、とあり、こゝにも有べきに、落たるにや、上にもいふ如く、此文には、字の落も、衍も、いとおほし。

倭國能。大和とかゝぬを思ふに、慶雲、和銅の間の、文ならんこと、右にいふが如し。六御縣乃。山口爾坐。皇神等前爾母。六の御縣は、既に出、山口の神社も、同じく出たれど、そは宮材によれり、こゝは田どころに依たる祭なり、かくてこの祭と、龍田祭には、同じ御縣より童男女つどへり、されど龍田は、風神祭なれば、他の神たちは祭らず、こゝは水の祭故に、六の山にも水あるにつけて、殊に祭らるゝなり。皇御孫命能。宇豆乃幣乎。明妙。照妙。和妙。荒妙。五色物。上に出。楯戈爾至萬氐奉。是へは、御馬は奉られぬなるべし。如此奉者。皇神等乃。敷坐須。山々乃白口。狹久那多利爾。下賜水乎。久那は約加なれば、逆垂を延てさくなだりといへり、大祓の詞に、高山之末與利、佐久奈太理爾、落多支、と云るにおなじ、猶彼詞にいふをも見べし。甘水登。受而。令の大忌祭の義解に、欲レ令下山谷水變成二甘水一浸二潤苗稼一得中其全稔上、故有二此祭一、といふにひとし。○この祝詞に甘水といへるは、皇朝の言ともなし、是も上にいへるころの文人、惣てからことをうつせるくせ也けり。○受而は、田のうけるなり。天下乃。公民

〔字の落も云々〕鈴木重胤曰く「聊も衍文脱字あることなくして甚だ美麗しく美好き古文なるを如何に思ひ混られけむ」と。
〔倭〕「山跡」「山上」「山戸」「山門」等語原に就きて種々の説あり、而して釋日本紀、神皇正統紀、本居宣長等は「大和」は一國名を以て日本の總名となせるなりといふ、記紀伊邪那岐伊邪那美國生みの條に「大日本（オホヤマト）豐秋津根別」と見えたるを始めとす。
〔慶雲和銅云々〕鈴木重胤は崇神天皇以來の古文也と。
〔狹久那多利〕鈴木重胤は「狹回垂」の義ならむと云ふ

〔防令〕戸口令に、「凡京、毎坊置二長一人一、四坊置二令一人一、掌下検二校戸口一、督察奸非、催駈賦徭上」とあり、令解に「防者大町也、大町四町置二令一人一」とあり。

〔里長〕戸令に「以二五十戸一爲レ里、毎里置二長一人一、掌下検二校戸口一、課殖、農業、禁察、非違、催駈賦役上」とあり

〔節會〕朝廷にて節日に群臣に饌を賜ふをいふ、もとは節日の集合をいひしが、後ち饌なき日は節會といはず大儀、中儀、小儀の三稱あり。

〔今昔物語〕六十卷和漢古今の雜話を和文にて平易に書きたるもの也、著者は源隆國也。

乃。取作留。奥都御歳乎。悪風荒水爾。不相賜汝命乃。成幸波閇賜者。初穂者。汁爾母穎爾母。𤭖乃閇高知。𤭖乃腹滿雙氏。如横山打積置氏奉登王臣等百官人等。御使の人は、上にいへる如く、少かれど、惣て代に云々を、つかはさるゝよしにて、かく宣る成べし。倭國乃六御縣能刀禰男女爾至氏。刀禰は、もと刀禰里の略也、刀禰里は、刀乃毛里ちふ言い、乃毛の約乃なるを禰に轉しいへり、仍て舍人と書り。主殿なとのもりといふは、後に轉したる官名にて、今いふは、古への言ぞ。仁德天皇紀に、近習舍人といへるは、天皇の御側を、したしく守奉る人たち也、然れば、公の守りする人を、すべて舍人といふなりしを、後の世には、貴賤ともに、公に仕奉る事あるものを、すべいふ事と成て、里長防令などなしも、刀禰といへり、こゝの御縣の刀禰は、防令より里長までをいひ、この男女は、百姓をすべていふならむ。（西宮抄、正月七日節會の裏書に、李部王記云、百官主典以上稱二刀禰一、同節に、刀禰召衆節會爾、大夫等爾御酒給へと仰て、又重陽裏書に、大節爾は、大夫稱二刀禰一、小節には、侍從稱如二儀式一云々と見ゆ、かくてその節會によりて、唱ふる例は異なれど、先は官職ある人をば、貴賤ともにいふ事知べし、或説に、六位以下をいふといふは、委しからず、さて里長なしも、刀禰といふ事は、後拾遺集に、神祇部の端詞、今昔物語にも、里長をも、又西京の刀禰などもいへり、こは防令など成べし。）今年。某月。某日。諸參出來氏　某月、某日と書たれど、四月と、七月となること、天武天皇紀より、後も均しくて、日のみ古へは、定めなかりし也、然れば、其日の定無にひかれて、暫某月とは書しならん、かゝれば、此文かくまでは、日の定めなきをも知べし、其後各四日と定められたりけるを、式の時に至りて、もとのま

（宇事物）鈴木重胤の説に「宇事物は鵜其物にて、事は其字の義也、其（ソノ）を古く「し」とも云ひしなり云々而して其自に實（シロ）の義をも兼ねたるべし」と。

（郡）孝德天皇大化二年始めて國郡の制を定め、郡を分つて三等とし、各郡に郡司を置く、大寶の制改めて之を五等となし、二十里以下十六里以上を大郡とす。

（里）中古行政上の土地分界の名也、郡の下に屬す、もとの里也、出雲風土記に「依二靈龜元年式一、改二里爲一レ郷」とあり、令集解には「神龜二年、改レ里爲レ郷、改レ村爲レ里」とあり。

まに記されて、かくは有ろらむ。

皇神前爾宇事物頸根築拔氐。此古言の事、既に出。朝日乃豐榮登爾稱辭竟奉久。神主。祝部等諸聞食止宣。神主等稱唯、常の如し。〇此六御縣は、新年祭に出たる、高市、葛木、十市、志貴、山邊、曾布の、六郡也、かくてこゝに、山口坐神と申は、高市、（飛鳥）十市、（石寸）城上、（忍坂、同、（長谷）又高市、（畝火）又十市、（耳梨）なること、同式にあり、さて郡郷は同じきも、御縣の社と、山口社は、各こと也、又四時祭式の、この大忌祭の條に、是日以二御縣六座、山口十四座一、合祭、（大忌祭に、合祭なり）、此御縣六座は、右の高市より、曾布までの六也、山口は、四時祭式には、飛鳥、石寸、忍坂、長谷、畝火、耳梨、夜支布、（添上郡）伊古麻、（平群郡）巨勢、（一一山口神社は葛上郡なり）鴨、（葛上郡なり）當麻、（葛下郡なり）大坂、（同郡）吉野、（吉野郡）都祁、（山邊郡）十四座也、此中新年祭の祝詞に出たる外は、後に加へられし成べし。

〇龍田風神祭

神名式に、（大和國平群郡）龍田坐天御柱、國御柱神社二座、（並名神大、月次、新嘗）龍田比古龍田比賣神社二座、と見えたり、是則龍田山の東西の麓、立野と云所に坐ゝ、今もこゝを、立野村といへり、其立野のもりのみづかきの内に、東に向て、大なる社二つ

有、是比古神比女神也、その大社の東に、小社あり、是は後に齋るにて、知がたし。（今法隆寺の所に、よろしき社二つ有、是を龍田の本宮ぞといひなすは、例のいつはり也、こゝは立野の御旅所なる事、今もしかり、又この社のうらに、古き塚のあるは、古へ陵墓の地なる事しるし、しかるを、こゝをのみ拜て、立野のもとを知らで、過る人有り、立野は、その法隆寺より、南のかたへ、今の道二十町ばかり有、木深くて、物ふりたる社なり、必行て拜むべし、○廣瀨社も、この法隆寺より東の方へ、是も二十町斗あり、事の次にいふ。）

龍田爾。稱辭竟奉。皇神乃前爾白久。志貴島爾（崇神天皇の、大和國、磯城瑞籬宮なるをいふ。）大八島國知志。（日本を總て、大八島といふ事、古事記に出。）皇御孫命乃。遠御膳乃。長御膳止。赤丹乃穗爾。聞食須。五穀物始氐。（古事記に、大宜津比賣神死まして、於二二目一生二稻種一、於二二耳一生レ粟、於レ鼻生二小豆一、於レ陰生レ麥、於レ尻生二大豆一、と云、是五つの穀なり。（かゝる國にては、黍、稷、麻、豆、麥を、五穀とすと、禮記月令にいへり、皇朝と異なり、かゝる事は、その國のよろしきによりて、いふのみ。）天下乃公民乃。作物乎。草乃片葉爾至萬氐（大祓の詞に、草之垣葉と書は、訓を知らせ、こゝに片葉と有は、義を以也、さて片葉に至るまでといふにて、よろづのもの、皆傷盡せるをしらせたり。）

（法隆寺）大和國平群郡（今の生駒郡）に在り、もと三論宗にて法相宗を兼ねたりしが、今は法相宗の大本山也。推古天皇の御代、天皇及び皇太子、用明天皇の遺願を果さんが爲に建立す。

（御旅所）祭禮の時本宮より出す神輿を、假に鎭座させ奉る所をいふ、旅宮、御旅宮社ともいふ。

（磯城瑞籬宮）大和國城上郡金屋村に在り、崇神天皇の三年九月に此處に都し、同六十八年天皇崩御に至る迄の皇居たり。

（禮記）古人論禮の遺言と、其儀節の書とを集錄したるもの也。

〔大物主云々〕崇神天皇の時、疫病起り人民多く死す、天皇夢の告及び占に依りて、意富多多泥古をして大物主神を祀らしむ、之れ大倭磯城郡三輪山の大神神社也また此の時「長尾市」をして大國魂神を祀らしめたる事書紀に見ゆ。

〔武藏野爾云々〕包み隱せる君が名も武藏野の鹿の肩骨を燒きての占に明に顯れ出でしと也

天香具山は大和三山の一也、天より降りし山なるが故に、「天」といふとぞ

〔谷、吉麻加那波〕「まかな」「ふ」とは或る方法を發見する意也、そは二つ以上の觀想を占によりて判斷する也。

不成。一年二年爾不在。歲眞泥久傷故爾。年々そこなはぬ間無也、萬葉に、間無を、眞爾久とよめり。（今本眞尼久と有も、音は通へど、此文に似ず、依て泥の字とす。）崇神天皇の御代には、民の疾有事を專ら擧て、卜へせさせ給ひ、依て大物主、大國魂の神たちを、祭り給ふ事は有て、風の祭の事は、古事記にも、紀にも出ねども、紀に、天神地祇、共享而、風雨順レ時、百穀用成、ちふ言の中に、こもらずしもあらず、その上、上つ代の傳へは、後にもれ、是に出るあれば、必と國史にのみよるべきならず、此祝詞の言を、いにしへの傳へと知るべき也。

百能物知人等乃。卜事爾出牟。神乃御心者。此神止白止。負賜支。

百は、多く種々の事を知る人をいふ、其中に、こゝは宇良の方を、よく知る人をいふのみ、さて卜の字は奈良人の書しにて、上つ代には、龜のうらはあらず、鹿の肩骨を燒事也、この卜も、東にて有といへり、古事記に、內拔眞男鹿之肩拔而、とあるのみならず、萬葉にも、むさし野に、うらへかた燒とよめる、是なり。萬葉卷六、後世十八十四、武藏歌に、武藏野爾、宇良敝可多也伎、麻左氐爾毛、乃良奴伎美我名、宇良爾低爾家里、これ肩骨を燒て、うらなふ也、古事記に、內ニ拔天香山之眞男鹿之肩ニ拔而、取ニ天香山之波々迦ニ而令ニ占麻加那波ニ而、と有を合せ見よ、且武藏野といへるも、その鹿をとるよしと聞ゆ、又萬葉右の下に、能良奴伊毛我名可多爾伊氐牟可母、といへるも、骨を燒たる形をいへり。）

此乎物知人等乃。卜事乎以氐。卜出留神乃御心母無止白止。聞看氐。是に二つ有、一つは、萬葉に、看給ひ、聞し給ふちふ言を合せて、きこしめすと云時は、聞看と書け、一つは、めすとは、身に付得る事をいふ事ゆゑに、聞給ふ事を、聞しめすとも、聞しをすとも云り、こゝはその聞しめす意なれば、聞食と書べかりけり。

皇御孫命詔久。神

等乎波。天社。國社止忘事無久。遺事無久。（こはのこるとも訓べけれど、萬葉などに、かゝる事を、おつと云例もてよめり。）稱辭竟奉止。思志行波須乎。（續日本紀の詔に、所思行佐久止、所念行爾、所思行支止、など書たるおほかれど、皆右の如くよむ也、字に泥むことなかれ。（今本にも、おもほしおこなはす、とよみたるは、字を追て、言の例を忘たる也、しかよみては、古文の言にもあらず。））誰神曾。（古事記雄略條に、多禮曾意富麻幣爾、麻袁須、といふによりてよめり）天下公民乃。作作物乎。不成。傷神等波。我御心止曾悟奉止。宇氣比賜支。（宇氣比は、誓をも、祈をも云り、こゝは、祈をいふ。（上の作の下に、登の字あるべきか、下皆無れば、本よりかゝる歟。））是以。皇御孫命。大御夢爾。悟奉久。（夢をば、古へは、いめといへば、萬葉に、伊米といふ假字はありて、ゆめちふことなし、今京こなた、誤て由米といへり。（命の下に、能と有べきを、落しならん、伊めの伊は、寝入ること也、さて寝て物見る故に、寝目といへり、目を古へは、即見る事にいひつ。））天下乃公民乃。作作物乎。惡風。荒水爾。相都都不成。傷波。我御名者。天乃御柱乃命。國乃御柱乃命止。御名者悟奉氐。（神代紀に、生二日神一云々、授以二天上之事一、故以二天柱一擧二於天上一也、この天柱即伊邪那岐命の御息にて、風神也とするよしは此風神を、天御柱、國御柱神と申、又同一書に、伊邪諾尊曰、我所レ生之國、唯有二朝霧一、而薫滿之哉乃吹撥之氣化爲レ神號、曰二級長戸邊命一、亦曰二級長津彦命一、是風神也、といひ、萬葉に、龍田彦、勤此花乎、風爾莫落、とて、次の歌に、風莫吹登、打越而、名負有社爾、風祭爲奈、と有な

〔續日本紀〕四十卷六國史の一、文武天皇元年より、桓武天皇の延長十年に至る九十五年間の歴史也、菅野朝臣眞道、藤原朝臣繼繩等桓武天皇の勅を奉じて撰修す〔宇氣比〕鈴木重胤說「假を我に取り、信を神に試るを云り然れば宇氣比は受合なるべし」と〔萬葉に云々〕萬葉集卷十四柿本人麿歌集に「しまらくは寢つつもあらむを伊米のみにもとな見えつつ吾を哭し泣くる」とあり。〔龍田彦云々〕萬葉集卷九、「春三月諸卿大夫等下二難波一時歌」の反歌「吾行きは七日には過じ龍田彦勤此花乎風爾莫落」也。

〔海を光し來る神〕古事記國譲に「吾なには、倭の青垣、東の山の上に齋き奉れと宣給ひき此は御諸山の上に坐す神也」とあり。
〔夕日乃日隱處〕鈴木重胤は「西方の遠く打晴れて、夕日影の永く刺入る迄見終りて、其の宮内に沒するが如くなる處をいふなり」といへり。
〔王臣云々〕鈴木重胤曰く「崇神天皇の大御代より皇子等を始て重き官位の人等を幣使に遣せらるゝ御定なりし者なり、天武天皇御紀に遣二小紫美濃王小錦下佐伯連廣足一祠二風神于龍田立野一とあるも此所謂に當て當時の形を遺されし者也」とあり。

とを合せて、知ろべきなり。

吾前爾奉幣帛者、古事記に、海を光し來る神のたまはく、能治二我前一者、吾能共與相作成、同記の雄略天皇の御歌の言は、上にいへり。御服者。明妙。照妙。和妙。荒妙。五色乃物。楯戈御馬爾御鞍具氏。品々乃幣帛備氏 神代紀には、八品など、やいろと訓たる如し、こゝの品も、しなとよみては、かなはず。吾宮者。朝日乃日向處 紀に、是國也直向二於日出方一、故號二其國一曰二日向一也、この如く、立野は、龍田山の東の麓なれば、日向處といふ、古へけしきのよきをほむるには、日影もていへり、實に是に及ぶもの、何かあるべき。(美夜は、御家也、故に古へは、崇めていふとき、何れにも、宮の字を用ゐつ、その後いつとなく、天皇の御在所なのみ、申事になりぬ。)夕日乃日隱處乃 こゝの夕日は、その山の西に隱るゝがに、けしきにとるべからねど、文の爲にいふのみ。(かくるゝを、略き約て、かげるといふ。) 龍田乃立野乃小野爾吾宮者。定奉氏吾前乎稱辭竟奉者。天下乃公民乃作作物者。五穀乎。始氏草乃片葉爾至氏成幸閇奉止悟奉支。是以。皇神乃辭教悟奉處爾宮柱定奉氏此乃皇神能前爾稱辭竟奉止皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎令捧持氏王臣等乎爲使氏稱辭竟奉久止。皇神乃前爾白賜事乎。神

主。祝部等諸。聞食止宣。こはまづ、其故よしを稱へ給ふ、初めの章なり。

奉。宇豆乃幣帛者。比古神爾。古事記に、生ニ風神名志那都彦神一と有、これなり、又神代紀に、吹撥之氣化爲神號、曰ニ級長戸邊命一、亦曰ニ級長津彦命一）是風神也、といふ、この二書、互に一神落たるもの也、今此祝詞もて、彦神、比賣神おはすること、しるければ、二書をも補ふべし、萬葉に龍田彦といへるは、歌なれば、一神をいふのみ、神代紀と、この文の次の言に依に、後の歌に、龍田姫と申も、卽これ也、又天御柱國御柱乃二神と、龍田彦龍田比賣二神を、神名式に別に擧、今も別社に齋奉は、和魂荒魂のよし歟、又一神も、二名おはするは、其功に依て、別に齋ふ類ひなる歟、この祝詞、その外、惣ての、神功をゝ思ふときは、右に別神にはおはさざる也。

御服。明妙。照妙。和妙。荒妙。五色能物。楯戈御馬爾。御鞍具氐。品々乃幣帛獻。比賣神爾。御服備。こゝは、明妙云云五色物、ちふまでの言を略きて、御服備といふなり。

金能麻笥。苧をうみて入る、器也。○金といへど、いにしへは、皆金をぬりたる、器をいふ。

金能榺。大神宮式に、金銅多々利二基、高サ各一尺一寸六分、土居ノ經三寸六分、是を令の義解に、線柱と書しをおもふに、三寸六分四方の物を、下居として、それに高サ一尺一寸六分なる柱を、たてたるのみ　和名抄には、洛柒を、多々利と訓り、字は異なれど、物は同じ。）

金能桛。大神宮式に、金銅加世比、二枚、長サ各九寸六分、手ノ長サ五寸八分、萬葉に、をとめらが、績麻繋といふ、鹿背之山、とよめ、續日本後紀に、山城國相樂郡、桛、と書しなど、合せ見よ、桛は、うみ苧をかくる物とに聞ゆ、かせひといへば、杼の事かといふべけれど、手五寸六分かなはず、今田舍女の、綟車に懸たる糸を、度へ卷取を、かそ

〔多々利〕方形なる臺と柱を立て、糸を絡ひ引きかくるもの也、關東地方にては今、繰臺といふ。

〔加世比〕「加世」に同じ、紡錘にて取る糸をかけ絡ふ具也、兩端は撞木の如き形をなせり。

〔をとめらが云々〕「をとめらが績麻繋くといふ鹿背之山時の行ければみやことなりぬ」といふ歌也、萬葉集卷六久邇新京を讃むる歌の反歌也。

〔續日本後紀〕二十卷、六國史の一也、淳和天皇の天長十年より、仁明天皇の嘉祥三年三月に至る十八年間の實錄也、藤原良房、春澄善繩等、勅を奉じて之を撰す。

〔ながせ〕「な」を絡ふ桛の意也、なは麻の古名にして、和名抄に「麻、乎、一云阿佐」とあり。

〔籰〕「わく」は籰字の音也、糸を絡ふ具也、方形にして四脚あり、なだまきともいふ。

〔右の式〕大神宮式即ち大神宮儀式也大神宮儀式は桓武天皇の延暦二十三年、當時の大神宮宮司大中臣朝臣眞繼、大神宮禰宜神主公成等が、伊勢大神宮の儀式及び年中祭行事を制定上奏したるもの也

〔御調度〕神祇に奉る諸道具也、道具といふは中古以來の稱にして、古は皆調度といひ、今も禁中にていへり

ふといひ、しかせし糸を、かせひ字といひ、其糸を煮る粘水を、ながせのりといふ、しからばかの籰の糸を、引懸るものを、桛といふべし、そのさまは、 かくの如し、こは近き世に、女の手わざを書し物の中に見ゆ、まことにさぞ有べき、すは、右の式によるべし。

〔明妙照妙和妙荒妙五色能物〕この十二字、今本、こゝに有は誤にて、加はりし物也、上に御衣備といふは、既に彦神に明妙云云の事出て、一トつゞきの文故、略き書し物也、かの祈年祭にも、この略きあり、然るをこゝに、同じ事をいふべからず、且明妙云云の事は、他皆獻物の初に在を、こゝのみ御調度と、馬の間に在にては、ひが事明らけし、よりて除き捨べし。

御馬爾。御鞍具氐。雜幣帛奉氐。御酒者。甕能閇高知。甕能腹滿雙氐。和稲荒稲爾。和稲は、米と爲たるをいひ、荒稲は、穂ながら有顆を云。山爾住物者。毛能和物。毛能荒物。大野原爾生物者。甘菜。辛菜。青海原爾住物者。鰭能廣物。鰭能狹物。奥都藻菜。邊都藻菜爾至萬氐如横山打積置氐。奉此宇豆乃幣帛乎。安幣帛能。足幣帛止。皇神能御心爾。平久聞食氐。天下能公民能。作作物乎、悪風。荒水爾不相賜。皇神乃成幸閇賜者。初穗者、甕能閇高知、甕腹滿雙氐。汁爾毛。穎爾毛。八百稲千稲爾

〔卿〕「まへつぎみ」と訓むは「前之公」の意或は「前齋公」（マヘイツキギミ）の約なりといふ、天皇の御前に侯ふ人を傍より崇めていふ語也卽ち朝廷に仕へ奉る高き臣達の總稱也、音便に「まうちぎみ」約めて「まちぎみ」又は「まちきんだち」ともいふ

〔刀禰〕主典以上の諸官人をいふ、主典以上は長上の官なれば、殿寢の義にて、昵近の意なるべし、後には貴賤共に公に仕ふる者の總稱となり、里長防令等をも刀禰と稱せり、又た刀禰職とて職名にも用ひられたり、爰は第二の意也。

〔四月〕うづきは卯の花月の意也。

引居置氐。秋祭爾奉止。王卿等。百官能人等。此御使に、王臣五位以上と、式に在は、四位五位の事にて、三位に例なし、こゝに卿と書しは、後に書違し成べし、此上文にも、他にも、皆臣とあるなり。○百官の人等と、能の辭あるにて、其官の中なる人と、いふ事しるし。倭國。六縣能刀禰。男女爾至萬氐。同日の朝、廣瀬、龍田の御使は、別に至て祭らるゝなれば、同六縣の人々も分れて、一所へ參り集ふなるべし。今年四月七月者。云云今年七月。諸參集氐。皇神能前爾。宇事物。頸根築拔氐今日能朝日能豐榮登爾。稱辭竟奉流。皇御孫命能。宇豆乃幣帛乎。神主祝部等。被賜氐。惰事無。古言によらば、是をも、おつることなく、とよむべき歟。奉禮登。宣命乎。諸聞食止宣。大命と有は、聞ゆるを、大の字落たるにや。

○平野祭

神名式に、山城國葛野郡、平野坐神社四座、（並名神大、月次、新嘗）と見えたり、此四座

の一は、今木、二は、久度、三は、古開、四は、比賣神におはすること、即祝詞に見ゆ、さてこの社の始めの事は、廢帝いまだ大炊王と聞えて、奈良の田村におはしたるを、天平寶字元年四月、皇太子に立給ひたり、其田村におはします、今木大神を、天皇と聞え奉りて、殊に崇みませしを、後に桓武天皇、平安城へ遷し奉りて、崇み奉り給へるなるべし、久度古開の二社も、田村におはせしか、異所なれど、よし有て、同じく遷し奉れ給へるか、いまだよく知らず、延暦元年十二月の紀に、田村後宮今木大神、叙二従四位上一と有は、いまだ平野へ遷し奉らぬ時也、類聚三代格に、正一位平野社地、云云、右社預、従五位下卜部平麻呂解狀偁、謹檢二舊記一、延暦年中立二作社一之日、點二定四至一奏聞既訖、云云、これに延暦にうつし奉りしは見えたれど、其年月はしられず。(此格は、貞觀格也、貞觀元年、平野今木神、従一位と有て、其後一位と、同紀に見ゆ。天平寶字元年五月紀に、天皇移二御田村宮一、爲レ改二修大宮一、この下にも見ゆ。(天平寶字元年四月大炊王を皇太子に立て給ふ時の紀文に、先レ是大納言仲麻呂、招二大炊王一居二於田村第一とあり、此第、本は仲麻呂庄なりけむ、同寶龜六年三月の紀に、置二酒田村舊宮一、群臣奉レ觴上レ壽、極レ日盡レ歡、云云。〇承和四年六月の紀に、吉田宿禰書主等が先祖の事ありて、その子孫

〔廢帝〕淳仁天皇也、舍人親王の御子にして、寶字元年四月孝謙天皇の皇太子となり、同二年八月即位し、都を近江保良に移す、天皇は惠美押勝の擁立する所なりしかば、押勝誅さるるに及びて廢され淡路に流さる、世に淡路廢帝といふ

〔平野〕山城國葛野郡に在り。

〔類聚三代格〕三十卷、今散佚して十五卷を存す、弘仁、貞觀、延喜三代の格を類聚したる物也。

〔大納言仲麻呂〕藤原仲麻呂也、惠美押勝ともいふ、武智麻呂の子也、孝謙淳仁二朝に寵遇せられ、遂に正一位大師となれり。

家二奈良京田村里一ともあり。）〇神位は、延暦元年に、今木は、從四位上、承和三年、平野の今木は正四位上、久度古開二神、從五位上、本從五位下なり、これより度々進め給ひて、貞觀元年に、今木は、從一位、久度古開は、從三位、比賣神は、從四位下、同年の末に、今木は、正一位、次々皆進階有て、後は平野は、惣て正一位を、まゐらせられしなるべし。〇祭は、大政官式に、平野祭、四月十一月上申、參議以上赴集、或皇太子親進二奉幣一、事見二儀式一、又同式に、平野祭は、桓武天皇後王、改如レ爲レ臣者、亦同、及大枝氏、和氏并預二見參一この祭式は、貞觀儀式に委し、披見べし、かくて光仁天皇の御嗣にて、桓武天皇の御後、諸王諸臣まで、是を氏の神と齋給ふよしは、上にいふが如し、大江和氏等の見參に預るよしは、いかなる事か知らず、延暦八年紀に、皇太后、今上御母公也、姓和氏贈正一位乙繼之女也、母贈從一位大枝朝臣眞妹、后先出レ自二百濟武寧王之子純陁太子一と見ゆ、光仁天皇の后におはせば、后も御氏神の如くし給ふ故歟、又この大江和氏の、本居の神にてや有けむ、右の式に、及大江氏云云と有も、王氏ならぬよしと見えたり。（源氏は、桓武天皇皇子信公を始、八皇子に、弘仁五年に、此氏姓を賜りて、次々に多し、又是より先、延暦六年に、同天皇の皇子たちに、良岑、長岡、廣根、などの氏

〔延暦元年〕桓武天皇御宇の年號也。

〔參議〕令外官、太政官の職員也、諸官の中、四位以上其才ある人を選び任ず、大臣納言につぎて重役なるを以て、藏人頭、左右大辨、近衞中將左中辨、式部大輔三位及び五ヶ國の國守を無事に歷仕したる者を七道より任ず。

〔氏の神〕氏の祖神也、後には其の祖神にあらざるも特殊の由緒ある神をも亦かく稱せり。

〔弘仁五年云々〕嵯峨天皇の弘仁五年詔して皇子、信、弘、常、寛、明、定等に始めて源氏の姓を賜ひ、右京に貫し、信を以て戶主となせり。

〔大學頭〕大學寮の長官也。

〔土師宿禰〕桓武天皇の祖母也、延暦九年正一位を追贈さる。

〔菅人〕備中介本主の子也、菅原是善に學び、博學にして文を能くす、嘉祥三年東宮學士となり、侍從を兼ぬ貞觀中、右大辨に進み參議に任じ、左衞門督兼檢非違使に補し、從三位に叙せられたり。

〔姓氏錄〕新撰姓氏錄也、三十卷、神武天皇より嵯峨天皇に至る迄の、神別、皇別、蕃別等の諸氏一千百八十二氏を集め、各その本源を明にせり、萬多親王、藤原園人等嵯峨天皇の勅を奉じて撰す。

を賜ひ、又平氏は、同天皇の皇子、葛原親王の子、大學頭從四位下高棟王に、天長二年に賜つ、右の裔みな、此神を齋奉る也。○大江氏は本土師宿禰にて、天穗日命の裔也、光仁天皇の御時、その土師を、藤原に改又大枝ともせらる、かくて其大枝を、菅人貞觀の御時、申て大江の字とす。○和氏は、姓氏錄、諸蕃の中にも、こゝに引と同じ、倭氏と書は、稚根津彦より出て、別なり。）

此祭は、貞觀に始められしと、或物に書しは、疑有、まづ貞觀紀に、元年十一月九日、平野、春日祭如レ常、と有て、その次に、梅宮、大原野なども、如レ常とあり、此上には、惣て平野祭のこと見えず、然ば天安二年四月に始られしを、その事紀に落たる歟、天安二、六月貞觀と改、さらば同年四月に始りしを、同十一月に如レ常といはんは、いさゝかおぼつかなし、西宮抄の、四月四日廣瀨龍田祭廢務の事の裏書に、貞觀元年四月四日同祭當二平野祭一云云と有、此言、この時始られしとも聞えず、猶少し前に始しにや、考ふべし。

○或るものに、今木は、日本武尊、源氏神、久度は、仲哀天皇、平氏神、古開は、仁德天皇、高階氏神、相殿比賣神は、天照大神、大江氏神、といへるは、その社の傳歟、さ

〔今木の嶺〕大和高市郡にあり「妹らがり今木の嶺に茂み立てる妻待つの木はふるびと見けむ」の歌也。
〔輕島明宮〕輕島豐明宮ともいふ、大和國高市郡白橿原に在り、應神天皇の元年此の地に都し、四十一年にして崩す。
〔宇治若郎子〕應神天皇の皇子也、幼より阿直岐及び王仁に學びて博く典籍に通ず、天皇の四十年正月立ちて皇太子となる、天皇の崩御するや、御兄仁德と相讓りて皇位を空しうすること三年、太子遂に自盡し給ふ。
〔御命〕御を〔おほ〕と訓むは「大御」〔おほみ〕の轉約也。

れど、大江氏の出るからは、和氏の人も出べきを、さはいはで、高階氏をいふは、いかなるにか。(高階眞人は、天武天皇皇子、高市皇子尊より出と、姓氏錄に云り、光仁天皇の御父、志貴親王も、同じ皇子なれば、よしある歟。)〇萬葉九に、宇治若郎子宮所歌とて、今木の嶺とよめるは、輕島明宮、應神天皇の宮、の御時、此皇子、居てこゝに坐つるか、さて今木は、紀に、新漢と書て、高市郡なるを、後に奈良へ遷されし歟、然らば宇治若郎子に坐べし、日本武尊と申は、いかなるよしにや。(雄略天皇紀に、新漢、欽明天皇紀に、今來、齊明天皇紀に、今城など、さま〴〵に書たれど、本は異國人の、新に來しを、住せらるゝ所を云ば、今來と書ぞ實なる、こゝに今木と書るも、所は異なれど、今來のから人を、置れし故の名歟。)

天皇我御命爾坐。この言は、臣民に下し給ふ、大御言の體にて、祟み給ふ皇神へ、告來り坐の例ならぬ事、春日祭に云が如し、是も今の京の文章也。)今木與利仕奉來流、既に擧し如く、田村後宮今木大神とあれば、此今木は、奈良の今木をさすなり、日本紀に見ゆる、高市郡の今木にあらず、さて光仁天皇、次に桓武天皇も、其今木の社を祟み給ひ來し、はじめの事をあかすなり。)皇大御神能廣前爾白給久。皇大神とは、皇祖神と、天皇を申こと也、然れば、後日本武尊、若郎子命に

ても、又仲哀天皇云云にて御坐といへるなど、實にてぞ有べき。さらではいはぬことば也。皇大御神乃。乞志給乃任爾。此所能底津石根爾宮柱廣敷立、柱に、廣といふ事、上の春日祭にいへる如く、例なし。高天原爾千木高知氐。天能御蔭。日能御蔭登。定奉氐。御蔭とては、隱坐といふ例なるを、これと御魂鎭の文には、略けり、古言は、いつまでも、略かずいはでは、言たらはぬものなるをや。神主爾。神祇某官姓名乎定氐。かりにいはゞ、神祇大史、正八位下、中臣連麻呂、といふが如し、此神主には、主典を用ゐらるべし、主典公文を讀申例なれば也、もし主典に中臣なくば、祐などもすべし、又神事には、事によりて、他司の中臣氏をも用ゐらるゝ事、式に見えたり、且こゝは官位とあれば、神部などは用ゐられぬ事、しるし。右にいへる、三代格に、卜部平麻呂は、神社の預とあれど、此詔は、其預の卜部の宣中にあらず、又江家次第の此祭に、宮主奏二祓詞一と有、宮主は、神祇官の卜部の中也、されば、祓の詞は申とも、この詔は、判官主典の中にあるべきなり。進流神財波。御弓。御太刀。御鏡。鈴。衣笠。御馬乎引並氐。衣笠は、蓋也、そのさま、儀制令、延喜式などに見ゆ、きぬの色は、右の文に依ば、伊勢大御神宮とおなじく、紫か、天皇の御蓋も紫なる事、式に見えたり。御衣波。明多閇。照多閇。今本に、照多閇の三字、落たり、例によりて補ふ。和多閇。荒多閇爾。備奉利。四方國能進流。御調能荷前乎取並氐。春日祭にいひつ。御酒波。𤭖戸高知。𤭖腹滿並氐。戸は、借字

〔神祇大史〕神祇官の役人にして少祐に次ぐ官也。
〔主典〕四等官の中第四位の官也、「さくわん」と訓む、上の命を受けて記録し、文案を勘造し、稽失を検出し、公文を讀むことを掌る、故に之を「ふびと」ともいふ、神祇官の主典は大少史也。
〔祐〕神祇官の判官也、大祐、少祐の二種あり、次官に次ぐ役也。
〔神部〕三十人あり神祇官内の雜事に奉仕す。
〔三代格〕類聚三代格也。
〔儀制令〕養老令第六卷に載す、凡そ二十六條より成る、令集解に「儀制謂、儀者法也、制者法則也」とあり。

にて、上の意なり。）　山野能物波。甘菜。辛菜。青海原能物波。波多能廣物。波多能狹物。奧津毛波。邊津毛波爾至氐。雜物乎。如横山。置高成氐。（足してと書は、常也、高成といふは、例も見えず、言も略に過て聞ゆ、もし文字の誤歟。（下の却ニ祟神一詞に、置所足と有は、訓も字も宜し、伊勢神嘗祭に、置足成と有は、たらはしのはしを、成ちふ意として、書しならば逆なり、されど字は、おもほしめすを、思行など書る例とせば、さても有べし、右を以思へばこの高成は、足成の草より、誤しにや、次下にもあれど、始の違にならひしもの故に、書手のわざならんともいふべし。））獻流宇豆乃大幣帛乎。平久。聞食氐。天皇我御世乎。堅磐爾。常磐爾。齋奉利。伊賀志御世爾。幸閇奉氐。萬世爾。御坐令在米給登。（令ニ御坐一給、とか、令ニ御在一給、とか有べきに、字ひとつおほし。）　稱辭竟奉久申。又申久。參氐仕奉流。親王等。王等。臣等。百官人等乎。夜守。日守爾。守給氐。天皇我（我は、例もて補ふ。）　朝廷爾。伊夜高爾。伊夜廣爾。（王臣の官位、彌益に高く、氏族も、彌廣くなり、元正天皇紀の詔に、天下乃政乎、彌高爾彌廣爾、と有は、天皇の御稜威の彌高く、御食國彌弘にして、いさゝか異なり。）伊賀志夜具波延乃如久。立榮之米。令仕奉給登。（やぐはえは彌木生なること、既にいひつ、今本は、江とあり、江

〔置高成氐〕鈴木重胤は「高成」は「足成」の誤にはあらず此の場合高成の方足成より遙に勝れて善しといへり

〔朝廷〕「みかど」と訓むは始め皇居の内の敬稱なりしが後ち轉じて皇居、朝廷、天子等をもいふに至れり。

〔氏族〕氏は「內」の義にして、また「全」（ツウ）、渦（ヅウ）等と相關連せる意あり、同宗同血の一家をいふ氏の漢意は左傳疏に「氏猶レ宗也」とあり。

〔伊賀志夜具波延〕鈴木重胤は「伊賀志」は「五十橿」「夜具波延」は「八桑枝」の意にて、各茂り榮ゆる木なるを以て之を榮へ幸ふを譬に取りたる也といへり。

は、延を誤れりと見ゆれば、あらためつ。（正しくは、假字は、字音を用ること、古事記、日本紀にて知るべし、然るを、寛平の頭書し、新撰字鏡にも、和名抄にも、延のかなに、江の字を書しは、今の京こなた、かゝる事みだりに成たり、此祝詞は、後の文なれば、江を用ゐしかともいふべけれど、此卷の例をおもふに、猶延の誤とす。）稱辭竟奉久登申。申は上へ日ふことなれば、皇神を祟みて、天皇の詔にのたまひぬべくや、されども始よりの文に依てある事也、既にいへる如く、春日祭と、この祝詞は、始を臣民に宣せ給ふ、詔のさまに有て、末に申とあるこそ、心得がたけれ、然れども下の道饗、却ニ祟神ニなどに、申と有は、詔を、その事預る臣の、申よしと聞ゆ、是を以ては、こゝなるもその意か、さらばいさゝかも、さる事有てこそいはめ、右の如くいひ下しては、いかゞあらむ。

○久度古開

大和より、今の平野へ、遷奉り給ひし事は、上に出。

久度神社は、神名式に、平群郡に出、今も同郡、龍田の立野の社近き所の、大和川の河邊に、久度村ちふ里ありて、その氏神と齋ふ社を、この皇神ぞと、國人いひつ。○古開は、いづくにや、古くも今も、考ふべきものなし、文德實錄よりこなた、紀どもに皆、久度古開とつゞけて、神位もひとしきは、同じ所に齋ひ給ふか、さりとも此祝詞に、二所の宮とあれば、本異所には在けん、さて文德天皇紀にのみ、古關と有て、三代紀より、

〔寛平〕宇多天皇御字の年號也。

〔新撰字鏡〕十二卷、僧昌住の著、漢字の訓義を示したる字書也、天部、日部、月部、肉部、雨部、風部、火部、連火部、人部、卜部、殳部等に至る迄、偏冠によりて字を類聚し、其の外に品字樣、二合字重點字等あり。

〔平群郡〕大和國に在り。

〔古開〕鈴木重胤は「開は多く開閇と續け、字の畫数も何も彷彿たるに依て打混れたるものにて、古開は古閇を誤れるものなりけり」といひて、舊事紀、古語拾遺等より考證して古閇の神を布留御魂神となせり。

〔久度〕鈴木重胤は「久度は凹處の意にて、鍋を懸くる所をいふなり云々平野に祀る處の久度神は所謂忌火、庭火の皇神等にて御竈實は釜と鑄とに御在りと見ゆ」といへり。

〔神位〕神に授くる位也、神階ともいふ、位階、品位、勳位の別あり、四品以上四階、五位以上十四階、正六位上一階、凡て十九階に分つ、史に見えたるは、位階は續紀天平十八年の條に八幡神に三位を、品位は同書天平勝寶元年の條に八幡大神に一品を授け、勳位は同書寶龜二年の條に「勳五等鍬神」とあるを始とす。

江家次第抄までは、古開とあれば、多きに從ひて、今も開と書つ、且訓は、あき歟、さき歟、又古開の二字、假字にて、異訓あるか、とかく考得がたし。

天皇我御命爾坐衆。（この言の事、右にいへり。）久度。古開二所能宮爾之仕奉來流。（かしこより、仕奉り來し事は、右に出し。）皇御神能。（今木には、皇大御神と書、こゝには、大と無は、始より神位の卑かりし故なるべし、文德實錄に、今木大神、久度古開神と有にひとし。○皇神と祟る事は、上に出。）廣前爾白給久。皇御神能。乞比給之萬比（給比と有べし、萬の字衍歟。）任爾。此所能底津石根爾。宮柱廣敷立。高天能原爾。千木高知氐。天能御蔭。日能御蔭止。定奉氐。（乞給はる事、上に出。）神主某官位。（是より下の、宜と云まで、二百四十餘字、上の今木の文と、全同じければ、こゝに略けり。（今本には、大字にすべき所を小字にせし所も多し、皆上にならひて改。））

○六月月次祭（十二月准レ之。（祭の字、今本なし、理もて補ふ。））

〔京畿〕京師と畿内の義也、京は大にして、師は衆の意帝都をいふ、畿は帝都を中心として四方五百里以内の地をいふ、我國の畿内は山城、大和和泉、河內、攝津の五國也。

〔神祇令〕養老令の第二卷に載す、凡二十ケ條より成る

〔大臣〕始めは臣（オミ）姓の諸氏の主宰として、之を統領する者に賜ひたるものにて、大は美稱也、後世轉じて官名となり、天下の政務を總覽する者をいふに至れり、孝德天皇の三年、大內官制を大臣[illegible]とせしに始る。

〔弘仁〕嵯峨天皇御宇の年號也。

四時祭式に、月次祭、六月、十二月、十一日、と見えたり、神祇令、月次祭義解に、於二神祇官一與二祈年祭一同祭、如二庶人宅神祭一也、とあり、こは祈年とひとしく、京畿諸國を合て、三千百三十二座の神たちへ、月毎に奉り給ふ幣を、六月と十二月の十一日に、諸國の神主祝部を、神祇官へ集て、頒給ふ也、その正月より、六月までの幣は、十二月に頒、七月より、十二月までの幣は、六月に頒ち給はせるなり。〔大臣より諸官まで、神祇官に集ことも、祈年におなじ。〇此祭は神祇令に出、又大寶元年七月、乙訓郡火雷神、宜レ入二大幣月次幣例一と、紀に見えれば、其始はいと古へなりけん、然るを或物に、弘仁年中に、此事始るといへるは、何事ぞや。〕

集侍神主祝部等。諸聞食登宣。

高天原爾神留坐。皇睦神漏伎。神漏彌命以。天社。國社登。稱辭竟奉皇神等能。前爾白久。今年六月。月次幣帛進。十二月者、云二今年十二月月次幣帛一。明妙。照妙。和妙。荒妙爾。備奉氐。朝日能。豐榮登爾。皇御孫命能。宇豆乃幣

〔此文のみ云々〕前頁本文月次祭義解の「於二神祇官一祭、與二祈年祭一同」、とあるに對していへる也。

幣帛乎。稱辭竟奉久（登）宣。此文のみ、いさゝか祈年と異なり。

祈年には、右の次に、御年皇神等能前爾白云云の文あれど、それはこゝにはなくて、その次の、座摩乃御巫よりして、御門、生嶋、伊勢、御縣、山口、水分、辭別、忌部云云捧持奉登宣、といふまでは、皆祈年と、全く同文也、故にこゝに略けり。

祝詞考上卷終

祝詞考 中巻

○大殿祭（オホトノホガヒ）

宮内省式に、神今食、新嘗の祭、明日平旦、大殿祭、此二祭の前後に、大殿祭有事、貞觀儀式に、祭前者、不ニ奏問一、無ㇾ賜ㇾ錄と云にてしらる、前は輕き故に、之にも不記錄も賜らぬならん。 省輔、宮内省也、已上、率ニ諸の忌部等一、至ニ延政門一、令下大舍人一呼上ㇾ門 中重東面にて、南方より一の門也、是より日花門を入て、南殿の御庭へ出。 闈司傳ㇾ宣如ㇾ常、輔入奏、其詞曰、宮内省申久、大殿祭、此云ニ於保登能保加比一。供奉牟登、神祇官姓名、率ニ忌部一候登申。○四時祭式に、右神今食明日平旦、三代實錄よりして、諸書、神今食は、月次祭と同じく六月十二月の十一日の夕より曉まであり、然れば、大殿祭は、その十二日の平旦也。○この下、今の式は、字落などして足らねば、儀式を引。 貞觀儀式の、此祭にいへる、神祇官以ニ筥四合一、一合納ㇾ玉、一合納ニ切木綿一、一合納ㇾ米、一合納ニ酒瓱一。居ニ八足案二脚一、令ニ神部四人一舁ㇾ之、中臣忌部の官人、宮主史生神部等、著ニ木綿縵襷一、左右相分前行、御巫列ニ案後一、至ニ延政門外一、置ニ案簀子の上一、掃部寮預設ㇾ之。 大舍人呼ㇾ門如ㇾ常、闈司奏て云、大殿保賀比能事、申賜牟登、宮内省官姓名叫ㇾ門、故爾申、勅曰、令ㇾ申、闈司傳ㇾ宣云、姓名

〔省輔〕大輔、少輔あり、卿を保佐し省内の事を掌る。
〔延政門〕大内裡内郭十二門の一、内裏の東、宜陽門の南にあり。
〔闈司〕卽ち闈司也「かぎのつかさ」と訓む、宮城以内の諸門管鑰の出納及びその諸門より出入する雜物を勘檢する事を掌る。
〔宮主〕神祇官の役人也、宮中の神事を掌る、卜部の中より撰補す。

〔版〕朝廷公事の時群臣百官の列位を定むるものをいふ令集解に「剝レ木曰レ版、列立曰レ位」と見えたり、皇太子以下大さ方七寸厚さ五寸、其品位を漆字にて書く、版によりて定むる位次を版位といふ

〔仁壽殿〕内裏の中央に在り、初めは天皇の御在所なりしが、清涼殿御在所となりし後は、内宴、相撲、蹴鞠觀音供等行はるゝ所となれり、又、中殿、東殿といふ。

〔宜陽門〕内裏の東面、正中門にて、外建春門と相して温明殿の戸口近くに在り、又た東陣等をもいふ。

〔承明門〕内裡の南にある正門也。

乎令レ申、宮内省進就レ版奏云、大殿保賀比供奉牟登神祇官姓名候止申、勅曰、喚レ之、宮内省稱レ唯退出、喚二神祇官一、神祇官稱レ唯、中臣忌部官人、著二木綿縵一、忌部之加二木綿襷一、立二案前一直進二仁壽殿一、御巫等入レ自二宜陽門一、中重東西、中央の門。候二於内裏一、隨レ案共入至二殿東簀子敷一上、御巫等執レ筥、中臣忌部御巫等、以レ次入二仁壽殿一、御巫一人、進二紫宸殿一散レ米、一人至二承明門一散レ米。忌部執レ玉懸二殿四角一、次御巫等、散二米酒切木綿於殿内四角一、退出、中臣候二仁壽殿南一、忌部向レ巽、微聲讀二祝詞一訖、至二浴殿一。懸二玉四角一、次懸二厠殿四角一、次懸二御厨子所四角一、御巫等散二米酒一如レ初、自二陰明門一退出、次宮主引二神部一、延喜式爲二忌部一。至二御炊殿一懸二木綿一、散二米酒一如レ初、內藏寮賜レ祿有レ差、御巫料送二內侍司令一、右の有レ差の次に、還至二本司一、引二使部以上一、就二宮内省解齋所一、東見二儀式一、この二十字、延喜式に見えたり。○古語拾遺に、神武の條、天富命、率二諸齋部一、捧二持天璽鏡劍一、奉二正殿一、幷懸二瓊玉一、陳二幣物一、殿祭祝、其祝詞、在二於別卷一。次宮門、其祝詞亦在二於別卷一。といへり、忌部の大殿祭に預る事は、神武天皇の御時も、神代のまゝにつたへて、しか有べき事也、然らばいと上つ代より傳れる、詔刀言の有けむを、からことの入交る代となりて、その世につけたる言どもに交りて、漸に古へと違ふ事も有なるべし、右の古語拾遺に、別卷に有といふは、何れの文にや、思ふにこの文の外にあらじ、若こゝの二つの文を、直に上つ代の文とせば、いかにぞ

〔藤原の宮の頃〕持統天皇の御宇をいふ、持統天皇が朱鳥七年に藤原の宮に都を定め給ひし故也、藤原の宮は大和國高市郡鴨公村大字高殿の地なり。持統紀に「辛酉、天皇幸藤原、觀宮地、公卿百寮皆從焉」と見えたり。

〔神嘉殿〕大内裏中院の正殿にて、天皇社稷の神を祀る所也、院の東北にあり、又、中殿、中院、正廳ともいふ。

〔類聚國史〕菅原道眞の著、日本書紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文徳實錄、三代實錄中より部を分ち類を聚めたるものにて、凡べて二百五卷也。

や、その意と云とは、上つ代のまゝともいふべけれど、つらね書しは、藤原の宮の頃の體也。それが上に、親王諸王と書しをも見よ、皇子を親王と書、二世より王と書て、おほきみと云も、彼頃よりの事にて、いにしへは、わかちいはざりしなり、さはいへど、この文は、神賀に、大嘗につぎては、古き事有、新嘗と云は、十一月卯辰巳三日の間、その年の新稻の御食を、朝は諸神に奉、夕は、天皇聞食也、神今食は、新稻にはあらず、一年に二度、六月十一日、十二月同日に、夕より曉まで、神嘉殿、幸て、是も天皇御親祭ります也、是卽月次幣を、諸神へ奉りて、そは其社々にて祭らしめ給ひ、公にては、その諸神を、皆御親祭ましぬ、仍て相嘗といへり、神今食といふは、その新嘗に對へて、付たる字なるべし、其字音に、しんこじき、じんこんけなどいふは、後世此言を失ひて、後のわざにて、いふにたらず、四時祭式に、相嘗祭と有、卽此祭の事なるにて、神今食の本言、あひなめなるを知るべし、且この祭の事、延喜九年六月紀、及類聚國史にも、同月日に出たり、然どもその文、有ふりしさまなれば、いといにしへより有しを、前紀にはもれしなりけり。○右の儀式に出し、承明門は、南殿の正面の門にて、外重の建禮門に當りて、南面の内門といへり。○仁壽殿は、紫宸殿の北也、この殿を、延喜式には御殿

とのみも云へり、然れば仁壽は、表の御在所、淸涼は、裏の御在所なりけり、故此祭も、仁壽殿にてあるなり。○陰明門は、後涼殿の西にて、西面の内門也、外は宜秋門に當る、御厨子所は、後涼殿の西庇にあり。

高天原爾。神留坐須。皇親神魯企。神魯美之命以氐。皇御孫之命乎。天孫彦火邇々伎命を申せり。天津高御座爾坐氐。坐の上に、令の字落しゝか。天津璽乃。鏡劒乎。是に八尺勾璁を擧いはず、儀制令にも、鏡劔とのみ有につけて、神代紀の一書に、三種の寶といふを、疑ふ人あるは、顯はれたることにのみ依て、ものを限る也、そもく古事記に、伊邪那伎命の、天照大御神を生まして、其御頸珠之緒、母由良邇、取由良迦志而、賜天照大御神而詔曰、汝命者所知高天原矣、また神代紀一書に、大汝貴命の天御孫命に、この國を讓り奉りて、退給ふ時も、即躬被瑞之八坂璁而長隱者矣、と有、また天孫天降給ふ時、天照大御神の詔まさく、於是副賜遠伎斯八尺勾璁、鏡及草那藝劔、云々と、古事記にしるされたり、是を以て、彼一書に、曲玉、鏡、劔を、三種神寶とは有なれば、何かいぶかしきや、且その勾璁、天しろしめす、主なるしるしの神寶、それに准て、國知給ふ大名持命も、是を御頸にかけ給ひつ、さて天孫天降給ふときにも、國の主なる御しるしに、天照大御神、是を賜せし也。（公式令に、神璽寶而不用、と有は、御印をいふ條なれば、神印の事と聞ゆ、然れば、こゝにいふ、神寶とは別なり。）然れども此璁は、御身に著ます寶にて、人の手觸る物ならず、故にいにしへより、劔、鏡、ふたつを以て、

〔三種の寶〕神代紀上に「故天照大神乃賜天津彦々火瓊々杵尊、八坂瓊曲玉、及八咫鏡・草薙劍、三種寶物」とあり。

〔母由良〕玉と玉と相觸るゝ音をいふ

〔取由良迦志而〕手に取りてゆらくと搖り動かす意也

〔遠伎斯〕招きし也　遠岐とは物を招き寄する事をいふ、勾璁と鏡とは岩屋戸にて皇祖天照大神を招き奉りたる行事ありし故にいふ。

〔曲玉、鏡、劔〕紀記にはこの順序にあるも、之れ神代より然るには非ず瑞籬朝即ち崇神天皇の御代よりの事なり、神代には第一に鏡也。

〔壽詞〕前のほぎごとをいふ。神功皇后紀に「是日皇太后宴二太子於大殿一、皇太后擧レ觴以壽二于皇太子一」と見えたり。

〔萬葉にも云々〕萬葉集巻六に「食國の遠の朝廷に汝等し、斯く罷りなば平ひらけく、我は遊ばむ、手抱きて我は在さむ、天皇朕（うづ）の御手以ち云々」とあり。

〔これ水島〕萬葉集巻三に「聞し如、眞尊く奇しくも、神さび居すか、是れの水島」と見えたり。

〔豐泊瀬〕萬葉集巻十一に「隱國の、豐泊瀬道は常滑の恐き路ぞ戀ふらくは努」とあり。

大儀の時の、しるしとなし來る也、しか有て、この祝詞に、古事記の如く、かの勾玉を、專ら擧べきを、既に大寶の頃の、儀式のおもてによりて、二つをのみいひつる物にて、是もいと上つ代の文ならぬを知る、ひとつなり。（伊邪那伎の命の、讓給ふ御うな玉は、大御神の、天知給ふるしなれば、天孫にも給はさず、天岩戸の前にて、招禱せし時、彼天照大御神の、御頸玉になずらへて作りしを、今賜ふ故に、手岐斯云々といふなり。）

捧持賜天。言壽。古語云二許止保企一、言二壽詞一、如二今壽觴之詞一。紀に、室壽、出雲國造の神賀など、その意ひとし、こゝに壽觴をのみいふは、いかゞ。

宣志久。のり給はすのすを延て、しくといふ。

皇我。皇祖神の、みみづからのたまふ也、後の宣命、萬葉にも、天皇御みづから、かくの給ひしことあり。

宇都乃御子。皇御孫之命。神代紀一書に、勅二皇孫一曰、葦原千五百秋之瑞穂國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫、就而治焉行矣、寶祚之隆、當與二天壤一無窮者矣、こゝの文、すべて右と同じ。○宇都より命まで、引つゞけて意得べし。○宇都は、既に出。

此乃天津高御座爾。（此の字、こゝと調はわろし、萬葉に、これの水島、など云によるべし。）是を上より見れば、天にての高御座と聞ゆ、然に、次下には、葦原の國、しろしめすべき事をいふは、此の事、いづれへもつきがたし、もし如此乃と有しを、如の字落しにや、この下にも、此乃敷座大宮所とあれど、そは下つ國にての事なり。

天津日嗣乎。日嗣は、日の神の御末を、嗣給ふを云り、こゝには、後をもて、此事を用ゐし物也。

萬千秋乃長秋爾。安國と云々へ、つゞく文なり。

大八洲。豐葦原乃。（原の下の、乃の字は理と、例とに依て補）葦原とは、國の始の、ありさまもていふ、豐は、寛に大なるを、ほむる言なり、紀と、萬葉に、大泊瀬とも、豐泊瀬とも云るにて知れ。

瑞穂之國乎。みづほは、みづ／＼しき穂をいふ、瑞の字は、意違き

〔出雲風土記〕意宇島根、秋鹿、楯縫、出雲、神門、飯石、仁多、大原の九郡の郡內の諸事を記し、各部末に郡司、主帳、大領、少領、擬少領等の氏名等を掲げたり。

〔新撰字鏡〕僧昌住の著、漢字の訓義を示したる字書にして、寛平四年の編にて凡て十二卷なり。

〔山かひ〕萬葉集卷十七に、「山狹(ヤマカヒ)に咲ける櫻を只一目、君に見せてば何をか思はむ」とあり、又、古今集卷二貫之の歌に「櫻花さきにけらしもあしびきの山のかひよりみゆる白雲」等と所所に見えたり。

よしは山口祭に云。安國止平氣久。所知食止。古語云ニ志呂志女須一。言寄奉賜比氏。以天津御量氏。（訓註は本言をすること、古書みな同じ、然れば註には、めすとあれど、文ならば、めせとよむべき理なり、今本のよみに、しろしめすとあるは、言を心得ぬものゝわざ也。○この註に、女の字を用ゐしからは、今の京の人の註なり、古へは訓註に、皆字音を用ふ、惣ても女の子を、かなに書事、古へはなし。）皇祖神、諸神を集へ、神議に、はかり給ひて、經津主、建御雷の神を、天降し、下つ國の大神を和し、荒神を、拂給ひしこと也、是に量と書しは、出雲風土記にも、古文には、この字也、から國にては、量、度、計、議など、物々に字を作りて書しかど、皇朝には、はかるちふ言ひとつを、事によりて、意得分る例なれば、その本言につきて、量と書るぞ、古意なる。

事問之。磐根木根乃立知。是に木根の立、とあるにて、きりくひなどを云こと、疑ざれ。（新撰字鏡に、杜を支利久比と訓。草能可岐葉乎毛。言止氏。既に出。天降利賜比志。食國天下登。古事記に、食國訓レ食云ニ袁須一、といひて、惣て身にしたがへめす事を、袁須といへり。天津日嗣所知食須。皇御孫之命乃。御殿乎。今奧山乃。大峽小峽爾立留木乎。峽は、山と山の間也、萬葉に、山かひ、古今集に、山のかひといへる、是にて、萬葉に、山のたわちふも相似たり、こゝに大山に山などいはで、峽といふをおもふに、今も見ること、良材は、嶺などにはあらで、山のたわみに、多きものなれば、しかいふにや。齋部能齋斧乎。以伐採氏。貞觀儀式の、大嘗宮條に、稻實卜部、率ニ造酒童女一、同郡司各一人、物部男六人、子等五人、工十人、夫等、爲レ採ニ内院料材一、向ニ卜食山一、卽祭ニ山神一、其料云云、供物等あり、祭畢、

[illegible]柱[illegible]大嘗宮儀式に[illegible]正殿心柱[illegible]、注に其柱名號[illegible]忌柱一とあり。

〔[illegible]〕[illegible]しく豐[illegible]び造る見る義也。

〔汝〕續紀の宣命には美麻斯に作る、[illegible]坐の義也、萬集[illegible]には伊麻思といふ、其義略ぼ一なるも、美麻斯は上樣なる方に申し伊麻思は其所在をいふ崇詞に非ざれば、同等より以下に係りていふ詞なり。

〔産屋〕産所をいふ仁德紀、允恭紀には、産殿に作る、凡て古代には出産する時は、別に産屋を造る風習也後世[illegible]他所に移る[illegible]是れぞ遺風なるべし。

酒造童女、先執ニ齋斧一、伐レ樹、工匠次レ之、役夫次レ之、訖歸來、この類にて、常の宮造りの材をば、忌部その山にむかひて、祭して、伐始る事、此文にて知べし、紀にも、後の物にも、宮村を採に、山神木靈を祭る事、見えたり。

本末乎山神爾祭氐。萬葉に、たむけに、祭の字をも用う。

中間乎持出來氐。この中間を用うるは、もとよりの事なり、本末を神に祭るは、今も遠江國人、大木を伐ては、その梢を折て、切たる本株の、中らにさして立侍りぬ、いにしへもしかするを、本末を、山神に奉るとは、いふならん、他國にてもしかするか、問べし。

齋鉏乎以。齋柱乎立氐。是も貞觀儀式、大嘗宮の、柱立る前に、大祓ありて、始作ニ內院殿一、造酒童女、執ニ齋鉏一、掘ニ稻實殿四角柱穴一、物部次レ之、役夫次レ之、と見ゆ、惣ても柱穴は、童女の掘初ること、此文にも、出雲風土記にも見ゆ、然れば、此柱穴は、忌部の掘そむるにはあらざるべし。

皇御孫之命乃。天之御翳日之御翳止。上に、蔭と書しは、正し、翳は、理もていふのみ。

造奉仕留。瑞之御殿乎。古語云ニ阿良可一。あらかは、在所也、所をかとも、ことも云り。

汝屋船命爾。汝を、常はいましといひ、崇みては、みましといふ事、續日本紀の、宣命にて知らる。○屋船は借字にて、彌生根也、下に是を、屋根久々能遲命、屋船豐宇氣姬命、といへるもておもふに、木祖の神にて、其木彌生に、生茂らしむる神をいふ、根は、萬のものゝ、本をいふ言也、豐宇氣も、穀を彌生に、繁からしむよしにて、彌生根の御名は有べし、故に下の本註に、産屋に辟木と、束稻を置て、祭といへり、是を大殿に祭は、宮村と、造宮の用度の、本の、稍とを以てなり。

天津奇護言乎。古語云ニ久須志伊波比許登一。くすしは、嚴といふに同じくて、美る言、いはひは、齋にて、凶を齋て、吉を用るをいふ、故に護言ともかけるなり。

言壽鎮白

久〕卽その奇護言を、くさ〴〵といひ榮すをいふ、次々に有言、みな是也。○鎭は、地を鎭め、火を鎭め、など云るにて守ます神を、鎭しづめ奉也。此乃敷坐大宮地波。次に高天原波、と有からは、今本こゝに、波を落せり。底津磐根乃極美。地の底の、極まりまでといふなり。下津綱根。古語云、番繩之類。謂二之根一。下つとは、唯殿の下の地にて、上の底にはこと也。○綱根は、顯宗天皇紀、室賀の御詞、神代紀の、大汝貴命の宮の事、出雲風土記の、楯縫郡の詞等を合せ見るに、上つ代の殿造りは、上下縱横に、千尋の綱もて、結固し也、こゝには、その柱根を、結し綱によりて、下つ綱根といふのみ、その綱も、後世の如くにあらず、葛もてせし故に、顯宗紀に葛根と書たり、その外繩根など書しは、いにしへにかなはず。神代紀一書曰、汝應レ住二日隅宮一者、今當供造、卽以二千尋栲繩一、結百八十紐、顯宗紀室壽に、築立稚室葛根、築立柱云云、風土記に、五十足天日栖宮之縱横御量、千尋栲綱持而、百八十結結下而、此天御量持而、所レ造二天下一天神之宮、造奉請而云々〕波府蟲能禍無。波府蟲は、地にはふ蛇虹の類也、上つ代に、國荒く、家の構跡に、人も平土に臥し時は、この昆蟲の害ありけむ、神代紀一書に、大巳貴、少彦名命、云々、爲レ攘二鳥獸昆蟲之災異一、則定二其禁厭之法一、と見え、古事記に、醜男命の、大神御許へ參し時に、蛇室に寢云云、蛇蜂のひれして、掃止し事あり。高天原波。青雲乃。靄極美。天乃血垂。飛鳥乃禍無。（雲霞の、たなびくといふは、そのもと、晴たる天に、棚の如く、横に引をいふ、是よりして、空に滿たるをもいふは、轉しいふ事の常也。）古事記に見ゆる、鷄の鳴女の事を、下の却祟神祝詞に、高津鳥殃爾依氐、と書しかど、こゝは血垂飛鳥といへば、異也、本草ちふから文に、姑獲鳥といふ鳥、夜飛で、屎また兒の衣に、血を落せば、わろしといひ、又鬼車鳥とて、滴レ血鳥も有と云り、後世うふめといふは、かの姑獲鳥に當るといふ人もあり、古へ

〔日隅宮〕卽ち出雲の杵築大社是れなり。

〔千尋栲繩〕千尋はたゞ繩の長きをいふ、栲繩は栲の木の皮を以て索へるもの也、栲木は豐後風土記に「栲樹多生、常取二栲皮一、以造二木綿一、因曰二柚富鄕一」とありて、歌に海人の栲繩など言へる卽ち是れなり。

〔百八十結〕幾條にも結合する也。

〔虹〕にじ也、古昔虹を以て龍の一種と考へ、虹を雄、蜺を雌としたり。

〔姑獲鳥〕和漢三才圖會に「按姑獲鳥俗云産婦鳥、相傳曰、産後死婦所レ化也云々、本朝西國海濱多有レ之云々」と見えたり。

るたぐひの鳥の栖、こゝにも有しもて、いひつらむ、栖は、それと定むべからねば、さして據などもとむるは、なか〳〵にせばし。堀堅留。柱桁梁。柱根に石を居るは、後也、大嘗宮は、後世も、掘て柱を立、今田舍の賤き廬は、みな、しかり。戸牖乃錯。古語云二伎加比一。動鳴事無久。伎加比は、行合を、略き通はせていふのみ。引結留葛目能緩比。上に云る綱根もおなじくて、こゝは、小き物の間めのみ、いにしへは、葛、綱を、通はしいひつ。取葺計魯。草乃噪岐。古語云二蘇々岐一。無久。今も亂れそゝげと云り、○かやとは、すすきの類にて、高萱をいひて、屋をふく草也、且草の中の、勝れたるものなれば、草の家を、即かやといへり。御床都比能。佐夜伎。この所に事無といふべきを、下にいふ故に、略けり、○是よりは、御坐す所をいふ、都比は、繼合を略けり、佐夜伎は、その繼合たる所に、釘を用ゐず、葛して結ぶ故に、なりさやめきやすかるべし、神武天皇紀に、聞二喧擾之響一（此云二左揶霓利奈離一）といふが如く、さやめき鳴を、何物にも云り。夜女乃伊須須伎。伊豆都志伎事無久。夜女は、女の童をいふ、出雲風土記に、儀式の大嘗祭の條に、童女の字を、與米と訓、後世まで、新嫁を、與米といふも、新婦は、必童の程なれば也、かくてこゝは、二つにわたりて、聞ゆる中に、その一つをいはゞ、此與米を、夜女と書しによるに、夜の御床に仕奉る童女の、すすろぎあやまつ事なく、といふ也、○伊須々伎の伊は、發語のみ、古事記に、神武天皇の、后の御母、陰を神の矢につかれて、立走伊須々伎、といひ、又火のすせりの命へ、かの鉤を呪て返し給に、須々鉤との給ふ事を、紀に、踉蹡鉤と書たるをもおもへ、萬葉に、二人の男の、一人の女を爭ふを、須々志競、といへるもみな後世すゞろといふに同じくて、心も心ならず、すゞろぐ事也、○伊豆都志伎事無とは、萬葉に、旅路などに、都々美なくあれといふは、あやまち滯なか

〔柱〕言柱を初めとして凡ての柱をいふ、即ち（田在二）にて、記傳說の如く、屋と地との間に立つる物なる故にいふ。

〔梁〕和名抄に「棟梁也」とあり、爾雅釋地に「屋脊柱曰レ棟、負レ棟曰レ梁」と見えたり。

〔戸牖〕和名抄に、「野王案、在二城郭一曰レ門、在二屋堂一曰レ戸」とあり、說文に「在レ屋曰レ窻、在レ墻曰レ牖」とあれども、凡て人の往來のためなるを戸といひ、往來なきを間戸（ドマ）とはいふなり。

〔さやめき〕さやさやと音の立つる也

〔すゞろぎ〕そぞろに心の動くことをいふ。

〔俗謂ニ宇賀能美多麻〕之れ誤れる説也、古事記に「須佐之男神云々娶ニ大山津見神之女名神大市比賣一生子大年神次宇迦之御魂神」とある是れ正説にて、豐宇氣毘賣神は一名保食神とも大宜都比賣神とも申すなれども、宇迦之御魂神とは異なり。

〔今世〕延喜の當今をいふ。

〔辟木〕木を割きて束ね、其中に木葉を刺し、葛を以て結ひたるものをいふ。

〔束稻〕田令義解に「束稻と有は束ねたる稻を云へるが此なるは正月などに引く所の注連繩に束ね下げたるをいふ」と見えたり。

れといふ意なれば、右のいすゝきに、つゞけいふべき言也、（今おもふに、右の意を用うべし、今ひとつは、童女の齋鋤にて、右にいふ如く、宮柱の穴を始て掘、又地を作る始めにも、是を用ゐしこと、出雲風土記に見ゆ、こゝも宮造りの條なれば、齋鋤なるを、上にいふべきついでなければこゝにいひとぢめたるか、さらば、伊美須伎を、伊須々伎といへるなるべし。（伊豆都志伎、云云は、右の如し。）是は專らといふべきを、言の置どこゝ、かくもかなはねば、いかゞあらん、猶考べし。　平氣久安氣久奉護留。神御名乎白久。屋船久々能遲命。　是木の靈也、こは右にいへり、（久々の下に、今は能を落せれば、補へり、此能は、上にいふ如く、必なくては、意をなさず、その上、假字の下には、辭を添るよしもなければ、またく落しもの也、神名は、つゞめて書故に、辭を略けるも多かれど、かゝる所には、略かず、古事記に、須佐能男命、と有をおもへ。）　屋船豐宇氣姫命登。（俗謂ニ宇賀能美多麻一。）

今世産屋以ニ辟木束稻一置ニ於戸邊一乃以レ米散ニ屋中一之類也。　この辟木は、右の木靈に當り、稻は、稻魂に當れり、上の廣瀬祭にいへる如く、古書に、豐宇氣姫、食稻魂は、その生れ給ふ始は、異に見ゆれど、神功に至てひとしき也、然れば、その傳への、異なるのみにて、もと一神と崇むべき也、（神代紀に、いざなぎ命の、饑ませるとき、生給ふ御子、倉稻魂命といひ、すさのを命の食を乞給ふも、同神なれば、うゑ食持を略て、宇氣持といひ、うかのみたまも、飢食なるを、ゑを略、加と氣を通し、持を籠たる名也。）〇俗とは、世のならはしちふ事なり。〇散レ米は、下の却ニ祟神一祭、道饗祭などによるに、こゝは新宮に、枉津日神の、入來むを、饗和て退らする也、産屋も、その屋の守に、木と稻を置、米を散すは、かの惡神を、饗し退らしむるよしなり。　御名乎波。奉稱利氐。皇御孫命乃御世乎堅磐爾常磐爾奉護利。五十橿御世乃。五十橿は、借字也。

足良志御世爾。田永能御世登。田は、借字この言の事。既出。奉福爾依氐。齋玉作等我。持齋麻波利。持淨麻波利。造仕禮留瑞八尺瓊能。御吹乃。五百都御統乃玉爾。齋玉は、忌謹て、作れる玉也、神代紀に、玉作部遠祖、豐玉造レ玉、と有て、是が裔は、出雲國に在て、後までも、玉を作りて、公に奉りぬ、臨時祭式に、出雲國所レ進、御富岐玉六十連、(三時大殿祭料三十連、臨時、二十四連、)と有、是なり、(續日本紀に、天平十五年九月、斐石ちふ人、始以二大坂沙一治二玉石一、故に位を賜し事有、出雲にて、古へより作るも是か、大和にては、右を始なれば、ほめ給ひし也、かゝれども、神代に、天照大御神などの、みうながしましと、八尺瓊に、世に又なき寶にて、右の類ならぬ事知べし、その考、別にあり。)〇御吹は、右に富岐と書しにて、吹は、借字なるを知べし、此祭を、おほとのほがひと云て、ほがひは、ほぎを延たる言、又上に、言壽俱ともいひ、下の神賀にも、玉もて壽申せり、然れば、すべてかゝる祭に奉る故に、御壽の玉とはいふ也、火を吹て、作る故にはあらず、〇八尺瓊に、長き緒に、五百とおほくの玉を貫たるを、ほめいふ也、その八は、彌にて、限り知らぬ事、尺は、から字を借しのみにて、八十量ちふ事なる事、既にいへり(八尺を、八坂とも書しによりて、玉の出し地の名ぞといふは、いふにたらず。)御統は、御は、眞にて、ほむる言、すまるは、數の玉を緒に貫て、わが手くゝりよせたるを云、天に一所へ集れる星を、すばるぼしといふも、此よし也、婆と滿の清濁、かへりて通するも、例有事なり。

明和幣。古語云二爾伎氐一。氐は、多倍の約にて、爾伎多倍とも、爾伎氐ともいふのみ、明曜は、その色をいふ事、上に出、爾伎は、よく調ひある事を、萬の物にいへり、こゝは、布のよきをいふ。

曜和幣乎附氣氐。上には、是を明妙、照妙、和妙、荒妙と、言を分てもいへり、玉に是を附る事、既に式の文を引ていへり。

齋部宿

〔瓊〕きらきらと光り麗はしき意也。

〔五百都〕五百は唯數の多きをいふのみ、都は一つ二つの「つ」なり。

〔作れる玉〕古語拾遺に「太玉命所レ率神云々櫛明玉命、(出雲國玉作祖也)云々令三櫛明玉命作二八坂瓊五百箇御統玉一」とあり。

〔天平十五年〕第四十五代聖武天皇の御宇也。

〔明和幣〕白和幣をいふなるべし、古語拾遺に「令三天日鷲神造二木綿一、津咋見神穀木種三殖之一」「且作二白和幣一」とあり。

〔曜和幣〕青和幣なるべし、古語拾遺に「令三長白羽神種レ麻以爲二青和幣一」とあり。

〔漏落武事乎波〕その幣物などの事を云ふにはあらず、柱に就け、梁に就け、桁に就けて其賀言ふ可き事の限りを盡せども、猶盡さざる處も有らむとなり。

〔天手力雄神〕春日社記に「天手力雄神、信濃國戸隱明神是也」と見えたり。

〔太玉命〕神名秘書に「太玉命高皇産靈神子、栲幡千々姫命弟、櫛明玉命兄也」とあり。

〔大宮賣命〕屋船命の亦の名なり、又、天鈿女命の亦の名也、遠江風土記に「敷智郡岐佐岡神社俗號二岡精垣一所レ祭天兒屋根大宮比咩也」とあり。

禰某（我の宿禰と書は、借字にて、少兒ちふ言也、こは本皇子を、大兄と申し、臣を、小兄といへるもて、臣のひとつのかばねと成たり、其奈延の約禰なれば、すくねといふ、其兄は、えとも、せともいひて、人をあがむる言也、さてかばねは、あがまへ名ちふ事にて、惣てのかばね、皆その氏につけて、おがめ給ひて、上より賜はせり、此事、後人多くまどへり、（舊事記に、そこにねよといふ、御言によりて、そこねといふを、轉してすくねといふといへるは、飾りしきひが言、僞りことなり、惣て舊事記はこゝの古へをも、古言をも知らぬものゝ、僞書也、　加婆禰の事、別に考へ書たるもあり。））弱肩禰太襁取懸氐言壽伎鎭奉事能漏落武事乎波。神直日命大直日命（伊邪那伎命、身滌し給ひて、先八十禍津日神を生給ふを、それをはし給ふとて、次に神直日、大直日二神を生ましき、その二神、萬のひが事をも、よろしく直し給ふ故に、かくは云り。）聞直志見直志氐。平久良氣久。安久良氣久。所知食登。白。（その事を、布行ひ給ふを、しろしめすといふ。）詞別白久。大宮賣命登。御名乎申事波。（古語拾遺に、大宮賣命は、天照大御神の、御前に侍給ふ神にて、今の内侍の、君臣の間を、和するが如しと云るは、こゝに合へり。〇古語拾遺に〈天岩門條〉、天手力雄神、引二啓扉一、遷二座新殿一、云云、令二大宮賣神一、侍二於御前一（是太玉命、久志備所レ生神、如二今世内侍者一、詞和二君臣間一、令二宸襟悦懌一也。））皇御孫命乃。同殿能裏爾塞坐參入罷出人能選比所知志（宮い内に入ましき、惡き人を、いらしめぬなり）神等能伊須呂許比阿禮比坐乎。言直志和志（古語云二夜被志一。）坐氐（伊須呂許比の伊は、發言にて、須呂は、須々

〔領巾〕昔女の飾りに項より肩の方にかけたるもの、後には裳にとぢつけて用ふるに至れり。

〔手足のあやまち〕古事記に「天皇坐長谷之百枝槻下、爲豐樂之時、伊勢國之三重婇指擧大御盞以獻、爾其百枝槻葉落浮於大御盞、其婇不知落葉浮於盞、猶獻大御酒、天皇看行其浮盞之葉、打伏其婇、以刀刺充其頸、將斬之時、其婇白天皇曰、莫殺吾身、有應白事、即歌曰云々、故獻此歌者、赦其罪也」と見えたり。

〔己乖々〕己れが心の向々に氣隨なるをいふ。

呂の略、許比は、伎の延言にて、須々呂伎也、こは右にもいへる如く、心も心ならずあるを、すゝろぐといふに同じくて、かの八十禍津日神たつのさまをいふ也、遠江の國人、歎合のすゝ率と云も、若き男らの、すゞろに爭ふを、それをひきゐ、はげまするものゝ事也、かくあしきかたへ、ひきゐる神をなごして、やらひ給ふ、女神の功をいふ。

皇御孫命。朝乃御膳。夕乃御膳仕奉流。比禮懸伴緒。御膳に仕る采女などは、領巾もて、袖をおくる也、縫殿式に、(中宮の條)、領巾四條料、紗三丈六尺、(條別九尺)、萬葉に、蜻比禮ともいへり、うるはしき紗もてする也。 襁懸伴緒乎。御食を造る男たち也、業する人は、襁かくる事、既に忌部の、幣を頒つ事に、いふが如し。○伴緒は、萬の宮に、それぞれの伴あるを、多くの玉を、同じ緒に貫に譬て、いふ言とおぼし、故神代紀に、部の字を、とものをと訓り、惣ての人を、何れの官屬といひ、殿上の貫首といふ貫にも、心かよへば、伴緒と書を、正しとす、大藏詞に、伴男と書し男は、借字と知るべし、猶その所にもいふを、合せ見よ。)後宮職員令に、采女六十人、延喜采女司式に、采女四十人と見えたり、同令內膳司に、膳部六十人、掌造御食、云々といへり、これ等御食に仕奉る時、男は、襁、女は、領巾を用る也。 手躓足躓。古語云麻我比。不令爲氐。大御膳に仕奉るに、手足のあやまち、つまづきあらせぬ也。 親王。諸王。諸臣。百官人等乎。親王、諸王と、分ち書るからは、この文古けれど、大寶の頃より、上にあらぬ事、既にいへるが如し、又官人といふは、令にては、初位以上、六位以下、官位ある人をいへれど、是には無位まで、惣て仕奉る人をいふべし。 己乖々不令在。おのがむき〳〵は、萬葉にもよめり。 邪意穢心無久。宮進爾進。宮勤爾勤之米氐。咎過在乎波。見直志。聞直坐氐。平

良氣久。安良氣久。令仕奉坐爾依氐。大宮賣命止。御名乎。稱辭竟奉久登白。

（進米爾の爾と、勤爾の爾は、今補へり、平野祭などに、王臣の事を、彌高爾、彌廣爾、など有類也、こゝには、爾の辭落しを、知べし。○令に、奏請を、內侍の職とす、古語拾遺云云、上に引が如し。

○御門祭

四時祭式に、四面御門祭、十二月准レ之、御川水祭、同レ上、この左に、右四面祭、御門巫、御川水祭・座摩巫、各行レ事、と見ゆ、夏は、六月か、式に漏たり。○此祭る大神の御名、その巫の事も、祈年祭の末に云つ、是は巫を神主とし、忌部は、祝詞を讀、奉幣は本より也。

櫛磐牖豐磐牖命登。御名乎申事波。（奇磐眞門ちふ言に、櫛云々の字を、借たり、）此上に、今少し、言のあらぬは無に、是のみかゝるは、もし落たるか、祈年、月次には、御門乃御巫乃、稱辭竟奉、皇神等能前爾白久、云云と有也。　四方內外御門爾。內とは、中重の諸門、外とは、宮城の諸門なり、京城諸門の祭は、巫の預にあらねば、是に不入。　如湯津磐村久。塞坐氐。五百とはおほくの辭ちふ事也、村は、群の意、　四方四

〔進米〕たじろくことなきをいふ。
〔勤爾〕綏み怠ることなきをいふ。
〔四方云々〕東西南北の四方の義にはあらず、天武天皇紀に向安殿、內安殿、外安殿などある例にて、御門の名も、內東門、內西門、外南門、外北門とやうに呼びたるものにて、四方御門はその上代よりの稱呼なりしなり、後世上東門等は其遺名なり。
〔中重の諸門〕建禮門、建春門、宜秋門、朔平門等の如き內裏の外にある門をいふ、而して皇城の外郭となれる朱雀門、美福門、皇嘉門の如きを總て外重とはいふなり。

角與利。疎備荒備來武ニ、神皇祖の御言向に不レ従して、御孫命を疎也。備は夫利の約にて、うとぶるといふ辭也、荒備も同じ。天能麻我都比登云神乃。言武惡事爾、古語云ニ麻我許登一。古事記に、初於ニ中瀬墮一加豆伎而滌時、所ニ成坐一神名、八十禍津日神、（訓レ禍云ニ摩賀一下效レ之）次大禍津日神、此二神者、所レ到ニ其穢繁國一之時、因ニ汚垢一而所成神也、云々、こゝに此神をいふ、惡事と書しは、事の意卸て書し、是は紀にも萬葉にも、枉の字を用ゐて、直ならぬ事也。その直ならず、邪なる中に様々有、禍を、摩賀と訓は、所によりぬ、上の大殿祭、下の大祓詞などにあるは、わざはひとよみて、かなへり、皇朝の言に、字を借事、定めなし、前後の言に依て分つべし）相麻自許利。相口會賜事無久。この麻自は、蠱物、厭などの、まじの類ながら、こゝにいふは、今人の目まじくり、口まじくりといふ、是也、次の道饗祭に、根國底國與里、麁備疎備來物爾、相率、相口會事無久、と有も、まじくりて、率る意をもて、率とは書しもの故に、かれをもこゝをもて、相まじこりと訓べし、相口會賜事無は、是もかの口舌もて、まじくらむとするを、よく言排て、彼が言を、お諾なひたまはざるなり、（會を、あへと訓は、口あはせちふ言なれば也、波世の約へなり。）自上往波。上乎護利、自下往波。下乎護利。待防掃却。萬葉に、不奉仕、國乎拂部等、と有、同事を、卷二十に、麻都呂倍奴、比等乎母夜波之、波吉伎欲米、とも云めり、はきは、はらふに同じ、却は、退逐なり。言排坐氐。よろしくいひひらきて、彼に口會せぬをいふ、右の口會云云を即傑たる文なり、朝波開門。夕波閉門氐。參入罷出。人名乎。問所知志。御門守のわざを、即この神の御心とす。咎過在波。神直日。大直

〔言向〕集解に、「こゝにむけ、古事記に言向と書けり、神代紀に平の字を訓せり、萬葉集に、ちはやぶる神をことむけまつろへぬ人をもやはしとよめり、諸らはぬをいふ也」とあり。
〔中瀬〕川の中流也
〔加豆伎而〕かづくは頭の義にて、物に頭を突き入るゝをいひ、轉じて物を頭に戴く事にいふ。
〔底國〕底國は借字にて醜國の義なり此は黄泉國を指す
〔開門云々〕古語拾遺に「日臣命帥ニ来目部一衞ニ護宮門一掌ニ其開闔一」とあり、又姓氏録に「是大伴佐伯二氏掌ニ左右開闔一也」とあり。

日衞。備は、萬利の約にて、衞也、直日の日も、借字のみ。見直聞直坐氐。御門の出入に、咎過あらむをも、よろしくいひなほしどりなほして治め、且今より咎過なからむ事をも、なし給ふ　平良氣久。安良氣久。令二奉仕一賜故爾。櫛磐牖命。豐磐牖命登。御名乎。稱辭竟奉久登白。

○六月晦大祓。十二月准之。

祓ちふ事は、古事記に、伊邪那伎命の、黄泉に到まして、穢給へるを、清め給はむとて、筑紫國の、橘の小門にして、大御身に着ましゝ物を、ぬぎ捨給ふをいふ、穢を拂ひやらふよし也、次に海潮に浸て、大御身を滌給ふ、是を身滌といふ、身の穢を、あらひそそぐよし也、このふたつぞ、祓みそぎのもとなる。（みそぎは、身滌なる事、こゝに引、古事記の言にてしらる、然るを、後の記に、東河西河の御祓など書しを、ふと見て、みを、御の意とおもへるは、ひが言ぞ、その東河などなるは、天皇の幸故に、御と書り、且から文ざまの略也、實には、大御身滌と有べき也、出雲風土記の、御津郷の所に、御身

〔筑紫國〕常は筑前筑後の號をいふなるも、此處にては九州都てをいふ。

〔橘の小門〕紀には筑紫日向小戸橘之檍原とあり、小戸にある橘といふ地名なり、故に其小門の名を橘の小門といふ、偖かくいふは、神代に此處に橘樹の生えたりし地なる故也、記傳は「偖小門は地名にはあらで、小さき水門にて、川の落口なりけん」といふ。今の宮崎郡檍村といひ、筑紫郡住吉村ともいふ。

〔大御身〕身は「の」に連る時「ま」と轉音す、古格也、上古に貴人は御自身の上にも敬語を用ひしなり。

〔轉〕倭訓栞に「うたた、轉の字をよめり、未必と義通へり。愈の字よりは力あり、うたたは物の重なり過るをいふよて、古事記に其惡態不止而轉す云々」と見えたり。

〔贖物〕其の禍をあがふものといふ意なりと公事根源に見えたり、祓の時罪の贖として出すもの也。

〔殯宮〕もがりのみや、かりもがりのみやともいふ、崩御せられたる天子の御棺を葬送の時まで安置する御殿をいふ、又、殯殿ともいふ

〔生剝〕生きながら皮を剝ぐをいふ。

〔逆剝〕尾の方より逆に皮を剝ぐ也、

沐浴と、書しをもおもへり又須佐能男命、惡事轉あるによりて、贖物を、せめ出させ奉りて、祓つ物として、逐給へり、上の御自物を捨給ひ、他より責て、ものを出さするも、事の意ひとしければ、この二大御神の御わざを合せて、祓みそぎの法として、人の代にも行へり、その伊邪那伎命は、祓身滌をしまして、遂に貴き大御神たちを生給ひ、須佐能男命は、贖物を出し、御身を逐はれまして後ぞ、淸き神み心と成給ひつ、此御わざの、大なる功ある事を知るべし、かゝれば右の三つの事を、行ふよしなるを、後には、中の祓ひとつをいひて、その事をしらするのみ、仍て紀にも、式にも、祓とのみ書つ、

○上代に、大祓の事の見ゆるは、古事記の仲哀天皇條に、天皇旣崩訖、爾驚懼而坐殯宮、更取國之大奴佐而、種々求生剝、逆剝、阿離、溝埋、屎戶、上通婚、下通婚、馬婚、牛婚、雞婚、犬婚之罪類、爲國之大祓而、とあり、かゝればこの事、神代に傳りて、かし原の宮に、初國しらしゝ御代にも、絕ず行はせられけむを、上つ代のふみに、右の古事記の外には漏て、後に天武天皇の紀に至て五年八月詔曰、四方爲解除、用物則國別國造輸祓柱馬一匹、布一常、以外郡司各刀一口、鹿皮一張、钁一口、毎戶麻一條、こは今年旱異星疾、などによりぬ。 又同紀十年七月六日に、令天下悉大解除、同紀、朱鳥元年七月にも

〔解除〕主上の御喪忌解けて、凶服を除き給ふ儀也、抑天子皇父母の喪に當り給ふをば、諒闇とて、一朞十三月の間凶服をめし給ふべき定めなりしが、萬機の御暇なきによりて、日を以て月に易へ、錫紵を服し給ふ事十三日に止まり、其餘の月日は心喪に服し、一朞の後に除服の祓を行ふ例なりき。

〔太上天皇〕讓位の天皇、即ち前帝に對する尊號をいふ、略して太上皇また上皇とも稱す、法體に在します時は太上法皇、また法皇と稱す、此號の初めて史籍に見えたるは持統天皇の時なりといふ。

有、さて持統天皇紀に、惣て見えぬは、漏しならむ、文武天皇の御代始の紀には、臨時大祓は有し、大寶元年に至て、六月、十二月の晦日の、大祓の事、令條に擧られたり、さかく定例としも、成にしをおもへば、はやくより、この二度の晦日の大祓も有しか、されど天武天皇の御時、二度七月の始めにありしと、文武天皇の御代始にも、此六月、十二月晦の事の、見えぬをおもへば、是は大寶元年の御定とぞいふべき、此後の紀に、定例故に、略てしるされぬ也。（他事も、令に出たるは、紀に略り。）大寶二年十二月晦日の紀に、廢大祓、但東西文部解除如常と有、こは此月太上天皇崩ましゝ故に、停られたり、かゝればたえず行はれしを知るべし。（文部が解除は、から國の流にて、皇朝の神事ならねば、涼闇の中といへども、せさせらる。）

○神祇令に、凡六月十二月晦日大祓、（義解云、謂祓者、解除不祥也。）東西文部、（謂東漢史直、西漢文首。）上祓刀、讀祓詞、（謂文部漢音所讀者也。）訖百官男女、聚集祓所、中臣宣祓詞、卜部爲解除、と有。（卜部爲解除は、上つ代の事にあらず、只令の頃の定め也、その事、大祓の末の詞に、論あり、こゝなどは、後を以いふのみ、次々しか時代によりて、解べし。）その後元明天皇養老五年七月の紀に、始令文武百官、率妻女姉妹、會於六月十二月晦大祓之處、と見

〔朱雀門〕大内裏外郭十二門の一、また大門、重閣門、大伴門、雩門ともいひ、朱雀大路より宮城に入る口に在り、東に美福、西に皇嘉の二門あり。

〔辨史〕辨は太政官の判官にて、大中少の別あり、史は太政官の佐官なり左右大少八人ある故に八史ともいふ

〔見參〕高田與清翁の説に「現參にて不參せず、現に參りたる人々をいふ公事の日其事に預かれる官人の名を記しゝ交名をば見參の文といへり」とあり。

〔天種子命〕書紀に「天兒屋命之孫、天押雲命之子也」とあり。

ゆ、令の定めは既に有しかど、漸妻女云云まで集るは、この頃よりなり。

○大政官式に、凡六月十二月晦日、於二宮城南路一大祓、大臣以下五位以上、就二朱雀門一、辨史各一人、率二中務式部兵部等省中見參人數百官男女一、悉令祓レ之、臨時大祓亦同、云云、此儀、貞觀儀式に委し。臨時大祓は、建禮門にて有事、三代實錄に見ゆ。

○是を式には、大祓祠と有を、古語拾遺には、中臣之祓詞といひ、朝野僉載には、中臣祭文とあり、これらは皆理りあるめり、祝詞は、中臣氏の宣ることばなれば也、然るを、今の世の人、中臣祓とのみいふは、ひが言也、中臣は、祝詞を宣、卜部は、祓のわざをするにて、事をとる事別也、仍て中臣の祓の詞といはでは、祓も中臣のわざの如く聞えて、理なき也、然れば、式のごとく、大祓の祠、といふべきものにこそあれ。

○この大祓詞は、近江大津宮の末より、清見原の宮のころまでの間に書つらん事、既にいへり。(既に、藤原宮の初めの頃と書しは、改むべし。)然るに是を、神代の事として、天岩戸の前にて、天兒屋命の唱し、神ごとゝいひ、又橿原宮の御代に、天種子命の、作れりといふなどは、古言古文に、時代のさま有ことをも、わかずしていふ、そら言也、續日本紀に、此大祓詞を、神語と書しをもて、いふ人も有べきか、凡皇神の事をいへる

〔住吉爾云々〕住吉に神を祀りて、海上の平安ならん事を祈る神主の祭文によりて、往復共に船の滯る事なく早からんとなり。

〔承平天暦〕第六十一代朱雀天皇の御字なり。

〔度會神宮〕伊勢神宮をいふ。

〔伊勢の大神宮〕古くは度會宮、磯宮、宇治宮など稱す、また拆鈴五十鈴宮とも號す、後世は豐受大神宮を外宮といふに對して專ら内宮と呼ぶ、朝廷にては宗廟と稱せらる、垂仁天皇の二十五年に第四皇女倭姫命に命じて鎭座の地を定めらる。

〔さかしらごと〕もの知りぶること也

をば、神語と書しもの、此外にもあり、又萬葉十九に、遣唐使の餞する歌に、住吉爾、伊都久祝之、神言等、行得毛來等毛、船波早家無、ちふ神言も、その唱るは、祝部が作れる文ながら、その本は、神の御言によれるは、神言といふ也、すべて神代の事など書るを、神言といひ、佛の事書しを、佛語といふ類なり、是をみな、神の宣ひ、佛の直の言とのみおもふは、愚なり。

○是に今の人、度會神宮の本といふと、卜部の本といふあり、朝野僉載に擧たるも、右の本どもに似たり、然れば、そも今よりはいにしへといふなりけれど、凡承平天暦などの頃よりして、古言はみな失ひつれば、ましてその後は、いふにたらず。〔承平天暦の頃に至て、我朝の古意、皆失て文はもとより歌なども、ひが言のみ也。且その頃より、好事の人出來つて、舊事記などいふ、僞書作りて、人をまどはせり、古意の言を、私に改しも、このころ也。〕かくてそれらに、初の宣の無は、諸社にてはさも有べし、伊勢の大神宮にては、いさゝか言をかへて、有ぬべき事也、又かの本どもに、我皇孫尊於以、とある、尊の字は、日本紀撰の時、改られし、さかしらごとなるを、〔古事記に、皆命と有、くさ／＼の字を用ゐて、貴じるしとするは、からざま也、皇朝の古へは字は假として、言を

〔祓柱〕祓柱は祓具也、之れ國の大奴佐なり、天武紀五年の條に「四方爲二大解除一用物、則國別國造輸二祓柱一、馬一匹、布一常、以外郡司、各刀一口、鹿皮一張、钁一口、刀子一口、鎌一口、矢一具、稻一束、且毎レ戸麻一條」とあり。

〔春日社〕一殿は常陸國鹿島の武甕槌命、二殿は下總國香取の經津主命、三殿は河內牧岡の天兒屋根命、四殿は同社の比賣神を祀る、故に春日四所大神といふ、藤原氏の氏神也、和銅二年、藤原不比等鹿島の神を氏神と崇めて春日の三笠山に移せしに初まる。

こそ、本とすれ、又古書は、假字をすべて嚴にして、均し、後に書し物は、違へり、故に古き假字を鏡として、書の眞僞をも知、是を以て、古言をも解知べし。）それよりも古き世の此詞に、有べき字かは、且助辭の乎に、於の字を書事、古書にすべてなし、右は古書を見ぬものゝ、私事ぞ、又馬は、耳の獸にて、耳とき故に、この詞を、神たちの、速聞給ふよしにて、祓に用る事、下の神賀詞に、馬を擧て、耳の彌高爾、云々と有を、むかへても知られ、天武天皇紀よりこなた、祓柱に、たえず馬あるをおきて、佐男鹿能、八御耳振立といふは、何ごとぞや、鹿は、角の獸にして、耳をいはむよしなし、或人こは、春日社にて、好事のものゝ、かの八耳の太子ちふ事をおもひ、鹿もおほき所なれば、ゆくりなく、いひそめしにやといへり。（春日社に、鹿を神の御のり物といふは、縁起ちふものゝ、そら言のみ、仍て古き歌に、その山に、鹿の音はよみしかど、ことに多きさまにいひしはなし、且この縁起も、奈良の朝よりの、事をこそいへ、この古き世の文に、入べきにあらず、さをしかの、八つ御耳ちふ言も、古言とは聞えず、たゞ舊事記さまの、後世言なるを、きゝ分つ人のなきは、いかにぞや。）されど春日にても、此詞に、鹿をいはむは、ひが言也、此外よみたがへあり、音の清み濁りに、誤多きも、このたび正しつ、かくてこの式な

るは、凡いにしへのまゝに傳りて、しかも公の御さだめなれば、唯これに依べし、そが中に、後世人の、書誤れりと見ゆるをば、此卷の、おほくの祝詞の例をむかへ、且ふるき書、ふるき言のよしを得て、改つ、いにしへざまの文を、みづからよく書人ぞ、知るべき。

○祓は、地をも、家をも、人をも、淸むるを、專らとすめるを、佛の經を、佛にむかひて、よめるが如くおぼえて、その神の御前に向ひて、唱るはいかに、又大やけの大祓にしも、一度にこそよめ、後世あまたたび、かさねよむも、佛の經を、轉讀するに、ならへるものか、又よむも、古へのよみざまあるを、みだりにいへり、且祓の法とて、江家次第抄などにある中には、後に陰陽卜部などの、わざと聞ゆるもおほし、みだりによる事なかれ、諸社の祝部など、この文をひが心得して、それにつけたるわざするもあり、こゝろしてとるべし。

集侍(ウゴナハリハムベル)　此事祈年祭にいへり。　親王(ミコ)。諸王(オホキミ)。諸臣(マヘツキミ)。百官人(モヽノツカサノヒト)等(タチ)。諸聞食(モロモロキコシメセ)止宣(トノタマフ)。　こゝにして公卿と、五位までは、揖し、六位より、下百官人は、稱唯べし、此分は、神樂(かぐあそび)次第抄に見えたり。　天皇(スメラガ)朝庭(ミカド)爾(ニ)。仕奉(ツカヘマツ)留(ル)。比禮(ヒレ)挂(カクル)伴男(トモノヲ)。　領巾は、女の懸る物也、古へは、惣ての女のかけし事、紀にも、萬葉にも見ゆれど、女の領巾(ひれ)の中にも、ことに御食に仕る、采女の領巾の事は、天武天皇紀よりして、諸書におほし、こゝは襷挂る男とむかへ、其外も、

〔轉讀〕大般若經などの如き大部の經文を要所のみところどころ讀みて經文を回轉するをいふ

〔公卿〕有職小說に「月卿、卿上などともいふ、參議、三位以上の總名なり、但し公は攝關、三公、內大臣、儀同なり」、卿は大中納言、參議、三位以上の散位也、參議は四位相當といへども、公卿の列也。

〔揖し〕手を拱き上下左右して敬禮するをいふ。

〔稱唯〕應ふる聲なり、世俗淺深祕抄に「警蹕、伏ざまに稱也、稱唯、起ざまに稱也、また稱唯時塞レ口、警蹕時開レ口也、」とあり。

〔采女〕太古よりあり、大寶の制には宮内省の被官に、采女司ありて、采女に關する事を掌れり、古事記傳に采女は主と御饌に奉仕する者にて、頂に領巾を掛くる故に嬰部（ウナゲベ）といふとあり、もとは御膳奉仕の役なるべし後宮職員令に依れば、諸國の郡の少領以上の姉妹、及子女の容儀端正なる者を貢せしめしなり。
〔二命は女神也〕即ち天宇受賣命（猿女）、伊斯許理度賣（鏡作）の二命は女神なりと。
〔大舍人〕大舍人寮の役人にて、天皇の行幸に供奉し、宿直雜使の事を務む。

宮中に仕る、わざ有人をいへば、大御食に仕る采女を、專ら指也、かゝれば、男は借字のみ、この言、古事記、また上の祝詞にも、伴緒と書しを、正しとすべし、緒尾男雄などの借字、ひとしければ、何れにも用るぞ、古への常なる。（古事記に、天孫天降ます時、五伴緒矣支加而天降也、とあり、五伴緒中に、二命は、女神也、紀に、取₂婦人₁爲₂乳母₁、云云九、諸部備行奉₂養₁、ちふ諸部を、もろ〳〵のとものを、と訓も、即右とひとしく、婦人もあり、その伴緒ちふ言は上にもいひつ。） 手襁掛伴男。仕奉る忌部なども有れど、こゝは大御食造仕奉る、膳部を指と見ゆ、然れば、こは男と書かも、さる事なれど、そのもと、伴緒の事なるからには、是も男は、借字也、次々も同じく、部類あるをば、伴緒といふなり。 靫負伴男劍佩伴男。外重、中重、近衞を守る百千の人よりして、内舍人、大舍人、その外、武官をもかね。 伴男能。八十伴男乎始氏。右の言を、猶ひろめて、宮城の内に仕奉る官人をみな云り。 官々爾。仕奉留人等乃。官、省、寮、司の下にある、諸部のものどもまでをいふ。 過犯家牟。雜々罪乎。天つ罪國つ罪を始めて、雜々の罪をこめたり。 今年六月晦之大祓爾。つごもりの日は、月隱の日ちふ言にて、つきたちの日に、むかふ言也、是をつごもり、ついたちなどいふは、常ことば也、雅言には、つごもりの日、つきたちの日といふべきなり。（いにしへ、はらへといふは、はらはへを、約めたるなり、はらひと云ては、體の言にて、下へつゞかず。） 祓給比清給事乎。諸聞食止。宣。此宣の文、左の文とは、いとことにして、後のさま也、且親王、また諸王ちふ言、既に天武天皇紀にも、いさゝか出たれど、定かに、親王諸王と立ていふは、大寶令の時より也、これらをおもふに、此宣の文に、奈良の朝に至て、出來しもの也。（親王ちふ事は、令の頃よりいふなるを、天武持統の紀にも有れど、凡日本紀も、もと

は、古事記の如く、推古天皇の御時まで、記されけむを、その次下の紀は、後に書加へし物也、持統紀は、またその後に、加しこと、その文と、事の意とにてしるし、然れば、後の事を、誤て入つ、この論、委しく別にあり。）

高天原爾。神留坐。かむづまり、と唱ふべきよしは、既に云。、神留、神集など、其事を貴みて言の上に、神云々といふは、加牟と、はねて唱ふ、下皆かく心得よ、言の下に、云々神と有を、云々の加牟といふは、ひが言也、既にもいひしかど、此祝詞は、當に續こと故に、更にいへり、この外にも、更にいへる事多し。）　皇親神漏伎。神漏美命以天。此命は、みことのりなといふ。　八百萬神等乎。神集。集賜比。神議。議賜氐。古事記に調レ集云ニ都度比一と有は、言の本を註せるのみ、こゝは用の言に、都度倍と訓こと也。　我皇孫之命波。豐葦原乃水穗之國乎。安國止平久所知食止事依奉岐。事は、言也、依は、いひ寄さすくる也、既にも出。　如此依志奉志國中爾。荒振神等乎波。荒び伊知疾びて、惡き神たちをいふ、振は、夫留の約備なれば、ふるとも、備ともいひて、そのあり樣をいふ辭。　神問志爾問志賜。問はしといふは、とはしめちふを、約めいふにて、あがめ辭也、萬葉に、見之賜、聞之賜、とあるたぐひ也。　神掃爾掃賜比氐。有い事をもの九は、神代紀に、經津主神、武甕槌神、天降給ひて、大名持神に、問せ給へる、天津神の御言に、高產靈尊、欲下降ニ皇孫一、君中臨此地上、故先遣ニ我二神一、駈除平定、汝意如何、當須レ避不、と有是也　かくて大

〔推古天皇〕日本書紀に「豐御食炊屋姬天皇、天國排開廣庭天皇中女也、橘豐日天皇同母妹也、幼曰ニ額田部皇女一、姿色端麗、進止軌制、年十八歲立爲ニ渟中倉太玉敷天皇之皇后一、三十四歲渟中倉太珠敷天皇崩云々、冬十二月壬申朔己卯、皇后卽ニ天皇位於豐浦宮一」と見えたり。

〔武甕槌神〕古事記上に「於レ是伊邪那岐命、拔下所ニ御佩一之十拳劔上、斬ニ其子迦具土神之頸一云々、次著ニ御刀本一血亦走ニ就湯津石村一、所成神名、甕速日神、次樋速日神、次建御雷之男神、亦御名建布都神」とあり。

名持、事代主の神たち、此國を天孫に避奉りしかば、天下の荒ぶる惡き神を、悉掃平て、右の二神、天にかへり言申奉れり、下つ國は、その始、皇祖神の命によりて、伊邪那岐、伊邪那美、二柱御神の生給ひ、作り給ひ、さて日神月神は、天へ上せ奉り、須佐能男命の知給ふべき、この國なるを、此命は、皇祖の命に背給へば、下つ國をも知らせられず、底つ國へ遂ひ給へり、仍て天孫に依し給ひぬ、かゝれば、天御孫の、しろしめす國なり。萬葉に、人まろ歌に、ちはやぶる、人を和すと、まつろはぬ、國を掃ふと、とよみつ、これらの古歌どもに、神代の事いへるは、すべて意ひとし、然れば、いと〳〵上つ代には、いひ傳し、古事のおとしきを、古事記、日本紀にも、書し也。

語問志。物いふ事を、古へはこととふといへり、萬葉の歌に、おほく有言也、右の神問とは別也。

磐根樹立。上の大殿祭に、磐根木根乃立と云、下の神賀に、石根木立、青水沫毛事問天、など有にて、こゝもこの立とよみて、木の枉の事なるを、後世人、立を下へ取て、たち草のと訓は、ひが言也、上を木乃といひて、其乃の言を略して、他をいふ言やはある、かくて木の立とは、全き木は、本よりにして、枝枉のみ立て有すら、物いふと云也、草の片葉に、むかへしにても、知べし。

草之垣葉乎毛。語止氏。垣は、借字にて、右の大殿祭には、可岐葉と假字に書、上の龍田祭には、理りもて片葉と書るを、相むかへて見よ、かくてよろづ平けつゝ、いさゝかのあやしげもなくして、天降し奉りしなり。

天磐座放。天におはしましゝ、高御座を離ちて也、磐は、固くして、常なるにとるのみ、古事記に、離天之石位、押分天八重多那雲而、伊都能知和岐爾、知和岐豆、云云、といへり。

天之八重雲乎。伊頭乃千別爾千別氏。伊頭は、息出ちふ事より、出たる言にて、勢ひいへり、仍て稜威、嚴などの字を用ひ、〇八重雲を、やへぐもと訓も、常なれど、こゝは、古事記によりぬ、訓へもよろしく、言も、雅なれば也、千別の千は、借字にて、道別の略也、古事記に、知和岐豆と

〔日神〕天照大神をいふ。日本書紀神代上に「於是共生日神、號大日孁貴」一書云、天照大神」とあり。

〔月神〕月讀尊をいふ。日本書紀神代上に「次生月神」一書云、月弓尊、月夜見尊、月讀尊」とあり。

〔下つ國〕葦原中國をいふ。

〔底つ國〕根國をいふ。延喜式に「根國底國」とあり、又記傳に「根とは下つ底に有る故に云」と見えたり。

〔まつろはぬ〕倭訓栞に「まつろふは歸順也」とあり、「歸順せざる也」

「[illegible]別くる也。

〔たらはず〕足らぬ義なり、「たらふ」は「足る」の延音なり。

〔景行天皇〕日本書紀に「大足彥忍代別天皇、活目入彥五十狹茅天皇第三子也、母皇后曰二日葉洲媛命一、丹波道主之王女也、活目入彥五十狹茅天皇三十七年、立爲二皇太子一、時年二十一云々」と見えたり。

〔飛鳥宮など云々〕允恭天皇の御代をいふ。允恭天皇此地に都し給ひ四十二年間の皇居たりし故也、飛鳥宮は大和國高市郡飛鳥村の地にあり。

〔海神〕古事記に「生二海神一號二少童命一」と見えたり。

あるを、紀には、道別とかき、同じ事を、神武天皇紀には、披二雲路一駈山蹕、ともかきたり。

天降依佐志奉支。如此久依佐志奉志四方之國中登。上の國中とはことにて、こゝは、眞中といはでは、たらはず、また、くにのまほらと、と訓んか。（景行天皇紀の、大御歌に、やまとは、くにのまほらま、云、と有をもて、國之眞區、と書も、訓もせしを思に、國中の字も、同意なれば、國のまほらまと訓ぞ、まさりなん。）かくてこゝは、天御孫の御事は、依奉りきまでに、いひとぢめて、四方の國中といふよりは、神武天皇このかたの、御孫命の、み代を申す也。下の條々、みなこの意なり、さて萬葉卷二の、人麻呂の長歌に、神代よりの事を、いと略きつゝ、いひつゞけたるさま、是に相似たり、彼は歌、是は文ながら、古の巧みにいへるは、共にひとしかりけり。

大倭。今の大和國をいふ、古への天皇の御代々々、此國を、宮所と爲給へば也。さて夜萬登といへるは、同國の、山邊郡の、夜萬登の郷より起りて、終に一國の名となりぬと見ゆ、且其郷の名は、山門ちふ意也、これらの事、古き由を引て、萬葉卷一の別記に、委しくいへれば、こゝに略けり、此外くさ／＼説あれど、惣てかなへるはなし。（今大和と書は、奈良朝より也、その前に、倭と書しも、飛鳥宮などの頃よりか、それゆ前にはあらじ、さて倭の字は、から人は、他國をいやしむ事を好みて、書し字なるを、此國に、から文字を借て書人、心もせず、したがひて書しものなり。）

日高見之國乎。夜萬登國は、四方の眞秀なるをほめて、天つ日の、空の眞秀に、高くあるほどを、たとへいふ也、常に日の中ぞらなるを、日高しといふ、即いにしへより、いひならひし事と聞ゆ、火々出見命を、海神は、空津日高と申せしを、思ひむかふべし。（紀に、倭は、國奥區と書しは、から文字を用ゐて、事の意偏也、紀に、くにのほも見ゆ、萬葉にも、國のほとよめる、是にて、まほらまは、眞秀にて、らまは助のみ。○紀に、陸奥に、日高見國、紀伊國に、日高郡ちふ在は、私記にいふ如く、四方の雲高く、遠き故にてや、名づけけむ、こゝにやまとをいへるは、

〔還西云々〕常陸は陸奥桃生郡よりは正南に當り、甲斐は常陸の正西に當る也。

〔常陸〕伴信友曰く「常陸は彼の日高へ通ふ道なれば、日高道（ヒタカチ）なるべし」と云へり。

〔甲斐〕續記に「歌斐、名義、山の峡なる由なり」とあり。今この國山梨八代二郡の打開けたるさまを見れば、山狭の國とは云ひ難きが如くなれども、此國上古は入海にて、今の山梨郡などは後に陸地と爲れるものなれば、實はもとは、山峡にのみ人は住みて在りしなり。

〔渠槽〕はかちと訓む、樋を放ちて貯水をすつる也。

さる意のことは見えず。（景行天皇紀に、東夷之中、有日高見國、同紀に、從上總轉陸奥、云云、蝦夷既平、自日高見國還西、南歷常陸、至甲斐、式に、陸奥國、桃生郡、日高見神社、ともあり、そはその國の秀のよしと見ゆ。○或説に、日高を、高日と改て、風土記に、日向國の、高日村ちふ在をもていふは、こゝの文を、にゝぎの命の、御世の事とのみおもふ故に、かゝはれり、古文には、省く事多きを、よく見ざる物也、其上、倭を、日本の惣べたる名とする事、上つ代にはなし、末の事どもの中にも、上つ代ならぬ事多きをば、右の説の如くては、いひ通しがたかるべし。）安國止定奉氐。下津磐根爾宮柱太敷立。高天原爾千木高知氐。既に云り。皇御孫之命乃。美頭乃御舍。仕奉氐。天之御蔭。日之御蔭止。隱坐氐。安國止平久。所知食武。國中爾こは惣て、國中をいふ。成出武。天之益人等我。古事記に、伊邪那美命、人草一日絞殺千頭、との給へれば、伊邪那岐命、吾一日立千五百産、との給ひぬ、是なり、よりて人は、死より、生るゝが多ければ、益人といふと云り、さて此人は、下つ國人をいへど、その本、天つ神の生給ふよしなれば、天のと、ほめいふ也、その類下に多し。過犯家牟。けんは、けるらむの略也。雜々罪事波。天津罪止八。此七つの罪、須佐能男命の、犯給ひしをもて、今國人の犯せるも、その罪の類なれば、天つ罪と云。（神代紀一書に、素盞鳴尊、妬害姉田、春則廢渠槽、及埋溝、毀畔、又重播種子、秋則捶籤伏馬、云々、この捶籤を、秋に付しは、事を春秋に對へて、書る文のみ、古事記にも、紀の本文にも、分てはいはざる也、然るを、古語拾遺に、竊往其田刺串相争、と書るは、誤れり、又大御神の御田と、命の御田は、こと所なる

〔田の在所〕天照大神の田は卽ち天狹田及び長田なり、平田篤胤曰く「天狹田長田は天上にある大御神の御營田の名なり」とあり、素盞嗚尊の田卽ち天樴田、天川依田、天川口鋭田などは下つ國に在るなり。

〔畔〕說文に「田界也」とあり。

〔水引〕倭訓栞に「水まかすといふは神功紀に引字をよめり、又漑字をみづまかすと訓せり云々、まく也」とあり。

〔樴田〕木の根多くして農業の便利惡しき田也。

〔天川依田〕纂疏に「其地近二於大川一、故曰二天川依田一」とあり。

事、紀に、その田の在所を、記せるにて、明らかなれば、界を爭ふべき事なし、又大御神の御田中に、樴き立分て、是より一方は、命の御田ぞと、强て爭ふ事とせんも、右の異所なるに違ひ、紀に、樴田といふにも違へり、御田は、元より杭有田をいふにて、更に樴を刺をいふ言ならねば也。）

畔放。あは、あぜの略にて、田と田の間の界とし、且水を貯る料なるを、取放ち、界を失はしめ水をも、溢へしめぬ也。

溝埋。溝は、水を遠く引て、田にかけむ料也、是を埋て、水を引ん、よしなからしむ。○うめは、うずめの略なり。

樋放。樋は、其溝、又は池より、水引、或は溢るとき、もらさん料なり、そを取放て、旱にも、溢にも、すべなからしむ。

頻蒔。種子を蒔には、物々に量あり、そを重々蒔ときは、よし生出るとも、繁に過て、子ならざる也。○しきは、重なり、繁也、神代紀に、重播種子と書、垂仁天皇紀に、重波を、しきなみと訓り。

串刺。田の泥中に、樴串などおほく有に、おり立ば、必足を害へり、今もかしこの田には、杭串有とて、心すれば、猶あやまちして、なやめる田夫多し、神代紀に、素盞嗚尊之田、亦有二三處一、號曰二天樴田、天川依田、天口鋭田一、此皆磽地、雨則流之、旱則焦之といふ、樴是なり、命の御田、かくあるゆゑに、大御神の御田をも、しかせむとて、串をおほく隱し刺て、下立がたからしむ也。

生剝逆剝。生剝は、生ながら、皮を剝也、逆剝も同じ事なるを、かさねいふは、文のいきほひといふもの也。○古事記に、穿二其服屋之頂一、逆二剝天斑馬一剝而、所二墮入一と有、是也、然るを、或人、逆剝を、死たる皮を剝事をいへるは、いかに、凡古今、死獸の皮を用るは常にて、罪とせざれば、この罪の條に、いかでいらむ、神代紀の本文には、生死ともにいはで、たゞ剝二天斑馬一とかき、一書には、生剝、又一書には、古事記とひとしく、逆剝とのみ有、逆剝、死皮の事ならば、いかで、是のみ擧いはむ、卽生剝を、逆剝ともいふ事、知るべし、されど仲哀天皇紀よりはじめて、此大祓詞、貞觀儀式にも、ふたつをいへるは、文に重ねいふは、古文の常なる中に、この詞には、ことに多し。

屎戸。古事記に、於下聞二看大嘗一

（伊羅那鷄區）橘守部曰く「苛痛と云ふ言にて、苛束（ライライ）と心肝を刺すが如く、痛々しくおもほしめすを云ふ」とあり。
（曾虛耳於望比傳）其所に思ひて也。
（加那志鷄區）悲しく也。
（虛々耳於望比傳）此に思ひてなり。
（支解）四肢を切り離すこと也、史記に「商鞅支解」と見えたり。
（徒）刑罰の名にて猶懲役といふが如し。
（惡逆）古の刑罰の名にて、八逆の一、君父に仇する罪なり。
（草の手の云々）美と麗とは其の草書の體似たれば誤りならんと也。

糞屎麻理散、といへり。○戸は、家を總ていへば、其齋殿を、厠屋に爲るよしにて、戸ともいふべけれど、み戸を詔に借し例多し、仍て屎處の意とすべし、處を、とゝのみいふ言、多し。（詔戸、置戸などの戸は、みなとゝ訓べき爲に、借し類多し。）

許々太久乃罪乎。右の七つの罪は、凡にて、それのみならねば、こゝだくといへり、この言は、仁德天皇紀、太子御歌、伊羅那鷄區、曾虛耳於望比傳、加那志鷄區、虛々耳於望比傳、萬葉に、許々婆久毛、云云、曾許婆久毛、云云、と連れいひて、此所其所といふ言也、其こゝそこといふにて、物の多き事になりぬるを、略きて、ひとついひて、多き事とするも、又萬葉におほし、太久と、婆久音通ひて、同じ辭なれば、こゝ婆くともいへり、さて婆くは、婆加里のりを略き、加を久に、通はせたるにて、其所許、此所許ちふ言也、物を量數ふる言には、皆添いふ事、幾婆久、苅婆加などの類多し、又こゝ等そこ等の等も、數の多きをいひて、右とひとし、且つ婆久、太久、と濁るは、みな音便の、にごりのみ。（神代紀一書に、笠蓑を著て、他の家に入、負二草束一て、入などに、必はらへをおふす、太古云二遺法一也、とある如き類にて、はらへを負せし事、いにしへ多かりなむ、されど此文には、專らなる物を、擧いふのみ。）

天津罪止法別氣氏。天皇の宣命して、定め給ふ事を、のりといへり。

國津罪止八。下つ國人の犯せるを、別いふのみ。

生膚斷。生ながら、こゝかしこにきずを付て、殺す也。

死膚斷。人をば、死たる體を傷るも、罪とす、上の生剝逆剝は、此言にむかへて、文をなすとて、二つをいひたれど、こゝと實は異也。賊盜律に、支二解人一者、皆斬、子徒三年、義解に、殺時節支解、或支解而後殺レ之、皆同二支解一、入二不道一。同律に、凡殘二害死屍一、本註、燒焚支解之類也、右の中、首長に於ては、惡逆に入。

白人。古久麗。荷田の大人〔東麻呂〕の、新羅人、高麗人なりと、いはれしに依べし、故今の美を、麗に改つ、草の手の近ければ、後世誤りしもの也、且高麗を、高句麗といへるは、古書におほし。（令集解に引たる、雜物記の、九夷の中

に、高勾麗とあるは、高麗に當りぬ、姓氏錄にも、高麗朝臣、出レ自ニ高勾麗王一と云つ。）かくて皇朝に、母子相姧せし事は、かりにも聞え來ぬを、古へこゝに來り住る、多くの新羅高麗人の中には、さる姧多かりけむ事、かの國人の、萬づに賤く、わろかりしよし、紀などにあるをおもへ、依て仲哀天皇、崩ましゝ時も、求められ、こゝにも擧る成べし、然ればこの白人古久麗は、次の母子相姧するに、冠らせいへる事とす。（仲哀天皇の時、いまだ韓に通はねば、いかにとおもふは、なづめり、既にすさのをの命、からへわたり給ひ、崇神天皇の時も、こと國より、まゐ來し見ゆ、紀を、偏におもふ事なかれ。ましてこの事は、後を以、仲哀の巻に、逆のぼらせて書しと見ゆ、かた〴〵泥むべからず。）〇或說に、推古天皇紀に、百濟人の、面身斑白なるが、來りしと見え、和名抄にも、白癩、（之良波太）癋肉、古久美）とあれば、こは惡疾也、疾も、人の罪より起るよしなれば、こゝに擧といへり、この說あるまじきにもあらねど、白人云々を、他國人とせずば、次の犯ニ己母一云々の事ども、みな皇朝にあらぬ事を、擧しとせんか、他みな皇朝にある事なるを、是のみなき事をあげて、如何せむとすらん、只かの新羅、高麗人の、皇朝に來ゐて、なせる罪をいふとするぞ、やすかめる。

犯己母罪。犯己子罪。

犯母與子罪。他人の母を姧し、又それが子を、姧す也。（皇朝の例、母を貴むこと、他國と異也、故同母を兄弟とし、異母を兄弟とせず、さて輕太子、同母上を姧し、下を姧すなり。兄弟通し給ひしを、甚しき罪として、太子を廢て、島にしも放奉りしほどの事なるを、いかで母子相姧事あらん、惣て吾朝の古書には、事を忌隱す事なきに、母を姧せしちふ事は、かりにも見えず、よく古へをおもへ。）

犯子與母罪。先或女子を姧して、又その女子の、母をも姧する也、上とは、上下の違のみ、さてこの犯の字、式の今本に、罪の字の上に有は、理なし、貞觀儀式、（大嘗祭卷。）に依て、あらためつ。

犯畜罪。古事記には、馬婚、牛婚、雞婚、犬婚、など有、こゝに略けるか、右の犯己母云々の文に次てゝ、此罪一ついひては、事足はず聞ゆ、此次に、犯禽罪な

〔さる姧多かり〕仁賢紀六年の條に「難波玉作部鯽魚女嫁ニ於韓白水郎嘆一、生ニ哭女一、哭女嫁ニ於住道人山寸一、生ニ飽田女一、韓白水郎嘆與ニ其女哭女一、曾既俱死、住道人山寸、上姧ニ玉作部鯽魚女一、生ニ麁寸一、麁寸娶ニ飽田女一、云々」と見えたり。

〔なづめり〕拘泥するなり。

〔輕太子云々〕允恭天皇紀二十四年の條に「夏六月御膳羮汁凝以作レ氷云云、時有レ人曰、木梨輕太子姧ニ同母妹輕大娘皇女一、因以推問焉、辭既實也、太子是爲ニ儲君一、不レ得レ罪、則流ニ輕大娘皇女於伊豫一」とあり。

〔劔刀太子王也〕劔刀は太子に冠する枕詞也、上古刀の身を「ひ」といひしなり、また一説に刀の身は精を隔てて體に著くるが故に隔着(ヘツ)くと云ひて、日嗣に云ひかけたるなりといふ。

〔鳥往來云々〕鳥往來は釋紀に、「欲レ謂二羽田一之發語也」とあり、羽田之汝妹は、記傳に「上文に所謂葦田宿禰之女黒媛なり羽田は高市郡波多郷なるべし云々」とあり。

〔羽狹〕允恭紀輕太子の衣通郎姫に賜ひ給へる歌に「幡舍能夜麿の鳩の云々」とある處なるべし其地未だ詳かならず。

どの、落しにや。

昆蟲乃災。神代紀一書に、爲レ攘二鳥獸昆蟲之災異一、則定二其禁厭之法一、といひ、大殿祭に、波府蟲乃禍ちふ類は、おのづから有ことにて、古事記に、大蛇乃比禮、蜂の比禮などいふ類あり、然れども、こゝは犯罪の部なれば、有はかなはず、後世も有といふ、蛇を祝て、災を爲類ないふならむ、然らば下の畜仆の上に次づべし、仍て考るに、有に引、貞觀儀式に、高つ神、高つ鳥の、二つはなくて、直にこの昆蟲災、畜仆とつゞけてあり、然れば上の白人古久美より、こゝまでは亂て、或は文の前後になり、或は字の誤り、或は落などせしを、後によくも考ぬ人の、かく書しならむ。

高津神乃災。履仲天皇紀に、有下如二風聲一呼中於大虚上曰、劔刀太子王也、亦呼曰、鳥往來羽田之汝妹者、羽狹丹葬立往、亦曰、狹名來田、蔣津之命、羽狹丹葬立往也、俄而使者急來曰、皇妃薨、云々、天皇悔レ之、不レ治二神祟一而亡二皇妃一、更求二其咎一、或者曰、車持君、行二筑紫國一而悉校二車持部一、兼取二充レ神者一、必是矣、天皇到喚二車持君一、以推二問之一、事既實焉、因以數二之罪一曰、爾雖二車持君一、縱檢二校天子百姓一、罪一也、既分二寄于神祇一車持部、兼奪二取之一罪二也、則負二惡解除善解除一而、於二長渚崎一而令二祓禊一、云々、是こゝに合たり、此類猶有べし。(舒明天皇紀に、大星從レ東流レ西、有レ音似レ雷、時人曰二流星音一、亦地雷、於レ是旻僧曰、非二流星一、是天狗也、其吠聲似レ雷耳、これらは、高つ神といふべき歟。)

高津鳥乃災。下の却祟神祭に、天稚彦、反言不申氐、高津鳥殃爾依氐、立處身亡支、ちふ是にて、其彦の心の罪よりかゝり、然れどもこの類の怪は、定て是といふべからねば、上の大殿祭には、天血垂飛鳥などをもいへるは、事の意を知たる、古人の文なり、惣ていはゞ、仲哀天皇の崩し給ふは、神の詔に、隨給はぬのみならず、民の罪より、起れりとして、其罪を求出して、大祓なせさせられ、天武天皇紀に、怪異によりて、大祓有し類を以て、意得はかりなむ。

畜仆志。

蠱物爲罪。畜より下は、引つゞけて意得べし、こは後世も、狗神といふ、まじ物なるべし、筑紫、また四國には、今も有といへり。(飢たる犬を、つなぎおきて、味物を見せながら、喰

〔千座戸〕數の極めて多きをいへり、座は私記に「是置レ物之名也」と見え祓物を居置物といふ、戸は借字のみ置所の意也、なほ千々の置座物と云はむが如し。

〔大淳辭〕太の字、三島本、熱田本、及び類史には「太」に作る、淳辭は祝詞といふに同じ、解除之大淳辭とは卽ち祓の詞也。

〔如嚴矛取云々〕君と臣との中間を偏頗なく取持ちて事を行ふ人に譬ふにいふ、釋私記に、「凡取レ矛立レ地之時、必取二其中一故云」とあるが如し、嚴は矛を美稱していふ詞、奏請人は天皇の御前に物白し仕奉る職也。

しめす、頭に是を乞時、犬の頭を切に、その首走て、その食をかむを、其頭を、急に器に納て、神といへり、蛇をも。しかすといへり、又土佐國にては、鼬、鼠をも爲といへり。〕この本外蕃より來て、皇朝の事にあらぬ故に、西南の國にあり、且是も、いと上つ代の文ならぬ、一なり。

許々太久乃罪出武。おのづからも編出、また古事記にいふ如く、求出すもあるべし。〕

如此出波。天津宣事以氐。皇祖神の御詔を奉て宣、のりと言をいふ（今本に、宮事、一本に官事と有も、古へ例なき言にて、理をいふ人あれど、いかにぞや聞ゆ、思ふに是は、宣を誤しことの、明らけし。〕神代紀一書に、科二素戔嗚尊千座置戸之解除一、以二手爪一、爲二吉爪棄物一、以二足爪一、爲二凶爪棄物一、乃使下二天兒屋命一掌中其解除之大淳辭上而宣レ之、と有、是なり、こゝの詞の前後にも、これをもとにて、書る事あり。

大中臣。天兒屋命より始て、神事に預る官を、中つ臣といふ。（この津於を約めて、奈加登美とは唱ふ〕是神と君との中を取て、宜く申請よしなり、下に齋のみこを奉レ入時の詞に、御杖代止、進給布、御命乎、大中臣、茂桙中取持氐、と有も、此言也、又舒明天皇紀に、大臣所レ遣群卿者、如二嚴矛取中事一奏請人等也。ちふをもおもへ、かくて是を、大中臣云々いふは、先天皇の大御事にかゝるをば、惣て大云々といふ例にて、上の御巫も、神祇官なるをば、大宮主御巫といふが如く、諸の神に仕奉るよりも、神祇官にて、直に神と君との御中を、奏請が故に、大中臣とはいふなり、古へ大政を、すべ掌れる人の、連の加婆禰なれば、大連、臣の加婆禰なれば、大臣といひしも、大といふは、相似たり、されど大連、大臣は、もと加婆禰よりいひ、大中臣は、わざよりいへり。（此中津臣の職、かの兒屋命の子孫、ふるく傳來つゝ、遂に中臣氏となりぬ、されどこの詞に、大中臣、齋王奉レ入時の、大中臣も、氏をいふにあらず、古に返りて、神事に預る職にて、いふのみ。〕その中臣氏となりて、いと後に、神護慶雲三年の詔に、因三神語有二大中臣一、而中臣朝臣清麿、云々、賜二姓大中臣朝臣一と、續日本紀に見ゆ、此御時よりぞ、大中臣氏には、始れり、されど官の中臣と、氏の中臣の分ち、後まで

も有、さて右に神器との給へるは、即この詞の事なり、其神器といふ言のよしは、上に委しくせり。）

天津金木乎

天つとは、そのもと、天つ御事なれば崇みていへり、次に此類多し、○金木の金は、借字にて、掻之木也、つかな木は、若木の大きからで、手に取ばかりなるをいふ。且それが本末を切たるを集めて、中を結て、物の置座とする也、さてかな木を、若木なりといふは、齊明天皇紀に、（新羅の軍の時、）兵盡前役以ν梏戰、新羅軍破、これ若木を器とせしにて、即掻之木てふ言也、孝德天皇大御歌に、（御鉗紀都該、阿我柯賦古麻播、比枳涅世孺とよませ給ふも、小木を足にゆひて、馬のほだしとするをいふ、ひきでせずは、引出不ν爲なり、萬葉五（今の十二）に、梠楉越爾、麥咋駒のはふませを、梠楉と書しも、右に均し、或人今東の國人、小木の枝を、かな木といふといへるは、しかなり、遠江人の言に、やしむかなめに、目つくといふは、小さしと賤む、若木の芽に、目を附といふにて、意ひとし。（和名抄刑具部に、鉗（加奈岐）以ν鐵束ν頸也、又云、鈦 和名同上）脛杏也、とあるは、から文字を擧しのみ、ここの古へは、ほだしに、小木を用ゐし故に、後にも、加奈岐の名は有のみなるを、この和名抄の文に依りて、ここを刑具として、本末を切は、その刑具を破て、今より不ν用を示といひ、菅麻を割ら、解て捨る事といへるは、から字・から文に依たる、空言にて、聞も穢らはし、只まさしく、まのあたり明らけき事こそ、いにしへの道なれ、右の刑具を、置柱の置座にせし事、何にも見えず、もとより、穢たる物を用うべからず、やゝもすれば、さるおもくれたる事に取なすは、みな上つ代を知らぬものゝわざぞ、上代の事は、身潔したる心のごとく、ありばかりも、むつかしく、濁れる事を、いふ事なかれ、（或人ここに、私の說をたてゝ、歌の言は、用ゐずと言は、何事ぞや、後世とは異にて、古の歌は、誤てよまされば、歌は正しくこそあれ、たゞの書は、或は傳を誤、或は書を加などする事ありて、疑ふべき物もあるめり、たゞまことを知る物は、いにしへの歌にこそ。）

本打切末打斷氐

その若木の、本末を切捨て、中らのよきほどを物の置座とするを、文にかくいへり、其置

（兵）日本書紀[illegible]に「兵兵器也、舊讀[illegible]」と見えたり。

（梏）字書に「梏棒木字、抱朴子曰、官軍以ニ白梏一擊ν之」とあり。

（阿我柯賦古麻播）我が乘る駒はの意なり。

（比枳涅世孺）守部云、牽出不ν爲なりと、引出るわざを爲給はぬにて、常に「不ニ牽出一」とは異なり、畢竟は年比皇后を外にも出し給はず、深くかしづき給ひしに譬へて詔へるなり。

（梠楉越爾云々）君を戀ひて忍び難き情を、馬柵越しに麥を食ひて此方に嘶らるゝ馬に喩へたる歌也。

（おもくれたる）おもおもしく也。

座は、木工寮式の、八座置・四座置の條に、以レ木爲レ之、長者二尺四寸、短者一尺二寸各以二八枚一爲レ束、名稱二八座置一長短各以二四枚一爲レ束、名稱二四座置一、と有は、其比は、割木を用るか、上つ代は楷木を用ゐし故に、かな木といへり、されど、此式によりて、上つ代の、置座の形を知べき也。かくてこゝは、次の天つ菅曾云々、と對へて、いへる文也。古事記（淸寧天皇條）五十隱山、三尾之竹、本訶岐苅、末押磨、魚簀（此間脈文）如レ調二八絃琴一、云々、弘計天皇紀に、石上、振之神椙伐レ本截レ末、など、古への文にいへる、言の例をおもふべし。

千座置座爾置足波志弖。

置座は、右の加奈岐なり、置足は、其贖物をいと多く置よし也、神代紀一書に、科二之千座置戸一、遂促徴矣、至レ使三拔レ髮以贖二其罪一、亦曰、拔二其手足之爪一贖レ之、已而竟逐降焉、といふ是也。後世は、罪に依て、祓柱を出さするに、上つ祓、下つ祓などいひて、右とこの贖物の數に、多少あり、委は格式に見ゆ。

天津菅曾乎。本苅斷。末苅切氐。

言を對へていへり、菅は、笠にする菅もおなじ、是を祓に用ゐしは、萬葉卷十四（今本三）に、木綿手次、可比奈爾懸而、天有、左佐羅能小野之、七相菅、手取持而、久堅乃、天川原爾、出立而、潔身而麻之乎、また卷十五（今本六）に、其佐保川爾、石丹生、菅根取而、之努布艸、解除而益乎、また神樂歌に、奈可止美乃、古須氣乎、佐紀波良比、伊能利志古登波など有、これ割たる菅を、手に取て、麻を拂ふが如きわざを・古へはせし也けり。かの木綿襁かけて、ま菅を手に取持て、云々といへるに、拂ひするさま、見るが如し。仍てこの艸を、須氣といふは、穢を拂放る故の名也けり。萬葉に、眞菅よし、曾我の河原、山菅の、そがひにねしく、などつゞけしかば、すげと、そげは、同言なるを知べし、○菅曾の曾は、惣て割て作る物の名なり、木綿も、楮皮を割作る故に、萬葉二に、眞蘇木綿といひ、麻のさも、曾に通ひて、同じ意也。曾を割ことゝいふは、佐伎の約は志なるを、曾に轉じいふ言也、故菅も、たゞ菅とのみいふを、祓には、割て用るゆゑに、菅曾といへり。（豐後風土記、柚富鄕の下に、此鄕之中、栲木多生、常取二栲皮一、以造二

〔五十隱〕隱るゝ也五十は發語也。

〔三尾〕山の尾也・三は美稱也。

〔本訶岐苅云々〕竹の本を苅り、末をなびかす如く、又八絃の琴を調べたる如く、天下を治め給ひし履仲天皇の御子なる、押齒王の御末なりとの意也。

〔木綿手次〕古へ楮の纖維もて造りたる布の襷也。

〔左佐羅能小野〕天上にありと云ふ野の名なり。

〔菅根〕上古菅根を淸きものとして祓の料とせしなり。

〔栲〕梶（カヂ）の木也楮と同種にて、高さ丈餘に達し、花も實も楮に同じく大なり、此皮にて紙を作る。

木綿ニ因日ニ柚富鄕一といへり。○あさは青割にて、白栲に對へたる名なり、栲を、白幣、麻を、青幣といふにて、知べし、○文を意得ぬ人、麻を八方に引て、天の四方八面に譬といひ、又刑の繩を解捨るたとへとするなどいふことは、その意、から國の文によりて、陰陽師などの、せしわざならん、後には世にも、さる事とおもふにや、江家次第抄にも書るは、いかにぞや、上つ代のわざにあらざる也。）○菅を、祓に用るは右の如くなるに、古書に、祓柱種々出たれど、菅のあらねば、疑ふ人有べし、そも／＼祓柱を記せしは、或は國の郡領已下戸口より出さするを、擧るのみ、又式に、大祓に用るものを、みなあげて、祝詞料の布短帖まであれど、詞を書紙筆を擧ぬが如く、菅は、祓する官人、一人の手に取ものにて、且齋つく作りて用うれば、その人の、みづからなす故に、載ぬ也けり。○こゝに大中臣といひて、置座と、菅曾を、擧て、祝詞を宣とあるは、其中に、大中臣の下にありて、祓のわざする、卜部などは、こめて書りと、おもふ人あらむか、そは後也、そも／＼卜部の、卜を爲、祓の事をするは、大寶令にこそ、定められたれ、上つ代に有事なし、古事記、神代紀をはじめて、萬の神事は、みな中臣と、忌部の神祖たちの、執行し也、仍てこの文も、上つ代の意もて書なれば、よし此時に至りて、中臣の人貴ければ、下司にわざはせさするとも、そも猶大中臣のするわざとこそ、いふべけれ、後をもて、いふ事なかれ。

八針爾取辟氐。

やつは、いやつにて、菅を、こまかに割をいふ、針にてさく物ゆゑに、針といへり、刀を用るものは、いく刀に切、といふの如きのみ。

天津祝詞乃。大祝詞事乎宣禮。

事は言也、古へは、此二字相通し用ゐつ、此大祓の詞は、既にいふ如く、清見原の宮などに、作れりしかども、神代の事を、專らと擧いひたれば、天の岩戸の前にて、兒屋命の宣し、詔賜言に准へて、是をも、天津のりととはいふ也、かの慶雲二年に、神語とあるは、卽その詞をさす、下の道饗、鎭火の祭など、卜部の申詞も、文は後なれども、事は神代の傳へのまゝなれば、天津祝詞乃、大祝詞事、といへるにてしらる。（初めの條にいひし如く、祝詞の字は、よくもかなはぬ

〔陰陽師〕陰陽寮の官人也、職員令に「陰陽六人掌ニ占筮相地一、謂、占者據レ龜知レ來曰レ占也、筮者揲レ蓍曰レ筮也、相者觀也、古記云、陰陽師相地、謂見商量也」と見えたり。

〔郡領〕郡の大領、少領をいふ、職原抄大全に「昔毎ニ一郡一有ニ大領少領主政主帳一、曰ニ之郡司一、今世如ニ郡代一者也、大領長官也、少領次官也、云々」と見えたり。

〔執行〕とり行ふ也

〔清見原の宮〕天武帝の御代を申す、天皇の元年九月、天皇此宮に都し給ひし故也、清見原宮は大和國高市郡上居村に在り又飛鳥淨御原宮といふ

〔天磐門〕神宮本には天之磐門と見えたり。

〔山之末〕古事記に山末之大主神と申す御名あるも、山末は山巓をいへる也、齋明天皇紀に「山椒埋矣」とありて「須惠」と訓ず、日本書紀通證に「出二文選謝月賦註一山頂曰レ椒」と見ゆ、又字彙に「巓曰レ椒」と見えたり。

〔荷田宇志〕宇志は又大人に作る、敬稱也、荷田春滿をいふ。

〔迦具土の神〕日本書紀神代上に「次生二火神軻遇突智一云々」と見ゆ、迦具は記傳に「赫と云ふ意」とあり、突智は野槌の槌に同じ、又、火之炫毘古神ともいふ。

を、既に清見原などの御時、かく書けんや、おもふに後に、から風に、かく書なしつらむ、古事記の如く、天津詔戸乃、大詔戸言乎とこそ書べかりけれ。○或人、祝詞は、神に告る事也、是は人の身潔、祓の事なる故に、祝詞といはで、詞とのみいふ、こゝに天津祝詞ちふは、別に神代より傳れる有て、書るならん、といへり、是は例に違へり、此文上より、皇祖神の詔を擧て、こゝになりて、ふとのりとゝいふからは、いかで詔詞ならざらん、かの賛辭と註し、或は祝詞の字をかゝて、詔賜言ちふ言を、心得ぬ故と聞ゆ。仍て只詞と有は、略とすべし。）　如此久乃良波。天津神波。天磐門乎押披氐。天之八重雲乎。伊頭乃千別爾千別氐。所聞食武。國津神波。高山之末。末は、山の上也、麓を、山本といふに、對ふ。　短山之末爾上坐氐。今みじか山とよむは、よろしからずと、荷田宇志のいはれし、實にみじか山といふ言はなし、考るに、古事記に、迦具土の神を、殺し給ふに、八つの山と成、そのみ頭になれるを、正鹿山づみの神、次にみ胸になれるを、淤縢山づみ云々と見ゆ、然れば此短山は、かの淤縢山に當りて、即おとやまと訓べし。　高山之伊穗理。短山之伊穗理乎。搔別氐所聞食武。伊穗理は、その山の、氣騰と云言を、略たるにて、即雲霧の事也、常に烟に、いぶりといひ、物のいきぼりあがるといふも、皆氣のおこり立事にて、同じ古言也、さてこのほはもと濁音なるを、後世い乎利の如く唱ふるは、音便也、ほの濁りを、乎といふ類、有ことぞ、また五百霧を略きて、伊穗理といふにも有べく、何れにも、理り聞ゆ、（高は、低に、長は、短に對ことばなるを、こゝに高山に對て、短山と書しは、みじかとはよまぬ事を知れる、いにしへ人の筆也。○一本に、伊悪理と有に、理りなし、穗の偏の、落しなるべし、又いほりを、廬の意として、神社の事といへるは、よしなし、伊保

と、伊恵のかな、通ふ事なし、又庵も社も、かきわくるといふ言なし、みな古言を解く道にあらず。

如此所聞食氏波。諸の人の、罪の多少によりて、贖を出させて、祓柱とし、さて天つ傳へのまに／＼、大詔戸言を宣るを、天地の萬づ神たち、明らかに聞し給ひ、うつなひ給ひなむ、然ればその罪は、祓て捨、身滌して流すものと共に、みな失つゝ、今より後、天の下に、遺れる罪はあらじちふ事を、下にいへり。

皇御孫之命乃朝廷乎始氏。みかどとは、先は宮城門の内をいへど、こゝは京城門の内までを、衆いふとすべし、次に四方の國をいへばなり。

天下四方國波。罪止云布罪波不在止。科戸之風乃。紀に曰、我所レ生之國、唯有二朝霧一而、薫滿哉、乃吹撥之氣化爲レ神號曰二級戸邊神一、亦曰級津彦命、是風神也、といふをもて、後にしなとのかぜとはいへり。（事を略て、科戸之風と云ば、かならず上つ代の言ならぬ、ひとつなり。）

天之八重雲乎。吹放事之如久。朝之御霧。御は、眞におなじくて、或はほめ、或はものを強くいふ、辭とも成ぬ、こゝは、深き霧のよしにて、強くいふ也。（御を、深き事に取は、轉じたる用ゐなしなるを、後世御山、深山と書などは、古へなき事にて、行過たる字の、用ゐざま也、言のもとを忘れたる。後人意なり。）

夕之御霧乎。朝風夕風乃。吹拂事之如久。一の譬

大津邊爾居大船乎。大津は、百の船の泊る、湊をいふ。舳綱解放。一本綱の字无は、落たるなり。艫綱解放氏。大海原爾。押放事之如久。二の譬。

彼方之繁木本乎。繁木は山に在、そは邇よりは、必遠なるよしにて、彼方といへるぞ、文のめでたき也、

〔氏波〕「てあらば」の意也、此辭萬葉に多く、濁音の婆の字を書けり。

〔うつなふ〕諾する也、うけがふ意也。

〔朝霧〕平田篤胤曰く「朝は佐と訓むべし、朝字をしも書けるは、霧は多く朝に立つものなれば、其意を以て書けるなるべけれど、字のまゝに阿佐と訓むは非なり」とあり。

〔薫滿〕霧のたちこめたなびくをいふ

〔級戸邊神〕級は息長也、御息を長く吹給ひたるその氣より生給へる故にいふ、戸は處、邊は大戸之邊と同じく女の尊稱の如くなるも、然に非ず、美と通ひて、男神の御名也、

萬葉に、山遠き、都にしあれば、とよめり、又彼方の、赤土の小屋、とよめるも、都はなれたる、山里の意なり。(或人、この彼方を、地の名といひ、又遠きをいひて、近きをいふなどいふも、共に文を心得ぬ說なり。)さて古事記に、(倭建命御歌に)比佐迦多能、阿米能迦具夜麻、斗迦麻邇、佐和多流久毗比波、煩曾多和夜、賀比那遠、とよみましゝをおもへ、こゝも古言を用ゐたり。

燒鎌乃敏鎌以氏。打拂事之如久。 三の譬也、燒鎌とは、燒て、刄を成故にいふ、萬葉(十八)に、夜伎多知遠、刀奈美の勢伎ともあり、かゝればこゝも、夜伎賀麻と唱ふべし、夜伊と唱ふるは、平言にて、雅言ならねば也。(伎を伊といふは、惣て平言のみ。)敏は、利を云、砥にあらず。

遺罪波不在止。祓給。清給事乎。 物をよく成得る事を、給と云。

高山之末。短山之末與利。 二たび擧いひて、事を轉せるは、文の例也。

佐久那太理爾。 廣瀨祭にいへる如く、逆垂ちふ言にて、久那の約加也。

落多岐。 落滞也。萬葉に、瀧を、沸とも書、假字も、必多藝と、濁字を用ゐたり。

速川之瀨坐須。 萬葉に、隨多藝知、瀧津速河、とよめるおほし。

瀨織津比咩止云神。 織は、借字にて、瀨於呂志ちふ言を、呂志の約利なれば、於利といふ、川水の下る瀨に坐故也、是は古事記に、伊邪那岐命の御子、湊神、速秋津日子、速秋津日賣、二柱神、因二河海一持別生神の中の、水分神を申歟、こゝに高山短山の末、云々の事どもを合せて、上の廣瀨祭の次、六御縣の、山口爾坐、云々、山々乃口、狹久那多利下賜、ちふをも思ひ、又此次の二神も、同大御神の、河海につけて、生坐る神に坐也。(或說に、此神を、天照大御神の、荒御魂也といふは、よしなし、必よる事なかれ。)

大海原爾。持出奈武。 物を流しやるを、此神の湏へ、持出給へりとす。

如此持出往者。荒鹽

(山遠き云々)萬葉集卷十に「山遠き都にしあれば、小雄鹿の、妻呼ぶ聲は乏しくもあるかな」とあり。

(彼方の云々)此歌萬葉卷十一にあり「彼方のはにふの小屋に小雨降り、床さへ濡れぬ、身に添へ吾妹」とあり、彼方を「をちかた」と訓めり。

(比佐迦多能)天(アメ)の枕詞也。

(斗迦麻)鋭利なる鎌也。

(佐和多流久毗)鎌の刄に觸れて刈らるゝ程の細き木の切株との意にて、利鎌に眞似るは、弱細と云はん爲めの序也。

(煩曾多和夜云々)細くたをやかなる腕の意也。

〔大海の云々〕潮道は今の所謂海流にて、獨り大海の沖に限らぬこと也、茲の潮道は九州の南端を洗ひ、金華山沖より東行する所謂黒潮をいふ。
〔御冠〕御世にいふ冠に非ず、只だ、「かぶり」物の義也。
〔速秋津日子神〕此の神は水門に坐して祓を掌り給ふ神也、住吉神代記に此神の事を六月御解除開口水門姫神社（在和泉國）と書けり。
〔筑波嶺に云々〕此歌萬葉集卷十四にあり卽ち「筑波嶺にかゞ鳴く鷲のねのみをか、なき渡りなむ逢ふとはなしに」といふ歌なり。

之。鹽乃八百道乃。八鹽道之。鹽乃八百會爾坐須。（荒は、荒山、荒野に同じく、世ばなれて生ながら有物を、みないふ也。○鹽に、潮也、字にかゝはらず、八は、二つとも、彌の意のみ。）大海のいと澳に、潮道といふありて、瀧よりも疾く、東へのみながるといへり、潮道は、八方よりも有べけれど、その八百會までは、知べからねば、播磨と、豐後日向の、潮道の行會とて、思はかるべき也。（南海の、潮道に落たる船は、留るよしなく、途にかへらず、此みち八丈が島にあたれば、たま〱この島へよる時、たすかれる人有と、このくるしみにあひし、船人の語るを聞つ。）會は、あひとよむべし、後人ゑと唱ふるは、會の字音なれば、誤なり。

速開都比咩止云神。古事記に伊邪那岐命、祓し給ふ時、御冠を棄給ふに、所ㇾ生神名を、飽咋の主の神。ちふにも似たれど、そは置て、同命、生二水戸神一名速秋津日子神、次速秋津日賣神、と見ゆ、水戸は、水の門にて、川の海へ入て、開く所故に、開ちふ神の御名はある也、さてその川水とゝもに、流れ下れるものを、潮道のまに〱ゐて行て、潮の往會の所にて、底へまき入るを、この神の呑といふめり、然れば、この神は、水門の水の、行到るかぎり、知ますよしにて、往

持可可呑氐武。持は、輕く用ゐたり、神代紀などに、例おほし、可可を、哥とかける本有て、哥は、或人いへらく、言發す辭にて、萬葉に、香青、香黑、などいひ、催馬樂に、加與利安比爾介利、後の物語にも、かよれるすがたなどいへる、加に同じといへり、今おもふに、發言などは、上に有べし、言の中にあらんやは、可可二字とせるに依べし、こはその水を呑音をいへり、惣て呑喫ものの音を、がぶ〱と呑、喫物の香を、か〱とかむ、などいふ類多きを、おもふべし、萬葉に、筑波嶺に、加々鳴鷲とよめるも、かれが鳴音の、がかと聞ゆれば也、然れば、なか〱に是によるべくおぼゆ。（哥を、發言とするは、雅かなれど、持といふ下に、發言はあるべからず、然らば助辭といはんに、可を、助辭とせし例なし、次の如ㇾ此といふ下には、い

よく\/發言有べからず、可々を、がふ\/呑といふは、俗言とおもふ人有べけれど、すべて物の鳴音には、雅俗なし、強く泣時、喉のなるを、よゝと泣といひ、高うさやかに笑ふを、から\/と笑ふといひ、どくどくとなる、ひし\/となる、とも、その外數ふべからず。）如此久可可呑氏波。氣吹戸爾坐須。物を呑ては、かならず息吹する物故に、此言あり、かの橋小門にて、入水吹ニ生磐土命一、と有などより、この言は出けむ。氣吹戸主止云神。根之國底之國爾。氣吹放氏牟。如此久氣吹放氏波。根之國底之國爾坐。根と、底は、同じきをふたついふは文也。古事記に、須佐能男命、云、僕者欲レ退ニ於妣國根之堅洲國一、また神代紀一書に、同命の事を、不レ可レ居ニ於葦原國一、宜急適ニ於底津根之國一、乃共逐降去矣。速佐須良比咩登云神。次の言をおもふに、今ひとつ。比の字有けむを、落しなるべし、もし又、佐須里と有しを、後人さかしらに、良とせしか、里は、良比の約なれば、佐須良比ちふ言なり。佐須良比失氏牟。是は底にして、さすらひ失ふ也、崇神天皇紀に、百姓流離の字を、おほみだから、さすらへぬ、と訓たり、さて上の瀬織津、氣吹戸、速佐須良、などの神の御名は、物に見えされど、處として、神の坐ぬなく、功として、神の爲給はぬなき意を得て、その所、その功によりて、かく名づけ申せしぞ、古意を得たる文なる、文ちふ物を心得ぬ人、くさ\/惑へる説有べし。如此失氏波。天皇我朝廷爾。仕奉留。官々人等乎始氏。天下四方爾波。自今日始氏。罪止云布罪波。不在止。高天原爾。耳振立聞物止。馬牽立氏。今年六

〔橋小門〕七二頁頭註を見るべし。

〔磐土命〕又た底土命、表筒男命といふ、日本書紀一書に「又浮ニ濯於潮上一、因以生神號曰ニ表津少童命一、次表筒男命、凡有ニ九神一矣、其底筒男命中筒男命、表筒男命是卽住吉大神也矣」とあり。

〔妣國云々〕須佐能男の母は卽ち伊弉那冊尊也、此尊根之堅洲國に在しし故にいふ、根之堅洲は又根國、底津根之國といふ。

〔葦原國〕高天原に對して此大地の全體をいふ稱なるも此程には、我が大八洲國を除きて外蕃諸國は未だ地形も調なざりしかば此大八洲國をいふ

〔夕日之降〕儀式に「其日午四剋」とあれば、其より祓の設を爲し始め、祭式に「右晦日申時以前親王以下百官會二集朱雀門一」とあり、之を大らかに云へるなり、江次第には「酉剋諸司會集と」あり。

〔職員令〕令の一部凡そ八十條より成る、令集解に「職員、謂、職者職司也、員者員數也、官省寮司等各有二員數一也、綱而言之則司別長官以下雜任以上也」と見えたり。

〔優長〕すぐれ長ずる也。

〔粟島近江大津の朝〕天智天皇の御代を申す、天皇粟島近江大津宮に都し給ひし故也。

月晦日。夕日之降乃大祓爾。祓給比清給事乎。馬は、耳疾黠なれば、天つ神、國つ神の、此申す詞を、とく聞食に嘗て、祓柱とせり、出雲國造が、神賀にも、馬を獻りて、その文に、振立流事波、耳能彌高爾、天下所知食左牟、事乃志多米、といへるを、むかへ見よ、(後世こゝを、さをしかの、八つの御耳を、振立とあるは、ひが事なる事、上にいへり。○月々の號は、萬葉考の別記にいへれば、こゝに略ていはず。)

諸聞食止宣。百官稱レ唯て、こゝにて祓の詞、終りぬ。

四毛國卜部等。大川道爾持退出氐。祓却宣。此四毛より下には、疑あれど、先此まゝにていはゞ、卜部は、解除の事をとれば、右の事終て後、そのはらへつ物を、川邊に持出て、ながしやれと、卜部に仰給ふ也、さてその疑といふは、まづ四毛と、假字に書時は、乃の字を添ざれば、與毛其爾とのみよまれて、言の例に違へり、然れば毛は、方の字を誤る歟、然らずば、乃の字を落せるにも有へし、また川道の道は、こゝに用なし、川邊の誤なら歟、又卜部は、職員令の、神祇官の下に、卜部二十人と見え、延喜臨時祭式に、卜部取二三國卜術優長者一(伊豆、五人、壹岐、五人、對馬、十人)と有は、皆神祇官の卜部也、數も、令より式まで、ひとしかくて神祇令に、中臣宣二祓詞一、卜部爲二解除一、と有は、唯朝廷の大祓の事也、こゝに四方國の卜部等といふは、いかに、只卜部等と有べき也、(諸國とても、卜部を用ゐらるゝ事見えず、太宰府にすら、令に陰陽はありて、卜部をあげず、然れば四方國の卜部ちふ事は有べからず。)もし是は、伊豆、對馬、壹岐をいふと、助くとも、是を四方國とはいふまじき也、又諸國を兼といふと云人有べけれど、是には諸國の事ないはず、大内の事のみなれば、さも助けがたし、又この詞、もし藤原の朝の末に出來しならば、卜部の事もいふへし、粟島、近江大津の、朝などに書ば、卜部はいふべくもおぼえず、況て或人は、いと上つ代に書しといふ說を云ながら、此疑をいふ人なきは、いかにぞや、惣てこの詞のめでたさに、こゝに至りて、文拙

く、言疑おほきにても、後に加たることのしるし。
或人のいへらく、祓には、一撫一吻の事有、解繩のわざあり、是に依に、文に、伊吹放、佐須良比、舳綱解放、天津金木、八針などの事をいへりけむと、眞淵考るに、既にいへる如く、祓身潔のおこれる事、神代にありて後、右にいふ如き事、古書にいさゝかも、見えたる物なければ、この說どもは、後に添たるもの也、又大み手もて撫、大み息を吹かけ給ふ事は、いにしへよりも有つらむ、されどかの流離を、摩る事には取べからず、又金木を、刑具とおもへるも、ひが事なるよし、上にいふが如し、江家次第抄の、東䣊の大祓に、祝師著レ座臨レ祓、詞及八張、解繩了、祓了、又平野祭に、宮主奉レ仕、祓詞の細書に、到二祓淸之處一、以二人形一令レ吻、到二中臣祓一（詞字落か）八張取割之處一、解レ繩給畢、宮主退出と有、是等は中頃の、陰陽卜部などの、附そへ事と見えたり、又八針を、八張といふ說も、ひが言なるは、上にいへり、皇朝のいにしへを知らぬ人、みだりにわざを附會し物で、凡後代の人、わがいにしへのふみを、よく考へず、なまじひに、から國の文などを見て、私に說をなして、わが古へを强めり、から文を忘れて、わがいにしへを、學ぶべくこそ。

○東文忌寸部。獻二横刀一時咒　西文部、准レ之。

學令に東西史部、云々、義解云、謂居二在皇城左右一、故曰二東西一也、前代以來、歷世繼レ業爲二史官一、或爲二博士一、因以賜レ姓、總謂二之史一也、この皇城は、大和の皇居にていふ、東西とは、東なるは、大和の國、西なるは、河内國に居ぬ、仍て此東西史を、やまとか

〔姓〕職原抄別記に「姓を加婆禰（カバネ）といふは、頭根（カブネ）の義にて氏中の宗長たる者その頭として、同族を率ゐ、公家に仕へ奉るよりいふ稱にて、云々、その氏人を統掌て仕る、之れを姓といふ、されば百姓の人はその臣にかゝれる職名を負（ツ）けたる氏々を率ゐて仕まつり、連戸の人はその連にかゝれる職名を負たる氏々を率ゐて仕まつり云々」とあり。
〔史〕姓の一種也。古事記傳に「書人（フミヒト）の意也」とあり、天平寶字八年史の姓を改めて毗登と爲せしが寶龜元年更に舊姓史に復せり。

はちのふびと、と唱ふめり（倭文直、應神天皇の御時、百濟より貢せし、阿直岐が末也、河内文首は、同御時、同國より貢せし王仁が末也、かくて右の如く、直と、首の加婆禰を賜しを、天武天皇の御時、共に忌寸をば賜へり。）○獻二横刀一云云は、神祇令に、凡六月十二月晦日、大祓、東西文部、（謂東漢文直、西漢文首。）上二祓刀一讀二祓詞一（謂文部漢音所レ讀者也。）訖百官男女、聚二集祓所一、中臣宣二祓詞一、卜部爲二解除一、今日の晩に、先天皇の大御身に、荒世和世の御服を奉り、大御身の長を量り、御幣を撫開など、中臣、又中臣の女、仕奉りぬ、さて文部、御庭に參りて、刀と、人形を奉りて、漢音の咒を申、事終て百官の大祓はある也、右中臣の女、宮主文部等が事は、式、また諸記錄ともに多出たれば、こゝには略きていふ。

謹請皇天上帝。（史記の天官書に、中宮天極星、其一之明者、太一帝居、正義に、泰一天帝、旁三星、三公之別名。）三極大君。（上に云へり。）

日月星辰。八方諸神。（天官書（略擧）五殘星、出二正東一賊星、出二正南一司危星、出二正西一獄漢星、出二正北一地維成光、亦出二四隅一。）司命司籍。（星經に、司命、司祿、司危、司非、各二星、云々、右各主二天下壽命、爵祿安泰、危敗是非之事一。○天官書云々、四日二司命一、六日二司祿一、索隱曰、司祿賞功進士、司命主二災告一。）左東王

〔天皇〕天子にこの稱呼の見えしは舊唐書高宗紀に「改二皇帝一稱二天皇一」とあるを嚆矢とす。

〔三公〕周代には太師、太傅、太保をいひ、漢代には大司馬、大司徒、大司空、後漢には太尉、司徒、司空をいふ。

〔司命〕星の名也、周禮春官宗伯の鄭注に「司命、文昌宮星」とあり。

〔進士〕禮記王制篇に「命二鄉論一秀士一升二之司徒一、曰二選士一、司徒論二選士之秀者一升二之學一、曰二俊士一、升二於司徒一者、不レ征二於鄉一、升二於學一者不レ征二於司徒一、曰二造士一、大樂正論二造士之秀者一升二之司馬一、曰二進士一」とあり。

〔蓬萊山〕神仙の棲むといふ三神山、〔方丈、瀛洲、蓬萊〕の一也、又蓬壺といふ、拾遺記に「海中三山也、云々、形如二壺器一」と見えたり。

〔崑崙〕崑崙山也、史記大宛傳贊に、「太史公曰、禹本紀言、河出二崑崙一、崑崙其高二千五百餘里、日月所二相避隱爲一光明一也、其上有二醴泉瑤池一」と見えたり。

父。老君中經に、東王父者、青陽氣也、云云、在二蓬萊山一。右西王母。同經に、西王母者、大陰之氣也、治二崑崙之金城一。丘方五帝星經に、五帝内座、在二華蓋下一、覆二帝座一也。四時四氣。各司る星あり。捧二銀人一請レ除二禍災一今本銀を、篠に誤。捧以二金刀一請レ延二帝祚一四時祭式に、(大祓)金銀裝横刀、二口、金銀塗人像、各二枚、(已上東西文部所レ預)と見ゆ、こゝに金人銀刀をいはぬは、文の略なる事此式にて知らる、さてその晦日の晩に、文部御階の下に進て、右を中臣の女に付て、奉る、天皇御氣をかけて、下し給へる等の事、式記錄等に有。呪曰。東至二扶桑一西至二虞淵一南至二炎光一北至二弱水一千城百國精治萬歲こは文部が遠祖の時より傳れる、文とは聞えず、いと後に、から國、又は百濟などの巫祝が唱ふる詞によりて、作れる歟、皇朝によしなき事也、なぞといはゞ、あが皇神の道は、上下ひとしく、敬ひ用る故にこそ、天の下平らかなれ、只上にのみ用ゐらるゝは、この皇神の意にあらざる也、後に此祓なとゞめられしこそ、いと〳〵めでたけれ。

祝詞考中卷終

祝詞考 下卷

〔神祇令〕毎年の常祭、臨時祭等の供神調度、禮儀、齋日等を規定せる令の一篇也。
〔申時〕今の午後四時より六時の間也
〔公式令〕令の内にて、詔書、詔書覆奏、勅書、宣命、論奏以下諸公文書の式樣及驛鈴傳符等の規則を定めしもの也。
〔連署の法〕公式令解式の條に見ゆ。
〔大錄〕八省の主典にして、正七位上相當也、爰は式部省の大錄也。

○道饗祭（ミチアヘマツリ）

此式は、今本に、大祓、鎭火、道饗、と次でて書しは、古への書體をしらぬものゝわざ也、（令も、今本には、此次を誤りぬ。）故令、大祓、道饗、火鎭、とせり、なぞといはば、神祇令の古本には、一、神衣 三、大忌祭 二、三枝祭 四、風神祭 と書て、右左右左と横に讀ことにて、其次も、一、月並祭 三、鎭火祭 二、道饗祭 とあり、そのよむべき次でを、義解に、凡讀ニ此四祭ニ者、先讀ニ神衣ニ其次三枝、其次大忌、其次風神、即與ニ公式令連署ニ義同、以下諸祭並准ニ此例ニ と いへるにて知るべし、此式の祭どもの次も、同晦日の申時に、先大祓、次道饗、その夜に入て、鎭火は行ふなれば、例をまたずして、しるかりけり。（公式令の連署の法は、

其事云々、……

年月日

六 大錄……

一　卿位姓名　　四　大丞位姓名
二　大輔位姓名　　五　少丞位……
三　少輔……　　七　少錄……

かくの如く也、此中に、大錄は、この解文の草者なれば、先月日の下に註て、後に卿以下の、連署を請取なり、是をよむ事、一二云々の、しるしを付たり。）

○此祭の事、神祇令に、季夏道饗祭、季冬同レ之。義解に、謂卜部等、於ニ京四隅道上一而祭レ之、言欲レ令ニ鬼魅自レ外來者、不ニ敢入ニ京師一、故豫迎ニ於路一而饗過也、と云へり、此祭の月日時は、右にいへり、さて是と、鎮火を、卜部のみして、祭らしむるゝは、小祭故か、又皇朝の祭ならざりしか、且四隅同時に祭れば、卜部四人を用ゐらる、仍等といふか、かの京城四隅とは、京の外郭の、外の四隅なり、また國に、疫病などおこるときは、國の堺にて祭、京に疫など有時は、宮城の四隅に祭る、是をば後に、四角四堺の祭といふ、令には、常例をのみ擧たれば、京城四隅の祭のみ有也、寶龜元年六月十一日の紀に、祭ニ疫神於京師四隅、畿內十堺一、また同九年三月の紀にも、畿內諸堺祭ニ疫神一、と見え、臨時祭式にも、畿內堺十所疫神祭あり、又天平七年八月の紀に、大宰府、疫死

（卿）散一位及三位以上を云ふ。但し參議は四位にても卿に加ふ。
（大輔）少輔と共に八省の次官也、內大輔は正五位下（中務省は正五位上）、少輔は從五位下（中務省は從五位上）相當也。
（大丞）少丞と共に八省の判官也、內大丞は正六位下（中務省は正六位上）、少丞は從六位上相當也。
（少錄）八省の主典正八位上相當也。
（季夏）舊六月也。
（季冬）舊十二月也
（寶龜）光仁天皇御宇の年號也。
（太宰府）九州三島を總管し兼ねて外交防備の事を掌る官、其廳は筑前國御笠郡に置けり。

〔和泉界〕朝野群載に和泉堺とあるを正しとす、和泉堺は山城近江の國境にて略ぼ京の北に當れり。
〔朝野僉載〕上記の次第朝野群載第十五に見ゆ、朝野僉載の名漢書にあるも、思ふに群載の誤なるべし
〔東鏡〕治承四年より文永三年七月に至る間の鎌倉幕府の日錄也。
〔京城〕平安京の全體を云ふ。
〔八達云々〕爾雅に四達謂ニ之衢一、八達崇期謂レ之、とあり
〔道俣神〕日本紀、古事記に作る。
〔紀に云々〕日本紀神代卷に、又投ニ其帶一是謂ニ長道磐神一、とあるを指して云へり。

者多、云々、長門以還、諸國司、守、若介、專齋成ニ道饗祭祀一と有、諸國にても、行ふ事知るべし。○宮城とは、内裡の外郭にて、外重の事也、四堺とは山城の京にては、和泉界、會坂界、大枝界、山崎界をいふと、朝野僉載に見えたり、東鏡同、大和の京にては、奈良、立田、大坂、吉野、宇智、宇多、などの道のはてどもに十處あり。

高天之原爾。事始氐。皇御孫命止。こは高天原爾、神留坐、神漏岐、神漏彌命乎以、事依賜志、皇御孫命止志弖、といふべきを、略ける也、かくはぶきに過たるは、古へにあらず、奈良の朝に至て、古雅を失へるもの也、末に親王、又王と書るも、古へはなき事也。

稱辭竟奉。大八衢爾。八は、彌にて、衢の數の、多きをいふのみ、八達などいふに、泥む事なかれ、さて宮城京城などの四隅には、大道の縱横になれる所あり、そこに此祭は行ふなり。(上の命止のしもと、こゝの竟奉の下に、言たらはずして、理り明らかならず、考ふるに、こゝの稱云云の四字はなくて、上を皇御孫の命乃、大命止志旦、大八衢云々、とありぬべきなり、今本の如くては、御孫を稱申と聞えて、例なき事也。)

湯津磐村之如久。既に出。塞坐。皇神等之。前爾申久。八衢比古。八衢比賣。久那斗止。御名者申氐。稱辭竟奉波。古事記に、伊邪那伎大神、阿波岐原爾、禊し給ひしに、於ニ投棄御帶一所成神名、道之長乳齒神、又於ニ投棄御褌一所成神名、道俣神、とあり、その長乳齒は、紀に、長道磐と書しかば、上にいふ磐村の如く、塞坐いさなします神にて、即こゝの八衢比古、八衢比賣を申也、久那斗神は、同じ古事記に、於ニ投棄御杖一所

〔來名戸之祖神〕平田篤胤の說に、來名戸之祖神は來莫門之塞神の義、此れより來る勿れと門にて塞ぎ給へるよりの名とあり。

〔蒲子〕「えびかつら」の實也と云ふ

〔物〕鈴木重胤曰く物と云は、師說に、物狂とも物怪とも憑物とも云類の物にて汎く神を云と云れたる其如くにて、總て物とは何に依ず其名を指さず廣く云事なれども、此なる物は黃泉國の醜女及雷等なる可き事は此爾神の御事實に依て所ㇾ知たり、と。

〔下は地の底云々〕爰に云ふ下上は唯下方上方の意と廣く解すべしと鈴木重胤は說けり。

成神名、衢立船戸神、と有を、紀に、一書、投二其杖一、是謂二岐神一、（岐神此云二布那斗能加微一）といひ、又黃泉の條に、一書、投二其杖一曰、自ㇾ此以還、雷不敢來、是謂二岐神一、此本名、號二來名戸之祖神一焉、又、一書、經津主神、以二岐神一爲二鄉導一、周流削平、これらを合せおもふに、道の關となる神也、さてこゝは、惡神を隔るにとり、かの導とするは、隔なからんにとる也。（布那斗、久那斗は、音通へり。〇御杖より、衢立といへば、道に標を立て、限りを示すなり、然れば來ることなかれちふ意あり、且岐は、道役ともよめど、山支と書をおもふに、障ありて、道の分るよしの字也、戸は、門也、物を限る標は、即門の意あり。

根國底國與利。麁備疎備來物爾。かの黃泉より、追來る雷、醜女等の如きものを、塞は、この神たちの、功也、さてかの追來りしに、蒲子桃子などを投あたへ給ひしも、此道饗のもと也。

相率相口會事無氐。相率の所を、上の御門祭には、相麻自許里、と有、仍て此一連の言の意、そこにいへり。

下行者下乎守理。上往者上乎守理。右の底の國より、來るものをいふ、下は、地の底、上は、天つそらなり。

夜之守。日之守爾守奉。齋奉禮止。齋は、いむことにて、その惡きものを、此神たち、齋放やりたまふなり。

進幣帛者。明妙。照妙。和妙。荒妙爾備奉。御酒者。甕邊高知。春日祭に、甕上、他みな、專ら閇と書しを以て、この邊も假字として、元の如く唱ふべき也、濁りて、ほとりの如くおもふは、言の例も違ひ、意もあやまれり。

甕腹滿雙氐。汁爾母穎爾母。上の大忌祭の、和稻、荒稻、ちふ所にいへる類にて、この穎も、不意に出たり、或は、御酒者、或は、山爾住物などの如く、みなその本をあげていへる、文例に違へり、されどこれは、初穂ならねば、書べき事なくて、かくのみ出せるなるへ

〔毛能和物云々〕臨時祭式なる霹靂神祭の條に、堺別云々、牛皮、熊皮、鹿皮、狐皮各一張、とあるに見えたり。

〔臣〕傍訓「マヘツギミ」は前之公の義、主上の御前に候ふ人の敬稱にて、朝廷に奉仕する高官を泛稱す。

〔あなひとくさ〕世の人の生れ出づるを草の彌益々生ひ茂げるに譬へて云へる語也。

〔おほみたから〕書紀に、民、萬民、兆民、黎民、民庶、億兆、人夫、百姓等を訓み、又た江次第に公御財を訓ず、人民の古稱、民は天皇の貴重なる寶なりとの意より出づ。

し、さりとも、稲も進ろ事、何とぞいひざまのあるべき也、頴にもの下にも、言たらはず、惣て大嘗神賀などの古文には、かゝる辭なし、後にど措を知べし。　山野爾住物者。毛能和物。毛能荒物。青海原爾住物者。鰭乃廣物。鰭乃狹物。奥津海菜邊津海菜爾。至萬氏。横山之如久置所足氏。進宇豆能幣帛乎。平久聞食氏。八衢爾湯津磐村之如久塞坐氏。皇御孫命乎。堅磐爾常磐爾齋奉。上は、只その惡きものを、忌放るかたにていひ、こゝはその凶を放て、御世の平けく、ひさしき事を、磐に譬てことぶくにて、事は異なるに似たれど、いむちふ言の本は、動かず。茂御世爾幸閇奉給止申。又親王。王等。上にいへり。親王、王ちふ事、　臣等百官人等。天下公民爾。至萬氏（諸民を、あなひとくさといふ言は、いにしへ專ら見え、おほみたからちふを、假字に書しは見えず。）　平久。齋給部止。上にいへるが如し。　神官。こゝは、祭を預り行ふ、卜部をいふ。　天津祝詞乃大祝詞事乎以氏。是をしも、かくいへり、文を書つらねしは、後世なれど、事は、天つ神代より、傳れるわざなれば、大殿の事を、續日本紀に、神語と書しも、この類なり。　稱辭竟奉止申。

此道饗祭は、令義解に、鬼魅の來るを、道にて饗遏といへれば、下の卑・畏神・祭の如く、

この惡神を饗し和して、かへすことをもいふべきに、此文たゞ、衢の神を、祭る事のみあるは、いかに、文の拙くして、言のゆかぬ故に、もれたるにや。

○鎭火祭

神祇令に、季夏火鎭祭、義解に、謂在二宮城四方外角一、卜部等鑽レ火而祭之、爲レ防二火災一、故曰二火鎭一、と見えたり、こは六月十二月晦日の夜に入て、行ふ祭也。○宮城の外角は、大裏の外重の四方の角也。○火鎭を、末に擧たる事、右にいへり。

高天原爾。神留坐。皇親神漏義。神漏美能命持氐。皇御孫命波。豐葦原乃。水穗國乎。安國止平久。所知食止。天下所寄奉志時爾。事寄奉志。天都詞。大詞事乎以。申久。上の所寄奉は、弘し、次は種々を寄奉るにて、此大神を、鎭め給ふも、其中ぞちふ意也、さて詞とのみあるは、略也、天津といへれば、理り聞ゆ、祝詞と書くよりは、中々によし。神伊佐奈伎。伊佐奈美乃命。この二大御神の上に、神といふは、祝詞には例なけれど、

〔鎭火〕年中行事祕抄、鎭花に作る、同音よりの訛轉也

〔鑽レ火〕鑽は燧を打ち火を取る義也

〔防二火災一〕凡そ火に清火穢火あり、清火は造化を爲す顯國の火、穢火は生物を亡す黃泉國の火也、鎭火祭は即ち清火の神氣を充たして穢火を遠く驅除する義也、唯防火の爲めのみに非ずと云ふ。

〔卜部云々〕鎭火祭の掌司は早く卜部より陰陽寮に移れり、公事根元猶ほ卜部氏の人火を打ちて云々、と記せるは令文に擬せるのみ。

〔外重〕皇城を内外三重に分ち、其最も外なる郭を呼ぶ稱也。

神素盞烏尊とも、神天皇とも申す類の、貴み言也。

妹背二柱。嫁繼給氐。國能八十國。島能八十島乎。生給比。八百萬神等乎。生給氐。古事記、日本紀に、見ゆるが如し。

麻奈弟子爾。此麻奈弟子は、最末の子といふにて、麻奈は、眞之也、いとも始を、まさき、至て末を、ますゑ、といふに、おなじかりけり。(萬葉に、父母の、我は眞奈子ぞ、又愛し眞子などいふと、言は同くて、用ゐざまこと也。)

火結神生給氐。結は、借字にて、武は生の略、須は、都にかよひて助辭、(今むす子と云は、親子なる類也。)備は、毛知の約美なるを、備と知とに、轉しいふは常にて、神産巣日、野椎、久々能智などの類也、然れば火生津持の神ちふ言にて、持は、其事をたもつをいふ、古事記に、海津美の神を、生給ふ條に、ことのよし見えたり、又同大神を、火之迦具土と云は、(土は借字)、火の輝づ持にて、火の用もて、名付たり、古事記に見ゆ。(紀に、神皇産靈と書たる、靈は、意をめぐらしたる字にて、古言に、直にはかなはず。○野椎の椎は、かり字にて野津持なり。)

美保止被燒氐。石隱坐氐。美は、たふとむ辭、保止の保は、布保の約にて、含也、口の頬も、もの含む故の名にて、同じ意の言なるをおもへ、且含まるを、萬葉に、ほゝまるとも、布保隱ともいへる、みなひとし、止は、處の略也、たちど、置戸などのと也。(から國に、是を陰門とかけば、止は、門の意ともいふべけれど、こゝの例は、猶處の意なるべし、)○石隱は、陵墓は、巖もて造れば、萬葉にも、石隱とも、石墓にこもるともよめり。

夜七夜。晝七日。今本、夜七日とあるは、例なし、理もなし、仍て日を、夜に改めつ、さてこの訓なゝ夜、なゝひ、とも訓べけれど、萬葉七、(今の十)に、七日四零者、七夜不來哉とよみしにより、且なぬかといふは、同じく卷三に、(今の十三)久有者、今七日計、早有者、今二日計、と書しに、卷十七に、(家持)知加久安良婆、伊麻布

〔萬葉に云々〕萬葉集卷第六に、「父公に吾れは眞名子ぞ母刀自に吾れは愛兒ぞ」とある歌を指す。

〔火結神云々〕日本紀神代卷に、伊弉冉尊生ニ火産靈ー、とあり、火を産み給へる神也。

〔火之迦具土云々〕古事記に、次に火之夜藝速男神を生みます、亦の御名は火之炫毘古神と謂し、亦の御名は火之迦具土神と謂す、とあり。

〔石隱は云々〕鈴木重胤曰く、石隱坐氐は穴を掘り石を刺塞ぎて入坐るにて、云々、此神の崩御り給御亡體を葬[illegible]るにあらざる事此祝詞の文にて炳焉しと。

〔七月〕傍訓「フミツキ」は穂含月の略、稲の穂の出でんとする月の義といふ。

〔莫を上に云々〕古事記黄泉國の段に莫ㇾ視ㇾ我、とあり、日本紀神代卷に請勿視之とある類也

〔奈〕鈴木重胤の説に、「奈は汝にて我と對へる物に云ふ稱あり、食に添て喰ふ物を奈と云るも、其食に對ひて離るまじき由に云るなり」とあり。

〔仁賢天皇〕人皇第二十四代の天皇也市邊押磐皇子の皇長子に御座し、御名を億計と申す。

〔此七日云々〕契り聞え給ひし七日七夜に滿たざる間に其日數を待ち得給はざりしの意也。

都可乃末、（今本太末と有は、誤也、）等保久安良婆、奈奴可乃宇智は、といふは、凡右の歌と同じ言なれば、相對へて右の七日計なも、なぬかばかり、とよめり、卷七に、七月の、七日之夕者、とあればなり、さてこゝにも、萬葉にも、七日をなぬかとよみ、他にも此類によめる多ければ、かは、日の言の如く、おもひ誤る人あり、みかの日のもちひはくはじ、はゝ子なし、といひ、又古今歌集の端詞に、なぬかの日、やうかの日、なども書るからは、加は、數の略にて、なゝのかずの日、といふを略きて、なぬかの日、といふ也、されども歌は、句の限有、且調べを專らとする故に、なぬかといひて、日の言をはぶくなるを、それ書時は、七日と書て、日の事をしらするのみ、こゝも上に、晝といふからは、下の加は、數の事なるを、猶七日と書は、から國ざまに、文字をおけるのみ、こゝの言と、から字のおきざまと、行違ひ多し、よくこゝろ得よ。（古へ八は、專ら彌の略にいひて、正數にいへるは、いとまれ也、七は、專ら正數に用ゐて、凡ないへるはなし。）

吾乎奈見給比傳　こは、吾乎見給ふことなかれ、といふ言にて、其莫を上に先いふ言、萬葉、その外の古書にも、數知らず多し、然るを、今本に、吾乎奈と書しは、奈を、辭と、おもひ誤しものなり（猶おもふに、奈は、莫を誤りし、ものなるべし。）

吾奈妹乃命止。申給支。　奈は、名あるを、ほめていふ辭にて、名根、名妹ちふもひとし、汝といふも、もと名持ちふ言を、なんぢといふ也、國造り給ふ大神を、大名持命と申を、大汝の字を、借て書しもて知べし、そのなんぢも、即名持ちふ言にて、他人に向て、たふとみいふ言なればなり、又こゝに、妹の字は、何のこゝろにて書しにや、何れにもよろしからず見ゆ、實にかゝば、兄の字こそあれ、こゝは伊佐奈岐命は、この命の、御兄にて、即男神におはせば、勢との給へり、これ上つ代の言也、妻より、夫を勢といふは、今一わたり末也。（勢は、仁賢天皇紀の小書に、古者不ㇾ言二兄弟長幼一、女以ㇾ男稱ㇾ兄、男以ㇾ女稱ㇾ妹、とあり、是也、さて夫婦を、いもせといふは、もと男女の兄弟より、始し故に、言の次後なり。）

此七日波不足氐。　上な

〔隠坐事云々〕是れまで數多の御子を生み給ひしも、然る事なかりしより石隠れ御座すを不審しみ給ひし也。
〔古言にては云々〕鈴木重胤此の說を難じ、萬葉集十五に、和須禮多麻布奈、とあるを引用せり。
〔阿波多志〕不意にあわたゞしく出でて人を驚かすを云ふと鈴木重胤說也
〔與美津枚坂〕古事記に、黄泉比良坂書紀に、泉津平坂云ニ余母都比羅佐可一とあるは是也。
〔罔象〕古事記に、於レ尿成神名彌都波能賣神とあり、水神也、白澤圖に、水之精名二罔象一などある本文により採る。

なぬかと訓しなうけて、こゝたも、しまらく、なぬかと訓つ、實には、なぬかのひ、とよむべき也。

隠坐事奇比氏。見所行須時。火生給氏。
火結神を、生給へり。
御保止乎。所燒坐支。
給ふと、坐とを、分ちて書るはよし、共にあがめ言の中に、分あり。
如是時爾。吾名妹命能。吾乎見給布奈止申乎。
古言にては、吾乎勿見給曽止申、など有べき也、今の如くにても、此奈は、勿也、辭にしては、聞えず。
吾乎見阿波多志給比津止申給氏。
阿波多志を、淺める事としては、よく協はず、又たゞ驚しとても、事たらはず、此意は、後の物語ぶみなどに、いへるに、強く聞ゆるをおもふに、荒破ちふ言にて、あばれ、あばら、あばくなどいふ類也、仍て、はを濁りぬ。
吾名妹能命波。上津國乎所知食倍志。吾波下津國乎所知止申氏。石隠給比。與美津枚坂爾。至坐氏所思食久。
與美は、暗也、枚坂は、顯と幽との、堺を云。
吾名妹命能。所知食。上津國爾。心惡子乎。生置氏來止宣氏。
紀の一書に、伊弉冊尊、輒遇突智所焦而終矣、其且終之間、臥生土神埴山姫及水神罔象女ㇾと有に、凡にはひとしくて、ことはまた、一條もていひしなるべし、其事は、次々に見ゆ。〇さがなきは、本さがとは、性得たることをいふ、仍てよきさが有、惡きさがあり、さてこのあしきさがを、さがなしといふは、言の略也、たとへば、思ひめぐらす心のなきを、心なしといひ、さるこゝろやり有人を、心ある人といふ類の、はぶきごと、中つ代より多し。
反坐氏更生子。水神。匏。

川菜、埴山姫。四種物乎生給氐。水神は、水持にて、かの罔象女也、匏は、紀の一書に、生二天吉葛一（天吉葛、此云二阿摩能與佐圖羅一）といへる是にて、水を汲もの也、川菜は、和名抄に、水苔、一名河苔、（和名加波奈）と書い、今も水苔といふもの有て、水をよく含むもの故に、うゑ木の根を、この苔してまとひて、遠き所におくるめり、殿などに、この苔の形を彫は、即火鎮のためぞといふも、よくかなへり、古今集に、かはなぐさといふも、同じ物なりけり、埴山姫は、凡の土ならず、埴土をたもつ神にて、竈塗籠して、火に備るかた也、然ても火を消に、土に及ぶものなければ、さる傳へ、上つ代より有けん、こゝに疑多し、そは誰にしるしつゝ（川菜の事、古事記、日本紀ともに、こゝにあけず、又殿に彫事は、こゝの上つ代の、宮造のさまにあらず、から國のわざを、後にまねびしならん、然るを神代の事にいふは、おぼつかなし、思ふに、この詞かける頃は、既に其事專らあれば、不意用ゐしにやあらん、又水神と、匏は、さるものにて、埴山姫と、川菜は、たぐひても聞えず、かく様々、いぶかしきをおもへば、本は、埴山姫は、埴を持、鎮奉るよ有けんを、後の人、よくもおもひめぐらさで、川菜としつらん、此文、すべて論ふべき事、いとおほきをおもへば、既に誤りしにもあるべし、こゝに水神、埴山姫をかねて、四種といへるこゝろも得ず、いちはやに、一の字を借しも、いかに、字訓をこそからめ、又濁言は、濁音の假字を書ぞ、例なるに、志を、濁る所に書しも、よろしからず、此外数へがたく、ひが言多かれば、有も誤つらむか。）此心惡子乃心荒比曾波。（曾は、奈か、勢など、誤ならむ。）水神匏埴山姫。川菜乎持氐。鎮奉禮止。事教悟給支。（此意ならば、上の川菜も、本は、埴山姫の下に有しにや、事は、言也。）依此氐。稱辭竟奉者。皇御孫命能。朝廷爾。御心一速比給波志止爲

（天吉葛）吉葛は匏（ヨサ）葛の義、「ヒサゴ」を古く「ヨサ」と呼べる也。

（古今集）萬葉集撰定後より延喜五年までの和歌集也。紀貫之等醍醐天皇の勅を奉じて撰す全部二十卷也。

（殿に彫事云々）水菜は水を能く含む故、殿舍などに此苔の形を彫りて、鎮火の咒となす也風俗通に、堂殿上作二藻井一、井藻以壓レ火、とあるは此古傳の漢土に傳はれるならむと云ふ。

（曾は奈か云々）鈴木氏は、曾は爲字の義、心荒則の意なりと云ふ。

（水神云々）水神には匏、土神には水菜を持ち火を鎮めよと教へ給へる也

氐。一連にて、借字にて、稜威振也、比は、夫利の約にて、そのありさまをいふ辭のみ、此いづはやきを、略き通はして、知波也夫留といひて、たゝはしく、荒びゐる神の事をいふ、こゝに同じ、委しくは、冠辭考に見ゆ。

進物爾明妙、和妙、荒妙、五色物乎備奉氐。五色の絹布をいふよし、既に出、こゝに四つをあげしは、絹布のことを云にて、此四つの物を、五色に染る也

青海原爾住物者、鰭廣物、鰭狹物、奧津海菜、邊津海菜爾至萬氐爾、御酒者、瓱邊高知、瓱腹滿雙氐。邊と書は、よろしからぬよし、上にいへるが如し。

和稻、荒稻爾至萬氐。是も、和稻の事、不意出たり。

如横山置高成氐。高成は、足成の誤なる事、上に見えたり。

天津祝詞乃大祝詞事以氐稱辭竟奉久止申。此文、たゞ鎮火神のみ祭ると聞ゆ、右の如く、皇祖神の生給ひて、御心の給へる御言もあれば、水神、埴山姫、二神をも祭り奉るべきなり、既にいふ如く、この祝詞には、うたがひつくしがたし。

○大嘗祭

此條いといぶかしき事有、まづ上つ代には、大嘗、新嘗といふ分ちなし、神代紀に、新

一〔延喜式〕全部十卷古事記、日本紀、續日本紀其他の國史儀式より祝詞を集め注釋せるもの、賀茂眞淵の著也。〔大嘗祭〕大嘗祭後齋に、凡て大嘗祭嘗は天皇の聞食すを主と爲る事にて神に奉給ふ、天皇の聞食むと爲るに就て先奉給ふなり故に古書に大嘗をば聞食と耳云へり是天皇の聞食すを主と爲る故也、然れば神々に幣帛を奉らせ給ふも天皇の大嘗を聞食むと爲るに依て奉給ふにて此祝詞は其由を申させ給ふ祝詞にこそ有れ、神に大嘗を奉給ふ祝詞に非ず、とあり、鈴木重胤また是れに從ふ。

嘗と有は、おもふに、年々の事ならん、仁德天皇紀に、新嘗とあるは、何れとも知がたし、淸寧天皇十一月の紀に、依二大嘗供奉料一、遣二播磨國司一、云云と有、又弘計天皇紀に、右同事を、新嘗と書つれど、是はともに、卽位の時の、大祀の大嘗と聞ゆ、天武天皇紀に、新嘗と有も、事のさま同じく、大祀の大嘗也、かくて後、文武天皇の、神祇令、仲冬、常例の祭の條に、大嘗と有は、毎年の祭也、同令の次條に、凡大嘗者、毎レ世一度、國司行レ事、以下毎年所司行レ事、在レ京諸預二祭事一者也。と有て、一世一度をも、毎年なるをも、共に大嘗と有、かくて此式には、新嘗祭としるされたり、然れば、こゝは大嘗祭と有からは、此祝詞に、天つ日嗣知しめす、始の大嘗のよしの言あるべきに、さる御事も見えず、かの大嘗祭の時、諸國へ御使立て、班レ幣を給ふ條にも、卯日に、官にて、諸社へ班幣の時にも、祝詞の事は見えずして、新嘗祭の所には、祝詞の事あり、これ等をおもひ、又この標(しめ)に、たゞ大嘗祭とのみ有も、ことわりたらはず聞ゆるをもおもふに、こゝは字の落失などせしを、後人みだりに、大嘗祭としるせしにや、右の如くては、新嘗祭に、班二幣帛一詞など、有べくおぼゆる也。（大嘗、新嘗を、分ちし事、令より後、いつの御時よりにや、續日本紀以下の史を、考べし。○大嘗祭の日時、五畿七道の諸社、奉レ幣給ふ事

〔仁德天皇紀〕云々　仁德紀四十年の條に、「是歲當二新嘗之月一、以二宴會日一、賜二酒於內外命婦等一」とあり。

〔弘計天皇紀云々〕同紀に、「二年冬十一月、播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯、於二赤石郡一、親辨二新嘗供物一」とあり、弘計天皇は顯宗天皇を申す。

〔天武天皇紀云々〕同紀二年の條に、十二月壬午朔丙戌侍二奉大嘗一とあり同五年六年新嘗の祭を載す、依て爰に大嘗とあるは後世の大嘗、新嘗は毎年の新嘗を指せるなりと云ふ。

〔所司〕義解に、「穴云、所司、謂神祇官也」とあり。

と、十一月卯日、幣を班給ふ事は、その式に見ゆ、新嘗祭の時、幣を、神祇官にて、班たせらる事は、四時祭式の下にあり。〔新嘗祭奠ニ幣案上ニ神、三百四座、並大、社一百九十八所、是は古本を用う、座別絁五尺、云々、下略、前一百六座、座別幣物准ニ社法ニ、云云、右中卯日於ニ此官齋院ニ、官人行事、諸司不ニ供奉ニ、但頒レ幣、及造ニ供神物ニ料度、中臣祝詞料、准ニ月次祭ニ

〔十一月〕弘仁曆運記考に、皇孫邇々藝命高天原より天降り給ひて天下知食ける元年（辛酉歳）より神武天皇元年辛酉歳迄二千四百年の間は建子月を以て正月と爲させ給へば十一月は今の建寅の正月より計れば九月に當るなり、此古式に依て大御神宮の神嘗祭は今に至迄九月に行はせ給ひ、大嘗新嘗等の祭は建寅の正月より計へて十一月に行はせ給ふ事神武天皇より以降の例なりとあり。

〔官齋院〕神祇官の一郭にして、八神殿、南廳、神嘉殿齋部等この内に在り、神祇官の西方に在り。

集侍。神主祝部等。諸聞食登宣。

高天原爾。神留坐。皇睦神漏伎。神漏彌命以。天社。國社登敷坐留。皇神等前爾白久 卽位の大嘗ならば、此所に、其よしの事有べき也、かくのみあるは、新嘗の時の、頒幣の文と聞ゆ、 今年十一月。中卯日爾天都御食乃。長御食能遠御食登。皇御孫命乃。大嘗聞食牟爲 皇神等相故爾 紀一書に、天忍穗耳尊を、天降し給はんとて、天照大神の詔の中に、以ニ吾高天原、所御齋庭之穗一亦當レ御ニ於吾兒一とふに依て、天都御食とは、書るなり。

宇豆乃比奉氏、孝謙天皇紀の詔に、天坐神、地坐神乃、相宇豆乃比奉氏、と宣ひ、稱德天皇紀に、天地宇倍奈比、由流之天、とも詔ませしもて、宇豆奈比とは、諾合といふに、意

〔萬葉集の卷十七〕卷十八の誤也。

〔辰日云々〕義解に、朝者諸神相嘗祭、夕者供新穀於至尊也、とありて諸尊の相嘗も、至尊の聞食も同日の儀なりしを、中古より卯日に神事、辰日に豐明節會を行ふことゝなれり。

〔豐樂院〕大内裡中大極殿の西方に在る一郭、その正殿を豐樂殿と云ひ、殿の中央に常に高御座を置き、大嘗には其左右に繼壇を設け、東方には悠紀の御帳、西方には主基の御帳を立つ。

〔そは夜にて云々〕或は天皇大嘗に聞召して大御顏の麗しく赤み給ふより云ふとせり。

均しきを卿ふ、さて是は古言に、うなづかすといふは、今の人、うなづきあふ、といふ事にて、心に聞かなへるなりは、頭を前へ、衝動すをいふ、且こゝに、乃比、紀に、奈比と有も同じく、合にて、もろ〳〵の心、ひとしく合也、この意、萬葉の卷十七によめるも、おなじ。

堅磐爾。常磐爾。齋比奉利。茂御世爾。幸閇奉爾依氏。

こゝを、今本に、麻牟止依志氏と有は、字の誤、論も理なし、こゝは、大殿祭に、安氣久爾仕奉坐備依氏、といひ、御門祭に、合ノ奉ノ仕眼故爾、などあるにおとしき、いひなしの言なり、よりていま改めたり。

千秋五百秋爾。平久安久聞食氏。豐

古事記の、千秋、長五百秋之、水穗國、と有るに、依れる言なり。

明爾明坐牟。

豐明を、節會に用ゐたれば、萬葉に、見明らめ、御心を、明らめ給ひ、などよめる如く、天下の事を、見し聞し、明らめ給ふ事ともいふべけれど、こゝは大嘗にて、新御食聞しをす事より、つゞきたれば、上に、赤丹穗に聞食すといひ、下に、赤玉の、御赤比坐、などいへるに同じく、御病おはせずして、大御顏の、赤らびおはしまさむ、といふ也、故あからびと訓たり、〇豐明節會は、次日の祭の事はてゝ、辰日の夕に、豐樂院にて、竟宴聞しめすをいふ、そは、夜にて、庭火、立あかしなど、おびたゞしく、かゞやく故に、豐明とはいふ、然て夜宴なるも、公なるを、豐明といふに、是に均し、豐は、大なること也。（此豐明の時なるを、節會に用ゐしは、いさゝか本によりしつゞけ也、國造が神賀に、奉る物を、冠辭とせしとは、倒て異なる意あ・

皇御孫命乃。宇豆乃幣帛乎。明妙。照妙。和妙。荒妙爾。備奉氏。朝日豐榮登爾。稱辭竟奉久乎。諸聞食登。宣。事別。忌部能。弱肩爾。大襁取掛氏。持由

〔中宮春宮云々〕神名式、神祇官西院坐御巫等祭神廿三座と有る中に、御巫祭神八座とありて八柱神の御名を載せられたり、右諸社に何れも御座の事を奉る中に、此八神は殊に鎭魂の神に坐すが故に中宮春宮よりも御巫を附せられて祭り給ふ也。
〔貞觀儀式〕貞觀年中撰にて儀式を記載せるもの、弘仁、延喜と共に三儀式の一也、もと唯に儀式とのみ云ひしが、荷田春滿校訂の際、貞觀の二字を加ふ。
〔四時〕淮南子天文訓に、「[illegible]」、是[illegible]とあり、我國にて[illegible]時を云ふ。

麻波利。仕奉禮留。幣帛乎。神主祝部等。請氏。事不落。（事を落さず）捧持氏。奉登宣。

右の祭の事は、朝には、皇神に奉り、夕には、天皇の聞しめすと、古へよりいひて、上の新年祭にも、初穗は、皇神たちに奉り、遺りをば、御孫命の、聞しめすよし有、然るをこゝに、ひとり御孫命の聞食事をいへるは、いかに、强ておもふに、こは諸社へ、幣を奉り給ふ事を、專らとすれば、皇御の嘗給ふ事をば、はぶけるにや、さても猶、こと盡ぬこゝちはせらる。

○御鎭魂齋戸祭（中宮春宮齋戸祭亦同）

四時祭式に、十二月寅日鎭御魂齋戸祭、云々、右於中宮齋院中臣行事、と云り、こは神祇官の齋院を、いんといふ、清和天皇御圖に、神祇官の西院、齋戸殿とあり、是即ち八神を齋奉る所也、かくて貞觀儀式、この四時祭にも、十一月中寅日鎭祭、宮内省にて、行

はるゝ、御魂鎭の事は、委しく有て、此十二月なるは、此式のみにして、他に見えず、後世、江家次弟など（にも見えず、）是は大臣などの參集もなくて、輕き祭にやあらむ、然るを、彼宮内省の、おもき祭には、祝詞の事見えずして、此齋戸祭にのみ、かく祝詞の有は、おぼつかなき事也、さてこの齋戸の祭には、幣もの餘の事、いさゝか式にしるされて、事のさま明らかならず、依てかの十二月行なはるゝ事を、左に引て、此祭の大概を、しらしめむとする也。

鎭魂祭、（中宮准レ之、更不レ給二衣服一。）但神八座、（神魂、高御魂、生魂、足魂、魂留魂、大宮女、御膳神、事代主。）大直日神一座、大刀一口、弓一張、云々、略、（進物なり。）

右其日御巫於二宮齋院一、舂レ稻、簸以二竈笥一、炊以二韓竈一、訖卽盛二蘭笥一、納レ櫃居レ案、神部一人、執二向祭所一供レ之。

官人以下裝束料、この事委し、こゝには略。

右中寅日晡時、（中宮鎭魂、同日祭レ之。）五位以上、及諸司官人、參二集宮内省一、さて内侍、御服を持て内より出、大膳造酒司、八代物を、供給ひ、次猿女を參らす時も、大臣、式部を召て、諸司をまゐらせ、治部を召て、歌女を參らせ、大藏に、璽木綿を給はせ、神祇伯、御琴

〔江家次第〕江次第をいふ。（一一〇頁參照）。

〔猿女〕神祇官に仕へ、祭祀の時舞を行ふ、猿女氏の女を以てこれに補す

この儀式には縫殿寮の官人に率ゐられて參る也。

〔式部を召て〕式部丞見參す。

〔大藏に云々〕大藏丞木棉を箱に入れて先づ神祇官人に賜ひ、次で大臣に賜ふ也。

〔神祇伯〕職員令神祇官の條に、「伯一人、掌二神祇祭祀、祝部、神戸、名籍、大嘗、鎭魂、總二判官事一」とあり。相當從四位下、昔は諸氏任ぜられしが、後世延信王の裔白川氏專らこれに任ぜらる。

〔侍從〕中務省の所屬にして天皇の御前に侍して規諫し遺を拾ひ、闕を補ふを職とす、定員八人也。

〔内舍人〕帶刀して朝廷に宿衞し、行幸の守護を掌る、文武天皇の御宇始めて置かる。

〔江家次第抄〕一條兼良の著也。

〔舊事記〕開闢より推古天皇の御代に至る迄の歴史也、聖德太子の撰と傳ふるも明かならず

〔杵築神宮〕出雲國簸川郡に在り、大國主神を祭神とす神代大國主神國土を天孫に獻じて去り給ふや、天照大神これを嘉し給ひ出雲國多藝志の小濱に宮を築きしを始めとす。

ひき、笛吹を召して、合さしめ、歌者始奏、神部堂上にて手を打、事を催す、御巫、猿女、舞をはりて、神祇五位一人、侍從二人、宮內丞、一人、內舍人二人、大舍人二人、次を以進て、庭に舞、弁官、宮內省を喚て、酒食を賜、三度の後、拍レ手て退。是より前、柵上に伏レ槽、案上に、御衣を置、かの琴笛を仕るとき、御巫、右の棚のもとまで舞、中臣、絲を結ぶ、御巫、其宇氣を棒にて突鳴す間に、內侍、御衣の筥を開て、振動かす、かくしてその御魂結の糸を、御竈の神鍋へ入て、封る事など、江家次第抄に、くはし。(上の大巫云々の下に、此八神の御事はいへり、さてその令集解に、此祭、饒速日命、自レ天降る時、天神授け給へる、生玉、足玉、死反玉、道反玉、蛇比禮、蜂比禮、云々といへり、舊事記には、是を取ていへり、此事、古書に見えねば、いふにたらねど、又崇神天皇紀に、杵築神宮の、神寶を御覽ぜんとて、召けるとき、丹後國の兒の唱し、玉萋鎭石、出雲人祭、眞種之可美鏡、押羽振、甘美御神、底寶御寶主、山川之水泳御魂、靜掛甘美御魂、底寶御寶主、といふは、凡右の生玉、云云に似たる事也、然れば右の集解の言、古傳によりしにや、猶考ふべし、貞觀儀式と、此式と、いさゝかの異あり、その書もて、是非は正しとるべし、こゝは專ら、式にていふのみ。○舊事記に、天神祖詔、

〔磐余彥尊〕具さには神日本磐余彥火々出見尊也、神武天皇と申す。
〔宇摩志摩志命〕櫛玉饒速日命の子、始め長髓彥に奉ぜられしが、神武天皇東征の折、父と共に、長髓彥を殺して歸順す。
〔舊事記は云々〕舊事紀は後人の僞作なること、賀茂眞淵、多田義俊、伊勢貞丈等によりて說かる。
〔饒速日命〕舊事紀天忍穗耳命の子となすも明かならず
〔羽羽矢〕古事記に波々矢とあり、羽張矢の義にて、羽の廣く大なる矢を云ふ。
〔元明天皇〕天智天皇の第四皇子、第四十三代の天皇也

授₌天璽瑞寶十種₋云々、又云、磐余彥尊、元年十一月庚寅、宇摩志摩志命、初齋₌神寶₋奉、爲₌帝后₋鎭祭、祈₌請壽祚₋、其鎭魂之祭、自レ此而始矣、といへるは、かの十種の神寶ちふものより、附けたる說にて、皆とるにたらず、舊事記は、末の世に、好事の僞作れる物也、故に古語拾遺の頃にも、その書あらねば、彼にも、右の說をいはず、その外、續日本紀以下、舊事記を、引ことなきにても、知るべし、且右の少の事にすら、古へならぬ事數あり、天皇瑞寶と云べきは、伊邪那伎命、御頸玉を披て、天照大御神の、天所レ知御璽に賜ひ、また天照大御神、天孫を天降しましても、因所レ知御璽に、遠伎斯八尺の璁、鏡、及劍を賜へるこそあれ、他神へ天璽を賜ふ事あるべからず、旣に御孫命に、賜ひし上にて、何が故に、饒速日命に賜ふべきや、神武天皇紀に、羽羽矢の事あるは、別なるをも知らで、僞書し也、又尊を、みことに用るしは、和銅の頃よりにて、日本紀にのみ、至貴を、尊と云とあり、又支干は、古事記にかゝず、是も日本紀に始れり、然れば、支干は、元明天皇以下の事なるをも、知らぬものゝ、僞作也、その外數百の誤あり、後の人は、いかで目を開きて、見ざるらむ。○或人こは、天皇の御遊魂を、卽神として、他神を祭ならねば、かくいふかといへるは、いよゝよしなし、御魂祭は、十一月寅日なるも、

同じ事なるに、それには、神を祭らるゝからに、式に擧し事、古にひくが如し、此詞は、むかしはなく、今の京にて、假に作つらん、故にかゝるたらはぬ事、多きなりけり、こゝに御蔭止、稱辭云々といふ中に、こめたりとはいひもしなん、それもかくまで略ては、理りなし、惣て拙き文どもには、この稱辭云々の言多し、此外にも、神賀、大祓などに、みだりにさる事をいはぬをむかへて、文のよしあし、古と後とを知べし。）

○此祭のおこれる事は、古事記に、天照大御神、天岩門に隱れ坐、云々、天宇受賣命、日影を鬘に繋、眞拆を縵として、小竹葉を手草に結て、天岩屋戸に、汙氣伏て、踏とゞろこし、爲神懸、云々、（神代紀、覆槽、云于該。）又紀に、猿女遠祖、天鈿女命、則手持茅纏之矟、立於天石窟戸之前、巧作俳優、云々、これらの事を、うつしてなすなり、然れば、天皇の御魂の、岩戸隱れし給はぬ爲の、祭なる事知べし、古語拾遺に、鎭魂之儀者、天鈿女命之遺跡、則御巫之職者、應任舊氏、云々といへるは、さる事也。○此事天武天皇十年十一月の丙寅紀に、是日爲天皇招魂之と有、神祇令に、仲冬寅日の鎭魂の祭とあれば、人皇以來にては、天武天皇の御時よりぞ、始まりけむ。（招魂と、鎭魂の同事なるは、此詞と合の註にて、知るべし。）

〔天岩門〕古事記傳に、實の岩窟にはあらじ、石とはただ堅固きを云ふにて、尋常の殿をかく云へるなるべしとあり。
〔日影〕「サルノオガセ」と呼ぶ草也。
〔眞拆を云々〕古事記には、天の眞拆を鬘として、とあり、又た日本紀にも、亦以天香山之眞坂樹爲鬘、とあり、こゝに縵に作れるは如何にや。
〔手草〕手に持つに適當なる樣束ねたる草也。
〔茅纏之矟〕私記に以茅纏其矛也、とあるが如し、茅は菅の類也。
〔天武天皇〕舒明天皇の第二皇子、第四十代の天皇也。

高天原爾。神留坐須。皇親神漏伎。神漏美能命乎以氏。皇御孫之命波。豊葦原能。水穂國乎。安國止定奉氏。安國登所知食登、事依奉氏、といはでは、右の命乎以氏ちふ言、よくも通らず、まして御孫之命波、といへる、波の辭治らず、古人の略言は、よく見ればみな理り有、後人の略言は、あやまりのみ多きなり。下津磐根爾。宮柱太敷立。高天之原爾。千木高知氏。天之御蔭。日之御蔭止。稱辭竟奉氏。この御蔭といふ下にも、また言のはぶき過て、理通らず、などといはゞ云々御蔭といひては、上の如く、隠坐氏などいひて、且遠長久、御食國しろしめすべき、天つ日嗣などいひて、さて今日祭り奉る、皇神たちの事を申て、奉る御衣云々、といふべし、右にいふ如く、みだりに略きける故に、言をなさゞるなり。奉御衣波。上下備氏。上下の事、古事記に、伊邪那岐命の禊に、御衣、御裳、御褌あり、又同記に、〔應神條〕、下氷壯夫、齎二霞壯夫一云、避二上下衣服一と有て、次に其母、織二縫衣褌一云云と有は、褌をしたといひたれど、なほそれにはあらで、かの御裳をこそ、下とはいふべくこそおぼゆれ、こゝも後ながら神に奉るなれば、裳なるべし。宇豆乃幣帛波。明妙。照妙。和妙。荒妙。五色物。御酒波。瓱邊高知。邊の字、よろしからぬよし、上にはへり。瓱腹滿雙氏。山野物波。甘菜。辛菜。青海原乃物波。鰭廣物。鰭狹物。奥津藻菜。邊津藻菜爾。至萬氏爾。雜物乎。如

〔伊邪那岐命の禊〕古事記に「伊邪那岐大神詔り給はく吾は可厭醜め醜めき穢き國に到りて在りけり、故、吾は大御身の禊爲なと、詔り給ひて、筑紫の日向の橘の小門の檍原に到り坐して、禊祓へ給ひき」とあるは是れ也。

〔應神條云々〕古事記に、於是、二の神あり、兄を秋山之下氷壯夫（シタヒヲトコ）と號ひ、弟を春山之霞壯夫とぞ名ひける、とあり。

〔避二上下衣服一〕上衣と袴とを脱ぎて弟に與へんと也。

〔褌〕袴也、倘ほ上代褌と云へるに、袴の外後世犢鼻褌の類も存せしこと宣長の考證あり。

〔荷田大人〕宮道の裔春満也、父羽倉の家を次ぎ京稲荷山の祠官たり、夙に皇學に志す、享保中江戸に遊び吉宗の命により、古書を校する數年、後ち京に歸り、文化元年歿す。

〔崇神天皇云々〕同紀六年の條に、先是天照大神倭大國魂二神、並祭於天皇大殿之內、然畏其神勢、共住不安、故以天照大神、託豐鍬入姫命、祭於倭笠縫邑、仍立磯城神籬、とあり

〔大御神云々〕日本紀に、時天照大神誨倭姫命曰、是神風伊勢國、則常世之浪重浪歸國也、傍國可怜國也、欲居是國、とあり。

横山置高成氏。獻留宇豆乃幣帛乎。安幣帛能。足幣帛止。今本、爾とあるは、かなはず。平久聞食氏。皇我。すめらみことが、と有べきを、すめらがとのみいふは、略に過たり。朝廷乎。常磐爾堅磐爾。齋奉。茂御世爾。幸閇奉給氏。こは、御魂鎮をもとなれば、御在所を申、又猶いふべき物こそあらめ、右の言のみにては、次へよくもつゞかず。自此十二月始來十二月爾至萬氏。平久御坐所令御坐給止。職員令、神祇官の條、鎮魂の義解に、謂鎮安也、人陽氣曰魂、魂運也、言招離遊之運魂、鎮身體之中府、故曰鎮魂、といへるに、事は同じ、されども此文に、御魂ちふ言なくては、かくおはしまし所に云々、とのみいひては、標の言なき時は、何の事とも聞ゆべからず、是も拙き也。〇十二月を、しはすといふは、としはつる月ちふを、發を略き、つるの約都なるを、須に轉しいふ也、月をはぶけるは、きさらぎ、やよひなどのみいふ類也、此事は、荷田大人の云れたり。（後世、師走の字もていふ説は、皇朝の古言に、字音なきをだに、知らぬものゝわざ也。）今年十二月某日。齋比鎮奉止申。

〇伊勢大神宮

崇神天皇六年に、倭の笠縫邑に、齋奉たるを、垂仁天皇の二十五年に、大御神の、教給ふ

〔五伴緒〕日本紀に五部神とあり、伴は團體の義、緒は長の義、中臣、忌部、猨女、鏡作、玉祖の五團體の長を云ふ。
〔佐久々斯侶〕鈴の枕詞也、久斯侶は臂につくる飾物、これに鈴を着くるによる、佐久は鈴の口の拆けたる形に因み云へり。
〔伊須受能宮〕五十鈴宮卽ち內宮也。
〔佐那神社〕伊勢國多氣郡佐那村に在り、土俗大森社と呼ぶ。
〔太玉命〕神代紀上に忌部首遠祖太玉命とあり、當時諸忌部の長なりき。
〔天津磐境〕神の御座也、磐は異說あるも、唯美稱なるべしと云ふ。

まに／＼、伊勢國度會縣、五十鈴川上に、齋奉りし事、紀に見ゆるが如し、かくて古事記に、天御孫命、天降ます時にいはく、天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命、并五伴緒矣指加而天降也、於是副賜其遠岐斯八尺勾璁、鏡、及草那藝劍、亦常世思金神、手力男神、天石門別神、而詔者、此之鏡者、專爲我御魂、而如拜吾前、伊都岐奉、次思金神者、取持前事爲政、此二柱神者、拜祭佐久々斯侶、伊須受能宮、（此二柱は、思金、手力男なり。）次登由宇氣神、此者坐外宮之度相者也、（外宮ちふ事、次の條に云。）次天石戸別神、亦名謂櫛石窓神、亦名謂豐石窓神、此神者、御門之神也、次手力男神者、坐佐那縣也、と有、（多氣郡に、佐那神社、式にあり。）此思金神は、實御前の事を取持て、萬の政を執べき事、既に天にても、さ有しなり、石門別神の、御門を守るも、又さる理り有、然こは手力男の神は、御孫命の、大み身近くありて、守り奉りて、且天下に、御稜威を示す事、人代を以ても知べし、然れば右二神、御相殿に齋ふ事、顯也、石門別神、佐那縣に坐といふは、後にこゝに齋ふをいふ也、さて兒屋命、太玉命は、紀に、一書寶鏡を、奉授天忍穗耳尊給ふ事ありて、復勅天兒屋命、太玉命、惟爾二神亦同侍殿內、善爲防護、この上に、高皇產靈尊因勅曰、吾則起樹天津神籬於天津磐境、當爲吾皇孫奉齋矣、

乃使二二神一陪二従天忍穂耳尊一以降レ之、とあり、然れば、此二神は御孫命の御爲に、神を齋奉りて、非常を守防を専らとせり、是を合せ思ふに、相殿は右の四神なるべきを、後世式にも、二神と有は、何ぞちふ事を知がたし、それが中に、古事記は、いと上つ代の眞なる傳也、神代紀は、古き文どもを以て、からざまに書改しとき、その事から意に轉ぜしも有、或は時の權にへつらひ、或はその社、或は神學者流など、私意もて、いひなせしも多し、仍てたゞかゝる事、古き傳へに仍べければ、かたがた古事記には及べからず、又萬幡比賣命、天兒屋命、二神を相殿とするは、何れへもつかず、その外後人、種々いへるは、みな後世私もて、いひなせしものと聞ゆ。(皇大神宮は奥座、故號二内宮一、度相宮者、外座、故號二外宮一、始レ白二村上天皇之時一也、と神名秘書といふものにいへるは、ひが言なる事、既に古事記に、外宮とあるにて知るべし。〇神代紀の此事のあたり、文甚亂て、前後せる事多く、且こゝに引ことも、字多誤れり、仍て今改て書り、かの磐披傳などいふは、皇朝の言、からの文のつゞけ様もしらぬものゝ、僞言なり。〇古事記は、和銅四年に、太朝臣の書し事、其序にあれど、彼序は、奈良の朝に至りて、好事の書しもの也、本書の體、事の様も、からざまをまねぶ、藤原の宮人などの、

(天忍穂耳尊)正哉吾勝々速日天忍穂耳尊也。
(相殿)神社の同殿に二柱以上を併せ祭るを云ふ。
(村上天皇)醍醐天皇の第十四皇子、御名を成明と申す第六十二代の天皇なり。
(神名秘書)伊勢二所皇太神の附屬諸神の在所鎮座等を抄錄したる書、伊勢神官度會行忠の著也。
(太朝臣)太安麻呂を云ふ。
(奈良の朝)元明天皇和銅元年大和國藤原宮より同國平城宮に遷都せられしより、元正、聖武、孝謙、淳仁、稱德、光仁七代七十五年の間を云ふ。

筆にあらず、恐らくは、舒明の御代歟、下りては、齊明天皇の御代をば、過べからず、末に崇峻推古のみ代の事を、わづかに擧たるも、御代の近ければ也、此記には、序中の言其外にも、種々の考あれども、こゝには、盡さず、只一二をいふのみ。

○二月祈年。六月。十二月。月次祭

是より下の、六の祝詞は、伊勢の大御神の宮にむかひて、御使の中臣の、宣申なり。

天皇我。大命以氐。こは殊に、御孫命と有べきに、臣民に宣ませる、大命の如く有は、おぼつかなし。（儀制令に、天子、祭祀所レ稱、詔告ニ于神祇ニ爲ニ天子ト、凡天子至ニ車駕ト、皆是書記所レ用、至ニ風俗所レ稱ニ、別不レ依ニ文字ニ、假如皇御孫命、及須明樂美御德之類也、これに、古き祝詞、神賀詞を合せ見るに、神に告には、必御孫命とある也、然るに、今の京に書る、春日、平野、久度、古開、又この大神宮へ奉り給ふ詞には、天皇のと書れたるは、いかなる故か有けむ。）度會乃。宇治乃五十鈴川上乃。今の神宮この川つら也、かはかみ、と唱るは、もし故ある歟。下津石根稱辭意奉流。石根の下に、數言を略き過して、ことわりなし　皇大神能大前爾申久。常毛進流二月祈年。月次祭唯以ニ六月月次之辭ニ相換。大幣帛乎　某官位

〔舒明〕押坂彥人大兄皇子の御子、御名を田村と申す、第三十四代の天皇なり。

〔崇峻〕欽明天皇の第十二皇子にして御名を泊瀨部と申す、第三十二代の天皇也。

〔推古〕欽明天皇の第三皇女、御名を額田部と申す、第三十三代の天皇也

〔儀制令〕天子、太上天皇以下の稱號車駕巡幸、天皇服喪、祥瑞、在廳座席等の朝儀及び諸種の法制を規定せる令也。

〔石根の下に云々〕下津石根に齋き奉るを云ふ、天長五年の告文に其詞ありしより其後例となれるにて、意明か也と重胤云へり

〔御命〕鈴木重胤翁の書に、「ミオホミコト」と訓じ、「御命は上に天皇我大命以氐とある對照なり然れば上の如く訓ずべし」とあり。
〔豐受宮〕延喜式、度會宮、儀式帳、止由氣宮又は度會宮續日本紀止由氣宮に作る、天孫瓊々杵尊降臨の時、天神の詔を以て豐受大神の御靈を副降し、丹波國與謝の比沼の眞名井に鎭座あり、雄略天皇の朝に至り、皇大神の託宣により、伊勢國に遷し奉る皇大神宮遷座の後殆んど五百年也。
〔思金〕高皇産靈神の御子也、頗る智略に富み給ふ、或は神代文字を作り給へりなど傳ふ。

姓名乎為使天。令捧持氐進給布御命乎。申給止申。上の申より、下までの三つの申は、御使の申すよしなり。

○豐受宮

こは、登與宇氣なるを、與宇の約由なれば、登由氣と申ぞ、古言の例なる、然るを、古事記の今本に、登由宇氣と書しは、後にゆくりなく、書そこなへるなるべし、又後世、登與氣と申は、いよゝ古言知らで、字につきてよめる、俗のわざなり。

大神宮式に、豐受大神一座、相殿三座、この登由氣大神は、既に大忌祭の條に、申せる如く、五の穀を始めて、上が上、下が下まで、人の生榮ゆる物の、御祖にましませば、日の大御神に並次て、崇み奉るちふ事、諸人のいへるもひとしく、まことにしかぞ有べき、されどもこゝに、おのれ眞淵、ひそかにおもふ事あり、そは古事記に、五十鈴宮に、思金、手力男、二神ともに、齋祭ちふ事ありて、さて次に、登由氣神、此者坐二外宮度相一神者也、とあり、抑外つ宮といふ事、萬葉集の、古き歌どもに、行幸の宮とも、外つ宮

〔外宮〕天慶五年始めて此號あり。
〔幸〕獨斷に、「世俗謂レ幸爲二僥倖一、車駕所レ至臣民被二其德澤一以僥倖、故曰レ幸也、」とあり。
〔齋王〕齋内親王也（一四〇參照）。
〔神功皇后紀云々〕同紀三韓征伐の條に、「於是從レ軍神、表筒男、中筒男、底筒男、三神誨二皇后一曰、我荒魂令レ祭二於穴門山田邑一也、云々、仍祠立二於穴門山田邑一」とあり、同凱旋御渡海の條に、「亦表筒男、中筒男、底筒男、三神誨之曰、吾和魂宜レ居二大津渟中倉之長峽一、云々、於是隨二神教一以鎭座焉」とあり。
〔忌部廣成〕平城天皇時代の神官也。

ともよめるは、常の大宮の外に建おかれて、幸の宮なれば、即天皇の宮にして、別に主有事なし、然ればこの外宮とあるも、即五十鈴の宮を、内つ宮として、それに對ひたる名にて、たゞ日の大御神の宮なり、かの記に、外宮衛坐といはで、坐二外宮度相一神者也、と書しも、外宮は、右の如くては登由氣大神は、相殿に坐故と聞ゆ、しかはあれども、此外宮は、同大御神の神幸の事も聞えねば、是内宮に、和御魂、外宮に、荒御魂を、齋奉るより、此内外の名は、有ならむとぞおぼゆる、古へより、齋王の仕奉給ふも、ひとしく、後ながら、式に、此仕奉給ふも、異なるよしも聞えず、同式に二所大神宮とも有て、他し大神とは聞えざる也、さて齋王の仕奉給ひ、御使の拜奉るも、先外宮を始とす、大神宮式に、元日、宮司率二諸禰宜内人等一、遙二拜諸宮一、こゝの小書にも、先拜二度會宮一、次諸宮、とあり、是豐受神を專らとせば、かゝらんや、荒御魂に大坐が故也、神功皇后紀に、此御事をしるせしも、諸所皆荒御魂を先に擧たり、荒御魂は、表、和御魂は、裏なる理り、みなかくの如し、或問、神護慶雲元年紀に、豐受宮とあるからは、豐氣大神のみにやと、答、續日本紀は、偏にたのむべからず、譬は、忌部廣成がいへる如く、中臣、忌部、その本相ならびたる事なるを、奈良朝に至りて、中臣はいよ〳〵榮え、忌部は、お

「兩宮の神司云々」貞觀七年、內宮禰宜[illegible]、寶龜格文を謂へて竊かに上奏せしより內宮のみ內階に叙し、外宮は外階に留められしより、兩宮の神司折にふれて爭ふことあり、永仁四年外宮の禰宜の解文に皇字を載することにつき內外神司大に爭ひ互に奏聞せしも決せずして止む、又元弘年中詔刀師職を爭ひ、內宮より朝に奏し、外宮これに奉答せしこともありき。「神護景雲」稱德天皇御宇の年號也。「官社」神祇官の神名帳に記載せられ祈年、月次、新嘗等の祭に預る社を云ふ。

とろへたるを、上に正す所司なくて過し如く、殊に內宮は、本よりの御事にて、其神司等、外宮をばおとしめ申によりて、公に誰よく正す人なくて、遂に豐受の御名のみの如く、成つらむ、此事ならねど、兩宮の神司の、爭ひどもゝ有しに、准へておもふべし、さて日の大御神は、內宮を崇みて、足れりとして、外宮は、豐氣大神こそ、上にいへる如く、上下の人、皆敬ふべきなれば、自らたゞこの大御神の、宮の如くなり行て、荒御魂の御名は、石門隱し給ひしにや、天下の神社に、さる類甚多き也、しかしながら、恐き御稜威、遂に顯まして、式にも、豐受と申しながら、大神宮ともしるし、天下の千萬人も、二宮を均しく、天照大御神と、崇み奉る也、一人二人、書をひとわたり見て、いひ定むるこそ、いと〳〵をこなれ。

又問、荒祭宮、內宮におはしまして、卽荒御魂なるを、外宮に齋奉るといふは、ひが言かと、答、既にかの神護慶雲の頃にも、外宮を豐受宮と申せしよしは、右にいへる如く也、然ればその頃より內宮の方に、荒御魂の社を建つらむ、古へよりあらんには、大神宮に次ほどの、大宮にして、小社には有べからず、さらば早くより、公にも崇み給ひなんを、やゝ光仁天皇、寶龜三年に至て、官社に入給ひ、宮と申も、今の京となりての事

〔廣田〕攝津國武庫郡に在り、風土記に「皇后到ニ攝津國海濱北岸廣田郷一、今號ニ廣田明神一是也故號ニ其海濱一、曰ニ御前濱一、」とあり

〔稚日女尊〕私記に「尙是天照大神之御子矣」とあり、又た舊事紀に、「天照大神之妹也」とあり、審かならず、日本紀に、「一書曰是後稚日女尊、坐ニ于齋服殿一、云々、素盞嗚尊見之、則逆ニ剝斑馬一、投ニ入之殿內一、稚日女尊乃驚而墜レ機、以ニ所レ持梭一傷レ體而神退矣」とあり。

〔活田長峽〕攝津國武庫郡に在り、長峽は地形により名づけしならむと。

〔大泊瀨稚武天皇〕雄略天皇を申す。

としらる、抑和魂荒魂は、おとりまさりなき事、神功皇后紀に、天照大御神の荒御魂を、廣田に齋、同和御魂を、活田に齋ましゝに、ことなることなく、大名持の命の和御魂は、大和の三輪に、荒御魂は、出雲の杵築に、坐ちふ事、神賀の詞に見え、諸神も、みなしかるを、伊勢にのみ、荒御魂を輕しめて、漸寳龜の年に、官社に連ねられむ事、いぶかしからずや、右にいふ如く、後に俄に、齋奉りしこと知るべし。

又問、右皇后紀に、度相縣之、拆鈴、五十鈴宮所居神名、撞賢木嚴之御魂、天疎向津媛命、と別に教給ひし、其御軍牟庫浦に歸り入ます時、又天照大神の荒魂の誨給はく、當レ居ニ御心廣田國一云々、亦稚日女尊誨レ之曰、吾欲レ居ニ活田長峽國一云々、此二所の文にて、天照大神荒魂和魂、卽五十鈴宮に御坐と見ゆれば、外宮を荒御魂と申事、いかにと、答、惣て荒和の魂は、一神に備てあるを以、一所にも、二所にも申こと有也、始め齋治給ひし、垂仁天皇二十六年より、神功皇后の初めのとし迄、三百年餘りなれど、猶外宮は別れざるか、又既に分ち奉るとも、五十鈴の宮一つを擧るも、文といふもの也、こゝの言どもに依にも、荒御魂を、小社に祭奉べからぬこと、おもふべし。

或人いへらく、倭姫命の夢に、大神の告ごとおはしましゝに依て、大泊瀨稚武天皇二十

〔垂仁天皇云々〕同紀に、皇后日葉酢媛命生三男二女、云々、第四曰倭姫命とあるを指す

〔武内宿禰〕屋主忍男武雄心命の子、景行天皇の御世始めて朝に仕へ、成務天皇の御宇大臣となり、爾後仲哀、應神、仁德の朝に奉仕し、官に在ること二百四十四年に至ると云ふ。

〔五百野皇女〕倭姫命世紀に、五百野皇女久須姫命とあり、五百野は伊勢國の地名にて、ここに御座ましよりの稱ならむと云ふ

〔天皇四十年云々〕同十月倭武尊東征討の途次、伊勢神宮を拜し、齋王倭姫命に別れを告げ給へるを云ふ。

一年、丁巳冬十月に奏給ひ、（上つ代の事に、支干を用ゐず、支干は、漸藤原の朝の頃より用ゐし也、然れば大泊瀬宮の頃の事に、支干を註すは、日本紀によれるのみ。）明年、七月、豐受大神を、丹波より遷し奉れりと、此事よりがたし、何ぞといはゞ、倭姫命は、垂仁天皇十五年の紀に、始て見え、さて二十五年に、此姫命、伊勢に大御神を齋鎭め奉り給ふこと見ゆ、紀の年代を考るに、右の十五年より、大泊瀬天皇二十年まで、五百年に近し、此命さまで長命におはせし事、ものに見えず、武内宿禰の、三百年をば、古へより世の達人と、御歌にも見えたり、まして五百年ならば、いかに御名高かりなん、そはおきて、景行天皇二十年二月、遣二五百野皇女一、令レ祭二天照大神一と有て、その後、天皇四十年、倭武命、伊勢の神宮へ參りつゝ、倭姫命に辭し給ひし事あれば、右の皇女は、たゞ御使にや、それよりいと後、大泊瀬天皇元年に、稚足皇女云々、侍二伊勢祠一とあるは、定かに齋王也、然ればこれより前にも、いくばく齋王立かはりましけむ、右の説は、惣てたがへるを知べし。

○□□□ 此所に、有同祭といふ言、落しもの也。前後に、此類多し、本のいと亂れたりけむ。

〔神衣祭〕太古天照大神石窟に隱坐しし頃蠶糸を織りて大神の神衣を供進せしに起因し、垂仁天皇の御宇神宮を建て給ふ時、八尋機屋を宇治に建て天羽槌雄の孫八千々姫命をして神衣を織らしめしより、定まりたる祭となれり。

〔孟夏〕夏の初月卽ち舊四月を云ふ、孟は玉篇に、始也四時之首月、曰二孟月一とあり。

〔赤引糸〕儀式帳明曳糸、神風抄赤曳糸に作る、未だ練らざる生糸を云ふ、赤は明の義、淸く引きたる也、和名抄に、赤孫、安加比古とあり、依て赤引を地名となす說あるも非也。

天皇我御命以氐度會乃山田原乃（度會郡、沼木郷の、山田原に坐こと、式に見ゆ。）下津石根爾稱辭竟奉流（略に過し事など、既にいふが如し。）豐受皇神爾申久。常毛進流二月祈年（月次祭唯以二六月月次之辭一相換）大幣帛乎某官位姓名乎爲使天令捧持氐進給布御命乎申給止久申。

○四月神衣祭（九月准之。）

上に、伊勢大神宮と標して、二月祈年云々、といひ、豐受宮と標して、右同祭の詔を擧たれば、是より下には、二所大神宮、同以二此詔一、但於二豐受宮一者、換二其詞一耳、などいふ註あるべきに、落たるなるべし。

○神祇令に、孟夏神衣祭、義解に、謂二伊勢大神宮一也、此神服部等、齋戒潔淸、以二參河赤引神調糸一、織二作神衣一、又麻績連等、績レ麻以織二敷和衣一、以供二神明一、故曰二神衣一、この義等、式に委し、さて神服部が織は、絹也、赤引糸、卽蠶糸にて、參河の神戸より獻

りて、伊勢の多氣郡の服部等、服部郷にて織也、又麻續連等は、同郡麻續村に在て、麻を以織也、式に服部戸、二十二烟、麻織戸、二十二烟、と云り、此和妙荒妙、右二氏の者始從祭月一日織作、至十四日供祭、其數は、大神宮、和妙二十四疋、荒妙八十疋とあり、豐受宮の數は、式に落たり、荒祭の宮の料のみ有、六月月次祭に、太神宮に、赤引糸四十絇、度會宮には、同糸三十絇とあれば、是になずらへて知るべし。(上つ代には、同麻布にても、細布を、にごたへ、荒布を、あらたへといひたり、絹にかぎりて、和たへといふは、しばし後なり。)

度會乃。宇治五十鈴川上爾。大宮柱大敷立天。(立天の天に、例に違へり、かゝる對たる言の天は、上を略て、下にのみいふ也、次下も、かく有はわろし。) 高天原爾。千木高知天稱辭竟奉留、天照坐皇大神乃。大前爾申久。服部。麻續乃人等乃。常毛仕奉留。和妙荒妙乃御衣乎。進事乎。申給止申。荒祭宮爾毛。如是申天。進止宣。禰宜、内人、稱唯。(この稱唯、上には落しならむ、同式云、二所大神宮者、禰宜大内人、毎旬率物忌父、并小内人、戸人等、分番宿直、荒祭宮にも、内人二人、物忌小内人各一人、と有、さて禰宜は、職事、内人は、番上也、○天平勝寶五年紀に、大神宮外從五位下

〔服部〕姓氏錄に、「服部連天御中主神十一世孫天御桙命之後也」とあり。

〔麻續連〕姓氏錄に「神麻續連天物知命之後也」と見え、古語拾遺に「長白羽神伊勢國麻續祖」とあり。

〔服部戸〕下の麻織戸と共に、服部連麻續連等が率ひる神戸の百姓をいふ。

〔内人〕伊勢神宮にて禰宜の下に屬し物忌等を率ひて宿直し或は神饌を調ふる等の事を掌る。延喜式に、大神宮大内人四人、小内人九人、度會宮大内人四人、小内人八人あり。

〔番上〕令制にて交替して當る事務を勤仕する者を云ふ

〔瀧原〕伊勢國度會郡瀧原村大字野後に在る皇大神宮別宮の一、又た大神遙宮とも稱し皇大神の和御魂を祭る

〔伊雜〕志摩國答志郡伊雜村今磯部鄉上鄉村に在る天照大神の遙宮御形鏡にて、後世玉柱屋姬命を合祀す。

〔月次祭〕神祇令に「季夏月次祭、謂、於ニ神祇官一祭、與ニ祈年祭一同、卽如ニ庶人宅神祭一也、釋及古記無ㇾ別、朱云月次祭、與ニ六月十二月大祓一各異也」とあり、朝廷の御神事は神祇官にて各月共十一日に行はせらるゝ也。

〔亥時〕今の凡そ午後十時也。

〔丑時〕今の凡そ午前二時也。

神主首名、其ニ外從五位上一、內人物忌男、四十五人、女、十六人、授ㇾ位各有ㇾ差、また文德天皇元年紀に、伊勢國（の）、荒祭、月讀、瀧原、伊雜、高宮等、神宮內人五人、始預ニ把笏一、などあり。○戸人（かんど）は、神戸の人なり。

○六月月次祭（ミナヅキツキナミマツリ）　十二月（シハス）准ㇾ之。

上に、二月祈年、六月々次祭と標して、祝詞あるは、最初に出たる、神祇官の二月と、六月の祭と、同じ祝詞有が如し、然るをこゝに重て、六月々次祭とて、祝詞の異なるをおもふに、上なるは、天皇の御使、中臣の宣詔刀言（のるのりとごと）、こゝに擧たるは、大神宮司の中祝詞也、此儀また四時祭式の、同宮の祭の條にも、使の中臣申ニ詔刀一、次宮司宣ニ祝詞一といへる是也。（天皇の詔を、詔刀と書、宮司の申を、祝詞と書分たるは、文字と、意、心得たれど、言の道を忘れたるもの也、字は、かり物にて、乃里登といふ言こそ、實なれ、故既にいひし如く、祝詞の二字は、よくもあたらず、ともに詔詞と云べきなり、こゝに宮司の申も、天つ神の詔を受て、宣るよしなる事、その詞を、天つ祝詞といふにて知るべし。）其儀は、式に、六月十六日祭ニ度會宮一、十七日祭ニ大神宮一、其儀十五日黄昏以後、禰宜率ニ諸內人物忌等一、陳ニ列神御雜物一訖、亥時供ニ夕膳一、丑時、供ニ朝膳一、禰宜內

〔命婦〕五位以上を帶したる婦人を内命婦、五位以上の人の妻を外命婦と云ふ。

〔女孺〕内侍司其他の後宮八司及び齋宮寮、齋院司等に屬して、雜役に從ふ女官也。

〔再拜兩段〕重ねて再拜するを云ふ、即ち四拜也。

〔當色〕官位に相當して定められたる服色を云ひ、後ち轉じて公服をも云へり。

〔倭舞〕倭歌に合せて行ふ舞、もと大和國より出で來しより名づく。

〔拍二八開手一〕八遍拍手する也、神事の禮として手を拍つは八遍を一段とし、四段即ち三十二遍を極とす。

人等、奏二歌舞一、十六日平旦、齋内親王參二入度會宮一、至二板垣門東頭一下レ輿入二外玉垣門一、就二座於東殿門内一、東西各有二一殿一、東殿設二齋内親王座一、左右設二命婦等座一、西殿設二女孺等座一訖、即神宮司執二蘰木綿一入二外玉垣門一、北向而跪、命婦若女孺、出受以奉二齋内親王一、拍レ手而執著レ蘰、神宮司又持二太玉串一、著二木綿賢木一、是名二太玉串一。入二同門一而跪、命婦亦轉奉、齋王拍レ手而執捧、入二内玉垣院門一就二座席一、命婦若女孺、一人陪從。避レ席進レ前、再拜兩段、命婦不レ拜。訖玉串授二命婦一、々々受轉授二物忌一、々々受執立二瑞垣門西頭一、齋内親王還就二本座一、然後禰宜乃著二明衣一、衣冠并用二生絹一。大神宮司著二當色一、並執二太玉串一禰宜立レ前、大神宮禰宜立レ左、宇治内人立レ右。次宮司次幣雜物、并馬、單行陣列、次朝使進入二外玉垣門一、當二内玉垣門一、並皆跪、先使中臣申二詔刀一、次宮司宣二祝詞一、訖物忌内人等、舁二幣帛案一、入奉レ置二瑞垣内財殿一、齋内親王并衆官以下、再拜拍二八開手一、次拍二短手一再拜、如レ此兩遍、既而衆官退出、即使、及宮司以下、向二多賀宮一、齋王不レ向。再拜兩段、拍二短手一兩段、退就二解齋殿一給二酒食一、訖入二外玉垣門一供二倭舞一、先神宮司、次禰宜、次大内人、幣帛使、次齋宮主神司、次寮允以上一人、酒立女一人、持レ柏一人、毎二儛了人一、令レ飲二柏酒一、但伴酒立女、齋王參祭之日、采女供奉、或用二女孺一、不參之時用二禰宜内人等妻子一。次禰宜大内人妻、訖齋宮女孺四人供二五節儛一、次鳥名子儛、十七日參二大神宮一、其儀一同二度會宮一。拜二荒祭宮一、同二多賀宮一。

度會乃宇治五十鈴乃川上爾。大宮柱大敷立天。高天原爾。千木高知天。稱辭竟奉留。天照坐。皇大神乃大前爾。申進留。天津祝詞乃。大祝詞乎。神主部。物忌等。諸聞食止宣。禰宜内人等、共稱レ唯。大神宮、式に、内宮には、禰宜一人、(從六位官)大内人四人、物忌九人、(童男一人、童女八人、)父九人、小内人九人、外宮には、禰宜一人、(從八位官)大内人四人、物忌六人、父六人、小内人八人、他宮には、禰宜なし、大内人二人、物忌父各一人、などなり、さてこゝに、神主部といふは、此禰宜大内人などを指なり。天皇我。御命爾坐。下の神賀に、神王の詔、又大名持命の言には、御孫命としるし、國造が申には、天皇と有、こも宮司が申なれば、かくあるべし。御壽乎。手長乃御壽止。如湯津磐村。常磐堅磐爾。伊賀志御世爾。幸倍給比。此御壽乎の御事、不意出たり、他社とはことにて、皇祖神にしませば、祟みて祭らせらるゝよしありて、次にこそ、御命の事は申べけれ、宮司の言といへども、猶御ことのりをうけて、申めればなり。(伊賀志御世とは、天下に、天皇の御稜威、滿々行れ給ふをいふ例なり、然れば大御壽につゞけて、言の分ち、無はいかゞ。)阿禮坐。生れます也、宇萬の約阿。皇子等乎母。惠給比。百官人等。天下。四方國能。百姓爾。至天。長平久。作食留。食をば、乎須と云ぞ、古言なる、今本の訓は、誤。五穀毛。豐爾令榮給比。護惠比。幸倍

〔物忌〕神社に仕へて祭祀に預かる童男少女を云ふ、童男を宮守物忌又は大物忌、少女を子良と稱す、神宮雜例集に雄略天皇御宇に始まるとなす〔物忌父〕物忌は未だ幼少なるによりこれを介けて宮守地祭酒造驗燒等の事に從事せしむ、伊勢神宮以下の大社にこれを置けり〔今本の訓〕今本、食留を「タブル」と訓す、鈴木重胤は、乎須は下より上に召す由、多夫留は上より下に賜る由にて其義相乖けり今本の訓は誤にあらずと云へり。〔湯津磐村云々〕古祝詞に、「堅磐爾常磐爾齋比奉」とあるより出でし也。

給止。三郡。度會郡、多氣郡、飯野郡の三つは、全くこの大御神へ、寄奉り給へる、神の御縣なり。(神封戸は、此三郡の外に、飯高、壹志、安濃、鈴鹿、河曲、桑名にもあれど、專らなるを擧。○此御縣、御戸、御田、各内宮外宮へ附奉る、わかち有べし、委しく知らず、たゞ其神田の所に、右神田如レ件割ニ度會郡五町四段一(二町四段大神宮、三町度會宮。)令ニ當郡司營種一收ニ穫苗子一供ニ用大神宮三時、并度會宮朝夕之饌一、自餘依ニ當土估一賃租充ニ供レ祭料一、と見えたり。)國々。大和に、十五戸伊賀に、二十戸、志摩に、六十六戸、尾張に、四十戸、參河に、二十戸、遠江に、四十戸、是等を、大神の御厨の戸といふ也。處々爾寄奉禮留。神戸人等能常毛進留。大和の、宇陀郡に、二町、伊賀の、伊賀郡に、二町、伊勢の、桑名、鈴鹿、安野、壹志、飯野、度會、郡々の中に、四十二町一段也、これを大神の大御田とす。御調絲。由貴能御酒。御贄乎。由貴は齋也、凡の御物の料とはことにて、神饌に供るをば、右の神田に作るに、始より齋清まはり、御贄の物も、然して奉る也。如山海置足成天。皇朝の言に、うみやまといふを、から字は、山海と書ぞ例なる、今本に、海山とあるはわろし。大中臣。太玉串爾隱侍天。御使の中臣をいふ、神祇官に仕る故に、大中臣といふ例は、既にいへり、太玉串は、此の祭式の次第に、著ニ木綿賢木一、是名ニ太玉串一、と註せり、その言の下に、大神宮司并執ニ太玉串一、とあり。御使には、玉串を執事見えず、然ればおほくの玉串の中にあるよしにて、玉串に隱れてと、文にいふなるべし、さてこの玉串、齋王の御手にも、とらせ給ふなれば、いと小枝なれど、隱といふは文也、さて玉串は、上つ代には、玉を著て奉る故に、しか云ひ、末の世には、右の如く轉りし也(神代紀一書に、山雷者採ニ五百箇眞坂樹八十玉籤一、野椎者採ニ五百箇野篶八十玉籤一、云々、との上に、造レ鏡、造レ幣、造レ玉事ありて、かく有は、かの天香山の坂木の、上中下に、右の三つを、著たるをもいふべし、また萬

〔三郡〕もと一郡の神領なりしが、孝德天皇の御宇に分ちて、度會多氣二郡と爲し、天智天皇三年、多氣郡を割きて飯野郡を置きし也。

〔神田〕祭祀修造の用途、社司の俸祿に充つる爲め神社の所領せる田地也仲哀天皇九年に始まる。

〔御厨の戸〕御厨はもと御供を調進する屋舍を云ひしが後ち御厨のある土地の名に移り、遂には神領にして、御厨の用に供する土地の稱にも用ひらる。

〔御調絲〕大神宮式に「太神宮赤引絲四十約木綿大七斤麻大十二斤」とあり。

葉に、竹玉を、繁に貫垂、ともよめるを、こゝに合せおもふに、別に榮木の枝と、小竹に、玉を著る事有しを知、然れば上つ代には、玉を著故に、玉串といひし也、後世に、木綿のみを著るをいふは、轉なり。」

今年六月十七日乃朝日乃豐榮登爾稱辭申事乎。十六日に、外宮にては、日を換て唱るなり。

神主部。物忌等。諸聞食止宣。神主部。共稱レ唯。荒祭宮。月讀宮爾。如是久申進止宣。神主部。亦稱レ唯。荒祭云々へ、御使及宮司以下、向て拜はあれど、詔刀はこゝにて申のみと然見ゆ、れば内宮の神主部、此稱唯をなす、外宮の多賀宮、これにおなじ。

○九月神嘗祭

大神宮式に、九月神嘗祭、但朝廷幣數、在二内藏式一。大神宮御衣三疋、稱宜預五月收二封戸調糸一、潔齋所二織備一。云々、式に、又云、米三石三斗、酒米十石、雜供料米廿五石鹽一石、神酒廿二缶、諸國以二神税一釀造て、貢る事見ゆ。小税、二百三十束、以レ把爲レ束云。大税、一百八十束、以二五把一爲レ束云。斤税、一千二百廿二束、斤は片鐵此外種々あり、度會宮、同祭に、御衣二疋、云々同レ上。云々同レ上、小税、二百廿束、大税、八十束、斤税、八百束、此外其數は減めれど、皆そなはれり、兩宮攝社にも、各進るもの有、かくて左に曰、右月十六日、祭二渡會宮一、十七日祭二大神宮一、禰宜大内人、各著二明

〔月讀宮〕儀式帳に「月讀宮祭行事、四神殿在、西宮二殿、一殿伊佐奈岐尊靈一殿伊佐奈美尊靈東方二神殿在之中一殿坐月讀神、一殿坐同神荒魂」とあり、月讀宮は此四殿の總稱也。

〔九月神嘗祭〕天皇新穀を以て作れる御酒と神饌とを伊勢大神宮に奉らせ給ふ祭、大神宮三時祭の一也、尚ほ九月を「ナカツキ」と訓むは稻熟月（イネアガリツキ）の約と云ひ（本居宣長）、或は稻苅月の約と云ひ（平田篤胤）、或は夜長月の意と云ふ

〔神税〕神田の田租を云ふ。

〔兩宮攝社〕内宮の攝社廿四座、外宮の攝社十六座あり

衣ハ分ニ頭左右ハ宮司立レ中、次使忌部捧レ幣、次馬、次使中臣、次使王、入就ニ内院版位ニ

使中臣申ニ詔力ニ亦神宮司宣ニ祝詞ニ餘儀同ニ月次祭ニ

皇御孫能（能は、下の例によりて、加へつ、又下の開ニ擶居ニ祭、その外の例をおもふに、皇御孫命能御命と有べきに、こゝと次に、かくあるは、命一つ、落しならむ。）御命以伊勢能度會。五十鈴河上爾。稱辭竟奉流。天照坐皇大神能。大前爾申給久。常毛進流。九月之神嘗乃。大幣帛乎。某宮某位。某王。中臣。某宮某位某姓名乎爲使氐。忌部弱肩爾。大襁取懸氐。持齋理。令捧持氐進給布御命乎。申給止久申。

○豐受宮同祭

天皇我（右の五十鈴の宮にては、皇御孫とも、山田原にては、天皇と宣せらるゝは、此頃に至ては、豐受皇神として、祭給ふ故とも云べけれど、上の詔刀どもに、しか分てるよしも見えねば、此詔刀言書る時々の、違のみならん。）御命以氐。度會能。山田原爾。稱辭竟奉流。皇神前爾。申給

〔某宮某位某王〕太神宮式に、「凡神嘗祭幣帛使取ニ王五位已上卜食者ニ充之」とあり、續日本紀に、「天平二年閏六月甲午制奏ニ幣伊勢太神宮ニ者卜ニ定五位已上ニ充レ使不レ須ニ六位已下ニ」と有るは此五位以上を卜定し給ふ始なるべし。

〔豐受宮同祭〕太神宮式九月神嘗祭條に「右月十六日祭ニ度會宮ニ十七日祭ニ太神宮ニ」とあり、又、「度會宮四座、多賀宮一座、右二宮祈年月次神嘗等祭供レ之、度會宮所攝十六座右諸社並預ニ祈年神嘗祭ニ」とありて、三節祭の中に此祭の最重き事凡て太神宮の例と異ることなし

久。常毛進留。九月之神嘗能。大幣帛乎。某官。某位。某王。中臣某官。某姓名乎爲使氐。忌部弱肩爾。大襁取懸持齋波理。令捧持氐。進給布御命乎。申給止久申。

○同神嘗祭

是は既にいへる如く、大神宮司の宣る、祝詞也、然れば、其事註すべきを、後に落たるにや。

度會乃。宇治能。五十鈴乃川上爾。大宮柱大敷立。こゝに氐と有は、わろし。高天原爾。千木高知天。稱辭竟奉留。天照坐。皇大神乃大前爾。申進留天津祝詞乃。大祝詞乎。神主部。物忌等。諸聞食止宣。禰宜内人等ヲ共稱シ唯天皇我御命爾坐。御壽乎。手長乃御壽止。如湯津磐村。常磐堅磐爾。伊賀志御

〔大幣帛〕内藏寮の御幣と神祇官より供進すると二種也

〔大神宮司云々〕上代より中臣の申も宜もせしを、後に此詞の出來てより式文の定の如く、中臣は申し、宮司は宣ることゝなれる也。

〔申進留〕儀式九月十一日奉二伊勢太神宮幣一儀に、好申天奉禮、と大御命宣し給へるを指す

〔常磐堅磐云々〕建久行事記に、「常石堅石爾伊波比與佐志給比伊賀志御世爾恤幸給比」とあり、六月々次祭も此例也、儀式帳にこれと同じ文を載せたるも、行事記の如くなるは古より然か言傳へしなるべし。

〔天下四方云々〕行事記には「天下四方國乃人民乃作食留五穀乎豐稔爾想幸給止」とあり、然れど神嘗は其御守護により成れる新穀を奉る儀なれば、豐稔云々は蛇足なるべし。

〔千稅餘五百稅〕行事記に、千稅餘八百稅とあり、共に唯數の多きを云へるに過ぎず。

〔公田〕位田、職田、賜田、口分及び墾田等を除きし外の田を云ふ、大化改新の時古來の私田を悉く公田とせしも、詳細の規定傳はらず、文武天皇大寶令を制定して始めて公私田の制を立てたり、後世莊園の增加につれ公田逐年減少せり

世爾。幸倍給比。阿禮坐皇子等乎。惠給比。百官人等。天下四方國乃。百姓爾至天。長平久。護惠美。幸比給止。三郡。國々。處々。上に見ゆ。寄奉禮留。神戸人等能。常毛進留。由紀能御酒御贄。懸稅。千稅餘五百稅乎。稅の本をいはゞ、賦役令義解に、凡官稻之源、出レ自二田租一、卽分爲レ三、一曰二大稅一、二曰二粗穀一、三曰二郡稻一也、此稅は、一國一國に、貯置也、たとへば十五萬束の稻を、民に割付て貸、その元を、大稅といひて、每年に不レ動おく也、さて貸たる利を取て、京へ上る、是を粗穀といふ、粗にて上る故の名也、右の大稅を、出田力といふは、春百姓のかりて、田を耕す、力とするよし也。（養老四年三月紀に、令二諸國一每年春初、出レ稅貸二與百姓一、繼二其產業一、至レ秋熟後、依レ數收二納其稻一、云々是也。）然るを神田の稻を貸ことはなけれど、こゝには、公田の稅の名を借て、書しのみ、さて既に前條に、大神宮式を引が如し、五十鈴の宮に、小稅二百三十束、大稅一百八十束、片稅一千二百二十二束、とあれば、如二横山一積置べし、それを懸稅といふ事、いぶかしくて、伊勢人に問に、此祭には、新稻の穎をつかねて、竹に著て、數多進るといへり、さらばその懸て奉りしを、大前に立おくをも、如二横山一といふべし、古きもの語文などにも、此事あり、又田舍にて、新稻を小竹の末に著て、初穗とて奉る事あるも、是に似たり。如横山久。置足成天。大中臣。大玉串爾隱侍天。上に云り。今年九月十七日。朝日豐榮登爾。豐受は、十六日ちふこと、略て註さず。天津祝詞乃。大祝詞辭乎。稱申事乎。神主

〔齋内親王〕略して齋王とも申す、天皇歷代毎に、伊勢大神宮に差遣して奉仕の任に當らしめ給ふ皇女或は女王を稱す。
〔野宮〕齋王は先づ宮城内の初齋院に御座し、翌年八月更に城外の新宮に移り給ふ、この新宮を野宮と云ひ、この宮に御移居中は朔日毎に木綿鬘を着け齋殿に入りて大神宮を遙拜し潔齋せらるゝ也。
〔天武天皇云々〕同二年大來皇女齋宮に入り給へる時也
〔元正天皇云々〕靈龜元年久勢女王齋宮入御の時也。
〔聖武天皇云々〕養老五年第一皇女井上内親王齋宮に入り給へる時也。

部。物忌等。諸聞食止宣。爾宜。内人等。稱レ唯。荒祭宮。月讀宮爾母。如是申進止宣。
神主部。
共稱レ唯。

○奉レ入ニ齋内親王一時詞　進ニ神嘗幣一詞。中畢卽申也。

今本に、齋内親王奉レ入時、進ニ神嘗幣一詞、中畢、次卽申云、辭別、云々、とつゞけて書しは、後人のわざと見ゆ、仍て字を置なほしつ。○齋王、あらたまり立給ふ時は、九月の初の間に、齋宮へ下り着まして、この神嘗祭に、初て仕奉り給へり、故に神嘗祭奉る詞に次で、此詞は申させ給へり、さて齋王に立給ひて、初め野宮に坐事三年、その三年に當る八月の末に、京を立まして、九月のはじめに、伊勢へ至り給へる事、後の記どもに見ゆ、入給ふ日は、卜へて定む、仍て朔日、或は四日なども有し、されども是は後の定めにて、古へ天武天皇の御時は、十月、元正天皇の御時は、四月、聖武天皇の御時は、九月ぞ、伊勢の齋宮へ入給ひし。

〔泊瀨に云々〕天武紀二年の條に、「夏四月丙辰朔己巳、欲レ遣レ侍二大來皇女于天照大神宮一、而令レ居二泊瀨齋宮一、是先潔レ身稍近レ神之所也」とあり卽ち野宮の初め也、泊瀨は、大和志に、「城上郡泊瀨齋宮、古蹟在二泊瀨氣比坂下一」と見ゆ

〔御杖代〕行旅には必ず杖に倚賴す、故に皇大神の朝廷を離れ給ひ他國に行幸ましますに供奉せしめ給ふ皇女を、大神の御杖の代と云ふ也

〔倭笠縫邑〕其地今明かならず、されど倭は一國の倭にあらず、古へ城上城下二郡をかけて大倭邑と名づく、此内ならむと云ふ

辭別氐申給久。上に詞有て、次でかく擧いふ事、既に多し。齋内親王乎波。仍恒例。これは、仍例二字にてあとのまゝに、と唱ふるぞ、古言なるを、後に掛くなりしなり。三年齋比清麻波理氐。右にいふが如し、さていにしへ、大和の都にては、泊瀨に、初めの齋宮はありき、山城の都となりては、野の宮なり。御杖代止定氐。進給事波。垂仁天皇紀（小書）に、以二倭姫命一爲二御杖代一貢二天照大神一、新撰姓氏錄に、山猪子連等、仕二奉上宮皇太子御杖代一、などあり。皇御孫之尊乎。祝詞には、古のまゝに、命の字を書しを、こゝにのみ、尊の字を書しは、いかに、日本紀に、尊の字を分て用ゐしは、漢文をうつして、字を目じるしとせし也、今は皇朝の文なれば、古事記にならひて、命とこそ書べかりけれ。天地日月止共爾。堅磐爾。かきはに、とのみいふ言はなし、此上に、常磐爾の三字を、脫せしものならむ。平氣久。御座坐志米武止。おはしましは、御坐の二字にて、足れば、他皆しかり、こゝには、座の字あまれり。（このおましは、御席也、ますは、申を略る言にて、申とは、崇めたる言也、それをいにしへより、略てましとのみもいへるに、御座とも、書を見て、おはしますと書時はとて、御座坐と書しもの也、此外にも、辭の道に違へる多きは、いかなる時の詞にや。）〇崇神天皇六年の紀に、先レ是天照大神、倭大國魂二神、並祭二於天皇大殿之内一、然漸畏二其神勢一、共住不レ安、故天照大神、託二豊鍬入姫命一祭二於倭笠縫邑一、云々、此後垂仁天皇の御時、倭姫命につけて、齋奉らせ給ふも、他の故はなし、然ればそのもと、大御神を、崇み畏み給ふ故に、齋王は奉り給ふ也、今こゝにそのよしはなくて、直に天皇の御代、御壽の御祈の爲に、齋王も仕奉らせ給ふらふ、言のみあるは、こと違にあらずや、上の伊勢の御祭の條にも、此事違へれども、此條は、ことにそのはじめの故よしを、申奉らせらるべき也。御杖代止。進給布御

命乎。始め天皇、大極殿に、おはしまして、齋王を出し立ます時の御命、くさ〲あれど、こゝはそれなかれて見るは、わろかるべし。大中臣。御使の中臣なり。茂桙中取持氐。茂桙に、嚴矛也、さて矛は、柄の中らを、握持なるをもて、神と君との御中を、事宜く執なし申に、たとへたる言也、既にもいへる如く、舒明天皇紀に、大臣所レ遣群卿者、(大臣は、蘇我蝦夷、群卿は、阿部、中臣、紀などの、八氏の人也、)從來如二嚴矛一(此云二伊簡之保虛一)取中事而、奏請人等也、故能宜二自叔父一、云々、かくて中臣の、神に仕らる、神と君の、中取よしにて、中つ臣といふ名はあり、都於の約登恐美恐美申給久止申。齋王の御事は、齋宮式、また記錄どもに多く見ゆ、依て略けり。

○遷二奉大神宮一祝詞　豐受宮准レ此。

凡大宮、二十年一度、造二替正殿寶殿、及外幣殿一、度會宮、及別宮、諸社、造二神殿一年限准レ之。皆採二新材一構造、自外諸院新舊通用、宮地定二置二處一、至レ限更遷。其舊宮神寶、遷二收新殿一云々、凡大神宮、年限滿、應二修造一者、遣レ使、使判官、主典、各一人、使判官任二中臣忌部兩氏一。但孟冬始造レ之、神宮七院、社十二處、朝熊社等、十二社也。さて此度山口神祭、採二正殿心柱一祭、攝社地鎭祭、造二船代一祭、營二造神寶幷裝束一使など、種々の事は、式にくはしければ、こゝに略けり。

〔蘇我蝦夷〕馬子の子、推古天皇の時大臣となり、舒明、皇極の朝に仕ふ、皇極天皇四年其子入鹿と共に誅せらる。

〔朝熊社〕伊勢國度會郡宇治鄕朝熊村の北に在り、小朝熊神社又は鏡宮とも云ふ、祭神は櫻大刀自神及び苔蟲神、朝熊水神也。

〔神宮七院〕太神宮荒祭、伊佐奈岐及月讀、瀧原及同並宮、伊雜、度會、多賀也。

〔社十二處〕儀式帳の小朝熊、薗相、鴨、田邊、蚊野、湯田、止由氣宮儀式帳の月讀、草奈支、大間國生、及び神名式に出でたる、多氣郡の諸社三處を合せ云ふ。

〔皇御孫〕出雲本、皇御孫命に作る。〔廿年爾云々〕雜事記に、「天武天皇朱雀三年乙酉九月廿日依ニ左大臣宣一奉レ爲伊勢二所太神宮御神寶物等一差ニ勅使一被レ奉レ送畢、宣旨狀偁、二所太神宮御遷宮事廿年一度應レ奉レ令レ遷御一立爲ニ長例一也」と見えたる此御例ぞ天地と共に彌遠長に傳へきつ給ふが故に、「常乃例爾云々」とは申す也。〔五十四種〕御裝束物の並の寶物と共に計上せる數也。〔官掌〕太政官辨官の下に在りて、訴人の通傳、使部の檢校、官中に宿當し、廳井に禁中の雜役に供す官、定員各二人あり。

皇御孫能御命乎以氏、皇大御神能大前爾申久。常乃例爾依氏、廿年爾一遍比。大宮新仕奉氏、雜御裝束物五十四種、神寶廿一種乎、此

御裝束、神寶、みな式に委し。(はたつ、いそつなどのつは、物と物とを分つ辭也、このつを、ちに轉して、はたちまり、いくつ、みそちまり、いくつ、ともいへり、かくつとも、ちともいふは、おなじ儀なるを忘れて、三十字一字などの意とおもふは、ひが言也、且みそつまり、四十つまり、といふべきを、ちといひ、且そのちを濁るも、共に音便なり。)

儲備氏、祓清賣(など)宮村

る、山口祭の時より始て、度々の祓有、殊に御裝束を奉る前には、大裏を初めて、京城、近江、伊勢、また大神宮にても、御使立て、はらへの事あり。

預仕奉辨官某位姓名乎差使氏、

是は造宮使の外に、右の御裝束、雜物を送奉る御使に、辨の大夫一人、史一人、史生一人 宮掌一人、使部二人、大政官より出立なり、神祇官よりも、史、史生、神部、卜部等をして、部領し送奉る也、又は九月十四日に、造ニ齋宮一會宮へ十五日夜徙ニ御像一(御船代をいふ)同日縫ニ餝大神宮一十六日奉レ徙ニ御像一。

進給狀乎申給久止申。

有の伊勢の條に、よく調たる詞は聞えず、是こそいといにしへよりも、有ぬべきに、後世、今の京このかたの文のみなるは、いぶかしき事也、恐らくは古への文失て、後に假

〔遷ニ却祟神ニ祭〕霹靂或は疫癘の時に當りて、其荒ぶる神靈を外に遷し出さしめ内なる天氣を攘ひ逐ふ祭也。〔古へは云々〕鈴木重胤の講義に、「天之高市は天國の中にて諸神の集會ひ給ふ域を云ふなり云々、高市の高は平地の高き處を云へり、考に、云々、と云れたるは麁説なり、高市とは大宮所の謂に非ず、物の集り會ふ義に取て云ふなり、高を稱言と云事更に由なし」とあり。〔泊瀬朝倉宮〕雄略天皇の皇居にして今大和國磯城郡初瀬の郷にありき。〔新嘗宮〕紀に、「聞ニ看大嘗ニ之殿」とあるこれ也。

に作られしにや。

○遷ニ却崇神ニ祭詞

今本に、祭詞の字なし、理によりて補へり。

高天原爾神留坐氏。事始給志。事始給ふといふ時は、神留を、かむとゞまり云々、と訓ては聞えず、然れば續日本紀に、神積坐ちふ積は、借字にて、あつまりを、略き轉せし言也けり、其時は、高御産巣毗、神産巣毗より、天照大神までの、皇祖神たちの、集ひ給ふちふ意也、こゝの言、いと始に、神留坐と有ところにいひつ。神漏岐。神漏美能命以氏。此事、既出。天之高市爾。古へは、大宮所を、高市といへり、高は、ほめ云言、市は、天の下を、つどへらるゝよし也、古事記に、泊瀬朝倉宮の皇居の御歌に、夜麻登能、許能多氣知爾、古陀加流、伊知能都加佐、爾比那閇夜爾、游斐陀氐流、波毗呂、由都麻都婆岐、ちふは、高市のつかさと、かされの給へるにて、卽宮所の事也、宮所と、市とを、分ていへるも、はやき世よりの事ながら、こゝによみ給へるは、いまだ分ちいはぬ上つ代也、又泊瀬は、城上郡なれば、高市郡の事にはあらざる也。（大和國、高市縣といふも、古へ宮所にゆゑあるにぞあらむ、○やまとの、此高市に、木高くて有、市の司といへり、司とは、高き所ないふ、次は、新嘗宮に、生立る、葉廣、五百津眞椿、といふ也、此にひなべやは、閇、と賣と通ひて、新嘗宮といふ言也、後世は、心得誤れり。）八百萬神等乎。神集集給比。神議。議給氏。我皇御孫之尊

〔尊の字云々〕鈴木重胤の講義に、「美許登に尊字を書く事は古は無かりし事なれども書紀に書始られてより後は此を書くも常の事にて其も何か苦しからむ」と有り。

〔荒振神等〕此國に素より住める諸神の、天神の詔命を奉らず、己がまゝに荒び居るを云ふ。

〔大背飯三熊大人〕紀に「亦名、武三熊之大人」とあり、此神の亦名を、天夷鳥命、武夷鳥命、武日照命などと申せり。

〔天若彦〕天津國玉神の御子也。

〔返言不申〕紀に、「來到卽娶ニ顯國玉之女子下照姬ニ因留住之曰、云々、遂不ニ復命ニ」とあり。

波。この文、おほくは、古へぶりなから、尊の字を書しからは、和銅の初めに書しならむ、もし此字は、後人のさかしら歟。豐葦原能。水穗之國乎。安國止平氣久所知食止。天之磐座放氐。天之八重雲乎。伊頭之千別支爾千別氐。道別を略きいふよし、既にいへり。天降。所寄奉志時爾、誰神乎。先遣志波。水穗國能。荒振神等乎。神攘攘平氣牟登。神議議給時爾。諸神等。皆量申久。上の議は、から國ぶりに書、下の量は、皇朝の言を、專らとして書つ。（皇朝にはかるといふ事は、手を以て、物を量がもとなり、それを轉して、目もてはかり、言もてはかるをもいへり、そは上下の言にて、明らかに分るめり、から國にては、それをこと〴〵に、字を造りて、目じるしとせり、故に皇朝の書には、惣てそのもとに、當る字を何處にても、用ゐるぞよき、日本紀は、からぶりにせんとて、書る故に、人まどひて、古意を失へり。）天穗日之命乎。遣而平氣牟止申支。この命は、須佐能男命の、御子なり。是以。天降遣時爾。此神波。返言不申氐。次遣志。健三熊之命毛。隨父事氐。父は、穗日命、事は、言なり。返言不申。神代紀に、以ニ天穗日命一往平レ之、然此神佞ニ媚於大己貴神一、比ニ及三年一、尚不ニ報聞一、故仍遣ニ其子大背飯三熊大人一、此亦還順ニ其父一、遂不ニ報聞一ちふを以、こゝにはいへり、されども、此事には考有、神賀詞にいふを、むかへ見よ。又遣志。天若彦毛。反言不申氐。高鳥殃爾依氐。

立處氐。身亡支。此高つ鳥は、名無雉をいへり、上に高津鳥といへるは、種々有也。　是以。天津神能御言以氐。更量給氐。經津主命健雷命二柱神等乎。天降給氐。荒振神等乎。神攘攘給氐。語問志磐根樹立艸之片葉毛語止氐。皇御孫之尊乎。天降所寄奉支。神代の傳言を、いと略きいひしかど、ほどよく略しかば、理も聞え、既にいへる詞どもは、餘りに略に過て、理りなき所有、後世こゝろには、今更かくいはんも、煩はしくて、略したるべけれど、古ゐる事なれば、いく度もいふにこそ、古き手ぶりは見ゆれ、略き過しては、俗に落るを、おもはざるない。　如此久天降所寄奉志四方之國中止。大倭日高見之國乎。安國止定奉氐。こゝの句ども、大祓の詞に、全く出て、そこに考もいへつ　下津磐根爾宮柱太敷立。高天原爾千木高知氐。天之御蔭日之御蔭止仕奉氐。仕奉の上に、美頭乃御在所、ちふ言有べきを、こゝには略きて、次下にいふも文也。　安國止平久所知食武。皇御孫之尊乃天御舍之内爾坐皇神等波。荒備給比。健備給比。祟給事無志氐。高天之原爾始志事乎。神奈我良毛所知食氐。神直日大

「名無雉」紀に、「乃遣二無名雉一往候レ之、此雉降來、因レ見二粟田豆田一、則留而不レ返、故復遣二無名雌雉一、此鳥下來爲二天稚彥一所レ射中二其矢一而上報」とあり。

「經津主命云々」紀に、「是後高皇産靈尊更會二諸神一、選下當レ遣二於葦原中國一者上、僉曰、磐裂根裂神之子、磐筒男磐筒女所生之子、經津主神是將レ佳也、時有二天石窟所住神稜威雄走神之子甕速日神、甕速日神之子熯速日神、熯速日神之子武甕槌神一云々、故以副二經津主神一、令レ平二葦原中國一、二神於是降二到出雲國五十田狹之小汀一云々」とあり。

〔山川〕山と川也、山の川に非ず。

〔丹波道主王〕崇神天皇十年、丹波に遣はされたる四道將軍の一人也。古事記に「日子坐王、娶近淡海之御上祝以伊都玖、天之御影神之女、息長水依比賣、生子丹波比古多々須美知能宇斯王」とあり、美知能宇斯は即ち道主也。

〔見明物〕鏡は向ひ見て拜むものなるが故に云ふ。

〔射放物止弓矢〕萬葉集に「引放箭繁計久」とある如く弓を引き放ちて物を射るを云ふ。

〔米爾毛〕本居宣長いはく、米は例なし、汁字を誤れるなり」と見えたり。

直日爾直志給比 この理りを、いひあきらめむとて、上に天津神社の詔、云々の事どもを擧いひたるに、文意よろしき也。○孝徳天皇紀の詔に、惟神、惟神者、謂隨神道、亦自有神道也、我子應治故寄、是以、與天地之初、君臨之國也、また萬葉に、神隨、神佐備世須等、とおほくよめり、御神におはすがまゝに、ちふ言也、こゝはそれを本より神におはする皇に、更に申よしにいへり、ながらちふ言、後世人のおもふとは異にて、いにしへは、そのまゝちふ言にのみいへり。○神直日云々は、上の大殿祭の詞にいへり。

自此波四方乎

見霽山川能清地爾遷出坐氐、光仁天皇紀の詔にも、見行、弄賜、山川能、淨所者、ちふ言あり。宇須波伎坐

世止。 この言は、古事記に、問二大國主神一、云々、汝宇志波祁流、葦原中國者、云々、萬葉に、宇志播吉伊麻須、蕎能、大御神等、また字を借ては、牛掃、牛吐なども書たり、こゝに宇須と有こそ、皆かよへり、かくて言の意は、丹波道主王と申を、美知宇斯王とも書たるをむかへて、宇志は、主の意なるを知、波伎は、業也、萬葉に、山吹を、山振と書、芽子を、波利ともよめる如く、伎と利を通しいふ事、常也、然らばこゝは、山川を、主業坐ちふこと也。

進幣帛者、明妙。照妙。和妙荒妙爾備奉氐、見明物

止鏡。翫物止玉。射放物止弓矢。打斷物止太刀。馳出物止御馬。 上に御鏡、御弓などもいひ、又御となきもあり、中に馬には、みな御といへるは、御往の何故歟、また何となく、是にのみ御と、いひならひし歟。

御酒者、甕戸高知。甕腹滿雙氐、米爾毛穎爾毛。山爾住物者、毛乃和物。毛能荒物。大野原爾生

物者。甘菜。辛菜。青海原爾。住物者。鰭廣物鰭狹物。奧津海菜。邊津海菜爾至萬氐。横山之如久。八物爾。置足氐。奉留宇豆之幣帛乎。八物は、八取机物ちふ事、古事記にも、他にも有、そを略て、八物と書たり、されどやつものとのみ訓ては、たらはねば、やとりのものとよみつ、且それは多くの獻物、食物などを、數々の机に置て、獻るをいふ、萬葉に高坏に盛、机に立てとあるは、食物なり、他は直に、机にもおくなり。皇神等乃。荒ぶる神たちを、和し平て、罷らする故に、種種の物を進り、皇神とあがめもいふなり。御心毛明爾。荒る時は、心くらく、和める時は、心明らか也、安幣帛乃。足幣帛止。平久聞食氐。祟給比。健給事無久氐。山川乃廣久。清地爾。遷出坐氐。神奈我良毛。鎭坐世止。稱辭竟奉止申。今本は、良の下に、毛なし、例によりて加へつ。○かゝる荒健祟も、かのいざなぎの命の、生ましゝ、八十枉日の神の、中ならむ。

○遣唐使時奉幣

こゝにも、詞か、祭の字落て、奉幣の字は、後に添たるならん、臨時祭式に、開遣唐舶居祭、住吉社。と有に同く有べき也、今は字の置様、式の體ならずして、且理りも、明ら

〔八物〕本居宣長の説に、「八字は几（ツクエ）を誤れる也、几物は机代物と云ふに同じ」とあり、また、鈴木重胤氏の講義に、「考に八を夜登理と訓し、云々、八取と云ふ事は物に所見たる事なし、百取とこそ有れ、其上八取机とこそは云ひも爲べけれ、八取物爾と云ては理聞えず」とあり。

〔唐使〕卽遣唐使也佛教の傳授、諸種の文物制度の輸入のため上古支那唐朝へ遣したる使を云ふ、孝德天皇白雉四年小山上吉士長丹を遣唐大使とし、小乙上吉士駒を副使となし唐に遣はせしより宇多天皇に至る迄存す

〔小野妹子〕大日本史に「小野妹子、天帶彦國押人命六世孫、米餅搗大使主命之後也、家ニ近江滋賀郡小野村一、因爲レ氏、仕ニ推古朝一、位大禮、十五年爲ニ遣唐使一、鞍作福利爲ニ通事一、隋人呼ニ妹子一曰ニ蘇因高一、居歳餘而還云々」とあり。〔唐太宗〕太宗文武皇帝也、唐の第二世、姓は李、名は世民、高祖の次子也、高祖の後を承け在位二十四年にて崩ず。〔光武帝〕後漢の世祖也、十八史略に「名秀、字文叔、長沙定王發之後也、云々、欽生ニ秀於南頓一、有ニ嘉禾一莖九穗之瑞一、故名」とあり。

かならぬ也、既に右の齋内親王奉レ入時云々、遷ニ却祟神一などの條にいふ如く、所々の字の亂たるを、後にかくは書なせしなるべし、さて同式に、開ニ船居一時、神祇官差レ使向レ社祭レ之、と有是也。〇船居とは、湊に船をとゞめ置所をいふ、續日本紀に、播磨の國の某が、船居の地を奉りて、位を賜りし事もあり、さて開ニ船居一とは、初めてその湊を、榜出るをいふ、萬葉に、朝開(あさびらき)してこぎ行など、多くよめるを擧て、冠辭考に委しくいひつ。〇異國へ御使つかはさるゝ事、推古天皇十五年の紀に、大禮小野の妹子遣ニ唐國一、と有、この時いまだ唐の世ならねば、唐と書しは誤れり、舒明天皇二年にも、遣されしは、唐の大宗の時也、是より先後漢光武帝の時、日本の使ありし事後漢書に見ゆれど、皇朝の紀には漏たるにや、見えず、かくて寬平の頃より、此事とゞめられしこそ、うべなれ、御使の事はさらにて、惣て異國の船の往來は、いと益なくこそあれ。(藥を、かしこのならで、かなはずと思ふは、なまなまなる人のわざ也、萬の物、その地の物もて、やしなはぬやはある、人も田舍にては、地に出るものしてのみやしなふを、中々長命は、いなかにこそはあれ。)

皇御孫尊乃。御命以氐。尊と書しからは、是も奈良の朝、こなたの文なり。 住吉爾。稱辭竟奉留。今本、稱の字

なきは、落し物也、仍て補つ。(住吉は、須美の延ちふかなはありて、須美與之ちふ言はなし、吉を古へは、延といへり、古事記に、御吉野を、美延志能、日吉を、日枝、萬葉に、住吉を、墨江と書を、むかへ見よ、然るを今の京となりては、誤りて、すみよしと、歌にもよむは、ひがことなり、すみのえといひても、歌に轉しては、すみよき意ともすべきを、後世早くより、この古言を失へり、又住吉舊事てふ物の說はとらず、後の附言也。)

皇神等乃前爾申賜久。 是は神代紀に、伊弉諾尊筑紫檍原に、身滌して生給ふ、底筒男、中筒男、表筒男、三神也、さて神功皇后、新羅より歸ります時、此三神の誨に依て、穴門山田邑に、その荒魂を齋奉らる、その明年、皇后の御船、攝津國、牟古水門に、入給はむとするに、御船回て不レ進とき、此三神誨給はく、吾和魂居ニ大津渟中倉之長峽ー、使ニ因看ニ往來船ー、於レ是隨ニ神教ー以鎭坐焉、則平得レ度レ海、と紀に云り、此大津は、即萬葉に、住吉の、三津に船のりと、遣唐使の事をよめる、同じ津也。(長峽は、今難波より、住吉へ行道の、左の方に、長く岡のつゞきてある、是をいふべし、さてある人、住吉の社は、後に今の所に、齋かへしものぞといへり、げにさもぞ有べき、且いにしへの、墨江の大津などは、今畑となりぬ。)〇神名式に、攝津國住吉郡、住吉坐神四座、(名神大、月次、相嘗、新嘗、)とあり、是は其後神功皇后を齋奉りて、四座といへり。

大唐爾。 唐法を受るにあらぬに、大と貴ぶは、奈良人のひが言也、民の疑ひて、我天皇を輕しむるわざぞ、神に申事に、上ノ代にならひていへば、たとひ大唐と書ても、もろこしと訓からは、大は無用の字なり。

使〇者歟 **遣**止。左牟 **爲**備 **依船居無**氐 **播磨國**與利 **船乘**止 **爲**氐 **使者遣**止。佐牟 **所念行間**備 上の使は、遣唐使也、下なるは、播磨の船居の所へ、船等の事をおほする、御使を遣さむといふならん、さなくて、上と同じ遣唐使ないはむには、舟のらまとして、使者遣んちふ言、つゞかざる也。〇上の使の下には、者の字、落しなるべし

(檍原)檍は日本紀私記に「阿波木、今按又橿木一名也見ニ爾雅ー」とあり。又、古事記傳に「檍原、松原、檜原、柳原、柞原などの類にて、たゞ此木の多く生ひたる地を云るなるべし」と見えたり。

(神功皇后)神功皇后紀に「氣長足姫尊、稚日本根子彥大日日天皇之曾孫氣長宿禰王之女也母曰ニ葛城高額媛ー、足仲彥天皇二年立爲ニ皇后ー」とあり。

(住吉の社)攝津國住吉郡住吉村に在り。表筒男命、中筒男命、底筒男命の三神、後に息長帶姫命を加へて四座とす。神功皇后の御宇始めて社を造り鎭め奉る。

「今昔」今昔物語の書、平安朝なる頃、文を以て和漢古今の雑話を集錄せるもの、凡て六十卷なり。

「行基法師」の事は續紀に「行基法師は俗の姓は高志氏にて和泉國大鳥郡の人、百濟國王の後裔なり、天智帝七年に誕生せらる」云々、「菅原寺の東南院に於て右脇にして寂せり、年は八十二也」とあり。

「安康」第二十代の天皇、書紀に雄朝津間稚子宿禰天皇第二子也とあり。

「天平五年」云々、天平五年は聖武天皇の御代にて、此の年は四月遣唐使比廣成にて、五年四月に發し、六年三月歸る。

皇神命以(スベカミノミコトモテ)船居(フナスヱ)波吾作(ワレツクラ)牟(ム)と宣(ノリタマ)ひ。作を、今本佐に誤りぬ、次の言によりて改む。教悟給(ヲシヘサトシタマ)ひ支。教悟給(ヲシヘサトシタマ)比那我良。是も既に云、隨神の、ながらにひとし、教給ふまゝに、ちふ事也。船居作給(フナスヱツクリタマ)へ波。此船居せんこと、難波の湊、塞れる事有て、難波の津より、援せんとはかり給はするに、(俗見の法實、此皇宮の、御さとし有て、忽難波津ひらけし時の事と見えたり、凡昔の事あること、諸國にも多く、其中に今昔物語に、行基法師難波江に行て、云々を見て令圖、船津を造り、法を說て、人を教化すといふ事有、三代實錄に、近江國、天智帝御名の法の、實錄に、其地の、角道比古神の、國府六放に、神使を授られし事も有、さてこの詞のさま、奈良の朝に此事有て、御祭も有しと見ゆるを、續日本紀に見えぬは、もれたる歟、又神の命には、奈良より上つ代の事なるを、後にかくたゝへ申賀、文のさまは見えず。

悅已(ヨロコビ)喜(ヲ)志(ミ)禮代(ヰヤジロ)乃この言、次の神賀詞に、神禮白(かみのゐやじり)、臣禮白(おみのゐやじり)といひ、續日本紀の、伊勢大神宮への詔に、禮代(ゐやしろ)の、大幣とも有、その外にも見ゆ、古事記に、(安康條、)並取其禮物之玉、さてゐやは、ゐやまひかへり申す事、代は、その禮の物實をいふ、崇神天皇紀に、取倭香山土、裹領巾頭而禱曰、是倭國之物實反之、これ等也、さて紀の言葉よりも、神賀に古ければ、それに自ら有によりて唱へ、且謂るは、音便也。

幣帛(ミテグラ)乎(ヲ)宮(ミヤ)

位姓名(ニ)令捧賚(ササゲモタ)氏(テ)進奉(タテマツラ)久(ク)と申(マヲス)。こは御使の宣る詞也、又この時、住吉の祝部(はふり)が、申す祝詞も有つらむ、萬葉十九に、天平五年、遣唐使に、賜する時の歌に、住吉(すみのえ)に、伊都久祝(いつくはふり)が、神言等(かむこと)、行得毛來得毛(ゆくともくとも)、船波早家無(ふねははやけむ)、また同時、贈ル使歌、虚見都(そらみつ)、山跡乃(やまと)國、青丹與之、平城京師由、忍照、難波爾久太里、住吉能、三津爾船能利、直渡、日入國爾、所遣、和我勢能君乎、懸麻久乃、由由志恐伎、墨吉乃、吾大御神、船乃倍爾、宇之波伎座、船騰毛爾、御立座而、佐之與良牟、磯乃埼埼、許藝波底牟、泊泊爾、荒風、波爾安波世受、平久、率而可敝理麻世、毛等能國家爾、

（六代の孫）古事記に「速須之男命、娶ニ櫛名田比賣一所生神、八島士奴美神、其神娶ニ大山津見神之女名木花知流比賣一、生子布波能母遲久奴須奴神、此神娶ニ淤迦美神之女名日河比賣一、生子深淵之水夜禮花神、此神娶ニ天之都度閇知泥神一、生子淤美豆奴神、此神娶ニ布怒豆奴神之女名布帝耳神一、生子天之冬衣神、此神娶ニ刺國大神之女名刺國若比賣一、生子大國主神」と見ゆ、大國主神は即ち大己貴神の亦名也。

（日隅宮）古事記には天之御巣とあるに同じ、今の出雲杵築大社即ち是れなり。

ちふ意詞、かの祝詞に有をもて、よめるなるべし。

○出雲國造神賀詞

出雲國造者。穂日命後也。

（此國造が、神祖を註せしは、後人のわざ也、式の例にあらず。）神代紀一書に、高皇產靈尊、勅ニ大己貴神一曰、云々、當レ主ニ汝祭祀者一、天穂日命是也、そも〳〵穂日命は、すさのを命の、御子也、大名持の命は、すさのを命の、六代の孫也、されども大名持の命は、天神（すさのをの命を申す）の詔を受得て、天の下を平、諸の國を作り成て、大國主におはすれば、天つ神王といへども、遂には媚給ひて、言治め成ましつ、然れば穂日命の天降て、三年なるまで、漸に媚和し、宜き時を以て、天に復命申て、遂に天夷鳥命、布都奴志命を、天降し、建き御稜威と、和し治ると、二つもて、大名持命の、日隅宮、（日隅宮の日隅は、借字にて、比曾萬里の宮也、曾萬の約佐なるを、須に轉し、萬里の約は美なれば、しかいふ、そのひそまり給へる宮に献るに、御食などの事、櫛八玉命の調へ奉る事等、古事記に見ゆ。）をば、天津神の御巣如て、崇み齋祭らむちふ契して、避ひそ

〔天穗日命〕日本書紀神代上に「既而素戔嗚尊、乞ニ取天照大神髻鬘及腕所纏八坂瓊之五百箇御統一、濯ニ於天眞名井一、齧然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神號曰ニ正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊一、次天穗日命、云云」と見えたり。

〔熊野命〕大背飯三熊大人也、亦の名を天夷鳥命、武夷鳥命、武日照命、建比良鳥命とも申し、又、天鳥船神、健三熊之命とも、稻背脛とも申せり。平田篤胤曰く「三熊は、式出雲國意宇郡熊野坐神社あり、此地名に依れる御名なり」と、又式に「阿太賀太須健御熊命神社云云」とあり。

まりまさしめたるは、專ら穗日命の思兼によれり、故に終の祭をば、この命のなさむものとは、詔ひし也けり、此事、古事記、日本紀の、一わたりの言にのみよらば罪有べきを、さはなくて、此命に、大名持命の、祭をなさものと詔ひ、又この命、天へ歸りまさずば、此神王の命も有べからず、末にも下つ國に、此命の坐よしも有べし、父命の命に順といへるも、かく媚ずば、治むべからぬをもてそのわざと知らる、古事記と、紀にもれたる事を此神賀詞の、古きつたへをむかへて、おもひはかるべき也、この神賀詞の、凡の意にて、且神代の事をうかゞふ道也。○此詞に、天穗日命を、國造る天つ神祖と申ながら、この命は、初め天降給ひて、かへり事申て後は、其御子、熊野命を下し給ひ、終に大名持の祭をば、其御子の傳へ申せしより、國造に至て、專ら此熊野命を、崇み齋ひ、又杵築の大神より前に擧しは、惣て先熊野を祭て後、杵築を祭る故ならむ、伊勢の外宮、加茂の糺を、先祭る類ならむか。

○國造ちふ事は、久邇都久里の、久里の約幾なるを、古に轉していふなり。〔造とのみ書て、みやつこといふは、宮造に功有人をいふ、此分ちをまどひて、國造を、くにのみやつこ、とよむは、ひがこと也、宮造の功、いにしへもはら有べき事也、後に宮殿樓門・

〔壬生氏〕姓氏錄に「壬生臣、河內國皇別、大宅同祖（皇昭皇子）天足彥國押人命之後也」と見えたり。

〔達智門〕大內裏外郭十二門の一にて多天非の門ともいふ、宮城の北面、偉鑒門の東に在り、桓武天皇延曆十三年、宮城經營の時備中備後の國をして創めて之を造らしむ。

〔多治氏〕また多治比ともいふ、又蝮部に作る、大日本史に「丹比須布姓宿禰貫二于右京一、出レ自二天忍男一」とあり、又新撰姓氏錄に「蝮部、同神（火明命）十一世孫、蝮壬部犬手之後也云々」と見えたり。

を造るは、專ら國司の功也、故に美福門は、壬生氏、達智門は、多治氏の造しよりの名にて、この類多し。）さてその一國を、始めてひらき治たるを、久邇都古、一縣を作り治めたるを、縣主、天の下を造り治めしを、大國主のいふ、大小あれど、皆同じ意也、神武天皇功臣を縣主と爲給ふもあれど、こゝは物の始をいふ也、其國の新墾して、主となりて傳へしを神武天皇、始め天の下を治め給ひし時は、先まつろふにまかせて、本のまゝに治め給ひし、其後崇神天皇の御時、穗日命十一世孫、宇迦都久慈、定二賜國造一と、姓氏錄に見ゆ、此國造は、是を始めならむ歟、さて天皇の御稜威、いや盛に成て、成務天皇の御代に、天の下諸國、すべて御食國となりしかば、國造の勢おとろへて、その國の一所を賜り傳へ、國の神事にのみ、預る事となりき、仁德天皇の御代に、縣を郡として、郡司をおかるゝに、國造を則郡司とせられしかば、神事に預る事なかりけむ。（○成務天皇紀に、國郡立二造長一、縣邑置二稻置一と書しは、から體に字を置として、皇朝の實に違へり、古事記には此所に郡といはず、縣とあり、郡は、仁德天皇の御時に始れる事、類聚國史に見えたるぞ、まことなりける。）文武天皇慶雲三年に、是に神事をも兼行はせられたり、かくて後、神事に言よせて、公事を闕事有しかば、桓武天皇延曆十七年

「郡司」令義解に、「凡郡以二四十里一爲二大郡一、三十里以下四里以上、爲二中郡一、三里爲二小郡一、其郡司、並取下國造性識清廉、堪二時務一者上、爲二大領少領一、強幹聰敏、工二書計一者、爲二主政主帳一」とあり。

「元正天皇」皇代略記に、「諱氷高、後改二氷高一、又號二日本根子高瑞淨足姫一、在位九年、平城宮、諸樂宮、天武孫、文武同母姉也」と見えたり。

「大極殿」大內裏八省院卽ち朝堂院の正殿の名、天皇臨御朝政事を見らるる所にして、又國儀大禮を行はるゝ所也、內裡の西南朱雀門內中央院の南に在り。

より、また國造は、神事のみにて、郡司は別におかれし也。(此神賀の詞を奏る事は、紀には、元正天皇、靈龜二年二月に、出雲國造外正七位上出雲臣果安、齋竟奏二神賀事一、神祇大副中臣朝臣人足、以二其詞一奏聞、是日百官齋焉、自二果安一至二祝部一百一十餘人一、進レ位賜レ祿有レ差、といへり、是より末々、紀にたえず見えたり、然るを日本紀に見えぬは、是のみならず、上つ代より有來れりし神事どもの、漏たる事甚多し、さればこの事、上つ代より有しは、右の靈龜二年の、紀の文をおしても知られ、又此詞式に載たる祝詞ともの中にて、たぐひなく、古き文なるをおもふに、舒明天皇の、飛鳥岡本宮の頃の文にやあらん、清見原の宮まではくだらじ。(類聚國史に、弘仁二年三月、云々、御二大極殿一、出雲國造外從五位下、出雲臣旅人、奏二神賀辭一と有、此外にも、國造自讀申こと聞ゆ、靈龜二年には故ありて、神祇大副の奏聞せしならむ。(郡領國造の事、大寶二年、慶雲三年の紀、又奈良朝に及ての紀にも見ゆ、類聚三代格などに出たるを、略きてこゝにはいへり。(天長七年四月紀に、この神賀申時、獻二五種神寶一、兼所レ出雜物と有、五種は、右の鏡、横刀、倭文、玉にて、四種とする歟、此外は、神寶といふべきものなし、もし馬を、一種とせし歟。)○出雲國造を任給ふ事、臨時祭式に、此時辨史、伯、以下、神祇

〔伯〕神祇官の長官をいふ、從四位下也、天神地祇を祭祀し、諸國の官社を總管し、祝部神戸の名籍を掌る、八省百官の上に位す。

〔倭文〕織物の名、楮、麻、苧等其緯を青赤などに染め亂文に織りたる物をいふ、倭訓栞に「シドリ、舊事紀に倭文、又、文布をよめり、天武紀にシヅオリと見ゆ沈織の義なるべし賤織の義といへども、賤者をシヅといふは後世の事なり云々」とあり。

〔白眼鴾毛馬〕其目白くして鮫魚の目に似たる白毛の馬也、最下等の馬にて、一目白きを驪(カタ)といふ。

宮廳に就、出雲國司、同造、版に就、かくて金裝太刀、絲、絹、調布鍬等を國造に賜ふ、是を幸の物といふ、かくて國へ歸りて又齋する事一年畢て、二度國司國造、諸祝部、子弟等を率て、入朝、此度は京外の便りある所にして獻物を餝なせり、神祇官長、みづから是を監、豫卜二吉日一申レ官、奏聞して所司に宣あり、此度は、物を獻、神賀詞を申事、前の如し、同詞を唱貞觀の儀式にも、如レ此見ゆ。○獻物は、玉六十枚、赤水精八枚、白水精十六枚、青石玉四十四枚、金銀裝横刀一口、長二尺六寸五分、鏡一面、徑七寸七分、倭文二端、長各一丈四尺、廣二尺二寸、並置レ案、白眼鴾毛馬一疋、白鵠一翼、垂レ軒御贄五十舁、舁別盛二十籠一、これらを、賀の文に擧たり、此獻物は、崇神天皇の御時、この神宮の神寶を召て、見そなはせし事有、日照命の、天より持降しちふ、寶なり、そのゝち丹波の國人の、兒のいへるは、玉萋鎭石出雲人祭、眞種之可美鏡、(甘は、もし可か、甘も又聞ゆ。)○玉萋鎭石は、玉藻沈しにて、いつもといはむ冠辭也、萬葉、川上の、いつもの花、とよみたれば、いつもちふ、藻の名になして、いひかけし也、此初句、冠辭ならずば、出雲人ちふ言、次に有べからず。)押羽振甘美御神、底寶、御寶主、山川之、水泳御魂、靜掛、甘美御魂、底寶、御寶主、萋此云レ毛、是非レ似二小兒之言一、若有二託言一乎、於レ是皇太子奏二于天皇一則勅レ之使レ祭、と有が中には、玉鏡などの事もあれば、かのいにしへの神寶にかたどりて、

〔二神〕事代主神と建御名方神をいふ
〔唯僕住所者〕この目的語は、下文の「治賜者」といふ條件の述語にかゝる也。
〔天津日繼云々〕此の句は次の御巢に係れり、日繼とは日の神天照大神の生成化育の御大業を繼承する義、天業、寶祚、大運等皆天津日繼と訓めり、所レ知とは、御身に引き受け給ふ意也。
〔登陀流天之御巢〕登陀流は富足る也御巢とは宮殿の煙出しの蘆藿(エツリ)の簀をいふ、古は炊煙の盛んなる事を富の徵候としたる故、宮殿の結構を稱するには必ず簀の事をいへり。

此度の獻物も有なるべし、且この祭の事は、上つ代より絶ず有けん事、右の紀の言にてもしらる、神賀詞も、上つ代より、口づから唱へ傳へし、文ありしを、世うつり、人のこゝろ、薄くなりて、違ひ行つらむを、岡本の宮の頃に、今の如くは書つらむ、其時古への言に、時の言もまじはりつらむと、おほゆるよしもあり。

○始て大名持命を、こゝに齋鎭めし時の文は、古事記にあり、其文、（大名持命、二神へ奏給ふ。）僕子等二神隨レ白、僕不レ違、此葦原中國者、隨レ命既獻也、唯僕住所者、如二天神御子之、天津日繼所レ知之、登陀流天之御巢一而於二底津石根一宮柱布刀斯理、於二高天原一氷木多迦斯理而、治賜者、（氷木と、有は誤なり。）僕者、於二百不足、八十坰手一隱而侍、亦僕子等、八十神者、卽八重事代主神、爲二神之御尾前一而仕奉者、違神者非也、如レ此之白而、於二出雲國之、多藝志之小濱一造二天之御舍一而、水戸神之孫、櫛八玉神爲二膳夫一獻二天御饗一之時、禱白而、櫛八玉神、化レ鵜入二海底一咋二出底之波邇一作二天八十毘良迦一而、鎌二海布之柄一作二燧臼一以二海蓴之柄一作二燧杵一而、鑽二出火一云、是我所レ燧火者、於二高天原一者、神産巢日御祖命之、登陀流天之新巢之凝烟（訓二洲須一。）之、八拳垂摩氏燒擧、地下者、於二底石根一燒凝而、縛繩之、千尋繩打延、爲レ釣海人之口大之尾翼鱸、（訓二須受岐一。）佐々和々邇、控依騰

而、打竹之、登々遠々登々遠々邇、獻二天之眞魚咋一也、故建御雷神、返參上、復二奏言一向和二平葦原中國一之狀上と見えたり、此獻二眞魚咋一也、ちふまでの詞は、いと〳〵上つ代に、出雲社に、稱申せし文なり、かくてこゝの神賀は、此式に載し中には、古くみやびかに、巧みに聞ゆれど、右の古事記の文の、いとも古びて、みやびかに、妙なるにはしかず、かくいにしへの、文どもをくらべ見る時は、時世のことも、明らかにしるからずや。（水戸神は、古事記に、伊邪那岐命の、大綿津美の神の次に、生給ふ神なり。○櫛八玉の八は、入の字にて、くしりだまと訓べき歟。○登々遠々登々遠々と書て、とをゝとををと訓は、古の重ね字を書例也、或人是を不レ知、改めしはひがことぞ。）

八十日日波在登毛。今日能生日乃足日爾。生日は、物の生榮る日、足日は、事の足滿る日也、生魂、足魂、生弓、足幣などの、生足にひとし。

出雲國國造。姓名。恐美恐美毛。申賜久。掛麻久毛畏岐。言にかけて申も、かしこきなり。

明御神登。萬葉に、明津神、吾王と有ければ、あきつかみ、わがおほきみ、と訓外なし、然らば公式令に、明神。大八洲天皇、こゝに、明御神、宣命に、現御神と有なも、共におきつみかみと訓べき也、後世現御神なも、こゝなも、あらみかみと訓は、言よくもとゝのはざるなおもへ、さて天皇は、今あきらかに、世におはします御神ぞと、崇み畏みて、申す言なり。（神代紀に、顯露此

〔打竹之云々〕拆きたる竹の撓む如く數多くの意にて、次の獻らむに係れる語也。
〔天之眞魚咋〕眞魚咋とは鰭の廣物、鰭の狭物とて、大小の魚類を調理したる饗應を指す。
〔大綿津美の神〕即ち海神也。八十二頁頭註を見るべし
〔八十日日云々〕八十來經日にて、月の中に日數は幾日もあれども也。
〔今日能生日云々〕後釋に、日は多くあれども、其中に今日ぞ吉日と賀稱へて如此申すなりとあり。
〔出雲國國造姓名〕後釋に曰く、姓名と書には此詞を奏す國造の自の姓名を申す所也とあり

云ニ阿羅乎武ハ、」と有を、より所とするも、一わたり聞ゆれど、猶萬葉によりて、あきつ神と申は言調て穏なり、又萬葉卷六に、住吉の、荒人神、船舳爾、牛吐賜と有に、神功皇后紀に、荒魂爲ニ先鋒一而導ニ師船一と有は、是にて、此あらは、荒和のあらなれば、右に天皇を申とは、言異也、そのうへ、荒大神なるを、その大を、後に人に誤りしもの也、古へ荒人神といふ事、此外になく、且此大言を、人と申よしなし、すべてことわりもなき事なり。」

大八島國所知食。大八洲國の事神代紀に見ゆ。

天皇命乃。續日本紀の宣命にも、天皇命と有、仍ておもふに、皇太子を、萬葉に、日並斯皇子尊、高市皇子尊と、下にみことの言を添るは、崇みの言なり、是はみことの、みことにあらず。

大御世乎。此四言、こゝにあらでは、次の言をさまらず、上の新年祭の、大御巫の辭にも、皇御孫命御世乎、手長御世登、と有をおもへ、此詞は、ことに古く傳はれば、言も落、字も誤るおぼし。

手長能大御世登齋登。若後齋時者、加ニ後齋字。爲氏。後齋には、云云手長能大御世登齋、後齋爲氏、と有べし、然ば、小字に、加ニ後齋字一と有けむを、是も今本は、字落しなり。

出雲國乃青垣山內爾。青垣山とは、垣の如く、山の回り立るをいふ、古事記に、（景行條）多々那豆久、阿袁加伎夜麻碁母禮留、夜麻登志宇流波斯、また三室山をもいひ、萬葉にも、吉野山をよみしかば、いづこにても、山をば、青がきといふ也。

下津石根爾。宮柱太敷立氏。高天原爾。千木高知坐須。熊野の大神と、大名持命、二神の宮をいへり、古事記の大神詔に、（すさのを命を申）於ニ宇迦能山之山本、於ニ底津石根、宮柱布刀斯理、於ニ高天原、冰椽多迦斯理而居、と有は、大名持命にのたまひしなり、熊野の大神は、大名持の祭を主べきものと、天つ祖尊のの給ひし、穗日の命の御子なり、此大神を、まづ擧る事は、旣にいへり。（崇神天皇紀に、詔して、武

〔大八洲國〕神代紀に「先以ニ淡路洲一爲レ胞、廼生ニ大日本豐秋津洲、次生ニ伊豫二名洲、次生ニ筑紫洲、次雙ニ生億岐洲與ニ佐度洲、世人或有ニ雙生ニ者象レ此也、次生ニ越洲、次生ニ大洲、次生ニ吉備子洲、由レ是、始起ニ大八洲國之號ニ焉」とあり。〔天皇命〕眞淵曰く考に天皇の命と訓て其意に解れたるは僻説なり、彼日並斯皇子尊高市皇子尊など申せるは異なり、皇子は御子の義にて、父命母命なども云類と同じければこそ下に尊とは添て申せれ、美許登美許登とは重ねて申す可き由も無く例も無き事なるをやと

〔大背飯三熊大人〕百五十三頁頭註熊野命の條下を參看すべし。

〔御孫に當れり〕伊邪那岐尊の子は素盞嗚尊、その子は天穗日命、其子は大背飯三熊大人なり、然れば曾孫に當るべし、茲に御孫に當れりといへるは如何なる由にや、恐らくは誤りなるべし。

〔櫛御氣野命〕大祓後釋に「此は須佐之男大神のこの熊野宮に鎭座す御靈を稱奉れる御名なり、大名持命をも倭の大三輪に祭る御名をば別に大物主櫛甕玉命と下に在る類にて、云々、此御名を別に一神と心得むは僻事なり」とあり。

日照命、從レ天持來神寶、藏二于出雲大神宮一、是欲レ見云云。〇又云、出雲國造者、崇神天皇御宇、以二穗日命十一世孫、宇迦都久怒、定二賜國造一〇式に、出雲國、意宇郡、熊野神社、名神大、出雲郡作築大社、名神大、この外、風土記に委し。）

伊射奈伎乃日眞名子。神代紀に、大背飯三熊大人は、穗日命の御子と見ゆ、然れば伊射奈岐命の、曾孫に當れり、同紀に、御子と、御孫とを、分ち申せしに依ば、ひまごちふ言も、上つ代より有賦、然るを、出雲風土記に、〔於宇郡の條〕伊射奈枳乃麻奈子にます、加武呂命といひ、次に、天照大御神の、御孫命の御事を、高御魂、神御魂命の、皇御孫命ともいへり、又萬葉に、父母爾、吾者眞名子曾といふを、愛子と書しも有ば、實の子といひて、愛みの言なるよし也、是と、こゝの言の同じきをおもへば、孫曾孫を分いふは、後にて、上つ代には、子も孫も曾孫も、事によりては、共に眞名子といひつらん、さるときは、眞名子はと、親み愛しむ詞、日は、日子の日に同じく、崇む言也、こゝも是によるぞ上つ代ならむ。

加夫呂岐熊野大神櫛御氣野命。加夫呂伎は、神漏伎也、故仁明天皇紀の歌にも、少彦名命を崇みて、加夫呂伎と申、出雲風土記に、加武呂の命と有も、是なり、こは伎を略きて、命と申せり、（伎は君の略）惣て神は、上ちふ言にて、其上を、加夫とも、加武とも、音の通ふまゝにいへり、古事記に、（神武條）久夫都々伊と有こ、神代紀に、頭槌、（此云二箇歩豆智一）と有は、同じ大刀の頭をいひ、又古事記に、（應神天皇大御歌）加夫都久、麻肥邇波阿弖受、ともよみ給ひしは、上著眞日には不レ當、ちふ意なるなどを合せて、言の本をしり、且萬の事に、加美といふは、崇むる事なるをおもへ、後世人は、神と、上と、分て用る、から文字に目なれて、皇朝の古言の意を忘れしかば、字につきて、別の事とのみおもひ、附言理屈を持て、解んとすることそ、をさなけれ（皇朝には、一言を轉して、あまたの事にいふ也、たゞ一言、一事とするは、からざま也。）

國作坐大穴持命。（紀一書に、大己貴、此云二於褒婀娜武遅一、と訓しは、儀式などに、盡と

〔冬衣の神〕百五十二頁頭註「六代の孫」の條下を參照せよ。

〔天詔琴〕古事記には天詔琴とあり、琴は以て神語りたる物也。諸本に詔琴とある誤寫なり

〔生弓矢〕いくは其の物を賞美するために冠する美稱也

〔大國主〕大は總括の意、國主は此の國土を主宰し給ふ稱也。

〔うしはき〕宣長集に「祝詞式に吾ところうすはきいませといひ云々、うしは大人勇猛の[illegible]にて、[illegible]には[illegible]に人を[illegible]しはききよめよといへる[illegible]、[illegible]むる意成べし」とあり。

いふを、阿那と、いふ如く、阿は、添たる辭、又あなたふとの、阿那と同じくて、崇み歎く辭とする、一つの傳ありて、皆それにやあるん、牟智に、貴の字を書しも、その言の本は、おもはて、大國主におはせば、大きにたふとしちふことゝして、則のから文の様にかなふを、尊らとせる様ならん、大日靈貴といふも、貴の字にては、言かなひがたし、大日靈の靈は、美に通ひて、美は、經智の約なること、月讀美は、月讀持なるに、相對神にますにて知るべし、その外 綿津美は、海つ持、山つ美、野つちなど、みなそれ／＼の事をたもつちふ御名なる事、古事記の、須佐の男さに明らか也、仍て貴と書はから文に似せんたま事らとして、こゝの言を失ふわざ也、）此命は、須佐能男命の五世の、冬衣の神の御子にて、大神の御女、須勢理比賣命を、適妻とし、且大神の、天詔琴、生弓矢、生太刀を得つれば、遂に葦ふる八十神を平て、大國主となれちふ、大神の御讓の詔を奉て、葦原國をうしはき給ひき、かくてその國を、天孫にゆづり奉りて、日隅宮に隱れましぬ、其宮、卽この杵築宮也、かゝるまゝに、出雲はもとよりにて、天の下に、これを敬奉らぬ國もなく、天皇も、天照大御神に並て、いはひ奉り給し也、さて御名の事は、古事記に、云云生坐、大國主神、亦名謂大穴牟遲神、亦名謂葦原色許男神、（此外大物主、大國御魂神、ちふ合て七名ともいへり、）その大穴牟遲は、大名持ちふ事にて、穴に、なのおな、牟は、毛の轉にて、毛知なる事、右に、持と書しによるべし、且いにしへ、名の弘く長く聞ゆるを、譽れとすれば、天皇の宮所を造し給ひ、御子なき后、御子たちに、御名代の氏を定め、また名背、名根、名妹といふも、名高きよしのほめ言、人にむかひて、なむちといふも、名持の意にて、ほむる言也、かゝればかの命こそ、天の下を造り治め給ひ、御世へる御名の、世にことなれば、大名持とはほめ申せしを知るべし、且ふるき世に、こときくさ唱へしは、古へ時々の唱へなる事、萬の神の御名にも多し、それが中に、後のものながら、文德實錄に、常陸國、鹿島大に、二神降まして、我是、大奈母知、少比古奈也、とのたまひ、三代實錄には、大穴持御魂神とも有、是ぞこの御名の意もいちじろく、理り聞えやすければ、此考には、皆しか書したり。

二神乎始天百八十六社坐。皇神等乎。出雲風土記に、合神社參百玖拾玖所、一百八十四所、在神祇官、二百十五所、不レ在神祇官、と有、風土記は、此詞よりいと後、和銅六年の命にて、奉りしなれば、増はすとも、減はせじな、今ある風土記の字は誤つらむ、又今の式に、合て百八十八社あるは、後に加へられしならむ。　某甲我國造なり。

弱肩爾。大襷取掛天伊都幣能。緒結。大神に奉る、種々の物を、作り調ふるをいふ。○伊都は、嚴貴、嚴櫃、などの嚴に同じく、清まはりて、かしこき勢有よしの、辭なり。　天乃美賀秘冠利。天は、崇みの辭、美は、眞に同じくて、ほむる言、加秘は、加夫利也、夫利の約備なるゆゑ、しかもいへり、且秘を濁るは、加夫利の夫に當れり、次に冠といふは、其冠を、冠るといふ、用辭也、さて冠は、頭にかぶれば、本か加夫りちふ言なるを、平言には、加宇武利とも、加宇武利ともいへり、かくいふは、音便にて、本語に非ず。(常ことばに、かうむりといふを、又かうぶりともいふは、ふの濁りは、むにかよへば也、然るを、後世人、かうふりと書て、かうむりとよめといふは、ひが言也、ふを濁らでは、むに通はず。)　伊豆乃眞屋爾。伊豆も、眞屋の眞も、右にいへる如く、齋屋なれば嚴といへり、兩阿を、眞屋といふとは、こゝは異なり。　能草乎。人氣に穢れぬ、遠き野山の草を用るが故に、あら草といふ。(此類のあらは、うまれながらちふ言也。)　伊豆能席登刈敷天。伊豆閇黑盆之。古へは、堝缻瓺などを、皆閇といへり、こゝは瓺など燒堝也、余閇とは、金鋺の略也、古へは、土器なれば、たゞ閇とのみいひたり。(是も閇の名を物によりて、心得分るは、中昔のならひ也。)黑盆の盆は、借字にて、[illegible]也、さて蒸して燒は、黑くなるもの故に、瓮など燒ことを、かくいへり、田舍人の、なべのしり黑ますと云、是也、こは神御食、又は齋食をもいふべし。　天能

〔百八十六社坐〕神名式に出雲國百八十七座(大二座小百八十五座)と有るは右の兩神宮をも列たる員數なるが、此に百八十六社座と有るからは延喜よりは以前に奏神壽の事有りしを知るべし、右は神名式に載れる天神地祇惣數三千一百三十二座の内に加はりたる數なるから早く三代實錄に元慶元年天神地祇三千一百三十二神と有れば其より以前の奏神壽の任にて書傳たる也。

〔和銅六年〕第四十三代元明天皇の御宇の年號也、此年諸國に風土記を奉らしむ。

〔瓺〕博雅に「瓺瓶也」とあり。

〔瓺和備齋云々〕大祓後釋に「瓺は其瓺の邊にといふ意にはあらず、御食御酒など調へなど爲て其事に齋仕ると云也、齋籠る所は伊豆能眞屋なりとあり。」
〔和〕重胤曰く「考に和を囘（ワ）と爲て瓺の邊に齋籠り居る事に注せられたるは允當ならず萬葉の齋囘繞囘など例に引れたれども其は齋瓮神籬と訓事にて昔より浦和濱和と訓事に誤りなり此等を和と云は古今集より以來の事にこそ有れ云々」といへり。「仁明天皇」中代略記に「諱正良、嵯峨第二子、母曰太后嘉智子云々」と見えたり。

瓺和備。齋許母利氐。天は、ほむる言、瓺は、酒を釀る器也、和は、借字にて、囘也、囘は、そのほとりをいふ、萬葉に、（祭レ神歌）齋戸乎、前坐置、また齋戸乎、忌穿居、又忌瓮を、床邊にすゑて、など
なむかへて、こゝを細めり。

志都宮備。忌靜米。仕奉氐。志都宮は、本よりも、騷しからぬ神宮ながら、右の如く、忌清まはりて、こと更に皇神を、しずめ奉るをいへり、然るを今本に、志靜と有は、國造が志となるに、さらば右の如く、嚴眞屋といふべく、宮といふべからず、又神の御事にても、わがうへにても、こゝは心とこそかゝめ、志の字は、違たり、仍ておもふに、志は、忌の字を、後に誤りし事しるければ、あらためつ。

鞆日能豐榮登爾。伊波比乃。齋なり。

返事能。神賀吉詞。奏賜止波久奏。こは初めに、召上られて、位と厩幸物を賜り、大神たちを齋奉りて、天皇の御代を、賀奉らふ御ことをうけて、其事仕奉れる齋の竟りつれば、かの大御言の、復ことを申、卽神賀の詞奉るといふ也、さて此詞は、其大神たちの御ことばに、國造がことを取合せて申せり、かゝれば右の文、齋宮に、忌靜といはではかなはず、下に、神の禮自利、臣の禮自といへる、是也。
○こゝまでは、この申ことの、初めの段なり。

高天乃神王。是より神賀の詞也。○右にいへるは、國造が崇みて、いふ、加夫呂伎、こゝなるは、天總知坐す、加夫呂伎を申也、さてこの言のもとは、神皇君ちふことなれば、神王とは書つ、此神王の字もて、此言を想知るべし。（加夫は、上也、神も、上ちふ言なるよしは、右にいひたり、然らば國造の神祖、熊野の大神にもいふを、疑ふ人有べし、既に引し、仁明天皇紀に、少彦名の神を、加夫呂伎と、崇み申せしが如し。）

高御魂神魂乃皇御孫命爾。こは天照大御神の、御子の御子に申にて、後世高御魂の神よりは、いと遠かれど、

の天皇を、御孫命と申が如く、事ひろくいふぞ、古意なりける。　天下大八島國乎事避奉之時、大名持命の、避り奉りし事は、次にいへば、こゝに合の御名を略けり。（是より上の、いさゝかの言に、限知らず、多くの言を略きたれど、理りたらはずとも見えざるは、古文の妙なる也、上に出たる、後世の文どもに、略ざまあしくて、理り明らかならざるを、むかへ見よ。　出雲臣等我。此臣は、加婆爾なり。　遠神祖、是を今本に、遠神と有は、よしなし、萬葉に、遠神、我大君と有は、天皇は、即神におはしまして、人に遠きよしにていへり、こゝの如く、遠き神祖の事ならば、遠つ神祖とよみつ、然ればこゝも、遠神祖なるを、後に祖の字を、おとせしなるべし。　天穗日命乎。國體見爾遣時爾、下つ國の有さま、見せに降し給ふにて、專らは、大國主神、又は惣て、荒び猛ぶ諸神の様を見て、治めしたがへつべきや、いなやを見なして、事をたゞさんため也、仍て國體と書り。（景行天皇紀に、地形と有は、地の嶮易を見る也、事によりて、心得べし）。　天乃八重雲乎押別氐天翔。國翔氐。天下乎見廻氐反事申給久。穗日命は、大名持神に媚附て、三年まで、復命申さずと、古事記、日本紀などに有を、今かくいへるは、國造の遠祖故に、宜いひなせしやと、おもふ人も有なん、されども事もこそあれ、大極殿に、百の官をつらねて、天皇の聞しめす、神賀の詞に、私の說を申べきにあらず、それひが言ならば、神祇官より、大政官に申て、正すべき也、仍ておもふに、此傳へは、二書には漏て、是にあるなりけり、既にもいへる如く、遂に復命申さずば、天稚彦に次たる、罪もあるべきに、さはなくて、天つ神祖の詔に、大名持命の、祭をなさむには、穗日命との給ひしは、よく媚和せし故なるを知べし、又穗日命を出雲にて專ら祭られも、天に歸りて、とゞまり給へる故也、しからば、右の復命を、申給はで有べきや、かくて、鳥船命、布都奴志命、　柱の

〔事避〕大祓後釋に「事避は決めて後の誤にて、事依なる可し、必事依と云はでは協はぬ所なり云々」と見えたり。

〔出雲臣〕重胤曰く「姓氏錄に出たる出雲氏五有が中に臣の尸なる四有て宿禰の尸なるは唯一有る耳なり、但此等は他國に散在せる支流なるを云なり」といへり。

〔太政官〕續日本紀天平寶字二年の條に「太政官、惣持綱紀、掌治邦國、如天施德生育萬物」とありて八省百官を統べ、天下の大政を惣理する役所也、支那の官名に當て、尙書省、鸞臺、蘭省とも書く。

螢火光神　日本書紀神代下に「然彼地多有二螢火光神及蠅聲邪神一、復有二草木咸能言語一」云々」とあり、伴信友は「光字疑瑩字訛、光瑩字相似、當レ作レ瑩也」と、又、私記に「問、此之蠅者、光二螢火光一者也」と見えたり。「舊事云々」日本書紀神代下に「天神遣二經津主神、武甕槌神一、使レ平二定葦原中國一、時二神曰、天有二惡神一、名曰二天津甕星一、亦名香々背男、請先誅二此神一」云々」とあり、星は妖星となりなどして天下に禍害を爲す者と云へるなるべし、又、平田翁説に香々は炫（カガ）、背は佐衣（サエ）の約背男の意也とあり。

下りても、たやすく平かず、かの天つ神の御子の宮の如き、宮を建、また海川に進ぶべき具をなし、遂に供の祭をなすべき神たちも、さだめ給ひて、漸頻和し、治め給へるからは、始め穗日命など、あまた年經て、事なりしことをおもへ、古書をかたへ見て、事を定むべからぬ事、是のみならず。（崇神天皇紀に、詔曰、武日照命、從天將來神寶、藏二于出雲大神宮一、是欲レ見、云々、此命始同本に天降り給ふ時、神寶をもて、降り給ふべきならねば、こは後に、大名持命を見為に、此命の天降り給へる時の事也、かゝれば、此命が、遂に天に復命申せしを知べし、神代紀に、見ゆる如くのみならぬ事、同じ紀の中にても、然り、仍てこゝの文を、疑ふ事なかれ、又高皇産靈神の命は有しかど、穗日命は、此祭ばからで、御子日照命を天降して、その事はとらしめ給へりしをも知べし、故後も、日照命を專らと、國造の崇む事、既にいふが如し。）豐葦原乃水穗國波、晝波、如五月蠅水沸。さばへなすちふ言は、古事記、日本紀にも、萬葉などにも有て、既に書たり、水沸とは、借て書しにて、さばへの如く集りて、わきのぼるよし也、今本に、みつわきと訓しは、言の意通らず、二字にて、わきと訓べし。（古事記、日本紀にも、騷沸と書つ、遠江人は、虫などおほく、出來集れるを、うじわく、うじたかるとも、また蠅にも、たかる、わくといふ事、こゝに同じ、此言は、もと水の沸出るより出て、何にもたとへいふめり。）夜波、如火瓮光神在。火瓮は、瓮の内にて燒、猛火の光りをいふ、かの猿田彦の、面の照、尻に光有といひ、星神、香々背男といふも、香々は、借字にて、照炫く事也、後世天狗の身に、ほのほ有といへる、類なるべし。（神代紀一書に、螢火光神と云は、火の大小は異なれど、こゝろはこゝもひとし、又夜者若螢火喧響ちふは、邪神の騷ぐを、猛火のもゆる聲にたとへて、ことゝは異也。）石根木立。既に云り。青水沫毛。事問天。事は、言也。（水乃阿和の、乃の約奈なる故に、美奈和と訓。）荒國在。荒ぶるのぶるは、其樣をいふ辭のみ、國在とは、久邇々阿利ち

〔然毛〕重胤曰く、然毛は其國の荒芒たる狀の甚く在りつる事中々に容易く非れば、悉に事向く可き勢ならざれども、然は有れ云々爲むと云ふ初に置るなり、といへり。

〔己命兒〕重胤の説に「己命兒は菜命兒と云に同じ、自より他に對ひて汝命と云ふ對なり、下にも己命御魂乎云々、己命乃御子云々と二所出たり此餘の書には見當らず、當には上を受けて其命兒其命和魂など云べき所を己命云々と云へる古言なり甚愛たし」とあり。

〔明神〕天皇を申す書紀には明神をあらがみと讀めり。

ふを、邇阿の約奈なれば、久爾那里といふ。今本に、久爾那里と訓しは、荒ぶらぬ國も、有が如く聞えて、こゝにかなはず。

然毛鎭平天。皇御孫命爾。安國登。平久所知坐牟之米登。申氐。三年餘の間に、大名持命を、漸に媚和して、遂に時をはかりて、天に歸り上、二神を申下して、平げたる也。

己命兒天夷鳥命爾。布都怒志命乎副天。天降遣天。古事記に、天菩比命の子、建比奈鳥命云々等之祖也、又日本紀に、天鳥船神、副二建御雷神一而遣、と有を、こゝに合見れば、夷鳥、鳥船は、同神也、さて事代主の神を、よく解得て治めしは、此鳥船の神の、大功也。然れば布都怒志建御雷神は、建き事勝、建夷鳥神も、建といへば、雄々しく、且思兼ある神也けり、大なる度の御使なれば、この二つをかねずは有べからず。(この神たち、こゝには天夷鳥、布都怒志といひ、古事記には、天鳥船、建御雷を擧、日本紀には、經津主、建甕槌を擧て、各異なるは、傳への、まちまちなるのみ、神代の事なれば、何れを必といふべからず。)

荒布留神等乎。撥平氣。萬葉に、不仕奉、國を掃と、いへり。

國作之大神乎毛。風土記に、此大神を、所二國作一大神と有をば、所によりて、くにつくらせる大神とも、くにつくらしゝ大神ともよめり、こゝはその國つくらしゝと訓に依べし、然れば之は、此上に、黑益之と有如く、傍に書る、假字とす。

媚鎭天。此事、上にいへり。

大八嶋國現事。顯事。令二事避一支。紀一書に、吾所レ知顯露事者、皇孫當レ知、吾將退治幽事云々、顯露此云二阿羅播貳一、といへる貳は、利に通ひて、あらはりの事といふのみ、こゝに現顯と、分ちたるは、現は、萬葉に、明神、吾大王、また見明らめなど有て、世の中の事をいひ、顯は、紀に、顯國玉、顯見蒼生、萬葉に、顯し身などいへるは、その身の事にかゝるべし。

乃大穴持命

〔三輪云々〕鎮坐次第に「郎營二御室於大倭國城縣青垣山一使二就居一、故號曰二御室山一、此大三輪大物主神也」とあり。
〔初の大御歌〕雄略天皇の御製として「籠もよ美籠持ち掘串もよ、み掘串持ち此の岡に、菜摘ます子、家宣らへ名宣らされ、空見つ大和の國は押並べて、吾こそ居れ、敷並べて吾こそ坐せ吾こそは、夫とは宣らめ、家をも名をも」とあり。
〔幸魂奇魂〕口訣に「幸魂奇魂者、一魂両化之名、即天之所三以命二我、而為二一身之主一也」とあり、又記傳には和魂の名とあり

乃。中給久。皇御孫命乃。靜坐牟。大倭國中天。こゝはまだ、天孫天降まさぬ前なれば、靜まさん、大倭、といへり、さてかくいふは、古事記を考るに、大名持命、天下を作治め給ひて、後にはやまとの國にませし故に、吾は今、世を遣て、荒魂は、出雲へ去、和魂は、三輪に鎮り、天孫は、即このやまとに、宮敷まさんといふなり、此次に、大名持の御子たちを、同じやまとの國の、所々にまさせて、御孫命の、近き守と貢置てと有を、合せ見るべし、こゝは右のいはれをいひて、且後の天皇の御關は、此やまとに、宮敷まさん、前つ祥とも、聞ゆるが如く書しは、妙なる文といふべし。（大倭を、日本の惣名とするは、いと後の事にて、古へやまとといふは、今のやまとの國をさせり、然れども、上つ代の天皇、惣て大和國に坐て、天下を知しめしければ、やまとを知食といひて、即天下を知坐事と成ぬ、萬葉巻一の、初の大御歌など、皆この意也。○古事記に、其神之嫡后、須勢理毘賣命、甚為二嫉妬一、故其日子遲和備氐自二出雲國一將レ上二坐倭國一而とて、其時の歌に、夜麻登の、比登母登須々伎、宇那加夫斯、云々、此次に、如レ是歌為二宇岐由比一而、宇那賀氣理氐、至レ今鎮坐也、こゝの言は、御むかひ妻もおはすれば、倭を宮所として、出雲も渡住給ひしに、終に倭に鎮ります、大むねを云也）

己命和魂乎。荒魂は、出雲に坐ぬ、○命とは、國造が言也。八咫鏡爾取託天。古事記に、有二光レ海依來之神一、云、吾者伊二都岐奉于倭之青垣東山上一、此者坐二御諸山上一神也、神代紀、云々、意右にひとし、大己貴問曰、云々汝是吾之幸魂、奇魂、今欲二何處住一耶、對曰吾欲レ住二於日本之三諸山一、故即營二宮彼處一使就而居、此大三輪之神也、といへり、今異なる事もあれど、その凡同じ事に落たり。倭大物主櫛𤭖玉命登。名乎稱天。奇大魂ちふ言にて、即和魂也、𤭖は、借字にて、大なることをいふ、甕栗、甕蜂などの、みかに同じ。大御和乃神奈備爾坐。神なびちふ言、心得がたきを、此ほどおもふに、

神の毛理ちふ言也、毛理の約美なれば、神奈美といふぞ、本なるを、美と備は、常に通しいへり、萬葉に、毛理ちふ事に、神社とも書しかば、こゝも三輪の神社ちふ意となりぬ、されども、今京こなたの歌に、神なびのもりとよみしかば、言重りぬと、おもふ人有べけれど、古へ萬葉に、神なび山の歌、二十首餘りあれど、神なびのもりとよめるは、すべてなし、今の京こなたには、物の實を忘れて、たゞ歌をつくらんとして、違ふこと多ければ、論にたらず。（前には、神奈備の神の戸にて、上つ代より其神社に寄られし、神戸田地の所に、即その神室もある故に、しかいふかとおもひしを、神戸は専ら、その民の戸をいふなれば、かなはず。）

己命乃御子。阿遲須伎高彦根乃命乃御魂乎。 此大神の事は、紀に見えて、明らか也。

葛木乃鴨能。神奈備爾坐。此社は、葛木山の南東の麓の、鴨ちふ所に有て、他より高き所なれば、高鴨の社ともいふ也。○今本、こゝの坐の下に、須の字あるは、上の御魂乎の辭に違へば、今除けり、此文には、ことに落字も、衍字も多き也。（是はいと古くして、巧なるに、神なども、違ひ出來しかば、惣てよく讀し人なし、なまじひに、後人さかしらして、小字などを、書添しに仍て、いよいよ理くらく成ぬ。）

事代主命能。御魂乎。此大神の事、既に出。

宇奈提乃。神奈備爾坐。今本宇奈提爾坐とあれど、かく言を違れいへる中に、是のみ違ひては、文をなさず、仍て乃神奈備ちふ、四字を補つ。○奈奈提ちふ所は、高市郡畝火山の西北に、今も雲梯村といふ有、そこなるべし、和名抄に、同郡雲梯、（宇名氐）とあり、かくて事代主の神社は、高市葛城、二所に在、天武天皇紀に、此大神、高市郡の大領に依まして、吾者高市社所居、名事代主神、云云と告給ひ、式の高市郡に、高市御縣坐鴨事代主神社、（大、月次、新嘗、）と見ゆ、又同式の葛上郡に、鴨都波八重事代主命神社、二座、（名神大、月並、大嘗、新嘗、）とて、今もり社も大なり、こゝは右の高市郡の神社を、いふと見えたり。（貞觀元年紀に、従

〔阿遲須伎云々〕古事記に「故大國主神娶下坐二胸形奥津宮一神多紀理毘賣命上生子阿遲鉏高日子根神、次妹高比賣命亦名下照比賣命此之阿遲鉏高日子根神者今謂二迦毛大御神一者也」とあり。

〔事代主命〕その名義は大物代主命の對にて、事知之大神といふ意也。

〔高市云々〕地神本紀、都味齒八重事代主神の下の細書に「坐二倭國高市郡高市社一亦云二甘南備飛鳥社一」と見ゆ。

〔葛城云々〕大三輪三社注進次第記別宮小社條に「葛城賀茂神社八重事代主命也云々」と見えたり。

二位、高市御縣鴨八重事代主神と有、何れにも、鴨八重と申せしなれば、同神にはおはしけり。）さて萬葉十二、不想乎、思當云者眞鳥住、卯名手乃杜之、神思將御知、とよめるは、古へいと神徳おはしまして、崇しみ神社と聞ゆるを、今はその雲梯村の社は、國人も定かにもおぼえず成にけり、此うなての事は、猶よく聞も、考もすべし。　**賀夜奈流美命能御魂乎。**　貞觀元年紀に、此大神に、授二正四位下一、と見えて、式に、高市郡に、加夜奈留美命神社、と見えたり。　**飛鳥乃神奈備爾坐天。**　こゝに至て、坐天と有からは、上なはみな、麻佐世と唱ふべき也、今本の訓は誤れり。（此神社は、高市郡といひ、飛鳥の神なびと有からはとて、尋るに、今は知人なし、おもふに飛鳥に名高かりし、神奈備の御室の山は、即この賀夜奈流美の命の坐つらむ、その神奈備山も、今は知人なし、飛鳥の岡の里より、西六七町ばかりの所に、雷村といふ有て、低き岡のあるを、是やいにしへの雷岳ならんと云り。雷岳は、即神奈備山なる事、いふも更也。）さしも、音に聞えし神社の、かくまどはしくさへなりにしは、あさましとも、あさましや。（國人に問ば、加夜奈留美神社は、右の雲梯村に在といへるは、こと違ひなる事、此詞に、飛鳥の神なびと有ば也、考るに、今飛鳥の神社といふも、事代主大神を、專らとして、四十餘の神社有といへり、もし彼雷岳といふも、此社の地にはあらぬか。）　**皇御孫命能近守神登貢置天。**　今本、御孫の御を落せり、今補ふ。○近守とて、三輪、葛城、宇那提、飛鳥を擧、それに文の體を合せもて、既にいふ如く、飛鳥岡本の宮のころに、書しならんと、いよ〳〵おぼゆ、其中には、文の意よりは、文字のいさゝか後ならんとおもふ有は、いにしへは假字多かりしを、後にかく書し歟。　**八百丹杵築宮爾靜坐支。**　大名持命魂の、出雲國の、杵築の宮に、靜坐せし事は、他書どもに見ゆ。○八百丹とは、多くの土をいひ、それを杵して、築といひかけたり。○是一段なり。　**是爾皇親神魯伎。**

〔賀夜奈流美命〕賀夜は高屋にて、奈留は宿在にて國陀伽夜奈志の主〔一二〕に當り、美は比賣なる事次の格文に賀夜鳴比女と有るを以て明か也、類聚三代格貞觀十六年六月廿八日官符に「應下以二大社封戸一修中理小社上事、其鴨神賀茂兩有レ封其高鴨御歳尚無レ封假令高鴨神之高天大王日瀧賀屋鳴比女神社此等類是也」とあり。

〔貢置天〕大祓後釋に「此の貢置天と有は出雲より倭へ貢る也」と見えたり。

〔近守神〕大祓後釋に「近守神とは皇宮の同じ大倭の國内なるを以てなり」とあり。

〔親の上に云々〕重胤の説に「然るに考に例にも依り云云、親字の上に皇字落たるなり、と有るは宜しからず、後釋に「此は皇親と云ては中々に宜しからず」と云て本の任に復されたるなむ宜しき」といへり。

〔仰賜志〕大祓後釋に「仰は負せと同言にして、其事を負持しむる由なり、此言凡て其意なり」と見えたり。

〔自利〕志呂に同じく物代又は代物など云ふ代なり。

〔青玉能云々〕青玉は青石を磨きたる玉也、能は如（スナ）の意にて、青玉の如き瑞々（ミヅミヅ）しく麗はしきをいふなり。

神魯美命宣久。例にも依、唱への調にもよるに、親の上に、皇の字落しもの也。汝穗比命波。天皇命能手長大御世乎。堅石爾。常石爾。伊波比奉。伊賀志乃御世爾。佐伎波閇奉登。仰賜志次乃隨爾。（仰に、命に同じ。）かの大名持命の祭は、穗日命のなすべきものと、皇祖神の宜ひしは、大名持命を、敬祭て、且つ御孫命の御代をも、遠く祈奉らん爲なる事、こゝにて知らる、さて次とは、穗日、熊野命より、國造まで次づ。供齋。若後齋時者、加二後字一、仕奉氐朝日乃豐榮登爾。神乃禮自利。穗日命より、いや次々の神たちの、禮代なり。（いや自利は、上に禮代と書たるにて、おほよそは聞ゆ、されど自利とは、留志の約利にて、禮のしるしといふ事也、紀に、物實の字を、ものしろとよみし、即是に同じ。）臣能禮自登。國造が禮代也、利を略くは、唱る調の爲ならむ。御禱乃神寶。獻良久登奏。かく申て、次々に、其獻物をことばとして、御賀を申也、文の次第、よろしきをおもふべし、さてこの獻物の品々は、日照命の、天より持下りし、神寶をうつせしにて、且つかの丹波の兒のいひしと、詞おぼろ〳〵かなふこともあらむ、仍てその事も、上に引たり。白玉能大御白髮坐。御年いと高き時の、御白髮を先いひて、此次に、御若え坐といふに、合せたる也、赤玉能御阿加良毘坐。御病おはしまさゞる、大御顏の色をたとふ、上の水分の祭に、赤丹穗に、聞し食、といへるにひとし。青玉能水江玉乃行相爾。水江は、借字にて、稚枝をいふ、萬葉三、（今十三、）五十槻枝丹、水枝指とあるも、水は、借字也、此外わかき事を、みづといふは、冠辭考にいひつ、右に依は、江は、

〔五十迹手〕筑前風土記に「怡土郡昔者穴戸豐浦宮御宇足仲彦天皇將レ討ニ球磨噌唹一、幸ニ筑紫一之時、怡土縣主祖五十跡手、聞ニ天皇幸ニ云々、五十跡手奏曰、高麗國意呂山、自レ天降來日桙之苗五十跡手是也」とあり。

〔御横刀廣爾〕臨時祭式に「金銀裝横刀一口（長二尺六寸五分）」とあり、是れ也、此句は上に明御神登大八島國所食天皇命能手長大御世乎とある「長」に對して「廣」といへるなり。

〔誅堅米〕御横刀を打鍛ひ堅めたる如く、大御身堅固かに御在し坐して大御壽の長く遠く天下を所知食せと也。

枝の字を、誤しにも有べし、さてこの意は、式にいへる、四十四のまが玉を、緒に貫たらんは、木の稚枝の如く、青くみづ〳〵しく見ゆべし、且それをわがねたるをもて、行あひといひて、天の下を、すべめぐらして、天皇の知しめすに譬たり、仲哀天皇紀に、（筑紫の五十迹手が、獻し物につけて、）上枝、（さか木也、）掛ニ八尺瓊一、中枝掛ニ白銅鏡一、下枝掛ニ十握劍一、云々、奏云、臣所三以獻ニ此物一者、天皇如ニ八尺瓊之勾一、以曲妙御宇、且如ニ白銅鏡一、以分明看ニ行山川海原一、乃提ニ是八握劍一平ニ天下一矣、この歌の、ひとしきをおもへば、ともにいと上つ代より傳はれる、稱辭の有しをとりて、事につけつゝいへるは、かゝるなるべし。

八尺瓊とは、彌十貫の長き緒に、多くの玉を貫きて、輪になせしをいふ事、紀と、こゝの詞とを、合せてしらる。一玉の勾れるを、いふにあらず、近年諸國に、古墳をひらきて、 如レ此玉を得るあり、その形、いさゝか勾れるを、勾玉とし、そを多く貫たるを、八尺といふと、思へる人有れど、こゝに如ニ八尺瓊之勾一といひ、右に、水江の玉の、行相にとて共に天下を惣べめぐらし、知給ふを譬し事、一玉の勾れるをいふにあらず、右の少勾れるは、長は、曲尺の一寸ばかり、太き所のはゞ、三分ばかり也、管にせしは、長さ六分ばかり、口のわたり二分餘あり、各白赤青なる有、その勾れるは、刀して作り、管なるは、ふきし物也、この物、いと上つ代といへど、天皇の用ゐますは、眞玉にて、是とは異なるべし、又神代に、彥穗々出見命の、御裝の玉は、白玉なりけん、御衣より始て、玉も白きを用る事は、皇朝の風也、然ればこゝに、白赤青、三色を獻るは、御料にはあらじ。

大八島國所知。天皇命能。手長大御世乎。 手長は、既に出。

御横刀廣爾。誅堅米。 右提ニ十握劍一平ニ天下一ちふに同じ、さてこゝに、御横刀の威もて、廣く誅堅ちふ意は聞えて、言いさゝかたらはず聞ゆるは、廣の上に、眞の字落しか、又さなくとも、眞と御の辭を、上によみつくるは、常の事ゆゑに、まひろと訓つ、又かの、押羽振可美御神は、此劍をいふらむや。

白御馬能。前足爪。後

〔凝立〕後釋に「凝立の立の字は志の誤にて、小字なる可し、其故は、此の文は馬の爪して地を踏むを以て柱の根を踏堅むる由に云るにこそ有れ、柱を立る事を云るに非ず、柱立るは馬爪に與かる事無ければ立と云べき由無ればなり、上に柱をとは有れども文意は唯柱根の地を踏堅むる由耳なり、借上の堅にも米の字を添へたれば、凝にも必志の字有べきなり」とあり。

〔耳能云々〕耳能の能は、馬の耳の如くといふ事なり、大祓後釋に「馬の耳は高く立る物なるが故に彌高と云ふなり」とあり。

足爪。踏立事波。大宮能內外。御門柱乎。上津石根爾。踏堅米。下津石根爾。踏凝立。下は、底に同じ。振立流事波。耳なり。耳能彌高爾。天下乎所知食左牟。事志乃多米。大祓に、馬引立るは、天地の神たち、耳疾く、祓の詞を聞給ふに取、こゝは天皇の、天下の事を、御耳はやく聞しめすべき、もの實とせり、馬は勝れて、耳とき物故也、その耳疾を、耳高といへり、目疾を、目高きといふ類也。〇しるしは、有いあや自利の所にいふ如くて、代實などの字をも、書べけれど、しるしと訓ん料に、志の字は、借りて書し物か、志は、誌也、又志留之の、留志の落しにも有べし。白鵠乃。生調能。玩物登。是は、古へは久々比といひ、後世は、白鳥といひて、水鳥の白き大鳥也、然ればこゝは、白き久々比と訓べけれど、他の色も有をば、白き云々といひ、たゞ白きのみなるをば、しら鷺、しら雪といふ例なれば、さはよむべからず、さらばしらくゞひと訓んも、言よろしからず、又白の字を捨て、久々比とのみよまむとすれば、この文の字を用ゐし、例に違へり、かくて紀に、白鳥とあるも、皆この久々比の事とおぼしきよし有に、(此事くはしくは、こゝに盡しがたし、)後世も是を、白鳥と呼て、他　けれぱ、こゝをしら鳥と訓也、(はくてふと、字音にいふは、後世の誤也、)そも〳〵、鵠の字は、是にあたらず、鵠ぞかなへる也、然れば、鵠(古布)の字を用ゐしに依て、久々比ちふ名も、白鳥をいふにあらずと、思ふ人侍れど、古き神樂歌に、美奈止太衞、久々比也門乎利、止呂知奈也。といへり、その古布の鳥は、たゞ雌雄をるもの、久々比は、群をれば、八つなりともいひ、又止呂知奈也は、鳥を取穢なしといふ也、古布に、食べからず、玩ぶべからぬ、鳥なれば、穢して取らむ事を、云へからず、然ればこの久々比も、白鳥をいふ事、知るべし、出雲風土記の、恵曇の池に、白鵠、鴻雁、云々と、水鳥の類に、擧しをも思へ、皇朝の文

には、字に敢て意をよせず、言を專らとする事也。（から文字にては、鵠は、久々比にあたられど、我朝いにしへ、此字を用ゐならひしかば、後世はしたがひて、意得べし、後世さかしらに、字に泥みて、言を誤る人多し、和名抄に、鵠、古布、私記に久々比、とあり、字はからに依て、古布といひしに、また久々比と有は、分ちなし、是にはその理をいふべきに、本より意得ざりしならむ。）〇生とは、いきながら籠にこめて、御玩に獻る也、仍て儀式にも、式にも、垂レ軒と註せり、さていくとよむは、いけるの、計留の約久なれば也、（今本この生を、なまと訓たり、物のいまだよくならぬをこそ、なまといへ、こゝをいかに心得つらん。）

倭文能。大御心毛皇多。親爾。この多の字は、必誤と知て、年月に思ひ得がたかりしを、思ふに皇の草を、多に誤りしにて、皇親也けり、しかいふ意は、倭文を下に取て、靜りませる、下つみ心に、天下の貴き賤を、なべて御むつましくおぼす、しるしといふ也、是はかの靜掛る甘美御魂ちふに、よし有歟、倭文は、皇朝の上つ代の布にて、式の頃までも有し也、青筋ある麁布也、けむ事などは、冠辭考に委しくせり。〇今本多親爾を、たしにと訓しは、何の分とも聞えず、假字とせんも、親の字は、志のかなに用うべくもあらず、例なし。

彼方能。古川原。此方能。古川原爾。今本に、川席と有は、何の事ともなし、是は、原を誤し事しるければ、あらためつ。（記に、河上を、かはらとも訓たれば、此川原は、たゞ川ちふ事也。）

生出。今本に、生立ると有て、おひたてると訓しは、下に生るといふべき物も、たてるといふべき物もなし、然は生は、なりとよみて、水底に凝なる土をいひ、立は、出の誤にて、出るは、なるといふ言につけて、自ら添たる言也。

若水泥間能。川の底に、凝なれる泥なり、何ぞといはゞ、こは、御贄の具の、瓮、坏などの具を、いふならん、そは古事記に、（大名持命を、媚徵ひて、御饗する文の中に、）水戸之神之孫、櫛入玉神爲二膳夫一、云々、化レ鵜入二海底一、咋二出底之波邇一、作二八十毘良迦一而、云々、出雲風土記に、仁多郡御津鄕の所に、大

〔から文字にては〕鵠は、本草綱目に「鵠大二於鴈一、羽毛白澤、其翔極高、而善步、一名天鵝」と見えたり。

〔倭文能〕大祓後釋に「此能は白玉能赤玉能耳能など云へると同じ例にて倭文の如くと云意なり」とあり、臨時祭式に「倭文二端、長各一丈四尺廣二尺二寸、並置レ案」とある、此れを以て賀詞を成せる也。

〔川席〕重胤の說に「今も席字を伎志と訓て云々、古川の古に意有るに非ず、唯川岸の事を斯くの如く文を成せるなる可し」といふ。

〔坏〕食物を盛るかはらけ也。

〔若水〕公事根源に「若水といふ事は去年御生氣の方の井をてんして、蓋をして人に不レ汲、春立つ日、主水司内裏に奉れば、朝餉にて是をきこしめす也、荒玉の春立つ日、是れを奉れば、若水とは申すにや、年中の邪氣をのぞくといふ本文あれば、殊更に是れを供するなり、云々と見えたり。

〔若叡〕大祓後釋に「若えは若やぎの古言なり、古は若えと耳云へり、其を若やぎと云は中昔よりの言なり、然るを考に若やきより轉りて若えと云ふ如く解れたるは、本末を違へり」と見えたり。

名持命の御子、あぢすき高彦命、晝夜哭坐辭不通とき、夢の告ありて、御津川へおはせし事有て、其津水泥祓而、御身沐浴坐。故國造神吉事奏、參二向朝廷一取二其水海土一而用二上物一也、といへり、この二つをむかへ見るに、右にいへる、土物を造る泥を、若水ぬまといひて、御若やぎますちふ、賀言に重ねたり、若とは、いにしへ物をほめ云言にて、稚室ともいひしかば、土にしもいひけん。（後世爾春に、若水といふは、古へ聞えず。）

彌若叡爾御若叡坐。 わかえは、和加也伎の、也伎の約伊なるを、衣に轉しいへり。 **須々伎振遠登。** 萬の惡しき事を、滌て避やるをいふ、振は、辭なり。 **美乃。** 可美といふに均しくて、ほむる言也。 **水乃瀰乎知衞。** 紀に、根國底國ちふ如く、瀰は、底といふに同じ、かくてこゝは、右に引、御津の水海に、祓而御身沐浴坐に依て、高彥の命の哭もやみ、辭もとひ給ひし、例によりて、此御贄物の中には、其所の水菜などを奉るにつけて、此言も有歟、さてこの上下、その獻物にて、賀中中に、他言を交へいふべからねば、古川ちふより、こゝまでは同じく、獻る御贄によりたる、土物と水とをもて、御贄物の、凡を舉いふならむ。（御贄五十舁、舁別十籠、かく多き中には、よし有べけれど、今知がたし）〇又云々を知衞と云て、次に言なきは、此間に言の落しもの也、又次の御表知坐と、水乃瀰を知こ、言のむかへるは、地の底より、天の上までを、のこさずいふ意にやとも、思くにけれども、さても、上の言をはたさでは、有べからず。

御表知坐。麻蘇比乃大御鏡乃面乎。 麻曾比の曾に、須美の約志なるを、曾に轉しいふにて、眞澄日の鏡ちふ言也、且大日女命の御像を、うつせしものなれば、日云々といひ、且是は彼出雲人の祭、眞種の可美鏡ちふに、本づけるにや、さてこの鏡に、天つ日の御面の、天下を照すに譬いひて、即今の天皇の御事に、いひつゞけたり。

意志波留志天。 押晴かし也。 **見行事能已登久。明御神**

能。今の天皇を申、委は既に云つ。大八島國乎。天地日月等共。安久平久。知行牟。事能志太米登。既に出。御禱乃神寶乎。擎持氐。神禮自利。臣禮白登。恐彌恐彌毛。天津次能。神賀吉詞。白賜久登奏。穂日命より始て、次々に、今の國造等まで、絶せず賀申奉るをいふ也。かゝれば其賀詞、いと上つ代より有けむを、既にいふ如く、この詞は、飛鳥の宮より上にあらず見ゆ、然れば上つ代より傳へ來し古、後に遺ひ失へる事もありしを、正し補ひて、飛鳥岡本の宮の御時に、書つらねつらむ、されども其時は、假字書なりしを、後に此字は書加へしにや、そも今に字あやまり言落などして、解かたき事多かれど、年月に考て、かくまでもしるせし也、いかで古くよろしき本を、得たらん人あらば、正し給へ、是をかゞみとしてのりとごとをはじめて萬のふみをも書べきなれば、世にたふとしとも、たふとかりけり。

〔天津次〕中巖曰く「天穂日命の天津朝廷に奉りし返事申上給ひけん時に更に天神の宣ひ附させ給へりし事の有に依て其子天夷鳥命の若干穂日に參向ひけむより其裔の出雲臣等の世々仕奉るを以てぞ天津次とは云なりける」といへり。

〔此詞云々〕中巖曰く「考に此詞は飛鳥宮より云々、とあるは僻なる推當なり、然る細かしき差異迄も然計り際々しく見え分る者に非れば依難かり」といへり。

明和五年夏加茂眞淵七十二の齢にして、此考を竟つ。

門人　從四位下荒木田神主久老手自書寫畢

祝詞考下巻終

これの祝詞考の三卷は、吾師縣居大人の、齢の末に書給へる也けり、まことや師の言は、この學のにひはり道にしあれば、かりはねに足ふましむ、あやまりなきにしもあらざめるを、近きとしごろ、本居宣長、これが中より、大祓辭と、神賀詞とをぬき出、後釋と云を作て、猶其言を、明らめ論へるより、世の人みな、彼後釋をのみもてはやして、この考のある事をしらず、知りてもあかぬものとして、おぼろかにおもひをるが、うれはしく、いきごほろしくて、難波人若山棐にかたらふに、こゝにして世にひろくなしおき給ひなば、故大人のいさをは、三津の濱びにさゞ波の、いちしろくあらはれ出なむものをと、催さるゝによりて、堀江に生るあし手の、あしきをもたわすれ、假名も何も、もとのまに〳〵、みづからの手して書うつして、板に彫せるは、いさゝか師恩を報むかためぞ、はたおのれがおろかなるこゝろにも、明らめ得し事、また師の言のいかにぞやおほゆる事とも、是には私せず、さかしらせずして、正しき證あるは、別に書あつめて、祝詞追考とて、一卷とはなしにたり。

寬政十二年やよひ難波の旅寓にして書つ　皇太神宮權禰宜從四位下荒木田神主久老

祭祀考

祭祀考解題

一

本書は、新井白石の著で、和漢の例を引證して、祭祀は國家及び人倫の大本であることを詳論したものである。そして此書は、公刊の目的で書かれたもので無い、それは奥書にもある通り、眞跡原本は奉書紙二つ截り、横卷の體裁であつた趣きで、また本文の終に「謹で以てこれを呈る」とあるによつても知られる。然らば何人に呈つたものかと云ふに、恐らくは、時の將軍家宣に上聞する爲めに書かれたものと思はれる。それは本文に祭祀の國政上にも人事上にも最も重大なるを論じた後に、

當代の大祖、武を以て亂を撥ひ、文を以て治を興し給ひし事、其の功湯武の下にましまさずと申すべし。されば、かの神孫は、本支百世、其麗億のみにあるべからず、いかなれば四五世をだにすぎ給はず、御世嗣の君ましまさゞる事、既に二世に至り給ひぬ。天下の憂これにあつて、微臣の惑又こゝにあり。さらば、先王の法によつて、……祭祀を修め、かの多子の祥を招き、此群姓の望に副ふべし云々。

とあるに徴しても明らかである。こゝに、大祖から四五世をだに過ぎ給はず、二世の間嗣子が無いと云つたのは、三代將軍家光の後、卽ち四代家綱と五代綱吉とに嗣子が無かつた事をさしたもので、白石が侍讀として仕へた處の、甲府家より入つて將軍職をついだ六代家宣の爲めに奉つたものと思はれる。

二

抑も祭祀とは、神祇に事ふる大儀であつて、吾が國では、政治と共に不離一體のものとしてある。其の起原を按ずるに、遠く神代の昔、天孫降臨の際、天祖の「此之鏡者、專爲我御魂而、如拜我前伊都岐奉」との神勅に始り、累世祭祀を重ぜられた。神武天皇の御卽位の始めにも「我皇祖之靈也、自天降鑒、光助朕躬、今諸虜已平、海內無事、可以郊祀天神、申大孝者也」と仰せられて、祭祀の範を垂れ給うて居る。其の制度の稍ゝ整つたのは、崇神天皇の七年で、此の時初めて全國大小の神社を天社國社に分ちて、其の分に從つて神地神戶を定められた。そして近江大寶令の制定

となり、平安朝に入り醍醐天皇の延喜式に至つて神祇制度が完成され、祭祀の式法も整つた。以後明治時代に至る迄は、多少の盛衰はあつたが大變革はなかつた。而して祭祀に就いては古來多くの學者は其の重大なることを論ずるに吝かでなかつた。本居、平田等の國學者は勿論、儒佛の徒と雖もこれを重視した。山鹿素行は、其の著、中朝事實に於いて「夫禮、莫大於祭、祭祀之道、非至誠則不可致之、至誠之格、不以其道則不可得、凡自天子以至庶人、祭祀必有分、人君爲天下求福報功、天下之鬼神悉御之」と述べて、治國平天下の道、一に祭祀に因るといつてゐる。又、蒲生君平も其の著、今書に「祀之與政、其致維一、是以先王、以郊社之禮能致其敬、以宗廟之禮能致其孝、孝敬之誠、感鬼神化人民、而綱紀邦國」と祭政一致を高唱して居る。殊に祭祀の重大なるを宣明せられたのは、明治天皇の明治三年正月三日に下し給ふた神靈鎭祭の勅語で、其の中に、

朕恭く惟に、大祖創業して神明を崇敬し蒼生を愛撫す。祭政の一致由來する所遠し矣。朕寡弱を以て夙に聖緒を承け、日夜怵惕して天職の或は虧けんことを懼る。乃ち祇て天神地祇八神、曁び列皇の神靈を神祇官に

鎭祭し、以て孝敬を申す。庶幾くは億兆をして矜式する所あらしめよ。

と仰せられた。誠に吾等臣民たる者、此の聖旨を奉體し、拳々服膺して祭祀の道を忘らざる樣つとめねばならぬ。

三

著者新井白石は、名は君美、在中また濟美と字し、紫陽、錦屛山人、天爵堂、勿齋等の號があり、江戶の人である。幼にして慧敏、神童と云はれた。父正濟は久留里侯土屋利直に仕へた。侯嗣賴直が無賴で其の器でなかつたので、諸臣が廢立を謀つた。正濟亦坐して、白石と共に禁錮に處せられた。これより白石は節を折つて讀書を事とし、家貧するに從つて學益々勉め、經史百家に通じた。後ち木下順庵の門に學んで、强記博覽を以て、師に推重せられた。天和二年古河侯堀田正俊に仕へ、元祿六年德川家宣の甲府の邸に召されて儒官となり、侍講の命を受けた。時に三十七歲で眷遇甚だ渥かつた。寶永六年、家宣將軍となるに及んで、侍講たること舊の通りで、文學を以

て帷幄に參し、獻替する所頗る多かつたので、從五位下筑後守に叙任せられた。其の漸く老ゆるに及んで志を時事に絶ち、專ら著述に從事した。著すところは皆、世用適切の實說であつて、道義、敎育、經濟等一も社會の實用に當らないものは無かつた。一世の碩學と云ふべきである。享保十年五月十九日六十九歲で歿した。淺草本願寺內報恩寺に墓がある。正面に「新井源公之墓」と記し、側面に「筑後守從五位下諱君美年六十九享保十年五月十九日卒」と刻してある。

祭祀考

謹て禮の祭法を按ずるに、古への王者は天を祭り、地を祭り、時を祭り、寒暑を祭り、日月星辰を祭り、水旱を祭り、山林川谷丘陵の能く雲氣を出して風雨をなすを祭らる。是天地百神を、祭らるゝの義なるべし。本朝の昔朝廷にして祭られし、天地百神を祭るも、みな斯くの如し。又廟祧壇墠の四つを設て、其祖考を祭られ、本朝にして宗廟山陵などいふ事、其義は同じけれ共、其禮は同じからぬ事あり。又殤の祭を設て、其子孫を祭らる。殤とは生れて、三月以上、二十歳より以下、人とならずして、死したるを申也。又群姓の爲めに社稷を立てゝ、土地の神と、五穀の神とを祭らる。本朝の昔、一國に一社づゝ、總社の神を立てらる、一宮と申す是れなるべし、又五穀の神を祭られき。又古の人、法を以て、民に施せしと、死を以て事を勤しと、勞を以て國を定めしと、大なる菑を禦ぎしと、大なる患をよく捍ぎしとを祭らる。本朝の古へ、人を祭りて、神となされし事、これらの功徳ありし人々也。これらの功徳なきを、神に祭らるゝ事は、今もかなはぬ御事也。當代の神祇は、これらの功徳そなはらせ給ひしによりて、大神とは、あがめ祭らしめ給ひしなりと、大猷公も、百歳の後には、神とあがめられたき事也と、常に願はせ給ひしかども、これらの功徳あらはれさせ給はざりしかば、かなはせ給はざりし由、申傳へき。これら皆國家の大神となしてあがめ祭らるゝ所なり。又群姓のために、七祠を立て祭らる、所謂司命と、中霤と、國門と、國行と、泰厲と、戸と竈との七つこれ也。司命とは、およそ人の命二三の科あり、年壽一ッ也。善を行ふといへども、凶にあふ二ッ也。善を行ひては、吉をうけ、

〔禮〕禮記、周禮等の禮典をいふ。

〔廟祧壇墠〕「廟」は祖先の靈殿、「祧」は七世以上の祖先の靈を家より他に遷して祀れるをいふ。「壇」は祭壇にして、「墠」は壇に同じく又壇に同じ事物起原左氏注に「除レ地爲レ墠、築レ土爲レ壇」とあり。

〔社稷〕國家をいふ左傳に「土正曰二後土一、共工氏有レ子曰二句龍一、爲二后土一、后土爲レ社、稷、田正也、有二烈山氏之子一曰レ柱、爲レ稷、自レ夏以上祀レ之、周棄亦爲レ稷、自レ商以來祀レ之」とあり、後漢書に、社者土地之主也、稷者、五穀之長也とあり

〔大猷公〕徳川家光の諡號也。

惡を行ひては、凶をうくる三ッ也。此の三ッの命を司どる神を申す也。中霤とは堂室居處の神をいふ。國門とは門神を祭る也。國行とは、道路の神を祭る也。泰厲とは、古の帝王の後なきを祭る也。戸とは戸の神をいひ、竈とは、竈の神を云。國家の小神、申さば此七祠を云ふなるべし。天下を治給ふ君は、此大小の神、こと〴〵く皆祭られずと云事なし。諸侯より下、卿大夫士庶の類は、そのほど〳〵につけて祭るべきと、祭るべからざるとの神ある也。祭るべくして、祭らざるは、これ神を慢る也。神を慢る時は、神これに、禍を降し給ふことあり。祭るべからずして、祭るは、これ禮を借ふ也。神これに福し給ふ事なし。これを神は、非禮を受けずとは申す也。此一段神を祭る一大事の儀也。彼七祠のその中に、泰厲といふものを、諸侯にありては、之を公厲といひ、大夫にありては、之を族厲といふ。其位のたかきひきゝによりて、祭る所異なれば、其名同じからざれども、その厲鬼を祭らるゝ事は、相同じ。泰厲の事は、前に見えたれば、申におよばず、公厲と申すは、古の諸侯の後なきをいひ、族厲といふは、古の大夫の後なきをいへると也。司命は人民の命つかさどる神なれば、これを祭らるゝ事、祈禳の義ありぬべし。本朝にて、泰山府君の神の祭りなど云事、司命の神を祭るの儀に似たり。祈とは福をもとむる也。禳とは禍をはらふを云ふ。堂室門道戸竈などは、各人民を利する事ある所なれば、其神を祭りて、報賽の禮を行はるゝ事、そのことわり有といふべし。報賽とは其恩に報いて祭るをいふなり。かの泰厲、公厲、族厲の如きは、いかなるいはれありてか祭られけむ。およそ人の不幸に、その後なきより大なるはあらずして、人の不仁に、人の後を絕より甚しきはなけれ

〔帝王〕白虎通に、「帝王者何號也、號者、功之表也、所ヨ以表ㇾ功名ㇾ德號ニ令臣下一者也、德合ニ天地一者稱ㇾ帝、仁義合者稱ㇾ王」とあり。韓愈の原道に、「帝之與ㇾ王其號各殊、其所ニ以爲ㇾ聖一也」と見ゆ
〔諸侯〕孔傳に、「侯候也、爲ニ王者斥候ニ」、和爾雅に諸侯、公侯伯子男五等之總號とあり。
〔士〕白虎通に、「士者事也、任ㇾ事之稱也」とあり。
〔泰山府君〕道家にて祀る神也「泰山」は五岳の一にして東岳をいふ「府君」は漢の郡守の稱なりしが後世之を祖考の尊稱となし、更に道家にて之を神と祀れる也。

ば、たとひ其姓を、同じくせずとも、其位を同じくせる人は、これを祭るべき義にや。神は非禮を受ず、民は非族を祭らずといふ事あり。同姓同族の人の祭りにあらざれば、先王の法に、異姓異族の神を祭る事を戒められき。されば本朝の古も、凡そは神を祭らしめらるゝには、必ずその神の後をして祭らしめらる、かるがゆゑに、其氏神といひ、その祭つかさどる人を氏人とも、氏子とも申せし也。又先王の法に、子なき人の後つがざるに、異姓の人を用ひず、必ず同姓を用ひしめ、これらも、その氏の神の祭絶せじとの御事也。本朝の古へも、又かくの如し。某謀とて、一人の罪〔　　〕萬ことごとく誅せら〔　　〕より始まりしに、秦は二世にて亡び給ひき。天地と共に、ならびなまれし人の後なれば、天地と共に絶ずして、其祖宗の神も又天神地祇と共に、其子孫の祭を、享くべきものなるに、忽ちにその後を絶盡して、其祖宗の神をして祭享くべき所なからしめ給ひしかば、自らも又二世にして滅び果て給ひし也。これば同姓の中に家継ぐべき人あるを用ひずして、異姓をたてゝ、其祖宗の神をして、祭享くべき所なからしめし〔　　〕かの秦の族〔　　〕と同じければ〔　　〕おそれ給ひ〔　　〕見えたる、然るにかの秦厲公嬰などの如きは同姓同族のその祭司どるべきものは既に絶果ぬ。さてやみ給ふべき事ならねば、其神と其位を同じくせる人をして其祭を司らしめらる。これ先王の変に因りて、制し給ひし禮にぞあるべき。なを詳なる事は晉の春秋の昭公七年の傳に見へたり。はじめ鄭の大夫伯有といへるあり。此人鄭の先君の後にして、其家三世〔　　〕政を執けり。されば自ら侈れる心ありて、もろ〳〵の大夫と間よからず、駟氏と豐氏との爲にうたれぬ。かくて伯有が死せし後より國人相驚きて、伯有至れりとてにげはしる事有けり。六年が後にある人の夢に、伯有が鎧着て行に逢しに、何れの日我れ駟帶を殺し、明年の何れの日、我れ又豐段を殺さんと云と見てけり。かのいひつる日に駟帶死しければ、國人益々懼れしに、其の明の年の其の日に豐段も又死して、かの夢に見しにたがふ事なかりしかば、國人いよ〳〵おそれをなしけり。伯有の死せし初はその魂魄の怨み憤る事有さかりなるべし。さらばやがて駟氏豐氏をうしなふべきものなるに、六年が後まで其の事なかりし事いはれあるべき事也。只邪は正に乘ずるもの也。かゝる事は我も心得あるべき事也。其説なかりければ爰に詳にせず。其時の政執りし子産といひし人、伯有が子、良止といふを立てゝ、その後をつがせたりしかば、

〔神は非禮を受ず〕論語八佾篇に、「神不ㇾ享二非禮一云々」とあり。

〔祭〕眞鈞の義にして、人神融和せんとするの禮をいふ、かくの如き關係の隱身の神と民とに於けるを祭祀といひ、現人神なる君と民とに於けるを政治といふ。

〔禮〕禮記に「禮者天地之序也」、孝經に「安ㇾ上治ㇾ民莫ㇾ善二於禮一、禮者敬而已矣」とあり。

〔大夫〕官名、白虎通に「大夫之爲ㇾ言大扶、進ㇾ人者也、故傳曰、進ㇾ賢達ㇾ能謂二之大夫一也」とあり。

〔子産〕本名は公孫僑、鄭の大夫也、孔子稱して之を古の遺愛也といへり。

いつとなく國人の相驚ことはやみけり。子、大叔といひしが此事を問ひしに、子產答へて、鬼歸する所ある時は厲をなさず。我れこれが歸する所をなしたりといひけり。斯く云ふ心は凡そ人死して後、其魂魄おもむきよるべき所なき時は、天地の害氣に因りて災をなす、これを厲とはいふ也。それをしておもむきよるべき所あらしむれば、その災自から止むべし。かるが故にその後を立てゝ、其祭祀を司どらしめければ、其災果して息みしとの義なるべし。譬へば猛獸□所を失へば村里に出て物害す、それを駈りて山林におもむかしむれば、かれそのよる所を得て其害自からやむ事あるが如し。そののち子產晉の國に往く事ありしに、趙景子といふ人も又此事をとふことありけり。子產これに答へしは、匹婦匹夫の强死せしだも、其魂魄なほよく人に憑依て淫厲をなす。强死とは病なくして死する也。白刃を犯して死するを云ふ。べし、いはんや伯有は、我先君の後として、政を執る事三世の權勢ありしものにて、しかも强死しければ、よく鬼をなす事むべならずやといひけり。これらの說によりて見る時は匹夫匹婦の賤が强死して、其鬼より所なきも、なほ厲をなしつべし。ましてや古の□王古の諸侯、古の大夫の死して後なく、その魂魄のよる所なからんにおいてをや。先王のこれを祭給ふこと、又そのよる所をなし給ふ義なるべし。近き頃ほひ、大明の代に至りて、南北の□はじめて國都は云ふに及ばず、一邑一鄕に至る迄、こと〴〵く厲壇を制られて、厲鬼を祭られし事、王侯大夫はいふに及ばず、匹夫匹婦の後なきもの迄も、こと〴〵く祭られしとぞみえたる。今朝鮮の國中にても、大明の祀典に倣て、其祭おこたらざるよし、彼國の書に見えたり。又禮の月令を按ずるに、孟秋に夏の令を行ふ時

〔鬼〕爰は人死したる後の靈魂をいふ。凡そ鬼には四義あり、一は靈魂、二は佛說によりて想像せる地獄の怪物、三は通常の意に於ける妖怪、四は才能拔群なる人に云ふ也。「おに」と云ふは「隱」の音の轉なりといふ、倭訓栞に、「鬼は形なし、さるを和漢ともに角ある頭に虎の皮をまきたる體を書くは丑寅の間を鬼門とするより牛と虎とをとり合せたる也」とあり。

〔淫厲〕たたり也、左傳に、「子產曰、匹婦匹夫强死、其魂魄猶能憑依于人以爲淫厲」とあり。

〔禮の月令〕禮記の月令篇なり。

「月に向ひて云々」世俗、月の明き夜、月に向ひて柏手、鉢の類にて頭し合すれば、其の面に映り溜るを見て之を月の水と稱し取りたる也と信ずり
「北野」北野神社の祭神なる菅原道眞をいふ。道眞は是善の子也、學者の家に出で、宇多、醍醐二朝に仕へて頻に累進し昌泰二年右大臣に任ぜられしが、時平等の讒に因りて延喜元年太宰權帥に左遷せられ、同三年薨ず、時に京中屢雷電の變あり貴紳また頻りに火災起る、時人以て道眞の祟となせり。
「伯有」春秋の人也諸子百家に通じ、注する所甚だ多し

に、國に火災多くして、寒熱節ならず、民に厲疾多しと云事あり。厲疾といふことも、かの厲鬼の災して民に疾疫多きをいへる也。天人はもと一氣にして、相感じ相應ずることの、月に向ひて水をとるよりも猶甚し。されば人氣中に和ぐ時は、天地の氣も、自から上下に相和ぎ、人氣和ざれば天地の氣も又自から相和がず、民を使ふに時を以てすることは、先王の政なるに、もし其時にあらずして民を用ゆる時は、其怨怒れる氣に感じて、天地の氣も又平ならず、寒かるべくして熱く、熱かるべくして寒し。』此時に乘じて、厲鬼その災・なし、人民わづらふ事多きを厲疾とは申す也。疫疾といふは、則厲疾をいへる也。前に見えし邪は虚に乘ずると申せし事、これらの所にも引合せ見るべし。又火の神の名を赤熛怒と申す事は、怒れる氣のもと火に屬するによれる也。國に火災の多きも、人民相怨相怒れる氣の相感じて、此災をなせる也。北野の雷と成給ひしといふも、此ことわり也、雷は天の怒と申す也、是も火に屬する（恐脫字）先賢伯有が厲を論じけるに、德あるの神は天地の和氣に附て、民の利を興し、鬼の厲をなす事は天地の害氣に因りて、災を施す也といひし事あり。されば鄭玄の説なり、德あるの神とは前に見えし功德ありてあがめ祭られし神をいふ。鬼と厲とは、秦厲公靈其厲、又は伯有が如きをいふなるべし。天地の害氣とは陽にもあれ陰にもあれ、その氣のたかぶり極りて、物を害するをいふ。大水大旱の類これなり。つらつらこれを按ずるに、德あるの神と申すとも、天地の氣和らがざらんには、民の和を興し給ふことかなふべからず。厲をなす鬼と申すとも、天地の氣相和らぎたらんには、災を施すことはいかでかな・べき。これ聞き因るべきものなければ也。さらば神の和を興し給はんも、鬼の災を施さんも、天地の氣の和ぐと和らがざるとにかゝれる也。又天地の氣の和らぐと和がざらん事は、人民の氣の和らぐと和がざるとにかゝる事なれば、古への先王

〔律令格式〕「律」は罪人を處罰する法を規定せるものにして、「令」は細大の制度を規定せるもの也、「格」は制度法律等に關して發布せられたる臨時の勅令及び官符をいひ、「式」は諸官衙に屬する事務を記載し、併せて令に載せざる制度を規定せるもの也何れも始は其運用に就きて名づけしものなれども、後は之を記載したる書籍をいへり。〔延喜式〕五十卷あり、朝廷年中の儀式、百官臨時の作法、國々の恆式等を記載せる書也、醍醐天皇延喜五年藤原時平等に勅して纂輯を始め延長五年十二月成れり

は禮樂を施して、民を化し、鬼神を祭りて、其助をばもとめ給ひし也。明にはすなはち禮樂あり、幽にはすなはち鬼神ありて、禮の樂記に見えた●は此義にて侍る也。●る脱カ まづ民を化して、さてその冥助を鬼神にもとむるといふ事、神を祭るの要方也。○此一段神を祭る第一義もつとも心得あるべき所なり。これら祭祀の典、ひとり異朝の先王の法のみにあらず、我朝のいにしへ朝家に行れし所、悉く皆これに同じ。まへに注せし所引合せみる可也。禮樂制度を以て、朝廷を正して天下を正し給ひし事ども、世々の國史までは律令格式等に詳なればこゝには論ぜず。天地、宗廟社稷、日月星辰、山川丘陵の神をはじめとして、門行戸竈の神に至る迄、凡そ大祀、中祀、小祀、式に見えし所、三千一百三十二座、その餘式外の神はあげてかぞふべからず。延喜式に詳也、朝廷の例幣にあづかる神を式内の神と申す、その外を式外の神と申す、是を祭らるゝ次第によりて、大祀、中祀、小祀といふの別あることなり。されば自ら我國を稱して神國とも申せしとやゝその流俗の弊衰るに及びては、祭る可からざるの鬼神を祭れるも又少なからず。たゞしこれらは淫祀とて、我朝にも、異朝にも、正祀とはせざりし事なるべし。此事又心得ある事也。その中かの厲を祭られし事、我朝の古へには聞えず、中頃より世にいひ傳ふる所あれども、伊吹明神をやまたおろちの神といひ、松浦の神を藤原忠文の靈といひ、宇治の離宮の明神を藤原廣嗣の靈といふの類なり。かゝる事の本緣をしるせる、神別記といふ書は世に傳らざれば、その詳こと考べからず。八所御靈の神を祭られし事は桓武仁明の御時にはじまれるよし、世に申傳へき。これは正しく異朝の公厲族厲の祭に同じかるべし。延喜式に、宮城の四隅に疫神を祭り、畿內の界十所に疫神を祭らるゝ事見えたり。又紫野今宮の御靈會は、一條院の御時に初めて疫厲の神を祭られし由申す也、是疫厲の神といふ

〔今宮〕山城國愛宕郡紫野に在る今宮神社也祭神三座を祭る。

〔八所御靈〕八所御靈宮上下二社をいふ、京都にあり、吉備大臣、崇道天皇、伊豫親王、藤原吉子、藤原廣嗣、橘逸勢、文室宮田麿、火雷天神を祭る。

〔明德の亂〕元中七年（北朝明德元年）十二月、山名氏清、同滿幸等足利義滿に背きて南朝に降り、錦旗を擁して兵を擧げたる亂也

〔崇道天皇〕早良親王を申す。人皇第四十九代光仁天皇の第二皇子、桓武天皇の御弟也。

〔八島〕大和國添上郡に在り。

〔當代の大祖〕德川家康を指す。

も、皆厲鬼の災をなすを申べし。今宮の祭を御靈會と申すも、則ち八所御靈を祭れる例に同じきによれるなるべし。但今宮の御靈は如何なる人の靈を祭られしといふ事いまだしらず。其後崇德院、後鳥羽院をあがめ祭り奉りし事は、古への時崇厲を祭られし義に同じかるべし。其後は大に戰ありし後、其亡卒の爲に僧を度し、經を讀ませ、跡弔はれしなど云事は世に見えたれども、厲鬼祭られしといふ事は見えず。明德の亂の後萬部會行れしなど云事、鎌倉の代よりかゝる事はありき。但しかゝる事に塔婆立て經よむなど云ふ事は、いかゞあるべき。八所御靈の起りは早良の親王、井上の內親王の靈を慰られんが爲に、傳教大師の請申されしによりて、桓武天皇の祭り給ひしより始まれりとも申す也。佛事作善して其厲やむことを得んには、大師朝廷に請ひ申して、神にあがめ祭るには及べからず、自ら如何にも計ひ申さるべし。且は又國史を見るに、崇道天皇の御爲に佛事行れて、御跡弔らはせ給ひし事たび／＼に及びしかど、其厲やませ給はず、八島の御陵に還し祭られてこそ、しづまらせ給ひたれ。かれこれをあはせ見るに、佛事作善して、厲鬼歸する所を得ん事は叶ふまじき事にや。されば先王これを祭るの禮、定めおかれしふかき義ありと見たり。古き人の申せしをもきゝ、又その比の事記せし物ごとも見しに、當代の大祖の御時、織田殿と兵をつらねて甲斐の國をうたせ給ひしに、信長武田の一族ことごとく滅し、その首をきりて獄門の木にかけ、その墳墓まで悉くに燒きすてたり。かくて百餘日を出ずして、其臣の爲めに弑せられ給ひき。神君再び彼の國に入り給ひ、遺れる士民を撫安じ、其の舊主のために一寺を修造して

〔天主の教〕基督舊教をいふ。天主は「デウス」の音譯にして眞神の義也、天文十八年ポルトガルの宣教師「フランシスコ、ザヴイエル」鹿兒島に來りて傳道せるを始めとす、爾來九州を始めとし殆ど全國に擴がり、大名にても、大內義隆、大友宗麟、有馬晴信等之を信ぜり。然るに天正十五年に至り豐臣秀吉先づ之を禁じ家康亦之を嚴禁す。

〔丁酉〕後西院天皇の御宇、明曆三年也、此年江戶大火ありて、千代田城炎上す。

〔神孫〕德川家康の子孫といふ意を、僭して、かく言へる也。

後の亡鬼を弔はる。其後關が原の戰の時、先陣の諸將岐阜の城を陷して、首千七百十八をきつて献らる、やがて瑞布の原に收め葬りて、佛事作善してこれを弔らはしめ給ひき。當代百戰の間に身を役し、命を隕せし敵御方の亡卒を弔らはせ給ひしと、皆々斯の如くこそありぬべけれど、世にいひ傳へざれば悉くに知る事を得ず。たゞ此の二度の御事を以ても、かの織田殿のふるまひにあはせ考れば、まことにありがたき御心にて有けり。されば此御心を推し計るに天下一つに定りし後、世にとゞまらせ給こと、今しばしか□ど經て、先王の禮を議せられんには、かの泰厲公厲族厲を祭る如きの禮も、擧行はるゝ事ありなまし。いくほどなくて神さらせ給ひしこと、ながき世の遺れる恨とや申すべき。その後天主の教といふ事世に行れて、其事によりて族誅せられしものども前後凡そ二十餘萬人、その時有識の人、これを歎て、彼等國の新禁を犯せし罪まぬかるべからずといへども、頑に愚なる性を以て、邪に僻る法を奉じ、己を正とし、他を邪とし、死に至れどもその惑解る事能ざれば、その寃また散ずる事もあるべからず、其鬼必ず厲をなしなん、其災もしくは火にあらん歟といひしとにや。（禪僧崇傳と云がかくは申せしとなり。）それより後、丁酉の年に當りて、火災はじめて行れて、死する者十餘萬人、是よりして此災、年を隔てゝ必ず起ること、今に至りて絶ず。有識の申せし事、誣べからずと謂つ可し。これらの事によりて思ひめぐらす、當代の大祖、武を以て亂を撥ひ、文を以て治を興し給ひし事、其の功湯武の下にましまさずと申すべし。されば、かの神孫は本支百世、其麗億のみにあるべから

〔御世嗣云々〕德川四代將軍の家綱に子なきを以て、弟綱吉を嗣とし、綱吉亦子無かりしかば、甲府より家宣を迎へて嗣とせり

〔微臣〕新井白石自らを云へり。

〔學士〕爰は學者といふ程の意也、史記儒林傳に「天下之學士靡然鄉ㇾ風矣」とあり。

〔闕典〕前に擧げたる禮典、樂典等の闕けたるをいふ。

ず、いかなれば四五世をだにすぎ給はず、御世嗣(よつぎ)の君ましまさゞる事、既に二世に至り給ひぬ。天下の憂これにありて、微臣の惑、又こゝにあり。それ陰陽和せざれば萬物もつて生ず可からず、天地位せざれば萬物以て育す可からず、天高く地卑きは禮のよりて起れる所也。陽倡ひ陰和するは、樂のよりて生ずる所也。されば禮といひ、樂といふは、たゞに先王人を教へ、人を化し給ふ具に非ず、以て天地の位を定め、以て陰陽の氣を和し給ふ所也。こゝを以て、愚竊に疑ふ所、若くは今禮樂いまだ修まらずして、天地の氣和ざる所あれば、鬼神其他を助く可き所なくして、生育の理、或は達せざるか。さらば先王の法によりて、明にしては禮樂の敎化を興し、幽にしては鬼神の祭祀を修め、かの多子の祥を招ぎ、此群姓の望に副べし。然りといへども、かの禮樂の如きは、先賢なほ君子を待つといへり。子路のいひしと論語にみゆ。これ學士大夫の宜しく議すべき所にして、愚臣が及ぶ所にあらず。故に獨り先王の祭法を取て、當世の闕典を論じ、別に其目を錄し、謹て以てこれを呈る。

祭祀考終

眞跡原本、幕府の士、森田某の所藏にかゝる、實に進呈稿とおもはる。長篇精寫一筆の誤りなし、謹敬あふぐべし。傍訓國字分注、一に原本の體にならふ。もと本書紙二つ截り横卷なり、披閲に便ずるがために册子となす。

後學　清水巡拜識

右白石先生祭祀考一卷、眞ニ希覯ノ書タリ。先生ノ著書、各種ノ書目ニ載セタルモノ、往々玉石雜陳シテ、却テ此ノ如キ拱璧ヲ逸ス。今余コレヲ鬧市ニ得タルハ、洵ニ珍トスベシ。清水巡ハ文政天保間ノ人ナリ。

萩原由之記

神道大意

神道大意解題

一

本書は、卜部兼直の著で、卜部家で唱道した唯一神道の大意を説述したものである。一名「萬神起元」とも、又「神道宗源」とも云つて、後鳥羽天皇に密奏したものであると傳へられて居る。兼直は、卜部家十二代の主で、中興の祖吉田兼延から七代に當つて居る。七朝の侍讀となつて、神祇大副に任ぜられ、侍從左兵衞督となつた。其の著すところ、本書の他に「神代紀和訓抄」があるが、今は傳はつて居ない。

神道は、我が國固有の大道で、祭政の根元、國民精神の源泉である。敬神尊皇愛國は三根一元、忠君孝親は不二一體たることを標識し、永久無限の平和安泰を理想とするものである。これを祭祀にとれば、眞善の宗教となり、これを政治に用ゆれば、完全なる國家を成し、これを社會に通ずれば、理想鄕を現ずるのである。然るに、神功

皇后御征韓以來、著しく外來文物が浸潤し、平城、平安兩朝の頃に至つては遂に其の本末を亂し、世を擧げて儒佛の迷信に陷り、精素雪の如き皇國の大道を忘れた。然かも尚、これを忘れないものも、折角の純白なものを樣々の色に染めやうとした。本地垂迹說や、神佛習合論などがそれである。斯の如き大勢に當つて、飽く迄も、神道の本義を傳唱せんと努力したものが卜部姓吉田氏であつた。

二

抑も卜部家の唱道した神道とは、平城、平安兩朝以來盛んに流布せられた神佛混合論や兩部神道に反對して、道は唯一である、この道は神代から相續して敢て他教を交へないと云ふので、唯一と稱したが、實は天台の教理儀式を用ひた事が多い。其の說を見ると、神道は根本で、儒教は枝葉で、佛教は華實である。故に顯密の淺義によると、佛を以て本地と爲し、神道を以て垂跡としてあるが、もし隱幽の深義からすると、神を以て本地と爲し、佛を以て垂跡とする。密に祕密隱密の二義があつて、眞言宗の

如きは、祕密であつて義尙淺い、神道は隱密であつて極めて深い。神道には、相傳、傳授、面授、口訣の四重と、影像、光氣、向上、底下の四位あつて、顯から密に至り、密の中にまた淺深がある。故にもし其人を得ざれば、淺略の分も傳へることが出來ないと云ふのである。而して其の授くる所は、神道護摩、宗源行事、十八神道の類であつて、之を切紙傳授と稱した。これを唱道したのは卜部兼俱であるが、いよ〳〵基礎を固めて神祇の權を左右する樣にしたのは兼右である。世に吉田流の神道と稱し、江戸時代には隆盛を極めた。

三

本書は、其の唯一神道の教典とも云ふべきもので、吉田家の重寶である。それを吉川惟足が講述したものである。

吉川惟足は通稱を五郎左衞門と云ひ、江戸の人である。姓は源、佐々木秀義の後裔で、先世は近江國吉川村に住したので、吉川を以て氏とした。惟足九歳の時孤となり、

家貧しかつたので一商家に養はれた。長ずるに及んで擧止非凡で、京師に赴いて、豐國神社預り萩原兼從(兼倶の後裔で、神祇大輔吉田兼見の孫)に就いて、神道と歌學を修め、遂に神書の奧義を受けた。兼從卒するに當つて、繼嗣萬麿尙ほ稚かつたので、神書は惟足に就いて學べよと遺言したとのことである。惟足後ちに江戶に歸つて、時の參政松平正之の優遇を受け、晚年幕府に推薦されて神道方を命ぜられ、名聲愈々高く、列藩の諸侯も招きて敎を請ふもの多かつた。元祿元年十一月歿した、年七十九。著書には、日本學則、神祇要論、神代卷惟足抄、神道大意註等がある。

神道大意

〔仰日〕本書は、卜部兼直の撰なるを、吉川惟足が講演するに當り、即ち兼直の記せる所を敷ひて、仰日と云へり、吉川惟足は、江戸の人、通稱五郎左衛門、佐々木秀義の後裔にして卜部侍從に國學を學びて令名あり、後ち徳川幕府に仕へて儒臣に列し、年齡七十餘す。〔夫吾國云々〕詩經の序に、「[illegible]」[illegible]。吾國は日本[illegible]。三國は日本、支那、天竺を云ふ。

仰日、先大意と申すを、大概など云儀に同じく心得て、十の物ならば、七つ八つを云へる、大略の義と申すは悪し。大略とは、大方の事どもを略して、うはつらをざつと沙汰仕ること也。今此大意と申す事、凡そ神道の道理、一より起て、百千萬に至る處、是を書籍にあらはさば、果てもなく際りもなきこと也。然るに其肝要の旨を取て、一切の理をつがねて云ふ處が大意也。少分の中に、百千萬の道理をすべて云へる也。然らば大略の儀とは心かはる也。又大綱綱目を以て可ㇾ意得。大綱とは、綱の大つなぞ。綱の目は、百千萬有て數を不ㇾ知。然るに其大綱、一筋を動せば、百千無量の綱の目、一同に動くぞ。今此大意も如ㇾ此。この少分の一卷の中に、神道百千無量の道理、悉くそなはる也。扨神道の二字は、此書の中に具さに說き玉へり。

一夫吾國者天地登俱仁神明顯坐須。

仰日、吾國と指處は則日本なり。此日本國が、萬國の根本の國也。凡三國の中にて、日本は

東方也、萬洲の中には中央なり。偖東方は、春なり朝なり、春は四季の始と云のみに非ず、惣じて萬物の始め也。故に天地開闢の始めも、東方より開けしこと、理の當然也。日本と云國號は、異國より名付る處と云へども、吾國の傳ふる處に叶ふが故に、此方に用ひて、やまとゝ云處へ、日本とは書く也。ひのもとゝよむは字訓、やまとゝ讀むは義訓也。扨開闢の姿清陽と、すみあきらかなるものは天となり、重濁と、かさなりにごれるは地となれば、其清陽濁陰二氣あつまりて、則日月出生してあらはれ玉ふ。其古のあらはれそむる所、唯今に少しも易る所なく、東方より見えそめて、西方に沈む也。日月は、則天地のたましひ也。一人小天地にて、人も天地とかはることなし。天地の魂魄は日月なり。日月は、人々固有の魂魄なり。日は、天の陽氣にて魂なり。月は、地の陰氣にて魄なり。日は天地の魂にて、大陽の聚る所、萬物形をなすの根本なり。東方に見えそめて、西に向て運轉して、南にのほり、南方の正當より、西北に向つて回轉して、西方に沈むこと、今日の天にかはりなし。爰を以て國土の開き始まる姿をも、此日輪の動作を以て、明らかに知ること也。凡渾沌の中より、清濁二つに分れて、天となり地となる。天は陽氣の積む處、地は陰形の聚まる物也。氣はあつまりやすし、故に天は先成就して、日輪既に出現す。形の成就することは、遲き道理なれば天は既に成ても、地は未だ成就せず、國土に可レ成土と、海潮になるべき水と合して、泥の海にてありし也。然るに、泥中より升る所の陽氣と、天にかゝる所の、日輪の水氣と相合ひて

〔日本と云ふ云々〕襲國僞僭考に、「日本といふ名は、始めて唐書に見えたり、舊唐書には、倭、日本別に條を立て、日本國、倭國之別種也、云々、としるせり」と見えたり。

〔やまと〕神皇正統紀に、「神武天皇東征より代々の皇都なり、仍りて其名を取りて、餘の七洲をも、總て耶麻土といふなるべし」とあり、國號考亦これに從ふ。

〔魂魄〕左傳に、「子產曰、人生始化曰レ魄、既生レ魄、陽曰レ魂」とあり。

〔渾沌〕日本紀、「マロカレ」と訓む、未だ分れずして、滑りて一沌(ラム)なるを云ふ。

〔大八洲〕古事記に「伊邪那岐命、伊邪那美命御合、生子淡道之穗之狹別島、次生伊豫之二名島、次生隱伎之三子島、次生筑紫島、故因此八島先所生、謂大八島國」と見えたり。〔震旦國〕印度にて支那を呼べる稱也。翻譯名義集に「東方云震旦、或云眞丹、或振丹、或指難、皆梵音訛轉、並翻爲漢地、云々、或謂日出東方、其色如丹、故云眞丹、眞丹者、此皆訛說云々と見えたり。〔天竺國〕印度の古名也、西域記に「天竺之稱、異議糺紛、舊云身毒、或云賢豆、今從正音、宜レ云印度云々」とあり。

泥土を煮るが理にして、泥海の正中に當つて、泥土はつかに自ら凝りしまれり。天中に始めて形するものは日輪なり、東方よりあらはれそむ。地中に初めて形するものは國土なり、是又東方にあらはれそむ。天地自然の神理なり。日輪は西に向つて升ると云へども、次第々々に、少しづゝ南によりて運行す。爰を以て國土も、吾國淡路盧島より起て、大八洲成就し、其次に西方に當て、震旦國ひらくるに、西南方へひらけ行く也。扨震旦國成就して後、震旦の西に當て、天竺國ひらけそむ。是は又西北へ向てひらけもてゆく也。天の日輪、南方に升りては、西方に向てしづむと云へども、少づゝ北によりておつる故に、國土も、天竺は西北へひろき國なり。國土の建立、全く今日の日輪の動作にてしる所也。加之日本は小國、震旦は中國、天竺は大國也。萬物、其最初は何物も少く、中頃はやゝ大きに、終りは極めて大になる者也。三國開基の次第、日輪によつてしる時は、吾國は東域にして、日の本の國也。故に異國より名付くる所といへども、其理符合する故に、日本を以て號とす。吾國諸州の根本なること、全く無レ疑處也。淡路盧島出現すれば、國土ひらけそむ。此時を、眞實は天地の開闢とす。地道成就すれば、天に月輪を現するとは、此書の非なり、天に月輪現する故に、地道成就すると可レ云乎、尚察レ之。此道成就すれば、天に月輪を現す、其光亞レ日、月と云和語は、つぎと云こと也。日は天の陽光なれば、天先成る道理にて、先きに現じ、月は地の陰靈なれば、次に生ずる也。爰で天地の魂魄そなはれば、人才の生ずべき時なり。故に淡路盧島に於て、氣化の人出現す。氣化と云ふは、天地陰陽の二氣こゞり

〔日本書紀〕三十卷元正天皇の勅を奉じ、舍人親王の撰せるもの、神代より持統天皇に至る編年史也、一二の卷を神代記とし、三卷以下を人皇紀とす、六國史の第一にして古事記に亞げる我國古代の史書也。

〔溟涬而含レ牙〕溟涬は日本紀に、「クヽモリテ」と訓む、元氣の溟々と隱(コモ)れる中に、天地の元を牙(キザ)せるなり。

〔精妙之合摶易〕精微にして輕きものは、昇り進み易しと也、摶は扇ぐ也。

〔豐葦原〕豐は物足りて豐かなる意、葦原は太古我國の海邊等多く葦原なりしより云ふ。

て、父もなく母もなく、自ら生出して、日月を魂魄とし、天地實體あらはれ玉へば、是を神明の出現と云ふ。今此大意に、吾國は天地と倶に、明神顯坐すと云へる、此處也。

日本書紀、神代卷に曰、古天地未レ剖。陰陽不レ分。渾沌如二鷄子一。溟涬而含レ牙。及下其清陽者。薄靡而爲レ天。重濁者。淹滯而爲上レ地。精妙之合摶易。重濁之凝竭難。故天先成而地後定。然後神聖生二其中一焉。

上に粗申す處の證文ぞ。神聖とは、國常立尊、伊弉諾、伊弉册尊等の御事ぞ。神聖は神人也、聖はひじり也、天に在ては神なり、人の生れては聖と云。天地ひらくると、卽ち國常立尊顯れ玉ふ也。

故仁國於神國登云比、

仰曰、天地ひらくると、はや卽國常立尊はあらはれ玉ふほどに、神明最初出現の國と云ふ心にて、神國と云ぞ。吾國よりひらけそめて、震旦天竺と、西へ指してひらけ行けば、吾國は東方なり、萬國成就の後に見れば、吾國は中央なり、故に豐葦原中津洲と云ふ。たとへば人の、胎内にて形をなすには、最初鼻より生ず、故に先祖を鼻祖と云は、根本の太祖と云ふ心也。和語に、物ごとの始めをはなと云。次に眼出來、次に耳、次に口、如レ此成就してみれば最初にでくる處の鼻は、面上の正中になるが如し。吾國諸州の根本なれば、萬物の氣化も、

神明の出現も、吾國を始めとすること、更に以て无レ疑。日本より起つて、震旦天竺北とひらけ行きて、四方成就して、天地は堅まることぞ。神道の明文に、以ニ天地一爲ニ書籍ー以ニ日月ー爲ニ證明ー已上文。と云へり。今日の天地の體を見て、日月を證明として、吾國の根本なることを知る也。書籍とは文字なり。是に付いて、神代の文字と云ことあり。十六代應神天皇の御宇までは、神代の文字を用ひられたり。然るに此時漢字を用ひられたることは、神功皇后の西伐によつて、異國を治め玉へり。故に異國に教を垂れん爲めに、書を通ぜんとし玉へども、文字不通故に難レ叶。之に依て、我國の文字を以て、彼國人に習はしめんとするに、魯にして難レ通。爰に於て、異國より博士あまた召寄せられ、彼國の文字を吾國にうつして、其國の文字を以て其國を治められたり。されども此時分は、上々方計しろしめして、下々迄は不レ及して、欽明天皇の御宇に、普く漢字を知ること、聖德太子下知して教へ玉へる也。それまでは上々計にしろしめして、普く知ることなかりし也。神代の文字と云は、今も吉田には、傳授してあることはこれあれども、紙帛にあらはるれば、漢字も同じ事也。神代の文字の姿は、四時自然の理を指して申すこと也。天地を以て書籍とすると云ふ是也。其理をおし、かたに出したるを、今の文字と云也。是は器也、故は、文貫レ道之器と、儒にも沙汰する處也。天地陰陽の理に由て、萬物造化の全體、則根本の文字也。

神國と申に付て意得あり、國常立尊、伊弉諾、伊弉冊尊、天地と倶にあらはれましましく、

〔應神天皇〕御諱譽田別尊、仲哀天皇の第四皇子、御母は神功皇后也。
〔神功皇后〕御諱氣長足姫尊、仲哀天皇の皇后也。
〔欽明天皇〕人皇第二十九代の天皇、御諱天國排開廣庭尊、繼體天皇の第四皇子也。
〔聖德太子〕御名厩戸皇子、用明天皇の第一皇子也。
〔吉田には云々〕日本古代文字考に、「吉田家には、古字を以て一萬五千有餘記載せし書を藏せしと見えたり」とあり。
〔文貫レ道之器〕李漢の昌黎文集序に、「文者、貫レ道之器也、不レ深ニ於斯道一、有レ至焉者不也」とあるを指す。

天地の道理を立られ、君臣上下の理を授けらるゝことも、天地を以て書籍とし、日月を以て證明として、全く人心の分別を以て、敎ふることなき國なれば、是を神國と云也。

道於神道登云布。

仰曰、道と云和語は、充滿の義にて、此理、天地にみちわたりて有りと云ことなり。吾國のみちと云處に、道の字を書いたは、能く其理叶ひたる故也。道須臾不レ可レ離と、中庸に云へるに、よく似合ふたることぞ。神明の、天地と倶に顯はれ生じて、此道を立られたぞ。道は世界の海道の如し、道の字の注に、道猶レ路と云へり、異國の義も、かやうのことは不レ替也。人々ふまへて居る道路のやうに、須臾くも離るゝことなきものは此道なり。

國止者千界乃根本奈利、故仁日本登云。

仰曰、千界とは、千は數の極めにて、あまたの國土世界を云ふ也。上にも申す如く、吾國は千界の最初に出現の國なれば、根本と云也。其證據には、自然とやまとゝ云ならはしたり。扨漢字には、日本と書くぞ。是は最前も申すやうに、異國より名付けたる文字なれども、やまとゝ云義によく叶ふを以て、吾國是を依用せり。天の道理に叶ふと云心は、日は、天地の間に、萬物形をなすの根本にして、東方に現ず。東方は木也、木は三に生じて八に成る、故

〔神國〕神皇正統記に、「大日本は神國也、天祖始めて基を開き日神長く統を垂れ給ふ、云々、此故に神國と云ふなり」とあり。

〔中庸〕孔子の孫、子思、當時老子の學盛なるを慨し、孔子の學の中庸にして偏倚せず、細大を盡せるを說きし書也。

〔東方は木也〕五行說に、木は育の德を司り、方位にては東に在る也、白虎通に、「木在二東方一、東方者、陰陽氣始動、萬物始生、木之爲レ言觸也、陽氣動躍」と見えたり。

〔木は三に云々〕鄭易經繫辭の注に、「天三生二木於東一、云々地八成二木於東一」と見えたり。

〔知る處〕統治する處也。
〔道の太元云々〕陰陽應象大論篇に、「陰陽者天地之道也、萬物之綱紀、變化之父母、生殺之本始」とあり、又た竹窓二筆に、「萬法始ニ於陰陽一、不レ當ニ陰陽前更立ニ太極一」と見えたり。
〔天地に則ち云々〕竹窓二筆に、「有ニ天地一然後有ニ萬物一、天陽而地陰也、夫婦者生レ人之本、夫陽而婦陰也、夫有ニ天地一然後生ニ萬物一」とあり。
〔異國の道云々〕佛道を云へり、辨釋論に、夫婦居レ一、三綱之首、云々、佛法啓宗、云々、使ニ人男不レ婚、女長不レ嫁、謂ニ之出家修道一」とあり。

に物の始めをはやと云。國土の始めも、東方の吾國より開くること、天の日輪、東方に現ずるが如し。又やなり、故八洲と云、やの根本なる理也。八雑の木にあてゝ、界國を八つにわり玉へり。まとは的なり、弓矢を以て物を射るを的と云ふ。手前を定めて、物に及すをまとと云へば、本の字をもとゝ訓ずると同じ。まみむめもにて同聲なり。扨吾國やまとなることは、日に本づきて知る處明らかなれば、日本と書きて、やまとの假名に用ふること、能く叶へりと云べし。日は天の魂、月は地の魄ぞ、日月則陰陽なり、陰陽は水火なり。然るに、水晶の珠を以て日輪に向へば、火が通し、月輪に向へば、水が降るぞ。此陰陽水火合體して、萬物を生ず、是則根本の夫婦なり。されば道の根本は夫婦にあり、道の太元は陰陽ぞ、陰陽則ち天地と形す、天地は則ち夫婦父子君臣の根本ぞ。天地合體して萬物を生ず、是根本の夫婦にて、男女夫婦の根本也、神明の道の根本は、天地陰陽の外にあらず。異國の道には、夫婦斷つことを教ふ、天地の道に背くこと也。陰陽媾合の、道理にそむかざるは、父母に孝なるのみに非ず、天地の道理に叶ふ故に、神明の御慮に相應すること也。先づ人と云ものは、何が故に、天地の間に生じ來る物ぞと云ことを可レ知也。是を一つ辨へ知る時は、草木魚鱗禽獸の生ずることを、明らかに知ること也。人と云ものは、君は臣下萬民をめぐみ、臣は君に事まつり、萬民をたすけ、萬民は、農工商の業をして上に仕へ、男は妻をあはれみ、女は夫を尊むべき由を、天より命を受て生ずる也。故に男は、男の命を盡し、女は、女の命を盡す

を道とす。草木も、春生じ夏長じ、秋枯れ冬收まる。生じ來ては、或は薪にくだかれ、或は柱に用ひられ、苫になされ、筵におられて、其受くる處の天命を盡すぞ。牛馬は、人の勞を助け、猪鹿は、皮毛牙角を用ひられ、魚鳥は、肉を用られて、各々其命を盡すぞ。如レ此有情は勿論なり、非情すら天命を盡すものを、萬物の長たる人として、如何ぞ天命をそむくべき、然るに魚肉を不レ食、夫婦を斷つを道と云ふは、佛法の咎と云ふべき也。但しかう申せばとて佛法を惡しと申すにては無レ之也。佛法は天竺の道ぞ、彼國では、これがよくこそあらうぞ。本朝へもてきては、此國の風法に不レ叶こと也。父母所生の此身は、畢竟天地の命ぜられたる處也。故に夫婦の道を斷つことなく、子孫を繼ぎて、其祭を絶やさぬをこそ、孝行とも云べけれ、夫婦の道を斷つは、父母に不孝の第一也。父母に不孝なるのみならず、天の命を背くほどに、天地神明の罪人也。天よりは男と命を受け、女と命を受る處は、其道を行へとなり。やまとの道は、天地と俱に、神明顯れ玉ひて、敎へ置き玉ふ道なれば、其敎にそむくは、天地の道にそむく也。天地の道にそむく時は、天照太神の罪人也。夫婦の道を斷つ人は、父母に不孝の人也。父母に不孝の人ならば、君に不忠の人なるべし。君に不忠の人ならば、天にそむく罪人なるべし。吾國の大道は、陰陽を以て悟る故に、以二日月一爲二證明一と云へり。日月卽ち陰陽にして、夫婦の道の根本なればなり。

〔有情〕心情あるものゝ謂、專ら動物に云ふ、唯識述記に「梵言二薩埵一、此言二有情一、有二情識一故、乃至、又情者愛也、能有レ愛生故、乃至、言二衆生一者、不レ善レ理也、草木衆生」、とあり。

〔非情〕有情に對する語にて、草木土石等を云ふ。

〔此國の風法云々〕わが日本の國の風俗法度には適せずとなり。

〔やまとの道〕我日本國の敎也、卽ち神道をさして云へり、やまとは日本國の大名也。

〔神明〕易に「幽二贊於神明一而生蓍云」とあり、神の明明たる知識の意なれど、こゝにては神を云へり。

〔三光〕日月星を云ふ、白虎通に「天有二三光一、日月星、地有二三形一、高下平、人有二三尊一、君父師」とあり。

〔月氏〕首楞嚴經に「印度者月名也、閻浮提中、天竺最勝、如二衆星中月最勝一、故以二月名一國、號二印度一也」とあり、又た印度は圖形南に狹く北に廣く、恰も半月の如きより、月氏と云へるなりとも云ふ。

〔易〕後世易經又は周易と云ふ、伏羲氏八卦を作り、周文王象辭を成し、周公の爻辭、孔子の注釋によりて完成す。

〔陰陽〕[illegible]海集に、「陽之數一三五七九、陰之數二四六八十」とあり。

天竺漢土波月止星止乃象奈利。

仰曰、吾國は、日を司どり、梵は、月と星とを司どるぞ。三光を以て、三國に分ち配することは、他邦にも申すこと也。

故仁月氏震旦止云。

仰曰、天竺を月氏國と云ひ、大唐を震旦國と云ふも、天地自然の理なり。

日波太陽。月波陽乃耦生、星波陽乃散氣奈利。

仰曰、耦生とは、日本紀にたぐひなるとよむぞ。易には、陰數を耦と云ひ、陽數を奇と云ふぞ。按神書に、たぐひなるとよむことは、陰と云ふものは、陽につれねばたゝぬぞ。故に女は、男につれねばたゝぬぞ。月も陰で、女の方なれば、陽の耦生と云ぞ。星は陽の散氣とは陽は有餘、陰は不足が自然の理ぞ。日は陽であまり、月は陰でかくるぞ。但月も、本來かくるものではなけれども、日にそふ時、形に盈虛があることぞ。是は陰、不足の印しぞ。人にも陽根は有餘、陰根は不足なぞ。故に陽は、有餘が自然の理なれば、陽のあまりて散つたものが星ぞ。

三光皆我國與利出天、三神此土仁垂迹須。

仰曰、我國は千界の根本、諸邦の最初にて、日の初めて出づる方に隨て出來り、それより西南西北と、唐土天竺がひらけたれば、我國は日の本の國也。星も月も、日に隨ふほどに、三光我國より出づる故に、三神吾國に垂迹して、鎭座し玉ふぞ。

神止者常乃神仁非須、

仰曰、常の神とは、先づ人々常に神と心得るは、國常立尊、伊弉諾尊、伊弉册尊、天照太神などを云ぞ。是を先、常に人の神と思ふ處なれば、此神の教ふる處を指して、神道と云ふと意得るは惡しき也。今云ふ處の神道の神の字は、常の神に非ずと云へり。

乾坤仁先立留神、

仰曰、形有る神にはあらず、乾坤に先立てる故に、天地も始まらざる時、陰陽未分渾沌の處を指して云ふ神ぞ。天地に先立ちて天地を定め、陰陽に起りて、陰陽になると申して、天地をも生ずる所以のものを神と云ふ。天地もひらけぬ以前を、神と云ふほどに、天照太神より以後の道を、神道と云ふことにはあらずと云ふこと、明らか也。異國の道を好む人のおもへ

〔垂迹〕佛が衆生を濟度する爲め神と化身するを云ふ、中古より我國に稱へられし說也、後ち唯一神道起るに及び、轉じて神のその本地より他國に顯じ給ふを云ふに至れり。

〔鎭座〕神靈の其地に鎭まり坐すを云ふ。

〔常の神に非ずと云へり〕國常立尊、伊弉諾尊、伊弉册尊、天照大神などの神にはあらずとなり。

〔乾坤〕天地を云ふ易經說卦傳に、「乾始ㇾ天、云々、坤爲ㇾ地」とあり。

〔天地をも生ずる云々〕天地未だ生れざる時、その天地をも生む所のものを神と云ふと也

〔無始無終本來〕一切世間衆生及び法は皆始めあることなく、今生は皆前世の因より生ず、而して前世あり因の盡くる處なき故無始と云ふ、如斯果も亦果を生みて終る處なきを無終と云ふ、本來は始なきの義也。

〔五倫〕五種の人倫の義にて、孟子滕文公上篇に「敎以二人倫一、父子有レ親、君臣有レ義、夫婦有レ別、長幼有レ序、朋友有レ信」とある是れ也。尙ほ漢土にては五倫の稱なく、我國にて云ひ始めし言也。

〔老子〕老子の著せる書名也、老子姓李、名耳、字は伯陽と云ふ。

らく、神道は、天照太神以後の道なり。佛道は、無始無終本來の上に說く處なれば、佛道は根本、神道は末法と云へり。吾道を窺ひも見ずして、己れが見に名を付くるやうに、心安く論ずる處なり、言語同斷の曲事也。

道止者、常乃道仁非須、

仰曰、常に人々の道と思ふは、五倫の上に說きて、おし形にして、人を敎ふる處のものを、道と云ふ也。是をば常の道と指して、今云ふ處の神道の、道の字の道とは、さやうに形にあらはれて後のことには非ず。老子の道可レ道非二常道一、吾道に近きか。

乾坤仁起多留道於云。

仰曰、天地と倶に起りたる道を指して、神道と云ふ時の道と說くぞ。習ひの道は天地以後ぞ、天地未分渾沌の中に、みち〳〵たる道は、唯一也。天地ひらけ、乾坤と分るれば、則ち倶におこる處を道と名付けて、人々受用の指南とせり。天地分るれば、天は尊く地は卑くして、尊卑分るぞ。如レ此の根元を悟り得る處を、唯一神道の悟りと云ふ。天地に先立ちて有る故に乾坤におこるぞ。唯今の道と云ふも、天地よりおこり出ねば、道とは不レ可レ云。

神性不レ動志天動弖、

仰曰、神性とは、天心妙用をなす處を云ふ。異教に佛性などゝ云ふ處ぞ。天地に先立ちて天地を定め、陰陽に起りて、萬物を生ずる處を指して、神性と云ふ。さて其神の性は、何やうの物ぞと云へば、不動にして動くぞ、性は易然不動ぞ。人々固有の一念、未發の處に至つて見よ、易然として有るものあり。そこは不動ぞ、萬物の形を成て動くは、神性の不動處よりなして動かすぞ。天地を感動せしむるも、性よりなす處ぞ。

靈體無レ形志天形須、

仰曰、靈も神性を指して云ふぞ。此神性不動にして、其理を命令し、萬物の形をなすぞ。靈體形なけれども、彼形あるほどのものは、悉く此靈より、形をなさずと云ふことなし。さらば靈と云ふものは、何とした物ぞとて、胸をわりて見、頭より足までさぐれども、其形は目にも見えず、手にもさわらぬぞ。形はなくして、萬物の形を、此理よりなすことぞ。

是則不測乃神體奈利。

仰曰、不動にして動き、無レ形して形をなすは、はかり難き處ぞ。神を釋して、陰陽之不レ測謂

〔異教〕神道以外の教を云ふ、爰にては佛教をさせり。

〔佛性〕佛とは覺悟也、性とは不改の義にて、因果に通じて自體改まらざるを性と云ひ、一切衆生皆覺悟の性あるを佛性と云ふ也、これに、理佛性自性住佛性、三因佛性、五佛性等の名目あり、涅槃經二十七卷に「一切衆生悉有二佛性一、如來常住無レ有二變易一云々」とあり。

〔易然〕安らかなる貌なり。

〔人々固有云々〕萬人に固より備はり居る一念也、固有は易に「可貞无レ咎固有レ之也云々」と見えたり。

〔釋して〕解き明らむるなり。

レ神と云へり。不測と云ふは、爰ぞと云ふ心也。

天地仁有天波神止云比、萬物仁有天波靈止云比、人仁有天波心止云。

仰曰、扨不測の神と云ふは、いづくに有るぞと云ふに、天地に有つては、何とも測られざるものを神と云ひ、萬物に有つては靈と云ひ、天地同根萬物一體ぞ。禽獸魚鼈の擧動、草木の花咲み實なる處が靈ぞ。石瓦のうへまでも、一靈を含まずと云ふことなき也。儒道によつて云へば、體レ物而不レ可レ遺とあり。佛法に、草木國土悉皆成佛と云ふぞ。其妙體、天地に在つては神と云ひ、萬物に在つては靈と云ひ、人に在つては心と云ふ。其上々の道は、色々のやうなれども、唯一ぞ。日月星の三光より始めて、微塵裡までもそなはるぞ。夫れを一心によせて見れば、天地同根萬物一體の處が一心ぞ。是を廣く伸れば、世界に亙り、天地に彌綸し、つゞめて納むれば、方寸にあるぞ。

心波則神明乃舍、

仰曰、神明の舍と云ふこと、儒語にもあり。舍とは、やどりと云ふことなり、いへなり、人人の胸中が、神明のやどり處ぞ。天地萬物を、唯一となすが心ぞ。一つの灯を分て、方々へともし付くれば、百千萬億の灯となるぞ。分けて取れども、根本へりもせず、色もかはらざ

〔體レ物云々〕中庸に、「鬼神之爲レ德、其盛矣乎、視レ之而弗レ見、聽レ之而不レ聞、體レ物而不レ可レ遺」とあるを云ふ

〔草木國土云々〕大乘の極意を説きたる偈文、「一佛成道觀見法界、草木國土、悉皆成佛」とある終二句也、一人の佛陀成道して慧眼を以て法界を觀見すれば、一切の有情非情悉く成佛すと也。又た中陰經に「釋迦成道、一切國土、有情非情、身長丈六、悉皆説レ法云々」とあり。

〔微塵〕微細なるを云ふ。佛語にては色體の極少を極微となし、極微を七倍せしものを微塵と云へり。

るなり。其の如く根元の一理が、萬種に分れて、いろ／＼さま／＼になれども、一理は動きもせず、損減もないぞ。

混沌乃宮奈利。

仰曰、此こと甚深なるぞ。神明の舍と云ふまでは申さるゝぞ。此混沌の宮と云ふは、一段の難義ぞ。一往を申さば、天地未分の時を、一心にすべたる處が混沌ぞ。佛法のたとへに、芥子入須彌と說くに比すべからず。彼はたとへなり、神道には、たとへてすますことはなきぞ。たとへた分にては、やすめられぬ處なり。混沌は、天地未分の時を云へば、天地をも萬物をも、ひつからげた處ぞ。天地をひつくゝりたる位を、心の臟の裡に入れたぞ。吾道には、天地をひつくゝりて、心の臟に入れたと云ふ傳授ぞ、たとへをとらば佛見なり、是は傳授あること也。混沌は、萬物の理氣、一かたまりにまろがれたる處也。一心にそなはる處の理と氣とを云ふたぞ。朝とくおきて、物にまじらぬ處の心の上に付て見よ。養二平旦氣一と、孟子の云ふた處ぞ。混沌の體を云へば、天地未分の時、萬物の一かたまりの體を云ふぞ。其理を云へば、根本我等の一念未生の處ぞ。

寬文九龍集己酉冬十二月廿一日　先生重而於二菅谷殿亭一講談

〔芥子入二須彌一〕維摩詰所說經註に「若菩薩住二是解脫一者、以二須彌之高廣一內二芥子中一、而不二迫窄一云々」とあるを云へり。

〔佛見〕佛の正知見也、梵網經に「轉二一切見一入二佛見一、佛見入二一切見一云々」とあり。

〔養二平旦氣一〕未だ物と接せざる時の清明の氣を養ふ也孟子に「平旦之氣其好惡與レ人相近也者、幾希云々」とあり。

〔孟子〕名を軻と云ふ、子思の門に入り、性善の二字を本として仁義王道を說き、孟子七篇を作る。

〔一念未生〕念慮を超越したる境界を云ふ。

〔唯一神道〕室町時代の頃より始まれる神道の一派にして、唯一とは神代より相續して、敢て佛法を交へざるの義也、後土御門天皇の時卜部兼倶が其祖兼延の說なりと稱して創する所なりと云ふ。

〔五臟〕身體中の機關の名也。漢方醫の說に始まり、心臟、肝臟、腎臟、肺臟、脾臟の五を云へり。

〔肝は木云々〕喫茶養生記に、「又以五臟充五行云々、肝東也、春也、木也、云々、肺西也、秋也、金也、云々、心南也、夏也、火也、云々、脾中也、四季末也、土也、腎北也、冬也、水也」とあり。

仰曰、先日も申如く、此書は、天地萬物一體の理をあらはす處なり。天地萬物一體の理は、畢竟一心に本付く處也。理には、古往今來の沙汰なしと云へども、事に於ては、萬物各別の重(おもき)あり。混沌未分の時、人となるべき理そなはりて、今日の人となること也。今日人となり物となるべき理を含て、未だあらはれざるを混沌と云ふ。是より動き出て天となり、靜にして地となる。天地陰陽の理より、人倫の道を說れたことぞ。然れば、道は人々固有の道ぞ。天に在ては神と云ひ、人に在ては心と云ふ、神人一體ぞ。故に神を心となせるを、人と云ふ。されども氣質にさへられて、神と人と雲泥となるぞ。唯一神道に本付てさとりぬれば、人々国常立尊なり。依之心波則神明乃舍と云ぞ。舍とは、舍屋で、家ぞ、天神のやどり處と云こと也、爰に於て儒佛のまとびあり。凡そ人の心と云ものは、天に在ては神と云ひ、人に在ては心と云ぞ。さて此心と云字は、心と性とを合して說くぞ。天より命ずる處のこゝろは、五臟の內にも心の臟ぞ。心の臟は、火臟にて陽なり、陽善とて、陽は善で、あきらか也。されば天命の性は、五臟の中には、いづくにやどるぞと云へば、心の臟ぞ。凡そ肝は木、心は火、脾は土、肺は金、腎は水なり。此中に、肝心は陽、肺腎は陰、脾は陰陽をすぶるぞ。肝木心火の陽の中には、心が火にて、あきらかなる德あり。故に性は、心の臟にやどるぞ。故に心を云へば、性を兼て說くことぞ。心は神明乃舍と云は、儒語にもあること也。さて爰は、心波則神明乃舍とあれば、心と云ものは神の家ぞ、心を家として住むものは、神明なり。され

〔心の臟は云々〕和漢三才圖會に、「心者君主之官神明出ㇾ焉、云々、心主ㇾ藏ㇾ神、乃生之本神之變也」とあり。
〔丹塗〕赤き色に塗るを云ふ。
〔口譯〕口にて傳ふる風儀也、口傳と云ふに同じ。
〔一念不生〕念慮を超絶したる境界を云ふ、五教章の冠註に「一念不生等者、即心本是佛、妄起故爲ニ衆生一一念妄心不ㇾ生何謂不ㇾ得ㇾ名ㇾ佛、故遂磨碑云、心有也曠劫而滯ニ凡夫一心無也刹那而登ニ正覺一云々」とあり。
〔あけの玉垣〕朱色に塗りし垣也、神社などの垣にて、又神垣、瑞籬などとも云ふ。

ば屋宅と主人とは、各別なれば、心を神明一體とは云べからざること也と云謗難あり。然れども、家と云へば、主人をさして云に同じきことあり。たとへばあの家の風はようて、此家は、人をあわれむ家ぞなどゝ云は、其主人の心根を沙汰すること也。分て云時は、家は家なり、主人は主人なり。天地に在て神と云もの、心の臟に入て宿るぞ。爰を以て、天地仁在天波神止云比、萬物仁在天波靈止云比、人仁在弖波心止云と曰へり。然れども心波則神明乃舍と云へば、心は神の舍でこそあれ、神明にてはなしと云處、分明にきこえたること也。神をやどすを、心と云ほどにぞ。

扨天にあるを神と云ひ、人に在を性と云ことなり。性は理なり、中なり、神なり。其性、天より命ぜられて、人々の心の臟にやどるぞ。されば心と云は、心の臟と云ふ也。心の臟は神の社ぞ。其中に性のしづまりて有るは、社の中に、神の坐す處なり。世界の神社は、人の心臟なり、人の心臟は、世間の神社なり。故に神の社をば、丹塗にすること也。此段は講談などに、容易には申さぬこと也。大事の口訣ぞ。赤きは火の色なり、心は火なり、故に赤色にする也。是則心の臟の色を見せたる者なり。一念不生の心を、高天原と意得るぞ。一念不生の心が、眞實の社ぞ。世上の社も、あけの玉垣とて、丹塗にして、陽火の心の色を表す。心波則神明乃舍と云處をあらはすぞ。あらかと云も、あきらかと云心也。あきらかのきの字を略するぞ。心は陽火なれば、あきらかと云處ぞ。

〔森羅萬像〕宇宙間に存在する一切の現象也。法句經に「森羅及萬象、一法之所レ印」とあり。
〔老佛の見〕老子及び釋迦の說也。
〔こなたには云々〕吾國の神道にては老子及釋迦の云ふ「無に有を生ず」と云ふ說は、甚だ嫌ふと也。
〔太極〕天地未だ開けざる時を云ふ、易繫辭上傳に「易有ニ太極一生ニ兩儀」又班固の典引に「太極之元、兩儀始分云々」とあり。
〔歴々然〕分明なる義也、捜神記に「前世之事、歴々可レ聞云々」とあり。
〔殊勝〕朱熹の梅花詩に、「天然殊勝不レ關ニ風露冰雪一」とあり特に勝るゝ也

混沌乃宮奈利。

仰曰、心波則神明乃舍はきこえたぞ。混沌乃宮なりと有る處、むづかしく難ニ意得一處ぞ。混沌は、まろかれと讀むなり。神代卷に、古天地未レ剖。陰陽不レ分。混沌如ニ鷄子一。溟涬而含レ牙と云へり。天地未分の姿は、天地も、陰陽も、日月も、萬物も、一圓にまろかれて居るぞ。今日に於て是を見れば、人々心の藏中に、性を納めたる處ぞ。心波則神明乃舍。混沌乃宮奈利と云處ぞ。此混沌は、道體を指して云ぞ。一心より天地を開き、萬物をもあらはすぞ。天地陰陽、森羅萬像とひらけたるは、一念未生の一心よりひらけそめたぞ。是を唯一と云ふ。天地萬物唯一と、くゝる處が混沌なり。あなたの混沌の文字を、こなたのまろかれと云ふ處へ用られたぞ。まろかれと云心は、天地陰陽未生以前、一氣一理に含て、萬物まろかれたぞ。爰に於て異敎の心は、無生レ有と云へり。老佛の見は、一切無より生じて、無に歸ると意得る也。是を無生レ有と云也。こなたには甚だ是を嫌ふこと也。儒には、大極の注によく云へることあり。吾道にひとしき處あり。先大極は渾沌ぞ。天地陰陽の全體を大極と云た處は、此方の渾沌を說く處によく叶ふたぞ。扨注に、無中に含レ有と云へり。天地未分の處には、何もないと云ことにあらず、萬物の本體、歴々然としてあること也。さればとて形の見えて、きらりと物のあるにはあらず。故に無と指して、其中に有を含むと云處、尤殊勝なる理也。無生レ有

〔渾融〕交じり溶くる也。
〔天兒屋〕中臣連の遠祖也、後ち春日神に祭らる。
〔一條禪閤兼良公〕姓は藤原氏、左大臣從一位關白經嗣の第二子也、永享四年攝政となり文安三年太政大臣に拜せられ、同四年六月關白氏長者となる、享德二年三宮に准じ、文明五年薨す、時年八十、兼良最も朝典に熟し、和歌を善くし、また神道に通じ、佛書に涉る、著書頗る多し、禪閤とは、前關白にして佛門に入れるを云ふ。
〔寂然〕淋しき貌、易に「寂然不レ動、遂通二天下之故一」とあり。

と云も、似たることは似たれども、無中に含レ有と云處とは、各別の重き也。無中に有を含むと云處は、此方にくゝもつて、含レ牙と云へるに、必旨（ひつし）と合ひたれば、尤殊勝なりと云ふこと也。其故は、天地と開闢し、人となり物となるべき道理、唯一にまろかれて居たる姿は、如二鷄子一と云へり。たとへば丸藥のやうなる心持なり。衆味を集めて丸藥とする時、或は生（なま）、或はいり、又はあぶり、又は黑燒にし、色々に製劑して、末して丸したる處は、何が何やら、わけも見えず、何のいろとも、何の味ともしれざれども、是を腹中に呑み入るれば、それぞれの功能を失はずして、其役々を働く也。神代卷に、及下其清陽者薄靡而爲レ天。重濁者淹滯而爲レ地。精妙之合摶易。重濁之凝竭難。故天先成而地後定。然後神聖生二其中一焉。其のまろかれて、無レ聲無レ臭處より、淸濁分れて天地となる、其所以のものを神と云なり。扨天地成就して、其神形をあらはして、天地の中に生じ給ふを神聖と云。（天地の中とは、虛空を云に非ず、國土を指して中と云なり、口訣。）渾沌のことはさま〴〵に注すと云へども、天兒屋より十八代、常磐大連の仰ほど、殊勝なるはなし。曰く理氣渾融。合一不測。謂二之渾沌一。一條禪閤兼良公も、此句を纂疏に載られたり。尤所以ある詞也。理は何たる物ぞと云へば、寂然不動にして、心の體なり。氣は感而遂に通ず、心の用を云。凡そ君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の上に行はるゝ所以のものは、心の體ぞ。感じて通ずる處にて、其理が通ずるぞ。其理あれば、其氣あつて通じ、其氣感通する處あれば、其感通する所以の理、離るゝことなし。理氣は、合一にして不測なり。是が唯

〔須彌〕修迷樓、蘇彌樓、須彌樓、彌樓に作る、山の名なり、妙高、安明等と譯す、凡そ器世界の最下を風輪、其の上を水輪更に其の上を金輪卽ち地輪とし、其の上に大山八海あり、卽ち持雙、持軸、擔木、善見、馬耳、象耳、持邊、須彌の八山八海と鐵圍山也、其中心の山卽ち須彌山にして水に入ること八萬由旬、海を出づる事又八萬由旬、其頂上を帝釋天、半腹を四王天の居所とす、勝鬘寶窟中本に「須彌、此言二妙高一、名二安明一、亦言二善積一、林公須彌留、此言二善高一」云云とあり。

一の理ぞ。一理が物に應じて、君には忠と感じ、父には孝と感じ、事々物々、それ〲に感ずるが心の用也。一氣一理にをさまり、妄動なき時に、寂感を出すと云。靜なる理體より動おこりて、用を生ずる處を氣と云。體あれば用あり、用あれば體あり、畢竟唯一なり。爰を理氣渾融。合一不測。謂二之渾沌一と有るは、尤古今の名注ぞ。心波則神明乃舍、渾沌乃宮奈利と云趣、大體如レ此。抑渾沌の宮と云は、天地世界を指して云べし。心が神明の舍たることは、右申た處にて、よくきこえたが、天地世界を、心上に入ると云ことは、一段むづかしき義也。佛法に、須彌を芥子に入ると云譬の類にはあらず。天地陰陽、唯一に納る處が渾沌ぞ。傳授有こと也、畢竟唯一相傳ぞ。

渾沌止者天地陰陽不レ分、喜怒哀樂未レ發、皆是心乃根元奈利。

仰曰、渾沌のこと、せめて爰を以て、工夫のしるしとすることぞ。其渾沌とは、天地陰陽も不レ分處と云へり。日本書紀の發端のことばに本付いて、遊されたる處ぞ。古天地未レ剖。陰陽不レ分。渾沌如二鷄子一。溟涬而含レ牙云々。天地も陰陽もわかれぬ時は、空々寂々として、無なるが如くなれども、其天地陰陽萬物、悉く彼の空々寂々たりと思ふものゝ中に、含んで居ることぞ、其處を頓て渾沌と云ぞ。されば今日の世界、全く渾沌の宮なり。唯一の理體よりあらはれて、天地萬物となる上に付て、點識貫通すれば、唯一にして差別なし。其處に於て

又大に差別して、此天地萬物はなることぞ。是が天地陰陽不レ分渾沌の姿ぞ、是則神の字の心なり。爰を理氣渾融、合一不測と云ふ。陰陽不測を、神と云に同じこと也。理と云ひ神と云ひ中と云ふ、卽性なり。喜怒哀樂未發と云、心の根元を見れば、寂然として不レ動して、天と一體ぞ。是則神なり、理なり、中なり。是れは此れ、人々固有の性と云もの也。扨同じ事ながら、天地陰陽不レ分と云ふは、未分の先きを云て、我等には託胎以前、未生の前を說く。喜怒哀樂の未發と云へるは、已分(すでにわかる)の後をあらはし、今日の上に於て、未分の位有ることを示すぞ。喜怒哀樂の情の不レ生、天命の性のまゝなり。天地と云ひ、人身と云ひ、古と談じ、今と說けども、畢竟唯一神道にて、一念未發の處が、心の根元ぞ。

心止者、一神乃本、

仰曰、心と云もの、說盡されぬほどに、さま〴〵に說を儲玉ふぞ。其心と指すものは、渾沌の宮ぞ。それは天地に二つともなき一神の本ぞ、人々固有の心ぞ。

一神止者吾國常立尊於云。

仰曰、國とは世界の本體なり、常とは萬古不易の稱、立とは不易の理を以て、萬物を建立する方也、尊は貴重する心なり、たとへば御事と云が如し。此國常立尊と申は、常の神には非

〔性〕生と共に天より受けたるもの、卽ち天賦自然也。中庸に「天命謂二之性一、從レ性謂二之道一云々」とあり。

〔託胎〕託は借る也卽ち胎内を借る意母胎に宿るを云ふ。

〔一念〕參同契の注に「一念通レ天」とあり、一筋の心也。

〔國常立尊〕別天神五柱の神に亞いで生れ給へる神にて神世七代の最初の神也、豐雲野神と共に、獨神に御座して隱身也。

〔萬古不易〕永久に變らざる也、荀子に「士大夫以爲レ道百姓以爲二成俗一、萬世不レ能レ易也云云」と見え、又六韜には「萬代不易」と熟して、共に皆同じ意也。

〔佛法の無〕佛法に説く所の無、即ち惑智の無と聖知の無を云ふ、惑智の無は斷見にして、聖智の無は有無を超絶したる無也、禪家にては無字を悟道の關門とす、無門關評唱に「且道如何是祖師關、只者一箇無字乃宗門一關也、遂目レ之曰二禪宗無門關一云云」とあり。
〔妙體〕殊妙の體性を云ふ。宗教上の術語也。
〔金色の人形〕佛像を貶して云へり。
〔天然〕作らず飾らずして、天より享けたる儘の自然の姿をさして云へるなり、漢書に「通二天然之明一、建二大聖之本一云々」とあり。

ざる也。天地に先立て天地を定め、陰陽に起て、陰陽になる全體を、かりに名付て神と云。

其神の御名をあらはさば、國常立尊と申すなり。

國常立尊止者、無形乃形、無名乃名、此於虛無太元尊（ソラナキオホモトノミコト）止名久。

仰曰、國常立尊とは、陰陽不測の神理也。さらば不測の神理に、何とて人の名を付て申たぞと云へば、それゆゑにこそ、無形の形と云ひ、無名の名とは云ふぞ。無形と云ふは、佛法の無の見也。形體ありと云へば、人體の思ひをなす、其形なき處にこそ、妙體はあるぞ。然れども彼佛家に、其無形の形を作て、金色の人形にするやうなことは、こなたにはとらぬ處也。彼はおさへて見出す處の妄見なり。此神の形は、さやうのものにてはなき也、故に無形の形と云ぞ。其御名も、無形の形に付ての御名なれば、無名の名と申なり。形なき上に、强ひて形を見出すには非ず、形はきつかと坐す也、其御形を、無形の形と申也。是御名のなき上に名付けたるには非ず、其名も自然の御名なり。故に其天然の御名を、無名の名と申すこと也。此神靈全く無に非ず、故に物ありて、天地に先立つ。立あれば體をなす、此體は無形の形體なり。體あれば名をなす、是天然の神理なり、其名を、無名の名と云もの也。老子が名可レ名非二常名一と云はれたるも、爰許より見れば殊勝なぞ。

此於虛無太元尊止名久。

仰曰、虛無とは道家の詞なり、何ぞ是を用ふるぞと、謗難を來す方あり。神道の大意を申せば、百千の書籍も、皆此書による。大綱を引時は、無量の網目動くものなれば、三教の詞、自然と出合こともも有べき也。神道を談ずれば、吾道にかぎらず、諸道皆是により、大意を顯はせば、諸教悉く動くことぞ。

仰曰、虛無と音によめば、道家の詞なれども、そらなきと訓ずる故に、各別の段となるぞ。僞りをそらごとゝ云なり、僞りなきはまことなり、そらと云は、實なきことを云、天地の間の虛沖ぞ。されば此坐敷の中も虛ぞ、天と地との中間を、虛と云ほどに、地上のむなしき處は、悉くそらぞ、物あれば、そらとは不謂也、天地未分の時は、天地の形となるべきものも方物の本體も、渾融合一にして有ほどに、虛と云べき處、更になき也 そこが國常立尊の根本の境界なれど、そらなきと云なり。十陽の土と、あらはにきこえたり。儒より難ずる處の詞の病は、虛無と云時のこと也、それは尤ねなしかつら也。彼れが虛無は、虛にして無なれば力なし。吾道の虛無と云處は、其實にして虛にあらず、同日の談とすべからず。故に彼れが道には自然と云ひ、吾道には太元と云、其太元を國常立尊と云。此國常立尊を、天地以後と見るは、曲なきこと也。天地開闢の太元にして、唯一神の境界也。

〔虛無〕萬有を總べて空しと見たる境地也、淮南子に「虛無者道之舍也」又史記に「道家無爲其術以虛無爲本云々」とあり。

〔道家〕黃帝、老子を祖述せる學派を云ふ、華嚴原人論解に、「道教與儒教同源、出三皇五帝、云々、老子爲主、其後列禦寇莊周皆宗之」とあり。

〔三教〕神、儒、佛の三敎を云ふ。

〔虛沖〕空しく深きを云ふ、阮籍に養志在沖虛云々」とあり。爰にては天地の間の空しく濶き意に云へり。

〔ねなしかつら〕根無葛也、根なきより、浮きて根據なき義に用ふ。

〔顯教〕眞言宗にて釋迦所說の大小乘の契經を總べて顯教と云へり。
〔天台宗〕隋の智者大師の所立せる教派を云ふ。
〔中道實相〕萬有の實相は有に非らず空に非らず、非有非空の中道なりとする說を云ふ。
〔密家眞言宗〕聖位經に「眞言陀羅尼宗者一切如來祕奧之教」とあるより名付けし宗派也。
〔阿字本不生〕梵字並に梵語の根元なる阿字に託して諸法不生の義を說くを云ふ、又た阿字觀とも云へり、不生とは因より生ずるに非ず元初根本なるを云ふ。
〔本地風光〕自己心性の本分を云ふ。

此太元與利一太千界於成天、

仰曰、虛無自然にはあらず、虛無太元なれば、混沌未分の太元なり。混沌に含む處の淸濁、二つに分れて、積レ氣天となり、聚レ形地となり、互相に其像有て上下に分れば、中間は虛となるなり。未分の時には、虛と云べき理なし。全く虛ならず空ならず、是れをそらなき太もとゝ云。此太元より、一太千界萬物を造化すること無レ疑。御講の趣、亦十陽の土と承知畢、夫十陽の土と云は、一より九までの生成、二數のおこり出る本理を云。故に數の外と云心を以て外と云。亦一より以前に有るを以て、遠と云心もあり。十は數に於ては、地數の耦にて、陰なりと云へども、數の外なれば、一切を含て、天地をも萬物をも、生化する處の太元なり、是土德なり。物を含むは陽の德なり、陰は含むことなし。陽能く物を含む故に、十の土を陽として、十陽と云。此十は畢竟一なり、故に唯一と云、大極と云も、太一と云も、此處なるべし。異教には顯教、天台宗には中道實相、密家眞言宗には阿字本不生、禪には本地風光などと云ふも、此處を指すと見ゆ。然れども、儒佛には其傳を失へり。吾國には、太元と云宗源と云。其傳たゆることなく、的々相承せり、是國常立尊の境界なり。

一心與利太千乃形體於分津。

仰曰、細かに說あらはし玉ふ處也。先此虛無の處に、太元神靈坐て、淸濁を分つ。淸陽は、升りて天となり、濁陰は、降りて地となりたる上に、陰陽の形をなすを心と云。陰陽と分れねば、心と云ものもないこと也。こゝろとは、こゞると云ことぞ。淸濁わかれ、世界なつて、陰陽の二氣がこゞるぞ。是より物となり、人と成る事也。陰陽二氣のこゞるがこゝろぞ。渾

融合一なる裡より、一たび萬端にひらけて、亦萬物一體に合するが、こゞると云處ぞ。是を能く料簡すれば、根本の渾沌の體を知るぞ。故に天地陰陽不レ分、萬物渾融して唯一なる時を渾沌と云、清濁分れて亦合し、渾沌の一理にひとしきを、心の根元と云、是より萬物を生じ人を生ずるぞ。先づ陰陽が合して心が出來、其感ずるに應じて、天より性を降し、其感ずる處に隨つて、形體を作ることぞ。其形を作る處を、天命と云ぞ。其天命が性ぞ。其陰陽の二氣、こゞろうとする端的が天命ぞ。其天命ある故に、二氣がこゞるぞ。こゞる處について、其生をとぐるが性ぞ、故に是をひとゝなりと云ぞ。天の神、二神に詔て、豐葦原をしらすべしとて、瓊矛を賜ひたれば、二神其矛を以て、磤馭盧島を作て、其島へ二神降臨なつたと云爰許（このところ）也。ひとゝなり、陽は男たる命を盡し、陰は女たる命を盡されたぞ。爰をよく見れば、父母交合の一滴の白露、全く天地の始に不レ異なり。人者後二天地一生。而知二天地始一。先二天地一死。而知二天地終一。天地始終在二一身一と云處、明らか也。天地の終りを觀れば、此空界破れて、天と地と一體にとろけ合て、渾沌の體に打歸てのくるぞ。爰が虛無太元尊ぞ。故に無量無邊、無始無終、不變常住の神代とは、この國常立尊の世を云也。萬古不易の本體ぞ。我等の色體の終る時は、渾沌の宮に安住するまで也。畢竟一心の外、別の沙汰有べからず。こゞる處の感に應じて、天命のかはり有れば、是れを、一心與利太千乃形體於分津と云也。已上、天神、二神に瓊矛を賜以下は、少々私辨を加ふ。

〔天の神云々〕古事記に、「於是、天神諸の詔命以ちて、伊邪那岐命、伊邪那美命、二柱の神に、是の漂へる國をつくり固め成せと、詔りごちて、天の沼矛を賜ひてことよさし給ひき故、二柱の神、天の浮橋に立して、其沼矛を指下して畫き給へば、鹽許袁呂許袁呂に畫き鳴して、引き上げ給ふ時に、其矛の末より垂落る鹽つもりて島と成る是、游能碁呂島也」とあり。

〔瓊矛〕「ヌホコ」と訓む。玉梓と云ふ如く、玉を以て飾れる矛ならむと云ふ、矛は上代には絕えず常用せし武器なり。

〔鬼神は二氣云々〕宋の儒者張横渠の語也、二氣とは陰陽の二氣を云ふ
〔草木國土云々〕一三頁を參照すべし
〔生は云々〕易學啓蒙に、「天一生レ水、地二生レ火、天七成レ之、地六成レ之、天三生レ木、地八成レ之、天四生レ金、地九成レ之、天五生レ土、地十成レ之」と見えたり。
〔土は云々〕五雜組に、「其受レ形也、云々、至レ土而最重大、其滅レ形也、云々、至レ土永不レ耗」と見えたり。
〔鬼神〕天地造化の幻妙の理を指して云へり、中庸章句に、「程子曰、鬼神、天地之功用、而造化之迹也」と見えたり。

何況森羅萬像、蠢動含靈、都天一神乃元興利始天、

仰曰、森々羅列の草木瓦石、禽獸魚龍、一靈を含まずと云ことなし。情なき草木、むぐめく蟲に至るまで、萬古不易の神、渾沌窩たる一心より、起らずと云ふことなし。儒にも、中庸に曰、鬼神之爲レ德。其盛矣乎。視レ之而弗レ見。聽レ之而不レ聞。體レ物而不レ可レ遺云々。萬物の體と成て、一事も遺すことなきが、陰陽精靈鬼神の德なり。鬼神は二氣の良能なり、故に都て、一神の元より始まると云處ぞ。

天地乃靈氣於感仁至天、生成無窮奈利。

仰曰、一物一大極と、儒語に云へる如く、むぐめくものまでも、一神の元より始まつて、一神の靈を含まずと云ふことなし。草木國土、悉皆成佛と說くに同じ。されども吾道は、元差別の上に於て、爰の天地の靈氣を感ずるに至つて、生成無窮なりと云ふ處、各別の義也。感ずると云ふ所、至極の所なり。生成無窮とは、生は、水火木金土の氣、一二三四五と、天地より生じて、而も天に行はるれば、六七八九の水火木金、地にあらはれて形をなす。一二三四五は生數と云ひ、六七八九十を成數と云ふ也。一二三四五六七八九の中に於て、五鬼は土なり、土は無始無終なり、此土に、一二三四の水火木金を感ずる處を、生と云ふ。一二三四

の水火木金、五鬼の土の感に應じて、六七八九の、水火木金の形をあらはすを、成と云ふ。一切如レ此なれば、生成無窮と云ふなり。然るに其生成の本體、皆一神の元より始まりて、悉く神明の計ひにて、性を受く、然らば差別は有まじきこと也。然るを何とて、其賦する處の天性各別にして、賢愚貧富のわけは有ぞと云に、儒にはいへらく、人は陰陽の氣を受けて生ず、其氣を厚く取る時は富貴也、其氣を薄く受る時は、貧賤也と云へり。佛にはおもへらく、人は業力に由つて生を受く。故に過去の善惡の因業にひかれて、現在に貧富禍福の果報ありと云へり。儒佛の道をも取用ひて、不レ捨處はあれども、彼二教は、各古法の傳授を失へば、そばつらなることを評ふ也。吾道よりは、儒へは不審を云ふぞ。爰に至つて、傳敎弘法も、兼延に値て、閉口して、門弟となられたぞ。凡因果の道理、其說く間尤謂れあり。昨日惡の因を修すれば、今日惡の果を感ず。今日の善因は、明日の善果ぞ。雖レ道因果の道理、可レ畏可レ愼。然るに今生の善惡は、過去前生の業因によると云ふことは、都べて難二信用一凡天地未分渾沌溟涬の中、何の因果と云ことかあらん。然るに開闢の始、人畜、鳥獸、草木、魚鼈、各氣化によつて出生す。是は全く前生なくして、始めて氣化する處也。何の因果に由つて畜生となり、非情となるぞや。虛無太元の靈に於て、何の因果を立てん。爰に於て、因果の妄見を破りたぞ。さて儒には因果をば立てられずと云へども、强て因果の道理をば破るべきことにはあらず。易に曰ふ、積善の家には有二餘慶一積不善之家には有二餘殃一と云ふこと、因果

〔傳敎〕天台宗延暦寺の開祖也、姓は三津、法名を最澄と云ふ、行表法師に就て出家し、延暦二十一年入唐、天台の祕奧を得て同二十四年歸朝、弘仁十三年寂す。

〔弘法〕姓は佐伯氏讃岐多度津の人也石淵寺勤操法師に依り出家し、延暦二十三年入唐、眞言密教の兩部を究め、大同元年歸朝、弘仁七年高野山を開き、承和二年入寂す。

〔兼延〕姓は卜部、天兒屋命十二世の孫大雷臣命より出づ、兼延は其廿一代の裔にして、平野吉田兩社預也、名法要集を撰し朝に獻ず、兼の名は此時賜はると傳ふ

〔老莊〕老子と莊子を云へり、莊子は蒙の人、名は周、孟子と同時代の人にして、其學老子を祖述し、莊子五十三篇の著あり。

〔顔回〕字は子淵、魯の人、孔子の門弟也、常に清貧に安じ、道を樂む、年僅に三十二にして卒す。

〔亞聖〕聖人に亞ぐ者也、顔回、孟子を云ふ、趙岐の孟子題辭に孟子を「命世亞聖之大才者云々」と云ひ、朱熹の孟子序說に「程子曰、顔子去二聖人一只毫髮間云々」とあり。

〔不幸にして云々〕論語に「孔子對曰、有二顔回者一好レ學、不幸短命死矣」とあるを云へり。

の說に非ずや。然れば儒も此段をばゆるす。唯今日の是非善惡一切の事、我がなす處と云はずして、過去前生の因にて、現在今生の果なりと云ふことを嫌ふと云へり。さらば今日人人の上に、吉凶、禍福、貧富、貴賤の差別、我には何と意得ぞと云へば、北溪の陳氏が曰く、上天之所レ賦皆一般而。人隨二其所一レ値。又各有二清濁厚薄之不一レ齊。如下聖人得二氣至淸一、所下以合下便能生レ知賦二質至粹一。所三以合下便能安二行。と云へり。畢竟天は、一般に理を賦するを性と云ひ、受る處にいろ／＼ありと云へり。或は天地の時、風雨もなく靜にして、春の時、陽の日、陽の時、體をむすびそむれば、其淸氣を受くると云へり。是は老莊の自然と云ふにことならず。又貧富禍福は、皆天の命ずる處と云ふこと有り。天より命ぜらるゝほどならば、孔子の大聖をば、何とて天子には命ぜられざるぞや。顔回の亞聖をば、何とて不幸にして、短命には命ぜられたるぞ。惡人をば短命に、善人をば長壽に、聖人をば天子に、愚人をば下民に命ぜらるべきことなり、一段と、不調法なる天かなと思はるゝ也。爰の難を遁れて、其命を受けて、託生する時の運によつて、氣質に千差萬別のかはりありと云へり。所詮其生を受くる時の氣によつて、聖となるべきやらん、凡となるべきやらん、不レ知也。合下し畢つて、始めて知る所なれば、天然賦と云ふもの也。道教の自然の見にたがふ所なし。菅丞相も、江延房も、爰に至りて閉口せられたり。傳なき時は、如レ此あやまること也。私に云、天神は好眞に傳、延房は兼延より傳へられたる歟。

仰曰、こなたの傳は、貧富禍福、唯一神の命令に由て然り。天地に在ては神と云ひ、人に在ては心と云ふ。心に分別覺智のあるは、天の神より受て、神と同體の故ぞ。天地渾沌の中にあらゆる神靈の氣が、いろ〳〵に差別してあるぞ、全く不滅常住ぞ。老子に、谷神不ㇾ死と云ふも、爰許より見れば、所以ある詞ぞ。總じて三教の詞なればとて、無體にきらうて、けつりすてよとにはあらず、其理に當らぬ時は捨ㇾ之、天理に叶ふ時には免ㇾ之。さて天地の靈氣を感ずると云ふ處が眼ぞ。佛は、三世因果の常理に誤りて、爰にそむき、儒には天の命令に迷ひて、自然の道經の、道理にことならぬこととなれり。吾道は、其陰陽清濁の氣質に感ずる所に應じて、性を賦する天神、あきらかに坐すこと也。全く天然まぐれ當りにて、凡聖貴賤の差別あるに非ず、尤可二習極一所也。

心乃本源波、一神與利起里、

仰曰、國常立尊より始めて、天神七代地神五代も、悉く吾が色心にそなはるぞ。自ら我をいやしんずるに由て、神理かくれて私におつる也。我等ごときもの、何として神明を身にそなふることあるべきと思へば、志よわく成て、自ら短慮の凡民となる也。抑神道に、内外清淨と云ふことあり。先内清淨と申すは、心乃本源、一神與利起里、我心、本來清淨なることを識得すること也。次に外清淨と申は、此一神より起る所の、清淨の心をそだつる也。沐浴衣服

〔分別覺智〕佛教の術語にて、有爲の事相を分別する智覺を云ふ、佛に在りては後得の權智凡夫にありては虛妄の計度也。

〔谷神不ㇾ死〕谷神は道を形容したる語也、「谷神不ㇾ死、是謂二元牝一」と老子にあるを指せり

〔天神七代〕國常立尊、國狹槌尊、豐斟渟尊、泥土瓊尊と沙土瓊尊、大戶之道尊と大戶之間邊尊、面足尊と惶根尊、伊弉諾伊弉冉尊を申す、但し陰陽神は一代とす

〔地神五代〕天照大神、正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、天津彥々火瓊々杵尊、彥火々出見尊、彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊の五神を申す

をあらためて、外相をきよむれば、水は身を洗ひ、身は心を洗ふと云ひて、不淨をいみはゞかる心出來る也。身を淸めたる時は、冠を彈き、衣をふるうてきること也。是身は心を洗て內心淸淨の地にもとづきたる故也。衆人皆自ら欺いて、愚人となること、尤もあさましき所存也。返々人々の心の本源は、一神よりおこるぞ。虛無太元尊が、卽ち心の全體となるを、慢心なくして、卑下せしむることなきのみ。

國乃宗廟波、萬州於照須、

仰曰、吾國の宗廟は、始め天地と俱に顯れ坐す、神明を祭り奉れば、萬州を照すと云也。私に云、宗廟とは、宗は尊也、廟は貌也、尊き貌を納め祭る所也。畢竟第一可レ崇やしろと云ふ也。廟はやしろ也。本朝の宗廟とは、伊勢兩宮を申す也。外宮は天御中主尊、又は天神第一國常立尊、內宮は、地神第一天照太神の神靈をあがめ奉る宮なれば、是を宗廟と申す也。天神の太元、地神の最初を祭る處の宗廟なれば、萬州を照すこと無レ疑。照らすとは照臨ぞ、必しも日月のてりかゞやくやうなるをのみ、照すと云には非ず。さて此伊勢太神宮に、男山八幡太神宮を加へて、本朝二所宗廟と申す也。天地人三才の宗廟なり。此外三千餘社の神をば社稷の神と申す也、異國の宗廟社稷の義とはかはれり。此宗廟の神と云へども、一心の外にてはなき也。一心の本源は、一神よりおこる、其一神を祭る所の宗廟なれば也。

〔外宮〕豐受大神宮也、天孫瓊々杵尊降臨の時、天神の詔を以て豐受大神の御靈を副降し、後ち丹波國に鎭座あり、雄略天皇の朝に至り伊勢國に遷し奉れるにて、本文に天御中主尊云々とあるは根據なし。

〔天御中主尊〕古事記に「天地の初發の時、高天の原に成りせる神の御名は、天之御中主神」とあり。

〔男山八幡〕山城國久世郡にあり、八幡大神、大帶姫命、比咩大神を祀る。貞觀年中宇佐神を勸請せるもの也。

〔社稷〕後漢書に、「社者、土地之主也稷者、五穀之長也」とあり。

〔夷狄〕えびす也、東夷、南蠻、西戎、北狄を約したる也、禮記に「東方曰㆑夷被㆑髮文㆑身有㆘不㆓火食㆒者㆖矣、南方曰㆑蠻、雕㆑題交趾有㆘不㆓火食㆒者㆖矣、西方曰㆑戎、被㆑髮衣㆑皮有㆘不㆓粒食㆒者㆖矣、北方曰㆑狄、衣㆑羽毛穴居、有㆘不㆓粒食㆒者㆖矣云々」とあり。
〔端的〕端覿とも書く、まのあたり也。
〔佛神一體〕所謂神佛混合論也、本地卽ち無始無終の絕對的なる佛は、衆生を濟度せん爲め權に神と顯はれたるもの也、故に我國の神祇は其本源を尋ぬれば、皆佛菩薩にして、佛も神も歸する處は同一なりとの說也

譬波一水乃德於以天、萬品乃生於育加如志。

仰曰、龍神が一滴の水を以て、國土を濕ほす如きぞと云ふこと也。

儒佛乃二教止波、一心乃源與利、萬法乃流於分律、

仰曰、如㆑此見れば、儒佛の二教とて、必しもけづり捨つべき道にてはなき也。震旦にては儒道、天竺にては佛法なり。其土地によつて、ありやうに云はず、行はねばならぬこと也。素㆓夷狄㆒行㆓乎夷狄㆒をと、聖人も仰しやられたり。儒佛はあなたの夷狄の道ぞ。こなたへ來て、宿をかりて說くを分として、我道をたかぶり、此國を蔑如することは、神明の罪人のみならず、己が儒神の祖師の心にも叶ふべからず。或は素行の道にそむき、或は我慢の　也、一心乃源とは、水のもとを尋ぬれば、峯よりおつる所也。一心の源も、又かくの如くなり。萬法乃流於分津とは、嶺よりおつる處の水の、分れていろ〳〵になるほどに、是をいろ〳〵に用ゐらるぞ。嶺よりおつる處の水と、落て江河になる處とは、其水は全くかはらねども、其用各別になることぞ。儒佛の二教は、流にたとふ。神道は宗源とて、嶺より出る端的の水にたとふる也。然るに傳教弘法は、佛神一體と見られたぞ。一理の上より見る時は、佛神を一體と云に不㆑限、天地同根萬物一體で、佛と牛馬とを一體ぞ。されども天地開闢し、分殊差別に下

る時は、天地懸隔にして、天を見て地ともせられず、地を以て天ともせられぬ也。清めるは昇つて天となる、陽にして火也。濁れるは降つて地となる、陰にて水也。是等と違つて來ること也。上にも申す如く、佛法は、天地陰陽の道理を破る法なり、道と名付くべきものに非ず。神道は、天地陰陽に隨て、天地をそだつる道也。水火の如く各別なり、何を以て一體と思ふべき。如レ此各別の佛神を、一體と思ふ妄見を、兩部習合神道と申す也。佛法を、必しも惡しとは申すにてはなき也。夷狄にはさもあるべし、正直の神國に於て、神佛一體と習合するに至ては、大きなる僻こと也、一向尤と存ぜられざる義也。

釋迦孔丘共仁、性命於天地仁受氣、德行於夙夜仁施須、

仰曰、釋迦も孔子も、天より命ぜらるゝ處有て性、釋迦は、天竺國を敎へよとの仰を受け、孔子は、漢土の人を敎へよと命ぜらるゝほどに、其土地に隨ひて、相應の敎を垂玉へり。少しも仰付られたる處に油斷なく、晝夜つとめ玉ふを、德行を夙夜にほどこすと云へり。釋迦と云へども、かやうに天命をば重じ玉ふぞ。後生あやまいて、釋迦孔子の心根をばさぐらして、其時のしかたばかりを眞似るこそ、夫より天命に背くことをのみするぞ。

是吾神明乃託世留仁非哉。

〔兩部習合神道〕佛教の金剛界胎藏界の兩部を取り合せたるものにして、本地垂迹の說により有らゆる神を佛の權現となす、按ずるに、唯一の神道兩部の神道とて二流あり、傳教大師比叡山を開くの時、山上に鎭守の中堂を建て、山王廿一社の勸請あり、弘法大師は吉田社にて神道傳授あり、是れを兩部の神道と申す、弘法大師神道兩部の說に二あるとあゝ有るが中にも取りわけて神道ならで成佛はなしとこゝみ給へり」とあり。

〔性命〕天より賦受せる質を云ふ易に「窮理盡性以至於命」云々」とあり。

仰曰、天地に在ては神と云ひ、萬物に在ては靈と云ひ、人に在ては心と云ふ。心は性をやどす藏なれば、心と云へば性のこと也。釋迦孔丘の性とて、天地の神にあらずと云ことなし。故に吾神明の託する處なり。其教の言は、其土地の人情による。何も託宣なれども、其土地に隨て說ける處を、其土地にあはぬ處へもつて來て弘むるは、山の木を海中に植うる如きこと也。託他容切、音托、寄也、依也、憑也、委也、信任也。

佛波則神乃性、

仰曰、爰に言ふ神の性とある佛は、釋迦大日如來等の、有爲の報佛には非ず、本分の佛性を云ふ。相祕訣に、弘法の釋に曰く、佛は是衆生性。菩薩は是衆生心。先レ心謂レ性。先レ性謂レ神。神者得一不二。專一非一。一而無形。虛而有レ靈。と云へり。弘法も吾道を傳へて、爰許をば能くいはれたるなり。傳灯錄に、智禪師云、性は卽佛、佛は卽性、故云二見性成佛一

人波則神乃主奈利。

仰曰、神は、虛空を家とし、淸淨地に留る。神は、天地にわたりて坐すと云へども、人となりて、淸淨の心の藏にあらざれば、宿り玉ふ處なし。人となりて心を具足すれば、天地の神明を宿し奉り、今日久、天地の神明を申請くる主人となる也、主は亭主也。

〔大日如來〕密教の本尊也、梵名を摩訶毘盧遮那と云ふ摩訶は大の義毘盧遮那は日の意也。

〔有爲〕因緣を有するを云ふ、卽ち因緣所生の事物は悉く有爲也。

〔報佛〕佛身に法身報身應身の三身あり、其內報身は因行の功德により顯れたる佛にて、報佛これ也。法身の如く本元のものに非ず、因行の功德によるものなれば有爲と云へる也。

〔傳灯錄〕三十卷、宋の眞宗景德元年吳の沙門道彥釋迦以來の法脈を系し法語を錄せる書也

〔見性〕自己の心中にある佛性を覺るの意にて、禪家の常語也。

神宣に、人波則天下乃神物奈利、須レ掌ニ靜謐一。心波則神明乃本主多利、莫レ傷ニ心神一矣

とあり。

梵漢乃兩聖、心地於和光仁開幾、

仰曰、梵は天竺、漢は唐土ぞ。釋迦孔子を兩聖と云ふ。心地とは、こゝりたる處の心は、天地にしては地ぞ。天氣を受けて、萬物を化生する如く、こゞる處に、神性感じて萬化をなすぞ、故に心と云。今日の一心上も、亦復如レ是。和光とは神化なり。地上にも、日月の和げる光を受けざれば、地の徳を開き難いぞ。

天地乃一神、通化於塵埃仁同須。

仰曰、虚無太元尊、梵漢の塵にも同すると云心也。是も文字は、佛語の和光同塵、老子の和ニ其光ニ同ニ其塵一と云に同じけれども、心は不レ同處也。

大道一元乃元、

仰曰、大道は、老子の詞などにあり。大道廢仁義興と云ひ、道生レ一。一生レ二。などと云、老子をあげて、佛を兼ねたり。大意の文法なり。

〔和光同塵〕老子第五十七章に、「和ニ其光一同ニ其塵一是謂ニ玄同一」とあるに假りて、佛者佛菩薩の成徳の光を和げて諸惡に近き、又は種々の身を示現する義を顯す語也止觀に、「和光同塵結緣之始八相成道以論ニ其終一」とあり。

〔大道廢云々〕老子第十八章に、「大道廢有ニ仁義一智慧出有ニ大僞一六親不レ和有ニ孝慈一國家昏亂有ニ忠臣一」とあり、儒教の仁義は天地自然の道に非ざるを譏る語也

〔道生レ一云々〕老子第四十二章に、「道生レ一、一生レ二二生レ三、三生ニ萬物一」とあり、萬物道より生ずる義也

天心一貫乃貫、

仰曰、一貫は儒道の肝要なり。

是吾神道仁非哉。

神經曰。天無二神道一。無レ有二三光一。亦無二四時一。地無二神道一。無レ有二五行一。亦無二萬物一。人無二神道一。無レ有二一命一。亦無二萬法一矣。三才を三光と云へども、畢竟一元なり、一元は神道なり、一以て貫すと云もの、亦一元の神道也。

抑開闢乃初運、宗廟乃元由、他邦雖レ殊、蓋其源吾國仁在、其宗吾神仁在、

仰曰、天地開闢は、我神國よりおこり、晨旦天竺とひらけ、宗廟の神は、天地と倶に、我國にあらはれ玉ふ神明なり。他の邦は、我國より以後に開闢し、宗廟と云ふも、各自の先祖を祭りて、我國の例とは異なる處あり。されども國のはじまる其源は、我國より始まるぞ。國とは千界の根本也、故に日本と云ふ。其宗、吾神に在りとは、他邦は宗廟と云ふも、其元祖なり。其元祖のもとを尋ぬれば、天地開闢の時に極るぞ。天地開闢の根元は、日本國なれば、吾國に、天地と倶に顯れ坐す神明、萬州の宗廟なり。ひいきへんぱなく明らかに知らば、其

〔一貫は儒道云々〕一貫とは一理を以て萬事を貫通する義にて、儒書に多く見ゆ、論語里仁篇に、「子曰、參乎、吾道以貫レ之」とあり。

〔五行〕木火土金水の五也、天地の間に運行して嘗て息むなき物と稱す、書經洪範篇に、「五行、一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土、水曰二潤下一、火曰二炎上一、木曰二曲直一、金曰二從革一、土爰稼穡、云々」とあり。

〔三才〕天地人の三を云ふ、易經繫辭下傳に、「有二天道一焉、有二人道一焉、有二地道一焉、兼二三才一而兩レ之、故六、六者非レ他也、三才之道也」とあり。

宗は吾國常立尊、天御中主尊、天照太神に有べし。

誰不レ仰ニ吾國一哉。

仰曰、何れの國に生れ、いかなる人か、此道理を聞きて、我日本を不レ仰ものあらん。然るに我國に生れて、神の子孫たる人、神國の粟を食み乍ら、他邦の道をあがめ、吾先祖の道を不レ知、たとひ萬卷の書をそらんずとも、一文不通の盲人と云べし、尤可ニ憐哀一哉夫。

已上御講談畢。

時寛文九己酉年十二月廿一日

神道大意 終

〔神國の粟〕我日本の米穀の義也。
〔他邦の道〕漢土天竺の道、即ち儒教佛教を云ふ。
〔寛文〕後西院天皇の御宇の年號也。

神道明辨

神道明辨解題

一

本書は伊勢外宮の神職度會常彰の著で、元文二年に成つて、翌三年に上版されたものである。當時の大勢は所謂享保の治と後世に迄謳歌される程、治平の世の中で、將軍吉宗が文教振興の結果は諸學頻りに起つたが、殊に漢學は最も隆盛を極め、「子曰」の聲は遠遐僻隅の地にまで起つた。從つて其の弊風も甚だしくなつた。彼を中華と尊び我れ自ら夷人を以て甘んじたが如き、事々物々所謂中華の風を摸せんとした結果、遂に建國の大本を失はんとするに至つた。茲に於て反動思想は悖然として起つたのである。荷田春滿、加茂眞淵等盛んに古學の復興と、皇道の發揮とを唱道して、我が國體の萬邦無比なるを說き、儒學者の崇外癖に痛擊を加へて、國民的自尊心の發揚につとめた。

本書の後書に、

一日閲書市肆、廼述先王之道之書也。述先王之道可述則分矣。延逮于神道恣漫侮焉則何也。是識西土有先王之道、而不識本國有神皇之道、故不遜而自許。以憍弄之辭、妄作是之書、傾動閭里、不取不嘆息痛恨于此。獨者二三之名儒。感悟蚤入神。不亦可乎。然而人不皆名儒。夫書之傳布。恐蠱惑人之心目習聞其說者。遂靡然妄信妄隨。欲是弗能已。考信於神典正史、而撰輯成篇。不顧識者嗤笑。

とあるが、是れ則ち一に著者が本書を編する動機を窺知する料となる許りでなく、當時に於ける國學勃興の原因を說明するに足るものであると思ふ。方今我が國思潮の横流を觀ずるに、當時の時勢のそれに彷彿たるものあつて、未だ本書の如き、眞に憂國慨世の名著の出づること乏しきは痛嘆に堪へざる所である。

二

著者度會常彰の事蹟について、詳に知ることは能はざるは遺憾であるが、本書上梓の元文年間に於ける前後の神道界を察するに、先づ江戸時代に入つては、德川義直は神

祇寶典を著し、林羅山は神社考を著して、本地垂迹の說を破り、吉田の所傳を駁したが、尙一般に唯一、兩部の二神道說が盛んに行はれ、德川家康の如きも猶梵舜から吉田神道の傳授を受けて、其高妙を歎じたとの事である。寬文延寶の際に至つて吉川惟足が出た。一魚商から起つて、萩原兼顯の門に入つて、吉田神道を學んで、別に一派を爲し、德川賴宣、保科正之等の優待を受けて、遂に幕府に徵されて神道方となつた。山崎闇齋また同時に出でゝ、朱子派の儒學を修めたが、後ち惟足及び出口延佳に就いて神道を學んで、所謂垂加流の神道を創めた。垂加とは、神道五部書に「神垂以祈禱爲先、冥加以正直爲本」とあるに基いたものである。闇齋、延佳、並に陰陽五行の理を以て、神道を說き、或は之に混するに、周易の說を以つてし、或は之れを輔くるに、朱子の學を以てし、日本紀の神代卷を以て一箇の教訓となした。爾來吉田の門下及び其他から出て、別に神道の一派を立てたもの頗る多かつた。そして其の當時前後の大勢が斯の如き許りでなく、常彰直接の境遇上から云つても、同族出口延佳の歿後約五十餘年許りであり、また其子で父に優れたと云はれた延經の歿後約十餘年を過ぎ

ないから、これ等に依つて考察すると、著者の學統及びそれに據つて成る學說なども略ぼ窺ふことが出來る。而して其性恬憺無慾清廉潔白であつたから、世人の信を厚くするに足るものがあつた。本書篇後の講古堂の添書に、

神道明辨、度會常彰神主所二撰述一也。云々。神主不レ釣二聲利一、不レ欲二與レ人爭一云々。

とあるのでも知られる。講古堂の號は、出口延佳も號したが、これは全く別人であつて、伊勢參宮案內記を著した藤原長兵衞のことであらう。長兵衞は伊勢山田一志の人である。

三

本書は、其の量よりすると一小册子に過ぎないものであるが、著者が當時文教の振興に連れて、儒佛の道大いに隆盛となつて、延いて自然弊害も出で一種の曲學阿世の徒其の間に起つて、吾が國固有の大道、卽ち、國民精神の根原たる神道の面目が、或は、これが爲めに冒瀆煙滅せんことを憂憤して、今の中に大義名分を正し、災を未然

に防がんとして、事實を國史の成跡に徵して、國民精神の本源たる神道を明辨したものである。其の至誠の發露、熱血の迸しる處、文と作り、句と成り、論理明快、意氣軒昂、實に其の書名に背かずと云ふ可きである。

本書の內容は、天地に自ら理あり、而して大道存す、理は古今東西に變りないが、大道は其の境遇に順つて相異るところを明にして、吾れの大道、是卽ち、神道なることを力說したものである。而して其の大道の相違は國情にあると說いて居る點が本書の眼目である。本書の冒頭に、

天壤之間、無ㇾ國則已矣、有ㇾ國則均有ㇾ道也、是人之所二日用常行一、而非二外求一焉、不二啻人由一ㇾ之、物亦宜ㇾ然、譬猶二水火一、其有二當然之理一、則水火之道也、古之水火、如二今之水火一、酌ㇾ遠準ㇾ邇、雖二萬方有一ㇾ道、咸徒以爲二其用一、繇ㇾ所二包函一、而不ㇾ能ㇾ不ㇾ殊也、（中略）二氣陶二冶萬物一、道行二於其中一、豈不ㇾ襲二方土一之有、夫西土有ㇾ儒、印度有ㇾ佛、二國所二共由一之道也、日本特以二神道一立、豈有ㇾ他乎、是緣二開國之運、水土之性、靈妙不測一也、神道之本殊矣。物之不ㇾ齊、物之情也、日本得二中正一、而其道不ㇾ與二西土一齊、然不ㇾ揣二其本一、而齊二其末一、誠如ㇾ欲二鳧鶴脛、齊二其長短一、可二以捧腹一矣。

とあるを以つて、著者の說かんとする精神、及び本書の藏むる處の神隨を知るべきである。尙ほ、本書の外、外宮神事著略（寫本一卷）、日本國風（寫本一卷）、齋居通（寫本二卷）、齋居通賓（寫本二卷）、藝林珠機（一卷）等の著書がある。

神道明辨

〔萬方〕方は邦の意萬國也。
〔包函〕函は含の意也、包含に同じ。
〔科〕穴也。
〔洪濤瀾汗〕大波のうねり也、木華の海賦に「洪濤瀾汗萬里無際」とあり。
〔陽燧〕火打金也、淮南子に「陽燧見日則燃而爲火」とあり
〔爨〕炊ぐ也。
〔夜作〕夜業を爲すをいふ也、漢書に「爨脂火夜作」とあり、清嘉錄に、「百工入夜操作、謂之夜作」とあり
〔二氣〕陰陽二氣也
〔襲〕依り因る也。

天壤之間。無國則已矣、有國則均有道也是人之所日用常行。而非外求焉。不啻人由之。物亦宜然。譬猶水火。其有當然之理。則水火之道也。古之水火。如今之水火。酌遠進邇雖萬方有道。咸從以爲其用。繇所包函。而不能不殊也。非斡汲爲食。溫泉浴愈疾。一旬之水。流不息。盈科而進。竟作巨川。乃通舟楫之利。百川之歸海。洪濤瀾汗。蒼溟無端倪。亦水。潮亦水。在地則滋潤草木。施天則爲雨爲霜。雨生霜殺。雖非俱水焉、火亦然也陽燧取火於日。木與木相摩則然。以釜甑爨。以桑薪烘膏油明夜作。炳燭照昧行。山林藪澤。陰火潜然爲光惟火火。孰謂非火耶。然而鑿井不可通舟楫。海潮不濟渇。桑薪膏油不可互焚焉。況陰火乎。此不在於其物同。而其所包函。使之然乎哉。二氣陶冶萬物。道行於其中。豈不襲方土之有。夫西土有儒。印度有佛。一國所共由之道也。日本特以神道立。豈有他乎。是緣閭國之運。水土之性。靈妙不測也。廼道之本殊矣。物之不齊。物之情也。日本得中正而其

道不與西土齊。然不揣其本。而齊其末。誠如欲鳧鶴脛。齊其長短。可以捧腹矣。先儒或以陰陽理氣論我神道。未爲得也。有一儒頃間又曰。神道者小道。合於聖人之道。而非有別道可名也。周禮。大祝。小祝等（按。大祝。小祝。喪祝。甸祝。詛祝。司巫。男巫。女巫者。周大宗伯之屬官也。儒生之言。歷擧大祝。小祝等。而缺大宗伯。小宗伯。則何也。是以妄意量神道。其私慕于斯。舜命伯夷作秩宗。周春官大宗伯掌天神人鬼地示之祀。卽漢大常卿之任也。職員令曰。大常卿。位任特隆。學達儒生。兼通禮樂者。可以居之。藏德興曰。況大常者。伯夷叔孫通之職。由斯觀之。聖　之所給事人之尊。寔尊信神道。儒生反爲巫祝事。敷衍其言。臆度以爲高。一何悖耶）鬼神是也。當巫祝知之。非士君子可學之道也。最不可謂此伉於儒佛而鼎立。豈特此也哉。又謂上古神道未之有。後世假佛由儒所創爲。而弄之於頰舌紙筆之間。驕慢蔑視莫弗嚬焉。（儒生曰。此國上古。無可道者也。故仁義禮樂孝悌六字無和訓。兄弟叔姪相娶。其引證若是。实爲侮慢而妄乎。別婦之不贅于此。）聞此言者不敢不大息長吁也。若彼方人或然。此方人而曷吐此言乎。此蓋幼學西土道。先人之言爲主。而膠于心之所致也。夫以日本之道者。非易所謂神道。復不可謂是小道。其與彼方天淵敻別。而神靈昭昭。光被于率土。遐裔惟究。兆民之所崇信。寔開國自然之道也。儒生左欺右紿。奚爲私智之所及乎。假佛則名流一家之說。而非衆僉也。由儒則後世註者所合論也。其事惟脊矣。其言神道也。出于用明孝德二帝之紀。而此雖未見文字。旣與天地有之。神國雖有儒佛之名之後。以神皇所行。稱之神道。別諸儒佛。神代之人道。使人世之神

〔捧腹〕大に笑ふ也
〔秩宗〕秩宗也、百神を叙次することを掌る官也。
〔地示〕地祇也。
〔禮樂〕孝經に、「移風易俗莫善於樂、安上治民莫善於禮、禮者敬而已矣」。禮記に「樂者天地之和也、禮者天地之序也、和故百物皆化、序故群物皆別、樂由天作、禮以地制」とあり。
〔巫祝〕韻會に「巫祝也、女能事無形以舞降神也」とあり。
〔易所謂神道〕易經に「聖人以神道設教、而天下服矣」とあり。
〔遐裔〕國の避隅也
〔用明云々〕用明紀に「天皇信佛法尊神道」とあり。

〔康乂〕安らかに治まるをいふ。
〔沖衿〕心の中也。
〔平瓮〕平き土器に瓦盆の如き物也
〔天神壽詞〕天皇即位の日、中臣氏の奏聞して大御代を壽き奉る詞也、令義解に「中臣奏天神壽詞」、謂以神代之古事、爲萬壽之寶詞也」とあり、天孫降臨以來代々中臣氏の家職なれば中臣壽詞とも云ふ
〔天國罪〕高天原及び地上に行はれたる罪の中「祓ふべき罪」をいふ、大祓詞に詳也。
〔天社國社〕天社は天神、國社は地祇を祭れる神社也。
〔神戶〕租庸調をその神社に納むる郡の計領の民戶及び神田を耕す民をいふ

道。而非防于後世。儒生懵乎舊典。祖于斯矣。自我觀是。儒者我神道之羽翼耳。恭惟神道者。天地剖判之時。國常立尊所創。而神皇承遺。四海康乂。實被於萬世矣。神世素盞嗚尊之爲行也。甚無狀。天照大神發慍。乃入于天石窟而幽居。天兒屋命。太玉命。相與致其祈禱。爲奉出磐戶。乃歸罪過於素盞嗚尊。而促徵。拔髮爪贖之。已而竟逐降焉。爾後天兒屋命主神事之宗源。而與太玉命。俱事瓊瓊杵尊。以立忠誠矣。神武天皇東征之時。乃運神策於沖衿曰。今我是日神子孫。而向日征虜。此逆天道也。不若退還示弱。禮祭神祇。背負日神之威。隨影壓躡。如此則曾不血刃。虜必自敗矣。又取天香山之埴。造八十平瓮。敬祭諸神。無復噍類者。遂得安定區宇。建都于橿原。即皇位。奉安三種神器于正殿。而祭如祖神在。天種子命。奏天神壽詞。又掌解除天國罪。天富命陳幣物。祝詞禋祀。以答於皇天之恩矣。神八井耳尊。輔弼綏靖天皇。奉典神祇。數傳襲于崇神天皇。祭八十萬之群神。仍定天社國社及神地神戶。解罪改過。教禮。神祇和享。而風雨順時。百穀用成。家給人足。天下大平矣。神代至此。神居帝座。與其殿。君神一體。祭祀國政不相分。祀祖神之外。蓋無他也。至此漸畏神威。同殿不安。更擇貞以造鏡劍。爲之護身璽。神代寶物。遷祀于倭笠縫邑。垂仁天皇創立。祭祀神祇。確不怠。二十六年隨天照大神教。立其祠於伊勢國五十鈴川上而

〔墨江大神〕表筒男命・中筒男命、底筒男命の三神を申す、今、住吉神社に祭る。

〔夾輔〕輔弼する意也、國語に、「股肱周室、夾輔平王」とあり。

〔社稷〕博覽古言に「孝經曰、社土地之主也、土地闊不可盡敬、故封土爲社以報功也、稷五穀之長也、穀衆不可遍祭、故立稷之神以祭之」と

〔休祥〕休は美也、祥は福の先づ見はるる者也。

〔版位〕「版」によりて定めたる位次をいふ、版は朝廷公事の時群臣百官の列位をなむる爲に漆書したる標木也、令集解に「謂、木日版、列立日位」とあり。

後以弓矢及横刀。納諸神之社。以時祠之。神功皇后。選吉日入齋宮。竟識神敎之有驗。更祭祀神祇。而征新羅。親執斧鉞。墨江大神。先鋒而導師船。海潮起濤浸國。即知由神助矣。於是王船既到新羅。新羅王驚焉失志。知神兵無敵。面縛以降。自是三韓懷王化。致朝貢。雄略天皇二十二年。豐受大神。御在於伊勢國山田原之後。與天照大神。併合明齊德。鎭護皇朝矣。世々不絶奉幣。而祈年穰妖。業皆是安國家之政事也。凡上自神皇。下及夾輔神。祭禱神祇爲是。況他臣乎。歷代由是。宜哉謂神國也。欽明天皇十三年。百濟獻佛像經論。物部大連尾輿。中臣連鎌子。同奏曰。我國家之王天下者。恒以天地社稷。百八十神。春夏秋冬祭拜爲事。方今改拜蕃神。恐致國神之怒。蘇我石川麻呂奏孝德天皇曰。先祭鎭神祇。然後應議政事。又詔曰。公卿百官。以清白意。敬奉神祇。竝受休祥。令榮天下。天武天皇五年。詔曰。四方爲大解除。用物則國別。國造輸祓柱。之其初而畢代六月十二月晦日。百官畢集於朱雀門。以大祓。當知神道者國政之根本。而祭政唯一也。然而王事靡盬。祭政難兼。宰臣與祠官。遂分以同宗殊其職。文武天皇御宇内。也有詔不比等姓藤原。專與政。意味麻呂緣供神事。復舊姓中臣。踐祚之後。神祇官中臣。依舊以奏天神壽詞。歷世大嘗會之時。神祇官中臣。捧賢木。就版位。跪奏天神壽詞。忌部入奏神璽之鏡劍。是也。稱德天皇寵道鏡。崇以法王。眞使倖臣八幡

神教。而有覬覦神器之意矣。天皇召清麻呂。勅曰。汝往聽神命。乃奉使于八幡神宮。豐前國宇佐大神託宣曰。我國家開闢以來。君臣定矣。以臣爲君。未之有也。天之日嗣。必立皇緒。無道之人宜早掃除。清麻呂歸奏。以正言不阿從道鏡。由是大怒。有詔除名。配於大隅國。光仁天皇登極之後。欲刑道鏡。而忝先皇寵。故不忍焉。謫于下野國爲造藥師寺別當。於戯。祖神不許。道鏡曷爲能盡亂國經之患乎。又後朱雀天皇長暦三年。定二十二社之員。新年。月次。新嘗。咸勅神祇官以奉幣。或炎旱久雨傷禾稼。或災星天變。凡百變異。必禬解禱請。乃獲神祐。以綏萬民矣。後宇多天皇弘安四年。蒙古來使此國。艨艟數十萬。至於鎭西而大戰。殺傷甚多矣。天皇行幸於神祇官。奉幣于諸社。祈淸胡塵於是。疾風震電俄爾起。洪波滔天。賊船盡漂沒。醜虜忽殄滅。驛馬奏捷。靈神有冥冥之助。則有章章之驗。不然則爭有急遽鏖數十萬艘士卒乎。就此伏見天皇正應六年三月二十日。勅雨宮風社。改社爲宮。而與官幣。以賽於漂蕩溺死靈異也。又歷世六月十二月十一日設神座。天皇親供神饌。謂之神今食。仲冬中卯。以新穀天皇親嘗天神地祇。謂之新嘗會。臨寶位之初年。卜定悠紀主基之國郡。新穀成。天皇又親薦。以祀天神地祇。謂之大嘗會。奉安神鏡於溫明殿。偏如伊勢神宮也。十二月行幸奏神樂。謂之內侍所神樂。又豐鉏入姬命已來。以皇女奉于大神祠。謂之齋王。幣帛使必命諸王。何大祝

〔國經〕國體をいふ
〔二十二社〕朝廷より奉幣の便宜上定めたる二十二ヶ所の神社也。
〔新年〕陰暦二月四日、風雨の災害なく年穀豐熟せんことを神社に祈請する祭をいふ、神祇官及び國司廳に於て行ふ。年は五穀中、專ら稻をいふ。
〔月次〕毎年六月十二月の二季十一日に神祇官に於て、三百四座の神に奉幣して、國家の靜謐、聖體の福運を祈る祭をいふ、毎月祭るべきを略して二季となせる也
〔禬解〕祓除也
〔溫明殿〕大內裏綾綺殿の東、宜陽門の內に在り
〔豐鉏入姬命〕崇神天皇の皇女也。

〔禁中先神事云々〕禁祕抄に「凡禁中作法先神事後他事、旦敬神叡慮無懈怠」とあり

〔一｜〕一系の意也

〔王｜〕書經に「無偏無黨王道蕩々」、白虎通に「王往也、天下所歸往也」、孟子に「以德行仁者王」、神傳政に「王、三は天地人の三地｜天地人ハ貫、也、天地人を貫く者は神道也」とあり。

〔扶疏〕木枝の繁茂する貌也。

〔菅相公〕菅淸公也、醍醐朝の人にして洽聞強記、文章博士たり、官參議宮內卿に進む。

〔管窺〕「管中窺豹」の故事より出づ、見る所狹小なる也

小祝給事鬼神之類耶。不嘗此即位暨歲首萬機之初。先奏伊勢兩宮事。凡禁中先神事後他事。爲之法矣。累世推尊若是。一年祭祀居國事半。歷觀紀載可以知焉。林羅山先生曰。我朝神國也。神道乃王道也。是也。夫培壅其根。則枝葉扶疎。是故神道堅實於本也。則福祚無盡。所謂國王一姓傳繼。臣下皆世官。溥天之下無比倫。異邦人所歎息以讚美也非誣矣。有本者若是。神明之深計。不可以智力論也。天照大神乃賜天津彥彥火瓊瓊杵尊。八坂瓊曲玉。及八咫鏡。草薙劍。三種寶物。因勅皇孫曰。葦原千五百秋之瑞穗國。是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之降。當與天壤無窮者矣。先是手持寶鏡。授天忍穗耳尊。而祝之曰。吾兒視此寶鏡。當猶視吾。可與同床共殿。以爲齋鏡。復勅兒屋命。太玉命。惟爾二神。亦同侍殿內。善爲防護。丁寧告戒。實知。三神器永傳天璽帝王之祚。既決于神代矣。君臣父子之道。立于斯矣。是其神道之本。而彰灼著明者也。菅相公曰。我朝家。神明傳統。天險開疆。土壤膏腴。人民庶富。誠哉此言也。非第君主然也。諸臣亦是已。有廷臣若奉祠職。皆繼襲神統。傳于不滅矣。是神道之所使然。而鍾水土之正氣也。儒生覩神官營爲。而直爲此國神道是也。則管窺一斑。不覩全豹之謬已。曷爲謂上古不有神道乎。原夫應神天皇之朝。百濟王仁。來以典籍教誨於菟道稚郎子。推古天皇已來。

通使於隋唐。有留學之員。而習聖人之教。百家之書。臣民能識文字。作爲文章。神國古言。從此稍廢。音訓相雜。心竊患焉。世儒率以爲。上古此國。不聽禮樂仁義之行于世矣。被髮左衽。偏東夷國也。非學聖教以知禮樂典章。則奚爲至人物盛麗。風俗敦厚若今耶。噫是何言也。弗思耳矣。夫一物生焉。積年漸文。則理之自然。鴻荒草昧。距今邈焉。假令不學聖教。而於今豈自不至人文開。典章隆哉。且卑賤人。栖託于深山邃谷。形若槁木。遠於城廓市井。非翅不知字。不聽天下有書。矧有受教訓乎。然自有孝悌忠信者何也。是維人之所固有。而誠如水潤火熯。天之所賦。人之所稟。神國人民。豈初無此性乎。孝悌忠信。吾神祇所嘉。人之躬行也。神代卷。有道赤心（又曰清心）黒心（又曰濁心）聖人教人之法。節目之所分。善皆統赤心。惡悉爲黒心也。不用心于此。貴聖學之習不能移。苟忘名教。下視父母之邦。支流蔓說皆是也。顧君子之學。先正名也。其內此國外彼國。親于此踈于彼則分矣。學者生日本地。啜日本泉。食日本粟。不辨內外。不分親踈。言此國則蔽美而露惡。動呼東夷。言彼國則隱惡而揚善。稱曰中華。曰中國。曰中原。曰中土。是通病也。何不敬吾親。而敬他人乎。可謂冠履失所矣。乃形貌者日本。而心者西土人也。鄉閭少思恥者。皆知賤焉。彼國文獻雖足。聖賢有幾。姦邪讒佞不可勝數也。舜禹之受禪。湯武之放伐。雖聖之所爲。而不免後儒之

〔仁義〕中庸に「仁者人也、義者宜也」孟子に「仁、人之安宅也、義、人之正路也」とあり。
〔被髮左衽〕夷狄の俗也、髮を結ばず、衣の衽を左方にて合するをいふ。
〔一物云々〕事物は年に從ひて進化するの意也。
〔槁　〕枯木也
〔熯〕焼に同じ、又火の盛なる貌也。
〔名教〕人倫の教也老莊無名の教に對して儒教をいふ、宋文鑑に「周孔垂名教」とあり。
〔中華〕世界の中央に位せる文明國の意也。
〔湯武之放伐〕殷の湯武、禹の桀王を滅し、周の武王殷の紂王を伐ちしをいふ。

論難也。邇觀古昔。神國奕世豈紕政耶。豈無不績耶。豈文物不足耶。孰不識治多亂少。涉歷天下平哉。素華夷無定名。自其國而言。則何國不可以爲中國哉。我國史。以日本爲中國。儒生羨何巧文。我夷彼華乎。方今以陋識忖度其意。則當庶乎使國人學聖敎誦習憲章。步騷壇鬪智巧。文則規左氏班馬。詩則不降盛唐。服彼方之服。誦彼方之書。用彼方之器。行彼方之禮。拔賢良於蓬茨下。登庸以與國事。而不顧神國之可崇奉。交夷狄之邦之可尊親也。果爲如何。恐若見其肺肝。嗟乎反欲以神國變於彼國之腥穢。是何意也。釋氏不然。弗依憑於神。則佛道難獨立。故蚤觀其幾。而弗非毀焉。假神而傳會矯誣言。或謂。兩宮者。金胎兩部大日也。大日之本國故名日日本。天神七葉者。過去七佛。地神五葉者。現在四佛。加增舍那爲五佛。天瓊矛者。金剛智劍。大八洲者。八葉華臺等。不遑數也。炫燿其法大亂眞。似敬信神道。乃售佛道也。其道漫盛。而神道陵夷。可勝嘆哉。而顧其所以爲敎。則佛殊儒近。至無神道。儒寧不可惡乎哉。其道可信焉。唯惡其巧言也。或曰。然則其學神道。當奈何。曰。忘僣踰竊以。吾神好生惡殺。是萬善之所宗。神皇安天下之道也。所謂授三神器之詔旨如右件。皇孫當如鏡之明。玉之溫。劍之利。經綸天業。安撫黎元矣。其政綱之本也大哉。神宣曰。神垂以祈禱爲先。弘仁七年敕曰。今聞。今茲青苗滋茂。宜敬神道大致豐稔。庶俾嘉穀盈畝。黎元殷富。宜仰畿內七道。其官長清愼齋戒。奉幣名神。祈止風

〔奕世〕累代也。
〔騷壇〕文壇也。
〔左氏〕魯の史官、左丘明をいふ、所謂春秋の左氏傳の著者也。
〔班〕班固也、漢書を撰す。
〔馬〕司馬遷也、史記を撰す。
〔金胎兩部〕眞言敎所說の二部門、金剛界と胎藏界也、一は大日如來の智德を顯し、一は理德を顯す。
〔大日〕密敎の本尊大日如來也、梵名を摩訶毘盧舍那と云ふ。
〔弘仁〕嵯峨天皇御宇の年號也。
〔名神〕有名の社を擧げて、全國の神社に代らしむる意の社格也、延喜式に載する所の名神三百九座あり。

「取中」君臣の間を執り持つ意也。
〔吾心淸々之〕古事記に「速須佐之男命云々爾に須賀の地に到りまして詔り給はく、吾此地に來まして我が御心淸々しと宣り給ひて其處になも宮作り坐ましけると」とあり。
〔爲民立主〕左傳に「天生民而樹之君以利之也」荀子に「天之生民非爲君也、天之立君以爲民也」とあり。
〔鼎革〕鼎は夏の禹の故事に因りて帝位帝業の意、革は革命の意也。
〔如葦牙者云々〕日本書紀に「于時云々狀如葦牙便化爲神號國常立尊」とあり。

臣。是皇王參神之庭。安內之政也。又所謂群卿者。從來押嚴矛取中事而奏請人等也。是明人臣之道也。豈不謂忠哉。大抵國書之說道若是。可致思。又神欲淸淨。從正式爲淸淨。隨惡以爲不淨。神宣曰。心神則天地之本基。又曰。須守混沌之始。夫天地混沌元氣淸淨。人民稟此元氣以生。不敢傷。則向之所謂赤心。而仁義禮智統于此矣。修禊歸於天兒屋命。成於天種子命。神代遺事。而邦則是已。上世士大夫。納贖弗罪。故大上中下祓之日備焉。悔惡求善。外祓則內從而淸。日新漸進。表裏洞徹。內外淸淨。秋毫無罪。素盞嗚尊遂到出雲之淸地焉。乃言曰。吾心淸々之。恐是明徵矣。至此則契合於天地。與神浮沈。祓莫不淸焉。祈莫不驗焉。而何祓何祈。仁義云乎哉。禮樂云乎哉。信修禊者。修身之大本。神道之要領也。故帝王愼祖訓。奉祀神祇。遵理陰陽。鎭撫邦家。而專事修禊。竊玩觀。書曰。嗚呼惟天生民有欲。無主乃亂。惟天生聰明時乂。左氏又云。天生民。而立之君。使司牧之。意者聰明者爲主。初爲民立主。後民爲主見。使萬邦或然。歷代有弑奪鼎革之禍。職此之由也。神國特不然。天地開時。如葦牙者化爲神。號國常立尊。又有神。號伊弉諾尊伊弉册尊。二神經生大八洲。及山川草木。又欲生天下之主。而生天照大神。光華明彩。照徹於六合。遂以授天位。所謂與天地之初。君臨之國也。然則國常立尊。天照大神。開國之祖宗。初爲主也。彼有民後立主。

〔倭姬命〕垂仁天皇の皇女、第二代の齋宮也。
〔穆々〕威儀崇く和敬なる貌也。
〔妻孥〕妻子也。
〔仲尼〕名は丘、孔子と稱す、魯の襄公二十二年昌平鄕の陬邑に生る、父は叔梁紇、母は顏氏、儒敎を集大成し、東洋思想の大淵叢となれり。
〔夸論〕夸は誇也。
〔王仁〕漢の高祖の後にして、その祖狗の時百濟に移住す、應神天皇十六年來朝して、論語千字文を献ず。
〔斯文〕儒家にて其奉ずる道を云ふ、論語了罕篇に、「天之將喪斯文也、後死者不得與於斯文也、」と見えたり。

此國未有衆民之前。既以爲主矣。前後之差。殆若氷炭異冷熱。天下無一個非神物。故王綱彌固紐。嘗莫亂臣賊子。纂立之畏矣。是祖神威靈之所維持。何秖億載哉。嘗與天壤無窮矣。此其挺立勝萬國。而所以不可窺測者也。西土豈可同年而語。並日而談哉。是可欺也。孰不可欺也。倭姬命曰。我聞。大日本國者神國也。依神明之加被。得國家之安全也。國常立尊。天照大神之靈光。盈滿於天地也。如水在地中矣。掘則得水。祈則必驗。神宮穆々。天下之民。尊奉傾信。以祈福穰殃。至誠有感而立應。惠民無彊。降福穰々。吾儕飽食煖衣綏妻孥。感戴神恩也大哉。然無忠敬之心。漫以神道爲聖學中之一事。不貴國神。不憚公。以私心欲日本西土一其道也。譬若鑿井水莫利舟楫。桑薪膏油不可互焚焉。人生所由之道。雖萬方不可渝。由於陰陽之正偏。運氣之剛柔。水土之差異。而彼有彼物宜。此有此物宜。南方有不死之草。北方有不釋之氷。中庸曰。仲尼上律天時。下襲水土。胡爲學孔子者。不從于此言。而執滯夸論哉。胡爲不素日本行乎日本哉。踐日本地。而蔑棄神道。偏聖學。則如斧其根而漑其葉也。士君子可以不學神道哉。太古文字有無不可識焉。王仁以降。用彼方書。神國之典籍盡是已。道由文以傳。儒講明斯文。故儒我神道之羽翼耳。聖人之道。孰不敬從乎。不可以不學焉。愼明辨此國固有神道。所以可必尊信。妄議猥論。數充

案而不惑焉。固其本基。且渉六藝子史百家。知聖人之道。則弗差神。弗畔聖。二道竝行。而不相悖。蓋學則以知爲之要。爰名分不正。可謂知道乎。祇欲比肩於漢魏之上。緣飾文字。巧詆宋儒。而立門戶之餘。及神道恣無蔑。一沒溺于此。而作孟浪之言也。學者之弊、一至此磨而不磷。寔神磷國之罪人也。直欲信吾心以信天下。神靈洋々昭布于方域。不言有哉。神之所不享。國人不可信焉。噫乎爲如之何哉。

〔六藝〕周禮に「六藝、禮、樂、射、御、書、數」とあり。
〔子史〕諸子類と諸史類也。
〔孟浪〕趣舍なきの謂、精要ならざる貌、委細ならざる貌也。
〔不磷〕磷かざる也

神道明辨 終

書神道明辨後

一日閱書市肆。廼述先王之道之書也。述先王之道可述則分矣。延述于神道。恣嫚侮虐則何也。是識西土有先王之道。而不識本國有神皇之道。故不遜而自許。以憍恣之辭。妄作是之書。傾動閭里。不敢不歎息痛恨于此。獨者二三之名儒。感悟蚤入神。不亦可乎。然而人不皆名儒。夫書之傳布。恐蠱惑人之心目。曾聞其說者。遂靡然妄信妄隨。孰是非能已。考信於神典正史。而撰輯成篇。不顧識者嗤笑。予末學膚受。非欲以不文爭衡。而迴狂瀾也。予豈爭衡哉。將使人不見化彼說。明辨本國有神皇之道。所以可尊信也。是以屢加枝辭贅喩。不意似於爭衡以攻夫書。予豈爭衡哉。惆悵款款。唯尊奉神道而已矣。

元文二年丁巳十二月十六日　　從四位上　度會常彰　謹識

神道明辨。度會常彰神主所撰述也。每憂本邦固有國神之道。不可以不尊奉。而邪說雜於其間。人疑神道也。蓋家聽於親。而國聽於君。古今之公行也。夫國神之道者。則國家之

大事。雖宜聽於君非人々之所能及也。是以歷敍神皇所行之迹而欲使人粲然可觀。解其惑焉。米輯發其指趣。只恐。旁攻邪說以添足。故韞藏不出。竊授二三子爾。予幸得觀焉。顧世間寖知神道。此書弗爲傾信而鄕風之一助乎。冀刻以公于世矣。神主不釣聲利。不欲與人爭。彌祕而不許。予乞不止一再。於是復删改。與予曰。刻與不刻在子之意已。吾豈敢。因屬之剞劂云。

元文三年九月之吉　　講古堂書

直毘靈

直毘靈解題

一

本書は、本居宣長の著したもので、世人が外洋文化に心醉して、尊外卑內の俗を成さんとするを慷慨して、其の弊を矯めんと欲し、古傳に據つて、我が大道の萬國に優れて比類の無いこと、儒佛等の異教は、我が國體に適合せざることを說明して、皇道の精神を發揮したものである。文化八年、著者四十八歲の時の刊行で、最初は「古事記傳」の上卷に附錄として載せてあつたものを、後に册を別けて刊行したものである。其の書名の題意に就いては著者が直毘と云ふ詞に對して、「古事記傳、六」に左の如く說いて居る。

神直毘神、大直毘神、直とは、未だ直からざるを直す意の御名なり、既に直なれる意にはあらず、上に爲レ直とあるを以てさとるべし、(割註略)されば此の二柱は、穢より淸にうつる間に成坐せる神にして、直毘とは、

禍を直したまふ御靈の謂なり、(割註略) 御門祭祝詞に、四方四角與利疎備荒備來武、天能麻我都比登云神乃言武惡事爾、相麻自許利相口會賜事無久云々、咎過在乎波、神直備大直備爾見直聞直坐氏云々、還却祟神祝詞に、神直日大直日爾直志給比氏云々とある、是等は神議に議賜神逐に逐賜など云ふの語にて、たゞ直し賜ふと云ふことなり、(割註略) 直し賜ふと云ふ事を如此言へるにて、此の神の名の意を曉りてよ、

卽ちこの直毘靈は、儒佛によつてみだされたる當時の人心を、直く正しき惟神の大道に立ちかへらしめ、國體と容れない宗義學說を排して益々建國の大本を發揮し國民精神を振作せんとしたものである。

二

著者本居宣長は、享保十五年庚戌六月七日に、伊勢國飯高郡松坂本町に生れた。小津定利の二子で、兄定治の嗣となつて家を繼いだ。母は村田豐商の女で勝子と云つた。幼名を富之助と云ひ、後、彌四郎、榮貞、春庵(舜庵)、中衞、健藏等に改め、又、家に三十六の鈴を懸けて、往々之を鳴らして、悶を遣つたので、號を鈴廼家と稱した。

後ち本姓本居に復した。又、私に謚して、秋津彦美豆櫻根大人と稱した。「三折小傳」に、父の翁、子なきを深くなげきて、吉野の水分の神に祈りて、生れたる由を傳へて居る。幼少から讀書を好んで、其上强記絶倫であつたので、父母は非常に愛して、修學を進めた。依つて寶暦二年入洛して、堀景山（號屈氏）に就いて儒學を學び、同四年小兒科の大家武川法眼幸順に就いて醫道を修め、七年業成つて歸鄕して醫を開業した。偶々契沖の百人一首改觀抄、勢語臆斷、古今餘材抄等を讀んで、古學研究の念を起し、更に加茂眞淵の冠辭考、其他の著書を見て、其の學識に敬服し、奮然として志を立てゝ、十一年遂に眞淵に名簿を送つて國學古道を問ね、其の門人となつて古學を研鑽した。明和元年、遂に國學界空前の大著たる「古事記傳」の起稿にかゝつた。時に年三十五歲であつた。既にして同六年眞淵歿してからは、古人を師として、研鑽是れつとめ、名聲漸く著れた。寛政六年紀伊治寶侯の召に應じて紀州に赴き、古學を進講した。此時醫師の列に加へられ十人扶持を賜はり、享和元年奥詰に進んだ。時に宣長の名天下に振ひ、刺を通じて門下に列するもの甚だ多く、此の年京都に遊んだ時の

如きは、公卿等競ふて其旅館を訪ひ、講義を聽聞すること殆んど連日に亙つたとのことである。九月病んで其の二十九日に歿した。年七十二、伊勢國松坂山室山に葬つた。後、門人等墓側に山室山神社を建てゝこれを祭つた。今三重縣々社に列して居る。明治十六年正四位を、同四十二年正三位を贈られた。

三

宣長七十二年の生涯は、全力を捧げて皇學の爲に盡した。天下の滔々たる腐儒の徒が、内外本末を誤つて居るのを慨し、之れを矯正せんと欲して、餘力を遺す處がなかつた。嘗て京都にあるや、時の攝政の命によつて馭戎慨言（本叢書に收む）を呈した。其の他、尊皇崇祖を鼓吹したものに、玉櫛笥、玉鉾百首、鉗狂人（本叢書に收む）等がある。「玉櫛笥」に、

誠の道は、天地の間に亘りて、何れの國迄も、同じく唯一筋なり。然るに此道、獨り皇國にのみ正しく傳はりて、外國には皆、上古より既に其の傳來を失へり。それ故に、異國には、又別に種々の道を說きて、各々

其道を正道のやうに申せども、異國の道は、皆末々の枝道にして、本の誠の正道には非らず。たとへ此處彼處と、似たる所は有りと雖も、其の末々の枝道の意を交じへとりては、誠の道に適ひ難し云々

とあるに推しても、其の說く敎、唱ふる學に就いての態度を知ることが出來る。凡て此等の諸書の議論は、當時の弊風を救ふに與つて尤も力あつた。其他古書の注釋、文法音韻等の著述等、先人未發の說尠くない。特に其畢生の大業たる古事記傳は、考證精確、識見卓拔で、能く千古の疑義を斷じ、以て後人をして闇夜に燈火を得たる感あらしめ、我が古史を硏究する關鑰は、此書を措いて他にあらずと云ふも、決して過言ではない。要するに宣長は、國史國文國語神道の各方面に於て、これを大成したるものと稱すべきである。而して、其の風を慕ふて門に入るもの六百人の多きに至つたといふことである。就中、本居春庭、同太平、服部中庸、上田百樹、渡邊重名、齋藤彥麿、平田篤胤、伴信友等は最も知られて居る。

直毘靈

此篇は道といふことの論なり

皇大御國は、掛まくも可畏き神御祖天照大御神の、御生坐せる大御國にして、萬國に勝れたる所由は、先づこゝにいちじるし。國といふ國に、此の大御神の大御德かゞふらぬ國なし。

大御神、大御手に天つ璽を捧持して、御代々々に御しるしと傳はり來つる、三種の神寶は是ぞ、萬千秋の長秋に、吾御子のしろしめさむ國なりと、ことよさし賜へりしまに〳〵、天津日嗣高御座の、天地の共動かぬことは、既くこゝに定まりつ。天雲のむかぶすかぎり、谷蟆のさわたるきはみ、皇御孫命の大御食國とさだまりて、天下にはあらぶる神もなく、まつろはぬ人もなく、いく萬代を經とも、誰しの奴か、大皇に背き奉む。あなかしこ、御代々々の間に、たまたまも不伏穢奴もあれば、神代の古事のまに〳〵、大御稜威をかゞやかして、たちまちにうち滅し給ふ物ぞ。

〔かゞふらぬ〕被らざる也。

〔三種の神寶〕天叢雲劍、八尺瓊曲玉、八咫鏡を云ふ。

〔萬千秋の長秋〕千秋萬歲の義也。

〔ことよさし〕委ぬるを云ふ。

〔むかぶすかぎり〕遙に低く見ゆる限り也、極めて遠く廣きに譬へし也。

〔谷蟆云々〕ひきがへるの古名也、谷蟆の一步の一寸にも足らぬを物の最も狹きに譬へたる也。

〔あらぶる神〕荒る神也。

〔まつろはぬ人〕服從せざる人也。

千萬御世の御末の御代まで、天皇命はしも、大御神の御子とましく〳〵て、

御世々々の天皇は、すなはち天照大御神の御子になも大坐ます。故天つ神の御子とも、日の御子ともまをせり。

天つ神の御心を大御心として、

何わざも、己命の御心もてさかしだち賜はずて、たゞ神代の古事のまゝに、おこなひたまひ治め賜ひて、疑ひおもほす事しあるをりは、御卜事とて天つ神の御心を問して物し給ふ。

神代も今とへだてなく、

たゞ天津日嗣の然ましますのみならず、臣連八十伴緒にいたるまで、氏かばねを重みして、子孫の八十續き、その家々の職業をうけつがひつゝ、祖神たちに異ならず、只一世の如くにして、神代のまゝに奉仕れり。

神ながら安國と、平けく所知看しける大御國になもありければ、

書紀の難波の長柄朝廷御卷に、惟神者、謂隨神道亦自有神道也とあるをよく思ふべし。神の道に隨ふとは、天の下治め賜ふ御しわざは、たゞ神代より有りこしまに〳〵物し賜ひて、いさゝかもさかしらを加へ給ふことなきをいふ。さてしか神代のまに〳〵、大らかに所知看せば、おのづから神の道はたらひて、他にもとむべきことなきを、自有神道とはいふなりけり。かれ現御神と大八洲國しろしめすと申すも、其の御世々々の天皇

〔故〕かるが故に也

〔さかしだち〕我れ賢く振舞ふ也。

〔御卜事〕鹿の肩骨を焼きて吉凶を占ふ也、古史傳に「御卜事は卜事を尊びたる辭ならむと思へど、伺御心(ウラ)の義主とありて、こは大御神の御心を云へる中に、御卜の義も籠れるなり云々」とあり。

〔臣連八十伴緒〕かばねの名也、古事記に「定賜天下之八十友緒氏姓也云々」とあり。

〔うけつがひつゝ〕繼承する也。

〔書紀〕三十卷、神代より持統天皇に至る編年史也、元正天皇の時、勅を奉じ舍人親王の撰せるもの、古事記に亞ぐ舊史也。

の御政、やがて神の御政なる意なり。萬葉集の歌などに、神隨云々とあるも、同じこゝろぞ。神國と韓人の申せりしも、諸にぞ有りける。

古への大御世には、道といふ言擧もさらになかりき。

故古語に、あしはらの水穗の國は、神ながら言擧せぬ國といへり。

其はたゞ物にゆく道こそ有りけれ。

美知とは、此記に味御路と書ける如く、山路野路などの路に、御てふ言を添たるにて、たゞ物にゆく路ぞ。これをおきては上つ代に道といふものはなかりしぞかし。

物のことわりあるべきすべ、萬の教ごとをしも、何の道くれの道といふことは、異國のさだなり。

異國は、天照大御神の御國にあらざるが故に、定れる主なくして、狹蠅なす神ところを得て、あらぶるによりて、人心あしく、ならはしみだりがはしくして、國をし取りつれば、賤しき奴も、たちまちに君ともなれば、上とある人は、下なる人に奪れじとかまへ、下なるは、上のひまをうかゞひて、奪はむとはかりて、かたみに仇みつゝ、古より國治りがたくなも有りける。其が中に、威力あり智り深くて、人をなづけ、人の國を奪ひ取りて、又人にうばはるまじき事量をよくして、しばし國をよく治めて、後の法ともなしたる人を、もろこしには聖人とぞ云ふなる。たとへば、亂れたる世には、戰にならふゆゑに、おのづ

〔萬葉集〕二十卷、仁德天皇の御宇より淳仁天皇の天平寶字三年に至る迄の歌を集めたる我國最古の歌集也、撰者は橘諸兄なりとも、又大伴家持なりとも云ひ、定かならず。

〔諸にぞ有りける〕誠に然りの意也。

〔言擧〕殊更に取立てゝ云ふ也、揚言の字を宛つ、萬葉集に「秋津州日本の國は神がらと言擧せぬ國然れども我は事擧げす」とあり。

〔狹蠅なす神〕さは早苗(サナヘ)五月(サツキ)などのさと同じく卽ち田植する頃をいふ、此頃の蠅殊に多きが故に多くの荒び騷ぐ邪神を云ひし也。

から名將おほくいでくるが如く、國の風俗あしくして、治りがたきを、あながちに治めむとするから、世々にそのすべをさま〴〵思ひめぐらし、爲ならひたるゆゑに、しかかしこき人どもいできつるなりけり。然るをこの聖人といふものは、神のごと世にすぐれて、おのづからに奇しき德あるものと思ふは、ひがことなり。さて其の聖人どもの作りかまへて、定めおきつることをなも、道とはいふなる。かゝれば、から國にして道といふ物も、其の旨をきはむれば、たゞ人の國をうばはむがためと、人に奪はるまじきかまへとの、二つには過ぎずなもある。そも〳〵人の國を奪ひ取らむとはかるには、よろづに心をくだき、身をくるしめつゝ、善ことのかぎりをして、諸人をなつけたる故に、聖人はまことに善人めきて聞え、又その作り置きつる道のさまも、うるはしくよろづにたらひて、めでたくは見ゆれども、まづ已からその道に背きて、君をほろぼし、國をうばへるものにしあれば、みな僞にて、まことはよき人にあらず、いともいとも惡き人なりけり。もとよりしか穢惡き心もて作りて、人をあざむく道なるけにや、後の人も、うはべこそ尊みしたがひがほにてもてなすめれど、まことには一人も守りつとむる人なければ、國のたすけとなることなく、その名のみひろごりて、遂に世に行はるゝことなくて、聖人の道は、たゞいたづらに、人をそしる世々の儒者どもの、さへづりぐさとぞなれりける。然るに儒者の、たゞ六經などいふ書をのみとらへて、彼の國をしも、道正しき國ぞと、いひのゝしるは、いたくた

〔あながちに〕强ひて也。
〔世々に云々〕代々世を治むる手段を種々に工夫する也
〔おのづからに云々〕生れながらにして自然に靈異なる德ある者と思ふは理に適はざる事なりと也。
〔旨をきはむれば〕本旨を研究して考ふる也。
〔うるはしく云々〕美しく萬事に遺漏無く尊ぶ可く見ゆるならむもと也。
〔已れから云々〕自身にその道に背反して帝王を滅ぼし國を奪ひ取りし者なりと也。
〔さへづりぐさ〕話說の材料也。
〔六經〕易經、書經、詩經、禮記、樂記、春秋を云ふ。

〔たけきことに云々〕立派なる事に思ひ云ふは愚かなりと也。
〔こちたき名〕煩はしき名目也。
〔教へおもむけむとぞすなる〕教へ導かむとすると也
〔こゝろ深げに〕意味深長なる如く也
〔人のかぎりある云々〕人間の限りある智慧を以て、神の靈妙なる業は測り知り難しと也
〔後々の人共云々〕後世の人々、萬事を己れの才智を以て推定する事支那の國の習癖なりと也。
〔ゆめ唐人の云々〕決して支那人の說に迷ふ勿れと也
〔しゝこらかし〕俗語のこじらかす也。

がへることとなり。かく道といふことを作りて正すは、もと道の正しからぬが故のわざなるを、かへりてたけきことに思ひいふこそ痴なれ。そも後の人此の道のまゝに行なはばこそあらめ、さる人は、よゝに一人だに有難きことは、かの國の世々の史どもを見てもしるき物をや。さて其道といふ物のさまはいかなるぞといへば、仁義、禮讓、孝悌、忠信などいふ、こちたき名どもを、くさ〴〵作り設けて、人をきびしく教へおもむけむとぞすなる。さるは後の世の法律を、先王の道にそむけりとて、儒者はそしれども、先王の道も、古への法律なるものをや。また易などいふ物をさへ作りて、いともこゝろ深げにいひなして、天地の理をきはめつくしたりと思ふよ。これはた世人をなつけ治めむための、たばかり事ぞ。そも〳〵天地のことわりはしも、すべて神の御所爲にして、いとも〳〵妙に奇しく、靈しき物にしあれば、さらに人のかぎりある智もては、測りがたきわざなるを、いかでかよくきはめ盡して知ることのあらむ。然るに、聖人のいへる言をば何ごともたゞ理の至極と、信たふとみ居るこそいと愚なれ。かくてその聖人どものしわざにならひて、後々の人共も、よろづのことを、己がさとりもておしはかりごとするぞ、彼の國のくせなる。大御國の物學びせむ人、是をよく心得をりて、ゆめ唐人の說になまどはされそ。すべて彼の國は事毎にあまりこまかに心を著けて、かにかくに論ひさだむる故に、なべて人の心さかしだち惡くなりて、中々に事をしゝこらかしつゝ、いよ〳〵國は治りがたくのみなりゆくめ

〔大らかに云々〕寛かにして事の足るが善し、その故に我日本の昔は、支那の如く煩はしき教無かりしも、下々迄亂るゝ事無く天下泰平にて、皇統永遠に傳はり來りしと也。

〔なま〳〵のわろもの〕未熟の拙き者を云ふ。

〔此方の物知人云々〕我國の物を知る者すら、是れに心付かずして、支那を羨むと也。

〔猿どもの云々〕猿が人を見て毛無しと笑ふを、人恥かしく思ひて、我にも毛ありとて、細かなる毛を强ひて尋ね出して爭ふ如く、毛の無き事の尊きを知らぬ愚人の業なりと也。

り。されば聖人の道は、國を治めむために作りて、かへりて國を亂すたねともなる物ぞ。すべて何わざも、大らかにして事足ぬることは、さてあるこそよけれ。故皇國の古へは、さる言痛き教も何もなかりしかど、下が下までみだるゝことなく、天の下は穩に治りて、天津日嗣いや遠長に傳はり來坐り。さればかの異國の名にならひていはゞ、是れぞ上もなき優たる大き道にして、實は道あるが故に道てふ言なく、道てふことなけれど、道ありしなりけり。そをこと〴〵しくいひあぐると、然らぬとのけぢめを思へ。言擧せずとは、あだし國のごと、こちたく言立つることなきを云ふなり。譬ば才も何も、すぐれたる人はいひたてぬを、なま〳〵のわろものぞ、返りていさゝかの事をも、こと〴〵しく言擧げつゝほこるめる如く、漢國などは、道ともしきゆゑに、かへりて道々しきことをのみ云ひあへるなり。儒者はこゝをえしらで、皇國をしも、道なしとかろしむるよ。儒者のえしらぬは、萬に漢を尊き物に思へる心は、なほさも有りなむを、此方の物知人さへに、是れをえさとらずて、かの道てふことある漢國をうらやみて、強ひてこゝにも道ありと、あらぬことどもをいひつゝ爭ふは、たとへば、猿どもの人を見て、毛なきぞとわらふを、人の恥ぢて、おのれも毛はある物をといひて、こまかなるをしひて求出て見せて、あらそふが如し。毛は無きが貴きをえしらぬ、癡人のしわざにあらずや。

然るをやゝ降りて、書籍といふ物渡參來て、其を學びよむ事始りて後、其の國のてぶりをならひ

て、やゝ萬のうへにまじへ用ひらるゝ御代になりてぞ、大御國の古への大御てぶりをば、取別けて神道とはなづけられたりける。そはかの外國の道々にまがふがゆゑに、神といひ、又かの名を借りて、こゝにも道といふなりけり。

　神の道としもいふ所由は、下につばらかにとく。

しかありて御代々々を經るまゝに、いやます／＼に、その漢國のてぶりをしたひまねぶこと、盛になりもてゆきつゝ、終に天の下所知看す大御政も、もはら漢樣に爲はてて、難波の長柄宮、淡海の大津の宮のほどに至りて、天の下の御制度も、みな漢になりき。かくて後は、古の御てぶりは、たゞ神事にのみ用ひ賜へり。故後代までも、神事にのみは、

　皇國のてぶりの、なほ殘れることおほきぞかし。

青人草の心までぞ、其の意うつりにける。

　天皇尊の大御心を心とせずして、己々がさかしらごころを心とするは、漢意の移れるなり。

さてこそ安けく平けくて有來し御國の、みだりがはしきことといできつゝ、異國にやゝ似たることも、後にはまじり來にけれ。

　いともめでたき大御國の道を置きながら、他國のさかしく言痛き意行を、よきことゝして、ならひまねべるから、直く清かりし心も行ひも、みな穢惡くまがりゆきて、後つひには、かの他國のきびしき道ならずては、治りがたきが如くなれるぞかし。さる後のありさまを

「大御國の云々」支那の風俗を混用する事となりてより我國の古來の風俗をそれと區別して神道と名付くるに至りしと也。
「つばらかにとく」詳かに説明する也
「いやます／＼に」彌々益々也。
「もはら漢樣に云々」專ら支那風になり果てしと也。
「淡海の大津宮のほど」天智天皇の御宇也。
「みな漢になりき」悉く支那風になりしと也。
「青人草の云々」人民の心迄、支那風を事とする樣になりしと也。青人草は神代紀に「顯見蒼生、此云宇都志阿烏比等久佐云々」とあり。

見て、聖人の道ならずては、國は治りがたき物ぞと思ふめるは、しか治りがたくなりぬるは、もと聖人の道の弊なることをえさとらぬなり。古の大御代に、其道をからずて、いとよく治りしを思へ。

そもそも此の天地のあひだに、有りとある事は、悉皆に神の御心なる中に、凡て此の世の中の事は、春秋のゆきかはり、雨ふり、風ふくたぐひ、又國のうへ人のうへの、吉凶き萬の事、みなことごとに神の御所爲なり。さて神には、善もあり惡きも有りて、所行もそれにしたがふなれば、大かた尋常のことわりを以ては、測りがたきわざなりかし。然るを世の人、かしこきもおろかなるも、おしなべて、外國の道々の説にのみ惑ひはてゝ、此の意をえ知らず、皇國の學問する人などは、古書を見て、必ず知るべきわざなるを、さる人どもだに、えわきまへ知らざるは、いかにぞや。抑吉凶き萬の事を、あだし國にて、佛の道には因果とし、漢の道々には天命といひて、天のなすわざと思へり。是等みなひがことなり。そが中に佛の道の説は、多く世の學者のよく辨へつることなれば、今いはず。漢國の天命の説は、かしこき人も皆惑ひて、いまだひがことなることをさとれる人なければ、今これを論ひさとさむ。抑天命といふことは、彼の國にて古に、君を滅し國を奪ひし聖人の、己が罪をのがれむために、かまへ出たる託言なり。まことには、天地は心ある物にあらざれば、命あるべくもあらず。もしまことに天に心あり、理もありて、善人に國

〔もと聖人の云々〕元來聖人の道より起る弊害なる事を悟らざるなりと也即ち聖人の道とは其本旨人の國を奪はんが爲めと、人に奪はれざらむ爲めとの二つの爲めに定めたる道なるが故なりと也（四頁本文參照）

〔からずて〕借らずして也。

〔春秋のゆきかはり〕四季の變遷也。

〔佛の道には云々〕佛道にては因果と云ふ也、因果とは因は能生、果は所生にて、因あれば必ず果あり、果あれば必ず因なかるべからずとし、之を因果の理と云ひ佛教は之を三世に通じて善惡應報の義を說く也。

〔周の代のはてかた〕周の代の終り也周は武王に始まり東周の惠公の七年我朝の孝靈天皇四十二年に滅べり

〔周公〕魯の周公、姓姫、名旦、文王の子也。

〔孔子〕名丘・字は仲尼、魯の人、世に孔子と稱す。

〔秦の始皇がごと云々〕嬴姓趙氏、名政、六國を併せて皇帝となり、諸生の時政を議するを忌み、書を焚き、儒書四百六十余人を坑にしたる事諸書に見ゆ。

〔國をしる君〕國を治むる天子也。

〔舜〕帝舜有虞氏、五帝の一人也。

〔堯〕帝堯陶唐氏。五帝の一人也。

〔禹〕夏后氏第一世姒姓、帝顓頊の孫。

を與へて、よく治めしめむとならば、周の代のはてかたにも、必ず又聖人は出でぬべきを、さもあらざりしはいかにぞ。若周公、孔子にして、既に道は傳れる故に、其後は聖人を出さずといはむも、又心得ず。かの孔丘が後、其の道あまねく世に行はれて、國よく治りたらむにこそ、さもいはめ。其後しもいよよ其の道すたれはてゝ、徒言となり、國もます〳〵みだれつる物を、今はたれりとして、聖人をも出さず、國の厄をもかへりみず、つひに秦の始皇がごと、荒ぶる人にしも與へて、人草を苦しめしは、いかなる天のひがこゝろぞ。いと〳〵いぶかし。始皇などは、天のあたへしに非ざる故に、久しくはえたもたずともいひ枉べけれど、そも暫くにても、さる惡人にあたふべき理あらめやも。又國をしる君のうへに、天命のあらば、下なる諸人のうへにも、善惡きしるしを見せて、善人はながく福え、惡人は速けく禍るべき理なるを、さはあらずて、よき人も凶く、あしき人も吉きたぐひ、昔も今も多かるはいかに。もしまことに天のしわざならましかば、さるひがことはあらましや。さて後の世になりては、やうやく人心さかしきゆゑに、國を奪ひて天命ぞといふをば、世の人の諾なはねば、うはべは禪らせて取ることもあるをば、よからぬことにいふめれど、かの古への聖人どもも、實は是に異ならぬ物をや。後の世の王の天命ぞといふをば、信ぬものゝ、古への天命をば、まことと心得をるは、いかなるまどひぞも。古へは天命ありて、後にはなきこそをかしけれ。或人、舜は堯が國をうばひ、禹も又舜が國を奪へりし

なりといへるも、さも有るべきことぞ。後の世の王莽、曹操がたぐひも、うはべはゆづりを受けて嗣ぎつれども、實は簒へるを以て思へば、舜、禹などもさぞありけむを、上つ代は朴にして、禪れりと云ひなせるを、眞と心得て、國內の人ども、みなあざむかれにけらし。かの莽操が比は、世の人さかしくて、あざむかれざりし故に、惡きしわざのあらはれけむ。かれらが如くなる輩も、上つ代ならましかば、あはれ聖人と仰がれましものを。

禍津日神の御心のあらびはしも、せむすべなく、いとも悲しきわざにぞありける。世間に、物あしくそこなひなど、凡て何事も正しき理のまゝにはえあらずて、邪なることも多かるは、皆此の神の御心にして、甚く荒び坐す時は、天照大御神高木大神の大御力にも、制みかね賜ふをりもあれば、まして人の力には、いかにともせむすべなし。かの善人も禍り、惡人も福ゆるたぐひ、尋常の理にさかへる事の多かるも、皆此の神の所爲なるを、外國には、神代の正しき傳說なくして、此の所由をえしらざるが故に、たゞ天命の說を立てゝ、何事もみな、當然理を以て定めむとするこそ、いとをこなれ。

然れども、天照大御神高天原に大坐々て、大御光はいさゝかも曇りまさず、此の世を御照しましまし、天津御璽はた、はふれまさず傳はり坐して、事依し賜ひしまに／＼、天の下は御孫命の所知食して、

異國は、本より主の定まれるがなければ、たゞ人もたちまち王になり、王もたちまちたゞ

〔王莽〕字は巨君、孝元皇后の弟の子初め頗る禮意あり後孺子嬰を廢して前漢の世を簒ひ、國を新と改む。
〔曹操〕魏の王、太祖武皇帝と諡す、姓曹、操は其名、字は孟德、漢の相國曹參の後也。吳の孫權、蜀の劉備と天下を三分して魏最も大に、終に後漢の世を奪つて皇帝となる。
〔禪れり〕帝位を讓る也。
〔莽操〕王莽、曹操を云ふ。
〔高木大神〕高皇産靈神の別名也。
〔禍り〕不幸に陷るの意。
〔さかへる〕逆へる也、卽ち違をいふ。
〔はふれまさず〕搖ぎ無き也。

〔等なみ〕同等也。
〔莫まつろひそ〕隨ふ勿れと也。
〔天地のあるきはみ〕天地の有る限りを云ふ。
〔射向ひて〕手向ひする也。
〔天皇尊をなやまし云々〕北條義時北條泰時の仲恭天皇を廢し、後鳥羽上皇を隱岐に、土御門上皇を阿波に、順德天皇を佐渡に移し、足利尊氏の後醍醐天皇に叛きし等を云へり。
〔北條義時泰時〕義時は時政の子、北條第二代の執權、泰時は義時の長子第三代の執權也
〔足利尊氏〕源義家の裔、初め北條氏に事へ、後官軍に從ひ、又叛す、足利第一代の將軍也

人にもなり、亡びうせもする、古よりの風俗なり。さて國を取らむと謀りて、えとらざる者をば、賊といひて賤しめにくみ、取り得たる者をば、聖人といひて尊み仰ぐめり。さればいはゆる聖人も、たゞ賊の爲とげたる者にぞ有りける。掛まくも可畏きや吾天皇尊はしも、然るいやしき國々の王どもと、等なみに坐まさず、此の御國を生成したまへりし神祖命の、御みづから授賜へる皇統にましく\て、天地の始より、大御食國と定まりたる天の下にして、大御神の大命にも、天皇惡く坐しまさば、莫まつろひそとは詔たまはずあれば、善く坐さむも惡く坐さむも、側よりうかゞひはかり奉ることあたはず。天地のあるきはみ、月日の照す限りは、いく萬代を經ても、動き坐さぬ大君に坐せり。故古語にも、當代の天皇をしも神と申して、實に神にし坐しませば、善惡き御うへの論ひをすてゝ、ひたぶるに畏み敬ひ奉仕ふぞ、まことの道には有りける。然るを中ごろの世のみだれに、此の道に背きて、畏くも大朝廷に射向ひて、天皇尊をなやまし奉れりし、北條義時泰時、又足利尊氏などが如きは、あなかしこ、天照日大御神の大御蔭をもおもひはからざる、穢惡き賊奴どもなりけるに、禍津日神の心はあやしき物にて、世の人のなびき從ひて、子孫の末まで、しばらく榮え居りしことも、抑此の世を御照し坐します天津日神をば、必ずたふとみ奉るべきことを知れども、天皇を必ず畏こみ奉るべきことをば、知らぬ奴もよにありけるは、漢籍意にまどひて、彼國のみだりなる風俗を、かしこきことにおもひて、正し

き皇國の道をえ知らず、今の世を照します天津日神、則ち天照大御神の御子に坐しますことを信ず、今の天皇、すなはち天照大御神の御子に坐しますことを忘れたるにこそ。

天津日嗣の高御座は、

天皇の御統を日嗣と申すは、日神の御心を御心として、其の御業を嗣ぎ坐すが故なり。又その御座を高御座と申すは、唯に高き由のみにあらず、大神の御座なるが故なり。日には、高照とも高日とも日高とも申す古語のあるを思へ。さて、日神の御座を、次々に受傳へ坐して、其の御座に大坐ます天皇命にませば、日神に等く坐すこと決し。かゝれば、天津日神のおほみうつくしみを、蒙らむ者は、誰しか天皇命には、可畏み敬び尊みて、奉仕らざらむ。

あめつちのむた、ときはにかきはに動く世なきぞ、此の道の靈く奇しく、異國の萬の道にすぐれて、正しき高き貴き徵なりける。

漢國などは、道てふことはあれども、道はなきが故に、もとよりみだりなるが、世々にます〳〵亂れみだれて、終には傍の國人に、國はこと〳〵くうばばれはてぬ。其は夷狄といひて卑めつゝ、人のごとも、おもへらざりしものなれども、いきほひつよくして、うばひ取りつれば、せむすべなく天子といひて、仰ぎ居るなるは、いともいともあさましき有樣ならずや。かくても儒者は、なほよき國とやおもふらむ。王のみならず、おほかた貴きいや

〔高御座〕天皇の就き給ふ御座、轉じて天子の御位を云ふ。

〔おほみうつくしみ〕皇恩を云ふ。

〔あめつちのむた〕天地共に也、萬葉集に「春霞流るゝむたに青柳の、枝くひもちて鶯啼くも」とあり。

〔ときはにかきはに〕永久に磐石の如く變らざる也。

〔漢國などは云々〕支那などは道と云ふ事あれど、眞實の道なき故に、元來亂雜なる國にして、代々益々亂れ、終には他國の人に國を奪はれ、初めえびすと賤み、人間の如く思はざりし者をも天子と云ひて敬ひ居るは、なさけ無しと也。

〔封建の制〕國土の公領以外の地を分ち與へて諸侯を立つるを云ふ、後漢書に「古者封ニ建諸侯一、以藩ニ屏京師一」云々」又事物紀原に「沿革曰、黄帝分レ州畫レ野、得ニ百里之國一萬區唐虞列爲ニ五等一、此婚建之始也云々」とあり。
〔王の統〕王の血統を云ふ。
〔すぢなき男云々〕素姓賤しき男に娶せて恥と思はざるを云ふ。
〔山賤〕山中に住む樵夫杣人等を云ふ
〔天地の云々〕天地自然の道にあらず
〔老莊〕老子と莊子とを云ふ。
〔石村池邊宮〕人皇第三十一代用明天皇の御宇を申す。

しき統さだまらず。周といひし代までは、封建の制とかいひて、此の別ありしがごとくなれど、それも王の統かはれれば、下までも共にかはりつれば、まことは別なし。秦よりこなたは、いよ〳〵此の道たゝず、みだりにして、賤き奴の女も、君の寵のまに〳〵、忽ちに后の位にのぼり、王の女をも、すぢなき男にあはせて、恥ともおもへらず。又昨日まで山賤なりし者も、今日はにはかに、國の政とる高官にもなり登るたぐひ、凡て貴き賤き品さだまらず、鳥獸のありさまに異ならずなもありける。

そも此の道は、いかなる道ぞと尋ぬるに、天地のおのづからなる道にもあらず。
是をよく辨別へて、かの漢國の老莊などの見と、ひとつにな思ひまがへそ。

人の作れる道にもあらず、此の道はしも、可畏き高御産巢日神の御靈によりて、
世の中にあらゆる事も物も、皆悉に此の大神のみたまより成れり。

神祖伊邪那岐大神、伊邪那美大神の始めたまひて、
よのなかにあらゆる事も物も、此の二柱の大神よりはじまれり。

天照大御神の受けたまひたもちたまひ、傳へ賜ふ道なり。故是以神の道とは申すぞかし。
神の道と申す名は、書紀の石村池邊宮の御卷に、始めて見えたり。されど其は只、神をいつき祭りたまふことをさして云へるなり。さて難波長柄宮の御卷に、惟神者謂下隨ニ神道一亦自有ニ神道上也とあるぞ、まさしく皇國の道を廣くさしていへる始めなりける。さて其由

は、上に引きていへるが如くなれば、其の道といひて、ことなる行ひのあるにあらず、さればたゞ神をいつき祭り給ふことをいはむも、いひもてゆけば一つむねにあたれり。然るをからぶみに、聖人設二神道一といふ言あるを取りて、此方にも名けたりなどいふめるは、ことのこゝろしらぬみだり言なり。其故は、まづ神とさすもの、此と彼と始より同じからず。かの國にしては、いはゆる天地、陰陽の、不測く靈きをさしていふめれば、たゞ空き理のみにして、たしかに其物あるにあらず。さて皇國の神は、今の現に御宇天皇の皇祖に坐して、さらにかの空き理をいふ類にあらず。さればかの漢籍なる神道は、不測くあやしき道といふこゝろ、皇國の神の道は、皇祖の神の、始め賜ひたもち賜ふ道といふことにて、其意いたく異なるをや。

さて其道の意は、此の記をはじめ、もろ〳〵の古書どもをよく味ひみれば、今もいとよく知らるゝを、世々のものしりびとどもの心も、みな禍津日神にまじこりて、たゞからぶみのみに惑ひて、思ひとおもひ、いひといふことは、みな佛と漢との意にして、まことの道のこゝろをば、えさとらずなもある。

古へは道といふ言擧なかりし故に、古書どもにつゆばかりも道々しき意も語も見えず、故舍人親王を始め奉りて、世々の識者ども、道の意をえとらへず、たゞかの道々しきことこちたく云へる、から書の説のみ、心の底にしみ着きて、其を天地のおのづからなる理と思

〔いひもて云々〕云ひ詰むれば同じ趣旨に當ると也。
〔此方〕日本國也。
〔此と彼と云々〕神と稱するもの、日本と支那とにてその意義始めより異れりと也。
〔かの國云々〕支那にては、天地、陰陽の不思議に奇異なる事を指して、神と云ふならむがこれ唯空理なるのみにて、實際に其物事の存在するにはあらずと也。
〔現に〕現實に也。
〔いたく〕甚しく也
〔まじこりて〕呪はるる也。
〔思ひとおもひ云々〕思ひ且つ思ひ、云ひ且つ云ふ也。
〔舍人親王〕天武天皇の第三皇子、日本書紀の撰者也。

ひ居る故に、すがるとは思はねども、おのづからそれにまつはれて、彼方へのみ流れゆくめり。されば異國の道を、道の羽翼となるべき物と思ふも、即ち其の心のかしこへ奪はれつるなりけり。大かた漢國の説は、かの陰陽乾坤などをはじめ諸皆、もと聖人どもの己が智をもて、おしはかりに作りかまへたる物なれば、うち聞くには、ことわり深げにきこゆめれども、彼が垣內を離れて外よりよく見れば、何ばかりのこともなく、中々に淺はかなることどもなりかし。されど昔も今も世人の、此の垣內に迷入りて、得出離れぬこそくちをしけれ。大御國の説は神代より傳へ來しまゝにして、いさゝかも人のさかしらを加へざる故に、うはべはたゞ淺々と聞ゆれども、實にはそこひもなく、人の智の得測度ぬ深き妙なる理のこもれるを、其の意をえ知らぬは、かの漢國書の垣內にまよひ居る故なり。此をいではなれざらむ程は、たとひ百年千年の力をつくして、物學ぶとも、道のためには、何の益もなきいたづらわざならむかし。但し古き書は、みな漢文にうつして書きたれば、彼の國のことも一わたりは知りてあるべく、文字のことなど知らむためには、漢籍をも、いとまあらば學びつべし。皇國魂の定まりて、たゞよはぬうへにては、害はなきものぞ。

故おのが身々に受行ふべに神の道の教などいひて、くさぐさものすなるも、みなかく道々のをしへごとをうらやみて、近き世にかまへ出でたるわたくしごとなり。

ことぐ\しく秘説など云ひて、人えりして窃に傳ふる類など、皆後の世に偽造れること

〔すがるとは云々〕從ふとは思はざるも、自然に知らず知らず、漢書の説に提へられて、支那の説に從ひ行くと也。
〔陰陽〕天地の間に在りて萬物を造り出す二つの氣也、釋名に「陰、蔭也、氣在レ內、奥蔭也、陽、揚也、氣在レ外、發揚也云々」とあり、易學上の語也。
〔乾坤〕易の二つの卦の名也、易經に「乾坤其易之門耶云々」とあり。
〔おしはかり〕推測する也。
〔垣內〕範圍の意。
〔そこひもなく〕際涯無き也。
〔一わたり〕一と通り也。
〔たゞよはぬ〕迷はざる意也。

ぞ。凡てよきことは、いかにも〳〵世に廣まるこそよけれ。ひめかくして、あまねく人に知らせず、己が私物にせむとするは、いとこゝろぎたなきわざなりかし。

あなかしこ、天皇の天の下しろしめす道を、下が下として、己がわたくしの物とせむことよ。

下なる者は、かにもかくにも、たゞ上の御おもむけに從ひ居るこそ、道にはかなへれ。たとへ神の道の行ひの、別にあらむにても、其を教へ學びて、別に行ひたらむは、上にしたがはぬ私事ならずや。

人はみな、産巣日神の御靈によりて、生れつるまに〳〵、身にあるべきかぎりの行は、おのづから知りてよく爲る物にしあれば。

世中に生としいける物、鳥蟲に至るまでも、己が身のほど〳〵に、必ずあるべきかぎりのわざは、産巣日神のみたまに賴りて、おのづからよく知りてなすものなる中にも、人は殊にすぐれたる物とうまれつれば、又しか勝れたるほどにかなひて、知るべきかぎりは知り、すべきかぎりはする物なるに、いかでか其の上をなほ強ることのあらむ。教によらずては、え知らずえせぬものといはば、人は鳥蟲におとれりとやせむ。いはゆる仁義、禮讓、孝悌忠信のたぐひ、皆人の必ずあるべきわざなれば、あるべき限りは、教へをからざれども、自からよく知りてなすことなるに、かの聖人の道は、もと治りがたき國をしひてをさめむとして作れる物にて、人の必ず有るべきかぎりを過ぎて、なほきびしく教へたてむとせる

〔天皇の天の下云々〕天皇の天下を治むる道、卽ち神道を庶民として、己れの私有物とするは畏れ多しと也

〔御おもむけ〕指導の意也。

〔人は殊に云々〕人間は特別に鳥獸より優れたるものに生れたるなれば、その勝れたる程度に隨ひ、知る可き事の限りを知り、爲すべき事の限りを爲す者なるに、其上に尙、知る事爲す事を强ゆる事あらむやと也。

〔敎によらずては云々〕敎へを受けざれば、知り得ず爲し得ざるものとせば、人間は寧ろ鳥獸に劣ると也。

〔あるべき限り〕享有する限り也。

〔其道にそむける云々〕聖人の道に背ける心を人慾と稱して、憎むは不審なりと也。
〔人慾も云々〕人の心に兆す慾情も天理ならずやと也。
〔同姓云々〕禮記に「取レ妻不レ取ニ同姓一、故買レ妾不レ知ニ其姓一、則卜レ之」云々とあり、周の代に姓の同じき者の結婚を禁じたるを指せり。
〔みだりなる事〕不倫なる事也。
〔諸侯といふきはの者〕諸侯と云ふ分際の者也。
〔つぎ〳〵〕以下の者の意。
〔奸けし例〕姦淫せる義也。
〔守りあへぬ事〕守り了せぬ事也。
〔まぐはひ〕結婚也

强事なれば、まことの道にかなはず。故口には人みなこと〴〵しく言ひながら、まことに然行ふ人は、世々にいと有りがたきを、天理のまゝなる道と思ふは、いたくたがへり。又其道にそむける心を、人慾といひてにくむも、こゝろえず。そも〳〵その人慾といふ物は、いづくよりいかなる故にていできつるぞ。それも然るべき理にてこそは、出來たるべければ、人慾も則ち天理ならずや。又百世を經ても、同姓どち婚ひすることゆるさずといふ制など、かの國にしても上つ代より然るにはあらず、周の代のさだめなり。かくきびしく定めたる故は、國の俗あしくして、親子同母兄弟などの間にも、みだりなる事のみ常多くて、別なく治りがたかりし故なれば、かゝる制のきびしきは、かへりて國の恥なるをや。すべて何の上にも、法の嚴きは、犯すものゝ多きがゆゑぞかし。さて其制は制と立てしかども、まことの道にあらず、人の情にかなはぬことなる故に、したがふ人いと〳〵まれなり。後後はさらにもいはず、はやく周の代のほどにすら、諸侯といふきはの者も、これを破れるが多ければ、ましてつぎ〳〵は知られたり。姉妹などにさへ奸けし例もある物をや。然るを儒者どもの、昔よりかく世の人の守りあへぬことをば忘れて、いたづらなるさだめのみをとらへて、たけきことにいひ思ひ、又皇國をしひて賤しめむとして、ともすれば、古へ兄弟まぐはひせし事をいひ出て、鳥獸のふるまひぞとそしるを、此方の物知人たちも、是をばこゝろよからず、御國のあかぬことに思ひて、かにかくにいひまぎらはしつゝ、未だ

さだかに斷り說けることもなきは、かの聖人のさかしらを、かならず當然理と思ひなづみて、なほ彼にへつらふ心あるがゆゑなり。もしへつらふこゝろしなくば、彼れと同じからぬは、なにごとかあらむ。抑皇國の古へはたゞ同母兄弟をのみ嫌ひて、異母の兄弟など御合坐しことは、天皇を始め奉りて、おほかたよのつねにして、今京になりてのこなたまでも、すべて忌ことなかりき。但し貴き賤きへだては、うるはしく有りて、おのづからみだりならざりけり。これぞこの神祖の定め賜へる、正しき眞の道なりける、然るを後の世には、かの漢國のさだめを、いさゝかばかり守るげにて、異母なるをも兄弟と云ひて婚せぬことになも定まりぬる。されば今の世にして、其を犯さむこそ惡からめ、古へは古への定まりにしあれば、異國の制を規として論ふべき事にあらず。

いにしへの大御代には、しもがしもまで、たゞ天皇の大御心を心として、

天皇の所思看御心のまに〳〵奉仕りて、己が私心はつゆなかりき。

ひたぶるに大命をかしこみゐやひまつろひて、おほみうつくしみの御陰にかくろひて、おのもおのも祖神を齋祭りつゝ、

天皇の大御皇祖神の御前を拜祭り坐すがごとく、臣連八十伴緒、天の下の百姓に至るまで、各祖神を祭るは常にて、又天皇の、朝廷のため天の下のために、天神國神諸をも祭り坐すが如く、下なる人どもゝ、事にふれては福を求めむと、善神にこひねぎ、禍をのがれむ

〔思ひなづみて〕拘泥する也。
〔もし云々〕若し支那に諂ふ心無くば支那の制度と異なれりとて何事かあるべきぞ、何の耻づる所無しと也。
〔御合坐しこと〕夫婦となりし事也。
〔おほかたよのつねにして〕一般の通例なりと也。
〔今の京〕作者の時代の御代也。
〔但し云々〕但し貴賤の區別は儼として存し、決して亂る事無しと也、
〔いさゝかばかり云々〕少し許り守る風なりと也。
〔規として云々〕模範として論議すべき事にあらずと也
〔かくろひて〕隱れての延音也。
〔おのも〳〵〕各也

と、惡神をも和め祭り、又たま〳〵身に罪穢もあれば、祓清むるなどみな人の情にして、かならず有るべきわざなり。然るを、心だにまことの道にかなひなば、など云ふめるすぢは、佛の敎へ儒の見にこそ、さることもあらめ、神の道には甚くそむけり。又異國には、神を祭るにも、たゞ理を先にして、さま〴〵議論あり。淫祀など云ひて、いましむることもある、みなさかしらなり。凡て神は、佛などいふなる物の趣とは異にして、善神のみにはあらず、惡きも有りて、心も所行も、然ある物なれば、惡きわざする人も福え、善事する人も、禍ることある、よのつねなり。されば神は、理の當不をもて、思ひはかるべきものにあらず。たゞその御怒を畏みて、ひたぶるにいつきまつるべきなり。されば祭るにも、そのこゝろばへ有りて、いかにも其神の歡喜び坐すべきわざをなも爲べき。そはまづ萬を齋忌清まはりて、穢惡あらせず、堪たる限り美好物多に獻り、或は琴ひき笛ふき歌儛ひなど、おもしろきわざをして祭る。これみな神代の例にして、古への道なり。然るをたゞ心の至り至らぬをのみいひて、獻る物にもなすわざにもかゝはらぬは、漢意のひがことなり。さて又神を祭るには、何わざよりも先づ火を重み忌清むべきこと、神代の書の黄泉段を見て知るべし。是は神事のみにもあらず、大かた常にも愼むべく、かならずみだりにすまじきわざなり。もし火穢るゝときは、禍津日の神ところをえて、荒び坐すゆゑに、世の中に、萬の禍事はおこるぞかし。かゝれば世のため民のためにも、なべて天の下に火

〔心だに云々〕世に菅原道眞の歌也と云へる「心だにまことの道にかなひなば、祈らずとても神や守らむ」の歌を云へり。
〔淫祀〕漢書に「各有二典禮一、而淫祀有レ禁云々」とあり、神に祭るべからざる者を祀るを云ふ
〔さかしら〕賢者振りなりと也。
〔ひたぶるに云々〕唯一と筋に尊み祭るべしと也。
〔齋忌清まはりて〕潔齋し物忌みするを云ふ、大鏡に「八幡の放生會には云々、御自らも清まはらせ給ひしかば云々」とあり。
〔堪たる限り〕爲し得る限り也。
〔ところを得て〕跋扈する意也。

の穢は忌まほしきわざなり。今の代には、唯神事のをり、又神の坐地などにこそ、かつがつも此の忌は物すめれ。なべては、然る事さらになきは、火の穢などいふをば、愚なることゝ思ふ、なまさかしらなる漢意のひろごれるなり。かくて神御典を釋誨ふる世々の識者たちすら、たゞ漢意の理をのみ、うるさきまで物して、此の忌の說をしも、なほざりにすめるは、いかにぞや。

ほど／＼にあるべきかぎりのわざをして、穩しく樂しく世をわたらふほかなかりしかば、かくあるほかに、何の教ごとをかもまたむ。抑みどり兒に物教へ、又諸匠の物造るすべ、其外よろづの伎藝などを教ふることは、上つ代にも有りけむを、かの儒佛などの教事も、いひもてゆけば、これらと異なることなきに似たれども、辨ふれば、同じからざることぞかし。

今はた其の道といひて別に教へを受けて、おこなふべきわざはありなむや。

然らば神の道は、からくにの老莊が意にひとしきかと、或人の疑ひ問へるに、答へけらく、かの老莊がともは儒者のさかしらをうるさみて、自然なるをたふとめば、おのづから似たることあり。されどかれらも、大御神の御國ならぬ、惡國に生れて、たゞ代々の聖人の說をのみ聞なれたるものなれば、自然なりと思ふも、なほ聖人の意のおのづからなるにこそあれ。よろづの事は、神の御心より出て、其御所爲なることをしも、えしらねば、大旨

〔かつ／＼〕僅にの意也。
〔なまさかしら〕半可通の意也。
〔ほど／＼に〕分に應じて也。
〔此の忌〕火の穢れを忌む也、忌はツヽシミとも訓じ、穢れを愼むの意也語燈錄に「佛教には忌無し」とあり
〔穩しく〕穩かなるを云ふ。
〔わたらふ〕渡るの延音也。
〔みどり兒〕二三歲の幼兒を云ふ。
〔今はた其の道云々〕今更に其道と云ひて、殊更に教へを受けて行ふ事あらむや、無しと也。
〔うるさみて〕煩はしく思ふ也。
〔大旨〕大體の趣旨を云ふ。

〔默止えあらず〕默止するに忍びず也

〔神直毘神云々〕古事記に「伊邪那岐大神(中略)初於二中瀨一隨迦豆伎而滌時、所二成坐一神名(中略)神直毘神次大直毘神云々」とあり。

〔たばりて〕賜はるの約轉、茲にては威靈に依りての意

〔まがを云々〕災厄を矯め正さむ爲めに論ぜしと也。

〔明和〕後櫻町天皇の御宇の年號也。

〔かみな月〕十月也

〔阿曾美〕かばねの名、續紀に「阿曾美爲二朝臣一云々」とあり。

の甚くたがへる物をや。もししひて求めむとならば、きたなきからぶみごころを祓ひきよめて、清々しき御國ごころもて、古典どもをよく學びてよ。然せば、受行べき道なきことは、おのづから知りてむ。其をしるぞ、すなはち神の道をうけおこなふにはありける。かゝれば如此まで論ふも道の意にはあらねども、禍津日神のみしわざ、見つゝ默止えあらず、神直毘神大直毘神の御靈たばりて、このまがをもて直さむとぞよ。

上の件、すべて己が私のこゝろもていふにあらず、こと〴〵に古典によるところあることにしあれば、よく見む人は疑はじ。

かくいふは、明和の八年といふとしの、かみな月の九日の日、伊勢國飯高郡の御民　平阿曾美宣長、かしこみかしこみもしるす。

直毘靈　終

古道大意

古道大意解題

一

本書は、平田篤胤の著である。古道とは神ながらの道で、今日も傳承されて居る皇道の義である。その說くところは、古事記、日本書紀を初め、皇朝の古書を典據として、我が國固有の大道が、至高、至大、至善、至美なる所以を通俗なる口語を以て講說したものを、門人が筆記し、更に篤胤の校閲を得て公刊したものである。其の由來に就いては、冒頭に載せてある小澤三折の「古道大意はしがき」並に平田鐵胤の「古道の由緒」に悉されてゐる。

二

篤胤は出羽の人で、安永五年に生れた。（詳傳は伊吹於呂志解題にあり）父常に語る

に、若し孔子が此の國に生れたならば、漢土の事は學ばないで、必ず此の國の事を學んだであらう、漢籍の說にも「君子務本、本立而道生」と云へる語などは、必ず心に銘し置いて忘るゝ勿れと教へたと云ふ。篤胤長じて拮据精勵、文武の學を怠らず、日夜心身を練つた。二十六歲の時、本居宣長の門人となり、益々勤學、廣く內外の史書を涉獵して、凡そ學として通ぜざるなく、書として讀破せざるものはなかつた。しかも彼は一學究の徒にあらずして、其の一生を全く敬神尊王の爲めに捧げた。

雲となりあるは雨とも降りしきて神代の道に身をや盡さむ

とは彼の述懷であるが、其熱烈なる意志と報國の至誠とは、正に火の如きものであつた。

三

抑も古道の發揮は宣長以前に於ては殆んど書籍の上の主張に止まつたが、篤胤に至て始めて活動の域に入り、廣く公衆を會して、平易なる俗語を以て講演感化につとめ

た。年譜文化六年三十四歳の條に「今年山下町へ移り給ひて弘く古道の講說を始め給ふ。次に儒道佛道、及び諸道の大意をも講じ給ふ」とある。其の著書も亦本書の如く、演說筆記體のものが多い。其の說くところは、古道が漢意佛意の流行の爲めに湮滅した由來を說き、中古以來の儒者佛者が、古道を害せしを論じ、殊に最澄空海等を難じて、兩部神道に駁撃を加へ、更らに當時の唯一、垂加等の俗神道の謬を論破するなど一意皇道の發揮につとめた。

篤胤は國學四大人中の最終に列し遂に斯學を大成した。學德一世に高く門人千餘を算した。丸山作樂、角田忠行、權田直助、矢野玄道、平田鐵胤、六人部是香、渡邊重石丸、久保季玆等最も有名である。

四

倉廩實則知禮節、衣食足則知榮辱」と云ふ語があるが、彼は極端なる困窮にも屈せず、毅然として道の爲めに奮闘したのは、誠に後世國士の鑑とすべきである。知友伴

信友に送つた書面の中に、

此節の苦しみ、先づ暮は當てもなきに、春に成りても、あたりまへに借金方を盡く斷り、どうやらして年をとり候處云々、駿河より眞柱の料壹兩來る、所がいまだ年始に出ず、外はうちやつておいても、本でも借りる所へ行かねばならぬから、其れを以つて、先づ人のヿたる熨斗目を借り出して着て、只一日に年始を務め翌日もとの穴へ収めて、云々、所が三月に近より、去年三月、ヿたる雛が流れると云て來る、これを流しては娘が泣くから、此のあたりの勞苦云ふ計りなし、云々、子供に着かへさする事叶はず、今年始めて、ふだんのまゝにて、節句をさせ候、外へ出るなと云ひ付けたれば、おとなしく居り候、二人の子供が心内ふびんさ次第、心内御察可被下候、云々。

とあるが、其の窮乏と苦鬪せし彼が心中を察すれば、誰れか其の高潔なる人格に感泣せざるものがあらう。飜て現下の世相を顧みるに、當時の世情に彷彿たるものがある。物質文明の極弊は、享樂淫靡、奢侈放逸、金錢萬能の世と化して、滔々乎として底止するところを知らない。建國の大義は忘れられ、忠孝彝倫の道は廢れて影を潛めんとして居る、誠に痛嘆に堪へざる次第である。

古道大意はしがき

これの古道大意と云ふ書はも、我が神ならふ學びのおや、伊吹の屋の平大人の、其御許に侍らふ人に、古道の趣を、講き聞かせ給ふを、承賜はれる教子たちの、打聽を筆記したるものなるを、後に師の見まして、此は能くこそ書取たれと、褒め給へる物なり。抑この講釋本よ、常言にしも宜へればぞ、此を披き見むには、御口づから宣給ふを、まのあたり直に、受賜はれる如思はれて、いと懇にいと親く、眞の道の趣の、明かに悟り得らるゝ、最も〳〵有がたく、尊き御本になむ有ける。拙くおぢなき俊秀らが、稱へ申さむは、中々になめし畏し。然れば其講說を、聞こと得ざる、遠き境に住居る人々は、こゝよかしこと寫し傳へて、拜み讀むも多かれど、今しかく、この御道したふ忠誠人たちの、年々にふえ行て、寫し傳ふる暇なく、はた寫し誤りも出來めれば、こたび銕胤君に議り申して、遠近人の勞きいらずて、容易く拜み讀べく、千萬のすり本をも成してむと、堅木の板に彫なして、伊吹の屋の文庫に納めまゐらせつ。かゝれ

ば此の御書の、千世に八千世に朽ること無く、失る事なく、繼々に弘まりて、この正道の、いやますく〵に榮え行らむ事を、あな樂しきかも、あな歡ばしきかも。かく言すは。

秋田人　小澤三折俊秀

古道大意の由緣

人としては、人の道を知らずは有べからず。人の道を知るには、まづ其父母先祖を知り、國體を辨へずは有べからず。其國體をしるには、其太元開闢の由緣をしらずは有べからず。君臣の等、彝倫の敍、すべて天下を經綸するの道、こと〴〵く此に起原せり。其太元開闢の由緣を知には、我神典を拜讀せずは有るべからず。神典とは、日本紀古事記をはじめ、其ほか皇朝の古書を云ふ。此古書を讀て道を辨ふるを、古道學と云ふ。謂ゆる古の道を執て、今の有を御すとは是なり。斯て今世に行はるゝ、道と云ふ道の中に、殊に弘まれるは、儒道佛道なり。この二の道、ともに其もと外國より渡れるが、先漢土には、陶堯、虞舜など云し國主の時に、授禪といふ事を爲て、父子の親愛廢り、簒奪の所爲これより始まれり。殷湯、周武などいふ首長が世に出ては、放伐を專にして、君臣の義理絕ぬ。この親愛義理廢絕の上は、大道立ず、經世の綱紀、則とる所なし。偶に取べき物あるは小事なり。是かの國代々、長久せざる所以なり。ま

た佛道の趣意は、上下尊卑の分無く、衣食住に離れ、子孫斷滅を好む道なれば、人たるもの曾て歸依すべき事に非ず。此餘の道々も、この二に準へて、各々一區の小徑たる事を辨ふべし。抑わが國の道に於ては、開闢以來、帝位一たび立て、君臣の等、萬世動く事なく、彝倫の敍、はた自然に具れり。これ但し、神これを其性に賦して、生しめ給へるなり。是を以て治國平天下の道、事實の上に昭々たり。此我が神國の玄妙にして、彼戎夷の小徑と、豈同年の談ならむや。然れば我が御道は、宇宙第一の正道、萬國の君師たれば、六合の内に含養せらるゝもの、誰かはこれに寄らざるべき。此を知らざるは不明なり、知て傳へざるは不實也、學者これを思はざる可けむや。是古道の講說なくば有べからざる所以なり。謹て記す。

文政七年甲申正月

平田鐵胤

〔神代〕天神七代（國常立尊、國狹槌尊、豐斟渟尊、泥土瓊尊及び沙土瓊尊、大戶之道尊及び大戶之間邊尊伊弉諾伊弉冊尊）と地神五代（天照大神、天忍穗耳尊、天津彥々火瓊々杵尊、彥火々出見尊、彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊）を云ふ。

〔天地ノ初發云々〕日本書紀神代上に「故曰開闢之初、洲壤浮漂譬猶ニ游魚之浮ニ水上一也、于時天地之中生ニ一物一、狀如ニ葦牙一」と見えたり。

古道大意 上卷

今コヽニ演説イタシマス所ハ、古道ノ大意デ、先ソノ說ク所ハ、此方ノ學風ヲ古學ト申スユヱン、マタ其古學ノ源、及ビソレヲ開キ初メ、人ニヲシヘ、世ニ弘メラレタル人々ノ傳ノ大略、マタ其ヨリ本ヅク所、マタ神代ノアラマシ、神ノ御德ノ有ガタキ所以、マタ御國ノ神國ナル謂、マタ賤ノ男我々ニ至ルマデモ、神ノ御末ニ相違ナキユヱン、又天地ノ初發、イハユル開闢ヨリ致シテ、恐レナガラ、御皇統ノ連綿ト、御榮エ遊バサレテ、萬國ニ並ブ國ナク、物モ事モ萬國ニ優レテヲル事、又御國ノ人ハ、ソノ神國ナルヿヲ以テノ故ニ、自然ニシテ、正シキ眞ノ心ヲ具ハテ居ル。其ヲ古ヨリ大和心トモ、大和魂トモ申テアル。是ラノ事ヲモアラマシ申シ、マタ神代ノ神ノ御傳說、ソノ御所業ドモハ、今ノ凡人ノ心ヲ以テ是ヲ思ヘバ、甚靈ク、信ジ難ク思ハレル、其非事ヲ諭シ、右ノ事ドモヲ申ス中ニ、眞道ノ趣モ、オノヅカラニ籠テアル。但シ神代ノアラマシ、及ビ神ノ有ガタキ所以ナドハ、實ニ廿日ヤ卅日、息モツカズニ申シタレバトテ、中々以テ其御德ノ、廣ク尊ク妙ナル謂ノ、ソリヤ萬分一モ、演說イタシ盡サル、ヤウナ事デハ無デム。其ヲ此ワヅカ、二日カ三日ホドノ間ニ、申サウト致スコト故ニ、熟々思フ所ガ、斯ヤ

〔石戸隱〕古事記上に「故、於是、天照大御神見畏みて天の石屋戸を閇てて、刺し籠り坐しましき、爾ち高天の原皆暗く、葦原中國、悉に闇し、此に因りて常夜往く、於是萬の神の聲は狹蠅那須皆滿ち萬の妖悉に發りき」とあり。

〔大蛇退治〕古事記上に「爾ち速須佐之男命その御佩せる十拳劔を拔きてその蛇を切り散り給ひしかば肥河血に變りて流れき」と見えたり。

〔神道〕神祇を奉齋して如在の禮を盡すを本旨とせる大道也。

〔道學〕宋の程子、朱子等の唱へたる儒教の學をいふ。

ウニカイ摘ンデ申テハ、却テ淺々ト聞受ラルヽ方モ有ラウカト、思ハレルナレドモ、此後追々演說イタス中ニ、カバカリ粗々モ、神代ノ事ヲ申テ置ネバ、分リカネルコトガ多イデム。其ユエニ止コトヲ得ズ、掻ツマンデ、神ノ御代ノ沿革リヲ言ハヾ、カケテ通ルヤウニ申スノデム。其故ニカノ世ニ誰モイフ、石戸隱ノコトモ申サネバ、大蛇退治ナドノ事モ申サヌ。猶總テノ精細ナル事ドモハ、古傳說ノ純粹ナル處ヲ撰置テ、別段ニ委ク演說イタス、其時ニ申スコトデ、シカシナゼ又其委キ訣ヲモ此處デ說ヌコトジヤト、思ハレル人モ有ウカナレドモ、是ニハ訣ガアル。其ワケト云ハ、一體此方ノ說ク古道ノ趣ハ、謂ユル天下ノ大道デ、則人ノ道デアル故ニ、實ニハ此大御國ノ人タル者ハ、學バズトモ、其大意グラヰハ、心得居ベキハズノコトデム。然レバ其演說ヲイタスニ、誰シノ人モ、耳ニ入ガタキハズハナキコトナレドモ、今ノ世中一般ニ、儒道佛道ヲ始メ、其外モ種々ノ道ガ弘ガツテ、各々其下ノ心ニ、或ハ佛道ニ依ルトカ、儒道ニヨルトカ、扨ハ俗ニ謂ユル神道、マタハ道學トカ、又或ハ心學ナド云コトデ、居リヲ付オイタリ、又サヤウニ居リヲ付ヲル、ト云フ程ノコトデ無クテモ、何トナク右ヤウノ說ドモヲ、見馴キヽナレ言馴テ、何ゾカゾ下心ノナイト云ハ無ク、又必カブレテ居ヌ人ト云フハ有マセン。其故ニ始メヨリ突カケニ、此方ノ專トスル古道ヲ、委ク演說イタス時ハ、トカク彼元ヨリ世ノ人ノ、見ナレ聞馴イヒナレテ居ル、種々ノ事ドモガ障リト成テ、トツクリト合點ノユク程、眞ノ意味合ヲ悟リ得ズ、聞トリカネル故ニ、心得違ヒガ出來テ、太ジキ事ノ紛レト成ル。唯マギレ

〔天津神〕釋日本紀に「高天原所レ生神名、曰ニ天御中主尊、次高皇産靈神、次神皇産靈神、又案ニ古事記ニ惣有ニ五柱天神一、是等天神也」と見えたり。

〔國津神〕古事記傳に「地祇(クニツカミ)とは此の國土に生り坐せる神をまうすなり」とあり。

〔儒道〕孔子孟子によりて唱へられたる仁義道德の敎をいふ。

〔心法悟道〕心法とは一切諸法を色心の二法に分ち、質礙あるを色法とするに對し、無質礙にして緣慮の用ある實は諸法の根底とする根本をいひ、悟道とは眞實の知見を開き菩提の道を證得する事也。

ト成バカリデナッ、其元ヨリ心ニ蓄ヘタル事ト、此方ノ說ク趣ガ、違テヲルニ依テ、是ヲ信ゼズ、信ゼヌニ依テ聞ホシモセズ、其少カバカリ聞ハツヽタル事共ヲ、固ヨリ信ゼヌマヽニ聞違ヘ、其キヽ違ヘタラ〳〵ナコトヲ、其ナガラニ尾鰭ヲ添テ、外ヘ行テ、彼此ト謗リナンドモスルモノデ、世間ヲ見ルニ、サヤウノ人ガヨク有ルモノデム。勿論是ハ元ヨリ大意ノコト故、ヨク聞レタ處ガ、實ニハ古道學ノ萬分一デモナイ。其萬分一ノ片ハシヲ、一席二席キイタグラヰデハ、何トモ言ヘルコトデハ無イ。譬ヘバ爰ニ、大キナル牛ガ一疋アル。然ルニ盲タル人ハ見ルコト能ハズ、只其尻尾バカリヲ揺テ見テ、ソノ全體ヲナデモ致サズ、牛ハ小キ獸ジヤト思ツテ卑メルヤウナモノデム。但シ其シキノ謗リハ、物ノ數トモ致サヌコトナレバ、此方ハソレニイタシテモ、此我說ク道ハ、オシツケ申スト分リマスガ、畏クモ此世ノ始メヨリ、今ノ現ノ神ノ御事實デ、殊ニハ古ノ天皇命ノ、廣ク厚キ思召デ、嚴重ニオモンジテ、御傳ヘアソバシタルコトドモヲ申スコト故、サヤウニ粗忽デ有テハ、其天津神國津神、及ビ古ヘノ天皇命ノ、後世ヲ思召ス、厚キ御心ニ對シ奉リテ、此方何トモ恐多キコトヂヤニ依テ、先ソノ舊來ノ、聞ナレ見馴テ居ルコトノ、正實ノ有ガタチ、又其ヒガコトヲアラ〳〵論辯イタシテ、人々ノ心ニ、扨ハ佛道ニモ有レ、儒道ニモアレ、心法悟道、マタハ俗ノ神道ニモアレ、先カヤウナ物ト云コトヲ心ニトメ、居リヲ付置テ、扨其魂ノ居ツタ處デ、古道ノ奥意ヲ、古傳說ニ依テ、トツクリト演說致セバ、其時コソ此方ノトク處ニ、疑ヒハ無イコトデム。扨コソ爰デハ、彼ナマ〳〵聞テ、心

〔伊勢物語〕歌を本とし、その前後に面白く文を綴り成せるものにて、殆ど男女間の交情を旨としたる物語也作者に就きては諸說紛々として俄に斷じ難きも、在原業平の自作なりといふ說最も眞に近きが如し。

〔源氏物語〕紫式部の著、全卷五十四帖、皇子光源氏の君を主人公として當時の宮廷及び貴紳の情態を描寫したる寫實小說也。

〔諸流ガアリ〕神道には古學の神道、俗の神道、三部神道、十八神道、兩部習合の神道、宗源神道、唯一神道、理學神道、吉田家の神道、垂加神道等の諸流あり。

得違ヒ、又ハ聞ハツリヲ人ニ語ツテ、謗ルヤウナコトハアルマイト思テノコトデム。又サウナイ處ガ、トカク何ノ道何ノ學ビ事デモ、始メノウチハ倦ノクルガ、世ノ常ノ人情ジヤニ依テ、長イコトノ内ニ退屈ガ有テハ、說マスル此方モムダ骨ヲリ、又聞ク人々モ詮ナイコトデ、其ユエ次々ニ言フコトヲ替テ、倦ノコヌヤウニ、其事ヲシタシク、初學ノ人々ノ耳ニ入レ置テ、言ハヾ面白ミヲ付ケ、下拵ヘヲシテ、猶トツクリト眞ノ道ノ精密ト、委ク細ヤカナル處マデヲ、申タイ聞セタイト云本意ヲモコメテ、思ヒ付タル、此古道大意ノ演說デム。トハ申スモノヽ、此席ニ說ク處トテモ、サラ〳〵猥ガハシク、穿鑿モシツメヌ事ヲ申ノデハナイデ、誰シノ人モ、先早ク心得ベキ肝要ナルコトドモヲ、取集メ綴リ合セテ申ノデアルカラ、是ハ長ゲナク、下イコトヲ言ト思ハズ、トツクト勘辨ヲ加ヘテ、聞ルヽヤウニ致シタイコトデム。扨又別段ニ申スコトガ有ル。ソレハ世間ニ學問ト云ヘバ、一ト通リノヤウニキコエルナレドモ、甚品々ガ有テ、先此方ノオモト致ス、御國ノ學問ニモ、細カニ分ルト、七ツ八ツニモ分ルデム。マヅ神ノ道ヲ第一トスル一派ガアリ、マタ歌學ト云テ、歌ノ道ヲムネトスルガ有リ、又律令ノ學ト云フガ有リ、又伊勢物語ヤ、源氏物語ヲオモト學ブ者ガアリ、又歴史ノ學ト云テ、御代々々ノ事ヲセンサクスルガ有リ、マタ古實諸禮ノ學問ガ一ツアリ、其中ニモ俗ニ云フ、神道ト云ニ、又諸流ガアリ、歌學ト云ニモ二三流アリ、ザツト御國ノ事ヲ學ブバカリモ、此通リニ派ガ分ルデム。又儒者ノ學ブ漢學ト云ニモ、同ク御國ノ學問グラヰニ派ガ分ル。マタ佛學、是ハ諸宗ガ有テ、

各ソノ立カタガ違フ故ニ、學ビ方モチガフハ本ヨリノコト、又佛法カラ流レ出タル心學ナドト云、チヨコザイナ學ビヲ爲テ、人ニ勸メル者モ有リ、是ラノ訣ハ、別段ニ佛道ノ大意ヲトク砌ニ申スツモリデム。又天文地理ノ學ビ、マタ蘭學ト云テ、阿蘭陀ノ學ビ、マタ醫者ノ學問ニモ、古方後世蘭療ナド、種々差別ガアリ、ナント此通リ、學問ハ色々アル。ソノ中ニ、何ノ學問ガイツチ大キイゾト云ニ、チト自分勝手ノヤウナレドモ、御國スナハチ我國ノ學問ホド、大キイ物ハナイデム。ナゼト云ニ、先近ク儒學ト佛學トノ上デ申サバ、儒者ハ先四書五經トカ、十三經トカイフ類ノ書物ヲヨムコトヲ覺エ、マタ左國史漢ト云テ、左傳ト云モノ、國語ト云モノ、史記ト云モノ、漢書トイフ物ナドヲ、粗々讀デ、サテ漢文ヲ綴クル方ヲオボエ、其フダンノ言グサニ、詩ヲ作ルコトデモ覺エルト、モウ儒者ト云テ通ラレルデ、是シキノ書物ヲヨンデ、是式ノコトヲ覺ルニ、サシモ難イコトハアリヤ致サンデム。大カタ世間ノ儒者ガ、皆コノ位ナモノデム。サテ其儒者ニ比ベテハ、出家ノ方ガヨツポド廣イ。ナゼト云ニ、己ガ是非ヨマネバナラヌト極メタル、俗ニイフ經文ガ五千餘卷、馬ニ付タナラバ七八駄アラウ。其ヲ皆ハ讀マズ、ト分一ヲヨンダ所ガ、ザツト儒者ガオモトヨマネバナラヌ書物ノ、一倍モ有デム。其ノミナラズ、儒者ハ、佛書ヲヨマンデモ、事ガ缺ヌニ依テ、トント讀ズ。タマサカ佛書ヲヨム儒者モアレド、ソリヤ百人ニ一人モナイ。僧徒ハ其ト事カハリ、儒者ノオモト見ル書物ヲバ、子供ノ時カラ、文字ヲ知ル爲ニヨンデオク。又詩モ漢文モ、儒者ト同ジヤウニ作リモスル。爰デ僧徒ノ學問ハ、

〔四書〕又四子之書ともいふ、大學、中庸、論語、孟子なり。

〔五經〕易經、書經、詩經、春秋、禮記をいふ。

〔十三經〕周易、尚書、毛詩、周禮、儀禮、禮記、春秋左傳、春秋公羊、春秋穀梁傳、論語、孝經、爾雅、孟子を云ふ。

〔左傳〕魯の史官左丘明の撰、その姓なる故にいふ、又左氏傳といふ、公羊、穀梁の二傳と合せて春秋の三傳といふ。

〔國語〕一に春秋外傳といふ、左傳と同じく左丘明の著といふ。

〔漢書〕後漢の班固の撰、前漢書又は西漢書ともいふ。

儒者ヨリハ博イデム。又御國ノ學問ガイツチヒロイト云故ハ、右申ス通リ、儒學佛學ヲ始メ、種種サマぐ\ノ學問ガ有テ、其道々ノコヽロト事トガ、盡ク御國ノ學ビ事ニ混雜シテ、譬ヘバ彼ノ八紘九野之水、天漢ノ流、注ガズト云コトナシト云フ如ク、有ユル學事混雜シテ、大海ヘ諸ノ川々ヨリ、落テ來ル水ノマジツテヰルヤウナモノデム。其通リ入交ツテアル故ニ、人ノ心モ多ク其ニ移リ、孰レヲ是トモ、イヅレヲ非トモ別チカネテ、言ハヾマゴツイテ居ルコトガ多クアル。夫故ニ、ソノ混雜ヲ具ニ分ネバ、眞道ノ有ガタキ所モ顯レズ。其コンザツヲコリ分テ、眞ノ道ノ害トナルコトヲ、イヒ顯サウトスルニ付テハ、ヨク先ノ事ヲ知ラネバ言ヘズ。彼唐人蘇子由ト云者ノ申タル如ク、善與レ人言者、因二其人之言一、而爲二之言一、則天下之辨者服矣、云々ト申タル如ク、此方ノ事バカリ言テハイカズ。タトヘバ僧徒ヲ諭スニハ、佛書デ言フトギウノ音モ出ズ、儒者ヲサトスニハ、儒書デ論ズレバ、猫ニ逢レタ鼠ノヤウニ畏マル。然レバ、御國ノ純粹ト正キ道ヲ得ヤウトスルニハ、此ニ心得ナクテハ叶ハヌコトデム。殊ニモロぐ\ノ學問ノ道、タトヒ外國ノ事ニシロ、御國人ガ學ブカラハ、其ヨキコトヲ撰ンデ、御國ノ用ニセントノコトデム。サスレバ、實ハ漢土ハ勿論、天竺、阿蘭陀ノ學問ヲモ、凡テ御國學ビト云テモ違ハヌ程ノコト、則コレガ御國人ニシテ、外國ノ事ヲ學ブ者ノ心得デム。扨ワガ先師タチ以來、此方モ及バズナガラ、此通リ氣ヲ付テ、人ニモ演說イタスカラハ、何事モ此學問ノ本意ニ背カヌヤウ、背カヌヤウニト、吟味ニ吟味ヲ重ネ、古人先達ノ公論明說ニ原ヅキ、其說ヲ集メツヾツテ、演

〔八紘〕八方の隅也紘は維也、天地を維ぐ義也、東北の紘を荒土、東方の紘を桑野、東南の紘を衆安、南方の紘を反戸、西南の紘を火土、西方の紘を混野、西北の紘を沙所、北方の紘を委羽といふ。淮南子地形訓に、九州之外乃有二八殥一、八殥之外而有二八紘一、八紘之外乃有二八極一とあり。

〔九野〕天を九方の分野に區別したるもの也。呂覽有始覽に「天有二九野一、中央曰二鈞天一、東方曰二蒼天一、東北方曰二變天一、北方曰二玄天一、西北方曰二幽天一、西方曰二顥天一、西南方曰二朱天一、南方曰二炎天一、東南方曰二陽天一」とあり。

〔鬼神は二氣云々〕冠道華嚴原人論解に「横渠謂、鬼神二氣之良能、程子謂、鬼神造化之迹、晦庵謂、鬼神氣之屈伸、三人之說、皆是一氣之造化也云々」と見えたり。〔二氣〕陰陽の二氣也。易經咸卦彖傳に「柔上而剛下、二氣感應以相與」とあり。

〔疑ハシキハ云々〕論語季氏篇に「孔子曰、君子有二九思一、視思レ明、聽思レ聰、色思レ溫、貌思レ恭、言思レ忠、事思レ敬、疑思レ問、忿思レ難、見レ得思レ義」と見えたり。

〔之ヲ如何云々〕論語に「子曰、不レ曰二如之何、如之何一者、吾末二如之何一也已矣」とあり。

說ハ致スモノヽ、廣キコトノ中ニハ、考ヘ落シ言タガヒモアラウト存ズル。ナゼナレバ、篤胤素ヨリ不敏ノ性質ニテ、中々以テ世ニ多カル事ノ、萬分一モ知リ得ラレルコトデハナイ故、考ヘ脫シノ有ルコトデアラウト、其ハ常ニ心ヅカヒニ思ヒ居ルコトデム。仍テ今聞ルヽ方々ノ中、門人ニ限ラズ、イヤ其ハサウデハ有マイ、ト思ハレル衆ガアルナラバ、其趣ヲ言テ給ハルガヨイ。其意見ガ實ニ理ニ當ラバ、速ニ改メヤウデム。又不審ナコトモ、問レルヤウニ致シタイモノデム。又神ノ御上ナドヲ申スニ至テハ、トント世間普通ノ學者等ノ申ストハ、違ッテヲルニ依テ、サテ此ハ、今マデ思ツタトハ相違ナコトジヤ。鬼神ハ二氣ノ良能、鬼神ハ造化ノ迹トコソ聞ヲルニ、平田ノ說口ニテハ、信ジ難イコトジヤト、思フヤウナ事モ有ウカデム。是ハ此方モ本オボエノ有タコトヂ、其モ更々無理トハ存ゼヌカラ、サヤウナ事モ有ノ儘ニ、御不審ヲ承ハリタイデム。唐人モ疑ハシキハ、問ンコトヲ思フトモ、又之ヲ如何、コレヲイカント言ザル者ハ、之ヲ如何トモスルコト無シト云ヒ、又カノ鼓ヤ鐘ナドモ、打カツカネバ、鳴モイタサヌヤウナモノジヤト、古人モ言テ、問答ノ譬ニ致シタガ、是ハ實ニサウデム。何トゾ今日ヲ始メトシテ、往々モ捨オカズ、神ノ有難イ處、道ノ精密ナル處マデ、學ビ付ヨリツキ、聞ホサウト、志ヲ振起サレマスルヤウニ、致タイ物デム。但シ是ハ今日始メテ、此席ヘ出ラレタル方々ニバカリ申スコトデム。

扨マヅ第一ニ申テ置ネバナラヌ事ハ、此方ノ學風ヲ古學ト云ヒ、學ブ道ヲ古道ト申ス故ハ、古ヘ

儒佛ノ道、イマダ御國ヘ渡リ來ラザル以前ノ、純粹ナル古ノ意ト、古ノ言トヲ以テ、天地ノ初メヨリノ事實ヲ、スナホニ說考ヘ、ソノ事實ノ上ニ、眞ノ道ノ具ツテアル事ヲ、明ラムル學問デアル故ニ、古道學ト申スデム。抑コノ學風ノ由テ來ル其始メハ、東照大神君ソノ糸口ヲ開カセラレ、公子尾張ノ源敬公、ソノ御遺意ヲ紹セラレ、サテ水戶中納言光圀卿、大キニ興起アラセラレタコトデム。此君ノ世ニ殊レテ御坐ルコトハ、世ノ人ノ能ク存ジ居ルコトデ、則世ニ水戶ノ黃門樣ト申ハ、此御方ノコトデム。此君ガ世中ニ、唯々唐ノ學問バカリ行ハレテ、御國ノ古キ御代ノ事ナドハ、心トスル者ナキコトヲ御歎キナサレ、第一ニハ、禁裡ヲ殊ノ外御尊敬アラセラレ、數ノ學者ヲ御抱ヘアソバシ、先世ニ有トアル古書ヲ御集ナサレ、又諸國ノ神社佛閣、及ビ在々ニ至ルマデ、アマタノ人ヲ分遣ハサレテ、イサヽカ一枚二ヒラニ足ラヌ物モ、古キ書物ヲバ、悉ク御集メナサレ、夫ヲ明細ニ御吟味有テ、神武天皇ノ御代ヨリ、後小松天皇ノ御代マデ、御代ハ百代、年數二千年アマリノ間ノ事ヲ、具ニ御撰ビナサセラレ、大日本史ト云歷史ヲ御作ナサレ、又神道集成ト云ヲモ御撰ナサレ、又古書ハモトヨリ、堂上方ノ世々ノ御記錄ヲ始メ、數百部ノ書物ノ中ヨリ、朝廷ノ御禮儀ニ關ルコトドモヲ、御類聚ナサレテ、五百卷餘ノ書トナサレタデム。此御大業ノ御入用トシテ、御高三十五万萬石ノ內、十萬石ヲ分オカレマシテ、誠ニ數十年ノ御辛勞デ、終ニ御成就ナサレ、扨朝廷ニ奉ラレタル處ガ、朝廷ニモ御感斜ナラズ思召シ、右五百卷ノ御書物ヲバ、禮儀類典ト云題號ヲ、御ツケ下サレタデム。又其コロ難波ニ

〔東照大神君〕德川家康をいふ、武德編年集成に「元和二年東照宮薨御により、云々」と見えたり。

〔源敬公〕德川義直也、尾張家の始祖、家康の九子、幼名を五郎太丸といひ、初名を義利といふ、慶長八年甲斐國を賜ひ、十二年尾張國に轉ず、慶安三年六月薨ず。

〔水戶中納言光圀〕賴房の第三子、幼名長丸又千代松丸、字は子龍、初名を德亮といふ、私諡義公、世に水戶黃門、西山公と稱す、元祿十三年歲七十にて薨ず。

〔後小松天皇〕第百代の天皇、御名は幹仁、後圓融天皇の長皇子也。

〔契沖〕大阪高津の圓珠院の住僧にて國學者也、本姓下川氏、名を空心といふ、下川現全の子也、寛永十七年攝津國尼崎に生る、十一歳にて妙法寺に入り、十三歳髪を薙いて高野山に登る、後和泉久井里に挂錫す。

〔安藤爲章〕水戸藩の儒者、幼名は爲明、年山と號す、丹波の人也、後水戸義公の召に應じ大日本史の編輯に參預す、享保元年歳五十にて死す。

〔萬葉集〕仁德天皇の初年より淳仁天皇の御代に至る大凡四百五十年間の歌を集めし書にて輯むる所の歌四千五百十六首の多きに及ぶ。

契沖トイフ人ガ有テ、是ハ故有テ眞言ノ僧トハ成タナレドモ、厚ク御國ノ古ヲ信ジ學ンデ、中頃ヨリ亂レ來リシ假名遣ヒヲ、古書ノ古言ヲ證據トシテ是ヲ正シ、和字正濫抄ト云書ヲ著シ、其外イロイロ發明ノ書物ヲ作テ、其名高ク、光圀卿ノ御耳ニ入リ、殊ノ外感ジ思シ召シ、度々御使者ヲ遣サレ、御逢ナサレタキ由ヲ、仰セ入ラレタナレドモ、契沖ハ固ク御辭退申テ罷出ナンダデム。所ガ光圀卿ニハ、甚御慕ヒナサレテ、安藤爲章トイフ、御國學ニ志ノ厚キ御家臣ヲ、契沖ノ門人ニ遣ハサレ、且萬葉集ハ、殊ノ外古キ歌集デ、歌ノミナラズ、博ク古ヲ考ヘルノ助トナルベキ、結構ナル書物ナレドモ、其頃マデ世ニアル所ノ注解、何レモ宜クナイニ依テ、ヨク古ニ叶ベキ注ヲ仕ルベキ由、御頼ミナサレタデム。契沖畏マツテ、是ニ於テ、萬葉集ノ代匠記ト云フヲ、撰ンデ差上マシタ。此方ノ萬葉學ハ、是ヨリ始マツタコトデム。光圀卿ソレヲ御覽ナサレタル所ガ、今マデノ有ユル注釋トハ事カハリ、盡ク古言古意ヲ尋ネテ是ヲ記シ、甚スグレタル物ユヱニ、大キニ御悅ビナサレテ、白金千兩、絹三千匹ヲ下サレタデム。契沖ソノ賜物ヲ更ニ蓄ヘズ、盡ク貧窮ノ者ニ與ヘラレタト云コトデ、又右ノ代匠記ヲ作ルトテ、夥シク古書ヲ集メ考タル時、ソノ餘力ヲ以テ、古今集ヘモ注ヲ下シテ、是ヲバ餘材抄ト名ヲ付タデム。是以テ、其時分マデ有タル所ノ注解トハ、雲泥ノ違ヒニテ、誠ニ結構ナモノデム。扨契沖ハ、元祿十四年正月廿五日ニ、年六十二歳デ身マカラレタデム。其著シタル書物、凡テ廿五部、卷數百廿卷餘モアルデム。此契沖ニ追スガツテ、荷田宿禰東麻呂翁、俗名ヲ羽倉齋宮ト云人ガ出ラレ

〔賀茂縣主眞淵翁〕遠江國敷知郡伊場村岡部新宮の神官定信の二男、幼名三四郎、又政德といふ、眞淵はその號也、享保十八年京に出で荷田東麿の門人に入りて國學を修む。

〔神皇產靈神〕日本書紀に「高天原所生神名曰二天御中主尊一、次高皇產靈尊、次神皇產靈尊、皇產靈此云二美武須毘一」と見えたり

〔來國行〕來氏太郎と稱す、來國吉の子にて、正元年間の人也、山城の刀匠にて西岡に住せしと云ふ。

〔田安ノ殿〕田安中納言宗武也、吉宗の第二子、國學を好み、延享三年眞淵を招聘せり。

テ、大ニ御國ノ學問ヲ勵ミ弘メラレテ、四方ニ其名高ク、既ニ御國學ノ學校ヲ、京都ヘ建ウトテ、公ノ御免ヲ受ラレ、其地ヲバ東山ニシツラヘヤウト爲ラレタル所ガ、其事果サズ。病ニ依テ身マカラレタデム。此翁著述ノ書數十部、卷數百卷餘リ有タル由ナレドモ、思フ旨アルトテ、末期ニ多ク焚捨ラレタルニ依テ、今纔ニ遺リタルモノ五六部、數卷ナラデハ有ルコトナク、然レドモ、我古道學ノ道紀ヲ立ラレタルハ、此人デム。此次ガ賀茂縣主眞淵翁、通名ヲ岡部衛士ト云フ人ガ出ラレテ、家ノ號ヲ縣居ト付ラレタルニ依テ、縣居ノ大人、マタ縣居ノ翁ナドトモ申スデム。扨コノ翁、荷田大人ノ門人トナリ、其本志ヲ紹デ勤學イタサレタデム。其遠ツ祖ハ、神皇產靈神ノ御孫、鴨建角見命ト申シテ、八咫烏ト化テ、神武天皇ヲ導キ奉ラレタル神デ、縣居翁ハ此神ノ子孫デム。代々遠江國濱松莊、岡部ノ鄕ニ在ル、賀茂ノ新宮ヲ齋カレタル、正シキ家柄デム。眞淵ノ翁ヨリ五世ノ祖タル、政定ト申ス人ハ、引馬原ノ御軍ニ大功ガ有テ、東照宮ヨリ、來國行ガ打タル刀ト、丸龍ノ具足トヲ賜ハツタ程ノコトデム。扨コノ眞淵ノ翁ハ、其師東麻呂翁ノ上ヲ、今一段上ツテ、ナホ深ク考ヘ、始メテ古ヘノ道ヲ明カニ得ントスルニハ、漢意佛意ヲ淸ク捨ハテネバ、眞ノ處ハ得ガタク、歌ヲ詠ムモ、古ノ言ヲ解クモ、皆神代ノ道ヲ知ベキ便ナル由ヲ、懇ニトキ諭サレ、扨遂ニ田安ノ殿ニ召出サレ、御國學ノ御師範ヲ申上ラレタデム。其門人ニモ勝レタル人ガ多ク、藤原宇萬伎、楫取魚彥、マタ近頃マデモ世ニ居タリシ、加藤千蔭、村田春海ナドモ、皆此翁ノ弟子デム。扨コノ翁ハ、明和六年十月晦日ニ、行年七十

〔本居先生〕幼名富之助、通稱彌四郎、後に健藏、春庵、等と改む、又私諡して秋津彦美豆櫻根大人といふ、享保十五年生る、寶暦元年入洛して儒學を堀景山に學び、四年又醫術を學び、歸國して醫を業とす、十一年眞淵の門に入りて古學を研鑚す、享和元年九月病歿せり。
〔紀伊中納言殿〕紀伊侯第九代の治寶をいふ。
〔池大納言賴盛〕刑部忠盛の五子、清盛の異母弟也、母は池尼、其居を池殿と曰ふ、因て池大納言と稱す、文治元年剃髮して名を重蓮と改め、翌年薨す。

三ニテ身マカラレタデム。其著サレタル書物ガ四十九部、卷數ガ百卷チカク有ルデム。此次ハ部拙者ドモガ師ト仰グ、本居先生平阿曾美宣長ノ翁デ、始メハ醫ヲ業トセラレタルニ依テ、本居舜庵ト稱レマシタガ、後ニ紀伊國中納言殿ニ召出サレマシテ、中衞ト改メラレタデム。其先祖ハ、桓武天皇ノ御裔、池大納言賴盛卿ノ六代ノ後胤、本居縣判官平建郷ト申シタ人ノ末ニテ、伊勢國松阪ノ人デ、家ノ號ヲ、鈴屋ト付ラレタルニ依テ、世ニ鈴屋ノ大人トモ、鈴屋ノ翁トモ申スデム。扨コノ翁ノ學問ノ太ジキコトハ、世ニ類ナク、ソレハ其著サレタル書ドモヲ讀明ラムレバ、能ク知レルコトデ、申マデハ無レドモ、其始メハ、漢ノ學問ヲ深ク學バレテ、夫ヨリ御國ノ學ビニ移リ、縣居大人ニ從テ、其大志ヲ受繼レ、學問ノ道ニ於テハ、古ヨリ類ヒナキ大功ヲ立ラレタデム。其御心緒ノ事ヲ、カイ摘ンデ申サバ、先其著サレタル、ウヒ山踏ト云フ書ニ言レタル趣ハ、人トシテ人ノ眞ノ道ハ、ドウシタ物ゾト云フコトヲ、知ラズニ居ベキコトデハナイ。學問ノ志ナキ者ハ、ソリヤドウモ爲方ハ無レドモ、カリソメニモ其志ガアルナラバ、同ジクハ眞ノ道ノ爲ニ、力ヲ用ベキコトジヤ。然ルニ道ノ事ヲバ、ナホザリニ差オイテ、唯末ノ事ニバカリ拘ヅラツテ居ルト云フハ、ソリヤ學問スル者ノ本意デハナイ、ト言ハレ、又學問ハ、始ヨリ其志ヲ高ク大キニ立テ、其奧ノ所マデ、極メ盡サズハ止マイト、堅ク思ヒコムガヨイ。此志ガ弱クテハ、オノヅカラ倦怠ルコトガ出ルモノジヤ、トモ言レマシタデム。此通リ人ニモ教ヘラルヽ程ノコト故ニ、自分デハ實ニ此トホリイタサレタデム。是モ亦其著サレタル書

〔三木三鳥〕安齋隨筆考に「古今集に見えたる、をがたまの木、かはな草、めどにけづり花、この三種を三木といひ、よぶこ鳥、もゝち鳥、いなおほせ鳥、この三品を三鳥といひて、古今傳授の中にこもりて、いみじき祕說なり云々」と見えたり。

〔古今集ト云フノ傳受〕和漢三才圖會に「宗祇法師、遊ニ常緣之門一、傳ニ古今集之奧旨一、爾後無レ貴無レ賤、遊ニ歌林ニ者的々受授、謂ニ之古今傳授一、至レ今不レ絕然預ニ其傳一者鮮矣、古今集之傳授、自ニ常緣一始矣、世所謂東野州是也云々」と見えたり。

ドモヲ讀メバ、能分リマスデム。又ソノ心ノ公ニシテ、私ナキコトハ、弟子中ヘ誡メラレタル詞ニ、我ニ隨ツテ物學ブ輩ハ、我ガ後ニ、又ヨキ考ヘノ出來タランニハ、必々ワガ說ニ泥マヌガヨイ。我イヒ置タルコトニモ、違タルコトノ有ルヲバ、其違ツテヲル故ヲ言テ、ヨキ考ヘヲ弘メヨ、一體我ガ人ヲ教フルハ、道ヲ明カニセントテノ事ナレバ、トニモカクニモ、道ヲ明カニスルノガ、我ヲ用フルノジヤ。其ワケヲ思ハズシテ、イタヅラニ我ヲ尊ムハ、ソリヤ我ガ心デハナイゾト、玉勝間ト云書ニ、カイテ置レタデム。マタ村田ノ橋彥ト云フ人ガ、同國白子ノ人デ、翁ノ御門人ニ成タイト云テ、文通シタル其返事ニ、オクラレタル翁ノ手紙ヲ、所持イタシテ居ルガ、ソレニ言ハレマシタニハ、皇朝ノ學問ニ於テハ、祕事口傳ナド申スコトハ、露ホドモコレ無ク候、サヤウノ義ヲ申立候ハ、皆邪道ニテ候。多ク道ヲ說聞セ候ガ本意ニ候ヘバ、門弟ナラズトテ、野生ニ於テハ、祕シ申候義サラ〳〵ゴザナク候。サリナガラ、皇朝ノ古道御熱心ノ段、御殊勝ノ御義、何ヨリモ悅バシク存ジ候、ト云ヒオクラレタコトモ有マスデム。世間ノ歌學者、神道者ナド名ノル輩ガ、譬ヘバ歌學ナレバ、三木三鳥ノ傳ジヤノ、テニヲハノ傳ジヤノ、古今集ト云フノ傳受ジヤノト云ヒ、又神道者流ノイフ、天ノ浮橋ノ傳ジヤノ、土金ノ傳ジヤノト云フコトヲ言テサワグケレドモ、コリヤ皆ソノ下心ニ、汚イ物ノ有テスルコトデ、眞ノ公ナル學問ヲスル者ガ、ソンナヲカシナ事ハセヌガヨイデム。其ハ鈴屋ノ本居先生ハ、右ニ段々申ス通リ、同門佗門ノ差別ナク、知ラレタル程ハ惜マズニ傳ヘテ、清ク明カニ、學問

〔中山大納言〕中山愛親也、前王家にて帶陰室と號す、正二位權大納言榮親の二男也、光格天皇の御代・御父典仁親王を太上天皇と申す議につきて幕府との確執あり、愛親勅使となりて大いに功を顯はして、准大臣に進む。

〔芝山中納言〕名譽實錄に「後櫻町上皇、蓬生繁りて道も分かぬ世に降るは涙の雨が下かな、の詠を賜ふ、芝山中納言之が使として關東に下るを命ぜらる、此詠にして幕府に達せば事必ず穩かならじと病に托して使命を辭すことあり。

〔閑院ノ宮〕爰にては美仁親王を申す

ノスヂヲ立テ、敎ヘラレタル事故ニ、始メノ内ハ、カノ祕事口傳ニ專トスル輩ニ、甚以ニクマレマシタナレドモ、終ニ其心ノ如ク世ニ弘マリ、其門人帳ヲ見マスルニ、弟子ノナキ國ハ、六十六箇國ノ内ニ、唯二箇國ナラデハナイ程ノコトデ、殊ニ享和元年ノ春上京致サレテ、四條ニ舍テ居ラレタル砌ナドハ、公家ノ御歷々ガタ、學問ヲ公ニ心ガケラルヽ、御方ハ、翁ノ舍リヘ御尋有テ、御入門ナサレ、世ニモ人ノ知テ居ル、中山大納言殿ヲ始メ參ラセ、富小路新三位殿、芝山中納言殿ナド、其外夥シク有マシタデム。既ニ其コロ御歌ノ宗匠ト有ラセラルヽ、日野一位資枝卿デスラ、御感心ノ餘リニ、其御孫、日野中宮權大進殿ト申スヲ遣サレ、翁ヲ師ト御賴ミナサレテ、其始メテ入セラレタル時ノ御歌ガ、〽和歌ノ浦ニ行ヘヲタドル海士小船、今ヨリ君ヲ梶トタノマン、」ト仰ラレタデム。此意ヲ約メテ申サバ、和歌ノ浦ト云フ浦ニ、行方ヲ蹤テ居ルアマノ小船ニ、御自分ヲ御准ナサレテ、大和歌ノ道ニタドツテ居ル某ジヤ程ニ、今ヨリ君ヲ師匠ト御賴ミ申スト仰ラレタノデム。此外ニモ御尋ナサレタル御カタ〳〵ガ、各コノ意バヘノ御歌ヲ御讀ナサレ、何レモ翁ヲサシテ、本居先生、鈴屋翁、又ハ鈴屋大人ト御尊ミ遊バシ、御賴ミナサレテ、翁ノ講釋ヲ御聽聞ナサレ、閑院ノ宮樣、妙法院ノ宮樣マデモ、翁ヲ召サレテ御慕ヒアソバシ、實ニ千古ノ昔ヨリ、カヤウノ事ハアリヤ致サンデム。扨爰ニ一ツノ話ガアル。夫ハ今ノ世ニ、戲作者ト云フガ有テ、彼ヤ此ヤノ書物ヲ見カジリ、アソコヲ取テコヽヘ紹ギ、無コトモ有ルヤウニ、面白クヲカシク書取テ、其ヲ渡世ト爲テ居ル者ジヤガ、トカク小利口ニ立

囘ツテ、面白サウナコトハ、猿ノヤウニ人眞似ヲスル。既ニ本居先生ノ、古ヘニ、高皇產靈神ト申スガ、天上ニマシ坐テ、世ノ中ノ萬物人種ヲモ、御造リ出シナサレタト云フコトヲ、其著サレタル書ドモニ、クレ〴〵言テ置レ、又大禍津日神ト申スガオハシ坐テ、世中ノアシキ事ヲツカサドリ、大直毘神ト申スガ御坐テ、其惡キコトヲ、善キニ復サウ〳〵トナサレルコト、是モ古書ニ據テ、イヒ置レタルヲ見ルト直サマ、善玉惡玉ト云フ戲作本ヲ作テ、天道樣ガ、竹ノ管ヲ以テ、子供ガシヤボントヤラヲ吹ク體ニ、圖ナドヲ書テ世ニ弘メ、マタ今ハヤル五册モノトカ云テ、敵討ヤ、因果話シヲ書綴リタルヲ見ルニ、近頃ニ出來ルモノホド、古イ詞ヲ交テカキ、又一人ニテツブ〳〵ト、小言ナド言フ事ヲ、古イ詞デハ、ヒトリゴチテト云フ、其戲作本ニ、コンナ詞モアル。又俗ニソレハコレハナドヽ言ヲ、ソハコハト云フ。カヤウノ詞モ戲作者ガマネテ書ク。コリヤドウシテ、彼等ガ知テカクト云ニ、皆我翁ノ著サレタル書物ガ、古ヘ言デ書テ有ル故ニ、其ヲ見ヤウ見眞似ニ、ヤッテ見ルノデム。爰ニ又ヲカシイ事ノアルハ、我ガ同門ノ者ノ處ヘ、俳諧ヲスル者ガ來テ、ソレガ庭トヤラヘ、龜ノ子ガ來タトテ、キック悅ビ、其事ヲ文ラシキ物ニ書テ、持テキテ直シテクレロト云故ニ、其ヲ書直シ、龜ノ子ガ不意ニ來タト書テ有タ處ヲ、ユクリナクト直シテ遣タレバ、其人ガ云ニハ、外ハヨケレドモ、此ユクリナクト云詞ガ有テハ、今流行ル五册物ノヤウデ惡イカラ、昔ノヨイ詞ニ直シテモラヒタイト云タデ、是ニハ同門ノ者モアキレタトノ話デム。ナント戲作者ドモガ態ニシロ、其眞ノ言ガ、ケック俗ノ詞ジヤト思フ程ニ、翁ノ德ハユキ渡ッテ、

〔高皇產靈神〕日本書紀に「高天原所生神名曰㆓天御中主尊㆒、次高皇產靈尊、次神產靈尊、云々」と見えたり。

〔大禍津日神〕古事記に「初めて、中つ瀨に隨り潛きて、滌ぎ給ふ時に成り坐せる神の御名は十禍津日神、次に大禍津日神、此の二神はその穢き繁國に到りまし〻時の汚垢に因りて成りませる神なり、云々」と見えたり

〔大直毘神〕又直毘神、大直日神といふ、日本書紀一、神代上に、「因以生神號、曰㆓八十枉津日神、次將㆑矯㆓其枉㆒而生神號、曰㆓神直日神、次大直日神㆒云々」と見えたり。

〔享和元年〕第百十九代光格天皇（德川十一代家齊）の御代也。

〔織田信長〕姓は平氏、備後守信秀の二男也、所謂戰國の後を受け、足利義昭及び義景を伐ち、又武田勝頼を討ち、更に中國の毛利氏を伐たんとして京都に入りて本能寺に宿す、偶明智光秀の反に遭ひ、覇業半にして死す、歳四十九也。

〔豐臣秀吉〕尾張國愛知郡中村の人、父を彌助といふ、初め信秀に仕へ、後信長に從ふて功あり、後光秀を討ちて罪を鳴へ、柴田勝家を討ちて天下秀吉に歸す、慶長三年朝鮮の役半にして薨ず。

世ニ有難キ翁ナレドモ、世ノ人ハ知ラズ、唐人モ申タ通リ、耳ガ聾テ、謂ユルツンボウナル者ハ、雷ガ鳴テモトント聞エズ、盲人ハ何ナル面白キ物モ見エヌヤウナモノデ、世ニ道ヲ學ブノ、學問ヲスルノト云人々モ、知ラズノ〳〵其德ヲ蒙ツテ居レドモ、此翁ノ、サバカリ有難キ先生ニオハセルコトヲバ知ラヌデム。サテ翁ノ著サレタル書物ガ五十五部、卷數百八十餘卷有テ、何レモ〳〵學問スル者ハ、常ニ傍ヲ放サレヌ物デ、一部一册トシテ、是ハト人ノ手ヲ拍ヌモノハ無デム。扨コノ先生ハ、享和元年九月廿九日ニ、御年七十二ニテ身マカラレタデム。抑中古ニ、儒佛ノ道ガ渡テヨリ以來、世人ノ心其風ニ推移ツテ、古道ノ趣ハ粗氣ニ成行マシテ、次第ニ猥リガハシク、世ヲ經ルニ從テ、古ヘノ道ハ絕タルガゴトク、足利將軍ノ、天下ノ政事ヲ執申サレマシタル頃ハ、誠ニ亂世ノ至極デ有マシタ處ガ、織田信長公、豐臣秀吉公、次々出サセラレテ、大キニ惡弊ヲキタメ直サレマシテ、天下ノ人略ソノ威勢ニハ服シマシタナレドモ、猶人心ハ穩ニナリマセヌ處ニ、畏クモ東照大神君、御武德ヲ以天下ヲ治メサセラレ、其御仁澤至ラヌ隈ナク、人々忠孝ノ道ヲ心得、尊内卑外ノ旨ヲモ辨ヘテ、次々古ニ復リ行ベキ中ニモ、世ヲ治サセラルヽニハ、古道ヲ學ベキコト、專一ナル儀ヲ思召サレ、天下ニ命セテ、古書ヲ御求メ遊バサレ、緊要ノ書等ヲバ、悉ク書寫ヲ命ゼラレ、京都ニモ江戶ニモ、駿府ニモ差置セラレタデム。是ラノ御事ハ、當時ノ御記錄ドモヲ拜見イタセバ、明カナルコトデ、扨其多ク集メサセラレタル古書ドモヲバ、尾張源敬公ニ御附屬ナサレ、敬公是ニ依テ、神祇寶典、類聚日本紀ナド申書

ヲ撰マセラレ、又水戸ノ源義公、其御志ヲ繼セラレ、有用ノ御書ドモ御撰有タル御事ハ、既ニ上ニ申スガ如ク、是ヨリ世ニ弘マリ、コノ學問ニ仕ヘ奉ル人々、追々出マシタル中ニ、身ハ下ナガラ、荷田宿禰羽倉東滿翁、賀茂縣主岡部眞淵翁、平阿曾美本居宣長翁、此三人ノ大人等、次々ニ勵ミ學バレ、其門流モ多ク、今カヤウニ眞盛ト相成リ、我輩ニ至ルマデ、太平ノ御德化ヲ蒙テ、心寬ニ、古學ビ仕ヘ奉ルコト、成タルハ、專東照大神君ノ御恩賴ニヨルコト、、有難シトモ尊シトモ、稱ヘ申ベキ詞モナイデム。猶是等ノコトハ、別ニ委シク記シタル物ガ有マスル。今ハ彼カケテ通ルト申程ノコト故ニ、大略ノ中ノ、又大略ヲ申スノデム。

サテ此方ノトク道ノ趣ハ、何ニ據テ申ゾト云ニ、古ノ事實ヲ御記シ傳ヘ遊バサレタル、朝廷ノ正シキ御書物ヲ本トシテ申スノデ、一體眞ノ道ト云モノハ、事實ノ上ニ具ツテ有ルモノデム。然ルヲトカク世ノ學者ナドハ、盡ク教訓ト云フ事ヲ、記シタル書物デナクテハ、道ハ得ラレヌ如ク思テ居ルガ多イデ、コリヤ甚ノ心得チガヒナコトデ、教ヘト申モノハ、實事ヨリハ甚下イ物デム。其故ハ、實事ガ有レバ教ヘハイラズ、道ノ實事ガナキ故ニ、ヲシヘト云コトガオコル。唐ノ老子ト云書ニモ、大道スタレテ仁義アリト申タハ、コヽヲ見ヌイタ語デム。殊ニ教ト云モノハ、人ノ心ニ親クハシミヌモノデ、其ハ譬ヘバ、武士ノ心ヲ勵マスニ、軍ニ出テハ先驅セヨ、人ニ後レルナト書タル、教ヘノ書物ヲ見セルヨリハ、古ノ勇士等ノ、人ニ先ダチ、勇猛サカンニ戰ヒ、高名ナド致シタル事實ノ軍書ヲ見タル方ガ、深ク心ニシミコンデ、我モ事有ラバ、昔

〔水戸ノ源義公〕水戸の德川光圀なり八頁を參照せよ。

〔荷田宿禰〕和學者本姓は羽倉氏也、世々洛南稻荷山の祠官たり、從三位信詮宿禰の子也、齋宮と稱し、又東麻呂といふ、殊に國史律令格式等の書に精し、萬葉集の解釋に於て特に一家言を爲す、世に羽倉學と稱し大いに行はる、將軍吉宗その名を聞きて之を召す、春滿老を以て之を辭し元文元年年六十九にて歿す。

〔老子〕周の老聃の著といふ、その大道上德を說きたるを以て又之を道德經といふ、上下篇に分ち、凡て八十一章より成る。

〔大石内藏助〕名は良雄、赤穂四十七士の領袖也、世々赤穂藩の老職たり良雄歳十五にして祖の祿を襲ひ、正長、長矩に歴事す、元祿十五年十二月十四日上野介吉良義央の邸を襲ひて主君長矩の仇を報じ、翌年二月四日幕府之に死を賜ひ細川侯邸に於て自盡す、時に歳四十五なり。

〔淺野内匠殿〕赤穂の城主也、元祿十四年三月十一日勅使接待の事につき吉良義央を殿中に刄傷し、ために田村氏の邸に於て死を賜ふ、時に歳三十五也。

〔吉良上野介〕徳川幕府の麾下にして世々高家たり。

ノ諸々ガ如ク、適ヤツテ見セヤウト云フ、猛キ心ガフリ起ル。カノ先ガケセヨ、後レルナト云フ教デハ、サマデ心ノ振起ラヌモノデム。又近クハ、君ノ仇ハ討ベキモノゾト云、ヲシヘヲ聞タルヨリハ、大石内藏助ハジメ、四十七人ノ義士ガ、千辛萬苦ノ難儀ヲシテ、主君淺野内匠頭殿ノ仇、吉良上野介殿ヲ討タル實ノハナシガ、身ニシミ〴〵ト、髮モ逆ダチ、涙モコボレルホド、心ニ深ク染ルモノデム。是ハ誰シノ人モ、心ニハ覺エノ有サウナモノデ、殊ニ教ヘトイフ物ハ、其心ザマ其人トナリノ宜カラヌ者ガ、言置タル教訓デモ、書ニ記テ遺ツテ有ルト、何サマ尤ラシク見エル物デ、唐ノ教ヘノ書物ト云モノニハ、是ガケシカラズ多イ。或ハ君ヲ弑シテ、國ヲ奪タル者ナドノ云タ教言ニサヘ、誠ニ金科玉條ト云テ、玉トモ金トモイヒサウニ、尤ラシク書テアル。シカレドモ其行ヒノ實ヲ見レバ、主殺シ國賊ジヤニ依テ、其尤ラシク言テアル事ドモハ、皆空言ト云テソラゴトジヤ。實ガ無テ、其書列ネタル處バカリガ立派デハ、ソリヤ山寳ノ能書ヲ見タヤウナ物デム。此等ノ訣ヲバ夢ニモ知ラズ、教ヘノ書物デ無レバ道ヲ得ラレヌ、教導ニハナラヌナド思ツテ、世ノ常ノ學者ヤ、道學者ナンド云フ輩ガ、夫バカリヲ唱ヘテ居ルト云ハ、片腹痛イコトデム。唐デモ此等ノ訣ヲヨク心得タルハ、マヅ孔子一人ノヤウデム。扨コソ其申タ語ニ、我欲レ載二之空言一、不レ如レ見二之行事之深切著明一也トアルデム。此意ハ、孔子ノ思フニハ、人ヲ教フルニ、夫ハサウスル物デハナイ、是ハカウスルモノジヤト云ヤウニ、尤ラシキ教ヘ言ヲ記シテ、人ヲ諭サウト思フケレドモ、夫デハ人ノ心ニ入カネルカラ、夫ヨリハ是ヲ人

ノ行ヒノ事實ニ書著シテ見セルホド、深ク切ニ、著ルク明カニ、人ノ心ニシミルコトハ無イト云ノ意デム。此意ユヱニ、孔子ハ教ノ書トテハ、一部一册モ作ラズニ、タヾ春秋ト云フ記錄ヲシラベ正シテ、何ノ某ハ、カヽル行ヒガ有タ、誰々ハカヤウノ善事ガ有タト云コトヲ、アリノ儘ニ記シテ、ソノ記錄ヲ讀メバ、自カラ其中ニ、チヤント惡ヲコラシ、善ヲ勸ムコトヲ、人ノ氣ノ付クヤウニ書取タモノデ、實ニ孔子生涯ノ骨折ト云ハ、此春秋デム。夫ユヱニ、ワガ志春秋ニ有リトモ、又我ヲ知ル者ハ、ソレ惟春秋カ、我ヲ罪スル者ハ、其タヾ春秋乎、トモ申タデム。此意ハ、我存分ニ志ヲコメテ、記シタル物ハ春秋ジヤ、此春秋ガ世ニ傳ハリ、後ノ人ガ是ヲ見テ、イカニモ孔子ハ、道ヲ辨ヘタル人ト知レルモノハ春秋ジヤ。又國々ノ君ニシロ、主弑シハ主コロシ、親コロシハ親弑シト、有リノマヽニ記シタル故ニ、是ハ孔子ノ憚リナキノジヤト、後ノ世ニ我ヲ罪ニ言ヒ貶スモノモ、此春秋ジヤト云ノ意デム。是程ニ心ヲコメテ書タル春秋ユヱ、イツチ實ノ有ルモノデ、孔子ノ心ノヨク見エルハ、此書ニ越タル物ハナイ。然ルニ大カタ世間ノ儒者ナドガ、儒書ノ上デモ、斯ノ如ク慥ナル訣ノアルモ知ラズ、只々ヒネクツタ理窟ノ、教訓ヲ書テ有ルハ、己ガ本尊トスル、孔子ノ本意ヲ會得セズ、春秋ヲ熟ク讀ヌカラノ誤リデム　ナント是テ眞ノ道ト云フモノハ、教訓ノ書デハ其ウマミガ知レズ、事實ノ書物デナクテハ、眞意ハ得ラレヌ訣ジヤト云フコトモ、合點ノユキサウナ物デム。

只今申ス通リ、眞ノ道ト云モノハ、教訓デハ其旨味ガ知レヌ。仍テ其古ヘノ眞ノ道ヲ知ルベキ、事

〔春秋〕孔子が魯國の記錄、隱公より哀公に至る十二代二百四十二年間）につきて筆削せしもの也、春秋といへるは、杜預の正傳の序に「以レ事繫レ日、以レ日繫レ月、以レ月繫レ時、以レ時繫レ年」とありて、事を記すに何年何時に某事ありと記せる故に四季の中春秋の二字を採りて一年中の記錄たる意を表したるもの也、今、五經及び十三經の一に列す。

〔我ヲ知ル者ハ〕孟子滕文公に「孔子懼、作二春秋一、春秋天子之事也、是故孔子曰、知レ我者其惟春秋乎、罪レ我者、其惟春秋乎」とあり。

實ヲ記シテアル、其書物ハ何ジヤト云フニ、古事記ガ第一デム。其フルコトブミト云ハ、世間ノ人ガ、古事記トオボエテキル書物ガ、此フルコトブミノコトデ、扨コノ書物ガ、ドウシテ出來タル物ジヤト云ニ、挂マクモ畏キ神武天皇ヨリ、第三十九代ニ御當リアソバス天武天皇ノ、有難クモ厚ク思召立セラレタル御事デ、一體ソノ以前、古クヨリ朝廷ニモ諸家ニモ、記シ傳ヘタル所ノ、天地初發ヨリノ、古キ傳説ノ御書物ガ有テ、其ガ神代ノ古言ノ儘ニ書テ有タデム。處ガ其ニ各々誤リモ有リ、又紛ラハシキコトモアツタト云フコトデ、ソコデ天武天皇ノ御心ヅキ遊バシテ、カヤウニ紛ラハシキ説ガ有テハ、今此時ニ、ヨク其正實ナル所ヲ撰ビ定メズハ、後ノ世ニ至リテ、孰レヲ是トモ孰ヲ非トモ、分ラヌヤウニ成ラウト仰ラレテ、其朝廷ノ御記錄ハモトヨリ、諸家ノ記錄ドモヲ集メテ、精密ニ御吟味アソバサレ、其少カモ紛ラハシキ事ナク、正シキ所ヲシラゲテ、御撰成サレタル書物デム。尤モ神代ノ古言ノ儘ニ、言ノ清濁ヲサヘ嚴重ニ御シラベ遊バシ、違ヌヤウ誤ラヌヤウニト、先御自ラノ御口ニ、御誦ウカベ遊バシ、其時稗田阿禮ト云フ嫗ガ有テ、年ハ廿八歳、殊ノ外ニ利發聰明ナル人デ、口ニ誦ミ耳ニ觸タルコトハ、心ニ記シテ、イツカナ忘レルト云コトノナイ人デ有タデム。ソコデ其阿禮ヲ召セラレテ、彼シラゲニ精ゲ遊バサレタル所ノ、天地ノ初發ヨリ、御父帝、舒明天皇マデノ御事ヲ、天武天皇ガ、御口ヅカラニ御教ヘアソバサレテ、其ヲトツクリト、稗田ノ阿禮ニ唱ヘサセ、口ナレサセ遊サレタデム。是ハ御國ハ固ヨリ、言靈ノ幸フ國ト、古語ニモ申テ、言語ノ道ヲ守幸フ神ノオハシ

〔神武天皇〕御諱は狹野、又曰日本磐余彥彥火々出見尊天皇と申す、彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊の第四皇子也。

〔天武天皇〕本文に三十九代とあるも四十代の天皇となすを正しとす、御諱は大海人皇子、舒明天皇の第二皇子也。

〔舒明天皇〕第三十四代の天皇、御諱は田村、又息長足日廣額天皇と申す押坂彥人大兄皇子の御子也。

〔言靈ノ幸フ國〕萬葉集卷五に「神代より云ひ傳てけらく、空見つ大和の國は皇神の、嚴しき國、言靈の幸ふ國と語り繼ぎ云ひ繼がひけり」と見えたり。

〔持統天皇〕第四十一代の天皇、御諱は鸕野讃良皇女、初め天武天皇の皇后たり、朱鳥元年天武天皇崩じ、皇太子草壁親王未だ幼弱の故を以て朝に臨み、皇太子薨じたるを以て位に卽く。

〔文武天皇〕御名は珂瑠、諡して天眞宗豐祖父尊と申す、天武天皇の皇孫、草壁皇子の第一皇子也。

〔太朝臣安萬侶〕神八井耳命の苗裔也、續日本紀に「慶雲元年正月丁亥朔癸巳、正六位下太朝臣安麻呂授從五位下」と見え、又同書に「養老七年七月庚午民部卿從四位下太朝臣安麻呂卒」と見えたり。

マシテ、其言語ノ上ニ、盡ク精密ナル、眞ノ道ノ趣ノコモツテ有ルコト、ユヱ、其ヲ違ヘヌヤウ失ヌヤウニト、重ンジ思召テ、扨カヤウニ致シツヽ、讀ウカベテ、言ノ淸濁、上下リマデヲ熟シタル上ニテ、御書取セ遊バサウトノ、厚キ御心デオハシ坐タガ、其ウチニ御代ガ替テ、此御次ガ持統天皇ト申上ル。其御次ガ文武天皇ト申奉ルデム。所ガ此二御代ノ間ニ、何ナル故ニカ、惟カノ阿禮ガ口ニ誦ウカベテ有ルバカリデ、御書取セ遊バサナンダデム。其次ヲ元明天皇ト申上ル。此時阿禮ハ、モハヤ五十有餘デ有タデム。所デ此御代ノ、和銅四年九月十八日ト云日ニ、太朝臣安萬侶ト云人ニ仰付ラレテ、夫ヲ御書取セナサレ、翌年正月廿八日ト云ニ、記シ終テ、獻ゼラレタデム。是スナハチ安萬侶主ノ、表序ニ書レタル趣デ、此書ガ卽古事記デム。此和銅五年ガ、今此文化十年ヨリハ、千百二年ニナルデム。サレバ此古事記ハ、畏クモ天武天皇ノ、厚ク思召付セラレテ、御自ラ古傳説ノ正實ナル所ヲ、御撰定アソバシテ、御誦ウカベナサレタル古語デ有マスルカラ、世ニ類ヒモナク、イトモ尊キ御典デム。モシ元明天皇ノ御代ニ、其御志ヲ御繼アソバシテ、御書取セナサレズンバ、カホドニモ尊ク有ガタキ古語モ、阿禮ノ嫗ガ命ト共ニ、失果ルデ有マシタラウヲ。有難クモ和銅ノ御代ニ、御記シ遊サレテ、今世マデニ傳リ來テ、斯ノ如ク拜見奉ルト云ハ、有ガタシトモ有難イコトデ、カリソメニモ道ニ志有ン者ハ、頂ニ捧持テ、天武天皇、又元明天皇、二御代ノ有難キ思召シ、マタ稗田阿禮、太朝臣安萬侶ノ恩德ヲ、忘ルベキコトデハナイデム。扨コノ御記ニ、天地ヲ御始メ遊バシタル神々ノ御事實ヲ始メ、

〔イソノ上〕ふるにかくる枕詞なり、神代紀に「石上振之神椙」と見え、又萬葉集卷四に「石上零とも雨に、さはらめや、妹があはんと、ちぎりしものを」と見えたり。

〔元正天皇〕御名は飯高、後に氷高と改め給ふ、日本根子高瑞淨足姬天皇と諡す、天武天皇の皇孫、草壁皇子の皇女也、養老刊修の律令この御代に成る。

〔一品舍人親王〕天武天皇の第三皇子也、持統天皇の時淨廣貳の位を授けられ、尋いで二品に叙せられ、養老二年一品に至る、天平七年年六十歳にて薨す。

其餘ノ事實ニ、盡ク萬ノ始メ、道ノ趣ハ具テ有デム。サレバ本居翁ノ歌ニ、〽上ツ代ノカタチヨク見ヨイソノ上、古コトブミハマソミノ鏡、」ト詠レタデム。上ツ代ノカタチヨク見ヨトハ、上代ノ有樣ヲヨク見タガヨイ、其上代ノ有樣ヲ能知ウト思フニハ、古事記ヲ讀サヘスレバ、眞澄ノ鏡ノ曇ナキガ如ク明カニ、上代ノ眞ノ道ハ知レルト云ノ意デム。扨拙者ノ演說イタス所ハ、此通リ明カニ知レル、其古事記ノ事實ヲ本ト致シテ、古ノ道、神ノ御上ヲ申スナレバ、天武天皇、元明天皇、コノ二御代ノ厚キ御心モ、思召モコモツテ有ルコト、カタ〴〵以テ勿體ナク、恐多キコトユヱ、何レモ其御心得デ御聞アルガ宜イ。此方ノ身分コソ賤キ者ナレドモ、其ノ申所ハ、神ノ御事實、畏クモ古ノ天皇命ノ、深ク厚キ思召デ、殊ニハ御口ヅカラ御誦ウカベ、御傳ヘ遊バシタルコト故ニ、實以テナホザリナラヌ御事デム。

扨世間ニ、神ノ道ヲ學ブト云人ガ、幾ラカ有テ、夫ラハモトヨリ、大凡ノ世人モ、日本書紀ノミ尊ビ、ソノ第一第二ノ卷ヲ、神代卷ト云テ、此二卷ヲ別ニ板ニ致シ、俗ノ神道者ナンド、ウルサク言痛キマデニ、注釋ヲイタシテ、世ノ始メマタ神ノ御事實ヲシルニ、此ヲ除テ、外ニ書物ノ無イヤウニ、思テヰルケレドモ、其ハ心得違ヒデ、其委キ訣ハ、師ノ古事記傳ノ始メニ、具ニ記シ置レマシタガ、其大略ヲ申サバ、先一體カノ日本書紀ト申ス書ハ、和銅五年正月ニ、古事記ヲ御書取セ遊バシテカラ、八年後ニ、四十四代、元正天皇ノ養老四年五月、尤モ是モ勅命ニ依テ、一品舍人親王ノ御記シナサレテ、奏上ラレタモノデ、其以前ニ御撰ビ遊バサレタル、古事

記ノ有ルガ上ニ、重ネテ是ヲ御撰ナサレタル訣ハ、ドウジヤト申スニ、古事記ハ右ニ申ス通リ、上代ノ趣ヲスナホニ、有ノマヽニ傳ヘヤウト、天武天皇ノ厚ク思召タルコト、安萬侶主モ、其大御心トシテ、記サレタル物故ニ、只アリノ儘デ、漢ノ國史ト云モノヽ體ニハ似モツカズ、當時ハ公ニモ、漢學問ヲ盛ンニ、御好ミ遊シタルヲリカラ故ニ、古事記ノ餘リニ、只有ノマヽニ飾ナク、見立ナクテ、淺々ト聞ユルヲ、歉ズ思召テ、更ニ廣ク事ドモヲ考ヘ、年紀ヲモ立、マタ漢メカシキ語ドモヲ、飾リソヘナンドモシテ、漢ノ文章ヲ作シ、諸越ノ國史ニ似タル國史ト立ン爲ニ、御記ナサレタモノデム。一體ガ此ヤウノ御趣意デ、御記シナサレタル事ユヱニ、トント漢風デ、甚ダ古ノ實ヲ失ツタルコトガ多イデム。抑意ト事ト言トハ、皆相稱ツテ居ベキモノデ、夫ユヱニ上代ハ、意モ、事モ言モ　上代ノサマガ有リ、ノ世ハ、意モ事モ言モ、後ノ世ノ樣ガ有リ、又漢國ハ意モ事モ言モ、漢國ノ樣ノ有ルモノデム。所ヲカノ日本紀ハ、後世ノ意ヲ以テ、上代ノ事ヲ記シ、漢國ノ言語ヲ以テ、皇國ノ意ヲ記サレタル故ニ、相稱ハズ、コヽデ古ノ實ヲ、取失ツタルコトドモガ多イデム。又古事記ハ、少カモ狡意ヲ加ヘズ、古ヨリ言傳タルマヽニ、記サレタルニ依テ、其意モ事モ言モ相稱ツテ、皆上代ノ實デ、是ハ專古ノ語言ヲ主ト記サレタルガ故デム。凡テ意モ事モ、言ヲ以テ傳ヘル物ジヤニ依テ、書物ハ其記タル言辭ガ、主トアル大切ノモノデム。仍テ爰ニ日本紀ノカザリノ漢文ユヱニ、古ノ實ヲ失ヒ、カツ後世ノ惑ヒヲ生ジタルコトヲ、一ツ一ツ言ハヾ、先ソノ神代卷ノ始ニ、古天地未レ剖。陰陽不レ分。渾沌如二雞

〔諸越〕倭訓栞に、「日本紀に西土又唐をよめり、萬葉集に諸越と書けり遠邦の意なり」とあり。

〔天地〕白虎通に、「天者何也、天之爲レ言、鎭也、居レ高理レ下、爲二人鎭一也、地者易也、言下養二萬物一懷任交易變化上」とあり、又三五曆記に「天地渾沌如二雞子一、盤古生二其中一、萬八千歲、天地開闢、陽淸爲レ天、陰濁爲レ地」とあり、本文と合せ見るべし。

〔陰陽〕天地間にありて萬物を造り出す二つの氣也、釋名に「陰蔭也、氣在レ內、奧蔭也、陽揚也、氣在レ外、發揚也」と見えたり。

〔然後云々〕三五暦記に「神於天、聖於地、天日高一丈、地日厚一丈、盤古日長一丈、如此萬八千歲、天數極高、地數極深、盤古極長、後乃有三皇、此天地人之始也」とあり。

〔淮南子〕前漢淮南王劉安の撰する所全二十一卷、大旨道德を說く。

〔易ノ十翼〕易は後易經又は周易ともいふ、五經又は十三經の一に列す、伏羲氏八卦を作り文王演して六十四卦とし、周公更に三百六十四爻に辭を繫けて其象と義とを說き、孔子更に之に注釋を加ふ、即ち彖傳、象傳等凡そ十種、之を十翼といふ也。

子ト云ヨリ、然後神聖生其中焉トアルマデハ、漢籍淮南子ト云フモノ、マタ三五暦記ナド云モノ、其外ノ書ノ文ヲモ、彼此トリ合セテ、カナリニ加ヘラレタル撰者ノ意デ、此方ノ古ノ傳說デハ無デム。此續キノ文ニ、故曰開闢之初、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也。云云トアルハ、是ガ實ニ此方上代ノ傳說デ、故曰トアルヲ以テ、夫ヨリ上ハ、新ニ撰者ノ加ヘラレタル文ナルコトガ知レマスル。若サウ無テハ、コノ故曰ト書レタルコトハ、何ノ意トモ知ヌデム。初ノ文ハ、凡テサカシク、皆漢國風ニ書レタル故ニ、御國ノ古傳說トハ、甚キガ違テキコエル。然レバコヽハ、古言ノ訓ヲ附テヨムマデモナク、唯序文トシテ差置ガヨイデム。既ク古人モ、釋日本紀ニ、日本紀卅卷無序。但師說ニ初文。然後神聖生其中焉、已上者序文也。ト云テアルデム。ソモ〳〵天地ノ初發ノ有サマハ、實ニ我ガ御國ノ、古ノ傳說ノ如デ有マセウモノヲ、何ナレバ煩クコテタキ、異國ノ傳說ヲカリ用ヒテ、初メニ重ネ擧ラレタルコトカ、今コノ二ヲ比べ見ルニ、漢風ノ方ハ、理フカク聞エテ、信ニサウデ有タラウト思ハレ、古傳ノ方ハ、物ゲナク淺々ト聞エル故ニ、誰モ〳〵、カノ漢籍ノ說ニノミ心ヒカレテ、日本紀ノ御撰者、舍人親王ヲ始メ、世々ノ識者、今ニ至ルマデ、皆惑タモノデム。夫故ニ此漢文ノ處ヲ、道ノ眞意ト心得テ、煩クウツトシイホド、注釋ヲ書散シ、祕授ノ口傳ノト言ヒ騷デ居タカ、扨々淺マシウ拙イコトデム。又乾道獨化。所以成此純男トイヒ、又乾坤之道相參而化。所以成此男女トアル、是ラノ類ノ文モ、撰者ノ心ヲ以テ、易ノ十翼ナドノ文ヲ採テ、新ニ加ヘラレタルサカシ

ラ文デム。マタ伊邪那岐神ヲ陽神ト書キ、伊邪那美命ヲ、陰神ト書レタルナンドモ、宜クナイ。是ハ其頃、上モ下モヒタスラ漢メイタル事ヲ、悦ビ思ハレル世デ有タル故ニ、此ヤウニハ書レタルコトナレドモ、甚以テ、後ノ惑ヒグサト成タデム。其故ハ後世ノ生漢意ノ學者ドモヽ、同ク是ヲ悦ンデ、其生サカシキ心ニ、伊邪那岐命、伊邪那美命ト申スハ、唯カリニ名ヲ設ケタルモノデ、御神體アル物デハナク、實ハ陰陽造化ヲ指テ云タモノゾト心得テ、或ハ周易ノ理ヲ以テ說キ、陰陽五行ヲ以テ說クコトヽ成タル故ニ、神代ノコトハ、皆假ノ作リゴトノヤウニナリ、古ヘノ傳說ハ、悉ク漢意ニ奪ハレ果テ、眞旨ノ見エヌヤウニ成タモノデム。抑撰者ハサヤウノコトマデニハ、御心モ付セラレズ、唯文ノ漢メクヲ好コトヽシテ、飾ノミニ泥マレタラウナレドモ、此文ドモハ、後世ニ至テ、サマ〲ノ邪說ヲ招ク媒トナリ、眞ノ道ノ顯レ難キ根本トハ成タデム。猶此外ニ、煩クコチタキ潤飾ノ文ヲ加ヘラレテ、事實ノ紛ト成タルコト少カラズ。或ハ神ノ御名ナンドヲモ、唐ノ異形ノ物ノ名ニ書替タリ。中ニモ甚シキハ、神武天皇ノ御卷ニ、弟猾大設二牛酒一以勞二饗皇師一焉。トカキ、崇神天皇ノ御卷ニ、盍下命二神龜一以極中致災之所由上也。ト書レタル撰者ノ御心ハ、只漢文ノ潤飾バカリデハ有ナレドモ、後ノ人ハ、是ヲ實ト思ヒ、牛酒トアル故牛肉ヲ食ヒ、神龜ト有レバ、卜法ニ龜ヲ用ヒタルコトヽ思フニ依テ、學問ノ害トナルコトデ、牛ヲ食ヒ、卜ニ龜ヲ用ルナドハ、唐ディタスコトデム。マタ景行天皇ノ御紀、倭建命ノ、東國ヲ言向ニ御出立遊バス所ヘ、天皇持二斧鉞一以授二日本武尊一曰。云々ト書レマシタガ、凡テ古ヘカ

〔伊邪那岐命〕日本書紀神代卷に「次有レ神、面足尊、惶根尊、次有レ神、伊弉諾尊、伊弉冊尊、凡八神矣、」とあり

〔陽神云々〕日本書紀神代卷に「伊弉諾尊伊弉冊尊、立二於天浮橋之上一、云云、便以二磤馭盧島一、爲二國中之柱一、而陽神左旋、陰神右旋」と見えたり。

〔五行〕書經洪範に「五行、一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土、水曰二潤下一、火曰二炎上一、木曰二曲直一、金曰二從革一、土爰稼穡」と見えたり。

〔崇神天皇〕日本書紀に「御間城入彦五十瓊殖天皇、稚日本根子彦大日日天皇第二子也」とあり。

ヤウノ時ニハ、矛カ劍ナドヲコソ賜ツタルコトナレ、斧鉞ヲ賜ハツタルコトハトントナイ。夫故ニ是モ古事記ニハ、給ニ比々羅木八尋矛ト有ル、是ガ實ノコトデム。其ヲ強テ漢メカサウトテ、斧鉞トハ書レタモノデ、語ヲ飾ラレタルハ、マダ容ル、方モ有レド、カヤウニ物ヲサヘニ替テ書レタハ餘リノコトデ、猶コノ類ガ夥シク有ルデム。然レドモ又コヽニ、日本紀ノ勝レタルコトヲ言ハヾ、先神代ノ傳說ヲ、精粗異同ニ拘ハラズ、一書ニ曰トテ、悉ク古傳ノ儘ニ並ベ擧ラレ、又神武天皇ヨリ以後ハ、猶更御代々ノ御事ヲ、委ク詳ニ載レタルニ依テ、メデタキ御事實多ク傳ハリ、彼漢風ナル飾ノ文面ヲ除テハ、世ニ有トアル御典ノ中ニ、此御典ホド、尊ク大切ナルハナイデム。サレバ師翁ノ歌ニ、〽マツブサニ何デ知マシ古ヲ、ヤマト御紀ノ世ニナカリセバ、」ト詠レタハ、是故デム。此等ヲ以テ、古事記ト日本紀ト、互ニ得失差別アルコトヲ知ルガ宜イデム。所ヲ昔ヨリ、世間ノ人オシナベテ、唯コノ日本紀ヲノミ尊ビ用ヒテ、世々ノ學者モ、是ニハイタク心ヲ碎テ、神代ノ卷ニハ、煩イホド注釋ナドモ多ク有ルニ、古事記ヲバ、唯等閑ニ思ヒ過シテ、心ヲ用フベキモノトモ思ハズニ差置タハ、ドウシタコトジヤト云ニ、世ノ人タヾ、漢籍意ニノミ泥ンデ、大御國ノ古意ヲ忘レ果タル故デ、ソノ甚シキニ至テハ、古事記ヲ日本紀ノ、下書ノヤウニ心得テ居ル人サヘ有ルガ、是ラハ一向ニ、事ノ趣ヲ知ラズ未シキコトデ、云ニモ足ラヌ非コトデム。爰ニ我ガ鈴屋翁ハ、ソノ漢籍意ノ好ラスコトヲ悟リ、上代ノ正實ナル旨ヲ、マスミノ鏡ノ曇リナク熟見アキラメ、古ノ眞面目ヲ見ルベキハ、古事記ナル

〔景行天皇〕日本書紀に「大足彦忍代別天皇、活目入彦五十狹茅天皇第三子也。母皇后曰日葉洲媛命、丹波道主王之女也。活目入彦五十狹茅天皇三十七年、立爲皇太子、時年二十一」とあり。

〔日本武尊〕日本書紀に「是小碓尊、亦名日本童男、亦曰日本武尊、幼有雄略之氣、及壯容貌魁偉、身長一丈、力能扛鼎焉」と見えたり。

〔斧鉞〕昔支那にて出征の大將に天子より授けらるゝ刑具、斧はをの、鉞は斧の大なるものなり。

〔比々羅木八尋矛〕杠谷樹にて作れる長き矛をいふ。

〔唐書〕新唐書、舊唐書の別あり、各二十四史の一也。

〔文德三代ノ實錄〕文德實錄と三代實錄と也、文德實錄は釋日本紀に「日本文德天皇實錄十卷、起レ自二嘉祥三年三月己亥一訖二于天安二年八月乙卯一、九年、成二十卷一、元慶三年十一月十三日、右大臣正二位臣藤原朝臣基經」とあり、三代實錄は清和、陽成、光孝天皇の三代の歷史、凡て五十卷也。

〔天地ト共ニ云々〕日本書紀に「因勅二皇孫一曰、豐葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可レ王之地、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當下與二天壤一無上レ窮者矣」と見えたり。

コトヲ世ニ諭シ、古事記ノ傳ト云フ、類ヒナクメデタキ書、四十四卷ヲカキ著シ、古事記ノ尊キ由ヲ知ルニハ、先日本紀ノ潤飾多キコトヲ知ラザレバ、漢籍意ニ迷ヒヲル痼疾サリガタク、此病ガ去ンデハ、古事記ノ宜キコトガ顯レズ、古事記ノ宜キコトヲ知ンデハ、古學ノ正シキ道ハ、知ラレヌト云コトヲ發明イタサレ、古事記ヲ以テ、有ルガ中ノ上タル史典ト定メテ、日本紀ヲバ、是ガ次ヘ立ラレタモノデ、假令ニモ、皇大御國ノ學問ニ、志ノ有ラン輩ハ、努々此意ヲ、思ヒアヤマラヌヤウニ仕タガヨイト、懇ニ言ヒ置レタデム。

扨コノ日本紀ノ題名ハ、日本書紀ト書テアルケレドモ、ヤハリ俗ノ言習ハシノ通リ、日本紀ト稱シテ、書字ノ無ノガ本稱デム。然レドモ、其日本紀ト云フ題號モ、心得ガタイコトデ、其ハマヅ漢ノ國史ノ、漢書唐書ナド云フ名ニ倣テ、御國ノ號ヲ標ラレタモノナレドモ、漢國ハ代々ニ國ノ號ノ替ル故ニ、其代ノ號ヲ以テ名ヲ付ネバ、分リ難イカラノコト、皇國ノ御皇統ハ、天地ト共ニ遠ク長ク、御續遊バシテ、替ラセ給フコトガナイニ依テ、國號ヲ標テ、ソレト分イフベキ謂ハナイデム。斯ヤウノコトニ國號ヲ標ルハ、並ブ處アル時ノ爲方デム。然ルニ是ハ何ニ對シタルコトカト云フニ、タヾ漢國ニ對セラレタルコトヽ見エル。然レバ彼ヲ內トシ、我ヲ外トシタル題號デ正シカラズ。此後次々ニ、御記シナサレタル御國史ドモヽ、又是ニ倣テ名ケラレ、文德三代ノ實錄ニサヘ、此國號ヲ御冠ナサレタハ、愈コヽロ得ヌコトデム。夫ヲ後代ノ人ガ、却テ是ヲ高キ名ト思フハ、何ナル心デ有マセウ。此事ハ師翁モ、クレ〴〵言置レマシタガ、實

〔天ツ神〕三頁を參照すべし。

〔神國〕扶桑略記に「新羅國王遙望以爲、非常兵將レ滅ニ己國一、吾聞東有ニ神國一、謂ニ日本一、亦有ニ聖王一、謂ニ天皇一、是必其國之神兵也、豈可ニ擧レ軍以距一レ之乎云々」と見えたり。

〔禮記〕事林廣記に「禮記多言ニ冠婚喪祭鄕射燕饗等禮一、故謂ニ之禮記一、今其書四十九篇、非レ出ニ一人之手一、云、今之記出ニ於大小二戴、戴德戴聖一、故謂ニ之戴經一」と見えたり。

〔不仁〕仁の德なきをいふ、仁は論語學而篇有子曰章の朱註に「仁者愛之理、心之德也」と見えたり。

ニ心得スコトデム。

扨世間ノ人ガ、誰モ〳〵此國ヲサシテ、神國々々ト云ヒ、マタ我々ハ、神ノ御末ジヤナドト言ヒマスガ、實ニ是ハ世間ノ人ノ申ス通リニ、違ヒモ無イコトデ、我御國ハ、天神ノ殊ナル御惠ニ依テ、神ノ御生ナサレテ、萬ノ外國等トハ、天地懸隔ナ違ヒデ、引比ベニハナラヌ、結構ナ有難イ國デ、尤神國ニ相違ナク、又我々賤ノ男シヅノメニ至ルマデモ、神ノ御末ニチガヒ無イデム。デハ有レドモ、惜イコトニハ、其神國、マタ神ノ御末ナル所以ノ本ヲ、知ンデ居ル人ガ多イデム。夫デハ一向ムチヤクチヤデ、折角神國ニ生レテ、神ノ御末ジヤト云フセンモナイト申スモノデム。夫モ更ニ神國トモ、神ノ御末トモ知ラズ、ソンナ志モ無ク、謂ニユル空々寂々トヤラデ居ル人ハ、ソリヤ爲方ガナケレドモ、カリソメニモ、神ノ有難イ謂ヲ聞ウトテ、此ヤウニ御入來アルト云フハ、既ニ志ノ有ルト云モノデム。苟クモ人ト生レテ、眞ノ道ヲ知リタイト云フ志ガ有ルナラバ、此ヲバ一ツ、誠ノ處ヲシラベテ置タイモノデ、既ニ唐國ノ人スラ、禮記ニ、君子論ニ撰シテ其先祖之美ヲ而明ニ著シテ之後世ニ也 云々。其先祖有レ善。而弗レ知不明也。知而弗レ傳不仁也。此君子之所レ恥ル也。ト申テアル。此意ハ、眞ノ道ヲ行ク人ト云モノハ、其先祖ノ美ヲ撰ビ論メ、其事ヲ明カニシテ、後世ニ著レルヤウニ爲ルモノジヤ。然ルニ其先祖ニ、善事ノ有ルヲ、知ラズニ居ルト云ハ、不明ト申テ、道理ニ昧イト云モノジヤ。又其先祖ニ、善事ノ有ルヲ知テ居ナガラ、其ヲヨク明ラメ、世ニモ傳ヘヤウト思ハヌト云ハ、ソリヤ不仁ト云テ、言ハヾ、先祖ニ不實不孝ト云

フモノジヤ。是ガ誠ノ道ヲモ辿ラウト思フ人ノ、恥ベキ事ジヤト云コトデム。ナント唐人スラカヤウデ、夫ニ此有難イ神國ニ生レテ、神ノ御末トアル此方ガ、其本ノ所以ヲ知ラズニ居テハ、ナント口惜イコトデハナイカナ。實ニ御國ノ人ニ限リテ、唐土、天竺、オロシヤ、オランダ、シヤムロ、カボチヤ等ノ國ニ至ルマデ、凡テ此天地ニ有トアラユル萬國ノ人トハ、トント訣ガ違ヒ、尊ク勝レテヰルコトハ、先コノ御國ヲ、神國トイヒ初タハ、モト此國ノ人ノ、我ボメニ申タコトデハナイ。先其濫觴ヲ申サバ、萬國ヲ御開闢ナサレタルモ、皆神世ノ尊キ神々ニテ、其神タチ、悉ク此御國ニ御出來ナサレタルコトナレバ、則御國ハ、神ノ御本國ナルコト故ニ、神國ト稱スハ、實ニ宇宙擧テノ公論ナルコト、更ニ論ナキコトナレドモ、其古傳ヲバ、傳へ知ラザル國々マデモ、自然ト御威光ノ輝イテ、神國ナル事ヲ知タルコトハ、モト今ノ朝鮮ガ、三韓ト云テ、新羅、高麗、百濟ト申タ時分ニ、御國ノ世ニ妙ナル、フシギナ有ガタイ國ナルコトヲ、彼國デ聞傳ヘテ、御國ハ、カノ朝鮮カラハ、東ニ當ル故ニ、其國ノ人ガ、東ノ方ニ、日本ト云フ神國ガ有ルト云テ、キツク恐レ敬ツタモノデ、其詞ノツヒ〳〵世ニ弘マツテ、今デハ世間一般ニ、知ルモ知ラヌモ、神國々々ト云ヤウニ成タモノデ、是ハ漢人ナガラモ、能ク言當タルコトデ、其神國ニ違ナイト云訣ハ、神代ノ事ヲ學ブト能知レル。夫ハマヅ、此世界ハ、大造廣ク大キイコトデ、國モ勿論タント有ル、其中デ我國バカリハ、神國ジヤト云テハ、ドウカウヌボレトカ云スヂニ聞エルケレドモ、上ニ云フ如ク、萬國ノ公論デ、夫ニ違ノナイト云フ證據ヲ、今具ニ申サ

〔濫觴〕物事の始めをいふ、孔子家語三恕篇に「江始出ニ岷山一、其源可ニ以濫一レ觴、乃レ至ニ江津一、不レ避レ舟、不レ避レ風、則不レ可ニ以渉一」とあり。

〔新羅〕北史に「新羅者、其先本辰韓種也、辰韓始有ニ六國一、後稍分爲ニ十二一、新羅、則其一也」とあり。

〔高麗〕元史類編に「高麗屬ニ禹冀州之地一、本周箕子封國、後爲ニ夫餘別種一、曰ニ朱蒙一者居レ之、始建レ國、號ニ高句驪一」とあり。

〔百濟〕佛祖統紀に「百濟、馬韓之屬國、於ニ帶方故地一、初以ニ百家一濟、故名」とあり。

〔東ニ當ル云々〕二七頁神國參照。

〔天御中主神〕古事記上卷に「天地の初發の時、高天の原に、成り坐せる神の御名は、天之御中主神、次に高御產巢日神、次に神產巢日神、此の三柱の神は並、獨神成り坐して、御身を隱し給ひき」とあり。

〔葦牙ノ如ク云々〕古事記上卷に「次に國稚く、浮脂の如くして、海月如す漂へる時に、葦牙の如、萠え騰る物に因りて、成り坐せる神の御名は宇摩志阿斯訶備比古遲神、次に天之常立神云々」と見えたり

〔高天原〕古事記傳に「高天原はすなはち天也」と見えたり。

ウナラバ、先以テ世ノ初メ、神々カラノ言傳ヘニ、此天地ノ無キコトハ、木ヨリ申スニ及バズ、日月モ何モナク、只虛空ト云テ大空バカリデ有タガ、其大虛空ト云モノハ、更ニ〳〵極シナク大キイコトデ、實ハ口ニテハ、何トモカトモ言ヤウナク、限ナイコトデ、其限リノ無イ大虛空ノ中ニ、天御中主神ト申ス神オハシ坐シ、次ニ高皇產靈神、マタ神皇產靈神ト申上ル二柱ノ、イトモ〳〵奇ク尊ク妙ナル神樣ガ在ラセラレタデム。扨コノ二柱ノ皇產靈神ノ、其クスシク妙ナル御德ニ因テ、其極シモナク限モ無イ大虛空ノ中ヘ、其狀イフニ言レヌ一ツノ物ガ先生テ、其一ノ物ガ、何モナキ虛空ノ中ニ漂テヰル體ガ、タトヘバ雲ノ一村、係ガル所ナク、浮テヰルヤウデ有タト云コトデム、所ガ其一ツノ物カラ、丁ド葦牙ノ如ク、ピラ〳〵ト角グミ騰タ物ガアル。其アシカビト云ハ、葦ノ芽ト云フコトデ、則ソノ立騰タル形ガ、葦ノ芽ノフクヤウデ有タ故ニ、斯ヤウニ申傳ヘタモノデム。扨ソノ上ツタ物ノ體ハ、如何ナル物ジヤト申スニ、是ハイカナル物ト云フコト、傳ヘガナイニ依テ、申サレヌコトナガラ、試ニ申サバ、淸クスミ明ラカナ物デム。ナゼサウ申ゾナレバ、是ガ則日ト成タルモノデ、後ニ天照大御神ノ知シ看テヨリ、ソノ御體ノ御光ノ照徹リ坐テ、マノアタリ、天ツ日ト拜奉ルヲ以テ知ルデム。扨此物ガ萠上リ騰ルホドニ、上ヘ騰テシタヽカ廣ク大キクナル。譬ヘバ山カラ、雲ノモエ出ル時ハ細クテ、言ハヾ葦芽ノフクトモ云ベキ樣ニ見ユレドモ、上ヘ升テ限リモ無ク廣クナルヤウナ物デ、御國ノイニシヘ、則神代ニ天國トモ、高天原トモ申シ、マタ唯ニ天トバカリモ申タコトデム。此等ノ

訣ハ、此次ノ處デ申スト能ク訣ルカラ、夫マデ待レルガ宜イデム。扨始メ葦芽ノ如モエ上リタル時ニ、夫ニ依テ御生ナサレタル神樣ガ在ル。其御名ヲ、宇麻志阿斯訶備比古遲神、ト申上ルデム。又其モエ上テアメト成タル、其ヅット上ノ處ヘ、御出來ナサレタル神ノ御名ヲ、天之常立神ト申上ル。扨カノ元ノ處、則葦芽ノ如ク萠上ツテ、天ト成タル物ノ、根ト爲テヰル處ヨリ、下ヘ垂下リタル物アリ。是ニ依テ御成ナサレタ神ノ御名ヲ、國之常立神ト申シ、夫ニ追スガツテ、御出來アソバシタル神ノ御名ヲ、豐斟渟神ト申ス。此垂下リタル物ガ、後ニ斷絶テ月ト成デム。扨又上ニモ非ズ下ニモアラズ、其元ノ處ヘ、始メテ御生ナサレタルガ、宇比地邇神ト申ス男神ト、須比智邇神ト申女神トガ御出來ナサレ、其次ヲ角杙神、活杙神ト申シ、其次ヲ大斗能地神、大斗乃辨神ト申シ、其次ヲ淤母陀琉神、訶志古泥神ト申シ、此次ガ人ノヨク知テ居ル、伊邪那岐神ト、伊邪那美神ト御成ナサレタデム。サテハジメニ申タル、天之御中主神ヨリ以下、此伊邪那岐、伊邪那美神マデ、十七神ノ御名ニ、悉ク深イ訣ガアル。此ヲヨク心得ルト、別シテ其神々ノ妙ナル道理モ、能分ルコトデム。ナレドモ先日相斷リマスル通リ、只ソノ道ヲカケテ通ルコト故ニ、是ハ別ニ委ク申スツモリデム。但シ是ウチ皇產靈神ノ御名ノ義ヲバ、今ガ今、キツト、心得ネバナラヌ訣ガ有ニ依テ、是ヲバ一通申マセウデム。其ハ先カクノ如ク虚空ノ中ヘ、一ノ物ノ出來タルヲ始メ、其中ヨリ葦芽ノ如ク萠上テ、天ト成タルモ、神々ノ御出來ナサレタモ、此後伊邪那岐、伊邪那美神ノ、御國ヲ御生ミ固メナサレテ、月日ノ神ヲ始メ奉リ、モ

〔天之常立神〕二十九頁頭註、葦牙云云の條を見よ。

〔國之常立神〕古事記上卷に「次に成り坐せる神の御名は、國之常立神、次に豐雲野神、此の二柱の神も獨神と成り坐して、御身を隱し給ひき、次に成り坐せる神の御名は宇比地邇神次に妹、須比智邇神、次に角杙神、次に妹、活杙神、次に、意富斗能地神、次に妹、意富斗乃辨神、次に淤母陀琉神、次に妹、阿夜訶志古泥神、次に伊邪那岐神、次に妹、伊邪那美神」と見えたり。

〔月日ノ神〕月の神は月讀命にて、日の神は天照大御神を申す。

〔我君は云々〕この歌古今和歌集卷七に見えたり。
〔サヾレ石〕和訓栞に「日本紀倭名抄に砂礫を訓ぜり、新撰字鏡に碕をさゞら石とよめり、萬葉集に小石とも書てさゞれとのみもよみ、又さゞれしとも見えたり、細石の義、れは助語也といへり」と見えたり。
〔天ノ沼矛〕天のといふは高天原の物にて貴重の意を示す形容詞、沼の字は假字にて瓊矛の義、瓊玉を飾とせる矛也。
〔御矛を云々〕古事記上に「二柱の神に、是の漂へる國を修理固成せと詔りごちて天の沼矛を賜ひて」とあり。

ロ〳〵ノ神々ヲ御生ナサレタルモ、マタ此後モ追々諸々ノ神々ガ、御出來ナサレテ、各々ソレゾレニ主宰テ、在ラセラレルケレドモ、其元ハ、皆コノ皇產靈神ノ御德ニ依テナル事デム。ソリヤドウシテ知レルト云ニ、其訣ガ御名ノ上ニ具テ有ル。其ハマヅ高ト云モ神トイフモ、尊ンデ申タル詞、又皇ト申スハ、則御ノ字ノ意デ、高ト云ヒ神トイヒ、御ト云テ、此神ノ御德ヲ大ニホメ稱タモノデム。又產ト申スハ、產スルト云字、マタ生ズルト云字ノ義デ、物ヲムシ生ジ出來スコトデム。古歌ニ、〽我君ハ千世ニ八千世ニサヾレ石ノ、巖トナリテ苔ノムスマデ」ト云ハ、苔ノ生ルマデト云フコトデ、則ソレト同ジ詞デム。又今ノ世ニモ、ムスコ、ムスメナド云モ、スナハチ我ムシ生ジタル子ト申コトデ、神代ノ古言ノ遺テヲルノデム。又ムスビノビハ、奇々妙々ニシテ、言ニイハレズ測リ知レヌ、尊キコトヲ云フ古言デ、マノアタリ此世ヲ御照シナサレル日輪ヲ、日ト云ノモ、熟々見レバ見ルマニ〳〵、ハナハダ靈ク尊ク、奇々妙々ナル物ユヱニ、日トハ云フデム。皇產靈神ハ、天地ヲサヘニ、御作リ遊バス程ノ、奇々妙々ナル御神德ヲ具ヘテ、入セラルヽ神樣ジヤニ依テ、ビトマヲス詞ヲソヘテ、申上タモノデム。御名ノ義ヲツヾメテ申サバ、天ト申ス高キ處ニオハシ坐テ、世ニアリト有ル事物ヲ、生ジ御出カシ遊バス、奇々妙々ニ尊キ神ト申コトデム。又御名ノ上デ知ルバカリデ無ク、其ハ追々ニ分リマスガ、伊邪那岐、伊邪那美二柱ノ神ヘ、天ノ沼矛ト申ス、御矛ヲ下サレテ、此漂ヘル國ヲ、造リ固メヨト仰付ラレテ、御下シナサレタヲ始トシテ、世ノ中ノ諸事ヲ主宰テ在セラレル訣ガ、神代ノ

事實ノ上デ、明カニ見エテアル。又事實ニ見エテ有バカリデ無ク、神武天皇ヨリ廿四代ニ御當アソバス、顯宗天皇ノ御代ノ、三年ト云春二月ノコトジヤガ、日ノ神、マタ月ノ神様ガ、人ニ御託ナサレテ、阿閉臣事代ト云人ヘ、御諭アソバスニハ、我御祖高皇産靈神ハ、天地ヲサヘ造リマシタ御功アリ。仍テ神領ノ民地ヲサシ上ラレヨ、若其通リ差上ラレタナラバ、我幸ヘ守ラウト、御諭シナサレタデム。是ニ因テ神領ノ民地ヲサシ上ラレ、ソレ〴〵仰付ラレテ、御祭アソバシ、又コヽカシコヘ、其御社ヲ御建遊バシタナドノ、慥ナルコトモアルデム。扨此時ノ、日神月神ノ御諭言ニ、高皇産靈ノ御神ヲ、ワガ御祖ト仰セラレマシタガ、此御祖ト申スハ、近ク申サバ、御先祖ト申ス程ノコトデム。一體日ノ神月ノ神ハ、伊邪那岐神ノ御子ニオハシ坐ナガラ、高皇産靈神ヲ、我祖ト仰セラルヽハ、ドウシタ訣ジヤト申スニ、諸ノ神々ノ御出來ナサレタルモ、言モテ行ケバ、皆コノ高皇産靈、神皇産靈神ノ、産靈ノ御靈ニ依ラズト云コトハナイ。其故ニ、日神月神様デサヘ、皇産靈神様ヲバ、我祖ト仰セラレタモノデム。既ニ神代ノ巻ニハ、産靈ノ神様ニ、御子ガ千五百座マシ〳〵タト云コトガ有ル。チイホト申スハ、千五百ト書テアルケレドモ、千五百ニ限タコトデハ無イ。此ハ只數ノ限ナク多イコトヲ、古言ニハ千五百トカ、八百萬トカ云フ例デ、有ユル神等ヲ、皆コノ御神ノ御子ジヤト申テモ、實ハ宜イヤウナモノデム。其故ハ、神モ人モ、皆コノ御神ノ産シ御生ジナサルヽ、奇々妙々ナル御神徳ニ因テ、出來ルカラノコトデム。拾遺集ト申スハ、三代集ノ一ツデ、朝廷ノ御撰集ジヤガ、其中ニ

〔顯宗天皇〕日本書紀に「弘計天皇、更名來目稚子、大兄去來穗別天皇孫也、市邊押磐皇子子也、母曰二荑媛一」とあり。

〔三年云々〕日本書紀に「三年春二月丁巳朔、阿閉臣事代衘レ命、出二使于任那一、於是月神著レ人謂之曰、我祖高皇産靈尊、有下預二鎔造天地一之功上、宜以二民地一奉、我月神、若依レ請獻、我當二福慶一、事代由レ是還レ京具奏、奉二以歌荒樔田一、壹伎縣主先祖押見宿禰侍レ祠」と見えたり

〔八百萬〕古事記上に「是を以て八百萬の神、天安の河原に神集ひて、高御産巣日神云々」とあり。

〽君見レバムスブノ神ゾウラメシキ、ツレナキ人ヲ何ツクリケン、」ト申ス歌ガアル。此歌ノ意ハ、扨々君ハ情ナイ方ジヤ、サル情ナクサツシヤル君ヲ見ル度ゴトニ、產靈ノ神樣ガ、御恨メシウ存ジマスル。其訣ハ、ナゼ此ヤウニツレナイ人ヲ、御造リ出シナサレタコトジヤト、染々思ヒマスル、ト云フ意デ、是ハモト戀ノ歌デハ有ルケレドモ、此時分マデハ、此神樣ノ御德ヲ、世間ノ人モヨク覺テ居タル故ニ、斯ヤウノ歌モ詠ダモノデム。ナント皇產靈ノ神ト申御名ノ訣ト云ヒ、神代ノ古事ヲ、御記シナサレタル事實ノ上ニ、何事モ其本ハ、皆コノ二柱ノ、產靈ノ妙ナル御靈ニ因ル所以ガ、明カニ見エタルト、月ノ神日ノ神ノ御サトシ言ニ、我祖高皇產靈神ハ、天地ヲ豫メ造ラシ、御功アリト、慥ニ御サトシ遊バシタルコトナドデ、此神ノ御德ノ有難イコトモ、實ニ天ニマシ坐テ、世ノ中ヲ主宰シテ在セラル、訣モ、ヨク分ルコトデム。サ、是程ニヨク道理ノ見エテアルコトデモ、唐ヤ天竺ノ學問ヲ、ワルク仕損ツテヰル學者ヤ、又ハ學問ガナクテモ、生サカシラニ生レ付タ輩ナドハ、其己ガ生レテ出タルモ、直ニ此御神ノ產靈ノ御靈ニ依テ、出來タル物ナルコトヲ辨ヘズ、猶シツコク疑ハシク思ツテ、ソリヤ此國ギリノ昔バナシデ、實ニサウダガ、信ジラレヌナド思フモノデム。サヤウノ族ニハ、マダ〳〵申聞ス事ガアル。ナント御國バカリデ無ク、諸ノ外國ニ、人ダネノ生タルノモ、又惡イナガラモ國ラシクナリ、夫々ニ物ノ出來タルモ、皆此神ノ御靈ニ因ルコトデ、其證據ニハ、其國々ニ、各々ソノ傳ヘガアル。夫ハマヅ唐ノ古傳說ニ、此神ノ御事ヲ、上帝トモ天帝トモ、或ハ皇天トモ名ヅケ

〔我祖云々〕日本書紀に「於是月神著レ人謂之曰、我祖高皇產靈神、有下預ニ鑄造天地一之功上、宜以ニ民地一奉ニ我月神一也」と見えたり。

〔唐〕日本釋名に「唐からとは高麗なり、かうらいをからといふより唐をもからといふ」とあり。

〔天竺〕和漢三才圖會に「按天竺者、西域中南國也」と見えたり。

〔上帝〕書經湯誥篇に「罪當ニ朕躬一、弗ニ敢自赦一、惟簡在ニ上帝之心一」と見えたり。

〔天帝〕雲笈七籤に「四司者天帝之禁官也」とあり。

〔皇天〕書經大傳に「德及ニ皇天一則祥風起」とあり。

〔詩經〕孔子が取捨撰擇したる古代の詩三百五篇を輯めたるもの也、五經の一、又は十三經の一に列す。
〔書經〕虞夏商周四代の政道を記したるものを孔子が刪定せられたるもの也、五經及び十三經の一に列す、古くは尙書といふ。
〔論語〕孔子が弟子及び時人に應答し又は弟子相與に言へる語を記したるもの也、四書に列するは宋の朱熹の集註にして十卷あり。
〔梵天王〕色界初禪天のうちの大梵天をいふ、名を尸棄といひ、深く正法を信じ、佛の出世毎に來りて轉法輪を請ふ也。

奉ツテ、其神ガ、天上ニ坐マシテ、世ヲ主宰シテ、人モ其御靈ニ依テ生ジ、又人ノ性ニ、仁義禮智ト云ヤウナ、誠ノ心ヲ具ヘテ居ルモ、皆コノ上帝ノナサレルコトジヤト云フ傳ガ、形ノ如ク傳ツテアル。是ハカラノ書物デモ、グツト古ク、詩經、書經、論語ナド云モノヲ見テモ、眼ヲ活シテ見ルト、ヨツク知レル。但シ漢土ハ、生サカシラナ國俗ユヱ、夫ヲチカシク寓言ノヤウニ、トキ枉タ説ドモガ有ルナレドモ、其事ハ、先年鬼神新論ト云書ヲ著シテ、其ニ辨ジテ置タデム。又天竺ノ古傳説ニ、産靈神ノ御事ヲ、大梵自在天王ト稱シ、マタ梵天王トモ申傳ヘテ、是モヤツパリ其神ガ、忉利天ト申ス、至テ高イ天上ニ御坐テ、世ノ中ヲ主宰シテ、尤天地モ人間萬物モ、皆此神ノ造タモノデ、此神ホド尊イ神ハナイト、上古カラ言傳ヘタモノデム。所ガハルカ後ノ世ニ、釋迦ト云人ガ出テ、佛道ト云コトヲ、己ガ心ヲ以テ作リ始メ、神通ト云テ、實ハ幻術ジヤガ、其ノ幻術ヲ以テ人ヲ惑ハシ、其ノ梵天王、帝釋天ノヤウナコトデハ無ク、其ヲ供ニモツレル程ノ、ケシカラズ尊イ佛ト云ガアルト云テ、大ソレタル妄説ヲ弘メタモノデム。所ヲ昔カラ博識ナ僧徒モ、イクラカ出タナレドモ、釋迦ガ妄説ニ、目ガクランデ、此ノ訣ヲ云タ者ハ一人モ無イデム。是ラノ委イ訣ハ、佛道ノ演説ニ申スツモリデム。又天竺ヨリモ遥西ノ方ニモ、幾ラトモナク國ガ有テ、其國々ニモ、夫々ニ天ツ神ノ、天地ヲ始メ、人マタ萬ノ物ヲモ、御造ナサレタト云フ傳ヘガ、各々有ル。是モ蘭書ト云テ、阿蘭陀ノ書物ヲ見ルトヨク知ルデム。サア、ナント此通リ、萬國一と合セタヤウニ、天津神ノ天ニ御座マシテ、萬ヲ産ナシ給フト云フ傳ヘガ、

〔鳥見山中に云々〕日本書紀神武天皇の四年に「海内無事、可以郊祀天神、用申大孝者也、乃立靈畤於鳥見山中、其地號曰上小野榛原、下小野榛原、以祭皇祖天神焉」と見えたり。

〔八柱ノ神々〕古語拾遺に「爰仰從皇天二祖之詔、建樹神籬、所謂高皇産靈、神皇産靈、魂留産靈、生産靈、足産靈、大宮賣神、事代主神、御膳神」とあり。

〔事代主神〕又た八重事代主神、一言主神ともいふ。日本書紀神代下に「是時其子事代主神、遊行在於出雲國三穗之碕」と見えたり。

誑リナガラモアルヲ考ヘ合セテ、皇國ノ古傳說ノ、小縁ナラヌ訣ガシレルデム。然レバ世ニ神々ハ、甚モ〳〵多ク御シ坐セドモ、此御神ハ、其大本ニマシ〳〵テ、殊サラニ尊クオハシマシ、其産靈ノ御德、申スモ更ナル御事ジヤニ依テ、有ガ中ニモ仰ギ奉ルベク、崇メ奉ルベキハ此神樣デム。夫ユヱニ、神武天皇ノ御代ニ、天皇命御自ラ、鳥見ノ山中ニ、祭時ヲ御立アソバシテ、御祭ナサレ、又八柱ノ神々ヲ、朝廷ノ御守神ト御祭ナサレタルガ、其第一ニ、此御産靈神二柱ヲ御祭リナサレ、次ニ玉積産日神、ツギニ生産日神、ツギニ足産日神、此外ハ、大宮乃賣神、御食津神、事代主神、以上八柱ナリ。則神祇官ノ八神ト申シ奉ルハ是デム。此中ニモ、玉積産日、生産日、足産日ノ三柱ハ、伊邪那岐大神ノ、（前說ハ誤也考改ム）司命ノ御靈ノ神ニオハシマスコト、別ニ委ク考ヘ置タデム。扨カホドマデニモ、産靈ノ御神ヲ、重ク御祭リナサレ、又右ニ申ス通リ、唐、南蠻、クロンボウノ國々デサヘ、此神ノ御德ヲバ、第一ト崇メ奉ル事ノ中ニ、其神國ニ生レテ、神ノ御末トアル、此御國ノ人ノヨク辨ヘテ、齋キ奉ラヌト申スハ、アマリト云ヘバ不紏ナコトデ、勿體ナシトモ勿體ナク、畏キコトノ限リデム。トハ申スモノヽ、世間ノ人ガ押竝テ、古ノ學問ヲスルモノデモ無イカラ、是ハドウカト云ヘバ、世間ノ人ノ不紏シデハナク、今マデノ世ノ學者ガ、由ナキ漢サヘヅリ、佛意ノ生サカシラニノミ惑ヒハテヽ、此神ノ御德ニ氣ガツカズ、不辨ヘデ、此神ノ御德ヲ、世ノ人ニトキ聞セナンダ故デム。但シ其生狡意ナ學者ドモハ、夫ニシテ置テモ、近クハヨツク世ノ中ノ人ノ言フコトニ、是ハ御天道樣ノナサレル事ジヤノ、或ハ御

天道様ガ、此方ヲカヤウニ、御生付ナサレタノト言マスガ、其天道サマト云ハ、何ノコト、モ知ラズ、申サバムチヤデ申テ居ルガ、是ハ古ニ、此神ノ御徳ヲ、世ノ人ガ能辨ヘテ、カノ拾遺集ノ歌ニ、〽君見レバ産靈神ゾ恨メシキ、ツレナキ人ヲ何造リケム、」ト云タ心バヘニ申タル、詞ト意ノ存ツテヰルノデム。何ハトモ有レ、此神ノ尊ブベク齋奉ルベキ謂ヲ知ラズ聞ヌ内ハ、ソリヤシカタガナイガ、モウカヤウニ聞テ、ナル程ト思ツタナラバ、速ニ其神號ヲ唱エ奉ツテ、齋奉ルガ宜イデム。ナゼト申スニ、コリヤ諄イヤウナレドモ、天地ヲサヘニ御造リ遊バシ、又萬ノ事ヲ掌ラレル、諸ノ神等モ、此御徳ニ依テ、御出來アソバシタル程ノ事デ、天地ノ有ラン限リドコロデハナク、未天地モ無リシ以前ヨリ、オハシ坐タルヲ以テ見レバ、譬ヒ天地ハ何ニナルトモ、世ニ無窮ニ大坐々テ、幸ヘ惠ミ給ヒ、既ニ此方オタガヒ、釋迦モ孔子モ、猫モ杓子モ、皆此神ノ産靈ノ妙ナル御靈ニ因テ、生レ出タル物ジヤニ依テ、其本ヲ忘奉ラヌト云フ、道ノ誠ヲタドルノデム。漢國ノ如ク、古傳説ノ慥ナラヌ國人デスラ、孔子ナドハ、罪ヲ天ニ獲レバ、祈ル所ナシト申シタガ、此意ハ、天帝スナハチ天ツ神ノ御咎メヲ獲テハ、外ニ祈ル所ガナイ。ナゼナレバ、天津神ハ、諸ノ神ノ君ノ如クニ坐マス故ニ、ドウモナラヌト云ノ意デム。猶孔子ノ此語ノ意ハ、鬼神新論ト云フ書ヲ著シテ、具ニ論ジオイタデム。穴カシコ〱。返ス返スモ、此御神ノ御徳ハ、朝夕ニ忘レ奉ラヌヤウニ、是ハキツト心得ラレルガ宜イデム。扨先年、伊勢平藏平貞丈先生ト云フ人アリ。此人ハ天明ノ末アタリマデ、世ニ居ラレタル人デ、有職古實ノ學

〔釋迦〕頭書梵網經古迹記下に「母名ニ摩耶一父字ニ白淨一吾名ニ悉達一七歳出家、三十成道、號レ吾爲ニ釋迦牟尼佛一於ニ寂滅道場一坐ニ金剛華光王座一」と見えたり。

〔孔子〕孔子家語に「徵在既往、廟見、以ニ夫之年大一懼レ不ニ時有一レ男、而私禱ニ尼丘之山一以祈焉、生ニ孔子一故名レ丘、字ニ仲尼一」と見えたり。

〔罪ヲ天ニ云々〕論語八佾篇に「王孫賈問曰、與ニ其媚ニ於奧一寧媚ニ於竈一何謂也、子曰、不レ然、獲ニ罪於天一無レ所レ禱也」とあり。

〔伊勢平藏〕名は貞丈、平藏は其通稱也、貞丈雜記の著者なり。

問、又ハ武士道ノ學ビニ秀デラレタル先生デ、世ニ此家ノ學風ヲ伊勢流ト云フ。ナゼナレバ、足利ノ盛ナル時分、殿中内外ノ古實ヲ主ラレタル、伊勢伊勢守ヨリ以來連綿トシテ、今モ御旗本衆デ、其古實ト云ヲ傳來シテヰラルヽユエニ、伊勢流ト申デム。扨コノ貞丈先生ノ申サレタル言ニ、書物ヲ見ルニハ、古ノ眼、今ノ眼トイフコトヲ心得テ、讀ネバナラヌコトジヤ。其古ノ眼ト申ハ、古ノ書物ヲ常ニ多ク見ナレテ、古代ノ風儀ヲヨク見知タル眼ヲ云フ。又今ノ眼ト申スハ、今ノ世當時ノ風儀バカリヲ見馴テ、古代ノ風儀ヲバ、一向ニ見知ラヌ眼ヲ云フ。扨古ノ眼ヲ以テ、今ノ世ノ趣キヲ見レバ、今ノ風儀ガ明カニ知ル。今ノ眼ヲ以テ、古代ノ事ヲ見ル時ハ、古代ノ事ヲモ、今ノ風儀ノ如クニ見ナス故ニ明カナラズ、疑ハシキコトバカリ有テ分ラヌモノジヤ。譬ヘバ古キ書物ニ、金百兩トアルハ、煉金ト云物ヲ、秤目デ百兩ノコトナルヲ、今ノ眼ヲ以テ見レバ、金子ノ小判百兩ノ如ク見エル。又古キ書ニハ八丈絹トアルハ、尾張國ヨリ出タル物デ、長八丈ノ絹ナルヲ、今ノ眼ヲ以テ見ル時ハ、八丈島ヨリ出ル絹ト同樣ニ思フ。コンナ類ガ、殊ニ數ヘ盡サレヌホド多イコトジヤ、ト云ヒ置レタデム。是ハ學問ノ上バカリデ無ク、今日ノ家業ヅクニモ、本ヲ知タト知ラヌトデハ、キツク慮ノ違フコトガ有モノデム。殊ニ學問ト申スモノハ、何ノ上ニモ及ボシテ、用ニタテ、働キヲツクル爲ノ物ユエ、別シテノコト、先古キ世ノ事ヲコク溫ネ明ラメ、高イ處ニ上ツテヰテ、夫カラ下ヲ見下ス時ハ、今ノ世ノ低ク新シイコトハ、サシモ骨ヲ折ラズニ分ルモノデム。是ジヤニ依テ、唐ノ人モ、故ヲ溫ネテ新キヲ知ラ

〔武士云々〕征軒の武訓に「武士の道、内には忠孝義理を以て本として兵法をしり、外には武藝を習ひ、武備乏しからざるを以て助とす」とあり。

〔古實〕又た故實に作る、古の儀式禮法にて後世の規範たる可きもの也。

〔伊勢伊勢守〕伊勢貞繼をいふ、平貞盛十三代の孫にして足利義滿に仕へて伊勢守となる。

〔旗本衆〕柳營秘鑑に「今は萬石以上、三千石以上、布衣以上、御目見以上、御譜代席以上、御抱者六等なり」とあり。

〔故ヲ云々〕論語爲政篇に「子曰溫レ故而知レ新、可三以爲二師一」とあり。

〔本歌〕狂歌、俳諧等に對して、正しき三十一文字の和歌をいふ。

〔連歌〕又たつられうたといふ、三十一文字の和歌を二人して應答して作るもの也、寒川入道記に、連歌濫觴者、仁王十二代景行天皇御宇、東夷蜂起し、邊境騷しかりしに、「にひはり筑波をすぎていく夜かねつる」と尊仰出されければ、火とぼす翁付けて申さく、「夜にはこの夜日にはとを日を」と侍りし也、とあり。

〔發句〕又た俳諧といふ、連歌の發句なる五七五の三句のみにて、一首に詠みなすものをいふ。

バ、以テ師タルベシトモ申シタデム。今ノ世オノガ身ノ上ニモ、靈キコトハ幾ラモ有レドモ、常ニ馴テヰルカラ、其身ヲアヤシトモ思ハズ、タマサカ神異ナルコトデモ有ルト、大キニ惑ヲ生ズルコトガ多イデム。所ヲ古ノ學ヲ爲ル者ハ、古ト云ヘバ、此上モナキ天地ノ始カラ、奇シク靈シク、妙ナル事トイヘバ、此上モ無キ天地ヲサヘニ始メラレタル、神々ノ御事實ヲ、ヨク明メルコト故ニ、此上ノ高イ事ハナイカラ、神代ノ神ノ御上ヲ、今ノ眼ヲ以テ、今ノ凡人ヘ引ベツシテ疑フヤウナ、固陋ナル心ハ起ラズ。此ヲ及ボス時ハ、何ノ上ニモ流通ルコトデ、トカク何ノ學ビ何ノ業デモ、グツト高イ處ヲ爲テオクガ宜デム。譬バ本歌ト云テ、眞ノ歌ヲ詠モノハ、連歌ハナンノ苦モナクデキ、連歌ヲヨクスル人ハ、發句ガ何ノ苦モ無ク出來ルヲ見テモ、トカク人ハ、高イコトヲ覺ルガヨイデム。又貞丈先生ノ言レマシタニハ、書物ヲ讀デ、其文ノ義ヲトクニ、唯一方ニバカリ偏テ、外ニ通ジ涉ラヌハ、偏見ト申テ、片寄タ書物ノ見ヤウト云モノジヤ。マタ文ノ義ヲ解ニ、轉用旁通ト云テ、此事ニモ當リ、彼事ニモ當テ滯リノナイガ活見ト申テ、眼ヲ活シテ書物ヲ見ルト申スモノデム。又偏見ト片寄タ見ヤウノ人ハ、憤悱ト云テ、事ヲ開キ、發明スルヤウナコトハ無イ。活見ト云テ、眼ヲ活シテ書物ヲ見ル者ハ、事ヲ開キ、發明スル、憤悱ノ勢ヒガアルト申サレタルガ、是以テ學問ノ上バカリデハナイ、諸事ニ行渡ルコトデ、今ノ世ニ漢學スル人々、又漢意ノ狹キ惡癖ノ付タル人ナドハ、多ク今ノ眼ヲ以テ古ヘヲ思タリ、又カレヲ考ルニ是ヲ以テスルト云ヤウナ、活見ノ人モ少イデム。ドウゾサウ無イヤウニ致シタ

〔遠ッ神〕萬葉集卷一に「遠つ神、吾が大君の、行幸の山越の風の獨り居る、我が衣手に云云」と見えたり。

〔雷ハ云々〕日本書紀に「一書曰、伊弉諾尊拔レ劍、斬ニ軻遇突智一、爲ニ三段一、其一段是爲ニ雷神一、一段是爲ニ大山祇神一、一段是爲ニ高龗一」とあり。

〔桃子ニ云々〕古事記上に「伊邪那岐命桃子に告り給はく云々、意富牟豆美命といふ名を賜ひき」とあり。

〔御頸ノ玉ヲ云々〕古事記上に「天照大御神に賜ひて詔り給はく云々、故、その御頸珠の名を御倉板擧之神と謂す」と見えたり。

イ物デム。

扨御國ノ言ニ、凡テ加美ト申スハ、古ノ意ヲ尋レバ、古ノ御典ニ見エタル、天地ノ諸々ノ神等ヲ始メ參ラセ、其ヲ祀リ奉ル社ニマシ坐ス御靈ヲモ申シ、又人ハ更ニモ云ハズ、鳥獸草木ノ類、海山ナンド、其外何ニモアレ、尋常ナラズ殊レタル德ガ有テ、畏ミ恐ルベキ物ヲ、加美ト申ガ古ノサマデ、其スグレタルト云ハ、尊キコト善コト、イサヲシキ事ナドノ、殊タルバカリヲ云デハ無ク、惡キモノ奇キ物ナドモ、世ニ殊レテ畏キヲバ神ト申スデム。扨人ノ中ノ神ハ、先挂マクモ畏キ天皇御代々、ミナ神ニ坐マスコトハ申スモ更ナルコト、其ハ萬葉ヲ初トシテ、古クヨリ歌ニモ、遠ツ神トモ稱シテ、凡人トハ遙ニ遠ク、尊ク畏クオハシ坐ガ故デム、斯テ次々ニモ神ナル人、古モ今モ有ルコトデ、又天ノ下ニ廣ク流通シタルコトデハ無クトモ、一國一郡一村一家ノ内ニ付テ、其程々ニ神ナル人ハ有ルコトデム。扨神代ノ神タチモ、多クハ其代ノ人デ、其代ノ人ハ皆神々シク有タル故ニ、神代トハ申スデム。又人ナラヌ物デハ、雷ハ常ニモ鳴神ト申セバ、本ヨリ神ナルコト論ナク、又龍、天狗、狐ナドノ類モ、スグレテ奇異ク畏キ物ユヱ、是モ神デム。又虎ヲモ狼ヲモ神ト申タルコト、日本紀、萬葉集ナドニ見エ、マタ伊邪那岐ノ大神ハ、桃子ニ、大加牟豆美命ト申ス名ヲ賜ハリ、マタ御頸ノ玉ヲ、御倉板擧之神ト申タル類ヒモ有ル。又神代紀ヤ、俗ニ中臣祓ト覺テ居ル、大祓詞ニモアル通リ、磐根木株艸葉ナドガ、神代ニ物言タルコトガアル。是モ神デム。扨マタ海山ナドヲ神ト云タルコトモ多イ。夫ハ其御靈ノ神ヲ云

〔其海ヲモ云々〕日本書紀神代上に「又生二海神一、號二少童命一、山神等號二山祇一、水門神號二速秋津日命一、云々、然後悉生二萬物一焉」と見えたり。

〔佛〕佛地論に「於二一切法一切種相一能自開覺、亦開二覺一切有情一、如二睡夢覺醒一、如二蓮華開一、故名レ佛」とあり。

〔疫癘ヲ云々〕日本書紀崇神天皇の五年に「國内多二疫疾一、民有二死亡者一、且大半云々、先レ是天照大神倭大國魂二神、並二祭於天皇大殿之内一、然畏二其神勢一、共住不レ安」とあり、大國魂は古語拾遺に、「一名大物主神、今大和國城上郡大三輪神是也」とあり。

デハ無イ。直チニ其海ヲモ山ヲモ指テ神ト申タモノデ、是ラモ山ハ高ク聳エ、海ハ深ク、渡ルニモ越ニモ、甚カシコキ物ナルガ故ニ、神ト申デム。ソモ〳〵神ト申ス古ヘノ意ヲ尋ルニ、斯ノ如ク種々サマ〴〵デ、貴キモアリ、賤キモアリ、強モ有リ、弱モアリ、善モ有リ、悪キモ有テ、心モ行モ、其サマ〴〵ニ隨テ、トリ〴〵ナルコトデ、ソノ貧キ賤キニモ段々ガ有テ、最モ卑キ神ノ中ニハ、德ガ少クテ、凡人ニモ負ルサヘ有リ。其ハ彼狐ナンドハ、其異キ事ヲ爲スコトハ、イカニ賢ク巧ナル人トイヘドモ、挂テモ及可キコトデハナク、實ニ神デム。然レドモ又常ニ狗ナドニサヘ、制セラレルヤウナ、微キ獸デム。サヤウノ類ノ、一向イヤシキ神ノ上ヲノミ思比ベテ、何ナル神トイヘドモ、理ヲ以テ向フニハ、恐ルベキコトハ無イト思フ人モ、世ニハ多ク有レドモ、是ラハ尊イト卑イト、其威力ノ、大キニ相違アルコトヲ辨ヘヌ非事デム。扨カクノ如ノ訣ジヤニ依テ、神ト申スモノハ、トント一樣ニ定メテハ申ガタイ物デム。然ルヲ世ノ人ガ、神ヲバ凡テ外國ニ謂ユル、佛菩薩聖人ナドト、同類ノ物ノ如ク心得テ、當然ノ理ヲ以テ、神ノ上ヲ推ウトスルハ、甚シキヒガ事デ、悪ク邪ナル神ハ、何事モ理ニ違ツタ所爲ノミ多ク、又善キ神ジヤト申テモ、其ホド〳〵ニ從テ、正シキ理ノ儘デハナク、事ニフレテ、怒リ給ノ時ナドハ、御荒ビナサル、事モ有リ、夫ハ崇神天皇ノ御代ニ、三輪ノ大物主神ノ、疫病ヲ御ハヤラシナサレタルナドヲ思フガ宜イデム。悪キ神トテモ悦ンデ、御心ノ御ナゴミ遊バシタル時ハ、幸ヒ惠ミ給ハルコトノ、絶テ無イト申スデモ有ルマイデム。又人ノ上ニトリテハ、其シリザノ、差當テ

ハ悪ク思ハレルコトモ、誠ニハ善ク、善イト思ハレルコトモ、實ニハ悪キ理ノ有ルナンドモ有ラウデム。凡テ事ノ智ハ限リガ有テ、眞ノ理ハ、得知レヌ物ジヤニ依テ、トニカクニ神ノ御上ハ、猥リニ測リ云フベキ物デハナイデ、況テ善モ悪イモ、イト尊キ殊レタル、神等ノ御上ニ至テハ、最モノ〳〵靈ク、奇々妙々ニ坐マスニ依テ、更ニ人ノ小キ智慧ヲ以テ、其理ナドハ千重ノ一重モ測リ知ルベキコトデハナイ。唯ソノ尊キヲ尊ビ、カシコキヲ畏ミ、恐ルベキヲ恐レテ有ベキモノデム。扨ソノ御國ノ古ヘ、加美ト申ハ、右ノ趣デ有ル所ヲ、遙ニ後ノ御代ニ、唐ノ文字ガ渡リ來テ、其加美ト云フ言ヘ、唐ノ神ノ字ヲ充タルモノデ、是ハ能當テヲルト申スウチニ、七八分ハ當ツテ、二三分ハアタラヌ訣ガアル。其ハマヅ、御國デ加美ト申ハ、キツト其實物ヲサシテノミ申テ、紛ハシイコトハナイ。然ルヲ唐デ神字ノ用ヒ樣ハ、實物ノ加美ヲ指テ申バカリデナク、唯其物ヲ稱テ、靈異ト云フヤウナ心バヘニモ用テ、譬ヘバ神劍ト云時ハ、アヤシキ劍ト云フコト、神龜トイヘバ、アヤシイ龜トイフコトニナル。御國デ神ト申ス時ハ、必實物ヲ指テ申ス故ニ、是ラノ違ヒガ有ル。但シ又一ツ、御國語ニ、神何ト、神ノ字ヲ上ニ付テ言フコトガアル。其ハ、神事、神ハカリ、神伊邪那岐神ナドノ類、何レモ美テ申ス、謂ユル尊稱デム。尤是ハ、カミトハ言ハズ、カムト唱ヘルコトデム。一體御國ハ言語ノ國デ、元ハ神字ノ假字ノミ有テ、漢字ノ如キ義理アル字ハ無ク、詞ヲノミムネト傳ヘタル處へ、漢字ガ渡テ、ソノ漢字ヲ、御國ノ言語ヘ當タル故ニ、義理ノ分リ易イコトモデキタナレドモ、又カレコレ打合ハヌ字モ多クアル

〔唐ノ文字云々〕白石先生紳書に、本朝に漢字を用ひしは、應神の頃は異國に通ぜしより事起りしなり、本國計りなれば國字にて事足りぬれど、外國に通ずるに至りて、通じ難き故に漢字を用ひ初たる成るべしとぞとあり。又日本書紀を讀む心得に「我が邦に支那文字の入りしは、其の初め朝鮮より入り、次に支那より入りて、遂に文字は日用必須のものとなれり云々、」とあり

〔神〕三才諸神本記に「神とは陰陽不レ測之謂レ神、孟子曰聖而不レ可レ知之謂レ神、但しかみといふ和訓は上也」とあり。

〔義理〕意味といはんが如し、北史崔浩傳に「研ニ精義理ニ」と見えたり。

デム。其ハ段々聞レルウチニ、追々合點ノユクコト。然ルヲ世ノ常ノ學者等ガ、斯ヤウノ訣ヲ辨ヘズ、漢字ノ義理ニバカリスガリ泥ンデ、此方ノ御事實ヲ說クニ依テ、誤リタルコトモ夥シイデム。

古道大意上卷終

古道大意 下卷

扨先日ノ演說ニ申シタル通リ、世ノ始メ、カノ大虛空ノ中ニ漂タル一ノ物ヨリ、葦牙ノ如ク萠上テ天ト成リ、其天ノ根ト爲テヰル、一ノ物ノ底ニモ、又一ノ物ガ垂下リ成リ、ソレニ國之常立神ト、豐斟野神トガオデキナサレタデム。其垂下タル物ヲ、根國トモ、根堅洲國トモ申タルガ、是ガ後ニ斷離レテ、今マノアタリ見奉ル月ト成タデム。扨ソノ天ハ、其モエ上タル始メヨリ、スミ明カナ物デ有タル所ヲ、今マタ天照大御神ノ所知食コト、成テ、其御光ガ照徹リテ、マスマス明カナノデム。サテ此天照大御神ノ、高天原ヲ所知シタト申ス御傳ヲ、世ノ神道學者ナドガ、天ト云ハ都ノコトデ、則天照大御神ヲ、天子ノ御位ニツケ奉タ事ヲ、天ヘ送上タト云タモノジヤノナンノト、生狡意ヲ申スケレドモ、皆心ニマカセタル漫言デ、天ツ神ノ御傳ヘ、古ノ天皇命ノ厚キ思召デ、正實ヲ御傳ヘ遊バシタル神ノ、御事實ヲトキ紛ラカシタル奸曲、ソノ罪輕カラヌコトデム。扨マタ月讀命ヲバ、夜ノ食國ヲシロシメセト仰ラレテ、月ヲ知シメス神ト成サレ、是ニ於テ伊邪那岐命ハ、初メ高皇產靈神ヨリ、詔命ヲ御受ナサレタル、御功績ガ立タル故ニ、スナハチ再天ニ御上リナサレテ、其事ヲ御祖神ヘ、復命オホセ上ラレテ、此後永ク天上

〔根國〕高天原に對して黄泉國をいふ日本書紀に「汝何故恒啼ニ如此一耶、對曰吾欲レ從ニ母於根國一只爲泣耳」と見えたり。

〔月讀命〕日本書紀神代に「復洗ニ右眼一因以生神、號曰ニ月讀尊一」とあり。

〔夜ノ食國云々〕古事記上に「此の時伊邪那岐命大に歡喜して詔り給はく云々(中略)次に月讀命に詔り給はく「汝が命は夜之食國を知らせ」と事依し給ひき、」と見えたり。

ニアル所ノ、日少宮ト申スニ留テ人セラルヽコトデ、扨コノ伊邪那岐ノ神ノ御目ヨリ、月日ノ神ノ御生レナサレタルト云ニ、能似タル說ガ、漢土ノ古キ傳說ニモアル。夫ハ天地ノ始メノ時ニ、盤古氏ト云ガ出テ、ソノ盤古氏ノ左ノ目ガ日トナリ、右ノ眼ガ月ト成タナドト云フ說ノアルノハ、コリヤ御國ノ古傳說ノ訛リナガラモ、彼國ヘモ傳ヘ遺タモノト見エルデム。但シ爰ニ一人、此ノ方ヲ難ズル者ガ有テ申スニハ、先刻カラ承ハル所ガ、神代ノ事ヲ講釋セラルヽニ付テ、大分外國ノ似ヨリナ傳說ヲ引言ニイハレマスガ、先ソノ如ク、外ノ國々ニモ、我古傳說ト同ジヤウナ說ガ有テハ、我神代ノ傳說ガ正イトモ申サレマセヌ。ナゼト云ニ、若ソノ外國ノ人々ガ、所ニ寄集テ、各々其國ノ古傳說ヲ語出シタル時ニ、何レモ〳〵、我國ノ傳ガ正シイ、我國ハ本ジヤ、ワガ國ハ日神ノ御本國ジヤナドト云ヒ爭タナラバ、誰ガ夫ヲ裁斷シテ、是ヲ果シタモノデ有ウ。ナント天地初メノ時ヨリ、生テ居ル人ハアリヤスマイシ、夫ニ外國ノ說ハ誤デ、我神代ノ說バカリガ、正シイノ〳〵ト云ハ、ドウカ我家ノ本尊ガ尊イト云タヤウデ、最負ノサタガ過ルヤウダガ、ドウデム。又サヤウニ紛ハシキ說ガ、此ニモカシコニモ有テハ、何レガ是トモ非トモ、定メ難イコトジヤニ依テ、神代ノ事オツクルメテ、先ハ信ゼヌ方ガマシデアラウト難ジタデム。ナントカヤウニ難ジラレテハ、傍ヨリ見テハ、チト困ルデ有ウト思ハレマセウガ、一向コマル訣デハナイ。コヽガ却テ學問ノ德ノ見エル處デ、則コレニ對テ曰フニハ、先右ノ如ク紛ハシキ處ヲモ、學問ノ眼ヲ以テハ　其眞僞忽ニ見分ルコトジヤ。今コレヲ近ク譬ヘテイヘ

〔日少宮〕日本書紀神代に「亦曰伊弉諾尊、功既至矣、德亦大矣、於是、登天報命、仍留宅於日之少宮、少宮此云倭柯美野」と見えたり。日少宮は天上なる大宮也。

〔御目ヨリ云々〕日本書紀神代上に「然後洗左眼、因以生神、號曰天照大神、復洗右眼、因以生神、號曰月讀尊」とあり。

〔盤古氏云々〕三五曆記に「天地渾沌如鷄子、盤古生其中」とあり、又述異記に「昔盤古氏之死也、頭爲四岳、目爲日月、脂膏爲江海、毛髮爲草木」云々、盤古氏夫妻、陰陽之始也」とあり。

〔定家卿〕藤原定家也、明月記の著者、新勅撰和歌集の編者也、俊成の子、風に和歌を以て名をなす、順德天皇の建保中治部卿となる、嘗て草堂を嵯峨の小倉山に設く、仁治二年薨ず、世に又京極中納言といふ。

〔菅家〕菅原道眞をいふ、參議是善の第三子也、醍醐天皇の御宇右大臣となる、偶〻藤原時平の讒に遭ひ太宰權帥に貶せらる、昌泰三年貶所に薨す、歲五十九也。

〔蟬丸〕宇多天皇の第八皇子敦實親王の雜色（一說に延喜帝の第四皇子と）也、和歌の名人にて又琵琶の名手たり。

バ、定家卿ノ小倉山ノ山莊ニテ書レタルノハ、本ヨリ一首ガ一枚ヅツナラデハ無キハズノモノデ、所ヲ菅家ノ歌ニモセヨ、蟬丸ノ歌ニモセヨ、其一枚ヅツ有ベキ物ヲ、十人ガ持テ居テ、各各是ガ眞ジヤノ〳〵トイヒ爭フ。コヽデハ甚紛ラハシイヤウナレドモ、古筆見トカ云ヤウニ、ヨク目ノ利タ人ハ、夫ヲ悉ク見分テ、十枚ノ內カラ、一枚眞ノ色紙ヲ見出ス。チヤウドコンナ物デ、夫ヲ見分ルコトガデキズ、押並テ僞物デアラウト捨ルノハ、ソリヤ利發ノヤウニハ聞ユレドモ、見分ル眼ノ具ラヌノデ、未巧者ノ至ラヌト云モノデム。然レバ神代ノ傳ヲ、外國ニ似ヨリノ說ガ有テハ、紛ハシイトテ信ゼヌノモ、是ト同ジコトジヤ。其撰ビ分ケ見分ルコトヲ、今一ツ近キコトノ上デタトヘバ、米ノ商賣ヲスル者ナドガ、米ヲ見分ルノニ、五箇國十箇國ノ米ヲマゼ合セタルヲ、一握リ見セルト、是ハ美濃ノ上米、コレハ仙臺、是ハ九州米ト云フヤウニ、一粒一粒ヨリ分ルデム。シロウトガ見テハ、ドウカ虛言ラシク思フヤウナ物ジヤガ、其撰分タル處デ見ルト、ナルホド米粒ノ形ガ各々違テ、見紛フベキヤウハ無ク、爰デ素人ドモ、トント閉口スルコトデ、學問モ其如ク、ヨク公ニ學ンダル、其精密ナル、カノ古ト今ニ通ルベキ眼ヲグツト見開キ、事實ト古ニ徵シテ考ヘル時ハ、此位ナコトハ何ノ苦モナク分ルコトデ、中々以テ我神代ノ古傳說ハ、タトヒ外國ノ似ヨリノ說ガイクラ有タレバトテ、自カラノ實事ニタメシ見ルニ、動カヌコトデム。然ラバナゼ又其誤ガチナル、外國ノ說ヲ引ト云ニ、是ガ彼足代デム。足代ノコトヲ云。生カシキ人ノ、古傳說ヲ疑フ者ヲ諭スニハ、誤リニモセヨ、外國ニモ似寄タ事ノアルヲ引テ

聞スレバ、考合セテ、サテハ諸々ノ國々ガ云合セタヤウニ、カヤウノ傳ヘガ有テハ、何レ此ノ事ハ、有タルコトニハ相違ナイト云フ心ガ先出來ル。其心ノ出來タル上デハ、彼ト此ト考合セテ、諸國ニイヒ傳ヘタル說ノ中ニ、殊レテ御國ノ古傳說ガ眞實ジヤ、小緣ナラヌコトジヤト、疑ヒノ速カニ晴ル人モ、マヽアルモノデム。外國ノ似ヨリナ說ヲ引ノハ、其悟ヲ得サセンガ爲デ、サヤウニ悟タ上デハ、モハヤ外國ノ引言ハ、無用ト成テイラヌ物デム。是ハ佛書ノ譬ナレド、月ノ在所ヲ敎ントスルニ、指ヲサシ上テ、アレ〳〵アソコヨト云テ敎ヘハイタスナレドモ、其人ガ月ヲ見ツケル時ハ、其サシヲシヘタル指ガ、モウイラヌ故ニ、引テシマウ。チヤウドソンナ物デ、外國ノ似ヨリナ說ヲ引テ申スノハ、御國ノ古傳說ヲ見ツケサセント、指敎ヘタル指ジヤト思ハルヽガ宜イデム。

扨、伊邪那岐伊邪那美二柱ノ神樣ガ、始メ天神ノ詔命ヲ御受ナサレテ、オノゴロ島ヘ御下リナサレテ、大八島國ヲ次々御生遊バシタル事ヲ、カヤウニカイ撮ンデ、百ガ一ヲ申テハ、實ハ事モ分ラズ、僅バカリノ年數ノヤウニモ聞ユルナレドモ、神ノ御壽命ハ、イトモノヘ久遠ト云ツテ長イコトデ、實ハ計リ知レヌコトデム。夫ホド年數ノ積ツタコトデハ有ケレドモ、猶此時マデモ、未チヤント御國モデキ終タト云デハナイデ。然レドモ種々ノ神々ヲ、御生直ナサレノル事ユヱ、追々其御末ガフエテ、中ニモ須佐之男神ノ御末ガ、キツク御勢ガ有テ、大穴牟遲神ト申ス、甚ダ勝レタル神樣デ、御兄弟ガ八十柱オハシマシ、始メハ此ノ御兄弟ノ神々ノ爲ニ、カレコ

〔天津ノ詔命云々〕日本書紀神代上に「一書曰天神謂ニ伊弉諾尊伊弉冊尊一曰、有ニ豐葦原千五百秋瑞穗之地一、宜ニ汝往而脩一、廼賜ニ天瓊矛一」と見えたり。

〔オノゴロ島云々〕日本書紀神代上に「名曰ニ磤馭盧島一、二神降ニ居彼島一、化ニ作八尋之殿一、又化ニ竪天柱一」と見えたり。

〔大八島國云々〕日本書紀神代上に「然後同レ宮共住而生レ兒、號ニ大日本豐秋津洲一、次淡路洲、次伊豫二名洲、次筑紫洲、次億岐三子洲、次佐渡洲、次越洲、次吉備子洲、由レ此謂ニ之大八洲國一矣」と見えたり。

〔夜見ノ國云々〕日本書紀神代上に「素戔嗚尊是性好㆓殘害㆒、故命㆔下治㆓根國㆒」とあり、根國は卽ち夜見の國なり。

〔須佐之男命〕又た素戔嗚尊に作る、日本書紀神代上に「一書曰、云々、復洗㆑鼻、因以生神號曰㆓素戔嗚尊㆒」と見えたり。

〔御名ナカズ多ク〕古事記上に「天之冬衣神娶㆓刺國大神之女、名刺國若比賣㆒、生㆓子大國主神㆒、亦名謂㆓大穴牟遲神㆒、亦名謂㆓葦原色許男神㆒、亦名謂㆓八千矛神㆒、亦名謂㆓宇都志國玉神㆒、並有㆓五名㆒」とあり、尚此外にも大物主神、國作大已貴命、顯國玉神等といふ

レト御難儀ヲナサレタナレドモ、夜見ノ國ニ坐マス、須佐之男神ノ御計ラヒニ依テ、遂ニ其多クノ御兄弟ノ神々ヲ御從ヘナサレテ、則コノ御國ヲ所知メシ、又ノ御名ヲ大國主神ト申上ルモ、此御國ヲ知シ食タル故デム。御子タチモ多クオハシ坐テ、其中ニモ、第一ガ事代主神ト申上テ、神祇官ノ八神ノ其御一カデム。又味耜高彦根神、コレハ高加茂ノ神樣デム。マタ建御名方命ト申スハ、是ハ信濃國諏訪ニオハシマス神樣デ、何レモ〱御威勢ガ強クオハシ坐タデム。扨此大國主神ハ、御名ヲカズ多ク御持ナサレテ、居サセラル丶ニ依テ、大名持神トハ申スデ、大名持ト云ガ轉ジテ、大汝ト云ヤウニ成タモノデ。扨大名牟遲神ハ、カノ八尋矛ト申、嚴シキ矛ヲ御杖アソバシテ、少毘古那神ト申ス神樣ト、御力ヲ御合セナサレテ、此御國ヲ御經營ナサレ、伊邪那岐、伊邪那美神ノ、ナサレ殘シテオカレタル事共ハ、大キニ片付タデム。猶マタ醫藥方術ノ道ヲモ、此二柱ノ神ノ御始メナサレタコトデ、是ハ醫道ノ講談ノ砌ニ申ツモリデム。

サテ爰ニ天照大御神ハ、伊邪那岐神ノ御命ノマニ〱、天ノ君トマシ坐テ、高皇産靈神、神皇産靈神モロ共ニ、天ノ事ハ申ニ及バズ、天ノ下ノ事ヲモ、至ラヌ隈ナク、御メグミ遊バシテ入セラレ、扨仰ラル丶ニハ、葦原ノ中國ハ、我ガ御子ノ所知食ベキ國ジヤト仰セラレテ、其御子神、正哉吾勝勝速日天之忍穗耳命ヘ詔ガ有テ、コノ御國ヲシロシメセト仰ラレタデム。此天忍穗耳命ト申上ルハ、以前、須佐之男命ト、天照大御神ト、玉ト劍トヲ以テ御誓ナサレテ、世ノ神道者流ナドガ、劍玉ノ誓トカ云テ、例ノ祕事口傳ヲ云テサワグハ、此コトデ、其誓ノ上ニ御出

來ナサレタル神樣デ、則高皇産靈神ノ御女、萬幡豐秋津師姬命ノ御子、玉依比賣命ヲ御配偶ト爲サレテ、其御生アソバシタル御子ノ御名ヲ、天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命ト申上ルデム。カヤウノ訣ユヱニ、此邇々藝命ハ、天照大御神ニハ、御正統ノ御孫、マタ高皇産靈神ニハ、御曾孫ニ當ラセラルヽ。ソレ故ニ、コノ邇々藝命ノ御事ヲ、皇孫命ト申上ル。又天孫ト書タルモ同ジコトデム。扨右申ストホリ、此御國ハ、カノ御威勢ノ強イ大穴牟遲神ノ、知看テ入セラルヽ處へ、上モナキ天照大御神、高皇産靈神ノ御意トハ申シナガラモ、別段ニ君ヲ御天降シ遊バサルヽニ付テハ、一通ノコトデハマヰラヌ訣ユヱニ、天ニ於テ、カノ大祓詞ニ、スナハチ俗ニ謂ユル中臣祓ニモアル通リ、八百萬ノ神等ヲ、神集ヘニ御ツドヘ遊バシ、色々ト御評議ガ有タデム。トコロガ興台産靈神ト云神ノ御子ニ、思兼神ト申神ガオハシ坐テ、是ハキツク思慮ノ深キ神デ、近ク申サバ、御智慧ノ卓レタルコト故ニ、此神へ御尋有テ、スナハチ天穗日命ト申スヲ、御下ナサレタデム。コノ穗日命モ、實ハ天照大御神ノ御子デ、云ハヾ堪忍ヅヨク、御辛抱ナサレテ、事ヲナシ整ヘル、御性質ノ神樣デ有タル故ニ、カノ御勢ノ強キ、大穴牟遲神ノ、御心ノ和ムヤウニ、御承知ノ有ルヤウニ、カレコレ御執拵ヘナサルヽ處ガ、三年許ガホドモ經タト申コトデム。是ニ於テ、又々御評議ガ有テ、天稚日子ト申スヲ御下シナサレテ、武威ヲ以テ、大穴牟遲神ノ御承知ナサルヽヤウニト有タル處ガ、天稚彥ハ、却テ大穴牟遲神ノ御女、下照姬ト申ヲ娶テ、自分ニ此國ヲ得ント構へ、是モ八年ガホド、御返事ヲ申サレナ

〔萬幡豐秋津師姬命〕日本書紀神代下に「既而天照大神、以思兼神妹萬幡豐秋津姬命、配正哉吾勝々速日天忍穗耳尊爲妃、命降之於葦原中國」とあり。

〔玉依比賣命〕日本書紀神代下に「高皇産靈尊兒、萬幡姬兒玉依姬命、此神爲天忍骨尊妃、生兒天杵火々置瀨尊、一云勝速日天大耳尊、此神娶丹寫姬、生兒火瓊々杵尊云々」と見えたり。

〔思兼神〕日本書紀神代上に「時有高皇産靈尊之息思兼神者、有思慮之智、乃思而白曰、宜圖造彼神之象、而奉招禱也」とあり。

〔武甕槌男神〕日本書紀神代上に、復劔鐔垂血激越爲レ神、號曰二甕速日神一、次熯速日神、其甕速日神是武甕槌神之祖也、亦曰二甕速日命、次熯速日命、次武甕槌神一と見えたり。
〔經津主神〕日本書紀神代上に「又曰斬二軻遇突智一時、其血激越染二於天八十河中所在五百箇磐石一、而因化成神號曰二磐裂神一、次根裂神、兒磐筒男神、次磐筒女神、兒經津主神」とあり。
〔幽事云々〕日本書紀神代上に「於是大己貴神報曰云々、吾所治顯露事者、皇孫當レ治、吾將退治二幽事一、乃薦二岐神於二神一云々」と見えたり。

ンダデム。夫ノミナラズ、天津神ヨリ、御催促ノ御使ニ遣ハサレタル、雉名鳴女ト申ヲ、射殺シナンドサヘ致シタデム。是ニ於テ、又カノ名タル、武甕槌男神、經津主神ト申ス、武勇絶倫ト類ナク、勇シキ神二柱ヲ、御天降ナサレテ、彼ノ穂日命ノ、大穴牟遲神ヲ御和ナサルノト、武甕槌ノ神、經津主ノ神ノ武勇トニテ、トウノヽ大穴牟遲ノ神ハ御承知ナサレテ、遂ニ此ノ國ヲ皇御孫命へ、御禪ナサルヽコトニ成テ、扨仰セラルヽハ、出雲ノ國へ、天皇ノ大宮ト同樣ニ宮ヲ造テ、我ヲ御祭リ下サルナラバ、其處ニ鎭居テ、幽事ト申テ、世ニ有トアル事ノ、隱レテ、現在ノ日ニ見エヌコトドモヲ主宰リマセウ。又皇御孫ノ命ハ、長ク此ノ御國ヲ御治ナサレテ、天ノ下ノ顯事ト申テ、世ノ中ノ目ニ見ユルコトドモヲ、御治メ遊バセト仰ラレタデム。彼天下ヲ御經營ナサル、時ニ、御杖アソバシタル八尋矛ヲ、御ユヅリナサレテ、此ノ矛ハ我ガ、天ノ下ヲ治タル功ノアル矛ユヱニ、皇孫ノ命是ヲ以テ、國ヲ御治メ遊バシタナラバ、必安ラカニ治マセウト仰セラレタデム。ソコデ高皇産靈ノ神、天照大御神ニモ、御尤ニ思召テ、其仰ノトホリニ、出雲ノ國ノ多藝志ノ小濱ト申ス處へ、嚴ク大キク宮ヲ御造セナサレテ、夫へ大國主ノ神ハ、長ク御鎭座アラセラレタデム。此ノ御宮ヲ杵築宮ト申シテ、則今ノ出雲ノ大社ノコトデム。又カノ天ノ穂日ノ命ハ、大國主ノ神ヲ御和ナサレテ、云ハヾ御氣ニ入ナレバ、其ノ御使神ト成サレタデム。スナハチ今ノ國造ト申ハ、實ニハ國ノミヤツコト申ベキコトデ、此ノ天ノ穂日ノ命ノ御末ノ、連綿ト相續イタサルヽノデ、中々以テ一通ノ家柄デハナイ。右ノ訣ユヱ、今ノ現モ、世ノ中ノ幽事ト申テ、彼ノ隱レテ目ニ見

〔大穴牟遲〕大國主命の異稱也、四十七頁頭註「御名ヲ云々」の條を參照すべし。

〔三種ノ神器〕日本書紀神代下に「故天照大神、乃賜二天津彥々火瓊々杵尊、八坂瓊曲玉、及八咫鏡、草薙劍、三種寶物一、又以二中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猨女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五部神一、使二配侍一焉」とあり。

〔我子孫云々〕日本書紀に「因勅二皇孫一曰、豐葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可レ王之地、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆當下與二天壤一無上レ窮者矣」とあり。

エズ行ハル、コトハ、悉ク出雲ノ大社ノ御計ラヒナルコト、論ナキモノデム。玉鉾百首ニ、「アラハニノ事ハ大君カミ事ハ、大國主ノ神ノ御コヽロ、」ト詠レタハコノ意デ、俗ノ諺ニ、十月ハ神々ガ、出雲ノ大社ヘ御寄ナサルノ、或ハ縁ムスビヲ爲ルヽノト云ヒマスガ、是ハケシカラズ古クカラ、世間ニ申タコトデ、其ヲ古イ學者タチガ、彼此ト理窟ヲ申テ、ナキコトニシタガルケレドモ、篤胤ガ竊ニ思フニハ、カノ天モノ言ハズ、人ヲシテ言シムルトカ云フ類ヒニ、神ノ御心トシテ、世ニカク言觸シタルコトデ、誠ニ此トホリニ違ヒノ無イコトカト思ヒ合サルル事ガ、今ノ世ニモ大分アルデム。何ハトモ有レ、此神ハ世ノ人ノ、殊更ニ能齋キ奉ラネバナラヌ神様デ、猶コノ神ノ御德ヲ、人タル者ハ、粗略ニ思ヒ奉ルマジキコトナル由ハ、古史傳マタ、玉襷ト申スモノニ、委シク申シ置タデム。

サテ先コノ通リニ、大穴牟遲神ハ御鎭リ遊シテ、ソコデ天照大御神、高皇産靈神ノ御心トシテ、イヨ〳〵皇孫邇々藝命ヲ、此國ヘ御下シナサルヽ段ニ成テ、天照大御神、御手ニ謂ユル三種ノ神器、スナハチ草薙ノ御劍、八尺瓊ノマガ玉、ソレニ伊勢ノ五十鈴ノ宮ニ、天照大御神ノ御靈代ト齋キ奉ル所ノ、御鏡ヲ御捧ゲアソバシテ、邇々藝命ヘ仰セラルヽニハ、豐葦原ノ水穗ノ國ハ、吾子孫ノツギ〳〵所知食ベキ地ナリ。汝皇孫命行テ知シメセ。又コノ御鏡ハ、我御子孫ノ繼々、モハラ我ガ御靈トシテ、我ヲ視ルガ如ク齋ヒ祭リテ、御同殿ニオハシマセ。寶祚ノ隆坐ンコト、天壤ト無窮ナルベシト、御祝言ヲ仰セラレテ、又御添ナサレタル神々ハ、中臣藤原ノ

〔河内國枚岡に云云〕今中河内郡枚岡村字出雲井に祭れる枚岡神社即ち是れなり、官幣大社なり。

〔天手力雄神〕日本書紀神代下に「乃細開ニ磐戸一、而窺之、是時天手力雄神、侍ニ磐戸側一、則引開之者、日神之光滿ニ於六合一」とあり、又た春日社記に「天手力雄神、信濃國戸隱明神是也」と見えたり。

〔豊宇氣毘賣神〕日本書紀神代上に「又飢時生兒號ニ倉稻魂命一」と見え又、舊記に「豊受大神一座、亦名倉稻魂命是也」と見えたり、又の名を大宜都比賣命、登宇賀能賣神、屋船神ともいふ。

御先祖ノ神、スナハチ河内國枚岡ニ鎮リ坐マス處ノ、天兒屋命、忌部家ノ御先祖、天太玉命ヲ始トシテ五柱、マタ別ニ皇孫命ノ御守護ノ神ト遊バサンガ爲ニ、其御靈ヲモ御添ナサレタル神神ハ、天手力雄神、是ハ信州戸隱、マタ豊宇氣毘賣神、是ハ上天子様ヨリ下々マデノ、朝夕ノ食物ヲ、飽マデ安ラカニ給ラレルヤウニ、御守ナサル、神様デ、スナハチ伊勢ノ外宮ニ鎮リマシ坐ガ、此神様デム。又諸々ノ禍事ノ、四方四隅ト申テ、ヨモヨスミヨリ入來ルヲ、入レジト御守リナサル、御門ノ神、スナハチ門ヲ御守リナサル、天石戸別神、マタ何ニヨラズ思慮ヲ深クシテ、考ヘ悟ルコトノ妙ナル、天思兼神ノ御靈ナドデム。扨此ヤウニ何レモ〳〵、卓越タル神々ヲ御供ニサシ添ラレ、天ノ浮橋ニ乘テ、カノ大祓詞、スナハチ俗ニ中臣祓ト云文ニモ、天ノ八重雲ヲ、イヅノ道別ニ道別トアル通リ、八重九重ニ、タナ引カサナル天雲ヲ、カキワケカキワケ、天忍日命ト申ス神ガ、天ノ石靫ト云ヲ御背負ナサレテ、太刀ヲ佩キ、又天ノ梔弓トイフ弓ヲ御持ナサレ、天ノ眞鹿兒矢ト云御矢ヲタバサミ、皇孫命ノ御前ニ御立ナサレテ、御天降ナサレタデム。扨ソノ御天降ナサレタル處ガ、日向國高千穗峯デ、此時第一ニ御出迎ナサレタル此國ノ神ガ、猿田彦大神デム。此御下リナサレタル時ニ、空ガ暗クテ、物ノ色目モ分ラナンダト申スコトデ、ソコデ稻穗ヲ籾トシテ、四方ヘ御投散ナサレタル所ガ、空モ晴タト云コトデ、此山ノコト、今ハ霧島山トモ霧島山トモ云テ、西ノ峯ハ、大隅國贈唹郡、東ノ峯ハ、日向國諸縣郡デ、此山ノ不思議ナル事ドモ多ク、其中ニ、今モ神代ノ由縁ニ因テ、自然生ノ稻ノハエルト由

シ、又時トシテ、霧ノ深ク立ツコトガ有ト云デム。所ヲ神代ノ古實ト申テ、謂ユル先達ノ者ガ人ニ敎ヘテ、手毎ニ稻穗ヲ持セ行テ、若コノ霧ガ起ル時ハ、其ヲ以テ拂ナガラ行ケバ、暫ガ間ニ天晴テ、事故ナク登ラレルト申スコトデム。

扨コノ御天降リノ時ニ、御乘ナサレタト有ル、天ノ浮橋トイフハ、天ト地トノ間ヲ往來スル物デ、空ニウカブ物ユヱニ浮橋ト云フ。此ノ世ナル物デハ、船ト同樣ノモノ、ソレ故ニ、天ノ磐船トモ申スデム。始メ伊邪那岐伊邪那美神ノ、天ノ浮橋ニ御立ナサレ、沼矛ヲ以テ、國ヲ御探ナサレタトアルモ同物デム。扨此ノウキハシニ乘ニハ、高キ處ヨリノルコトヽ見エテ、今國々ニ在ル梯立ト云ハ、其ノ料ニ神ノ御造ナサレタル物ノ遺跡ト思ハレル。其レハマヅ播磨ノ國ノ風土記ニ、賀古ノ郡盆氣ノ里ト云處ニ、此ノ梯立ノコトアリ。又丹後ノ國ノ風土記ニモ、與謝郡速石ノ里トイフ處ノ海ニ、橋立ト云モノアリ。是ハケシカラズ大キイコトデ、長ガ貳千貳百貳拾九丈、幅サガ九丈拾丈、モツト廣イ處ハ、貳拾丈グラキノ處モアルト記テアルデ、是ハ今ノ世ノ人モヨク知テ、見ニ行モノモ大ブアル。篤胤ガ知タ人ニモ、見テ來タ者モ數人有テ、何レモ恐入テ、トカク强言ヲシタガル者モ、我ヲ折テ居ルデム。抑々此ノ浮橋ノ往來ハ、伊邪那岐伊邪那美二柱ノ神ノ、大ソラヲ乘ルタメニ、御造リナサレタルガ始メニテ、此後ハ、ホカノ神々ノ御往來モ、必有タルベク、尤其中ニ、天照大御神ヲ天ヘ御送上ナサルヽ時ハ、天之御柱ヲ以テ、御上ナサレタト有レバ、此レハ別物ナル上ニ、コノ頃マデハ、天地相去未レ遠トモ有テ、近ク容易ク聞ユルナレドモ、

〔沼矛云々〕日本紀神代卷に、於レ是二神立ニ於天上浮橋一、投レ戈求レ地、因畫ニ滄海一而引擧之、卽戈鋒垂落之潮結而爲レ島、云々と見えたり。

〔天之御柱〕日本書紀神代上に「二神降ニ居彼島一、化ニ作八尋之殿一、又化ニ竪天柱一」とあり。

〔御上ナサレ云々〕日本書紀神代上に「此子光華明彩、照ニ徹於六合之內一、故二神喜曰、吾息雖レ多、未レ有ニ若此靈異之兒一、不レ宜ニ久留ニ此國一、自當ニ早送ニ于天一而授ニ以天上之事一、是時天地相去未レ遠、故以ニ天柱一擧ニ於天上一也」とあり、此子とは大日孁貴卽ち天照大神也。

今皇孫邇々藝命ノ、浮橋ニ乘テ、御天降ナサル、趣ハ、八重棚雲ヲ、稜威ノチワキニチワキナド有テ、其サマ以前ヨリハ、殊ノ外遠キヤウニ聞ユルデム。扨コノ御降ナサレテ後、マス／＼天日ハ上ヘ相遠ザカルニ依テ、此浮橋ノ往來モ止ミ、其梯ドモヽ、終ニハ地ニ倒伏タルガ、即イマ、播磨ヤ丹後國ニアルノジヤト云コトデム。斯テ天日ハ上ヘ上ツテ、大虚空ノ眞中ニ、シヤント位ヲ定メテ、外ヘハ動クコトナク、一處ニ在テ、右旋リニ、クル／＼ト旋テ有ル。コレ天日ノ有狀ナリ。扨マタ大地ハ、其天日ヲ中トシテ、其ヨリ遙ニ遠キ大空ヲ、右メグリニ漂ヒ行テ、大周リ一周スル、コレ一年ナリ。但シ此大周ノ間ニ、自己ノ旋轉アリテ、天日ニ向フ時ハ晝ヲナシ、背向ルヲリハ夜トナル。此一旋轉ヲ一日ト云フ。カクノ如クニ旋轉ルコト、三百六十餘轉スル間ニ、大空ヲ行キ、天日ヲ大周シテ、又本ノ處ニカヘル。是ヲ一年ト云フ。扨マタ夜見ノ國モ、此ミギリニ斷離レテ月ト見エ、大地ノ外ヲ周行シテ、盈虛ヲ爲シ、二十九日半餘ニシテ、本ノ處ニ復ル、是ヲ一月ト云フ。コレスナハチ、天日、大地、月夜見ノ、今ノ如ク成整ヒタルコトノ大略デム。此事ヲ近ク譬ヘテ申サバ、服部中庸ガ申タルトホリ、兒ノ臍帶ト胞衣ト續タルガ如ク、又木草ノ實ガ熟スレバ、蔕オチノスルヤウナモノデ、是只ニ其狀ノ似タルバカリデ無ク、其道理マデガ全ク同ジコトデ、ナゼト申ニ、皇孫命ノ、天ヨリ御降ナサレタルハ、兒ノ生出タルヤウナ物デ、又伊邪那岐伊邪那美二柱ノ大神ノ、御生ナサレテ、日神ノ御生レナサレタル、此御國ノ君ノ御定リ遊バシテ、御天降ナサレテ、御治アソバスハ、天地國土ノ事ノ、

〔八重棚雲〕八重に重なりし棚雲也、古事記上に「故、爾に、天津日子番能邇々藝命に詔りごちて文の石位を離ち、天の八重多那雲を押し分けて稜威の道別、道別きて、天の浮橋に、宇岐士摩理、蘇理立して、筑紫の日向の高千穗の穗觸嶽に天降し坐しき」とあり。

〔チワキ〕道別きと書き、道路を掃き別くるを云ふ。

〔服部中庸〕京師の人、箕田又は水月と號す、醫を以て業とす、又古學者也、本居宣長に學びて古學を修む、嘗て三大考を著はして未發の說を出す、文政七年六十八歲にて歿す。

全ク成就シタル所デ、是草木ノ實ノ生テ熟シタルト、全ク同ジ道理デム。又其始一物ヨリ、天ト萠上リタル砌ハ、正シク天ト上下相對スル處ガ御國ナル故ニ、卽御國ノ在處ハ、此大地ノ頂上ナルコトガ知ルデム。又諸ノ外國ノ初ハ、古傳說ニ、處々ノ小島ハ、皆是潮沫凝成者矣。トアルニ依テ考ルニ、伊邪那岐伊邪那美二柱ノ神、大八島國ヲ御生ナサレテ、國土ト海水ト、漸々ニ分レルニ隨テ、コヽカシコト、潮ノ沫ノ自ラニ凝固マリテ、泥土ノヨリ聚テ、大クモ小クモ國ト成タモノデ、御國ニ比ベテハ、遙ニ後レテ成タルコトヲモ知ガ宜イデム。是モ皆皇產靈神ノ、ムスビノ御德ニ依テ出來ルコトハ、異リ無レドモ、外國ドモハ、二柱ノ神ノ御產ナサレタルニ非ズ。又日ノ神ノ御本國デナイニ依テ、御國トハ初ヨリ、尊卑美惡ノ差別モ、爰デヨク分ルデム。是ヲ思フニモ、皇國ハコレ天地ノ根蔕デ、諸ノ事物、悉ク萬國ニ優テヲル所以モ、又諸ノ外國ドモノ、何モカモ皇國ニ劣ルベキコトヲモ、考ヘ知ルガ宜イデム。又此訣ユヱニ、諸ノ外國ドモニ、偶ノコレル古傳說モ、御國ノ如ク、詳ニハ傳ラズハズノコトデ、是ハ譬ヘバ、京ニ有タル事ヲ、國々ノ鄙ニ語リ傳ヘタヤウナモノデ、本ノ京ホドニ慥ナラズモ、尤ナコトデム。又御國ノ古傳說ノ片ハシヲ、訛リナガラニ云傳ヘテ、其國ノ如ク申テ居ルノハ、是モ都ニテ有タル事ヲ、遠キ鄙ニ聞傳ヘテ、年久シクナル儘ニ、本ヲバ失ヒ、其處ニテ有タルコトノ如クニ、語傳ヘタルヤウナモノデ、トツクリト此等ノ訣ヲ考ヘテ、御國ノ天子樣ハ、實ニ四海萬國ヲ知シ食ベキ、眞ノ天子ト御坐マスコト、著明ク尊シナンド申奉ルモ、中々ヨノ常ノコトデハ

〔萠上リ云々〕古事記上に「次に國稚く、浮脂の如くして、海月如す漂へる時に、葦牙の如萠え騰る物に因りて云々」と見ゆ。

〔處々ノ小島云々〕日本書紀神代上に「由レ是、始起二大八洲國之號一焉、卽對馬島、壹岐島及處々小島、皆是潮沫凝成者矣、亦曰二水沫凝而成一也」とあり。

〔大八島〕日本書紀に「先以二淡路洲一爲レ胞、廼生二大日本豐秋津洲一、次生二伊豫二名洲一、次生二筑紫一、次雙三生億岐洲與二佐渡洲一、次生二越洲一、次生二大洲一、次生二吉備子洲一、由レ是始起二大八洲國之號一焉」と見えたり。

おざな掴クテ」、お
ざんはおいやか也
甲陽軍大全に「義
田信長公十三の御
歳、寺へ上り給へ
共、中々手ならば不
レ習して、萬ふるま
ひ悪しく、手習朋
友共食物すれば、
奪ひ取つて食しな
どして、種々恥辱
なる事あげてかぞ
へがたし、然れば
寺の法印も、もて
あつかひ、かたへ
の人もこれを見て
物の用に不レ可レ立
云々」と見えたり。
〔人は馬鹿ダ云々〕
近世叢語に「赤穂
大石良雄、執レ贄伊
藤仁齋一日來侍レ
其講、而時々睡
不レ省、衆皆匿笑其
後齋聞曰、[illegible]
レ彼、不レ如レ不レ學、
仁齋曰、小子勿ニ妄
誹ニ云々」とあり。

無デム。然ルヲ世ノ學者等ガ、ヒタスラ外國ノ說ニノミ惑ヒ溺レテ、御國ノカバカリ尊キ御事ヲ知リマセズ、偶ニ此ヤウノ眞說ヲ聞テモ、信ズルコト能ハズ、却テイヒ破ラウトサヘ致スハ、返ス〴〵心得違ヒナルコトデム。又世間ノ、外國ビイキノ學者ドモノ能イフコトニハ、我國ハ小國デ、又國ノ開ケモ遲カツタナドトコソ申スゲ、先御國ヲ、小國々々ト云テ、貶サウトスルケレドモ、國バカリデモナク、凡テ物ノ尊イト卑イト、美ト惡イトハ、形ノ大小ニヨルモノデハナイ。數丈ノ大石モ方寸ノ玉ニ如ズ。又牛馬象ナド云類ノ獸ハ、大イケレドモ人ニシカズ。何ホド廣大ナル國ジヤト申テモ、下國ハ下國、狹ク小クテモ上國ハ上國デ、先ヅ萬國ノ圖ト云モノヲ見ルニ、オロシヤ、アメリカナド云、殊ノ外大キナル國ガ數々有テ、中ニハ草木モ生ゼズ、人物モナイ處ガアルガ、ソレデモ是ヲ上國ト云ウカ、大造モナク、近ク御國ノ內デサヘ、上中下ト分テ有ケレドモ、ソレハ國ノ大小ヲ以テ、御定メナサレタコトデハ無ク、國ノ產物一體ノ風土ヲ以テ、上國下國ノ差別ハ立タモノデム。又御國ノ開ケノ遲イト云ハ、智慧ヅキノ晚カツタト云テ謗ルノデ、實ハ思慮ノ至ラヌノデム。其故ハ、御國ハ萬國ノ祖國本國ジヤニ依テ、自ラ地氣厚ク、申サバ大智大器量ノ人ノ、智慧ノ開ケノ晚イヤウナモノデ、是ハ譬バ、德陸ノ右大臣織田信長公ナドハ、二十歲ヲ越レルマデハ、一向ダシク拙クテ、人ハミナ馬鹿殿ト申タト云コト、又大石內藏助良雄ナドモ、天地ト共ニ美名ヲ傳ル程ノ人ナレドモ、是以テ二十歲バカリマデモ、人ハ馬鹿ダト申タトノコト。カヤウノ類ガ、昔ノ器量人ニハシタヽカ有ル。

又鳥獸ナドハ、生レテ直ニ、米ヤ蟲ヲ啄テ食タリ、又生レテヤウ〳〵、二月三月モ立ヤイナ、雌雄交合ヲ爲タリ何カスルモ、皆賤キ物ナルガ故デ、其カラ見レバ、人ハケシカラズ、何モカモ埒ノアカヌモノデム。是ガ直ニ、人ノ鳥獸ヨリハ尊イ所デ。外國ノ早クワル賢ク成タルモ、御國ノ久シク神代ノ有樣デ、ワルガシコク無タノモ、是ニ準ヘテ考ルガ宜デム。唐國ノ老子ト云書ニモ、大器晩成ト云テアル。此意ハ、右申タル大量大智ノ人ヤ、又ハ鳥獸ニ比ベテハ、智慧ヅキノ遲イヤウナコトヲ申タモノデ、是ハ唐人ナガラ能云アテタコトデム。是ハ思ヒ付タカラ申スガ、御國ハ右ニ段々申通リ、天地ノ根帶デ、近ク草木ノ實デ、譬バ帶ノ處ジヤニ依テ、チヤウド彼瓜ヤ桃ノ實ナドノ、其ヤウヤクニ大ク成ノハ、帶ノ處ヨリ、頭ノ方ヘ育ツナレドモ、其ソダチ上タ上デ熟スルニハ、成收タル末ノ方カラ熟シテ來テ、帶ノ處ハイツチ後ニ熟スルモノデ、コリヤ帶ノ處ハ、成初ル本ノ處ジヤニ仍テ、氣ガ厚イ故デ、トント木草ノ實ノ生テ熟スルモ、人ガ生レル訣ナドモ同ジコトデ、天地ノ出來初メノ狀ト、更ニ異リハ無デム。但シ此ヤウニ委ク申テモ、領解ノ行カヌ人ハ、ヤハリ領解ユカズ、ボカントシテ居ルモノジヤガ、段々演說ヲ遂テキカレタ上デ、彼此ヲ思合セ、發明スルコトガ出來テ、其時ハ、驚亂ガグト〳〵言グラキノコトデハ無ク、筆デ書ウトスルニ、彼唐人モ申シタル、書ハ言ヲ盡サズトカ云ヤウニ、書取レズ。然ラバ口ニ言ントスルニ、彼言ハ意ヲ盡サズトカ云ヤウニ、口ニ餘テイヒ解レズ。其デハカノ、手ノ舞ヒ足ノ蹈コトヲ知ラズトカ云ヤウニ、小踊リスル程、心チヨキコトノ有ル

〔大器晩成〕老子第四十一章に「大方無レ隅、大器晩成」と見えたり。

〔大量大智〕大量は大度の器量ある者大智は大なる智者なり。

〔根帶〕帶も亦根本の義也、陶潛詩に「人生無二根帶一、飄如二陌上塵一」と見えたり。

〔領解〕又た領會に作ヘ、元史達裕廳識理傳に「幼穎敏從レ師授二經史一、過レ目輒領解」と見えたり。

〔書ハ言ヲ云々〕易經繫辭上傳に「書不レ盡レ言、言不レ盡レ意」とあり。

〔手ノ舞ヒ云々〕禮記樂記に「不レ知二足之蹈一レ之、手之舞一レ之」とあるより出でたる語也。

〔長屋之竹島〕薩摩國阿多郡の地也、日本書紀神代下に「于時降之處者、呼ニ曰日向襲之高千穗添山峯ー矣、及其遊行之時也云云、到ニ于吾田笠狹之御碕ー、遂登ニ長屋之竹島ー、云々」と見えたり。

〔木花開耶姬命〕日本書紀神代下に「而手玉玲瓏織絍之少女者、是誰之女子耶、答曰、大山祇神之女等、大號ニ磐長姬ー、少號ニ木華開耶姬ー、亦號豐吾田津姬云々、皇孫因幸ニ豐吾田津姬ー、則一夜而有ㇾ身」とあり。

〔天津日高云々〕日本書紀に「次生ニ火折尊ー、亦號ニ彥火々出見尊云々」と見えたり。

モノデ、篤胤ガ演說グラキハ、坐睡ナガラニモ云レルコトデム。但シ何ニヨラズ、外國デ仕出シタル事物ガ、御國ヘ渡テクルト其ヲチラト見テ、其上ヲ遙ニ卓絕テ、其事ノ出來ルコトモ、又御國人ノ勝レタル所デ、ソレハ此篤胤ガ致テモ、彼ヨリハ乾トヨク出來ル。是ガ御國ノ風土ノ自然デ、自然ト申スハ、神ノ御國ナル故デム。是ラノコトニ付テモ、細ヤカニ考ヘタコトモ有マスガ、夫ハ醫道ノ演說ノツイデニ申スツモリデム。

扨皇孫邇々藝命ハ、マヅ筑紫ノ日向之高千穗ノ峰ニ、御天降遊バシテ、大宮所ト成ベキ處ヲ御尋ナサレ、吾田ノ笠狹ノ御碕ナル、長屋之竹島ト申ス處ヲ都トナサレテ、天ノ下ヲ所知食タデム。是ニ於テ國津神タチ、何レモ〱、皇孫命ヲ、天神ノ御子ト申テ、畏ミ仕ヘ奉ラレ、是ヨリ致テ世々ノ天皇ヲ、天津神ノ御子ト申ス事ニ成タデム。右ノ訣ユヱニ、天子ト唱ヘ申スハ字音ニテ、元ヨリ漢語ナレドモ、此天ツ神ノ御子ト申上ル御稱ニ、ヨク叶テキル言デ、實ニ天子ト稱スベキハ、我天皇ニ限ルコトデ、夫ニ付テ諸越ノ王ヲ、天子ト云コトノ當ラヌワケハ、漢字ノ大意ニ論辯イタスツモリデム。

扨邇々藝命ハ、笠狹ノ御碕ナル竹島ニ御座ナサレテ、天ノ下ヲ知シメシ、大山津見神ノ御女、木花開耶姬命ト申ス神ヲ御迎ナサレテ、御生セ遊バシタルガ、天津日高日子穗々手見命ト申上ル。此日子穗々手見命ガワケ有テ、海ツミノ宮ト申テ、則海宮ヘ御出ナサレテ、其綿津見神ノ御女、豐玉姬命ト申神ヲ御娶遊バシ、御生セナサレタルガ、日子波限建鵜草葺不合命ト申

〔玉依姬命〕日本書紀神武紀に「母曰ニ玉依姬一、海童之小女也。」とあり。

〔都ヲ御遷云々〕日本書紀神武紀に「三月辛酉朔丁卯、下レ令曰、自ニ我東征一、於茲六年矣、賴ニ以皇天之威一凶徒就戮云々、觀ニ夫畝傍山東南橿原地一者、蓋國之墺區乎、可治之、是月卽命ニ有司一、經ニ始帝宅一」と見えたり。

〔長髓彥〕日本書紀神武紀續に「長髓是邑之本號焉、因亦以爲ニ人名一」と見えたり。

〔天神七代〕一頁頭註神代の條を見るべし。

〔地神五代〕一頁頭註神代の條下を參照すべし。

上ル。サテ其葺不合命モ、同ジワタツミノ神ノ弟女、玉依姬命ト申ス神ヲ、御娶遊バシテ、御生セナサレタルガ、神倭伊波禮毘古命ト申上ルデ、此御方ノ御代ニ、日向國笠狹ノ御碕ヨリ、大和國ヘ都ヲ御遷ナサレテ、カノ長髓彥ナド云ヲ御誅罰アソバシ、是ガ俗ニモ能知テヲル、神武天皇樣デム。但シ神武天皇ト申上ルハ、實ノ御名デハナイ。實ノ御名ハ、右ニ申タル、神倭伊波禮毘古命デ、夫ヘハルカ千年許モ後ノ世ニ、漢風ノ御諡號ヲ奉テ、神武天皇ト申上タモノデム。扨コヽデ申サネバナラヌ事ガアル。其ハ俗ノ學者ノ說、及ビ世ノ常ノ人モ治ク申スコトニ、天神七代、地神五代、人王何十代ナドト云コトヲ申スガ、是ハ其初、何ナルヲコノ者ノ言出タコトカ、甚ノ誤リデ、曾テ當ラヌコトデム。夫ハマヅ古事記ニモ日本紀ニモ、國之常立神以下、伊邪那岐伊邪那美神マデヲ、是ヲ神世七代ト申ス由ハ見エタレドモ、此ヲ天神ト申スコトハ見マセヌ。是ハサウ有ベキコトハ、國之常立神以下、伊邪那岐伊邪那美神マデ、七代ノ神等ハ、皆此國土ニ付テ御生アソバシタルコト故ニ、天ツ神ト申ベキ謂ハナイデム。天地最初ニ、早クヨリ天ニ御座ナサレタル、天之御中主神、次ニ高皇產靈神、神皇產靈神、次ニ宇麻志阿斯訶備比古遲神、天之常立神、コノ五柱ノ神々ヲ、古事記ニ別テ、天神ト記サレタルニ依テ、夫ヨリ以下、國之常立神ヨリコナタ、伊邪那岐伊邪那美神マデハ、天神ト申サヌコトハ明カデ、然レドモ又正シク是ヲ、國ツ神ト稱シタコトモ物ニ見エズ。一體國津神ト申スハ、遙々葺不合命ヨリ後ノ御代ニ至テ、此國ナル神ヲ、天ツ神ニ對スル時ニ申ス稱デム。又天照大御神ヨリ、葺不合命マ

〔鸕鷀草葺不合尊〕日本書紀に「後豐玉姫果如ニ前期一、將ニ其女弟玉依姫一、直冒ニ風波一、來ニ到海邊一、逮ニ臨産時ニ云々、乃以レ草裹レ兒、棄ニ之海邊一、閉ニ海途一而徑去矣、故因以名レ兒曰ニ彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊一」とあり。

〔天ノ七星〕北斗七星をいふ。瑯邪代醉編に「北斗七星春秋運斗樞云、斗第一天樞、第二璇第三璣、第四權、第五衡、第六開陽第七搖光」とあり

〔八卦〕易の乾、兌離、震、巽、坎、艮坤の八つの象をいふ。十八史略に「伏羲氏王ニ天下一、龍馬負レ圖出レ河、遂則ニ其文一以畫ニ八卦一」と見えたり

デテ、地神五代ト申モ、太ジキ非說デ、其故ハ天照大御神ハ、此國土ニハ御生レアソバシタナレドモ、御父神、伊邪那岐大神ノ御心トシテ、天ヲ所知食サシメ、今モマノアタリ拜奉ル、其天日ヲ知シメス神ニオハシ坐セバ、天ツ神ナルコト論ハナク、其御子忍穗耳命モ、其御孫邇々藝命モ、天ニ御生レアソバシタルコトユヱニ、是ハ本ヨリ天ツ神デム。ジヤニ仍テ、邇々藝命ガ、此御國ヘ御天降リ遊バシテ御代シロシメシ、其御子穗々手見命ヨリ、御子孫ノ次々ヲ、天神ノ御子ト申スデム。但シ穗々手見命、鵜草葺不合命ハ、此國ニ御生レナサレタ故ニ、天ツ神トハ申サズ。然レドモ又是ヲ、地ツ神ト申タコトモ、更ニ物ニ見エズ。其ハナゼナレバ、此國土ニハ御生レ遊バシタナレドモ、天ツ神ノ御正統ニ坐マスガ故ニ、皇孫命トモ、又漢文ニカク時ハ、天孫トモ申デム。此訣ジヤモノヲ、ドウ致シテ天照大御神ヤ、忍穗耳命、マタ邇々藝命ヲ、地神ト申ベキ由緣ガ有マセウゾ。凡テ天神七代、地神五代ト申スコトハ、古書ニ曾テ見エズ。忌部正通ノ、神代卷口訣ト申ス物ニ、始メテ見エタナレドモ、是ハ事ノ意ヲモ、古ヲモ考ヘズ、强テ天ト地トニ當ヤウトテ、漫リニ言出シタル、後世ノ俗說デム。然ルヲ世ノ學者ドモ、サヤウノ辨モ無ク、賢ゲニ、天七地五ナド云ヒ、又ハ神武天皇以下ヲ、人王トカ申テ、則天地人ノ三元ニ象ルナンド云ヒ、マタ天ヲ所知食ヲ、天神ト申スナド云ヒ、或ハ此七代五代ヲ天ノ七星、地ノ五行ニ象ルト云ヒ、又ハ易ノ八卦ニ配當シテ說ナンドモ爲ナレドモ、凡テ近キ世ノ漢意ノ輩ノ私說デ、皆取レヌコトドモデム。マタ佛說ズキナル者ハ、此七代ヲ過去ノ七佛ニ形ドル

ノナンノト申ガ、カヤウノ類ハ、耳ニ觸キクモ汚ハシク、片腹イタク、實ニハ甚恐多キ御事デム。サテ又神代ト申スコトハ、人ノ代ト別テ申ス稱デ、夫ハイト上ツ代ノ人ハ、凡テ皆神デ有タル故ニ、其代ヲサシテ、神代ト云タ物デ、扨イツ頃マデノ人ハ神デ、何頃カラコナタノ人ハ、神デナイト云フ、際ヤカナル差別ハナイニ仍テ、萬葉ノ歌ドモナドニモ、唯古ヘヲ廣ク神代ト申タモノデ、其ハ萬葉集ノ六ノ卷ニ、「大和ノ國ハ皇祖ノ、神ノ御代ヨリ敷坐ル、國ニシ有レバ、」ト詠ダノハ、神武天皇ノ御代ヲ申シ、又十八ノ卷ニ、「スメロギノ神ノ大御代、」ト詠ダノハ、垂仁天皇ノ御代ヲ申シ、又一ノ卷ニハ、其御代ヲモ稱奉リテ、神ノ御代ト詠デアル。猶此外ニモ、廣ク古ヘヲ神代ト申タル例ハ種々有ル。然レドモ事ヲ分テ云時ハ、鵜草葺不合命マデヲ神代トイタシ、神武天皇ヨリ以下ヲ、人代ト致スコトデ、日本紀ニモ此意ヲ以テ、葺不合命マデ二卷ヲ、神代上下ト標サレタモノデ、何サマニモ、神倭伊波禮彦命、スナハチ神武天皇ノ御代ニ、始テ日向國笠狹ノ御碕ヨリ、大和國ヘ都ヲ御移シアソバシ、世中ノ有狀モ、トント新ニ成タル故ニ、是ヨリ後ヲ、人ノ代トモ云ベキモノデム。然レドモ今ヲ以テ是ヲ思ヘバ、神武天皇ノ大御代ヨリ、其後モナホ暫ノ御代々々。マダ〳〵其世ノ人ハ、神ナル事ドモガ有テ、ヤツパリ神代ト云ベキ有樣デ、夫カラ段々年立チ、御代ノ替ルニ隨テ、今ノ姿ニ成タコトデム。扨カヤウニ凡人ト成果タル、今ノ心ヲ以テ思ヘバ、イカウ神世ノ人ノ神ナル所業ガ、アヤシク疑ハシク思ハレルナレドモ、更ニ疑ベキコトデハ無イ。其ヲ世ノ學者ドモガ、今ノ凡人ノ心ヲ

〔スメロギノ云々〕萬葉集卷十八、橘歌に「掛卷も、あやに畏し皇祖の、神の大御代に、田道間守、常世に渡り、八竿持ち、參出來し時云々」と見えたり。

〔其代ヲモ云々〕萬葉集卷一に「春べは花かざし持ち、秋立てば、紅葉かざし、遊副川の、神も、大御饌に、仕へ奉ると、上つ瀨に、鵜川を設て、下つ瀨に、纚さし渡し、山川も、寄りて仕ふる、神の御代かも」とあり

〔垂仁天皇〕日本書紀垂仁紀に「活目入彦五十狹茅天皇御間城入彦五十瓊殖天皇第三子也、母皇后曰御間城姫」とあり。

以テ古ヲ考ヘ、カレコレ異國ノ說ヲ取合セテ、古ノ神ノ、奇々妙々ト、クスシク妙ナリシ事實ヲ說マゲ、ソレヲ强テ、奇クモ無サマニ、狂說ドモヲ吐散シ、說チラシテ書ニ記シ、世ニ弘メタルコトユヱ、世ノ人モソレヲ見タリ聞タリシテ、心ニシミ込ミ、神代ノ事ハ、皆寓言ト申シテ、作リ事ジヤト思フヤウニ成テシマツタデム。彼ノ神道者流、又ハ世ノ常ノ學者等ノ云フトホリノコトデハ、神代ノ神々ハ、ヤハリ今ノ凡人ト同ジコトデ、其奇シク異シク、神ナル事ノ有タト云ヲ、皆寓言ノ作リゴトヽシテ見ル時ハ、今ノ人間ニ異リモ無ケレバ、サシテ神ト云ベキ物デモ無ク、又有ガタイコトモナイト申スモノデム。サスレバ其代ヲ指テ神代ト云ベキ謂モナク、又御國ヲ殊更ニ、神國ト云ベキ筋モ無ク、マタ御國ノ人ニ限テ神ノ御末ジヤト、我ダケク云ガモノデモ无デム。凡テ世間ノ生狡意ナ輩ハ、トカク神代ノ、神々ノ、奇靈ナル御所業ヲ信ゼズ、漢風ノ小智ヲ振テ、カシコゲニ彼此ト申ケレドモ、コリヤ夏蟲ノ見ト申テ、夏ニ成テ生ジタル蟲ガ、氷ヲ疑フヤウナモノデ、扨々身ノ程ヲ知ラヌ愚ナコトデ、今ソレラヲ諭ガテラ、天地ヲ御始メナサレタル、靈妙ト云テ、靈ク妙ナリシ神々ノ御末ガ、世ヲ經年ヲ重ヌル儘ニ、段々トカノ靈妙ナルコトノ遠ザカリテ、斯ノ如ク靈イコトモ何モ無キ、今ノ凡人ト成テ、數十代ヲ累タル所ヲ、至テ近キコトヲ譬トシテ申サウナラバ、先ソノ家ヲ興シ始タル先祖ガ、チヤウドカノ、釋迦ガ嶽トカ、谷風トカ云タ相撲取ノヤウニ、大男デ、セイノ高サガ、七尺有餘八尺モ有ツテ、肩ノ廣ガ三尺餘モ有リ、其手ヲヒロゲルト、半紙ノカミノ外ヘ出ル。又ソノ履ガ、ヤガテ

〔寓言〕事實を假託してその意を寓するなり、寓は寄する也。莊子寓言篇に「寓言十九、藉レ外論レ之」と見えたり。

〔釋迦が嶽〕名は雲右衞門、雲州の力士にて、安永中の人也、身長七尺三寸五分、その鞋の大さ鯨尺一尺あり、攝州住吉神社に詣で、茶店に憩ひ、茶料を拂はんとしその屋上に錢を置きしといふこと、相撲昔物語に見えたり。

〔谷風〕名は梶之助讚岐高松の人、容貌、端麗身の丈六尺三寸、體量四十一貫あり、强力無雙にして、之と角して勝つ者なかりしといふ。

二尺モアル。其力量ト云ヘバ、居風呂桶ト云テ、四五尺許ノ角ヲオトシタル物ヘ、水ヲ一杯ニハリ溜テ、其母ナル者ノ、其中ニハイツテ居タルヲ、輕々ト持ハコビ、又四斗俵ヲ拍子木ニ打テ見セ、扨食物ハ三四升ノ飯、尤モ菜ノ物ヲタント添テ、足ラヌゲニ食テシマヒ、夫ニ應ジテ、著物モ殊ニ大キク、家モ殊ノ外大ク廣ク、屋ノ棟ノ高サガ、五六間モアリ、何モカモ是ニ準ジテ大造デ有タ時ニ、ソレガ生ダ子ハヨホド劣テ、セイノ高ガ一尺モ低イ、夫ニ準ジテ何モカモ、親ヨリハ劣テ居ル。又ソレガ生ダ子ハ、又一キザミ劣テ居ル、其次モ又ヨホド劣リ、年ヲ經代ヲ重ル中ニ、段々劣テキテ、ツヒ〳〵彼小人島ノ人ト云ヤウニ、扇子ダケニ成テ、是カラ後ハ、トント其姿ニ成スワツテ、夫ガ大分フエタデ、是ガ神代カラ段々、今世ノ如ク成替タコトノ譬デム。扨此一寸ボウシノ代々ニ成テノ後ニ、彼先祖ノ事ドモヲ、委ク記タ一卷ガ傳ツテヰル。是ガ神代ノ事實ヲ御傳ヘ、御記ナサレタル、古事記、日本紀ナドノ譬デム。夫ヲカノ一寸ボウシノ代ニ成テ、讀デ見タル所ガ、彼先祖ノ大男ノ、セイノ高ガ七尺餘モ有テ、四斗俵ヲ拍子木ニ打タル事ナドガ記テアル。爰デ彼一寸ボウシ等ガ大ニ魄消テ、イヤ是ハケシカラヌ事ジヤ、此方ノ親モ祖父モ、ヤツパリ我ラト同樣デ有タモノヲ、夫ニカヤウノ事ガ書テアルト云ハ、イカニ先祖ジヤトテ、サウ大キカラウハズハ無ク、コンナニ力ノ有ウハズモナイ。是ハ信ジラレヌコトジヤ、是ハ先祖ト云モノダカラ、尊ク思ハセンガ爲ニ、寓言ノ作リゴトヲシテ、中頃ニ書テ置タ物デ有ウ、ト云テヰルデム。是ガ世人ノ神代ノ事實ヲ、今ノ凡人ノ上ニ挍ベ見テ、

〔小人島〕倭廂後集に「外戎にも、列子に僬僥國人、長一尺五寸云々、これ世に所謂呑高島小人島なり云々」とあり、又三才圖會に「東方有二小人國一、名曰レ竫、長九寸、海鶴遇而呑レ之、故出則群行云云」山海經にも「有二小人國一、名靖人云々」三國志、魏書には侏儒國とあり

〔一寸ボウシ〕嬉遊笑覽に「俗に矮人を一寸法師といふ、法師は小法師といふより小さき物を名づく、能の狂言に、小見をかなほうしと云へるは、そのかみの俗稱なり、犬草子、ひくき物なぎなたぼこ一寸法師云々」と見えたり。

信ゼズ疑フノ譬デム。所ガ其ノ同ジ一寸ボウシドモノ中ニ、一人ガ頭ヲ掉テ、イヤ〳〵サウデ無イ、疑ベキコトデナイ。其訣ハ今モ現在ニ、其ノ先祖ノ手ノ跡ヲ寫サレタル紙ガ傳ツテヰル。又其著テ居ラレタ衣服モ傳ツテヰル。熟ソレヲ見ルニ、著フルシタル垢付ノ様子ト云ヒ、又手跡ヲ寫サレタト云紙ナドモ、手ノ筋ノウツリ、指ノ巻メノ跡ト云ヒ、中々以テ後ニ僞作タ物トハ見エズ、疑ハシキ物デハナク、誠ニ先祖ノ著モノ、手ノヒラノ跡ヲ寫サレタルニ違ナイ。夫ノミナラズ、此ノ家ヲ始メ興ス程ノ先祖ジヤモノ、又我ラガ住ツテ居ル家モ、ツラ〳〵見サッシヤレ、實ニ大ナ物デハナイカ。決シテ此方ドモ、扇子ダケシカナイ者等ノ、手ギハニ成ルコトデハナイカラ、先祖ハ實ニ此記テアル如デ、夫カラ劣テキテ、ツヒ〳〵此方、オ互ノヤウニ成居ツタモノト見エルカラ、能考ヘテ、カレコレ先祖ノコトヲ怪ムベキコトデハ無ト、細ヤカニ言キカス。此ノ一人ノ一寸ボウシト云ハ、古ノ道ヲ諭サウトスル縣居ノ大人、本居先生ナドノ類、ソノ手ノ平ノ跡ヲ寫シタ紙ヤ、著物ノ殘タルナドハ、神代ノ遺物、天ノ梯立ジヤノ、又ハ草薙ノ御劍ノ類、ソノ餘モ今ノ世ニ遺テ、其儘アル物ノ譬ヘ、家ノ大イ所ヲ言諭スノハ、此ノ天地ノ大ク奇ク、其ヲ御造アソバスホドノ神ジヤモノヲト云テ、此方ガ諭ノタトヘデム。扨斯ノ如ク一人ノ一寸ボウシガ諭テモ、外ノ一寸ボウシ等ハ、今ノ己ラガ、何モカモ先祖トハ、イカウ違テ居ルコトニバカリ、目ガ付キ心ガ引レテ、先祖ノ大男デ、右ノ如ク力モ有タルコトヲ、一向ニ寓言トシテ、更ニ〳〵肯ガハズ、猶カレコレト云タナラバ、ナント是ハドチラガ尤デ有マセ

〔縣居大人〕賀茂眞淵をいふ。

〔天ノ梯立〕丹後國風土記に「與謝郡郡家東北隅方有ニ速石里一、此里之海有ニ長大石前一、長二千二百二十九丈、廣或所九丈以下、或所十丈以上、二十丈以下、先名ニ天梯立一、後名ニ久志濱一、然云者國生大神伊射奈藝命、天爲ニ通行一、而梯作立、故云ニ天梯立一、神御寢坐間仆伏云々」と見えたり。

〔草薙ノ御劍〕日本書紀神代上に「及ニ至得レ酒、頭各入ニ一槽一飲、醉而睡、時素戔嗚尊乃拔ニ所帶十握劍一、寸ニ斬其蛇一、至レ尾劍刃少缺、故割ニ裂其尾一視之中有ニ一劍一、此所謂草薙劍也」とあり

ウ。神世ノ神ノ御上ノ事ヲ疑フモ、コンナモノデ、天地ヲ御始メナサレタル程ノ、皇大御祖神タチノ、奇靈ナル御所爲ヲ、アナカシコアナカシコ、努々疑ヒ奉ルベキコトデハ無イデム。猶此等ノコトハ、師ノ翁モ、イロ〳〵ト諭シ置レタデム。

サテ神倭伊波禮彦命、スナハチ神武天皇ハ、大和ノ國橿原ノ宮ト申スニオハシ坐テ、天ノ下ヲ御治アソバシ、此ノ天皇樣ヨリ當今樣マデ、御血脉ガ連綿ト御續アソバシ、百二十代ト申スマデ動キナク、御榮エアソバスト申ハ、實ニ此ノ大地ニ有トアル國々ニ、比類ナク有ガタイ御國デ、是ガ實ニ道ノ大本デ、唐ナドトハトント訣ノ違テヰルコトデ、ナント天地初發ノ時ニ、其天地ヲ御造ナサレタル神々ノ、世ニ殊ナル思召デ、厚ク御心ヲ入サセラレテ、神ノ御生ナサレ、又其ノ御末トシテ、世ニ殊ナル御威勢ノオハシマシタル、大穴牟遲神、少彦名神ノ御經營アソバシテ、扨四海萬國生トシイケル物、鳥獸草木ニ至ルマデ、其ノ御陰ニ泄ルト云コトナキ天津日、スナハチ日輪ノ萠上ツタル本ノ御國デ、其天ツ日ヲ所知食テ、天地ノ有ン限リニ、世ヲ御メグミ遊バス日ノ神、天照大御神ノ御生國デ、高皇產靈神ノ御曾孫、天照大御神ノ御孫ニマシ〳〵テ、殊更ニコノ二柱ノ神ノ、御愛ミ御惠ミアソバサル丶邇々藝命ヘ、天ニ坐マセル神々ノ殊ニ卓絕タルバカリヲ、右二柱ノ大御神ノ、御目鑒ヲ以テ御撰ビナサレ、御附屬アソバシ、又天照大御神ノ殊ニ大切ニ御齋遊バサル丶三種ノ神器ヲ、天子ノ御璽トシテ御授アソバシ、又御口ヅカラ、豐葦原ノ水穗ノ國ハ、我御子孫ノ次々ニ知シ召テ、天地ト共ニ無窮ナルベキ國ゾト、御祝言ヲ

〔皇大御祖神〕高皇產靈神、神皇產靈神をいふ、一〇頁頭註參照すべし。

〔師ノ翁〕本居宣長翁を指す。

〔大和國橿原宮〕日本書紀神武紀に「辛酉年春正月庚辰朔、天皇卽ニ帝位於橿原宮一、是歲爲ニ天皇元年一、云々故古語稱之、曰下於畝傍之橿原也、太三立宮ニ柱於底磐之根一、峻ニ峙搏風於高天之原一、而始馭天下之天皇上」とあり。

〔御經營〕日本書紀神代上に「夫大己貴命、與ニ少彦名命一、戮レ力一レ心、經ニ營天下一、復爲ニ顯見蒼生及畜產一、則定ニ其療レ病之方一」とあり、大己貴命は大穴牟遲神卽ち大國主命也。

〔平氏〕桓武天皇の皇子葛原親王、萬多親王、賀陽親王、仲野親王より出づる桓武平氏、仁明天皇の皇子本康親王より出づる仁明平氏、文德天皇の皇子惟彥親王より出づる文德平氏、光孝天皇の皇子是忠親王より出づる光孝平氏等あり。

〔源氏〕嵯峨天皇の皇子に出づる嵯峨源氏、花山院の皇子清仁親王に出づる花山源氏、清和天皇の皇子貞純親王に出づる清和源氏、村上天皇の皇子具平親王に出づる村上源氏、宇多天皇の皇子敦實親王に出づる宇多源氏、正親町天皇より出づる正親町源氏等あり。

仰ラレタル、其神勅空シカラズ、皇孫邇々藝命ヨリ、當今樣マデ、唯一日ノ如ク、御代ヲ知シ食テ、其御附屬ナサレタル神々ノ御子孫トテモ、今以テ其如ク、連綿ト御續キナサレテ、其末末ガ世ニヒロガリ、又世々ノ天子樣ノ御末ノ御子タチヘ、平氏ヤ源氏ナドヲ下サレテ、臣下ノ列ニモナサレタルガ、其末ノ末ガフエ弘ガッテ、ツヒ〴〵御互ノ上ト成タル物デ、ナント此訣ジヤモノヲ、御國ハ誠ノ神國デアルマイカ、ナントオタガヒハ、誠ニ神ノ御末デハ有マイカ。今ハカヤウニ零落テ、其先祖ノ神モ慥ナラヌヤウナレドモ、御國ノ人ニハ各々氏姓ト云ガ有テ、其ハ元來天子樣ヨリ賜タル物デ、近クハ源平藤橘ナドト云テ、源トカ平トカ橘トカ、藤原トカ云モノガ是デム。其ヲ以テ古ヲ穿鑿スルト、太キニ知レル。又其姓ヲモ覺エヌト云人ハ、今名ノッテヰル平田トカ何トカ云フ類ヒノ、名字ト云モノデモ、大元ノ先祖ヲバ、クリ出サレルモノデ、是ヲ系圖ノ學問ト申シテ、マタ一派立テヰルデム。其人ハ知ラズニ居ルノモ、名字ヲ聞バ、コリヤ何ト申ス神、何ト申上タル天子樣カラ、出タル人ジヤトイフコトハ、此方ニハ自分ノ事デ無クテモ、アラ〴〵ハ暗ニモ知レルデム。抑カクノ通リ、古傳說ノ事實ニ依テ能明ラメ、又世ノ營ミノ忙シクテ、己ガ手ニ明メルコトノナラヌ方々ハ、導ク人ノ話デモ聞覺エラレテ、扨其上デオシ張テ、我ガ國ハ神國ジヤトモ、我ラハ神ノ御末ジヤトモ、爰デハ氣強ク云ヘルデム。サウ無クテハ、モシ人ニナゼ其許ハ、御國ニ限ツテ神國ジヤノ、又神ノ御末ジヤノト、大キナコトヲ云フゾト咎メラレタナラバ、ギツクリスルデ有ウト、篤胤ハ按ジラレルデ、又

〔先祖ノ美ヲ云々〕二七頁本文を參照すべし。

〔五穀〕黍、稷（アハ）麻、麥、豆をいふ、一說に稻、黍、稷、麥、菽（マメ）、又一說に禾、麻、粟、麥、豆なりと。

〔豐受姫命〕又豐宇氣毘賣神といふ、五十一頁頭註を參看すべし。

〔伊勢ノ外宮〕二十二社本緣に「大神宮仁內外宮坐寸也仍二所大神宮登申寸、內乎波皇大神宮、外乎波豐受大神宮登奉ニ號志、云云」と見えたり。

〔厚き御德云々〕倭姫命世記に「和久產巢日神子、豐宇賀能賣神坐也、五穀種所化神、保食神分身云々」と見えたり。

サウ咎ラレタ所デ、此クラヰニ粗々モ心得テ居タコトヲ以テ、答ヲ付タナラバ、彼オタガヒニ賤メル唐人スラ、是ハ先會ノ日ニ申タルコトナガラ、其先祖ノ美ヲ論撰メテ、明カニ後世ニ著スモノジヤ。其先祖ガ善有テモ知ラヌト云ハ、不明ト云テ、道理ニ昧イト云モノジヤ。知テ傳ヘザルハ不仁ト云テ、先祖ヘ不實不孝ト云モノジヤト云タニモ、恥カシク無イト云フモノデム。扨此トホリ神ノ御末、神ノ御本國ジヤニ依テ、コノ御國ハ、萬ノ外國ドモトハ天地懸隔デ、何モカモ不足ナコトハナク、滿足デ美シク、第一ニ命ヲツナグ米穀ガ、萬國隨一ニ結構デ、此結構ナル風土水土ノ國ニ生レテ、結構ナル五穀ヲ、豐受姫命、スナハチ伊勢ノ外宮ノ神樣ノ、厚キ御德ニ仍テ、飽マデニ食テヲル故ニ、御國ニ生レル人ハ、本ノ種ト云ヒ、トント外國ノ人トハ、同年ニモイハレヌ程、武ヅヨク聰明ニ、殊レテ居ルデム。但シカヤウニ、古傳說ノ事實ヲ以テ考ヘ正シ、誠ノコトヲ申テモ、外國ノ學ビニ惑テヰル人ヤ、又生サカシラナ人ハ、何モカモヨク、御國ガヨイ〱ト平田ハ云フガ、アリヤケツク、贔負ノ引倒デハナイカ、ナドト云モ有ウカデ、サヤウノ人ニハ、此國ノ本說デ申テ聞セテモ、猶カレコレト云モノダカラ、其ラニハ、天文地理及ビ外國ノ說ヲ以テ、御國ノ萬國ニ優レテヲルト云ハ、此天地ノ間ノ公論ナルコトヲ、示サウト存ズルデム。是ハ此次ノ會ノコトニイタシマセウ。

我ガ鈴ノ屋ノ翁ガ詠レタル歌ニ、〽アヤシキハコレノ天地ウベナ〱、神代ハ殊ニアヤシク有ケン、」ト詠レマシタガ、コレノト云ハ、コノト云ト同ジコト、又ウベナ〱ト云フハ、言篇ニ

〔其初メ云々〕一頁頭註天地初發の條を見るべし。
〔大虛空〕なほ天空と言はんが如し、又寂寞無人の地をもいふ、莊子徐無鬼篇に「逃ニ虛空ニ者、聞ニ人足音跫然ニ而喜矣」とあり
〔天ノ浮橋〕日本書紀神代下に「既而皇孫遊行之狀者、則自ニ槵日二上天浮橋ニ立ニ於浮渚在平處ニ而膂宍之空國、自ニ頓丘ニ覓レ國行去」と見え、古事記傳に「天浮橋は天と地との間を神等の昇降り通ひ玉ふ路にかゝれる橋なり」とあり。
〔渾天儀〕天體を觀測する器也、宋書に「虞書稱レ在ニ璿璣玉衡ニ則今渾天儀也」とあり。

若ト云字ヲ書タ、諸字ノ義ノ詞デ、俗ニ申サバ、ナルホドトカ、ゲニ〳〵トカ云詞ノ意デ、一首ノ意ハ、世ニ靈キ物ト云ハ此天地ジヤ。然レバ其アヤシキ天地ノ、今初マルト云神代ノコトナレバ、又殊ニ奇々妙々ナルコトガ、多ク有タデアラウ、ゲニ理リジヤト云フノ意デム。アヤシク有ケンハ、俗ニ云ハヾ、靈カツタデ有ウト云ノ意デ、扨カヤウニ詠レタルハ、世ノ人ノ、神代ノ種々ノアヤシキ事ドモヲ、有ルマジキコトヽ、異ミ思ツテ疑フ故、サヤウニ疑フハ、却テ愚ナルコトジヤト云意ヲ、諭シ詠レタモノデ、扨此アヤシトモ靈シク、奇々妙々ナル天地ノ初リノ有狀、マタ天地ト分レタル大抵ノ趣ハ、先ノ二會ニ、神代ノ古傳說ニ原イテ、粗々演說イタシタル通ノコト、一體コノ大地ハ、先會ニ申トホリ、其初メ浮雲ノ如クデ、其狀イヒ難ク、大虛空ノ中ニ漂ツテ、係ル所ハナクテ、譬ヘバ、一ノ球ヲツキ上タルヤウニテ、何トモアヤシク、奇々妙々ナルコトデ、是ニ準ヘテ思フニモ、彼天ノ浮橋ヲ天地ノ間ニ浮メテ、自由ヲナシタルナドハ、更ニ〳〵疑シキコトデハ無ク、思合セテ悟ラレルコトデム。抑天ハ動カズ、地ノ動キ旋ルト云コトハ、外國ノ說ヲ借ルニ及バズ、本ヨリ御國ノ古傳ニテ明ナルコトナレドモ、天文地理ノコトニ付テハ、西洋人ノ考タル說ガ、第一ニ委ク、誰ガ聞テモ分リ易キコトユヱニ、今ハ其說ニ因テ云コトジヤ。扨其大地ノ形ハマン丸ナ物デ、近クハ占者ナドノ持テ居ルモノニ、毬ノ如ク丸ク拵ヘテ、夫ヘ國々ヲモリ付テ、其外ヘハ、種々ノ輪ヲ廻シタル物ガアル。アレハ渾天儀ト云物デ、彼マン丸クシテ、國ヲモリ付タガ、此大地ノ有狀デ、丸キ物ユヱニ、地球ト

〔球〕詩經商頌傳に「球玉也」と見えたり。

〔地球〕和漢三才圖會に「按天文書云地球如ニ胡桃一有ニ凸凹一、其凸者山、有ニ地十分之三一、凹者海有ニ十分之六一、今一分卽平地也、而地中皆含レ水、凡土者如レ肉、水者猶レ血、隨レ氣能升降不レ休、而天雨、川流、人洩、是何物耶、共一源海水也、故嘗不レ見ニ增減一、自然定理也」と見えたり。

〔韃靼〕大明一統志に「北胡種落、不レ一、歷代名稱各異、夏曰ニ獯鬻一、周曰ニ玁狁一、秦漢皆曰ニ匈奴一、唐曰ニ突厥一、宋曰ニ契丹一、自レ漢以來匈奴顯盛云々」と見えたり。

モ名ケタモノデ、則地球ノ球字ハマリト申ス字デム。扨ソノ大地球ノグルリガ、海ト國トデ、近ク申セバ、其クボイ處ヘハ水ガ溜テ、則海ト川ニ成リ、マタ高イ處ハ國デ、中ニモヒヨツクリト、モヌケテ高イ處ガ山ト覺エサヘスレバ、違ナイコトデ、諺ニ六海三山一平地ト申テ、此大地ノグルリガ、六分程ハ海、三ハ山、一ハ平地ジヤト申スコトデム。又或ハ海ト陸ト、相半シテヰルト云說モ有デ、扨其大地球ニ有ル國ヲ、五ニ分テ、第一ヲアジヤト云ヒ、第二ヲエウロツパト云、第三ヲアフリカトイヒ、第四ヲ南アメリカト云ヒ、第五ヲ北アメリカト云フ。凡テ是ヲ五ツノ大國トイヒ、又是ヲ以テ五大州トモ申スデム。御國、モロコシ、韃靼、天竺ナドハ、此第一ノアジヤト號ケタル大國ノ內デ。サスレバ、御國カラ韃靼天竺ナドヲ合セタル程ノ國ガ、マダ四ツ有ウト申スモノデム。其五ツノ大州ヲ合セタルヨリモ、マダ／＼海ト成テヰル處ハ多イカラ、ナントメツポウカイニ大キナ物デハ無カナ。夫程ニ大キナ物ガ、此大空ノ中ニ浮漂テヰテ、落モセズ、上リモセズニ居ルコトヲ、ドウシテ考ヘ知タモノジヤト申スニ。右ニ申シタルエウロツパ、則第二ニ當ル國々ノ人々ハ、自由自在ニ、此大地球ノグルリヲ船デ乘囘シ、國ト云フ國ノ限リ行ヌ處ナク、其エウロツパノ中ニモ、小國ナレドモ、阿蘭陀ト云フ國ハ、其萬國ヲ、自由自在ニ乘渡ラウトスルニ付テハ、天文地理ニ委シク無テハナラヌ事ユヱニ、是ヲ第一ノ學ビトシタモノデム。其上ケシカラズ氣ヲ長ク物ヲ考ヘル國風デ、底ノ底マデ物ヲ考ヘル。ソノ考ヘノ爲トテ、種々測量ノ道具ヲ拵ヘ、譬ヘバ日月星ノ有形ナドヲ見ントテハ、望遠鏡、遮日

〔造物主〕萬物を創造せし神をいふ、又た造物者ともいふ、列子周穆王篇に「造物者其巧妙、其功深、固難窮難終、因形者、其巧顯、其功淺、故隨起隨滅」と見えたり。

〔北極〕論語爲政篇註に「天圓而動、包乎地外、地方而靜、處乎天中、故天形半覆地上、半繞地下、左旋不息、其樞紐則在南北之端焉、謂之極者云々、北極出地三十六度、故周回七十二度、常見不隱」とあり。

〔南極〕小學紺珠に「南極入地亦三十六度、嵩高正當天之中、南極五十五度、當嵩高之上」とあり。

鏡ヲ拵ヘ、又其大サ遠サ近サヲ知ントテハ、量地ナドノ道具ヲ考ヘ、夫ヲスルニモ、五年十年、乃至一生モカヽリ、一代ニ考ヘ課セヌコトハ、自分ノ考ヘタル處マデヲ書遺テ、其後ヲ、又子孫ヤ弟子ノ者ガ、幾代モ〳〵係テ考ヘツケ、扨ソノ器ヲ以テ是非ニ考ヘ付ヤウトスルデム。然レドモ殊勝ナ國デ、唐ナドノヤウニ、推量ノ上スベリナコトハ云ハヌ。ソレ故ニ、ドウシテ考ヘテモ知レヌ事ハ、コリヤ人間ノ上デハ知レヌ事ジヤ。造物主ト云テ、天ツ神ノ御所業デ無テハ、測レヌト云テ、トントオシ推量ナコトハ云ハヌデム。其通ニシテ、千年二千年ノ間、數百人ノ人々ガ、考ニ考ヘテ、煎ジ詰タル說ドモガ、書物ニシテ、此御國ヘモ貢ギ奉テ有ル故ニ、其ヲ見テ今カヤウニ申ノデム。扨大地ガ丸イ物デ、中ニ浮テヰルニ相違ナキ證據ニハ、船デ東ヘ東ヘト乘テ行クト西ヘ出ル。是ニ於テ、圓體ト云說ガ動カヌデム。然レバ其通リ丸イ物ナレバ、イヅコヲ上トモ下トモ、言難キヤウナレドモ、此丸ク見エル大虛空ニ、北極南極ト申テ、トント動ヌ處ガ有ル。是ハ譬ヘバ、車ニ樞軸ノアル如ク、又磨ニ臍ノ有ヤウナモノデ、此外ハ星モ何モ周旋レドモ、是ハメグラズ。夫故ニ極ト名ケタモノデ、極ハキハマルト云フ字デ、此北極南極ト云ヲ中眞ニ取テ上下ヲ定メ、三百六十ニ割ヲスル。但シ少餘リガ出ル。サテ其三百六十餘ヲ、又コノ大地ヘモ割付テ、其一ツヲ一度ト云フ。一度ノ廣サガ、御國ノ里數デ、大抵三十里ホドニ當ル。天地ノ度數ト云ハ此事デム。此度數ノ當リヤウデ、寒國ト熱國トガ分リ、夫ニ依テ國ノ善惡モ定ル。御國ハ此天地ノ度數ニアテヽ云ヘバ、チヤウド三十度カラ、四十度マデ

ノ間ニ當ル。是ハ三百六十度ノ內デハ、一バンニ好キ風土デ、御國ノ四時ノ氣候ガ中正デ、結構ナハ此故デム。扨一度ヲ三十里トシテ積レバ、此大地ノ周圍ガ一萬八百里アリ、又メグリガ一萬八百里有レバ、其差ワタシガ大凡其三分一ホド有ルモノ故ニ、是ハ三千四百四十里バカリモ有ラウト云モノデム。扨コノ天文說ノ、御國ヘ傳ハツテ、是ヲ初テ世ニ弘メタルガ、長崎ノ西川求林齋ト云人デ、是ハ元祿前後ノ人デ、此以前ハ、天文地理萬國ノ事ナドモ、一向不分テ、シドケナカツタ所ヲ、カノ誰モ知テヲル、天經或問ト云書ヲ板ニ開シ、マタ華夷通商考ト云フ、萬國ノ風俗ナドヲ擧タル書ヲ作テ、是モ世ニ弘メ、此外ニモ色々著述ガアル。是カラシテ世人モ、萬國ノ事ヲ、アラ〳〵モ知ルヤウニ成タデム。此人シホラシクモ、御國魂ノ有タ人デ、其西洋ノ天文地理ノ說、及ビ唐ノ說ニ因テ、日本水土考ト云フ書物一卷ヲ著シタデム。ソレニ云フコトニハ、

渾地則地球萬國圖者。異邦之所レ著。而地理之學。不レ可レ不三憑レ之以察二其水土一也。蓋萬國各無レ不下以二自國一爲中上國上。而用二自國之說一。斷二自國之美一者。未レ脫レ有二私稱之偏一。故今從二異邦之所一レ圖。以審二此國之美一。則非二私稱之儀一。而實知下此國爲二上國一之理上矣。於レ茲書二日本水土考一以示二同學一。苟雖下以二此儀一談中於異邦人上。豈得レ拒レ之哉。

是ハ序ノ趣デム。扨本文ノ趣ヲ、カイ摘ンデ申サバ、

我國之形勢。東西長南北狹。少反曲。而有二游龍遶レ首之貌一也。國有二萬國之東頭一。而朝陽始照之地。

〔西川求林齋〕長崎の人、名は忠英、字は如見、求林齋はその號也、幼にして天文の學を好む、享保中江戶に徵され、長崎の譯官となる、享保九年七十七歲にて卒す、著す所、長崎夜話草、天文義論、四十二國人物圖解等あり。

〔華夷通商考〕我が日本より支那十五省及朝鮮、琉球、臺灣其の他印度諸島、西洋各國に至る道程を記し、併せて各地の氣候風土產物等を揭げたるもの、元祿八年の出版に係る。

〔日本水土考〕日本國水土の他國に勝れたる所以を主張したるもの也、元祿十三年の著也。

〔神明〕神といふに同じき也、易經說卦傳に「昔者聖人之作レ易也、幽二贊於神明一而生レ蓍」と見えたり。

〔中正〕管子に「爲二人君一者、中正而無レ私、爲二人臣一者忠信不レ黨」とあり。

〔辰旦〕又た震旦に作る、もと印度人が支那を稱する語也、西域記に「摩訶支那、爲二大漢國一、或謂日出二東隅一、其色如レ丹、故云二震旦眞丹一者、此皆訛謬、今謂二神丹一者、唯謂二其音一耳歟」と見えたり。

〔北狄〕夏代には獯鬻、殷代には鬼方、周代には玁狁大戎、秦漢の代には匈奴、唐代には突厥、宋代には契丹等と言ふ。

陽氣發生之最初也。號二日本一者。其義最相當也。此國爲二神國一之義。水土自然之理乎。史記云。東北神明之舍。日本者淸陽中正之水土也。故神明會二于此一。最不レ可レ疑焉。

此國四時中正之國也。雖二萬國廣大四時中正一。如二我國一者不レ多焉。總在二南北四十七度之間一者。皆偏熱國也。或去二中帶一。凡六十度以上之地者。皆偏寒國也。唯去二中帶一。自二二十七八度一至二四十二三度之間一。爲二之四時正氣國一也。日本中央之京畿。去二中帶一三十度。其東邊三十八九度。其西邊三十一二度。是四時正和之水土也。

日本比二之天竺辰旦一。則雖レ謂レ小。然國者不レ可下以二廣大一爲上レ貴。以二四時之正偏人物之美惡一而可レ定二其貴賤一。是故國土極大者。其人情風俗多レ岐。而難二一統一。故辰旦之王統。變亂而難レ久。日本之限度。不レ廣亦非レ狹。其人事風俗民情。相齊混一而易レ治。是故日本皇統。自二開闢一至二當今一。而無レ變者。萬國中惟日本而已。是亦非二水土之神妙一耶。

日本國要害勝二於萬國一者也。蓋小國于二大國一者。必有下爲二大國一被上レ屈。或終爲二大國一所レ併焉。日本之地雖レ近二於大國一。隔二灘海一而如二相遠一。故無下被レ屈二於大國一之患上。況其所レ併乎。辰旦之大國被レ苦二北狄之强大一者。其地相連故也。況小國耶。然則日本風水要害之好。萬國最上也。住二乎浦安之大城一。備二乎千矛之武德一。而永久與二天地一無レ窮矣。此民者神明之孫裔。而此道者神明之遺訓也。愛二淸淨潔白一樂二質素朴實一者。則仁勇之道。而智自足也。是此國自然神德也。豈不レ貴哉。

サテ先刻申ストホリ、五大州ノ內、第一ニ當ル、エウロッパノ諸國ノ人々ハ、此大地ノグルリ

ヲ、自在ニ乘囘シテ、萬國ノ事體ヲ、ヨツク見タリ聞タリ尋タリシテ、其國々ノ風俗產物人氣、マタ土地ガラノ事マデヲ、トツクリト考ヘテ、カノ蕨ノ芽ダチヤ、蚯蚓ヲ見タヤウナ、阿蘭陀文字デ、委シク記シタル書物ガ、イロ〳〵有テ、其ヲ御國ノ詞ニ飜譯シテ、萬國ノ有樣ヲ、一目ニ見エルヤウニシタル物ガ、山村才助昌永ノ增譯采覽異言ト申シテ十二卷、尤國々ノ圖モ附テヰル。是ハ一體、新井筑後守白石先生ノ采覽異言ト云書ヲ、增補イタシタルモノ、實ハ公儀ノ御息ノ掛ツテ出來タル物デ、萬國ノ事ヲ知ルニハ、實ニ此位ノ物ハアリヤ致サンデム。但シ是ニハ御國ノコトガ洩テヰル。其故ハ我國ノ事デ、誰モ知タルコト故ニ、外國人ノ評議ヲ聞マデハナイト云ノ心ト見エルデム。是ハ實ニ尤ナコトデ、サウ有ベキハズ、又我國ノ事ジヤニ依テ、誰モ知テ居サウナ物ジヤガ、ヤツパリ知ラヌ人ガ多イ。是ハ常ノ人バカリデナク、學者ト呼レル人ガ、大抵ハカヤウナモノデ、却テ御國ノ結構ナルヲ卑メ貶シ、外國ヲヨイト心得テ居ルト云フハ、アマリナコトデ、譬バ常ニ米ノ飯ヲ飽マデニ食テ居ル人ハ、其ニ狎テ何トモ思ハズ、常ニ麥飯ヤ、稗ノ飯バカリヲ食テヰル人々ヲ、羨シガルヤウナモノデ、扱ソノ遙西ノ國ヨリ、渡シタル書物ノ內ニ、ベンケルイヒンギハンヤツパン、ト云書ガ有ル、是ヲ此方ノ言ニ直シテ見ルト、日本志ト云フコトニナル。是ハエンゲルベルトケンフル、ト云者ノ記タル書物デ、此人ハ萬國ノ事ヲ委ク知ラウガ爲ニ、ドコノ國ト云事ナク渡テアルキ、御國ノ事ヲモ吟味シヤウガ爲ニ、阿蘭陀船ノカビタント云役人ト成テ、正德時分ニ御國ヘモ參リ、京モ江戶モ見

〔山村才助〕字は子明、土浦藩士也、大槻磐水に洋學を學び、文化元年增譯采覽異言を著して幕府に獻ず、偶露國公使來りて通信を請ふ、昌永幕府の內命を受けて露國地誌の飜譯に從ひ、業半にして歿す。

〔新井筑後守白石〕名は君美、字は在中、初名は璵、白石は其號也、幼にして穎敏、三歲の時能く大字を書す、後木下順菴の門に遊び、元祿六年德川家宣に辟されて其の儒官となる、家宣將軍たるや筑後守に任ぜらる、享保十年六十九にて卒す。

〔正德〕百十四代中御門天皇の御代也

テ、カノ萬國ノ風土記ヲ作テ、萬國ニ名ヲ知ラレ、後世ヘ夫デ名ヲ揚ゲヤウ、ト思フ心カラ爲
タルコト故ニ、ソレハノ〳〵精密ナルコトデ、是ハ外國ト云フ中ニモ、ケシカラズ遠キ國デ、何
モ御國ニ限テ贔負イタサウハズモ無シ、何ノコトモナク、萬國ヲアルイテ見タ所ガ、天地ノ間
ニ、御國ホド結構ナル國ハ無イカラ、其事ヲ、有ノ儘ニ記シタト見エルデム。我ガ翁ノ歌ニ、
「天地ノソキヘノキハミマギヌトモ御國ニマシテヨキ國アラメヤ、」ト詠レタガ、實以テソレニ
違ノナイコトハ、其書物デ能ワカル。其書ノ趣ヲカイツマンデ申サバ、マヅ御國ヲ難ズル人ノ
有ル體ニ、筆ヲ起テ云ニハ、日本人ガチヤント、錠デモオロシタヤウニ、諸ノ外國ト商ヒヲ通
ゼズ、其國ノ人ヲバ外國ヘ出サズ、又外國カラ、ドウゾ交ハリタイ、交易ガシタイト云テ願テ
モ、取上ヌハ、ドウシタコトジヤト云ニ、一體コノ大地ニ住ツテヰルホドノ人ハ、皆心安ク交
リヲ爲ベキコトジヤ。コレハ造物主トテ、天地ヲ始メ、人間及ビ萬物ヲ造ラツシヤル、天津神
ノ御心ジヤ。夫ニ日本人ガ、萬國ノ人ト交ラヌト云ハ、アリヤ我儘ナコトデ、天ツ神ノ思召ニ
違フト云フモノダ。鵠ヤ燕デスラ、外國ヘ往タリ來タリスルデハナイカ。夫ニ人トシテ、鵠ヤ
ツバメニモ劣テヰル所爲ジヤガ、ドウダト、一難問ヲ出シテ、扨是ヲ言開タ物デム。是ヲ自問
自答ノ文法ト申テ、先自分デ態ト難問ノ語ヲオコシテ、又自分デ其譯ヲ答ヘルノデム。扨其イ
ヒ開キ方ハ、ナルホド夫ハ一通リ、尤ノヤウナ云カタジヤガ、サウデ無イ。日本ガ外國ト交ハ
ラヌ譯ヲ、今具ニイヒ開ク程ニ、トツクリト聞ツシヤレ。先日本國ノ歡バシク羨マシイコトハ、

〔ソキヘ〕遠く離れたる方の義也、萬葉集卷四に「天雲の遠隔（ソキヘ）の極み、遠けども、心し行けば、戀ふる物かも」と見えたり。

〔マギヌ〕まかりきたる義也。

〔鵠〕本朝食鑑に「鵠似ニ白鷺一而大項、頸長而肥大、眼前嘴上黄赤、嘴脚俱黑、羽毛白澤、其翔極高而善步、鷹鶻摯レ之者少、云」とあり。

〔燕〕本朝食鑑に「燕大如レ雀而身長、玄衣白腹、紫頷岐尾、身輕翼捷、反轉上下、無レ不ニ自由一、春社來、秋社去、其來也啣レ泥、巢ニ於屋宇之下一、其去時伏レ氣蟄ニ於窟穴之中一云々」と見えたり。

異國ノ人ト交易センデモ、トント困ルコトガナイ。ソリヤドウジヤト云フニ、マヅ地勢ガ有福デ、外國ノ産物ヲ、取寄ズトモ宜イカラノコトジヤ。又我ヱウロッパ諸國ノ者ドモノ、外國アルキヲシテ、交易ヲ專トスルコトハ、一體物ガ足ラヌカラノ事ジヤ。譬ヘバコヽニ、一ツノ國ガ有テ、カノ天地ヲ造ラシツタ天津神樣ガ、世ニ殊ナル御惠ヲカケラレテ、命ヲ保ツベキ一切ノ物、滿足ラウヤウニナサレテ、國モケシカラズ强ク、又其國人モ、勇氣ガスサマジクッテ、外國カラ攻テ來タル時ナドニ、ヨク防グ手段ガ有テ、外國ノ物ヲ受ズトモ、事ノ缺ヌホド有タナラバ、外國ト交易ヲセヌ方ガ、國ノ風俗モ亂レンデ、却テ國ノ大ナル益ジヤ。コヽヲ委シク云フ、ソンナ國ハ、此大地ノ内ヲ尋テ、ドコニ有ウト思フゾ。其ハ世界萬國ニ知レタル日本ジヤ。イデ〳〵其譯ヲ猶具ニ云ウナラバ、日本ハ、此方及ビ諸國ノ頭ニアル國デ、天ツ神ガ是ヲ殊ノ外ニ御惠ミナサレテ、ケシカラズ烈ク嶮岨ナル海ヲ、取マイテ置レタル故ニ、外國カラ船ヲ寄ルニ、日本カイワイノ海ハ、浪アラク逆風ガ吹テ、其海中ハト云ヘバ、淺瀨ガ有タリ、巖石ガ多クテ、中々寄テモ付レヌ荒海デ、大船ヲ入ル處ガナイ。其ウチ只一箇處、長崎ノ湊ト云ガ有テ、是ハ少シハ大キイ船モ入ルニヨケレドモ、其入口ガ窄マリ、樣々ニ曲ツテ、ヨク鍛錬シタル船主デモ、ワルクスルト乘ソコナフ處ジヤ。然レドモ是ヨリ外ニハ、トントヨキ湊ガナイ。又海ガ其通リジヤニ依テ、外國カラ攻テモ、勝レヌヤウニ、是モ天ツ神ガシテ置レタノジヤ。又其國ニ人ノ多イコトハ、言語モ及ビガタイコトデ、海邊ヲ見レバ、人民夥シク、大小諸ノ舟ノ繁多ナルコト、是

〔交易〕易經繫辭傳に「日中爲レ市、致二天下之民一、聚二天下之貨一、交易而退」と見えたり。

〔天津神樣〕爰にては高皇産靈尊、神皇産靈神をいふ、日本書紀神代上に「一書曰、天神謂二伊弉諾尊伊弉冉尊一曰、有二豐葦原千五百秋瑞穗之地一、宜二汝往而脩一レ之、廼賜二天瓊矛一」と見えたり。

〔風俗〕風は上の化する所、俗は下の習ふ所也、孝經廣要道章に「移レ風易レ俗、莫レ善二於樂一」とあり。

〔鍛錬〕鍛錬を猶成熟の義となすは、工冶陶鑄鍛錬して之れをして成熟せしむるが如き故にいふ也。

〔辟易〕おそれ縮くなり。史記項羽紀に「赤泉侯追二項王一、項王瞋レ目而叱レ之、赤泉侯人馬俱辟易數里」とあり。

〔濱田彌兵衞〕野史に「濱田彌兵衞、弟小左衞門、兄弟貪性剛强、有二智量一以レ俠鳴レ邑、毎以レ克レ人爲レ愉、茂房常愛二育兄弟一、兄弟亦敬二事老父一、於レ是皆共相謂、我邦常以二豪强一、有レ名二于海内一、而今被レ辱如レ斯、不レ可レ不レ報矣、云々、與二小右子新藏一、及從者十八人云々」とあり。

〔代官〕貞丈雜記に「今の世の代官とは田舍の農民を支配して年貢をとり立て算用する者をいふ」とあり。

ハ國中ノ人ガ盡ク、海邊ニ住居シテ、陸地ノ方ハ更ニ人ハナク、空虚ダラウト思フヤウダガ、ナントサシモ大クハナイ國デ、斯ノ如ク莫太ニ人ノ有ルト云フハ、コリヤトント理外ト云フモノダ。又城廓家居ガ建續テ、トント一連ノヤウニ成テヰル。尤何村々々ト云ヤウニ、其處ニ名ハ有ケレドモ、是ハ古ヘ別々デ有タ故ノコトデム。今ハ一連ニ成テ居テ、唯其古キ名ヲ失ハヌバカリノコト、實ハ家居ガ一續キジヤト云テアル。是ハ實ニサウデ、外國ヘ渡ツタ人ノ話ヤ、外國ノ書物ヲ見ルノニ、唯メツタニ廣イバカリデ、空地ガ多ク、夫ユヱニ不辨理ナコトバカリ。又外國ハ大キイニ合セテハ、漢ヲ初メ、人ガイカウ少イデム。扨云ニハ、日本人ハ、大膽ト云テヨカラウカ、英雄ト云テ宜ラウカ、メツポウ强イ氣象ガアル。ソリヤナンジヤト云ニ、敵ノ爲ニ打負ルカ、若クハ敵ヲ覘フコトガ有テ、其ヲ報ユルコトガナラヌト、爰デ少シモ辟易カズ、云ハヾ平氣デ、自身ニ腹ヲ搔切テ死ヌ、事ニ臨デ命ヲ惜マヌコト此通リジヤ。又日本人ハメツポウ、豪傑ダトイフ證據ニナルベキ事ハ、彼七人ノ若士ガ、臺灣ノ國デ、トンダ豪傑ナル振舞ヲシテ、此方ノ國々ヲ、膽ヲ潰サセタコトガアルト云テ、カノ濱田彌兵衞ラガ働ノコトヲ書テアルデム。是ハ寛永年中ノコトデ、其頃ハ御國カラモ、勝手次第ニ、外國ヘ船ヲ出シタル時分デ、長崎ノ代官、末次平藏ト云人ガ、天竺ノ方ヘ、交易ノ船ヲ出シタデム。所ヲ其砌臺灣ハ、阿蘭陀デ持テ居タ時デ、カノ末次氏ノ船ヲ、其國ノ者ドモガ出テ嘲弄シ、剩ヘ積物ヲ、奪取ウトサヘ致シタデム。仍テ此方ノ船ノ者モ、甚憤ツタナレドモ、向ハ大船デ、シカモ武器鐵

砲ナドヲ以テ、プス〲ヤツテヰル。此方ハ只ノ交易船ノコト故ニ、ハカ〲シキ兵器モナイカラ、無念ヲ堪ヘテ、サマ〲ニ上手ヲ云ヒ、品々ノ物ヲ與ナドモシテ、辛クシテ長崎ヘ逃歸タガ、此事無念デ堪ラレヌ故ニ、ソノ事ヲ有ノ儘ニ、末次氏ヘ申シタ所ガ、平藏甚ノ大和心ノ人デ有タル故ニ、勃然トシテ大ニ怒リ、ニツクキ夷ドモガ行狀カナ、我計フベキ旨有リ、ミヨミヨ此後ワガ國ノ船ニ、彼國ノ者ドモガ、指モサヽヌヤウ目ニ物見セテクレンズト申テ、則支配内ノ町人ニ、右申タル濱田彌兵衛、同ク弟新藏ト云フ剛强ノ者ヲ呼デ、此事ヲ具ニ語リ、カノ夷ドモノ、我船ニ不屆ヲイタシタルコト、我意趣ニ似テ私事ニアラズ。其故ハ、先第一ニ、萬國ニ英雄豪傑ノ國ト稱譽ヲ取タル、此御國ノ恥トナルコトジヤ。此後又イカナル不屆ヲ爲ンモ計リ難ク、扨ハ往々佗國ヘ船ヲ出ス妨トナルコトジヤニ依テ、其分ニハ捨置レズ、彼等ガ目ニ物見スルヤウ、何分ヨロシク頼ムト申タ所ガ。此兩人ハ元ヨリ、カノ大和心ノ大丈夫デ、カヤウノ事ニ當テハ、中々五分デモ引氣ノナキ者ドモ故ニ、夫ハイト易キコトナリ。斯ヤウ斯ヤウノ手段ヲ致シテ、彼等ガ膽玉ヲ拔テ參ラン、御心安カレト申シテ、心安ク請合ヒ、彌兵衛ガ子ノ彌左衛門、外ニ四人ヲ談ラヒ、都合七人ノ豪傑者ガ、商人ノ體ニ出立テ、シロ物ヲ積入レ、カネテ渡海ハイタシ、海路ニハヨク熟シテヰルコトユヱ、大船ニ眞梶シヾヌキ、烈風ニ帆ヲ上テ、日ナラズ臺灣ノ國ヘ著船イタシ、交易ノコトヲ云入タデム。所ガ彼國ノ者モ、始メハ心ヲ許サナンダト申スコトデム。然レドモ能シタヽメタルコト故ニ、異キ體ニモ見エヌカラ、

〔鐵砲〕本朝軍器考に「世に鐵砲といへる物は龜山院御在位の時、文永の比ほひ、蒙古襲來の日その名始めて聞えたり、されど此物今の代の制にはあらず、宋代にありつる旋風、單梢、虎蹲などいふ火砲とこそ見えたれ、なべて世に今ある物の、西洋の國より來れる始、人々の傳ふる所同じからねば、何れが眞ならんも、わきがたし、まづ種子島といふ物は、大隅國よりぞ始りたる云々、後奈良院の御在位の時天文十二年八月廿五日云々と見えたり。

〔弟新藏〕前頁頭註濱田彌兵衛の條下を見るべし。

〔胸先へ云々〕野史に「把レ刀當ニ胸心一、新藏等各手揮レ刀、格傷頗多、左右紅毛皆脫去、室中鼎沸、群夷爭起執レ刀前、彌兵衛奮レ臂曰、吁毛漢奴、捺レ手則我必刺ニ乃貪一、衆辟易不レ得レ前或將レ發ニ佛郞機一、彌兵衛曰、莫レ用ニ巨砲一、莫レ使ニ舶艤一、若不レ從則刺矣」と見えたり。

〔十二歲云々〕野史に「即出ニ主宰子十二歲者一、請レ代レ之、且與謂、他日對ニ本邦一、不ニ敢背一レ命矣、兄弟執ニ其子及紅毛數人一而歸、次年捕ニ他日所ニ徒掠一毛漢一而戮レ之、叩頭謝レ罪、於レ是茂啓悉還歸、主宰子死ニ于獄中一云々」と見えたり。

ソコデ國王ヘ其事ヲ言上タデム。其時分ノ國王ハ、尤阿蘭陀ヨリ附置テ、先刻申タル代官デ、名ハ「ヒイトルモイツ」ト云者デ有マシタガ、何ノ心モナク對面致シテ、其交易ノ物ヲ吟味シテ、直段ヅケナドヲイタシテ居ル所ヲ、彌兵衛ハヨキ圖ヲ見マシテ、電ノ如ク飛懸テ、其國王ヒイトルモイツヲ、取テ押ヘテ挫ギツケ、懷ニ匿シ持タル脇指ヲ、拔ヨリ速ク、ヒイトルモイツガ胸先ヘ指付マスルト、カノ弟新藏、マタ悴ノ彌左衛門ノ兩人ガ、同ク拔ツレテ立上タデム。是ヲ見ルト、側マハリノ夷ドモガ、逃出モアリ、泣モ有リ、イヤ是ハ大變、ピイ〳〵パア〳〵、ナチウル〳〵ト云テ閙キ、椽ノ下ヘ駈コムモアリ、其内ニ、カノ外ニ居タル四人ノ者モ拔ツレテカケ入ル。城中ノ騷動云バカリナク、實ニ潮ノ涌ガ如クデ有タト云マスガ、サウデ有リマシタラウ。然レドモ彼七人ノ豪傑者ガ、刀ヲ拔持テ、其勢ノ猛ナルニ恐レ、且少シニテモ敵對イタシタナラバ、ヒイトルモイツガ、直ニ刺殺サレサウダカラ、寄付レモセズ、國王ヲ助ケヤウモ無イ故ニ、只パア〳〵ト云テ、肩デ息ヲツイデ居ル。所デ彌兵衛ハ、其國ノ語ニモ達シテ居タルコト故ニ、大地モヒヾクバカリノ大音ヲ發シテ、先靜マリ居レ、ト叱リツケテ、扨シトヤカニ、彼不屆ノ始末ヲ咎メタル所ガ、國王ガ誠ニ戰ヒ恐レテ詫言ヲイタシ、其者共ハ、只今ハ佗國ヘ行テヲルニ依テ、歸リ次第重キ刑ニ行テ、罪ヲ謝シマセウガ、夫マデノ人質ニ、我ガ一子ヲ上テ置マセウカラ、ドウゾ我命ハ免シテ下サレト云テ、十二歲ニナル男子ヲ差出シ、今ヨリ以後貴國ノ船ヘ、指ザシモ致サセマイト、海山カケテ誓ヲ立ル故ニ、彌兵衛ハ、其國王

チバ許シテ、人質ノ男子ヲ引立テ、我船ヘ乘セ、長崎ヘ歸タコトガアル。此事ガキツク萬國ノ評判ニ成テ居ルデム。扨又イフニハ、日本ノ地ガ自然ニ堅固デ、カツテ外國ノ寇ヲ恐ルベキコトガナイ。希ニモ彼蒙古ノ世祖ナドノヤウニ、日本ヲ攻タ者モ有ケレドモ、トント勝コトガデキヌ。世祖ガ萬將軍ト云者ニ、大小ノ船ノ數三千五百艘ニ、軍士二十四萬ヲ授テ、日本ヲ攻ニヤツタ所ガ、其浦ヘ著クト、暴風烈ク吹テ、夫ホド強大無敵ナル軍船、及ビ船中ノ軍兵、盡ク打碎カレタコトモ書テアル。コレモ相違ノナイコトデ、北條時宗ノ政事ヲ執タル時分、弘安四年ノコトデ、此世祖ト云ハ、蒙古ト云フカラ出テ、カラ中ヲ攻取リ、其勢ニ乘テ、御國ヲモ下ニ屬ヤウトテ、度々降參ノコトヲ云テヨコシタナレドモ、御取上ナカツタ所ガ、猶シツコク云テヨコシタル故ニ、其使ニ來タル者共ノウチ、宗ト有ル者ドモヲ、皆鎌倉ノ由比ガ濱ヘ引出シ、首ヲ打切テ、獄門ニ懸ラレタデム。所ガ殘リノ者ドモガ歸テ、其事ヲ申タル所ガ、彼ホコリニ誇テ、勢ヒノ強イ蒙古ノコトユヱ、大キニ腹ヲ立テ、此通リ攻テ來タデム。其トキ伊勢ノ大御神ヲ始メ、諸社ヘ勅使ヲ立ラレ、御祈モ有タル所ガ、伊勢ノ風ノ宮ノアラタナル御告ガ有テ、大ニ神風ヲ吹起シ、彼船ドモヲ、一夜ノ内ニ吹覆シテシマツタデム。其時フシギナルコトハ、白衣ヲ著タル神人ノ船ガ、彼大風ノ中ニ見エテ、ケシカラズ働イタト云フコトデ、是ハドコカラ出タトモ知レズ、定テ神々ノナサレタ事デ有ラウデ、此時攻來ツタル軍勢ノ内、生殘テ歸タ者ガ、只三人有タト申スコトデ、是ハアノ方ノ書物ニ書テアル。是モ不思議ナコトデ、其神風

〔蒙古ノ世祖〕和漢三才圖會に「大元蒙古姓索兒只斤、名帖木眞、爲ニ太祖一稱レ帝居ニ沙漠一、爲ニ胡國主一、四代至ニ世祖一（忽必烈王）始遷ニ都燕京一、幷ニ合諸部一平レ宋混ニ一天下一、居ニ中國一、九十三年至ニ順帝一、共十四主（百六十二年）順帝歸ニ沙漠一國亡」と見ゆ。

〔北條時宗〕北條六代の執權也、時頼の子、幼名は正壽、相模太郎と稱す、七歳の時、宗尊親王の宗の字を執りて時宗と賜ふ、弘安七年歳三十七にて卒す、彼の鎌倉の圓覺寺は時宗の創建にかゝる。

〔弘安四年〕歷代鎭西要略には八月朔日と見えたり。

〔金太郎〕坂田金時の幼名也、廣益俗說辯に「天延四年源頼光、上總の任限充ち三月廿一日のぼり給ふに、相模國より足柄山にさしかゝりて見給ふに云々、茅屋のうちに六旬餘の老嫗、廿歳計の童形とたゞ二人居たり云々、老嫗答へて妾此山中に住むこと數ヶ年に及びしに、或時山の頂に上りて寢たりしに夢に赤龍來つて通ずと見て此子を孕み云々」とあり。〔源頼光〕[illegible]に「源朝臣頼光、多田滿仲長子、爲レ人英武果勇、郎黨冠絕云々、治安元年卒、勇士、公時、綱、貞道、季武云々」とあり。

ノ恐シキコトヲ、彼王ニ云聞セン爲ニ、ヤツパリ神ノ御計ラヒカト思ハレルデム。サウナクテハ、廿四萬ノ軍兵、三千五百艘ノ船ガ、一艘モ殘ラズ、ヒツクリカヘル程ノ事ダニ、三人バカリ生テ居ヤウハズガ無デム。」是ニ於テ、サシモノ世祖モコリ〳〵シテ、再ビ手ノ出ヌヤウニ成タデ、是ガ又外國ヘ廣ク知レテ、ドコノ國デモ、舌ヲ振ツテヰルデ、夫ユヱ西洋ノ書物ニモ、此通リ恐テアル。扨又曰フニハ、日本人ガ戰場ニ出テハ、勇敢謀畧ノコル所ナク、軍法正シク、コク大將ノ命ヲ聞テ、進ミ戰フコトヲ悅ンデ、其圖ヲ外サズ。是ラハ此方ガ云マデモナク、後ノ世ニ成タナラバ、自然ト萬國ニ明カニナルコト故ニ、日本人ヲバ恐レ敬フベキコトジヤ。又世ノ習ヒトシテ、トカク太平ガ久シク續ク時ハ、人ガ柔弱ニナルモノダガ、日本ニ於テハ、サウ柔弱ニハ決シテナラヌ訣ガアル。夫ハ國人ガ常ニ古人ノ武勇ヲ慕テ、夫ヲ不斷ノ心得トシ、又子ヲ育テルニモ、其泣トキ、又ハ常ニモ昔ノ勇士ノ物語ヲシテ聞セ、トカク武勇ヲオモニ教訓トシテ、幼イ時カラ、心ニ染ツイテ、忘サセヌヤウニスルト申タデム。是ラハ實以テ外國ノ人ナガラモ、能氣ノ付タコトデ、此御國人ハ、ケツク氣ガ付ンデ居ルコトデ、イカニモ此人ノ云ニ違ヒナク、ヨク氣ガ付タト云フ訣ハ、今ノ世モサヤウダガ、昔カラ子等ダマシノ一ツ咄シニ、金太郎ト云ハ、山姥ノ子デ、熊ヤ狼ヲ引擘タノ、或ハ源ノ頼光ハ、大江山ト云ヘ行テ、四天王ノ人々ト共ニ、酒吞童子ト云鬼ヲ退治シタノ、俵藤太秀鄉ガ、蜈蚣ノ王ヲ射殺シタノ、マタ桃太郎ガ、日本一ノ黍團子ト云ヲ食テ、力ガツイテ、是モ鬼ガ島ヲ平ゲタノト、トカク子ドモノ

内カラ、武勇ニナル爲ダト見エテ、勇マシイ事バカリ言テ聞セ、マタ近頃ノ草册子ニハ、色々トシヤラクサイコトモ有ケレドモ、三四十年モ以前マデハ、目玉ガ大キクテ、腕ヤ脛ニフシコブ立タル、武者繪ノ册子ガ多カツタ物デ、是ハ古人ノ深ク考ヘテ、シタルコトデモ有マイカナレドモ、御國ノ人ハ、自然ト武強ク、勇シイコトヲ好ム故デ、何ニモ是ラハ結構ナコト、行々く萬々歳モ、此ヤウニ有タイモノデム」扨又曰フニハ、大人同士ガ集レバ、先古人ノ武功ノコトヲ、談ジ合コトヲ第一トシ、夫ヲ委ク評論シテ、キツク感心シテ、事有レバ、夫ヲマネヤウト心ガケ、又兵器ト云テ、戰ノ道具ニモ乏クナイ。遠クニ居テ戰フニハ、弓有リ鐵炮アリ、又手ト手トヲ交ヘテ戰フニハ、鎗ト刀トヲ用フル。別シテ其刀ノ鋭ク切レルコト、一刀ニシテ、人體兩斷トスル程ノコトジヤト、キツク魂消テ有ケレドモ、マダ〳〵コンナ事デハナイ。二胴ギリ三胴截リナドト云テ、土段ヲカケテ切拂フナド云ヤウナコトガアル。扨是ハヨキ序ジヤニ依テ申マスガ、御國ノ刀ガ萬國最上デ、夫ユヱ外國人ノ欲ガルハ云マデモ無コトデ、ナント同ジ鐵デスル物ダガ、ドウシテ御國ノ刀ニ限テ、サヤウニ良カラウカ、鍛ヤウト云テモ、外國ノ人ハ、別シテ工夫ヲ凝スコトナレバ、劣サウモ無コトナレドモ、爰ガ風土ノセイデ、別シテ刀ハ、萬國ニ勝レネバナラヌ訣ガ有テ、此事ハ先年委ク考テ、別ニ書テ置タケレドモ、今其大略ヲ申サバ、先御國ハ、段々申トホリ、萬國ノ元首則カシラデ、人體デ譬ヤウナラバ額ノ處、マタ刀デ云ヘバ、其切先ノヤウナ物デ、殊ニ天地初ノ時ニ、天津神高皇産靈神様ガ、天ノ沼矛ナ、伊邪

〔弓〕矢を發射する武器也、幹と弦とより成り、其製法に依りて種々に分れ、卽ち丸木弓、白木弓、側白木弓、塗弓、蒔繪、村搭弓、重籐弓、塗籠籐弓、糸裏弓、節卷弓、梔弓、檀弓、梓弓等あり。

〔鎗〕倭訓栞に「やり、全浙兵制に鎗を譯し、戈鎗をかたやりと譯せり、使ふ貌をもて名づくる也、俗に鑓と書くは訓によりて造れる字也、直鎗、十文字鎗、鍵鎗、鎌鎗、管鎗等の品あり」と見ゆ。

〔刀〕古事記傳に「斷(タチ)の意にて名づけたり、字も劍とも太刀とも刀とも通はし書きて差別なし」とあり

〔矛ノ滴云々〕日本書紀神代上に「廼以二天瓊矛一指下而探之、是獲二滄溟一、其矛鋒滴瀝之潮凝成二一島一、名之曰二磤馭慮島一」と見えたり。

〔八尋矛〕二五頁頭註比々羅木八尋矛の條を見よ。

〔天ノ叢雲ノ御劒〕六十三頁頭註草薙劒の條下を見るべし。

〔有徳院〕徳川八代將軍吉宗をいふ、和歌山の城主贈従一位光貞の第三子也、小字は源六、又た新之助と稱す、正徳六年八月將軍家繼の薨去により職を繼ぐ、天下稱して徳川中興の將軍となす、寶暦元年六月歳六十八にて薨す。

那岐伊邪那美二柱ノ神ヘ下サレテ、國ヲ造レト仰セ付ラレ、又二柱ノ神ハ、其矛ヲ指下シテ、御掻ナシナサレテ、其矛ノ滴リ凝テ島ト成テ、夫ガダイト爲テ出來タル此御國デム。皇産靈神ノ御授ケ遊バスニ、御品コソ有マセウニ、矛ヲ下サレタニハ、深キ御謂ノ無ラウ筈ガナイ。コリヤ凡人ト成タル今ノ心デハ、何ニトモ計ラレヌコトナガラ、御國ノ自然ト堅固デ、人ノ武強ク勝レテ居ノモ、先アラカジメ爰ニ芽ガ見エルデム。又此後大國主ノ神モ、八尋矛ト云ナ御杖ナサレテ、御國ヲ御經營アソバシ。扨御國ヲ皇孫ノ命へ、御讓リアソバサル、時ニ、其御矛ヲモ、進セラレ、此矛ヲ以テ御治ナサラフナラバ、天ノ下ハ安ラカニ、治ルベキ由ヲ仰ラレテ、差上ラレタデム。カヤウ仰セラレタニハ、是マタ必フカク妙ナル由縁ノ有サウナコト、又朝廷ノ御守リ、天津日嗣ノ御璽タル所ノ、三種ノ神寶ノ一ガ、天ノ叢雲ノ御劒ト申テ、靈驗申スモ更ナル御事デ、是モ甚深キユヱ有ルコトデム。我翁ノ歌ニ、〽世ノ中ノ有ル趣キハ何事モ、神代ノアトヲ尋ネテ知ラユ」ト詠レタガ、實以テサヤウデ、是ラノコトモ、トツクリト考ルト、言外ニイヒ出難キ旨味アル事ナレドモ、彼生漢意ノ人ナドハ、何ト聞受ラレマセウカデム。又町人百姓ニ至ルマデ一腰ヅツ挾ンデヰル。コリヤ外國ニハ餘リナイコトデ、自然ト云ガ則神ノ御心デ、押並テ武強イノデ、古クハ町人モ、皆刀ヲサヘ佩テアルイタト云コトデ、既ニ享保年中、スナハチ有徳院樣ノ御代ニ、町人ノ輩ガ脇指ヲサシテ居ノハ、何頃ヨリノコトジヤ、控デモ有ルカト御尋ガ有タル所ガ、トント知レズ。何時カラト云コトナク、久シク佩來ル、剰ヘニ、以

前ハ刀ヲモ佩タル由ヲ、町奉行マデ申上テ、其後イヨ〳〵御構ヒナク、今ニ佩ヲルコトデム。扨又云ニハ、此通リ國強ク人強ク、物ガ足ウヅナラバ、外國ト交ルハダメナコトジヤ。夫故チヤント國ヘ鎖ヲシテ、交易ヲセマイト云ノジヤ。自然ト此理ヲ日本人ガ覺エタモノジヤ。其自然ト云ガ、實ハ天ツ神ノ敎ジヤ。イデヤマタ、日本ノ福有ナルコトヲ具ニ云ハヾ、マヅ第一ニ、地方ガ殊レテ中正デ、夫ユヱ南ナル國々ノヤウニ、暑クテドウモナラヌト云ヤウナコトハ無ク、又北國極寒ノ、ドウモナラヌト云ヤウナ寒サモナイト、又是ハ云フニ及バヌ事ジヤガ、諸ノ國ノ肥澤テ、歡ブベク樂ムベキハ、天ノ度數ニ取テハ、北緯三十度ト四十度トノ間ニアルニ及ハナイ。日本ハチヤウド、夫ニ當テヰル。又或人ガ難ジテ、日本ハ嶮岨デ石ノ多イ國デ、マタ尖ナル高山ノ多イ國ジヤニ依テ、其國人ガ拔群ノ苦勞ヲセズバ、物ハ出來マイト云ダラウガ、夫モマタ天津神ノ御心デ、此國ヲ殊更ニ惠ンデ、サウシテ置レタモノジヤ。其故ハ、サヤウニ嶮岨デ、民ノ耕作ニ骨ノ折ルノハ、則結構ナコトデ、一體人ト云モノハ、勞セズ働カズニ居テハ、體ガ倦デ、病ガ發ル譯ノ物ジヤト云テ、其譯ガ委ク書テアルデ、扨其譯ジヤニ仍テ、此通リ天津神ガ、此國ノ人ヲ、身體スコヤカニ骨ヲ折シテ、頭腦ハ人間ノ、神魂ノ居ル處ジヤニ仍テ、其頭腦ヲ穎敏ト云テ、サトクスコヤカニシテ、其神氣ヲ發明サセヨウト云ノ御心ジヤ。中中以テ、カノ天竺ノ國ナドノヤウナ、熱國クロンボノヤカラガ、自然生ト云テ、ヒトリデニ生テヰル草木ヲ類ミニシテ、其命ヲツナギ、殆鳥獸ニ等キ者ドモト、一ニハセヌト云天ツ神ノ

〔町奉行〕市中の民政を掌る武家の職名也、江戸幕府の制に、江戸京都大阪駿府の四市に之を置けり、此職もと諸大名家に起り、鎌倉室町兩幕府には檢斷奉行、地奉行ありて其の事を掌りしが、江戸幕府の時、始めて之を任補し重職となせり。

〔神魂〕漁樵對問に「氣行則神魂交、形返則精魂存、神魂行ニ於天一、精魂返ニ於地一」と見えたり

〔發明〕開發彰明する義なり、後漢書徐防傳に「詩書禮樂、定レ自ニ孔子一、發ニ明章句一、始ニ於子夏一」と見えたり。

〔頭腦〕腦髓也、頭蓋骨内に在る故に云ふ。

「佐渡カラ金」武德編年集成に「慶長九甲辰八月十日大久保石見守長安伏見に至りて、其の司る所の佐渡國山嶽、益〻砂金を出す事夥しき旨言上す」五年以前庚子迄上杉景勝佐州を領せし時は、僅に砂銀出でけるが、辛丑に神君の公領と成り、石見守接檢して壬寅一ヶ年に出る所萬貫目也」とあり。

「粟散國」翻譯集に「日本を東方粟散國とするは元亨釋書目錄が語に見ゆ佛氏の私說なり、百國に足らざる島とし、二百以下を粟散國とすといへり、仁王經に中下品善粟散王」と見えたり。

御心ジヤ。又或人難ジテ、日本ノ土地ハ、カシコヤコヽデキギレテヰテ、言ハヾ諸ノ島ヲ、寄合セタヤウナ國ジヤガ、コリヤナント、惡イ國デハナイカ、ト云者モ有ウガ、是モ又天津神ノ御心デ、殊更ニ日本ヲ御惠ナサレル證據ジヤ。其故ハ、日本ノ國々ノ離レテヰルノハ、譬ヘバ此大地球ノ國々ガ、遠ク放レテ有ルヤウナモノデ、サウ放テヰルト、其國々ニ依テ、產物ガ各各チガツテ色々有用ノ物ガ出來ル。夫デ日本一國トシント、外國ノ物ヲ望マズトモ濟ヤウニ、神ノ爲レタモノジヤト云テ、御國ノ國々ノ產物、美濃尾張ノ米ガ好イノ、佐渡カラ金ガ出ルノト云コトヲ委ク云テ、又諸ノ細工ノ、萬國ニ勝レテヰルコトヤ、何カ此外ニモ、夥シク贊テ有ルデム。ナント遙ニ西トモ西ノハテナル外國人ノ、カホド迄ニモ、御國ノ實以テ神國デ、萬國ニ殊レテ、結構ナ國ト云フコトヲ覺エテヰルコトジヤニ、其國ニ生レテ、其國ノ事ヲ知ラズニヰルト云ハ、口惜イコトデム。夫ノミナラズ、是ホド結構ナ國ニ生レナガラ、外國ドモヲ贊テ、ヨイ國ジヤ、强イ國ジヤナド思テ、其外國ノ奴原ナドガ、御國近クノハナレ島ヘデモ、生ゴシヤクナ事デモ爲ルト、驚イテ、眉ヲ顰メナンドスル者ガ有ル。コリヤ一向ハカナイ愚ナコトデム。然レドモ是ハ御國人ノ、底心カラサウデハナイ。皆外國ノ學問ヲ、ワルクシタル輩ノ、惡弊ヲ弘メルカラノコトデ、其ハ先佛者ハ、天竺バカリヲ贊テ、彼國ハ佛ノ本國デ、尊イ國ジヤ、我國ハ東方粟散國ト云テ、東方ノ海ヘ、粟粒一ツヲ流シタヤウナ國ジヤ、ナドト云テ騷グ。マタ儒者ハ、漢土ヲ稱テ、彼國ハ聖人ノ國ジヤ、中華ジヤ、我國ハ小國デ、且夷狄ト云テ、エビス

〔阿蘭陀ノ學問〕新論に「近時又有ニ一蘭學者一、其學本出ニ譯官一、不レ過下讀ニ荷蘭字一、以解中其語上、本無レ害ニ於世一者、而耳食之徒、謬聽ニ西夷誇張之說一、云云」とあり。
〔蝦夷〕日本書紀に「東夷之中、蝦夷是尤强焉、男女交居、父子無レ別、冬則宿レ穴、夏則在レ樔、衣レ毛、飲レ血、昆弟相疑、登レ山、如ニ飛禽一、行レ草、如ニ走獸一、承レ恩則忘、見レ怨必報、是以、箭藏ニ頭髻一、刀佩ニ衣中一、或聚ニ黨類一、而犯ニ邊界一、或伺ニ農桑一、以略ニ人民一、擊則隱レ草、追則入レ山、云々」とあり。
〔戎狄〕永記に「西方曰レ戎、北方曰レ狄」とあり。

國ジヤ、ナドト云テ、御國ヲ陋メル。又近頃ハヤリ初タル、阿蘭陀ノ學問ヲスル輩ハ、ヨク外國ノ樣子モ知テ居ナガラ、其中ニハ、心得違ヒヲシテ、又ヤミクモニ、西ノ極ナル國々ヲ贔負シテ、譬ヘバオロシヤハ大國ジヤ、夫ニ人ガ利發デ、其上火術ト云テ、鉄炮ヤ大石火矢ヲ妙ニ用ツテ、夫デ百里モ先ノ城郭ナドヲ、一打ニ潰シテシマフ。日本グラヰノ小國バ、コナミヂンニモスル程ノコトダカラ、ケウトイ物ジヤナドト云テ、其圖ヤ、或ハ萬國ノ繪圖ナドヲ出シテ、此通リ日本ハ小國ジヤ、ナドト云テ驚カス。既ニ先年蝦夷ノ放レ島ヘ、海賊ガ來テ、盜ミヲシテ行タト云フ、噂ノ有タ時ナドガサウデム。コリヤ皆神國ノ神國タル故ヲ知ラズ、御國ノ國體ニ昧イカラノコトデ、マダシモ其己々ハ、人ノ國ノ世話バカリヲシテ、國體ニ昧イコトハ、不便ナガラモ爲方ガ無レドモ、其オノレガ、オゾケ魂ヲ世ニ廣メテ、普クノ人ニマデ、サウ思ハセルガ憎イデム。然レドモ御國ノ人ハ、彼ケンプルモ申タトホリ、自然ニ雄々シク武強イコトユヱ、其外國ヲ強イカノヤウニ思フノモ、實ハ外國ビイキノ人ニ言立ラレテ、チヨイトカブレルバカリノコトデ、其底ノ心ニハ、此國ハ神國ジヤ、我等モ神孫ジヤ、何ゾ毛唐人メガ、戎狄ドモメガ、何程ノ事ヲ仕出スモノカ、駈散シテヤルガヨイナドト云フ。イヤケシカラヌ強イ物ガ底ニ有テ、コリヤ篤胤ガ申マデモ無クサウデム。中々以テ唐ノ國人ノヤウニ、エビスジヤノ、夷狄ジヤノト云テ、禽獸ノヤウニ卑メタル其夷狄ニ、國ヲ盡ク奪取ラレ、アレ程ノ大國ノ國人ガ首ヲ低テ、其イヤシメタル北狄ヲ君王ト敬ヒ、今ハ國中ノコラズ、ケシ坊主ニサレ

〔心法ヤ悟道〕三頁頭注心法悟道の條を見よ。
〔地獄〕又た不樂・可厭、苦具、苦器、無有等ともいふ、大乘義章八末に「言ニ地獄ニ者、如ニ雜心釋ハ、不可樂故名爲ニ地獄ハ地持中釋、増上可厭故爲ニ泥犂ハ泥犂胡語、此云ニ地獄ハ不樂可厭其義一也、此兩釋皆對ニ厭心ハ以彰ニ其過ハ若ニ是當相釋ニ其名義ハ若正言レ之言ニ地獄一者就レ處名也、地下牢獄、是其生處、故云ニ地獄一」と見ゆ。
〔仁義〕朱熹の孟子序說に「程子曰、孟子有ニ功ニ於聖門ハ不レ可ニ勝言ハ仲尼唯說ニ一箇仁字ハ孟子開レ口便說ニ仁義一」とあり。

テシマツタガ、サ、コンナ腰ヌケハ、御國ニ累テ一人モ有マイデム。世ニハイケラモ、道ヲトクノ、敎ヘルノトキ、弘メル人ガ有ル。夫ヲ聞クト、大抵ハ儒者デ、ワル賢ク狹イコトヲ說チラス。又道學者ナドト、事々シキ名ノル輩ハ、心法ヤ悟道トカ云ヤウニ、佛臭ク地獄クサイ事ヲ弘メテ、人ニ不人情ヲ示シテ、ヤクタイナシノ腰ヌケ根性ニセウト爲ル。ソノ言フ處ヲチヨイト聞クト、尤ラシク聞エルヤウナレドモ、能考ヘテ見ルト、大抵ハ、誠ノ道ニ乖ケテヰル事バカリ云テ居ルデム。ソンナラバ、其眞ノ道ト云モノハ、イカウ六カシイコトカト云フニ、一向ムザウサナ物デ、彼心法ヤ悟道ヤ、聖賢ノマネナドノヤウニ、出來ニクイモノデハ無ク、大道ヲ何ノ障リモ無ク、大手ヲ振テ步行レルヤウニ、誰シノ人ニモ心安ク出來ルコトデ、ミンナガ知ラズ〳〵、其道ヲ步デヰル。ソリヤドウジヤト云ニ、誰モ〳〵生レナガラニシテ、神ト君ト親ハ尊ク、妻子ノカハイヽト云コトハ、人ノ敎ヲ借ンデモ、ミゴトニ知テヰル。人ノ道ニ闇ルコト、言モテ行ケバ、多端ノヤウナレドモ、實ハ是カラ割出シタヤウナモノデ、先日モ申ス通リ、其元ハ、皇産靈神ノ御靈ニ因テ、出來ル人ジヤニ依テ、其眞ノ情モ、直ニ產靈神ノ御賦ナサレタ物デ、夫故ニ是ヲ性ト云デム。此事ハ唐ノ古キ人モ、ヨク眞ノ道ニ眼ノ付タ人ハ、一速ク云テオイタコトデ、中庸ニ、天ノ命コレヲ性ト謂ヒ、性ニ率フ之ヲ道トイヒ、道ヲ脩ムル之ヲ敎ト謂フトアル。此意ハ、人間ニ生レルト、生レナガラニシテ、仁義禮智ト云ヤウナ、眞ノ情ガ、自ラ具ッテヰル。是ハ天ツ神ノ御賦下サレタ物デ、則是ヲ人ノ性ト云フ。此性ノ字

〔性〕論語陽貨篇に「性相近也、習相遠也」と、又中庸首章に「天命之謂レ性」と、又孟子に「孟子道二性善一、言必稱二堯舜一」とあり、又た荀子性惡篇に「人之性惡、其善者僞也」と、又た楊子法言に「人性善惡混、脩二其善一則爲二善人一、脩二其惡一則爲二惡人一」と見え、又二程全書に「性相近也、言二氣質之性一、非レ言二性之本一也、若言二其本一、則性卽理、理莫二不善一云々、性卽理也」とあり、傳燈錄達磨傳に「作用是性」と見ゆ。
〔大和心〕倭訓栞に「日本魂也、一條禪閤の說に日本の目あかしといふ意也とぞ」とあり。

ハ、ウマレツキト訓ム字デ、扨夫ホドニ結構ナル情ヲ、天津神ノ御靈ニ因テ、生レ得テヰルニ依テ、夫ナリニ僞ラズ枉ラズ行クヲ、人間ノ眞ノ道ト云ノ。又其生レ得タル道ヲ、邪心ノ出ヌヤウニ脩シ齊ヘテ、近クタトヘヤウナラバ、御國人ハ自カラニ、武ク正シク直ニ生レツク、是ヲ大和心トモ、御國魂トモ云デム。然ルヲ他ノ國々ノ小ザカシキ教語ヤ、或ハ御國ヲ忘レテ、外國ヲ慕フヤウナ、生レモツカヌ情ガ添フト、其ヲ說サトシ、イヤサウデハ無イ、カウデハナイト、元ノ性ニ思ヒ返シ、思ヒ直サセルノヲ、教ト云デム。先カヤウノ趣デ、ナント眞ノ道ト云モノハ、此ヤウニ安ラカナ物デ、返スゞヽモ生サカシラナ眞似ヤ、心法ジヤノ、悟道ジヤノト云ヤウナ、佛クサク、シヤラ臭イコトハ、サラリト止テ、ドウゾ此大和心、御國魂ヲバ、枉ズ忘レズ脩シ齊ヘテ、直ク正シク、淸ク善シイ大和心ニ、磨キ上タイ物デム。古人ノ歌ニ、〽武士ノ取佩ク太刀ノツカノ間モ、忘レジト思フ大和魂、」ト云ガアル。此歌ノ心ハ、武士タル者ノ、常ニ腰ヲ放タンデヰル太刀ノ如ク、身ニ引ソヘテ、又束ノ間モト云ハ、直ニ太刀ノ柄ニイヒ挂テ、少シノ間モト云コトデ、少ノ間モ大和心ヲバ、忘レマイト思フテヰル、ト云ノ意デム。又我鈴屋翁ガ、ミヅカラノ畫像ノ上ニ書レタル歌ニ、〽師木島ノ大和心ヲ人トハヾ、朝日ニニホフ山櫻花、」ト詠レタデム。マヅ師木島ト云フハ、直ニ御國ノコトデハ有ケレドモ、古カラ、大和ト云フ時ノ枕詞ニオイタモノデ、コヽモ其通リデム。一首ノ意ハ、モシ人ガ此方ニ、君ノ心ハドウデゴザルゾ、又大和心ト云ハ、ドウシタ趣デゴザルト問タナラバ、答ヘテ、大和

〔本立テ道生〕五倫の道は孝悌の本立つて然る後に生ずるをいふ、論語學而篇に「君子務レ本、本立而道生、孝弟也者、其爲レ仁之本與」と見えたり。

〔我ガ翁ノ著〕その主なるものを擧ぐれば、古事記傳、古訓古事記、玉匣、神代正語、馭戎慨言、神代紀髻華山蔭、歷朝詔詞解、大祓詞後釋、天祖都城辨々、國號考、眞曆考、漢字三音考、字音假名遣、萬葉集玉能小琴、古今集遠鏡、源氏物語玉の小櫛、玉勝間、玉鉾百首、鈴屋集等也

〔家ノナリ云々〕家ノナリは家業の意也、家業を怠る勿れと也。

心ト云フモノハ、春山ノ櫻ノ花ノ、タント美シク咲テ有ル所へ、朝日ノサシ登ルマヽニ、其花ヘキラ〳〵ト映リテ、照相フヤウナ物ジヤ。又ワシガ心モ、其通リデゴザル、ト答ヘルト言レタノデ、ナント美シク潔ヨク、匂ヒヤカナル物モ多キ中ニ、是程ウルハシイ事ハ有マイデム。譬イヤウナレドモ、素ヨリ御國人ハ、皆々下ノ心ニ、此美シク潔キ心ナ持テ居ルケレドモ、大カタハ外國ドモノ心ニ移リ、其本心ガ曇テキル。是ヲドウゾ磨キ出シテ、元ノ美麗シイ心ニ成タイモノデム。コノ大和心、御國ダマシヒノ磨キガ足ランデ、辛抱ガグラツクト、諸事ノ心得違ヒガコヽカラ出來ル。本立テ道生ト、唐人ノ申タモ、此ラニ叶テキルヤウデム。扨ソノ大和心ノミガキ方ハト云ヘバ、我ガ翁ノ著サレタル書物ヲヨムニ及ハ無デム。然レドモ日々ニ、爲ス業ノ忙ガシイ人々ヤ、イカウ年デモ寄タ人ナドハ、夫モ出來マイカラ、其ヨク大和心ヲ、辨ヘタル人ニ使ツテ聞クガ宜イデム。コリヤドチラニシテモ、至ル所ハ同ジコトデ、〽家ノナリ勿怠リソネミヤビヲノ、歌ハヨムトモ書ハ讀ムトモ、」ト鈴ノ屋ノ翁ハ詠レタデム。マタ翁ノ書カレタル物ニ心サトク心直キ人ハ、善キコト聞ケバ速ケク悟リ、コヽロ遲ク、心ナホカラヌ人ハ、悟レドモ人ニ負ンコトヲ忌テ、エウツラズ得オモムカズテ、生ノカギリ、枯野ノ草ノ、去年ノフルカラ舊キニナヅミテ、淺ミドリ春ノ若菜ノ、ウラ細シキヲバ、摘コト知ラズテ、朽ハツメリト言ハレマシタガ、是ハ實ニ此トホリノ事デ、世間ニ學問スルト云フ人ハ、夥シク有ルコトナレドモ、トカクワルイ癖ガ有テドウモナラン。其クセト云フハ、大カタノ學者ニハアルデム。

彼ヨク世ニモ申スコトダガ、目ヲ卑メテ耳ヲ尊ブ、トカ云フ類ヒノ人ガ多ク有テ、外國ノ人ノ云タコトヤ、又古人ノ言タル事ニバカリ拘ラヒ泥デ、我御國人、マタ近キ世ノ人ノ言タコトヲバ、善說モヨシトハ云ハズ思ハズ、又是ハヨイト思フコトデモ、ヤツパリ先入ヲ改メズ、負ジ魂ニ、カノ毛ヲ吹テ疵ヲ求メ、言ヒ破ラウ〳〵ト致シテ、其心ガヤガテ、學ビノ道ニ乖ケテヰル事ニモ、氣ガ付ンデ居ラル丶人モマ丶有デム。此コトハ、唐ノ人ナドモ、惡イコトジヤト申テ、論語ニハ三四箇條モ誡メテ有ル。サレバトテ、其ヨキ事モ知ラヌ内ハ、ソリヤ爲方ガ無レドモ、苟クモ學問ニ志ノ有ル人ハ、此心バヘヲ常ニ忘レズ、人ニ氣ヲ付ラレタナラバ、改ムルニ憚ルコトナク、速カニ先入ノ惡弊ヲ淸ク捨テ、カノ翁ノ言ハレタル、去年ノ古カラヲバ手折ラズニ、ドウゾ春ノ若葉ノウラ細シキヲ摘ンデ、オタガヒニ、眞ノ道ヲタドルヤウニ致シタイモノデム。又自分バカリデモ無ク、人ニモ語リ聞スノガ、是モ人間ノ眞ノ道デム。既ニ唐人スラ朝ニ道ヲ聞テ、夕ニ死ストモ可ナリト申テ、眞ノ道ヲキカウゾナラバ、朝聞テ、夕カタニ死ンデモヨイト思フホド、嬉イト云フコトデ、唐人スラ此通リジヤモノ、ナント此道、コノ御國ノ有ガタキヲ覺エテハ、人ニモ語リ聞セズバナルマイ。コレ及バズナガラ、篤胤ガ人ニモ勸メル所以デム。是ガ則天津神國津神ヘノ神忠、コレガスナハチ恐レナガラ、天皇マタ大將軍家ノ御厚恩ヲ、粗略ニ思ヒ奉ラザル一端、是ガスナハチ兩親ニ生出サレテ、育テ丶モラヒマシタル恩返シデ、直ニ人間ノ道デ有ラウト存ズルデム。何レモ其御心得デ、ドウゾノ丶、往々モ捨オカ

〔先入〕漢書息夫躬傳に「觀ニ覽古戒一、反覆參考、無下以ニ先入之語一爲上レ主」とあり、又楊文公家訓に「童稚之學、不レ止ニ記誦一、養ニ其良知良能一、當下以ニ先入之言一爲上レ主」と見えたり。

〔毛ヲ吹イテ云々〕小過なども許さず、苛察なるをいふ、韓非子大體篇に「不三吹レ毛而求ニ小疵一、不ニ洗レ垢而察一レ難レ知、不レ引ニ繩之外一、不レ推ニ繩之內一、不レ急ニ法之外一、不レ緩ニ法之內一」と見えたり。

〔朝ニ道ヲ云々〕論語里仁篇に「子曰、朝聞レ道、夕死可矣」とあり。

〔天皇〕舊唐書高宗記に「改ニ皇帝一稱ニ天皇一」とあり。

〔道〕仁義忠孝等の德義をいふ、書經に「道心惟微」と見えたり。

ズ、道ノ學ビニ、怠リノ無キヤウニ、勵ミ勤メラレルガ、第一ノ事デム。

古道大意 下卷 終

馭戎慨言

馭戎概言解題

本書は、直毘靈と同じく、本居宣長の著である。其の主旨は略ぼ同書と同じく、中古以來我が國に漢土の文物制度が傳來してより、內卑外尊の弊次第に高まり、其の極遂に建國の大本を謬り、尊王愛國の美風を失ふに至るを慨し、古來漢土朝鮮等の事を書き傳へたる事の善惡、及び漢土の書に我が國を譏貶せる事などを論じて、國民の覺醒を促したものである。書名は和訓を「からおさめのうれたみこと」と云ひ、後桃園天皇の安永七年(四十九歲の時)、時の攝政の命により奉つたものとのことである。寬政二年の渡邊重名の序、同四年鈴木朗の序が卷頭に添へてある。

宣長の傳記については、「直毘靈解題」に盡してあるから、こゝには省略するが、溫厚、玉の如き彼も、皇學に忠なる餘り、他の學者の非難攻擊を受けたこと少くなかつた。平田篤胤の氣吹舍筆談に、

鈴屋翁岩がくり給ひてのち、彼處、此處に、翁を誹る人共出來にける。此は掛まくも可畏けれども、神代に天照大神天の岩戸にさしこもりましければ、如レ螢火かゞやく神の處を得て、騷ぎける古事に等しく、其が中に儒者どもの誹は、己々が固疾をためられて、辛きめ見たる事の口惜ければ、誹るにて、此は彼の良藥の口にくるしとかいふ類なれば、云ふに足らず、皇國學する輩の中にも、つとめて老翁を誹る者あるは、すべて負おし忌の人々なり、さるは、我が翁の學問のいみじさよ、他國人は暫く措きて言はず、明宮に天の下しろしめし、天皇の大御代に、漢籍渡りまゐ來てのち、皇國に學ぶこと始まりてより、千年を二返りに近かれど、此の老翁ばかり、正しくめでたき學問の筋を建てたる人ある事なし、云々、

と見えて、儒佛の徒に限らず、同學中にも宣長を誹謗したものがあつた事がわかる。

又三草雜筆には、

中古以來、聖代の今に至るまで、明王良相賢人君子の道の成說を一綱に打破して、おもへらく、明良先賢皆上世の道を知りたまはず、たゞ漢國の簒賊を聖人とおぼしたがへて、其の道を尊み其の敎に倣ひて民を撫で世を治めましますは、皇國の本にそむき玉へる大なる過謬なるに、千五六百年の間、世々の識者等、皆漢籍意の穢惡を、誹一人も其の非をさとり改むるもの無かりしを、唯眞淵と己と二人のみ、上つ世の正直の道を

知り明らめて、神代以來の功をなせりと自賛毀他して、後生晩進を驚嚇誑惑し、己が邪路に陥らしめんとする也けり。嗚呼啻古歌記録を讀み覺えたるをたけき事におもひ、卽ち上つ世の道を得て、直日神の靈を賜はり、斯の道の禍をもて直さんと罵りつゝ、聖人を譏ひ聖人を毀り、あまつさへ皇恩を忘れ皇化を嘲りて、泰平の風俗を敗り傷はんとするは、抑々如何なる心ぞや、其の心の狂悖其の言の妖妄、まことに古來所レ未ニ曾聞一の大不敬、其の誅を正さば、拔レ舌刪レ肉の極刑にも處すべき大罪人也。云々。

といつてをる。隨分過激な攻撃である。當時宣長が如何に國學を高唱して天下を風靡し、國民に大なる刺激を與へて皇道の大本を知らしめ、儒佛の徒を畏怖せしめたかゞ窺はれるのである。

馭戎慨言序

天地の中に、八百國千國と國はおほけど、吾皇御國ぞ、よろづの國のおや國、本つ御國にして、あだし國々は皆、末つ國のいやし國になもありける。さるは此皇御國はしも、ひさかたの、天津神代のいにしへより、玉だすき、掛けまくもあやにかしこき、天照大御神の、御孫命の食國と、事依し定め給へる、天津日嗣の天地のむた、いやとほ長に傳はり坐して、神ながら、安國とたひらけく、しろしめす、うまこりの、あやに尊き御國にして、もろ／＼の戎夷の國々の、ひとしたぐひにあらず、はるかすぐれてあればぞかし。然あるに、三つ栗の、中つ代より、言さへぐ、から國學の、世にひろごりて、こも枕、高きみじかき、そのからぶみの言よきに、まどはぬ人なく、しづたまき、いやしき戎國をしも、眞玉なす、たふとき物に、あがまへ思ふは、いでやいかなる禍津日のまがことぞもや。もろ／＼のから國の中に、ほうしがともは、天竺とふ國をしも、あが佛の御國とし、尊みあへれど、そはさかひはるかにへなりて、古へより、丹生の川、こと通ひし跡もなく、その國籍はた、黒髪の、すぢことなれば、殊に世の人の、國の位を思ひあやまる、つひえはしも、聞えざめるを、もろこしの國は、こまの國にならびたるあしがきのまぢかき戎にて、古へより、皇國に用ふる

もじも、其もろこしの國もじ、學ぶ書も、其もろこしの國ぶみにし有ければ、おのづからに其國人の心詞に、しみならひて、皇國人の思ふまじき心を思ひて、よしなきそのから國を、みだりにたふとく思ひ、皇國人のつかふまじき詞をつかひて、よしなきその戎國の事を、みだりにあがまへいふならひとなもなれりける。そも／＼かの國ぶみの言詞にならふとならば、皇國人は、もろこしの事をば、かの國人の、他國の事をいへるごとくにいはむこそ、よくならへるには有るべけれ。もろこしの書に、もろこしの事いへる詞は、その國人の詞ぞといふことを、えわきまへずて、皇國人しも、その詞にあしくならひて、昔よりむつびの間の書詞は、さらにもいはず、何となくうちいふ詞にも、かのいやし國を、大明よ中華よなどいひはやし、其賤しき王をしも、天子よ皇帝よなどいひのぼすなるは、をこなりともつたなしとも、いはむかたぞなかりける。さるひがことをのみ、聞きなれ思ひなれたるから、天地のあひだにてりかゞやくべき、おや國本つ御國の光は、かへりていやしき末つから國におほはれて、世にあらはれずなも有りける。されどかゝることの心をも、わきまへ知らぬかぎりの者は、いかゞはせむ。儒者などは、さる内外の詞のわきためなどをば、知らずしもあらざめるを、この光をかゝげむ物とは思ひもかけずて、ことさらにみづからおほひ消たむとさへする心は、かへす／＼も、いかなるまがつびのまが心ぞもや。たとひひとしなみの國ならむにも、己が國

をおきて、あだし國をたふとまむは、己が君にはまめならずて、よその君にへつらひつかへ、おのが親をすてゝ、人の親をいつかむが如し。さることわりあるべき物かは。かれわが本居大人、としごろ此まがことの、さかさまごとを、いたくいきどほりなげかして、雲ゐなす、はるけきいにしへの御代よりはじめて、ちかの嶋、近き文祿慶長のころ、豐臣大臣の、いみじき御稜威をかゞやかし給へりしほどまで、こゝとかしことの間に、有りと有し事ども、かきと書しふみども、いひといひし詞共の、よさあしさ、又かのもろこしぶみどもの、みだりごとそらごとの多かるなど、あさちはら、つばら／＼にあげつらひ、山菅の根の、ねもころ／＼にわきため定めて、戎馭めの慨たみ言と名づけ給へる此書よ。まづ馭戎とある、うはぶみを見るより、これぞこの、神直日大直日の神の光と、てりあからひて、雄々しくたけく、たふとくめでたきほどは、あふがるゝを、世の中のひが心えしたるともがらはた、此の二もじを見ても、たちまちに驚きさとらざらめやは。おのれ此大人をば、學びの道のおやとなも、たのみてあれば、親のいさをは、子のさきはひと、よろぎの磯の、よろこぼひ思ふあまりに、子のをぢなきは、親のはぢと、雨づつみ、つゝましき物から、はふつたの、つたなき言の葉をつゞりて、おふけなくはしがきとなもなせる。かくいふ時は、寛政二とせといふ年の、夏のはじめころ、豐國の道の口なる、吹出の高濱八幡古表社の神主、從五位下上野介藤原朝臣重名。

馭戎慨言序

臨中寓馭百戎者。天皇之事也。本居先生。以布衣之身。慨而言之。可乎。吾將解之以仲尼之言。曰。知我者。其唯春秋乎。罪我者。其唯春秋乎。春秋尊內而貶外。仲尼曰。必也正名乎。世之學孔氏者。無不聞此。問服其義。則蔑如也。彼襲其迹。而不尋其意。耳目漸漬詩書。而忘身之安在也。夫跖犬吠丘。儻猶爲德。堯狗戀桀。何其謬也。劉安有言曰。越人學遠射。參天而發。適在五步。而不易其儀。其斯之謂歟。夫天位之高不可及也。則大邦之尊。孰能匹焉。是義一立。而羣物咸定。是義一不立。而衆弊隨生。蓋其煙沒隱晦也。自中古已然。有識之士。能無慨乎。仲尼曰。天下有道。庶人不議。今天下道。有其質矣。文亦漸彰矣。獨其鬱而未暢。雜而無統。使志道修辭者。紛然錯謬。茫然迷乎主客本末高下之辨。是則學之未明。而文之彰於下者。有未理也。夫名之不正。言之不順。其究或至於不君其君。而君他人。不父其父。而父他人。如是。則君不君。臣不臣。父不父。子不子也。可不懼歟。夫探本顯隱。薙棻亂反諸正。用以潤色鴻業。而冀人心之復古。治平之彌久者。先生之志已。又何難焉。余固嘗曰。先生之道。異仲尼。而其志有同也。是以引而序之。至於事遠而旨近。考覈之勤。討論之破的。則觀書可睹焉。

寬政四年十二月　　尾張　鈴木朖謹撰

馭戎慨言　上之巻　上

〔所知食〕治め給ふを云ふ。

〔師木瑞籬宮〕大和國城上郡金屋村にあり。人皇第十代崇神天皇の皇居也

〔みさとしごと〕日本紀崇神紀に「是夜夢有二一貴人一、對二立殿戸一、自稱二大物主神一曰、云々亦有二海外之國一。自當歸伏」とあり。

〔大物主神〕大國主命也、式に、大和國城上郡大神大物主神社とあり。

〔六十五年の秋〕崇神紀に「六十五年秋七月、任那國遣二蘇那曷叱知一令二朝貢一也」とあり。

天日大御神の御子の尊の所知食、此の大御國に、外國もろ〳〵の朝貢まゐる事の始めをたづぬれば、まづ師木瑞籬宮御宇崇神天皇の大御代の七年に、天皇の大御夢に、大物主大神のみさとしごと有りて、同じき十一年に、あだし國人あまた参りきつるよし見えたるは、いづれの國々とも知られね共、今思ふに、よものほとりのちひさき國どもの、そのかみは、各ひとりだちたる君長のありけむが、此御代より歸化まうきて、皇朝のみのりをばうけ給はり始めけん。そはたゞ何の嶋、くれの嶋などいひて、後には國々につける嶋々なるべし。次に同じき御代六十五年の秋、任那の國といふより使まゐりて、みつぎ物を奉りき。そは筑紫をはなれて、二千餘里北の方にある國なりと見えたり。此國は、もろこしの書どもにものせて、後の世まで我なれば、これをぞまさしく外國のまゐりし始めとはいふべき。かくて師木玉垣宮御宇、垂仁天皇の二年、六年、といふになん、かの使御いとま給はりて、國にかへりける。其時赤

〔神功皇后〕仲哀天皇の皇后、應神天皇の御母后也。
〔みこともち〕宰官也。詔を奉じて、出でて其國を治むる官吏也。
〔書紀〕日本書紀也三十卷。神武より持統天皇に至る史實を漢文にて編年體に記述せる正史にして、元正天皇養老四年、勅を奉じて舍人親王を總裁とし、太安麿等の撰修せし所也。
〔内官家國〕屯倉屯家とも書す、上古朝廷御料田の稻を藏め置かるゝ倉、又官舍の稱也。古事記に「百濟國者定渡屯家」とあり、皇國内なる屯家に准へ給へる也
〔御縣〕朝廷の御領地を云ふ。

絹百疋を、其王に賜ひつかはしき。同三年新羅國の王の子天日槍まゐる。その後息長帶姫尊神功神の御教にしたがひて、御みづから新羅の國をことむけに、おはしましゝに、其王やがて大御船のまへにまゐりて、くさぐさの誓言をたてゝ、臣服ひしより、つねに八十艘の貢を奉る例とはなれりけり。此時高麗百濟のふたくにも、同じさまにまつろひ參りてよりこなた、この三の韓の戎國、またそのわたりの國々も、ひたぶるに皇朝の御制にしたがひて、服事りし事は、世人もよく知れるが如し。さてみこともちを遣し置きてなん、其國々の事は執行はせ給ひし。書紀に日本府とある是なり。然るを彼韓國の三國史記、東國通鑑などいふ書共に、一言もかゝる事をば記さずして、唯皇國の事をば、他げに己が同列の國の如く言るは、古へにかく臣奴として、仕奉りし事を嫌ひて、はぶける物なり。されど中昔までも正しく使をさして、貢物奉りしに事絶えず。又漢國の隋書といふ書にも、

新羅百濟皆以倭爲大國多珍物。並敬仰之恒通使往來。

といひ、近き明の世の世法錄といふに、御國の事をしるせるにも、

其屬國有五十餘。新羅百濟莫非屬國。

といへるなどを見ても、かのふみどもの誠ならぬはしるべきなり。さて此三つの韓國の中にも、百濟は、かの姫尊の御時より内官家國と定め給ひて、皇國の内の御縣にもことならず、殊にあつき御恩をかけ給ひて、御代々々をへて忠誠に仕へまつり來にしを、新羅ぞまめならずして、

〔大津宮〕天智天皇の皇居也。近江國滋賀郡南滋賀錦織二村の間に在り。〔天智天皇〕人皇第三十八代の天皇、御諱中大兄、舒明天皇の第一皇子也〔寧樂宮〕聖武天皇の皇居也。大和國生駒郡都跡村に在り。〔聖武天皇〕人皇第四十五代の天皇、御諱天璽國押開豊櫻彦尊、文武天皇の第一皇子也。〔延喜〕醍醐天皇の御宇の年號也。〔王建〕高麗の太祖也。我が朱雀天皇の頃、新羅を亡ぼして朝鮮半島を統一し、松嶽(京畿道開城)に都す。〔李成桂〕朝鮮の太祖、今の李王家の祖先也。

ともすればそむきまつりて、西のほとりの國に入寇せし事なども、をりをり有りしを。つひに近江大津宮御宇天智天皇の御世に至りて、百濟は新羅唐のあたどもにほろぼされ、高麗はた程もなく亡びにたり。さて後寧樂宮御宇聖武天皇の御世に、又高麗より出し渤海といふ國より、使をさし、表をも貢ものをも奉りはじめて、延喜のころ迄も絶えずつかへまつりしを、そののち程なく、高麗の王建といひしもの、三韓のわたりの國共をみなひとつにあはせ取りて、又高麗となんなのりゐたりしを、後小松天皇の御時にほろびて、其臣に李成桂といひしをのこ、かはり立ちて、國の名をも朝鮮となんあらためける。昔を思へば此朝鮮は、今も琉球などゝひとしなみに、大御國にはみやつこと申して、つかへまつるべき國なるぞかし。次にもろこしの國は、筑紫のはるかに西のおきなかに在りて、これはた戎國ともいへり。戎とは東の方なるを夷といふごとく、西の方のもろ／＼の外國をなべていふ名なり。さてこのもろこしといふ戎は、韓の戎の西南のかたにつゞきて、いと大きなる國にて、胡の國天竺などいふらん國迄も皆つゞける一つの洲なるなかに、東南の方になんよれりける。國の君長は、なべて外國のならひにて、古へより定れるはなくて、たゞその時々勢つよくかしこきものぞなれりける。後宇多天皇の御世の比になりては、その北の方なる蒙古といふ國より出しものもなりて、九十年ばかりたもち、又其後、後光明天皇の御代正保の比、その東北なる韃靼といふ國の者、この國をもうち取りて、百卅年あまり今に保てり。かくの如く常の主なきが故に、其國にては

定れる國の名もなくて、その時々君長になれるものゝ本つ國、またはじめに封れしところの名などを呼び、あるはあらたに設けなどもすめり。其中に、むかし漢といひ唐といひしが、やゝ久しくたもちける故に、其すぢほろびての後の世にも、なほ漢とも唐ともいへり。されば皇國にても、からことばには、今に此二つの名を呼びて、やがてその唐の字を、もろこし共から共よめり。かくて其長、古へ周といひし代などには、王となのりしを、黒田盧戸宮御宇孝靈天皇の御世にあたりて、秦の始皇といひし王、周をほろぼし、其國をとりてしより、あらためて皇帝といふ。此時に萬づの制度をもあらため始めつるを、おほくは今に至るまでもちふめり。又其國のならはしは、かく君をほろぼして、その國を奪ふがつねなる故に、いにしへより下なるものは、上のひまを窺ひてとらんとし、上なるものは、人に取られじとかまふるから、上と下としたの心和がず、かたみにこちたき思ひはかりごとするあまりに、よろづの事直はいとすくなくて、たゞ僞りかざりのみぞおほかる。そも〳〵君の國をうばふにつけては、そのいみじき罪をまぎらはさんが爲に、あるひは天より授け給ふなどやうのいつはりごとをくさ〴〵かまへ、文辭をうるはしく飾りて、民をあざむき、又よろづの制度をくはしくして、たふとき事に思はせなど、すべてうはべはいとめでたけれど、したの心なんわろくきたなき國なりける。されどかくよろづに心して、思ひはかりのすぐれたる故に、よよにかしこき人もおほくいでき、何事もたらひて、あかぬことなきがうへに、國もいと廣くて、勢つよければ、かたはらなる小

〔君長に云々〕天子になりし者の本國或は當初に與へられたる國の名を名付け、又は新たに國名を付けなどしたりと也。

〔其すぢほろびて云々〕漢、唐の血統亡びて後も尙漢或は唐と呼びたり。

〔黒田盧戸宮〕孝靈天皇の皇居也。大和國城下郡宮古黒田二村の間に在り

〔秦始皇〕嬴姓趙氏名は政、莊襄王の子也。我が孝靈天皇の朝、周の王室を滅し、次で天下を統一せり。

〔周〕我が紀元前四百五十九年、武王發なる者天位に卽き、國號を周と云ふ。傳へて三十八世、八百七十餘年にして亡ぶ。

〔息長帶姫尊〕神功皇后を申す。
〔小治田宮〕大和國高市郡[illegible]土村より稲淵坂田二村に亘れる地也。
〔推古天皇〕人皇第三十三代の天皇、御諱額田部、又豐御食炊屋姫尊、欽明天皇の第三皇女御母蘇我堅鹽媛也
〔小野臣妹子〕天帶彥國押人命六世の孫、世々近江國滋賀郡小野村に住す因て氏とす。
〔扶桑略記〕三十卷僧皇圓の著神武帝より堀河帝に至る史實を漢文にて記述せる編年史也。
〔衡山〕湖南省洞庭湖の南方にあり、支那五岳の一也。
〔隋書〕唐の魏徵の撰、隋の世の三十八年間の歴史也。

き國の王共をもあまたなづけ從へて、みづからは天子となのり、一きは尊げにもてなし、おのが國をば中國といひ、かたへの國共をば夷狄などおとしめあなづりて、天地のあひだにならぶものなきがごと、みだりにおごり高ぶりぬ。これみなこの長のおのがわたくしごとなるを、かのしたがひ懼ぢたるかたはらの國王どもは、そのさだめをうけて天子とあがめ、中國とあふぐめり。さるは古へより今に至るまで、たれも／＼彼のうはべのめでたく、文辭のうるはしきにはかられて、誠にさるべきことわりとのみ深く信じけるなりけり。さて此もろこしの戎も、かの息長帶姫尊の御時より、韓の戎どもと同じさまに、大御國へはみつぎ物奉りて、まつろひまゐるべかりしことわりなるを、よゝにさばかり驕りたかぶりをる王なりしかばにや、さることもなくて、御代々々をへけるに、小治田宮御宇推古天皇の御代に、かへりてこなたよりぞ大御使つかはしける。

　十五年秋七月戊申朔庚戌大禮小野臣妹子遣於大唐。以鞍作福利為通事。

と書紀に見えたる是なり。そも／＼かの國王より、いまだ使をもまださゞるに、かたじけなく皇朝よりかくふりはへて大御使をつかはしゝは、いかなる故にかと尋ぬるに、扶桑略紀に、此御使の事しるせる所に、

　太子奏曰、臣之先身修行漢土。所持之經今在衡山。望遣使將來比校所誤之本云々

と見え、又かの國ぶみ隋書といふにも、此度まかれる御使の詞とて、

聞海西菩薩天子重興佛法。故遣使朝拜。

としるせる如く、聖德皇太子の大御政きこしめす御代なりければ、おほくは佛の道のためにつかはしゝ御使なりけり。又そのかみは、韓國の人共おほく參りゐて、したしくつかへまつれりければ、其人どもの彼のもろこしのことをめでたき國なりと、つねにほめ申せるを、きこしめし、又そのことばかしこき書共を見そなはすにつけても、いかで御言かよはして、萬の事共をまねびとらばやとおもほす御心もまし〳〵けるなるべし。同じき御世三十一年の紀に、もろこしの國に物ならひにつかはしゝ人共の、かへり來りて申しける詞に、

其大唐國者。法式備定珍國也。常須達。

といへるにても、さき〳〵韓人共なども、かく樣にそゝのかし申せしたぐひ有りけんこと知るべし。さてかく此もろこしの戎國へ、皇朝の大御使つかはして、むつび給ひしは、此御時ぞはじめなりけるを、かの國の書共には、まづ前漢書の地理志に、

樂浪海中有倭人。分爲百餘國。以歲時來獻見云。

といひ、次に後漢書に、

倭凡百餘國。自武帝滅朝鮮。使譯通於漢者。三十許國。國皆稱王。世々傳統。其大倭王。居邪馬臺國云々。光武中元二年。倭奴國奉貢朝賀。使人自稱大夫。倭之國極南界也。光武賜以印綬。安帝永初元年。倭國王師升等。獻生口百六十人。願請見。

〔聖德皇太子〕人皇卅一代用明天皇の第一皇子、御名廐戸皇子、御母は穴穗部間人皇后也。

〔前漢書〕後漢の班固の撰する所にして、其妹班昭の輯校せし所にして、前漢十二世二百三十年間の紀傳體歷史也。一百二十卷。

〔後漢書〕南北朝宋の范曄の撰にして梁の世に至り劉昭之を補成し、唐代に張太安、劉訥言革希等の注せるもの也。一百二十卷後漢二十帝間の紀傳體歷史也。

〔武帝〕世祖光武皇帝也、後漢第一世の皇帝、姓は劉、名秀、字は文叔、南陽蔡陽の人也。

〔安帝〕後漢第六世の孝安皇帝也。

〔御おもむけ〕皇化を云ふ
〔國造別稲置〕一國を統治する官吏、國造、縣主、村主、稲置を指せり。
〔うしはき〕其地を領知するを云ふ。
〔春日率河宮〕大和國奈良市大字春日野の邊也。
〔開化天皇〕人皇第九代の天皇也。
〔筑紫橿日宮〕筑前國糟屋郡香椎村にあり。
〔仲哀天皇〕人皇第十四代の天皇、御諱足仲彦尊と申す
〔ことむけ〕從はしむる也
〔吾瓮〕仲哀紀に阿閉島とあり、糟屋郡に在り。
〔磯鹿〕和名抄に、糟屋郡志珂郷とあり、風土記に、資珂島と見ゆ。

といひ、次に魏志に、

倭人舊百餘國。漢時有二朝見者一今使譯所レ通三十國。

などいへるによりて、其後の代々の書共にもみな、漢の時より通ひ始めたりとのみいひ、又皇
國にてもみな、誠にしか有りけんとのみ心得ゐて、いさゝかうたがふ人もなし。今つら／＼考
ふるに、そのかみ御おもむけの未だ天の下にあまねからざりし程、いと／＼かたほとりの國造
別稲置などやうの一しま一郷をうしはきゐたりけん人共などの、私にかの國へことかよはしゝ
事などは、おのづから有りもやしけん、それだに猶うたがはしきを、まして皇朝より大御使な
どつかはすべきよしさらになし。其ゆゑは、まづかの漢の武帝が朝鮮をほろぼしゝといふは、
春日率河宮御宇開化天皇の御代なれば、いまだ三韓の國だにあることをさだかにはし
ろしめさぬ程なるに、ましてはるかに西なるもろこしの國のあるところをば、いかでかしろしめし
て御使は遣すべき。それよりはるかに後、筑紫橿日宮御宇仲哀天皇の御世に、新羅の
國をうち給へと、神の御敎の有りし時すら、天皇うたがひまして、高き岳にのぼりて、はるか
に大海原を見そなはしけるに、さらに國見えざりしかば、神のそらごとならんとおもほし、次
に息長帶姫尊の、かの神の御をしへのまに／＼、その新羅の國ことむけ給はんとせし時も、
まづ吾瓮のあま烏摩呂といひしものを西の海につかはして、國あるやと見せ給ひしに、見え侍
らずと申しける故に、又しも磯鹿のあま名草といふものを遣して見せ給ふに、日をへてかへり

來りて申しけるは、西北のかた雲井はるかに、山の見え侍るは、國侍るにやと申しき。そも〳〵神代にはやく、須佐之男尊の、新羅の國に天くだりましける山は見えたれども、たゞその名のみ傳りて、いまだ誠に其國のありやなしやは、さだかに知る人もなかりけん故に、此御世に至りても、猶かくの如くなりけり。さればこれよりさきに、かの任那の國人の參りしも、いづかたにある國とも、そのかみはいまださだかならざりけんこと知るべく、ましてそれよりさき〳〵の世は思ひやるべし。さてかの漢書後漢書の言をよく考ふるに、百餘國といひ、國皆稱レ王といへるは、國々の國造また別稲置などのともがらの、おの〳〵其所々をうしはきゐたりしを、王とはいへるなり。すべて漢籍には、大きなるちひさきをいはず、一國一嶋にまれ、うしはきて獨だちけるをば、みなそこの王といへり。韓の國のうちにても、新羅、百濟、高麗などの外にも、なに王くれ王とて、いとおほかりしにてもしるべく、界此下に引く魏志の詞に、

伊都國世有レ王、皆統二屬女王國一。

といへる、伊都國は筑前國の恰土郡をいひ、世有レ王とは、仲哀紀に見えたる、筑紫の伊覩縣主なるべければ、是らのともがらをも、王といひし證なり。近き世のからぶみには、今の島津氏をも薩摩王といひ、毛利氏を安藝王、大友氏を豐後王といへるたぐひをも思ふべし。そも〳〵大御國には、神代より今に至る迄、天皇の御末ならで、王といふ例はさらになきことなるを、三十許國、國皆稱レ王といへるは、まことには王にはあらで、次に大倭王といへるぞ、まさしく

〔須佐之男尊云々〕神代紀に「素戔嗚尊所行無狀。故諸神科以二千座置戸一。而遂逐之。是時素戔嗚尊帥二其子五十猛神一、降二到於新羅國一。居二曾尸茂梨之處一」云々」とあり

〔任那〕古代に於ける朝鮮の一分國、今の慶尙道の西方大半を占めて、全羅道の南海を含みたりと云ふ。

〔恰土郡〕筑前國の今の糸島郡の一部也、日本書紀に「伊蘇、伊都、伊覩」とあり、古事記には伊斗に作り、孝謙天皇天平勝寶八年に怡土城を築くとあり、後郡となり怡土に作る。

〔縣主〕上世、縣を治むる職にして、世襲なり。

〔ことかよひ〕交通する也

〔朝見〕朝覲に同じ臣下が天子に拜謁するを云ふ。

〔奉貢〕貢物を奉るを云ふ。

〔杜佑〕唐代、萬年の人にして、字は君卿、父恒州刺史たるに因て、參軍に補せられ、德憲兩朝司空に拜し、司徒に進み、岐國公に封ぜらる、學を好み身貴顯に至るも終夜讀書を怠らず、通典二百篇、政典三十五篇を撰す。

〔永初元年〕東漢安帝、六代の年號にして、我朝の景行天皇の三十七年に當る。

〔生口〕捕虜を云ふ又た牛馬の類をも云ふ。

天皇をさして申せるには有りける。かゝればそのかみ漢にことかよひしは、皇朝の御使にはあらざりしこと、いよいよいちじるき物をや。かの魏志に、

舊百餘國、漢時有朝見者。

といへるも、百餘國の王どもの中に、朝見せしが有りしといふ詞なるをも思へ。次に後漢の光武が時に、倭奴國奉貢といへるは、いづれの國をいへるにか。さだかならねど、これも其百餘國といへる中の一つにて、倭國之極南界也とあれば、筑紫などの南の邊垂なるべし。然るを此後漢書の註にも倭といひ、唐書などに、日本古倭奴也といへるはいかにぞや。こは本の詞をよくもわきまへず、なほざりに見て、まぎらはしつるひがことなるを、御國の人すらなほわきまへず、倭奴をもたゞ倭とひとつことゝ心得をるかし。さるからかへりて、かの倭奴之極南界也とあるをも、倭は國の極南界也としも訓めるは、いみじきひがことなり。さるつたなき文詞あらんやは。次に安帝永初元年云々といへるも、かの國ごとに王と稱すといへる、其中の王どもなり。師升等といへる等の字もて知るべし。これを杜佑が通典には、

永初元年、倭面土地王師升等獻生口。

といへり。面土地の三字、いかにいへるにかさだかならねど、何とかや一つのちひさき國の王めきても聞え、又面土地と王師升と、彼處へまかれりし二人の名の如くも聞えたり。又隋書北史などには、此安帝が時にまかれりし使をも、倭奴國のといへり。次にまた後漢書に、

〔桓靈間〕後漢の桓帝と靈帝の間也、桓帝は後漢第十世の皇帝、姓劉、名は志、章帝の曾孫也、靈帝は後漢第十一世の皇帝、姓劉、名は宏、章帝の玄孫也。桓帝の元年は我朝の成務天皇の十七年に當り、また靈帝の元年は、同三十八年に當る。

〔一支國〕壹岐國を云ふ。

〔末盧國〕今の肥前國松浦郡也。

〔伊都國〕前出の怡土郡也。

〔邪馬臺國〕やまと

〔倭〕に同じ、釋日本紀一に「史書中耶馬臺、耶摩堆、倭人、倭國、倭面等之號甚多、但史官所記、只通音而已、更無他義」とあり。

桓靈間。倭國大亂。更相攻伐。歷年無主。有一女子。名曰卑彌呼。年長不嫁。事鬼神道。能以妖惑衆。於是共立爲王云々。

といへる、桓靈間とは、かの國後漢の桓帝靈帝が時をいへれば、いさゝか時はたがへれど、有一女子云々とは、まさしく息長帶姫尊の御事を、三韓などよりひがことまじりに傳へ聞奉りて、かけるものなり。卑彌呼は、姫兒と申す事にて、神代卷に、火之戸幡姫兒千々姫命、また萬幡姫兒玉依姫命などある姫兒に同じ。姫を比彌といへる例も古きふみに見えたり。されば こはたふとみて御國人の常にかく申せしを、韓人などの聞きて傳へしを、御名と心得しなるべし。以妖惑衆などいへるは、戎人大御國の神の道を知らざるが故に、かゝる漫言はするなり。また魏志に、

倭人。在帶方東南大海之中云々。從郡至倭。循海岸水行。歷韓國乍南乍東。到其北岸狗邪韓國。七千餘里。始度一海千餘里。至對馬國云々。又南渡一海千餘里。至一支國（支本誤作太。今依北史改云々）。又渡一海千餘里。至末盧國云々。東南陸行五百里。到伊都國云々。世有王。皆統屬女王國云々。東南至奴國百里云々。東行至不彌國百里云々。南至投馬國。水行二十日云々。南至邪馬臺國女王之所都。水行十日。陸行一月云々。自女王國以北。其戸數道里。可得略載。其餘旁國。遠絕不可得詳。次有斯馬國。次有已百支國。次有不呼國。次有姐奴國。次有對蘇國。次有蘇奴國。次有呼邑國。次有華奴蘇奴國。次有鬼國。

〔周旋〕周圍也。
〔景初二年〕三國時代の魏の烈宗明皇帝の時の年號にして、我朝の神功皇后の御宇の三十八年に當る。
〔正始元年〕景初三年の次の年也。
〔齎詔書黃幢〕詔書と天子の儀衛又は指麾に用ふる旗とを持たしめし也
〔爲檄告喩之〕諭し文を作りて告げ諭せしと也。
〔卑彌呼〕神功皇后を指せり。
〔まことの皇朝の云々〕眞實の我日本國朝廷の使者にあらずと也。
〔筑紫の云々〕九州の南方の勢力强き夷也。熊襲は日向、肥後、大隅、薩摩地方に住める人種を云へり。

次有爲吾國。次有鬼奴國。次有邪馬國。次有躬臣國。次有巴利國。次有支惟國。次有烏奴國。次有奴國。此女王境界所盡。其南有狗奴國。男子爲王云々。不屬女王云々。女王國東。渡海千餘里。復有國皆倭種云々。參問倭地。絶在海中洲島之上。或絶或連。周旋可五千餘里。景初二年六月。倭女王。遣大夫難升米等。詣郡求詣天子朝獻。太守劉夏遣吏將送詣京都。其年十二月。詔書報倭女王云々。正始元年。太守弓遵。遣建中校尉梯儁等。奉詔書印綬。詣倭國拜假倭王云々。倭王因使上表。答謝恩詔。其四年。倭王復遣使大夫伊聲者掖邪狗等八人上獻云々。其八年。太守王頎到官。倭女王卑彌呼。與狗奴國男王卑彌弓呼。素不和。遣倭載斯烏越等。詣郡。說相攻擊狀。遣塞曹掾史張政等。因齎詔書黃幢。拜假難升米。爲檄告喩之。卑彌呼以死云々。更立男王。國中不服。更相誅殺。復立卑彌呼宗女壹與。（壹北史梁書杜佑通典皆作臺）年十三爲王。國中遂定。政等以檄告喩壹與。壹與遣倭大夫率善中郎將掖邪狗等廿人。送政等還。因詣臺獻上云々。

といへり。景初正始は、ともにかの國魏の年號にて、まことにかの姫尊の御世にはあたれり。然れども此時にかの國へ使を遣はしたるよし記るせるは、皆まことの皇朝の御使にはあらず、筑紫の南のかたにていきほひある、熊襲などのたぐひなりしものゝ、女王の御名のもろ〳〵の戎國まで高くかゞやきませるをもて、その御使といつはりて、私に遣したりし使なり。其故はまづ件の文に、かの國の帶方郡より、女王の都に至るまでの國々をしるせるは、かのかしこの

〔漢呉音〕漢音と呉音也、漢音とは隋唐以前に支那の北方の音を傳へしを云ひ、呉音とは南方より傳へしを云へり。
〔物せし云々〕行きし如く云ふも、理に合はずと也。
〔わきまふまじき云々〕辨別せざる理無しと也。
〔いと心得ず〕甚だ不審なりと也。
〔なからのほど〕中程也。
〔難波の津〕今の大阪を云ふ。
〔あまた云々〕事實に相違せる事多しと也、魏書に載せし文を指せり。
〔大和の京〕大和の帝都を云ふ。
〔姫尊〕神功皇后を申す。
〔東べた〕東端也。

使の、大和の京へまゐるとて、經てきつる道の程をいへる如くに聞ゆめれど、よく見れば、まことは大和の京にはあらず。いかにといふに一、まづ對馬一支末盧伊都までは、しるせる如くにて、たがはざるを、其次に奴國、不彌國、投馬國などいへるは、漢呉音はさらにもいはず、今の唐音をもてあてゝも、大和への道には、さる所の名共あることなし。又不彌國より女王の都まで、南をさして物せしさまにいへるもかなはず。大和はつくしよりは、すべて東をさして來る所にこそあれ、また自二女王國一以北といへるもたがへり。以西とこそいふべけれ。みづから來たらんに、かく北南と西東とをわきまふまじきよしなきをや。又投馬國より女王の都まで水行十日陸行一月といへる、水行十日はさも有りぬべし、陸行一月はいと心得ず。月の字は日の誤りなるべし、さて一日としては、いづこの海邊よりも、大和の京へはいたりがたく、又一月ならんには、山陽道のなからのほどより、陸路をのぼりしとせんか、さること有るべくもあらず。古へ西の國より大和へのぼるには、すべて難波の津までは、船より物するぞ、定れることなりける。かくあまたがへる事共のあるは、大和の京にあらざりししるしにて、誠にはかの筑紫なりしものゝ、おのれ姫尊なりといつはりて、魏王が使をも受けつるに、あざむかれつるものなれば、其使の歷てきたりけん國にも、女王の都と思ひしも、皆筑紫のうちなりけり。されば不彌國といふより、投馬國などいへるもみな、つくしの島の東べたを、南をさして物せし海つ路にて、その過ぎし方を以北といへるも、此故なり。また周旋可二五千餘里一といへるも

〔ほとりの島々云々〕附近の島々の周圍の里數を合はせたるに能く適合せりと也
〔筑紫のいつはれるもの云々〕筑紫の神功皇后と隣精せし者に服從せざるを云ひしと也。
〔明宮〕輕島の宮とも云ふ。大和國高市郡輕にあり、應神天皇の皇居也。
〔應神天皇〕人皇第十五代の天皇、御諱譽田別尊、仲哀天皇の第四皇子、御母は神功皇后也
〔三代實錄〕五十卷大藏善行の撰修する所にして、清和陽成、光孝三代の間の實錄也、天安二年八月より仁和三年八月に至る三十年間の事蹟を記せり。

筑紫の洲にて、ほとりの島々かけたる程によくかなへり。さて、

女王國東渡海千餘里。復有國皆倭種。

といへるも、大和にしてはかなはず、これもつくしより海をへだてゝ東なる、四國をいへるなり。後漢書には是を、

自女王國東。度海千餘里至狗奴國雖皆倭種。而不屬女王

といへるも、かの筑紫のいつはれるものにしたがはぬをいへるにて、狗奴國とは、伊豫國風早郡に河野郷あれば、それなどをいへるか。魏志に狗奴國の男王といへるも、すなはち此河野のわたりをうしはきゐたりしものをいふなるべし。さて思ふに、かの伊都國の次にいへる奴國は仲哀紀に儺縣。宣化紀に那津とあるところにて、筑前、不彌國も同じき國にて、明宮御宇仁天皇の生ましゝ所を、宇瀰となづけしよしあればそれなるべし。投馬國は、それより南水行二十日といへるにつきて尋ぬるに、日向國兒湯郡に都萬神社有りて、續日本後紀、三代實錄、延喜式などに見ゆ。此所にてもあらんか。さて其餘の旁國とは、此道筋にはあらぬ國々をいひて、其名共の中に、斯馬國、鬼國、爲吾國などいふがあるを、志摩國、紀の國、伊賀國にて、大和のかたはらの國なりと思へる人あれど、よく思へば、斯馬は筑前國志摩郡か或は大隅國囎唹郡の志摩郷かなるべし。鬼國は肥前國基肄郡なり。爲吾は、筑後國に生葉郡あり。然ればこれらも皆つくしなりけり。その外姐奴國は、伊豫國周敷郡に田野郷あり、對蘇國は土

佐をいふか。邪馬國は、豐前國下毛郡に山國あり。又景行紀に八女縣といふも見ゆ。鳥奴國は周防國吉敷郡に宇努鄕あり、又大野といふ所も、西の國々にこゝかしこ見えたり。さて後漢書また此魏志に、彼の姬尊の御事を申せる中に、

自ㇾ爲ㇾ王以來。少ㇾ有ㇾ見者。以二婢千人一自侍。唯有二男子一人一。給二飮食一傳ㇾ辭出入。

といへるも、あらぬことなり。今思ふに、これも彼のつくしにていつはりしものゝ、おのれまことには男にて、女王にあらざるが故に、かの魏の使に、たゞにはえあはで、帳などたれて、物ごしにぞあへりけん。其時にいつはりて、女王はをさ〳〵人に見え給ふことなし、此國人にあひ給ふも、つねにかくのみこそあれ、などいはせしそらごとを其使は誠と思ひて、國にかへりても、しか語りしなり。又倭國因ㇾ使上表といへるも、いみじきひがことなり、そのかみ御國にいまだ漢字をしることなし、さればこは使に來しものゝ、いつはり作りて、彼の王に見せけるか、又みだりにそへていへるにも有りなんかし。また

卑彌呼以死云々。立二卑彌呼宗女壹與年十三一爲ㇾ王。

といへる。皇朝にはかたもなき事なれば、是もかの筑紫のもののうへにて、かの張政といひし者の來つるをりは、さきの度の使をうけしをのこは、誠に死けるか、又さらず共、卑彌呼は崩まして、その宗女なりといひなして、此度は十三になれる女童を、王にいつはりしたてゝあはせしなるべし。さるは彼の姬尊の御名の高くまし〳〵しによりて、此度もしか女王には作

〔自ㇾ爲ㇾ王以來云々〕王となりてより、その王を見し者少なく、召使ひの女千人を己れの側に近づけ置きて唯一人の男居りて飮食の事を爲し取次を爲すと也。

〔たゞには云々〕直接には面會し得ざるを云ふ。

〔帳〕戸を閉づべき所などに垂れて境とする布又は絹の幕を云ふ。

〔をさ〳〵云々〕なか〳〵人に面會する事無しと也。

〔筑紫のもののうへ〕筑紫の者の事なりと也。

〔崩まして〕崩御したる也。

〔宗女〕家を嗣ぐ娘也。禮記に「支子不ㇾ祭、祭必告二于宗子一云々」とあり

りしなりけり。もし此時も、かの張政まことに大和の皇京にまゐりたらましかば、明宮御宇應仁天皇の御代なるものを、何のよしにかは、女王とはいひきかさまし。これらすべて、まことにあらざりしことしるし。そも〳〵古へにたゞ人の、かしこくも天皇といつはりしたためしは、これよりさきにも、師木水垣宮御宇崇神天皇の御世に、意富加羅國の王の子、都怒我阿羅斯等といひしが參りて、長門國につきしに、そこなる伊都々比古といふ人、我ぞ此國の王なる、我をおきて又王はなしといひしこと有り。又後には、師木島宮御宇欽明天皇の御代三十一年に、高麗國よりまゐりし使の、漂ひて越國につけるを、その國の郡司なりし人の、われ天皇なりとて、その御調をよこさまに取れりしを、皇朝にはしろしめさゞりしを、ほかよりあらはし申せし事も有りき。そのかみつねにゆきかふ蕃國の使をすらかくあざむくもの丶有りしかば、ましてそれより上つ代に、いまだおほやけより御言かよはし給ふこともなき國へは、私にいつはりて通ひしたぐひ、これかれおほかりけんこと、思ひやるべし。むげに近くこ丶のこともかしこのことも、たがひによく知りぬべき世になりてすら、かの明の太祖が、征西將軍宮を、まことの天皇と心得て、いとねんごろにことかよはし奉りしをも、思ひあはすべし。その事は、下つ卷にいふべし。か丶ればこの息長帶姫尊の御代の程、魏國とゆきかよひしも、みないつはりごとにて、皇朝にはさらにしろしめさゞりしことなれば古事記にも、書紀にもしるせることもなし。然るを書紀の今の本に、三十九年魏志云々。四

〔明宮〕應神天皇の皇居、輕の宮ともいふ、大和國高市郡輕にあり。

〔意富加羅國〕任那を云ふ。

〔師木島宮〕磯城島金刺宮とも云ふ、大和國城上郡金屋村の西南にあり、欽明天皇の元年七月、都を玆に遷し給ひ、同三十二年四月、天皇崩御に至る迄三十二年間の皇居たり。

〔欽明天皇〕人皇第二十九代の天皇、御諱天國排開廣庭尊、繼體天皇の第三皇子、御母は手白香皇女也。

〔漂ひて〕漂流したる也。

〔よこさまに云々〕横領したる也。

〔むげに近く〕極めて近きを云ふ。

十年魏志云云々。四十三年魏志云云々とあるは、後の人の魏志をよみて、その語を、かたはらへかきいれ置きしを、又後にうつす人の、あやまちて正しく本文の如かきなしたる物にて、さらにもとよりの文にはあらざること、その書きざまをもてもさとるべし。すべて書紀には、小書に、あだし國のふみを引きて、本文とのかはりをことわりなどせる例こそはあれ共、たゞ某年とのみいひて、からぶみを引くことは、例もことわりも、さらになきことなり。又かの三十九年の所に、是年也大歳己未とあるも、もとよりの文にあらざるしるしなり。すべて大歳云々とは、御代々々のはじめの年の所にのみこそしるせる例なれ、かゝるところには、さらに例なき物をや。さて四十三年のかたはらに、淸本一向无レ之とかけるは、三十九年云々四十年云々をもあはせて、すべてなしとにや。又四十三年のみをいへるにや。いづれにまれ、なきが正しき本なることはさらなり。次に晉書に、

宣帝之平二公孫氏一也。其女王遣レ使。至二帶方一朝見。其後貢聘不レ絶。及二文帝作一相。又數至。

といへるは、かの魏の時の事なり。次に、

泰始初遣レ使重レ譯入貢。

といへる泰始は、晉の武帝が年號にて、その元年は　息長帶姬尊の六十五年にあたれり。この入貢といへるも、またさきのたぐひと知るべし。書紀の今の本に、六十六年。是年晉武帝泰始二年云々とあるも、前にあげつらへるがごとし　次に難波高津宮御宇仁德天皇の御世五

〔正しく云々〕魏志を讀みし人の文の傍に書き入れ置きしを、誤りて本文の如く書きしものにて、魏志の本來の文にあらざる事その書き樣にても知らるゝと也。

〔書紀〕日本書紀也三十卷、神代より持統天皇に至る編年史にして、古事記に亞げる舊史也元正天皇の時、勅命に依り舍人親王總裁し、太安麿に撰せしめしもの也

〔晉書〕西晉東晉百五十餘年間の歷史にして、唐太宗の撰せる書也。

〔宣帝〕姓司馬、名懿、字仲達、河內溫縣の人也。

〔文帝〕姓司馬、名昭、字は子上、宣帝の第二子也。

十八年に、呉國高麗國並朝貢。と書紀に見えたる、呉國の朝貢せし事いぶかし。なほ呉國の事は、下にいふべし。次に長谷朝倉宮御宇雄略天皇の御世八年に、身狹村主靑と檜隈民使博德とを呉の國に遣し、同十年にかへり參る。又同御世十二年にも此二人を呉國に遣しゝを、同十四年に、呉國の使と共にかへり參れる。此時に呉國より獻れる、手末才伎漢織呉織、及衣縫兄媛弟媛等を將て參れりと書紀に見えたり。これよりさきに、明宮の御代にも、三十七年に阿知使主都加使主を呉國に遣して、縫工女を求めしむ。まづ高麗に渡り、高麗人を導者として、呉國に至りしかば、呉王工女兄媛弟媛呉織穴織四人の女をあたへたるを將て、同四十一年に歸り參れる事見えたれども、それは此朝倉の宮の御世の一つ事の、まぎれたる傳說にして、實は明宮の御世に、さる事はなかりしなり。そのよしは古事記傳三十三の卷に委く辨へたるがごとし。さて朝倉の宮の御世に、八年と十二年と、二度遣したりとあるも、まことは一度なりしが、まがひたるにはあらざるにや。そもそもそのころ唐土の國は、南朝北朝とて二つに分れたりしほどにて、そのかみ呉といふ國はなかりしかども、三韓のあたりにては、早くよりいひなれしまゝに、彼の南朝を、なほ呉といひしなり。むかしの呉の地なればぞかし。かくて朝倉の宮の八年は、かの南朝は宋といひし代にて、世祖孝武帝が大明八年といふにあたり、十二年は、明帝が泰始四年といふにあたれり。然るを彼の國の宋書また南史に、

高祖永初二年、詔曰、倭讚萬里修貢云々。太祖元嘉二年、讚又遣司馬曹達奉表獻方

〔趙武帝〕後趙の第三世、名は石虎、字は季龍、勒の從子也。
〔難波高津宮〕攝津國東成郡大坂安國寺坂の北にあり。
〔仁德天皇〕人皇第十六代の天皇、御諱大鷦鷯尊、應神天皇の第四皇子、御母は仲姫也。
〔長谷朝倉宮〕大和國城上郡黒崎岩坂二村の間にあり。
〔雄略天皇〕人皇第二十一代の天皇、御諱は大泊瀬幼武尊、允恭天皇の第五皇子、御母は忍坂大中姫也。
〔世祖孝武帝〕南北朝宋第四世、姓は劉、名は駿字は休龍、文帝の第三子。
〔宋書〕南北朝の宋六十年間の歴史也、梁の沈約の撰。

物。讃死。弟珍立。遣使貢獻。自稱使持節都督。倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事。安東大將軍倭國王。表求除正。詔除安東將軍倭國王云々。二十年。倭國王濟遣使奉獻。復以爲安東將軍倭國王。二十八年。加使持節都督。倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事。云々。濟死。世子興遣使貢獻。世祖大明六年。詔曰。倭王世子興云々。宜授爵號。可安東將軍倭國王。興死。弟武立自稱使持節都督。倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七國諸軍事安東大將軍倭國王。順帝昇明二年遣使上表曰云々。臣雖下愚。忝胤先緒。驅率所統。歸崇天極。道遥百濟。裝治船舫。而句麗無道。圖欲見呑、掠抄邊路。虔劉不已。毎到稽滯。以失良風。雖曰進路。或通或不。臣亡考濟。實忿寇讎壅塞天隷控弦百萬。義聲感激云々。今欲練甲治兵。申父兄之志云々。詔除武使持節都督。倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事。安東大將軍倭王。

といへる。高祖永初二年、また太祖元嘉二十八年といへるみな、遠飛鳥宮御宇允恭天皇の御代のほどなるを、此間に倭讃（梁書作賛）といひ、讃死弟珍（梁書作彌）立といひ、また倭國濟（南史或作緩濟）といひて、三御代とし、次に世祖大明六年、順帝の昇明二年といへるは、共に朝倉の宮の御世なるを、此間に倭國世子興といひ、興死弟武立といひて、二御代としたるなど、皆たがへり。又此あひだの御代々々の天皇に、讃、珍、濟、興、武などと申す御名あるにことなし。但しかの記せる趣き、磐余若櫻宮御宇履中天皇の御次に、その御弟多治比柴垣宮御宇反正

〔求除正〕正式に叙任せられむ事を求めし也。
〔順帝〕後漢第七世の皇帝、姓劉、名保、安帝の子也。
〔先緒〕邢劭の文に「世宗統歴、聿遵先緒云々」とあり先人の遺せる業也。
〔虔劉〕左傳に「芟夷農功、虔劉我邊垂云々」とあり殺戮する也。
〔遠飛鳥宮〕大和國高市郡飛鳥村にあり、允恭天皇の皇居也。
〔允恭天皇〕人皇第十九代の天皇、御諱雄朝津間稚子宿禰尊、仁徳天皇の第四皇子也。
〔梁書〕五十六卷、唐の太宗の貞觀三年姚思廉魏徵の二人詔を奉じて編修せる官選の書也。

〔磐余若櫻宮〕大和國十市郡池田村にあり。
〔履中天皇〕人皇第十七代の天皇、御諱大兄去來穗別尊、仁德天皇の第一皇子、御母磐之媛也。
〔多治比柴垣宮〕河内國南河内郡松原村にあり。
〔反正天皇〕人皇第十八代の天皇、御諱丹比瑞齒別尊、仁德天皇の第三皇子、御母磐之媛也。
〔石上穴穗宮〕大和國山邊郡田村にあり。
〔安康天皇〕人皇第二十代の天皇、御諱穴穗尊、允恭天皇の第二皇子、御母は忍坂大中姫也。
〔吉備上道臣田狹〕稚武彥命の後也、雄略天皇の時任那國司となる。

天皇其御次に、遠飛鳥宮御宇允恭天皇、其御次に御子石上穴穗宮御宇安康天皇其御次に、御弟長谷朝倉宮御宇雄略天皇と御世しろしめし、御次第にあへる故に松下氏、此の天皇たちの御名御名を、各かの讃などいへる名共にあてたれども、更にかなはず。聊かも似つかぬしひごとなり。但しかの小野妹子臣も、唐の國にては、蘇因高となのりしが如くに、此御世々々の御名をも、假にからめかしく作りかへて、韓人などの傳へし事は、あるまじきにあらず。又こゝの御代と、かしこのしるせる年と、やゝたがへる、これはたさる例おほかれば、とがむべきにあらず。然はあれども、遠飛鳥の宮より穴穗の宮までの御代々々に、もろこしへ御使つかはして、むつび給ひしといふこと、さらに皇朝にはしろしめさゞりし事共にて、かの國の爵號などうけ給ひしよしなどしるせるは、ましてかたじけなく、かけてもあるまじきわざなり。すべてこれらは、そのかみ韓の或國へまかりゐて、其國々の政とりける、日本府の卿などの、わたくしのしわざになん有りし。さるはそのころほひ韓の國々みだれて、皇朝にそむき奉りしものなども有りしかば、かの卿たち、わたくしに天皇の御使といひなして、もろこしの王とことかよはし、物などおくりて、かりにその爵號を受けなどもして、隣の大きなる國の威をかりて、さる者共をまつろへ靜めんとての、はかりごとなどにてありけんも知りがたく、又朝倉の宮の御世の七年に、吉備上道臣田狹を、任那の國の宰として遣はしけるに、よしありて此田狹、新羅とひとつになりて、皇朝にそむき奉りし事あ

〔近飛鳥宮〕大和國高市郡上八釣村にあり。
〔顯宗天皇〕人皇第二十三代の天皇、御諱、袁祁石巢別尊、市邊押磐皇子の第三皇子、御母は荑媛也。
〔つかさ〕官職也。
〔昇明二年〕宋の順帝の時の年號にて我朝の雄略天皇の二十二年に當る。
〔句麗〕高麗也。
〔田狹が事〕雄略天皇の七年、吉備の上道の臣田狹、任地任那にありて叛し、救を新羅に求めしを指せり。
〔吉備〕備前備中備後美作地方の總稱
〔吉士〕元新羅の官名なりしが、韓國内屬してより其國人の姓となれり。

り。又同じき九年には、新羅の國のそむけるを、征につかはしたりし將軍たち、かしこにておのがじしいきほひをあらそひしことも有り、また近飛鳥宮御宇顯宗天皇の御代には、紀生磐宿禰、任那の國にありて、高麗とむつび、三韓の王にならんとして、みづから神聖となのりし事も有りき。かゝるたぐひ、なほ前にも後にも有りけん。然ればさる人共の、おのがいきほひを輝かさんがための、いつはりごとにても有りけんかし。さればこそ、倭・百濟・新羅・任那・秦韓・慕韓、六國諸軍事などとなのり、また然るつかさを賜はらんともこひたりけめ。かの昇明二年遣使上表といひて、のせたる詞を見るに、さらにそのころの御國人のかける文辭のさまにあらず。韓國にてあひはかりて、その國人に書かせし物なり。句麗無道云々といひて、高麗をいたくあしさまにいへるを思へば、かの新羅とひとつになれりし、田狹がしわざにや有りけん。かの御代の事をたづぬるに、七年に田狹が事有りて、その又のとし、新羅の國王、皇朝をおそれ奉りて、高麗とむつばむとせしを、高麗いつはりうけがひて、新羅をまもらするまねして、まことは其國を取らんとして、軍を出しける時に、新羅王任那王にかたらひて、日本府の元帥たちの救ひを請ひけるに、任那王やがて、日本府なる膳臣斑鳩・吉備臣小梨・難波吉士赤目子などをすゝめて、新羅をすくはせ、高麗とたゝかひし事有り。此とき新羅は、皇朝にそむける國なるを、日本府元帥どものかへりてこれをすくひしは、みなかの田狹が黨なりけらし。高麗をばかく敵として、戦ひしこゝろなるが故に、いたくあしさまにはいひなせし

なり。そも〳〵此時に、高麗の皇朝へゐやなかりしことは見えず。新羅ぞかにかくにゐやなかりしかば、天皇御みづから征ちにいでまさんとさへおもほしたりき。されど神のいさめ給ひしによりて、御みづからはいでまさで、紀小弓宿禰、蘇我韓子宿禰、大伴談連、小鹿火宿禰などに、大御言おふせて征しめ給ふ。其時の大御詔とて、

新羅自居西土。累葉稱臣。朝聘無違。貢職允濟。逮乎朕之王天下。投身對馬之外。竄跡匝羅之表。阻高麗之貢。呑百濟之城。況復朝聘既闕。貢職莫修。狼子野心。飽飛飢附。以汝四卿。拜爲大將。宜以王師薄伐天罰襲行。

と書紀にあり。然るにかの宋書にのせたる書のおもむきは、これとかへざまなるにても、かの書の皇朝の大御心にあらざりしことは、いちじるき物をや。此事は、かの昇明二年よりは十五六年前にあたれ共、すべて古へのことは、こゝとかしこと、しるせる年のあはざるためしは、いとおほかれば、まさしく此ほどのことゝぞおぼゆる。但し同じき御世二十年に、高麗王軍をおこして、百濟をせめしによりて、同二十三年、筑紫の安致臣馬飼臣等、船師をゐて高麗をうちしこと見えたる、これかの昇明二年にあたれば、この時の事か共いふべけれど、この時高麗は、さばかり深き御とがめ共聞えず。その同じ年にまた、

征新羅將軍吉備臣尾代云々。

などと見えて、かにかくに新羅ぞ罪は重かるに、かの書に、そのあしき事をば露ばかりもいは

〔累レ葉〕時代を重ぬるを云ふ

〔允濟〕正しく納むる也。

〔狼子野心〕左傳に「熊虎之狀、而豺狼之聲、弗レ殺必滅若敖氏一矣、諺曰、狼子野心、是乃狼也、其可レ畜乎云々」とあり、豺狼の子、心山野にありて、馴れ服す可からず、之を養へば、必ず人を害するを云ふ、

〔安致臣〕通釋に、天孫本紀に「饒速日命九世孫、物部竺志連公、奄智縵連等之祖」とあり、安致奄智地名なるべけれど筑紫に見えず、縵連は竺志弟竹古、三川縵連祖とあり、縵に由ある事なるべけれど詳ならずとあり

〔呉王に御使云々〕書紀、雄略紀に「十四年春正月、身狹村主青等、共呉國使、將呉所獻手末才伎、漢織呉織、及衣縫兄媛弟媛等、泊於住吉津云々」とあり。

〔高津宮〕仁德天皇を申す、書紀仁德紀に「五十八年冬十月、呉國、高麗國、並朝貢」とあり。

〔開皇二十年〕我朝の推古天皇の八年に當る、此年二月任那を助け新羅を破る、新羅は此時眞平王の廿二年に當る。

〔大業三年〕同じく推古天皇の十五年に當る、此年七月小野妹子を隋に派遣す、隋は此時煬帝の時代也。

ざれば、猶其折の事にはあらずなん。さてかの朝倉の宮の雄略天皇の御世に、呉王に御使つはしゝよし、書紀に見えたるはいかにといふに、そはたゞ呉といふ國の有りて、よき服織衣縫などありといふことを、韓人のつてにきこしめして、それをめさむとてこそ有りけれ。さらに其國王に詔かよはして、むつび給はむとの御使にはあらず。たとひそのついでに、彼の王がもとにも仰せつかはしゝ事は有りけむにても、彼れがさばかりよろづにおごりならひて、なめしきさまなどは、しろし召すべきにあらず、たゞ三韓などの王どもとひとしなみにおもほしたるべければ、何事もその趣にこそはありけめ。そのかみの大かたのありさまをもて思ふに、さらにかの國の書どもにしるしたる如くなる事には有るべからず。まして詔書など遣はすべきさまにもあらず。さればかの宋書にしるせるは、みな上にいへる如く、三韓にて日本府の卿たちの、わたくしの所爲にこそありけれ。皇朝にはかつてしろしめさぬ事にて、書紀にしるされたる御使は、別事にぞ有りけむ。さる故に彼の十四年に、呉國の使の參り來つるは、いとたしかなる事なるに、かしこの書には、かへりて其事はすべて見えず。すべてかれこれと、あへる事一つもあらず。これによりて思ふに、呉の國の使とて參りしも、いかなる樣にか有りけん。高津宮の御世に、呉國朝貢とあると共に、いといぶかしきことなりかし。次に北史にまた隋書に、

至開皇二十年、倭王姓阿每、字多利思比孤、號阿輩雞彌、遣使詣闕云々。王妻號雞彌云々。名太子爲利歌彌多弗利云々。大業三年、其王多利思比孤、遣使朝貢云々。其國書曰、

〔鴻臚卿〕隋の國にて外國の使臣をもてなす所を鴻臚寺と云ひ、これを司る官吏を鴻臚卿と云へり。
〔都斯麻國〕對馬國を云ふ。
〔竹斯國〕筑紫即ち九州也。
〔附庸〕禮記に「天子之田方千里、公侯田方百里、伯七十里、子男五十里、不能五十里者、不合於天皇、附於諸侯、曰附庸」云々とあり、附屬するを云ふ。
〔儀仗〕唐書に「庫部郎中員外郎各一人、掌戎器鹵簿儀仗」云々とあり、儀式に用ふる武器を云ふ。
〔鼓角〕太鼓と笛也
〔郊勞〕郊外に出迎へ犒ふ也。

日出處天子。致書日沒處天子。無恙云々。帝覽不悅。謂鴻臚卿曰。蠻夷書。有無禮者。勿復以聞。明年上遣文林郎裴世清（隋書無世字。下同）使倭國。度百濟。行至竹島。南望耽羅國。經都斯麻國。逈在大海中。又東至一支國。又至竹斯國。又東至秦王國云々。又經十餘國。達於海岸。自竹斯國以東。皆附庸於倭。倭王遣小德阿輩臺。從數百人。設儀仗。鳴鼓角來迎。後十日。又遣大禮哥多毗。從二百餘騎郊勞。既至彼都。其王與世清相見。大悅曰。我聞海西有大隋禮義之國。故遣朝貢。我夷人僻在海隅。不聞禮義。是以稽留境內。不即相見。今故清道飾館。以待大使。冀聞大國惟新之化。清答曰。皇帝德並二儀。澤流四海。以王慕化。故遣行人來此宣諭。既而引清就館。其後清遣人。謂其王曰。朝命既達。請即戒塗。於是設宴享。以遣清。復令使者隨清來貢方物。此後遂絕。

といへる。開皇はかの國隋の文帝が年號、其二十年は、小治田宮御宇推古天皇の御代八年にあたれり。其年倭王遣使といへるも、まことの皇朝の御使にあらず。その由は下にいふべし。すべて上の件のもろこしの書どもに、大御國のありさまなどをしるせることどもを見るに、あるひは韓人のつて、又西のほとりの國人の、みだりにいへるを聞き、あるひは又かしこの使などの來りて、みづから物せしも、たゞ筑紫わたり、西のかたそはを見たるのみにて、なべてのさまくはしき事をば知らずていへる故に、いづれもみだりにてひがことがちなり。さればかのよに倭王の使と僞りしたぐひをも、深くは思ひたどらで、たゞみな眞と心得て、みだりにしる

せし物なり。さるは人の國のしたがひ來ることにしあれば、すこしはいつはりか共しりながら、しらず顔にて、まことになして、國の光にせんこと、かの國にては、さも有りぬべきわざなるを、皇國の人さへそのいつはりなりしことを、詳くもわきまへたゞさで、かのみだり言おほかるから書を、たゞまことゝのみ信じをるは、いとも可畏くうれたきわざなりかし。かの國ぶみどもの中にも、たゞ唐書にのみは、さきの史どもにしるせる事共をばとらで、たゞ

用明天皇亦曰多利思比孤隋開皇末。始與中國通。

としるせり。これはた開皇といへるはたがへれど、隋よりはじまるといへる、これぞまことにて、唐の此御國の御使のかたりけるを聞きしおもむきとおぼしければ、そのかみ御國の古の傳へも、たゞ書紀の如く、小治田の御代の御使を唐國のみつぎの始とはせしなり。さて大業は隋の煬帝が年號、その三年はすなはち同じ御代の十五年にて、此御使ぞまさしくかの妹子臣を遣しゝをいひて、皇朝の大御使のはじめには有りける。此時かの國は隋の代なりしを、書紀に遣於大唐としるされたるは、此後ほどもなく隋はほろびて、書紀撰ばれしほどは、唐の代なりし故に、その時の名を前へもかよはしていへるなり。さて多利思比孤とは、足彦と申す事と聞えたり。これをかの唐書に、用明天皇の御名とせるは、御代もたがひ、又かの天皇をしか申せし事も見えず。小治田推古天皇は、姫尊にましませば、もとより此御名おひ給ふべくもあらず。又かの開皇の時に御使つかはしし事も、書紀に見えず。かれこれうけがたきによりて、つら〳〵

（用明天皇）人皇第卅一代の天皇、御諱橘豊日尊、欽明天皇の第四皇子、御母は蘇我堅鹽媛なり。

（中國）隋を云ふ。

（これぞまことに云々）隋の時始めて支那に使を遣はせし事眞事にて唐の時に我國遣唐使の云ひしを聞きしものと思はるゝと也。

（小治田の御代）推古天皇の御宇也、九頁頭註参照すべし。

（書紀に云々）日本書紀に「大唐に使を遣はす」と書けるは、書紀を撰せし時、隋既に亡びて、唐の時代なりし故、通じて云ひしことなり。

（姫尊）女帝を申す

思ふに、かの開皇二十年に使をやりしは、かの息長帯姫尊の御代に有りしたぐひにて、西の遠なるものゝしわざにて、維阿符字多利思比孤とは、偽りて天足彦となのりしなるべし。そもそも足彦と申すは御世々々の天皇の大御名に、これかれあまた有りて、たゞ人のみだりにつくまじきに、天とさへいへるは、天皇の御使といつはらんがためなりけん、號阿輩雞彌」とは唐類函には、

其國號阿輩雞彌華言天皇也。

といへり。しかればこれらもみな偽りていへるなるべし。然るをかの國には、これをまことの御國の君と心得たりし故に、そのゝち七年をへて、大業三年に、裴の御使のまかりしをりも猶さきの同じ君の御世なるべしと思ひて、史官のおしあてに、前の名をしるし置ける物なるべし、さてかの唐書に開皇といへるに、御國人はたゞ隋の時を始とかたりけんを、隋書によりておしてしか定めて、記せるなるべし、さて日出處天子云々とある詔書は、書紀にはのせられざれども、まことにさぞ有りけん。後の國にて、後の代のふみどもにまで引出て、名高き事なりし。そも〳〵天皇のかぎりなく尊くましますことは、申すもさらなれど、まづ大御國は萬の國をあまねく御照しまします日の大御神の御國にして、天地の間に及ぶ國なきを、やがてその大御神の御末をつぎ〳〵に傳へましまして、天津日嗣と申して、其御國しろしめし、萬代の末までも、うごきなき御代になんましませば、かのよしもなくみだりにたかぶりをる、もろ

〔[illegible]云々〕凡人の妄りに付くべき名ならずと也。
〔[illegible]天皇〕支那書[illegible]に天皇と云ふなりと也。
〔おしあてに〕推量したる也。
〔かの唐書に云々〕後の唐書に隋の開皇年中始めて我國より支那に使を遣はせし旨を記せしは、我國人は隋の時也と云ひしを隋書に據りて推定して書きしならむと也。
〔日の大御神〕天照大御神也。
〔つぎ〳〵に〕順次に也。
〔其御國しろしめし〕その國を治め給ふを云ふ。
〔よしもなく云々〕由緒も無く妄りに傲りをる也。

こしの國の王などの、かけても及び奉るべき物にあらず、はるかにすぐれて、尊くましませば、もしかの國王など〜詔書たまはんには、天皇勅二隋國王一などとこそ有るべきに、此度彼なしも天子とのたまへるは、敬ひ給へることわりに過ぎたりき。しかはあれ共、かれはたしかすがに大きなる國にて、かたへの國共をしたがへて、古へよりおごりならへる王にしあれば、しか隋國王などとのたまひつかはさんには、いとゞいみじく腹立ちぬべきを、こなたには深くのぞみ給ふ事し有りて、つかはす御使なれば、しばし心をやぶるべきにはたあらざれば、心よからぬわざながら、此詔書には、假に天子とあがまへつかはさんこと、さも有りぬべし。然るをほるやなしとて、悦ばざりしは、かのかたはらの小さき國の王どもの、したがひおぢつゝ、へつらひ來るにのみならひて、おのれよりは天皇のこよなくたふとくまします理を知らざるが故なり。もし此ことわりを知らば、有るべきまゝに勅二隋國王一とあらんにても、悦びかしこまりて、かたじけなき大御詔をうけ拜み奉るべきわざなるをや。さてその明年文林郎裴世清といふ者、かの國王が使として參りて、その八月に京にめされ、皇朝ををがみ奉りし事も、書紀とあへり。又それが經て來つる道の國々をしるせるも、たがへる事なくて、かの息長帶姫尊の御世に、いつはれるものゝ許へ使の來りしをりの、道の國々をいへるさまとはいたくことなり。これにても、かの時のはいつはりなりしこといちじるし。但し此度も竹斯國より東秦王國といへるのみは、山陽道の西べたの國の地名を、聞きあやまれる物と見えて、さだかならず、さて

〔しか隋國王云々〕斯の如く「隋國王」などと云ひやらむには甚しく立腹すべきを我朝にては他に深く求むる事ありて使を遣はせしなれば不本意ながら感情を害さぬ爲めに假りに天子と崇めしと也。

〔文林郎裴世清〕推古紀に「十六年四月、小野臣妹子至レ自二大唐一、唐國號二妹子臣一曰二蘇因高一、即大唐使人裴世清、下客十二人、從二妹子臣一、至二於筑紫一云々」とあり

〔いつはれるもの〻許へ云々〕天皇と詐り稱せし者の所に來りし使者の云ひし道中の國々とは甚しく相異せりと也、十一頁の魏志の文を指せり

〔方物〕其の地方に産出する物、書經に「無レ有ニ遠邇一、畢獻ニ方物一」とあり。
〔われだけく〕我は顏、即ち得意になりて也。
〔百済人に云々〕書紀推古紀十六年六月の條に「爰妹子臣奏之曰。臣參還之時。唐帝以レ書授レ臣。然經ニ過百濟國一之日。百濟人採以掠取。是以不レ後レ止。於是群臣議之曰。夫使人雖レ死之不レ失レ旨。是使矣何怠之失ニ大國之書一哉。則坐ニ流刑一。云々」と見えたり。
〔寶命〕天子の命令を云ふ。
〔區宇〕天下を云ふ。
〔覃被〕及ぼし被らしむる也。
〔含靈〕萬物也。

北史には、

其王與ニ世清一來貢ニ方物一。

といへり。こは隋書とあはせ見るに、清の字の下に、おほくの詞おちて、いみじきひがことなり。隋書に、與レ清相見といひて、下に復令ニ使者隨レ清來一とあれば、此二つの清の字を見まがへて、其あひだの詞どもを脱せるなりけり。されば今はその隋書のまゝに引けり。さて天皇のかの使にのたまはせし御言とて、我夷人僻ニ在海隅一云々などしるせるは、いみじきつくり言なり。日出處天子とのたまひつかはしゝ天皇の、かゝることの給ふべき物かは、かの詔書とあひかなはぬをもて、使のそらごとなりしほどは、おしはかりつべし。すべて此詞をも、清答曰云々の詞も、みな國に歸りて、かの王が悦ぶべきさまに、われだけくつくりて、そらごとせしを、其まゝにしるせし物ぞ。さて此とき妹子臣、かの國王が御答の書をもて來しを、道にして百濟人にかすめ取られしよし、書紀に見えたり。又かの使裴世清がもて參りし書は、

皇帝問ニ倭皇一。使人長吏大禮蘇因高等至具レ懷。朕欽ニ承寶命一。臨ニ御區宇一。思レ弘ニ德化一。覃ニ被含靈一。愛育之情。無レ隔ニ遐邇一。知皇介ニ居海表一。撫ニ寧民庶一。境內安樂。風俗融和。深氣至誠。遠修ニ朝貢一。丹款之美。朕有レ嘉焉云々。

と書紀にのれり。これはかの妹子の臣がもてこしとは、別なりしにや、此書に倭皇と申せることうたがはし。其故は、すべてかの國の王は、古へよりおごりならひて、尊きものはたゞ己ひ

〔聖德太子傳曆〕其名の如く聖德太子の傳記を漢文にて記せるもの也、二卷にして、上卷は欽明天皇の三十一年より推古天皇の十五年に至り、下卷は推古天皇の十六年より孝德天皇の元年に至る、本書一名「平氏太子傳」と云へるは卷首に平氏撰とあるを以て也、此の平氏は葛原親王といひ、或は平基親といひ異說多し。

〔尊候〕他人の起居を敬ひて云ふ語。

〔鴻臚寺〕鴻臚館に同じ、外國の使臣を接待する爲めに設けたる官舍にして太宰府にては博多、攝津にては難波、京都にては東西市に設置す。

とりと思ひをるから、あだし國の君をばみだりにあなづりいやしめて、おしてみなやつこの如くにあへしらふならひに、いまだ天皇のかぎりなく尊くましまする御事をば知らざるがゆゑに、此書の詞、すべていとなめしきにあはすれば、皇と申せることあひかなはず。さればこれは經籍後傳記に、

小治田朝十二年。歲次甲子。是時國家書籍未多。爰遣小野臣因高於隋國。買求書籍。兼聘隋天子。其書曰。日出處天皇致書日沒處天子。隋煬帝覽之不悅。猶怪其意氣高遠。遣裴世淸等十三人。送因高來觀國風。其書曰。帝問倭王。聖德太子甚惡其黜天子之號。爲倭王。而不賞其使。

とあるぞまことなりけんを、書紀には王は貶し申せることをきらひて、皇の字には改めてのせられしなるべし。然るを平氏の聖德太子傳曆に、此隋主が書の事をいかにと、天皇の問せ給へる、太子の御答に、

天子賜諸侯王書式也。然皇帝之字。天下一耳。而用皇字。彼有其禮。

と申給へるよし記せるは、書紀の皇の字につきて造れることゝ聞えたり。すべてこの傳曆にはかゝるたぐひのつくりごと多くてうけがたし。さてその九月に、彼の使がまかり歸るにたぐへて、又しも妹子臣をかの國へ遣しける、其度の詔書は、

東天皇敬白西皇帝。使人鴻臚寺掌客裴世淸等至。久憶方解。季秋薄冷。尊候何如

〔清忿〕書紀に、オタヤカナランと訓む、忿に從ふ意也。
〔此郎如常〕當方も無事と也。
〔但し書紀に云々〕同上推古天皇十六年の條に、「六月壬寅朔丙辰、客等泊二于難波津一、是日、以二飾船三十艘一、迎二客等于江口一、安二置新館一」云々、とあるは是れ也。
〔八月三日に云々〕日本書紀推古紀に「秋八月辛丑朔癸卯、唐客入レ京、是日遣二飾騎七十五疋一、而迎二唐客於海石榴市衢一、額田部連比羅夫、以告二禮辭一焉、壬子召二唐客於朝廷一、令レ奏二使旨一」云々」と見ゆ。
〔妹子臣云々〕三十一頁頭注を參照すべし。

　思清忿。此郎如常云々。

と書紀にのれり。今つら／＼此二度の往來のあひだの事を考ふるに、まづはじめのたびつかはし、詔書を、かの王よろこばで、今より後かくるやなからんをば、な受けいれそといひつけながら、其御使のかへるにたぐへて、やがて使をたてまつりしはいかにぞや。かの後傳記に、猶怪二其意氣高遠一とある、さもありぬべし。又思ふに大御國の事は、さき／＼より韓國のつてなどにも聞渡りて、下にはいかでむつび奉らんと思ふ心もしかすがに有りけんかし。又後傳記に、かの王が書に倭王と申せる事を、皇太子のいたくにくみ給ひしとあるも、誠にしか有るべきわざなり。こなたよりかれを天子とのたまひしだに、尊み過し給へる御言なるに、みづから皇帝となのりて、かへりて天皇をかしこくも倭王などとおとし申奉れるは、いはんかた無きるやなさなれば、其書さらに／＼受入れ給ふべきにあらず。ほど知らぬ申しざまぞと、きびしく詰責て、使をもすみやかにおひかへして、かたく御むつびをたち給ふべきわざなるに、そのふみをも受けいれ給ひて、使をも接待ひ給ひ、ふたゝび御使をも遣しゝは、猶かの國にのぞみ給ふ事の、あながちなりしが故に、御いかりをば、おさへ忍ばしけるなるべし。但し書紀に、かしこの使六月十五日に難波につきて、八月三日に京に入るとあれば、おほよそ五十日ばかり、いたづらに難波にとゞめられしなり。かくしてとみに京へめさゞりしは、ゆゑ有るべし。妹子臣、かの國王が書をうしなひしとがによりて、流さるべきかなどといふ議も有りしかば、さるさわ

ぎなどによりて、日數は經しか。其書も百濟人にとられしといふは、ことづけ言にて、まことは書のさまのゐやなかりし故に、こなたの大御心にかなふまじきことをはゞかりて、ことさらにうしなひしにも有るべく、又かの王が悦ばざりしことなど、何くれの有樣の、おのづから聞えし故に、ゐやなくおぼしめして、かの使をも、京へは入れらるまじきよしなどのさだめも有りしにや、いかさまにも久しくとゞこほりしは、かゝる事共のゆゑにぞありけんかし。然るをかの隋書に、

我夷人僻レ在ニ海隅一。不レ聞ニ禮義一。是以稽ニ留境內一。不ニ即相見一。

と、天皇ののたまひしよししるせるは、とみに京にめされずて、久しく難波にとゞめられし、おのが罪をかくさんために、裴世淸が國へかへりて僞りいひし、例のつくりごとなり。さて後の度の詔書には、日出處天子を東天皇、日沒處天子を西皇帝と改め給ひしは、始のをかの王が悦ばざりしことの聞えたりし故に、いさゝかかへて、又敬ひ給ひしなり。されど猶かの王をたゞに皇帝とはのたまはず、東に對へて西とのたまひ、こなたにはた倭とも王ともあらため給はで、猶天皇とのたまへるにて、かの王が書に、倭王と申せるゐやなさを憎みて、それにはしたがひ給はざりし程しられたり。又すべての御詞も、かしこより申せる趣を、うけ給へるさまにはあらず。よく心をつけて見るべし。しかはあれ共、あながちにのぞみ給ふ事ましますが故に、前には致書と有りしをも、敬白とあらため給ひ、又尊候などとのたまへるは、いとも〳〵

〔稽留〕春秋に「陰陽之氣平行而未レ止未ニ嘗有一レ所ニ稽留滯礙一也云々」とあり、留むる也。

〔敬白と云々〕太子傳暦に、「天皇召ニ太子一、議ニ答書之辭一、太子執レ筆書レ之曰、東天皇敬問ニ西皇帝一」とあり、されば太子天皇の御前にては、敬問と書給ひてありながら、實の御答書の時には、竊かに敬白と改めて書しめ給ひしものならむと云ふ。

〔善隣國寶記〕三卷僧周鳳の著、我國の朝鮮支那と交通を開きし初めより當時に至る關係往來等を、年序を逐うて漢文にて記せる書也。

〔六月〕十三日也。

〔犬上君御田鍬〕景行天皇庶皇子の裔也、當時大禮にして、遣唐小使たり。
〔矢田部造某〕日本紀、闕名、とあり、但し舊事紀には、大仁矢田部御嬬連公、改レ姓命レ造、とあり、當時の大使たり。

かたじけなく、武士どもへは、いたく過ぎたる御詞なりかし。尊候の候の字は、書紀の今の本には脱ちたるを、善隣國寶記に引きたるに、あるによりて引きつ。かくて妹子臣は、またのとしの九月にかへり參れりしよし見ゆ。其度隋王より奉りし御返事は物に見えず。又同じき御世廿二年六月に、犬上君御田鍬、矢田部造某を、もろこしへ御使に遣し、廿三年七月にかへり參りき。

馭戎概言 上之卷上 終

馭戎慨言 上之卷 下

次に岡本宮御宇舒明天皇の御世二年八月に、大仁犬上君御田鍬、大仁藥師惠日を御使として遣はしけるに、同四年八月に、彼の國より高表仁といひしものを使として、御田鍬をおくりきて、對馬につきたりと、書紀に見ゆ。此時はもろこしの國、はやく唐の代になりつる程なりき。唐書に、

太宗貞觀五年。遣使者入朝。帝矜其遠。詔有司毋拘歲貢。遣新州刺史高仁表往諭。與王爭禮。不平不肯宣天子命而還。

といへる、このときなり。太宗は高祖といひしが子にて、唐の第二世の王、貞觀五年はすなはちこの岡本の御世の三年にあたれり。さて此時の使表仁を、新唐書又文獻通考に、右の如く仁表とあれども、舊唐書には、書紀と同じく表仁とぞある。與王爭禮云々の事、書紀には見えず。但しさきの小治田の朝廷の御時の如く、此度の使も大宮内にめされて、天皇を拜み奉りし事も、記さるべきに、さる事はなくて、たゞ冬十月に、難波津の館に入りて、御酒を賜はり、またの年の正月に、歸りまかりしよしをのみ記されたるは、よし有りて、京にはめさざりしに

〔藥師惠日〕推古紀、醫惠日、舒明紀、藥師惠日に作る推古天皇三十一年唐より歸朝せる由書紀に見ゆ、藥司の官人にして唐にて醫術を究めしより藥師と號し、遂に姓となす。

〔太宗〕高祖の次子にして、唐第二世の天子也、李姓、名を世民と云ふ。

〔刺史〕一州の治を掌る長官也、其下に長史一人司馬一人を置く。

〔往諭云々〕舊唐書に、持節往撫之、表仁無綏遠之才、與王爭禮、不宣朝命而還とあり。

〔にぎびざりし〕和睦せざりし也。
〔杜佑〕唐代萬年の人、字は君卿、父は希望、恒州の刺史たり。德宗、憲宗の二朝に仕へ、岐國侯に封ぜらる
〔通典〕二百卷、食貨以下八門に分ち黄虞より唐天寶までの諸事を輯錄す
〔唐書〕宋の歐陽修宋祁の同撰する所本紀、志、表、列傳凡て二百二十五卷也。
〔舊唐書〕五代の石晉の時の官撰にて劉昫等の手に成る
〔虎魄〕琥珀也。
〔璽書〕天子の印を捺したる文書也、
〔高宗〕唐第三世の皇帝也、姓李、名治、字は爲善、小字は雉奴、太宗の第九子也。

や。又めしつれど、かの唐書にいへる如く、禮ごとを爭ひ奉りて、にぎびざりし故に、記されざりしか、さだかならず。そも〳〵かの太宗といひしは、いと賢き王にて、其國をよく治めて、さき〴〵よりも威すぐれたるころほひにて、愈驕る心には、御國よりの御使の趣も、さこそ隨ひおだらめと思ひ居たりつらんに、さはあらで、萬いと高かりけんを、思ひの外にゐやなしと思ひて、又御使つかはさんには、必ず倭王某となのりて、ゐや〳〵しく有るべしとやうに、言知らせ申さんとてぞ、この高表仁をばおこせけん。されば表仁も、いとゞ漫におごりたかぶりつゝ、いともかしこく天皇をも輕め奉りて、彼の國にしたがひをる、かたはらの國王どもゝ、ひとしなみにあへしらひ奉らんとせし故に、皇朝にはすべてさるゐやなきあへしらひは、さらに受けたまはで、よろづにぎびざりけんこと、さも有りぬべし。されば杜佑が通典には、由是遂絶といへり。さて唐書の右のつゞきに、

久之更附新羅使者上書。

といへり。舊唐書には、これを貞觀二十二年の事とせり。書紀には此事は見えず。次に同唐書に、

永徽初。其王孝德即位。改元曰白雉。獻虎魄大如斗碼碯若五升器。時新羅爲高麗百濟所暴。高宗賜璽書。令出兵援新羅。

といへる、永徽は、彼の國高宗が年號、その元年は、難波宮御宇孝德天皇の御代、白雉元年にあたれり。書紀にいはく、

白雉四年夏五月。辛亥朔壬戌。發遣大唐大使小山上吉士長丹。副使小乙上吉士駒。學問僧云々百二十一人。俱乘一船。又大使大山下高田首根麻呂。副使小乙上掃部連小麻呂。學問僧云々。竝一百二十人。俱乘一船。秋七月。被遣大唐使人。高田根麻呂等。合船沒死云々。同五年二月。遣大唐押使大錦上高向史玄理。大使小錦下河邊臣麻呂。副使大山下藥師惠日云々。分乘二船。留連數月。取新羅道。泊于萊州。遂到于京。奉觀天子云々。押使高向玄理卒於大唐云々。秋七月甲戌朔丁酉。西海使吉士長丹等。共百濟新羅送使。泊于筑紫。是月。褒美西海使等。奉對唐國天子。多得文書寶物云々。

といへり。此白雉四年の度、大使副使など、おの〳〵二人宛、二つに分ちてつかはしゝは、いかなるゆゑにか。又その使の未だかへり參らざる程に、引きつゞきて又高向玄理などをつかはしゝも、いといぶかし。さてかの唐書に、獻虎魄云々とは、これらの時にや有りけん。かくて後岡本宮御宇齊明天皇の御世元年八月に、かの河邊麻呂臣などはかへり參りき。次に同じき御代五年七月に、小錦下坂合部連石布、大山下津守連吉祥をもろこしにつかはす。

仍以陸道奥蝦夷男女二人。示唐天子。

と書紀に見えたり。此度の事は、卽ち其時彼の國に罷りし、伊吉連博德が自ら記せし書を引て、猶具に記されたり。坂合部石布連は、ゆく樣に南の海に漂ひて身失ぬれば、津守吉祥連ぞかの國の到りて、唐王にはあへりける。然るに唐新羅と語らひて、來年百濟を亡さんとする事によ

〔高田首根麻呂〕姓氏錄に、高田首、出自高麗國人多古氏使主之後也、とあり。

〔合船云々〕薩摩の東南竹島（タカシマ）の邊に於て覆沒せる也。

〔高向玄理〕姓氏錄に、漢人、百濟國人多夜加之後也、とあり、漢人は玄理の姓也。

〔萊州〕河南道にある州名也。

〔岡本宮〕大和國高市郡に在りし齊明天皇二年より十一年迄の皇居也。

〔陸道奥云々〕唐書に、「使者與蝦夷人偕朝、蝦夷亦居海中、其使者鬚長四尺許、珥箭於首、云々」とあり、又た杜氏通典にも此事見えたり。

りて、御國の御使をも捕へおきて、久しく返さゞりき。此度の事を唐書に、

天智立。明年使者與㆓蝦夷人㆒偕朝。

と、天智天皇の御世にかけていへるは、ひがことなり。かくてそのまたのとし、新羅と唐として、百濟をばほろぼしたりき。彼の唐書に、令㆔出㆑兵援㆓新羅㆒といへるはかならず此時の事なるべきを、孝德天皇の御世にかけたるもひがことなり。さてかく唐王がもとよりは、新羅をすくひ給へと申しゝかども、新羅をすくはせ給ふべきよしなければ、さらにきこしめし入れずして、ことわりのまゝに、百濟をすくはせ給はんがために、かたじけなく天皇御みづから筑紫に幸行して、そこにして崩りましき。こゝに皇太子まつりごときこしめし、筑紫の長津宮にましまして、百濟の王子豐璋が御國にさぶらひけるを、百濟國王になして、織冠を賜ひ、又多臣蔣敷が妹を、妻に賜ひて、あまたの兵をそへて、おくりつかはして、其國を建しめ給ひき。さて百濟高麗をすくひ給はんがために、又しも御軍を遣はして、新羅唐の賊どもと戰ひしを、官軍えかたで、近江大津宮御宇天智天皇の御代二年九月に、百濟はつひにほろぼされにき。

同三年五月に、唐の百濟鎭將劉仁願といふもの、もとより、郭務悰といへるもの、使として參れり。善隣國寶記に、海外國記を引きて、此事をしるせるを見るに、まづ此使四月に對馬に來れる時、智辨といふ法師をつかはして、事の趣をとはせ給ひしに、有㆓將軍牒書一函幷獻物㆒と申して、すなはち智辨にわたせり。その九月に、津守連吉祥、伊岐連博德、僧智辨等に仰せて、

〔新羅と唐と云々〕百濟義慈王新羅の邊境を擾すこと連年、新羅武烈王依て唐高宗に援を請ふ、唐顯慶五年唐將蘇定方大軍を帥ひて百濟を討ち、遂に義慈王を降らしむ。

〔筑紫に幸行云々〕齊明天皇七年一月海路西國に御親征同五月筑前國上座郡朝倉橘廣庭宮に遷御、同七月崩御せらる。

〔皇太子〕天智帝也

〔長津宮〕もと磐瀨宮と云ふ、筑前國遠賀郡に在りき。

〔豐璋〕舒明天皇三年質として我國に來れる義慈王の王子也。

〔織冠〕大化三年の冠制、十三階の内第一二階に當る

筑紫太宰の詞といひて、彼の使に告げけらく、

今見客等來狀者。非是天子使人。百濟鎭將私使。亦復所賫文牒。送上執事私辭。是以使人不得入國。書亦不上朝廷。故客等自事者。略以言辭奏上耳。

といへり。かくて十一月に、彼の牒書のこたへをつかはす。其詞は、

日本鎭西筑紫大將軍。牒在百濟國大唐行軍總管。使人朝散大夫郭務悰等至。披覽來牒。尋省意趣。既非天子使。又無天子書。唯是總管使。乃爲執事牒。牒是私意。唯須口奏。人非公使。不令入京。

とあり。かゝればこは唐王が使にはあらず。されば共まことは、そのいひつけをうけて、おこせしには有るべし。さきにかの國より、新羅をすくひ給へと申せしを、きこし召しいれずして、かへりて百濟をしもすくひて、戰はしめ給ひしに、今此使をまだせしは、彼の王此度、皇朝の御軍にたむかひ奉り、百濟の國をうちほろぼしつれば、天皇の御いかりふかゝらんことをおそれて、その大御心をなごめ奉らんがため、かつは御國のありさまをもうかゞはせんとなるべし。然れども今御いきどほり深くましますをりからと申し、殊にその王が使にもあらざるがゆゑに、京へも召し入れずして、對馬よりかへされしなりけり。そも／＼彼の百濟の國は、息長帶姫尊の御代より、官家國として、御世々々におこたらず、まめやかに仕へまつりきつるを、今かくうち滅しつれば、唐はいみじき皇朝の賊なれば、たとひ此使のむねゐや／＼しくとも、さら

〔太宰〕「オホミコトモチノツカサ」とも訓む、太宰府の制は大寶令によれるも、其濫觴は遠く宣化天皇元年三韓に備へ、兼ねて九國三島を總管せしめむが爲に、官家を那津に置きしに始る、而て太宰の名の史上に見えしは推古天皇十七年を始めとす。

〔朝散大夫〕朝官のみにして其の職掌なき大夫を云ふ、文獻通考職官考に朝散大夫、隋置散官、唐因之云々、と見えたり。

〔對馬より云々〕書紀天智紀三年の條に、十二月甲戌朔乙酉、郭務悰等罷歸、とあり。

〔官家國〕朝貢國也六頁參照。

に受けいれさせ給ふべきにはあらぬを、ましてさもあらざれば、まことにすみやかに追ひかへさるべきことわりぞかし。されど猶御うつくしみをもて、饗などをも賜ひしこと、書紀に見えたり。さて其ころ對馬、壹岐嶋、筑紫などに、防人烽などをおき給ひ、又筑紫に水城とて、大堤をつきて水をたくはへなどせさせ給ひ、又長門筑紫に城をつかせ給ひしなどを思へば、彼の劉仁願が牒書に、もし唐に御使をつかはして、むつび給はずは、軍をおこして、おかし奉らんとやうのおもむきをほのめかして、おどし申せしことなども有りけむ。さらず共、彼の使を京へもいれずてかへし給ひしかば、かの國の心はかりがたければ、かねてしかそなへ給ひけむこと、さも有りぬべし。かくて同四年の九月に、又かの國より劉德高といふ者に、かの郭務悰などもあひそひて、すべて二百五十四人筑紫に來りて、表函を奉れり。これも京へは入れられず、みあへを賜ひ、物などをも給ひて、筑紫よりかへされしよし見えたり。此時守君大石、坂合部連石積などを、唐につかはすと有りて、蓋送ニ唐使人一乎といふ注あり。去年の使を對馬よりかへされしかば、かの王いかりて、軍をおこし寇なひ奉るやうも有るべきに、さもあらで、又しもかく人をかへて、使をまだせしは、いよ／＼ねんごろに申して、なごめ奉らんとなるべし。たゞしこれも王が使とはなくて、猶彼の百濟の鎭將が所より奉れるよしと聞えたり。されば此方より守君などをつかはしゝも、筑紫の太宰より、百濟の鎭將が許への使と聞ゆ。されどそれも唐より置けるものなれば、唐に遣すと、書紀にはしるされたるなるべし。此度此使にの

〔防人〕王朝時代に西海道邊要の地を守れる兵士也、上代は夷守又島守とも云へり。唐六典に「邊要置ニ防人一爲ニ鎭守ニ云々」とあるより名付く。

〔烽〕外寇內亂の時相圖の爲めに焚く篝火の一種也、全國數個所に置き、晝は煙、夜は火炬を放ち、事あるに際し、之を擧げて相報ずる也。

〔水城〕書紀天智紀三年の條に、又於ニ筑紫一築ニ大堤一貯レ水、名曰ニ水城一、とあり、集解に、貝原筑前名寄曰、御笠郡水城堤、高四間、基十五間、長東西四百間、堤內今爲レ田、と見えたり。

〔みあへ〕饗應也。

〔同じき六年云々〕書紀天智紀六年の條に、十一月丁巳朔乙丑、百濟鎭將劉仁願、遣ニ熊津都督府熊山縣令上柱國司馬法聰等一、送ニ大山下境部連石積等筑紫都督府一、己巳、司馬法聰等罷歸、云々、と見えたり。

〔金田城〕日本紀通證に、「或曰下縣郡與良鄕黑瀨城址、疑此、今按、孝德紀始言レ柵、至ニ本紀一正書レ城、實是城築之所レ創、雖ニ上世有ニ稻城一、而出ニ于一時忽卒一、不レ可ニ以爲レ法矣、而其多在ニ西海一者、當時有ニ事於韓國一也、」とあり

〔七年九月云々〕沙喙級湌金東嚴等來朝せり。

たまひつかはしゝは、いかなるおもむきなりけん、知られず。朝鮮の東國通鑑といふ書に、

於レ是仁願、領ニ新羅及百濟耽羅倭人四國使一浮レ海西還。

といへる、倭人の使はこれなるべし。西還とは、新羅より唐國へかへりしなり。かくて同じき六年十一月、又かの百濟の鎭將がもとより、司馬法聰といへるものをまだして、かの境部連石積などを筑紫の都督府に送れり。いにし四年十二月にまかりし使の、かしこに久しくとゞまりて、いま六年十一月にかへりしもゆゑ有りけんかし。かくて此度また、伊吉連博德などを使として、かの法聰をおくらせられしを思へば、法聰が參りしも、たゞにこなたの使を送れるのみにはあらで、久しも申しおこせしむね有りし故に、こなたよりも又御こたへのむね有りけるなるべし。此月對馬の金田城などを築れし事もあれば、その御こたへのおもむきもおしはからる。同七年九月に、新羅の國、使をさして、御調を奉れり。新羅は後岡本宮御宇齊明天皇の御世、唐にへつらひつかへて、皇朝にそむき奉り、つひに唐とかたらひて、百濟の國をうち亡ぼせしよりこなた、絕えてまゐらざりしに、今かくまゐれるは、右の如く唐より度々使をまだして、ねんごろになごめ奉り、又新羅の事をも、しば〳〵こひ申せしによりて、天皇御いきどほりやうやくにとけ給ひて、かの罪はゆるされしなるべし。これにて唐より度々申しおこせし趣、また唐をいきどほり思しめしつる大御心も、やうやくとけ給ひしほど、おしはかられたり。さて後新羅よりは、とし〴〵に絕えず御調奉りき。同八年に、河內直鯨を、唐の國

〔咸亨元年〕唐の高宗帝の時の年號にて、我朝の天智天皇の九年也。
〔喪服云々〕書紀天武紀に、元年春三月壬辰朔己酉、遣ニ内小七位阿曇連稻敷於筑紫一、告ニ天皇喪於郭務悰等一、於是郭務悰等、咸著ニ喪服一、三遍擧哀、向レ東稽首、とあり。
〔擧哀〕支那の禮として、喪に當り號泣するを云ふ。
〔天武天皇〕人皇第四十代の天皇、御諱大海人、舒明天皇の第二皇子、御母皇極天皇也。
〔元永元年〕鳥羽天皇の御宇の年號也。
〔飛鳥淸御原宮〕大和國高市郡上居村にあり。
〔藤原宮〕大和國高市郡鴨公村にあり

につかはす。唐書に、咸亨元年。遣レ使賀レ平ニ高麗一といへるは、此使をいふか。同じ年、又唐國より郭務悰など二千餘人參ると見えたり。されどこれはうたがはしきよし有り。同じき十年正月、またかの百濟の鎭將がもとより、李守眞といふものをまだして表を奉り、その十一月に、又郭務悰等二千人、四十七艘の船にのりて參れり。此をりしも、天皇かむあがりまし〱しかば、郭務悰等筑紫に侍ひて、喪服をきて、三たび擧哀、東の方にむきて拜み奉るとあり。さて書函また信物を奉り、こなたよりも物たびて、かへしやり給ひき。此度も例の京にはいれられず。さて此時唐王より奉りし書に、大唐帝敬問ニ日本國天皇一云々。また天武天皇元年に奉りし書には、大唐皇帝敬問ニ倭王一と有りしよし、元永元年菅原在良朝臣の勘文に見えたり。されどこの勘へはひがことあり。書紀を考ふるに、まづ此度郭務悰が參りしは、右にいへるごとく、十年十一月にて、十二月に天皇かむあがりまし〱、書函を奉りしは、又のとしの三月にて、すなはち飛鳥淸御原宮御宇天武天皇の元年なれば、奉りし書はひとつなるを、古き書に、あるひは天智天皇の十年ともしるし、あるひは天武天皇の元年と記せる書も有りしを、これかれを見て、こと度の事と心得あやまられし物なり。されば倭王とあるは本のまゝ、日本國天皇とあるは、彼の小治田推古朝廷の時の倭皇の皇の字の如く、こゝにてあらためて、しるせし物なるべし。さてこの淸御原宮御宇天武天皇、藤原宮御宇持統天皇と二御代、絶えてもろこしの國に御使つかはす事のなかりしは、既に皇朝の大御心とけ給ひて、新羅の

罪などもゆるされ、又御使をもつかはし﹅故に、唐王いまはしえたりと思ひて、又其後しも、しばしば使をまゐらせて、いよ〳〵ゐやなく、おごりたることをのみ申しおこせしによりて、又しもやすからずおもほしめして、むつびをたち給ひしにや。又さらず共、此二御代はかの國とむつび給はんの御心ましまさゞりしにや、とまれかくまれ、御使つかはす御事のやみにしは、よろづよりもめでたく、たけきわざなりかし。かくて三十年あまり過ぎし程に、又しも藤原宮御宇文武天眞宗豐祖父天皇の御世大寶元年に、粟田朝臣眞人を遣唐執節使とし給ふ。やがて其年船出せしを、波風あらくてえ渡らず。又のとしの六月にまかり渡りて、慶雲元年七月にかへりまゐりき。唐書に、

長安元年。其王文武立。改元曰大寶。遣朝臣眞人粟田貢方物云々。

といへるこれなり。此時唐國は高宗死ける後、その妻武后が王となりて、國の名をも周と改めたりし比にて、長安はそれが年號、その元年は、すなはち大寶元年にあたれり。舊唐書には、長安三年とあり。まことに彼の王が所へ至りしは、その三年なるべし。次に寧樂宮御宇高瑞淨足姫元明天皇の御世、靈龜二年八月に、多治比眞人縣守を遣唐押使とし給ひ、またの年養老元年にまかり渡りて、同二年十二月に、かへり參りき。これを唐書に、

聖武立。改元曰白龜。開元初、粟田復朝。請從諸儒授經。詔四門助教趙玄默。即鴻臚寺爲師。獻大幅布爲贄。悉賞物。貿書以歸。

〔文武天皇〕人皇第四十二代の天皇也御諱を珂瑠と申す、草壁皇子の第二皇子、御母は元明天皇也。

〔武后〕并州文水の人、唐の太宗の才人、後高宗の皇后となる、帝崩じ位に即き、則天大聖皇帝と云ふ。

〔元明天皇〕人皇第四十三代の天皇、天智天皇の第四皇女、御母は蘇我姪娘也。

〔開元〕唐玄宗の時の年號にして、其元年は、我朝の元明天皇の和銅六年に當れり。

〔四門〕唐時、國子學卽大學校の四方の門側に設けし塾舎にして、博士以下を置き所謂四門學生を教授す。

といへる開元は、彼の國唐玄宗が年號にて、その五年ぞ養老元年にはあたれる。白龜は靈龜をあやまれるなるべし。又それを、聖武天皇の御代にかけたるは、神龜とまがひつるなるべし。

粟田復朝とは、戎人皇國の朝臣眞人などいふ姓をしらざる故に、此度の御使のかばねの眞人と、前の大寶の度の御使の名の眞人とを、ひとつに紛らはして、同じ人と心得しなり。舊唐書には名をいはで、たゞ又遣使來朝とのみいへり。次に天璽國押開豐櫻彦聖武天皇の御世、天平四年八月に、多治比眞人廣成を、遣唐大使とし給ひ、同五年四月に、まかり渡りて、同七年三月にかへり參りき。入唐留學生下道朝臣眞備も、此御使にたぐひてかへり參りて、唐禮百三十卷、太衍暦經一卷、太衍暦立成十二卷、樂書要錄十卷、そのほかくさ〴〵の物を得來りて、たてまつりき。此人はさきの養老の度の御使にたぐひて、かの國にまかり渡りて有りけるが、ことし十九年といふにかへり來れるなりけり。後に吉備朝臣といふ姓を賜り、右大臣までのぼり給ひて、世に吉備大臣と申すはこれなり。かの唐書に、請従諸儒授経云々といへるは、まさしく此吉備朝臣の事なりけんを、眞備と眞人とをまぎらはして、これをも粟田眞人の事とし、又此天平の度の大使のかばねも、多治比眞人なる故に、養老の度の御使と、一つにしてしるせる、皆あやまりなり。さて此度の御使たちのかへりざまに、波風にたゞよはされし事につきて、かの國王玄宗が許より、副使中臣朝臣名代がかへる使につけて、天皇に奉りし書を、張九齡といふものゝ書きたりしを、文苑英華といふ書に載たるを見るに、勅日本國王主明樂美御徳云々

〔玄宗〕唐第六世の皇帝、姓李、名隆基、睿宗の第三子也、初め頗る治績あり、後李林甫を宰相とし、楊貴妃を愛し、綱紀甚だ紊れ、天寶十四年安祿山亂を起すや上西蜀に出奔し、太子に位を讓る。

〔下道朝臣眞備〕國勝の子也、大學助太宰大貳參議納言を經て右大臣正二位に至る。

〔張九齡〕字は子壽七歲にして能く文を屬し、後、進士に擢でられ、又中書舍人となり詞人の冠たり、時人文場元帥と稱す、左拾遺に遷る、又中書侍郎に累遷せられ尋いで曲江に居し卒す、玄宗追封して始興伯と爲す。

張九齡文集主作レ王御作レ衒皆誤といへり。かく申せるは、此度御使の人に、天皇の御名をいかにと問ひしに、御名を申し奉らんは畏こければ、主明樂美御德と申すよし書きて答へけん。そはすなはち漢文に天皇と申す事なるを、から人は皇國言葉をしらねば、御姓御名と心得て、そのまゝに書きて奉りし物なり。然るを近き世、新井氏の殊號事畧といふ物に、此事を論ひて、大國の天子として、外國の君を天皇と稱せられんも、然るべからず、又國王とのみしるさば、本朝の君臣相悦ざるところなる故に、本朝にて天皇の御事を申す詞に兼用ひて、かくしるされしと見えたり。これ大國の體をもうしなはず、隣國の禮をも失はずして、ふたつながらあひえたる書法なりといへるは、ひがことなり。すべて此奉りし書の中に、いさゝかも尊みたる詞はまじらぬ中に、かしこくも天皇を卿とさへ申せり。卿とは、彼の國にて下ざまにたつ者をさしていふ言葉なり。本朝の君も臣も悦ばじとて、國王と申すをだにはゞからんものゝ、かゝるゐやなき詞はつかふべき物かは。又伊藤氏は、主明樂美御德とは、もとこなたの詔書にしるして遣はしたりしを見て、かしこよりもしか申せるなるべしといへり。儀制令の義解などにも、須明樂美御德と申し奉るよし見えたれば、此說はさも有りぬべく聞ゆれど、かの國唐の代となりては、こなたより詔書はつかはさゞりし例なること、藤原葛野麻呂の書に見えて、下にくはしく論ふが如くなれば、さることにもあらず。又たとひこなたよりのたまひつかはしゝにもあれ、かしこよりは、それも猶御姓御名と心得て申せしなり。然れ共これは天皇と申すと同じ御事なれば、

〔新井氏〕新井白石也、新田義重の裔、名君美、字は在中、白石は其號也、德川家宣に事へ、大に用ひらる、享保十年五月十九日歿す、年六十九、著書頗る多し。

〔殊號事畧〕我國の天皇及國號、並に外國との關係を記せる書にして、二卷也。

〔伊藤氏〕本姓を長澤氏と云ふ、長勝の子也、名維楨、字は源佐、仁齋と號す、德川時代の鴻儒也、寶永二年三月十二日七十九歲を以て卒す、其著書甚だ多し。

〔藤原葛野麻呂〕大納言小黑麿の子、延曆二十年遣唐大使となり、後民部卿に遷る。

〔まへつ君〕汎く朝廷の高臣を云へり
〔孝謙天皇〕人皇第四十六代の天皇、御諱阿閇、聖武天皇の第二皇女、御母は藤原安宿媛也
〔藤原清河〕中衛大將房前の第四子、勝寶四年唐に使し歸路風に遭ひ歸るを得ず、唐に仕へ、河清と改め、唐に歿す、年七十三。
〔大伴宿禰古麿〕孝謙天皇の勝寶二年遣唐副使となり功あり、寶字の初め陸奥鎭守將軍按察使となる、後不軌に黨し杖死す。
〔仲滿〕阿倍仲麻呂也、中務大輔船守の子、幼より聰明好みて書を讀む、靈龜二年入唐、寶龜元年正月彼地に卒す。

皇國にては畢なきを、すべての詞いとゐやなく、妄におごりたかぶりて、卿などとさへ申せるなど、天皇をはじめ奉りて、まへつ君たちまでも、御心にはいみじくほど知らずにくき奴とおもほしつらん物を、なほかしこにあながちにのぞみ給ふ事共の有るゆゑに、御いかりをしのばして、其ふみをも受入させ給ひ、なほ御むつびをかはし給ひしなど、すべていと〳〵うれたく心うきわざになん有りける。次に孝謙天皇の御代、天平勝寶二年九月に、藤原朝臣清河を遣唐大使とし給ひ、同四年にまかり渡りて、同六年正月に、副使大伴宿禰古麿、吉備朝臣眞備などは歸り參りしを、大使なりし清河朝臣は、かの國にとゞまりて、えかへらずなりぬ。此度かの國の天寶十二年といふ正月朔日に、唐王があふ時、御使達を、新羅の國の使よりは下ざまに置きけるを、古麿うれたみて、然るべからざるよしかたく言ひけるによりて、つひに新羅のつかひをばくだして、御使を東つらの一のくらゐにつけゝるよし、古麿申しき。たとひ一の位にまれ、新羅の使などとひとしなみにあへしらひしは、皇朝の大御使には猶いとあかぬわざなりかし。かの天寶十二年は、天平勝寶五年にあたれり。唐書に、天寶十二載朝衡復朝といへるは、此度の事なるを、大使副使などの名をばいださずして、たゞ朝衡としもいへるは、此人はさきにもまかり渡りて、久しくとゞまり居たりしかば、かの國人どもよく知れりし故にや。但し舊唐書には、

開元初。又遣使來朝云。其偏使朝臣仲滿。慕中國之風。留不去。改姓名爲朝衡云々。留

京師五十年云々。逗留不レ去。天寶十二年。又遣レ使貢。上元中。擢レ衡爲二左散騎常侍鎭南都護一。

といへるをもて見れば、かの天寶十二年のころも、仲滿はかの國にありし程なり。然るを新唐書に、復朝といへるは、又遣使貢といふことをも、ともに此仲滿が事と思ひまがへし誤りなりけり。次に廢帝の御代、天平寶字五年十月、仲眞人石伴を遣唐大使とし、副使などをも定められしかど、此程もろこしの國、亂れたるよしきこしめしけるが故に、遣はさずなりぬ。次に光仁天皇の御世寶龜六年六月に、佐伯宿禰今毛人を遣唐大使とし、同七年四月に船乘しつれ共、風あしくてかへりて、同八年四月に、又京をたちしに、病おこりて又えまからず。副使小野朝臣石根に仰せて、まづ船乘し、節を持ちて、大使の事をおこなはしむ。同九年の春、かの國王が所にいたりつきて、王にあひ、そのとしの冬、第三の船、第四の船、第二の船と、つぎ／＼に歸りつきぬ。此かへるさまに、あしき波風にあひて、第一の船は破れて、石根の朝臣をはじめ六十三人海におちいりて、うせぬるよし。其船に在し判官大伴宿禰繼人、からくして命たすかりかへり參りて、語り申しき。此度かへる船のたよりに、唐國よりも使をまだせし、その使ざね、趙寶英といひし者は、此第一の船に在りてうせにけり。其外判官孫興進、秦怤期などいふものども、ことなく參り來て、同十年五月に、皇朝を拜み奉りて、かの王が書、またくにつ物などをさゝげ、御饗などたまはりてかへりつ。又同じき判官高鶴林といふものは、おくれ

〔上元〕唐肅宗皇帝の時の年號にして我朝の淳仁天皇の御宇也。

〔衡〕朝衡の略にて安倍仲麿の唐名也

〔廢帝〕第四十七代淳仁天皇を申す。

〔光仁天皇〕人皇第四十九代の天皇、御諱白壁、施基皇子の第六王子、御母は紀橡媛也。

〔佐伯宿禰今毛人〕大連大伴室屋の裔也、寶龜六年遣唐使となり、同八年再び唐に行き、天應三年民部卿となり、同九年薨ず、年七十二也。

〔大伴宿禰繼人〕古麻呂の子、寶龜六年遣唐判官となり同八年唐に行き、九年漸く歸る、延暦中罪を以て誅せらる。

〔みかどをがみ〕朝拜也。

〔小野朝臣滋野〕光仁天皇の寳龜年中勅旨大丞兼下總權守となる、同六年遣唐判官となり、八年唐に行き、九年十月歸る、後ち豐前守たり。

〔渤海國〕今の滿洲及東蒙古也、文武天皇の時、大祚榮と云ふ者諸部を併呑し國勢漸く強く唐王封じて渤海郡王とせしより、始めて渤海と號せり其の哀王の二十六年即ち我朝の醍醐天皇の延長五年に契丹の爲めに滅ぼさる、聖武天皇神龜四年始めて渤海使の來朝あり、爾來延長年間に至るまで約二百餘年の間入貢絕えざりき

て參りて、十一年正月に、みかどをがみせり。さてかの第三の船、判官小野朝臣滋野がかへりつきし時、此度のゆきゝのあひだの事共を、つぶさに筑紫より京に申しける中に、

今唐客隨臣入朝。迎接祗供。令同蕃例。臣具牒太宰府。仰令准擬。

といひ、又此度領唐客使の申せる文に、

唐使之行。左右建旗。亦有帶仗。行官立旗前後。臣等稽之古例。未見斯儀。禁不之旨。伏請處分。

と申けるに、たゞ仗を帶ることをゆるされて、旗たつる事はゆるされざりき。又申しけるは、

新羅朝貢使王子泰廉。入京之日云々。但渤海國使云々。今領唐客准據何例。進退之。

と申せり。これらをもて見れば、其のかみ唐王の使をあへしらひ給ひしも、たゞ三韓などのとひとしなみなりし事しられ、また筑紫より京までのぼる道のほどのよそひなども、かれがするまゝにはゆるし給はず、こなたよりはからひ給へりし事も知られたり。又この使どものみかどをがみして、王が書を奉りける時の大詔に、

唐使上書。朕見之云々。

また御饗給ひける時の詔に、

客等比在館中。旅情愁鬱所以聊設宴饗。加授位階。兼賜祿物。卿等宜知之。

とあり。又まかりまうししけるときの詞に、

臣等多幸。得レ謁天闕今年拜辭。不レ勝二悵戀一。

と申せり。猶くはしくは、續紀にしるされたり。さて唐書に、

建中元年。使者眞人興能獻二方物一。

といへる、建中は、かの王德宗が年號、その元年は、寶龜十一年にあたれば、此度の御使のかしこにいたりし年と、二年たがひ、又御使の名も、次の延曆の度と紛ひたり。次に平安宮御宇桓武天皇の御世、延曆廿年八月に、藤原朝臣葛野麻呂を、遣唐大使として、同廿二年四月に、船出せしかど、浪風あらくて、船やぶれつれば、えまかりわたらで、またの年廿三年五月に渡りて、その冬、かの王德宗にあひ、廿四年正月朔日にも、又あへりしに、其月德宗死にて、その子跡をつぎけるよし、六月に對馬にかへりつきて申したり。そはかの國の貞元二十一年にて、順宗がかはり立ちて、永貞と改めし年なりけり。此度副使石川朝臣道益は、かの國にして身まかりにき。さて唐書に、

貞元末。其王曰二桓武一。遣二使者一朝。其學子橘免勢。浮屠空海。願留肄レ業。歷二二十餘年一。使者高階眞人來。請二免勢等俱還一。詔可。

といへる、此度の事なり。然るをかの寶龜の度の御使をしも、眞人興能としるせるは、誤れり。興能とは、此度の大使葛野麻呂の事にて、むかしかの小野妹子も、因高といひし如く、かの國にて、葛野をさは名のりしなり。日本紀畧又空海の書ける文などには、賀能とも見えたり。眞

〔德宗〕唐第九世の皇帝、姓李、名は适、代宗皇帝の長子也。

〔桓武天皇〕人皇第五十代の天皇、御諱日本根子皇統彌照尊、光仁天皇の第一皇子也。

〔順宗〕唐第十世の皇帝、姓李、名は誦、德宗の長子也

〔橘免勢〕淸友の子奈良麿の孫逸勢也延曆の末遣唐使に從ひ唐に行き、還りて從五位下に叙せられ、承和七年但馬權守となる。

〔空海〕姓は佐伯氏讃岐の人也、石淵寺の勤操法師につき佛を學び、德宗貞元廿年入唐佛の奥祕を究め、大同元年歸朝、弘仁七年金剛峰寺を創き承和二年寂す。

〔類聚國史〕日本書紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文徳實錄、三代實錄等より、部を分ち類を聚めたるもの、菅原道眞の撰也。
〔平城天皇〕人皇第五十一代の天皇、御諱安殿、桓武天皇の第一皇子也。
〔朝野群載〕文筆、朝儀、佛事、諸國雜事、公文等に關する宣旨記錄等を三善爲康の拾輯編纂せる書、卅卷也。
〔行〕拾芥抄に、位高官卑之時、先書レ位注二行字一、とあり、本例大監は正六位下相當にして其帶ぶる位より卑き故行字ある也。
〔大監〕府内の糺判文案の審査を掌る太宰府の官也。

人とは、これも此度の判官高階眞人遠成を、まぎらはしつるなり。遠成の事は、類聚國史に、

大同元年十二月壬申。遣唐判官正六位上高階眞人遠成。授從五位上。遠成卒爾奉レ使。不レ遑二治行一。其意可レ矜。故復命之日。特授焉。

とあり。これは大同元年に又遣したるにはあらず、此延暦の度の判官四人の中の一人なり。其故は、大同元年に遣唐使の事、物に見えたることなし。然れば大使副使などなくして、たゞ判官のみ遣すべきよしもなく、又右の文のまへに、此遠成を遣しゝ事もわきて見えず。又わづかにこぞの六月に、前の御使のかへり參りしに、ことしの十二月に、又後の御使の、すでに復命申すべきにもあらず。大同元年三月に、桓武天皇かむあがりましまして、平城天皇は、その五月に御位につかせ給へれば、いまだ遣唐使あるべき間もなき物をや。かゝれば此遠成は、延暦二十四年に、かの大使などと倶にはかへらず、ゆゑ有りて、かの國にとゞまりゐて、又の年大同元年に、おくれてかへり來りしなりけり。朝野群載に、此時唐王が遠成にあたへたる位記をのせたり。

日本國使判官正五品上兼行鎭西府大監高階眞人遠成。右可中大夫試太子中允。餘如元。云々。元和元年正月廿八日。

とあり。かの國の元和元年は、すなはち大同元年なり。舊唐書に、

貞元二十年。遣使來朝。留學生橘免勢。學問僧空海。元和元年。日本國使判官高階眞人上言。前件學生。藝業稍成。願レ歸二本國一。便請與レ臣同歸。從レ之。

〔元和元年〕唐の憲宗の時の年號也。
〔嵯峨天皇〕人皇第五十二代の天皇、御諱神野、桓武天皇の第二皇子、御母藤原乙牟漏也。
〔淳和天皇〕人皇第五十三代の天皇、御諱大伴、桓武天皇の第三皇子、御母は藤原旅子也。
〔仁明天皇〕人皇第五十四代の天皇、御諱正良、嵯峨天皇の第三皇子、御母は橘嘉智子也。
〔藤原常嗣〕葛野麻呂の子也、少にして大學に遊び、文章及能筆の名聞ゆ入唐前藏人、東宮亮、刑部少輔、參議、右大辨に歷仕し、承和六年歸朝後功によりて、從三位に叙せらる、年四十五にて薨ず

といへり。此文の趣も、高階眞人その年にかしこへまかりしよしにはあらず、逸勢、空海などと倶に、貞元廿年よりふたとせ、かの國に止りゐたりしが、元和元年に、みなともなひてかへらんと請ひしよしなり。然るをかの新唐書に、

歷二十餘年。使者高階眞人來云々。

といへるは、いみじきあやまりなり。又逸勢をば、ともに免勢とあやまれり。さて平城天皇、嵯峨天皇、淳和天皇の三御代は、遣唐使のさだなかりき。奈良宮の始の御世の比よりして、延暦までは、御世々々ごとに一たびは、定まれる例の如くにて、必ず此事有りしに、今かく絶えたりしは、又いとめでたし。そも〳〵かの國にせちにのぞみおもほしめしけん事共の有りしほどだに、かのすぢもなくいやしき戎王と、むつび給ひしは、大皇國のあかぬわざなりしを、今はまして、かたじけなく大御使つかはして、何にかはし給はん、ともすれば、あしき浪風のわざはひにさへあひて、あたら臣達の、いたづらになる、いとあぢきなく、かなしきわざならずや。それもかの國王、天皇のかぎりなく尊くましますことわりをわきまへて、ゐや〳〵しくあへしらひ奉らばこそあらめ、彼れよりは、ひたぶるにおとしめ奉りて、かたじけなく日本國王などとのみぞ申すめれば、かへす〴〵も此御むつびは、なくてあらまほしきわざになん。然るに又しも、仁明天皇の御世、承和元年正月に、藤原朝臣常嗣を、遣唐持節大使にめされ、同三年五月に、船乘せしを、例の波風あらくて、船どもそこなひて、たゞよひかへりしかば、船などつく

ろひて、同四年三月に、又船出せしに、またしもえ渡らず、たゞよひて、太宰府にかへりき。かくて同五年六月に、大使は太宰府より又ふなでせしに、副使小野朝臣篁は、いかれること有りて、病のよし申してまからず。嵯峨太上天皇いかりまして、隱岐國にながし給ひてき。同六年八月に、大使をはじめ皆かへりつきて、九月に京にまゐりぬ。唐書に、

次仁明。仁明直開成四年。復入貢。

といへる、此度の事なり。開成は、かの王文宗が年號、その四年は、すなはち承和六年にあたれり。さて此度も、唐王より奉りし書有りし事、續後紀に見えたり。されど其詞はしるされず。そも〳〵御世々々の紀どもに、渤海國より使をまだせし度ごとに、其王より奉りしふみども、又其王に賜ひし詔書なども、つぶさにのせられたるに、唐王より奉りし書の詞とては、かの小治田の御世の後は、ひとつも載られたることなきは、例のいとゐやなくのみ有りし故に、いみはぶきたるものなるべし。又こなたよりは、かの國唐の代となりてよりは、すべて詔書はつかはさゞりし例と見えたり。其故は、かの延暦の度の御使の船の、かの國のさかひにいたりつきし時、大使葛野麻呂朝臣の、かの國の福州觀察使といふがもとへおくられし書に、

賀能啓云々。又大唐之遇日本也云々。待以上客云々。與夫瑣々諸蕃豈同日可論乎。又竹符銅契。本備姦詐。世淳人質。文契何用。是故我國淳樸已降。常事好隣。所獻信物。不用印書。所遣使人。無有姦僞云々。何更用契云々。然今州使責以文書云々。檢括船上

〔小野朝臣篁〕參議岑守の子、天長年中巡察彈正少忠大内記式部小丞等を歷、承和の初美作介に叙せられ遣唐副使となる、同四年再び渡唐し、文德天皇の時從三位左大辨となり、仁壽二月十二月卒す

〔いかれる事云々〕承和四年入唐の折藤原常嗣の乘れる第一船毀壞せしより篁の乘船を奪はんとす、篁忿恚病と稱しまた船に乘らず舞文遣唐の事を諷す、嵯峨上皇逆鱗あり即ちこれを隱岐に竄し給ふ

〔文宗〕唐第十四世の皇帝、姓李、名は涵、穆宗皇帝の第三子也。

〔續後紀〕續日本後紀を云ふ。

云々。官吏之道。實是可ㇾ然。雖ㇾ然云々。建中以往。入朝使船。州縣諸司云々。不ㇾ檢二船物一。不ㇾ則事與ㇾ昔異云々。伏願顧二好隣之義一。不ㇾ怪二常風一云々。

とあり。此書は、そのをりたぐひて物せし、學問僧空海がかけるにて、性靈集にのれり。もし唐の代になりて、詔書つかはしゝ例あらんには、えもかくはいふまじければなり。さてつかはさぬは、使のいつはりなき故と、この書にはかけれど、そは此時にふれて、よきさまにいひなせる物にこそあれ、眞にはさることにあらず。唐の代となりては、かの小治田の御代の如く、天子天皇などのたまひては、かの王受奉るまじく、さりとてかれが申すまゝに、日本國王などと、おとしてはた宣ふべきにあらざるが故に、詔書はつかはさずなりにしを、例として、度ごとにかれがせむるにも、とかくいひて、したがはざりしなり。さるはかの國には、あだし國より使をさして、むつびくるには、必ずその王の書有るべきさだめなるを、それにはよらずて、かく後迄も、こなたの御さだめをなんとほし給ひし、御いきほひは、舊唐書に、其人入朝者。多自矜大。といへるに思ひあはされて、いとたけしかし。さて承和の後、文德天皇、清和天皇、陽成天皇、光孝天皇の四御世は、又たえて遣唐使のさだなかりき。次に宇多天皇の御世、寛平六年五月に、唐客含ㇾ詔入朝と、扶桑略記に見えたり。　こはかの承和の後五十餘年、御使の絶えたりし故に、皇國のむつびの絶えなんことを心うく思ひて、昔の如く御使給はるべきよしなどを、申しおこせしなるべし。さればにや、やがて其八月に、菅原大臣の參議左大辨

〔性靈集〕僧空海の著にして、其詩文を集めたるもの也

〔文德天皇〕人皇第五十五代の天皇、御諱道康、仁明天皇の第一皇子、御母は藤原順子也。

〔清和天皇〕人皇第五十六代の天皇、御諱惟仁、文德天皇の第四皇子、御母は藤原明子也。

〔陽成天皇〕人皇第五十七代の天皇、御諱貞明、清和天皇の第一皇子、御母は藤原高子也。

〔光孝天皇〕人皇第五十八代の天皇、御諱時康、仁明天皇の第三皇子、御母は藤原澤子也。

〔宇多天皇〕人皇第五十九代の天皇、御諱貞省、光孝天皇の皇子、御母は班子女王也。

にておはしけるを遣唐大使、紀朝臣長谷雄を副使にめされて、判官主典などをもさだめられしかども、此ほど唐の世おとろへて、かの國みだれたるよしをきこしめしける故に、つひに其事はたし給はでやみにし後、ながくたえて、さだもなくなりぬるは、かへすがへすめでたし。同七年五月十五日、唐使入朝すと、又扶桑略記に見えたるも、さきのおもむきの使なるべし。かくていくほどもなく、醍醐天皇の御代延喜の比、唐はほろびて、國内いたくみだれて、五十年あまりも、しづまらざりし、そのあひだを、五代とかいひしを、村上天皇の御代、天徳の末にあたりて、趙匡胤といへるもの、國をとり王となりて、宋といふ。これよりもろこしの國、又しばらくをさまりぬ。されどその北の方には、なほ宋にしたがはぬ所も、これかれ有りき。さてかの五代のほど、呉越といへる國の王より、蔣承勳といふ者を、使にまゐらせたりし事有りき。其時かの王、小野宮實頼大臣、九條師輔大臣などへ、書を奉りて、其返事ども、本朝文粹にのれり。おほやけごとならねど、そのかへりごとのさまなどは、よろしく聞ゆ。又日本紀略に、

承平六年八月二日。左大臣賜書狀於大唐呉越王。

とある、大唐の大の字こそ、例のわろけれ、賜の字などは、よろしきしるしざまなり。この呉越といふは、錢氏にて、五代の比より宋の始つかたまで、唐土の浙江といふ所にて王となりりゐたりし者なり。そこは皇國へちかき方なるから、かくこと通はせしなるべし。もろこしの書にも、

〔遣唐大使云々〕これより先在唐の僧中瓘擾亂の由を報じて遣唐使を罷むことを奏す、朝許さず遂に此任命ありし也、翌月道眞上表發遣の中止を奏請す、朝廷議して其行を止む。

〔紀朝臣長谷雄〕貞範の子也、延喜中從三位中納言に至る。

〔延喜の比〕延喜七年也。

〔五代〕後梁、後唐、後晋、後漢、後周これ也。

〔小野宮實頼〕藤原忠平の長子也、康保四年太政大臣となり、圓融帝御即位の後攝政となる

〔九條師輔〕藤原實頼の弟也、天暦元年右大臣に拜せられ正二位に進む。

吳越錢氏因海船通信日本。天台智者敎五百餘卷。有錄而多闕。賈人言。日本有之。

錢俶致書於其國主。奉黃金五百兩。求寫其本。天台敎大布江左。

といへり。又圓融天皇の御世、天元五年に、奝然といふほふし、もろこしにわたりて、宋王にあひて、御國の事共をつぶさにかたりけるに、宋王太宗、神代より天津日嗣の御位の、かはらせ給はぬ御事、又もろ〳〵の臣たち迄も、御世々々につかへまつり來て、氏門のたえざる事などを聞いて、いみじくうらやみ奉りて、おのが國のみだりなるをなげきしこと、宋史などにくはしくしるせり。此外も、法師のかの國にまかりしは、御世々々にあまた有き。又かの國の書どもに、

大中祥符元年。日本國忽梯航稱貢。非常貢也。蓋因本國之東。有祥光現。其國素傳。

中原天子聖明。則此光現。眞宗大喜云々。

といへる、これらは、いづこのいかなるもののしわざなりけん、めでものを得んがために、かたもなきそら言をかまへ出て、あざむける物なるを、かの王えさとらで、よろこびしもいとをかし。又白河天皇の御世、承曆二年に、宋國の孫吉といふもの、まうできて、太宰府に奉れる牒に、

賜日本國太宰府令藤原經平。

としるせり。こはかの國のうち、いづれの所のつかさより奉れるにか、ゐやなきことといはんか

〔錢俶〕吳越王錢弘俶也、吳越第五世の皇帝、字は文德、杭州臨安の人、漢高祖の時、弘宗に嗣ぎて吳越王となる。

〔圓融天皇〕人皇第六十四代の天皇、御諱守平・村上天皇の第五皇子、御母は藤原安子也。

〔奝然〕高僧也、永觀元年入宋し、太宗皇帝之に紫方袍を賜ふ、長和五年寂す。

〔太宗〕宋第二世の皇帝、姓趙、諱𠩄、太祖の弟也。

〔眞宗〕宋第三世の皇帝、姓趙、諱桓、太宗の第三子也。

〔白河天皇〕人皇第七十二代の天皇、御諱貞仁、後三條天皇の第一皇子、御母は藤原茂子也

〔元豐元年〕宋の神宗の時の年號也。
〔鳥羽天皇〕人皇第七十四代の天皇、御諱宗仁、堀河天皇の第一皇子、御母は藤原苡子也。
〔高倉天皇〕人皇第八十代の天皇、御諱憲仁、後白河天皇の第七皇子、御母は平滋子也。
〔大外記〕太政官の主典にして詔勅及奏文の勘造、公文の勘署稽失の檢出を掌る。
〔清原頼業〕左大臣夏野の裔、大外記祐隆の子也、大外記明經博士に補せられ、安元年中越中權守を兼ぬ。
〔法皇〕後白河法皇を申す。
〔栗山氏〕栗山潜鋒也、名愿、字は伯立、水戸の儒官也、

たなし。宋史に、

元豐元年使通事僧仲回來。明州又言得其國太宰府牒、因使人孫忠還、遣仲回等。

といへる、孫忠とかの孫吉とは、同じ人なるべし。かの國の元豐元年は、すなはち承暦二年にあたれり。又鳥羽天皇の御代、元永元年に、宋國より、孫俊明鄭清などいふあき人につけて、書を奉れる、其詞に、

矧爾東夷之長。實惟日本之邦。人崇謙遜之風。地富珍奇之產。曩修方貢、歸順明時。隔濶彌年。久缺來王之義。遭逢照旦。宜敦事大之誠。

などいへり。此書いにしへの例にかなへりやいかゞと、博士たちを召してかむがへしめ給へりしかど、御答はなくてやみにき。かゝるたふれごと申さんには、いにしへの例などかむがふる迄もなく、きびしくとがめて、すみやかに追ひかへし給ふべきわざなるをや。又高倉天皇の御世、承安二年に、かの國の明州刺史なにがしが許より、書をそへて物を奉れりしことあり、その書のさまも、例のゐやなかりしかば、大外記清原頼業受入れずて、かへしてんと申しけれども、法皇きこしめさで、奉れる物をも受け給ひ、御答も有りしとぞ。近きころ栗山氏、此事をいたくうれたみて、國のひかりをそこなふわざなりと申せるは、誠にさることぞかし。そもそもろこしの國王が、いにしへよりかくのみゐやなきは、天皇のことなる御尊さをわきまへ知らずて、理にそむけるみだりごとなるものをや。古へこなたより、御使遣しゝ御代々には、

かの國にのぞみ給ひしこと有りければこそ、御怒をもしのび給ひて、むつび給ひしか。それすら今思へば　あかぬ御事なりしを、まして其後、かしこにのぞみ給ふ事もなく、萬にことたらひてめでたき御代に、何のよし有りてかは、戎王がさるゐやなき慢言をば受け給はん、一もじ一言も、なめしきすぢのまじれらんには、深くとがめて、そのふみ返しやりて、たゞいくたびも、天皇のかぎりなく尊くまします御事を、たしかにいひしらせやりて、皇國のひかりをかゞやかすべし。さあらんにかの國王、なほむつび奉らんの心あらば、おのづから詞をあらためて、理のまゝに、崇敬ひ奉るやうもありぬべし。彼は、陽にこそいさゝかもゐやまひ申せるけしきを見せね、いにしへより、したにはむつび奉らまほしく思ふ心深きが故に、こなたよりはたえて御使をもつかはさずなりぬる御世々々にも、かく度々使をまゐらせしぞかし。すべてかの國より使をまゐらせんに、その國王ならぬ者の奉らん書などは、かの國にても、臣の王に奉るといふ表のさまに、天皇陛下とあがめ申さずは、さらに受入るべきにあらず。もしそのさまにたがひて、いさゝかも無禮からんに、猶御こたへなくては、えあらぬすぢなどもあらんには、まへつぎみたちの書にて、奉二天皇聖旨一。諭二宋國王一などと、おとして書きやるべし。すべてかしこより、天皇とあがめ申さゞらんかぎりは、こなたよりも、かの王を天子皇帝などと、あがめいふべきにあらず。又かの國につかはす書のみにもあらず、すべて皇國のうちにて、つねに物にかき、口にいふ詞にも、ましてかの王を尊みて、天子皇帝などとは、かりにもいふべきわ

〔かしこに云々〕支那に對して求むる事も無き也。
〔一もじ一言〕一字一句也。
〔まじれらん〕交りてある也。
〔陽に〕表面也。
〔した〕內心也。
〔さらに受入るべきに云々〕決して其書を受取るべからず、若し其樣式に相違して、聊かたりとも無禮なる點あるに、而も尙返答を遣はし給ふべき據ろ無き理由あらば、諸臣より答ふるが如き文體にして、陛下の御旨をかしこみ奉りて、宋の國王に告ぐなど、卑しめて書き遣はすべきなりと也。
〔かの王〕宋の國王を指せり。

ざにあらず。そはかの王のさだめを受け、したがふ國のものゝいふ言にこそあれ。皇御國人は、たゞ唐國王、宋國王、もしくは唐主宋主などとぞいふべき。又それが死ぬるを、崩といふなどもひがことなり、たゞ死ぬ、みまかるなどいふべし。其妻をも妻といふべし。皇后とはいふべきにあらず。其外のいひざまも、なべてこれらになずらふべし。かしこくもわが天皇をおき奉りて、彼をしも天子とせんは、ふたごころにて、すなはち天皇をなきになし奉るなり。かの戎國にてすら、天に二つの日なきになぞらへて、地に二人の王はなしとて、ひとの國の昔をば、いさゝかもたふとむことなし。さればかの三國といひし時など、劉備に心ひくともがらは、後の世にも、蜀を尊む故に、魏はまさしく漢のつぎをうけたりしをだに、天子とせず。ましてそのかみ魏の人の、蜀を天子といひしこともさらになし。又北南と、國のふたつに分れたりし程なども、南よりは、北をば胡虜とあなどり、北よりは、南をば嶋夷とおとしめて、たがひにわがかたならぬ王を、天子といふことは更になかりし物を、まして天地の間に二つとなく、尊くましまます天皇をいたゞき奉りながら、よしなき戎國の王を、いさゝかも尊みいふべきことわり有りなんや。儒者などの心に、もろこしの國にまさりて尊き國なく、その王を天子とあがむべきは、天地のおのづからなる理のごとく思ひ居るは、いとも〳〵こゝろえず。そも〳〵我が天皇は、まづ竪にも、神代の始より、萬代の末までゆきとほらして、御尊さの、とこしなへにかはらせ給はぬうへは、横にも又、天地の間に、あまねく渡らして、御尊さのたぐひましまさ

〔天に二つ云々〕禮記曾子問篇に「孔子曰、天無二日、土無二王、嘗禘郊社、尊無二上、云云。」とある是れ也

〔三國〕蜀、呉、魏の三國が中原を爭ひし五十年許の間を云ふ。

〔劉備〕漢景帝の子中山靖王勝の後也諸葛亮の策により孫權と提携して大に曹操を赤壁に破り、遂に巴蜀漢中の地に據り蜀漢國を建つ、昭烈帝これ也。

〔魏〕曹操の子曹丕の建てし國、洛陽を都とし支那の北部を占む。

〔北南と云々〕所謂南北朝時代也、五胡十六國の後を承け、隋の統一迄約百七十年間を云ふ

ぬことわり、おのづから明らけきを、かの唐土の王などは、みづからこそ、みだりにたふとげにもてなせども、まことにしか尊かるべきしるし有るやは。みな例のいつはりごともて、しひたる物にこそ有りけれ。然るをひたぶるに、彼をのみたふとき者にいひ思ふは、みなかの國書のいつはり言になれて、まことならぬを、えさとらぬ故のひがことなり。そのうへおのが國を賤しめて、人の國をたふとむは、かへりてかの唐土のおきてにもそむける物をや。但しかの堯、舜、禹、湯、文王、武王などいふらん王をば、儒者はその道の祖なれば、尊ばむもさることなるを、その心よりうつりて、さらぬ代々の王どもをも、なべてたふとみ、又その國をも中華、中國、上國などいひて、ひたすら尊むあまりに、かへりて皇國をば、ことさらに東夷などといひなすなるは、いともかしこく、大反逆にひとしき罪人なり。されど今の御代には、書のうへの詞などは、とあるもかゝるも、さしてとがめさせ給はぬから、憚りもなく、口にまかせ筆にまかせて、かゝる狂言どもをさへ、いひもし書きもするなんめり。そも〳〵書といふものは天の下にひろごりて、後の世までもつたはりゆく物にしあれば、かゝるよこさまごとせん輩は、おもき御咎もあらまほしきわざになん。大寶の御さだめにも、蕃國の列に置れ、其人をも蕃客とあるうへは、必ずその御令にこそしたがふべきわざなれ。かしこくも皇朝の御さだめにこそむきて、かく外國のさだめにしもしたがひいはむは、いみじき罪人にあらずや。儒者ならんからに、もろこし人にはあらず。皇國人にして、皇國にあらんほどは、いかで皇朝の御のりにそ

〔堯〕五帝の一人也名放勳、帝嚳の子、帝位にある事九十八年にして崩ず。

〔舜〕帝舜有虞氏、五帝の一人也、顓頊七世の孫、名は重華、年三十にして堯に擧用せられ後帝位を繼ぐ。

〔禹〕夏后氏第一世姒姓、名は文命、帝顓頊の孫也、舜崩じて位を繼ぐ。

〔文王〕姬姓、名昌、古公亶父の孫也、内治外征功あり、周業の基礎を定む

〔武王〕周第一世、姬姓、名發、文王の子也、殷紂王を亡して帝位に卽く

〔大寶云々〕職員令玄蕃寮の職掌に、蕃客辭見讌饗送迎とあり、太宰府帥の掌に、蕃客歸化饗讌事とある類也

むく事を得む。然るべき儒者などの、つねにかの國をたふとびて、いひあへる詞を聞きならひ、さる書をも見なれては、たゞそれをよき事に心得て、ちかきころは、物の心をも知らぬものはた、から唐土とはいはで、中國中華などいふよ。さるはかならずしも、ことさらにその國を尊む心にはあらぬも、すべて學問する人は、むねとかの國のふみをのみあけくれ讀む故に、目も心も、それに馴れては、おのづから彼の王ぞ我王の如く、したしく尊き物に思はれて、よろづにまたなきひがごとはあるぞかし。さる心よりして、たゞ唐土をのみ主と思ふから、何事にも、かの國の事には、漢とも唐ともいはで、かへりて御國のことに、日本本朝などいひて、ことをわくるもみな僻事なり。たとへば詩歌の事をいふとて、詩は思ふ心をいひいづるものなり、和歌は我國の風俗にて云々などいふたぐひ、まづ和歌といふも、うけばらぬこと、又我國といひ、風俗といふ、みな皇國をせばくちひさく、かたはらになしたる詞にて、かならず皇國人のいふべきさまにあらず。かくさまの事をいはんには、歌は思ふ心をいひのぶるわざなり。詩はもろこしの國歌なり。などやうにこそいふべきことなれ。すべて何事をいはむにも、此内外のわきまへなくはあるべからず。皇國は内なり。もろこしは外なれば、かの國の事をいはんには、分けて唐には云々、漢の云々とやうにいふべきなり。皇國の事には、日本、本朝、本邦、吾國などいふべきにあらず。然るを世の人のいふは、みなかへざまにて、皇國を外にし、もろこしを内にしたるいひ様なるをや。儒者などの中にも、皇國魂あるは、かくさまの心ばへをも思ひ

〔むれと〕主とするを云ふ。
〔彼の王ぞ云々〕支那の王を我天皇の如く思ひ尊ぶと也
〔詩は思ふ心云々〕五雜俎に「詩者人心之感ニ於物ニ而成レ聲者也、風拂レ樹則天籟鳴、水激レ石則飛湍咽、夫以ニ天地無心、木石無情一、一遇ニ感觸一、猶有ニ自然之音響節奏一、而況於レ人乎云々」とあり。
〔うけばらぬ〕合點行かぬ也。
〔かたはらに云々〕餘所にしたる詞にて、日本人の云ふべき事にはあらずと也。
〔此内外の云々〕内外卽ち我朝と漢土との辨別なかるべからずと也。
〔かへざま〕反對也

わきまへて、みだりにいはず。彼の國を中國といふなどをば、よからぬことゝ思ひいふも、まれ〳〵はあんめり。されど其王をこゝにて、天子といふ意をひがことゝ思ふ人は、いと有難くて、もはら皇國の學問をのみして、戎國をばいやしと知れるともがらすら、これには猶こゝろつかぬぞかし。中國といはんが、ひがことなるうへは、その王をも天子とはかならずいふまじきわざなり。こゝに或人、おのが此言を咎めていひけらく、そも〳〵中國、天子などいふことは、皆もろこしより始りて、本よりかれが號なり。されば御國の古への正しき史にも、唐國の天子などとしるされ、又常に大唐と、大の字をそへてたふとばれし物を、今これをひがことといふは、いかにぞ。予答へけらく、まづ皇國には、もと書といふ物なかりしを、明宮の御世よりはじまりて、世の人の學びよむは、みなもろこしのふみなれば、いづれにも其王を天子とあがめ、よろづに尊げに書きなせる、其史どもになれては、御國人も、おのづからかの王をば天子といふものぞと、何心なく思ひとりて、いにしへの書どもにも、さはかゝれし物なれど、まことにはひがことなり。また大の字をそへて、大唐と書れたるも同じ事にて、彼の國のふみに、しかいへるにのみ目なれたるうへに、また彼の國、周といひし代迄こそ、もろ〳〵のところの名なども、多くは一字なりしが、秦漢の程よりしては、二字なるがおほきに目なれては、たゞ一字の國の名は物にかくに、なにとかやことたらぬが如くなる所のおほかるから、二字にたさんが爲にもそへたるなり。國々の郡鄉の名共、かならず二字にかくべきよし、御ことのり

〔天子など云々〕事物紀原に、說文曰、古之神聖人母、感レ天而生レ子、故曰二天子一、云々則帝王之稱二天子一、自二炎帝一始也、とあり。

〔明宮の御世云々〕日本紀應神紀に、十六年春二月、王仁來之、則太子菟道稚郞子師之、習二諸典籍於王仁一、云々、と見えたり。爰に諸經典とあるは論語十卷千字文一卷也。

〔周〕第一世文王に始まり、我國の神武天皇元年は、その第十七世惠王の十七年に當れり、その亡びしは第三十七世赧王の六十六年にして、我朝孝德天皇の四十二年に當る、此間實に八百七十四年也

〔大元〕我朝の土御門天皇の建久三年元の太祖鐵木眞始めて成吉思汗（强盛なる帝の意）の位に卽き、其裔忽必烈、都を今の北京に定め國號を立てゝ元と云ふ。元世祖これ也、其後十世九十八年を經後村上天皇の正平二十二年に亡ぶ。
〔大明〕我朝の長慶天皇の應安元年に興こり、永明王の永曆十六年卽ち我朝の後西院天皇の寬文二年に亡ぶ、此間二百九十四年なり。
〔清〕我朝の後水尾天皇の元和二年清太祖努兒哈赤滿洲より起り、金國を建て皇帝を稱し、寬永十三年其子太宗國號を清と號す

有りしなどをも、思ひあはすべし。すべて古への正しき史には、中國中華とは、皇國をのみいひて、もろこしをば西土などゝいひ、すべて蕃國の御あへしらひなりしにあはせて思へば、かの大の字尊ぶこゝろにてそへたるにはあらずかし。されど彼の國にても、その代の程こそ尊びて大とはいふことなれ、其代過ぎて後までいへることは、例なければ、ましてあだし國の名に、皇國人のしか書きならひしは、いみじきひがことなり。然るを彼はいと大きなる國なる故に、昔より大唐大宋などゝはいふぞ、と心得たる痴者もや有りけん。中昔の書には、かの國をさして、たゞに大國とさへいへるもあるぞかし。又大元大明などの大の字は、もとより然つゞくべき號にて、たゞにたふとべるのみにあらざれば、こゝの人のいはむもあしからずといふことも、近き比きこゆれど、猶わろし。かの國にても、明の代になりて、元を大元、清の代になりて、明を大明といへることは、更になき物をや。又もろこしを中國中華などいふことも、中むかしの人は、かの大の字と同じ心ばへにて、必ずさはいふまじき理をも思ひたどらで、たゞ目なれたるからぶみのまゝに、何心なくいへる物なれば、ひがことながらも、罪かろきを、近き世になりては、學問の道あきらかになりて、儒者などは、かうやうの事の心をも、いとよくわきまへ知りながら、ことさらにいふなれば、其の罪こよなく重きぞかし。それが中に、皇國を大東などと、大の字をもて尊びいふは、さることながら、東とはなほ彼のもろこしを中にせる言なれば、これはた有るまじき事なり。もしかの國は、まことに天地のもなかなりと思へ

るか、それもさるしるし更になければ、いとみだりなることなり。又世に天竺、もろこし、日本と並べて、三國といふなれば、唐土は中なりと心得る人もありなんか。そはことに愚なり。かの三國といふことも、もと法師のともがらのいひそめし事と聞えたれば、佛法の事などをいはんに、三國傳來などは、いひもすべけれど、うちまかせては、天竺もろこしにへつらひたるさだにこそあれ。天竺の西にも、國はなほあまた有りて、いと廣ければ、三つにかぎりていふべきにあらず。まして唐土を中とは、いかでか定めむ。ことにもろこしは、天竺などゝひとつづきの國なる中に、天竺は西南北かけて、猶いと大きに廣き國にて、西域記といふ書には、そのめぐり九萬里といへり。これまことならば、もろこしはわづかに其の東の邊そばなる國なり。されば其國の古への人の、西北の方には、海のあることを知らで、天地は西北にあまり有りて、東南にたらずなどいへるも、その國の位の正しからで、かた隅によれることを知らざりしなり。さるひが心どもにては、まことに天地の眞中なる國ぞとも思ひてや、中國とはいひそめけん。とまれかくまれ、そはたゞみづから尊べる、その國内のわたくしごとなるを、その邊の、朝鮮などの如きは、外ながらもしたがひをる國なれば、同じさまに尊びて、しかいふなるは、さもあるべきわざなるを、さるいやしき國共の例にならひて、いともたふとき皇國の人の、よしもなく賤しきから國を、いさゝかもたふとびいはんは、かへすがへすあぢきなく、ことのさまたがへるになん有りける。さて又天子と申すことも、もともろこしにていふ號を、爰に

〔天竺〕印度也、西域記に、天竺之稱、異議糺紛、舊云二身毒一、或云二賢豆一、今從二正音一宜レ云二印度一云々、とあり

〔三國傳來〕先づ印度に於て流傳し、次に支那或は朝鮮に來りて再傳し、後に本朝に來りて三傳せるの義、佛像に就て云ふ語也

〔うちまかせては〕大體也。

〔西域記〕具さには大唐西域記と云ふ唐の玄弉三藏が印度に遊び經る處の百四十一國の風俗衣服、地理、物産等の梗概を記せるものにして、僧辯機の撰也。

〔よしもなく〕由緒も無き也。

〔あぢきなく〕なさけ無き也。

は借れる物ながら、はやくわが物として、上つ代より天皇をしか申奉り、御國をなん中國と定められたるうへは、かの國は西戎なり。然れば皇朝のみおもむけにしたがひをる限りの人は、西戎の王を、もとよりの彼れが號ならんからに、かりそめにも天子などゝはさらにいふべき理なし。又殊にわが天皇を天子と申し來れることは、こよなく久しければ、かの唐宋などに對へては、かへりてこなたのをぞ、本よりの御號とは申しつべかりける。すべて世の人の心に、もろこしを中國天子と思ひあやまるときは、かへりて皇國をば、かしこくも東夷のごと、ひがこころえすめり。さて今より後、もし彼の國に罪ありて征ち給ふことなどのあらんには、さる人どもの下心には、汝等夷狄のともがらとして、中國天子の輩にたむかひて、弓ひかんは、いともかしこし、たゞしたがひまつらんこそ道ならめと、思ひあひて、かならずいみじきひがこともし出なんものぞ。かゝればかの國を常に尊きものにいひ思ふは、たゞに書のうへのひがことなるのみにはあらず、あなかしこまことの國の大事にもかゝる、いみじきよこさま事になんあんめれば、かへすがへすも深くいましむべきわざになん有りける。

〔西戎〕西方の野蠻人也、禮記王制篇に「東方曰レ夷、被レ髪文レ身、有下不ニ火食一者上矣、南方曰レ蠻、雕レ題交レ趾、有下不ニ火食一者上矣、西方曰レ戎、被レ髪衣レ皮、有下不ニ粒食一者上矣、北方曰レ狄、衣ニ羽毛一穴居、有下不ニ粒食一者上矣云々」とあり。

〔みおもむけ〕御趣旨を云ふ。

〔宋〕我朝の村上天皇の天德四年に興り、後宇多天皇の弘安二年に、三百二十一年にして亡べり。

駁戎概言 上之巻 下 終

馭戎慨言 下之卷 上

龜山天皇の御世文永六年に、蒙古の國の使、高麗の使と共に參りて、對馬に著きて、其王の書を奉る。その程は征夷大將軍の相模國鎌倉にまし〳〵て、天下の大御政は申し給ふ御代なりければ、其書太宰府より鎌倉に奉り、かまくらよりぞ、朝廷へは奉られける。御答あらんかなどいふさだも有りしかども、かの書の詞、例のゐやなかりし故に、なくてやみにき。同じき八年に、又その國の使趙良弼といふ者參りて、筑前國今津といふ所につきぬ。そも〳〵此時もろこしの國は、此蒙古すでに金といふ國をほろぼし、ほと〳〵宋をも取らんとするころほひにて、その王が名は忽必烈、元の世祖といふ是なり。かたはらなる國々をも皆うち從がへて、いみじくいきほひ盛なるあまりに、おふけなく皇國をも窺ふ心有りて、かく度々使をば奉りしなりけり。元史を考るに、先この世祖が至元三年といふに、黑的殷弘といふ二人の者を使にさして書を奉る。其書にいはく、

大蒙古國皇帝奉書日本國王云々。日本開國以來。亦時通中國。至於朕躬而無一乘之使。以通和好云々。冀自今以往。通問結好。以相親睦云々。以至用兵。夫孰所好。王其圖

〔征夷大將軍〕もと陸奧を鎭撫せしむるための臨時の官なりしが、賴朝以來この意義變じ天下の權皆これに委するに至れり、但し當時は北條氏執權時代にて將軍は寧ろ名ありて實なかりし也。

〔金〕我朝の鳥羽天皇の永久三年始めて興り、四條天皇の文暦元年、百十九年にして亡ぶ。

〔忽必烈〕鐵木眞の孫、元第一世の皇帝、姓奇渥溫氏、忽必烈は其名也、天下を一統し、至元三十一年崩す。

〔高麗國王〕熙實皇帝を云へり。〔同五年に云々〕神風遺談に、文永五年正月五日の日、使人潘阜筑前國博多に著きにける、云々、蒙古の牒狀に曰く、大蒙古國皇帝奉二書日本國王一、朕惟自レ古小國之君、境土相接、尚務レ講レ信修レ睦、以至レ用レ兵、夫孰所レ好、王其圖レ之、云々とあり。〔至元七年〕宋の咸淳七年、我朝の文永八年に當る。〔此の將軍〕惟康親王也、文永三年七月御年三歲にして、父王宗尊親王に次ぎ征夷大將軍となり給ひ、正應二年北條貞時の時任を罷め薙髮せらる。

之。

といへり。高麗國王にいひつけて、此使をしるべせさせけるを、高麗王とかくいひのがれて、みちびかざりしかば、むなしくて歸りしを、同五年に、又しもおこせしかども、御國に受入れざりしによりて、又對馬よりいたづらにかへりぬ。かの文永六年に參りしは、此使なり。此ほど高麗よりも度々つかひを奉りなどして、此事をかくはからひけれ共、太宰府にてとゞめて、うけいれず。同じき至元七年二月に、又この趙良弼をおこせて、書を奉る。その書には、

云々如即發レ使。與レ之偕來。其或猶豫。以至レ用レ兵。王其審圖レ之。

といへり。同八年九月に、高麗の使、此使をみち引きて、皇國に來りしといへり。すなはち文永八年にあたれり。太宰府のつかさ此使をめして、蒙古國王より奉る書を見んといひしに、京に參りて、たゞに天皇に奉らんといひて出さず。されど蒙古の使、京に入るべきにあらず、猶ここにて奉れと、强ひてせめければ、別に寫して出しけるを、鎌倉に送り、鎌倉より皇朝に奉り給ひき。これを或人の、もろこしより御國の大將軍へ書をおくれりといひ、又此時の將軍は親王にまします故に、國王と申せりといへるは、ひがことなり。大將軍の御政申し給ふ事は、此時かの國にては、未だしらぬほどなれば、たゞ御國の君へとて奉れるなり。さて此蒙古が書のおもむき、いみじくゐやなしとて、御答なくして、又かゝる事申して參らんには、かならず命いけてはかへさじ、此よしたしかに汝が王にかたれといひて、おひかへされき。かくてまかり

かへりて、上のくだりかたりければ、其王いたく怒りて、軍をおこし、御國をおかし奉らんとぞ思ひかまへける。そもそもこの趙良弼が參りしことは、文永八年の十月にて、かへしやりしは、同九年の冬より十年の春までの間なるべし。元史の此良弼が傳に、居日本歲餘とあればなり。さてその文永十年は、蒙古の至元十年にて、その五月に、かの國には歸りつきしよし、同じ傳に見え、又世祖が本紀にも、十年六月にかへれるよししるせり。然るを同じ元史のうちに、日本傳には、至元十年六月。復使日本と、二度來しが如くしるせるは、歸れる事を誤りて、又つかはすよしにしるせるなり。その上の詞を考ふるに、はじめ來りてより、これ迄かへれりとは見えず、其間は御國にとゞまれりしさまに聞ゆれば、此日本傳はひがことなり。又皇國の近き代の書共にも、文永八年と十年と二たび來つるよししるせるは、かの日本傳によりて誤れるか、又は年を越えて、久しく筑紫にとゞめられ居たりしかば、二度來つるがごと、世には聞えしにも有るべし。さて同じき十一年十月五日に、蒙古の船おほくむらがり來て、對馬の淺茅が浦につきて、あだなふ。其島のものゝふ共ふせぎ戰ひしかども、力及ばであまた討れぬ。同十三日、寇ども壹岐の島まで入立ちけるを、その島にても防ぎかねて、同十九日の夜、筑前の國までせめ來りつるを、あくる廿日の日、筑紫のものゝふども多く出でゝ戰ひけるにぞ、あたの軍みだれて退きぬる。をりしも霜月廿一日の夜、雨風いみじくおこりて、其船どもあまた破れぬるは、もはら皇神たちの御守りなりけり。一代要記には、

〔十一年云々〕同日申の刻元兵三萬餘人兵船四百五十艘に乗りて來襲、翌日辰刻合戰あり、守護代資國奮戰せるも子息等悉く戰死して敗戰す。

〔同十三日云々〕日蓮註畫讚十四日に作る、守護代平內左衞尉景隆城を構へ防戰に努めしも遂に敵せず自刄す

〔筑前國云々〕歷代鎭西要略に、其爲先陣者、浮船於筑之海、屯軍於志賀玄界島、其大將名忻都會洪茶丘、是大將軍也云々、とあり。

〔一代要記〕允恭天皇より花園天皇に至る間の御代々の御事蹟並に皇族重要諸職の經歷を記せる書也。

同廿日始ニ合戰。宰府軍等敗北了。爰同日亥刻許。兵船一艘出來。晴天合戰。非ニ凡慮之所ニ及。側知是神明之化儀也。卽異國軍兵退散。

としるせり。元史に、至元十一年三月、忻都洪茶丘といふものらを將軍として、大小九百艘の船に一萬五千の兵士をのせて、日本を攻めしむ。冬十月其國に入云々といへるこれなり。かくてあくるとしは、後宇多天皇の御世、建治元年、其冬又蒙古の國より、杜世忠といふ者を使として、書を奉りける。此度も御こたへなく、使をも京へは入れられず、またの年の正月に鎌倉に召さる。その從人どもなどは、みな太宰府にとゞめて、つかひざね四人を、道のほどもたゞ囚人の如くして、きびしく守りつゝ率てゆきて、九月六日に、鎌倉の龍の口といふ所にて殺して、由井の濱といふに首をかけられき。元史に、至元十二年二月杜世忠、何文著、撒都、魯丁を遣はし、又書をいたす。又こたへなし。同十七年二月、日本殺ニ國使杜世忠等一といへる是れなり。かの國の至元十二年は、卽建治元年にあたれり。さて杜世忠を殺されしは、そのまたの年なるを、同十七年といへるは、かの國にては、此事を久しく知らざりしが、始めて聞えたりし時なり。然るを皇國の近き代の書共に、建治二年九月に、蒙古の使を殺すとしるして、又弘安三年二月に、杜世忠を殺せるよししるせるは、かの元史に、至元十七年といへるを見て、ゆくりなく、其年の事と思ひ誤れる物なり。さて弘安四年六月、蒙古の賊共おびたゞしくおしよせ來つ。皇國にも年ごろその心せられて、ふせぎのまうけおごそかにて、つくしの御軍所々に

〔元史〕元の世十三朝の實錄、本紀四十七卷の外、志表列傳等合せて二百十卷也、明太祖洪武の初宋濂等敕を奉じて編修せしが草略に失せしを以て、其明年儒士歐陽祐等に命じ北平に往て遺事を採り、宋濂王偉をして續修せしめしものなり。

〔後宇多天皇〕人皇第九十一代の天皇御諱世仁、龜山天皇の第二皇子也。

〔つかひざね〕數多の使者の中にて重立ちたる者也。

〔皇國にも云々〕殊に使節誅戮以後は專ら防備に意を注ぎ、水城を修築し上總介北條實政を以て鎭西探題となし守らしめき。

して防ぎ戰ひければ、あたのいくさつよしとはいへども、筑紫の國内に入ることあたはず、閏七月朔日、天皇神祇官に行幸ましく、中御門大納言經任卿を勅使として、發遣せられ、此事を大神宮に祈り申し給ひ、又國々の社々にも、御いのり共有りけるに、そのしるしの御さとしども多かりける中にも、伊勢の風宮の神の御さとしなどいちじるかりしに、すなはちその閏七月朔日の日の午の時ばかり、あからしま風起りて、あたの船三千五百艘、たちまちに浪にたゞよひ打破られ、おぼれ死き。殘れるあたども、鷹島といふ島に有りて、船をつくろひかへらんとせしをも、又御軍おしよせて、悉くうちたひらげてけり。元史に、

至元十八年正月。命日本行省右丞相阿剌罕。右丞范文虎。及忻都洪茶丘等。率十萬人征日本云々。六月阿剌罕以病不能行。命阿塔海代總軍事。八月。諸將未見敵喪全師以還。乃言。至日本欲攻太宰府。暴風破舟云々。未幾敗卒于閶脱歸言。官軍六月入海。七月至平壺島。移五龍山。八月一日。風破舟。五日文虎等諸將。各自擇堅好船乘之。棄士卒十餘萬于山下云々。七日。日本人來戰。盡死餘二三萬。爲其虜去云々。久之莫青與吳萬五者亦逃還。十萬之衆。得還者三人耳。

といへる、此時の事なり。平壺島とは平戸島をいふ、五龍山とはかの鷹の島をいふなるべし。鷹の島は、いまは海といふ島なり。閏七月朔日の風を、八月一日といへるは、皇國と閏月のたがへ故なり、然るを皇國の書どもにも、おほくは八月と記せるは、元史によりて誤れる物ぞ。

〔神祇官〕天神地祇を祭祀し、諸國の官社を總管し、祝部神戸の名籍を掌る役所也。

〔風宮〕伊勢國度會郡にあり、二座ありて一は大神宮別宮七處の一、一は豐受宮別宮四處の一也。

〔阿剌罕〕札剌兒氏也、父祖皆武勳あり、阿剌罕また伯顏等と共に屢戰功あり、江東宣撫使を授けられ、尋て行相左丞相に拜せらる、日本來寇の途中病死す。

〔范文虎〕呂文德の婿にてもと宋の臣なりしが、後ち元に歸降し中書左丞に進む、來寇の際漸く生還、後諸王乃顏の反亂を鎭めて功ありき。

さてかく俄にはけしき風のおこりて、たやすく賊の軍のほろびうせぬるは、世にも語り傳ふるが如く、まことに皇神たちの御力なり。かくて此度のあやまちに深くこりて後は、ながく戎狄國よりいさゝかもえうかゞはずなりぬる、神の御國の御いきほひよ、かしこし共たふとしともいへばさらなり。然るをもろこし人は、此神の道のくしびなることわりをばえ知らで、後世まで此敗を、只あしき風の吹くべきをりをはからはざりし故と思ひ、或は蒙古陸の戰ひは得たれ共、船いくさにつたなかりし故といひ、あるは御國の國形の、海をへだてゝおかしがたき事などをのみ思ひをるは、いともおろかなりけり。さて其後も蒙古は、猶こりずまた御國をうかゞふ心やまずして、年々に軍をまうけ、種々手のかぎりをつくして、はかりごちけれども、つひにえ犯し奉らで、伏見天皇の御世永仁二年に、かの世祖は死にき。その孫鐵木耳あとをつぎて成宗といふ。此王また後伏見天皇の御世正安元年に、一山といふほふしを使として書を奉る。例の御答なし。一山をばとらへて、伊豆の國に流されき。後には赦されしかども、御國にとゞまりて國へはかへらず、おほやけにもたふとまれ奉りて、南禪寺の住持にぞなされける。元史に、

成宗大德三年、遣僧寧一山者、加妙慈弘濟大師。附商舶往使日本、人竟不至。

といへり。そもそも後鳥羽天皇の御代より、北條氏大將軍の家の執權といひて、事とりけるが、實朝大臣薨れ給ひて後よりは、ひたすら天下の事をほしきまゝにおこなひて、御世々々を經けるあひだに、承久のほどのさかしま事こそ、いはんかたもなかりしか。かくて此としごろの蒙

〔鐵木耳〕元第二世の皇帝、姓奇渥溫氏、鐵木耳は其諱、世祖の孫、眞金の子也。
〔一山〕寧一山也、宋の台州胡氏の子、補陀山の僧也。
〔おほやけ云々〕後宇多上皇一山の德望を嘉し給ひ、屢幸して道を問ひ給ふ、遷化後國師號の御追贈ありき。
〔南禪寺〕京都南禪寺町にある臨濟宗南禪寺派本山、永仁元年龜山上皇の御創建也。
〔後鳥羽天皇云々〕執權職の始めて置かれしは同帝の頃なるも、北條氏(時政)執權となれるは土御門天皇建仁三年也。
〔承久云々〕承久三年の亂を云ふ。

〔後村上天皇〕人皇第九十七代の天皇御諱義良、後醍醐天皇の皇子也。〔後光嚴天皇〕北朝第四代の天皇也、御諱彌仁、光嚴天皇の第二皇子也。〔朱元璋〕濠州の人世珍の子也，幼少にして孤、具さに艱苦を嘗めしが、郭子興の軍に投じて元に抗し、遂に大都を陷れ、帝位に金陵に卽き、國を明と號す、洪武帝これ也。〔西のほとり云々〕所謂倭寇也、我邊海の商人支那沿岸を侵略せしは宋の頃より屢見えたりしが、鎌倉時代の末より南北朝時代に至りて元朝の衰微に乘じ益侵略を恣にせる也。

古の事も、始よりみな此北條氏がはからひなりしを、さばかり度々書奉りしにも、一度だに御答せさせ奉らず、かの國人の例のみだり言にも惑はず、もろこしの國には、こしかたゆくすゑ類なく、靡かぬ國もなかりし蒙古王がいきほひにも、いさゝかおそれずして、遂にこれぞひがことゝおぼゆるしわざひとつもなくて、後の代まで大御國のひかりを、かの國にかゞやかせしは、承久のいみじきつみを贖ふばかりこそはあらざめれども、北條が世のかぎりの、大きなる功になん有りける。さて吉野行宮　御宇　後村上天皇の御世正平のころ、京師は後光嚴天皇の貞治の末に、もろこしの國は、かの元ほろびて、朱元璋といふ者、その國をうばひて王となる、明の太祖といふ是なり。これより明といひし代のほど、その國の書共に、皇國の事をいへるいとおほかる中に、御むつびの事をしるせる、大むねはみな同じけれど、これかれいさゝかたがひどもゝあるを、ことごとく引出てことわらんは、いとうるさく、かつは中々にまぎらはしくもあんめれば、今はたゞ近き比渡りまうで來つる、明史といふ書によりて論ふ。その日本傳にいはく、

洪武二年三月帝遣行人楊載詔諭其國。且詰以入寇之故。謂宜朝則來廷。不則修兵自固。倘必爲寇盜。卽命將往征耳。王其圖之。日本王良懷不奉命。復寇云々。

といへる、洪武は、かの太祖が年號、その二年は正平廿四年、京の應安二年に當れり。詰以入寇之故とは、そのころ西のほとりの國々のあふれものども、やゝもすればかの國へわたりて、い

〔後醍醐天皇〕人皇第九十六代の天皇御諱尊治、後宇多天皇の第二皇子、御母は藤原忠子也

〔懷良親王〕延元三年征西大將軍に任ぜられ筑紫を鎭撫し給ふ。興國元年島津貞久を破りしを始めとし、一色、大友、少貳を平げ鎭西略ぼ定まる、後年の御事詳かならず。

〔征西將軍〕西國鎭撫に掌る臨時の職名、天慶四年藤原忠文を補せしを始めとし後村上天皇正平中良成親王を補せしを最後とす

〔菊池肥後守武光〕武時の第八子、武重の弟也、懷良親王を奉じて王事に竭し殊功あり文中二年卒す、

たくあらびけるに、國人共いたく苦しみける故に、其事を申しおこせしなり。日本王良懐とは、後醍醐天皇の御子、式部卿懐良親王、此ころ肥後の國に菊地肥後守武光といふ人、つくしをうちしたがへて、いきほひ強くて有りけるがもとへ申し下し來りて、征西將軍とあふぎ奉りて、その國にましまさせたるを申せるなり。されば此親王を御國のきみぞと申しなして、明王が使を其處に受しを、まことゝ心得て、日本王とは申せるなりけり。御名は懐良とこそ申せしを、もろこしのふみ共には、みな良懐とのみあるは、此時にぞ誤りそめけむ。さて此度の明王が書、明史には言を略きてしるせり。他書にくはしくのせたるを見るに、

如必爲レ寇。朕當下命二舟師一揚レ航。捕二絶嶋徒一。直抵二王都一。生縛而歸上。

などといへるたふれごとあり。すべてのことばの、みだりに驕りたかぶれる事、いはんかたなし。そも〳〵此程、御國人のかの國へ渡りて荒びしは、かたほとりのあふれものゝしわざなれば、おほやけにはさらにしろしめさゞりし事なるを、かの王さとは知らざるか、又知りながら猶かくとゞめ奉れるか、そはいかにまれ、おのが國人のこれになやまされて、國の騒なるがからくは、其よしを申して、御いきほひもてせいし給はんことを、ゐや〳〵しくこひ申すべき理なるに、さはあらで、おのれにしたがひ居るかたはらの國どもへいふが如くに、かしこくも御國のきみへ、さばかりゐやなき讒言共を申せる、きこし召しいれざりしは、ことわりともことわりなり。命舟師云々とは、かの蒙古がやうに、又罪もなきおのが國人おほくうしなはむとに

こそ。さるはかのをりのいみじき敗北にきゝごりして、わづかなるあふれものゝまかりてあらぶるにだに、おぢ苦しむものゝ、誠にはいかでかいさゝかも皇國をばおかし奉らん。かゝる淺はかなるおどし言して、おのが國の苦しみをのがれむとせしこそ、いとゞ墓無けれ。かゝるたふれごとを申しおこせむ使は、かの杜世忠がごとくに、又くびをはぬ共、なでふことかあらんを、此使いのちいきて歸りしは、明王がさいはひなりけり。又明史に、

三年三月。又遣萊州府同知趙秩責讓之。泛海至析木崖。入其境。守關者拒弗納。秩以書抵良懷。良懷延秩入。諭以中國威德而詔書有責其不臣語。良懷曰。吾國雖處扶桑東。未嘗不慕中國。惟蒙古與我等夷。乃欲臣妾我。我先王不服。乃使其臣趙姓者。訹我以好語。語未既。水軍十萬列海岸矣。以天之靈。雷霆波濤。一時軍盡覆。今新天子帝中夏。天使亦趙姓。豈蒙古裔耶。亦將訹我以好語而襲我也。目左右將兵之。秩不爲動。徐曰。我大明天子。神聖文武。非蒙古比。我亦非蒙古使者。後能兵兵我。良懷氣沮下堂。延秩禮遇甚優。遣其僧祖來。奉表稱臣。貢及方物。且送還明臺二郡被掠人口七十餘。以四年十月至京。太祖嘉之。宴賚其使者。念其俗佞佛可以西方敎誘之也。乃命僧祖闡克勤等八人。送使者還國。賜良懷大統曆及文綺紗羅。

と云へり。三年はかの洪武三年なり。諭以中國威德とは、例のかの王がかたはらの小き國王どもを、あざむき撫くるみだりごとなり。御國には何のよしにかは戎狄國をおそれたふとま

〔明史〕明朝の歷史にて本紀二十四卷列傳其他を合せ全部三百三十六卷也清世宗の時保和殿大學士張廷玉等勅を奉じて撰せるもの、康熙十八年撰を始め乾隆四年に至りて成る。

〔桑東〕扶桑の東の義にて我國を云へり、夜航詩話に、故西土之人稱扶桑國者指筑紫地方也、云々、扶桑已在渺茫中、家在扶桑東更東、言日本去扶桑更遠とあり、

〔責讓〕咎め責むるを云ふ。

〔臣妾〕服從するの義也、史記に「請委國爲臣妾」云々とあり。

〔宴賚〕饗應して物を賜ふ也。

ん。また貢[二]其不[一レ]臣とは、いみじきひがことなり。かの王こそは臣とまうして、わが天皇につかへまつるべきことわりなれ。良懐曰云々。此親王今皇国のきみのまねして、此使をうけ給はんに、此御詞どもは何事ぞ。かけまくもかしこき大御神の天津日嗣をうけ傳はり給ひて、大御國のきみとましまさんに、いやしき戎狄國を統ひ給ふべきよしありなんや。又蒙古與[レ]我等夷とは、殊にいみじきひがことなり。我をしも夷とせるはさらにもいはず、明を中華として、蒙古を夷といはむもひがことなり。そはもろこし人のかたくしりさだめにこそあれ、御國より見れば、蒙古も明もたゞ同じ戎狄にこそあれ、何のけぢめかはあらん。さきに蒙古の申せる事を、北條が受入ざりしは、もろこし人のいはゆる中華にあらざるが故にはあらねば、明の使なり共、ゐやなくばかうべは落ちなん。すべて今この親王の宣へりといへる詞どもは、此徒のもののゝ彼の國にかへりて、例のわれたけく作りそへていひし言おほく見ゆれば、もはらまことにはあらざれども、あまりなるひがことは、見過ぐしがたくて、いさゝか論ひつ。其臣道姓者誹[二]我以[一レ]好[レ]善とは、かの道義が事にて、まことに然なり。然るに其時に誹しことを知ながら、今又明の使の、同じみだりごとに誹れ給ひしはいかにぞや、戎王が使を天使とは何事ぞ。但しこれらも、かの國人のつねにいふなるさだめのまゝに記せる物にて、まことに戎王のかくのたまへるにはあらざんめれど、御國人はさるふるへをえわきまへ知らで、たゞ漢籍の詞のまゝによろうを[illegible]得て、[illegible]ひあやまるめるに、おどろかしおくなり。我大明天子、神聖文武、非[二]蒙古

〔良懐〕後醍醐天皇の皇子懐良親王を申す。七十三頁に「もろこしのふみ共にはみな良懐とのみあるは、此時にぞ[illegible]そめけむ」とあるを見るべし。尚懐良親王の事は同頁に注記せり。
〔きみと云々〕天皇ともあるべき程の者也。
〔けぢめ〕差別也。
〔戎狄〕東夷、北戎、南蛮、北狄と云ふより出づ、えびす也。
〔此徒のもの〕[illegible]等を指せり。
〔われたけく〕我は[illegible]に也。
〔[illegible]〕[illegible]使者也。[illegible]也、[illegible]に出づ。
〔戎王〕懐良親王を申す。

〔さて次に云々〕初め明書倨傲にてこれを却けしが、再來の折懷良親王これを許し給ひ、僧祖來を遣して物若干を贈らる、建德二年祖來歸朝の折祖闡等同船來朝せる也。

〔天台座主〕近江國滋賀郡坂本村比叡山延曆寺の總理也釋氏要覽に「取二學解優贍穎拔者一、名二座主一、謂一座之主云々」とあり、後世延曆寺にのみ座主と稱せり。爰は後伏見天皇第十皇子尊道法親王也、初め靑蓮院に入り一品に叙し、後ち天台座主に補せらる、應永十年薨ぜらる。

〔關西親王〕懷良親王を云ふ。

比」とは、例のみだりごとなり。常にかゝることのみいひて、人をあざむくが彼の國のくせなり。明の戎、蒙古と何か異ならん。良懷氣沮下レ堂云々、これも例のまことしからねど、もし眞ならんには、いと〳〵つたなし。大かた鳥獸なども、あだし國のは世にめづらしがる習ひなれば、から人もすべてもろこしの王が使にまれ何にまれ、まれ〳〵に來たらんは、めづらしければ、詩つくらせ物かゝせなどして、もてあそばむはさることなれ共、もとより皇國人のつらにあらず、こよなくいやしきものなるを、さばかりおそれたふとみ給ひしは、何事ぞや。能兵兵レ我といはんには、此使うちて捨てなんも、なでふことあらん。されど此度ばかりは命をゆるして、御國のかぎりなく尊き御いきほひをよくしめして、又もかゝるたふれごと申して參らむには、かならずいけてはかへさじと、たしかにいひ知らせて、おひかへすべきわざなり。さて次に參りし僧祖闡は、もろこしの天寧寺といふ寺の住持にて、仲猷ともいふ。克勤は、瓦官寺といふ寺の住持、無逸ともいへり。此二人のほふしの事、御國の善隣國寶記にしるせるは、應安六年に渡りまうで來て、久しく筑紫にとゞまりをり、其程に克勤が御國の天台座主の許へおくれりし書あり。其書にいはく、

瓦官爲二天台教寺一。衆郎推レ某主レ之。蓋前兩年皇帝凡三命二使于日本一。關西親王皆自納レ之。于レ時以二祖來一入朝稱賀。帝召二天寧禪寺住持祖闡。瓦官教寺住持某一命曰。朕三遣二使于日本一者。意在レ見二其持明天皇一。今關西之來。非二朕本意一。以二其關禁非一レ僧不レ通故。

欲レ命二汝二人一。密以二朕意一往告上レ之。曰中國更レ主。建二號大明一改二元洪武一。鄕以レ詔來。故悉阻二於關西一。今密以二我二人一告レ王知レ之。大國之民。數寇二我疆一。王宜レ禁レ之。商賈不レ通。王宜レ通レ之。與レ之循二唐宋故事一。修レ好如レ初。又命曰。朕聞。其君臣上下咸知レ奉レ佛敬レ僧。非二汝僧一不レ足二以取一レ信云々。

といへり。これに、

命曰。朕三遣二使于日本一者。意在レ見二其持明天皇一。今關西之來。非二朕本意一。

といへるは、心得ぬことなり。もし眞に然らば、かの國の書共の中にも、その趣をしるせることのあるべきに、すべてさる事は見えず。此度の二人のほふしをも、かの國王はたゞ懷良親王の御許へ參らせたるものにて、猶此親王をまことのきみと心得るたりし趣なれば、持明天皇關西親王など申す事は、かの國にては、此時はいまだ知らざりし程ぞかし。さればこれらの詞は、まことには彼の王がいひつけし趣にはあらで、此二人の法師のはからひて、つくりいへる物なり。さるは筑紫に久しくとゞまれるほどに、皇國の有るやうを見聞きて、かの懷良親王はまことならぬことを、始めて知れるから、いかでまことの天皇の御許に參りて、王がいひつけをつたへ奉らんと思ひめぐらして、此書をおくりて、明王が意は、しかゞゝなりと申しなせるなりけり。かくて京には明王が使の參りつることを、此時はじめてしろしめして、應安六年の六月に、めしのぼせて、九月にかへしつかはしき。明史に、

〔洪武〕洪武皇帝の時の年號也。（明朝は一代一元制）

〔數寇二我疆一〕當時倭寇は其勢猛盛にして明兵これを防ぐ能はず、建德元年には山東に寇し轉じて閩浙を掠め其後溫州、海鹽、福建の濱海諸郡を犯し更に山東登萊に寇せり。

〔應安六年〕北朝後圓融天皇御宇の年號にて、南朝の文中二年に當る。

〔めしのぼせ云々〕足利義滿章道より明使の渡來なきゝ京に召して謁を給ひ、厚くこれを遇せり、京都將軍記に關西親王のなさしむるわざにやと、將軍家驚きあやしみ給ふ、とあるは此時のこと也

祖闡等既至、爲其國演教、其國人頗敬信。而王則傲慢無禮、拘之二年、以七年五月還京。時良懐年少、有持明者、與之爭立、國內亂。

といへる、これ二人のほふしどもがかの國にかへりて語りけるを聞いて、其國の事をほのかに知れる趣なり。こゝに王といへるも懐良親王なり。拘之二年は、かの筑紫にとゞまりゐたりしをいふ。洪武七年は應安七年にあたれり。持明とは、天皇の御事なり。そは後深草天皇と龜山天皇と、御兄弟の御末わかれて、かはるがはる天下しろしめしける。此時京のみかどは、その後深草天皇の御末にて、此御すぢなれば、御世々々持明院殿となん申しけるを、かの使のほふし、筑紫にて傳へ聞いて、天台座主へおくれりしふみにも、持明天皇と申し、國へかへりても、しか語りしを聞いて、かくはしるせるなり。此持明天皇と懐良親王と立つ事をあらそひ給ふとは、足利氏の事を、くはしくも知らで、語りしひがことなるべし。さて此後かの洪武七年、又九年又十二年と、御國人のわたくしに使つかはしけることなども、明史にしるせれど、いづこより誰が使ともさだかならず。次に、

十三年復貢無表、但持其征夷將軍源義滿奉丞相書。書辭又倨、乃却其貢、遣使賚詔譙讓。十四年復來貢、帝再却之、命禮官移書、責其王、幷責其征夷將軍、示以欲征之意。良懐上言、臣聞云々。帝得表慍甚。終鑒蒙古之轍、不加兵也。

といへり。かの洪武十三年は、京師の康暦二年に當れり。鹿苑院大將軍の、もろこしへ御書つ

〔後深草天皇〕、皇第八十九代の天皇、御諱久仁、後嵯峨天皇の第二皇子、御母は藤原姞子也

〔龜山天皇〕人皇第九十代の天皇、御諱恒仁、後嵯峨天皇の第三皇子、御母は藤原姞子也。

〔御兄弟の御末云々〕龜山天皇の大覺寺統と後深草天皇の持明院統と交はる交はる帝位に卽き給ひしを云ふ

〔源義滿〕足利義詮の子、正平二十三年第三代將軍となり應永元年子義持に職を讓り、太政大臣となり、同二年辭して入道し道義と號し同十五年薨す。

〔鹿苑院〕義滿也。

〔丞相〕宰相也。

〔譙讓〕責むる也。

かはしゝは、これや始めなりけむ。さて明太祖が文集に、かの國の禮部尚書といふ官人のもとより皇國へ奉りたる書をのせたり。禮部尚書至意專答日本國王云々といへり。是を洪武十四年の事と、ある書にいへれば、かの命禮官云々とは、これをいふ。これも懷良親王へ奉らせたるなり。此書の詞も、例のみだりにたかぶりたること、いはんかたなし。又此時同じ官人より、征夷大將軍へ奉らせたる書もあり。

大明禮部尚書至意日本征夷大將軍云々。

といへり。其書の中に、前年奉書我朝丞相といひ、又洪武十二年將軍奉書。などいへる詞あれば、これ鹿苑院大將軍へ奉れるにて、並責其征夷將軍といへるは是なり。此書の趣を見るに、先にこなたより遣しゝ御書のさま、明史に書辭又倨といへる如く、皇國の尊く強きことをのたまひて、かれを貶み給へる御詞なかりしと聞えたり。まことに然有りてよろしき事なり。然るをかの王、みづから妄におごる事をば思はずして、皇國の御書の詞をしも倨といひて、みだりに咎め奉れるはいかにぞや。さること更にうけ入れ給ふべきにあらず。さて良懷上言としるせる、その御書に曰く、

臣聞三皇立極、五帝禪宗、惟中華而有主、豈夷狄而無君云々。臣居遠弱之倭、偏小之國、城池不滿六十、封疆不足三千、尚存知足之心。陛下作中華之主、爲萬乘之君、地池數千餘、封疆百萬里、猶有不足之心、常起滅絶之意云々。臣聞天朝有興戰之

〔三皇〕伏羲、神農、黄帝を云ふ。

〔五帝〕史記には黄帝、顓頊、帝嚳、唐堯、虞舜と云ひ、尚書の序には少昊、顓頊、帝嚳、帝堯、帝舜とあり。

〔無君云々〕本文に無君、乾坤浩蕩、非一主之獨權、宇宙寬洪、作諸邦以令守、蓋天下者乃天下之天下、非一人之天下也、とあり。

〔萬乘之君〕周制に「諸侯兵車千乘、天子萬乘云々」とあり、天子を云ふ。

〔云々臣聞〕本文に天發殺機、星移宿替、龍蛇起陸、人發殺機、天地反覆、堯舜有德、四海來賓、湯武施仁、八方奉貢、臣聞云々とあり。

策。小邦亦有禦敵之圖云々。又聞陛下選股肱之將。起精鋭之師。來侵臣境。水澤之地。山海之洲。自在其備。豈肯跪途而奉之乎云々。臣何懼哉。倘君勝臣負。且滿上國之意。設臣勝君負。反作小邦之利。自古講和爲上。罷戰爲强。免生靈之塗炭。救黎庶之艱辛。年々進貢於上國。歲々稱臣於弱倭。今遣使臣。敬詣丹墀。臣誠惶誠恐稽首頓首謹具表以聞。

といへり。此書かの國の書どもこれかれにのせて、いさゝかもじの異なる所々あれど、すべては皆同じき中に、全浙兵制といふ書には、皇國の文辭とて、二首のせたるうちのひとつにて、戒巖王思行成表と題せり。戒巖王思行成とは何事にか、いとも〳〵心得ずなん。さて此書のさまよ、すべていとあさましく、つたなき事いはんかたなし。まづすべて皇國人の、武王にむかひて臣といはんこと、あるべくもあらざるに、まして是は親王にましますうへに、かりそめにも皇國のきみとて、のたまひつかはす御書なるをや。又かれを中華上國などいひて、みづから夷狄とのたまひなせるだに、いみじきひがことなるに、弱倭偏小之國などとは、いかなるこゝろぞも。皇國のはぢをも思はで、ひたぶるにかれに諛はむの心ならばこそ、さもいひなすやうもあらめ、これはさるこゝろとも聞えず、何懼哉などと、强げにいへるにも似ぬ弱さこそ、いとも〳〵心得ね。かゝるひがことのかぎりを、ひとぐにいひつかはして、後の世まで大御國のはぢをのこしける、みだれたる代のしわざよ、かへす〴〵も淺ましくつたなし。そも〳〵

〔股肱之將〕頼みとなるべき大將也、書經に「臣作朕股肱耳目」とあり。

〔云々又聞〕本文に論文有孔孟道德之文章、論武有孫吳韜略之兵法、又聞云々とあり。

〔奉之乎云々〕本文に奉之乎、順之未必其生、逆之未必其死、相逢賀蘭山前、聊以博戲、とあり。

〔塗炭〕泥塗を踏み炭火に墜ちて救ふ者なきが如く民の苦しむを云ふ。

〔黎庶〕萬民也、韓詩外傳に、黎庶歡樂、衍盈方外云とあり。

〔丹墀〕朱塗の階段を云ふ、宮殿の義也、漢書に、以丹朱漆地、謂之丹墀云々、とあり。

この書、何者かはうけ給はりて草けむ。そのかみ菊地がもとには、京よりかむだちべなども、あまた下り居られしかば、さる人々もともに、あひ謀りてこそはかゝれけめ。されどそのかみ、學問の道もいたくおとろへて、漢文のすべ知れる人も、世の中にをさ／＼なかりしかば、かゝることは總て僧に仰せて、草せしぞかし。さてほふしの輩は、つねに佛書に、粟散國などいへることになれて、皇國をみだりにちひさき國の如く思ひいふを、聞馴れて、上も下もなべてさる事と思ふにあはせて、又もろこしの國をば、其國の書共に、いみじく大きに尊げにかきなせるにも目馴れては、いよ／＼彼をば大きに、皇國をば小くのみ思ふめり。太平記に、かの弘安のころ、蒙古の賊のきたりし事を記せる所に、大元の老皇帝すでに支那四百州をうち取りて、日本をせめんとせし時のさだめをきけば、元の大將軍まづ日本の王畿五國の地に、つはものをすきまなく立竝べんに、三百七十萬騎と計り、此勢を大船七萬餘艘にのせて、よせ來つとしるせり。今元史を見るに、其時のあたのつはものたゞ十萬人なり。それをしも三百七十萬騎といへるは、いとも／＼みだりならずや。又ちかき文祿の比、朝鮮うちの時、明の國より朝鮮をすくひし軍を、太閤記といふ書に、漢南の勢百萬騎にて來るといへり。これも今もろこしの書どもを以て考ふるに、そのほど救ひに出せしいくさ、十萬人に過ぎたるをりはなかりき。すべて皇國人の、もろこしを何事にもいみじく大きにいひ思ふ事のみだりなるほど、これらにておしはかるべし。かゝるひが心なるから、弱倭などともいへるなりけり。かの國は、まことに御國

〔かむだちべ〕上達部即ち公卿也、名目抄注に、關白以下三位以上云ニ公卿一又云ニ上達部一と見えたり。

〔粟散國〕佛語也、粟の散ぜる如き小國の意、淨嚴經會解に「溫陵曰、粟散即小國小乇散ニ天下一如ニ粟多一也云云」とあり、我國にては、自稱して粟散邊土、粟散邊國、粟散片川など云へり。

〔太平記〕四十卷、花園天皇の文保二年より後村上天皇の正平廿二年迄の戰亂を記せり、著者詳かならず。

〔太閤記〕二十二卷織豐二記を祖述し豐臣秀吉の事續を記したるもの、著書は小瀨道喜也。

〔おほみたから〕人民也、萬葉集に御民を訓む。

〔後小松天皇〕人皇第百代の天皇にして、御諱は幹仁、後圓融天皇の第一皇子也。

〔應永八年云々〕應永の初め九州の商人肥富、明より歸り、兩國通商の利を說きしより、此年（明の建文三年）義滿は肥富を正使に僧祖阿を副使となし、書を明王に呈し且つ土物を贈れる也。

〔景帝〕明第二世の皇帝にして、姓は朱、名は允炆、太祖の孫、懿文太子標高の子也。燕王簒立後竊に逃れて往く所を知らず、後英宗の時出で、西內に入る。

よりも廣きはさることなれ共、又あだし國々に、皇國ばかり盛なる國もをさ〱聞えず、そのうへおほみたからのいや榮えにさかえて、みちたらひたる數をはからんには、をさをさもろこしにおとるべくもあらず。又いくさ人のたけく勇めることなどはしも、かの國のかけても及ばぬほどにて、つねに南倭北虜といひ、又强大之國などともいひて、御國をばいみじくおそれつること、かの國の書共におほく見えたり。たとひ彼おそれずとも、おそるべきさまに、たけくつよく大きにこそいひ聞かすべきことわりなるに、かへりてみづからよわく小くいひなしたるは、何のこゝろぞや。終鑑二蒙古之轍一不レ加レ兵也といへる、まことにさここそ有るべけれ。さき〱いみじき事共いひしは、みなおどし言なりけり。さて此ほど、かの國の大臣胡惟庸といふもの、ひそかに王を殺さんとはかりける事有りしが、あらはれて殺されぬるを、皇國人もかたらはれて、それがたすけをなせし事の、後にあらはれけるによりて、明王いみじく怒りて、今よりのちは末々にいたる迄、日本となむつびそと、かたく禁めおくこと有りき。そも〱皇國人の、かの胡惟庸にかたらはれしは、例の西のほとりのあふれ者共か、又は征西親王の御許よりおこりしことにもや有りけん。しかるをさきに鹿苑院大將軍の、かの國の丞相へ御書をおくり給ひしを、此事にかけておもふはあたらぬ事なり。さて其後、後小松天皇の御世應永八年に、鹿苑院前大將軍より、明王がもとに使をさして、御書を遣したりしに、其答として、彼よりも使を奉り、書も有りて、ともに善隣國寶記にのれり。然るを此時かの國は、太祖は疾く死て、孫惠

帝といふが世にて、建文といひし程なりしに、國又しば／＼亂れて、應永九年に、つひに伯父の燕王國を簒へり。成祖といふ是なり。さるさわぎにて、記しもらせしにや、此度の往來の事は、すべてかの國の書共には見えず。かくて其年に、又御使つかはして、御書をおくり給ふ。明史に、

成祖卽位。遣使以登極詔諭其國。永樂元年。又遣左通政趙居任行人張洪偕僧道成往。將行而其貢使已達寧波。禮官李至剛奏。故事番使入中國不得私攜兵器鬻民。宜敕所司覈其舶。諸犯禁者。悉籍送京師。帝曰。外夷修貢。履險蹈危。來遠所費實多。有所齎以助資。亦人情。豈可槩拘以禁令。至其兵器。亦準時直市之。毋阻向化。十月使者至。上王源道義表及貢物。帝厚禮之。遣官偕其使還。賚道義冠服龜鈕金章。及錦綺紗羅。

といへり。成祖は太祖が子なり。父の深きいましめをそむきて、又しも皇國に使をしきりて奉り、又國のおきてをもやぶりて、よさまにいひなして、我御使の禁めの物鬻ぐをゆるせしなどを思ふに、此王も皇國を深く慕ひて、いかでむつび奉らんと思ひて、したにへつらへる程しるしかし。永樂元年といひしは、應永十年にあたれば、これかの九年につかはしゝ御使なり。國寶記を考るに、これはかの建文の王がもとより答の使を奉りし、その又御答として遣しゝ御使なりしを、彼國に至りて聞けば、世かはりたりし故に、御使の人の心しらひにて、やがてあら

〔建文〕我朝の後小松天皇の應永六年より同九年に至る間に當れり。
〔成祖〕明第三世の皇帝、姓朱、名棣、太祖の第四子、惠帝を逐ひ、孝孺等數千人を殺し、遂に卽位す。
〔かくて其年云々〕これより先明使僧道彝一如等來朝、應永九年九月北山殿に於て義滿に謁し、義滿を封じて日本國王と爲すの書及土物を贈る、義滿喜悅これより兩國の交通漸く繁きに至れる也。
〔登極〕天子の位に登るを云ふ。
〔龜鈕〕龜の形を刻める印付也、淮南子に、龜紐之璽、賢者以爲佩、と見えたり。

たに立る王をほぎ給ふ御使のごといひなして、事おこなひしなり。御書に啓中興之洪業などいふ詞あるは、元をほろぼして明の代になれる事をいへるが、すなはち成祖がことにもかなへるゆゑに、そのまゝ用ひしか、又は書き改めて授けしにもあるべし。かくて此度かの成祖がこたへの書も、同書にのれり。次に明史に、

明年十一月。來賀冊立皇太子。時對馬壹岐諸島賊。掠濱海居民。因諭其王捕之。王發兵盡殲其衆。執其魁二十人。以三年十一月獻於朝。且修貢。帝益嘉之。遣鴻臚寺少卿潘賜偕中官王進。賜其王九章冕服。及錢鈔錦綺。加等而還。其所獻之人。令其國自治之。使者至寧波。盡置其人於甑。蒸殺之。

といへる、明年とは永樂二年なり。國寶記に此度のも同三年のも、こなたよりの御書は見えずして、かの王より答へ奉れる書のみ載れり。三年の答へは、永樂四年正月十六日としるせる是なり。壹岐對馬のあらびたりし者共を、とらへてわたせしを、かれがこなたへ任せしはさることなるを、その人どもを甑にてむし殺せしは、いかにぞや。たゞ皇國の法のまゝにこそ刑ふべけれ。殊にいみじき罪にもあらざんなるに、さるからきわざせしも、みなかの王へおもねりこびたるにて、いとあぢきなし。明史に又いはく、

明年正月。又遣侍郎俞士吉。齎璽書褒嘉。賜賚優渥。封其國之山。爲壽安鎭國之山。御製碑文。立其上。六月使來。謝賜冕服。

〔洪業〕大なる業、轉じて帝王の業を云ふ。

〔王發兵云々〕義滿明の歡心を買はんとし應永三年にも倭寇の鎭壓を計り、邊民の彼に航せる者を擒へて彼に送りしが、又復應永九年壹岐對馬の邊民等浙江、定海衞、穿山等に寇せしより、明の依賴を諾し其徒を追捕送致せる也。

〔九章冕服〕天子の冠服也、周禮の注に、古天子冕服十二章、至周以日月星辰畫於旌旗、而冕服九章、と見えたり。

〔俞士吉〕字は用貞象山の人、建文中御史に擢でられ、宣宗の時南京刑部侍郎となる。

〔此山は云々〕阿蘇神社あるを指せり。第一殿は阿蘇津彦命、第二殿は阿蘇津媛命、第三殿は速瓶玉命を祭る。

〔勘合〕明代に諸國往來の證に授けたる割符也。成祖義滿に勘合百道を贈り、十年に一貢、每貢の使節二百人以内の旨を定む。

〔源義持〕足利四代の將軍也。三代將軍義滿の長子、應永元年義滿の後を承けて征夷大將軍となる。

〔海上復云々〕義滿の逮捕後も倭寇なほ盛にして、永樂六年には山東、寧海衞、七年には廣東、八年には福建を犯せり。

〔勝定院〕足利義持の謚號也。

といへる、明年とは同四年なり。封二其國之山一とは、肥後國の阿蘇山なり。此山はたふとき神の鎭り坐して、殊にくしびなる山なるに、戎王がつくりておくれる文をしも、鐫りて建てけんは、いとけがらはし。此いしぶみ今もあるにや。もしあらば、早く打碎きて捨つべきなり。さてこと書どもには、此時道義を日本國王によさし、勘合といふ物奉りし事なども見えたり。又明史に、

五年六年頻入貢云々。十一月再貢。十二月其國世子源義持遣レ使來告二父喪一。命二中官周全一往祭。賜二謚恭獻一。且致レ賻。又遣レ官齎レ勅。封二義持一爲二日本國王一。時海上復以二倭寇一告。再遣レ官諭二義持勦捕一。

といへり。國寶記に、永樂五年五月廿六日の、明王が書をのせたり。さて十一月云々とは、應永十五年五月六日に、鹿苑院前大將軍薨れ給ひしを、勝定院大將軍より告給ひし御使の、十二月にかの王が所へいたりしなり。されど此事は信じがたきよし有り。下にいふべし。さて此時かの王より使をさして、故大將軍を祭れる文、また勝定院大將軍へとぶらひの書なども、國寶記に載せたり。又明史に、

八年四月。義持遣レ使謝レ恩。尋獻二所レ獲海寇一。帝嘉レ之。明年十二月。復遣二王進一齎レ勅褒賚。其君臣謀阻レ進。不レ使レ歸。進潛登レ舶。從二他道一遁還。自レ是久不レ貢。

といへり。義持遣レ使謝レ恩とは、日本國王に封ずといへる、その答となるべし。されど此勝定

院の大將軍は、必ず明王がよさしを受給ふべきにあらず、又御使も遣すまじきよしあり。下にくはしくいふべし。但しそのころかの國へ渡りて、あらびたるあふれものを捕らへて、おくり給ひし事などはありもやしけむ。それをゐてゆきし者などの、彼王に媚んとて、おのが心もてよきさまにいつはりいひしなどをや、大將軍の仰せとかの國にては思ひけむ、とにかくに此樣の事は、物のまぎれ有りしなり。阻進不使帰といへるも心得ぬことなり。もしは西國のほとりのものなどや、さることもしけん。又いはく、

十五年。倭寇松門金鄕平陽。有捕倭寇數十人至京者。廷臣請正法。帝曰。威之以刑。不若懷之以德。宜還之。乃命刑部員外郎呂淵等。齎勅責讓。令悔罪自新。中華人被掠者。亦令送還。明年四月。其王遣使隨淵等來貢云々。

といへり。かしこにてとらへたる御國人を、つみなはずしてかへしたるは、こなたの御心をとらんための謀ごとなり。明年其王遣使隨淵等來貢といへるも、又いと心得ぬ事なり。其故は國寶記に、稱光天皇の御世、應永廿六年に、明國より參りたる使の京へさゝげたる書に、

使臣呂淵。去歳奉國命。齎勅書。就帶倭人來。日本國公幹令人通報國王命古幢長老。到海濱。未曾審詳來意。長老旋車後一向信息不聞。以此齎捧勅書。回京師云々。今復蒙遣齎捧勅書。重來云々。永樂拾漆年漆月拾參日。

とあり。これによれば、呂淵は王が書をだにえたてまつらで、いたづらにかへりぬる物をや。

〔員外郞〕支那にて定員の外に置きし官職也、事物紀原に、隋開皇三年、尚書二十四司各置員外郞一人、以司其曹帳籍、則郞置員外、自隋文帝、とあり。

〔稱光天皇〕人皇第百一代の天皇にして、御諱實仁、後小松天皇の第一皇子、御母は藤原資子也。

〔公幹〕官の勤め也轉じて官吏の意に用ふ。

〔長老〕禪宗にて住持を云ふ、勅修清規に「始奉其師、爲住持、而又尊之曰長老、云々」とあり、又た祖庭事苑に、今禪宗住持之者必呼長老、と見えたり。

〔王〕明の成祖也。

さて又此時明の使に諭せ給ふ御書二つあり。其詞は下に引出て論ふべし。そのおほむねは、前大將軍のいまはの御時に、仰せおきしむねによりて、明國との御むつびをかたくたち給ふよしなり。されば此大將軍の御時に、御使つかはして、したがひ給ひし事を、かの國の書共にしるせるはこと〴〵くひがことなり。そは皆こゝの人にまれ、かしこの人にまれ、いつはりごとせしがまぎれつる物ならんかし。さてかの御書の趣を見るに、かの國のむつびを斷ち給ひしことは、はやく鹿苑院大將軍のかくれ給ひしとき、御とぶらひに參りし使に、いひしらせてかへされしなり。然るを又も去年呂淵が參りし故に、等持寺の古幢ほうしをして、又そのむねをいひしらせてかへされしを、ふたゝびながらかの王が許へは、此仰せのとほらざりしとおぼえて、又しも今年使を奉れる故に、此度はたしかに彼の王にもきかせんとてこそ、漢文にてさへ仰せ給ひけめ。然るに此御書のおもむきも、又とほらざりしにや、彼の國の書どもに、此御むつびたち給ひしよしは、いさゝかもしるせることなし。そも〳〵此事、さばかり三度までたしかに仰せしに、つひにかしこにとほらずなりにしは、うけ給はれる僧どもの心しらひして、かの使へは有りのまゝにはいひ知らさで、ことよくとりなほしてつたへしにや。すべて他の國へ言を傳ふるには、此たぐひのみおほくて、有りのまゝには行きとほりがたきものなり。さるは一辭一文字のたがひにて、國のながき瑕ともなるわざなれば、その心してよく人をえらびて、かたくいましめつかはすべきことなり。但し此度々の御事は、うけ給はれるほうし共は、あり

〔いまはの云々〕義満の疾篤かりし時、卜者ありて曰く、外邦に通じて其冊書を受けしによりて神明の譴を得しなりと、依て悔悟遺命して明と絶たしめし也。

〔等持寺〕山城國葛野郡衣笠村にあり萬年山と號す、臨濟宗にして天龍寺の末寺也、往古創立の年代詳かならざれども、初めは眞言宗にして山上にあり、後ち今の地に遷す、北朝暦應年中、足利尊氏再建して、疎石(夢窓國師)を中興開山となす、爾後足利氏の廟所となり、遂に臨濟の禪刹となれり。

〔心しらひして〕用意して也。

〔二世の大將軍〕足利義滿と義持と也

〔准三宮〕諸親王諸王女御又は重臣を特に優遇して三宮に准ずるを云ふ、卽ち三宮と等しき年官年爵を給與せしが後世には此事なくたゞ一の榮稱となれり。

〔上邦〕明國を云ふ

〔國鈞〕國家の樞機を云ふ、白居易の文に「爲問三三丞相一如何秉二國鈞一云々」とあり。

〔中原康富〕平田氏也、日向守權大外記より中務權少輔に任ぜられ、正五位に叙せらる、當時の有職家也、長祿元年卒す。

〔記〕卽ち康富記也廿卷、康永八年五月より康正元年迄十二月の日記也。

のまゝにも傳へけんを、かしこの使の、國にかへりておのがはからひのあしさに、むつびの破れたるにとりなされんことを思ひはかりて、かの王へは、こなたの仰せのおもむきをばかくして、たゞよきさまにのみ言ひまぎらはせしにもあるべし。大方もろこしの使は、昔より其國にかへりては、われたけく作りごといひて、王がよろこぶべきさまに復命する、例の事ぞかし。又思ふに、此をりかの御事は、かの王も聞きながら、御國のむつびの絕えん事の口惜さに、又思ひなほし給ふこともやと、こゝろみがてら知らずがほして、猶かく度々使は奉りしにも有るべし。此成祖は殊に深く皇國を慕ひしさまに聞ゆれば、さあるまじきにもあらず。もしさも有りけむには、かの仰せ事の趣をばふかくかくして、世にもらさゞりし故に、かの國の書どもには脫たるなるべし、さて右の二世の大將軍の御程の、もろこしの御あへしらひのよさあしさを、猶くはしく論はんには、まづ鹿苑院大將軍の、かの應永八年につかはしゝ御書は、

日本准三后某。上書大明皇帝陛下。日本國開闢以來。無不通聘問於上邦。某幸秉國鈞。海内無虞。特遵往古之規法。而使肥富相副祖阿。通好獻方物。云々。某誠惶誠恐

頓首々々謹言。

とあり。まづ此御書皇國の名には、大の字をそへずして、かへりて彼國の名に大明と書き給へることよろしからず。某とは、國寶記に御名をはゞかりて、かくのせたるなり。中原康富の記にのせたるには、すなはち道義とあり。道義は法の御名なり。上書とは、うやまひ過し給へり。

皇帝陛下も同じ。皇帝といふ號は、しばらくかりにかれがいふまゝにゆるす共、陛下とはきはめてのたまふまじきわざなり。日本開闢以來云々とは、あともなきことなり。かゝるそら言いひて、戎王に媚給ひしはいかにぞや、かの國を上邦とあるもわろし。使二肥富一かの勝定院大將軍の、明の使に仰せし御書に、肥富口辯とあるこれがことなり。通好とは、よろし、獻二方物一とはわろし。方物とは皇國をかの國のかたはらになしたる言ひざまなればなり。終りの誠惶云云もいたく過ぎたり。又年號をしるし給はぬも、かれをはゞかりたるにて、よろしからず。そもく大御國の大將軍は、戎王より尊くましませば、いかに媚び給ふとも、かならず等しきほどよりは、彼れをば陟せ給ふまじきわざなるに、かくのみみだりにあがめ給へるは、皆ひがことなり。みだりにかの王をとふとき物に思ひをる、世の人のひが心には、今かくいふをあたらぬ事とも思ふべかめれど、さ思はんは、猶からぶみのみだり言にのみ目なれて、皇御國のまことに、尊きことわりを知らぬものなり。さて此御書の御答へとして、明王より奉りし書は、

奉天承運皇帝詔曰。覆載之間。土地之廣。不レ可二以數一計。古聖人。疆而理レ之。於下出二貢賦力役一。知二禮義一。達中於君臣父子大倫上者。號曰二中國一。而中國之外。有下能慕レ義而來王上者。未二嘗不一レ予而進上レ之。非レ有レ他也。所下以率二天下一。同歸中于善道上也。朕自レ嗣二大位一。四夷君長朝獻者。以二十百一計。苟非レ戻二於大義一。皆思三以撫二柔之一。茲爾日本國王源道義。心存二王室一。懷二愛レ君之誠一。踰二越波濤一。遣レ使來朝云々。朕甚嘉焉。日本素稱二詩書國一。常在二朕心一云々。今遣二使者

〔陛下とは云々〕陛下は人民より其至尊を稱する詞にして、蔡邕獨斷に、陛下者、陛、階也、所二由升一レ堂也、云云、因レ卑達レ尊之意也、とある如く其字義よりするも外國の君主の稱に用ふべからざるが故也。

〔覆載之間〕天地の間也、禮記に「天之所レ覆、地之所レ載云々」とあり。

〔貢賦〕官府にて徴收する貢物也。

〔力役〕孔子家語に「省二力役一、薄二不智無禮賦斂一則民富矣云々」とあり、夫役也。

〔大倫〕孟子に「內則父子、外則君臣、人之大倫也云々」とあり、人倫の大道也。

道彝一如。班二示大統曆一。俾レ奉二正朔一云々。俾下天下以二日本一爲中忠義之邦上。則可レ名二于永世一云々。

建文四年二月初六日。

といへり。奉天承運とは何事ぞ。古へよりもろこしの王がつねのならひにて、明日ほろびんとする今日までも、かくさまのみだり言いひて、いみじきことに思はせて、人をあざむくぞかし。日本國王とはいかゞ。こなたよりの御書には、准三后とありしを、知らずがほにかくいへるは、すべて國王にあらで、使をさし、書をおくるは、私のまじはりなりとて、受入れざるかの國のおきてなる故に、おして國王といひなして、おのがおきてをたて、又かみに天皇のましますをも知らずがほして、此大將軍をしひて王になして、御國をしたがへんとの心なり。かく國のおきてをやぶりながら、破らぬさまにまぎらはして、受入れしも、御國へむつび奉らんの心深きが故ぞかし。道義と御名をさしたる、いはんかたなく禮なし。これらすべてかのかたはらなる國王共へつかはす書の式なめれど、御國の大將軍は、かれにしたがひをる國王どもと、ひとしなみのあへしらひを受給ふべきにあらず、懐レ愛レ君之誠とは、みづから君になりて、こなたをおして臣とせる詞、またいはんかたなし。來朝といひ、貢といへるなども、すべてゐやなし。日本素稱二詩書國一すべてかくさまに、かれがほめたるを御國のひかりに思ふめれど、そは彼にへつらへる心にて、ひがことなり。戎人にほめらるゝは、何のたけき事かあらん。班二示大統曆一俾レ奉二正朔一これもゐやなし。皇御國の大將軍の、いやしき戎狄の正朔を受けて、何にか

〔奉二正朔一〕正は年の始、朔は月の始、總じて曆を云ふ、而て王者革命すれば必ず曆を改む、その曆の行はるゝ範圍は即ち統治の行はるゝ所なる故、統治に服するを正朔を奉ずと云ふ也。

〔古へより云々〕古來支那の國王の常套手段として、明日にも國の亡びむとする今日迄も尙斯くの如き謾言を云ひ、尊く思はしめ人を欺くと也。

〔道義〕足利義滿を云へり。

〔こなたをおして云々〕我が日本の征夷大將軍を強いて臣下と見做せし語にて、其の無禮云ふべき樣無しと也。

〔源〕足利氏は源義家の子義國の第二子義康の後にて清和源氏也。

〔瑞溪〕名は周鳳と云ひ、臥雲又は刻猪子と號す、瑞溪は其字也、無求周伸の法嗣にして鹿苑院に化す、最も文藻あり、文明五年寂す、謚號を興宗明教禪師と云ふ

〔東照神御祖命〕德川家康也、元和三年東照大權現の勅號を遺贈せられ、正保三年更に東照宮の神號を賜はる

〔御世々々の云々〕朝鮮は豐臣秀吉の征伐以來交を斷ちしが、家康宗義智をして和を議せしめ、慶長十年始めて修交、爾後將軍就職毎に使を遣して國書方物を獻ぜり

はし給ふべき。此時こなたより未だ臣とものたまはず、たゞ通好と有りしのみなるに、おしてかく蕃國の如く、よろづをいひなせることかへすがへす謬りなり。然ればこれらのよしを深くとがめて、此書をも使をも、すみやかにおひかへさるべき物なりかし。彼の國の建文四年は、應永九年にあたれり。かくて其年、又遣したる御書は、日本國王源表、臣聞云々とあり、是にも源の字の下に道義とありけんを、例のはゞかりてはぶきて載たるなるべし。さて此御書は、さきのよりも今一きは彼れを尊みて、いよいよへつらひ給へるさま、更にいはんかたなし。國寶記に、瑞溪ほうし、此御書の事を論ひけらく、

彼國以吾國將相爲王。蓋推尊之義、不必厭之。今表中自稱王、則此用彼國之封也。無乃不可乎。

といへり。かしこよりおして日本國王と申せるを、推尊といへるはあたらず。こはさきにいへるごとく、しひて御國をしたがへんとの心にて、うはべは尊きがごとく聞ゆれども、かへりて黜めたる物なり。又みづから日本國王とのたまへるを、よろしからずといへるは、誠にさることなり。此事は或人のしひたる説もあれど、ゆゑあれば今くはしくはあげつらはず。近き世東照神御祖命より以來、御世々々の大將軍へ朝鮮國王が奉る書にも、日本國王と申し奉る事をば、こなたより止めさせ給ひ、又其王に賜ふ御書にも、さはかゝせ給はぬ御事よ、天皇をはゞかり奉り給ふ御心の有難きのみならず、御國の尊さをさへおとし給はぬ御はからひ、めでたしとも

めでたし。然るを太宰氏などが、今の世大將軍と申すは、名正しからず、あたらぬ事と申せるは、いみじきわたくし事なり。征夷大將軍と申すは、正しく皇朝より補し給へる御職にて、天の下しもが下迄も、明に仰ぎ奉る御號なる物を、あたらぬことゝはいともかしこく、中々に名をみだる事これよりいみじきはあらじとぞ思ふ。すべて儒者は、たゞもろこしの例をのみ思ひて、大御國のゆゝしきことわりをば思はぬ故に、かゝるひがごとはあるなり。さて又かの瑞溪が論ひに、

又用臣字非也。不得已。則日本國之下。如常當書官位其下氏與諱之間。書朝臣二字可乎。蓋此方公卿恒例。則臣字屬於吾皇而已。可以避臣於外國之嫌也。

といへる、まづ官位をかきて、源の朝臣とかき給はんは、御國の式のまゝなれば、まことにいと宜しきことなり。但し戎人は、朝臣などいふかばねを識らねば、その臣の字をも、なほたゞかの王に向ひてのたまふと心得て、その置所つたなしとわらふべし。さて戎人のわらはんは、事にもあらねど、臣の字をかの王へかけて心得んことぞ、猶やすからね。もしやむ事えぬをりなどは、さてまぎらはすわざも有りもすべけれど、こなたには此時何のやむことえぬ事かはあらん。かの王こそは蒙古が敗れに懼ぢゐるうへに、近き程は、殊にかのあふれもの共になやまされて、いみじくうれへあへるをりからなれば、下心には皇國をばいたくおぢて、何わざをしてか、此わざはひをまぬかれんと思ひゐるためれば、そこをおしはかりて、かれが申す事をばいさゝかも

〔太宰氏〕名は純、字德夫、春臺と號す、信濃飯田の人、荻生徂徠に就き古學を學び、著書頗る多し、延享四年歿す。

〔朝臣〕姓（カバネ）の一種也、天武天皇十三年詔して八色の姓を定む、朝臣は其第二也、もと阿曾美字をも用ひしが寶龜四年朝臣に一定す、後世位署の法定まり、名字朝臣姓朝臣などの稱あり。

〔かばね〕姓又は尸を訓む、上代の官名なりしが、王朝時代以後家筋の尊卑等級を分つの號となる、前項朝臣の外、眞人、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置の如きこれ也。

きこし召しいれずして、こなたよりは、始の度に征夷大將軍とのたまひ遣したるが、いとよろしければ、たゞいく度も、その御號をとほし給ひて、いよ〳〵皇國のたふとくたけき御威德をしめし給ふべきものなり。皇國は萬の國にすぐれて、天皇はかぎりなく尊くましませば、あだし國々の王どもなどへは、大將軍の御書をたまふぞ、もとよりのことわりにもかなひ、天皇の可畏く及びなき御事も、遠き國々迄とほりて、いみじき御國のひかりなりける。そも〳〵もろこしの王などは、大將軍の御書ならんには、たやすくは受奉らぬよしもあるべけれど、其國の書共に、皇國の事を記せるに、國王の上に天皇まし〳〵て、國王は御國の内にては、王とはなのり給はぬ事も、又あだし國々のまじらひなどは、みなその國王と申すが知り給ふよしなども、つまびらかに記して、さる事とは、彼れもまことにはいとよく知れゝば、猶いく度もおしてのたまはんには、始の度のまゝならんをも、つひにはなどか受奉らざらむ。もしなほうけ奉らずは、御むつびを絶ち給はむに、なでふ事かあらん。されどかの王陽こそいとたけ〴〵しくいへ、下の心には、いみじく皇國をばおそれて、いかでむつび奉らんと、深く思へるをりなれば、此事によりて、御むつび絶ち給はんとあらば、いよ〳〵おそれて、やむことえず、つひにはのたまはんまゝに受奉りて、かれよりぞ漸に敬崇ひ參り來なむ物を、さはえあらで、例のかの王がみだり言にはかられて、かへりてこなたより、しりよわりによわりもてゆきて、ひたすら彼れがいふまゝに、日本國王とのたまへる、かく御號のはじめとかはりて、定まらぬも、いとかろ

〔あだし國々云々〕他國の王などには天皇陛下の書を給はるは畏れ多く、征夷大將軍の書を給ふが、元來の道理にも適ひ、天皇陛下の畏こく萬國無雙なる事も、遠國迄知れ渡りて、我日本國の甚しき榮譽なりと也。

〔まじらひ〕通好を云ふ。

〔つひには云々〕終には何として大將軍の書を受取らざる事あるべきと也

〔たけ〴〵しくいへ云々〕表面こそ強く云へども、內心は甚しく我國を恐れて、何とかして好みを通ぜむと思ひ居ると也。

〔しりよわりに云々〕次第に心弱く弱りて也。

〔まめならぬ云々〕不忠なるは云ふ迄も無しと也。
〔やつこ〕臣下也。
〔天地云々〕天地開闢以來、古往今來、喩ふべき樣なき事なりと也。
〔大寶〕天子の位也易に二聖人之大寶一曰レ位云々とあり
〔錫〕賜ふに同じ。
〔永樂元年〕明の成宗皇帝の第一年の年號にて、我朝の後小松天皇の應永十年に當れり。
〔同じすぢ〕同樣也
〔此大將軍の云々〕足利義滿が已れの國卽ち明國に服從したりとは明かに云ひ得ず、唯書を送り來る毎に、只管義滿を褒むるのみと也。
〔賢達〕賢く聰明なるを云ふ。

がろしきに、我王が申す言にしたがひ給ひ、又臣とさへのたまへることよ。皇朝へまめならぬほどはさらにもいはず、もはら皇國をから國のやつこになして、末の代迄いみじき恥をのこし給へるは、天地わかれてのち、きしかた行くさきたぐひなきわざなり。かゝるいみじきひが事して、はづかし共おぼさゞりけんは、おろかなりともつたなしとも、言はんかたぞなかりける。

次に右の御書の答に奉れる、明王成祖がふみ、

奉天承運皇帝制曰云々。咨爾日本國王源道義。知二天之道一達二地之義一朕登二大寶一卽來朝貢。歸嚮之速。有レ足二褒嘉一用錫二印章一世守二爾服一云々。永樂元年十一月十七日。

とあり。次に同二年十二月初二日、同四年正月十六日、同五年五月廿六日と奉りし三度の書あり。何れも皇帝勑二諭日本國王源道義一云々といへり。此書どもにいへる事ども、例のおのが國を、いみじくたふとげにもてなし傲りたる、いつも／＼同じすぢのみだりごと共なり。又此大將軍のおのが國へしたがひ給ふことを、えもいはず度毎にうるさきまでほめ奉りて、日本自レ有レ國以來。如二王之賢達一者。蓋未二之有一也などといへり。されど敬ひたる詞は、いさゝかもまぜたる事なく、いと／＼ゐやなきことのかぎりなるを、とがめ給ふ心は、いさゝかもなくて、ただ此ほめ言にのみあざむかれつゝ、いよ／＼ます／＼へつらひこび給へりき。大方かれは、おのれにしたがふをほむめれば、彼れがほむるすぢは、みな御國のはぢなることを、わきまへ給はざりしはいかにぞや。さて此大將軍のもろこしの御むつびの事を、或書に、

〔建文皇帝〕明第二世の惠帝也。
〔朱允炆〕景帝の姓名也。
〔朱棣〕成祖の姓名なり。
〔應永二十六年〕稱光天皇御宇の年號なり。
〔雨暘失序〕天候不順なるを云ふ、暘は晴也。
〔殂落〕往き落つる義、死するを云ふ書經舜典篇に、二十有八載、帝乃殂落とあるより天子の崩御に用ふること多し。
〔易簀〕臨終也、曾參死に臨み大夫より賜れる簀を撤し他の者と易へし故事に出づ。
〔邊圉〕爾雅釋詁に圉は垂也、とあり邊陲(垂)又は邊境と云ふに同じ。

應永八年。道義。贈書并物于大明國建文皇帝。賜璽書。同十年。大明成祖皇帝。賜書于道義。告其卽位。

などゝ記せるは、かの國にて記さんの詞のさまなり。皇國人は、何のよしにか、かの王をたふとみて、かくはいふべき。たゞ、

前大將軍源道義。遣使明國。賜書及物其王。其王朱允炆奉書謝之。又明王朱棣。奉書前大將軍。告其卽位。

などとこそしるすべけれ。すべてもろこし人は、かゝる事は一字といへどもみだりには書かぬを、御國人は物かくすべ知らず、內外のわきまへなくて、たゞかのくにぶみにつねいふ詞にならひて、そのまゝにしるす故に、ひがことのみして、みづから皇國のくらゐをおとすことおほきぞかし。次にかの應永卄六年七月に、勝定院(義持公)大將軍の、明國の使に仰せし御書は、

征夷大將軍某告元容西堂。今有大明國使臣。來說兩國往來之利。然而有大不可者。本國開闢以來。百皆聽諸神。神所不許。雖云細事。而不敢自施行也。頃年我先君。惑於左右不詳。肥富口辯之欲。猥通外國船信之問。自後神人不和。雨暘失序。先君尋亦殂落。其易簀之際。以冊書誓諸神。永絕外國之通問。孰違先君之告命。而犯諸神憲章哉。去歲旣命古幢長老。往諭此意。今有使而至。蓋前諭之未達也。又責以海嶋小民。數侵邊圉。是實我所不知也。今倘云止之。則前亦知而令之也。豈有人主。而

教民爲不善者乎。何不忠之甚矣。雖然。逋逃亡命。或竄身於夐絕之海島。時々出寇邊民者。恐有之。當命沿海之吏制焉。西堂宜以此件款々說之。應永廿六年七月廿日。

とあり。この御書の趣すべていと宜し。但し大明國とある大の字、例のわろく、御國を本國とあるも、今すこしあかぬ事なり。同じくは皇朝などとあらまほし。百皆聽諸神云々は、まことに皇國の道に叶ひて、いとも〱よろしき仰せなり。すべてあだし國人に諭す書には、殊に御國の道のこゝろをむねといふべき事なり。然るをたゞもろこしの國の道の心のみをもてよろづをいふは、へつらへるわざなり。先君惑於左右とは、まことにさることなり。肥富は人の名なり。富の字本に誤りて官と作けり。こは筑紫のあき人にて、もろこしへむつび給はんことをすゝめ申して、やがて應永八年の度の御使に仰せつけられて罷りし者にて、そのをりの御書に見えたり。此者のみならず、すべてから國の學問せる人など、彼の國をしたひて、いかでむつばせ奉らばやと思ふから、君の御はぢ、御國のはぢをも思ひたどらで、兎角にそゝのかし聞ゆめり。さてもろこしのくはしき事などは、上にはしろしめさぬ件なるを、さる人どものみだりに、めでたく尊きさまにかたり申せば、おのづから君の御心もまよひ給ふ事なり。自後神人不和云々。これまことにさるべきことわりなり。去歲既命古幢長老往諭此意とは、筑紫へ往きて、かの使呂淵にさとさしめし事なり。此事此度又參りたる使の奉りたる書に見えて、

〔逋逃〕逃亡せる人を云ふ、左傳昭公七年に見ゆ。
〔亡命〕亡は逃亡、命は名也、名籍を脫して逃亡する義なり。
〔夐絕〕遙に隔れる也、潘白馬賦に「絢練夐絕」とあり。
〔款々〕誠ある貌也、繁欽の文に「中情旣款々」とあり。
〔この御書の云々〕足利義持のこの書の體、明王に與ふる書として、總べて甚だ宜しきを得たりと也。
〔あかぬ事なり〕不滿足也。
〔あき人〕商人也。
〔思ひたどらで〕思ひ究めざる也。
〔これまことに云々〕神人和せざるは、誠にさもあるべき筈ぞと也。

〔一介〕一人也、春秋に「微越王者一節之人、范蠡者一介之士云々」とあり。
〔神兵陰助〕元寇の折神兵多く西に向ひし事本朝諸社靈驗記などに出づ。
〔怪誕〕怪しき虚事也、韓愈の文に「郤信靈仙非怪誕云々」とあり。
〔驗赫〕あらたかなるを云ふ。
〔高深城池〕壘を高く築き堀を深く穿つの義、防備を堅むるを云ふ。
〔烏合〕規律無き集團也、後漢書に「卜者王郎、集烏合之衆云々」とあり。
〔蟻聚〕數多聚合するを云ふ、北史于仲文傳に、「前蟻聚三徒、應時撲定」と見えたり。

上に引けり。次の御書に等持長老とあるも、此人のことなるべし。今倘云止之。則前亦知而令之也とは、文つたなくて聞えがたし。おしはかるに、今もし彼れが請ふまゝに止むべしと許諾はゞ、始めよりみなわが知りてせさする如く聞ゆべし、さらにさにはあらず、といふ意なるべし。さて同じ時の今ひとつの御書は、

同君曰。夫與鄰國通好。商賈往來。安遂利民。非所欲乎。然而余之所以不肯接明朝使臣者。其亦有説。先君之得病也卜云。諸神爲祟。故以奔走精禱。當是時也。靈神託人謂曰。我國自古不向外邦稱臣。比者變前聖王之爲。受暦受印而不却之。是乃所以招病也。於是先君大懼。誓乎明神。今後無受外國使命。因垂誡子孫。固守毋墜。其後僧使堅中。與明朝行人偕來。余欲不接之。以其未以如上事諭使臣。亦爲予先君來。故違誓而迎之。及乎使臣之歸。令堅中爲諭此意。不知未詳通乎。去歳使船重來。亦使等持長老。重傳此趣。使臣歸本國。胡不以此意達爾主耶。余之所以不接使臣。會不遣一介者。非敢恃險阻不服也。順明神之意。奉先君之命。以行事耳。昔元兵再來。舟師百萬。皆無功而溺于海。所以何者。非唯人力。良神兵陰助。以防禦也。遠聞是事。必爲怪誕。古來吾國之神靈驗赫。可不恐乎。事詳國史。今聞將以使者不通爲辭。用兵來伐。使我高深城池。我不要高我城。亦不要深我池。除路而迎之而已。至夫寇掠邊圉則逋逃之徒。竄於海嶋之間者之所爲也。欲討屯滅颺逝。師還則烏合蟻

〔莊子〕名は周、蒙の人、孟子と同時代にして、嘗て蒙の漆園の吏となる。楚の威王その賢を聞きて之を聘せしも應ぜず、其學は老子を祖述す。
〔源義敎〕足利六代の將軍也、義滿の子、青蓮院に入り薙髮して義圓と號し、義持の薨ずるに及んで、還俗して義宣と云ひ、從五位下左馬頭となり、正長二年將軍となり義敎と改む。
〔宣宗〕明第五世皇帝、姓は朱、名は瞻基、仁宗の子也。
〔後花園天皇〕人皇第百二代の天皇、御諱彥仁、後崇光院の第一皇子、御母は源幸子也。
〔普廣院〕足利義敎の謚號也。

聚而不受吾命者也。拘而戮之可也。奚必帶而來哉。外書亦云。使臣至中國或拘留或殺戮。聽爾所爲。是何謂哉。吾不欲拘殺使臣、只要彼不來此不往、各保封疆。莊子曰。民至老死而不相往。若此之時、則至已不亦休。西堂以此意諭明朝行人。迷回拝揖幸甚。

とあり。此書の趣もすべていと〳〵よろし。明王を爾主とのたまへるなど、誠にめでたし。すべてかくさまにぞいふべきわざなる。非敢恃險阻不服とある一句は、なくてあらまほし。不服といふこと、猶かれを尊ぶ意になればなり。此外も字つかひのよろしからで、何となくかの國をたふとむ意にわたる事など、所々あれど、そはかける人の誤りにて、文のつたなきにこそあれ。仰せ給ふ御心ばへは、すべていとめでたく、あかぬことなく聞えたり。かくて此大將軍の程は、つひにかの國へ御使つかはす事なくてやみにしかども、かれいさゝかも寇なひ奉ることもなく、また何のたらはぬ事もなかりしぞかし。然るに明史に又いはく、

宣德七年正月帝念四方蕃國皆來朝、獨日本久不貢、命中官柴山往琉球、令其王轉諭日本、賜之物、明年夏、王源義教遣使來、帝報之、賚白金綵幣、秋復至、

といへり。宣德はかの國宣宗といふが年號、その七年は、後花園天皇の御世、永享四年にあたれり。國寶記に、そのとし普廣院大將軍より、明王に賜ひし御書あり。明史に明年云々といへるは、此御使、年をこえてかしこには至りつきしなるべし。かの王よりこたへ奉れる書もあり

〔よこさま云々〕義教其性倨傲にして諸將を信んぜず、殊に赤松滿祐を忌み事毎にこれを侮辱す、滿祐憤に堪へず密に伏を設けて義教を自宅に招きこれを弑す。

〔貢帝〕租稅たる貢物の貢、廢落して云へり。

〔英宗〕英宗睿皇帝也、明第六世の皇帝、姓朱、名は祁鎭、宣宗の長子、正統十四年一度帝位を退き、天順元年重祚す。

〔景泰四年〕明第七世景宗の時也、我朝の後花園天皇の享德二年に當る、

一慈照院大將軍足利八代の將軍、義政也、義教の二子、寶德元年征夷大將軍となる。

て、宣德八年六月十一日としるせり。そも〳〵此大將軍も、鹿苑院大將軍の御子にて、勝定院大將軍の御弟なり。然るに嗣たちの御心にも、父君の終りの御いましめにも、兄君の御心にもみなそむきて、又しもかの王が例のみだり言にあざむかれて、よろしからぬわざをもし給ひしは、かへす〴〵あぢきなし。されば此大將軍、よこさまのわざはひにて、御命うせ給ひしも、ことわりあることになん。さてかの御書に、貢帝不レ入。國用常乏。多讒。などと宣へる詞あるは、としごろ久しく御使つかはす事のとだえたりしを、かくいひなしてこび給へるなり。明王が御こたへの書、例のゐやなくみだりなること、又此大將軍をいみじくほめ聞えたることなど、もはらさきざきの同じさまなり。又明史に、

十年十月。以英宗嗣立。遣使來貢。正統元年二月。使者還。賚王及妃銀幣。

といへる、十年は同じ宣德十年にて、永享七年にあたれり。國寶記に、又永享六年につかはしたる御書をのせたる、これかの英宗が立るを賀給へる御書と聞えたり。然るに此英宗が立てるは、同七年の事なれば、六年とあるは、七年の誤なるべし。さてかの王が答へ奉れる書も有りて、正統元年二月初四日と記せり。永享八年に當れり。次に明史に、

景泰四年。入貢臨清。掠居民貨云々。

といへる、景泰はかの國景帝が年號、其四年は享德二年に當れり。國寶記に、寶德三年に義政大將軍より贈ひし御書、又其御答に奉りし明王が書もあり。それに景泰五年正月初九日と記せ

り。然れば寶德三年の御使、二年過ぎて享德二年に彼處へは到りしにや。次に又明史に、

天順初。其王源義政。以前使臣獲罪天朝。蒙恩宥。欲遣使謝罪。而不敢自達。移書朝鮮王。令轉請。朝鮮以聞。廷議勅朝鮮藪實。令擇老成識大體者。充使。不得仍前肆擾。既而貢使亦不至。成化四年夏。乃遣使貢馬謝恩云々。

といへる、天順はかの國英宗が再び立てるをりの年號、その元年、長祿元年にあたれり、移書朝鮮王云々の事、康正二年に、同大將軍より朝鮮王に賜ひし御書の中に見え、朝鮮王より答へ奉りし書もあり。成化は憲宗が年號、その四年は、後土御門天皇の御世、應仁二年にあたれり。國寶記に、寬正六年に、同大將軍より明王に賜ひし御書あり。此御使さへらるゝ事有りて、三年の後、應仁二年にかの王が所へいたりしなり。此御書は、瑞溪ほうしがかけるを、其中に、白日西照再中。以發皇明とといふ詞あり。これにわが日本の光を、かの國に蒙らしむといふ下心をふくめたりと、みづからいひ、又永享六年に、惟肖ほうしがかける前の御書に、

秋水長天極目。雖迷上下。春風和氣同仁。豈阻東西。

といへる語は、御國とかの國と、上下のけぢめさだめがたき意をふくめたりといへり。されどこれらの詞に、さる下心ありとは、みづからこそさ思ふべけれど、さらに御國人だにえさとらぬことなれば、ましてかの國人の、いさゝかも聞知べきにあらず。ことわざにいはゆる、すのこの下の儛にて、何のかひなきいたづら事なり。すべてさることゝろをあらはにはえいはで、か

〔以聞〕上奏するなりと云ふ。

〔朝鮮王云々〕朝鮮建國（我元中九年）以來倭寇等の事に因り交通阻絕せし事ありしが、正長元年以來屢使節の往來ありし也。

〔憲宗〕明第九世の皇帝、姓朱、名見深、英宗の長子也、諡して憲宗純皇帝と云ふ。

〔後土御門天皇〕人皇第百三代の天皇御諱成仁、後花園天皇の第一皇子、御母は藤原信子也。

〔寬正六年〕後土御門天皇の御宇の年號也。

〔永享〕後花園天皇の御宇の年號也。

〔すのこの下の儛〕簀子の下の舞踏也俗語の「緣の下の力持ち」と同意也

れがきゝしるまじきさまに、まぎらはしたるは、いと心ぎたなく、中々に人笑へなるわざなるをや。次に明史に、

十三年九月、來貢、云々使者述其王意、請於常例外增賜、命賜錢五萬貫、二十年十一月復貢、

といへり。彼の國の成化十三年は、文明九年、二十年は同十六年にあたれり。國寶記に、同大將軍より、文明七年、又同十九年につかはしゝ御書あり、これなり。此後も御使つかはしゝ事は、度々もろこしの書共に記せれども、大將軍の御いきほひもあるかなきかにおとろへ給ひて、天の下いみじく亂れつるころほひなりしかば、かの西國のあふれものども、かの國へわたりて、あらぶることども、いよ〳〵さかりにて、御通信の使も、いとまぎらはしくなりつゝ、なにくれと亂りがはしき事どものみにて、いと〳〵あさましきありさまなりき。そも〳〵さばかり世の中みだれて、萬の事廢れたりしほど迄も、かく遠きもろこしのむつびをしもやめ給はざりしは、いかなる故にかと思へば、たゞかの國の物をむさぼり給ふばかりにて、さらに外のこゝろはなかりき。然るをかの國には、皇國をばえもいはずおそれたりし比なりければ、御使のまかれる度毎に、物は請ふにまかせて、おほく奉りけるからに、いよ〳〵むさぼりて他事なかりしよし、かの國書どもに見えたり。かの慈照院大將軍の、文明十五年につかはしたりし御書の中に、

御門の永樂九年に當れり。所謂永樂錢也。

〔文明〕後土御門天皇御宇の年號也。

〔大將軍の云々〕當時政治の實權管領に移り、管領亦其重臣に制せられて所謂下剋上の風行はれ、將軍の武威全く廢れたり、又た應仁の亂あり京師兵燹の巷となる事前後十一年に及び、其外諸國にも內亂絕えず遂に群雄割據の形勢をなすに至れり。

〔たゞかの國云々〕當時海內干戈相繼ぎ國事多端にして用度足らず、且つ諸寺の文庫多く兵燹に罹りしを以て銅錢書籍を明に請ひし事一再ならざりし也。

抑弊邑久承焚蕩之餘。鋼錢掃地而盡、宮庫空虚。何以刻民。今差使者入朝。所求在此耳。聖恩廣大。願得壹拾萬貫。以滿其所求。則賜莫大焉。

といへることあり。皇朝の大將軍とまし〳〵て、天下の御政申し給ふ君の、物こそあらめ、わづかに十萬貫の錢をしもえんとて、人の國へかゝるまさなき事のたまひつかはしけんこと、あさましなどもいへば世のつねなり。大かた天地わかれてよりこなた、此足利の代々の大將軍の御政申し給へりし程ばかり、何事もあさましかりし世はなかりけり。まづはじめに後醍醐、後村上、後龜山、三御世の天皇を、なやまし奉り給ひし、いみじき罪はさらにもいはず、その後いともかしこく、皇朝のいよ〳〵日々におとろへさせ給ひしまに〳〵、天の下も、こしかた行末たぐひなきまでみだれにみだれつゝ、朝廷のもろ〳〵の御禮典も、學問の道も、よろづの事も、なべておとろへにおとろへて、世の中はたゞ野山の木草の霜にしほみて、冬枯はてたる如くになん有りける。しかはあれども、これ禍津日神のあらびたりしほどの、しばしのまがことにこそ有りけれ。さすがに天津日嗣の御位は、いさゝかもたじろき給ふ事なくて、神ながら傳はりましませば、又古への御榮えに立ち歸り給はで、やむべきならねば、いくほどもなく、總見院右大臣、豐國神のおひすがひて、同じ尾張國より出給ひて、皇朝をあがまへたふとみ奉り給ひて、天下をはらひしづめ給へるにぞ、世の中は枯れたりし木草の、春立かへる惠にあへるがごとくなりける。かくて朝鮮の國をもことむけ給へる御いきほひに、萬の國々、かのもろこ

〔焚蕩之餘〕火災にて燒けたる後也、李白の詩に、吳宮又焚蕩、雛盡巢亦空云々、とあり。

〔世のつねなり〕斯る尋常の詞にては盡せずとの意也。

〔禍津日神〕天照大神の荒魂の大神にて、災禍を司る。

〔總見院〕織田信長の諡號也、信長は姓平氏、備後守信秀の第二子、天正三年右近衞大將となり、同五年右大臣となる。

〔豐國神〕慶長四年豐臣秀吉に贈り給へる神號也。

〔同じ尾張國云々〕織田氏は常昌の時斯波義重の召により尾張國に來り、爾後こゝに居す、秀吉は尾張國愛知郡中村の出也。

（鎭座す云々）熱田神宮は尾張國名古屋に在り、草薙劍を靈形とし祭る。

しの戎國迄、いよ／＼ます／＼震ひ怖たりしは、もはらかの尾張國に鎭座す、熱田大神草薙御劍の御徳になん有りけらし。

馭戎慨言 下之卷 上 終

馭戎慨言　下之卷　下

〔後陽成天皇〕陽光院の第一皇子、第百七代の天皇也。

〔秀次〕秀吉の甥也後ち養嗣子となり天正十九年關白職を繼ぎしが、文祿四年高野に自刄す

〔名護屋の御營〕天正十九年冬西海の諸大名に課して築城せしめ、翌文祿元年四月大本營となす。

〔備前宰相秀家〕宇喜多直家の子、秀吉の養子也、天正十五年參議となり文祿三年權中納言に陞る、後關ヶ原役に西軍に組し八丈島に流さる。

そも／＼この豐國神の朝鮮の國を征ち給ひしは、後陽成天皇の御世にして、文祿元年より事始まりき。その程ははやく關白の職をば秀次君にゆづり聞え給ひて、太閤となん申しける。御みづからは肥前國松浦郡なる、名護屋の御營にまし／＼て、備前宰相秀家卿をすべてのいくさの君とし、加藤主計頭清正・小西攝津守行長を先鋒として、その外あまたの大名達、おびたゞしき御軍おしわたりて、たやすく後の國王をばおひ落して、その國をのこりすくなくうち取り、又もろこしの國よりあまた軍を出し、度々晉をかへなどして、とかく救ひしにも、戰ふたびごとに御軍のみかちて、いと／＼いみじき御いきほひなりけることは、皇國の書にも、朝鮮もろこしの書どもにも、つぶさに記るせるが如し。此時明の國は神宗といふ王が世にて、萬曆廿年といふ年の事なりしに、御國の軍旦夕鴨綠江を渡りてよせ來といひて、その王も官人共も、いみじくおぢをのゝきつゝ、いかさまにせんぞと周章あへりける。朝鮮王は平壤といふ所へにげのきしを、そこにもえあらず、またにげて義州といふ所にゐたりしがもとへ、小西行長のもとより言遣しける書にいはく、

〔沈惟敬〕兩壤志略に、市井無頼子沈惟敬とある如く、市井無頼の民に過ぎざりしが、明主講和の急務なるを見、人を求めて惟敬を得、これを使節とせる也。
〔七條〕一に朝鮮王子以下の俘を歸す事、二に慶尚忠清全羅を我に附し他を朝鮮に還す事、三に我邦に貢物を入るゝ事、四に足利氏の故事に倣ひて封册を修むる事、他の三事は祕して傳らずと云ふ。
〔豐臣行長〕小西行長也、秀吉に愛好せられ豐臣姓を賜はり天正十六年邑廿四萬石に至る、征韓役に第二先鋒たり、後關原役西軍に組し刑せらる

日本與大明動干戈足九牛一毛大海一粟也。雖然以蛙違國命。要借路於朝鮮。吾國一統以來。國富民豐。無望爭國。又無意掠財。只以欲復怨也。朝鮮介於兩國之際。路經人大明除朝鮮外。又何國乎云々。

といへり。九牛一毛云々などとは、敵をあなどりていはん詞などにこそ、かくも有るべけれ、かゝるをりにおのが國の事をかくいへるは何事ぞや。此程御國の御いきほひのさばかり盛なりしにあはせては、かゝる文辭どもの、すべてかく弱くつたなかりしこそ、いといと口惜しく、あかぬわざなりしか。かくてその年の八月、行長が平壤にありける許へ、明國より遊擊將軍沈惟敬といふもの來りて、和を乞ひけるに、行長あひて七條の事を仰せて、明王これをうけたまはらば、軍をやめてん、五十日がほどに、かへりごとせよといひつけやりき。又そのとき沈惟敬がもとへ送りし書あり。

日本差來先鋒豐臣行長。謹啓大明遊擊將軍沈公閣下。日本絶朝貢者久矣。數年雖求計和議於朝鮮。朝鮮不應日本之求。故起兵矣。惟時閣下來平壤。實兩國復舊規之起本乎。抑閣下以轉奏達天使於日本。以爲和親之驗。則幸莫大焉。若見許天使則相待者以中間五十日爲期。若又愆期者。則雖留日本諸將於朝鮮城中。伏乞亮察。誠恐頓首不宣。

といへり。明の書どもに、宗應昌得倭報惟敬書といへるは是なるべし。さて此書に、謹啓

云々といへる、いとわろし。たゞ諭明遊撃将軍と有るべし。さて日本絶朝貢とは何んぞや。此時かけてもいふまじき詞なり。朝鮮の懲毖錄といふ書に、此度の御軍の事を、皇國の玄蘇といふ法師が、さきに朝鮮人に密に語りける詞に、

中國久絶日本。不通朝貢。平秀吉以此心懷憤恥。欲起兵端。朝鮮先爲奏聞使貢路得達。則必無事。

といひ、又同じほうしが、又朝鮮人にいひける詞にも、

日本欲借道朝貢中原。而朝鮮不許。故事至此。

といへり。今の書の趣、これらの詞ともはら同じ。もとより此法師は、此度の御軍の中にありて、朝鮮もろこしの書の往來ひなどをつかさどれるものなれば、この行長が書も、これが書きつらんを、朝貢などいふひがことは、おのがわたくしの心もて書きつるか。又は行長もともにかたらひて、はかりごとにかく云ひなせるか。さきに朝鮮王におくりし書には、只以欲復怨也といへると、甚く違へればなり。とまれかくまれ、太閤の御心には、いたくそむけることなり。そのうへかゝることは、後の世まで御國のひかりをおとすことなれば、たとひ假染めのはかりごとにもあれ、必ずいふまじきわざなり。また天使とは、わが天皇の御使ならでは、いふまじき事なり。こゝは足下轉啓明主。遣使日本云々などとかくべし。難留日本諸將於朝鮮城中とは、わが御軍朝鮮に止まらで、明の國まで攻めゆかんといふ意なれど、文拙なくして

〔平秀吉〕秀吉の本姓詳かならず、初め木下、羽柴など云ひ、次で平姓を冒し、天正十三年藤原姓に改め、天正十四年關白となるに及び豐臣朝臣姓を朝廷より賜はれる也。爰に平とあるは寧ろ謙稱なるべし。

〔太閤の御心云々〕秀吉明を征せんとするや久し、天正六年信長に送りし書に、「而可下圖朝鮮窺中華上是臣之素志也」とあり、朝鮮征伐に及んでも、秀吉の文書皆「唐入」と[illegible]鮮の如きは殆ど眼中に無かりき、朝貢云々如き固より謬説也。

〔轉啓〕傳言するを云ふ。

〔沈惟敬は云々〕襄に行長沈惟敬と和を約せし翌年〔文祿二年〕明將李如松虚に乘じて平壤を襲ふ、行長利あらず敵軍勝に乘じて碧蹄館に至る、小早川隆景等これを要撃して大勝を得たり、茲に於て明軍士氣衰へ、再び沈惟敬をして行長に說かしむ、清正等反對せしも、行長は惟敬と龍山に會して和を定め五月名護屋に來れる也。

〔王が子〕懲毖錄に是時〔我が文祿元年七月〕賊窮二追王子一、會寧吏鞫景仁、率二其屬一叛、先縛二王子及從臣一以迎レ賊、賊將清正釋二其縛一留二置軍中一、とあり。

聞取りがたし。誠恐頓首なども、かゝるをりの書にはあるまじきゐやまひ詞なり。かくて沈惟敬は明にかへり、右のくだりの事共を其王にかたらひて、またの年の三月に又來りて、かの七條の事、明王うけがひ奉りけるよしかへりごと申せり。行長和平はおのがもとよりねがふことなりければ、猶よきさまにとりつくろひて申しけるに、太閤さもとおぼしめして、御ゆるし有りければ、明王が使また沈惟敬をも率て、名護屋の御營に參りぬ。文祿二年五月の事なりき。太閤明の使謝用梓徐一貫を御前に召してあひ給ひ、むつびの事をかたらせ給ひて、ねんごろに遇しらひ給ひ、物などくさ〴〵賜ひて、六月にかへし給ひき。此時さきに生捕にしたりし朝鮮のものども、王が子をはじめ皆ゆるして歸し給ひにき。又朝鮮にある人々のもとへ、此時に仰つけし御書にいはく、

大明與二日本一和平相定條々。

一天地不レ替間者。不レ可レ有二相違一と於二契約一者。大明帝王之姬宮。日本帝王之爲レ后。可レ被二相渡一之由、可レ申事。

一勘合之儀可二申談一事。

一大明日本武官衆誓紙可二取替一事。

一朝鮮國之儀。先勢罷越悉申付候。此上者經二年月一。民百姓已下靜謐之樣彌遣二人數一可レ被二仰下一候。今度大明國へ被二仰出一條數。於二相究一者。朝鮮國王之儀。雖下不二相屆一候上。

〔家老〕大臣の意也

〔赤國〕本朝通鑑に秀吉疎於文字、故不能記憶朝鮮八道之名、命畫工圖於屛風、以彩色區別八道、云々、とあり、又た世事百談に、秀吉の軍令に赤國とは其內赤色に彩したる晉州を云ふ、と見えたり。

〔隆景〕毛利元就の第三子、吉川元春の弟にして、小早川正平の後を承けて小早川氏を冒す天文十五年沼田高山城に入り、中務少輔又左衞門佐と稱す、爾來父元就を助けて東西を經營し、元就歿後甥輝元を輔佐し、毛利氏の基礎を定む

〔備前宰相〕宇喜多秀家也。

大明に命じさせられ。又者最前一禮をも申上候條。朝鮮之都に付而。可被遣四箇道候事。右王子一人。幷家老衆可相渡候事。

一最前生捕王子二人之儀者。並下々之者候條。相構無事爲四人請取。唯今遊擊相添。朝鮮國へ可還事。

一朝鮮國家老之者共。永代相違有間敷との誓紙之事。右之趣可申渡大明之物使事。

一牧使城取卷仕寄築山申付手負無之樣令覺悟。如何も丈夫に仕。一人も不殘可討果事。

一於其上赤國(アカイクニ)へ相働可致成敗事。

一赤國成敗之上に而。右前之城相拵。依人數之多少城之大小。俱見計夫々可被持事。

一中國衆隆景。四國衆船手之者共之事。九州衆之外に而候間。釜山浦熊川浦其近所可然事。

一兵粮藏之事。其城持應人數相定可入置事。

一鹽噌右同前之事。

一鐵炮玉藥可爲同前之事。

一自然大明國御侘言申上候と云共。無油斷右之通可申付候。來年名護屋へ被成在付可被御付候事。

一仕置等於被相濟上者。備前宰相事者。名護屋へ可爲在城之事。付壹岐對馬には

御馬廻り在番被仰付事。

一猶以樣體委曲。熊谷半次水野玖左衛門。兩人被仰含候事。

文祿二年五月朔日　　秀吉朱印

淺野彈正殿

黑田勘解由殿

增田右衛門尉殿

石田治部少輔殿

大谷刑部少輔殿

とあり。此御書の中に、大明國へ仰出さるゝ條數とある、大の字は例の事にてひがことなれど、宣ひざまよろし。

朝鮮國王之儀。最前一禮をも申上候條、可被遣四箇道事。

これもよろし。

右之趣可申渡大明之勅使

これもよろし。但し大明之勅使は、いとわろし。明國之使者といふべし。大明國御侘言申上候共とある、申上は殊にわろし。此一言を以っても、この太閤の御心の程おしはかられたり。すべて漢文にかゝむにも、何事もみな此さまにこそいふべき事なれ。

〔淺野彈正〕安井重繼の子、淺野長勝に養はれ、其姓を冒す、名は彌左衛門、後叙爵して彈正大弼と稱す。

〔黑田勘解由〕黑田孝高也、播磨姫路の城主にして、織田信長、豐臣秀吉に歷仕し、後入道して如水と號す、勘解由左衛門家勝の後なるを以つて勘解由と稱す。

〔增田右衛門尉〕名は長盛と云ふ、奉行の一也。

〔石田治部少輔〕石田三成也、爲成の子、秀吉の寵臣にして天正十三年從五位下治部少輔に叙せらる。

〔大谷刑部少輔〕大谷吉隆也、天正十三年從五位下刑部少輔となる。

大明帝王之姬宮。日本帝王爲レ后。可レ被二相渡一之由可レ申事。

これはもと沈惟敬が申しそめし事にて、むかし漢の代に、公主を匈奴にあはせし例もて、他女を明王がむすめといひなして、太閤に奉らんと、かの國にてはからひけるよし、明の書どもに見えたり。然るをいま帝王之后にとあるは、すべてあだし國人とかたらふことは、詞を傳ふるあひだに、かゝる類も有りしならん。又は太閤みづからは年老ひ給ひて、につかはしからねばとおぼして、皇后にとさだめ給へるにや。たはぶれにも戎王が女を皇后になどゝは、いとけがらはしきさだめなり。又此宣ひざまも、宜しからず。

明王之息女爲二日本帝王之皇后一可二相渡一。

などゝこそあらまほしけれ。さて又此時に、行長などゝ、明の使の者と、互にむつびの事を契りかためし書ありて、太閤記といふ書にのせたり。其詞のいとつたなきことはさる物にて、いといとあるまじき事共おほし。一つ二つ引出ていはゞ、

日本聞二和親之實一。遂結二屬國之約一。則以二日本一爲二先驅一伐二韃靼一。何不レ歸二大明之掌握一乎。

といへる事あり。屬國とは朝鮮などの如く、ひたすら彼れに隨ひをる國をこそいへ、忝く皇國をしもしかいへること、すべて物かく術知らぬ者の所爲とはいひながら、餘りに拙き事ぞかし。又いはく、以二日本誠心一奏二天朝一云々。明をさして天朝とは何事ぞ、かゝるたゞひはみな、彼にしたがへる朝鮮人などのいふにならへるひがことなり。さて、

〔むかし漢の代に云々〕史記に「九年遣二劉敬一使二匈奴一和親、取二家人子一名二公主一妻二單于一云々」とあり、漢の高祖匈奴の爲めに白登に圍まれ戰ひ利あらず、因つて其臣劉敬を匈奴に遣はして和議を講じ、其時皇女を匈奴の王に娶はせむ事を約し、臣下の女を皇女と詐り匈奴の王に娶はせし事あるを云へり、公主は君王の女の稱也、漢書に「相二魯元公主一、亦皆貴云々」とあり。

〔明の書〕十八史略を云ふ、明の初めに成りし書也。

〔掌握〕漢書に「爲二社稷計一、在二兩掌握一云々」とあり、掌中に握る也。

太閤以和親大概書在二懐裏一雖然私而決レ之。則似レ無二天王及関白一。故馳レ使告レ之。

といへる、此趣はいと宜し。すべて隣の国との交りの書には、こと更にも天皇の御事を顕しまうして、その国人にも、皇朝の限なく尊き程を、示すべきわざなり。そは天皇を尊み奉り給ふのみならず、大かた御国の尊き事を示すしわざなり。其故は、まづ此度の太閤と明王との御睦などにも、かれは皇帝となのりて、己がうへをいふ言、すべて尊くあかぬ事なきに、此方はうけばりて皇帝となのり給はん事も、憚り有りて、わがおんうへを宣ふ言、皆一きは低くて、あかぬ事多し、さるはもはら天皇を憚り奉り給ふが故なれども、其御事を、一言も現して申し給はでは、たゞかしこの王に憚り給ひての謙遜のごと聞えて、御国のくらゐのおつることとなり。然るを上に天皇のまします御事を、かき出給ふ時は、みづからの御事をば一等くだして宣ふも、皆その天皇にところさり聞え給ふほどあらはなれば、かの王をはゞかり給ふに似たるきらひなければなり。さてしか大臣として、かの王とむつび給ふは、いよ〳〵天皇の御たふとさは、かぎりなき物にて、皇国の位、一きは高く聞ゆるわざなるをや。さて此書に天皇の皇の字をかへて、天王と書けるは、いとわろし。また馳レ使告レ之といへるも、よろしからず。奏レ之とあるべし。かの明王にいふことをば、奏二天朝一などとかきながら、わが天皇に申すをば、告ぐといひて宜しからんやは。関白とは関白秀次君の御事なり。こは太閤の御子なれど、今の関白にましませば、此御事を申せるも宜し。次に太閤沈惟敬にたまへる御書あり。

〔太閤〕関白を辞して後、其子関白となりし時の称也、故実拾要に「関白を辞して天下政務に預らざるも、猶ほ内覧の宣旨を残されし人を太閤と云ふ例なり、近代は前関白たる人、其子当時の関白なれば、其父を太閤と称す、」と見えたり。

〔懐裏〕懐中也。

〔うけばりて〕おし張りて也、源氏物語若菜巻に、「大将したり顔にて、かゝる御なからひにうけばりて物し給ふも」と見えたり。

〔ところさり聞え〕憚り兼ぬる也、源氏物語横笛巻に、「二宮は此上なく、兄心に所さり聞え給ふ」と見えたり。

日本國前關白秀吉書大明國使遊擊將軍沈宇愚麾下。大明日本爲二相親一於朝鮮國趨而入二予前驅營中一切詢二起レ兵故一實猛將也。長盛吉繼三成行長四臣。其奏二達之一矣。急雖レ可レ裁二瓊報一。前年秀二關白職於秀次一。秀次可レ達二之於天聽一也。任二予思慮一雖レ可レ決二大事一。不レ案二大綱一者。世禮也。圖レ之王京去二此地一。水雲遼遠。依レ之大明使者。停二臺輿於此營中一旬涉猶豫。不レ捨二晝夜一。以命二侍臣一。馳二羽檄一。檄書待二相達一。可レ投二回報一。餘者附二四臣舌頭一。書底蘊二方物一如二別錄一領納。特長刀十振投贈焉。以二黃金一纏二裹之一不宣。仲夏日秀吉朱印。達二沈惟敬遊擊將軍一。

とあり。まづ例の大明の大の字、日本の上にうつしおかまほし。秀吉と御名を書き給へるも、あるまじきわざなり。書の字の上に文字落ちたるべし。麾下とあるも、たふとみ過ぎてわろし。大明日本も、日本明國と有るべし。奏達とは、太閤の御許へ申せしことゝ聞ゆれば、奏の字いかゞ。

秀次可レ達二之於天聽一也

とは、天皇へ申給はんといふ事にて、疑ひなけれど、もろこし人の聞かんには、よくせずは、かゝる詞は、明王がもとへいひやり給はんとの事と、心得たがふこともありぬべければ、今すこしたしかに、わが天朝への事と聞ゆる樣にかくべきわざなり。王京は帝京又は皇京とあらまほし。此外も、詞はすべて例のいと拙なけれど、趣はいとよろし。京の御返事をまちて、

〔吉繼〕大谷刑部少輔の本名也（一〇九頁參照）。

〔瓊報〕他人の書狀を敬して云ふ、瓊は美玉也。

〔羽檄〕急報也、後漢書光武紀に、王郎移檄、とある注に、說文曰、檄以二木簡一爲レ書、長尺二寸、謂二之檄一、以徵召也、魏武奏事曰、若有レ急則插以二雞羽一、謂二之羽檄一、とあり。

〔朱印〕武將が政務執行の文に捺したる朱肉の印にて、今川氏親に始まる秀吉天下を統一するに及び政治の文書にこれを用ひ、又た遠略を圖るに及び外交用の金印を朱印に用ふ、方二寸にて豐臣と書せり。

御返事あるべしとの御事、殊によろし。此事まことには皇朝へは伺ひ給はず共、たとひ託にもあれ、かく宣へるは、ひとの國へ聞えて、重々しく御國の光となることとなり。さて此度名護屋の浦の景色を見て、明の使どもの作れる詩に、

達來日本傳明詔、遂出唐報聖光、

といへる句あり。こなたをたふとめる詞は、いさゝかもなくて、たゞおのがかたざまをのみたふとげに、明詔聖光などいへる事、いとゐやなし。また、

遍朝萬國悉撫四夷、

また、

忽蒙聖諭九夷清、

など、皇國を夷にあてゝいへる詞さへあり。かゝるみだり言をいはんには、學士達きびしく詰責めて、作り改めさせてこそ、御前へはいだすべきわざなりけれ。さて此使共の歸り罷る時に、賜ひし御書もあり。

一和平誓約無相違者、天地縱雖盡焉、不可有違變也。然則迎入明皇帝之賢女、可備日本之后妃事。

一兩國年來依間隙勘合近年及斷絕矣、此時改之、官船商舶可有往來事。

一大明日本通好不可有變更之旨、兩國朝權之大臣、互可懸誓詞事。

〔四夷〕東夷、南蠻、西戎、北狄也。〔九夷〕畎夷、于夷、方夷、黃夷、白夷、赤夷、元夷、風夷、陽夷の九種國也、書經に「惟克商、遂通道于九夷八蠻云々」とあり。〔勘合近年云々〕初め幕府の明と通ずるや、大內氏世々兩國の勘合印を保管せしが故に、聘使を遣る每に皆船を周防より發し、大內氏自らも明と貿易して大に富を致したりしも、天文廿年大內義隆滅ぶる際、勘合印紛失す、時に兵亂已まず內事多端にして外交に遑あらざりしを以て、又た勘合印を求めず、遣明使のこと永く絕えし也。

一朝鮮遣前驅追伐之矣。至今彌爲鎭國家安百姓。雖可遣良將。此條目件々於領納者。不顧朝鮮之逆意。對大明。分八道以四道并國城可還朝鮮國王云々。

一四道者既返投之。然則朝鮮王子并大臣一兩員、爲質可有渡海事。

一去年朝鮮王子二人、前驅者生擒之。今爲四人度與沈撃。可歸舊國事。

一朝鮮國王之權臣、累世不可有違却之旨、誓詞可書之。如此者爲四人。向大明唐使。縷々可陳說之者也。

文祿二年癸未六月二十八日　　秀吉朱印

とあり。かの去年の八月、朝鮮の平壤にて、行長が沈惟敬に仰せし七條は、すなはち此御書のをぢ〳〵と、同じ事にぞ有りけむ。此御書の趣も、すべてよろし。但しさきに淺野彈正など五人に仰せし御書に、日本帝王之后と有りしを、今明の使に仰する御書にしも、帝王といふもじをのぞき給へるはいかにぞや。そも〳〵この時かの國よりこそ、皇國をばいみじく懼れたなれ、皇國よりは、いさゝかも彼れをば怖れたることもなきに、こなたの帝の皇の字などのたゞひをつゝみかくし給へるは、いと〳〵あぢきなき事なり。かの國のうちにて、わづかに片隅なる所などを、たゞしばしが程うしはき居る者の類すら、かの王に隨はぬ限りは、憚らず帝となのるも、古より珍しからぬ事なるを、ましてうへもなき天皇の御事を、しか申さん事、天地の間に誰をかは憚るべき。古へ小治田の御世に、日出處天子と宣ひ遣し、折にも、彼處の王悦ば

〔八道〕京畿、忠清、全羅、慶尙、江原、咸鏡、平安、黃海の八道也。

〔國城〕漢城卽ち今の京也。

〔沈撃〕遊撃將軍沈惟敬を云ふ。

〔去年の八月云々〕第一〇五頁を參照すべし。

〔をぢ〳〵〕條々也

〔淺野彈正〕淺野長政を云ふ。

〔うしはき居る者〕支配し居る者也。

〔憚らず帝と云々〕前漢の末年王莽平帝を弑して帝位に卽き、國を新と號せる如き、三國、五胡十六國並に南北朝の諸主、帝と稱せる如き、其他此例甚だ多し。

〔小治田の御世〕小治田宮の御世卽ち推古天皇の御宇也

〔神國〕神の創造し給ひ、經治し給ふ等、總て神の關係せる國土の意也。神皇正統記の初に大日本は神國なり天祖始て基を開き日神長く統を傳へ給ふ、我國のみ此の事あり、異朝には其の類なし、此の故に神國と云ふなり、と見ゆ。
〔予之慈母云々〕將軍記に其母夢ニ日輪入ニ懷中ニ而生レ之、故名ニ日吉ト、とあり、此說其他の諸書にも見ゆ。
〔相士〕人相を觀る人を云ふ。
〔乖心〕逆心に同じ左傳に、[illegible]乖云ふとあり。
〔八極〕天下八方也淮南子に「紀ニ綱八極ー、經ニ緯六合ー」云云」とあり。

すは有りしか共、何事かは有りし。後の世には、かへりて其折の詔書を、例に引出て、日本には今もなほ、其法ぞ残りたらんと様に、かの國書にもいへる物をや。されば、さきにもいへる如く、すべて唐人などに見すべき書などには、殊更にも帝の字皇の字などの類を多く書きあらはして、いよいよ御國の尊き事をしめすべきわざなりけり。さて又此時に、増田右衛門尉長盛、石田治部少輔三成、大谷刑部少輔吉繼、小西攝津守行長と四人に仰せつけし御書に、

對ニ大明勅使一可ニ告報一之條目

一夫日本者神國也。神卽天帝。天帝卽神也。全無レ差。依レ之國俗風度。崇ニ王法一。體レ天則レ地。有レ言有レ令。雖レ然風移俗易。輕ニ朝命一。英雄爭レ權。隣國分崩矣。予之慈母懷胎之初。夢日輪入ニ胎中一。覺後驚愕。而卽ニ相士一卜レ之曰。天無ニ二日一。德輝彌ニ四海一之嘉瑞也。故及ニ壯年一。夙夜憂レ世愁レ國。再會ニ復聖明於神代一。遺ニ威名於萬代一。思レ之不レ止。纔經ニ十有一年一。族ニ滅凶徒姦黨一而攻レ城無レ不レ拔。敵陣無レ不レ廢。有ニ乖心一者。自消滅矣。已而國富家娯。民得ニ其所一而心之所レ念。無レ不レ遂。非ニ予力一。天之所レ授也。

一日本之賊船。年來入ニ大明國一。横ニ行于處々一。雖レ成レ寇。予曾依レ有ニ日光照ニ臨天下一之先兆一。欲レ匡ニ正八極一。既而遠島邊陬海路平穩。通貫無ニ障礙一。制ニ禁之一。大明亦非レ所レ希乎。何故不レ遣ニ謝詞一耶。蓋吾朝小國也。輕レ之侮レ之乎。以レ故將レ兵欲レ征ニ大明一。然朝鮮見レ機差ニ遣三使一結ニ隣國一允ニ隣丁ニ前軍渡レ海之時。不レ可レ塞ニ糧道一。不レ可レ遮ニ兵路一之旨。約レ之而

歸矣、

一大明日本會同事。從朝鮮至大明啓達之三年內可及報答。約年之間者。可偃干戈旨諾之。年期已雖相過無是非之告報。朝鮮之妄言也。其罪可逃乎。各自己出怨之所攻也。欲匡違約之旨。於是設備築城。高壘防之矣。前驅以寡擊衆。多々刎其首。疲散之群卒伏林。恃蟷臂擧蟹戈。雖窺隙交鋒則潰散。追北數千人討之。國城亦一炬成焦土矣。

一大明國救朝鮮急難而失利。是亦朝鮮反間之故也。於此時大明之使兩人。來日本名護屋。而說大明之綸言。答之以七件。見于別幅。爲四人可演說之。可有返章間者。相追諸軍渡海。可遲速者也。

六月二十七日　　秀吉朱印

とあり。此御書漢文にかゝれしは、明の使に見せて、かの王にも聞かせんとなるべし。然るにそのかみ、かゝる物書くすべを知れる人なかりしと見えて、例の詞のいとつたなきは、さらにもいはず、いひざまのよろしからぬことなん多き。一つ二ついはゞ、國俗とはひとの國のうへをこそいふべけれ、自かくいひては、御國をちひさくかたはらになす詞なり。王法とは、ほうし共の言によりて、中昔より佛法王法とつねにいひならへり。いと好ましからぬ詞なり。ましてこれは、あだし國人にも見すべき御書なれば、かゝる佛書めきたる詞つかふべきにあらず。

〔約年之間云々〕約束したる年限の間は戰爭を息むべしと也、北史に「命將士皆偃戈于葭薦中云々」とあり

〔恃蟷臂云々〕蟷螂の臂を恃み、蟹の鋏を擧ぐるを云ふ、己れの弱きを顧みずして强者に對抗するを喩へて云へり。

〔綸言〕天子の言也禮記緇衣篇に出づ

〔王法〕王者の法の意にて史記などにも用ゐらる、但し佛經に王法經、王法正論經などあり是等は佛法を基とし治國の正法を說きしもの也。

〔佛法王法云々〕太平記に、誠に佛法と王法と相比する故、とあるは其一例也。

〔懐良親王云々〕第七九頁本文參照。
〔宋應昌〕兵部侍郎也、明は曩に遼東副總兵祖承訓、遊擊史儒等を朝鮮に遣せしが、平壤に大敗せしより、更に宋應昌を經略都督に任じ、李如松と共に援はしめしなり。
〔尙書〕宋書百官志に、尙猶ノ主也とあり、文書を掌る官にして略我が辨官に當る。
〔うたがはしき事〕此時約により二王子を送還せしが、此使者如安久しく還り來らざるを以て（次頁本文參照）秀吉惟敬の心事を疑ひ、日本軍在朝鮮諸兵を撤せしめざりしなり。

吾朝小國也輕之侮之乎。

この詞も、かの懐良親王の御書のたぐひにて、例のものいひ知らぬものなり。說二大明論一も、いとわろし。明使兩人來述二其王之意一などゝ有るべし。すべてかゝるをりの書は、おほやけのもわたくしのも、わが皇國の事をたふとく大きにいひ、あだし國の事をば、卑くちひさくいふぞよろしき。さて此御書、すべてのおもむきはいとよろし。神の御國なるよしなどをのたまへるは、殊にめでたきを、詞のつたなさに、猶心ゆくばかりはえあらぬぞくち惜しきや。さて此度かく名護屋へ參りし明の使の事は、朝鮮にして、其時のいくさの督なる宋應昌などが、沈惟敬とかたらひて、ひそかにはかりしわざなどにて、かの王は知らざりしにや。もろこしの書共には、すべて見えず。そも〳〵此和議の事、明の國にては、兵部尙書石星といふ重き官人、ひたすら沈惟敬がいふことを信じて、王にも勸めて、しひてはからひつれ共、はじめより心得ぬ事に思へる者共もおほく、こなたにはたうけひかぬ人々は有りしかども、彼沈惟敬とかたらひて、行長ぞひたぶるに申しおこなひける。されどうたがはしき事共有りて、なほ朝鮮なる御軍は、かへし給はざりし故に、明のすくひの軍人共も、いよ〳〵うたがひて、かへらで有りしに、御軍は例のまゝに、晉州の城といふを手いたく攻めおとして、その督なる牧使徐禮元といふものをもうち取りしかば、明のをさどももいよ〳〵いかりて、沈惟敬をいつはりせりとて、いたく攻めければ、惟敬小西が營にきて、しかじかの由い

ひてとがめけるに、小西はたいみじくいかりて、汝は我をあざむきけり。和議とゝのひぬるに、明の軍はなどてかかへさゞる。はやかへしてよ、さらずばゆるさじといふに、あふさきるさせんかたなくて、此よしかの石星にうれふ。石星もいとわりなくて、王にとかくいひかたらひて、さはいかにせん、わがいくさ引歸るべしと言付けけるにぞ、明の軍はまづみな引きかへりぬるを、御軍はなほ釜山といふ所に止りて、さらに歸らずなん有りける。此とき明王いどみにまけて、まづかく軍をかへせる、此ひとつにても、太閤の御いきほひの盛りなりし程、又彼れがいみじくおそれし程など、よろづに思ひわたすべし。さて此方よりおほせしにしたがひて、明の軍まづひきかへしける故に、内藤飛驒守如安といふ人を、明へはつかはしたり。されどむね〲しき御使のさまにはあらず、たゞむつびのしるしばかりとぞ見えし。然るにかの國にても、此むつびの事猶いと疑はしくて、沈惟敬がいつはりならんと思ひいふものゝみ多かりしにより て、此如安をも久しく遼東といふ所に留め置きて、王がところへはよばず、此事とりどりに議しけるほどに、朝鮮王はやく日本の和議をとゝのへて、おのが國をやすめまほしきよし、明王へ願ひければ、石星よろこびて、これをとらへ所にしてなん、しひて王にすゝめて、如安をも北京へはよびよせける。如安をもてなしあへしらふことなのめならず。石司馬優遇如安云云と、かの國書にもしるせり。さてくさ〲疑がはしき事共のかぎり、此如安にせめ問ひけるに、ことごとく彼れが諾ふべきさまに、いひまぎらはし、よろこぶべきさまに偽りこたへて、ひたぶ

〔あふさきるさ云云〕進退也。
〔うれふ〕歎訴する也。
〔御軍はなほ云々〕此時諸道の兵を撤せしも、尚は釜山附近の沿海に分屯し、屯田久駐の策を採れり。
〔北京〕こは後世の名にて當時は燕京と呼びたり。
〔内藤飛彈守如安〕丹波の人、德庵と稱す、初め織田信長に仕へ、丹波に封ぜられ廿萬石を食む、後致仕して小西行長に事へ朝鮮に渡り、明と媾和を議するに當り其使節たり。
〔むね〲しき〕重立ちたる使也。
〔石司馬〕石星也、司馬は軍事を掌る官名也。

〔小西飛〕内藤如安也、遼史に、行長間有人内藤如安、頗識書文、署爲親信、欲己姓氏遠布於異域、使如安冒小西氏、如安任飛驒守、故明人呼爲小西飛云、云と見えたり。
〔漢大將軍〕漢代に所謂大將軍は三公と同格の重官なりき、事物紀原に戰國時始有大將軍之號、隋事部置亦不主官、云々、漢遂置大將軍、開府如三公とありし
〔宰相〕天子を補けて政を行ふ人の稱也、事物紀原に、昔周公位冢宰、正百工、以相成王、故有宰相之稱、其事自秦漢始、陳平言宰相上佐天子是也、とあり。

るになんしたがひける。されば此時この如安がこたへたる趣は、こと〴〵く太閤の御心にもそむき、皇國のいみじきはぢのかぎりになん有りける。そが中にもいみじかりしは、其の國の君を、天皇といひ、又國王といふなるは、天皇すなはち國王なりやいかゞと、問ひける答へに、天皇すなはち國王にて、嘗く信長にころされ給ひにきとさへいへりき。あなかしこ、かゝるゆゆしき空言をさへせし故は、もしありのまゝに、天皇上にましますといはゞ、關白はまことの王にあらざれば、むつびゆるし難しといひやせんとあやぶみて、今は關白ぞまことの君と思はせんとてなるべし。されど太閤は、あだし國へもたゞ關白とのみなのり給ひて、さらに王とはのたまはねば、上になほ君のまします御事は、唐土にてもよく知りて、すなはち此時の事をしるせる書共にも、

日本王見住山城、有文祿二年曆可證、與小西飛稱國王爲信長所弑互異。

といひ、あるひは、

其國主以王爲姓、歷世不易、號曰天正王、不與國事、不轄兵馬、惟世享國王供奉而已、每元日、國王率一大臣謁天王、其受國事掌兵馬、昔國王寔關白主之。關白倭之大頭領、即漢大將軍宰相、即此是也。

といひ、又此時に太閤を王に封ぜんといふ事を論ひて、

日本有山城君在、雖其孺弱、名分猶存。一旦以天朝封號加之、僭逆之大。且將置山

〔此こたへ云々〕此內藤如安の返答は石星窃に前より、斯く問はゞ斯く返答せよと敎へ置きしもの也とも明の文書に記せりと也〔いとからく云々〕甚だ辛苦に思ひしより、何とかして言逃れ早く日本に歸らむと思ひ、石星の云へる儘に從ひしならむと也。〔さされけるに〕指定されし也。〔をぢなき者〕意氣地無き者也。〔心うきわざ〕慨かはしき事也。〔李宗城〕言恭の子少より文學を以て知らる、初め都督僉事、後充正使たり。〔此事〕和睦の事をさせり。

城君於何抑。

とも云へり。然るに今如安が虛言をうたがはで諾ひしは、石星いかにもしてむつびをとゝのへんと、あながちに思へりしが故なり。すべて此こたへのことゞも、かねてかく問はゞかくこたへよと、ひそかに石星がをしへ置きしものぞとも、かの國書にいへり。如安も、遼東に久しくとゞめられて、いとからくおそろしき事に思へるから、いかにもいひのがれて、はやく歸らばやとおもひて、ひたぶるには隱ひしなるべし。そも／＼この如安は、丹波の國の人にて、才あるきこえの有りけるゆゑに、行長につけて朝鮮へつかはし、この使にもさゝれけるに、行長おのが氏をなのらせたりと見えて、朝鮮文明の書共には、おほく小西飛となん記るせる。すべてかゝるとき、かたきの國への使は、よく人擇してつかはすべきわざなるを、この如安が如くなるをぢなき者をしもやりて、皇國のはぢ君のはぢをのこせるは、いとも／＼くちをしく、心うきわざなりけり。かくて明には、此如安がこたへ、おもふ如くにて、ひたぶるにうべなひける故に、李宗城といふものを正使、楊方亨といふ者を副使として、奉遣しけり。さるは釜山にある御軍、一人もとゞまらで、皆さりなんを待ちて、御國へは渡れとなん、いひつけおこせける。沈惟敬は、此事とゝのひなば、おのれ正使にてをあらんと、かねてしたまち居たりしに、思ひのほかに、こと人どもをさして、副使にだにいひつけざりけるを、いみじく心憂きことに思ひて、いかで此使さまたげてんとぞ思ひかまへける。彼の使の者共は、朝鮮まで來て、久しくまちを

〔慶長元年〕後陽成天皇の御宇也。
〔皇國にわたりて〕慶長元年八月堺浦に着き廿九日伏見に到る。
〔九月二日〕此日始めて使節の入城を許す。毛利氏兵仗を列し、諸侯參堂儀壯麗を極めき。
〔伏見の城〕山城國紀伊郡伏見町の東堀内村にあり、文祿三年秀吉の築く所也。
〔清正記〕二本あり一は五巻にして、加藤清正の若年より逝去迄の大要を記せり、作者詳かならず、一は二巻にして、清正の事を主とし、太閤治世の大略、朝鮮征伐の發企、兩度の渡韓等の事を記せり、木村又藏の著。

れ共、皇國のいくさ人猶あまた釜山にとゞまりゐて、さらに引歸らざる故に、御軍早くかへし給へと、いひおこせけるに、御軍のかたよりはまた、明の使のものどもまづ此いほりへ参れ、と言遣せば、せんかたなくて、まづ釜山のいほりへ参りぬ。此程こなたにもかなたにも、猶うたがはしく思はるゝ事おほくて、とかくせし程に、この明の使は、文祿四年の正月に、北京をば出たりしを、朝鮮にて、いたづらに其年も暮れにけり。そのあひだに沈惟敬は、太閤また行長へ、さま〳〵の物奉りなど、よろづにこびへつらひて、こなたの御心をよく執りおき、又石星をもよくあざむきて、とにかくに振舞ひつゝ、宗城方亨がいたく御國をおそれて、故鄕にかへらまほしくのみ思ひ居るを、はかりごちて、いみじくおどしければ、いよ〳〵怖れて、宗城は王が書をも捨てゝ、つひに遁匿れにければ、方亨を正使に、惟敬を副使にぞ代しめける。かくて御軍は猶さらざりけれ共、惟敬とかくいひまぎらはして、朝鮮の使共をも、ともにひきゐて、つひに船を出し、皇國にわたりて、慶長元年九月二日になん、伏見の城に参りて、太閤にまみえ奉りける。其時楊方亨も、沈惟敬も、太閤の御いきほひにおそれ奉りて、いさゝか頭をだにえもたげずひれふして、いみじく懼きけりとなん。但し清正記といふ書には、此とき太閤の御座より引降げて、明の使の座をまうけたりければ、むつかりて、われらは天子の御使なるに、比座こそ心得ね、關白座をくだりて、恭敬しくみことのりを受給ふべきことわりなりと申しけるを、きこしめして、いみじく御氣色あしかりけるよし記せり。されどこの程の皇國の書共に

も、明の書どもにも、さることはさらに見えざればひがことなるべし。もしさもあらんには、本朝錄と皇國の書にこそしるさずとも、彼の國のふみには、かならずしるさぬやうあらじを、いふ書にも、

楊沈見關白卑屈狀。有不堪言者。隨行護物官徐志登歸私對人言之。故知小人不當重用也。

といへるをや。さて明王より奉れる國王の冠裝束を奉り、又大名たちの料をも、五十餘具奉りぬ。同三日、御前にて、明の使どもに御饗を給ふ。此をり太閤をはじめ奉りて、座につき給へる大名達、みなかしこより奉れる冠裝束をぞたてまつりける。事をはりて、使共は御いとま給りて、館にまかり歸りて後、相國寺のほうし承兌といふに、明王が奉れる書を、よませ聞き給ふに、其詞かねて思しけるには、いたく違ひて、すべていみじく倨傲り、いはんかたなく禮なきうへに、封爾爲日本國王といへる言あるをきこしめして、俄に御顏の色かはり、いみじくいかり給ひて、彼の王われを明の國王になし奉らんと申すよし、申せしによりてこそ、朝鮮の王子共をもゆるし、軍をも釜山までしりぞかせつれ、日本國王にとはいかなる狂言ぞ、われ何のよしにかは、かれが封をうけん、爾行長、明王に心をかよはし、戎人共とかたらひて、かれをあざむきける罪いはんかたなしとて、いみじき御氣色にて、たてまつれる冠さうぞくも、此書も何も、ひろ庭になげ捨て給ひしは、まことにさも有りぬべきものなりけり。されば行長

〔卑屈狀云々〕豐臣秀吉記に「沈惟敬ふかく恐れて、金印を持ちて匍匐出たり、楊方亨おなじく匍匐てふるひわなゝき、足すくみ、口つぐみて色をうしなふ」云々と見えたり。

〔相國寺〕山城國京都市上立賣烏丸の東にあり、足利義滿の創建にして、初め妙葩を開山としたるに、妙葩固辭して、其師夢窓國師を薦め、乃ち夢窓開山となり、妙葩二世となる、禪宗臨濟宗相國寺派の本山にして京都五山の一也。

〔承兌〕豐臣秀吉記には、承兌、靈三、永哲の三僧を召して大明の璽書を讀ましむ、とあり。

かねて承兌に、此書ありのまゝによみ給はんには、君かならず怒り給はんを、よき様によみなし給へとかたらひけれど、うけひかで、有りのまゝに讀みけりとぞ。又朝鮮の事は、此度明より願へるによりて、むつびをゆるし給ひ、生捕たりし者共をもかへしつかはしつれば、その王子参りて、みづから謝恩を申すべきことわりなるに、かろ〴〵しき使をのみ奉れること、いともゐやなしとて、その使には、はじめよりあひ給はずなん有りける。かくて三奉行とて、萬の事とり申す石田、大谷、増田などいふ人々を召して、仰せけるは、明王がゐやなき事は、しばし宥むべし。朝鮮こそさらにゆるされね、其使ども行長と共に、かうべをはぬべしとぞ宣ひける。されどほうしどもなど、いとねんごろにこひ申せしによりて、これらも命ばかりは助りにけり。又明の使の者共も、かゝるうへは、ひと日もこゝにとゞむべきにあらず、明日つとめて、堺までおひやるべしとぞ宣ひける。されど猶いたづらにかへることをば、あはれとおほして、物などは給ひて、かへし給ひにき。あるふみに、太閤いみじく明王が書のゐやなきをいかり給ひて、行長が首をはねんと宣ひけるを、いさめ奉るとて、承兌ほうしが申しけるは、大明は中國として、すぐれたる國に侍れば、いにしへよりもろ〳〵の國は、その封を受け侍るぞ、例の事に侍る。今君の御いきほひ、さかりにましますによりて、かれ使を遣し、日本國王に封し奉れるは、いとめでたき日本のひかりにて、末の代までまれなる例にこそ侍れ、と申しけるよししるせり。すべて古へも今も、學問せる人は、もろこしの書をのみ見なれたる故に、みだり

〔その使には云々〕朝鮮の使者黄愼、朴弘長等は明使と共に伏見に来りしが、秀吉柳川調信をしてこれを責めしめ入城を許さゞりし也。

〔石田、大谷、増田〕石田三成、大谷吉隆、増田長盛也。

〔明王が云々〕豐臣秀吉記に、秀吉公加藤清正、石田増田大谷を召して宣はく、大明我れを封す心にかなはねども、先づ姑く堪忍するなり、朝鮮はゆるすべからず明の使は明朝泉堺に追下せ、二たび大軍をもつて朝鮮を攻下すべし、朝鮮の使者は首をはねよとありしを、承兌僧三永哲諫めてとゞむ、とあり。

にかの國をのみ尊き物に思ひて、わが御國の猶はるかに尊きことをば思はず、たゞかれにしたがひをる國々とひとしなみに、ひがこゝろえすること、みな此承兌がたぐひにて、かならず君の御心をもまどはし奉り、又かゝるひが心なる人共の、他國のふみのつたへを掌るから、其御いきほひをも、皇國のひかりをもおとすあやまちはいでくるぞかし。かくて沈惟敬、楊方亨とかたらひて、國にまかり歸りては、かく事のやぶれぬることをば隱して、たゞ關白いみじく悦び給ひしよしいひ、又王に贈り給へる物といひて、おのが得つる物共をとりあつめ、つくりまうけて獻けなど、猶よろづに僞りどもしありきけるを、かの國人どもゝ、みな知りて笑ひけれど王と石星とは、なほえさとらで、誠とのみ思ひゐけるこそ、あさましう嗚呼なりけれ。又太閤御答の書をも、おのれよさまに作りいでゝ見せけるに、その書まことのにあらねざま、しるたりけるによりてなん、はじめよりのいつはりも、みな顯れにける。そも〳〵此太閤の、かく朝鮮をうち給はんことを、おぼし立ちける始めを尋ぬるに、むかし總見院大臣の命せにて、西の國をことむけにおはしましける時に、申し給ひけるは、秀吉山陰道、山陽道、又筑紫の國々をも征服へて侍らんには、やがて朝鮮の國にまかり渡り侍らまほしく思ひ侍るを、御惠みに、その朝鮮、秀吉に給はんとの御教書を給へかし、あはれさも侍らば、君の命をもて、心やすくかの國をことむけ、猶もろこしの國をもうちとり侍りて、君達一所を渡し奉りて、その國のあるじになし奉りなば、朝鮮もろこし迄、わが君の御手に入り侍るになんと、いとたやすげに申し

〔西の國を云々〕天正五年中國征伐出發の時也、當時毛利輝元山陽山陰十餘州に割據し、浮田直家備前美作を以て之に附し、其の勢甚だ盛なりしより、秀吉を大將としてこれを伐たしめし也。

〔御教書〕三位以上の公家並に武家の棟梁たる者より出す公書の一、其始め詳かならざるも平安朝時代の中頃より起りしなるべく、武家の御教書は源頼朝以來行はれたり。

〔筑紫〕九州の古稱也、天平十五年鎭西を以て九州の總名に用ふるに至り筑紫の名殆んど史籍に見えず、唯擬古の文等に用ふ。

〔鬱々久居以乎〕漢書韓信傳に「王曰、吾亦欲東耳、安能鬱々久居此乎」云々」とあり、鬱々は志を得ずして心の結ぼるゝ貌也
〔方寸中〕胸中也、列子に「吾見子之心矣、方寸之地虛矣、幾聖人也」云々」とあり。
〔有遠慮云々〕論語衛靈公篇に、子曰、人無遠慮、必有近憂」とあり。
〔琉球王〕琉球は上古天孫氏世々傳ふること二十五世、權臣利勇國を簒ふ、舜天、爲朝の子と傳ふ、義兵を擧げ利勇を誅し王位に即く、實に王これ也。其後治亂恒なく王姓を易ふる數度、當時は中山王尚圓の後也。

給ひければ、大臣例のきもの大きさよと、うち笑ひ給ひて、京より西の事は、いつこまでも卿が思はんまゝに、ともかくも物せよかしとぞ宣はせける。かゝればそのかみより、はやく此御心ざしは有りけるにこそ、さてかの大臣薨れ給ひてのち、十年許がほどに、御國の内をばきよくたひらげはて給ひて、こし方にたぐひなきまで、さかりなる御いきほひなりけるから、いよいよかのもろこしの國迄も、御手にいれんとは思しなりしなり。まづ朝鮮をしたがへて、道しるべせさせてんとおぼして、天正十八年にその國より使たてまつりし折の御答の中に、

夫人生于世、雖歷長生、古來不滿百年焉、鬱々久居以乎。不屑國家之隔、山海之遠、一超直入大明國、易吾朝風俗於四百餘州、施帝都政化千億萬斯年者、在方寸中。貴國先驅而入朝、有遠慮無近憂者乎。遠邦小島在海中者、後進輩者、不可作許容也。予入大明之日、將士卒臨軍營、則彌可修隣盟也。予無他、只顯佳名於三國而已云々。

となん宣ひつかはしける。又琉球王へ命せつかはしゝ御書にも、

今也欲征大明國、蓋非吾所爲、天所授也云々。來春可營九州肥前、不移時日、可催降幡而來服云々。

とあり。是を天正十一年の事と、ある書にいへるは誤なり。天正十九年の事と聞えたり。又文祿元年六月、朝鮮にある人々のもとへ仰せつかはしたりし御書に、

無油斷相勵大明國可成程可申付候。

と見え、同二年夏、明の使の來りしをり、かの四人の人々へ仰せし御書にも、將兵欲征大明云々。といふ事有り。これらをもて見るに、もと明の國征ち給はんの御心なりしことは、疑ひもなし。然るを朝鮮王、明に恐ぢて命にしたがひ奉らず、なほざりに思ひ捨てゝ、久しく御答をも申さざりけるがゆゑに、その御いかり深くて、まづかく朝鮮をきびしくは攻めさせ給ひしなりけり。さて明はもとよりさばかりの罪もなかりければ、使奉りてまつろひ來らば、さてゆるしても置きたらん、とおぼす御心にぞ有りけむ。さればこそ、はじめ沈惟敬が願ひにまゐりしにも、たやすくは赦し給ひてけめ。さて命のまゝに、明王承り歸順ひ奉りなば、朝鮮をもゆるし給ひて、御みづからも珍らしきもろこしの國ぶりなど見給ひに、渡りおはしまさんの御心なりけむかし。さるは明の王などをも、物の數とも思したらず、たゞわが大名の國などへおはしまさましやうの御心にて、かの國内をも巡覽給はんとおぼしける、御心の高さ大きさこそ、いはんかたなくいみじく、御國の尊きにあひかなひて、いとくめでたかりしか。されどあたら學問の御才なくて、かの國のおもむきをこまかにえ知り給はず、朝鮮明の人共と、ふみして言交すすぢにたづさはる人々も、みなかの承兌が如くなる、拙なきひが心どもにて、一くだり書きて見する事も、みな御心にはいたく反きて、あらぬ僻事共のみなりしを、え辨へ給はで、いみじき物のたがひめ多かりしこそ、いとあかず口惜しきわざなりしか。そが中に、主とある事

〔もと明の國云々〕第一〇六頁「太閤の御心云々」を參照すべし。

〔御みづからも云々〕秀吉自身も珍らしき明韓の國の風俗などを見む爲め、航渡せむ心なりしならむと也。

〔大名〕名田を多く有する者の義なるが、鎌倉時代に入りて名田に限らず土地を多く領有し家子郎等を養ひたる武門の領袖を指すに至れり、而て此等は何れも通稱にして制度上の名稱にあらず、又た所謂小名との間にも明確なる區別なし、降りて江戸時代に入りては幕府に直屬せる知行一萬石以上のものを云へり。

〔足利の時云々〕大永七年（足利義晴の時にて明の嘉靖六年に當る）六月大內義興の使者宗設細川高國の使者瑞佐、宋素卿等相次で寧波に到る、從來到着の日に從ひ閱貨宴席の事ある例なりしに宋素卿市舶太監に賂ひて為め宗設に先んず、宗設大に怒りて瑞佐を攻めて其船を焚き、太監を殺し、瑞紹興城を奪ひ、日本の名を以て倉庫を奪ひ、到る處掠奪を恣にし指揮劉錦と戰ひてこれを殺せり、此事[illegible]し

〔屬國とある云々〕朝鮮は明初以來明に貢し、其國號の如きも明より與へられし也。

を一つ二ついはゞ、まづ彼方へは日本朝貢といひて、太閤へはそれを明より日本へ朝貢するよしに申し、封王といふことをも、明の國王になし奉るよしに申しまぎらはせしが如し。行長又三奉行の人々なども、いかでとく軍をやめて歸らんと思ふ心の深かりしかば、沈惟敬がねがへるを幸ひとよろこびて、あながちに此和議のことを調へんと思へるから、是等の事のたがひめは、此人々はもとより知りながら、欺き奉れるものなり。さて明の書共には、此度のむつびの事を、封貢事といへり。また封をのみゆるして貢をばゆるさじといへる事などあるは、足利の時、末になりて、御使彼國にていと淺いなる事共有りて、國の騷ぎになりし故に、このたびしかるべし。そもそも此度の事、かの國の朝廷にていはゞ、大かた他國の君の朝貢をせしを、王に封ぜん事いかゞ、まして屬國とある朝鮮をせめて、其王をおひうち、すくひの軍にも手向ひ、おのが國までいたくさわがし給へる太閤を、何のよし有りてかは封ぜん、此事はやく彼國にても、そしれる人共ありしはさることなり。もとより此方よりむつびを望みそめしにもあらず、又後に內藤如安をつかはしつれ共、それもうるはしき御使といふにもあらざりしかば、物違ひ給ふこともなく、まして御書をも遣ざるに、彼所よりは事を調へて、二度まで使を奉れりしは、うはべにこそかなたへの封貢といへれ、眞はかしこより從ひ參りて、こなたへ朝貢せるなり。されば此度の事は、いみじき國王が稱と、かの國人も皆知りながら、皇國をえもいはず懼れるにりし故に、いかさまにしても事を靜めんと思ふから、やむことを得ざりしなり。すべてかの國

人、常には國の制をいみしげにいひて、その王は人に隨はぬ物のごと、たかぶりおごれゝども、止む事えぬをりは、せんかたなくあだし國へ向ひて、臣となのりて隨ひし例もなきにあらず。たとひ以往にさる例はなきにても、此度さばかりおぢ苦しめるをりからなれば、此方のはからひによりては、彼の王、臣と名乘りて、あらはに隨ひ參るまじきにもあらざりしを、さもえはからはぬのみならず、反りて封貢とし云はせて、かりそめにも皇國の名をけがせるは、いと拙く、太閤の御威勢にあはせては、あかず口惜しかりしわざなり。そのかみ此事にかゝづらひし人々、御國魂つよくて、賢からましかば、まづ彼より封貢などゝいふ字をいひ出でんには、いでやわが太閤、賤き戎國の封をなにせんにかは受給はん。かけまくもかしこき皇朝の御任をうけ給ひて、うへなき關白の職にましますを、汝が王は未だ知らずや、又貢といふなるは、汝が國わが御國の朝貢せんとにや、さもあらば其由つたへ申して、御氣色うかゞひ見ん。もし又汝が王へとならば、貢といふ字こそいとなめしく當らぬまうし事なれ。今より後、すべてさるゐやなき事共な更に申しそと、嚴しく咎むべかりける物をや。然るにかの行長が書などに、かへりて此方よりはた日本朝貢などいへるは、かへす〴〵拙しかし。猶いはゞ、すべて、此度の御軍よ、朝鮮の罪をばしばし宥めおきて、思したちけんまゝに、初めよりまづ明の國をこそ征ち給ふべかりけれ。そは朝鮮を經て、かの北京へ寄せんは、便よからねば、南の方より物して、まづ南京といふを取るべきなり。かの足利の比、西の邊のあふれ者の渡りまかりて、あらびた

〔その王は云々〕支那の國王は他國に服從せぬ如く、傲慢に構へ居ると也
〔さもえはからはぬのみならず〕左様に處置し得ざりしのみならずと也
〔かかづらひし〕關係したる也。
〔御國魂〕大和魂也
〔かけまくもかしこき〕語に懸けて云はむにも恐れ多きを云ふ。
〔關白〕漢書に「諸事皆先關二白光一、然後奏二御天子一」云々とあり、帝道補佐の最高官職也。
〔なめしく〕無禮也
〔足利の比云々〕南北朝時代より足利時代に亘りて、我邊民の支那朝鮮の沿海を剽掠せしを指せり、支那人之を倭寇と云へり。

〔四海〕書經に「曁聲教訖于四海」云々とあり、世界也。
〔御軍〕秀吉此時九鬼嘉隆に艦舊を命じ、伊勢の海岸にて、紀國丸、浪速丸等數百艘の兵船を作らしめたり。
〔數十萬〕征韓の軍海陸合せて十五萬八千七百人、別に名護屋に後備せるもの十三萬三千餘人ありき。
〔有陳虞〕軍備に疎略なる事ある也。
〔震驚宸極〕宸を云ふ字彙に、宸、室之深邃者、又帝都曰宸、取北辰之義、加以象宮室也、と見えたり。
〔江南〕揚子江の南方の義也、爾雅に「江南曰揚州」とあり、揚州は今の江蘇省の地也。

りし折々だに騒がしかねて、いみじき騒ぎなりしかば、かの國人は日本と聞けば、たゞ鬼神のごとく思ひ怖たるうへに、近き程此太閤の御名、四海の外迄とゞろき渡りて盛りなるに、その御軍しも押寄せ來ときかば、はかばかしく弓引きて、たむかひ奉る者も有るまじく、音に聞きてもかなゝき逃ぬべければ、南京を取り給はんことは、いとも容易かるべし。されば此程かの國人も、これをあやふがりて、倭之患。不必在北而在南といひ、又は、

平秀吉。不可謂無攻伐之謀。整遣戰艦以數千計。徵兵諸州以數十萬計。日夜圖度。思得一逞不可謂無窺中國之心。使其遣奇出衆。乘風揚帆。寇我沿海府郡。備禦兵力。容有未究。一時勝負得失是未可知也

とも又は、

一由朝鮮義鶴綠江而上。一由山東海面。乘風直達。或有疎虞。令倭得長驅而入。震驚宸極。此不可以不慮。

ともいへる事有りしを思ふべし。さてしか南京を取り給ひなば、いよ／＼其御いきほひに怖れて、かの江南といふなる程などは、おのづから殘りなく、御手に入りなん事、疑ひなし。さて隨ひまゐらむ者をば許して、よろしく計らひ、いさゝかも國のさまたげをなさず、民を安めてよくまつりごちなば、かの國人共、虎狼のごと思へりし御國人を、ひきかへ慕ふやうもありぬべし。かくして漸に北の方へおしもてゆきなんには、北京もまた御手にいりぬべく、よく認めな

〔めぐみのところ〕恩賞の領土也。
〔事のさまに云々〕其時の事の容子に因つて殺しもすべく、或は又國内に領地を分け與へ許し置くとも、如何樣ともすべしとなり。
〔怒り給ふ朝鮮は云々〕秀吉がその無禮を怒りし朝鮮も手を下さずして自然に思ふ儘に伐ち平らぐるを得べしと也。
〔朝鮮にのみかゝづらひて〕朝鮮國の事のみに拘泥せしとなり。
〔心ひくなる儒者〕明國に心醉する學者達を云ふ。
〔軍のすぢも云々〕戰術も何事も勝れしと確信せる謬想なりとなり。

ば、朝鮮の王子の如く、明王を生捕らんことも難からじ。さて御心のまゝに軍人達には、めぐみのところをもあたへ給ひ、明王をば事のさまに隨ひて滅しもしつべく、又其國の内を分與へてゆるし置きもしつべく、如何にもよきはからひ有りぬべし。かくあらば怒り給ふ朝鮮は、手おろさで、自ら御心ならんかし。さて朝鮮もろこし迄、あまねく皇朝の政化を布播して、其國々ことごとく天皇關白につかへまつらば、いかにあらん。其御政事だによろしくば、長き世までも、さてたもち給ひぬべし。よし暫時にても、さばかりおごれるもろこしの國などの、皇朝のみのりを承りて、まつろはんことは、こし方に例なき此君の御功德なるべき物を、いさゝかの御怒をしもえしのび給はず、朝鮮にのみかゝづらひて、數多の年月、力を盡させ給ひしは、今思へば、猶いとあかず云甲斐なきわざになん。抑此太閤の、もろこしの國うちとり給ひぬべき事を、かくいと事もなげに、わが申すを、例のかの國に心ひくなる儒者共などは、いみじき漫言と思ふめれど、そはかれが御國をいみじく怖ぢて、いさゝかのあふれ者にも、國内の騷ぎまどひし事、又此度朝鮮のさわぎによりて詮方なく、すぢなき封王の事など計ひけむ拙さなどをば、くはしくも思ひはからで、たゞ漫りにかの國をば、いとも〳〵大きにて、軍のすぢも何も、すぐれたりとのみひたぶるに思ひをる、ひが心にぞあるや。猶太閤の御心は、さはいへど、遂に明の國をもことむけんと思しけるを、行長又其外の人々も、多くは知らぬさかひに年月を重ねて、苦しきいくさに勞ぬれば、國戀しくて、いかでとく歸らばやと思ふ心深きにそへて、

〔主計頭〕天正十三年任ぜられる。

〔行長などゝ云々〕清正早く行長と隙あり、征韓の役に殊に勲ありしより秀家三成亦是を猜忌す。

〔慶長二年云々〕此時小早川秀秋元帥たり清正行長先鋒たり總軍凡て十三萬、二月釜山に到り此地を根據として所在を攻略せり。

〔忠清道〕全羅道の北に在りて、二牧四府七郡あり、今南北二道に分る。

〔慶尚道〕忠清全羅の東に在りて、四牧十一府十四郡あり、今南北二道に分る。

〔全羅道〕朝鮮の西南端に在りて、四牧一府十一郡あり今南北二道に分る

さばかり大きなりと聞く明の國の軍も、なほいかばかりか出來なんと怖るゝ心も、すこしは有りけん故に、あるまじきあやまちは引出しなりけり。さるをはじめより、いさゝかも勇める心のたゆまざりしは、加藤主計頭清正ぬしにて、ひたぶるに明の國まで討平げずば歸らじと、かたく思ひ定めて、彼のまぎらはしかりけるむつびの條をも、更に／＼諾はず、太閤の御爲も、大かた皇國の爲も、いと／＼まめなりしは、此ぬしになん有りける。かゝりければ、行長などかたへの人々には、そねみ憎まれて、仲よからざりしかども、朝鮮明の人共も、此人をば殊にいみじき物に思ひて、平壤錄にも、清正才能勝行長數倍。などとぞいへりける。かくて太閤朝鮮を怒り給へる事なのめならずして、又しも是を攻めさせ給ふ。此度も加藤小西をなん、先鋒には仰せける。小西はしも殺さるべかりしが、しばらく許されしを、此度の軍のしさまに從ひてぞ、兎も角もはからひ給はんとてなりければ、又明よりむつびをこひ申す事などあらんにも、此度は總てたゞ清正はからひてよ、行長はいさゝかもな知りそとなん、いましめ遣しける。慶長二年の正月に、御軍すぎ／＼に押渡りて、又しも城共あまた攻落して、いみじきいきほひなりければ、明よりも又救ひの軍ども來て、とり／＼になん議しける。又沈惟敬使として、御軍の營に來りて、早く引歸るべきよしいふに、こなたよりはさきにうべなひ申せしごとく、此朝鮮の三道を獻れ、さらずば更に軍かへさじといふ。三道とは、忠清道、慶尚道、全羅道をいふなりけり。されどこれを日本に獻らば、我國の爲もいとあしかりなんとて、明の督共、さら

にうけひかねば、惟敬は思ひわびて、清正の許に書奉りて、邢總督大兵七十萬將至。勸其退兵と、威しおこせたるこたへに、清正より、

大師言。大明之兵沓至。是我所願也。朝鮮弱兵而無向我敵也。對大明之兵。快作一戰。則朝鮮國者不足言。大明北京。燒却之。不可回首。幸又幸也。餘不具。

とぞいひやられたりける。猛きことはいはんかたなし。すべてかゝるをりの書は、かくさまにぞあらまほしき。但しかばかりたけき書にも、なほ例の大明の大の字のはなれぬこそ、拙きならひなりけれ。また北京燒却之とばかり言へるも、何とかや事足らぬ心地す。こは、

直抵北京。燒却殿堂。縛爾王。回而獻太閤耳。

などとぞあらまほしき。清正記に、いにし文祿二年、行長が平壤を破られて、しりぞきける比、此清正の咸鏡道といふに在りて、猶ひとりいきほひ強かりける許へ、朝鮮の經略とて、事とりすべける明のをさ、宋應昌といふもの、使をさして、いみじく威しおこせし時の、此人の返事の趣、もはら右の書と同じきは、もと一つ事なるが、まがひしにやあらん。かくて沈惟敬は今ははかりごとつきて、せんかたなかりければ、明の軍をにげて、小西に隨ひて命助らんとせしを、え逃敢へで捕られて、囚に入れにき。其後この清正ぬしと、淺野左京大夫幸長ぬしと、蔚山の城といふに籠れりしを、朝鮮と明と二國の力のかぎりを盡して、日數へて攻めけれ共、おとす事あたはず。遂に釜山に有りける御軍のたすけ來たりしによりて、いみじくきり破られて、

〔清正の許云々〕沈惟敬韓僧惟政及び松雲をして清正に書を送りしにて慶長二年六月の事也

〔沓至〕重り至る也

〔宋應昌云々〕此時馮沖纓をして明軍四十萬南下平壤に克ちて王都を復し元帥秀家以下皆虜となれる旨傳へしめしと云ふ。

〔幸長〕長政の長子なり。

〔蔚山の城云々〕慶長二年十二月明將麻貴邢玠楊鎬等大兵を率ひて清正の守城蔚山（慶尙道南岸）を圍む、しかも清正の武威を恐れ急に攻めず、長圍の陣を張りて食糧を絕つ、三年正月秀秋長政宗茂急を聞き赴き救ひ大に明軍を破る。

〔島津兵庫頭義弘〕貴久の次子、天正十二年兄義久の後を嗣ぎ、翌年薩摩守護職となる、征韓二度の役に從ひ慶長四年其功により封四萬石を加へ參議となる、後ち關原役に西軍に加擔、責を引いて薙髪す。

〔新寨の城云々〕慶長三年義弘慶尙道泗川を守り海に據りて城を築き新寨と稱す、同九月明將董一元等兵を督して泗川を襲ふ、義弘二千の寡兵を以て十萬の大軍に當り、十月朔日突出して決戰し、首を斬ること三萬八千餘級、明軍遂に潰えたり、

〔いたつき〕勞役也戰役の義に云ふ。

とる物だにとりあへず、逃げかへり、又島津兵庫頭義弘ぬしの籠れる、新寨の城といふを攻めたるにも、えおとさず、反りていたく破られにき。かくのみ明のいくさもいと拙かりければ、殊にその防ぎにさへらるべきにもあらず。まして朝鮮のいくさは、物の數にもあらざりければ、此度もその王を追落さん事は、いとやすかるべく、猶すきまなく攻めてゆかむには、明の國をもいとよく圖つべかりけるに、此度はたゞとりつる城共を固く守るわざをのみむねとはして、さしか進み攻めんの心もなく、いたづらに月日を送りて、その年もくれ、又の年の秋までも、さてのみ有りしかば、その間に敵の方には、手くばりなどは思ふまゝにせしぞかし。これを明の書共には、かの國の軍の酋のはからひかしこく、防ぎけるいきほひのたけかりしに依りて、御國の軍はえ動かざりしやうに記せれ共、更にさる事にはあらず。此慶長の度は、始めとはかはりて、先に約りし事共をだに明王うけがひ奉らば、朝鮮の罪をゆるして、御軍かへし給はんの御心にて、その旨は清正のぬしなん承りて有りつるを、此人は直くて、かの行長が有りしやうに、あながちに和議をとゝのへんと思ふ心しなかりければ、沈惟敬などにも、たゞ命の趣のまにのみいひつけゝる故に、かの國の酋どもは聞入れざりしを、猶彼がうべなひこむ迄と、城共をいみじく固めて、勢を示しつゝ、久しく動かでは有りしなりけり。かゝりし程に、その八月十八日に、太閤薨れさせ給ひぬるは、いとあへなく口惜しき業なりけり。今二年三年おはしまさましかば、此朝鮮のいたつきも、いたづらに成りては止ざらましを、七年が程の御いくさ

〔故事〕神功皇后三韓御親征の途次筑前國に大三輪社を建て刀矛を奉りて軍卒の聚集を祈り給ひしこと日本紀に見え、名島にて宗像三神を祭りて異國征服を祈り給ひしこと古傳に出でたり。
〔今はその國云々〕秀吉病篤きに及び淺野長政石田三成に遺命し托するに朝鮮撤兵のことを以てす、依て薨去の後德永壽昌、宮木豐盛を朝鮮に遣し命を傳ふ、行長等卽ち十月を以て明軍と和を講じ諸將相踵で歸朝す。
〔明の書云々〕滿環志略に、諸倭引レ兵歸、劉綎等邀二擊之一、有二斬獲一、倭遂揚レ帆去、諸帥以二

に、これぞと見ゆるしるしも、遂になくて止ぬるは、返す〴〵口惜し。さるは此事おもほし立たむには、先かの息長帶姫尊の御故事を思し尋ねて、必ずさるべき神たちを懇に齋祭り給ひて、靈しき御助けを深く祈り申給ひてこそは、殊なる御功もたちぬべかりけるを、はじめより此神わざをば思しもかけずて、たゞ御みづからの御いきほひをのみ頼み給ひしはいかにぞや。また御軍の人々、いきほひに任せて、心なき虎狼よりけにいち早くあらびつゝ、朝鮮の罪もなき民共を、いたく損ひ苦しめさせ給ひしも、いと味きなし。これはた始めより深くいましめ遣すべかりけり。大方これらや神の御心には叶はざりけむ。さてうせ給ひなんとせし程、朝鮮なるいくさ、今はその國をすてゝ悉く歸るべきよし、のたまひ置しによりて、御軍すぎ〳〵に皆引歸りぬ。然るを明の書どもには、その軍の酋共がいきほひもて、追返しつる如くに、例のわれだけく記し置きたり。すべて明の軍、此年比しば〳〵酋をかへ、樣々に心をつくしはかりごちて、手向ひしか共、はか〴〵しき事はえあらで、僅にたゞ下部の首ひとつふたつ取れるなどを、いみじき勝のごとしるし、今又心とかへる御軍の後にたちて追ひしをさへ功がましくいひなせるは、いとも〳〵をかしくなん。抑わが御軍は、年比あまたたびの戰にも、大名とある際の人とては、一人もうたれず。今はた退く際にも、事よくおきてしかば、殊なる過ちなく、みな人つゝがなくて歸り來ぬる物をや。かくのみたけくすぐれたる皇大御國の光を輝しおき給ひて、高麗唐土の後の代まで、いみじかりける事に、語り傳へ書き傳へたるは、さはいへど靈國神

大捷一聞、とある類これ也。〔はるけき云々〕江戸時代に入り朝鮮と和議調ひ（九一頁參照）是れより時々來貢あり、明とは修好に至らずして彼國亡び清朝代るに及び再び好を通ずるに至れり又た慶長十四年七月始めて和蘭の通商を許し彼國の商船年々長崎に至り方物を齎せり。〔安永七年〕後桃園天皇の御宇也。

の御功になん有りける。かくて東照神御祖命の、天の下申し給ふ御代になりてより以來、あぢきなきもろこしの通好をばきよく絶果て給ひて、いよ〳〵ます〳〵皇朝をあがまへ尊み奉り給ひて、いとも有難き御惠に、世中は野山の木草ののどけき春の日に、立のび花さく如くにて、萬の事もやう〳〵に古へに立歸りつゝ、いとも〳〵めでたく、さかゆく御代としなりぬれば、はるけき四方の國々よりも貢物たてまつり、かのもろこしの國はたむつび給へね共、おのづからその方物もあまりある迄、年毎に千船百船に積もてもうで來て、萬つにたらはぬ物もなく、大かた大將軍の御いきほひ、天地の間に輝き給へば、その國王はた遂にはことわりの如く、みやつことまうして、まつろひまゐりなん物ぞ。あなめでた、あなたふと。

安永七年戊戌二月晦日　　本居宣長 花押

馭戎慨言 終

鬼神新論

鬼神新論解題

一

本書は、古道大意と同じく、平田篤胤の著で、儒者の所謂鬼神の事を辨論し、併せて、我が神道の神祇觀に及んだものである。伊吹能舍著撰書目に、「俗の儒生、孔子の道を學びて、其の意を得ず、鬼神を蔑如することを憤り、論語を始め諸書より孔子の言行の鬼神に及べる事共を引て徴論し、和漢古今の儒生の鬼神を論じたる説どもを看破して、鬼神の有なることを誨されし書」なりとあるので、其の內容は知られる。文化三年鈴木朗、藤井高尙の序と、龜山嘉治の跋が添へてある。そして其の著述年代に就いては、「玉襷」に、文化二年（年三〇）鬼神新論初稿成、とあれば、本居宣長の門人となつてから五年許り經て居る。之を世に發表するや、贊否交々、影響甚大なるものがあつた。本居大平の如きは、感激の餘り書翰を著者に寄せた。又一方、儒佛の徒

は、必死となつて、其駁論を試みた。神學辨稿の篤胤の著書を論難せる條下に、

篤胤、印度藏志には、天竺梵說の中種々を擧げて、皇朝の神典によくも符合すと牽き合せ、或は、印度籍は、すべて神魂のことを說くに精密にして、なほ論じ得たりと見ゆる說も多しなど云ひ、鬼神新論には、鬼神神靈の說、儒者は佛徒に及ばずと論じて、彼の再生後有の佛說をば採用するの樣に見えたり、又問答を設けて、その答に、宣長の玉鉾百首の歌を引き合せ「釋迦、孔子も神にしあれば、その道も廣けき神の道の枝道」と詠まれたる如く、佛法卽神の枝道と記して、釋迦等も西蕃神なれば、其の說も、皇國固有の神の枝道ぞと、取り合せ許して採用の樣に論定せり、されば篤胤の西蕃說を排斥せんとの際は、そも一掃とせんや、半掃とせんや云々、

とあるのでも知られる。

二

抑も鬼神とは、天地造化の幻妙なる理をさして云ひ、中庸章句に「程子曰、鬼神、天地之功用、而造化之迹也、張子曰、鬼神者、二氣之良能也、愚謂以㆓二氣㆒言、則鬼者

陰之靈也、神者陽之靈也、以一氣言、則至而伸者爲神、反而歸者、爲鬼、其實一物而已」とありて、荻生徂徠、新井白石等の儒學者は、この說をとつて、鬼神とは物を假りて、敎の則とせしものと論じた。然し一方我が國の神と同じく實在を說いたものもある。卽ち、禮記禮運篇の鄭註に、「鬼者、精魂所歸、神者謂祖廟山川五祀之屬」また、史正議に、「人神曰鬼、天神曰神、又聖人之精氣謂之神、賢人之精氣謂之鬼」とあるのはそれである。また、林道春は、「今鬼神とさせるは、人死して、妄執によりて、夫々の形をうくるを鬼神と云ふ。鬼魄と云へる意は、人間に限らず、萬物陰陽の二つを過ぎず。其の中に、今は、人の上に取りて、陽のたましひを魂と名づけ、陰のたましひを魄と名づく。惣じて、人死して後鬼神となりて、其の形有乎無乎と云ふこと、大唐に於いても、名人の譽を取れる者、色々の批判ありと見えたり。或は、孫瞻、或は阮脩などと云ひし者、無鬼論を執して、人死すれば唯滅して、鬼神は無きと云ひたり。或時は、鬼神顯はれ出で語をかはし、問答せる事も有りと見えたり」と說明して居る。本書は、鬼神實在說を執つて居るので、徂徠や白石等が宋儒の說に迷ふて、

其の有無を曖昧にして居ることを飽き足らなく思つて、其の實在を主張したものである。本書にも

すべて鬼神を有無に究めず論ふことは、遁辭にて、實に有りと說かむとすれば、奇怪に涉りて理外にきこえ、無しと云はむとすれば、其の迹ありて灼然きにせむ方なく、何か高妙に髣髴しくあやなし說て、人を欺く奸き所爲なり。

とある。又其の鬼神觀にしても、舊說に據らないで、單に我が國の「かみ（神）」に當てた處に新論たる價値があるのである。卽ち、

さてまた、誰も天と鬼神をば、別に論ふ事にて、こは實に然すべきわざなれども、其の靈威ありて奇異なるは同じ事にて、其を相ひ通はして、廣く鬼神と云へる事、次に擧げたる中庸の文に、鬼神之德其盛矣乎云々と云ひ、左傳にも、鬼神非二人實親一惟德是依、故書曰、皇天無レ親、惟德是輔など云へる類多くあり、是みな天地の神に廣く鬼神と云へり、よし然らでも、此には天も鬼神も實物なる事を曉さむとの業なれば、一つに云ふなり、また天にしては神と云ひ、地にしては祇と云ひ、人にしては鬼と云ふと云ひ、また神は伸なり、鬼は歸なりなど云ふ類の甚うるさきまでに說の多かれども、却て取らず、おしなべて、此には只に鬼神と云

ふなり。

とある。本書名題は、初め新鬼神論と云つたらしい。それは、本書に收めてある本居大平の書簡でも知られる　そして其の鬼神論に對するに新字を加へたのは、其の内容から推して、後の白石の鬼神論に對した意味であらう。

鬼神新論序

世之論道者。率以君臣父子男女長幼朋友爲人之大倫。而不知神人之際更大於是焉。或稱君爲臣綱。上爲民綱。父爲子綱。夫爲妻綱。而不知神之爲人綱更先於是焉。神人之義。至貴至要。然其湮沒淆亂久矣。賴我本居翁論而定之。而後乃始較然著明。然歷歲尚淺。未能浹洽於世之心目。彼耆宿碩儒。材識兼優。獨其固乎外籍。漸乎末學。其所擬議。率任智慧。索隱怪獻。棄康莊。故就崎嶇。曾不若倥侗顓蒙之夫。唯知頑空冀奉。反爲近道。而世猶迷惑。以爲當然。不亦悲乎。往歲余在江戶。聞平田君篤胤同門士也。訪之一見。如舊相識。遂與往來。揚搉所學。語及神人之際。大旨協同。相視莫逆。頃者撰定鬼神新論一編。千里寄示。乞余一言。閱之則本據古傳。指摘世儒之謬。持論確而辨駁詳。誠足以鼓吹師言。療久痼之聵盲也。所幸者。神人之義。藉以益明。則反淳歸正。人極之卒立。而君臣父子。內外。上下。無物不得其所。是則融朗凞康久安長治之道。豈非天下之同願乎哉。余觀君志

極篤。年方富。氣方銳。其學方進不已。行將深有所造。而克大啓迪後人也。此猶其嚆矢也歟。

文化三年七月

尾張　鈴木　朗　序

鬼神新論の序

吹風のめに見えぬおにかみの事は、ことさへぐから人の、かしましきまで、さだめいへることゞもあれど、みな靈ちはふ神代の傳へごと知らぬ、おしはかりなれば、うば玉のやみにしらぬ山路をゆくに似て、ふみまよふらんもことわりなるを、玉ぼこの道のしをりある、此國の人までも、ともにあらぬかたにたどりきつるに、わが鈴の屋の翁の、さきだたれたる松の火のひかりを見て、分いる人のおほかる中に、平田ぬしの、そのおく山のふかく思ひて、かのおにかみのあるやうを、やつをのつばきつばらかに、さだめいはれたることの愛たさおむかしさは、さらにもいはず、こゝのものまなびする人の、かばかりからことの、よきあしきけぢめまで、ますみの鏡のくもりなく、見あきらめられたるは、いと／＼めづらしき事なりかし。高倚近きとしごろ、此大城のみもとにまゐりをるに、おなじ學びの友なればとて、草枕旅のやどりを、しば／＼とひきつゝ、もの語せらるゝに、故翁をしたふこゝろ、さく花の色に出て見ゆ、こゝろ

ざしふかしこは、かゝる人をぞいふべかりける。そのぬし此書のはじめに、言くはへてこあつらへらるゝに、おのれは明くれにつかへまつる、神のみうへの事なれご、かくまではえ思ひわきまへざりしも、はつかしの森のはつかしくて、下草のかりけめにも、何事をかいひ出んこ、あいなうくちふたがりしかご、したしき中にて、むげにいふ事きかぬは、みづからも、はらたゞしう思ふ事にしあれば、身をつみてなん、文化の三こせこいふこしのかみな月、廿日あまり八日の日、江戸のすぢかひのみかごのまへなる、仲まちの二のまちの、足立屋こ云ふ家にやごりて、藤井高尙しるしつ。

○鐵胤云。次に擧るは、藤垣内翁の書簡なるが、此書に係れる事のみを、少か抄出たるなり。扨これも、文化三年の事にこそ。

新鬼神論一册先達而より預置申候繰返し拜見之上返上可申候今暫御待被下度候こまやかなる御説感入候

三月廿日　　　　大平

春庭へもよみきかせ可申候

鬼神新論跋

我が伊吹舍大人の著はし給へる御書等は、都て百部に餘れるが中に、此の鬼神新論はしも、最初に物し給へるが、其論ひの正く明なるは、鈴木朗主、藤井高尙主などの序に、稱へられたるが如くなれば、今更に申すに及ばず。然れば早く世に弘まりては有なれど、由ありて、其稿を改め給へる處も有り、はた我も彼も互に寫し傳へたれば、寫誤めたるも多かるは、甚飽かぬ事にこそ。いかで刻本をと思ふ時しも、同門なる美濃國人市岡殷政も、同じ心に相議りて、卽櫻木に彫成て、普く同志の人々に示すになむ。かくて此御書、原本には、普通の如く、漢土陰陽など云狀に書れたるを、今悉く赤縣陰陽など云字に書改めたるは、豫て師命を受たるに依てなり。見む人古寫本と異なるを、訝る事勿れ。かく云は、下野國人龜山嘉治

鬼神新論の成つるゆゑよし

飛驒人のうつ墨繩の、只一筋に重みすべきは、道の學びなり。是を除て外に依べき事のあらめや。一匡いはけなかりし程より、此學びに思ひ入りて、釋迦孔子のごとき教たる事等にも、道の輔と爲るべきは、撰び取つゝ、且つは眞の道の趣をも、悟得たりと思ひ居しに、去年の秋より、平田大人の導き給へるに依て、古の學に立入り、はた鈴屋翁の御書ども讀て、初て神の道の妙なる由を知り、今まで眞道と思へりしは、却りて枝道なりし事をも悟ぬ。かくて世に、鬼神の論ひとて、からの倭の識者の著せる書等、數あれど、皆推量の說にて、眞の旨に叶へるは無く、中々に、世の惑ひ草になむ有ける。然れば其書どもを、一つに論定めて、此道に惑はひ居る人をも、論し給ひねと、平田宇斯に願申せば、宇斯かねて、其事思ひ立れたる程なりければ、速けく事起して、倭漢千々の書等、淺茅原つばら〳〵に讀明らめ、菅根のねもころ〳〵に論正して、此書をなむ著し給ひぬる。抑鬼神の事、世の唯人は有がまに〳〵、疑ふ事も非

ざるを、漢籍讀て、なま漢意つける人は、神の現に見え給はねば、無き物こし思ふめり。少く立上りたる人は、鬼神は固よりなき物なれども、此を借て教ふるぞ、釋迦孔子の意なるべきなど思ふめり。又此上を一層のぼりたるは、實に有こ云はむこすれば、現に見るべき形なく、無しこ云むこ欲れば、跡ありて灼然きにせむ方なく、有こも無こも決めざるを、鬼神を知れる至極こぞ思ふめる。こは都て西戎國の後世風なる、陋き習ひにて、云かひなく、甚も拙き事なりけり。然るに此書はしも、高く思ひ深く考へて、櫃實のひこり立たる、最も最も奇靈に優れたる論ひにし有れば、今より後は、現世も幽世も、少かも惑ふふし無く、尊く愛たき御書になむ有ける。此宇斯に非ずして、誰かは是を成し得べき、此を讀む人々、ゆめ粗略にな見過しそ。然るは此うしの言は、この宇斯の言ならず、鈴屋翁の教へましゝ趣なり。鈴屋翁の教へは、神の御典の儘なれば、すなはち惟神なる教なり。神ながらこは、挂卷も畏き、天皇祖神の大御心こ定め給へる、天地の大道なればなり。かれ畏み／＼もかく申すは、文化二年こ云年のみなづき。中村一匡

鬼神新論

赤縣の古書どもに、上帝后帝皇天など云ひ、また唯に天とばかりも云ひて、甚く可畏き物にいへるは、天津神の天上に坐まして、世中の事を主宰り給ふことを、彼國人も且々推察れるおもむきなり。さるは尙書皐陶謨に、天敍ニ有典一、勅ニ我五典一、五惇哉。天秩ニ有禮一、自ニ我五禮一、有レ庸哉。また康誥に、子弗ニ祗服厥父一、父字ニ厥子一、弟恭ニ厥兄一、兄友ニ于弟一、天與ニ我民一彝。また毛詩大雅に、天生ニ烝民一、有レ物有レ則。民之秉レ彝、好ニ是懿德一。など云へる類なほ多かり。此等すべて、古意に稱へる云ひざまにて、天神の產靈の妙なる御靈によりて、人も物も生り出で、また其ほど〳〵に、道を具て生るゝものなる事を、よく悟れるさまなり。なほ次々に論ふを見るべし。○また湯誥の篇に、惟皇上帝降ニ衷于下民一、若ニ有レ恒性一、克綏ニ厥猷一、惟后云々といへる語あり。これら別によく云ひ得て、古意にかなへる言ひざまなれど、かの湯誥は、後世の僞篇なればとらず。餘の篇にも、かく古意に稱へる語のまゝあれど、其を擧ざるは、湯誥をとらざると同例なり。すべて尙書に擧たるは、眞の古書と決りたるのみを取れるなり。然るを後世の儒者、これをたゞに、託言に解釋なしたり。さるは程子の說に、天道理。理者天道也。且如レ說ニ皇天震怒一、終不下是有ニ人在一上震怒上、只理如レ是と云ひ、また朱子は、天者理而已など云へる類なり。此意は、古に天といひ上帝など云ひて、情も形も有る物の如く云へるは、みな自然の理を、假にかく云へるものなりと云ふの義なり。なほ次々に云へるを見べし。

然れども、かく託言の如くなれる事は、熟々考ふるに、強後世の儒者等の誤れるのみにはあらず、彼國はやくよりの風俗にて、此は決て然るべき理あり。さるは外國には、すべて正實

〔赤縣〕支那をいふ。史記孟子列傳に、「中國名曰ニ赤縣神州一」と見ゆ。
〔尙書〕書經の異稱。皐陶謨、康誥、湯誥等皆その篇の名也。
〔五典〕人の踐み行ふ可き五の道、卽ち君臣父子夫婦長幼朋友の稱也。
〔五禮〕吉凶軍賓嘉禮をいふ。
〔烝民〕人民をいふ。
〔彝〕のり也、常道をいふ。
〔懿德〕大いなる德也。詩經に「好ニ是懿德一」と見ゆ。
〔震怒〕甚だしく怒る也。

の古傳說を失ひ、適存りたる傳說も、髣髴しくて正からず、且赤縣は生賢き國俗ゆゑ、古傳の儘に云へることも、何となく託言めきて聞ゆるゆゑ、（然るは前に擧たる皐陶謨、康誥、大雅などに云へる事も何となく託言の如く聞きなさるゝ類なり。正眞の傳說を知らぬ人々の、此を託言と思ふも、實は理にぞりける。）終にはこの天津神の、世中の事を主宰り給ふと云ことを、好き口實として、奸曲き輩、なにごとも上帝の命、天命と誣詐り、己が罪を文る云ひ種となしぬ。（さるは、殷湯王が、夏氏有レ罪、予畏二上帝一不二敢不一レ正。と云ひて、其君を放し、周武王は、今予發惟恭行二天之罰一。と云ひて其君を殺し、新王莽に、漢の天下を奪ひ取りて、皇天上帝隆顯二大佑一云云。神明詔告。屬レ予以二天下兆民一。など云へる是なり。なほ數多あるを、今に其尤き物をあげつ。）されば赤縣籍に、天を本として云へる事に、古意なると、託言に云るとの差別あり。此は能く辨ふべき事なり。斯て世の移り來ぬるまに〳〵、彌益々託言の如く云ひ募り、古より云ひ傳へたりし趣意を失ひ、狹小き惡狡頭のみ蔓りつゝ、（但こは儒者流の人のみこそ有れ。世間の凡ての人は、元よりの儘に神を祈み祭ることは、更に變る事なく、其は皇國にて、儒者なむど何くれと、さかしら說いひ廣むれど、世間の凡人の用ひねと同意なり。其は彼國の籍も、經書と云を始め、さかしらの籍をおきて、餘の書を讀て知るべし。其論皇國までに及びて、古より漢學の人々、此籍を見れたるはなし。）漢學者のみならず、古の事を說る人々も、此小智見に陷り溺れて、正實の古傳說をさへに、寓言の如く解き曲ぐ。其が中に、近世となりて、古學てふ事を唱へ出たる儒者等、何事も先儒の誤れる說を多く見聞きて、いと〳〵よろしき說の多かるが、天帝を說き、その餘すべて、鬼神の事を論へるのみは、いまだ先儒の說に心醉て、陽にのみ其說を離れども、陰には、誰も彼の託言の界を出ること能はず、唯いはゆる其皮膚を變た

〔おぼおぼし〕はっきりせぬさま也。
〔湯王〕殷朝初代の天子、名は履、帝嚳の子也。
〔夏氏〕禹をいふ。姓は姒、或は曰ふ名は文命と。
〔周〕國語に「周黃帝之苗裔、姬姓、介稷之後也」とあり
〔武王〕周の第一世の天子。姓は姬、名は發、文王の子也。
〔兆民〕多くのたみをいふ。書經に「兆民賴レ之」と見えたり。
〔けやけき物〕殊にきはだちたる物の意也。
〔さかしら〕ものしりぶる意也。
〔寓言〕他の事物にかこつけていふことば也。史記莊周傳に「大抵率寓言也」と見ゆ。

〔物部徂徠〕荻生徂徠の事也。江戸の儒者、その先祖物部氏に出でたるを以て荻生を氏とせり。

〔[illegible]〕人民をいふなり。

〔興起〕ふるひおこる義也。

〔猷〕はかりごとの意也。

〔伊藤東涯〕京都の儒者、名は長胤、字は[illegible]、伊藤仁齋の長子也。著書多し。紀伊侯その名を聞きて聘すれども就かず、江戸の徂徠と對して各東西に鳴る。元文元年七月十七日歿す。

〔朱子〕宋代碩儒の人、名は熹、字は元晦、世に之れを朱文公といふ。

〔高妙〕けだかくたへなる義也。

るのみにて、更に其の内外を更めざれば、全はた古意に稱へる說の出來る事なし。さるは、其古學者と云ふ人々の中に、物部徂徠と云ふは、心實すぐれて、更に古道の漢學者とは異ならねど、聖人すら古義を解ずて、身にいはゆる[illegible]道[illegible]、また[illegible]に、[illegible]などやうに、古道ならぬ[illegible]に悉ひて、實は鬼神と云ふ物を假て、教の則と為たる物なりと思ひ、[illegible]、其はその鬼神論に、聖人之未興也、其民散無統、[illegible]有母而不知有父、[illegible]云々。[illegible]人之[illegible]以統二其民一と云へり。これは[illegible]なし。すべて漢學者の癖として、何によらず、古事には聖人の[illegible]初めたり、と云ふ云へど、是いと[illegible]甚く思なる事なり。[illegible]人の[illegible]になければ、らにして、[illegible]も鬼神を敬ふ事を[illegible]れるは、これ[illegible]の[illegible]に[illegible]へる、いはゆる性にて、固陋なるを、赤[illegible]人なりとて、聖人は[illegible]とも、いかで己が心と[illegible]ざらむ。素より其情なきに見て、聖人と云ふ篇、その則を[illegible]めたる[illegible]なく、中庸に、[illegible]と云ひ、[illegible]者の[illegible]に、[illegible]無二[illegible]者[illegible]在[illegible]我者也。[illegible]也、[illegible]といへるも[illegible]なりし。また[illegible]に、[illegible]者在[illegible]其[illegible]也、[illegible]鬼神之道也。[illegible]在[illegible]其[illegible]也。[illegible]意は全なと云ひ、自は仁と智とを[illegible]たるに[illegible]たれど、此は宋儒の[illegible]とは、[illegible]意は全たじことなり。中にも甚しきは、[illegible]云へる、[illegible]人之[illegible]也。人者[illegible]也。[illegible]など、かやうの[illegible]、先正有[illegible]云ひて主張したるは、更に徂徠の[illegible]とも思えずなど。また[illegible]なども、[illegible]二鬼神於有無[illegible]此等皆言二鬼神一者也、と云へれども、かやうの說どもは、其は其文集に、鬼神に理[illegible]聖人[illegible]之[illegible]一物[illegible]固不可[illegible]など[illegible]へるただ[illegible]なりがたし。これ古學者流の意と、何の異なる事かはある。[illegible]を信ずとはいはむ。すべて鬼神を有無に定めず論ふことは、[illegible]にて、實に[illegible]に[illegible]して理外に[illegible]こえ[illegible]し。と云はむとすれば、其[illegible]にて[illegible]然きにせむ方なく、[illegible]人を[illegible]し[illegible]て、人を[illegible]所飾たり。抑かく人々の[illegible]論を云ひ[illegible]する事は、おほきなる[illegible]の如くなれば、[illegible]云ふ人も[illegible]ど、只に儒說なりとのみ云ひては、其說[illegible]未だ見ず聞かぬ人々の、如何なる故に依て[illegible]。これ復古とは稱しと云ふにもと、不察く思はむとの心[illegible]なり。見[illegible]人その[illegible]を想し[illegible]へや、穴がちにへども、清く古意に復らざるにて、甚々可惜しき事なり。實に復古の志をたくましく爲したらむには、只に孔子の言と行とにのみ據すとも、その實有なる事は知らるべきを、今まで然る人も聞

えざるは如何ぞや、是は誰も書籍の上の空說にのみ拘泥みて、熟く古の事實と、孔子の言行に、心留めざる故ならむか、思ふに孔子の靈、幽界に在て、然こそは、云ふがひなく思ふらめ。抑赤縣州の事、赤縣籍の上の事は、儒者こそあれ、我徒の類はしく云はずとも、ありぬべき事なれど、此事を熟く辨へものせる漢學者の無事を、傍より見るに得堪ねば、差出たる事なれど、いかで論ひ試ばやと思ひなりて、今は孔子の言と行との、總て鬼神の上に及べるを、論語と中庸とに摘出て、秦漢以前の書どもに、孔子の言行の見えたる最多き中に、論語と中庸のみを擧ることは、餘の書どもなるは、傳聞の誤り、または後人の杜撰、あるは信僞も詳ならぬなども打混りて、今もとり〴〵論ひ云ふ書どもの多かれば、其を擧むは、なか〳〵街に迷ふふしもあれば、すべて徵には取らず。さらでも論語と中庸とを、よく讀て考ふれば、孔子の言行に、足らぬ事はあらじと思ひての所爲なり。見む人怪むことなかれ。大概は赤縣の事實に合せて徵とし、古傳說に照して、其實有なる事を曉し、また因に、すべて神祇の事に涉る事どもを、古意を以て論はむとするなり。漢學の人々、願はくは、孔子の、毋レ意毋レ必毋レ固毋レ我てふ情にならひ、公平なる心を持て、熟く見別ち給ひねかし。

さてまた、誰も天と鬼神をば、別に論ふ事にて、こは實に然すべきわざなれど、其靈威ありて奇異なるは同じ事にて、其を相通はして、廣く鬼神と云へる事、次に擧たる中庸の文に、鬼神之德其盛矣乎云々と云ひ、左傳にも、鬼神非二人實親一。惟德是依。故書曰。皇天無レ親。惟德是輔。などゝ云へる、類多くあり。是みな天地の神に廣く鬼神と云へり。よし然らでも、此には天も鬼神も、實物なる事を曉さむとの業なれば、一に云ふなり。また天にしては神と云ひ、地にしては祇と云ひ、人にしては鬼といふと云ひ、また神は伸なり、鬼は歸なりなど云ふ類の、甚うるさきまでに說の多かれども、都て取らず。おしなべて、此には只に鬼神と云ふなり。然れども、云はで叶はぬ事は序々に云ふべし。抑赤縣の古に、上帝、后帝、皇天、また唯に天とも云へるは、

〔杜撰〕著述又は議論等に誤多くして信をおき難きを。野客叢談に、杜默爲レ詩多不レ合レ律故言レ事不レ合レ格者爲二杜撰一。とあり

〔神祇〕神は天の神祇は地の神也。書經に、今殷氏乃攘二竊神祇之犧牷牲用一。とあり。

〔毋レ意云々〕論語子罕篇にある句也意は私情、必は固くきめて動かぬ心固はかたくな、我は固く自說を執つて動かぬ意也。

〔靈威〕不思議なる威力也。

〔くしび〕不可思議の意也。

〔中庸〕孔子の孫子思の著、當時老子の學盛なりしを憂へて孔子の學を祖述したるもの也。

〔毛詩〕魯の毛亨と趙の毛萇とが傳へたる支那古代の詩即ち今の詩經の古書也。

〔文王〕殷の天子、姓は姫、名は昌、古公亶父の孫也。

〔陟降〕或は天に上り、或は人界に下る也。

〔玉皇〕道教にて天上世界の神をいふ

〔靈時〕齋場也。時は神靈の止む所也

〔鳥見山〕今の大和宇陀郡榛原村の鳥見山をいふ。

〔古語拾遺〕大同二年齋部廣成の撰進にして本邦の故實を記述せる書也。

〔禋祀〕潔くして祭るをいふ、周禮に「以二禋祀一祀二昊天上帝一」とあり。

〔寶基〕皇位の御もとゐの義也。

皆同事にて、前にも云へる如く、實物を指て云るにて託言に非ず。吾友鈴木朗いはく、毛詩大雅に、文王陟降在二帝左右一（鷹胤云、此詩を引けることは、帝左右といふ語にのみ用ありて、文王陟降といふ語には更に用なし。さるは先かの國にても、人死ては、其靈天に陟る事として、王の大祖などの靈をば、天帝に配へて祭る事なり。いはゆる祖宗を天に配すといふ語、これなり。故この詩は、文王の靈天に陟りて、上帝の御左右に在りとの義なり。但しこの文王陟降といふ語、いにしへ皇國にて、天皇の崩御の事を、カムアガリと稱へると同意なり。されば漢文にては、登陟昇遐など記し奉れり。此は別に委き論あれど、此所には洩しつ。）されば漢意にぞ形無くして、左右と云事あらむやと云へり、此實に然る言にて、形狀なしと定めたらむには、何でか帝の左右と云はむ。（然るを朱子など云はく、今若說下文王眞箇在中上帝之左右上。眞箇有二上帝一如中世間所レ塑之像上、固不可。然聖人如レ此說便是有二此理一。と云へり。天神の御形容は、いかに坐すかは知られねども、既に御言と御行の灼然ければ、その御形の坐す事は、申し奉るも更なり、いかで是を不可なりと云はむ。また朱子の說に、今人但以二主宰一說レ帝。謂レ無二形象一。恐也不レ得。若如二世間所レ謂玉皇大帝一。恐亦不可。とも云へり。かやうに御形を有無に定めず論ふなどは、また例の心きたなき說なりかし。）○爰に皇國の古例を考ふるに、神武天皇紀四年二月の所に、立二靈時於鳥見山中一。祭二皇祖天神一焉とあるを、古語拾遺には、禋二祀皇天一と記され、また同書に、起レ自二天降一泊二于東征一。屆從群神名顯二國史一。或承二皇天之嚴命一。侍二寶基之鎭衞一。とある皇天、また草薙劒者尤是天璽。とある天、また桓武天皇紀二十四年二月丙午の下に、石上の大神の御諄言を記せるに、唱二天下諸神一。勤レ誘二諸天帝一耳。と有る天帝など、これらみな、正しく天津神の御事を、漢籍の文法を以て、稱し給へるなり。孔子の曰く、君子畏二天命一小人不レ知二天命一而不レ畏也。また獲二罪於天一無レ所レ禱也。また欺レ天乎。また知レ我者其天乎。など云へり。形なく情なき物を、いかで我を知るとは云ふべからむ。（然るを伊藤仁齋の論語古義に、此を論ひて云へるは、何謂二天知一レ之乎。曰天無心。以二人心一爲レ心。直則惟義則信。と云へるは、儒者にして、などて如是。孔子の言行に暗きや。徂徠の證にこれを破りて、孰謂二仁齋先生非二理學一乎と云へるは、實にさることなり。）此等の言どもを熟く攷めたらむには、孔子の、天上に實物の神在て、世中の萬事を主宰り給ふ

〔姜嫄〕有辛氏の女、帝嚳高辛氏の皇后となり、周の先祖なる后稷を生む。
〔䢵〕支那春秋戰國時代の國名、今の湖北省安陸縣內也
〔有娀氏の女〕帝嚳高辛氏の第二の妃をいふ。
〔玄鳥〕燕也。
〔契〕殷の湯王の名也。
〔商〕殷の異稱也。
〔神異〕神の爲す不可思議なる事也。
〔常理〕つねなみの道理を云ふ。
〔高宗〕殷の第二十一世の天子、武丁をいふ、高宗はその號也。
〔五雜俎〕書名、明の謝肇淛が撰する所、天文地理より人事、學術、動植物の五類に分ち考證論述したるもの也

事を、熟く悟りて、畏るべく欺くまじく、天津神の心に背ひては、他に憑る神はなしと畏りたる事を思ひ得つべし。其は天津神は、譬へば諸神の君の如くに坐せばなり。此を天帝と云はで、只に天とのみ云へるは、譬へば山川之神其舍ㇾ諸といふべきを、山川其舍ㇾ諸とある、山川の字義の如く、其在所を以て云へるなりし。　また天神地祇の所爲の著明く、また感格ありし事どもを云はゞ、まづ史記の周本紀に、姜嫄と云へる女は、巨人の足迹を履て、姙みて產たる子を、奇怪て棄てたるに、鳥獸も乳を含めなどして、養ひたるに驚きて、其子を育し、棄と名けたる。これ周の祖なり。婚けて子を生り。○左傳に、若國の闘伯比と云ふ者、䢵と云ふ國に寄はれて、其所の女に婚けて子を生り。女の親これを怒りて、其子を夢といふ澤へ棄たりしに、虎これに乳を呑しめければ、奇とて終に其子を育しける事あり。よく似たる古事なり。　また有娀氏の女は、玄鳥の墜せる卵を呑て、契と云ふ子を產たりき。これ殷の遠祖なり。　此等鬼神の所爲、いちしるき物に非ずや。此事を、明の楊明修といふ者論ひて、誕妄の說なりとし、こは詩に、天命ニ玄鳥ニ降而生ㇾ商。といふ語のあるに因りて、作りたる事なりと、強て妄說と爲たれども、是亦赤縣人の、例の狹き智見に依て信ざるなり。此等の類、なほ外にも、神異なること數ふるに暇あらず。殊に毛詩なるは、此古事の實なるから、作りたる詩なり。此詩に依て、作りたる古事と思ふは、本末たがへり。今世にすら、此に類たる奇異き事は、これかれ有り。況て上古をや。更に疑ふべき事に非ず。朱子の語類に、此等の事を云ひて、非ㇾ可下以ニ常理一論上也。と云ひ、また當時恁地說。必是有ㇾ此。今不ㇾ可下以ニ聞見不ㇾ及定中其爲中必無上。と云へるは、朱子には甚めづらしき說なり。　また感格ありし事は、殷高宗が夢に、天帝の良弼を賚ふと見て、傅說と云ふ人を得たる。此事なら、楊明修が論ひに、高宗民間に在りしけば、傅說が賢人なる事を知て、此を擧用ひむとするに、民の從ふまじき事を思ひて、殷人は鬼神を信ずる風俗なる、夢に託けて擧たるならむと云へり。是も亦臆度の杜撰なり。五雜俎と云ふ物に、楊明修最稱ニ博識一。亦善杜撰。など云ひて、しばしば此人を惡める語あるは、信なる事なりっ。また朱子も、只是夢中事說ニ是帝賚一不ㇾ得。說下無ニ此事一只是天理上亦不ㇾ得。と云へるも、また例の疑しき說さまなり。高宗は賢なりし王と見えたれ

〔祖宗の云々〕武王崩ずに當り、周公只管その平癒を祈り、ために武王一時疾瘳えたるに、管叔、蔡叔の流言に遭ひ、却て成王の怨をうけたる事書經に見えたり。
〔王廉〕字は習吉、定遠の人也、太祖の時、浙江按察僉事たり、洪武三年卒す。
〔二公〕管叔（周公の兄）蔡叔（周公の弟）をいふ。
〔穆卜〕つつしみうらなふ也。
〔三王〕夏の禹王、殷の湯王、周の武王をいふ。
〔憸人〕よこしまなる人也。
〔齊明〕威儀を正し明かにする也。
〔盛服〕正しく立派に衣服を着る也。

ば、さこそ誠心に神を祭みたるなるべければ、斯有る言ありけむ事、さらに疑ふべき事に非ず。ひとり千百年限と云ふ書に、傳說事世成疑レ之、以爲ニ夢而得ヲ賢可也云々。蓋所レ云ニ夢賚一者、實帝感ニ其恭默之誠一而賚レ之也云々。鄒文夢レ鹿而得ニ良麑一、心誠ニ於得ヲ賢者、可ニ以得一、況誠ニ於求ヲ賢而有ニ不レ得者一乎。と云へるはいと〳〵感たき說なりかし。また周公旦は、祖宗の神靈に禱て、天津神に請まをし、其兄武王が疾を痊し、其後武王が子の成王に罪を得て、他へ出居りけるに、甚く神の荒びありて、成王それに驚き、周公旦が罪なかりし事を悟りし事あり。誠情より禱る時は、感應ある事かくの如し。此は尚書の金縢に見えたる事なるが、明人王廉、張和仲などの輩、これを論じて云へるは、周公而禦ニ二公穆卜一以爲レ未レ可レ戚ニ我先王一矣。陰乃私告ニ三王一自以爲レ功。此憸人佞子之所レ爲也。而謂ニ周公然一之乎。死生有レ命。周公乃欲ニ以レ身代ニ武王之死一。使ニ周公而然一、則爲レ不レ知レ命、且滋ニ後世到レ股之俗一。周公元聖。豈其然乎。など云して、金縢を僞書なりと、なほ互細に論ひたれど、金縢は伏生が傳へたる篇にて、古書なること論ひなきを、斯いふは、此には、周公旦が、鬼神を信じたる事を異めてなれど、これ聖人と云ふものを、餘りによく思ひ過して、却て悪く云ひなす業なり。然るは聖人といへども、實に善人ならむには、其眞情は凡人に異なる事あるまじければ、何で神の威靈を仰がざらむ。いかで神に禱りて感應ある事を知らざらむ。然るを後世の儒者等、おのれ〳〵が智見の狭くて、神を知らざるに比べて、古人の眞情をさへに疑ふは、甚なことなり。若果して聖人てふものは、普通の儒者などの如く、人情に遠くて、鬼神を信ぜざるものならましかば、此も鳴呼ものとや云はまし。總て儒者の、聖人てふ人々の言行を解くを見るに、甚く高妙に說なして、更に人情に遠き鳴呼人に云ひなす事多くて、見るも心苦く、片腹いたき說等の多きなり。また以レ旦代ニ某之身一。とある所の註釋に、死生有レ命、不レ可レ請レ代。聖人敍ニ臣子之心一以垂ニ世教一。などやうに云へる說多かれど、此は更に漢意てふ事を知らぬ者どもの、云ふにも足らぬ鳴呼言なり。偖また此所に、金縢の辯に用なき事に似たれども、事の實なるよしを知らさむとの所爲なり。金縢の事、なほ末にも出せり、合せ考ふべし。孔子の云く、鬼神之爲レ德其盛矣乎。視レ之而弗レ見、聽レ之而弗レ聞。體レ物而不レ可レ遺。使ニ天下之人一齊明盛服以承ニ祭祀一。洋々乎如レ在ニ其上一。如レ在ニ其左右一。詩曰。神之格思不レ可レ度思。矧可レ射思。夫微之顯、誠之不レ可レ揜、如レ此夫。また鬼神を

〔郊社〕天地の祭をいふ。
〔宗廟〕人君の先祖のおたまや也。書經太甲上篇に「社稷宗廟罔レ不ニ祇肅一」とあり。
〔禘嘗〕帝王がその祖先の靈に新穀を進めてまつる也。
〔禎祥〕さいはひ也
〔妖孽〕わざはひのきざし也。
〔蓍龜〕蓍は筮竹を用ひてするうらなひ、龜は龜甲を灼いてするうらなひをいふ。
〔四體〕身體の義なり。
〔つばら〕つまびらかの義也。
〔齊〕齋と同義、ものいみ也。神佛を祭る時など、或る期間飲食行爲をつつしみ、心身をきよむる也。

祭祀て感應ある事を云て、事レ死如レ事レ生。事レ亡如レ事レ存孝之至也。郊社之禮所ニ以事ニ上帝一也。宗廟之禮所ニ以祀ニ乎其先一也。明ニ乎郊社之禮禘嘗之義一、治レ國其如レ示ニ諸掌一乎。と云ひ、また至誠之道可ニ以前知一。國家將レ興必有ニ禎祥一。國家將レ亡必有ニ妖孽一。見ニ乎蓍龜一、動ニ乎四體一。禍福將レ至善必先知レ之。不善必先知レ之。故至誠如レ神。（また禮記には、我戰則克、祭則受レ福。蓋得ニ其道一矣。と云へる事も見えたり。これ實に孔子の語ならむも知るべからず。）思ひ合すべし。など云へり。孔子自かく云へるのみならず、其弟子等の、孔子の鬼神に對ひての形狀を記して、祭如レ在、祭レ神如ニ神在一と云ひ、（此事なほ末に委曲に云り。合せ見べし。）また齊必變レ食居必遷レ坐。また迅雷、風烈、必變など云へり。後世に云ひ出たる說の如く、上帝と云ふも、鬼神と云ふも、みな自然の理を假に云へるにて、實は形容も心も無れども、是を祭る事は、聖人の民を教ふる術に設けたる事なりと云はゞ、國も穩に治り、豫に禍福を知るばかりの、感應あるは、いかにぞや。また事實の迹あるをば、何にとか云むとする。また無心の死物を孔子は、いかで人に教へて、畏れよと云ふべき。また自も顏の色の變るまでに、畏るべき所謂なきに非ずや。平常の言行と比べ思ふに、愚夫兒女子などの、所謂なく、風雷また奇異き事を畏るゝ類にはあらず。世の中の事は、すべて天神地祇の、奇妙なる御所行に洩たる事なく、別に迅雷風烈などは、神の荒びにして、いとも可畏く、何の故、なにの理に依て、かゝるとも、測り難きに依て、畏れ敬ひたるな

るべし。然るを儒者の云ふは、天は積氣にして、雷は陰陽の相轢て激する聲、風は陰陽の動靜なり。など云ひて、只に陰陽といふをのみ、事々しく謂ども、その陰陽といふ物を、死物とせむか、活物とせむか、死物ならむには、激する事もなく、動靜も有らじ。或は激し、或は動靜する事も有るは、決て活物なる事論ひなし。既に活物なる上は、靈あること論ひなし。また陰陽は死物なれども、激動靜あるは自然なりと云はむか、其自然に動靜さするは何物ぞや。死物なる陰陽を動靜あら令るは決めて活物の神在て然すること疑ひなし。此につけて談あり。近ごろ阿蘭陀と云ふ國の學問始りて、この大江戸などには、是を學ぶ人多かるが、誠や彼國人は、深く物の理を究むる事を好みて、何くれと考へ出たる事も多かるが中に、エレキテルてふ器物あり。此は雷また電の理を考へて、造りたる由の器なるが、往年或人の許にて見たりしに、一の箱の中へ作り置きて、雷電の形容を觀むとするには、人三人にて其事を爲し、一人は牀机などに坐て、彼箱の上なる、筒に付たる糸をもち、一人は箱の横の方より出たる、棒の如き物を、糸車を回す如くするに、一人は金にて造りたる、小きこれも棒のやうしたる物を、彼牀机に坐たる人の疊にあつるに、誠に電の如き光を出し、鳴動くなど、いと〳〵奇異きまでに、能く造りたる器なり。此は予その節、輪をまはす者となりて、見たりし儘に記せるなり。斯て其器を藏たる人、予に語りけらくは、天地の雷電あるも、實に此理に等し。然れば何の畏るゝ事かあらむ。然るを俗には甚く雷を畏るゝ人もあるは、此理を辨へざるにて、いと愚なる事なりと云ふに、予いふは、此は實によく造りたる物なり。然れども眞の雷電も、果してかゝるにか、其は眞に測り定めがたき事なり。よし此理に違ふ事なきにもあれ、此器は、主と我とまた一人ありて、此所をもち、彼所を回しなどすればこそ、電光を見るに非ずや。然れば天地の眞の雷も其如く、主と我との如き物の在て、ものせでは、決めて然あらぬ理なり。はた此器は、人の工に成たる物にて、今傍に置て、かく爲るも爲ざるも、己が心儘なる一箇の小器なれば、何の畏るゝ事もあらねど、眞の雷は、雲中を荒び轉びて、或は雲中を放れ下ることも有て、所を擇ばず、木を裂き石を碎くなど、何と云ふ嫌ひなく、斯て無情かと思ふに、惡き物、また善らぬ人などを、撮殺したる類も、古よりまゝ有る事なり。其は殷武乙が、天を詈りて打殺されたるなどを、よく思ふべきなり。か

〔積氣〕空氣の積み累れるもの、義也

〔陰陽〕天地間にありて萬物を造り出す二氣、その消極なるを陰、積極なるを陽といふ。

〔エレキテル〕もと電氣の義、當時の發電機の名に用ふ、西遊記に「二三十年以前エレキテイルといふ器物を日本に渡す、是れ人の身より火をとる道具なりといふ」とあり。

〔搏殺〕うち殺す也

〔武乙〕殷の二十五世の天子。十八史略に「爲偶人謂之天神。與之搏。令人爲行。天神不勝。乃僇辱之。爲革囊盛血。仰射之。命曰射天。出獵。爲暴雷震死」とあり。

く測りがたく可畏かるを、人の小き智もて、工み出たる器に依りて、いかで其理の知らるべき。然やうの淺々なる臆度は、篤胤は更に／＼信なはず。もし實に此をよく辨へむと思さば、しばし人智の狭き舊習を忘れて、信に古を學びて知り給ひねと云ふに、此人いたく腹立て、なほ何くれと云ひ爭ひて、いかに諭すとも、從ふべき容に見えねば、然もあらば、主の御心の隨意といひて、予は歸りたりきかし。また張横渠といふ者の語に、鬼神者二氣之良能と云ひ、また程子の説に、鬼神者造化之迹也。など云へれども、實には二氣者鬼神之良能、また造化者鬼神之迹なるをや。かく奇妙なる、天地の神の御所行なるから、赤縣も古へは、實に鬼神を敬ひたるゆゑ、其禮をいみじき事にせるなり。これ眞に道に合へる事にして、夏殷の頃まで然ありし趣なり。斯て周の代となりても、猶上古の餘波にて、神を祭る事を重みしけるに、さるは左傳成公が十三年の傳に、國之大事在祀與戎。と見えたるにても知るべく、此は徂徠の鬼神論に、先布恭下有二月。而祭祀居其半。禮有五經。莫重於事鬼神。而竭其與戎爲國大事。其官興竹惟恐其事之簡而經費不問、受福降殃。諄々乎言之、是庸何虚設乎。と云へるが如し。また赤縣州にも、古より傳はりたる神事の中には、皇國なると似たるも多かり。さるはまづ彼國の字書に、徐曰示神事也。故宗廟神祇皆從示。と有て、すべて示に從ひたる字は、みな神の事に係れり。其一つ二つを云はゞ、祡また禱字の注に、燒柴燎以祭天神也。といひ、また祓除惡祭也。徐曰祓之爲言拂也。又潔也。また祡積風祭而請事也。禱告事求福也。また禡神不福也。また祟神禍也。また祈祭者叫呼。また祝祭詞也。また嘗秋祭。また禘春祭。などある類ひ、凡て古意に稱へる事どもにて、皇國にも既く、其字を借用ひ習へるも多きなり。古を學びて思ひ合すべし。漸々に生賢き風俗漫りて、神祇を祀る事は、大略は民に敬を教ふ、とか云ふ術の如くなり來にけり。もとも此は西戎の、元來薄惡なる國俗ゆゑとは云ひながら、我老翁の云れたる如く、實には周公旦などが、餘りに賢と云ふ事を先とせるより、發れる事にて、易に聖人以神道設教と云ひ、禮記に、命鬼神以爲黔首則

〔うべなはず〕もつともなりと思はぬとなり。

〔張横渠〕宋の儒者名は載、字は子厚郿の人也。程子に學び、東銘、西銘正蒙、理窟等の著書あり。

〔二氣〕陰陽の二氣をいふ。

〔程子〕常は程顥、程頤を合せ稱すれども、此處にては程頤をいふ。字は正叔、程顥の弟にて、河南洛陽の人也。世に伊川先生と稱す。

〔いみじき〕おごそかの意也。

〔戎〕戰の義也。孔子家語に「村任治戎」とあり。

〔朞〕一まはり也

〔五經〕易經、書經、詩經、春秋、禮記をいふ。

〔さらぼひて〕瘦せて骨と皮ばかりのやうになりての意なり。
〔神農〕三皇の一人。姓は姜、又炎帝神農氏といふ。十八史略に「火德王。斲木爲耜、揉木爲耒。始敎耕。作蜡祭。以赭鞭鞭草木。嘗百草。始有醫藥。敎人日中爲市。交易而退。」とあり。
〔輕狷〕輕薄狡猾の義、うはべのみにて眞心少なく、わるがしこき也。
〔湯武〕殷の湯王と周の武王とをいふ。
〔王莽〕漢書王莽傳に「王莽字巨君、孝元皇后之弟子也。元后父及兄弟、皆以元成世封侯、居位輔政、家凡九侯。」とあり。

また喪祭之禮所以敎仁愛也。などやうの語は、みな後の小賢き世となりて、云ひ出たる言どもなり。然るから、論語中庸などに見えたる孔子の語どもに、かく實ならぬ語は一つも見えず。餘の書等に、孔子の語とて有るには、然る實意ならぬ言も多く見えたれど、予は更に信はず。其謂こゝすべに盡し難しと云へども、かゝる語は、みな人に僞りを敎ふる物にて、孔子の意とは、反なればなり。て赤縣州の事には、元來正實なりしをも、後には只うはべの文り、一通の事と變れる事多く有り。然るはまづ親などの失たりし節は、其悲しさに得堪ず、飲食ふものも、旨からねば、食がたくて、自からに體もやつるゝ事にて、此は後國も、古には誠に然る者も有りけむかし。さるを後には、是を則として、誰もしか爲べき事に制めを爲したるから、然のみ悲しくもあらぬを、わざと食物を減し瘦さらぼひて、哀しき容にものして、人を欺く事とはなれり。これいかに心惡く、聞もうるさき狂事ならずや。また上古に神農と云ひける王の代には、自ら耜をとりて、民に混りて田作り、また其妻は蠶をとり、衣織りなどして、只に君臣と云ふのみ、所業はさのみ替らざりしを、後代となりては、其を眞似して、田作・時の最初に、王も出て鍬とり田がへす狀をなし、また其の妻にも、衣織るわざ、蠶とる業など、少し學ばしめて、人を欺く事と成りぬ。此等の事をば、儒者は、民に義を勸むとか云ひて、甚よき事に云へども、我より見れば、却て民に僞り巧む事を敎ふる業とこそ思はるれ。周の代となりて制りたる禮には、なほ此の類多し。さてこゝに神を祀るをさへに、民に敬を敎ふるの道なり。或は鬼神を假て敎導すなど云ふごと成りて、本意をばとり失ひ來れるなれ。さらぬだに、世降ち行くまにまに、人情輕狷にのみ移らふ物なるを、況て上より狡意に僞術を敎へて、誘くに於てをや。然るを儒者の、かやうに、本と末とは、甚く違ひ來ぬる事さへ心つかず、末を執へて本を知らざるは、彼の船を刻みて、劍をもとむる類なるめり。此は熟く辨へ明らむべき事なりかし。若强て後世の說の如く。また儒者の云ふ如く、鬼神を祭ることは、假に設けたる事なりとせば、孔子も、湯武王莽が輩の、天命と誣ひ詐りたると等く、實には畏るゝ心もなきを、人には畏れよと敎へ、はた其言を信にせむとて、畏れ敬ふ狀に、もてなしたるにて、彼の似て非なる者か。何で孔子は然る僞

〔二三子〕數人を呼びかけていふ語、汝等の義也。
〔丘〕孔子の名也。
〔怪力亂神〕怪は不思議、力は暴力、亂は道をみだるを神は鬼神の義にて皆常道を逸したるもの也。
〔藐姑射之山〕仙人が棲むといふ山の名、略して姑射山ともいふ。
〔淖約〕しなやかなる義也。
〔處子〕處女に同じをとめの義也。
〔五穀〕黍・稷・麻・麥・豆、一說に稻・黍・稷・麥・菽、又一說に禾・麻・粟・麥・豆などいふ。
〔疵癘〕わざはひする也。
〔闕如〕缺けて全からざる也此語論語子路篇に見えたり

巧の行をなして、人を欺かむや。自も巧言令色鮮矣仁。とも云へるに非ずや。なほ委く云はゞ、孔子は凡て、その言行より外に、隱れたる心なかりしと見えて、二三子以レ我爲レ隱乎。吾無レ隱二乎爾一。吾無下行而不レ與二二三子一者上丘也。と云へり。もし普通の論ひの如くならば、此も僞言となるなや。實に正しき人は、人の見聞のみならず、其意より誠ならねば、眞に正しき人と云ふべからず。孔子自も色取レ仁而行違ことをば、誡めたるをや。また大學にも、誠二其意一者毋二自欺一也。と見えたり。もとも、西戎國には、賢人と云はれし釋にも、生涯みづから欺きたりと見ゆるも多かれど、孔子のみは、然る人とは思はれずなむ。斯の如く、其言と行とに心止めて察もて行けば、更に廋れたる事なく、其實有なる事を悟りて、畏れ敬へること論ひなし。論語に、子曰視二其所一レ以。觀二其所一レ由。察二其所一レ安。人焉廋哉。人焉廋哉。こは眞の道に志したらむには、四季、晝夜の來經ゆくありさま、萬物の生り出るなどを以ても、悟りぬべき事なり。腐儒者流の如く、天地と云ふ一つの大きに奇異き物の中間に在て、己が體の、大きに奇異き物なる事をさへに得知らず、己が智と力とに及ばぬ限りの事は、必無しと決むる類の、愚昧にては有らじ。さてまた論語に、子不レ語二怪力亂神一と見え、また孔子自も、現に、天上に、世の事を主宰る神の、在すと云へる語も見えざるは、此は前にも云へる如く、赤縣には、正實の傳說なきによりて、詳には云ふこと能はず。よし云ひたりとも、大凡の人は、彼の藐姑射の神人の談きける如くなる故、云はぬなるべし。正しき傳說を聽居る皇國人にすら、神の御所行を信はぬ人あり。まして傳說なき赤縣なや。〇藐姑射の神人とは、莊子逍遙遊の篇に、藐姑射之山有二神人一居焉。肌膚若二氷雪一。淖約若二處子一。不レ食二五穀一。吸レ風飮レ露。乘二雲氣一御二飛龍一而遊二乎四海之外一。其神凝。使下物不レ疵癘一而年穀熟上。吾以レ是狂而不レ信也。と云へり。此神人の寓言、よく俗の、天津神の御所爲を知らぬ人を論すに足れり。此は彼の、於二其所一不レ知蓋闕如也。と云へる言の虛しからで、後世の儒者などの、漫に臆度する類には非るなり。また若くは云

〔龍馬の圖云々〕伏羲の時黃河より出でたる龍馬（丈八尺の馬）の背に記されたる一種の圖にて、易の根本となりたるもの。易經繫辭上傳に「河出レ圖洛出レ書、聖人則レ之。」とあり

〔舜〕五帝の一人、姓は姚、名は重華、瞽瞍の子也。舜の世に鳳鳥あらはれたる事書經益稷篇に見えたり。

〔文王〕周の祖、姓は姬、名は昌、古公亶父の孫也。又西伯といふ。

〔天命〕天帝即ち神の命令の義、自然の運命の意也。

〔董仲舒〕西漢の儒者、廣川の人也。

〔哀公〕魯の君、姓は姬、名は將、定公の子也。

ひたりしが、其語の傳はらぬにも有るべし。不レ語二怪力亂神一とあるを以て、決めて神怪を語れることなしと云ふ人も有れど、同書に、鳳鳥不レ至、河不レ出レ圖、吾已矣夫。と云るは、上古に伏羲と云へる王の時に、河中より、龍馬の圖を負ひて出たりと云ふ事、また鳳といふ鳥は、聖人の世の祥瑞なりとて、舜が時、また周文王が時に出しと云ふ事なるべければ、神怪を語れること、絶て無しとは云ふべからず。此外の書に、神怪を語れる言の見えたるは、今數ふるに暇あらず。且この一語を見ても、信而好レ古と云へりしことの空からず。はた後世の儒者の、一向に往昔のあやしかりし事を、信ぜぬ類ならぬことをも思ふべし。さて傳說なくては、天神の、世中の萬の事を主宰り給ふ事、また人の存亡禍福、みな神の御所爲にて、實には、人力に及び難しと云ふ事は、容易は知りがたき事ゆゑ、孔子も、五十而知二天命一と云へり。この語を以ても、孔子の天命をいへるは、餘の戎人どもの、天命天命と云ふとは、大きに異にして、更に託言にはあらぬ事を悟るべし。此は實に然もあるべし。然れども正實の傳へなく、さかしらのみ云ひ居る國に生れ出て、よくも鬼神の奇妙なる理を悟れるは、是は實に、孔子の大に凡人に勝れたる處にして、餘の戎人等の、かけても及び難き所なり。中庸に、唯天下至誠爲三能知二天地之化育一と云へるは、誠にさる語なりけり。偖しか天津神の御所爲を悟りては、彼の董仲舒が、道之大原出二於天一と云へる如く、此理を知らざれば、道の大本に昧くして、時務に達せず、人情に疎くて、政にも行屆かぬ事ある故、時務をよく知り、人情をよく知ること、政を執る人の、別によく心得べきことなればなり。魯哀公が政を問へるに對へて、爲レ政在レ人取レ人以レ身修レ身以レ道修レ道以レ仁云々。故君子不レ可二以不一レ修レ身。思レ修レ身不レ可二以不一レ事レ親。思レ事レ親不レ可二以不一レ知レ人。思レ知レ人不レ可二以不一レ知レ天。など云ひて、政をするには、天津神の御所爲を知る事を本とせり。不レ知レ命無二以爲一レ君子一也。と云

へるも此意なり。此は初發に擧たる、尙書毛詩などに見えたる如く、都て世中の事物、また人の性も、天津神の賦命せ賜りしものにて、（中庸に、天命之謂レ性。とあるも、則この事を云へり。）實に道の大原なれば、疎略には有まじき業なればなり。（家語に、顏回問ニ於孔子一曰。成人之行若何。子曰達ニ於情性之理一。通ニ於物類之變一。知ニ幽明之故一。覩ニ游氣之原一。若レ此可レ謂ニ成人一矣。既能成人而又加レ之以ニ仁義禮樂一。成人之行也。若ニ乃究レ神知レ禮德之盛也。など見えたるをも思ふべし。）さて又赤縣には、正しき古傳說なきが故に、孔子ばかりの人も、世には善惡の神在て、其御所行のまに〱、吉事凶事互に往替る、最も奇しき道理ある事を、辨へざる事あり、故爰に、其由を論ひ諭さむとす。抑世には、大禍津日神と、大直毘神おはしまし、又一向に枉事なす枉神も在て、各その御所業いたく違へり。其はまづ大禍津日の神と稱すは、亦名は八十枉津日神とも、大屋毘古神とも稱して、此は汚穢き事を惡ひ給ふ御靈の神なるに因て、世に穢らはしき事ある時は、甚く怒り給ひ、荒び給ふ時は、直毘神の御力にも及ばざる事有りて、世に太じき枉事をも爲し給ふ、甚健き大神に坐せり。然れども又常には、大き御功德を爲し給ひ、又の御名を瀨織津比咩神とも申して、祓戶神におはし坐て、世の禍事罪穢を祓ひ幸へ給ふ、よき神に坐せり。穴かしこ、惡き神には坐まさず。（然るを鈴屋大人は、此神は一向の惡神に坐まして、世の惡事は、悉く此神の掌給ふ事と、說き給へりしは、下に云ふ枉神と混一に思はれしにて、其考の未委からざりしなり。）さて大直毘神は、亦名、神直毘神とも稱して、世の禍事を悉に、吉きに直し給ふ御靈の、少かも紛ふ方なき、最よき大神におわし

〔家語〕孔子家語といふ書也。孔子の遺言・佚事及びその傳聞の說を輯めたるもの。今傳ふる所のものは魏の王肅が掇拾僞作せるものと云ふ。

〔顏回〕周代魯の人字は子淵、孔門十哲の一人也。

〔成人〕學德兼備の完全なる人物をいふ。

〔幽明〕天地の理と人間の事と、即ち無形と有形と也。

〔游氣〕氣が物形を離れて散じ去る義氣とは萬物生成の根元也。

〔まがわざ〕惡しきしわざの義也。

〔枉神〕惡しき神を云ふ。

〔鈴屋大人〕本居宣長の號也。大人は敬稱也。

坐せり。亦の御名、氣吹戸主神と申て祓戸の神に坐り。偖また枉神とは、夜見の國の穢より、出來たる神等を云ふ。其は道之長乳齒神、和豆良比之宇斯神、飽咋之宇斯神、奧疎神、奧津那藝佐毘古神、奧津甲斐辨羅神、邊疎神、邊津那藝佐毘古神、邊津甲斐辨羅神とて、合せて九柱ませり。」是ぞ世に枉事なす、惡き神の出來たる始なる。大禍津日神、大直毘神、また枉神たちの成坐せる本緣は更なり。其御所行の事も、神代の御典を、よく讀みよく味ひて辨ふべし。猶委き事は、古事記傳、その外、師の著されたる書等を見て、吉事凶事往替る、世の有狀を考へ知るべきなり。○この鬼神新論を、始めて書たりしは、去し文化の二年と云ふ年なりしかば、其頃いまだ、學問の力おさなくして、考得ざる事多く、また中には、一向に、僻說なのみ侍めるも有りて、今見れば、違へる事も少からず。故次々に、委く書改めむとは思へど、今年文政三年の春、思ひ立たる事ありて、其草稿に暇なく、また此儘にと思へば、然はなし置きがたき由ありて、止むことを得ず、たゞ大きに違へる所のみ、少か書き改めたれば、却りて前後うち合はぬ所もあるべけれど、其は暇あらむ時にとてなむ、此は卷首に云ふべきを、遺れて爰に記せり。見む人其意を得て、以前の本と違へるを怪むことなかれ。右の如く善神と惡神と、其神性おの〳〵異にして、實に黑白違へる事なれども、善神なりとても、御心に良はず、怒り給ふ時などは、惡き事も、絕て無しとは云べからず。又惡神なりとても、時としては、善き事もなどか無からむ。此は甚も畏けれど、我々凡人の上を以ても、思ひ奉るべきなり、眞の道理に於ては、神も人も異なる事なし。然れば世には、善人も禍害に逢ひ、惡人も幸福を得る事も、自からあるべき理なる事、右に准へて心得べし。然るを、孔子だも、此委き旨を知らざれば、押並て、禍福吉凶、みな天命と思へり。さるは冉伯牛が疾を訪て、命矣夫斯人也。而有斯疾也、と云ひ、司馬桓魋が殺さむと計りけるとき天生德於予。桓魋其如予何。また道之將行也與命也。道之將廢也與命也。など云へる類、すべて何事も、天神の命と思ひ委れたるなり。此は實

〔夜見の國〕黄泉、又根國ともいふ。日本書紀に「伊弉諾尊既還、乃追悔之曰、吾前到於不須也凶目汚穢之處。故當滌去吾身之濁穢、」とあり。

〔古事記傳〕本居宣長の著。古事記を註釋詳解したるもの、凡て四十八卷。

〔文化二年〕光格天皇の御代、皇紀二千四百六十五年也。

〔文政三年〕仁孝天皇の御代、皇紀千四百八十年也。

〔冉伯牛〕魯の人、名は耕、伯牛はその字也。孔門十哲の一人にて、德行あり。

〔司馬桓魋〕司馬は周代に軍事を掌りたる官名。桓魋は宋の人、又向魋といふ。

に然あるべき事なり。今此所に善神と惡神との、御所行の事を少か云はゞ、まづ殷の太戊が時に、野に生べき桑木の、朝廷と云ふ處に生て、七日がほどに、兩手に拱るばかり、大きくなれる事、また紂王が時に、雀の大鳥を産たる事あり。此はともに、禍事の發るべき驗なりと云ふ。然るを太戊は疾く心づきて、力めて善事を行ひ、その禍を直したるは、これ直毘神の御靈を賜はりて、其御力の及べるなり。また紂王は、その驗にも驚かで、武王に亡されたるは、枉神のまじこり甚しくて、直毘神の御守り薄かりしなり。

唯にかくのみ聞きては、何の至りげもなく、いと淺はかに思ふ人も有べけれど、此は實に一朝一夕に云ひ盡し難く、書き盡しがたき、妙なる故由あり。眞の道に志ある人は、よく古を學びて此妙なる趣を悟れかし。偖また家語に、魯哀公が、夫國家之存亡禍福。信有天命。唯非人也。と問へるに、孔子、この太戊、紂王が事を引て、存亡禍福皆己而已。天災地妖不能加也。と云へること見えたり。これ實に孔子の語ならば、此は只一時、善行を勸めむとて、斯いへるなるべし。さるは太戊が、禍の發らむとするを直し、紂王が亡びたるなどは、此語によく合ひたれど、また盗跡などの如く、惡事のみして榮え、孔子の如く、善人の、生涯よき事なくて、終る事も多くあり。斯るをいかで、禍福皆己而已と云はむ。己より求めたりとならば、盗跡は禍にあひ、孔子は福を得つべき事なり。然れば此語は、一時善行を勸めむとて云へるならむとはいふなり。禍福皆天而已と云ふぞ、孔子の本意なりける。さるは前にも引出たる、伯牛が疾を見て、命矣夫。斯人也而有斯疾也。と云ひ、また富貴在天など云るにても知られたり。これ善惡の神の所爲を知らぬ國に生れては、只何事も、天神の爲す事と、安むじ居るより外なければ、誠にかく有るべき事なり。されば存亡禍福皆己而已。云々やうの語は、左傳にも、禍福無門。唯人之所召など有るを始め、餘の書にも、これかれ見えたれども、固く定めては、云ひ難き事なり。希には己より求めたりと云ひて、よき事もあれど、大概は此語の如くならず、朱子だも人事有以致之。也有是偶然如此時。と云へり。まして孔子をや、いかで斯る偏なる事を云ふべき。もし强に此語を推立たらむには、佛書に云ふ、諸法如影像。皆從因果生と云ひ、また禍樂自追如影隨形など云へる、因果の理と、ひとつ意に歸めり。かく善神と惡神とは、その御所爲の、大きに異なる、

〔太戊〕殷の第七世又中宗と稱す。十八史略に「亳有祥桑穀共生于朝。一日暮大拱。伊陟曰、妖不勝德。太戊修先王之政。二日祥桑枯死。殷道復興云々。」とあり。

〔紂王〕殷の第三十世、姓は子、帝乙の子也。又帝辛といふ。暴君を以て聞ゆ。

〔まじこり〕蠱（マジ）にあたる事也。蠱とは怪しき術にて人を呪ひ害ふ也。

〔天災地妖〕水旱・疫癘・海嘯・地震・風雷等をいふ。

〔盗跡〕、盗跖に作る。支那古代の大盗也。莊子盗跖篇に「盗跖從卒九千人。横行天下。侵暴諸侯。」とあり。

妙なる故ありて、傳說なくては、絶て知り難き事ゆゑ、孔子だも知らず、況てほかの赤縣人等の、天命の事を云ひ、天道などを論へるやう、みな僻說にて、平穩なる說は更になく、善人も禍にあひ、惡人も福ありしなどに至りては、誰も〳〵辨へかね、辛くして、時運など云ふことを設けて論ひ、但しこの時運と云ふ事は、既く家語にも、孔子陳蔡の間に苦みけるとき、子路が甚く慍りて孔子に云るは、由也昔者聞ニ諸夫子一曰。爲レ善者天報レ之以レ福。爲ニ不善一者天報レ之以レ禍今夫子積レ德懷レ義行レ之久矣。奚居ニ之窮一也。と云るに孔子答て、伯夷叔齊が餓死し、龍逢比干が殺されたる事を云ひて、かく遇不遇あるは、時と云もの也とて、諭したる事見えたれども、よし此語、實に孔子の云るたりとも信がたし。然るは此時と云ふも、究る所は天命に出べければ、福善禍淫と定めたるに合はず。もし果して、天命にも、時運などの事もありとせば、福善禍淫を、天道と定むべきよし更になし。或は、かく定まりなきが、則天德の大なる所なりと云ひ、或はこれ常理を失ひたるなり、など論へども、此等は尙書に、天道福レ善禍レ淫と云ひ、易に鬼神害レ盈而福レ謙など云へるに、打合ぬ事のみ多きゆゑ、强て作りたる說どもなり。文選なる運命論・辨命論、また宋儒者流の論ども、南秋江が鬼神論、新井君美ぬしの鬼神論、伊藤東涯の天道論、物部徂徠の福善禍淫論、みな同類の說どもにて、或は善人は禍にあひても、後世まで人に讃美らるゝは、これ則福を得たるなり。惡人は福を得ても、後世まで誹らるゝは、これ禍を得たるなりと云ひ、或は善人の禍にあへるは、祖先の世に積たる惡の餘波なりと云ひ、また惡人の福を得るは、これも祖先のなせる善の餘波なりと云ひ、或は惡人の福を得ることは、天實に祚るにあらず。その罪を厚くして、罰せむとの所爲なり、などやうに云へり。此は、もとも、易の十翼、左傳、其餘も、何くれの書どもに見えたる語に基づきて、云へるなれど、すべて僻說なり。此はよく古を學びて、さて其眼を以て、彼書どもを讀みて知るべし。よく古へを學ばざる人は、大かたは此理を得さとらじ。或人難じて曰く、世に善惡の神の在すに因て、世の中に善事と惡事とあり、また善人も禍り、惡人も福はふと云ふこと、一わたり聞ては、實に諾なりと、思

〔陳蔡〕共に周代の國名。陳は今の河南省開封府以東より安徽省亳州地方に至る地、蔡は河南省汝寧府也。
〔子路〕仲由をいふ。子路は字也。又の字を季路といふ。卞の人にて、孔子の弟子也。
〔由〕子路の名也。
〔夫子〕孔子をいふ
〔伯夷叔齊〕共に殷の諸侯孤竹君の子にて、伯夷は兄、叔齊は弟也。周の武王の爲す所を非とし、首陽山に餓死せる事史記伯夷傳に見えたり。
〔龍逢〕夏の世の賢人。桀の暴淫を諫めて殺されたる事新序に見えたり。
〔比干〕殷の紂王の臣。紂王を諫めて其胸を剖かれたり

はるゝ說なれど、吾はなほ信び難き由あり。畏かれど、此を日神の御上にて云はゞ、彼の神の世を照し給ふ、その光り坐すは、一つなるに、此を其受る物によりて、禍に受くると、福に受くるとの違ひあり。然るは西の國に旱のみして、稻の枯るとて歎けば、東の國にては、米の價の貴きを悅ぶ。また蟬といふ虫は、日神の照り給ふを歡て音を鳴き、蚓は、かの神の御照にあひては忽に死ぬる。是その受くるものに依りて、其善惡の異なるにて、神に善惡なき故なり。また此方の軍の勝は、彼方の爲には、不祥なるが如き類も少からず。されば此事は、猶赤縣學者の謂ゆる、福善禍淫と云ふは、これ天の常を語れるにて、其禍福定まりなきが、卽天德の大きなる所なり、と云ふに從ふべきこと明なり。かくても猶いふ說ありや。予答ふ、神はその主り給ふ御わざ、各々異にして、此難によりて云はゞ日神は世を照し給ふが、主宰り給ふ御業なるを、その御光に得堪ずて、稻の枯るゝ事は、雨を掌り給ふ神等の、雨を降らし給はぬに依る事にて、日神の知食さぬ所なり。さてこそ、古は旱には、專と雨の神等を祭られたりき。旱のみ連くを日神の御荒びの如く思ふは、赤縣俗の議なり。さて雨の神等は、雨を程よく降し給ふが、其主り給ふ所なるを、然あらぬは、是そのもとは、惡神の御心による事なるか。此は下なる、大物主神の、疫をはやらせ給へる事を云へると合せ考ふべし。さて西の國の稻の枯たるは、雨降らぬに依れる禍事なるを、東の國にて　それを歡ぶは、慾といふ惡ものゝ、副りある故なり。また蟬

〔日神〕天照皇大神を申し奉る。

〔福善禍淫〕善事には福を授け、みだりなる事には禍を授くる也。書經湯誥篇に「天道福レ善禍レ淫。」とあり。

〔主り〕つかさどる義也。

〔知食さぬ〕知らざる義。しろすは知るの敬語なるを更に敬ひていふ語なり。

〔雨の神〕高龗神、闇龗神をいふ。大和吉野郡丹生川上神社に祭る。又丹生雨師神といふ。古事記傳に「此神は龍にて雨を物する神なり」と。又日本書紀に「高龗といふもあり、そは山上なる龍神、この闇龗は谷なる龍神なり。」とあり。

〔明智光秀〕享祿元年三月十日、美濃の多羅城に生る。幼名を彥太郎、元服して十兵衛光秀と稱す。天正十年六月、織田信長を本能寺に害し、十有三日の後、秀吉と山崎に戰ひて敗走し、小栗栖にて土寇の爲めに刺殺さる。時に歲五十七也。

〔總見院〕織田信長の謚號也。

〔豐臣秀吉〕天文五年正月尾張國愛知郡中村に生る。信長に仕へて用ひられ、信長本能寺の厄に遭ふや、光秀を山崎に破りて覇を天下に唱へ、後ち征韓の役中病を得て慶長三年八月死す。歲六十三なり。

の音をなき、蚓の死ぬるは、其ほど〳〵に、受けたる性の別なる故にて、此も日神には隔からぬ事なり。蚓の土中に隱れ居ても、宜からむと思ふを、わざと物するさまに、這出て死るを思へば、かの蟲は、斯して死ぬべきものに、神の定め給へるなるべく、此は山に住む物を水に放ち、水に住る物を岳に上れば、共に死ぬると同理なり。都て人にまれ、物にまれ、神の常なる御德を吾のみ禍に受くるは、それ決めて、其性の異なるか、何ぞかも常に異なる謂ありてなるべし。其は雨降らぬに依りて、米の價の貴きを悅ぶ者は、慾ふかき故なると、蚓の日あたりに出て死るとに、準へて知るべし。大概は此等の理に洩るゝ事なし。また此方の軍の勝は、彼方の不祥なる類も、種々の別あれど、且々云はゞ、明智光秀が、總見院の大臣を弑したる如きは、理に乖ける事なれば、惡神の所爲なるべく、豐臣秀吉公の、明智にうち勝たるは、これ理に叶へるなれば、善神の御心なるべし。さて上件に云へる、善惡の神の御所業の異なる故は、古傳說につきて、其大體を云へるにて、世の中の萬の小事、また人の上の小事にも、善惡の神の御所業を、巨細にあてゝ、議するとには非ず。先その大體を知りて、萬の小事は、其中に込て心得べきものなり。なほ末にも考へ合すべき論あり。赤縣人は、左いふも、右云ふも、正實の傳說を知らざる故の僻說なれば、まづは難むるにも足らねども、皇國の學問者にして、此故を知らず、西戎人と等並に、をさなき說のみ、云ひ居るなどは、甚も口をしき事なりかし。偖また世に有りとある事ども、總て天神地祇の御靈に洩たる事なければ、誰

しの人も、能々齋き祀るべき事論ひなし。（この事は、我が師の書どもに、委曲に云ひ置れたり。）これ則孔子の本意なり。亦縣にては、後世となるがまに〳〵、神祇を祀るにも、さかしらをのみ先として、神の御上をも、彼小理をもて、推むとすれど、其は甚じき非事なり。神の御上は、更に赤縣人の云ふ如き、理屈めきたる事にては無く、我が翁の玉くしげに云はれしは、善神を祭りて、福を祈るはもとより、又禍を免れむ爲に、荒ぶる神をまつり和すも、古の道なり。然るを人の吉凶禍福は、面々の心の邪正、行ひの善惡に依る事なるを、神に祈るは愚なり。神何ぞこれを聽む、とやうに云ふは、儒者の常の談なれども、かやうに己が理屈をのみたてゝ、神事を疎にするは、例の生さかしき唐戎の見識にして、これ神には邪神も有りて、横さまなる禍のある道理を知らざる故のひが事なりと云はれしを、熟々思ひ回らすべし。また太宰純が、經濟錄の祭祀と云ふ條に云へるは、時々祭をなして、雨をもとめ、風を止め、國のため、民の爲に、福を祈り、災をはらふ事、常の人より見れば、却りて愚なるやうに見ゆれども、人力を盡したる上は、神祇の助を憑むよりほかはなきものなり。神は聰明正直なるものにて、兒童の戲の如くなる祭をなして感應ある、これ鬼神の測りがたき所なり。天を畏れ民を患ふるは、王者の心なり。此段は尋常の經學者の徒の預り知る所にあらず、と云へるは、實に然ることにて、いと〳〵めでたく、眞の道に稱

〔我翁〕本居宣長をいふ。

〔玉くしげ〕本居宣長の著、國政の事、道の大意、今代の心得等を解説したるもの也。凡て二卷なり。

〔なごす〕やはらぐる也。

〔唐戎〕戎とはえびすの義にて、支那の人を卑しめていへる也。

〔太宰純〕德川吉宗時代の儒者、通稱彌左衛門、春臺と號す。信州飯田の人也。延享四年六十八歲にて歿す。

〔經濟錄〕經濟總論以下十卷に分ち、支那歷代の事績を引證して、我國經濟の一般を論じたる書也。

〔めでたく〕けつこうの意也。

ひたる說なりけり。偖その御心を、とらむとするには、先いみじく火の汚穢をいみ清淨めて、但しこの火を清淨むると云ふことも、尋常の學者の、いたく心得がてにする事なるが、此はよく古を學びて、其妙なる故よし有る事を悟るべく、亦それまでもなく、今の現に、其しるしあるをも思ふべし。美旨多く獻り、人ども親しく集ひて、歌ひ舞ひ、種々おもしろき事のかぎりを爲して、慰め奉るぞ、神の大御心には叶ふなる。此妙なる趣は、熟く古を學びて知るべし。或人問て曰く、世の識者等の常云ふ言に、神は正直にして、非禮を歆たまはぬ理なるを、己が心の私欲あるに競べて、神に珍膳美味を獻り、或は甚しきに至りては、此願を叶へ賜はらむには、宮を修理して奉らむ。繪馬を納め奉らむ、など云ひて祈る、これ甚じき非事なり。人だにも志ある者は、賄賂を受くる事を恥とす。まして神の上をや。もし然やうの祈を受くる神もあらば、其は決めて邪神なるべし。など猶言痛く理を述て云ふ者あり。此論ひはいかに。予云ふは、其は凡人の常の道理を以て云へば、當れるが如くなれど、神は正直にして文なきと、奇く異く坐ますとのみ、人と異にして、其情は違ふこと無し。然るは、人にしかゞへの事を叶へ賜はらむには、云云の物贈らむと云ふに、否みて受けざるは、其物の欲からぬに非ず、受くるは道ならずと思ひ、又は他の見聞を憚り思ふが故に、欲き心を制へて受けざるなり。神は然る心しらび無く、その物を受けて、願ふすぢを叶へ給ふは、是神の直き情なり。譬へば稚子に果を與むと約りて、し

〔火の汚穢云々〕火は火の神即ち迦具土神なる故、その汚穢を忌みて清むる也。

〔繪馬〕馬を描きたる額にて、神社佛閣等に奉納するもの也。後世は武者人形其他種々の形を描きて奉るに至る。往古神社に馬を獻る事より起る。

〔邪神〕閑際筆記に「邪神は之れ何物が成る所ぞ乎。曰く我嘗て諸を先儒に聞く、人を以て言レ之へ、凡そ闘鬩の小人、身職刑に罹り、或は爭闘に死し或は誣枉に殺され云々その怨氣結して不レ散して妖をなす、祭り、所レ[illegible]、紀州田邊藤九郎の祠の如き是れ也」と見ゆ。

かじかせよと云ふに、小兒は更に人の思はくを憚る事なく、悦びて其事を成すが如し。然らば人の欲しと思ふ眞心を、曲て受けざるは、僞の如くなれば、直からぬかと云ふに、然にあらず。受くるは道ならずと猶豫ひ、他の見聞を恥るも、人の上の止事なき心にて、是則人の上の道なり。また稀には、その心配なく、欲しと思ふ儘に、受くる人も有らむか、是も其人の眞心なれば、然のみ憎しと云ふまでの事はなきなり。都て斯る事の上に、道を心得るに足ること、多く有る事なれど、此はかたくなに、赤縣籍のみ讀たる人々の、容易く心得がたき處なり、然れど能く思ひめぐらすべき事なり。然れば人の受けぬを是として、神の受給ふを非なりとは云ふべからず。また神の受け給ふを直しとして、人の受けぬを直からずとは、彌云ふべき事に非ず。受くると受けざると、互にその道の異なる所なり。また神に祈言を申して、其よろこびに、物獻る事を、謂ゆる賄賂なりとて、非事なりと云ふも、いまだ眞の道を得ざる故の僻説なり。さるは神のみならず、人の上にても、人に物賴むには、いかで其事を成し得てましと思ふ故、何にも其人の心を執むとす。これ實に然あらでは叶はぬ事にて、自然の人情なり。又さらでも人の恩をうけて、其懽き情を表さむとするには、只に辱きよしを云へるのみにては、何となく心に不足ず思ふ故に、さては物贈りてなりとも、其懽き情を表さむとする、是もまた然あらでは叶はぬ事にて、即天津神の賦り賜へる人の性にて、則これ眞の道なり。

〔祈言〕「ノム」は祈る、願ふなどの義日本紀に、祈禱を「ノミイノル」、祈啓、禱及び請罪などを「ノミマチス」、叩頭を「ノム」と訓めり。

〔賄賂〕南史陳張貴妃傳に「閹宦之徒、內外交結、轉相引進、賄賂公行」と見えたり。

〔天津神〕天地初發の時、高天原に成り坐せる諸神を申す、古事記に、天之御中主神、高御產巢日神、神產巢日神、宇麻志阿斯訶備比古遲神、天之常立神等五神を數ふ。

〔司の人〕なほ役人といふが如し。

〔物おくり云々〕賄賂を贈る也。

〔ひたぶるに〕一途に也。

さるを此意の轉りては、おのれ非事なる訟事に勝むなどかまへて、司の人に密に物おくりなどして、其心をとり、あらぬ惡事を僞出ることもある故に、いと惡き事の如くにも云ふめれど、元來は人の止事なき眞性より出たる事にて、惡からぬ事なるを、西戎人など、眞の道てふ事を知らざる故に、もとの意をたどらずて、一向に惡きわざなりとは云へるなり。人に治しく恩を受けたるは、なる限り物おくりてすら、心不足ばかり慊きものなり。能く己が心に省み、此意を覺るべし。然れば神に禱言を申して物奉るも、此心ばへに異なる事なし。此をなどか惡しと云はむ。物奉らむと誓ひて、祈申すとも、なでふ事か有らむ。總て古に例ある事にて、神の御みづから、我にしかじかの物を獻りて、しかじかの祭祀をなしたらむには、云云の禍を與へまし、など宣へること、古書に此彼見えたり。此はよく古を學びて知るべし。甚小智見の赤縣學者、おのが心に比べ見て、あなかしこ、神の御上を勿濫り云ひそ。また赤縣籍にも、尙書の金縢に、眞の道に稱ひたる、甚も殊勝なること有り。この金縢の事は、前にも云へり、考合すべし。然るは周公旦、その兄武王が疾を瘳さむとて、璧と珪とを奉りて、先祖の神靈に祈りて云へるは、以レ旦代ニ某之身一、予仁若レ考能多材多藝、能事ニ鬼神一云々。爾之許レ我。我其以ニ璧與一レ珪歸俟ニ爾命一、爾不レ許レ我我乃屛ニ璧與一レ珪。と云へり。周公旦は、我老翁の云はれし如く、何につけても、さかしらのみ爲し人なるが、中には斯く賞々しき事も有るは、しかすがに上つ世に遠からねば、古意なる事も有けるよと、甚おむかしくなむ。然るに、彼國人、王粲、張和仲の徒、前にも云へる如く、此事をも、金縢を僞書なりと云の證として、夫人子有レ事ニ于先王一。而可下以ニ珪璧一要上レ之乎、使下ニ周公一而然上非ニ達孝者一矣、など云へるは、眞の道をたどらればなるべし。此等をも、赤縣學者流は、賄賂なりと云ふにや。其は何にも有れ、都て道は天津神の命

〔珪〕上尖り下の四角なる玉也。

〔我老翁〕前揭の我翁と同じ。本居宣長を指す。

〔おむかしく〕喜ばしく也。

〔金縢〕尙書中にある篇名也。

〔先王〕昔の聖天子をいふ。論語、季氏に「昔者先王以爲ニ東蒙主一」とあり。

〔達孝〕衆人が認むる孝行也。

〔周公旦〕世に周公といふ、姓は姬、名は旦、文王の子也、生れて聖德あり、世々岐山に居り、武王を援けて天下を安んず。貞觀政要に「貞觀年、詔停ニ周公爲ニ先聖一、始立ニ孔子廟堂於國學一」とあり。

〔いやなき〕無禮の意也。

せ賜へる、眞の性に顧て尋ぬべき者也かし。また問て曰く、神に不敬事ありても、罰め給ふ事なく、祈りても忽に感應なき事もあるは、神の質物なるとしては、甚心得がたき事なり。然れば感應ありつと思ふは、寓然にはあらざるか。予云ふ、まづ神の御心は、甚も〳〵測りがたく、奇異き物にて、善神の福を賜はり、人の不敬を罰め給はぬなどは、然る事なれども、時にふれては、忽に罰め給ふ事も有り。また不敬事も無く、粗略にも爲奉らぬに、荒び給ふこともあり。さるは人こそ知らね、何ぞかも、神の御心にかなはぬ事の有りて、崇神天皇の御代に、三輪の大物主神の荒び給ひて、天の下に疫病を流行らせ給へるなど、更にいかなる故とも測りがたし。また惡神と云へども、御心の和み給へる時は、福をなし給ふ事も、絶てなしとも決めがたし。又問て云く、然やうに善神も、或は禍事をなし、惡神も或は福を與へ給ふ事も有りといはゞ、何れ善神、いづれ惡神と、別云ふべき證なく、甚混らはしき事に非ずや。予云ふ、此は我翁の云く、凡て神と稱す物は、佛家に謂ゆる佛、また儒家にいはゆる聖人、などとは異なるものに坐ませば、正き善神とても、事に觸て怒り給ふ時は、世人を惱まし給ふ事もあり。邪なる惡神も、稀々には善き所爲も有るべし。とにかくに神の御事は、彼の佛菩薩聖賢など云ふ物の例を以ては云ふべからず。善神の御所爲には、邪なる事は、つゆも有るまじき事ぞと、理をもて思ふは、儒佛の習氣なり。神はたゞ尋常の人の上にて心得べし。勝れて善き人とても、時によりては怒

〔崇神天皇〕第十代の天皇、開化天皇の第二皇子也。御名は御間城入彦尊又御間城入彦五十瓊殖天皇と申す。天下大に治まり、在位六十八年、御壽百十九歳にして崩御し給ふ。

〔大物主神〕又の名を大己貴神といひ八十萬神を率ゐる神なる事日本書紀に見えたり。大國魂神社として祀る

〔疫病を云々〕日本書紀崇神天皇の五年に「國内多二疾疫一、民有二死亡者一、且大半。」とあり。

〔菩薩〕菩提薩埵の略也、注維摩に、「菩提佛道名也、薩埵秦言二大心衆生一、有二大心入一佛道一名二菩提薩埵一」と見えたり。

〔玉鉾百首〕本居宣長の著。古學の大意を詠みたる歌集也。
〔釋迦〕佛教の開祖。名は悉多太子、母を摩耶といふ。迦毘羅城東嵐毘尼園に生る。
〔孔子〕魯の人、魯の襄公二十二年昌平鄕の陬邑に生る。孔子家語に「徵在進曰、從父所制、將何問焉、父曰、卽爾能矣、遂以妻之、徵在既往、廟見以夫之年大、懼不時有男、而私禱尼丘之山、以祈焉、生孔子、故名丘、字仲尼」と見ゆ。
〔天竺〕祖庭事苑に「梵語天竺、此云月、云々、五天竺、亦名五印土、周九萬餘里云々」とあり。

る事あり。怒りては人のため善からぬ事も、必無きに非ず。又あしき人とても、希には善事も混ることにて、一概には定めがたきが如し。されば崇神天皇の御世に、大物主神の御心に依て、疫の發りしも異むべきに非ず云々。篤胤云、此文の續きに、凡て世に惡き事の有るは、みな禍津日神の御所爲なる由を、師の記し置れたれど、其は一偏の說にて、委からざる事、既に上に云るが如くなれば省きつ。と云はれたるを、能よく思ひ囘らすべし。善神の禍害を爲し、惡神の幸福をなし給ふことは、譬へば櫻の花は、春さく物に極まりたれど、或はかへり花とて、秋冬など咲こと有ると、同こゝろばへなり。然るを、この適ある事を以て、いかで櫻の花は、春さく物とは、定め難しと云ふべからむ。然れば善神の荒び、惡神の福をなし給ふなどは、此かへり花の類と思ふべし。かく神の御上の事は奇異く、實には測り難き事故に、たゞ畏れ敬ひ、御心をとり奉るより他なき事なり。孔子の、鬼神之德盛矣乎云々、詩曰、神之格思不可度思。矧可射思。と云るをも思ひ合すべし。又問て曰く、古道を學びて、神の御上をよく辨へたらむには、他國の神をば祭るべからぬ理にや。また世に並て祭る事には有れど、彼佛などをも淨く厭ひ廢べき物にや。はた佛は神とは甚く異なる物にや。予云ふ、能くも問ひ發されたる物かな。此事は俗の赤縣學者は更にも云はず、古を學ぶ人さへに、心得ひがむる事なるが、玉鉾百首の歌に〽釋迦孔子も神にし有れば其道も、廣けき神の道の枝道。と詠れたる如く、佛法すなはち神の枝道にて、佛すなはち天竺の神なり。委くいへ

ば、天竺にても、神と佛と二の別あり。謂ゆる神とは、諸天善神など云ふ類ひ、いはゆる佛とは、彌陀、觀音、勢至など云ふ屬なり。大概をいへば、謂ゆる諸神は、彼國に元より事實の傳はりたるにて、諸佛は大かた、釋迦法師の杜撰り出たる物と見えたり。此は實にしか有べき謂あり。さるは出定後語に記せる如く、彼國には、釋迦よりもいと上世に、既く敎ありて、佛法に外道とさすもの卽是なり。この外道、かの國に元よりある所の、諸天諸神の古傳說に原づきて、人を導けるを、釋迦法師いでゝ、一層その上を說き、諸天諸神にまさりて、尊き物こそ有なれとて、過去の諸佛と云ふもの、竝に其妄說を杜撰り、いはゆる神變といふ、くさぐさの妖術をもて、其有形を現はして證とし、さて終に、彼國人を誑きおほせたる物なり。然れば佛經に、諸天諸神の屬、佛の下吏の如く見ゆるは此故なり。そは近くは、飜譯名義集に、佛陀大論云。秦言ニ知者。知ニ過去未來。現在。衆生。非衆生數。有常。無常等一切諸法。菩提樹下了了覺知。故名ニ佛陀。後漢郊祀志云。漢言レ覺也云々と云ひ。また原夫佛垂レ化也。道濟ニ百靈ニ法傳レ世也。慈育ニ萬有ニ出則釋天前引。入乃梵王後隨云々。三乘賢聖、既肅爾以歸投。八部鬼神。故森然而翊衞。といへるにても知るべし。また諸佛經おほかたは、後世人の釋迦に託いて妄作れるなれば、其等が心に出たるも多きなり。何を以て、其古傳と、妄作とを、知ると云ふに、其佛の名と、事實とを、よく考へて知らるゝ事にて、此は出定後語、また赤倮倮に論へるを階梯とし、なほ上りて審に考へて、さる由緣を曉るべし。さて彼國にても、神と佛との差別、かくの如しといへども、諸の佛書等に、諸天諸神をも、彌陀、勢至の類と、つかれて佛といひ、また彌陀、勢至の類をも、諸神諸天と等く神とも云へれば、爰には諸神諸佛おしなべて、只に佛と云ふなり。序なれば云ふ、諸の佛神に實物と寓物とある事は、此は活眼をもて書を讀むうへにて云ことなし。然るを禪宗と云ふを始め、後世に作いたる宗どもに、諸佛神ことごとに、有名無實にて、釋迦法師の、道理を論さむため、寓に設けたる物なりとやうに、說けるが多かれど、此は彼國も後世となるがまにまに、人心生さかしく成りて、釋迦法師の敎へたる趣にては、信はざりし故に、其を一段さかしく說て敎へたるにて、此は何れの國も思ひ合さるゝ事の多きなり。諸佛神、釋迦の設けたるが多けれども、更に道理の上の寓物にあらず。實物なるに決めて、飽まで彼國人を誑かしたるなり。また赤縣へ渡りてのち、彼國に附會して、道理の上に取成したる事も少からず、其は禪學の書を讀見るに、多く老子の說を非心得して、其を取り、莊子の說をも附會して、說きたる物なるにても知られたり。朱子もはやく、釋氏只有ニ四十二章經ニ是古書。餘中國文士潤ニ色成レ之とも云へり。或人いはく、佛は天竺の神にて、赤縣にても、此を神と云へり。其は後漢書に、西域有レ神其名曰レ佛といひ、勾瑞に、佛は西方の神なりなど云へる是なり。なほ胡神、また蕃神など云ふ事も、何くれの

〔三乘〕聲聞乘（小乘）緣覺乘（中乘）菩薩乘（大乘）を合せいふ、乘とは人を乘せて各其果地に至らしむる敎法也。

〔翊衞〕たすけまもる也。

〔老子〕道敎の祖、姓は李、名は耳、字は伯陽、又聃といふ。楚の苦縣の人也。

〔莊子〕周代の道學者。名は周、宋の蒙邑の人。その著に莊子（一名南華眞經）あり。

〔後漢書〕宋の人范曄の撰、後漢二十帝の事を叙述したるもの、凡て百二十卷。

〔中國〕支那をいふ

〔西域〕印度及び中央亞細亞地方の古稱也。

篇に見えたり。また皇國籍にも、欽明紀に、蕃神、敏達紀に佛神など作き給ひ、靈異記に、隣國客神像云々とありて、注に客神者佛也とあるなど、能く符ひたる書法なり。此等をもて、赤縣も皇國も、佛を神と云へる、古の例をも思ふべく、又それまでも無く、古より佛の靈驗ありて、神なる事は灼然し。されど人の偽れる事も多し。今は其正きに就て云ふなり。更に疑ふべくもあらず。但し此ことは、古學を爲たる者の心よりは、佛法と云ふもの、元來は釋迦のさかしらに作りたる邪道なれば、みな禍神のこゝろより作る事にて、その靈驗あるも、みな其禍神の心なるめりとやうに、ふと思はるゝ事なれど、然にはあらず。諸佛神は、天竺の國に元より其事實の傳はりたるを、釋迦の說廣めたるなり。○篤胤云、此或人の論ひの如く、天竺の諸神佛、おほかたは、彼國に古より事實の存りたるを、釋迦法師の說ひろめたるなる事は、論ひなきものから、先にも云へる如く、彼法師、ならびに後世の法師どもの杜撰り出て、有名無實なるも、又少からず、その有名無實の物に祈りて、驗ある事は、是また禍神の御心なり。其は下に記せる鮑魚神、草鞋大王の靈驗ありしに、准へて知るべし。また元來は假に設けたるにもあれ、祈りて驗ある上は、打任せて神と云はむも何事かあらむ。また佛は蕃神なれば、祭るべき謂なしとて、狹み厭ひ棄むとする人の有るも、偏にして、眞の神の道を知らざるものなり。凡て世の中の事は善も惡きも、本は神の御所業によれる事にて、佛道の行はれ、佛神の參渡りて、其を祭る風俗となりたるも、本は神の御心に因れるにて、則公ざまにも立置るゝ事なれば、是も廣けき神の道の中の一の道なり。かくて、佛すなはち神なれば、時世に祭る風俗のほど〲に、禮び饗しらひ、また由縁ありて、心の向はむ人は、祭もし祈言をせむも、咎むべき事には非ずかし。然れど眞の道の趣を覺りたらむ人は、皇國には、天地の初發の時よりの、正き傳說ありて、神々の尊く畏く、恩

〔蕃神〕又た胡神といふ、戎狄の神也。日本書紀欽明紀に「方今改拜二蕃神一、恐致二國神之怒一」と見えたり。

〔天地の初發〕日本書紀神代上に「一書曰天地初判一物在二於虚中一、狀貌難レ言、其中自有二化生之神一、號二國常立尊一、亦曰二國底立尊一」こと見えたり。

〔鮑魚神〕四十九頁頭註鮑魚云々の條を見るべし。

〔草鞋大王〕除睡鈔に「劉昌詩、蘆浦筆記載、草鞋大王事、初一人掛二草履於樹杪一、從來者效レ之、纍々千百あり、好事者戯に號して曰二草鞋大王一、後塗爲立レ祠、大著二靈異一云々」と見えたり。

〔天照大御神〕又、大日孁貴、天照大孁尊と申す。日本書紀に「既而伊弉諾尊伊弉冊尊共議曰、云々何不レ生二天下之主者一歟、於レ是共生二日神一、號二大日孁貴一云云」と見えたり。

〔淫祀〕いかがはしきものを神として祀る事也。

〔族類〕同族也。

〔王〕支那にて三代の時天下を統一したる者をいふ。周末には諸侯皆之を僭稱し、秦代に皇帝の名稱起りて王は皇帝より卑き者と看做されたり。

〔諸侯〕領主をいふ。說文に「古者以レ射選レ賢、射中者獲二封爵一、故因謂二之諸侯一」とあり、侯は的なり。

頼の忝き事を知りて、齋き祭り、なほまた其家々に就て、各々先祖氏神など、祭來れる神靈ありて、家のため身の爲の、幸ひを祈る事なれば、其を除て、外ざまの佛神などに、ひたすら心の向きて、貴み忝むべきに非ず。此は欽明紀の義に、何背二國神一敬二他神一也とあるぞ、正しき道の理に叶ふべきと云へり。此の或人の說に從ふべし○又問ふ、上の條々に云はれしにて、誰も、神祇を敬ひ祭るべき理は、大抵に通えたれども、今の俗に、家ごとに宮を設けて、天皇の宗廟たる、天照大御神を齋ひ拜む事は僻事なり。これ謂ゆる淫祀と云ふものにて、禮記に、非二其所一レ祭而祭レ之名曰二淫祀一淫祀無レ福といひ、左傳にも、鬼神非二其族類一不レ歆二其祀一と云ひ、孔子も、非二其鬼一而祭レ之諂也、また敬二鬼神一而遠レ之可レ謂レ智矣、また未レ能レ事レ人焉能事レ鬼とも云へれば、決めて否き事なりと云ふ人あり。此はいかに、予云ふ、此事は漢籍學者流の常いふ事なるが、何にも彼徒より見たらむには、然思はるゝ事なるべけれど、いまだ事の義を深く知らざる物なり。然るはまづ、天照大御神の大宮を、漢籍に謂ゆる宗廟と云ふものゝ如く思ふは、甚く違へり。彼國にて、宗廟といふ物は、王にまれ諸侯にまれ、己が遠祖を祭る所を云ひて、其は我のみ祀れども、他よりは祭る事ならぬ制なり。然るから、其祭るまじきを祭るなどをば、淫祀とは云へるなり。此は誠に然も有るべき事なりかし。天照大御神の宮所は今さら申すも

〔邇々藝命〕又邇々杵尊に作る。天津彦火瓊々杵尊とも申す。天忍穗耳命の第二子、彦火火出見尊の父神也。

〔古事記〕太朝臣安萬侶が元明天皇の勅を奉じて神代より元明天皇迄の事を編纂して献上したる歷史也。

〔社稷〕社は土地の神、稷は穀物の神にて、君主居城を築く時之れを王宮の右に祭る也。又宗廟、國家等の意に用ふ。

〔法樂〕法味を以て神を樂ましむる也。法味とは妙法を咀嚼して心に快樂を生ずるをいふ。

〔旦家〕旦那たる家即ち佛に歸依し僧に布施する家也、又檀家に作る。

更なれども、人々仰ぎ瞻奉る、日大神の御靈を齋ひ祭り給へるにて、神宮なり。然るを赤縣州の王どもの、死靈を祭りたる所と等く稱し奉るは、いとも可畏く、餘りに物しらぬ儒者どもの云ひごとなり。唯に假よりたる事は、天皇の御大祖に坐ます事のみなり。此は甚も可畏けれども、天皇の御遠祖に坐す、邇々藝命と稱し奉るは、日大神の大御孫に坐まして、皇國へ天降ませる故なり。此は古事記、また日本紀、古語拾遺などに、委く見えたるが如し。此事をも、赤縣學者流は、彼國の、祖宗を天に配すなどいふ事と同じ趣に思へど、其は甚しからぬに依てなり。かく赤縣州の宗廟、また社稷など云ふものとは、異なる事にて、神宮なれば、諸人の拜み奉るとも、更に咎むべき事に非ず。よし、赤縣に云ふ、宗廟とひとしき者な、諸人の拜むことは、なほ、然することも勿れとの、御制なき事ならぬには、赤縣の制を理として論ふべき事に非ず。況て然もあらぬをや。もとも、古には、私に幣物を獻ることは、禁じ給へれど、これは大神宮儀式帳、延喜式などに見えたり、大宮へ參詣る事は禁ぜられたる事なし。但今世の如く、家々に祀らはる事は、靈平の亂より打續き、世中亂れて、大御神へ、諸國よりの奉り物も絶たりしほど、館の輩、時を習て、法樂といふ事をなして、佛經を誦し、其神樂の舍數を記して、諸國の旦家へ配りけるよりの事なりとぞ。此もすなはち神の御德なるべし。この事は、外に委く記せる物あり。猶殊に此大御神は、神代も、いとも畏く、甚も妙なる由縁まし坐して、世に有とある人の限り、敬ひ拜み奉らでは、得あらぬ業たるが上に、生とし生るもの、今の現に、此大御神の御德を蒙らぬ物の無ければ、家ごとに祀り奉りて、其大御德を忘れ奉らぬは、いと厚き事にて眞に道に稱ひたる所爲と云ふべし。赤縣人の如く、日は大陽の精などゝ云ひて、其上もなく尊き神に坐ますことをも知らず、

〔心しらび〕心遣、心配の意也。
〔つばらか〕詳也。
〔不レ歆〕祭事が神意にかなはぬ也。
〔天地の中云々〕春秋繁露に、「古之造レ文者、三畫而連二其中一、謂二之王一、三畫者、天地與レ人也、而連二其中一者通二其道一也、取二天地與レ人之中一以爲レ貫、而參二通之一、非二王者一孰能當レ是」と見えたり。
〔封内〕領地内の意
〔山川を祭る〕風俗通に「禮、天子祭二天地山川一歲徧、春秋國語、凡禘郊宗祖報、此五者國之典禮、加レ之以二社稷山川之神一云々」とあり。
〔五等〕王・諸侯・大夫・士・庶人の五等をいふ。

大御德を思はねとは、實に年を同くしても語るべからず。赤縣にては、紅毛などをいひて賤むる、阿蘭陀人、また蝦夷の國の人までも、能く日神の可畏く尊く坐ます事を知りて、朝夕に拜き祀り奉るとぞ、いともさしき事なりかし、然れば元來祀り奉らぬ家は、左も右も其意に任すべく、元より祀り來れる家は、決めて粗略には爲奉るまじき事なり。眞の道を云はゞ、この大御神の御德に洩たる人の無ければ誰が家にも齋き祀り奉るべき理いちしるく、更に淫祀など云ふべき事にあらず。其は有れど、並く祭り有りては、自然に狎汚し奉ることも、あるべければ、其心しらびして、狎れず汚さで敬ひ、誠心に能く祀り奉らむやうこそ、有らまほしけれ。さて又、問の語に云へる語どもは、大凡の學者の、神の御上の事を云ふ每に、必いふ語にて、中には甚く道の害となる說も多かれば、此所には處狹く煩ければ、委細に云ふべし。まづ左傳に、鬼神非二其族類一不レ歆二其祭一と云ひ、また禮記なる、非二其所一祭而祭レ之曰二淫祀一淫祀無レ福。などいへる類は、測り難き神の上を、己が意もて、推むとするにて、例の妄說なり。然るは赤縣にて、王とある者の、天神地祇を祭祀る事は、儒者のいふを聞くに、天地の主として、天地の中に居り、天地の氣、その身に關り係りぬれば、自然に天地の神、その祭を享べき筋なりと云ひ、また諸侯とある者は、一國の主なれば、天地の神を祭るべき由縁なければ、只に封内の山川をのみ祭るべしとて、此より以下、大夫、士、庶人と五等に分けて、其いはれを論ひ、譬へば諸侯にして、天神地祇を祀り、大夫にして、山川の神を祭る類は、其祭るまじきを祀るなれば、淫祀なり。淫祀には、神の福

をなし給ふ事は決めて無き事なりと云へり。（この事なほ委くは、新井君美主の鬼神論を見るべし。）歆たまはぬと云ふ事、何を徴として云ふ事ぞ。天地の諸神の御徳に依て、生立ゆく人なるを、庶人なりとて、誠心に祀り奉らば、神いかで其祭を享給はざらむ。和漢に庶人の身ながら、神祇を祈りて、其福を賜はれる事多くあり。また鬼神非二其族類一不レ歆二其祭一と云へるも信がたき事は、まづ人は、生て有し時の情も、死て神靈と成りての情も、違ふ事は有るまじければ、生たる時の情もて、神靈となりての情を測るべし。生たる時の情は、更に由縁もなく、親族にもあらぬ人にても、我に懇なる意もて饗すれば、悦びて受け、又或はうち捨て、賴む事などの有れば、いかで其事を成し得て、取せばやと思ひて、力の限り勤むに非ずや。然るを死て神靈と成るとも、何でその族類ならぬ者の祭は歆ず、などやうの無端き情と成らむや。（然るを、陰陽五行の理もて、鬼神を論ふ人、決めてその族類ならぬ者の、祀を歆ぬ理を論ひて、君美ぬしなども、我族類に非ざる祭は、神たとへ其禮を射はずとも、其饗を歆ること能はず、その氣別にして、相感ずべき理の具らざればなり、などさへぞ言れける。）もし強て、鬼神は非族の祭祀を歆ずといふ人有らば、其は決めて、その本情、たのもしげ無き人なるべし。今鬼神の、その族類ならぬ人の祭を歆るよしを、和漢の事にて、其著きものを云はゞ、北野の神を、菅原氏ならぬ人の、祀りて驗あること灼然く、また赤縣にても、關羽また天妃など云ふ者の神靈の、すべての人に福をなす事の著明をも思ふべし。斯在ことの跡をば顧ず、信み云たき

〔五行の理〕白虎通に「五行者何謂也、謂二金木水火土一也、言レ行者、欲レ言三爲レ天行レ氣之義也、地之承レ天、猶二妻之事レ夫、臣之事一レ君也、謂二其位卑一。卑者親レ事、故自周二於一行一、尊二於天一也。」とあり。

〔射はず〕厭はざる也。

〔非族〕祖先を同じうせざるものをいふ。左傳に「民不レ祀二非族一」と見えたり。

〔北野の神〕山城國京都市上京區馬喰町に在り、菅原道眞を祀る。又天滿天神の號あり。

〔關羽〕三國時代蜀漢の勇將。字は雲長、劉備の義弟也。

〔天妃〕川を掌る神の名也。

容論容理にのみ泥み居るは何ぞや。殊に鬼神は、非族の祭を歆ずと云ふ事は、一偏に赤縣説を信ふ人には、甚く害となる語なり。然るは今世に多かる、養親養子などの中も、此語に惑ひたらむには、自然に親をさきて、不慈不孝のもとゐを發すべきものなり。若しひて此語を主張せむとせば、儒者の孔子を祭るは何事ぞや。朱子曰く、若レ祭ニ其他ニ亦祭ニ其所ヲ當レ祭云々。烏得而不ニ來歆ニ乎。今祭ニ孔子ニ必於レ學。其氣類亦可レ想と云へり。これ理めきて聞ゆるを、また性理字義などには、異姓の養子の祭なば、先祖の靈の歆ずと云ふ理を、言痛く論へり。儒者の、孔子を祭りて歆べき理あらば、其家を續る養子の祭は、いよいよ歆べき理なるをや。何事も空理を以て推むとするから、かく前後そろはぬ説も出來るなり。さるを信ひ居る人も有るは、いとすべて赤縣の教訓どもには、餘りに狡意すぎて人情を亂り、道を害ふ事、怪しく可笑き事なり。

この類多く有り。序なれば此所に記す。こは南秋江が鬼神論に見えたる事なるが、李子と云ふ者に、何者か問ひけらくは、凡人於レ母有レ連ニ骨肉ニ乎。と云ひければ、李子が云るは、子見ニ五穀ニ乎。種ニ於土ニ而生長也。其枝節根葉。皆出ニ於種ニ而无ニ一屬ニ於土ニ。種者父也　土者母也。是故先王之制。同姓之親。百世不レ婚。而母族无レ親。夫母也功與レ父同而不レ連ニ骨肉ニ則有矣。と云ければ、その者かへりて、其母に云へるは、昨聞ニ於李子ニ。母也不レ恩ニ德於我ニと云て、其後は母に仕ふること、粗略になりけると云ふ事見えたり。此類の事なほ有べし。一向に赤縣語を信ふ人には、まゝ此類の癡人あり。よく思ひ回らすべき事なりかし。また孔子の、非ニ其鬼ニ而祭レ之諂也と云へるを、淫祀無レ福。また鬼神は、其族類に非ざれば、其祭を歆ずなど云へると、強合せて解くことなれども非説なり。此は、徂徠の論語徵に、此孔子有レ所レ譏而言。但未レ審ニ其爲ニ何人ニ也。其義則與下答ニ樊遲ニ。務ニ民之義ニ敬ニ鬼神ニ而遠ち之相發。と云へるにて、更に動くまじくこそ覺ゆれ。また敬ニ鬼神ニ而遠レ之可レ謂レ知。吾友鈴木朗いはく、遠之の二字、俗の儒者など、遠レ之と訓む事なれど、いとも不敬の謂ざまにて、孔子の語氣に非ず、遠レ之とこそ訓べけれと云へり。此實に然ることなり、從ふべし。僅にナといふなニといふの違ひなれ

〔同姓の親〕姓を同じうする親屬也。

〔しれびと〕たはけもの、意也。

〔其鬼〕己れと族を同じうする者の靈魂をいふ。

〔論語徵〕論語の古義本領を説きし書全部十卷也。

〔樊遲〕孔子の弟子魯の人、名は須、遲は字也。論語雍也に「樊遲問レ知、務ニ民之義一、敬ニ鬼神一而遠レ之、可レ謂レ知矣。」とあり。

〔鈴木朗〕尾張の國學者、初め山田氏、字を叔清、離屋と號す、通稱は常介、藩の明倫堂教授たり。國學を本居宣長に學びて一家をなす。明倫堂に和學科を設くる朗に始まる。天保八年歳七十四にて歿す

ど、敬と不敬の太じき違ひとなる、これ于ニナ、の如な所なり。と云へるに、樊遲への答へなるを此をも都ての人に及びたる語と思ふは、また謬なり。然るは樊遲は、孔子も、小人哉と、長息たるばかりの癡人なれば、なほ此人の才の鈍かりしこと、論語を抜き見て知るべし。鬼神に褻事ることの過たりけむかし。然る故に、其を矯むとて、斯は教へたるべし。また未レ能レ事レ人焉能事レ鬼と云へるは、季路への答へなり。此をも諸人に及びたる語と思ふは、また謬なり。子路は剛勇にすぎたる壯士なれば、惟ふに幽冥の理を信はず、形も見えぬ物に、事るなどは、益なき事にも思ひて、鬼神を侮り、それに事へて、不敬き事もありけむかし。又然らでも、然る事も有らむかとの心配にて、汝などは、いまだ人に事ふることさへ能くも學ばで、焉で鬼神に事へまつることを得べきぞと、鬼神の可畏き事を知らしめて、彼が不敬なきやうにと、誡めたるなるべし。子路が、幽冥の理を知らざりけむと思ふは、鬼神に事ふることを問て、やがて死生の事を問へるにても知るべし。凡て孔子は、その問人に依て、同事も、其答の別なるは、誰もよく知れる事なり。又問て曰く、此語の詞つゞきに、子路が又死を問ひける答に、不レ知レ生焉知レ死乎と云へると、家語に、子貢が、死者有レ知乎將無レ知乎と問けるに、孔子答へて、吾欲レ言二死之有一レ知。將恐二孝子順孫妨レ生以送一レ死。吾欲レ言二死之無一レ知。恐二不孝之子棄二其親一而不一レ葬。賜不レ欲レ知二死者有レ知與一レ無レ知。非二今之急一後自知レ之。と云へるとを、一意に解く人あり。誠にさる事なるか、若くは事異なる

〔小人哉〕論語子路篇に「樊遲請レ學レ稼、子曰、吾不レ如二老農一、請レ學レ爲レ圃、曰吾不レ如二老圃一、樊遲出、子曰、小人哉樊須也、上好レ禮、則民莫二敢不一レ敬云々」とあり。

〔子貢〕姓は端木、名は賜、子貢はその字也。周代衞の人にして孔門十哲の一、言語を以て著はる、孔子より若きこと三十歳、魯衞に相となり、家に千金を累ね、齊に卒に終る、孔子嘗て瑚璉を以て之を評す。

〔順孫〕克く祖父に仕ふる孫也。漢書黄霸傳に「宣二布詔令一、百姓鄕レ化、孝子弟弟、貞婦順孫、日以衆多」と見えたり。

か。予いふ、子路に答たる語と、家語なるとは、詞は似たれども、意は甚く異なり。然るはまづ、子路に答たる語の意は、汝も吾も、かく生出たる物には有れど、何なる理に依て、何として生れ出たりと云ふこと、吾ながら更に知られぬに非ずや。然るを況や、未見もせぬ事なるを、死て後の事を、何として知るべきぞと云へるなり。死て知る事の有無を云へるには非ず。（もし強てこれを死て知る事の有無を知らず、と云へるなりと解かば、不レ知レ生といへるは、生して居るも、死たるか生たるか、知らずと云へる事となるをや、然る事にてはあらぬかし。）また家語なる、欲レ言二死之有一レ知。云々の語は、文面の如く、死て後、しる事の有無を云へるなり。偖また此語は、甚しく道の害となる語にて、思ふに、此は後人の、孔子に託けて云へる物にて、決めて孔子の語ならじとぞ所思ゆる。（すべて家語なる事ども此類いと多し。）然いふ故は、此語に、死者しる事の有無を究めず語を左右に託せて云ひ遁れはしたれども、後自知レ之。など云るより及ぼして、其そこの情を推量るに、實には、死者しる事なしと、究めたるの語勢なり。然るから此語を信ひたる、和漢の識者等、大凡は死者を知ること無し、と云ふに決めたり。（鬼神を有無に究めずと云も、等の習氣に因りてなるべし。）此孔子の意は然らず、死者しる事ありと、堅く云ひ教へてすら、生さかしらの徒、または置意うすき輩などは、死者の靈其所に容を現さねば、自然に怠慢の情おこりて、生たる人に事る如くには有らぬわざなり。況て知る事なしと云ひ、また知ることを有無に決めさらむには、先祖を祭るに

〔靈〕倭訓栞に「たましひ、魂魄又靈をいふ、玉火の義、しは助語也、古語に靈火也と見えたり、日本紀に識性、萬葉集に心神、範神、なとも訓ぜり、一説に、玉奇日といへり」とあり。又全體新論に「諺有レ之曰、親生レ之謂レ身、天命レ之謂レ性、是性也、卽人之靈魂也、人之所レ貴者身、身之所レ貴者魂、身爲二魂之宅一、魂爲二身之機一、魂與レ身相附而爲レ人云々」と見えたり。

〔心見〕目に見、心に意識することをいふ。

〔習氣〕ならひ、又くせ、習僻也。華嚴經に「斷二除一切煩惱習氣一」と見えたり。

も、誰も禮文一通りの事に成ゆきて、誠心には事へぬわざなり。何で孔子は、さる浮薄たる事いひて、人を惑はし疑はしめむ。死者しる事ありと云ひて、孝子順孫の生を妨げて送るばかり、實意おこりて、厚きに歸きたらむには、知る事を有無に究めず、人をして、祭祀に怠慢の情を漫らせむより、こよなく優りて、眞に道の本意なるべし。殊に生を妨げて、死を送るばかりの孝子順孫ならむには、然じてば、父母の我を愛む意に悖りて、却て不孝なるべしなど、能く論したらむには、決めて其教に從ふべし。また同書に、曾子の曰く、古之人胡爲而死二其親一也云々。孔子曰之レ死而致レ死乎。不仁不レ可レ爲也。之レ死而致レ生乎。不智不レ可レ爲也。（但しこは禮記の檀弓を採りて、記りと見えたるが、最初に舉たる徂徠の說に、謂二之有一者猶在レ彼者也。謂二之无一者猶在レ我者也云々。と云へるも、此語に原づけるなるべし。）と云へるも、同類の語ゆゑ、人の能く引出る事なれども、是はた孔子の語とは聞えず。然るは死者しること無しと云ひ、或は有無に究めずて、不仁と爲らむよりは、知る事ありと云て、不智と云はむとするぞ、孔子の意なるべき。然るを有無に決ずて、仁智ともに兼たる人と云れむ事を思はゞ、其は既に不仁不智の人なり。孔子は爭でさる心汚き事ならむ。能く論語を通讀すに、孔子は、仁と云ふ事を、殊更に、やむ事なき物に云り。仁あらば、智も其中に籠り有るをや。曾子の語に、古之人胡爲而死二其親一也。と云へるぞ、却て眞の道には符ふべけれ。（よく考へて、家語なる語どもの、孔子の意とは反對なる事を作らし、家語のみ

〔こよなく〕此上なく、格別等の意也。

〔曾子〕曾參をいふ。字は子輿、周代南武城の人也、孔子の弟子にて、孔子より若きこと四十六歲、親に仕へて至孝、嘗て齊これを聘して卿となさむとす、父母老いたる故を以て固辭す、又た後世之を遇すること薄かりしも孝養至らざる無かりき、孔子以て能く孝道に通ずと爲し、之れに業を授けて孝經を作るといふ。

〔檀弓〕禮記の篇名也。

〔仁智〕仁は孟子に「仁者心之德、愛之理」とあり、智は孟子に「知而有レ所レ合謂二之智一」とあり。

〔人死て云々〕人死して靈魂ある事を知らぬ人は必ず不孝の人の如くありと也。

〔愼終追遠〕愼終は父母の葬祭忌服等を鄭重にする也、追遠は祖先を追慕して祭る也。論語學而篇に「曾子曰愼レ終追レ遠、民德歸レ厚矣」とあり。

〔祭如レ在〕論語八佾篇にある句にて祖先を祭るに當りて祖先ここに在すが如く誠敬恭肅を極むるをいふ。

〔宋儒〕宋代の儒者即ち周濂溪、張横渠、程明道、程伊川、朱子等の輩をいふ。

〔履を隔てゝ云々〕事を行ふて其本意を達する能はざるに喩ふ。

ならず、餘の書等に、孔子の語とて記しあるにも、此類多ければ、よく論語と比べ見て、取捨すべき事なりとさるを俗には、孔子の語とだに云へば、此所と彼所と、打合ぬ事をも、強て解きおく人も有るは、甚愚なる事なりかし。おのれ常に云ふは、人死て知る事なしと言ひ思ふ人は、必不孝の人なりと云ふ。然るは先祖を祭り親を祭るも、みな眞心より出て爲には非ず、たゞ文飾ひと通りにて、實に愼終追遠の誠心至らず、云ひもて行けば、僞巧の所爲なればなり。倩また此所には、最よき因なれば云ふべし。論語に、祭如レ在祭レ神如二神在一とあるを、大概の儒者の解るやう、只に敬と云ふ事をのみ、言痛きまでに云ひて、神靈は、實には無きものなれども、在る如く心得て、事へよと云ふ如く解くめり。もとも神靈は目前に、その形狀を現し給はねば、しか釋きても、宜きやうなれども、未委しからず、然るは此事は、孔子の神を祭れる狀を、其弟子等の親く見て、形容し云るなる事は論なき物から、徂徠の説に、祭如レ在とは、古經の文にて、祭レ神如二神在一は、其經文を釋るなり。故に孔子の語を引て、證せるなりと云るは非説なり。此は禮記の祭儀、また家語に、孔子の其親を祭るに、容を交る事なくて、毎に神を祭るには、容を整ふる事を專と教へたるには、替りたるを見て、子貢が其故を問へるに、孔子の云るは、容を盛り整る事は、公の祭に與る時などこそ、然すべき業なれ、親に事ふるの道にあらず、と云るなどゝ、向へ思ふに、こは孔子の自身祭をなしたる狀を、弟子の記しおけるといふ舊説に從べし。孔子は、宋儒などの云ふ如き、理窟を思ひてには有るまじく、唯に神靈あらむには、見え給はねども、實に寄り來て坐ます故に、其情にて祭りたるなるべし。然れば他より見て、其容を記し、又その文を釋かむには、今までの註釋の如く、云ふより外はなき如くなれども、何とやらむ、履を隔てゝ痒を

〔左傳〕魯の史官左丘明の撰にして、その姓左なる故に左氏傳といふ、公羊・穀梁の二傳と合せて春秋の三傳と稱して皆十三經に列す。

〔杜預〕晉の博學也字は元凱、朝野號して杜武庫といふ晉の秦始中河南の尹となり、後鎭南將軍に拜し、吳を擊ちて功あり、功成りて後、思を經籍に耽らし、春秋左傳集解を作る。

〔淮南子〕前漢の淮南王劉安の撰する所、凡て二十一卷、もと內外に篇を分つ、此二十一卷は內篇にて、外篇は亡佚す。

〔衆生〕人をいふ、衆共に此世に生ずる故也。

きを搔くとか云ふ心地するなり。然りとて予その義を述むとするに、彼の情あまり有て、言たらずと云ふ如くにて、實に書とり難し。然れども、今強に思ひおこして、予が神を祭る心を推て、孔子の情を云はむには、先おのれ鬼神を祭るには、赤縣學者の如く、鬼神を疑ふ心さらに無ければ、天神地祇、また死者の神靈をおし並べて云ふ其祭に臨みて、現人に物言ひ事ふると、其意さらに異なる事なく、譬へば、貴人の襖を一重へだてゝ坐す所にて、事へ奉るが如し。されば孔子の神を祭りたるも、此如くなりけむと思はるゝなり。吾不レ與レ祭如レ不レ祭と云るも、實に然る事なりかし。但し斯くいはゞ、甚しき大言の如く思ふ人もあるべけれど、さるは、孔子の言行は、凡人には、絕てなき事と思ふよりの俗意にて、云ふにも足らず。凡て眞の道より出たる情は、誰も同事にて鬼神のことを能く辨へたらむには、更に珍しからぬわざなり。祭レ神如ニ神在一と云ふ語も、物々しく書籍に記し有て、殊にかやうの眞心なる所爲は、餘の西戎人どもには、いと有がたき事ゆゑに、おどろきて事々しき注釋どもあれど、眞の道に志を歸けたらむには、誰ももノ\斯有べき事と思へば、予はさしもおどろかずなむ。偖また大抵の人の說に、まづ生るゝ事をよく知て、其後に、死て後の事をも知るべしとて、其據に、毎もひき出て云ふ事は、まづ左傳に、子產が云へる、人生始化曰レ魄。既生レ魄陽曰レ魂。この子產が語にては、魄と云ふは人生るゝに、始て其父母より受たる、體となるべき物を云る如く聞えたり。偖こそ杜預も、魄者形也と註せり。然るを又淮南子などには、魄者陰之神也と云ふ說もあるにて、後世混らはしく、朱子など二說ともに取りて、此をも彼をも、說得好など云ひ、更に前後ぬ議どもを多く云れど、其辨は頗ければ、こゝに云はずと云ひ、また禮記の祭儀に、孔子の語なりとて、人生有レ氣有レ魂有レ魄。氣也者神之盛也。魄也者鬼之盛也。衆生必死。死必歸レ土。此謂レ鬼。魂氣歸レ天。此謂レ神。

合ニ鬼與一レ神而享レ之教之至也。骨肉斃ニ于下一、化爲ニ野土一、其氣發ニ揚于上一、爲ニ昭明焄蒿悽愴一、此百物之精也。とあるなどを引て、人の生るゝと死るとは、陰陽二つの氣の聚ると散るとにて、聚れば人となり、散りては元の陰陽に復る。其は薪盡て煙の騰上るが如く、何所に歸くと云ふ事なく、消散るなり。死生人鬼一つにして二つ、二にして一つなり。徂徠の鬼神論に、有无者鬼之謂也云云。古之與レ无代嬗、愈出愈新、愈蹶愈不レ屈。周之言曰。薪盡而火傳。未レ見ニ薪火之爲一レ二。亦孰知ニ焔續レ焔逝者如レ斯夫。尙知レ逝者見ニ其常无レ死焉。是以逐古之无レ彊。盈ニ六合之中一。洋々乎莫レ非ニ是物一也。云々と云へるは、先儒の說とは少し異にして大きに同じ。子孫の祭を爲すに及びて、來格ることは、子孫はこれ祖先の氣なる故に、彼此もと一氣なれば、祭祀に其の誠を盡す時は、同氣相感じて、感格あるなり、など云り。まづ祭儀なる、人生有レ氣云々の語を、孔子の語なりと云ふこと信がたし。然るは論語に依て熟考ふるに、孔子は此やうに、隱れたるを索め、知らざる事を云ふ人とは見えねばなり。按ふに此は決めて後世の小ざかしき者の、孔子に託けたる妄說なる事論なし。然るは、いま一層この上を問て、しか陰陽聚りて人と生れ、氣魂魄と云ふ三つの奇物を生じて、かく活動き、また陰陽消散て死る時は、其の魂は天に發揚り、魄は土に歸る事は、何の理に因て然るや。また同氣相感ずるとやらむ、其の子孫にのみ、別て感格ある事は、如何なる理に依て然るやなど、窮問たらむには、何にとか爲る。爰に至りては、百千の聖人額を蹙めて、考へたりとも、知る事能はじをや。儒こそ孔子は、

〔昭明〕物事の顯著なること也。

〔焄蒿悽愴〕焄蒿は香氣の發揚にして悽愴は人をして精神悚然たらしむる意也。

〔嬗〕禪と同義也、互に禪り代るを云ふ。

〔六合〕天地四方をいふ。莊子齊物論篇に「六合之外、聖人存而不レ論、六合之內、聖人論而不レ論」とあり。

〔感格〕靈などが誠意に感動して來ることなり。

〔產靈〕產靈神也。高皇產靈、神皇產靈の二神を申す、この神は天地のはじめの時あらはれ給ひし大神にて萬物をむすびいでたること、神代紀に見えたり。

〔成公〕晉の君、姓は姬、名は黑臀、文公の子也、趙穿の靈公を殺すや趙盾迎へて之れを立つ。公、楚の莊王と霸を爭ひ諸侯を扈に會す陳楚を畏れて會せず、因て陳を伐ち楚と戰ひて克つ。立ちて七年にて卒す。

〔晉〕國語に「晉、姬姓之國、周成王母弟、叔虞所封之地、本大岳之野云云」と見えたり。

〔杜預〕周代の將[illegible]の子也、少くして兵法を學び、[illegible]當る者なし、[illegible]

不レ知レ生焉知レ死とは云へりけれ。この語の意は然れば人の生るゝ始のこと、死て後の理などを、推慮に云ふは、甚も益なき事なれば、只に古傳說を守りて、人の生るゝ事は、天津神の奇妙なる產靈の御靈に依て、父母の生なして、死れば其靈、永く幽界に歸き居るを、人これを祭れば、來り歆る事と、在の儘に心得居りて、強に其上を穿鑿でも有るべき物なり。其は此上の所は、人の智もては、實に測り難く、知りがたき事なればなり。孔子も於二其所一不レ知蓋闕如也と云ひ、また述而不レ作信而好レ古なども云へるに非ずや。其うへ靈異を現す事は、同氣相感じてなりと云はゞ、其子孫たる者の禱らぬ限りは、靈の無るべき理なるに、然はあらで、靈の祟を爲し、又福を與へたるためし多く有り。さるに、左傳成公が十年に、晉景公が夢に、大厲被レ髮及レ地、搏レ膺而踊曰。殺二余孫一不義。余得レ請二於帝一矣。壞二大門及寢門一而入。公懼入二于室一又壞レ戶。公覺召二桑田巫一。巫言如レ夢。杜預が注に、いはく、厲鬼也。趙氏之先祖也。八年晉侯殺二趙同趙括一故怒。注に曰く、巫云。鬼怒如二公所レ夢。と見え、此祟終に止ずて、景公は死りたりき。此一事を以ても、人死ては、魂魄消散て、知る事なしと云ふ說の、妄なるを悟るべし。骨肉は朽て土と成れども、其靈は永く存りて、かく幽冥より、現人の所爲を、よく見聞居るをや。但此等の事をも、理學者流の言ひには、己が心より迷出す事なりとして、彼の瓜を踏て、蛙へりと思ひたる法師の、地獄に堕たる夢見たりし類の事を、皆、引出て云ふ事なるが、[illegible]一を知りて、二を知らぬ[illegible]、偏なり。その難ここには[illegible]、[illegible]序なれば記さず、朱子の文集に、人の死て、その靈永く存ること無しと云ふ

な、世俗麤淺の知見なりとて、必知ニ此說ー則世界限之廣狹、安頓之處所、必有下可ニ指言ー者上。且自ニ開闢ー以來、積至ニ于今ー其重併積疊。計已無ニ地之可ㇾ容矣。是又安有ニ此理ー耶と云へるは、理といふに限りあるを、天地も朱熹が心の如く、狹き物と思へるにや。又昭公が七年に、鄭國にて、伯有と云ふ者の靈の祟をなし、或人の夢に見えて、云々の日に、駟帶公孫段を殺さむと云けるが、この二人は、伯有を殺したる者どもなればなり。果して其言の如くなりしかば、國人ども甚じく畏れ騷ぎければ、子產が計らひにて、伯有が子息を、大夫と云ふ職になし、彼靈を和め祭らしめければ、其祟やみぬとぞ。子大叔と云ふ者、子產にその故を問ひければ、子產が云へるは、鬼有ㇾ所ㇾ歸。乃不ㇾ爲ㇾ厲。吾爲ニ之歸ー也。と云へること見えたり。同氣相感じたるに有らでも、其靈著明きこと斯の如し。此ほか齊彭生、晉申生などが祟をなせる、魏武子が妾の父が、魏顆によろこび云へる類の事、いま數ふるに暇あらず。然るを、朱子これにもまた說を造りて云はく、人鬼之氣。則消散而無ㇾ餘矣。其消散亦有ニ久速之異ー。人有下不ㇾ伏ニ其死ー者上。所ニ以既死而此氣不ㇾ散。爲ㇾ妖爲ㇾ怪。鶡冠云、不ㇾ伏ニ其死ーとは、猛き人の軍などに出て、戰ひ死たる、又は暴惡人の刑戮はれて死たる、或は自縊れ、自刎ね、または若く寃を抱きて、殺されたる人などを云ふなり。然やうの死を爲したる者は、魂魄もとの陰陽に復り得ずして、妖怪の事を爲すとなり。如ニ人之凶死及僧道ー既死多不ㇾ散。鶡冠云、其注にいはく、僧道務養ニ精神ー。所ニ以凝聚不ㇾ散。と云へり。程井君美みしに、僧道に僧と道士たい、と云れたり、此は然もあるべし。若ニ聖賢ー則安ニ于死ー。豈有下不ㇾ散而爲ニ神怪ー者上乎。如ニ黃帝堯舜ー不ㇾ聞ニ其既死而爲ニ靈怪ー也。と云へり。此は子產が晉國へ往ける時に、趙景子といふもの、伯有猶能爲ㇾ鬼乎。と問ひけるに答へて、能人生始化曰ㇾ魄。既生ㇾ魄。陽曰ㇾ魂。杜預が注に、魄形也、陽神也と云り。鶡冠謂ふに、此子產が言、人より魂までの十二字は

〔彭生〕左傳に「見ニ大豕ー從者曰公子彭生也、公怒曰彭生敢見、射ㇾ之、豕人立而啼、公懼墜ニ于車ー傷ㇾ足」と見ゆ。

〔申生〕晉の獻公の太子也、獻公の寵姬驪姬の讒に遭ひ新城にて自殺せり。左傳に「狐突適ニ下國ー遇ニ太子ー、太子使ニ登僕ー、而告ㇾ之曰、夷吾無ㇾ禮、余得ㇾ請ニ於帝ー矣（中略）許ㇾ之遂不ㇾ見」と見ゆ。

〔魏顆〕晉の魏武子の子、父の命によりその妾を嫁る。後秦と戰ふや老人草を結びて秦軍に抗したために秦師を破る。夜夢む、老人曰く余は汝が嫁する所の婦人の父也、爾先人の治命を用ふ、余之を以て報すと。

〔伯有〕左傳昭公七年の條に「或夢伯有介而行、曰壬子余將殺帶也、明年壬寅余又將殺段也、及壬子駟帶卒、國人益懼、（中略）至壬寅公孫段卒、國人愈懼、其明月子產立公孫洩及良止一（註曰伯有子也）以撫レ之乃止」云々と見えたり。

〔康叔〕姓は姬、名は封、周の文王の子にて、武王の同母弟也、殷の餘民を受けて衞の君となる。

〔景公〕姓は姬、名は據、成公の子也、二年楚の莊王と戰ひて敗る、十一年晉を伐ちて大いに勝つ、始めて六卿を作り、天子に僭す、在位十九年にて卒す。

前にいへる如く、溟涬の氣にて、此所にも無形の餘り氣の如し。物精云々と注釋きて、いと評く聞ゆる事なるをや。孰々考ふべし。能用ニ用ニ物有ニ多則魂魄強。是以有ニ精爽一至ニ於神明一。匹夫匹婦强死。其魂魄猶能馮ニ依於人一以爲ニ淫厲一。況良霄。（伯有がことなり。）我先君穆公之冑」云々。而强死。能爲レ鬼不ニ亦宜一乎。と云へるは周遍にて、何にも然あらむと思はるゝ如くなれど、此も何の益がたし。然るは子路などの如く、軍陣に赴き、刃に摧りて死たる者の、厲を爲さゞりしは如何にぞや。此も大抵の人の說には、子路などの如き達士は、死生ともに一理なる事を知て、死に安むじ、其の氣沈滯することも無く、散盡る故に、厲を爲さずと云へり。此亦實しけれど、達士と云ふにも非ず、死に安むじたるには有らで、甚く寃を抱きて死たる者の、厲を爲さゞりし事も有り。又寃もなく强死もせざりし人の、年經て灼然く、その靈異を現はしたる事も有り。さるは左傳僖公が三十一年に、衞成公が夢に、その先祖康叔と云ふ者の靈告て、相奪ニ予享一と云へることと見えたり。（朱子語類に、問。死者精神既散、必須ニ生人祭祀盡誠以聚一レ之方能凝聚。若相奪ニ予享一事、如ニ伊川所一レ謂別是一理一否。曰云々。或是他有ニ這念一便有ニ這夢一也、不レ可レ知と云るは、例の强言なり。）また前に引出たる、晉景公に厲を爲たる、趙氏の先祖も、その始め非命に死たるには有らねども、景公に、その子孫等を殺されし故に、怒りて厲を爲したるに非ずや。この類の事、この餘にも猶多かれど、また聖賢は、死に安むずる故に、神怪を爲さずと云ふも强言なり。黃帝堯舜など[illegible]たれども、此輩の神怪なかりしとて、聖賢なる者ども、誰も〳〵死に安むじて、神怪

の事なし、と云ふの、徴には爲るべくもあらず。然るは孔子の、死て遙に後世に、神靈灼然かりし事あり。さるは宋仁宗が代に、王曾字は孝先と云し者あり。此が父は、年いたく老に至るまで、字の書たる紙を貴みて拾集め、汚れたるなば、洗浄めて、これを焚くなど、更に一文字も、麁略にせざりしに、一夜の夢に、孔子その背を撫て云るは、吾汝が文字かきたる紙を貴むことの、怠りなきを感思へど、惜むべし、汝いたく年老て、學の成べき齢なし。故に曾參を汝が子に生れしめて、大に家を興さしむべしと云ひしが、果して一人の男子を生ければ、卽その名を曾と命せ、さて孔子の云る如く、其家を興しけりと云ふこと、日記故事と云書に見え、また明太祖が世に、南京といふ所の學問所の地は、もと多くの屍を、埋めたる地なればとて、萬人坑と號けしが、雲曇り雨降る時などは、往來の人、亡靈の爲に惱されて、死る者さへ有ければ、其地に寺を建て、醮をなし、祟を和めむとしけるに、猶止ずて、瓦をうらなどするに、小僧ども甚しく畏れければ、太祖が云るは、孔子は大聖人なれば、決めて此處を鎮むべしとて、孔子の木主を其所へ遷しけるに、亡靈これより祟を止けりと云こと、群談採餘といふ書に見えたり。此は其證ある事なれば、爭ひ難し。また五雜俎にも余嘗二曲阜一見二孔子手植檜一云々。孔林十里中、雲木參レ天。上无二鳥巢一无二鴉聲一。下无二荊棘蒺藜刺レ人之草一。聖人生前不レ語レ怪。乃身後著二靈異一若レ此。豈亦以二神道一設レ敎耶。抑或有二地靈一呵二護之一也、なども見え、猶この餘も何くれ若くは、の書に、かゝる類の事また感應ありし事なども、見えたりしかど、今悉くは得ものせずなむ。孔子をいまだ聖賢に至らずと爲むか、又孔子は、死に安むぜざりしにや、理を以て推たる論ひには、斯く打合ぬ事のみ多ければ、只死ては、其靈幽冥に歸き居る在なる事を心得て、廣る萬らぬ共に、その靈と成りての情は、知れぬこと故に、測り難しとして、強て其理などは、云ふべき事には非ずなむ。偖また人死て靈を爲すことを、文海披沙といふ物に云へるは、孔子之聖不レ能レ使二天下宗一レ王。而既沒之後林木十里。無二復荊棘鳥巢一。關壯繆之賢。不レ能レ保二其首領一。其沒乃爲レ神。禦レ災捍レ患家敬戶奉。高郵女士爲レ蚊所レ嘬。僅露二其筋一死、而立レ廟蚊蚋不レ能レ入。

〔仁宗〕宋の第四世眞宗の第六子也、姓は趙子、諱は禎在位四十一年壽五十四にて崩ず。

〔王曾〕宋代の政治家、字は孝元、益都の人也。

〔太祖〕明の第一世姓は朱、名は王璋字は國端、濠州の人也、元室の衰微に乘じて兵を起し遂に之を統一して明と改む。

〔湯鑊〕周代に罪人を煮るに用ひたる大鼎也。

〔高郵〕地名也、五雜俎に「蚊蓋云々、而吳興高郵白門尤甚云々」と見えたり。

〔立廟〕琅邪代醉編に「渡レ淮蚊蟎猶甚、高郵露筋廟是也云々」と見えたり。

是皆生不レ如レ死。生以レ形運。而死以レ神運故也。王子年論衡。極詆ニ子胥江湖之妄一、至レ曰ド使ニ子胥一生時數百千ノ、不レ能レ越レ水。一子胥之身煮ニ湯鑊之中一、其神安在。豈怯ニ於湯鑊一、勇ニ於江水一哉上。其言陋矣。と云へり。此論平穩にして、いと／＼感たし。赤縣州にも、稀には斯く卓越たる、見解の人も有るなり。また新井君美主の論に、それ水は至て清けれども、氷を結ぶ時は明ならず、神至て明なれども、形を成ぶときは明ならず。氷解ては清にかへり、形散じては明に復る。故に覺るは靈ならずして、夢は靈に、生るは靈ならずして、死せるは靈なり。人死して靈をなす事、これに同じと云はれ、又俗に謂ゆる生靈の事を論ひて云はれしは、死るが靈をなすは、神その形を去ればなり。生るが妖をなすも、また神形を去ればなり。只死せる物は、永く形を去る。生るものは神明ありて、其形を出入する事あるなり。譬へば形は屋舍なり、神はこれ主人なり。神ながく形を去るは、一たび家を去りて、萬里の外に行留るなり。神明に出入する物は、朝に家を出て、夕に家に歸るなり。家を去る事の遠き近きは異なりといへども、其家を出て歸も來ある事は、彼此ともに同きが如し、と云れたるは、實に然もあるべしと思はるゝ理なれば、此は宋儒の說などに依りて、論らはれしにて、例の推慮說なれば如何あらむ。猶この主の論ひに、亡魂の人の身に寄りて詩を賦し、文字を書る事、また遊魂の人に代りてよれる事、また人を祟ける事など云れしおもむき、實には信がたき說なれども、一通うち聞けるには、甚おもしろき論どもなり。此は彼論を披き見て、己かじし定むべき事なりかし。扨また佛者の云ふ輪廻てふ事あり。然るは、何某は何某の再生れたるなり、また前身は蟲にて有りき、獸にて有りき、など云ふの類なり。儒者これを破りて云ふは、死る者は、神と形と相はなれ、形は朽て土と成り、神は風火の如く、散て知る事なし。譬へば木草の花の、今年咲るは、往年の花ならぬが如く、又川水の、今日流るゝは、昨日流れし水ならぬが如し。死たる人の、また復らぬ事も、此に等し。また人の生るゝ事は、木實より、木の生るが如く、梅實は梅樹となり、桃

〔子胥〕姓は伍、名は員、子胥はその字なり、太平廣記に「伍子胥累諫ニ吳王賜ニ屬鏤劍一而死、中略 以ニ鴟夷皮一裹ニ胥尸一投ニ於江中一（中略）自レ是海門山潮頭、洶高數百尺（中略）其聲震怒、雷奔電走、百餘里云々」と見えたり。

〔遊魂〕物形を離れて散じ去りし精魂を云ふ。

〔輪廻〕衆生は一生一死車輪の廻るが如くにして終始なきをいふ。

〔川の水云々〕方丈記に「よどみにうかぶうたかたはかつ消えかつむすびて少しも止まることなし、而かももとの水にはあらず云々」と見えたり。

實は桃樹と生る。梅實は桃樹とならず、桃實も梅樹と成る事なし。いかで人死て再生れ、また禽獸蟲魚に生るゝ、といふ理の有らむや、とやうに云ふめり。然るを佛者更に承引かず、然らば晉の羊祜が金環を見知り、此は晉書に、祜年五歲時。令ニ乳母取一レ所レ弄金環ㇾ。乳母曰。汝先无ニ此物一。祜卽詣ニ鄰人李子東垣桑樹中一探ニ得之一。主人驚曰。此吾亡兒所レ失物。云何持去。乳母具言レ之。李氏悲惋。時人異レ之。謂ニ李氏子卽祜之前身一也。 また鮑靚が、井に墮て死たる事を、おぼえ居たるなどは、これも晉書に、年五歲。語ニ父母一云。本是曲陽李家兒。九歲墮レ井死。其父母訪問皆符驗。いかにと云へば、儒者こゝに至りて、更に辨ふる事能はずして、これ妄說なりなど云ひて、強に云破らむとすめり。爰に物部徂徠の論ひに、謂ニ人死歸ニ乎造化一者。味ニ乎夫一一者也。化爲ニ異物一亦何所レ不レ有。不レ可レ爲ニ典常一亦何拘々乎と云へるは、普通の儒者の、强て云ひ破らむとする類にはあらで、甚々感たし。佛者の謂ゆる、輪廻やうの事も、希々には實に有る事なり。此故は、何なる故に依て然りとも、更に知り難き事なり。此は神の幽冥なる御所爲なればなり。然るを儒者の、絕て無き事なりと云ふは偏なり。また佛者の、此を竝て然りと云ふも、いよ〳〵僻言なり。實には、輪廻といふ說は、釋迦法師の、民を導くとて、甚稀にある事を種として、造れる說なり。天竺の人、いかに愚なりとて、更に徵なき事は、信まじければなり。佛法に云へる說ども、大旨はこの類にて、彼いはゆる、僞を譬らむと欲して、眞を假ると云ふの所爲なり。さるは彼國にも、訛りながらに、天津神の傳の、少は存りけむと思はるゝを種として、天堂、梵天、帝釋

〔羊祜〕羊衜の子、字は叔子、世々長吏二千石たり。晉の武帝の時襄陽を鎭し、後晉王に仕へて功を顯して卒す。襄陽の人その地に碑を建つ、世に墮淚碑といふ。

〔造化〕天地萬物を生成する神、卽ち造物者也。

〔典常〕常に誇るべき敎也。書經に「率ニ由典常一以蕃ニ王室一」とあり。

〔拘拘〕拘泥する貌也。吳澄詩に「俗士拘拘守ニ一途一」と見えたり。

〔梵天〕色界の初禪天也、この天欲界の婬欲を離れ寂靜淸淨なればいふ、

〔帝釋〕忉利天の主也、須彌山の頂喜見城に居て他の三十二天を統領す。

と云ふ物を説き、夜見國の説りならむと覺しきを種として、地獄を説き、龍宮の傳と覺しきを附會して、龍宮といふことを説けるなどを以て知るべし。能く辨へて、偏見狹く、猥りに無き事なりなどは、云ふべき事に非ず、徂徠の舍利記と云ふ文に、後世儒者所レ見多不レ及ニ浮屠者一と云へるが如く、凡て儒の徒、學問せぬ人などは、幽冥の事、奇怪き事にも、さのみ惑ふ事なきを、不熟に漢學せる人は、却りて偏見狹くなりて、幽冥の事、その餘も、奇異にわたる事をば、一向に云ひ破らむと爲るなり。常に見ること無きを以て、奇異き事を信ぜざるは、いと愚なる事にて、此、徂徠の言の如くに、剖レ柳覓ニ花於其中一、詎能見レ之。謂ニ之无レ花可乎哉一と云るが如し。もとも、世には妄なる虚言を云ひ、又は嗚呼なる事も有りて、大[illegible]外法やうの事を爲して、人の眼を掠め、或は天狗、狐狸などの類、その他にも、奇異き事する者の多く有て、人を誑す事あれど、奇怪き事とて、一向に懼れ惑ふも愚なり、よく其信べきと、信べからざるとを辨へて、惑はざるをこそ、眞に智の神なる人と云ふべけれ。抑また鬼神の事をいふ毎に、誰もよく引出る事なるが、赤縣州に宋と云ふ代に、張横渠と云ふ者、よく巧に[illegible]す[illegible]、その下吏をして、一つの祠を毀たしめむとしけるに、其下吏が兩脚ともに軟柔に成りて、歩行こと叶はざるを、強て輿に乘て、其祠に至り、神像を打割て見るに、中に一つの合ありて、其中に白き大蟲ありて、走り出たるを、捕へて油もて煮殺しければ、下吏が脚の痿え忽に癒けると云ふこと、性理字義といふ書に見えたり。此所爲などは、何にも雄々しく、猛き事の如くなれども、

〔地獄〕不樂、可厭、苦器、無有等ともいふ、大乘義章八末に「言ニ地獄一者、如ニ雜心釋一不可樂故名爲ニ地獄一、地持中釋、增上可厭故稱ニ泥犁一、泥犁胡語此云ニ地獄一、不樂可厭其義一也、此兩釋皆對ニ厭心一、以彰ニ其過一、非ニ是當相解ニ其名義一、若正解レ之言ニ地獄一者、就レ處名也、地下牢獄、是其生處故云ニ地獄一」とあり。

〔龍宮〕海中にありといふ龍王の宮殿也。錄異記に「入ニ龍宮一得ニ水仙一矣」とあり。

〔浮屠者〕佛者をいふ。浮屠は梵語の音譯也。

〔大[illegible]外法〕大[illegible]は[illegible]を使ふと云ふ妖術なり。外法は猶[illegible]術の如し。

物の情を能く思はぬ邪心の徒などは、眞に優れて尊き神の上をも、此等に準へて、測り言むと俑るは、甚も〳〵嗚呼なる事なり。我翁の云く、迦微とは、天地の諸の神等を始て、其を祀れる社に坐す御靈をも申し、又人は更にも云はず、禽獸木草の類、海山など、其餘何にまれ、尋常ならず、優れたる徳の有て、可畏き物を、迦微とは云なり。抑迦微は、如此く種々にて、貴きもあり、賤きもあり、強きもあり、弱きも有り、善きもあり、惡きもありて、心も行も、其狀々に隨ひて、とり〴〵なり。貴き賤きにも、段段多くして、最賤き神の中には、徳少くて凡人にも負るさへ有り。彼狐など、怪き態を爲す事は、何にも靈利く、巧なる人も、推て及ぶべきに非ず、眞に神なれども、常に狗などにすら、制せらるゝ程の、微き獸なるをや。然れど、さる類の、いと賤き神の上をのみ見て、何なる神と云へども、理を以て向ふには、可畏き事なしといふは、高き卑き、威力の甚く尊び行る事を辨へざる僻事なり、と云れしを思ふべきなり。徂徠が天狗說といふ文に、夫神者聰明正直者也云々。故或以爲レ神爲レ佛、或以爲二仙佛一、爲二菩薩一、爲二羅漢一、爲二明王一、爲二魑魅一、罔兩ニ奇怪ニ其所レ見從ニ之名焉一といへるは、略そこ心にかなへり、しかすがに徂徠なり。彼祠なりし蛇も、初下吏が、己が住所を毀むとて、來る事を知りて、渠が圍網を軟柔に爲たりしは、いと〳〵奇怪き行にて、眞に神なれども、捉はれて殺されたるは、甚拙く云ふ驗なき有形なり。凡て世に狐狸など、其餘も種々まが〳〵しき物ありて、禍行する事は、その本はみ

〔羅漢〕阿羅漢の略。小乘の悟を極めたる位の名也。智度論に「阿羅名レ賊、漢名レ破。一切煩惱賊破、是名二阿羅漢一」とあり。

〔明王〕教令輪身と稱し、大日覺王の教令を受け忿怒身を現じ、諸の惡魔を降伏する諸尊をいふ。

〔魑魅罔兩〕魑魅は山中の怪物、罔兩は水中の怪物也。史記に「魑魅人面獸身四足好レ惑レ人」又五篇に「罔兩水神如二三歲小兒一赤黑色」とあり。

〔直毘神〕日本紀に「因以生神號曰二八十枉津日神一、次將レ矯二其枉一而生レ神、號曰二神直日神一、次大直日神」と見えたり。

〔傅奕〕佛祖統紀に「武德九年、太史令傅奕七上疏、請レ除二佛法一(中略)奕曰、人ニ大倫、莫レ如二君父一、佛以二世諦一而叛二其父一、以二匹夫一而抗二天子一、蕭瑀不レ生二於空桑一、乃遵二無父之敎一、非二孝者一無レ親、瑀之謂矣」と見えたり。

〔禍津日神〕古事記に「初めて中の瀨に墮り潜きて滌ぎ給ふ時に成り坐せる神の御名は八十禍津日神、次に大禍津日神、此の二神はその穢き繁國に到りまし時の汚垢に因りて成りませる神なり」と見えたり。

〔子路〕一七頁頭註を參照すべし。

〔董仲舒〕一三頁頭註を參看せよ。

なかの禍神の心より偽る事にて、人の是非判する靈力ある事は、直毘神の御靈の、ふさはりたるなり。然れど直く正く、雄々しき大丈夫魂を、固めたらむには、狐狸など凡て賤しき妖物には、惑されじとぞ思ふ。然るは自には、正き神の御靈賜りて、禍にかつ理の有ればなり。赤縣篇に妖は德にかたずと云へるは、少く此心ばへに稱ふめり。又かの國唐と云ひける代に、天竺國より渡りたる法師は、人を呪ひて、或は活し、或は殺しなど、心儘にしけるを、傅奕といふ者を呪ひたるに、傅奕はさらに覺ゆることなく、却て彼法師は死ける事など思ふべし。然れども、何ほど勝れて、猛く雄々しき人と云へども、妖物に勝こと能はずして、誑さるゝ事も有るは、此は彼の禍津日神の御荒び甚き時は、禍神ども所得て騷ぎ立ち、直毘神の御威力にも、及ばぬ事あると同理なり。然ればいかに猛き人なりとも、誑さるまじと、固く決めては、云ひ難き事なり。門に說す、世人の心正く猛き人に、妖怪に誑さるゝ事なし、と云ひ出實に、よくいふ事なるが、孔子い、陳蔡の間に飢ける時に、いと大なる男の、黒き衣に高き冠きたるが來て、人々を驚かしけるを、孔子の、子路に敎へて、打倒させけるに、大なる鯰にて有けるを、終に打殺して皆々喰ひ、日頃の飢をしのぎけるといふこと、又漢の代に、董仲舒と云者の所へ、人の來りて、明日は必雨降むと云ひければ、董仲舒が云るは、穴に住む物は、能く雨をしるとぞ、汝は必穴に住む獸ならめり、と云ひければ、其人忽に狐と成て、逃行けるといふ事などを、引出る事なるが、此等は眞にいと雄々しき行にはあれど、此は妖怪に惑されぬと云ふのみ、誑されたるには有なし。さるは鯰は鯰の如き魚、狐は狗に似たる獸なるを、共に人と見たるは、此者どもに、眼を掠められたるに非ずして何ぞ。實に惑はされぬならば、鯰ならば鯰と見、狐ならば狐とこそ見るべき事なれ。かく正く賢しき人々の、狐鯰に誑されし上には、少し其下たゆきて、尋常の人には、猶さるゝも、などか無らむ。然るを俗には、自は狐鯰を人と見ながら、人の是に惱されたるを、甚く笑ふ者もあるは、此も彼五十歩にして、百歩を笑ふ類とや云はまし。何に猛き人なりとも、誑さるまじと、固く決めては、いひがたしとは、此故なり。亦問て云く、尋常の論に、神に御像代を設くる事は、甚じき非事なり。木石

金土の如き無情の物に、いかで効驗あらむ。祈りて感格ある事は、固く念を凝したる、己が心より感じ出すなり、と云ふ、此論はいかに。予云ふ、其は彼虛靈不昧自己固有の神明を、感得すとか云ふ類の事を、歡び居る徒の、常にいふ事にて、更に神の事を知らぬ輩なれば、すべて云ふに足らず。此餘にも、程伊川が、今人以レ影祭、一髭髮不二相似一、則所レ祭已是別人、といへる語を引て論ひ、また朱熹の、有二其誠一則有二其神一。无二其誠一則无二其神一。など云る語をひきていふ者もあれど、みな非説なり。殊に朱熹の云るなどは、彼の佛卽是心。心卽是佛。など云ると全おなじ意にて、實に煩き漫説なり、勤々惑ふべき事に非ず。もし強て、像代を設るを非事なりと云はゞ、儒者の、祖などを祭るとて、神主と云ふ物を設くるも非事なり。然るは、彼の神主は卽像代なればなり。然れども少か云べし、木石金土などを以て造りたる像代に、祈りて効驗ある事は、その禱をかくる人の念じたる、某々の神靈より來りて、驗あるにて、更に疑ひなし。但殊なる由緣ありて、その御靈實の鏡、または太刀などにて在す類は、此は固より其御靈の、それに留りましますにて、今云ふ限りに非ず、爰には只に新に設けたる、像代などの事をいへるなり、思ひ混ふべからず。何に念を凝したりとも、心を赴くる方なくては、失ひたる物の、忽に在所を知るばかりの靈は、己が心とは出來ぬわざなり。志を赴くる方ありてこそ、感應も有るべき事なれ。此は事實たる譬なれど、石と金とを撃りて、火を出すと同理にて、石も金も、火を含みたる物なれども、石一つにて、打つことなければ、火出る事なく、金一つにても、同じ事なり。此は金と金、石と石、木と木にても同じ事なれど、其が中に、專とある物を以て、こゝには譬へたるなり、最も人も奇異き靈のある物にて、其靈を凝して禱るときは、神それに感て、應驗あるなり。此理に、能く思ひを潜めて、考へたら

〔虛靈不昧〕虛は空也、寂然として動かざるをいふ、靈は神也、感じて遂げ通ずるをいふ、卽ち光明ありて萬物を照らすこと、鏡の磨ぎ澄したるが如きをいふ也。

〔像代〕和訓栞に、「尸をよめり、形代の義也、古今原始に立レ尸以象レ神は有夏氏に始まるといへり云々」と見えたり。

〔神主〕位牌をいふ。通典に「許愼五經異義云、主之制、四方、穿二中央一達二四方一、天子長尺二寸、諸侯一尺、皆刻二謚於背一、漢儀云、帝之主九寸、前方後圓、圍一尺、后主七寸、圍九寸、木用レ栗云々」と見えたり。

むには、今の疑ひは、自然に晴なむ。然れば木像石像などやうの物も、人信心を發して齋れ
ば、神靈これに託て實に神なり。人祈らざれば、神靈去りて只に木像石像なり、木ならむには、
薪ともなすべく、石ならむには、礎とも爲すべし。然れども此は、道に背ある者の、忍がたき事なり、赤縣州、唐といひける代に、狄仁傑と云ふもの、江淮といふ處に有なる、小祠小廟を、一千七百ばかり、毀ちけりと云を、甚たけき所爲なりとて、人の頻く譽る事なるが、此等の事も、道に志ある人は、大きに心得あるべき事なり。又狄仁傑が、留る所爲しけれども、神の祟らぬをもて、怪む人も有れど、本文に論ふ如くなれば、更に怪むに足らず。俗の諺に、鰯の頭も信心がら、と云ふ事の有る、
これ實にさる事にて、赤縣にて、鮑魚を祭りたる祠に祈りて、感應ありし事、また途の傍なる
立樹に打かけたる草鞋の、幾千々となく積りたるを、草鞋大王と號けて、祭りたるに、効驗あ
りしと云ふの類、和漢に多くあり。扨また云々の神とさし奉らで、只に草鞋鮑魚を的に禱りて、
効驗ありしなどを以て、神靈のより來て、感格あると云ふを、疑ふ人もあらむか。此は鮑魚草
鞋などの如きは、人の惑ひ信ずるに付て、遊魂ところ得て寄り來り、其効驗を著はしたるなるべ
し。此は新井君美ぬしの云はれし如く、或は人の遊魂の憑りつきて怪を爲す事も有るべし。草鞋大王の靈ありしも、實は其邊なる、老鋪兵の死けるが、其靈の憑藉て、怪をなしけるなりと、五雜俎に見えたり。

また更に人の禱らぬにも、古き器物、また年舊たる木草なども、怪をなす事あり。此等も
例の悪神の御心にて爲す事か。捜神記と云ふものに、孔子の語とて、我聞物老則群精依レ之、といひて、龜蛇草木魚鼈の類までも、久しき物は、神憑藉て、怪をなす、と語れる事見えたり、此は然も有るべし。また夫までもなく、實に草鞋鮑魚に靈ありて、効驗を現はしたるも知るべから

〔狄仁傑〕唐書に「狄仁傑、字懷英、并州太原人」とあり。又、太平廣記に「高宗時、狄仁傑爲ニ監察御史一、江嶺神祠、焚燒略盡、至ニ端州一有ニ蠻神一、仁傑欲レ燒レ之、使レ人入レ廟者立死、仁傑募ニ能焚レ之者一、賞錢百千、時有ニ二人一出應レ募、(中略)因開レ牒以入宣レ之、神不ニ復動一、遂焚ニ毀之一」と見えたり。

〔鮑魚云々〕風俗通に「汝南鮦陽有ニ於レ田得レ麏者一、其主未ニ往取一也、(中略)因持去、念ニ其不事一、持ニ一鮑魚一置ニ其處一、(中略)大以爲レ神、轉相告語、治レ病求レ福、多有ニ効驗一、因爲起ニ祀舍一、(中略)皆來禱祀、號ニ鮑君神一云々」とあり。

〔山田の曾富騰〕久延毘古之の別號也古事記に「故、その少名毘古那神を顯し白せりし、所謂久延鎚古は今に山田の曾富騰といふ者なり、此の神は足は行かれども天の下の事を盡くに知れる神になも有りける」とあり。

〔兩部〕兩部神道也眞言宗所傳の神道にて、天照大神は大日如來、八幡宮は阿彌陀如來等と兩部曼陀羅の諸尊へ合致せしむる故にいふ。

〔望夫石〕世說に、「武昌北山上有₂望夫石₁、狀若₂人立₁、昔有₂貞婦₁、其夫從ㇾ役遠赴₂國難₁、餞₂送此山₁、立望ㇾ夫、而化爲₂立石₁、因名焉」と見えたり。

ず。此は山田の曾富騰の、天の下の事を、盡に知れる神なるを以ても悟るべし。この事は、古事記を讀て知るべし。また若くは、實に神の御心にて、有情物と爲し給へるか、又は草木の類も、人こそ知らね、實には有情ならむも、知べからず。冬蟲夏草と云が有りて、冬は蟲と化て、夏は又草となる物さへ有なる、此は實に測り難き事なり。猶此等の事は、今少し委く云まほしけれど、所狹ければ、此所には漏しぬ。是のみならず、凡て神の上の測り難き事は、佛道わたりて以來、兩部とか云ひて、本地觀音菩薩にて坐ます、或は大日如來にて坐すなど云ひ、また古に祭り奉れる神の事をば、更におきて、譬へば安藝の嚴島に坐すは、須佐之男命の御子、市寸島比賣命に坐すを、天竺國の、辨才天女といふ神なりとて、祭り奉る類いと多かりけるを、更に咎め給ふ事もなく、剩に感應の坐ますなど、いと〳〵大らかに、かつは奇異く、誠に測りがたきは、神の御上なり、あなかしこ、漫りに議りまをし奉るべき事にあらず又問て云く、此等の類の怪き行をなす事は、皆遊鬼の爲す行とならば、何といふ差別なく、憑託べきを、木にては椿柳など、草にては芭蕉などのみ、大概は定りたる如く、然る事のあるは何ぞや。予云ふ、此は甚く穿ちたる問ひごとなり。此は鬼神の心にて、然ある事なれば測難し。然れども強て今試に云はば、椿柳芭蕉などは、神の憑藉よき故由あるらむ、と思へばすむ事なり。獸も多き中に、狐狸などの、奇怪き行を爲すこと勝れたると、同じ心ばへなり。總て斯やうの事ども、強て其旨を究めむと爲ず、鬼神の所爲にして、知りがたき事なれば、知り難しとして、措くべき事なり。世には限りもなく、奇異き事の有るものには、或は有情の物の無情の物となり、其に世說なる、望夫石の古事、

〔哀帝〕又孝哀皇帝といふ、前漢の第十世、姓は劉、名は欣、定陶王康の子也、元壽二年在位六年にして崩ず〔文帝〕又高祖文皇帝といふ、隋の第一世、姓は楊、名は堅、弘農華陰の人也、父忠、魏及周に仕へ功を以て隋公に封ぜらる、太子廣に弑せらる。〔桑門〕沙門に同じ僧をいふ。魏書釋老志に「治心脩淨行乞以自給、謂之沙門、或曰桑門、總謂之僧、桑門爲息心、比邱爲行乞、婦入道者曰比邱尼」とあり。〔麒麟〕論衡に「儒者說、鳳凰麒麟爲聖王來、以爲鳳凰麒麟仁聖禽也」と見えたり。

また皇國にては、婦石等の類。或は無情の物の有情と化り、さるは小麥の蝶となり、杉菜の蟲と化るたぐひ。あるは男かはりて女と化り、女變りて男となり、さるは漢書に、哀帝が建平年中に、豫章といふ地の男、化して女となり、人に嫁ぎて子を生ること見え、晋書に、惠帝が元康中に、安豐と云ふ地の女、化して男となり、十七八歲に至て、性氣成る、と云ふ事あり。此類いま擧るに暇あらず。或は人變りて物となる、そは淮南子に、牛哀と云ふ者疾みて七日に至り、虎と化り、其兄を搏殺すといひ、隋書に、文帝が七年に、相州と云地の桑門、變じて蛇となり、樹を纏りてみづから搦く、とある類、なほ多有り。さて此等の物に化たるを、本草綱目に論ひて、至淫なる者は、化して狐となる、至暴なる者は、化して虎となる、心の變ずる所、變ぜざる事を得ず、と云ひ、新井君美も、此說を好として、それ暴惡の心ある者は、人にして、いまだ化せざるの虎なり。貪慾の心ある者は、人にして、いまだ化せざるの狼なり。其化する所の者は、僅に形のみ、心一たび變じなば、氣をも變ずべく、氣一たび變じなば、形をも變ずべし、など云れたれど強說なり。此言の如くならば、人の石に化たるなどは、其人もとより石の心ありしとせむか、かゝる事は、強て其理を云はむとするに、甚く當る事の、多ければ、只に神の所爲なれば、知れずとして置くべき事なり。扨また男の女と化るは、陰の陽に勝たれば、國の亡ぶる驗なりと云ひ、又は賢人の位を去る驗なりとも云ひ、また女の男に化るは、婦政の行はるゝ驗なり。また賤人王となるの驗なり、など云へども、此は大概は、國の亡びたる時、また婦政の行はれし時など、計らずも、此やうの事のありしを、後より附會して、其理を論へるにて、牽強人の癖なり。何事も無かりし時にも、かゝる事の多かりしなば、不知氣にて居るなり。日蝕の事を知らで、古に甚く畏れ、また麒麟の出る事は、聖人の祥瑞なりとて、ことごとしく云ひつれど、其後もしばしば出たる時は、麒麟に非ず、などさへ云ふも、いとゞ可笑き事ならずや。明の張和仲と云ふもの、此等の附會を云ふ者をさして、欺天之學なりと云へるは、尤なることなり。などの類、この餘にも、なほ奇異き事は、云ひ盡し難く、書つくし難く、凡て世中に有とある事ども、みな大に奇異き、天地の神等の、大に奇異き御所爲に生る事にて、此天地の、大にあやしき物なるを始めて、己が身の大に奇異く、云へば云ふまに〳〵、思へば思ふまに〳〵、彌益々大に奇く異くて、更に凡人の少き智もて、千重の一重も、知られねば、

〔地津御神〕類聚名物考に「今按に地祇を久爾津加美とよめるは國神と同しくて、神をさしていふにはあらず、その指所ひろくなにの神にもせよ神代の時天神の皇統ならぬ獨化の神及びその子孫なば皆國神といへり云云」とあり。

彼の赤縣人の如く、狹く拙き空理もて、測らむとせずて、大直毘神の、直く正き心もて、神代の正き傳説を、熟々學びたらむには、鬼神の上の事のみならず、萬の心得に違ひ誤るふしは有らじ。天津御神、地津御神の大御所爲こそ、阿那奇異く、甚も／＼奇靈なりけれ。

○鬼神新論の後に自いふ。此書かける事は、今年文化二年と云ふ年の、彌生の末の十日ばかり、何くれと書置る事ども、一つに書集て見ばやと思ひて、物しける序につら／＼思へるやう、漢學びにも、古學とて誘ふ人々、何も／＼前代の儒者どもに、勝れたる樣に物言へども、鬼神の事を論ふのみは、後の說に拘づらひて、古に符へる宜き說のなきは、未考へ盡さゞるなれば、何で此事をも、一くだり書て、驚かさばや、と思ひて、輙に心に浮べる事ども、一二とかきいで、又人の問ひに答へたる趣をも、此かれと記したるに、思ほえず、斯く轉て有る物とは成にたり。かく紙の數多くなりては、枕言しるせる中に、埋み置む事も、さすがにて、斯く別卷とはなしぬ。かく書めける物と成ては、世の並に何ともかとも名つけでは、得あらぬ業なれば、今まで和漢の識者等の、論ひ置れし書どもの多有に合せて、更に新に記るてふ意もて、鬼神新論と名けつ。抑鬼神の上を云ふ事は、甚々難き業なりとて、まづ易と

云ふ赤縣籍に、知二鬼神之情狀一者惟聖人爲レ然。といひ、また南秋江と云者の鬼神論に、雖二辨レ之皓首一言レ之更僕一未レ易レ盡。と云ひ、新井君美主も云れしは、鬼神の事まことに言ひ難し、只言ふ事の難きのみに非ず、聞く事また難し。たゞ聞ことの難きのみに非ず、信ずる事また難し。信ずる事のかたき事は、これ知ることの難きにぞよれる。然れば能信じて後に、よく聞とし、能く知て後に、よく信ずとす。能く知らむ人に非ずして、爭かよく言ふ事を得べき、云ふこと實に難しとこそ云べけれ。など云ひ置れて、和漢の人々、誰も〳〵言ひ難く、知がたく、信じ難き事になし置たるを、未三十にもならぬ、條なき篤胤が、さえ短く、見こと聞く事の少きをも省ず、かく容易げに書出たるを、さこそは、人のをこなる所爲と見給ふらめ。

然れどこは、大直毘神、神直毘神の、直く正き御靈賜りて、天の下に鳴神なす聞え給ひし、鈴屋大人の、世に異なる智ます御心もて、神代の奇き由縁を、見し明らめ、敎へ給へる、其訓言に依て、かき出たるなれば、ゆめ篤胤が狡意とな思ひ給ひそ。然は有れど、己いまだ言語の道に委からねば、其文辭の拙く、事ゆかぬにつきて、自に人の疑ひを受る事もありなむ。其は見む人さとし給はれがし。斯くて、この書かき終ぬるは、同じ年の、五月なかばになむ有りける。ひらたの篤胤、

文政三年と云ふ年の春、考へ訂せる事ありて、少か書き改めつ。

鬼神新論　終

伊吹於呂志

伊吹於呂志解題

平田篤胤姓は平氏、安永五年八月二十四日、秋田久保田の城下なる下谷地町の邸に生る。父は大和田清兵衞祚胤といひ、佐竹侯の藩士なり。幼名を正吉といひ、通稱を半兵衞、後大角といふ。篤胤幼にして俊才あり、長ずる及びて博覽强記、且つ天資精悍、剛健にして百折不撓、刻苦勉勵人に超えて居た。

當時昇平日既に久しく、驕奢風を成し、柔弱俗となり、士氣敗頽して國政萎靡す。其の文弱偸安の時世に際會すれども、流俗の汚俗に染まず、毅然として自ら守る所あり、終日終夜心を經史に潛め、傍ら武術に留め、殆んど寢食を忘れて居た。

寛政七年俄に志を立て、金壹兩を懷中し遺書して國を去り、江戸に出づ。江戸に親戚故舊の依るべきなく、師傅知己の託すべきものは固より無い。よつて車夫となり、又消防夫となり、閑を偸みて書を讀み、正義博學の師を得て、これに從學せんとして

一日も怠ることはしなかつた。然うして糊口と學問との爲めに、艱難流離四五年を經過したのである。

寛政十二年八月、備中國松山の城主板倉侯の藩士平田藤兵衞篤穩の嗣子となり、板倉侯に仕へて江戸に住居す。時年二十五、藤兵衞は山家流の兵學を以て一家を立て、敎場を江戸に開きて諸生を敎授して居たのである。

一日紙屑買より數多の反古を買取りしが、其の中に古事記の古本ありしを、其の妻女（石橋氏）之を見て、此は皇國の古史なれば必ず讀み給ふべしと、よりて此を熟讀して、始めて皇國の古學を硏究すべき志を起したといふことである。

享和元年七月篤胤二十六歲の時、伊勢松坂に至り、本居宣長の門下に名刺を捧げ、始めて師弟の約を結んだ。けれども門下の諸氏篤胤が氣勢を忌むもの多く、未だ親しく師の敎を受くる事を得ずして荏苒過隙の際、此の歲九月宣長病死す。篤胤の胸中思ふべしである。

當時皇學未だ海內に普く行はれずして、修身道德の學は、徒に儒佛の支配に屬す。

僧侶は幽冥を專らにして、來世の禍福を說けども、顯界の事業を度外に置き、儒者は現在の經綸を主として修身の常理を講ずれども、神明の境界を虛誕の如く蔑視し、悖道無禮、我が皇室の何たるかを知らざるに至る。こゝに篤胤敬神忠君の熱血を注ぎ、同三年二十八歲にして「呵妄書」を著述し。太宰純が悖言を辯駁して居る。

爾來內外の史籍を涉獵し、外國并崇の風敎を一變して、皇神の稜威の尊んずべきを知らしめ、柔惰偷安驕奢俗を姦す風習を唯破して、皇國の元氣を振興し、惟神の大道を宣揚して、忠君の志氣を激勵せんとして。まづ古道大意、鬼神新論、西籍概論、出定笑語、伊吹於呂志等を著述して居る。

爾後十年間は、古史成文、古史徵開題記、神代系圖、靈能眞柱、古史傳等の著書に沒頭して更に寸暇がない。かくて學窓の戶外に竪一尺二寸許、巾二尺許の口演一札を張置いた。其の文に、

此節別して著述取急ぎに付、學用講習談の外、世俗無用の長談御用捨可被下候。幾年と雖ら學事講問の外、呼こと無くば來可らず。諸漢論語の事に於ては、終日終夜の長談たりとも厭ひ無之候事。未五月。

以て其の氣風を知るべきである。

天保九年篤胤六十三歲の時、秋田の藩主佐竹侯、其の名聲の甚だ高きを聞き、禮を厚くして頻に歸藩を望まれ、舊氏大和田を稱するに及ばす、平田氏を稱へて可なりとのこと、鄕國の藩主なれば其の寵命辭するに忍びずして、終に秋田に歸藩し、更めて藩士となり、祿百石を食む。

さて皇道の說天下に瀰蔓するに從ひ、大義名分の唱道、江戶幕府の忌憚する所となり、遂に群小人輩の奸策に陷られた。幕府の儒臣林家一族は、日に月に古學の唱道せられて、儒道の排擊せらるゝを惡み、遂に扶桑國考の絕版を命ぜられ、又天朝無窮曆の著は、司天臺の說に違へりしかば、幕府の閣老等が篤胤の身分履歷を糺明する事となり、秋田藩及び本人よりも上申書を差出された。此の時尾張侯より學資の扶持米を停止せられた。天保十一年六月の事である。

其の年十二月三十日、幕府執政太田侯より佐竹侯の留守居役を呼出し、書面を以て「平田大角、右之者早々國許へ可被差遣候事」とあり、且つ又口達にて「右大角儀是

マデ著述書數多有」之由、以來は差留可」被」申候事」とあれば、翌十二年一月江戸を立ちて歸國の途に就いた。當時肥後の細川侯、薩摩の島津侯の如きは、爭ひて篤胤を招聘せんとしたけれども更に應せず、出羽の秋田へ赴いたのである。

斯くて舊家大和田盛胤の邸に著いた。其の歸鄕せるを聞いて來訪するもの頗る多い。鄕人と語るに江戸の菊花の佳麗なるを以てするのみにて、遂に餘事に及ばなかつたとのことである。其の胸中別乾坤のあつて、世上の榮枯盛衰に相關せざるものがある。天保十三年、東叡山法親王の執奏により、天朝無窮曆を朝廷に上りたるに、叡感特に淺からず思召され、金三千匹と白縮緬二匹とを賜はる。同十四年七月より病にかゝり、日に篤くして遂に立つ能はざるを知り、

思ふこと一つも神につとめ終へずけふやまかるかあたらこの世を

と辭世を詠み、閏九月十一日遂に死す。享年六十八歲、遺骸は秋田城北の廣澤山に葬る。

「伊吹於呂志」二卷は、平田篤胤が皇道皇學の要旨を一般に普及せんが爲めに、古道

の大要を通俗平易に講述したものを、門人等の筆記したものである。本書の由來は其の卷首に、

此書どもは去にし文化十年頃、人々の需めによりて口づから講聞せられ、或は記しても見せ給へるものなるが、此たび人々の願ひに依りて、かく上木して初學の人々に見する事と爲れるに就いては、少々論し置べき事あり云々。

と門人は記して居る。されば語調頗る平易にして、往々方言俚語を交へ、極めて通俗に、極めて卑近に、所謂大聲俚耳に入るやうに說いたものである。其の說く所高大深遠にして、我が國體の尊嚴を說き、或は皇道皇學の卓絕優秀を論じ、又は神道の本義本質を說いて俗神道の謬病を指摘して居る。

一體神道といふものは、我が民族の間に惟神的に湧起した所の、我が國固有の大道であらねばならぬ。されば神道は決して單純な宗教とか道德とかといふ風にのみ見るべきものでは無いのである。神道は或る方面から見れば道德とも解せられ、或は宗教とも解せられ、又政道とも解せられるのである。所謂上古は祭政一致で、政治は神道に

依つて行はれたものである。

篤胤は漢學外教の缺陷を議して、内卑外尊の弊風を矯め、或は我が民風人情の忠勇義烈、敦厚質實にして、世に匹儔なき事情等を明にして、萬丈の氣焔を吐き、篤胤一流の最熱烈なる口吻は、やゝもすれば頗る過激に渉つて居る所もないではない。最も通俗に最も平易に、何人も入り易き我が國民の讀物である。

〔篤胤〕ハ稱大角、初名元瑛、後ち篤胤と改む。大壑又氣吹屋等の號あり出羽の人也。大和田祚胤の第四子にして、平田篤穩の養子となる。本居宣長の著書を見て古學に志し、神道の主旨を唱導せり天保十四年閏九月十一日歿す。著書頗る多し。

〔本居先生〕幼名富之助、通稱彌四郎、後ち宣長と改め、鈴の屋と號す。小津定利の第二子、兄定治の嗣となりて家を嗣ぎ、後ち本姓本居に復す。

伊吹於呂志　上之卷

さて未だ壯年の拙者、かくばかり道を說き諭し、人を誘ひますることを嘸や老輩の學者等などの、彼此と小言を申し、中には篤胤が斯やう平和に、誰も聞とれるやうに申すことなどを、道を地に落すなどゝ謗る輩も有ませうが、是に譯がある。其譯と云は、まづ何致したことか、拙者幼少の時より、萬に勝つて書物を讀ことが好で、漸々物心を辨へる時分に思ひましたには、及ばずながらも何とぞして、學問を以て世に名を輝し、功を立ばやと志して、何の學び、何の書と云ふ撰ひなく、まづ讀通り、善につけ惡きにつけて心得となるべきことは、書拔も致しなど、怠なく努め居るうちに、去る享和元年のことで有ますが、二十六歲の時より、始めて鈴屋先生の著はされたる書を讀み、其教の有難きことを知て其門に入り、益々古道の上もなく尊きことを覺えまして、夫よりは只管に此道を學びて、今年三十六歲になるまで精勤いたし、神の御靈と先師の御蔭とに依て、甚だ拙き生得ながらも、如此までになりましたが、時に先師本居先生の學風の正しく太じきことは、萬國古今に比類なく、然も有べきことには、萬國の本つ祖國、神の御國とある此皇國に生れ出られて、神の御傳へあそばしたる、眞の道を說明されたる

〔古事記〕三卷。元明帝の朝、太安萬侶に詔して、稗田阿禮の口誦を筆記せしめて成る。我開闢の最初より人皇第三十四代推古天皇の御代に至る神人歷代の史實を記せるもの也。
〔書紀〕日本書紀をいふ、神代より持統天皇に至る編年史也、元正天皇の養老四年、舍人親王を總裁とし、太安萬侶等に撰せしめらる、三十卷にして、一二の卷を神代紀とし三卷以下を人皇紀となす古事記につぎての舊史なり。
〔萬葉集〕二十卷、仁德帝より淳仁天皇に至るまでの歌を集めたるものにて、最古の歌集也、

が故で厶。扨この道を、普く世人に、知らしめんと致されて、その書き遺されたる書等、すべて五十七部、中には歌物語、音韻のことなどをも、論ぜられたるも有りますが、云ひ以て行けば、盡く人に眞の道を示さんとて、著されたることでその深切丁寧なること、其書どもを見る毎に涙も落るゝことどもで厶。爰に篤胤、其教を信じてより以來、何で〳〵其志を繼で世人に普く此道の實を說諭さんと精勤致すことは、及ばずながら人の人たる道を盡さんと存じてのことで厶。夫につけて世の古學者等の、教導いたす様子を見ますするに、古事記、書紀、萬葉集など、其外の古書を講釋して聞せ、また歌を詠しめなどして導きまするが、拙者の思ひまするには、夫は上等の人の、しかも書物も餘程讀み、かつ隙もある人を導くの手段で、中等の人、然ては書を見る暇もないと云やうな人を導くの手段でなくて、其功ちひさく、かつ熟々世の中を見ますするに、書物も讀る、暇もある、と云やうな上等の人は少く、かつ夫らは却て生心が著て居て諭しにくゝ、負惜みなども差添ひ、質朴に道を聞とることは結句出來ぬもので有りますから、夫は捨措き、世にたんと有る無學の人、また眞のことを知りたく思ふ志は有ながら、書を讀で居る隙もないと云やうな人、是は結句生心も著て居らず、負惜みもなく、論る事よりは稚に道を聞とること故、とてもの勵みに其人々に代つて、我一人で書を讀み、其學び得たる眞の所を諭し聞すが、功も大きく立つことで、人の爲には成さうなことゝ工夫致して、左に在人の聞取よいやうにと演說致して、師の說教へられたる古道の意を、說弘めることで厶。拙者の此志を知らずに、左や右論る人々には、如何程も誹られて、夫はとんと心とはせぬ積りで厶。

なぜなれば、普くの人に善事を聞すことで、夫を聞受て悦ばるゝ所を見ますれば、嬉しく有難く、中々人の譏り位に思ひかへらるゝことでは有ませぬ。且また拙者も、まづは學者で有ますが、實の所は世の學者等の學び方、教へかた、行状までが、大かたは氣に入らぬことばかりで、此方の目から見ると、結句書も讀まぬ人よりは、行ひも宜しからず、生ごしやくでいやらしく見えますから、拙者はとかく學者ぎらひで、とんと江戸の學者づき合ひなどを致したことがない。やはり凡人の朴な人が、いやらしくなくて、つき合も致しよいから、其交りが好で、不斷の人には問へば云ひますが、常はとんと學問ばなしなども嫌ひで厶。然やに依て、近所隣りの者等にも、近き親類にも、拙者を學者とも何とも知らんで居る人も多くある程のことで有ましたが、近來人に普く說聞すことを始てから、學者と知れるやうに成て、人に顏を見らるゝ心持で、大分肩身がすぼまつて、ちと迷惑致して居るが、今さら仕かゝつたこと故、止られはせず、とにかく學者と、著字を著て云はれるやうでは、常の人と異なつてをるから、云はゞ時人にされるので、餘り面白くはないことで厶。然やに依て、各々方も必ずともに學者にならうなどゝは思はれず、只々拙者一人を時人にして其云ふ實のことを聞取て我物となし、古の道を知て踏行ひ、物に惑はず正道の人と云はれるやうに致さるゝがよい。其代り拙者一人が引かぶつて書を讀み、眞の道眞の事を學び取て、有の儘に口うつしに御傳へ申すで厶。又そこらの人の中には拙者の樣に、生得書物を讀む事を好む人も有りませうが、もし讀るゝならば吾師本居先生

〔時人〕莊子に、「畸人者、畸₂於人₁而侔₂於天₁」とあり、畸は獨也、世俗に拘はらぬ人也。〔正道〕宋史に「以₂正道₁自持」とあり、又管子君臣篇に「國₂正道₁、而行₂私曲₁」とあり、正しき道の義也。〔本居先生の書物〕古事記傳、直日靈、神代正語、鉗狂人、馭戎慨言、歷朝詔詞解、玉の小櫛、てにをは紐鏡、言葉の玉緒、字音假字用格、菅笠日記、玉勝間、玉匣、臣道、國號考、眞暦考、玉鉾百首、御國詞活用抄、地名字音轉用例、さゝ竹の辨、本居系圖、家の昔物語、水草の上の物語、答問錄、鈴屋集等あり。

の書物を、次々に讀むがいつちよい。是れを讀んで、萬の本を知りますると、世に有らゆる邪說、紛れ說に迷はぬ魂がまづ居り、夫れより、外國の書に渡りますると、甚だ根強く、惑ふことがなくなるのでム。どうぞ吾が先生の書物をば、志ある人、暇ある人は、學者にならうと思はず、心得にしやうと云ふ心持で、讀るゝが宜いが、夫も强ては申さず、戎書にも、行有二餘力一則以學レ文。と云へる如く、餘力あらばのことでム。吾師の身まかられまする期に、數百千人ある弟子等に云ひ貽されたる歌に、〽家の業勿怠りそね雅び士の、歌は詠むとも書は讀むとも。」と詠おかれましたが、家の業と云ふは、各々お互ひ夫々に、仕來つてある家業のこと、雅士と云は、是では古の道を學ぶ人をさして言れたもので、一首の意は、古の道を學ぶ雅士の輩は、古の道を學んで、歌を詠み書物を讀は、いと〳〵宜しきことなれども、其歌讀むことや、書讀むことにばかりかゝらひ泥んで、かんじんなる家の業はひを怠るな、夫では却て道に違ふことぢやぞよと云の意でム。此歌を、末期に書遺されたること、先師の深き心有て致されたことで、何に付ても人は家業が大切でム。拙者も今は學問を委くせんと、書物を弘くよむが、家業である故、出精いたしますが、各々も夫々に家業を第一に出精いたさるゝが、親のしつけを守るので、やがて人の道、孝の道で有りますから、家業を怠りなきやうに有たいものでム。さて是は、初入の方へ序に申しておきますが、みくにと申すは取も直さず御國と申すことで、則ち吾が此御國のことでム。夫をなぜに、おんくにと云ふぞなれば、こりや天皇、すなはち禁裡樣の御國で、夫故尊んでかやう申すが本當のことでム。また世間の人の常に云ふ言に、日本でどうして

〔戎書〕外國の書籍をいふ、こゝの「行有餘力云々」の句は論語の學而篇にあり。

〔吾師の身云々〕本居宣長は享和元年九月二十九日歿す年七十二。伊勢國松坂山室山に葬る後ち門人等、その墓側に山室山神社を建立してこれを祭れり。明治十六年正四位を贈らる其の門人帳を檢するに、四百八十八人あり。就中、藤井高尙、本居大平、服部中庸、渡邊重名、石原正明、橫井千秋、齋藤彥麿、黑澤翁滿、細井貞雄、植松有信、伴信友、平田篤胤（以上二人は沒後の門人也）等尤も著はる。

かうして、或は日本人がどうしたのかうしたのと云ふことを申すが、然云ふべきものではない。其訣を只今委く申したいが、其說長くなる故に、是はまた序のときに申しませう。まづ以來は、拙者がみくにと申たならば、此皇國のことぢやと心得さへすれば宜しいでム。

○序ぢやに依て申すが、今世の儒生輩の學風も、大かたは孔子の意に背くことのみで、實に歎息の至りでム。其は本とし學ぶべき皇國の學びをせず、漢籍のみを學で居るが、學問は何の爲にすることゝ心得たるか、都て學問の道は、譬へ外國のことを學ぶにも致せ、その學ぶ主意は、其善事を取て、此御國の御用にせんとて學ぶことぢやに依て、まづ御國のことを本とし學んで、さて外國の學びに及ぶが順道でム。然るを、俗の漢學者流を見通すに、我が國の事を問れても知らずと云て恥と思はず、戎國のことを問へば、知らぬことまで知た貌に申すでム。彼卑き口ずさびにも、「虎のなく聲をきかれて儒者こまり、」また、「魯國の僉議する間に腰かゞみ」とも申したは、儒者の此癖を詰つたものでム。さる輩の、もし事有て君命を蒙り、戎人と應對することも有て、彼より皇國のことを問ふた時に、吾は此國のことは知らず、其方の國のこと耳、學んで居ると申だらうが、其戎人、もし心あらば、いや吾國のことは其許に聞まではなく、自國のこと故能く知て居るが、然るにても汝は己が國の事を知らんで、夫で學者と云はれやうか、そんな物知が有ものかと手を拍て笑ひませう。是が即ち君命を辱しむるの道理でム。孔子も己を行ふに恥あり、四方に使して君命を辱しめざるを士と云べし、と申したではありませんか。また然やうの輩に、何で吾が皇國のことを學ばぬのだと尋ぬれば、假名文のみが多いから、俗

〔孔子の意云々〕孔子は所謂儒教の祖也。儒教は、堯、舜、禹、湯、文王、武王、周公等の諸先聖の維持し、實施し來れる支那の正統思想を孔子が集大成せるものにして、孝悌を以て身を修め、仁を以て國を治むるを要道とするもの也。

〔魯國〕支那春秋時代の國名、今の山東省曲阜を治所とせり、孔子の出生地なり。

〔己を行ふに云々〕論語子路篇に「子貢問曰、何如斯可レ謂二之士一矣、子曰、行レ己有レ恥、使二於四方一、不レ辱二君命一、可レ謂レ士矣」とあり、孔子が士たるべき資格の三を答へたる其一也。

〔儒生〕儒者に同じ列子に、「魯有二儒生一、自媒能治レ之」とあり、又史記に「成安君儒者也」とあり、孔子の學を修恭する學者也。〔穿鑿〕穿は委曲して入る也、鑿は孔を穿つを云ふ、事理を解くこと度に過ぐるの意也。漢書に、「以レ意穿鑿、各取二一切一」とあり、又蘇軾の文に、「王荊公之學穿鑿至レ此」とあり。〔羽翼〕輔佐する義也、六韜三略に、「王者帥レ師、必有二股肱羽翼一」とあり〔吾學二殷禮一云々〕中庸に見ゆ。〔儒生俗士豈云々〕三國志の蜀志の先主傳の注に見ゆ、時の急務を識るは俊傑にありの意也

ぢやなどゝ申すが、是が却て俗意でム。都て戎籍のみ讀む者は、黄口乳臭の小兒輩に至るまで、我皇國の御書を讀み、我皇國の事を學ぶなどゝあれば、俗ぢやと申すが、然云ふ心を案ずるに、御國文は、兒女子輩も日に馴て、珍らしげなく、漢文の男文字、見ぬ諸越の物語は、愚夫兒女子の耳を驚かすを悦ぶ俗意に根ざして、露ばかりも眞の道を尋ねんなどの、志なき處より起つたことでム。さる輩に、その俗ぢやと卑しむる御國文を讀ますするに、文義を解し得ざるは元より、宇伊のみを云て、讀むこと能はず、實に笑止千萬なるもので、果は假名文は讀めず、解らずと云て、まじ〳〵として居るが、拙者が心には、物學びすると云ひつゝ、己が國風の書を、讀めぬなど申すは、此上もなき恥辱と思ふが、彼の輩は恥を知らねば、恥とも思はぬ趣なれども、是孔子の意にあらず、孔子もし皇國の人に生れたならば、俗の儒生輩がする如く、此の御國の學びを心とせず、魯國齊國の穿鑿する間に、腰にかゞむやうな迂遠なることにのみ生涯を送りませうや。時務に預る此御國の學を本として、外國のことは羽翼に學び申すべきは、云までも尤いことゝ思はれまする。其故は、吾學二殷禮一有二宋存一焉、吾學二周禮一今用レ之吾從レ周と云てあるが、心を公平にして、熟く考へらるゝが宜いでム。尤も赤縣にも有やうの學者が多く有て、夫れは彼の國人にも、儒生俗士。豈知二時務一乎。知二時務一者在二俊傑一と云てある。赤縣人の、其の國籍を學ぶをすら、時務を知らざるをば、心あるものは斯く笑てある。況して御國人にして、御國のことを專とすべき時務を知らず、漢學のみ致すならば、何と申ませう。また時務を知らざるの迂遠のみならず、御國の古へ學を能くせんでは、吾が本祖の出身を知るべき由なく、是

〔禮記〕小戴記とも云ひ、四十九篇ありて、古禮を說くこと詳かなり。漢の戴聖の傳へたるものとす。
〔論撰〕唐書に「以二論撰一勞、進二秘書郎一」とあり、議論して撰述する義也。
〔物あれば云々〕詩經に、「天生二烝民一、有レ物有レ則、民之秉レ彝、好二是懿德一」とあり。
〔入レ竟云々〕竟は境に同じ、國境に入りては、先づ其の國の政教の禁制する所を問ふをいふ。
〔律令〕律は懲肅を本とする法、令は勸誡を本とする法を云ふ。
〔格式〕律令の追則を格、政府の式制を式と云ふ。

以て學問の本意でない。夫れは證據にも、禮記に、君子論二撰其先祖之美一而明二著之後世一者也。云々。其先祖無レ美而稱レ之、是誣也。有レ善而弗レ知不明也。知而弗レ傳不仁也。此三者君子之所レ恥也。と云て有るではないか。儒者には、儒書を讀むを業と爲ながら、其の書にもかゝる語どものあるを心とゞめざるは、訝しきことでムる。斯やうなこと、儒者等には常多く有が、君子之所レ恥也。とも知らざるは憫む可きことでムる。また物あれば此に則あり、國あれば之に法あることぢやが、此皇國の學びをせぬ故、大かた儒者は國禁を知らぬものでムる。儒にはかの曲禮に、入レ竟而問レ禁。入レ國而問レ俗。と云へるにもかなはず、孔子の謂ゆる、君子の儒には豈かくの如くならんや、然れば學問に志したらんに、まづ早く、律令格式の御書を拜讀して、御國法を知るが、肝要の事ぢやが、然しも學ばぬ故、譬へば令の御定めは、赤縣國をも蕃國の例に准へて、其使人をも蕃客とある上は、必ずその御令に從ふべきことは勿論のことなるに、彼の國を中華と云ひ、其國人を華人など云ひもし書も致すは、相濟ざることぢや。彼を華と云へば、即ち此皇大御國を夷狄にするので、違令の罪なるとはしらず、斯く本を務むる學問に疎くて、其學するも、皇國の御用にせんとて學ぶと云ふ趣旨を失ひ、頻りに夜郎自大を致すが、何と彼等は愚蒙なものでは有ませんか。是に付て淺見安正の論があるが、至極尤もの說ぢやに依て、序ながら申すが、夫は〽中國夷狄の名、儒書にあり來ること久し。其故我國に在て、儒書盛に行はれ、夫を讀ほどの儒者どもが、唐の書物に、日本をも夷狄と云ひ置たるを見て、と嘆けた學者が、あ

ら口をしや恥かしや、我は夷狄に生れたけなとて、我と作り病をして嘆くが、扨も淺ましき見識ぞ。我生れた國ほど大事の中國が何處に有うぞ。國が小くと、何が違はうぞ。同じ日月を唐人の差圖を受もせずに戴て居る國に、唐人が夷狄と書て置た程にとて、もはや兀ぬやうに覺えて居るは、人に唾を懸られて得拭はずに、泣て居ると同じことぞ。夫でも聖人も、夷狄と云たものをと云はうけれども、夫は唐の聖人は、唐からは然云ふはず、日本の聖人は、また此方を中國にして、彼方を夷狄と云ふはずぞ。夫では硏あふと云ふけれども、そこが義理と云ものぞ。大義を知らぬ者は、そこで迷ひ安いこと、人にも親があり、我にも親がある。人の親の頭ははるとも、我親の頭は、はられぬやうにするが、子たる者の義理ぞ。すぐに其あちの親と云ふ親の子も、また面々に我親の頭をば、はらせぬやうに思ふ、是がすれあふやうなれども、夫で義理は立たものぞ。夫でも日本は、小國ぢやと云ふ。夫ならば、身代の宜いも〱親を見て、手前より輕き身代の親ならば、役にたゝぬ親父よとて、何處ぞへ捨やうか。是一つで合點のいくことぞ。我國は、天地開闢より以來、餘所の國の蔭にて立たる國にてはなく、神代以來、正統に少しも紛れなし。唐の書を讀でなじめば、どこともなく唐人形氣になつて、日本は旅屋のやうに覺えて居る。古今第一の僻者、我國の固より天地と共に生じ、他國を待ことなき體を知らざる甚誤り也。我國天地始まつて以來、正統つゞき、萬世君臣の大綱變ぜざること、是三綱の大なるものにして、他國の及ばざる所にあらずや。其外武毅丈夫にて、廉直正直

〔夷狄〕野蠻國をいふ、禮記王制篇に「東方曰レ夷、被レ髮文レ身、有下不二火食一者上矣、南方曰レ蠻、雕レ題交レ趾、有下不二火食一者上矣、西方曰レ戎、被レ髮衣レ皮、有下不二粒食一者上矣、北方曰レ狄、衣二羽毛一穴居、有下不二粒食一者上矣」とあり。

〔兀〕禿に同じ。

〔神代〕開闢より人皇第一代神武天皇の御代の前までをいふ。

〔正統〕天子の正しき御系統をいふ。

〔三綱〕君、父、夫の三をいふ、禮記に「君爲二臣之綱一、父爲二子之綱一、夫爲二婦之綱一」とあり。皆其の統べ率ゐるものなるべきよりの意也。

の風天性に根ざす、是我が國の勝れたる所也。道を學ぶ者は、實理當然を學ぶなり。我國にて、春秋の道を知れば、我國が卽ち主なり。他國をば客と見る、是卽孔子の旨なり。夫を知らずに、唐の書を讀むから、唐贔屓に成て、とかく唐から譽める、日本のなりにうつり覺えて、とかく夷狄々々とあちへつられる合點ばかりするは、全く孔子春秋の旨と、うらはらなり。孔子も日本に生れなば、日本なりに、春秋の旨は立つはずなり。是則、よく春秋を學び得たると云ふものなり。今春秋を讀で、日本を夷狄と云は、春秋の儒者をそこなふには非ずして、能く春秋をよまぬ者の、春秋をそこなふ也。或人云、然らばあすが日、唐土より堯舜文武のやうな人が來て、唐へ從へと云はゞいかゞ。曰く是は云ふに及ばざることなり。山崎先生かつて物語りに、唐より日本を從へんとせば軍ならば、堯舜文武が大將にて來るとも、石火矢にて打崩すが大義なり。禮儀德化を以て從へんとするとも、臣下とならぬが、是春秋の道なり。我が天下の道なりと云はれたり。甚だ明なることなりと、是は靖獻遺言の口義と云ふものに云てあるが、扨々殊勝なことでム。徂徠や太宰は、まさにかうは有うか、云はうか、既に徂徠などは、太宰が師匠ぢやが、孔子の肖像へ贊をして、日本國夷人。物茂卿。拜手稽首。敬題。と書ましたが、何と之が、孔子の心にかなはうか。あゝあゝ孔子は、さこそ／＼泉下に於て、眉をひそめ、貌をそむけて居ることで有ませう。自分を夷人にすれば、尊きや、是の皇大御國を、東國と云のぢやが、御國を夷狄とすれば、卽ち恐ながら、大朝廷をも憚り奉らぬのでム。何と儒

〔春秋〕魯の史記の名にして孔子の筆削にかゝるもの也隱公の元年に起りて哀公の十四年に終る、十二公二百四十二年間の事迹を舉げて上下の名分を明かにし、周室を尊ぶの意を寓せり。

〔山崎先生〕名は嘉號を闇齋と稱す。幼時父之を僧となせしが、後ち經書を讀み還俗して儒となる。弟子無慮數千人あり、之を待つに頗る嚴也、朱子學を以て之に敎ふ。晩年吉川惟足に學びて、垂加流神道を創し、元和二年歿す。

〔靖獻遺言〕淺見安正の著、義臣烈士傳に評論を加へ、尊王の志を述ぶ。

〔淺見〕淺見安正也絅齋と號す、京都の人、闇齋に學びて儒となる。後闇齋の神道學を唱ふるや、安正之を諫爭し、遂に師弟の義を絕つ。正德元年歿す。

〔漢字三音考〕一卷宣長著。漢字三音を論辨し、遂に我國音の最も正確なることを論斷せり皇國の正音、外國音の正しからざる事、鳥獸萬物の聲其他四聲音便等を論辨す。

〔長崎聞見錄〕五卷廣川獬著。著者二たび長崎に遊び、長崎の風俗、外人の雜談等に就て、親しく見聞したる事を筆記したるもの、圖畫を挿み通俗文に記せり。

者は、道を知らずとほけたものでは有ませんか。此心では、淺見や山崎が學びの筋と、表裏で、もしや或人どもが、負氣なくも、皇國へ對し奉つて、生ごしやくなことでもすることには、導きでもしやうか、と思はれまする。ぢやに依て、御國忠に志しある人々は、儒者には心を許さぬやうに致したい。何と不安心なものでは有ませんか。

○さてまた世の生儒者等、此美しき皇國語をば用はず、とかく或語で、物云ひたがることでごが、是も先師本居先生の、漢字三音考と云ふ書を著はして、夫に具に論ひ置かれましたが、實に鳥獸の音韻に同じことでム。夫は諸越の人の物言ひは、先づ第一に、鼻にかゝる音が多く、殊に御國などゝ違て、彼國は、字音が、卽て言じやに依て、其意味の、細に訛りそうな處を、却て甚だ不便理なことで、此事は、長崎聞見錄と云ふ書にも記して有ますが、吾御國の言よりは、大きに用が便ぜぬでム。夫は長崎に來て居る唐人どもが、應對いたすに、仕形をするでム。其仕形を交へんでは、通じがたいことでム。そこで唐人どもが、長崎へ來て、かの御役所で御用談を便ぜらるゝに、如何に入組んだる評議をするにも、閑靜にして、諸事速に事の行ふるを見聞して、大きに感じて、吾が國朝廷に於て、縉紳家政事を僉合するにさへも、言語に弄まね見えぬが相接へてしづかならず。況て理論を決斷いたす時などは、倍々喧がしく、漸々のことで其事が解る所を、貴國の御役人中が、言語さまを見るに、諸事しづかで、斯やうにすら／＼と便ずると云は、感ずるに堪たることぢやと、きつく感心すると云ことでム。但し夫も、正直な唐人どもは、かやうに感じも致すが、とかく唐人と云ものは、負氣みたもので、自分の國の不勝手な

〔剖葦〕葦切也。行々子、又葦原雀とも云ふ。燕雀類の鳥。形態うぐひすに似て、腹白く尾は稍長し。夏期、葦の間にて騒々しく鳴く。

〔大學〕一卷。古本と、朱子の改補本との二種あり。古本は古學派陽明學派之を用ふ。大學には三綱領八條目あり。明二明德一。親レ民。止二於至善一。之を三綱領とし、格物、致知、誠意、正心、修身、齊家、治國、平天下、之を八條目とす。儒學の原理を說明したれば、訓詁の小學に對して大學と名く。

〔赤縣〕史記の孟軻傳に、「中國名曰二赤縣神州一」とありて漢土の異稱也。

ることは語らぬもので、譬へば、彼の先夜も申たる如く、無性で湯を用はず、たゞ手拭をぬらして、ざつと拭ておくぐらゐのこと故、虱だらけに成て居るが、夫でもその穢いことを此方で嘲へば、日本は夷狄の國ぢやに依て、清淨を好むの癖がある、などゝ云て居る、大かたこんな訣でム。ぢやに依て　下々の唐人どもに至ては、入くんだことでも談するときは、實に騒々しくて、彼ひいん〳〵、ばあん〳〵を喧ましく云のぢやから、とんと鵙や剖葦の囀るやうで、夫も解らぬと立て掴合ひなども致すさうでム。如何にも古くより、鴃と云の冠辭に、さへづるやとかけて云たは、尤なことでム。偖またオランダなどの言語は、とかく、舌と顋に觸て出る音が多くて譬へば、其云ひざまが、ウエツ、フエ、ルエ、とか、ナチウリユ、と云たやうに、をかしくくもり曲つて穢らしい。其外の萬國も、みな是に準へて知が宜でム。夫が上に、言語の體用本末をとり違へて、言語が逆でム。夫は譬へば、大學を讀むのに、國を治め、天下を平かにすと訓むは、あれは御國の物言ひざまに、かへり點を付て讀むのぢやが、赤縣では、治國平天下と云でム。その治國と云が、國を治むると云ことぢやに依て、國と云ふことが主なり體なりで、治むるは、客なり用なりでム。然れば御國の訓の如く、其主とあり體とある國と云ことを先に云て、治むると云ことを後にして、國を治むると云のが實のことでム。夫を赤縣のやうに、治國と云ては、言の本末の違ふので、丁ど常陸邊の者が、水を汲で與ろと云ことを、汲で與さんせう水を、と云やうなものでム。是らが御國の中ながら、もの言が逆でム。外國の言語、盡く此の類ひで

〔言語の體用〕語學上の語也。體言卽ち名詞、其他凡て語尾の變化せざる語、及び用言卽ち語尾に活用ある語動詞、形容詞等をいふ。

〔言靈〕言葉に靈あり、雅正なる音聲を連れて靈妙なる運用をなすといふこと、卽ち我國の言語の尊稱也。

〔神隨〕神の御心のまゝにて人爲の加はらざるをいひ、神隨なる大道とは神代より傳へ來し神慮のまゝにして人爲を加へざるまことの道を云ふ。

〔道學〕程朱の學をさす。

〔心學〕神儒佛の三道を調和綜合して一派を成せる實踐道德の學派也。

ム。尤も御國の內でも、國に依て、物言ひざまが、奥羽の者は鼻にかゝつて、且しとすを取違てからすをからしと云ひ、苛荷をからしと云かと思へば、是は結句からすと云でム。また上總者は、都てかきくけこの辭を、みなあいうえおと云ふ。夫は譬へば、坂と云をさあと云ひ、崎と云べきをさいと云ひ、酒と云べきをさえと云ふ、其は前の酒屋で酒飲む可い、と云べきを、さいのさあ屋でさえ呑むべい、と云でム。かやうに國々で少か訛りは有けれども、概して、外國人等の言語とは、同じ日にも云へぬ程正しいでム。是ぢやに依て、外國の語は、言語の體用本末を誤つて、言靈の妙用に應はず、活用に疎いでム。其戎語の、字音ことばが入り交つて以來、御國の語が、大きに惡くなつて、今は大かたの人が戎語やら、御國語やら、解らぬやうに成て結句その戎語を、立派なことのやうに、心得て居る人さへあるでム。夫は、忘れましたと云べきことをも〽失念と云へば立派な物忘れ」と云たる如く、字音で云でム。但し右の如く、外蕃の言語の、國每に猥りがはしく違ふことは、然る由有て、神の御心と、かく御定なされたることで有ませう。さて此大皇國は、神の御國、則ち地球の都たる御國ぢやに依て、神隨なる、大道の具はつてあるを、外蕃にて、道ぢやと立たるものは、悉く人作で有から、一向に行はれず、我が天地自然の大道とは、實に雲泥の相違でム。然るを、古き俗歌に、〽別登る麓の道は多けれど、同じ雲居の月をみる哉、と云歌や、また、〽雨霰雪や氷と隔つれど、解れば同じ谷川の水と云歌が有て、是を俗の神道者や、道學者、心學者ぐらゐの徒が、何ぞと云と引歌にして、神道も、

佛道も、儒道も、皆落る處は一つに歸して、世を治め、人を善道に導くの教なり、と頻く云立て是を聞人も、皆然ることよ、と思つて居ることなるが、いや是は、甚の心得違ひのことで、何して此三道が、一つ意に落ようぞ。下駄に焼味噌、御月様に泥鼈も、皆同じことゝ云よりは、もつと相違なことでム。是はかの鰹ちらす徒が、其道々の片端ばかりをかぢりかけて、其本意を知らず、大概こんなもので有うと、押つけ推量に事をきめて、人を惑はすのでム。但し斯ばかり云ては、その違つてるるは何處ぢやと、合點の行かぬ人が有うから、其差別をあらあら云はうが、まつ神の道と、儒道との差別を云はゞ、神の道の本意正實のことは、是まで段々演説致したる通りの訣故、皇國の天子様は、最も尊く、此大地球の大君に御坐て、天地と共に動きなき御皇統におはすることを辨へて、一向に畏み奉り、厚く古傳を守て、神祇を尊び、大倭心の雄武を旨とし、大君を敬ひ、傅き仕へて、譬へば、君に君たらざる行ひ有とも、臣として其心を辟易さず、身を抛て忠義を盡し、臣は地の天を戴て、其位を變ぜぬ如く、いつまでも臣となり、君は天の地を覆ふて、其位を替ざる如く、いつ迄も君となる。こゝらが道の大本にて、動かぬ處でム。さて生れ得たる眞心の儘に、親ある間は、其に仕へて孝を盡し、妻子を憐み、其程々に、子孫の繁榮を願ひ、先祖の祭祀を絶さぬやうにと勤むるが、皇大御國の[illegible]の道ぢやが、儒佛の道の本意は、是とは相違のことで、其委き訣は、儒道佛道の大意に記し置たる通り、別に演説致す故、今は畧々申すが、儒道の本意は、先第一に、道の大本たる君と臣との道立ず、

〔神道〕敬神尊皇の旨を體し、天理人道を明かにすることを理想とする我國固有の教、即ち惟神の道也。
〔神祇〕天に神といひ、地に祇と云ふ。天津神、國津神の汎稱也。
〔君に君云々〕孝經の孔安國の序に、「君雖レ不レ君、臣不レ可ニ以不レ臣、父雖レ不レ父、子不レ可ニ以不レ子」とあり。
〔辟易〕漢書の項羽傳に、「人馬倶、辟易數里」の註に、「辟易ハ、開キテ其ノ本ノ處チ易フルチイフ」とあり、又一に驚き却くの貌とも解せり。史記項羽本紀にも、漢書の項羽傳に於けると同じ語見えたり。

三代相恩の主どころでは无く、假令十代二十代、厚恩を受たるも、悪き行あるときは、彼殷の湯王や、周の武王が如き、强き者討て出で、其君主を追伐し、亦は殺して其位を簒ひ、己國主となりては、また己が悪行を蔽はん爲に、天命ぢやの、革命の時の至つたのぢやと、へらず口の古事付を云て、世を欺き、只管に古主を蕤て、其亡びたる後迄も、其に忠義を存する者をば頑民などゝ名を付て、不具者の如く云なし、亦或は、其國主たる者が、柔弱でもあると、其臣たる者、無理に押掠めて、位を禪らせ、彼天命ごかしに、古事つけて引たくる、諸越の國風が、世々斯の如く、相殺し相奪つて、定まりたる國主とても無き國でム。何と道の大本たる、君臣の道が立ず、君君たらず、臣臣たらざるの道を、道とすることぢやが、何と是が、御國の君君たり、臣臣たりで、無窮に動かぬ、大本の立てをる大道と、同じ年にも云へやうか、善悪正邪論は無いでム。扨また佛道の本意は、此世を、穢土火宅と云て、厭ひ棄て、君臣の道をも取らず親妻子の愛情を忌嫌ひ、其家を出て山に入り、樹下や、石上を住所として、ひもじくなれば、乞食をして食ひ、衣服は人の捨たる汚れつぎや、古褌を拾つて服て、死ぬときも所を撰ばず、野でも山でも、のたれ死なりとして、其屍も、彼一休和尚の歌に、〽我からだ煙と埋もと野に捨ちよと、痩たる犬の腹を肥そと」と云たる通りに、命や體にさへ執著せぬと云が、佛道の本意ぢやが、何と是が、我神の御道の、君臣の道を重んじて、親妻子を慈み、先祖の祭りを絶すまいと、其家を大切にして、子孫を繁榮にし、また其身の程々に、身の出世を悦びて、請

〔革命〕王者の興る命を天に受く、故に世を易ふるを云ふ。易に、「天地革而四時成、湯武革レ命、順ニ乎天一而應ニ乎人一、革之時大矣哉」とあり、又書經にも、「殷革ニ夏時一」とあり。

〔頑民〕書經に「毖殷頑民一、遷ニ於洛邑一」とあり、又鄭氏詩譜にも、庶殷頑民被ニ紂化一日久とありて、頑固にして命に從はざる民をいふ。

〔君君たり云々〕論語に、「孔子對曰、君君、臣臣、父父、子子、公曰善哉」とあるに基づく。

〔穢土〕佛語、又穢國とも云ふ淨土に對し娑婆世界也。

〔火宅〕煩惱多き俗世界を云ふ佛語也

きが上にも清きをすむ、御國の道と同じ年にも云へやうか、いやさうは云へまい。右の如く相違なる儒佛の道と、我皇國の神の御路とは、相違なる訣をば知りもせんで、世の神道を説の、道學を説なんど云輩が、生ちよこざいに、右の歌の、落れば同じ谷川の水ぢやの、同じ雲居の月ぢやの、登れば同じ山の頂ぢやのと云て、世の人を惑はすがしやら臭い。知らずば知らぬ様に、だまつて居ればよい。實に是が一つ事だと云ならば、下駄も燒味噌も、御月様も泥龜も、同じものぢや、と云やうなものでム。其ならいつそ、味噌だと云て、糞でも喰へば宜い。何を云のだか、癡者どもが、外國の諸の道々が、彼此御國の道と、似通ふ所の有やうなれども、夫は誠に枝葉ばかりで、其極意の相違なることは、右に云通り、おき火と氷との違ふやうでム。依て篤胤が、彼別登る麓の道は多けれど、同じ雲居の月を見る哉、と云歌の意の裏を云うならば、斯でム。〽麓なる道の衢の多かれど、月見る山の道は一と道ー斯の如く、眞の道は、唯一筋で、我說く古道より外には、誠のものは必ずない、然と无い。世の人の、神道や道學なんどを聞て、道を心得たと思ふ處は、殊勝だが、其道學者や、神道者どもが、泥龜や龜子をとらまへて、御月様だと云に欺かれて、外國の道々を、眞の道と思つて居るのが、氣の毒なることでム。世の道好な人が、道だと思つて、あられもない、横さまごとに、はまつて居る處は、丁度こんなもので、此方の目から見ると、酒だと思つて、泥水を呑で、うまいと云て、舌打するやうな形に見える道好が、世に多いでム。此の意を、また歌に云はゞ斯も有うか、〽月見んとたどる山路を踏違へ、

〔泥龜〕龜鼈類の爬蟲、背甲は稍圓くして中央部のみ堅く、邊緣は柔軟にして肉裾をなす、腹甲は短小にして狹し、背腹兩甲は軟骨を以て連絡し軟皮を以て被はる口端尖りてよく物を嚙む、體色は背部淡黃色にして暗灰色を帶び、腹部は其色淡し、冬季は土中に潛み、春季匐ひ出づ、我國各地の淡水に產し小魚、甲殼等を食餌とす、肉は美味にして滋養に富む俗に所謂「月と泥龜(鼈)」とは、懸隔の甚しき譬喩として用ひらるゝ語也。

〔おき火〕熾火也、紅熱せる炭火を云ふ。

〔正義〕漢書に、「删ニ其偽辭一、取ニ正義一、著ニ於篇一」とありて正しき筋道即ち正道を云ふ。〔勸善懲惡〕善をすることを勸め、惡をする者を懲し戒むるを云ふ、漢書の賈誼傳に、「慶賞以勸レ善、刑罰以懲レ惡」とあるに基づく也、又同書に、「無ニ以勸レ善懲レ惡」ともあり、左傳にも「懲レ惡而勸レ善、非ニ聖人一誰能修レ之」とあり。〔内股膏薬〕一定の見識なく、彼に從ひ、此に靡くものを嘲りて云ふ語也〔高座〕李白の詩に「黄金師子乘ニ高座一」とありて、多衆に說き又は演ずる人の爲に設けし高席をいふ。

非ぬを其と惑ふ世の人」でも有ませう。扨また一つ、世の學者どもが、神儒佛の三道を、落れば同じ谷川の水で、極意は一つだと、あやかしを云て弘めるのは、文盲ばかりでも无い。夫は其道々の正義を知らぬのみならず、其底の心を探り見れば、穢い心が有に依て、こんなあやかしを云訣も有でム。其穢い心と云は、今の世の中一般に、儒道やら、佛道やら行はれて、世の人各々、夫を信じて居るに依て、夫を悪いと云たら、聞人が腹を立て、我が說く道を、一向に聞は致すまい。夫では口の干上る道理かと、前後を考へ、先の信ずる道の枝葉ばかりを、ちよこ／＼と見付出して、大きな聲して、事事しく是を言たて、其極意の處は、隨分宜い、と云やうに說なして、聞人の氣をそらさぬやうにと、世の人心に衒ふ氣が有る故に、此歌どもを引て神道も、儒道も、佛道も、其枝葉こそ違へども、夫は別登る麓の道の多きやうなるもの、また雨霰、雪や氷と隔つるやうなもので、約まる處は、勸善懲惡の敎へで、神道も、佛道も、儒道も、皆人を善道に導くこと故、惡くはないと云なして、彼方へもべたり、此方へもべたりの、内股膏薬に說つけて、何方からも、物貰はんとする、汚き仕方でム。底にはこんな、汚き心を蓄へ居りながら、道を說とは、片腹痛いでム。其中に、道學者や、心學者なんどの輩は、外國ぶりの敎ごとを本として、說を爲すもの故、是は論の限りではないが、神道を說とて、人集する、俗の謂ゆる神道者どもが、斯やうのあやかしを云ては、相濟ざるものでム。其故は、此輩神道者と名告りて、高座に登り、鈴を振り立、負氣なくも、畏くも、皇大御國の道を說弘め、神の御

徳の、尊く坐ます謂をも、人に諭さむと騒ぎながら、斯有る汚き心を以て、愚人の氣に入り、物貰はむと衒ふなんどは、こりや爲まじきこと、また有まじき事でム。夫は、世の人も能く云ふ語ぢやが、忠言は耳に逆ひ、良藥は、口に苦き譬への如く、世の人が、外國ざまの横さま說に、首たけはまつて居る事故、どうで眞の事は聞人も少く、此方の云ふ眞の說が、結局耳に障つて腹を立もしやうし、また其はまりて居る處は、丁ど勞症病のやうなるもの故、云はゞ難治の病だから、眞の道の良藥を與る時は、藥の甘いの、苦いのと小言を云て、受つけぬ族も有ものでム。假令そんな族が、受つけまいと、腹を立うと、顏をしかめやうと、そんなことに心遣ひをして眞の道を說れるものではない。唯一筋に、眞の道を云さとし、邪の道の非事を、有の儘に云聞して、夫で人が腹を立て、受つけまいが、そりや云はゞ、先が曲で居るので、難治の症なれば、仕方がない。そんな人は夫にして、能く聞受る眞の人を、一人なりとも、とつくりと諭すがよいでム。とかく道を說き、道を學ぶ者は、人の信ずる信ぜぬに、少しも心を殘さず、假令、一人も信じてが有まいとまゝよ、獨立獨行と云て、一人で操を立て、一人で眞の道を學ぶ。是を漢言で云はゞ、眞の豪傑とも、英雄とも云ひ、また大倭魂とも云でム。何と夫を、誰も彼も信ずるやうに、をかしな理窟を附て、說なし說曲ると云は、そりや人の枉つて居るを、直くしやうとて、古の道を說うとする人の、己からして枉ると云ものでム。是は唐人すら、己を枉て、人を直くすること能はずと云て、戒めたことでム。中々神の道を說く人などの、有まじきことだと云

〔忠言云々〕孔子家語に、孔子曰、良藥苦ニ於口一而利ニ於病一、忠言逆ニ於耳一而利ニ於行一とあり。又說苑正諫篇にも見ゆ。
〔勞症〕勞咳とも云ふ、結核性の肺病の古名也。
〔獨立〕他に倚らずして自ら立つ也。孔子に、「善用レ之、則百里之國、足ニ以獨立一」こと、また易の大過の象に「獨立不レ懼」とあるは天下の人之を非とするも顧みず、獨立して懼れざるを云ふ。
〔獨行〕禮記に、「其特立獨行、有ニ如レ此者一」とあり。
〔己を枉げ云々〕孟子に、「未レ聞ニ枉レ己而正レ人直一也」とあるに依る。

〔親鸞〕名は範宴。日野有範の子、慈鎭の弟子となり、後ち法然の弟子となる。一向宗を創め、本願寺の開祖也。承元元年越後に流され、後五年赦さる。弘長二年寂す。

〔日蓮〕安房の居者の子、年十八の時、受戒して專ら法華經を修む。建長五年始て法華一派の宗門を立つ。文永八年罪を得て佐渡に流さる。十年赦されて甲州に赴き身延山を開き、弘安五年寂す。

〔物部徂徠〕荻生徂徠也、茂卿と字す。年五十復古の學を唱へ、專ら東漢以前の經書を究む。著作頗る多く、享保十三年に歿す。

は、此訣でム。俗の神道者も、神の道を說くとて、噪ぐ處は殊勝なれども、實は物欲しいと云、穢き心が有故に、神の道を借て、口過ぎにするの勸化言で、是は僧が、佛を賣物にして、方便を云と、何も替りは无い。其僧ですら、見識の立たる輩は、今の神道者等のやうに、內股膏藥に、人を勸めはせぬ。夫は親鸞など、己が宗旨を、一心一向に信じさせて、脇ひら見せまいと宗旨を立て、また日蓮なども、念佛無間。禪天魔。眞言亡國。律國賊と立て、諸宗を屎の如くに云こなし、また己が宗旨に尊ぶ佛の外は、皆邪神、邪佛だなど〻云て、この親鸞・日蓮の輩は、夫が爲に、嶋へ流されたり、又は首の座に直されても、びくともせぬ。其立たる筋を變ぜず、とう〳〵意地を張て張り通し、邪ながらも、今の世の如く押弘めたでム。物部徂徠と云ふ儒者の書たる物に、此事を云て、坊主でさへ、其道の爲には、身命を惜まず、說つけたが、吾儒道を、其如く身を捨て、弘めむとしたる儒者が无い、と云て嘆いて置たが、是は徂徠が儒者ぢやに依て、その儒道に、身を入れて弘める者の无きことを、嘆きたるが、此方は、古道を說く人また神道者など云輩に、彼僧等のやうに、氣性を突立て、獨立獨行に、弘めやうとする人の无きことを、常に悲しく思つて居ることでム。

○偖また此神道者が云には、猪や豕などの類ひ、四足の物を食ても、穢れることなく、亦女なども、月水の穢れなどを忌もすれど、是以構ひなく、神參りしても、苦しくないことぢやと云て、夫に付ては、天照大御神の御事をも、只今申すにも申されぬ程の、惡言を云ことぢやが、定めて

〔六根淸淨〕六根とは生死流轉の惑ひを生ずる因となる六種のもの、卽ち眼、耳、鼻、舌、身、意を云ふ、句の意は六根の忘執を斷じて淸淨潔白ならしむる也。
〔源順〕擧の子也、能く詩文を屬し、和歌に巧なり。天曆五年勅を奉じて梨壺に於て後撰和歌集を撰む。又勤子內親王の爲に和名類聚抄十卷を著はす。又大中臣能宣等と萬葉集の訓點を作る。永觀元年卒す
〔和名抄〕和名類聚抄の略也。事物の和名を類聚し、諸書に照し、文字の出所等を考記註釋せるものにて全編漢文體也。

彼の奴原が云ふ所を、聞れたる衆は、覺えても居られませうが、其云心を得と考へて見ると、皆世の愚人の氣に應ずるやうにとて、申す事で、實は物欲しさに斯く云のでム。夫故、乞食法を行ふ神道者と云ので、是も甚だ過言のやうに、思はるゝ人も有ませうが、篤胤が心を放つて申すこと故據る處无ては申さぬ。夫はまづ彼等、鈴振立て六根淸淨の文などを、幾遍も繰返し誦などが、皆法師の所業、金剛鈴を振り、佛經を幾遍も誦するなどを、見習つて致すことで、且つ何くれと、當らぬ神號を書散したる札などを、賣て物を取り、はた神供米とか名を付て、謂ゆる佛餉袋を授けて、職業から米をもらひ、何か致すが、かゝることは、御國の正しき古道には、嘗て无ことで、皆法師の乞食する法を見習つてすることでム。但し、かやうの業を致す者、古くもちら〳〵有たる事で、其等をば、乞食のあしらひにして、旣に今を去ること九百年前に、源順朝臣の記されたる和名抄、是は學問する者の、常に傍を放たれぬ書で有ますが、其術藝篇と云ふに、乞盜部と云を立られて、其處にかやうの徒を出して置れたでム。乞盜とは、乞食と盜人と云ことで、何と彼等口を極めて、佛法をば誹りながら、其佛道の乞食法を行つて物貰ひ、また佛道の所爲、及び佛語をも盜んで作たる、六根淸淨の文など云を讀立るから、如何に盜人で有まいか、乞食で有まいか。斯て夫らが爲ことは、悉く佛法により、夫で命を繫で居ながら、恩を得て恩を知らず、恩を得たる佛道をば、づぶろく、腰拔け、よい〳〵などと、聲をばかりに詈るが、是が彼の盜人たけ〴〵しいと云もので、畜生にも劣つて、恩知らずでム。彼等斯やうに云れて口惜

くは、一々其佛法から移つたることどもをさして云が、夫を殘らず、止めてしまつたならば、不便や口が干上りませう。僧より、己がづぶろく、腰ぬけ、よい〳〵ぢや。實の處は、僧どもより、あのやうな奴原が、十倍勝つて憎むべきものでム。なぜと云に、出家は憎いながらも、己が持前の佛法を賣て、口を糊するが、彼等は神道者と名告て、出家の上まへを取り、蔭富では无くて、蔭佛法を賣るが憎いでム。中には、然云はずともなことゝ思はれる人も有ませうが、赤縣の孔子と云物識も、似て非なる物を惡むと云て、然るものをば、きつく惡むだものでム。彼等神道者と名告り、神道を說くと云て、人集め致し、其懸札にも、神祇道の御家の御稱號を記し、御門人、又は學士などゝ記しておくから、世の物知らぬ人は、實に神祇道と云ものは、彼等が云通りのものぢや、と心得るから、こりやどうしても、辨じねばならぬ、惡まねばならぬ謂でム。彼等が云こと、實は千に一つも、眞のことは有ませぬから、必共に取上ぬがよい、何を知るものでム。夫はをりふし、國常立尊などゝ、神の御名を申し出るばかり、夫も尤々しげに聞ゆることどもは、皆俗の神道學者等が、赤縣の說を附會して云たる、陰陽五行の取添へ又は氣化、心化、造化など云ふ生さかしらに、心法の說で作つたる、高天原と云は、則胸三寸のことで、心の異名ぢや、ぐらゐのことで、取統て屁の如き說だが、夫も生かぢりに聞はつゝて、云ので、是らの外は、都て豆藏、乞食の云ことを能く聞覺え、夫に世に有る俗事の穴を探して、夫を都合能く繼合せ、知りもせぬ佛法のことを、しやれまじくらに、罵るまでのことで、一つぱも、誠の

〔蔭富〕昔時行はれし一種の博奕、本式の富籤を當物として、少額の賭事をなすもの也。

〔似て非云々〕孟子に、「惡二似而非者一、惡レ莠恐二其亂一レ苗」とあり、又戰國策に、「幽莠之幼也似レ禾、驪牛之黃也似レ虎、中略、此皆似レ之而非者也」とあり。

〔五行〕萬物を組成せる五種の元氣、卽ち木、火、土、金、水の五をいふ。書經に、「五行、一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土、水曰二潤下一、火曰二炎上一、木曰二曲直一、金曰二從革一、土爰稼穡」とあり。

〔心法〕心をねる術を云ふ。

〔伊勢貞丈〕德川幕府の士、兄夭死して家を繼ぐ。幼より有職故事を好み中世以後の記錄、悉く涉獵して一家をなす。天明四年歿す。著す所、貞丈雜記、安齋隨筆等あり。安齋は貞丈の號也。

〔白川殿〕花山天皇の皇子清仁親王より出づ、後一條天皇の御宇源姓を賜ひ神祇伯王となる、是れより子孫相承けて世襲す。

〔藤波殿〕大中臣氏也神祇に關する事は大概其一族を以て滿たされたり、其嫡家を藤波家と稱し、世々祭主、神祇大副たり。

〔豆藏〕口早く巧におどけたることを云ひて金錢等貰ひ步く一種の乞食也

ことは云ぬでム。云はぬと云ば、知て居ても云はぬけに、結構らしく聞えますが、實に神道のことは、少しも知ぬでム。知らぬが故に、いつち肝心のことを、右の如く葢何を云ので、只々人を可笑しがらせて、一人も多く寄ることを、工夫したもので、その口合と、洒落へ云落して來やうとて、廻り遠く、引つけ云まはして、毎度同じことばかりを云て居る。其替りには、世間の穴をば、能探し覺えたもので、遊女場の訣、博奕打の隱語、または街道筋の宿次でも早言に云はせやうならば、夫はきついものでム。夫が面白いとて、愚な人は、したゝか集て聞のだが、是等のことを、伊勢貞丈先生は、深く憤つて、其書れた物に、世に目くら千人、目あき千人と云が、予を以て之を見れば、目くら千人、目くら千人と思はるゝと云はれましたが、ちと劇言のやうなれども、骨折て人の耳を明やうと、深切に、眞のことを云ふをば聞受ず、葢何說を云をば、大勢打寄るから、其深切な心からは、斯も思はれそうなものでム。中には神道と云ものは、實にあのやうなものぢや、と心得る人も有るやうすだが、夫は、彼の仰山に、白川殿の御門下ぢやの、藤波家の御門人ぢやのと、記して置からのことでム。右の如くの、たわいも无いことばかり云て居れば、夫は座舗豆藏と思つて居もすれど、假初にも、神道者と名告り、ぱつち裾はしよりながらにも、烏帽子白張を着て、神道を說とて、人を集めながら、穢れと云ふことはないなど云たり、挂卷も畏き禁裡樣を、禁公と云ひ、大御神を、天公と云ひ、八幡宮を八公、などゝ卑しげに云ひ、また或は、神を蔑如に云ひくたし、公の御定めをさへに、云破る事にも及んで、世の人

に、悪きことを云聞すから、聞捨おかれず、斯く云のでム。此方の眞の說をとくと、面白みがないから左右に人が聞受ず、何かつまらぬことを云て居るには、一二階が落たの、ねだが拔たのと云程、人が這入ますが、正しき講釋には聞人が少く、既に近比、赤坂でも、小田原町でも、門人等に說せて見ましたが、とんと聞人が少く、どうかしつこくやつて居たら、說人ばかり殘りそうで有たる故、仕まはせた程のことでム。處を當所にては、どうしたことか各々能く、この面白くないことを聞れますが、此方はまた夫が嬉しくて、尤も是は、古人の語にも、己を知らざるに屈して、己を知るに伸る、と申たる如く、聞受てくれる人は、此方を知つた人ぢやに依て、さやうの人に、猶も能きことを聞したくなる。是が人情でム。さて彼等、此所彼所の小祠などを持て、神主と稱し、また高貴の御家の、御門人などゝ、仰山に名告る訣は、彼奴等も流石に、其言ことどもの、卑く拙きことを知て居る故、人の譏り咎むる口を塞がんとて、まづとある小祠の社人分などになり、夫を事々しく、神主などゝ云ひ、さて神祇道の御家々の御門人、と云號を犯しはすれど、嘗て以て、一つもあのやうな事を、御傳授有た訣では有ませぬ。是はかの、僞りを賣んと欲するものは、必ず其眞を借ると云た如く、然る狂說を賣るに付ては、さも致さんでは幅もなく、且神道と云ふ名目を借ること故、かやうの仕掛をするのだが、夫は只、少かの束脩を獻じて、御門人と云號を、許されて來るのみのことで、あのやうなことを云とは、其御家々にも、一向御存じあらせられぬことで、是らは高貴の御家風の、大らかに坐ます處でも有ませうが、實は甚だ

〔流石〕晉書に、「孫楚字子荊、太原中都人。才藻卓絶、爽邁不群。多レ所二陵傲一、缺二鄕曲之譽一。年四十餘、始參二鎭東軍事一、終二馮翊太守一。初楚少時、欲二隱居一、謂二王濟一曰、當レ云レ欲二枕レ石漱一レ流、誤云二漱レ石枕一レ流。濟曰、流非レ可レ枕、石非レ可レ漱。楚曰、所三以枕二流、欲レ洗二其耳一、所三以漱二石、欲レ礪二其齒一」とありて、さすがにうまく對へたれば、國語の「サスガ」に流石の字を充て用ひし也。

〔束脩〕始めて師に見ゆる時の贄也。論語に、「自レ行二束脩一以上、吾未三嘗無二誨一焉」とあり、轉じて入學の時納むる謝金を云ふ。

〔神國〕神の基を開き給ひて、其の嫡流たる子孫の君臨せらるゝ國、又神々の特に守護したまふ國、即ち我が國の美稱也。

〔延喜式〕五十卷。朝廷の年中の御儀式、百官臨時の作法、其の他各國の定例などを詳かに記錄せるもの也。本書の成れる由來は、初め醍醐天皇が左大臣藤原時平に命じて、此の書を編輯せしめられ給ひしが、業未だ成らずして死去せるより、其の弟忠平等に更に命じて其の緒を繼がしめ給ひ、二十餘年を經て竣功せしもの也。延喜とは醍醐天皇御宇の年號、式は政府の定めし式制也。

御不審なことでム。伊勢貞丈先生は、斯やうの輩を、神だゝき擲き殺して仕まはずは、眞のことが濟まれまい、と書ておかれましたが、彼孔子も似て非なる物を惡むと云た事故、是は劇言ながらも、實に尤なる腹立でム。是まで段々申通り、御國は神國ぢやに依て、神道、すなはち天下の大道で有から、御國人たらん者は、神事を疎略にしてはすみませぬ、各々こんな乞盜輩の說に違はず、正しく神祇に仕へ奉るべきことでム。さて神にしろ、先祖にしろ、其拜し方は、きつと愼で、手を二つ拍て、何のこともなく、貴人に御辭儀をする通りに拜するが宜い。夫に付て男の拜は云々、女の拜は云々、延喜式にも、女の神を拜するには、頭地に至らずとあるから、其通り致すがよい。

〇さて序ぢやに依て云ひますが、神を拜すると云にも、すこむる心ばへの有ることで、まづ世の人の心得は、彼せつない時の神頼みとやらで、せつなくなるとやみくもに神を祈り、空腹い時に、物を食て直つたやうな驗がないと、恨だり何かするが、然したものではない。一體かうして居る處が、直に神の御德で、その御德の中にはらまれて居ること故、不斷そのやうに、御前に於て、よまい言などは云はぬものでム。たゞ其御德の中に、斯う致して居ることを、有がたく常に忘れず、御禮の心ばへに、御辭儀をする心得に成て居るがよいでム。箸から落ちる滴のはてまでを、斯て皺を賜はることのやうに思つて、不斷神をいぢり、よまいごとを云人は、極めて思ふ通りに行ぬと、勿體なくも、神を恨み奉るやうになるものでム。中々以て神の御心と云もの

は、測り難く知り難いもので、驗を賜はるも賜はらぬも、人の自由にならず、また凡人心には、差當つては、惡きことぢやと思ふことも、かの翁の歌に、〽吉事に凶事いつぎ凶事に、吉事いつぐ世の中の道、と詠れたる通りぢやに依て、その凶しと思ふことが、直に吉事の來る元となること故、其儘になし置るゝやらも知れず、是らはどうも師說の如く、人は譬へば人形の如く、神は人形をつかふ人間の如き謂れぢやに依て、言以て行けば、人のすること成すこと、みな神事故、その御心は量り知られず、また譬へば、一つの無盡に、權兵衞も八兵衞も加入て居る時に、二人が同じやうに、其無盡を得して賜されと願ふ。是らが大きに、神の御こまりあそばす處で、何方に取しても、一方は恨むる訣でム。尤も是しきの小事を、せわやく神は、小さき神で、此天地を御幸ひあそばす神々などへ、持て行て願ふは、甚だ恐れ多きことでム。左に右に、神に祈りさへすれば、空腹い時に、飯を食たやうな、驗が有るはず、と思ふは宜しくない。其心は元來古への僧どもが、佛法を弘むるに、人が信ぜぬ故、佛を信ずれば、速に驗が有と云て、云ひ勸め、幻術などで驗を見せ、夫より段々、人の心が夫にうつり、その惡癖が弘まつて、神も佛の能書を書た、佛經にある通りの驗がなくては、有がたくないことのやうに成たものでム。

○さて神祇道の御家と申すは、右申したる白川殿、藤波殿、其次は吉田家で、まづ白川殿は神祇伯王と申し奉つて、其御先は花山天皇の皇孫延信王に坐々て其以來、大凡八百年御相續あそばされ、其御職重きが故に、今に至るまで王號を賜はることでム。また藤波殿は、天兒屋根命

〔師說〕玆に師とは本居宣長を指す。

〔無盡〕金錢の融通を目的とする一種の講中、賴母子講とも云ふ。數人にて組合を結び、先づ總資金額と各自の分擔額とを定め毎月、隔月或は毎年一定の期日を定めて集合し、各自分擔醵出し、抽籤若しくは入札を用ひて、其の總金額を當籤者又は落札者に交附する組織のもの也。

〔花山天皇〕人皇第六十五代の天皇也

〔天兒屋根命〕藤原氏の祖神也。既に天磐戸の時にも、祝詞を奏して祈請せり、後ち天孫瓊々杵尊降臨に從ひ國土經營に功あり。

の神裔、大中臣氏で、神代以來、相承の神祇道の御家で、其の御職に付ては、世に並びなき御名家で、本來は、伯職をも勤められたる御家ぢやが、白川家以來は、神祇大副と申して、伯職の御助を勤められ、また往古より、神宮の祭主をも勤めらるゝことでム。此の御家々にて、朝廷の御神事向、また、天下の神社、神官等の御支配を致されたものでム。扨今の神官等の勤と云ものは、右に申たる如く、俗神道者風を、とかくに致すことでムが、實はあのやうな訣のものではない。都て天下に有ゆる神社は、御國家御守護の御爲に御鎭座在らせらるゝことだに依て、禁中神祇官を、夫に仕へ奉る神官等は、其神慮を心として、潔白英武を心挂けて、事あるときは、御守護奉るべきことで、假初にも、離々しく。乞盜風をしては、相濟ぬ訣でム。然るに其風儀の惡く成たる、其本を尋ぬれば、佛法の害は本よりなれど、今世神祇長上とか、自稱して居る吉田家が、甚だ以て宜しくない。一體此家は、神祇權大副と申て、神祇官の、俗に云ふ權の助役でム。其本は、兒屋根命より出たる由に申すさうぢやが、御正史には、とんと見當らず。伊豆國から出たる、卜部平麿と云が子孫で、世々神祇官の下官を勤めて居る内、奸計を以て段々と、天下の神官を過半まで、己が配下のやうに爲て居るが。實を云へば、神官等は、神祇官の人別ぢやものを、彼家で配下などゝ云ては濟まぬことでム。今世には彼家を、神祇道の本家のやうに、心得て居る人もあるが、實は卜部の賤しき家ぢやに依て、聊も神祇道の本義は知らず。夫故に、佛道を以て、神道を建立したものでム。然れば門人にも、甚だ如何しき者がある。夫は彼家の説に、空海

〔大中臣氏〕天兒屋根命に出づ。其裔可多能祐大連の時二家に分れ、一家は鎌足の父御食子政治家として立ち他は御食子の弟國子にして、始て大中臣氏を稱し、子孫長く祭祀の家として立つに至れり

〔伯職〕伯は神祇官の長官也。昔は諸氏の人を任じたるが、朱雀天皇の時、花山帝の皇子清仁親王の御子延信王を神祇伯に任ぜられしより世々其の家職となり、之を白川家と稱す。

〔大副〕神祇官の次官也。

〔神祇官〕神祇の祭典を掌り、全國の官社を總管し、神官を支配する官也

〔建長〕後深草天皇の御宇也。

〔三十番神〕日蓮宗にて祭祀せる法華經守護の善神を、其の順を追ひて月の三十日に割り當てたるもの、即ち熱田、諏訪、廣田、氣比、氣多、鹿島、北野、江文、貴船、伊勢、八幡、賀茂、松尾、大原野、春日、平野、大比叡、小比叡、聖眞子、客人、八王子、稻荷、住吉、祇園、赤山、建部、三上、兵主、苗鹿、吉備の各神を云ふ。

〔藏經〕一切藏經の略也。佛經の經、律、論の三藏の總稱にして、凡て七千餘卷、山城國宇治の黄蘗山萬福寺に其板木あり。又一說に大藏經の略稱とも云ふ。

も、親鸞も、弟子ぢやと云ふが、夫は不淨ながらも、平人のこと故に、どうでものことだが、日蓮を弟子にしたは相濟まぬ。この僧は、安房國小湊の穢多の子で、穢れたる者の限りなるを、弟子にしたは何ごとだ。穢多の子なる證據は、日蓮自身に書遺したる物がある。佛法はもとを食なれば、穢多でも非人でも、さして違ひも有まいが、假初にも、神祇道の家ぢやと云ひながら、そんな不淨の限りの者と、師弟に成て濟ませうか。其上に、今も此木流の僧を、入門させると云ことで、夫は近頃、甲斐國の、英智院日宣と云に授けたる書付の寫しを、田河利器が、或方より借出して見せましたが、其趣は、

建長元酉年。示現神勅曰。我者法華經守護三十番神也　仁也有二大誓願一我甚歡二喜之一仁者本化上行菩薩。承二本門法華經付屬一之人也云々。吉田殿四十代。兼益記云。弘長元年二月九日。法華行者日蓮法師入來。依二神領武州忍田御厨代官。兼行口入一去年以來連々通達畢。此人立二妙經時節現當法門一作二書籍一名二安國論一顯學無雙之人也云々。神代降臨。三十二神名號事。懇望之間。蒋冬注二進之一件神號。字訓讀様爲二傳受一今日來臨。此中神道行法之祕號也。於二凡人一輙不レ相傳一之儀也。然此人極二一代藏經之才學一頗異レ人之間。不レ涉二思惟一令レ授二與件祕訓等一畢。兼俱記云。右本朝弘長春。有レ披レ日來レ蓮之人一　一日入二予祖家一問二吾神道一答以二一義一矣。乃至神明而顯レ妙。妙明而顯レ神。嗚呼神妙二字。爲二所說一云々。

下文

天兒屋根命ノ。太諄辭正義。直受是也。授二與英智院日宣一訖。又曰。神道從來精學。可レ爲二神妙一者也ノ

文化五年閏六月五日　　　　神祇管領長上

神道管領長上卜部朝臣　良連印　　　　公文所印

呈兼倶卿記云。吾鎭守之外。餘社之參禮首等禁レ之。云々。

右神道相承之事。

開祖上人先蹤。露二赤心之誠一因レ茲所レ被二授與一如レ件。

月　日

とあるでム。拙者其本書を見ぬから、會々誤字も有かも知れぬが、如何にも愚文で、此やうな慕何ごとを、辨ずるまではなけれども、序だから少か云うが、まづ示現神勅とは、何の神が出さしつたか訣らぬが、三十番神と云ことは、御國の天台僧が、妄作したることで、其說を、日蓮僧が盜んで、月の三十日を、畏くも大御神を始奉り、神々たち代り／＼持分て、法華經を守護するなどゝ、恐多くも、妖言を吐出して、猶其根を固めんと、彼家を頼んで、神道傳授を受たと拵へたものでム。何に乞盜神道の家ぢやとて、こんな不淨の僧どもを取込んだるは、神樣を愚弄すると云ものぢやが、憎いながらも、佛者の神を蔑し奉るのは、佛者として、暫くさし置くとも、

〔文化五年〕光格天皇御宇の年號也。

〔卜部〕遠く藤原氏と祖を同じうす。世々占卜に關することを世職とす。

〔天台僧〕天台宗は開祖智顗が天台山によりて唱へし故其の名あり、法華經を本經とし、智度論、涅槃經等を參觀し、一心三觀の妙理を明かにするにあり。

〔日蓮僧〕法華宗は延長五年僧日蓮の創めし宗派なり。故に日蓮宗とも云ふ天台宗より分れて一派をなし、法華經一部を所依とす。甲州身延山を本山とす。

〔法華經〕妙法蓮華經の略稱也。法華宗にて奉する經也。

假初にも、神道の家ぢやと云ながら、神祇を僞はつて宜からうか、大御神を初奉り、神々の殊に御嫌ひあそばす、不淨の限りなる佛經を、何で御守りなさらうぞ。神祇を蔑し奉るは、同じ佛者の內でも、日蓮宗が甚だしいが、まだ其上に甚しく惡むべきは、此吉田卜部が所行で厶。彼家では、何ぞと云と、僞神託を云出すが、甚だ惡むべく恐るべきことで、弘仁三年の官符にも、若有㆓百姓輙稱㆒託宣㆒者㆖、不㆑論㆓男女㆒、隨㆑事科決。と有からは、何れにも彼家は、罪科免れぬことで厶。何と罪を犯しても、物とらんとすることは、是乞盜で尤て何ぢや。また兼益を四十代としたは、兒屋根命の神孫ぢやとて、僞作したる系圖に依て、書たで有うが。是以て無證據なる僞りごとぢや。實は卜麿十四代と書けば正しいで厶。また兼倶記とある、この兼倶は、右兼益から八代の孫ぢやが、彼家世々の內でも、また甚しき妄作神道者で有たから、益々僞りを云て、日蓮宗から謝禮を取た物と見える。又こんな僞りごとを、天兒屋根命の、正義直受とは何ごとぢや。云へば云ほど、餘り煩くめんどうだから云はぬが、神宮の參拜も成らぬ者等が、神祇長上などゝは何ごとぢや。不法と云も餘りある云ひ分で厶。猶委しくは、別に俗神道と、日蓮宗との論辨に說ことだから、こゝには差置ませう。

○扨また一つ、云はねばならぬことがある。其はまづ、近頃阿蘭陀學と云ことがはやつて、其學を奉ずる輩は、其國をも、何か結構らしく云ひ囃すから、其眞面目も少か申ませう。まづ此阿蘭陀人の說に、此地球の大きさを、一口に一萬何千何百里と云へば、ざつとしたやうだが、是

〔弘仁三年〕人皇第五十二代嵯峨天皇の御宇也。

〔官符〕太政官符也即ち太政官より其の被管に分ち下す文書を云ふ。尙、太政官は文武天皇大寶令制に置ける官にして、八省百官を總べ、天下の大政を統理する最高官府にて、今の內閣の如し。唐名にては尙書省、蘭省とも云ふ。官舍は大內裏八省院の東、宮內省の西に在りて、其の構造宏壯也。其の職員には太政太臣、左右大臣、內大臣、大納言、中納言、參議、少納言、左右大・中・少辨、大少外記、左右大・少史、左右史生、左右官掌等あり。

〔オランダ〕面積は我が臺灣に等しく約二千百方里に過ぎざる小國なれども、英國の勃興以前に於ては、東西の海上に勢を振ひ我が國とも德川幕府の初期より通商を開き、鎖國中にありても長崎に於て貿易することを許されたるは唯此國あるのみにして能くヨーロッパの文化を我國に輸入し、醫學、博物學、天文學等の進步を促進せしめしこと尠からざりしかば昔時、「唐」(一)なる語が外國を意味したると同樣に、「和蘭」なる語は西洋の意味に用ひられたり。德川時代の初期「紅毛人」と云へるは和蘭人也。

は謂ゆる大數で、何ほ西洋の人が委く見たり、考へたりしたればとて、手の上へ載て見た、と云でもないから、何處でどうなつて、大きく成てをるか知れぬでム。此オランダと云ふ國は、御國からは、海上まはり廻つて、一萬二千九百餘里、西北に當る國で、其國の廣さが、御國の九州ほど有て、北極地上を放るゝこと、五十七度に當る國ぢやと云ふことでム。夫故四季共に、すこむる寒國で、日の出も、御國よりは、二時餘りも遲く、拜み奉ると云ふ國でム。さて曆法の立かたも、皇國や赤縣とは違つてをる。夫は皇國や赤縣の曆は、月を表として月の見え初むるを朔日として、滿月を十五日とする處が、オランダの曆法は、日を表として、月を裏にする故に、月の缺初むるも、定日なく、十日頃に初めて月を見、廿日過に滿月を見る。滿月の日も、毎月定まることがない故に、其日の下に、滿月と記して置でム。日を表とする故、毎年十二箇月の日數に、定まりが有て、正月は三十一日、二月は二十八日、三月は三十一日、四月は三十日、五月は三十一日、六月は三十日、七月は三十一日、八月は三十一日、九月は三十日、十月は三十一日、十一月は三十日、十二月は三十一日。都合一年、十二箇月の日數が、三百六十五日で、其内二月の二十八日を、四年に一度、二十九日となして、一日の閏で、とんと曆法の違ふ、と云ふことは无い訣があることぢや。また一晝夜を、十二時と定めんで、二十四時と定めたる國でム。さて御國や赤縣で、月を表として、毎月の日數を、廿九日三十日と立て、隔年と二年おきに、閏月を置て、夫で度數を合せると、オランダの、日を表として、毎月の日を定めたとは、何れが簡便ぢやと云ふに、實はオランダの定めが、天地の行道時候に能く叶つて、

便利は便利ぢやと云ことでム。猶こゝらの委き訣は、其道を能く辨へた人に從て問が宜いでム。さて其國は、七州に分つてある。セイラムド、グルウネゲ、ウイタラキト、ウルトウント、オウブルイセル、フリイスランド、ホルランド、と云ふ。此ホルランド、と云が、其中國で、御國で云はうならば、山城國、大和國と云遂りでム。實はこのホルランドと云を。聞違へ訛て、オランダと云のでム」その酋長が居る所の名ぢやに依て、弘く七州の總名を、オランダ、と云やうになつたものでム。夫は丁ど大和國は、神武天皇樣以來、御代々の天皇の、宮所と遊ばしたる國故、夫を廣く及ぼして、御國を總て、ヤマトと云と同じことでム。また彼國人は、頭に短くちゞれたる赤毛が生て居る故に、赤縣では、紅毛國とも名を付たでム。さて右の七州に、長らしき者が四人有て、夫をコンパンヤと云ふ。此四人の酋が心を合せ、銘々に商船を仕出して大地にあらゆる諸國を經歷り、交易を業とすることでム。扨この國は、御國とは、四民の立ばが違つて、商人を第一の位に置て、武事を司る者をば、いかう卑めていつち下と立たものでムまたなぜに、商人を第一の位に置と云ふに、右申す通り、彼國は極寒國で、國の產物が少く、とても萬國をあるいて、交易して、其國用を達する者故、第一と立てをるでム。さて萬國へ商船を出す仕方は、右申したる四人のコンパンヤ、卽ち酋長が指圖を致して、南海の中に有る、ジヤガタラと云ふ島へ、代官を出張させ、會所を立て、諸國へ商船を出して、十五年に一度づつ、其代官の所から、彼四人の長が所へ、總勘定をすると云ことでム。此代官のことを、オラ

〔七州〕西曆紀元一五七九年「ユトレヒト」同盟を組織し、後二年獨立を宣言せる和蘭北部七州にして「ゼーランド」・「グロニンヘン」・「コトレヒト」・「ゲルデルランド」・「オーベルアイセル」・「フリースランド」・「ホルランド」を云ふ也。

〔ジヤガタラ〕ジヤバ島也。一六一九年ジヤバにバタビヤ府を建てて根據地となし、一六〇九年我國に渡來し、通商を許され、西班牙、葡萄牙兩國人が交通を禁ぜられし後も、猶ほ獨り通商し、長崎に於て交易を繼續せり。

〔天竺〕印度の古稱なり。
〔春日大神〕奈良市にある官幣大社春日神社、祭神、武甕槌命、經津主命、天兒屋根命、比賣命の四柱也。藤原氏の氏神にして、和銅二年不比等創建す
〔濱田彌兵衛〕長崎の人。貿易商末次平藏の部下也。嘗て臺灣に到るや、和蘭の吏蒲兵衛の歸へるに乘じ船中の武器を押收す。彌兵衛大に憤り、再び臺灣に至りて甲比丹（云）を懲し賠償として生糸一萬斤鋌銀八萬マルクを支拂はしめ、甲比丹の子を質として歸る。時に寬永五年也
〔大灣國〕今の臺灣國を云ふ。

ンダ言では、ゼネラルと云ふでム。また此ゼネラル、卽ち代官の下手代を、カピタンと云ふ。是が船頭となつて乘出すことでム。さて御國へ、貢物を持て來まするには、ジヤガタラを、五月の中旬に、南風の吹を見合せて、出帆致して、七月の初めに、長崎へ入船致して、八月九月の間に、荷物を拂て、九月廿日限りに、去年から、逗留して居るカピタンと交代をして、翌年の春、使者役を勤めて、江戸へ參上することでム。さて此オランダ人の、御國へ來り始めは、何の頃からの事で、どう云ふ緣から、起つたことぢやと申すに、其來り始めの故由は、いや甚だ心ちよきことで、赤縣や天竺の、腐り根性の付た輩はいざ知らず、假初にも、此御國に生れたからには、春日大神の御託宣と云物に、人の國より我國、人の親より我親、と御諭しあそばしたと有る如く、御國恩の有がたきことを辨へて、大和魂のある人々は、小踊りして悅び、愉快々々と云はねばならぬことでム。抑々彼國の、御國へ來れる始めは、長崎の町人ながらも、あつぱれ壯士と稱れたる、濱田彌兵衛と云者の働きから事起て、貢物を奉るやうになつたものでム。此事は、先頃古道の大意演說の砌り申したから、今は少か云が、是は寬永頃の事で、其頃長崎の代官末次平藏と云人が、天竺の方へ出されたる交易船へ、このオランダ持の、大灣國の者どもが、不屆を致したに依て、末次氏大きに憤り、右彌兵衛、同弟新藏、また悴の彌左衛門、外四人の豪傑者に差圖して、其罪を糺さん爲に、彼國に遣はしたでム。さて此大灣國の王ぢやとか云て居る、則オランダの代官、ヒイトルモイツと云者を、右の豪傑が、各々刀を拔かざし、取て押た處が、其外の從者等は、迯るもあり、氣絶するもあり、ぴい／＼ぱあ／＼、なちうると

云て、城中の騷動は、實に潮の涌が如くで有たと云ことでムる。爰に彌兵衞は、彼國の詞にも達して居たこと故に、大地も響くばかりの大音をあげ、まづ靜り居れ、と叱りつけ、扨しとやかに、彼の不屆の罪を糺した處が、ヒイトルモイツが、誠にふるひ恐れて、詫言を申し、其者どもは、他國へ行て居まするから、歸國次第、重刑に行て、罪を謝しませうが、夫迄の人質に、我が一子を上置ませうから、どうぞ我命は、免して給はれとて、十二歳なる男子を差出し、以後決して貴國の船へ、指ざしも致させまいと、海山かけて誓ひを立る故に、ヒイトルモイツをば差免し、人質の男子を引立て、勇立て、七人は長崎へ歸つたでムる。其後進物を贈り、彼末次平藏の船をなぶりたる奴原を、皆首討切て、仕置致したる由を申し越して、右の人質の男子を、返して貰はんが爲に、また代りを遣し、其後は例となつて、カビタンが、人質に交代して、年々貢物を持て參り、今は商船交易の體になつてをるが、本の起りはかくの如くでムる。さて此彌兵衞は、早死いたして、弟の新藏は、細川侯へ召出されて、武士と成たでムる。また此輩の、英雄豪傑なる擧まひが、大地にありとある、萬國の取沙汰となつて、何れの國でも、舌を卷て、我が御國の人の、強く猛きを恐れて居るでムる。既に彼輩の働きのことは、かのオランダの國で、萬國の風土を記したる書に、其時の有形、城中の騷動、及び七人の輩のやうす、濱田彌兵衞が、ヒイトルモイツを捕て、ねぢふせて居る所の圖を、委く書て有でムる。夫はオランダの書物故、世に少く、ちよつと見ることのならぬものだが、夫を拔出して、紅毛雜話に記して有でムる。

○さて此濱田彌兵衞が、外國に於て、其名を輝したることを申すに付ては、又同じ頃。尾張人

〔末次平藏〕長崎の貿易商人也、京都の角倉了以、大阪の末吉孫左衞門、堺の納屋助左衞門松阪の角屋七郎次郎と共に當時の商人中の著名なるもの也。當時邦人の海外に渡航するもの頗る多かりしは一に德川家康が海外との交通を奬勵せるに因るものにして、阿媽港（澳門）より呂宋・安南・カンボヂヤ・暹羅・爪哇等遠く南洋地方に航して貿易を行へり。家康は亦秀吉に倣ひて此等の商船に朱印狀を與へしかば、後には西國の諸侯も朱印狀を得て、貿易船を出すに至り、之を御朱印船と云ふ。

〔山田仁左衛門〕山田長政也。仁左衛門は其の通稱にして、伊勢神宮の隷とも云ひ、又駿河の人とも云ふ。〔知音〕己の心を善く知れる人也。列子に、「伯牙善鼓レ琴、鍾子期善聽。伯牙鼓レ琴、志在二高山一、子期曰、善哉峩峩乎若二泰山一。志在二流水一、子期曰、善哉洋洋兮若二江河一。伯牙所レ念、子期必得レ之」とあるに本づく。揚雄の解嘲に、「師曠之調レ鐘、竢二知レ音者在一レ後」又呂氏春秋に、「鍾子期死、伯牙破レ琴絕レ絃、終身不二復鼓一レ琴、以爲世無二知音者一」とあり。〔元和五云々〕後陽成天皇の御宇也。

山田仁左衛門が、天竺國に於てのふるまひも、御國の人の、英雄の名を、外國に顯はしたることだに依て、此始末をも少か申ませう。抑々この山田仁左衛門と云は、尾張國の出生で、自ら平將軍織田信長公の裔孫ぢや、と云て居たと云ことでムが、流落て、駿河の府中に來て、知音の町人に便て、いはゆる居候と爲て、十年餘も産業をもせず、また仕官をも好まで居たでム。但しすこぶる大志ある男で、兵術を談ることが好で、任俠を好む。そこで其朋輩が、異見をする處が、容した顏で、とんと其人となりを改めず、なれども一體心が直實で、才辯も有る者故に、人多く親み交はつたと云ことでム。殊に御國も中古より、近く寛永頃までは、諸々異國へ商ひ船の通路も御差留なく、自由で有たる故に、京、大阪、奈良、堺、長崎などより、思ひ〳〵に唐渡りと云て、天竺などの國々へも交易に行く。其御駿府からも、右の如く、商船が唐渡をして、其家が二十家ばかり有たと云ことでム。其船どもを、御朱印船と云ふ。夫は官印を賜はつて、渡海致したが故でム。處が元和五己未歲、駿府の商家、瀧佐右衛門、太田次右衛門と云者の、唐渡りをするとき、彼仁左衛門も、一同に行たいと云ふ。然れども日頃流浪の身で、産業を事とせず、またた大膽なる處をも、氣味わるく思つて、聽入ぬでム。そこで仁左衛門は、先立て家を出て、長崎へ行て、かの瀧佐右衛門、太田次右衛門が、まづ彼所へ舟を着て、その船よそほひをする處へ出迎て、ひたすら連てくれろと云ふ故、兩人が止ことを得ず、同船に作て、大宛の國へ行て、交易をなし、夫より歸らんと致すとき、仁左衛門が、我は此土に留りたいと云から、兩人其心に任

せて歸つたでム。さて仁左衛門は、此所からまた便船に乘て、天竺の内、暹羅と云ふ國へ渡つたでム。抑々このシャムロと云ふ國は、赤縣の西南、南天竺の東南に在て、其方に海をうけたる大國で、周廻が、御國の里數にして、千里ほどあり、其酋長の城が、めぐり御國の四里もあると云ふ大國でム。殊に天竺の國の内では、第一の强國で、かたはらの國々を多く打從へ、右の如く東南に海をうけたる國故、諸々外國の交易船が、夥しく入りこんで、甚だ繁昌の國でム。故に此國の酋長が、大きに高ぶつて、その稱號をけしからず長くついて居る。夫を漢語に譯して見れば、皇天より保護するところの、神聖の尊體を以て、威德隆盛にして、征討すれば必勝ち、千百餘の王侯を臣服し、暹羅の大國を治め、福地に都し、金冠の寶位に登り、黃金珠玉の宮殿に坐し、百珍萬寶を擁するの義、ぢやと云ことでム。また其妻子も、是に準じて、事々しき號をつけて、日月の共に照し臨むが如く、王と竝び、一切婦女の主にして、天下の母ぢやと云ふ義の號でム。赤縣にて國母と云が如し。さて國風で、次の位をば子に傳へず、段々弟に傳へる定でム。また此國は、佛法の本國故か、尤佛法の盛に行はるゝ國でム。扨それへ、御國よりも商を通じて居たが、元和年中から、寬永の頃まで、大坂の落人ども、外にも浪人どもが、多く商船に乘て、彼所へ行て逗留し、若海賊などの有るときは、武勇を以て追拂ふ故、シャムロ國酋も、是を調法なることに思つて、地を借して、數百軒の町屋が出來、之を日本町と云ふ。永く留る者は、妻妾を持ち、子を産むほどに、當時は、八千人に過たと云ことでム。時に彼の仁左衛門も、其中

〔神聖〕至善至妙にして、測り知るべからざる者の義也漢書に、「五帝神聖其臣莫二能及一」、又孟子に、「大而化之之謂レ聖、聖而不レ可レ知レ之、之謂レ神」、とあり。

〔威德〕後漢書に、「貪二慕威德一願充二行位一」とありて、威嚴なる德の意也

〔寶位〕易に、「聖人之大寶曰レ位、何以守レ位、曰レ仁」とありて、天子の位を云ふ。

〔日月の云々〕日月の上より照し臨む意より、君主が民に臨む意とす。左傳に見ゆ。

〔國母〕皇后の稱也後漢書に、「帝曰、皇后之尊、與レ朕同レ體、承二宗廟一、母二天下一、豈易哉」とあり

〔響の聲に云々〕管子に、「下之事レ上也、如ニ響之應レ聲也、臣之事レ主也、如ニ影之從レ形也」とあり。

〔菩提所〕檀那寺又は香花院とも云ひ自己の門徒として所屬する寺院也。菩提とは、道又は覺と譯す。無上の正覺、無上の正覺の意にて、名義集には、「佛道の至極なる者の稱」と解き、無量壽經に「菩提正覺、佛果異稱、聞法爲レ種、發心爲レ芽」とあり。檀那とは施主の意にて檀家、檀越等に同じ也。名義集に、「梵語陀那鉢底、唐言ニ施主一、今稱ニ檀那一、訛レ陀爲レ檀、去ニ鉢底一、留レ那也」とあり。

に居て、始は賣買などのことで、彼國の官人に近づき、才智の者故、其國の言語に通じ、御國の軍法、古戰の物語りをしたり、また粗赤縣州の書にも通じたもの故、そんなことを語り聞せたる所が、彼國の官人どもが、段々に親くなつて、終にシャムロ國酋の前へ出て、問ふに隨て、皇國と赤縣のことを、尤もこんな才子だから、僞も云たらうが、實に響の聲に應ずるが如く語つたる所が、國酋が深く感じて、仁左衛門を擧用て、官人として、御國の三千石程に當る地を與て、酋の師として敬ひ、其内また加增して、一萬石程の主と致したでム。そこで仁左衛門は、日本町に居る者等に、皇國に歸る心なく、我が臣とならん者は。召抱へんと云ふに、諸浪人悅んで、臣となる者多く、勇士四十餘人、雜兵百餘人、足輕中間のやうな者、百餘人を抱へて、御國の行列に出立て、我が領國へ入部したる所が、見る人目を驚したと云ふことでム。或時國酋が、仁左衛門に云ふには、予其方に、日本と漢土の國風をきくに、みな其子に位を傳へる、是は尤のことぢや。然るに吾國風は、古へより父の子の有ん限りは、弟に禪り、父の子が絕て子に禪るが、是よりは法を改めて、子に禪ることに仕ようと云て、末の弟が一人有たをば、菩提所へ遣て僧となし、また屬國へも、盡く是を觸たでム。所が其屬國の中に、逸比留と云ふ國の長が、是を承引んで背いたでム。是は御國の、三四十萬石程にも當る、大國ぢやと云ことでム。そこでシャムロ國酋が、大きに怒つて、仁左衛門に云には、吾其方の說を聞て、日本風に、我子を立て、次の位を繼せんとするに、イッピル國が、吾が命に從はず、相背いたが、是を其方打亡し、其國を

領し、なほ忠義を盡して、吾子を守立よと云ひつけたでム。仁左衛門其旨を承て、三萬に近き軍兵を引卒して、其内手勢五百餘人をば、御國風の軍立に、華々しく出立せ、其身は緋威の鎧に、鍬形の兜を着し、大麋の車に乘り、シャムロ風の音樂を奏して、イッピル國へ打向ひ、其卒ゐて居る兵は、もと大坂の落人浪人等で御國の烈しき軍に馴てゐること故に、戰ふ毎に打勝て、とう〳〵イッピルの國を亡ぼし、其城に入て民を撫安じ、其臣大塚十左衛門と云ものを城代として、其國を能く治めて、山田は手勢二千餘人を、御國の行列に出立せ、預りの兵二萬餘人に、前後を圍はせ、其身緋威の鎧に、鍬形打たる金の兜を着し、大麋の車と云ふに乘て、シャムロの音樂を奏じて、歸陣致したる所が、見物人山野に充て、膽をつぶしたと云ことでム。シャムロの國酋、其の軍法を逐一きいて、大きに感じ悦で、仁左衛門が武略、中々シャムロ人の及ぶ所でないと、約束の如く、イッピル國を與へたでム。是に於て山田は大物になり、倍々登用せられて長臣となり、常に國酋が左右にありて、國政を議する所が、シャムロ國世々の長臣の家柄の者に、コウハムと云者がある。是は家柄だけ、仁左衛門よりは年も下で、三十歲少し餘で有たなれども、上座に居て、左右の長臣と成て居るが、實は山田ばかりが用ひられたと云ことでム。此後にも、四方の從はぬ國々を、仁左衛門が討平げ、戰ふ毎に勝て、實に天竺中を震ひわなゝかせ、日本軍と云へば、小兒も啼を止め、瘧も落る程に、天竺の國々をおぢ畏れさせた程のことでム。實に御國の武勇を、天竺中に輝しつけたでム。さて此節は、元和五六年の

〔緋威〕鎧の威毛の名也。絲又は革の深紅色なるものにて威したるものを云ふ。又紅威とも云ふ。單に緋威と稱するは革の緋威のことにて、絲なるは絲緋威と云ふ。

〔鍬形〕備中鍬の形なれば云ふ。又一說に、慈姑の形の義とも云ふ。兜の附屬具にて、眉庇の上より角の如く二本聳え立てるもの也。其端外へ反りて中凹み、恰も慈姑の葉を横より見たる樣に似たり。金屬又は練革にて作る。裝飾の外、かれて矢を防ぐためと云ふ。

〔大麋〕麗類中最大なるものにて、毛に斑なく、牡は青黑色、牝は褐色也。

[illegible]のあて字なり」
〔交易〕互市也。物と物とを交換する意にて、易の繫辭に、「日中爲レ市、致二天下之民一、聚二天下之貨一、交易而退」と見えたり。
〔綾羅〕あやぎぬとうすぎぬと也。宋史食貨志に、「東川潤南綾羅絁七萬匹」とあり、又漢書の輕薄篇に、「童僕厭二粱肉一、婢妾踊二綾羅一」とあり。粱は粟米のよきもの、肉は鳥獸の肉にして共に食の美味なるもの也。
〔善を盡し云々〕論語に、「子謂レ韶、盡レ美矣、又盡レ善也、謂レ武、盡レ美矣、未レ盡レ善也」とあり、この上もなく善且美なる意也。

聞のことで、其砌かの先年、仁左衛門を同船して渡したる、駿府の商人、太田次右衛門、瀧佐右衛門兩人が、又々渡海して、大宛に渡りたる所が、彼國人の云ふには、爾にシャムロ國より書を贈て、日本の商客が來たならば、速にシャムロ國へ渡來れ、さもあらば、交易の大利を得させん、と云ひおこしてあると云ふ故、此兩人合點の行かぬことぞと思ひつゝも、やうすが有うと思て、シャムロ國へ渡りたる所が、彼國の下役人ども、委細を云はず、國の大臣、其方等を久しく待て居らるゝ程に、王城に來れと云て、嚴しく警固しく、遂く昏が城へ達つたでム。其道々も能く饗應し、日を經て其城に着と、大臣其方等に逢うと云はるゝと云て、その營中に入れて、拜をさせたでム。兩人つら／＼座中を見廻す處が、兵器を連ね、數十人の官人ども、位列を正しく座し、其體甚だ嚴重に見える。暫く有て、彼大臣がゆるぎ出たるを見れば、衣冠綾羅、誠に眼を輝し、拜禮終て休息せしめ、且役人等に、大切に饗應すべきよしを命じて、まづ旅館にかへしたでム。そこで官人どもが、兩人を別殿に引て行き、善を盡し美を盡して、饗應したと云ことでム。斯て夜更人しづまつて後、誰とは知らず、ふだんのシャムロ裝束で來て、兩人につき添ふ、左右の者を遠けて、瀧と太田に逢ひ、其手を執て笑ひ物語る。兩人驚て能く見れば、昔拜禮致したる大臣でム。さて兩人に向て云ふには、我は山田仁左衛門長政おやが、先年其許等の蔭に依て、此地に渡り、幸にしてかくまで立身したると云て、夫まで色々と有しことどもを語て、今まで本國の人の來るを待て、大宛へも申し遣し置たが、今日其許等に逢て、日頃の願ひ足れ

り、能く我名を本國に知らしめよ。實に日本は武勇の名盛んなるを以て、我功をなすことを得たり。我また微賤にして、日本の威風を外國に顯すこと、生前の望み既に足れり、と云たでム。是に於て兩人が飛しさつて、其出世を賀したる處が、以來は日本國より、商船の着したならば、かう〳〵手厚く計はんと云ふまでを約し、初令まで物語をして、人の怪まんことを憚つて、其營中に歸り、夥しく兩人に物を與て歸したでム。瀧と太田は、本國駿河に歸り、右の事どもを人に語つたる處が、其時初めて駿府中の者が、扨こそ日頃小事に拘はらず、大志ありと見ゆる者であつたと云て、嘆美致したと云ことでム。此後元和七年に、シャムロの國より、御國へ使を獻つて種々の珍しき土産を獻じたでム。是は本多上野介正純主、土井大炊頭利勝主などの、閣老を勤められた時分で、則其時の御返書を、近頃或人の許より得て、寫し置たでム。また此時山田が所よりも、土井大炊頭殿へ差上て、尤進物をも奉つたが、其書翰に、御國の年號を用ひて、元和七年卯月十一日、大炊頭樣御小姓衆中、御披露、とあるでム。また此後寬永三年に、駿府の商客がシャムロへ渡つた所が、山田が命じて、吾本國に在し時、駿府の總社、淺間新宮は、靈德崇く、神威盛んにおはします故、日頃信仰し奉つたが、此國に來て、合戰する每に、しば〳〵軍功勝利を得たることは、全く日本神德の御加護に因る事故、この國に在つゝも、なほ厚く朝暮に尊信し奉れば、その船軍の圖を、繪馬に書て、神殿に奉納せんと思ふと云て、其戰艦の圖を書しめ、是も御國の年號で、其月日姓名を記して、其商人に渡したでム。歸國して後、夫を總

〔土井利勝〕利昌の子也。天正七年より德川秀忠に事へ功を以て下總の地を食む。寬永中家光を輔導す、十年古河に轉封し、十五年大老となり、能く士心を得しが正保元年卒す。

〔閣老〕德川時代の老中職の稱也、支那唐代には中書舍人、又給事中を云ふ。唐書に「故事舍人年久考爲閣老」とあり。明代にては宰相を云へり、國史補に「宰相相呼爲堂老、兩省相呼爲閣老」と見えたり。

〔總社〕古昔、一國の諸神を合祀せし神社を云ふ。

〔繪馬〕神社又は佛閣に奉納する馬を畫きたる額を云ふ。

社の神殿に掲たる處が、駿府の人々是を見て、實に感心したと云ことでム。但し惜いかな、その眞物は、天明八年十一月五日の火事に、燒失したでム。然れども其燒ぬ前、其通りに摸し置たる圖が、今以てその神主、總社宮内と云人の所に貽つてあり、また其繪馬を遣したる砌り、駿府の知己どもへも、土產物などよこして、夫をば篤胤が知たる人の家にも、今以て持傳へて居るでム。また此寬永の頃、大坂の角倉與市の、外國へ出したる舟の、書役をして行たる、德兵衞と云ふもの、寬永三年十月、其の船の書役をして、天竺へ渡り、國中を經めぐり、四五年目に歸つて來たでム。是が謂ゆる天竺德兵衞でム。是も仁左衞門に對面したと云ふことで、其書上の書に見えるでム。さすれば此仁左衞門は、とかく御國を戀しく思つて、御國人と云へば、親はしく、對面したことゝ見えるでム。さて御國の寬永九年のことぢやがシャムロ國酋が、病に罹て、今死んとするとき、かのコウハムと、山田を近く呼で、吾が死たる後は、其方等兩人、幼主を守立、今年は、コウハム此所に在て後見し、仁左衞門は、領國イッピルに歸つて、國の政道を治め、明年は參勤して、コウハムに代り、幼主に文武の道を敎へ、國の師範となり、よく治め、每年斯の如く、隔番に勤めよと遺言して、死んだでム。仁左衞門は、義氣の至つて強き者故、涙を流して領掌し、其年は、吾領國へ入部したでム。扨かのコウハムは、幼主の後見をして國政を執て居る處が、其死たる酋の後家と密通して、其後家と計て、自ら其國の酋とならんと致したでム。夫れを知て幼主がやう／＼十三歲になる處が、餘程心ある者で、密に近臣と謀て、コ

〔角倉與市〕本姓は吉田氏也。慶長八年德川家康の命により、巨船を造りて安南に通商して巨利を得たり。又保津川を疏鑿して丹波の運を通じて時人を驚かし、舟後を管督して益々富を致せり。而して漕務を嵯峨の角倉に置きしを以てこれを姓となせり尋で富士川の浚渫を命ぜられ、甲府の運を通ぜんとせしが、病沒せしため、其子玄元これを完成せり。

〔政道〕政治の道をいふ。

〔師範〕師表に同じ北史に「恭德愼行爲世師範」とあり、又史記に「國有賢相良將、民之師表也」とあり。

ウハムを殺さんと爲たる時に、其事を後家がもれ聞て、吾が生んだ子ぢやが、幼主を毒殺して、頓死と披露したでム。是はさきの酋が死んだ年の、十一月のことでム。扨その後家が酋と成て、日夜コウハムと淫樂をする。此事を山田仁左衛門が、領國ィッピルに居て聞傳へ、以の外に憤り、此奴等を亡ぼして、先の酋が弟を立て、亡主二人の靈魂を休めんと思ひ立て、兵を催す處が、此事シャムロ、後室の居所にも聞えたるゆゑ、大きに恐れ、使を遣して、彼是と山田が機嫌を執り、仁左衛門が子に、オインと云ふが有たる處が、夫に太尼國、六昆國と云ふ二つの大國を與て取繕ふ處が、山田は、我心を取てのしわざ、と云ことはとく知りつゝも、其二大國を得たならば、彌々兵を強くして、コウハムが居所に攻上り、其罪を糺さんと、心支度をするうち、またまた後家とコウハムが相計て、チャントホラと云者に計はせて、惜むべし、仁左衛門を毒殺したでム。此後は右オイン（一說に女ぞと云は、オインと云ふより、誤て女と思へるにや。）は、仁左衛門に劣らぬしたゝか者で、父が仇を報んと構へて居るうち、シャムロより、後家とコウハムが差圖として、彼の仁左衛門を毒殺したる、チャントホラを大將として、オインが居城へ攻來る時に、まづ其事を、何の事もなく打破て、父の仇チャントホラを殺し、是より暴れ出して、南天竺中を震動させる程の武勇を振つて、諸國を切從へたが、竟に討死したでム。然れども其名は、天竺國中の膽魂を拔く程に彼國に貽つて有るでム。また此騷ぎに依て、日本町に居る、皇國の商人どもが、オインに内應でも致さうかと、女酋は大に恐れ、コウハンと議て、其船を取あげ、日本町を燒拂はんとのこ

〔披露〕後漢書の郎顗傳に、「披二露肝膽一」とありて、ひらきあらはす意也。國語に於ては、廣く人に發表する意に用ふ。

〔機嫌〕楞嚴經に、「誹二謗比丘一、罵二詈徒衆一、訐二露人惡一、不レ避二機嫌一」とありて、先方のきざし思はくの事を云ふ。東鑑に、「於二蹴鞠一者、不レ論二機嫌一」又平家物語に「今一度君を見參らせんとして機嫌を顧み候はず」等あり。轉じて人の氣分の事を云ひ、更に轉じて御無事といふ程の事を御機嫌よくと云ふ。後漢書晉書等に譏嫌の字あるより、機は譏の誤りならんとの說は非也。

とが聞えたから、日本町の總支配、岩倉平右衛門を始め、金屋源三郎、大坂屋助作、綿屋市兵衛、岸部屋九郎左衛門、同甚太郎、谷久兵衛、今村左兵衛、山田仁太夫、同仁兵衛、兵法者の有賀門太夫、能太夫の速水久三郎、智源五郎八、鍋屋庄左衛門、玉屋忠兵衛等相談して、大に武勇を振ひ、妻子等を悉く船に乘せ、大筒小筒を備て引取る處を、暹羅人數十艘の大船で追來り、石火矢五六十挺を打掛たる處が、味方の船には、木綿の帆を横に張て幕になし、其の間に、石火矢大筒を居たる故に、敵の玉は幕を打ぬき得ず、味方は、女船を背に圍ひ、矢ごろを定めて打放し、敵船三艘打沈め、猶も船を進めて打合たるに、石火矢の餘炎、味方の帆幕に燃つきたるを、刀を以て切拔たる處が、其帆幕の切れが、火の燃たる儘に、風に吹れて、敵船に飛ゆき、船底にある火藥に火入て、數十艘の敵船、微塵に成て失たでム。是は神の御祐けなること勿論ながら、實に愉快きことでム。然るに敵また、南蠻の黑船を雇ひて追來るに、是も難なく打沈め、一先六昆國まで引とり、後に寬永十年八月下旬に、肥前の國平戶に歸着致したでム。此事は、增譯采覽異言、其の外山田興亡記、碎玉話、宗心物語、天竺三國鑑記、など云書にもありて、慥なることでム。是程の事なれども、人の委く知らぬこと故に、斯樣に委く申すことだに依て、能く覺えて、大日本魂の人の、外國に渡りたる時の、手本ともすべきことでム。扨彼コウハムと後家は、惡病を受て死んで仕まつたでム。是に依て先の酋が弟の、僧と爲て居たのを、國人がよび返して、國酋に取立たと云て有る。また彼シャムロには、今以て日本町と云ふ

〔能太夫〕能樂を演ずる役者也。能樂は舞樂の一種にして、猿樂と田樂とを合併して一流をなせるもの也。應永の頃、觀阿彌世阿彌父子、足利義滿の時に出でゝ、此の流を創め、觀世流の源をなせり。父子の本名は、結崎清次、同元清と云ふ。

〔石火矢〕古昔に使用せられし兵器、大砲の前身とも云ふべきものにして當時專ら攻城に用ひられ、石片を以て彈丸となせり。

〔南蠻〕呂宋、暹羅、爪哇、阿媽等南洋地方の、我國に往來する諸國を云ふ。又葡萄牙、西班牙、和蘭等をも皆混じても云ふ。

稱も、貽(のこ)つて有(ある)と云ことでム。

伊吹於呂志　上之卷終

伊吹於呂志 下之巻

さて各々がた、孰も是まで、篤胤が負氣なくも、古道の大意より次々、醫道までの表會を立置て、演說いたしたる趣を、とつくりと御聞の上、つぶさに御會得あつて、なほ厚く古の道を信ぜられて、各々名簿を投ぜられ、斯やうに内會までも出席致さるゝこと、先達ても申す通り、師翁の人に贈られたる消息にも、只々一人にても、多く道を說聞するが本意ぢや、と言れたるにも相叶ひ、然こそその靈魂にも、大慶に思はれませう。この篤胤に於ても、その滿足この上もなく、悅ばしきこと、申すばかりはないでムる。猶この上ともに、今の心を失はれず、愛たく幾久しく、古の道を歩行るゝやうに致したいものでム。時に然やうに學問を心がけて、古道を第一に學ぶに付て、申すべきことが有でム。夫は此方の學風の事ぢやが、右申す如く、及ばずながら、何とぞ致して、世に弘ごれる紛れことを正し、人の惑ひをひらき、わが古の道、眞の筋を弘めんと致すに付けて、世におしなべて、思ひをる事とは違つて、いかう外の道々を責立て、厳く攻擊に、とり挫ぎまするが、是は、物を穩に心得をられまする人などは、甚おとなしからぬ學風ぢや、說かたぢやと、さげすみも致さうが、是はどうも、斯う爲らねばならぬ謂がござる。

〔會得〕十國春秋に「宋太宗時、或言劉昌言ニ閩語ハ恐奏對難ノ會、太宗曰、我自會得」とあり、心にさとり知る意也

〔名簿〕名栞の二字を書き付けたる札を云ふ。名ふだーの義にして、又「みやうぶ」とも云ふ、古は貴人に見え又師に入門して教を乞ひ、若しくは他人に服從する時などに、其證として此の札を送りし也、この送ることを、「名簿を捧ぐ」とも又「二字を奉る」とも云ふ。

その訣と申すは、世俗に云ひ思ふことども、大抵十に七八は打紛れ、心得違ひの事どもで有る故、夫を取除つゝ、古道に引入れて參らでは、入かねるからのことでム。夫は譬へば、百重にかさなる荒山中その處へづか〳〵と、わが主とする、古道の眞意ばかりを申ては、人の心に入り兼る故、夫を取除つゝ、古道に引入れて參らでは、入かねるからのことでム。

〔荊棘〕東征賦に、「睹二蒲城之丘墟一兮、生二荊棘一」とあり、とげを有する小木の總稱也。

〔息長戸の風〕中臣祓鹽土傳に、「科戸乃風、謂二西北風一、神代卷曰、伊弉諾尊曰、我所レ生之國唯有二朝霧一而薫滿レ之哉、乃吹撥之氣化爲レ神、號曰二級長戸邊命一、是風神也、略二級長戸邊一曰二科戸一也」とあり。

〔攻擊〕韓非子に、「天下無レ道、攻擊不レ休」とあり、元來兵力を以て攻むる意なるも、轉じて言論に用ふ。

〔門人〕弟子又は門弟子に同じ、史記に、孟軻鄒人也、受二業子思之門人一とあり。

事もなく、人が名を問ふたならば、通名を名のるが宜い筋でム。なぜならば、今は古と事變つて、實名をば奥にして、吉藏とか、八左衛門とか云ふ名で、通用する故のことでム。然て先で實名はと問ふたならば、夫は先で心あつてのこと故、其時こそ名告を云が宜いでム。又よの常の人に向つて、古言まじくらに物云ことも、初學のほどは、然やう有たきものと見えるが、是も悪い、とかく學者の學者臭く、豆豉汁の豆豉臭が悪いと、俗にも申す諺の如く。古學者も、世の常の人に對しての、古學者臭いことは宜くない。若心ある人でも是を聞と、直にこれは初學の人よと、後指さゝるゝ事だに依て、慎めと申ことでム。是は序だに依て申すが、とかく世の生漢學者どもなんど、僅に四書五經とか、左國史漢の類でも見かぢると、やがてしやら臭く成て、おのれ漢學者よと名告がましく、音聲までを替て、〽はじかみの祭禮などゝ論語よみ、と賤しき口ずさみにもある如く、生姜まつりと申ても宜いことを、はじかみの祭禮などゝ云ひ、とかく不斷も、赤縣語で物を云ひたがり、平日の汁に、金がしらの燒物と云て宜に、平日のあつものに。金頭のあぶりもの、などゝ云たり、又今日は風が吹て、眼に砂がはいると云ても宜からうに、今日暴風にして、小石眼中に投ず、などゝ云やうな輩が多いでム。又近頃蘭學者と云て、オランダの學をする輩が、とかくオランダ語で物を云ひたがりますが、是は漢語で物云よりは、もつと悪い。先立て、芝邊を通たる砌。若き醫者坊が二人つれ、先に立て行く處が、其うち一人の醫者坊がしきりにオランダ語で、咄を致しかける處が、一人の醫者坊は、一向にオランダ語は知らぬと見

〔四書〕大學、中庸、論語、孟子の稱也。四子書とも呼び、宋の程顥、程頤二子に此稱初まる。

〔五經〕易經、書經、詩經、春秋、禮記の稱にして、これは漢の武帝、建元五年に五經博士を置けるに初まる。

〔左國史漢〕左は春秋左氏傳也。又略して左傳とも云ふ春秋の經に魯の史官左丘明の傳したるもの也と云ふ。國は國語也。二十一卷。左丘明の撰と傳ふ。春秋の世の八國の事を記し左氏傳に對して春秋外傳とも云ふ。史は史記也。百三十卷。漢の司馬遷撰す。漢は漢書也。一百二十卷。後漢の班固撰す。

〔足下〕對等の人を指して云ふ語。閣下よりは卑し。史記の秦紀に、「閻樂前卽二世、數曰足下驕恣誅殺無道、天下共畔足下、足下其自爲計」とあるによる。

〔紫式部〕式部丞藤原爲時の女、初め藤原宣孝に嫁せしが、宣孝の歿後上東門院彰子に仕ふ、幼より慧敏、長ずるに及び學和漢を兼ね、文才あり和歌に長ず。其著源氏物語五十四帖は光源氏を主人公として平安宮裏の實相を描寫せる者、文辭艷麗、結構雄大にして曲折あり眞に平安時代の物語中の白眉也。世に又式部を「日本紀局」とも稱す。

えて、一々問返すと、その生蘭學者が、跡では其語の講釋をする、其くらゐならば、いつそ知らぬ人には、蘭語で物は云ねば宜いがと、後で可笑しく思つて、聞つゝ行く處が、終にオランダ語で物云ふ醫者が、蘭語を知らぬ醫者を指て、足下のやうに文盲なる人もないものだ、とあざ笑ひましたが、是は結句、蘭語で物云ふ奴が文盲でム。都て今はやる蘭學する輩も、われ蘭學者よと知たふりに、病名藥名何もかも、オランダ言で申すが、日頃うるさく思て居ること故、序に噂を致すのでム。一體今の世の人の、常云ふ言が、四分は御國の眞の言葉で、四分は漢語、二分は天竺語で有るわけは、昔より致して、赤縣學び、佛學びを爲る輩が、丁度近頃の蘭學者どもが、人の耳を驚かして、我は貌に、オランダ語を交へて云やうに人に誇り、珍らしがらせやうと、打交へ云來つて、世に弘がり、今は世間一般に云ひ馴て、世の常の人などは、大かた我言やら、御國言やら、知れ難るやうに、用ひ馴たもので有が、古き人も、夙く是を賤きことにして、紫式部なんど、源氏物語帚木の卷に、ひるくひの女と云が有て、其詞に、月比ふびやうおもきにたへかねて、ごくねちのさうやくをふくして、いとくさきに、えたいめん給はらぬ、と申たと有るも、式部の心に、字音の言を、賤きことに思はれてのことでム。倩かやうに、我言の字音言、また天竺語などを打交へて、好事に申たるが弘まつて、御國の言が、大きに惡くなつたにさへ困て居るに、況てオランダの、穢き言を云ひ弘むるは、いやなことでム。川柳が何にも〽失念と云へば立派な物忘れ。」と申たる如く、忘れましたと云よりは、失念致しましたと

云ふ方が、丁寧のやうに聞えるのは、皆用ひ馴たるが故でム。是につけて町の若い者が、二人づれで來ると、向ふから侍が一人來たが、その若い者のうち、一人が、その侍に知音で有たと見えて、辭儀を致ながら、旦那きのふは、有がたうござりました、と云て通りすがうと、連の一人が申には、其方はぞんざいな物云ひをする男ぢや、旦那衆に對して、きのふは有がたいと申しては無禮ぢや。昨日は有がたうござりまする、と云ものぢや。又もつと重い旦那衆には、一昨日は有がたうござりまする、と云はねばならぬものぢや。と申たれば、其一人の男は、感心して、和主は何の間に、そんな物知りに成た、と申たと云ふ咄が有が。今の世に、下々の者などは、斯やうに心得て居る者も多くある。斯の如く弘まつては、今更どうもならぬ處へ、古學する輩が、又やゝみくもに、耳遠き古言を交へて云ては、一向解らぬやうで有うから、不斷は平和に物を云へ、古學者づらは致す勿と、門人等にも、常申すことでム。但しさやうに、おだやかに心得をるにしては、拙者の講釋の、嚴う強いはどうしたことぢや、と思はるゝ人も有うが、講釋は常とは違つて、はつきりと其言を、人に聞取らせんとするが趣意のもの故、きびしく云んでは、人の心に入りにくい故のことでム。佛道などを取りきめるも、古道の害をなすが故で、是は實は云にも足らぬほどのことではあれども、蠅や蚊のやうなかき蟲でも、耳元でぶん〳〵云てやかましく、眠をさまたげ、體をねぶつて煩ければ、蚊やりを焚て追出すか、蠅取鷄でも、仕かけねばならぬやうなものでム。是を能く辨へて、常はいかにも平和にして、更に常人と異らぬやう

〔侍〕君側に祇候する者の稱にて、近侍の意なりしも、中世以後は親王、攝家、大臣以下の家人を云ひ、これを恪勤の侍とも、又は恪勤の者とも云へり、恪勤とは、國語に、「朝夕恪勤守以二惇德一、奉以二忠信一」とありて、奉公怠らざる誠信の者を云ふ也。鎌倉時代以後武士の通稱に用ひられ、常に武術を習ひ戰陣に出づるを職とするものを云ふに至り、武人、武者、軍士、又戰士とも云ひ、「もののふ」又「さむらひ」ともいふ。

〔講釋〕南唐書に、「升レ堂講釋」と見えたり。

〔趣意〕趣旨也。

に致し、その大和心をば、いかにも〳〵堅く衝立て物に惑はず、動ぜぬやうに致したく、夫は譬へば、段々に、古道と佛道の大意を能く聞辨へては、地獄極樂の妄說に惑はず、又かやうの奇しき天地の中に居て、かつ神の奇しく妙なる理を辨へ、また世に、種々さま〴〵の怪しき行を致す、妖物も在る事を心得ては、偶々怪しき事が有ても、夫に惑ず、譬ば何處其所に化物が出ると云ふ噂がある時に、能くその化物と云ふ物も、有る筈だと心得て居れば、夫に驚くことなく、驚かぬに依て、惑さるゝ事もないでム。是がかの兵書にも、彼を知り己を知ると云ふ場で、其彼を知り己を知る時は、百戰て百勝と云ふ如く、化物の化しやうがない處を、かの川柳が何に、〽妖物の談を儒者はひつ叱り。」と云たる如く、かの儒者らがやうに、心狹く、この天地と云ふ、一つの大きに靈しき物の中に居て、己が身からして、大にあやしき物なることを辨へず、世に怪しきことはない。狐が人を化してすむものか、化物が有るものか、などゝ云ふ輩は、たま〳〵怪しきことを見ると、膽を潰しもする。また化されもするでム。是は彼をも知らず、己をも知らぬからのことでム。既に後漢の世に、阮瞻と云た唐人が、世に鬼神と云も、妖怪と云もないものだと云て、無鬼論と云ふ書を作つたが、或時外より、一人の男が來て、その無鬼論を著したる人と、鬼神は有る物ぢやと云て、論を仕かけたる所が、かの無鬼論を作るほどの人だに依て、口を利口に云て、とう〳〵其人を云ひ負して、鬼神はなきものだと云ひ勝た所が、その來て云負されたる男が、然らば我は鬼神だが、熟く見よと云ひさま、丈一丈ばかりの鬼神と爲て、白眼つけ

〔地獄〕佛說に、亡者の苛責を受くる處、等活、黑繩、合會、叫喚、大叫喚、焦熱、大焦熱、阿鼻の八大地獄ありと云ふ。一に冥府とも云ふ。梵語奈落迦、荊溪の止觀輔行に、「地獄從㆑義立㆑名、謂地下之獄云々」とあり。

〔極樂〕極樂世界也柳宗元淨土院記に「佛言西方過㆓十萬億里㆒有㆓世界㆒曰㆓極樂㆒」とあり、極樂一に安養又安樂とも譯す、又蓮華藏世界、无量淸淨土等の稱あり。

〔彼を知り云々〕孫子に、「知㆑彼知㆑己百戰不㆑殆、不㆑知㆑彼而知㆑己一勝一負、不㆑知㆑彼不㆑知㆑己、每㆑戰必敗」とあり。

〔不意〕孫子に「攻二其無一レ備、出二其不一レ意」とあり、又辛延年詩に「不レ意金吾子、娉婷過二我廬一」と見えたり。
〔七情〕七種の發情也。禮記には「何謂二人情一、喜、怒、哀、懼、愛、惡、欲、七者弗レ學而能」とあり、又釋氏要覽には、「喜、怒、憂、懼、愛、憎、欲」とあり。
〔幽冥〕漢書の劉歆傳に、「幽冥而莫レ知二其原一」とありて、かすかにてくらく、奥深くして微妙なる意也、又冥土の義にも用ふ。
〔大和心〕大和魂とも云ふ、大和民族の固有せる、忠孝節義を重んずる獻身的精神、日本人固有の精神なれば云ふ也。

たる故、無鬼論を書た人は、不意をうたれたること故、目をまはし、夫より煩ひ付て、とう／＼死で仕まつたでム。是はかの儒者の小量に、無い物だと、理窟ばかりにかゝつて、彼をも己をも知らぬが故に、かやうな不覺を取るものでム。所を能く、古學の意をきゝ取て、大和魂をつき固め、彼をも己をも知り、譬ば目の前に、大入道が出ようとも、夫は尤、各〻七情のあるからは、不意に出た所では、一まづびつくりは仕ませうが、心の居りが違ふことで、腰の抜るほどの事はなく、其内に靜まり返つて、日頃おぬしらがやうな物の、有と云ふことは、かねて心得て居るが、一體おぬしは何處に居る者で、まづ何の用が有て、是へ來たのぢや、段々聞たい事もある。などゝ問かけ、豫て熟く心得たく思て居る、幽冥の有狀でも、問ひ試みやうなどゝ、つゝしりと仕掛たならば、その出た化物も、大きに手こづりものに出逢たことゝ、こそ／＼出て行くは知れたことでム。總て古へざまの、大和心と云ものは、雅びやかに小せつかず、どつしりと心を平和にして、空氣心を無くなすが、第一のことでム。その空氣と云は、古くも譬に云ことだが、蛇が居たよと云たれば、あらこはやと云て駈出した。いやさ死んだ蛇だと云たれば、あら悲しやと云て泣出す。夫もくさつて居るよと云たれば、やれ臭いと云て、鼻をつまんだと云ことがある。是が空氣と云もので、何さ腐て居ると聞たとて、急に鼻を抓むこともない訣でム。こゝを大和魂が能くすわつた上では、何處そこに、化物が出ると聞いても、驚かず、なに化物が出るとか、それは面白い、違ひないかと、熟く聞すまして置て、行て見て上られては、化物も大きに窮る

〔天照皇大神〕伊弉諾尊の女、名は大日靈貴、父尊大に之を愛して、高天原を治めしむ。其神靈は伊勢大廟に奉祀せられて、我が皇室の御祖先となり、上古にありては農作織物等を始められ、恩澤六合に洽き御神也〔征夷大將軍〕養老四年、多治比縣守を持節征夷將軍に任ぜられしに始まる。凡て東北蝦夷を征討する軍の大將の名なりしが、弘仁以後久しく絶え、壽永二年、木曾義仲之に任ぜられてより以來、唯兵馬の權を執つて征討に從事せしものに授くる官となれり。源氏、足利氏、德川氏皆然り。

訣でム。實に御國の内にも、殊に江戸の人氣は、强く勇ましくなければならぬ、大切の訣があるでム。其大切の訣と云ふは、先頃も申す通り、この大日本は、萬國の本國、祖國で、其上に、わが天皇様は、天照皇大神宮様から、御血筋が御連綿と御つゞき遊ばして、萬國の御大君に御坐し、その御大君より、萬國のおきて、御取締を御命じあそばして、御大政を御任せなされて指置るゝ、征夷大將軍の御膝元に生るゝ者は、猶更自然と、强くなければならぬ訣でム。夫はまづ征夷大將軍と申す御事を、人は何と心得て居るか、則征夷の夷字は、エビスと訓む字で、エビスと云は、カラ、天竺、韃靼、オランダ、シャムロ、カボチャの國々、總て御國の外なる、四方の國どもを、皆悉く、エビスとは云でム。謂ゆる東夷と云は、東のエビスと云こと、南蠻と云は、南のエビスと云こと、北狄と云は、北のエビスと云こと、西戎と云は、西のエビスと云ことでその東西南北のエビスどもの、御國へ對し奉り、不屆をせぬやう、また不屆無禮が有たならば、相糺し、打平けよと云ふ、大將軍に御任じおかれてさし置るゝ、大切なる德川の御家に坐すに依て、征夷大將軍とは申し奉るでム。斯の如く、四夷八荒至らぬ隈なく、鎭めたまふ、御武德まします、大將軍の御膝元に生れて、上に染る下のこと故、その御武威の自然に、下々までに布及んで、是は斯なければならぬ故でム。また古く東人は、額には矢は立とも、背には立ぬと、常に申たことぢやと、宣命にも見えたる如く、同じ御國の中でも、東國の人は、格別なることでム。是を熟わきまへて、御當地はもちろん、此御國に生れたらん人は、假にも義に當らぬ行ひ、ま

た卑しき根性などは、もたぬが宜いでム。一體眞の強い人間と云ものは、譬にも、暗隅から、牛を引出したと云ふ氣味もあり、常の事には踈いものでム。夫は勇氣が、腹に充滿してをるに依て然でム。夫は瓢簞に水を入れても、少し入れては、がふ〳〵鳴音がするが、十分に入れると、鳴ぬものでム。とかく人は、心をしつかりと落著て強く持ち、大日本魂、御國氣性を固め、この御國を誹り、この御國の御道を、惡く云ふ者が有ならば、嚴しく取締てやるが宜いでム。上の御定にも、此御國に生れて、此御國を誹る者は、反逆同樣のことでム。この訣故に、夫を取締て罰つけたればとて、何所からも、しりの來ることではないでム。凡て大和魂と、空氣心との差別は、かやうなもので、常の心がけにも、喧嘩とさへ云へば、尻引掲げて挂るは、ちと長しくない。御國は常も云迴り、言靈の幸ふ國と、古語にも云て、口で云て訣らぬことも有まいから、初めから打合はずとも、彌の場へ來るまで、腰を居て動かぬ所が・やがて東夷南蠻西戎北狄など挫ぐべき、大和心の、大丈夫なる狀でム。此心でなくては、毛唐人や天竺人の、負氣なくも御國に射向ひ奉つて來たときに、しかと罰つける心には成れぬことでム。尤をり節は、權道常ならず、敵に因て變化すると、古人の語にもある如く、太平樂も云はねばならぬ場合もあるから、拙者なども、講釋の間に、をりふし太平樂も申すだが、夫は事と時とに依ることでム。其で拙者の講釋は、江戸風に、外の道を擱いて參ることでム。偖まづ然やうに、大和心を治てをつて、家と身と心とを克く淸め、天神地祇の有がたさを、常に忘れず、拜し奉る心に咲さへすれば、こ

〔反逆〕通典に、「重罪十條、一日反逆」とありて、君にそむきて亂をなす意也。亂逆に同じ。

〔言靈の幸ふ國〕我國の異稱也。言靈とは、言語に靈あり、雅正なる音聲を通ねて靈妙なる運用をなすと云ふ事即ち我國の言語を尊びて云ふ也。

〔毛唐人〕國人殊に歐米人を卑しめて云ふ稱也。その髮の多きより云ふ。こゝは西班牙人、葡萄人を斥す也。

〔權道〕臨機應變の手段也。手段は正經ならざるも、目的は正經に合するを云ふ。

〔太平樂〕雅樂の曲名なるも、我俗語にては氣まゝ勝手なる言分の意也。

の御國の人に限つては、決して衣食住の三には窮らぬ、有がたい御國でムる。さて親子夫婦兄弟朋友睦ましく、そのほど〳〵に、家業をいとなみ、をりふしは花をも見、紅葉も眺めて、おだやかに世を經つゝ、さて一度は死ねばならぬが、その死だる先も、今の心懸次第で、親子夫婦朋友も睦ましく寄合て、此世に同じ樂みも有て、阿彌陀や閻魔王がせわには、なる訣がないから、かの川柳が句に、〽蹝りと賴むでもなし南無閻魔、と云たる如く、佛法の信心者でも、通りがけの目禮ぐらゐで、深く拜みはせず、實は死で幽冥に入ては、大國主大神の御許に歸して、この世にのこす子孫を惠み、各〻其處を離れず、無窮に居る事でムる。然は云つ、拙者は、毛虫と、佛と、死ぬことは、きついきらひぢや、夫はいかにと云に、畢には一所に寄るには違ひなけれども、暫くなりとも、妻子に別れることは、五十日百日の旅に立さへ、物うきことだに依て、その一つに寄るまでは、淋しからうと思はるゝでムる。ぢやに依て、人は養生もして、長壽を保つやうにするも、大切のことでムる。必ず房事過ぎ、呑すぎ、また心を遣ひすぎるも、甚だ宜くない事でムる。是につけて、世の佛好な輩が、早く死たいなどゝ云ことを、能く云ものだが、合點のゆかぬことで、拙者の心には、不審なことに思はるゝでムる。夫は如何と云に、極樂と云ふものは、段々申す通り、一向に跡もなき所なり。よし又有にした所が、一向おもしろくない事ぢや、まづ十萬億度と云ふ長道を、づう〳〵行て、行おほせた所が、〽蛙さへ重きに蓮に佛等」と云ふ口ずさびの如く、水中に生て居る蓮葉の上に、只一人つくねんとしては、さう居すまひの能い人ばかりも有まいし、

〔阿彌陀〕梵語に阿彌陀婆耶、略して彌陀とも云ふ。無量光明と譯す。無量壽佛、無量光佛、無碍光佛等の異稱あり。西方極樂世界の教主にて、彼土に往生を願ふ者の信仰する佛、眞宗及淨土宗の本尊也。阿彌陀經に「從是西方過十萬億佛土有世界、名曰極樂、其土有佛、號阿彌陀、今現在說法」云々とあり。

〔閻魔〕梵語。閻魔羅闍の略也。冥界の王、人の死後、其の生前の善惡を判じて賞罰を加ふと云ふ。或は惡業所感の身と云ひ、或は餓鬼界の王と云ひ、或は地藏菩薩の化身と云ふ。

殊には此世に殘つて居る、親爲や近づきが、噂を云まいものでもなく、其時もし嚏でもするひやうしに、落もすると、極樂のどざゑもんになるから、是もこはものなり、また川師が何に〳〵屁をひつてをかしくもなきひとり者、是はどうも笑はれまい。そなたの尻から、己がおならが出た、などゝ云て笑つたり誂つたり、踊たりすることもならず、たゞ屈まつて居ることは、何と否な事では无いか、どうしても速くその極樂へ行たがる人の氣が知れぬ。極樂よりは此世が樂みだ。夫はまづ、暮の相應にゆく人は、美濃米を飯にたいて、鰻茶漬、初堅魚に、劍菱の酒を呑み、煉羊羹でも給ながら、山吹の茶を呑んで、國分の烟草をくゆらしても居らるゝ。また然いかぬ人は、ゆかぬなりに、相應の樂みが有て、炭團でたばこは呑ながらも、番茶の口切を、水道の水で煎じ呑み、鯱とにらめつくらをした心持が、どうも云へぬでム。是をいやがつて、極樂々々と云のは、榮曜の上の貧好み、とやらで有ませう。是につけて、去る寛政年中のことであつたが、仙臺侯の家中に、杉原新左衛門と云ふ人が有て、その槍持男が、並べ本屋で、古き書物を見つけて、わづかの價にて買て、主人新左衛門に見せたれば、夫を古筆見に目利させたる所が、一休和尚が眞筆で有う、と云になつて、そこで仙臺侯へ上たでム、是を大守より、紫野の大德寺へ遣はされて、吟味なされたる所が、一休の眞筆に混れなきもので、代金九百兩の折紙、添簡をして返されたでム。そこで新左衛門へ、侯より刀一腰、馬一疋、時服一つを下され、又かの槍持へは、金百兩下されたる事がある。其書物に記したる文の寫を見るに、〳〵一坊主になるな魚を喰へ

〔榮曜〕詩經に、「政教同有二榮曜一」とあり、又曹植の王仲宣誄に「榮二曜當世一」とありて、はえかゞやく意なるも國語にては榮華おごりの意に用ふ。

〔寛政年中〕光格天皇の御宇也。

〔一休和尚〕禪宗の名僧也。後小松天皇の落胤と傳へらる。初名は周建、後宗純と改む。狂雲子と號し、一休はその字也。文明六年勅請を拜して紫野大德寺の住職となり、紫衣を賜はり、同十三年八十八歳にて寂す。頓智を以て知らる。

〔大德寺〕京都市上京區紫野にある臨濟宗大德寺派本山也。今日のは一休の再興にかゝる。

〽一地獄へ行て鬼にまけるな。〽一大食をしてくらせよ。〽一念佛は申さず共、遊興すな。〽一佛法はうそ、をかしくも此歌を見よ。〽昔人は欲を捨よと勸めつゝ、跡で拾ふは寺の上人、紫野とんきやう齋、と書てあるが、然すがに一休和尚でム。また。〽佛法は片便宜なり、我ら委しき事は存ぜず候、などゝ云たも、よく佛道の虛僞なる事を見ぬいて、愚弄したる者でム。世に一休の語だの、歌だのと云ものが、幾等かあるが、大かたは後人の託したもので、實の物は少いが、是は實に一休の腹でム。何と出家でも、誠をたどる人はかやうでム。夫に蚤く死たいの何のと云は、をかしなことでム。

○赤縣の人ではあるが、老子の語に。執古之道以御今之有能知古始是謂道紀とあるは、もつともなることで、何事も世の中のことは、古き迹に效つて致さぬと、旨くは治まらぬ物でム。能く其始めを知て、道を立るを道紀と云、とある如く物の始めが、即ち後世を治むる手本と成ることで、其中にも、學問は本末を知るが大事でム。然れば伊勢貞丈ぬしの云れたる如く、とかく學問の志ある者は、まづ古き所〳〵と、學んで入るが順道でム。さうなくては、今世の混説を正すことが、とんと出來ぬでム。既に徒然艸にも〽何事もふるき世のみぞしたはしき、今樣は無下にいやしくこそ成ゆくめれ、かの木の道の工の作れる、うつくしき器物も、古代の姿こそおかしとみゆれ、文の詞なんどぞ、昔のほぐどもはいみじき、たゞ云ふ詞も、口をしうこそなりもてゆくなれ、古へは車もたげよ、火かゝげよ、とこそ云ひしを、今やうの人は、もてあ

〔念佛〕佛に對して其相好を觀念し又其功德を憶想し、若しくは其名號を稱念すること、特に阿彌陀佛に對して用ひらる。法華經に、「以深心念佛、修持淨戒」又寶積經に、「高聲念佛、魔軍退散」とあり。

〔老子〕周の楚の苦縣の人、姓は李、名は耳、字は伯陽、道德經五千餘言を著す。今傳ふる老子二卷是也。此書の註解韓非子の解老以下極めて多し此の書の本旨は、もつぱら虛無に歸着する故に、淸淨、自然を尙びて、無爲默化せんことを欲す。

〔徒然草云々〕第廿二段にある句也。

〔兼好〕本姓は卜部氏、又吉田兼好とも云ふ。卜部兼名の季子也。鎌倉時代の文學者にして故實、老莊佛の諸學に精し。初め後宇多天皇に仕へ、後ち僧となり、吉田に居りて風月を樂む。其の著徒然草は脱俗飄逸を以て世に稱せらる。正平五年六十八歳にて沒す。

〔品定の卷〕帚木の卷也。源氏や、頭の中將(葵の上の兄)や、右馬頭や、藤式部などが殿中にとのゐして、女の品定めをなす也。これはやがて叙述すべき事件の輪郭となり、各自の經驗談となり、延いて次の夕顏の卷の伏線となるもの也。

けよ、かきあけよと云ふ。」と有ますが、是は兼好の心にも、何事も、古き世のさまが、雅びやかに美しくて、慕はしいと思ふにつけて、書出した事で、今樣は、無下に卑しくこそ成行くめれと云は、古き世は、物も言も雅びやかで有たが、今のさまは、何事も無下に卑きかたに移り行く、と云ことで、其卑しく成行くさまを、一つ二つ書出したものでム。木の道の工と云ふは、大工または番匠と云て、さし物などの類を作る者のことで、夫を古くは、木の道の工とは云でム。是は源氏物語の品定の卷などにも、木の道のたくみの、萬の物を、心に任せて作り出すなど有て、古き語でム。夫らが作るうるはしき器物も、珍奇さはうつくしいが、なほ古代の器の姿が、雅やかで宜いと云ことでム。おかしと見ゆれと云は、おかしとは、物にめで感じた事で、あざめ卑しめて云ふをかしとは、意も違ひ、假字もちがふでム。文の詞なんどぞ、昔のほぐどもはいみじき。」と云は、器物も、古代の物はおかしと見ゆるに、況て文詞などは、昔のが微妙く宜しい、と云事でム。器物をばさきに云たが、うつはものもと云ひ、文詞のことは後に云ても、文の詞なんどぞと云て、況て文章の詞は、いかう古へに劣つて來たと云ふ意を、見せたものでム。かやうの訣も、よく心得てをるが宜しいでム。ほぐと云は、物を書ちらしたる紙を云でム。是も古き語で、既に萬葉集に、〽秋の田のほぐとも雁の見ゆるかな、誰おほ虚に書ちらすらむ、と云歌があるでム。扨その文詞のいやくだちに下つたと云ふ訣は、都て外國の事の、渡り來ぬ前の言と云へども、神代の言に比べては劣り、まして外國の書どもの、渡り來て以來は、その言の下つたる事、云ふ可き樣もな

〔枕冊子〕淸少納言の著にして、隨筆也。源氏物語と共に國文の双璧と稱せらる。平安朝の宮中生活を知るの一資料たり。

〔淸少納言〕肥後守淸原元輔の女、父少納言なるによりて此稱あり。才學を以て紫式部と名を齊うす。一條天皇の皇后藤原定子に仕へ、辯論よく男子を壓したりと云ふ。皇后之を愛して内侍と爲さんとせしが果さず。

〔定家〕藤原俊成の子也。史傳に涉り和歌を能くす。嘗て勅を奉じて新古今和歌集を撰進す。權中納言となり、後ち剃髮して明靜と云ひ、仁治二年薨ぜり。

い程のことでム。さてもなほ、源氏物語、枕冊子などの出來た時分の言葉は、また一品かはつてうるはしいが、夫もまた段々に下り來つて、既にこの兼好が徒然艸は、枕草紙の趣意と筆意を、つとめ眞似たものながら、實は淸少納言の足元へも、立よられぬもので、其言もいかう下つてなるでム。扨また今世の謂ゆる手紙、これを古くはせをそこと云ふ。是は消息の字音を、かやうに馴然かに、せをそこと云は、古實で訣のある事で、其昔の文の狀と比べ思ふに、いかう違つてなるが、まづ古く源氏物語時分のせをそこ、則今の謂ゆる手紙の文は、〽うけたまはりぬ、一日はひじりだちたる樣にて、殊更に忍び侍しも、さ思ひ給ふるやう侍る頃ほひにてなん、なごりと宣はせたるこそ、少し淺くなりにたるやうにて、恨めしう思ひ給へらるれ、まづは今さふらひてなん、穴かしこ、また今昔物語にある、盜人の文、〽一とせの坪屋のことを思し出よ、其事の今に忘れ難ければ、其畏まりを申すべき方のさふらはざりつるに、斯く登らせ給ふ由を承はりて、迎へ奉るなり。其懐しさは、何れの世にか忘れ申さん。其夜いたづらに成なましかば、今まで斯て侍らましやは、と思ひ給ふれば、限りなくなん。」と有るまづこんなもので、かやうに雅びやかなる處が、是から百五六十年ほど後、定家卿時分の消息のさまはいかう下つて、即ち定家卿の衣笠内府の許へ贈られたるせをそこ文に、〽每月の御百首。能々拜見せしめ候ひぬ、凡此たびの御歌、まことに有がたう見申候へば、年來愚なる心に、辱なき仰の、否み難さばかりを省み候とて、僅に先人申おき候ひし、庭訓の片はしを申候ひき云々。」また家隆卿の文、〽何事か候

〔源三位頼政〕仲政の子也。天資豪毅にして武略あり。最も射藝に達し、和歌に巧なり。近衛天皇御疾あり。毎夜怪鳥寝殿の上に來りて鳴くを患ませ給ふ。頼政命を承けて暗夜之を射、帝の疾忽ち癒えたり。保元平治の亂に禁旅に屬す清盛に依りて從三位となり、薙髮して眞蓮と號す。世に源三位入道と云ふ。平氏益專横を極め、子仲綱の事にて平宗盛と善からず、時に以仁王平氏を亡ぼさんとして諸國の源氏を召す。治承四年遂に兵を擧げ、宇治に敗るゝや平等院の芝生にて自殺す時に年七十七歳也

らん。此庚申の歌にやみ伏て無レ術候。眞實に、今はなげのことにまかり成候云々。但し此歌一切に、御口より外へ出べからず。其故は、主おぼえ奈候間、かたがた憚り存候なり云々。」などある。此時分のは、餘程今の世のさをそこのさまに似てをるが、今のは又いかう下つたもので、譬へば「以二手紙一致二啓上一候。然者察而申進候云々。」とか何とか書く。是が謂ゆるちくら文と云ふ文法で、御國風とも、漢風ともつかぬ、をかしなものでム。以二手紙一致二啓上一候とやうに、以の字を、手紙の上に書き、致の字を、啓上の上へ書など、漢文の格なる處が、まづ手紙と云ふことと、漢語ではなく。御國の言でも、後世の俗言でム。また致二啓上一候の候は、古への雅び言に、さむらふと云たる言を、訛りくさつて、さふらふと云ひ、また夫を訛らして、そろと云ので、赤縣にはとんとない格の語でム。かやうの訣故、今の手紙の文と云ものは、手紙と云ことの頭へ、以て字を書くなどは漢文の格、また啓上など云は、赤縣語、夫に結に候と云字を書などは、御國風ぢやに依て、頭は漢文、尾は御國文、さて讀上た處は、赤縣の音と、御國の辭と入交りぢやに依て、彼の源三位頼政卿の射られたと云ふ、鵺と云ふ化物のやうな文でム。また然ればと云ことを書く、是が中にも當らぬ言葉つかひでム。なぜと云ふに、然ればと云ふ言の意は然在則と云ふことで、近く云はゞ、云々のことが有たれば、と云ふ意の言葉でム。ぢやに依て、上にどうしたかうしたと云ふ訣がまづ有て、其言を受たときに云ふべき言でム。たゞに發語のやうに心得て、めつたに書は、當らぬことでム。今は世の中一般に然だから、どうもなら

ぬが、古を學ぶ者は、かやうのことも、よく心得辨へて居るべきことでム。扨序ぢやに依て云ひますが、手紙と云ふ語も、とんと古くはないことで、貞丈主の説に、手紙と云ふ名目古にはなし。手簡と云は、手づから書たる狀なり。手簡はしゆかんなるを、てかんと讀み、てかん轉じて。手がみと云ひ誤れるか。古は紙を横に、二に折て書くをば、小文と云しなり。其小文を略して、半切紙に書て、手紙と名付たるなりと有り。又若くは、書することを手とも云へば、唯何となく、書をかきたる紙、と云意でもあらうか。扨つれ〴〵の文か、どこへか逝たやうになつたが、「たゞ云ふ詞も、くちをしうこそなりもてゆくなれ。」と是は常云ふ詞も、だん〳〵に訛つて、口をしきまでになり行く、と云ことでム。「古へは車もたげよ。火かゝげよとこそ云しを、今やうの人は、もてあげよ。かきあげよと云ふ。」と是は車もたげよと云も、車もてあげよと云も、火かゝげよと云も、火かきあげよと云も、唯延たと、約まりたる違ひばかりなれど、かきあげよと云よりは、かゝげよと云ふかたが、優美く聞えるでム。是は兼好の時分の言葉だが、今はこんなことではない。もたげよと云を、もちやげろと云ひ、また火をかゝげよと云べきを、とうしみかきだせ。などゝ云でム。都て此類に、事も物も沿り革たる、其流の末に居て、物學ぶこと故、よく其源をまねびおけば、末の流は準へても知るやうになる。こゝが古學の有難き處でム。

つさて又一云ねばならぬことが有る。抑眞の聖人の道は、我が大御國の大道と、さして異なく

〔貞丈主云々〕以下の本文は伊勢貞丈の著になる「四季草」に見ゆ。

〔小文〕半切に認むる立文を云ふ。貞丈雜記に、小文の事、鳥の子にても杉原にても半切にして調へ殘る半分を上卷に用ふるなり。杉原の時は文を書く分廣く禮紙の分狹く切るべし半分に切りては狀のたけ短くなる故なり上卷になる方は狹くてもよきなり、捻り樣竪文の如し、隱密の狀は捻りて糊を付くるとあり。又小文の禮紙とて料紙の切り樣、方式あり文立とは書狀の上包を捻りたるもの又「捻りふみ」とも云ふ同雜記に精し。

［蘇我馬子］稻目の子也。敏達天皇元年大臣となる。深く佛法を敬し、寺を建て僧尼を度し聖德太子と結びて大に弘法を謀る。推古天皇三十四年薨ず。世に島大臣と稱す。
［崇峻天皇］人皇第三十二代の天皇也
［白川天皇］人皇第七十二代の天皇也
［崇德天皇］人皇第七十五代の天皇也
［古今妖魅考］五卷平田篤胤著、我が古今に傳說せる妖怪に關して辯明したるもの也。
［殿守］主殿寮の小吏也。主殿寮は大寶令にて定められし、宮內省四寮の一、殿庭の掃除、湯沐、薪油等のことを掌る役所也。

實に國の寶とも云べき物なることは、既に辨じ置たること故に、今更云に及ばざれども、是に反して、釋聖人の道と云ものは、深く惡るべきことで、我が大皇國の大道とは、雲泥の相違なること故に、これは能く其眞僞を、御撰み无てはならぬことでム。然るを斷翁の、くれ〴〵云はれたる如く、其道を一向に御用ひなされたる故に、蘇我馬子が、崇峻天皇を弑し奉りたる如き、大逆事も出來たることゝ思はれる。然るに其御撰み无く、中古以來、ます〳〵深く御取用ひある故に、大道自づから廢れ、其上に、佛道をも深く御信仰なされたることは、佛道大意、其外にもをり〳〵申したる通りのことぢやに依て、人氣次第に懦弱に成行き、殊に歌は、我御國の風俗で、神代は云に及ばず、上古のは雄々しく武く、其中に優美なる所ありて、甚もめでたき姿で有たる所が、人氣に隨つて、いつとなく儒佛の意に移り、古代の風は廢りて、只淫奔の媒約の如くに成たることでム。右の如き習俗に依て、終には白川天皇樣の如き、道ならぬ御所行もあり、夫より事起りて、崇德天皇樣の、御大事にも及びたることとなるが、是卽ち保元以來、大亂の本とは成たでム。何と悲しきことの限では有ませんか。此等のことは、玉襷を始め、古今妖魅考にも、委く申たることだが、夫に洩たることを一つ申さば、此天皇の御述懷の御製ときこゆる、御歌を讀奉るに、殆ど涙のこぼるゝことどもでム。夫は彼つれ〴〵艸に、〽新院のおり居させ給ひての春。よませ給ひけるとかや、〽殿守の伴の御やつこよそにして、掃はぬ庭に花ぞちり布く。新院と申すは、まづ近く天皇の御隱居あそばしたるを、院樣と申上るでム。

〔保元の亂〕崇德上皇藤原賴長と謀りて兵を白河殿に召す。源爲義爲朝、平忠正等之に應ず。美福門院關白忠通と議し、源義朝、平清盛重盛等を遣はして白河殿を襲はしむ。上皇賴長等と共に如意山に走る。賴長途に流矢に中りて死し、上皇遂に山を下りて仁和寺に入り、爲議忠正等皆降る。朝議上皇を讚岐に遷し、爲義、忠正以下を誅し、賴長以下の子弟を斬流して一も宥す處なし、時に保元元年也。世に保元の亂と云ふ。

〔參考保元物語〕九卷。今井弘濟著。異本五部を得て印本を校合せる者也

處が其院樣の、御一柱おはします處へ、また其次の天皇の御隱居あそばすことがある。そこで院樣が御二柱になるから、先のを本院と稱し、後に御隱居あそばしたるを、則て新院と申上るでム。是に新院と兼好の書たるは、何れの御事か、はきと致さぬが、是は考へたる處が、崇德天皇の、御位を御おりあそばして、新院と在らせられたるときの御歌、と思ひ奉るゝことでム。さやうに申す訣は、かの崇德天皇樣は、御位に御卽あそばして、御世知看すこと、十九年ましく\たる處を、本院樣の御計らひで、その御位をおろし奉りて、新院となし參らせられたでム。夫故に、この御述懷の御歌を、あそばしたることゝ見えるでム。終にその御述懷があまり有て、保元の亂は起りましたでム。この本院、新院、御中宜しからなんだことも、白川の天皇樣の、道ならぬ御所爲より起りたることの趣は、參考保元物語に見えて、保建大記にも記して有まする。抑此事が、天下大擾亂の、因て出たる本なることは、是より後の御世々の御典に、見えたる通りでム。さて御歌の意は、御殿を守り、御掃除を致す件の御やつこたちも、當今の大宮をば能く勤むれども、御心ならずも、御位を下らせ給へる故に、その御殿をばよそにして、御庭の掃除も致さぬに依て、散しきたる落花も、其儘にあるぞよと、御歎息あそばしたる御歌でム。〽今の世の事しげきに紛れて、院には參る人もなきぞさびしげなる」是にこの新院樣の御事には限らぬが、都ての院樣も、已に御位を下らせられては、自つから人の參ることも少なくて、さびしげに坐ことを申たものでム。天の下を御治めあそばしたる天皇に坐ますすら、御

〔松永貞德〕松永彈正久秀の孫也。和歌に巧にして有職の學にも通ず。細川幽齋に和歌連歌の奥旨を授く。淀川油粕の二書を著し、從來の句式を完うし、御傘の書を作りて密かに其法式を立つ。此時花咲翁と稱す、依て後水尾天皇より「花の本」の號を賜はり俳諧一道の宗匠となる、晩年明を失ひ、承應二年歿す、年八十三なり。

〔小野小町〕其の出づる所を詳にせず、或は小野篁の孫也と、父を良貞と云ひ出羽守たり、小町絶世の美人にして和歌に長ず、古今和歌集に收めらるゝ歌多し。

位をおり居させ給へば、人もはや參らぬと、兼好の歎息でム。「かゝるをりにぞ、人の心もあらはれぬべき」とは、すべて心と云ふものは、人の盛なるときは、やれこれと持はやしはすれども、やゝ下り坂になると直に、今まではうら光く語り、何くれと深切らしく、出入つた者も遠ざかり、且その出入たるときは、悪きことも善きやうに、人にも云なしなんどしたる者が、彼下り坂に成てくると、さしもない事をも悪み怒り、あしざまに云ひなんどもして、摸も〳〵穎もしくないことゝ、歎息せらるゝことがあるものでム。是も無風情に覺えあることで、以前は親の相應に爲おかれたる貯へに依て、少かは人をも惠んだこと故に、人もそれず。深切に出入も致したが、年にまし月にまして、學事の爲に、かやう困窮になつたれば、更に來も致さず、素より知らぬ人の如くに成てしまつたも、大分あるでム。是につけても、兼好がこの二條の文面を、實にさることゝ思ひ合さるゝ、松永貞德が、この一句を、一章の金言ぢやと云ひましたが、實にさうでム。また小野小町が、〳〵色見えでうつらふ物は世の中の、人の心の花にぞ有ける。」と詠だは尤もに思ふことでム。但しさやうの不實は世の常の人心なれど、吾が古學を俱にする人々は、よくこゝらの事情を辨へ、譬ひ人は落ぶれやうと、本の深切を失はず、常石に其深切の大和心を、くじかぬやうにするが宜しいでム。斯て崇德天皇の、大御怒のいみじきより事起つて、源頼朝ちふ人出て、まづ朝廷を蔑にし奉り、夫より北條足利の輩、尋で益ゝ逆威を振ひ、現御神と、大地を知しめす天皇命を、波風暴き島國に遷し奉り、私に君を立まゐらせな

どしたるは、是擬聖の所爲に效ひたるもので、何と勿體なく畏こき逆事ではないか、斯て後醍醐天皇は、其逆事に堪へ給はず、橘正成卿はじめ、大忠臣たち、討死せられてより後は、御心ならずも、神器を奉じて、吉野の行宮に御遷りあそばして、後村上天皇、長慶天皇、後龜山天皇と、御四代まで、眞木の立つ荒山中に、天津日繼知しめしたでム。師翁の歌に、〽いかなるや御の荒びぞ眞木のたつ、荒山中に君が御代經し。」と詠れたは此御事でム。扨この足利の輩、また代々逆威を振つて居たる處が、時なる哉、直日神の御心なるかな、平大將軍信長公の出まして、まづ天朝を清め鎭められ、夫より豐臣秀吉公、また次で東照神祖命出まして、彌益々に天朝を崇奉り玉ひ、また古學の道を御與しあらせられしより、皇神の大道、ふたゝび世に起れる事は、いかに尊き神慮ならずや。猶こゝらのことは、玉襷の總論に云ひ、また武道の演說にも委く云ませう。

○さて松下も云たる如く、昔から良將の聞えある方々、儒學に達し、博識で有たる故、其力に依て讎敵を亡したと云ふこともなく、また今日の上を以て考へても、恐ながら將軍家の、天の下を穩に御治めあらせらるゝも、儒佛の道を本にして、御治めなさるゝと云でもなく、御代々御銘々に、その御生得に備らせ給ふ、御良智御英才を以て、東照宮の御定めありし御條目、世世の大將軍の御古格を、御ふまへありて、世を御治めあらせられ、また列國の大名等とても、同く先規古格を以て、國を治められて、壁書、制札、觸書等を出すにも、佛語は素より、四書五經

〔長慶天皇〕御名寛成。後村上天皇の第一皇子、第九十八代の天皇也。
〔東照神祖〕德川家康也。家康は慶長十五年に東照大權現の神號を賜はりしによる。
〔壁書〕法令等の張紙を壁上に貼り置きて人の注意をひき遺忘せざらしむるもの也。文には一定の法式なし。中頃に至りて書き終りに「仍壁書如件」など書くこととなれり。
〔制札〕掟、條目、禁令等を公布する目的を以て、板及び紙に記したるものを云ふ。其要路、市場等最も人目を惹く所に揭ぐるを高札と云ひ、其場所を高札場と云ふ。

などの語を引て書たることもなく、また公事訴訟の理非を糺すに、儒者や佛者を呼で、夫に理非を聞わけてもらつて捌く御家もなく、悉く自然に尊はる、御國の古格に依て、致さるゝことでム。但し俗の儒者と云ものは、假令からだは大兵でも、いかう心の小きなるもの故、その御國の自然の古格が、諸越の經書と云ものゝ趣にも、聊かよふ處が有に依て、もろこしに擬つてすることだと思ひ、太宰彌右衛門が辨道書などにも、慕何説を云て置たが、是は儒道の贔屓の時に申ませう。されば儒佛の二道、この御國に無ては、治世の政り、ならぬと云ことは決してない。彼二の道の、未渡り來らざる以前、よく治まつて居たでは無いか。殊に東照宮御一代、數度の御合戰に御勝あそばし、慶長年中、天下を悉く御靜謐に、御治めあそばしたなれども、大學の三綱領や、八條目を、敵に讀きかせられ、或は法華經や、阿彌陀經を讀て、敵が夫に感じて、歸伏して治まつた、と云ことではない。また御武徳の盛なるに依て、天下泰平に治り、今に二百年餘り、御治世長々の、御恩澤を蒙り奉ればこそ、儒者も佛者も、愚鈍な言を云ても居らるゝやうになつたので、士農工商遊民まで、夫々の家業を勤めて、心易く妻子を養ひ安堵すること、偏に御武徳の御蔭でム。もし足利時代までのやうに、世が亂れたならば、儒道や佛道で、中々是を靜めることは扨置き、どうしてはうがへしもなることではない。儒者や坊主は、まご／＼して逃まはることでム。然れば國を治むるの萬事萬法、全く武道の一事に歸して、その武道仰て御國の自然なやに依て、云ひ以て行けば、神の道に相違ない。俗の儒者、又佛者は、

〔慶長年中〕後陽成天皇の御宇也。
〔大學〕書名、此書はもと禮記中の一篇なりしを、宋の司馬光之を表出せり、朱熹に至りて之を崇尚し、四書の一に加へたり、作者及名義に就て諸説あれども、朱熹は孔子の弟子たる曾子の作とし、大人の學と解けり又た經と傳とに分ち、改竄補正して之に注釋を加へ、三綱領八條目とす明二明徳一、親レ民、止二於至善一の三綱と、格物、致知、誠意、正心、修身、齊家、治國、平天下の八條目とす。
〔遊民〕漢書に、「末技遊食之民」とあり、一定の職なく遊び居る民也。

遊民と云て、四民の内に入れず。高尚の容理を、口に云ふばかり、外に何も益に立ぬものでム。なぜなれば能をするとき、太夫も脇も、笛も皷も、みな夫々に手を動かすけれども、地謡ばかりは、居つて口ばかりで、外に能のないもの故、是を譬へたものでム。此訣ぢやに依て、太宰が、聖人の道にて治り候、と云たのを、全く東照宮の御武徳により候、と直すが宜いと云ものでム。先日も云通り、大かた儒者と云ものは、時務を知らず、其時相應の勤めを知らぬもので、中にも朱子學者に夫が多い。宋の亡ぶる時に、理窟を云たることは、尤に聞える儒者も、いくらか有たが、夫はみな口ばかりで、何の役にも立たず、却て武臣等の戰功を、打毀したることはあれども、國家の爲に成たることは何もなく、云ふがひも无く、亡びて仕まつたでム。實に墓何々々しきことではないか。猶これらのことは、松下氏も云ひ、師翁も論はれたることなれば、今委しく云はず。

○世の俗儒輩の、常によく云ことだが、儒道でなければ、世は治まらぬものだと云ふが、夫は空言ぢや、儒道でどうして治まるものか、夫はまづ彼等が道の主とする所は、謂ゆる堯舜の禪受、湯武の放伐ぢやが、第一禪受が相すまぬ、丹朱が不肖ならば、何ほども嚴しく教諭して、舜をば執政として、輔佐いたさせるのが順道ぢや。夫ながら夫ほどに、早く譲りたいことなら、まづ舜を養子として、父子の約を爲し、丹朱をも兄弟として後に、隱居すれば宜いことぢや。さすれば自から道にも叶ひ、後世になりても、王莽、曹操らが如く、强ての簒奪は无きはずなり。

〔地謡〕舞ふ人の傍に居て謡曲の地の文を謡ふをいふ。

〔堯舜の云々〕堯在位百一年にして崩じ、其子丹朱不肖なりければ、國を以て舜に禪れるをさす。

〔湯武の云々〕湯は殷朝初代の天子の名にして、武は周の武王發也。湯王の夏を滅ぼし武王の殷を亡ぼせるを云ふ。

〔王莽曹操云々〕王莽は漢の平帝を殺して自ら帝位に卽き、國を新と號せり。曹操は後漢の獻帝を擁して江南の地を併呑せんとして成らず、天下三分後、曹操の子曹丕は終に獻帝を廢して魏國を立てしをさす。

夫はなぜなれば、赤縣を始め、外國は一同に、眞の君臣の道は无けれども、親子の情愛は、無なりに立てあることなに、後世に惡を流すことも少からうでム。然るを罪とを許しと云は、人倫の第一たる、君臣の道立たず、父子親愛の道をも捨たる所爲なれば、其罰ふべきことに非ず。皇國は、君臣の大道動くこと无く、父子親愛の道、厚き御國風であるものを、何として外國の左道を以て、治まるべき筈はい无でム。次に湯武などが放伐は、固より道義の背爲なれば、是は論に及ばざることは、彼國の者でさへ、何くれと、辯駁したることも有るでム。然れば大道に於て、取る所无き上は、儒道を以ては、治め難きことを知るが宜い、但しそりく、儒學に有ある人等に、政事の道に賢きも无きにはあらず。然るに政事の趣を見れば、自から優美なる所有て、後禪受放伐などをば、用ひたること无く、やはり我が大御國の道を本體と爲し、儒道をば少か羽翼と爲たる迄のことで、眞の儒者では无いでム。是は其行狀の事實を考へて見れば、知れることぢや。然るを、眞の唐人儒者を指へて、我が御國を治めよと云ふは、鵜のまねする烏を鵜に使につかふ、と云ふ諺の如く、當らぬことでム。是は序ぢやに依て云ひますが、この鳥を鵜に使ふやうぢやと云ことは、常の人もよく云ふことぢやが、たゞ諺ばかりでなく、實に有たことでム。其は古事談と云ふ書に、文覺上人が、高尾山を興立のころ、地所を見立んと、そこら見まはつた處が、清瀧川の上に、大きなる猿が二三匹居て、一の猿が、岩の上に、あふむきに寢て、目かんで居ると、二つの猿は、立のいて居る、そこで文覺が、怪しきことに思つて、隱れて見て

〔左道〕邪道也、禮記の王制に「執二左道一以亂レ政殺」とあり、古へ異道は右を尊ぶによる。
〔文覺〕初め遠藤盛遠と稱し、茂遠の子也。上西門院の北面となり、院の武者所となる。十八歳にして誤て源渡の妻袈裟を殺し悔後遂に僧となり文覺と改め、諸國修苦行年を積み高雄山神護寺に居る。一日法住寺に至り院宣の不法を譏りて亂暴し、遂に捕へられて伊豆に流され名古屋寺に居る。後源頼朝に大に優遇せらる。其の後守貞親王を立て後鳥羽帝に代へしめんとし、佐渡に流され、正治元年配所に歿す。

居ると、鴉が一羽飛で來て、その寢て居る猿の側に來て、良有て、猿の足を啄きて見る處が、猿は少しも動かず、死だやうにして居るから、鴉は遂に猿の上に乘りて目を啄かんとする時、その猿が、鳥の足を採て起上ると、彼の立のいて居た、一匹の猿が出て來て、長き綾を以て、鳥の足を縛りつけたでム。鳥が飛去うとすれども叶はず、扨やがて河におりて、鳥をば水に投入て、一匹は綾のさきを取て居ると、一匹は河上から魚を逐よせるでム。是は人の鵜を役つて、魚をとらするを見て、夫をまねたものでム。さて鳥は水に投入られて、とんと死んでしまつた。そこで猿どもは、打捨て、山へ上つたと云ことでム。是は文覺が親り見て、人に噺したと云ことでム。鳥を鵜に使ふと云ふ諺は、是らに依て云たものか、鳥は鵜に似て、黑くはあるけれども、鵜のやうに、魚をとることは出來ず、外國の道々も、其はし〴〵は、どうか眞の道に似て居るやうなれども、夫で皇國を治めやうとするは、鳥を鵜に使ふやうなもので、猿知慧の儒者どもの非でム。赤縣の道で、國が治まるなら、赤縣はよく治まりさうなものぢやが、其噺しがる周代すら、十年と能くは治まらず、其後は云ふ迄も无く、末にはとう〳〵卑めたる、夷狄に取られて、風體までも、替られてしまつたでは无いか。然るを御國へ持て來ては、鳥を川へはめるやうなものでム。

○扨赤縣州の諸藝どもを、御國に弘めたるは、吉備公でム。此人の赤縣へ行れしことは、續日本紀に依て考ふれば、元正天皇靈龜二年、（當二唐玄宗開元四年一）八月、多治比眞人と云人の、所謂る遣唐使

〔吉備公〕本姓は下道、世々吉備に居る。靈龜二年遣唐留學生となりて入唐し經史を修め、天平七年歸りて大學助に任ぜらる。孝謙天皇の東宮にあるや學士となり漢書の講を進めて厚く恩寵せらる。後再び入唐し、歸朝後右大臣となる。帝の崩後、藤原永手、良繼、百川等と謀りて光仁帝を立つ。寶龜六年薨す。

〔續日本紀〕六國史の一也。文武天皇より桓武天皇の延曆十年に至る八代九十年間の史實を記錄せるもの也。四十卷。前二十卷は石川名足等の撰、後廿卷は藤原繼繩の撰、菅野眞道等之を補修して成る。

〔吉備公は云々〕扶桑略記靈龜二年八月の條に、「大伴山守爲二遣唐大使一、多治比縣守、安倍仲麿爲二副使一、下道眞備生年二十、從レ使入唐」とあり、又同書天平七年四月の條に「入唐留學生從八位下下道眞備、獻二唐禮一百卅卷、大衍暦經一卷、云々等一、不レ能二具載一、留學之間歷二十九年」とあり。
〔聖武天皇〕御名は首、第四十五代の天皇にして、文武天皇の長皇子、御母は藤原宮子也、帝甚だ佛を好み給ひ寺を創め僧を崇め閑居の業をなす天平勝寶八年崩ず御壽五十八、大和添上郡佐保山南陵に葬る。

の仰を蒙て、行れたるとき、吉備公は夫に從て行き、さて十八年が間、彼國に留學せられて、研二經史一該渉二衆藝一とある如く、習ひ終て、その歸られたる年が、聖武天皇の天平五年のことでム。吉備公の外にも、赤縣へ渡つた人は多く有たなれども、此人は、赤縣に居られた間が、十八年と云もので、長かつたに依て、名も高く、また御歴史にも、渉二衆藝一とある如く、棊將棊雙六の類の、卑き藝道までも、覺えて歸られたものでム。さて其事を考ばるゝには、彼國風で、金銀を欲がる故に、他國へは猥に傳へず、夫故に、吉備公の渡らるゝ時に、砂金一萬斤を持參せられて、赤縣人にとらせ、是に替て、修行せられたる趣も、御歴史に見える。右の如く、元は金を出して、唐人から、買て來られたる藝ぢやに依て、自からに、その臭みにかぶれて、其習ひ歸られた藝を、弘くは傳へず、吝み秘して、容易には敎へず、吉備公の本どもに、千金莫傳と云ふことの、こゝ彼處にあるのは、金を出して、赤縣から習つて來られたること故、その臭みの付てまはるのでム。御國の諸藝に、秘事口傳と云て、その傳授ごとの、謝禮の直段を極て、傳へることの元の起りは、此の悪癖の移つて、世に弘まり、眞似たもので、實は、赤縣から移つた事でム。悲いことには、御國のはえぬきたる、止事なきことども、歌の道にさへ、傳受ごとぢやの、口傳ぢやのと云て喋ぐも、根ざしは皆、我慢の穢い心から出たことでム。是に付ても我が本居先生の消息に、拙者の道を說聞せ候は、唯々古典古實に依て、考得たる趣きを、有の儘に傳へ候ことにて、秘授口訣など云ふことは、一切無レ之候。と云はれたることの、

〔延喜帝〕人皇第六十代の天皇醍醐帝を申し奉る。宇多天皇の皇長子に在はし、寛平九年卽位、心を政治に用ひ民を愛し給ひ、寒夜御衣を脫して民の凍餒を體し給ひしことあり。後世治を云ふもの、延喜天暦と併稱したり。延喜は卽ち帝の御宇也。

〔六韜三略〕六韜は太公望呂尙の兵法なりと傳ふ。文韜、武韜、龍韜、虎韜、豹韜、犬韜すべて六十篇、韜は藏也、韜藏（ツツミチサム）の義也。三略は上中下の三卷に分つ、略とは謀略なり、黃石公の書、張子房に圯橋に授くる者と傳ふれど恐らく僞作なるべし

尊く有りがたき教なることを、考へるが宜いでム。また伊勢貞丈先生の作られたる、秋草にも、祕事と云ことの論が五箇條ある。其中に、初三條は、有べき筈のことだが、其第四には、人に物問れたるに、我も知らぬを、しらずと云はんことの口惜さに、祕事なりと云ひなすことあり。五には、禮物を取るべきが爲に、祕事なりとて、吝み隱して、善價を待て、沽る祕事あり、近世皆くはやる祕事、おほくは右の、五箇條めの祕事なり。四箇條めの祕事も、又間々あり、と云ひおかれたるは、能く祕事口傳事をする輩の、穴を云れたことでム。また吉備公の後にも、延喜帝の御時に、左大辨大江惟時と云ふ人に、砂金十萬兩を持せて、赤縣へ御使しなされ、龍取將軍と云ふ者に、六韜三略、其外四十二箇條の軍傳をも、習つて來たことが、古書に見えてある。とかく唐人等は、御國人を誑して、有ても無てもすむ、何でもないことを賣物にして、金銀を貪り取つたものでム。とかく毛唐人どもは、昔から金銀を、此上もなき物に、尊んだものなれども、眞の上から見れば、金銀は何の益にも立ぬものでム。夫は今の世の如く、通用のものとなさるゝ處から思へば、上もなき物のやうに思はるゝなれども、その通用物は、金や銀でなくとも、銕でも鉛でも。又は上でなさるゝことならば。木でも紙でも通用するから、とんと无ても差支のないものぢや。但しカネの中で、世に无てはとんと叶はず、困るものは、銕こそ、此上もなく、結構なものでム。なぜと云に、かの刄物と云ものは、まづ第一には、武具の鎗刀を始め、家を作らうと、何細工をしやうと、料理をしやうと、刄物が无くては、一日も叶はず、

外にとんと、代用ふべき物は无い程の、止事なく尊いもので、何ほど上の御威光でも、是ほどうも替やうの无い物だが、金銀は通用を、外の物に替て用へば、一向になくても事は缺ず。但しかう云たら、道具諸色の飾りに困る、とでも云ふだらうが、夫は奢りと云ものでム。道具諸色を光らすことは、御國は金銀が澤山ぢやに依てするもの〻、實はとんと入らぬことで、光らすとても、事は缺ず、たゞ佛像などが光らんでは、愚人の信仰が薄いから、僧は口の干上る程に、困るで有うが、夫は僧ぎりのことで、外には命にか〻るほど、困る人とては、一人もないでム。誠に一日も无くて叶はぬものと云は、まづ第一に、米を始め穀物、次に鹽、さて麻、綿、木に萱。これ等に限ることで、是らがあれば、衣食住に事かけぬに依て、是らをこそ上なく尊ぶべきことでム。かやうに人たるもの〻、一日片時も、无くて叶はぬ、大切の物は、殊なる故よしある、神國なるが故に、有餘て、實に困ると云ふ程に、夫も萬國に比類なく、結構に多く出來る、また鐵とてもさうでム。かねの中では、无て叶はぬ尊きもの故、是また萬國に勝れて、結構なる鐵が夥しく、その結構なる鐵で、鍛へる刄物故、御國の刀劍は、古道の大意にも云通り。萬國最上でム。何と有がたい御國では有ませんか。斯やうの有難く、結構なる御國に生れて、斯やうに結構なる物を、神の殊なる御惠に依て、饒までに給用ひながら、その尊ぶべく、重んずべき物をば尊ばんで、金銀ばかりを尊ぶは、赤縣風の卑劣なことで、實は通用する物に成てをるからのことでム。その眞を云は〻、穀物鹽など、都て衣食住の物、また鐵などに比べ

〔諸色〕韓愈の傳ニ舉選狀に、「今年諸色舉選」とあり、又太平廣記に、「諸色假借付物」とありて、諸々の方面又は色々の品物の意也。

〔信仰〕宗教思想の客體たる神又は佛を崇めたふとみ、これに身心を託して奉仕する意にして、歸依と云ふに同じ也。

〔古道の大意〕上下二卷、平田篤胤の著也、本叢書中に收む、この刀劍のこと下卷八〇頁にあり。

〔結構〕文選に「觀ニ其結構一見ニ匠應ニ天」とありて、家又は詩文等を結び構ふる意なるも國語にては、立派なる義に用ふ。

ては、金銀は、一日にも云べき物ではなく、卑いものでム。能くこゝの差別を辨へて、神の御恵の有難きことを、飽迄に思ひ奉らぬが宜いでム。外國人は、こゝらの差別に疎く、その尊ぶまじき金銀を、とかく尊んで欲がる故に、唐人どもが、書物の名をつけるにさへ、千金要方、など云ふ名をつけたり、また藥方の名にさへ、不換金正氣散、などゝ云ふ、卑劣な名をつけなどもするでム。また天竺の國などでも、近くは阿彌陀經を見ても知れるが、七寶とか云て、金銀、瑠璃、硨磲、瑪瑙などゝ、金銀を頭にして、たわいもない物を、寶上なしと尊んであるが、その瑠璃ぢやの、瑪瑙ぢやのと云ふ物は、あればあるで、住居のかざり、さては簪じやの玉にでも磨て、目を喜ばすばかり、實は翫弄と云もので、屁玉の緒にも立ぬ物でム。なぜと云に、人の屁玉は、芋屁ですれば、夫だけこやしにもなると云ふことだが、硨磲、瑪瑙は、何にもならぬ物でム。扨醍醐天皇の御時、左大辨大江惟時と云人、砂金十萬兩を持て、六韜三略、其外四十二箇條の軍傳を、習つて來たと有るにつけて、序ぢやに依て云ひますが、六韜三略と云物は、名こそ昔の儘なれ、みな後人の著作した物でム。但し中には、古書に遺りたる文を、取たるもあるから、悉く僞書と云ではあるまいが、十萬兩で、受て來る程の物ではない。又四十二箇條の軍傳と云ふも、覺束ないことぢや。猶其書のことは、武學本論の附錄に論ふつもりでム。さて右の訣故、御國にては、穀物布錢綿類、木草等を以て、第一の寶としたものでム。吾翁の歌に、〽物作る民は御寶、と詠れたる如く、百姓を古言に、おほみたから、と云の

〔瑠璃〕玉の類、七寶の一也。魏略に、「大秦國多ニ赤白黑綠黃青紺縹紅紫十種琉璃一」とあり、又杜陽雜編に、「德宗時、吳明國貢ニ鸞蜂蜜一、其蜜色碧、貯ニ白玉椀一、表裏如ニ碧琉璃一、食レ之長壽」とあり。

〔硨磲〕玉の類、七寶の一也。もと貝の屬、其の長徑三尺許、殼甚だ厚し。內の色は白く光り外の色は微褐色にして凹起せる渠五條なり、切瑳すれば白玉の如くなる

〔瑪瑙〕七寶の一、大藏法數に、「梵語摩羅伽隸、此云ニ瑪瑙一、其色赤白如ニ馬之腦一、因以名焉、以下其可ニ琢成一レ器世所中希有上、故名爲レ寶也」とあり。

〔太宰〕名は純、字は德夫。[illegible]父は紫芝園と號す。信濃國飯田の人也。初め出石侯に仕へしが、後ち徂徠の門に入りて學ぶ。後其經術を傳へて名ありしかば、諸侯爭ひて請を致けり。性狷介直言して憚る所なし、爲めに遂に仕ふることなくして、延享四年歿す。經濟錄、獨語等數十の著書あり。

〔稼穡〕正韻に、「之ヲ種ウルヲ稼トイヒ、之ヲ斂ムルヲ穡トイフ」とあり、書經に、「先知ニ稼穡之艱難一」又同書の洪範に、「土爰稼穡」とあり、稼穡は農事の意義に用ふ、耕稼と云ふと同義也。

も、右の寶物を、作り調ふるもの故に、天皇よりかく命せられて、御愛し遊ばされたものでムる。其また赤縣にも、唐の李紳と云者の、憫農詩と云ふが、よく百姓の辛苦を云ひ取たものぢや。または鋤レ禾日當レ午。汗滴禾下土。誰知盤中飱。粒々皆辛苦。と云たは、殊に尤なことでム。また佛家にも、計食五觀の法と云ふが有て、其說に、凡喫ニ粥食一先須ニ端想誦レ之。詎方食一。蓋白磐也と云ひ。また此食。墾植收穫舂磨淘汰炊煮。及レ成用工甚多。一鉢之飯。作夫流汗。食少汗多。とも云てあり。近くは釋氏要覽などにも記して有から、戎狄の、其元の有がたさを知らぬ國々でさへ、此通り。農人の勞を思ひ、また尊びもするから、況てこの稻穗の本國たる御國の人は、其本を尊で、我師の「朝夕に物くふ度に豐受の、神の惠を思へ世の人。」と詠れたる歌を、常に思つて、戴いて給るが宜いでム。儒者ながらも、太宰が漫筆を見れば、食する每に、かの李紳が憫農の詩を、一篇づゝ誦して後、稼穡の艱難を忘れまい、とすると云つて置たが、其本の有がたき所以をば知らずに、唐人の詩を誦すると云は、文盲至極是非もなきことながら、その心ばへは、隨分よなことでム。但し本を知らんで、末を取ては、其本の神樣に對して、憚りあることぢや、太宰が如き腐儒輩は、ともかくも、學者たらん者は、夫ではすまぬことでム。そこで學者が、各々に、古道を學ぶが宜いとは云でム。とかく學問は、大本より學ばんでは、大道は知れず、彼漢どもの、私に建立したる、儒佛の教へなどに惑はず、人道の本たる、皇國の大道に習ふが宜いでム。夫を習つても、其方には出來ぬなどゝ云人もあるは、愚昧の上に、

（負氣なく）身の分に過ぎて堪へ難きをいふ。

自ら棄ると云ものぢや。皇國の人にして、皇國の道を學ぶに、何のむつかしきことが有ませう。夫では萬物の上どころでは无い。人と生れながら、禽獸にも劣ると云ふものでム。なぜと云に、猿の狂言をするは、誰も見て知て居るであらうが、まだ夫よりは、先年犬の狂言、また猫と鼠の狂言をさへ、見せ物にしたことがある。何と此通り、犬猫ですら、人が教へ立れば、負氣なくも、人のする業をさへに致すはさ、夫に人として、人の道を學ぶのに、出來ぬと云ふいはれが有らうか。いよ〳〵出來ぬと云ならば、そりやお氣の毒だが、其人は、犬猫鼠にも、劣て居ると云ものでム。

伊吹於呂志　下之卷　終

鎔造化育論

鎔造化育論解題

佐藤信淵字は元海、椿園と號す。又融齋、松庵の別號があつた。通稱は百祐、出羽國雄勝郡西馬音內村前鄉の人である。家世々醫を業とす。佐藤家の祖先は佐藤繼信より出で、陸奥國信夫郡鯖野村に家居して居た。建武年中出羽國雄勝郡に遷り、延寶七年曾祖父信榮西馬音內村に遷り、薙髪して醫を業とし、名を元庵と改む。其の子信景博覽强記、殊に農業財政の學に詳しく、方今萬民貧富の階級特に甚しきを慨し、竊に工夫するところありしが、志を遂げずして歿し、其の子信季は祖先の遺風を繼ぎ、諸國を遊歷して、農政に關する著書あり、天明中下野足尾銅山にて病歿した。其の子が卽ち信淵である。

信淵明和六年六月鄉里に生る。十三歲にして父と共に蝦夷に遊び、父歿後遺命により直に江戸に出で、宇田川槐園に就き、本草及蘭學を學び、經濟を井上潛に就いて修

む。其の他天文地理動植物の學より、暦算測量等の學を修めた。夙に四方の志があつて、到る所氣候を驗し、土性を辨じて、專ら力を殖産興業に盡した。

斯くて其の名聲次第に高く、寛政の初年津山侯に聘せられたるを初めとして、尾州侯佐竹侯有馬侯等の召に應じ、到る所開物成務の方法を講ぜざるはなく、世を益したことが夥しかつた。

文化の年外交多事に際して、日夜軍事を講じ、鐵砲窮理論三銃用法論を著はし、又自走火船を發明す。我國西洋砲術を講究するもの、信淵を以て嚆失とする。或は航海貿易の大利、海防外交の大計を論じて、一世の耳目を動かした。

其の後上總國大豆谷（マメサク）に潛居して、耕種を研究すること七八年、先祖以來の遺稿を訂正して、七種五十卷を以て、農學七部書と爲し、農政本論を以て綱領とした。又門人の需に應じて、經濟要錄七卷を著した。何れも先人未發の說が多かつたのである。

文化十三年江戸に出て、吉川神道談所の學頭となり、次いで師家の爲め罪を蒙り、江戸を放逐せらる。後深川に住す。天保三年復た江戸追放の刑に處せらる。其の後諸

藩に聘せられ領內を經緯す。弘化三年赦されて江戸に出づ。時に國家多事、信淵憂心措く能はずして、外夷折衝の事を論談し、諸侯に遊說したるも、其の說遂に容れられなかつた。

信淵資性豪邁、能く物に耐へ、毀譽得失を以て意に介せず、其の言を君相に進むるや、容れられざるも說を枉げて時世に阿らず。曰く我が說今日用ゐられずも、後世傑人出づれば、必ず家學を以て宇內を一新すべしと。其の四方に奔走して寧處に遑あらず。畢生の心力著述にあつたのである。嘉永三年正月六日江戸に歿す。年八十二。淺草森下町松應寺に葬つた。其の著は無慮三百餘種に及び、農政經濟に關するもの、外宇內混同祕策、垂統祕錄等の如きもあつた。

鎔造化育論三卷は、天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神が、天地を創造したるより說き起して、天地の妙機、萬物化育の原理を究めて、我が皇祖靈神の洪恩を說き、百姓を安養し、農業を奬勵するが、國家の本務なるべきことを記述したるもので、著者自ら千古の大論と稱するものである。

男信昭が天保十三年五月、本書の卷尾に「此書者我家農政學之蘊奥也」と附記して居るのを見ても、本書の如何に家學中重大視されて居たかゞ分るのである。

信淵が別著天柱記の卷末に「天文地理のことは天柱記後編に詳にす。物產經濟の事は、鎔造化育論及び鎔造衍義に明辯せり就いて見るべし」とありて、文政八年九月と自記して居るより見れば、本書の脫稿の年代も、其の前後であらう。やはり南總の大豆谷萬松齋に於て執筆したものであらうと思ふ。

鎔造化育論

序

此書者。我家農政學之蘊奧也。蓋以。天御中主神矜民極篤。匪直也人滋息稠多。更欲使之脩道成德以昇天也。故命産靈二神。造此天地。化育萬物。豐饒世界矣。故家嚴講明其大德。而使人欣戴其洪恩也。第一章。論天造之大綱。第二章。論皇祖産靈大神奉天御中主之敕。鎔造日天及諸曜之始末。且辨元運之五定例。第三章。論諸曜從元運之定例。旋囘日天外圍之日時數。第四章。論伊弉諾伊弉冉二神奉皇祖大神之敕。修造大地之功業。且辨私運判晝夜之神理。第五章。論二神既造有大地。始合媾陰陽。乃産子之神理。第六章。論萬物化育之理及諸穀諸果桑麻等悉生於豐受姬神軀骸。而天照大神以殖穀果桑麻。爲第一政事之大德。其他辨大國主神避大地。而總司幽冥之政。皇孫瓊瓊

杵命降自天。而主于大地。且月輪分判於大地等古事。第七章皇孫天降以後。古典記其政教不審。故家嚴取堯典。以補其闕略焉。第八章九章。家嚴推究皇祖欲使蒼生脩道成德之神意。而講明事天之教使人擴充惻隱羞惡辭讓是非之心。而無失其本心也。第十章。論人君修經濟三要而安集天下之要道總是家學之極意。而農政本論草木六部耕種法經濟要錄等之基原也。讀者自得造物主爲愛矜斯民。鎔造天地。化育萬物之恩德廣大。而可不盡事天之誠敬哉。

天保十三壬寅之年五月二十二日

男　升庵　佐藤信昭識

鎔造化育論　上巻

〔天地未成之時〕日本書紀神代上に、「古天地未剖、陰陽不分、渾沌如鷄子、溟涬而含牙、及其清陽者薄靡而爲天、重濁者淹滯而爲地、精妙之合搏易、重濁之凝竭難、故天先成而地後定、然後神聖生其中焉」とあり。
〔大虛〕おほぞら也
〔左道〕よこしまなる道也。禮記王制篇に「析言破律、亂名改作、執左道以亂政殺」と、疏に「左道は邪道なるを謂ふ、地道は右を尊ぶ、右を貴しとす」とあり。
〔摸捉〕とる義也、捕捉といふが如し

謹按神代古典。天地未成之時。有天御中主神(アメノミナカヌシ)。高皇産靈神(タカミムスビノ)。神皇産靈神(カミムスビノ)。斯三神者。實爲造化之首矣。方天造草昧。一元靈氣兆孕於大虛之中。渾渾焉沌沌焉。爲緬顯鎔造之神機。泌別重濁。分判汙穢。精粹凝定于中央。上天得以成就矣。故上古稱天者。卽日輪也。

皇國訓天。曰亞滅(アメ)。卽意耶莫搏(イヤモエ)之約也。言(心ハ)日輪赫赫。巖燃燎(イヤモユニモユル)也。近來伊勢人本居宣長者。著古事記傳。泥闢闔說。有如葦牙萠騰之文。謬以爲。其萠騰者。卽是天也。因以訓亞滅爲亞矢莫搏(アシモエ)之約。非也。天若爲亞矢莫搏之約。則不稱亞滅。而當呼意滅(イメ)也。此翁頓精音義。而致此等謬妄者。未知天地之全體。而強欲說天地之數理也。曰天豈地球之所可分生哉。予著斯書及天柱記・地柱記。以精究鎔造之靈德者。恐世人之誤認天意。而陷溺于邪魔左道也。海外異域之人。不知天卽日也。故其論天理及闢闔者。漠漠乎無有摸捉也。予是以知皇國古事記。說天造草昧之事實。殊絕于萬邦也。蓋漢土亦上古得日爲天。故古文日字作㊀。從〇一也。天字作昦。從日大也。大

象二人形一。然則昊字。日在二人上一之象也。楚辭東皇大一。王逸註曰、大一日也　九歌皆詠レ日。其後及下作二篆書一時上。省二昊之〇一。而作レ天也。可レ見屈平荊蠻人。雖レ生二擾亂之世一。而能知二上代之事實一。且王逸亦註二大一日一也之得二古義一也。董仲舒曰。道之大原出二於天一。司馬遷曰。天者人之始也。此等之天者。指レ日而言レ之不。劉熙釋名曰。天坦也。坦然在レ上也。由レ是則天古義當レ旦。旦字古文作レ⊖。說文曰。明也。從三日見二一上一。一地也。詩云。昊天曰旦（コヽニアクト）。是也。漢儒妄加レ上而爲レ說。可レ謂レ鑿矣。又尙書云。肆類二于上帝一。馬融註曰。上帝大一神也。大一卽天字也。由レ是觀レ之。則漢土亦古代稱レ日曰レ天。或曰二上天一。或曰レ帝、或曰二上帝一。或曰二皇帝一。或曰二大一一也。詩云。明明上天。照二臨下土一。是其確證也。周中世以後。僻說荐興。世人誤二其古義一。或以二大虛衆星之運轉者一。總稱レ天。遂至下以二日輪一爲中天中之一物上也。故詩有二悠悠蒼天。彼蒼者天。三星在レ天等之語一。爾雅有二四天之說一。又莊周曰。天之蒼蒼者。其正色邪。或曰。天顚也。或曰鎭也。或曰轉也。其他六天・九天・三十三天等。妄言レ天者極多也。然皆以二積氣一爲レ天。而非二實知レ天者一也。故以二鄭玄之博識一。猶尙有下上帝在二紫微宮一之繆妄上。而況於二其下者一乎。

是予之所四以不三レ可レ無二此辨一也。

天御中主神。愛二惠人民一極篤。豈止（タヾ）二滋息之一哉。更欲レ使三之脩レ道成レ德以爲二神聖一也。廼命二產靈（ムスビ）二神一。爲二化育之元始一矣。故古典。稱二皇祖神魯岐命（アメミオヤカムロギノミコト）・神魯美命（カムロミノミコト）一。或稱二天祖大神（アマツミオヤノオホカミ）一者。卽產靈二

〔九歌〕楚の屈原の作りたる歌也。王逸の楚辭九歌傳の序に「九歌者屈原之所レ作也、屈原放逐、竄二伏其域一、懷レ憂苦レ毒、愁思怫鬱、出見二俗人祭祀之禮一、歌舞之樂、其詞鄙陋、因爲作二九歌之曲一」とあり。

〔九天〕天を九方に分ちていふ。呂覽有始覽に「天有二九野一、中央曰二鈞天一、東方曰二蒼天一、東北方曰二變天一、北方曰二玄天一、西北方曰二幽天一、西方曰二顥天一、西南方曰二朱天一、南方曰二炎天一、東南方曰二陽天一」とあり。又太玄經に「一中天、二羡天、三從天、四更天、五睟天、六廣天、七咸天、八沈天、九成天」と見ゆ

〔禰宜〕倭訓栞に、「禰宜も祈を假名書にしたるなり、よて本朝月令には念義と記し、續日本紀には禰義とも見えたり、三代實錄に、大神宮氏人、有三神主姓、荒木田神主、根木神主、度會神主是也と見えたり、根木も禰宜の義なるべければ後世紛れて此の姓は失せぬ、云々」とあり。
〔六合〕天地四方をいふ。莊子齊物論篇に「六合之外、聖人存而不論、六合之內、聖人論而不議」とあり。
〔少彥名神云々〕日本書紀神代上に、「其後少彥名命行至熊野之御碕、遂適於常世鄕矣」と見えたり。

神也。

天御中主尊者。造化之本原。而百神之皇祖也。其當尊崇敬祀。無有比類矣。然日本全國中。未曾開有斯大神之祀廟也。可悲之甚者也。如兩大神宮御鎭坐本紀。以外宮大神爲天御中主。則出於外宮禰宜行忠謀利之妄作也。我聞。陁日多國史書。曰大古之時有一大神。名却尼布。此神自口吐出一大卵。而此卵卽今之全世界。而日輪大地。及大圓六合中。所羅列之諸曜衆星。雲霧風雷等。悉皆此卵內之物也。此說雖荒唐。而似非無稽之言也。何者。精究大圓六合之全形。及日月諸星運動之行環。大抵皆卵圓也。且神代紀。亦有如鷄子溟涬。而含牙之語。又皇國既修成。後少彥名神。去皇國。而開拓外國。故上代有外國貢獻之物。則必祭少彥名神。其事詳載于正史也。然則彼陁日多國史書。稱却尼布者。或爲我天御中主之異名乎。亦未可知也。若夫外國既爲少彥名神之所開拓。則神世之事實。或不傳于皇國。而傳于外國者亦有之。又聞。拂郎察國王都。把里斯城。有却尼布之廟。其像極大。而手捧一大卵云。尙見下章所說。大圓中諸曜運回之行環皆卵圓。而可考合焉。按神名帳。日本國中大小神祇。凡三千七百餘社。高皇產靈・神皇產靈以下。苟有功德于世者。悉記載焉。而絕無天御中主之神名者何也。由是觀之。則斯大神一柱。當在於大卵軀殼之外者矣。若夫不然則崇敬神祇。世界第一之皇國。而無天地鎔造。萬神元始之祀廟。非不可解之甚者乎。

〔產靈神〕常は高皇產靈神・神皇產靈神を云ふなるも、茲にては伊弉諾、伊弉册の二柱の神を指すなるべし。

〔天瓊矛〕瓊玉を飾とせる矛也、天のといふ詞は、高天原の物にて、貴重の意を表はす形容詞也。

〔重濁〕一頁頭註、「天地未成之時」の條下を參看すべし。

〔泌別〕疾く流れ別るゝ也。

〔霰靈〕大雨の貌也

〔霶霈〕滂沛に同じ雨の盛んに降る貌なり。

〔飛趣〕飛び走る義なり。

〔太初〕最初の意なり。列子天瑞篇に「太初者氣之始也」とあり。

右第一章

初天地未ㇾ生之時。一物在二於虛中一。狀貌難ㇾ言。譬猶ㇾ如三海上浮雲之無二所根係一也。產靈神廼指二下天瓊矛一而攪二回之一。轉轆旋運。自ㇾ西旋ㇾ東。賴二此運動之妙機一。汙穢重濁。泌別分散。霰靈乎。如二電之降一霶霈乎。飛二趣于萬道一。遂皆判去。止二于極遼一。而爲二衆星一。其精粹遺二于中央一者日天也。

此段自三天地未ㇾ生之時一。至ㇾ如四海上浮雲之無三所二根係一也　則神代古典之文也。以下者。愚老竊因下伊弉諾神盡二鳴蒼海原一。修二成大地一之例上。而所ㇾ推二究天地鎔造之次第一也。蓋方二太初元氣之發兆一。大圓中生二一物一。而渾渾沌沌。其形貌不ㇾ可二名狀一。恰如四浮雲之無三所二根係一也。實其然也哉。爰高皇產靈神指二下天瓊矛一而盡二鳴之一。賴二此攪回旋動之妙機一。而混合汙穢。悉皆脫出。分二散萬道一。而止二于遼遠之極一。遂爲二六合羅列之衆星一也　其精粹遺二留于正中一。而光暉明朗者。卽是日天也。

而其汙穢之分判也。重濁者最初脫出。而至ㇾ距ㇾ日之遠。輕清者最晚分生。而在ㇾ離ㇾ日之近。其最初脫出者爲二彗母星一。其次爲二衆星一。其次爲二搖星一。其次土星。其次木星。其次火星。其次大地。其次金星。其次水星也。產靈大神。觀下其重濁汙穢皆漏盡。而精粹明々赫々。光暉遍

照六合之內。天造既成。乃衛立瓊矛於盤旋之要會。以爲天柱。定日天位於大圓之正中矣。故天柱者。串貫大圓之南北二極。而爲宇內總氣運回之樞軸也。爾來六合中衆曜。皆以日輪爲中心。而運行其外郭。轉輾自西旋東。盤古悠久。無有休止也。名之曰産靈之元運。

此段皆是愚老近來所發明之窮理論。而古人之所未知也。是以其論之在創聞創見。極知世人脫空而非之者甚多矣。然於精究天地之神理。講明造物之盛業。而欲濟救世界之蒼生者。則或當有拳拳奉持。一誦三歎。而敬服禮拜者。況且愚老說有古典中可以徵者乎。茲記載以示來學。按古事記。初大地漂蕩。如水母之時。天祖詔言伊弉諾・伊弉冉二神。賜天瓊矛。而修理固成焉。二神乃駕天浮橋。指下其矛。畫鳴蒼海原。適引上之時。自其矛鋒所垂落之潮。自凝積爲島。即自凝島也。二神天降于其島。乃以天祖所賜之矛衛立其島。而爲地中之柱。以見立天之眞柱云。夫二神修理固成大地之神法。即天祖修理日天之神法也。何者。大地賴伊弉諾神攪回之神摶。而移古轉回。以判地上之晝夜。又月輪分生於地球者也。故旋回地球之外郭也。全同衆曜生於日輪。而旋回日輪之外郭者。總是所率接乎伊弉諾神。攪回蒼海原之氣勢也。由是觀之則宇內大氣所牽繫于日輪之旋回。而運轉日輪之外郭者。非賴天祖攪回之神摶。而何也。且謂古

〔天柱〕八尋殿の柱也。日本書紀神代上に「二神降居彼島、化作八尋之殿、又化竪天柱」と見えたり。

〔盤古〕太古の意也。宋元通鑑に「李羅曰、且問、盤古至今、幾帝幾王」と見えたり。

〔蒼生〕萬民をいふ。草木の蒼蒼然として衆多なるが如き故也。書經益稷篇に「帝光天之下、至于海隅蒼生」と見えたり。

〔自凝島〕新撰字鏡に、淤能碁呂島、在紀伊國海部郡、此以西加太浦是、加太浦舊淤路島、其津名郡由良門、加太郡乾在半島、此島前在淤路、呂島一島、周六十町、無有人居ニ

〔天祖所賜之矛〕茲にては高皇産靈神をいふ日本書紀神代上に「一書曰、天神謂伊弉諾尊伊弉冊尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穗之地、宜汝往而脩之、廼賜天瓊矛」と見えたり。
〔玄儀〕玄妙なる義理をいふ。
〔踏確〕踏みたしかむる也。
〔化育〕天地が萬物を造り育つる也。中庸第二十二章に「能盡物之性、則可以贊天地之化育」とあり。
〔性理學〕宋儒の性命（人の天より稟受する所）理氣（理は形而上之道、氣は形而下之器）を說きたる學をいふ。また理學ともいふ。

事記曰二神天降于自凝島。而以天祖所賜之矛。衝立其島。而爲地中之柱。以見立天之眞柱。則天祖亦曾有衝立瓊矛於日輪旋回之正中。而爲天之眞柱之舊例也可以推察焉。故信淵生於萬歲之下。而精究地柱之神理。以推明天柱之玄儀。新作此論。以補太古之闕典也。豈其立異好奇之爲哉。唯是欲人講明道之大原出於天之眞理。使人知天祖慈仁無窮之至誠。而戒愼術道。則業不得不然也。且又審辨衆星分判之早晚。而推算其距離遠近。與運動遲速。事實可徵。即論截之。形象可觀。則測量之。定作一書。名曰天柱記。以便于從事天文曆術者。其他筆記踏確地理。精究化育。而豐穰金石草木活物之事。別成編。題曰地柱記。以供於物產家之參考云。

產靈之元運。有五定例。而爲悠久不易之天紀矣。其一曰分生。凡日輪混合汙穢。其質重濁者。必最初脫出。而在最遠。輕清者最後分生。而在最近也。其二曰旋回。凡分生者。必本物爲中心。終古旋回其外圍也。其三曰運動。凡分生者。必以其本物爲樞軸。恒自西運于東也。其四曰進步。凡分生者。必從距本物之遠近。而遠者進步遲。近者速也。其五曰形貌。凡分生者。必類其本物之形貌也。斯五者天造之定例。化育之基原。而道德性理學。天文曆術等之所由起也。宇內萬曜。悉日輪之所分生也。故皆以日爲中心。常旋回其外圍。自西運動于東。以從產靈元運之定規。且係其距日之遠近而進步各有遲速。其形貌亦必

類ニ本物之形貌一矣。蓋其所ニ以爲曜轉轂運動。而終古無ニ休止一者。廼天祖掩回之神機。而悉皆所レ牽ニ靡於日輪旋回之餘勢一也。夫產靈元運。旋ニ回大氣一之勢力。其迅速。雖ニ旋風之猛烈一。不レ可レ比也。然亦及レ距レ日之遠一也。其勢漸緩。故至ニ衆星羅列之際一。則庶乎無レ動焉。夫日輪者萬星之本物而群動之大原也。故天造草昧。定ニ位於六合之正中一。以統ニ轄宇內之運動一矣。

而其自轉之旋回。則二十五日八時餘。而一周焉。

若夫欲レ測ニ日輪自轉之時刻一。則當下以ニ望遠鏡一視中其全球上也。日輪外面有ニ黃黑斑紋一。恆起ニ於東端一。而漸移レ西。凡十三日弱而沒ニ于西端一。沒後十三日餘。而復現ニ于東端一如レ初。以ニ其出沒一測レ之。則周回日時之數可ニ以算一也。且其斑紋自ニ地上一見レ之。則知ニ自レ東移一レ西也。夫自レ下見レ之。而旋レ西者。卽是自レ上見レ之。則所ニ以旋一レ東也。大圜中羅列之衆曜。皆所レ牽ニ掖于日輪旋回之餘勢一。而運ニ行其外圍一者也。故自ニ地上一見レ之。則悉皆西行。予以ニ大氣運動一爲ニ東旋一者。卽號下自ニ地上一所上レ見而言レ之也。且又所レ謂產靈元運者。予精ニ究天理一。而所ニ斷定一焉。實天地開闢來之新說。而先哲之所レ未レ知也。故於下不レ知ニ天理一者上。或不レ能レ通ニ其義一亦有レ之乎。幸得ニ天壹靈一而生ニ斯世一。不レ知ニ天造之眞理一而沒。則豈ニ可レ惜之甚者一哉。人々宜ニ熟讀玩索一焉。宋邵雍推ニ究天地成壞之數理一。著ニ皇極經世書一。其說始ニ於日、辰・日・月・歲・世・運・會・元。此八者皆始ニ于子一終レ亥。積レ辰至レ元。累ニ十二三十之數一。十二辰爲ニ一日一。三十日爲ニ一

〔曜〕日月星の如く光り輝く物をいふ。

〔天造草昧〕天造といふは猶ほ天運といふが如し、又一說に天の始めて物を造る義、草は雜亂、昧は冥なり、天下未だ定まらず、名分未だ明かならざる時也。易經屯卦象傳に「天造草昧、宜レ建レ侯而不レ寧」と見えたり。

〔邵雍〕字は堯夫、安樂先生と號す。洛に居ること四十年、神宗の熙寧の初、著作郞を以て徵さる。至らずして卒す、康節と諡す。その著皇極經世書六十卷の外に擊壤集二十卷、漁樵問對、[illegible]及び伊川擊壤集等あり、世に其學派を百源派といふ。

月一。十二月爲二一歲一。三十歲爲二一世一。十二世爲二一運一。三十運爲二一會一。十二會爲二一元一。一元者十二萬九千六百年也。天開二于子會一。地闢二于丑會一。人生二于寅會一。其及レ至二戌會一、則大地壞敗、人物俱無矣。當二亥會一則地悉融散。與レ天混合。故曰二渾沌一。亥會終時皆熄矣。是天地之一終也。而又爲二一初一。爲二子會之始一。是謂二大始一元之始一也。而今當二午會之中一云。或曰。夏禹王卽位後八年得二甲子一。初入二午會一。由レ是推レ之。則寬永元年甲子。入二午會之十二運一。後來至二天保十三年壬寅一。二百十九年也。信淵按天地成壞之數。雖レ不レ可レ知。而皇極經世書之說。亦不レ無レ理也。何者。四大洲中舊邦極多。然而未下嘗有上傳二一萬年前之事實一者上也。由レ是觀レ之。則天地之開闢。亦如レ不二甚悠遠一矣。邵氏又曰。天依レ形。地附レ氣。其氣極緊、故能扛二得地一任。氣外有二軀殼一甚厚。所三以固二得其氣一也。此說亦甚有レ旨矣。六合之爲二卵圓一也。有二實測一。而其事詳レ于二下章一。旣爲レ卵。則其外當レ有二軀殼一。不レ俟レ論也。邵氏說多二可レ觀者一。然愚老爲二杜撰繆妄一。而不レ取レ之者。彼以二大地一爲レ在二大圓之正中一。且以二日輪・衆星一爲下連二回大地之外圍一者上。總是不レ知二天地之全體一也。故不レ取也。浮屠家亦有二五十六億七千萬年天地成壞之說一。且立二須彌四洲、及三十三天等之層界一。其說曰。須彌山高八萬由旬、入レ地亦同、通計十六萬八千由旬、以二日月星辰一。爲下傍二行須彌山之半腹一者上也。而阿含經曰。釋迦前身自爲レ之。其後異論蠭起、以二世界萬物一。悉爲二唯心之所一レ造也。又其後以二娑婆世界山河大地一。悉皆爲二有情業力之所一レ感。其說載二于世記經一。而中二成于阿毘曇論一。至二俱舍論一而大成焉。浮屠氏之論二天地一也。大本皆自二三界唯心一而起二其說一。故立世阿

〔禹王〕史記に「夏禹、名曰二文命一、禹之父曰レ鯀、鯀之父曰二帝顓頊一、帝顓頊之父、曰二昌意一、昌意之父、曰二黃帝一、禹者、黃帝之玄孫、而帝顓頊之孫也」また太平御覽に、「尸子曰、禹、長頸鳥喙、面貌亦惡、天下從賢レ之者、學也」と見えたり。

〔寬永元年〕後水尾天皇の御宇、皇紀二二八四年也。

〔天保十三年〕仁孝天皇の御宇、皇紀二五〇二年也。

〔須彌四洲〕須彌山の四方の鹹海に住する四大洲也、卽ち一に南贍部洲（舊名南閻浮提）二に東勝神洲、三に西牛貨洲、四に北瞿盧洲の總稱なり。

毘曇論等。雖ㇾ如ㇾ立ニ算數一。而悉皆空論。固非下有ニ測量推步可ㇾ法之實數一者上也。其他天地開闢之說。萬國皆荒唐。恰如ニ癡人之說ㇾ夢也。唯皇國古典實徵。多ニ可ㇾ據者一。明證少ニ可ㇾ疑者一。故亂述以爲ニ我窮理學之基礎一也。後進之輩。宜下盡ニ其心一而修中窮理學上也。能盡ニ其心一者知ニ其性一也。知ニ其性一則知ニ天命一矣。是積ㇾ德事ㇾ天之業。所ニ以窮理學爲ニ先務一也。

日輪寫眞圖

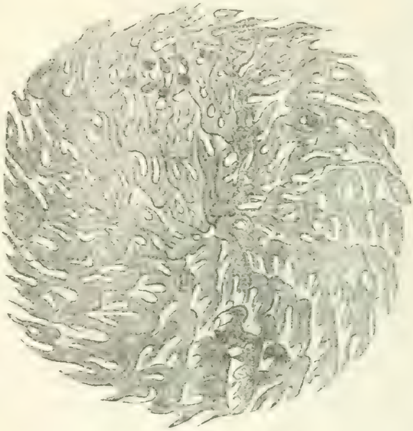

（黑圖火焰炎色）

茲紀下載日輪全體火燄。發ニ噴于十方。而熾燃之寫眞圖上。以示ニ初學一。

以ニ大望遠鏡一覩ニ日輪一。則猛火炎炎。紅焔烘ニ發于十方一。全球數十處。灼火沸騰。其燦爛熾矣。後陽成天皇慶長十五庚戌年。西洋意太里(イタリ)亞(マ)國天文家。瓦利凌斯(ガリレウス)者。以ニ望遠鏡一覩ニ日輪一。始見ニ其面有ニ種種黑色之點紋一也。其初起ニ于東端一。而漸移ニ于西一。漸差沒ニ于西端一。各以ニ十二日半餘一爲ㇾ期。算ニ計其日時之數一。則其自轉二十五日八時餘。而一周回焉。抑日輪圓球也。故最初見ニ于東一。則其行遲。至ニ中央一則速。至ニ西端一則復遲矣。其自ニ地上一見ㇾ之。而爲ニ斜直之視差一者。其理與下諸曜之運步。其行環各有ニ遲速留滯之行一者上。全同

〔癡人之說ㇾ夢〕黃山谷題跋に「觀ニ淵明責ㇾ子詩一、想ニ見其人一、豈弟慈祥、俗人便謂ニ淵明子皆不肖一、可ㇾ謂ニ癡人前不ㇾ得ㇾ說ㇾ夢也」と見えたり。

〔知ニ其性一云々〕中庸首章に「天命之謂ㇾ性、率ㇾ性之謂ㇾ道、修ㇾ道之謂ㇾ敎」と見えたり、天命に、鄭玄曰く、天の命じて人を生ずる所をいふと、又朱熹曰く、命は猶ほ令の如しと。

〔十方〕四方と四隅と上下とを合せいふ。史記に「弘ニ濟萬國一、典ニ御十方一」と見えたり。

〔後陽成天皇〕第百七代の天皇にして(德川二代將軍秀忠の代)慶長十五年は西曆千六百十年に當る。

〔火星〕其の軌道地球の軌道の外側にあり、遊星中最も太陽より遠き星にて、近日點に於ては凡そ五千二百萬里、遠日點にては凡そ六千三百二十萬里、平均凡そ五千七百八十萬里の距離にあり、その直徑千七百十七里、面積は地球を一とせば、〇、二八なり。

〔木星〕その大さ遊星中最大のものにて、太陽よりの距離は平均一億九千八百萬里餘、遠日點と近日點との差は凡そ九百五十萬里、地球よりの距離は最も近き時にて凡そ一億五千萬里、最も遠き時にて二億四千四百萬里なり。

焉。今圖ニ予斯ニ者。櫻町天皇元文二丁丑年八月二十五日。西洋人瑪兒丁(マルチンカ)之所レ圖眞形也。

新製大圓圖

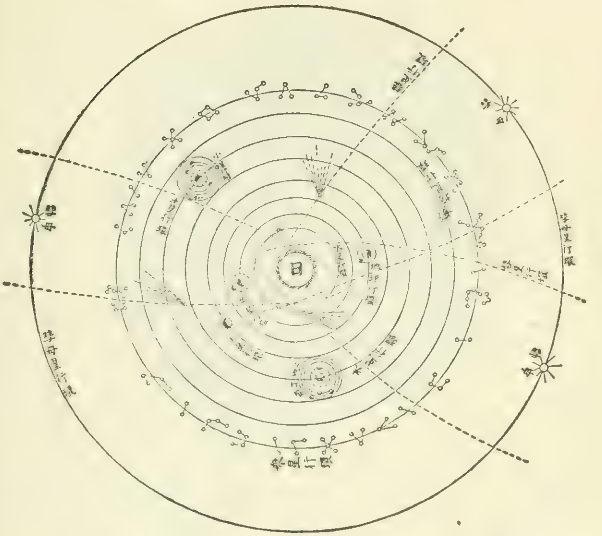

右第二章

彗母星者。其質最重濁。故最初脫出。而止ニ于距日之絕遠ニ也。水星輕清。故最末分生。而在ニ日輪之至近ニ也。其他金星及地球・火星・木星・土星・搖星・榮星等。各皆從ニ其質之輕重淸濁ニ而分判自有ニ早晩之差ニ也。故其距離個個不レ同。而運動遲速亦悉異矣。是天造不可思議之玄機也。

彗母星。古人所レ不レ知也。然精ニ究天地之眞理ニ。則爲ニ不レ可レ無之物ニ。故論定而新立ニ斯名物ニ。以補ニ千古天文學之缺ニ焉。且又諸曜分判之

說。亦天地開闢之新說也。讀者能玩索。而察二天造之靈機不レ可レ不レ然之正理一矣。因而茲記二鎔造既成之大圓圖一。以示二初學一。

初學之輩。先能熟二覽暁三記予新製之大圓圖一。然後可レ讀二下萬星分判。運動遲速之評一也。若夫不レ然。則或有レ不レ能レ會二得其旋回個個不同之理一乎。

日輪外圍最近第一郭曰二鎭星圈一。水星運動之行環也。諸曜中。此星最近二于日之在位一。故其進步最速。恒以二大地八十七日十一時半餘一。一二周日輪之外圍一也。凡星之攝二乎日輪與一大地一之間。曰二上之合伏一。日輪之攝二乎星與二大地一之間。曰二下之合伏一。又大地之介二乎日與一星之正中。曰二對衝一。此星在二大地行環之內一。故有二合伏。而無二對衝一也。

凡此書算二計運動進步日時一。皆必用二大地晝夜之時數一而記レ之。以下諸曜亦皆倣焉。抑此水星最近二于日一。雖二其最遠行之時一。距二離日輪之在位一。不レ過二三十三度一。而大抵在二晨昏分之間一。且體小色白。見レ之不二容易一也。故其自轉及斑紋・小星等有無。未レ審焉。又按諸曜受二日輪發氣一之比例。以二大地之溫氣一爲二一百一。則此星之發暑爲二七百一也。然則此星中之冷水。當レ如二大地之熱湯一必矣。由レ是觀レ之。則諸曜皆雖レ云レ爲二國土一。而可レ知三所謂焦熱地獄之類。而非二人類蕃息之樂土一也。

日輪第二郭曰二太白圈一。金星運回之行環也。此星亦距レ日不レ遠。而進步頗速也。恒以二大地

〔玩索〕よくたづねもとむる也。

〔水星〕又た辰星ともいふ、太陽に最も近き遊星の一にて、太陽を離る事近日點に於て千百六十萬里、遠日點に於て千七百七十萬里、地球との最大距離は五千五百六十萬里、最小距離は二百十萬里也

〔焦熱地獄〕八大地獄（一に等活地獄、二に黒繩地獄、三に衆合地獄、四に號叫地獄、五に大號叫地獄、六に炎熱地獄、七に大熱地獄、八に無間地獄）の中の第六をいふ、火、身に隨て起り炎熾周圍して苦熱堪へ難き所なる故にいふ。

〔蕃息〕蕃殖し生存する也。

二百二十四日八時半餘一周焉。諸曜之爲物也。其質大地同類。而非有自己之光暉者也。而其所以作光暉者。皆是受日天之映照而發焉。故昊天曰旦。則至不可知其處也。唯此金星上合伏。或有晝見焉。因而可知其最近乎大地也。此星在大地行環之内側。而雖距日之最遠。不過四十八度也。故有合伏。而無對衝。同于水星也。且別有自己之運動。而不斷自西旋東。轉輾恰如鳩車也。其自轉頗速。大地一晝夜間。幾及三周回也。又有一箇附麗小星。即此星之所分生也。故旋其本星。而無休止矣。此亦産靈元運也。

金星體大。光暉最明。其行環。在水星與大地之中間。則氣候炎熱。而雖極寒中。當倍于地上之極暑也。又就其自轉速而推察。則金星界之一年。當六百七十五日一時半也。且其附屬小星。即其所分生也。故終古回此星。而無休止。猶如諸曜之回日輪。而無休止焉。總是從産靈之元運也。所謂天造五定例者。雖愚老新所立之說。而實爲悠久之天紀也。可以證矣。又此附庸小星。人之不知也久矣。然至後光明天皇正保四年。西洋入爾馬泥亞國天文家翻太那者。初竊見焉。其後葛西尼。及蘇見太盆涅杜等。亦皆見之而傳其說。然至其距本星之算數。及旋回周則之日時。則尚未審焉。

日輪第三郭曰黃道圈。即大地運動之行環也。大地亦有自己之旋轉。全無異于金星也。而其自己旋轉。大約三百六十五轉四分之一不及。一周日輪之外圍也。而其緩日半而

〔昊天〕おほぞらの義也。周禮春官大宗伯に「以禋祀祀昊天」と見えたり。

〔金星〕太陽を去る平均二千七百五十萬里の所にありて其の軌道の偏心は〇、〇〇六八なり、金星下伏にある時は地球に近くこと凡そ一千萬里、上伏にては地球を遠かること六千五百萬里餘に及ぶ、其直徑凡そ三千里、周圍凡そ九千四百里面積は二千九百九十萬方里許あり

〔鳩車〕こまと訓ず獨樂(トコ)をいふ。

〔天紀〕天の綱紀とて日月星辰の運行及び暦數をいふ。書經胤征篇に「畔官離次、俶擾天紀」とあり。

〔赤道〕天經或問に「赤道者、平分天體、爲南北、從南北二極、相距正中之界、判一細道、名曰赤道、朱子云、大體如一圓匝、相似、赤道是那匝子相合縫處、一線也。互于中天、終古不易」とあり

〔黃道〕天經或問に「黃道者從太陽旋周一歲之界而設、以記月與五星所經行者、蓋太陽行天一歲所周軌跡、旋以成規、名爲黃道」と。

〔晝夜〕背書に「夫天之晝夜、以日出沒爲分、人之晝夜以昏明爲限、日出二刻半而明、日入二刻半而昏、故損夜五刻、以益晝、是以春秋分漏、晝五十五刻」と

爲明。背日半而爲闇。以判大地之晝夜。使地上萬生。各得其陰陽起息動靜之適宜。而爲化育之基原也。是名伊弉諾之私運。卽是伊弉諾神大地修造之神機。而此亦盤古不易之運動也。大地亦有一箇附麗星。卽以大地之所分生。終古運回大地之外圍也。是名月輪。月輪之旋大地。亦從產靈元運之定例者也。○六合圓周。三百六十度。南北二極相距。各一百八十度。其中線曰赤道。赤道至二極。各九十度。其全體南陝長。北濶短。團團乎如鷄卵也。故諸曜運動之行環。亦皆卵圓。而非正圓也。是故其旋回日輪外圍。有遠點。有近點。而星與日之距隔。亦有時不同。總是日輪不在大圓正中點。而在出中點之故也。是以其運動有遲速日時不同也。漢土稱黃道者。卽大地運回之行環也。黃道環。東西以赤道爲交處。而其南北斜傾。各二十三度三十分。其極南爲夏至規。是距日遠點也。極北爲冬至規。是距日近點也。又西交爲春分。東交爲秋分。此二分晝夜平等也。春分大地。在黃道之西交。其後漸南移。九十三日餘。至極南處。凡大地至夏至規。則其行遲緩如不運步。是曰夏留滯。夏至後轉而北運。復九十三日餘。至東交之處則秋分也。其後愈北移。八十九日不及至極北冬至規。則如不運步。此曰冬留滯。冬至後轉而南步。復八十九日弱。再復其西交。都合三百六十五日三時不及。一周日輪之外圍。是爲一年。而其一年中。一百八

〔夏至規〕今の所謂夏至線にて、又北回歸線ともいふ。赤道より北約二十三度半を通過する小圈也。

〔冬至規〕今の所謂冬至線にて、又南回歸線ともいふ、赤道より南約二十三度半を通過する小圈也。

〔一年〕類聚名物考に「歲はもと歲星といふ星有り、その星三百六十餘日にして天を一周するより、やがて三百六十餘日を一歲と定めしなり」又事物紀原に「黃帝定星曆、正閏餘、以紀歲事、至堯定四時、成歲、朞三百六旬有六日、以閏月定四時、成歲則名歲之義自陶唐始也」と。

十七日餘。在赤道之南緯。一百七十八日不及。在赤道之北緯。而其在南日數九日一時不及。多於在北者。所謂諸曜行環皆卵圓。而有南長北短之遠近故也。抑斯產靈之元運。諸曜之進步。或南移。或北轉。有種種各異之行者。皆是不可不然之天理。而使世界遍受日輪之煦濕。雖偏遠極下之國土。皆所以能化育萬物。而蕃息人民之靈機也。皇祖慈仁之大德。至矣哉盡矣哉。

若夫欲測量諸曜行環皆卵圓。而南陜長。北濶短之差則。先假以日輪大地之距隔。爲一萬分之比例。而約大地行環。南北遠近之數。則最遠點一萬零一百七十四分。卽夏至規也。最近點九千八百二十六分。卽冬至規也。故二至有三百四十分之差。卽是卵圓。而非正圓之證也。又以測量器。而測日輪之大徑。夏至之徑。三十一分三十秒。冬至之徑。三十二分四十七秒。是以察其遠近矣。又漢土曆法。分一年三百六十五日三時不及。爲二十四。此名氣策。乃以其氣策各十五日五時十四分三十二秒餘。逐次推二十四氣者也。故春秋二分之日時。非晝夜平等之日時也。是故大地亦曆記二分。日時不編于赤道之中線也。何者。漢土曆法。唯推氣策。而不記行環有遠近。運步有遲速也。故曆記春分日。大地既踰越赤道線。而南移者一度餘。又記秋分日。大地未至赤道。而尚在一度餘之南也。夫曆象日月星辰。審驗氣候寒暖。敬授人時。以贊天地之化育者。人君之　以欽若皇天也。然則

從二事於道德仁義之學一者。不レ可レ不レ知二天造之數理一也。伊勢人本居宣長著二眞曆考一。而論二上古之曆法一。其說簡而頗似レ有レ理。然彼翁唯言二其趣一。而不レ及二其數理一。則空談耳矣。愚老竊推二究天意一。唯是不レ過下於豐二萬物一而使下人備乙孝悌甲也。古來欲三若皇天之可意一。愼二審作ト之耕種一。而安二天下之民一者。唯帝堯爲レ得二其道一。而帝舜次レ之。故孔仲尼。祖二述堯舜一也。我曾祖父元惠翁。本二于堯典羲和分任之法一。而作二氣候察驗錄一。祖父不昧軒翁。憲二章禹貢一。而有二土性辨之作一。又先考玄明窩翁。著二培養秘錄一。以贊二天地之化育一。而成下豐二稼作物一。富二後人世一之階梯上也。若夫欲下審二氣候之寒温一。而豐中作物之成熟上者。就二此三書一而精二究之一。則庶レ乎其少レ誤云。

月輪者大地之所二分生一也。故旋二回大地之外圍一。而無二間斷一也。而其運動大約二十七日二十九刻餘。一周大地之外圍一也。然自二其合伏一至二合伏一。則多二於自己之周期一者。二日二十刻。而復二元度一。故一月二十九日五十刻餘。而再會朔也。朔者。謂二日月會二于同經度一也。凡自レ朔涉レ朔日數。不レ盈二三十日一。則爲二小盡一。若盈二三十日一。則爲二大盡一。又日月會二于同經度一之時。於二京師一當二子正刻一。則今日爲レ朔。若於二京師以東一十五度之間。則其時爲二子中刻一。乃昨日爲レ朔。凡隔二東西一十五度一。則差二半時一。隔二一百八十度一。則六時之差也。故隨二地之東西一。而異二月之大小一。爲二皇國漢土曆一。有二月大小不同一者。爲レ此也。故每レ朔日月會二于同經度一。每レ望日月隔二一

〔本居宣長〕國學者。姓は平氏、本居縣判官武秀十世の孫也、享保十五年伊勢松坂に生る。後紀州侯に仕へ、書を君前に講ず、享和元年九月七十二歲にて歿す、東滿、眞淵と併せて世に國學三大人と稱す

〔堯〕史記に「帝堯者、放勳、其仁如レ天、其知如レ神、就レ之如レ日、望レ之如レ雲、富而不レ驕、貴而不レ舒、黃收純衣、彤車乘二白馬一、能明二馴德一、以親二九族一」云々」とあり。

〔舜〕王子年拾遺記に「虞舜在位十年、有二五老一、遊二於國都一、舜以二師道一尊レ之、言則及二造化之始一、舜禪二於禹一、五老去不レ知レ所レ從」云々」とあり。

百八十度。而對衝焉。望者謂滿月也。月輪囘大地者也。故有上之合伏・對衝而無下之合伏。月輪上之合伏。則會朔也。故或有掩日輪而爲日餘。又對衝則滿月也。故或有入于大地之影中而爲月蝕。

月輪之行環曰白道。大地之行環曰黃道。雖日月會于同經度。而黃白二道。互爲斜絡。不至于爲蝕。然若當會朔之日。月輪近于其行環之交處。則有爲蝕也。故其爲蝕之度分曰蝕限。會朔之時。月輪在日與大地之間。而入于蝕限。則月體遮日輪之光。故當其下處。不能見日光。此曰日蝕。是故日蝕必在會朔也。若是時自日輪中見之。則當月輪望而在大地之正中也。又當日月對衝之時。月輪若入于蝕限。則大地遮日光。而月輪失明。此曰月蝕。故月蝕必在對衝。是時若自日輪中見之。則必月輪當在大地之後。而不得見也。是故俗曰日蝕者。非日輪失明。而其實大地失明者也。又蝕限因黃白二道斜絡角度之增減。而有蝕之多少也。何者。角度少則蝕限多。角度多則蝕限少。然大抵日蝕之蝕限少者。爲一十四度零六分二十六秒。多者爲一十六度一十八分零三秒。月蝕之蝕限少者。爲九度三十一分二十四秒。多者爲一十二度零二分二十四秒。而月輪全徑之影。大抵覆大地之上面一百八十里。一時間走七百餘里。其所追及。一十六百三十餘里。係其間之國土。皆見其蝕。其他土地不可見也。又大地之影頗廣。其全徑大抵三倍于月輪之全影矣。故月蝕有暫時入失其明也。

〔望〕左傳桓公三年の疏に「月體無光、待日照而光生、半照卽爲弦、全照乃成望」と見えたり又五雜組に「中國以月晦爲一月、天竺以月滿爲一月、則中國之十六日乃印度之朔日也」とあり。

〔日輪〕天經或問に「地周九萬里、而日大於地一百六十五倍八之三、地大于月三十八倍三之一、然則日大于月六千五百三十八倍又五之一也」と見えたり。

〔蝕〕兩儀集說に、「蝕を不祥とする事は古よりと見えたり。殊に聖人も日食を朝廷の災異とし玉ひし、月食は災異の沙汰に不及云々」とあり

〔魄〕月の光なき部分をいふ。書經に「惟一月壬辰旁死魄」と、其疏に「魄者形也、謂月之輪郭無光之處名魄也」とあり。

〔伊弉冉神云々〕日本書紀神代上に、「然後伊弉諾尊追伊弉冉尊、入於黄泉、而及之共語時、伊弉冉尊曰、吾夫君尊何來之晩也」とあり、黄泉は又根國ともいひ、一說に夜之食國と同一にて月也とぞ。

〔須佐男神云々〕日本書紀神代上に、「於是素戔嗚尊曰、吾所以更昇來者、衆神逐我於根國、今當就去（中略）當隨衆神之意、自此永歸根國矣」と見えたり。

凡會朔者。日月次于同經度。而行環南北斜傾。其緯度相距不過六度不及也。故往往有交蝕。然日輪之距大地。以月輪距地之四百倍。會朔之時。自地上雖見月。而不得見其上面之光也。經二三日。而相距二三十度。則初得斜見下邊之明也。其後漸盈七八日。則距離既九十度。而明魄各半。明在西面魄在東面。此日上弦。至十五日。則距離一百八十度。而對衝于東西。光明圓滿。此日望。其後明漸減。至二十二日。則相距九十度。明魂相半。明在東面。魄在西面。此日下弦。其後經七八日。而日月復會于同經度。而爲朔也。若夫自月中見大地。則大實十倍月輪。而晝分半面爲明。夜分半面爲魄。至其滿月之時。則光暉明亮。當如晝也。又大地之朔。月輪之望。而大地之望。當月輪之魄也。其他上弦・下弦亦當從而皆相反焉。蓋月輪亦一箇世界。而伊弉冉神及須佐男神等所鎮坐也。事詳于古典。○西洋人瑪兒丁曰。以精好望遠鏡見月輪之全體。則不特海陸・山谷等之可辨也。雖雨雪風雲皆可辨焉。滿月全形凸凹甚多。其高處則山岳・丘陵・岩石。或有積雪。低處則江海・湖澤等。積水作波。其形勢無異于大地也。但其山嶽極嶮峻。而海水不相通于全面。或在國土之間。畢竟類于大地之湖水也。且其山西面受日輪之光明。則東面爲陰。亦全同于地上矣。月中既具山海。而雲行雨施。則草木茂焉。禽獸群焉。人類息焉。亦推而可知也。按言月輪之形體者。瑪兒丁之鑒定說。可謂精密矣。

月輪之大。地球五十分之一。而其距地球之數。以地球半徑測之。有六十零半也。茲載瑪

〔月輪〕月也。日本書紀に「次生月神。（一書云、月弓尊、月夜見尊、月讀尊）其光彩亞日、可以配日而治。故亦送之于天。」とあり、又酉陽雜俎に「佛氏言、月中所有、乃天地山河影、或言、月中蟾桂地影、空所水影也、月中有兔與蟾蜍、何、月陰也、蟾蜍陽也、而與兔並明、陰係於陽也」と見えたり。

〔熒惑〕ケイコクと訓ず、火星の異稱なり。

〔合伏〕十一頁本文を參照すべし。

〔對衝〕十一頁本文を參看せよ。

〔烱烱〕耿耿と同意義にして、光りかゞやくさまを云ふ也。

兒丁鑒定之月輪眞形圖。以示于後進。

月輪旋大地之行環亦卵圓。而東西以黃道爲交處。斜傾于南北。其出中點。在大地半徑三倍之處。其行環之半在黃道以南。爲外環。此曰南半規。又其在黃道以北爲內環。此曰北半規。其南北斜傾之緯度。秋少春多。而大約以六度不及爲常度。大地運歩。自北半規出南半規之交名龍尾。所謂大地自北半規出南半規。則見日輪自南半規入北半規也。又大地自南半規入北半規之交名龍頭。所謂大地自南半規入北半規。則見日輪自北半規出南半規也。抑日輪在大圓之中央。而不移動者也。大地不斷旋回日輪之外郭者也。故大地運行黃道。則居地上者。唯視日輪之運行黃道。然是視其反。而非視其正者也。故大地自北半規出南半規。則居地上者。視日輪之自南半規入北半規也。此交處毎日退于西無度三分一十秒。此曰交行。年年退行一十九度一十八分四十三秒。凡一十八年二百三十四日退行。一周大圓三百六十度。而復元處。

日輪第四郭曰熒惑圈。卽火星運回之行環也。火星以大地六百八十六日六時半。一周日輪之外圓也。火星以下諸曜之行環。皆在大地行環之外。故有下合伏・對衝。而無有上之合伏也。此星近于對衝。則赤色烱烱。其光暉太乎木星。又近于合伏。則其光暗矣。以望遠鏡觀之。則恒發蒸氣如霧。且有稀薄之横紋。因而測其自轉。大約大地一日四十刻餘

而一周焉。然則火星界一年。即大地九百六十一日十四刻也。

月輪眞形圖

日輪第五郭曰大歲圈。即木星運囘之行環也。此星以大地四千三百三十二日六時二刻餘一周焉。諸曜中此星最大。其光暉亦明也。又有横紋五條。其三條明。而二條幽矣。因而測其自轉。大約地上九時五刻餘而一周焉。且有四箇附麗小星。而旋其木星。即此星之所分生。而從產靈之元運者也。

後陽成天皇慶長十六年。西洋人瓦利凌斯者。初竊見此星有四箇附庸小星。於是測得其距木星度分。及運囘周期之日時也。第一小星距木星。以木星半徑測之。則五箇五分。其旋木星之周期。一日

〔横紋〕之れ赤道と併走し、其色の濃淡を變す、のみならずその緣邊の界は判然せず、而して南北兩極と東西兩邊に至れば横紋は次第に不明となる、その依て生ずるは木星中の空中に浮漾する雲の如きものゝ起すならんとの說あり、その横紋の形一時的のものにて變化する也。

〔瓦利凌斯〕ガリレイ也。西紀一五六四年伊太利のピザに生る。フイレンツエの貴族の子也木星の四個の衛星を發見したるは西曆一六一〇年一月也、又太陽の黑點を發見する等其功績偉大也、西紀一六四二年歿す。

〔格〕木星の半徑を一格となす也。
〔寛文六年〕西暦千六百六十六年にして、德川四代將軍家綱の代なり。
〔子宮〕中卷三頁十二宮の條參照。
〔歳星〕暦林問答集に「歳星其明如常則五穀滋盛、國家安寧、民間有福慶、主歳故名歳星」とあり。
〔塡星〕土星の異名
〔土星〕又た土曜ともいふ、その面積は地球の凡そ八十倍、平均直徑は地球の直徑の凡そ九倍也、太陽より遠日點に於て二億八千三百五十萬里、近日點に於て、三億四千二百萬里、地球よりの最近距離は三億二百萬里なり。

九時三刻餘一回焉。第二小星。九格三日六時五刻。第三小星。十四格零三分七日三時五刻不及。第四小星。二十三格三分不及十六日八時四刻餘。而一周于其本星之外圍也。其後至靈元天皇寛文六年。西洋人蜂孤者。初見此星有五條之帶紋。因而測其自轉旋回頗速。大約大地九時五刻餘。其自轉一周焉。然則木星界一晝夜。短於大地幾五分之一也。

木星附庸四箇小星運動行環圖

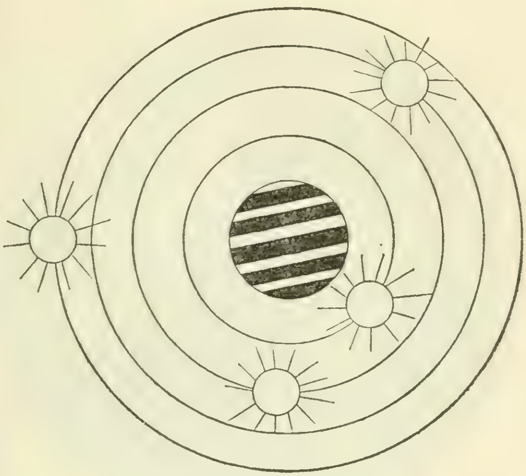

木星運回日數。四千三百三十二日半餘。大約以大地十二年不及。一周行環。大抵子年在子宮。丑年在丑宮。故漢土此曰歳星。

日輪第六郭曰塡星圈。土星運動之行環也。此星一萬零七百五十九日三時半餘一周焉。土星有大環而繞本星。且有五箇附庸小星。而施回本星之外圍也。然土星距大地甚遠。而至其自轉之有

無。則未レ得レ審焉。

此星有二如レ環者及五箇小星一。古来人之所レ不レ知也。然後陽成天皇慶長十六年。西洋人瓦利凌斯者。始窺見焉。其後至二後西院天皇萬治三年一。琲元斯(ホイゲンス)者。以二大望遠鏡一。精測二其環形狀及附庸小星距離等一。而得レ審二其運動日時之數一也。其如レ環者　幅薄而廣。其大頗過二于本星之半徑一。又其本星與レ環相隔。大抵等二于環大一。受二日輪之遍照一。而發二光明一。亦無レ異二于本星之光輝一也。且其爲二運動一也。種種異レ形。或正圓面，或縦或横，或本星與レ環之間。時々有二衆星透見一焉。

土星附庸五箇小星之行環並大環本星繞圖

又以二本星半徑一。測二本星・小星之距隔一。則第一小星。一格九分。而其旋二本星外圍一也。大地一日十時半餘一周焉。第二小星。二格二分二日九時不及一周。第三小星。三格二分四日六時半不レ及一周。第四小星。八格十五日十一時半餘一周。第五小星。二十三格三分七十九日十一時餘一周焉。不三翅此五小星爲二本星

〔五箇小星〕今は十箇の衞星あることとなれり、その名はテチス、レア、チタン、ヤペッス、ヂオーネ、ミマス、エンセラダス、ヒペリオン、フエベ、テミスの十衞星にして、五箇小星とは前者より五箇を云へるなるべし。

〔慶長十六年〕西紀千六百十一年にして、德川二代將軍秀忠の代なり。

〔萬治三年〕西紀千六百六十年にして德川四代將軍家綱の代なり。

〔琲元斯〕Christian Huygens 也、オランダの數學者物理學者且つ天文學者なり、西紀一六二九年ハーグに生れ發明甚だ多し、一六九五年歿す。

之分生也。如環者亦當木星之所分生也。其環以旋木星也。

木星土星之附庸小星。亦其行環卵圓。而東西以木星行環爲交。南北斜傾。皆各有遠近之差。而其爲運動也。或正線。或南緯。或北緯。或進行。或退行。或留滯。或合伏。或對衝。或交蝕。亦猶諸曜之於日輪也。

日輪第七郭曰搖星圈。此星行環在土星與衆星之間。而其光雖微。又特立孤行星也。是西洋人近所窺見。而彼呼瑜辣尼烏斯（ユラニウス）。此星之旋日輪也。三萬千二百十一日三時餘一周焉。由是觀之。則其他尚或百年・二百年。或五百年・千年。或五千年萬餘年。周期之星亦當多也。唯肉眼之不及耳矣。

日輪第八郭曰衆星圈。卽衆星之所森羅列張也。衆星行環。距日在位極遼遠矣。故産靈元運之旋囘。亦甚遲緩。而幾于無動焉。然每年東行五十一秒七十年。而一度東移。大約二萬五千九百二十年一周日輪之外圍。則爲日輪之所分生也。其徵亦明白矣。然西洋人。近有衆星個々。皆爲一世界日輪之說也。故予精密論産靈元運之神理。以辨明其謬妄矣。

日輪第九郭曰彗母圈。卽彗母星之行環也。彗母者。一元靈氣渾沌中所混之汙穢。重獨

〔搖星〕また天王星といふ、太陽系內八大惑星中、太陽より第一番目の惑星にて、西暦千七百八十一年三月偶然にイギリスの天文學者ハーシェルによりて發見せられたる、惑星にて新たに發見せられたるは此星を以て嚆矢となす、肉眼にて辛うじて認むべく望遠鏡にては綠色を呈し、其の表面には不明瞭なる帶數條を見る事あり表面には濃厚なる大氣存在するものの如し。

〔特立孤行〕衆とかけ離れてそれのみにて行くこと也。

〔森羅切張〕森羅は森立羅列卽ち並び連なる義、切張は頻りに連なる也。

〔彗星〕三部より成る、即ち光強く殆んど恒星の如く見ゆる部分を核、その周圍の雲狀體を髮、長くして光の弱き部分を尾といふ、尾の細長きものを彗星、尾の一方に偏倚せざるもの、或は其の短きものを孛星又は星孛と稱す、其他蓬星、天欃、天槍、蚩尤旗等の稱あり、天保十四年に現はれたる彗星の尾は八千萬里に達せり
〔燋爍〕焼け爍る也
〔異說紛々〕今彗星の主なるものは佛人ボンの發見せる三十個、獨人テンペルの十八個、米人バーナードの十九個、米人ブルックスの二十三個等異說多きをいふ。

最甚者也。故天造草昧覺出。而止于日輪遍照所不屆之暗昧際也。是以其星之形狀及其員數。亦不可知也。彗星者。彗母之所分生也。故旋回母星之外圍。而無有休息。且其數頗多。運行亦種種各異。又其行環東西。以母星行環為交。其斜傾極廣長。一方起于日輪與水星之間。而一方截通金星・大地・火星・木星・土星・茱星等之行環。而竄出于暗昧不可見之冥界也。且其形象。亦或為長。或為孛。或乍現乍大。或乍小乍滅。出沒不可豫期。而推步不可審焉。唯其運行之所嚮近于大地。則可得見焉。遠則不可見也。西洋人湟東曰。彗星之質頗含油氣。故入于大地行環之內。而密邇乎日輪。則炎熱之所燋爍。背日一方必發蒸氣。或為尾狀。或為芒孛。此物非有自己之光也。而其所以為光輝者。皆是受日之遍照而發也。彗星之纔處近于大地。則可見。而遠于大地。則不可見也。故其數有幾箇。亦未可知耳矣。又種類頗多。古來有鬚星・尾星・孛星・長星・劍星・馬尾星等之名。皆是因星體之異與見處有遠近・斜直。雖為此別。而大抵彗之種類也。先達論彗星者。或曰。塵埃入于火際而燒焉。或曰。無數流星。時凝聚為之。或曰。此星有三箇。或曰。有八箇。或曰。有三十六箇。異說紛紛不可勝記也。悉皆妄想瞑意之虛論耳矣。予雖未審此星運動之曆數。而觀其來於暗昧中復歸乎暗昧中。而推察其為旋回母星之外圍者焉。故作當有彗母星之論。

以示後學。此亦實天地開闢來之新說也。近聞。西洋人算得此星員數及其出沒運步之年月日時。予未見其說也。

謹按。皇祖天神人民滋息之鴻業。至誠唯化育爲主。故大始先渾沌一元氣。以含蓄萬生之資素。廻攪回之。轉輾如軿軸。因此運動之妙機。重濁汙穢。悉泌別分散。而爲諸曜。精粹凝結于中。而光燄赫灼。遍照宇內。故日輪溫熱之大本。而旋回宇內之總氣者也。大圓中萬星悉右旋者。皆是所牽接于日輪之旋回也。夫大圓中之萬星。各自轉回。以受日輪之煦溫。四時行焉。萬物育焉。總是元運之所致也。至矣哉。

右第三章

鎔造化育論　上卷　終

〔天神〕釋私記に「問、此云天神者何神哉、答、云々、案古事記惣有五柱天神、是等天神也、問、天神惣有五柱、然則五神之中、獨指何神哉、答、古記稱天神者、以高皇產靈尊爲其最首」とあり。

〔滋息〕生れ繁殖する義也。

〔軿軸〕軿は柩車に載せたる棺を支ふる長牀の如き形をなすもの、軸は轂を貫きて輪を支ふる横木也。

鎔造化育論 中卷

〔蹤蹟〕あとかた也

〔端倪〕はて也、限りなり。又た始も終りも分らぬ義より、測り知り難き意にいふ。

〔稗田阿禮〕神明憑談に「弘仁私記序曰、有二舍人一姓稗田名阿禮、年二十八、鈿女命後也云云、二十八歳にして聰明、記憶強く一たび耳に納りしことを忘るゝことなし云々、古老の人々より燒失せし國紀の趣を阿禮に口授せしめ云々」とあり。

茫茫太古。予亦未レ知二其初一也。然蹤二蹟已往之形體一。而推二究其數理一。則可レ想二像其端倪一。況有二稗田阿禮之古傳說一在。聊茲論二其概一。蓋大地者如二上說一。一元靈氣中之重濁也。故含二有萬物發育之資素一也。極多矣。而其爲レ質也。一潮泥塗耳。故及二其分判一。漂蕩如二水母一。在二日輪第三郭一也。于レ時皇祖天神。廼詔二言伊弉諾・伊弉冉二神一。修二理固成是漂蕩之國一。賜二天瓊矛一。而言依賜也。故二神乃駕二天浮橋一。指二下其矛於蒼海原一。轉二輾畫鳴之一。廼引上之時。自二其矛鋒一所二垂落一之潮。自凝積爲レ島。卽自凝島也。二神天二降于其島一。乃以二皇祖所レ賜之矛一。衝二立其島一。爲二地中之柱一。以視二立天之眞柱一云。且賴二伊弉諾神攪二回蒼海原一之神機一。而地中所レ混之汗穢。自凝出爲二一塊物一。此爲二月輪一。大地分二生月輪一。以後漸凝結。國土以固成焉。

本居宣長古事記傳曰。畫鳴猶レ言二攪回一也。此注。信前人未發之妙解也。大地轉回十二時一周。以判二地上之晝夜一。使三世界之人民各得二其陰陽・動靜・寤寐・起息之適宜一者。總是伊弉諾大神攪回神機之所レ致也。

〔齊明盛服〕ものいみして身心を清めみなりをとゝのへかざること也。中庸に「使天下之人、齊明盛服以承祭祀、洋々乎如在其上、如在其左右」と見えたり

〔煦溫〕あたたむる也。

〔熬炙〕火にあてゝいりあぶる也。

〔燋灼〕こがしあぶる也。

〔大虛〕また太虛に作る、大空に同じ。杜甫詩に「東嶽雲峰起、溶溶滿太虛」と見えたり。

〔天火〕自然に起りたる火事をいふ。左傳宣公十六年に「天火曰災」と見えたり。

〔陽靈〕萬物を生長發達せしむる活動の元氣也。

之國家者。齋明盛服。不可不以承其祭祀也。

其後日輪之燄氣煦溫之。不知幾千年焉也。熬炙燋灼。地下亦發火。其燃甚熾矣。故水土熱沸。蒸氣包被大地周圍。如霞靄之作環也。名曰大氣。俗稱濛氣是也。所謂此大氣。則微精微。充塞乎大虛。而覆育萬物者也。凡發生于地上者皆。必噓唅此氣而生活焉。不得此氣則悉消滅矣。夫大氣之係于造化。如斯其緊要也。抑大地煦出此精氣以來。其受日輪之照映。猶如玻瓈之招天火。先攝取陽靈於此氣。而後徹乎大地。故其溫氣之強。不翅十倍也。茲擧確證。高山近于日。而寒冷頗強。平地遠于日。而暑熱却酷。故雖爆帶國。高山有積雪。皆是大氣之所爲也。由是而可察萬物化育悉皆此氣之所致也。凡雲霧霰雪雨露風雷等亦屬焉。此氣包被地球。其高大約至四五百里。譬地球如鷄子黃。大氣如鷄子白也。

以玻瓈招天火者。玻瓈附近于引火。則天火不來。又甚遠亦火不發。必遠近適宜。而天火來發。由是觀之。則大氣使萬物全化育之功。可謂信不可思議之神物也。又此氣周匝大地之高。大約爲至四五百里者。雖日輪既沒。降于地平下十七八度之間。尙得見物形色。是陽靈仍照此氣之上端也。此曰薄明。日出前亦同焉。然則此氣之高低可以推察也。

大地賴伊弉諾私運之神機前噴發此氣。化育元資。鹹鹺脂膏等諸精氣。凝于水。結于土。

得以成種々之物矣。所謂鹹鹺有剛柔二鹽。脂膏有固軟二質。其他元資精氣極多矣。剛鹽固脂凝結土泥。則爲堅塊。大者岩石。小者砂礫。故萬物化生之序次。最初第一結定成體者。當土石也。國體既成。而高隆爲山岳。陷窪爲江海。經年則必生毛。故第二叢藹者草木也。水陸穀菓・諸菜繁茂。而昆蟲・魚貝・禽獸・蛇龍生焉。故第三滋育者活物也。二神奉皇祖之神敕。而脩理如水母漂蕩之國。畫鳴蒼海原。以凝固潮泥。旋轉大地。以判晝夜。適宜地上之陰陽・寒暖・起息・動靜。以發育萬物。使世界便于蕃息人民也。至慈至仁。豈言語文辭之所可盡哉。

大地如上説。在日輪第三郭。而旋回其外圍者也。且又其旋行中。別有自轉之運動。而恰如鳩車。自西轉于東。十二時一周焉。向日一面爲晝。背日一面爲夜。以判大地中之晝夜。且其回日輪外圍大圓三百六十度之間自轉。三百六十五轉四分之一不及一周回焉。故三百六十五日三時不及爲大地之一年也。又其黄道一周一年中。有南移・北轉・遠距離・近距離・最高・最卑・留滯・疾行等之異差。以爲春・夏・秋・冬。以化育萬物。故皇國及漢土等暦術家。分黄道三百六十度爲十二宮。每宮三十度。以紀日輪之纏度。所謂十二宮名。即子・丑・寅・卯・辰・巳・午・未・申・酉・戌・亥也。既如上説。日輪在大圓之中央。而無移動者也。又大地在日輪之第三郭。而終古旋其外圍者也。故大地在子之初宮。則地上人

〔鹹鹺〕鹹は鹽味也鹺は濃厚なる鹽味也。

〔叢藹〕むらがりしげる也。

〔滋育〕しげり生ずる也。

〔二神〕伊弉諾尊と伊弉册尊を指す。

〔皇祖之神敕〕玆に皇祖といふは高皇産靈尊を指す。日本書紀神代上に「一書曰天神謂伊弉諾尊伊弉册尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穂之地。宜汝往而脩之」とあり天神は即ち高皇産靈尊を指して申すなり。

〔陰陽〕天地の間において萬物を造り出す二つの氣也。釋名に「陰蔭也、氣在內奧蔭也、陽揚也、氣在外發揚也」とあり。

覗日輪在午之初宮也。然則曆家紀日輪之纏度者。卽是紀大地所纏之反對也。故讀此書者。須先會得此理而後讀焉。不然則或有轉倒之疑也。又西域等諸國曆法立十二宮。而其名號。白羊・金牛・双兄・巨蟹・獅子・室女。以上六宮。此爲在北年環。天秤・天蝎・人馬・磨羯・寶瓶・双魚。以上六宮。此爲在南年環。而白羊爲東。配當卯宮。天秤爲西。配當酉宮。磨羯爲南。配當午宮。巨蟹爲北。配當子宮。每年春分。大北在日輪之正西。是時運行。自室女宮入于天秤宮之初度。則視日輪於白羊宮之初度。卽是日輪之中距離。而晝夜平等也。其後運行九十三日六時餘。入于磨羯宮之初度。卽視日輪於巨蟹宮之初度。夏至留滯而遠距離也。然至最高之點。則當夏至後第十日矣。其後運行九十三日六時餘。入于白羊宮之初度。則視日輪於天秤宮之初度。卽在日輪之正東。中距離而秋分晝夜平等也。然其次于黃赤二道交處之點。則在春分前二日不及與秋分後一日不及也。其後運行八十九日不及入于巨蟹宮之初度。則視日輪於磨羯宮之初度。冬至留滯而近距離也。然至最卑之點。則在冬至後第十日也。其後運行八十九日不及。而復歸于天秤宮之初度。則春分也。都合三百六十五日三時不及。一周日輪外圍大圓三百六十度。此爲大地之一年也。其在南日數九日一時不及。多於在此之理。既詳于上。玆紀載大地黃道運行圖。以示後進。須熟讀且校能自得其理。此已居于大虛中央。而自黃道西觀大地運動之圖也。故大地在東。則其西面受日輪之映照而白晝也。在南則北半面明。而南半面暗。在北則南半面明。而北半面暗。在西則東半面白晝。而西半面

〔西域〕中央亞細亞地方の稱なるも、後ちには印度地方をも含む。資治通鑑綱目に「西域凡三十六國、南北有大山、中央有河、東西六千餘里、南北千餘里、東則接漢玉陽關、西則限以葱嶺」と見えたり。

〔夏至〕二十四氣の一にて、夏の最中の日、卽ち六月二十一日頃也、此日太陽夏至線上に在りて、晝間の最も長き時也。

〔秋分〕二十四氣の一にて、九月二十二日頃、卽ち秋季皇靈祭の日也。

〔春分〕二十四氣の一にて、三月二十一日頃、卽ち春季皇靈祭、春の彼岸の中日也。

〔大地〕太平御覽に「白虎通曰、地者元氣生萬物之祖也、地之言、施也、諦也、應施變化、審諦不誤、敬始重終、故謂之地」とあり。又百科全書に「地球の周圍は五萬五千里あり、廿四時の間に一轉回する時は赤道の所に於ては其の轉回の速さ一時に一千里に當る」と見えたり。
〔終古〕昔よりの義也。陸機の陸雲傳賛に「文藻宏麗、獨步當時、言論慷慨、冠乎終古」と見えたり。
〔產靈〕產は物の成り出る義、靈は物の靈異なる義、されば產靈とは物を生成することの靈異なる神靈をいふ。

暗夜也。

大地及土・木・火・金・水五星、皆以日輪爲中心、終古右旋。以運回其外郭者也。即產靈元運之定例。且從距日之遠近、而其運行各自有不同也。故自地上見之而東行。此曰進。或有如西行。此曰退。或有不動時。此曰留。或有疾行時。此曰速。或有緩行時。此曰遲。或有不見。此曰伏。或有能見。此曰見。所謂此進・退・遲・速・留・伏・見之七變者。皆是自地上所見之視差。而非其星平行有異也。且水星・金星之行環。共在大地行環之內。而運動于日與地之間者也。故此名內運星。

又火星・木星・土星。共距日遠。而運動于大地行環之外者也。故此名外運星。凡內運星。纏于日之後則合伏焉。纏于日之前亦合伏焉。故行環一周間。有兩次之合伏。然絕無對衝于日輪者。此二星以在黃道之內也。又外運星纏于日輪之後。則合伏而不見也。若大地介于日與此星之間。則對衝焉。故一周其行環之間。合伏・對衝各一焉。是火・木・土三星在黃道環之外。可以知也。

水星每日平行四度零五分三十二秒。八十七日十一時半餘。一周大圓三百六十度。金星平行一度三十六分零八秒。故二百二十四日八時半餘一周。大地平行無度五十九分零八秒。故三百六十五日三時不及一周。火星平行無度三十一分二十七秒。故六百八十六日六時半餘一周。木星平行無度零四分五十九秒。故四千三百三十二日六時餘一周。土星平行無度零二分。故一萬零七百五十九日三時餘一周其行環也。○土星距地甚遠。而自轉有無未審。其退行六度。木星自轉九時五十六分一周。其退行十一度零五分。火星自轉一日四十分一周。其退行四十一度。金星自轉二十三分。退行四十六度四十分。水星距日甚密邇。而自轉有無未得審也。其退行二十二度四十六分。所謂退行及留・進・遲・速・伏・見等。皆是自地上所見之視動。而非平行有異也。玆記圖說以示後進。○內運星自伊行呂。則星見于兌。進行而遲。自呂行波。則星見于離。進行而速。自波行仁。則止于震。而合伏于日輪焉。自仁行保。則見于

〔內運星〕今の內遊星即ち是れなり。
〔兩次〕二度の意なり。
〔此二星〕水星及び金星を指す。
〔外運星〕今は外遊星といふ。
〔三時不及〕三時弱の意なり。
〔平行〕遊星の平均行還の義なり。
〔無度〕即ち零度の意なり。
〔土星距地甚遠〕土星と地球との距離は、最遠點に於ては、四億二千一百萬里、最近點に於ては三億二百萬里なり。
〔水星距日甚密邇〕水星の太陽を距ること近日點に於て千百六十萬里にして、遠日點に於ては、千七百七十萬里なり。

〔留滯〕和漢三才圖會に「不二東行一不二西行一曰レ留」とあり、動かざる意也。
〔合伏〕和漢三才圖會に「與レ日相近不レ見曰レ伏、與レ日同レ度曰レ合」と見えたり。
〔內運星〕即ち金星と水星との二星を指す。
〔旦明星〕また曉明星に作る。明星ともいふ、和名「あかぼし」といふ、爾雅に「明星謂二之啓明一、郭璞注曰、太白星也」とあり。
〔宵明星〕また長庚といふ、和漢三才圖會に「太白夕殘レ日入レ西謂二之長庚一」とあり、又一說に「鄭樵曰、啓明金星、長庚水星金在レ西」と見えたり。

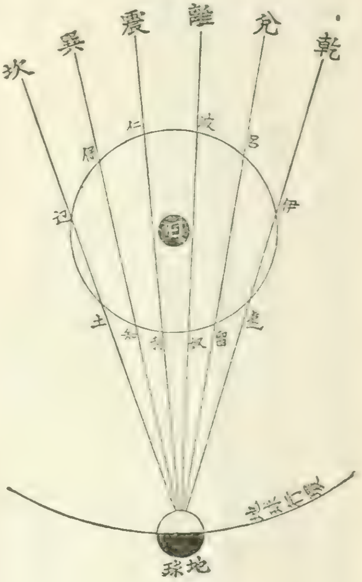

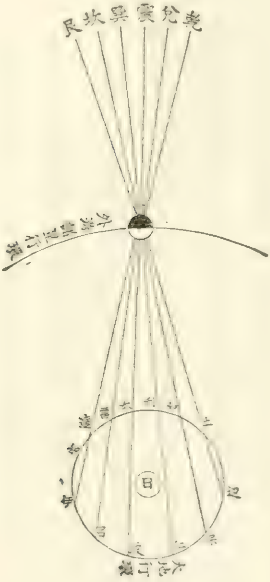

于巽一。進行而速。自レ保行レ邊。則見二于坎一。進行而遲。自レ邊行レ土。則乃止二于坎一。而留滯也、自レ土行レ知。則復見二于巽一。退行而遲。自レ知行レ利　則復二于仁一。退行而速。自レ利行レ奴。則星復二于震一。合二伏于日一而不レ見也。自レ奴行レ留。則星復二于離一。仍退行而速、自レ留行レ遠。則星復二于兌一。退行而遲。自レ遠行レ伊。則復止二于乾一而留滯焉。自レ伊行レ呂則如二上說一。

又內運星在二日西一。則先レ日而爲二晨星一。俗曰二旦明星一是也。又在二日東一。則後二于日一而爲二暮星一。俗曰二宵明星一是也。乃自レ奴行レ波之間

晨星。而自仁行利之間脊星也。外運星爲進・退・遲・速・留・伏・見之視差也。大地自伊行呂。則星纏于兌。進行而遲。自呂行波。則星見于離。進行而速。自波行仁。則星仍纏于震。而合伏于日輪也。自仁行保。則星見于巽移于坎。進行而速。自保行邊。則星見于艮。進行而遲。自邊行土。則星止于艮而滯留焉。自土行知則。星逆行復見于坎。退行而遲。自知行利。則星復于巽。退行而速。自利行奴。則星復于震。退行而速。自奴行留。則星仍纏于震。乃退行而速。自留行遠。則星復于離。退行而速。自遠行知。則星復于兌。退行而遲。自和行伊。則星纏于乾。退行而遲。自伊行呂。則如上說。此七變行。皆是地上所見之視差。而非其平行有異也。凡此三星共在大地行環之外。故大地運動。自波行仁之間。合伏于日輪。自仁行保之間見焉。又自伊行邊之間進行。而自土行和之間退行也。是大地行環小。而其運行速。又外運星行環皆大。而其運行遲故也。須校合此圖。會得此視動七變之理也。

所謂伊弉諾之私運者。二神欲蕃息人民。使大地自轉。終古東旋。以判晝夜。四時交代。以得化育之適宜也。然居地上者。不知其大德。而唯視日月星辰之西行焉。故不信大地之轉囘也。因而譬之航于湖海者。其船東行則視陸地・山嶽等皆西行也。然則視日月諸星之西行。卽是所以大地之東旋也。且又產靈元運之理亦同焉。漢土・天竺諸國。亦古者有

〔伊弉諾〕日本書紀神代上に「次有神伊弉諾尊、伊弉冊尊、一書曰此二神、青橿城根尊之子也一書曰、國常立尊生天鏡尊、天鏡尊生天萬尊、天萬尊生沫蕩尊、沫蕩尊生伊弉諾尊」と見えたり。

〔二神〕伊弉諾尊と伊弉冊尊と也。

〔四時〕四季に同じ

〔星晨〕星也。晨は本來日月星の總稱なり。

〔天竺〕大唐西域記に、「詳夫天竺之稱、異議紛紛、舊云身毒、或曰賢豆、今從正音宜云印度、印度、唐言月、月有多名、斯其一稱、言諸群生輪廻不息、無明長夜、莫有司晨」ことあり。

論地動者。尚書考靈曜曰。地有四動。冬至地上北而西三萬里。夏至下南而東三萬里。春秋二分其中矣。地常動無有休止。譬如人在舟而坐行而不覺也。又立世阿毘曇論曰。日月星恒住不移。大地自轉。疑是天廻。蓋是論當婆羅門傳來古說也。然後論者惡婆羅門古傳之害于佛說而毀之曰。此事不然。若如是者。射不至堋。浮屠者不知天造之眞理。故其說天理。屬妄想虛謊耳矣。予熟推明鎔造之神意。而精究萬動之數理。伊弉諸私運旋回大氣之勢。遙及數萬里之外。所謂月之回地。總是所牽聯于私運旋回之餘勢者也。彼土星・木星等旋動其小星之理亦同焉。大氣充塞中。彈弓發箭。豈有不至堋者哉。浮屠氏之徒。不知天造之神理。而妄論鑿空。毀婆羅門古學。可謂異端之最甚者也。

近有普門律師者。著佛國暦象編。皇張阿毘曇論之虛妄。而非地動之神理。曰。地轉一周爲一晝夜。夫九萬里。一晝夜而一周地。則其行非速於箭大凡二十四倍。則不能也。豈有此理哉、試測箭行量。人息一呼。箭行幾不過五十步。一吸亦然。人息一晝夜而一萬三千五百。故呼吸合成二萬七千。故知。箭行一晝夜。而得一百三十五萬步。乘以二十四。恰成三千二百四十萬步。九萬里則亦三千二百四十萬步。故得兩數正適當。故曰。速於箭凡二十四倍。若爾則如向東射者。其箭當後於堋二十四倍。蓋箭在於空。而人與堋著地。箭行遲於地旋。而地旋速於箭。則當比箭及百步。人與

〔恒住〕一定不變に止まる也。

〔婆羅門〕天竺四姓の一、又た婆羅賀摩拏、沒囉憾摩ともいふ、大梵天に奉事して淨行を修する一族也。慧琳音義に、「婆羅門此俗人也、謂淨行高貴捨惡法之人、博學多聞者也」と見えたり。

〔堋〕あづち也、土を塀の如くに築きて的（マト）をかくるものをいふ。

〔鎔造〕車氏藻林に「鎔造造化所鎔鑄」とあり。又顯宗紀に「阿閉臣事代、使于任那、月神著人謂曰、我祖高皇産靈、有預鎔造天地之功、宜以民地奉我月神也云々」と見えたり。

堋隨地俱轉。先於箭凡二千三百步也。論所謂射不至堋是已。如其向東射者。終必不得至侯。如其向西射者。箭離弦過於空。倏爾及侯。而如其南北射者。亦終不得中侯也。飛鳥・行雲皆類之。其違現量如此。此等之勾當。皆是不知天地之全體。而唯以妄想立說者也。故議論難勤。所謂皮之不存。無毛之可著者。而非可難地轉之實事也。然熟察其內心。畢竟欲捨其祖師之醜。而苦刻捍言者。而如其志頗有可愍焉。

抑大地行環。南北各八度間。諸曜皆運囘。或有爲交蝕。故此十六度名蝕道。所謂十二宮・二十八宿等星象。森羅列張于此蝕道。以紀黃道經度者也。諸曜行環。東西皆以黃道爲交。南北各有斜傾。諸曜覲皆以大地行環爲交處。則可知大地亞于日天而尊世界也矣。

土星行環。南北以黃道爲交處。南北斜傾各二度三十分。木星一度二十分。火星一度五十二分。金星三度二十四分　水星六度五十四分。月輪大抵六度不及爲常也。又附麗小星。各以其本星行環爲東西之交處。南北各有斜傾。故或有交蝕。後西院天皇天和二年十一月二日夜。西洋人莫禮奈古思（ムレナクス）者。有窺見木星附麗四小星共列于本星前云。

高皇產靈神。鎔造斯天地。羅列之以衆星之形象。而大圓之經緯燦焉。可以紀焉。纏宿之以七曜之異政。而刻之分秒。朗然可以測焉。且其一元之靈氣。充盈于宇內。洋洋乎發育

〔侯〕弓を射るまとをいふ。
〔倏爾〕たちまちの意なり。
〔勾當〕事務を司る僧官の名なるも、茲にては單に僧の意なるべし。前頁に見ゆる普門律師は天台宗の僧なりしなり。
〔皮之不存云々〕根本が既に失はれたれば、枝葉の事を論ずるに足らぬといふ意なり。左傳僖公十四年の條に晉の虢射の語として見えたり。
〔二十八宿〕東方の角、亢、氐、房、心、尾、箕、南方の井、鬼、柳、星、張、翼、軫、西方の奎、婁、胃、昴、畢、觜、參、北方の斗、牛、女、虛、危、室、壁をいふ。

萬物。使世界之蒼生得滋息焉。大德洪業至矣哉。因而可知曆象日月星辰。敬授人時。豐熟作物。安養百姓。主國土者奉天之本務也。

皇國上古。未聞有審天文曆數之術者也。然神代以來。以能勤農政之國俗。無有誤人時之失云。及至中古。傳漢土曆法。而有曆博士・天文博士等官。以各掌其事。所謂漢土曆者。史記曆書。及曆代史書律曆志所載者。而元郭守敬所著授時曆。最其選者也。近及西洋人利瑪竇・芥儒略・湯若望等。來傳西洋曆法。漢土曆法益加精密。後光明天皇御宇。清人作時憲曆。即用西洋曆而所改正也。此曆法亦傳皇國。靈元天皇元年改正曆法。作新曆。號貞享曆。是爲皇國曆書之始也。其後西洋天文・曆數之書入貢者頗多。而曆數推算極精矣。後桃園天皇寛政十年。改正曆法。作寛政曆。始用大地轉回之說。總以西洋曆術之精微也。○愚老茲審西洋諸國天文・曆術精微之基原。其學發端於阨日多國。所謂阨日多國者。亞弗利加洲中東北境之一大邦。而此國太古以來。絕無有雲霧雨雪等。而每日天氣清朗也。是以天文・星曆之學究其精密云。其古說曰。日輪者在大圓之中央。而無有移動。大地及星月。皆常旋回其外圓者也。是地動說之濫觴也。又歐邏巴洲天文曆術者。其說與漢土同。而以大地爲在六合正中。而日月星辰。皆旋回大地之法也。然我邦孝安天皇御宇。歐邏巴洲厄勒祭亞國。沙莫斯人。龐迪我刺私者。游于阨日多國七年。學得地動之曆法而歸。弘之於厄勒祭亞國。于時厄勒祭亞國大家亞利斯多的列思者。惡其說反戾古傳。切勉排斥焉。所謂此亞利斯多的列思者。以西洋

〔及至中古云云〕推古天皇紀に「各十月、百濟僧觀勒來之、仍貢曆本及天文地理書、并遁甲方術之書也、是時選書生三四人、以俾學習於觀勒矣、陽胡史祖玉陳習曆法」とあり、又欽明紀に「又卜書、曆本、種々藥物可上送」と見えたり。

〔曆博士〕官職備考に「陰陽寮の下司なり、世代欽明帝十四年六月、使を百濟に遣して曆博士を召さる時曆博士固德王保孫朝せり、是れ濫觴なり」とあり。

〔天文博士〕延喜式に「凡天文博士常守觀候、毎有異變日記進寮」とあり。

總主亞歷吉山德兒帝(アレキサンデル)之大師一也。歐邏巴洲(ヨウロツパ)中無下信二地動說一者上。徒其風說之遺耳矣。或云。開化天皇三十八年。地中海樂得斯島(ロッテス)人。必巴兒古斯(ヒツパルクス)者。精二究天學一。講二明曆術一。撰二衆星距度密邇者二三星。或五七星。或數十星一。像二于活物器械等之形狀一。而爲二一隊一。始定二恆星一千零二十二座之星象一也。且分二黃道三百六十度一。爲二十二宮一。每二一宮一各三十度。以紀二日輪行環之經度一。所レ謂十二宮名號卽如二上說一。白羊・金牛・双兒・巨蟹・獅子・室女・天秤・天蝎・人馬・磨羯・寶瓶・双魚是也。乃以二白羊宮初度一爲二春分之日纏一也。卽是西洋曆法之起元。而西洋諸國至レ今用二此法一也。而彼稱二白羊星一者。卽此稱二婁宿一者也。由レ是觀レ之。則當時春分日纏。當在二婁初度一也。然而至二今時一。則春分日纏遂東移。悉入二于他宮一。而及下距二婁明星一三十餘度上。因而以二衆星每一年五十一秒東移之法一推二算之一。則距レ今二千一百餘年前也。然則雖レ一書云二十二宮名號成二于開化天皇三十八年一。而尙一百四十餘年以前之事。而當二孝靈天皇御宇一也。且又此十二宮名。出二于不空三藏宿曜經一。因按。天竺諸國亦當レ用二此必巴兒古斯(ヒツパルクス)之曆法一也。其後崇神天皇御宇。阨日多國(エジット)亞歷吉山德利亞城(アレキサンデリア)學師。布多珠茱斯(プトロメス)者。精二究天文曆數之學一。校二定天地運動之理一。著二日月諸曜行環圖一。玆載示二後進一。

此圖從二厄勒祭亞國(ギリシア)古法一。布多珠茱斯(プトロメス)之所レ製也。故以レ地爲二大圓正中一。而日月五星旋二囘其外圍一。恆星羅二列于其最外一也。而其旋囘之勢最外太强。此名二第一之運動一。恆星在レ外左旋。晝夜十二時間。運二囘大圓三百六十度一而一周焉。此運動從レ親二大地一而漸微矣。至二大地一則絕無レ動焉。恆星及七星。皆所レ牽二接

〔開化天皇三十八年〕皇紀五百四十一年にて、西曆紀元前百二十年也。

〔恆星〕地球より見て一定の地位にありと見ゆる星をいふ、太陽も亦その一也。

〔婁宿〕二十八宿中の星にて、「たたみ」といふ。

〔不空三藏〕帝王編年記に「舒明天皇元年、三藏法師諱玄奘、俗姓陳、漢大丘長仲弓之後也、母夢下法師衣二白衣一西去上、汝是我子也、今欲二向去一、答曰、爲レ求レ法故去レ此、則遊方之先兆也」とあり、又同書に「天平神護二年丙午、唐代宗大曆元年也、六月十七日、不空三藏遷化、春秋七十」とあり。

〔布多珠某斯〕卽ちclaudius ptolemaios也、西紀一五〇年頃エジプトのアレクサンドリアに住せし天文學、數學者及び地理學者にして、彼の世界觀卽ち一切の天體は地球を中心として廻轉するものなりといふ所謂天動說は、ケプレル及びコペルニクス等に至るまで天文學の基礎をなせり。

〔繆妄〕繆は謬と同義、みだりなるあやまりをいふ。

〔龐廸我刺思〕ギリシヤ七賢人の一人にて、生歿の年月詳かならず、父をムネサルコスといふ說あるも、確知し難し、彼は萬有の本體を數にありとなせり。

于第一之運動一而周旋者也。且各從二其所レ在之內外一。而運行有二遲速一也。恆星遙在レ外。而其同太速。然尙後二于最外第一之運動一。毎一年五十一秒。日輪者在二內外之中位一。而其行頗緩。毎一日退後五十九分零八秒。故三百六十五日三時不及。一二周其行環三百六十度一。此爲二一年一。月輪其行環最近二于大地一。故其退

布多珠某斯大圓圖

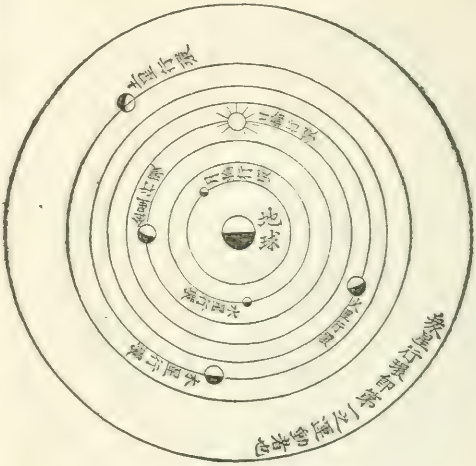

後毎一日十三度一十分。故二十九日六時四十四分餘。一二周大地外圍三百六十度一此爲二一月一。此動自二地上一見レ之。則如二右旋一也。此名二第二之運動一。抑此布多珠某斯（プトロメス）者。博學多材。絕世之傑士也。然是時天地之理尙未レ審。而此圖亦屬二繆妄一。雖レ然自レ此以後一千二三百年間。西洋諸番・印度・支那等皆崇二信此說一。以爲二暦術之規則一也。其後至二正親町天皇天正年中一。第那瑪兒加（デネマルカ）國人地谷（テイコ）自刺格（ブラコ）者。有レ發二明天地之理一。而折二中龐廸我刺思（ヒタゴラス）・布多珠某斯（プトロメス）二家之說一。刪補出入。以著二一箇新圖一。卽記レ左。

〔五星〕火星、水星、木星、金星、土星の五星也。

〔大地修理云々〕古事記上に「於是、天神諸の詔命以ちて伊邪那岐命、伊邪那美命二柱の神に「是の漂へる國を修理固成せ」と詔りごちて、天の沼矛を賜ひて、言依し給ひき、故二柱の神、天の浮橋に立して、其の沼矛を指下して、畫き給へば、鹽、許袁呂許袁呂に畫き鳴して引き上げ給ふ時に、其の矛の末より垂落る鹽、累積りて、島と成る、是、淤能碁呂島なり」と見えたり。

〔逖矣〕遠き義也。書經牧誓に「逖矣西土之人」とあり。

此圖者。地谷白刺格。頗患ニ世人不ルヲ信ニ庇廸我之地動說ヲ而所レ製也。然地谷亦未レ能レ究ニ得天地之眞理ヲ。而仍從ニ大地於大圓之正中ニ。日輪率ニ五星與ニ月輪ヲ。而旋ニ回大地之外圍ヲ。且五星及月輪者。以ニ日輪ヲ爲ニ中心ト。而旋ニ日輪ヲ。共從ニ日輪ニ。而運ニ回大地之外郭ヲ者也。其後至ニ後光明天皇正保年中ニ。波羅尼亞國人刻白爾鴉思者。奇才穎敏絕ニ于古今ニ。博讀ニ先哲之書ヲ。深修ニ窮理之學ヲ。祖ニ述古人庇廸我刺私之地動說ヲ。而精ニ究天地運動之數理ヲ。著ニ述先人未發之天文說ヲ。別作ニ一箇大圓圖ヲ。勉說ニ破舊習之非法ヲ。以一ニ新宇內之眼目ヲ矣。於レ是乎使ニ天下之人始知ニ日輪在レ中而無レ動。大地諸曜回ニ其外圍ヲ者也。且又雖レ如ニ日月諸星皆左旋スルガ。其實爲ニ大地自右旋シテ。以判ニ晝夜ヲ之所ヲ爲也。若夫如ニ皇國人ノ。見ニ古事記大地修理段有ニ伊弉諾神指ニ下天瓊矛ヲ。攪ニ回蒼海原ヲ之事ニ。則可レ得ニ以察ニ大地有ニ自轉ヲ也。然彼刻白爾鴉思者。生ニ于逖矣西夷ニ之人也。而其說能得レ符ニ合于鎔造之神機ニ。則可レ謂ニ絕世之大豪傑ト也。

地谷白刺格大圓圖

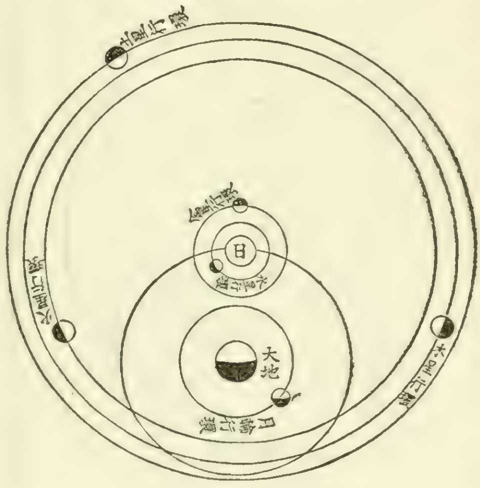

〔地動説〕地動説は古くより印度に傳はりしなり。立世阿毘曇論に「有ニ諸外道一作ニ如レ是説一、是大地恒去不レ息、若實爾者、如ニ向レ上擲一應レ不レ至レ地又諸外道、作ニ如レ是説一、日月星晨、恒住不レ移、大地自轉、疑ニ是天廻一若如レ是者、射不レ至レ堋、又諸外道、作ニ如レ是説一大地恒浮、隨レ風來去、若實爾者、地恒併動」とあり。

〔右旋〕太平御覧に「春秋元命苞曰、地所ニ以右轉一者、氣濁精少、含レ陰而起遲、故轉迎レ天佐ニ其道一、地生ニ於濁一、既而不ニ敢當レ陽動一、退居ニ小陰一、則亦宜ニ右行而迎レ陽云々」と見えたり。

此圖者。刻白爾鳩思(コッペルキュス)。祖ニ述古人庇迪我刺私(ピタゴラス)之地動説一。且加ニ自己之工夫一而所レ製也。乃日輪者。在ニ大圓之正中一。而大地及五星。皆各率ニ其小星一。以旋ニ回其外圍一也。又彗星。其行環極橢圓偏長。一方起ニ于日輪與ニ水星行環之間一。或起ニ于水星與ニ金星之間一者亦有レ之。而其一方逸出下于衆星所ニ羅列一之外上。而不レ可レ見焉。此圖甚得ニ天地之正理一矣。然而刻白爾(コッペル)者。唯能推ニ究天地萬星。右旋運動之數理一。而未レ知三其運動之所ニ以由起一也。況於下日輪自轉以起ニ元運一。天地自旋以起ニ私運一之神理上乎。若使三斯人生ニ皇國一。則其所ニ發明一豈其盡ニ乎斯一哉。可レ惜矣。故從ニ事于窮理學者。不レ可レ不レ熟ニ讀皇國之古典一也。

刻白爾鳩思大圓圖

右第四章

國土既成。江海蘋藻蕃衍。魚鼈・蛟龍生焉。山野草木滋蔓。昆蟲・禽獸群焉。於是伊奘諾神乃問伊奘冉神曰。汝身者如何成。答曰。吾身者成成。不成合處一處在。爾伊奘諾神曰。我身者成成。而成餘處一處在。故以我身成餘處。刺塞汝身不成合處。而生子奈何。答曰然善矣。因陰陽始合。而生諸神。二神俱議曰。我既化育萬物。且産蒼生。何不生國土之主者歟。於是先生大日孁神。此子光華明彩。號曰天照皇大神。次生須佐男神。其光彩亞子皇大神。號曰月夜見神。于時二神大喜曰。吾者生生數多之子。而於生終斯二貴子。

此段撰摭古事記・日本書紀・舊事本紀。其他神代古傳説中可珍重者而所記也。抑皇國古傳記。雖有實徵明證可極尊信者。然亦荒唐如説夢。而沒正經者甚多矣。所謂以金玉投沙礫。自非精細淘汰。則見其眞難矣。

一説曰。最初皇祖天神所賜天瓊矛者。形狀全像玄牡者也。故二神合媾歡喜。以産育諸神。亦皆自此瓊矛形狀。而按起妙神事爾矣。此等事審于古典。就而可校也。又玄牡一名天根。古來諸地置此形。往往立祀廟而祭焉。豈止皇國之俗哉。雖遐矣蕃夷之邦。敬祭者甚多。此亦非無緣由也。何者。瓊矛者。實維天地之根本也。蓋造化之理。牝牡不具。則不能蕃息。故天地之生物也。必具其牝牡。草木猶有之。而況於有血氣之類乎。由是觀之。則凡

〔蘋藻〕蘋はかたばみも、藻はもにて、玆にては水草也。〔蕃衍〕しげりはびこる也。詩經唐風に「椒聊之實、蕃衍盈升」とあり。〔交龍〕また蛟龍に作る、「みづち」といひ、龍の類にて四足を具へ、よく大水を起すといふ〔不成合處云々〕古事記上に「於是其妹伊邪那美命に「汝が身は、如何に成れる」と問ひ給へば、「吾が身は成り成りて成り合はざる處一處在り」と答曰し給ひき、伊邪那岐命詔り給ひつらく、我身は成り成りて成り餘れる處一處在り、刺し塞ぎて、國土生み成さむと思ふは奈何と」とあり。

有血氣者。牝牡相感。其欲交接。即元運之所揮發。而生生不已。亦產靈之妙用也。

續高僧傳曰。玄弉三藏至却比他國。俗事大自在天。其精舍者高百餘尺。中有天根。形極偉大。謂諸有趣由之而生。王民同敬。不爲鄙辱。諸國天祠。率置此形。大都異道。乃有數百。中所尊者。自在天爲多云。由是觀之。則天竺諸國尊玄牡。遙過皇國之風習。其俗淳朴頗有可稱者。又漢土其俗修飾外貌。故雖鄙辱其形狀而不敬事焉。觀此稱天根。則其內意亦可以察也。

故日輪以赫灼之光發。而活潑大氣。煦溫水土。地球以玄澤之滋潤。而妙合資素。凝結精液。以豐熟萬物者。畢竟皆是發出使蒼生。飽食暖衣。強健身體。合媾牝牡。慇懃歡喜。以蕃滋兒孫之養料也矣。

謹按。皇祖神魯岐・神魯美大神・欲使蒼生滋息蕃衍之篤如斯。實至誠無息之洪恩。而欲報之德。昊天罔極者也。故尙書曰。惟天惠民。惟辟奉天。若夫主國家者。無奉天意之政。則或有冥罰亦未可知也。可不畏哉。可不畏哉。

故下民雖爲下民之所產。而至推究其原。則皆悉天地之所產也。可不熟察哉。皇祖天神欲使蒼生蕃息也。極篤矣。故濃厚陰陽相感之情。而深切牝牡交接之歡。豈止人類哉。凡有血氣者之大愉快。何事有勝合媾者哉。故頻頻發作此念。不啻癡情也。即是元運之所

〔玄弉三藏〕中卷十二頁頭註「不空三藏」の條を見よ。

〔大自在天〕自在天外道の主神也、色界の頂に在りて、三千界の主たり、之に二種ありて、一を毘舍闍摩醯首羅、一を淨居醯首摩といふ。

〔天根〕大自在天の標幟として男根を形りしもの、現今印度教シバ派の神體也。

〔飽食暖衣〕不自由なく暮す義也、孟子滕文公に「飽食暖衣逸居而無教則近於禽獸」とあり。

〔神魯岐云々〕中臣祓譏土傳に「神漏岐指高皇產靈尊、神漏美指神皇產靈尊」云々と見えたり。

催促。而悉皆係㆓乎産靈之橐籥㆒也。因而可㆑察。男女搆㆑精。而爲㆓胚胎㆒。其實爲㆓天地搆㆑精而爲㆒胚胎㆒也。故人之爲㆓産育㆒。總是天工。豈其人力之所㆑能哉。

此段。我祖父不昧軒翁所㆓究理㆒。而使㆘人知㆗皆爲㆓天地子㆒。既爲㆓天地之子㆒。則居恆篤不㆑可㆑不㆑謹㆓其言行㆒也。此亦開闢來之新說也。家語曰。曾子曾所㆑杖㆓子父曾點㆒。而聿倒焉。仲尼聞㆑之。曾㆓其早不㆑避焉。子曰。汝不㆓亦天之子㆒乎。卽此意也。

先哲曾精㆓究産育之理㆒曰。男子有㆑精而無㆑卵。女子有㆑卵而無㆑精。女卵必得㆓男精㆒。而後能化焉。譬猶㆘土雖㆑有㆓種子㆒。而不㆑得㆓上天之大氣㆒。則不㆑能㆓化育㆒焉。又男子之精。梵語呼㆓歌邏羅㆒。予曾取㆓歌邏羅之新鮮者㆒。精㆓究其質㆒。凝滑液中有㆓至微至纖之活物㆒。而蠕動焉。其形狀頗類㆓蝌蚪㆒也。蓋是自㆑天所㆑降之性魂。既得㆓活機㆒者乎。女卵其質如㆓鰊魚子㆒。且有㆓小大㆒而不㆑齊。血液脂膏甚多。然不㆑含㆓有活物㆒也。蓋是體魄爾。

男精非㆘毎㆑泄含㆓有活物㆒者㆖也。女卵亦大小不㆑同。或有㆘得㆓男精㆒直可㆑化者㆖。或有㆘雖㆑得㆓男精㆒而不㆑可㆑化者㆖。是以或有㆘生涯不㆓産育㆒者㆖也。凡歌邏羅。自㆓初受胎㆒經㆓三十餘日㆒。則人體略成。其大如㆑棗。又女子之卵。雖㆑非㆓同類㆒。若得㆓活物之精㆒。則化生者也。予曾見㆘一女子合㆓猱犬㆒而孕者㆖。與㆘蝦蟆所㆑魅而妊者㆖。女人在㆓少壯㆒。可㆑不㆓戒懼㆒乎。

〔橐籥〕鍛冶に用ひる「ふいがう」をいふ、橐はふいがうの外箱、籥は内部の管也。老子に、「天地之間其猶㆓橐籥㆒乎」とあり。

〔天工〕天匠と同義神わざ也。

〔家語〕孔子家語なり、王肅註の後序に「孔子家語は皆當時の公卿士大夫及び七十二弟子の諮訪ふ處交々相對問せる言語なり」とあり。

〔歌邏羅〕梵語Ka-lala也、又羯羅藍、羯邏羅ともいふ、慧琳音義十三に「羯邏羅、初受胎時、父之遺泄也」と見えたり。

〔活物〕今の所謂精蟲也。

〔鰊魚子〕たなごの子をいふ。

〔魂〕物の生氣の陽に屬する物をいふ。
〔魄〕物の生氣の陰に屬する物をいふ。
〔宗子〕本家の嫡子をいふ。
〔孤弱〕孤は幼にして親なき者，弱は二十歳前後の若者也。
〔幽冥〕あるべき理なるも幽遠にして常識の及ばざる所をいふ、又三惡道の眞理の光なき所即ち冥土をいふ。
〔冥使〕冥官の使者即ち閻魔卒なり。
〔來迎使〕佛菩薩の命によりて念佛の行者を極樂より迎ひに來る使也。
〔天爵〕天より授りたる爵位の義なり孟子告子篇に「仁義忠信、樂レ善不レ倦、此天爵也」と見えたり。

凡男女之合媾也。欲意交密。則玄牝承迎。玄牡勇進。當是之時。玄牡乘至快之利。発泄其精。以灌射于陰中。玄牝亦歡喜欣欣。以喩收于臟内。卵精混淆。於是乎胚胎焉天造靈妙。信不可思議也。由是觀之。則精也者上天所賦之性魂也。卵也者下土所狗之體魄也。故活物之得于父者魂也。得于母者魄也。是以其死也。性魂昇于上。體魄沈于下。夫出於天者復歸于天。出於地者復歸于地。各歸于其所由出之本原也。是故代天而生我者父也。代地而鞠我者母也。是以天地大父母也。父母小天地也。是天地之恩。父母之情。所以同根一本而無異也。

宋張子厚西銘曰。乾稱父。坤稱母。予茲藐焉。乃混然中處。故天地塞吾其體。天地之帥吾其性。民吾同胞。物吾與也。大君者吾父母宗子。其大臣宗子之家相也。尊高年所以長其長。慈孤弱所以幼吾幼。此説頗能得此段之眞理者也。

蓋性魂受上天之恩命。出於幽冥。而入于現世也。必冥使護送之。其在世也。必守護神隨逐之。其臨終也。必來迎使攝其魂也。故自初生至老死。絆焉不自由者也。何者。大地雖爲蒼生之居處。而畢竟以使各修道積德之戒場也。是故在世中。仁義忠信。樂善不倦。以積德備天爵。稱曰哲人。沒後必昇天。而爲天神者也。哲人沒後。必昇天有明證。其事詳于詩

〔殷〕又商といふ、湯王の建つる所、二十八世、六百四十四年にて周に亡さる。
〔文王〕道統小傳に「文王名昌、父季歷、古公亶父之少子也」とあり。
〔周〕茲に周といふは武王が殷を亡し帝位に卽きてより三十八世、八百七十餘年間也。
〔陟降〕或は天に上り或は人界に下るをいふ。
〔三后〕又た三皇に作る、史記に、「謂天皇、地皇、人皇爲三皇」と又孔安國尙書序に「以伏羲、神農、黃帝爲三皇」と見えたり。
〔邋遢〕廣韻に「邋遢不謹事也」と見えたり。

書及諸史。又孟子所論天爵。亦卽昇天而受神爵之法。而人人不可不修行者也。

尙書曰。天既遐終大邦殷之命。茲殷多先哲王在天。詩曰。文王在上。於昭于天。周雖舊邦。其命維新。有周不顯。帝命不時。文王陟降在帝左右。又曰。下武維周。世有哲王。三后在天。又春秋左氏傳。天王進命諸侯之辭曰。叔父陟格。在我先王之左右。以佐事上帝。其他哲人昇天爲神之例。諸書記者甚多。

夫歌邏羅者。上天所賦之性命。可以聖哲。可以天神之靈液也。豈邋遢可泄之物哉。必得良媒。而後可以從事于婚媾焉。故婚媾者。天地之合德。化育之元祖。而百禮之所由生也。可不盡敬哉。太古之世。二神擧行婚禮時。有互廻天柱。男神自左巡。女神自右巡。廻逢而男神先唱言之儀。古禮今不傳。可惜哉。濫會野合之可鄙。固無論也。然中古以來。有雖禮合。禁止爲罪之教。而世人惑溺者甚多。或稱淨身。而至有截天根者也。若夫斷夫婦之禮合。則絕皇祖愛惠滋息之蒼生。而以大地爲禽獸之淵藪也。大背于天造之神意矣。善哉。唐武宗下詔問群臣。漢魏以降佛教寖興。或曰。足以耗蠹國風。或曰。足以輔助王化。今欲禁之勿用。恐乖誘善崇德之方。若許之大行。慮成異教殊俗之弊。裨政之功盡著。傷生之費亦深。利病相形。從其遠者。于時白居易對策曰。臣聞。上古之化也。大道惟一。中古之教

「六家」學派の異なる六家をいふ、史記太史公自序に「乃論六家之要指」曰「一致而百慮、同歸而殊塗、夫陰陽、儒、墨、名、法、道德、此務爲治者也」とあり。
「五帝」尙書序及び帝王世紀には「少昊金天氏、顓頊高陽氏、帝嚳高辛氏、唐堯、虞舜」とあり、又禮記月令篇及び孔子家語には「黃帝、顓項、帝嚳、帝堯、帝舜」とあり、又皇王大紀には「包犧、神農、黃帝、堯、舜」とあり。
「三王」三代の聖王卽ち夏禹王、商湯王、周文王、武王これなり。禮記に「三王四代惟其師」と見えたり。

也、精義無二、蓋上奉下以一、則下應上無二心、故儒墨六家、不行於五帝、道釋二教、不及於三王、道乎德與下賓、道又上失。源離派別。樸散器分、於是乎儒・道・釋之教、鼎立於天下矣、降及近代釋氏尤甚焉、臣伏觀其教、大抵以禪定爲根。以慈忍爲本。以報應爲枝、以齋戒爲葉。夫然。亦可誘掖人心輔助王化。然臣以爲不可者有以也、臣聞天子者奉天之教令、兆民者奉天子之教令。令一則理、二則亂、若參以外教。二三孰甚焉、混同家以武定禍亂。以文理華夏、執此二柄足以經緯其人矣、而又區區西方之教、與天子抗衡。臣恐乖古先惟一無二之化也、然則根本枝葉王教備焉。何必使人去此取彼、若欲以禪定復人性、則先王有恭默無爲之道在、若欲以慈忍厚人倫、則先王有惠恕惻隱之訓在、若欲以報應禁人僻、則先王有懲惡勸善之刑在、若欲以齋戒抑人淫、則先王有防欲閑邪之禮在、雖臻其極則同歸、或能助於王化、然於異名則殊俗、足以貳乎人心、故臣以爲不可者以此也、況僧徒月益、佛寺日崇、勞人力於土木之功、耗人利於金寶之飾、移君臣於師資之際、曠夫婦於戒律之間、古人云。一夫不田。有受其餒者、一婦不織、有受其寒者、今夫天下僧尼不可勝數、皆待農而食、待蠶而衣、臣竊思之、昔宋・齊・梁以來。天下凋弊未必不由此矣、伏惟陛下察焉、抑此策爲人主者、不可不熟讀暗記而因鑑者也。

如既論于第二章。釋氏以娑婆世界・山河・大地。爲有情業力之所感也。故一旦歸于寂滅。爲本來之面目。而不拘于國土之荒廢者也。噫釋氏亦生于皇祖鑄造之大地者也。然忘報其生育之大德。反逆其愛惠滋息之洪恩。而欲斷絕人種。荒廢世界。何其不仁不義之甚也。予常謂。凡禁夫婦之婚媾者。必邪魔左道之教也。其以背天造之神意也。

伊弉諾伊弉冉二神。行婚媾之禮。而垂統於悠久。是爲人身產育之始也。尙來者。繼其業。生生不已者。亦所謂產靈之揮發。以至于今爾矣。故夫婦集室一處。交盡慇懃。亦即奉天意之一事也。可不勗哉。

增壹阿含經三寶品曰。佛告比丘。識神來受胎。父母共集一處。與止宿。父欲意盛。母不大慇懃。則非成胎。母欲意盛。父不大慇懃。則不成胎。父母集在一處無患。識神來趣。然後有兒。諸比丘當作此學云。由是觀之。則釋迦如來。雖口說斷絕人種。寂滅世界之法教。而至射行六淺九深等房中撫御之法術。而使婦女歡喜忻悅爲胚胎。則實得其妙者也。此佛曾時間能產育男女三子。固其處也。所謂識神者。冥使淫性魂。來求依託胎孕者也。觀云諸比丘當作此學。則天竺國比丘等。當時皆當學房中媚法也必矣。若夫欲行合媾之神事。而使識神成胚胎者。必如釋迦佛之妙術。而非父母相互盡大慇懃。與呼噫嘻噫快。而極大歡喜。則不啻勞而無功也。恐背于天地之神意

〔娑婆〕法華文句に「娑婆、此翻忍、其土衆生安於十惡、不肯出離、從人名土、故稱爲忍」とあり。

〔業力〕善業樂果の因となり、惡業苦果の因となる力をいふ。

〔行婚媾之禮〕古事記上に「伊邪那岐命「然らば吾と汝と是の天の御柱を行き廻り逢ひて美斗能麻具波比爲な」と詔り給ひき如此言ひ期りて乃ち「汝は右より廻り給へ、我は左より廻り逢はむ」と詔り給ひ、約り竟へて云々」とあるを指す也。

〔比丘〕苾芻、又は偪芻といふ、出家して具足戒を受けし男子の通稱也。

〔參贊〕たすくる義也、南史に「欲下引二時賢一參贊中大業上」と見えたり。

矣。

故天地之道、造二端乎夫婦一、及二其至一也、參二贊鎔造之化育一矣、牝牡交感之用。其義大矣哉。

右第五章

鎔造化育論中卷終

鎔造化育論 下卷

初伊弉諾神之修造大地也。手捧天瓊矛而唱言。鹽凝結焉。乃指下其矛於蒼海原而攪囘之。及其稍凝固。衝立瓊矛於其旋囘之正中。而爲地中柱。以視立天之眞柱。而爲大地自轉之樞軸也。蓋以天瓊矛之爲物也。當鐵刃木柄以金玉珠瑤爲飾者也。以其金鐵也。瓊瑤也。鹽鹹也。淤泥也。混化銹合大地得以凝固也。故地球至質金鐵·瓊瑤·鹽泥之所凝結。而悉皆從伊弉諾神之祝詞而所成也。觀土中含有金鐵瓊瑤諸種。則亦足以察其理焉。故鍾鍛剛鐵以製盤針。則必指南北。其必指南北者。卽從瓊矛之天柱也。何者。盤針雖爲微物。元是天柱之分子也。既爲天柱之分子。則所以傚其串貫於二極而樞軸于地轉之本物也。

盤針必指南北之理。或曰。北方有磁石山。故其針首必指北。或曰。南方陽也。針尾屬陽。故必指南。然赤道以南。愈南愈冷。而盤針首尾無有變異。古來諸說。朦々昧々。未有正解也。未聞西洋人

〔珠瑤〕珠は說文に「蚌之陰精也」と瑤は說文に「玉之美者」とあり、茲にては麗はしき玉の意也。

〔瓊瑤〕韻會に「瓊瑤謂玉色之美」と見えたり、茲にては美はしき玉の義也。

〔盤針〕卽ち磁針也

〔必指南〕三柳軒雜記に「按、本州沾其磁石、磨針鋒、則能指南、然常偏東不全南也」と見えたり。

〔朦々昧々〕明かならざる貌也。

〔肌肉〕はだへをいふ。
〔氤氳〕氣の熾んにして生々たる貌也易經繫辭傳に「天地氤氳、萬物化醇」と見えたり。
〔森森〕說文に「又盛也」とあり。
〔擾々〕みだるゝ貌をいふ。
〔造化〕天地なり、天地は萬物を創造化育する故にいふ列子に「老聃曰、造化之所始、陰陽之所變謂之生、謂之死」とあり
〔神氣〕靈妙不可思議なる氣也、氣は文子守弱篇に「氣者之天也」とあり
〔神機〕靈妙不可思議なる萬物自然の變化をいふ、機は集韻に「氣運之變化曰機」と見えたり。

亦有究理之妙論也。若能知此理。其由自朗然。或有問予曰。西洋人叙私東六、大地中距離二千七百萬里。大地春分在日輪之正西。秋分在其正東。然則二分交處。相距五千四百萬餘里。而測其衆星之座位。無些少移動者何也。答曰、衆星之行環。大於大地之行環。二萬五千九百二十萬倍。其比例二十五丈九尺二寸中之一分也。是雖有少移動。所以不可察也。

大地成就之理。喩之人體。則天瓊矛性魂也。岩石骨幹也。土壤肌肉也。水澤血液也。氤氳蒸發諸種之元資。醞抱合大和。生鹽及油。然後群品得以流形焉。鹽有闢其。油有固軟。鹽二油二凝于水。結于土。以化育萬物。故萬物者。水土鹽油之所化。而非別有萬物也。所謂諸種之元資。洋々乎彌漫于大氣中。抱合分散。以消長萬物。故萬物森々擾々不可窺測。而粗別之。則土石・草木・活物三種耳矣。而此三種亦皆水土・鹽油之所抱合耳。予嘗欲精究萬物化育之理。就于造化之蹤。而詳明諸元之主能。所謂諸元。亦非其性有能成物之靈者也。然而其所以能成物者。必俟造化之神氣主宰于此。然後成之矣。所謂其神氣何物而爲。即斯之靈。沈潛反覆探索焉。煦溫也。照映也。滋澤也。擴張也。唯日與大地所蒸發之精氣。而無形質。無香色。不可見得。不可採收者也。由是觀之。則造化之神機。非不可思議。而欲質天地之化育。則不無其道也。何者。造化之神機。譬如醫師之行藥。有君臣

佐使。乃煦温爲君。以醞釀之照映爲臣。以光輝之滋澤爲佐。以潤養之擴張爲使。以揮發之。以寅畜大氣中之諸元質衛。故此四德者。發育萬物蕃息蒼生之神機也。子思子曰。至誠無息。不息則久。久則徵。徵則悠遠。悠遠則博厚。博厚則高明。博厚所以載物也。高明所以覆物也。悠久所以成物也。皇祖天神以至誠無息之慈仁。行悠久成物之四德。是以天地位焉。萬物育焉。天意之一乎惠民。可以知也。故欲賛化育。則當精農事而豐萬物也。雖精究萬物之理。不切于農事。則屬無用之辨。西洋人窮物理。盡巧妙。最精製煉術。至知自水出火。自火生水。雖古聖賢所未言及也。然而至用糞矢於田畑而豐熟作物之操。則頗罷閑於皇國人也。且又其事太過精妙而不可用於事者亦有之。故予有不取也。何者天下之急務。無急於農政。而農之事不簡。則民不從也。

同社友宇田川榛齋。修和蘭學五十餘年。譯定蠻行書數十百部。以著醫範提綱・遠西名物考・西洋藥鏡等書數百卷。皆行于世。嘗語予曰。泰西學最長于究理。故萬物化育之理皆究極精粹焉。亞細亞洲東邊諸國之學者。只以土水火風四元行。爲萬物資生之元資。而立論者也。然土水火風四者雜合體。而非萬物資生之元素也。而爲化育之元行。可謂疎放矣。凡萬物資生之元素。有單質。有複質。所謂複質者。雜合各種單質而成者也。故數知其單質多少稟性而再和之。則復故複質也。又單

〔醞釀〕かもしつくる也。

〔子思〕姓は孔、名は伋。孔子の孫なり、業を曾子に享く。乃ち中庸を著して孔子の道を明かにす、後世の儒者が性命の論極く、茲に本づく也、孟子は蓋し子思の門人に學ぶといふ。

〔至誠無息云々〕此は文中庸第二十五章に見えたり。

〔糞矢〕矢は糞と同義也、矢は屎と同じく「シ」の同音なる故に通じ用ひる也。

〔宇田川榛齋〕伊勢の人、津山侯の醫にて江戸に居る、初め姓安岡、名は璘世、寛政九年宇田川玄隨歿するや、その後を繼ぎて、天保五年歿す。

〔異性夾襍〕性質の異なる物がいりまじるをいふ、襍は雜と同義也。
〔芒硝〕又た芒消に作る、硝石卽ち硫酸ナトリウムの古名也、無色透明にして源味を有す、本草綱目に「硝石一名芒硝」と見えたり。
〔曹胄母〕Sodium 卽ちナトリウムの異稱也、白色蠟狀の金屬にして、水に觸るれば直ちに反應して水素を發生し、水酸化ナトリウムとなる。
〔綠礬油〕卽ち硫酸をいふ。
〔越列吉的兒〕和蘭語 Electricteit の訛電氣の義也、又エレキともいふ。
〔抱合〕今の所謂化合の意也。

質者。雖數回剖解之。而單一純粹。絶無異性夾襍之質也。故曰之元素。元素者。古人所謂元行之類。而萬物資生之資本者也。天地間之庶物。森羅擾擾乎。雖不可究測。就分拆術而剖解之。則資成單複。可以分拆焉。故泰西學。判萬物而爲三。有曰動物。曰植物。曰山物是也。動物有生產。有死亡。有知覺。生生不爽其形。動遷自適焉。植物者無知覺。不能動遷自適。故動植之二。有機性體。而資養於異類。以成其液從內化者也。山物者。無生產。無死亡。無知覺。生生異形。機性體資於同類。從外凝聚。以成其形體者也。假令就分拆術而剖解芒硝。則分爲綠礬油・鹻蓬鹽二物。又剖解其綠礬油。則爲硫黃・酸素二物。又剖解鹻蓬鹽。則爲水及酸素・曹胄母三物。又剖解水。則爲水素・酸素二物也。而其硫黃・酸素・水素・曹胄母四品者。就分拆術。而雖數回剖解之。而絶無夾襍之單質。而可稱元素者也。又和合水及酸素・曹胄母三物。則復爲故之鹻蓬鹽。和合酸素・水素。則復爲水。和合酸素・硫黃。則復爲綠礬油。和合硫黃・綠礬油二物。則復爲故之芒消也。然則水及綠礬油・鹻蓬鹽三物者。單質合和所成之複質。卽雜合體者也。挽近於西洋。稱元素者。溫素・光素・越列吉的兒(エレキテル)素・窒素・酸素・水素・炭素及炭酸等。有六七十種。以溫素爲第一。然其諸元素雖可確知其性力・主能・抱合等之理。而形質不可覩。精氣不可採。秤量亦不可衡者。亦有之。溫素・光素・越列吉的兒素卽是也。又其性力・主能可確知。精氣可採收。秤量亦可衡。而其形質不可覩者。酸素・窒素・水素及炭酸也。又其形質可覩。精氣可採收。秤量亦可衡者。炭素及硫

〔加爾丘母〕即チカルシウム也。
〔融釋〕融解に同じ固體の溶るをいふ
〔渙釋〕溶解に同じとくる也。
〔天照皇大神〕古事記上に「於是、左の御目を洗ひ給ひし時に成りませる神の御名は、天照大神云々」とあり
〔豐受神云々〕豐受神は又の名を豐宇氣都比賣神、宇賀能美多麻神、保食神、倉稻魂命といふ、日本書紀神代上に「是後天照大神復遣二天熊大人一往看之、是時保食神實已死矣、唯有其神之頂化二牛馬一、顱上生レ粟、眉上生レ蠒、眼中生レ稗、腹中生レ稻、陰生二麥及大豆小豆一」とあり。

黄・燐・加爾丘母・曹胄母・加留丘母・金屬素・土石類素是也。所レ謂温素者。發二原於日輪一。而彌二漫于大氣一。以賦二與温煖於宇内一。充二實于萬物一。而使二世界水陸無一レ不レ稟二含此素一。且其擴張擴散之性力極大。而融釋固結之質最强矣。故凝體得レ之。則渙釋而爲二流體一。流體得レ之。則揮散而爲二氣類一。是以諸種元素抱二合温素一。則悉爲二精微之氣一也。及二其爲一レ氣。名二之瓦斯一。卽酸素瓦斯・窒素瓦斯・水素瓦斯・炭酸瓦斯是也。所レ謂瓦斯者。似二水蒸氣一而異二于水蒸氣一也。水蒸氣者蒸二騰於山嶽江海一。遇二于大氣之冷一。則凝聚爲二雲霧一作レ雨者也。又諸元素瓦斯者。抱二合于温素一極緊。而雖レ遇二于極寒之度一無二凝聚一爲二液類一也。又温素与二合于光素一而現レ形。則爲レ火爲レ燄。日輪亦屬レ焉。温素單行則曰レ温曰レ熱。夫火者。温素・光素之抱合也。故雖二合體一而非二元行一可二以知一也。且温素有二顯行一有二潛行一。或有二平均一。或有二聚散一。其他種種靈妙。固非二紙筆一可レ盡也。諸元素中、酸素・窒素・水素・炭素。皆可二採收一云。椿齋譯二定西洋窮理說一極精詳矣。其以レ不レ切二于農事一。玆記二其概略一也。

天照皇大神奉二皇祖之神意一。欲レ使三蒼生二蕃息一。慈惠懇篤。無レ所レ不レ至也。且聞二豐受神靈德一。遣二天熊人往看一レ之。于レ時豐受神既死矣。其神之頂化爲二牛馬一。顱上生レ粟。眉上生レ蠒。眼中生レ稗。腹中生レ稻。陰處生二大豆・小豆・麥一。天熊人悉取持上而奉二進之一。天照大神甚喜之曰。是物者。顯見蒼生可二食而活一之也。乃以二粟・稗・麥・豆一爲二陸田種子一。以レ稻爲二水田種子一。又因定二天邑君一。卽

〔天狹田及長田〕日本書紀神代上に「天照大神以天狹田長田、爲御田時云々」と見えたり。

〔大倭姬命云々〕倭姬命は垂仁天皇の第四皇女也、垂仁紀十五年に「一云天皇以倭姬命爲御杖、供奉於天照大神、是以倭姬命以天照大神鎭坐於磯城嚴橿之本、而祠之、然後隨神誨、以丁巳年冬十月甲子、遷于伊勢國渡遇宮」とあり。

〔皇大神〕天照大神を指す。

〔須佐男神〕古事記上に「次に鼻を洗ひ給ひし時に、成りませる神の名は建速須佐之男命」と見えたり。

以其稻種始殖于天狹田及長田。其秋垂穎八握莫然(タリホヤツカニトヒテ)甚快實矣(イトヨクミノリキ)。又口裏含繭便得抽絲。自此始有養蠶之道焉。

豐受姬神者。卽今伊勢外宮大神也。古者此神祀廟在丹後國道主邑。其後至雄略天皇御宇。大倭姬命。奉皇大神之神敕。而奉遷于伊勢國渡會之地矣。按神代紀。伊弉冉神生火魂神。埴安姬神。水速女神。速秋津姬神。其他數多神。火魂神合埴安姬神生稚産靈神。稚産靈神生豐受姬神云。豐受神靈德廣大。凡食物・衣類・室家・器械・牛馬。其他人世有用之諸物。皆此神之所化生也。故皇大神甚崇敬此神之靈德。其祭禮之盛。詳于大神宮年中行事也。伊勢三季大神事者。先祭此神。然後以其殘物祭皇大神之禮。而總是皇大神之神敕也。可以察其尊崇之極盛矣。何者。農業者。皇祖大神蕃息蒼生之最要。而天下之大事。無急於農者也。故皇大神奉將皇祖之神意。乃分水陸種子。視率蒼生勉強耕種焉。太古淳朴。豈敢憚勞。只畏不能盡精。飲之食之。致之誨之。篤撫育蒼生。以勸進之。子子孫孫勿替。引之至今之世。使天下之蒼生皆敬服其貴敎。而耕耘培養各豐熟作物。飽食煖衣以保全其天年者。悉皇大神之大德也。可不欣戴哉。

須佐男神亦殖種種木。以給人世之用。且使大年神紹繼皇大神之農政。以贊天地之化育。其後命大名持神。經營國土。墾田畑。播百穀。以豐饒萬物。於是乎人民大蕃息矣。又以

兵威倒平群妖。悉臣服兇衆神。立都於出雲國伊那佐之小汀。有百八十子。以輔其政。部下有八百萬神。而威德甚盛矣。故此神有國造大神・大國主神・大國魂神・八千矛神等諸名也。然而此大地。元來人類生息之本處。而非諸神可永住之處也。故國土既修成。萬物既豐熟。人民既蕃息。則諸神當避。而肉體人主可治之理也。是以皇祖大神。廼武雷神爲敕使。封大名持神爲幽界之總主。使皇孫瓊瓊杵命代之。於是乎皇孫天降。爲世界蒼生之主也。此爲肉體人君之始也。事詳于古事記。

大年神者。須佐男神之子也。奉將皇祖之神意。而講習農事。豐熟萬物。滋息群黎。以贊成天地之化育大德神也。至今使天下之人齋明盛服。以承祭祀焉。又大名持神者。須佐男神六世之孫。英明絕倫之神也。敬奉皇祖之神意。與少彥名神併力親薙茅生焉。以修造國土。墾田開畑以勉強農政。愛惠百姓。以勵稼穡。梳風浴雨。經營國事。不知幾春秋焉。故國富物阜。人民大蕃息矣。大地修造之功全成者。皆此神之大德也。且又大地者。重濁汙穢之一塊也。故雖既凝固。而妖魔之所湊鬼魅之所群也。是以多鬼神之作禍者。萬民困焉。大名持神。雄武英傑。出兵征伐四方。悉臣服諸鬼神。剷平群妖。以安天下之民。其功不亦大乎。雖然以天理之不得已。皇祖欲使瓊瓊杵命代之。先使天穗日神說之大地。且使天稚彥下詔強之。然大名持神不奉詔。於是遣武雷神說

〔六世之孫〕古事記に「速須佐之男命娶櫛名田比賣所生神、八島士奴美神、其神娶大山津見神之女、名木花知流比賣、生子布波能母遲久奴須奴神、此神娶淤迦美神之女名日河比賣、生子深淵之水夜禮花神、此神娶天之都度閉知泥神生子淤美豆奴神、此神娶布怒豆怒神之女名布帝耳神生子天之冬衣神、此神娶刺國大神之女刺國若比賣生子大國主神」とあり。

〔[illegible]〕日本書紀神代上に「夫大己貴命、與少彥名命戮力一心、經營天下、復爲顯見蒼生及畜產、則定其療病之方」とあり。

焉。大名持神不レ肯曰。我受二高祖須佐男神之命一。造二修此大地一。折レ骨勞レ筋。不レ知幾百年一焉。遂得下以成二斯業一矣。我今有二一百八十子一。以佐二其政一。且部下有二八百萬神一。若夫從二汝言一而避レ之。則可レ作レ無二紛擾一乎。假令我避レ之。將下奈二斯大衆一何上。武雷神不レ能二以對一。乃昇レ天具奏二此事一。皇祖天神曰。彼言甚是也。復遣二武雷神一賜レ敕曰。彼言深有レ理矣。且夫汝蕩二平群妖一。開二拓國土一。豐二産萬物一。滋二息蒼生一。功蓋二世界一。德垂二無窮一。朕愍二汝德一。嘉二汝不績一。然大地非二神祇之本處一也。故今封レ汝爲二幽界主一。汝其避二現世之務一。當レ治二幽冥之政一。欽哉。奉二若皇天之成憲一。黜二陟性魂之幽明一。天泰地平。幽政允治。悠久永賴。惟汝之休。欽哉。且朕造二汝宮室一。製二汝器物一。其制一如二皇家之儀一。汝其往鎭座焉。大名持神大喜曰。皇祖天神教敕。慇懃如レ是。可レ不二敬從一哉。於レ是乎率二一百八十子及八百萬神一避二現世一。而退二幽冥一。永鎭二座于杵築宮一云。

瓊瓊杵命將二天降一。天照大神敕曰。豐葦原千五百秋之瑞穗國。是吾子孫可レ王之國也。宜下爾皇孫（ミマシスメミマノミコト）就而治上焉。寶祚之隆。當下與二天壤一無上レ窮也。又敕曰。以二吾高天原所レ御齋庭之穗一。亦當レ御二於吾兒一。乃賜二稻穗一。詳二于神代紀一。是皇大神以二農事一爲二人世第一之政一也。又是時代。月輪附二著地下一。此稱二根國・底國一。或名二夜見國一。而細徑通二于大地一。故伊弉冉神・須佐男神二柱鎭座焉。其後至二皇孫天降之時一。終脫離以判二於大地一也。

〔一百八十子〕古事記に「僕が子等百八十神は云々」とあり、日本書紀神代上に「其子凡有二一百八十一神一」と見えたり。

〔深有レ理云々〕日本書紀神代上に「於是經津主神、則還昇報告時高皇産靈尊乃還二遣二神一勅二大己貴神一曰、今者聞二汝所言一、深有二其理一、故更條々而勅之、夫汝所治顯露之事、宜二是吾孫治一、汝則可三以治二神事一」とあり。

〔汝宮室云々〕日本書紀に「又汝應レ位天日隅宮者、今當供造、即以二千尋栲繩一、結爲二百人十紐一、其造レ宮之制者、柱則高太、板則廣厚云々」と見えたり。

〔富賑〕富裕に同じ富みて物の裕かなる義也。
〔八十萬神之迫窘〕古事記上に「故、爾に、八十神怒りて、大穴牟遲神を殺さむと共議りて伯伎國の手間の山本に至りて云ひけるは、此の山に赤猪在るなり、故我共追ひ下りなば、汝、待ち取れ、若し待ち取らずば必ず汝を殺さむ」と見えたり。
〔須勢理姬云々〕古事記上に「故、詔命の隨に、須佐之男命の御所に參到りしかば、その御女須勢理毘賣出で見て目合して、相婚まして、還り入りて云々」とあり。
〔祝輸〕はらひやることなり。

皇大神至誠無已。一國愛養人民、而盡神慮於食物・衣類、而欲富賑人世。其仁慈寬篤可謂感泣之至也。倘書、惟天惠民。惟辟奉天。主國家者不可不盡心於農政也。我曾祖父元庵翁曰、今世稱稻有晝旺種。一名日向種者。其米稱上品。即是皇孫天降所齎也。又古來有出雲。或稱古志稻種、是大名持神時代之種穀也。此等之事、予所著農政本論。及草木六部耕種法。詳錄載之。祝輸者。大地澤合重濁。稱爲稻田也。觀古事記所載伊弉冉神崇事、而其違可以推察也。又大地半成之後、須佐男神亦鎭座于月中。故稱月夜見神。其後大名持神。遭八十萬神之迫窘、而入于夜見之國。于時須佐男神。以長女須勢理姬妻大名持神。且有下誅八十萬神。可爲大國主上言也。其時傳色見雛藏賤見于古事記。故要識人世之禍災罪患、而悉紀載于根國底國。上代以來大祓之祝詞也。又瓊瓊杵尊天降之時、月始出事、見于神代古記。由是則皇國以月日稱吉。即月爲大地之卵也

最初產靈神之奉天御中主神敕命。而造斯天地也。豈止化育萬物滋息人類哉。其意必欲使人修道積德爲神聖也。故昊天爲神聖之本處。大地爲人民之本處。別有幽界爲性魂之本處也。故大地雖爲人民之本處。而則使人修道積德之戒場也。何者自天降生民。則莫不與之以仁義禮智之性也。所謂此四者爲人之規則。而無此四性者非人也。故能率此性而樂善不倦爲哲人。哲人則沒後昇天。必爲天神。此天造草昧之盛意也。大積善

〔堯典〕書經中の篇名也。
〔羲和〕堯帝の時曆法を司りし羲氏と和氏と也。
〔嵎夷〕日の出る處をいふ。
〔暘谷〕淮南子に「日出於暘谷」と見えたり。
〔東作〕農業をいふ東は五行の說にて春に當る、春は農事の始まる時なる故にいふ。
〔仲春〕春の中の月卽ち三月をいふ、又た中春に作る、仲秋、仲冬等も推知すべし。
〔希革〕鳥獸の羽毛の易へ革る也。
〔毛毨〕羽毛の生え易りて整ふ義也。
〔氄毛〕むくげわたげをいふ。
〔七政〕日月と火、水木金土の五星也

矣、可不恐懼戒愼哉。

右第六章

皇孫天降(アモリ)之後。奉天勤農之政。古典無記錄。因而索之漢土上世、堯典曰。乃命羲和、若昊天、曆象日月星辰、敬授人時。分命羲仲、宅嵎夷、曰暘谷。寅賓出日。平秩東作、日中星鳥、以殷仲春。厥民析、鳥獸孶尾。申命羲叔、宅南交。平秩南訛、敬致。日永星火、以正中夏、厥民因、鳥獸希革。分命和仲、宅西、曰昧谷。寅餞納日。平秩西成、宵中星虛。以殷仲秋、厥民夷、鳥獸毛毨。申命和叔、宅朔方。曰幽都。平在朔易。日短星昴。以正仲冬。厥民隩、鳥獸氄毛、帝曰。咨汝羲暨和。朞三百有六旬有六日、以閏月定四時成歲、允釐百工、庶績咸熙。其後虞舜在璿璣玉衡。以齊七政。是堯舜奉天意、豐人世政事之大綱也。

昔在。唐堯欲富下民。先以羲父・和父爲天官。雖曆象日月星辰。敬授人時勤勵農事。而尚畏有作物不熟。乃使羲和兄弟分宅于四方。以驗氣候之遲速與寒暖之強弱。實試萬物之化育也。是時天文・曆數之學。測量推步之術尙未精。而以閏月定四時成歲等。其法未便良也。然其敬天矜民。用心於農政之懇款如是。可謂代天惠民之盡善者也。是以事業不違天意。而萬有悉

畢熟矣。其在帝舜在璿璣玉衡以齊七政。亦王者精理日月星之纏度、整農庶務。萬機之最初。政事之大本也。及至後世。農政衰微。分宅之法廢矣。我家世修農業。有一家之農學。且我曾祖父元庵當時講農。且遊遍予四海。著皇國氣候寒暖強弱者頗精密矣。竊比予義和分宅之法云。

稱述堯舜、憲章禹稷、敬天養民。而經緯宇內。則有不國家富贍。人民蕃盛者乎。當堯之時。國土猶未平。洪水橫流。氾濫於天下。草木暢茂禽獸繁殖。五穀不登。禽獸逼人。堯獨憂之。舉舜而敷治焉。舜使益作虞。益烈山澤而焚之。禽獸逃匿。禹疏九河而注諸海。決汝漢排淮泗而注之江。然後中國可得而居也。后稷教民稼穡。樹藝五穀。五穀熟而民人育。人之有道也。飽食煖衣逸居而無教。則惑溺乎外誘之私欲而不能無失其本性也。乃使契為司徒。教以人倫。父子有親。君臣有義。夫婦有別。長幼有序。朋友有信。堯曰、勞之來之。匡之直之。輔之翼之。使自得之。又從而振德之。聖主之憂民如此。總是代天撫育蒼生也。信淵因按皇孫奉皇祖之神敕。自天降而撫育斯民。其政亦當如斯耳矣。

蓋勤憂民之急到至誠。天照大神之至仁至慈。同一而無有異也。信是至誠可以與天地參矣。帝堯之謂也。故皇國古典。雖帥天下之政不全備。而以堯為模範則為無異矣。漢土之古經。不可

「璿璣玉衡」支那古代に天文觀測に用ひたる具也。
「禹稷」禹と后稷と也。禹は史記夏本紀に「夏禹、名曰文命。禹之父曰鯀、鯀之父曰帝顓頊、顓頊之父曰昌意、昌意之父曰黃帝。禹者黃帝之玄孫、而帝顓頊之孫也」とあり、后稷は道統小傳に「后稷名棄、帝嚳之子也、其母有邰氏之女」とあり。
「九河」黃河をいふ。黃河は下流に至りて九支流となる。
「汝漢」汝水と漢水に淮泗、淮水泗水なり。共に支那の河名也。
「益」舜の臣、虞を掌る。
「契」舜の臣、司徒となりしもの。
「司徒」周代に民事を司る官名也。
漢代に至りては三公の一たり。

〔四天王〕帝釋天の外將たる時品天、多聞天、增長天、廣目天の稱、各部に八將軍を具し、之を派して四天下を巡り、種々の出家を護るといふ。
〔天衆〕梵天、帝釋等凡そ天部に屬する種類の總稱也。
〔忉利天〕又た三十三天、多羅夜登陵舍天ともいふ、欲界六天中の第二にて、須彌山の頂、閻浮提の上八萬由旬の處にあり、此天の有情は身長一由旬、衣の重さ六銖、壽一千歲、城郭八萬由旬、喜見城と名く、帝釋此處に居る。
〔漏盡〕三乘の極果に至り、聖智を以て煩惱を斷盡することをいふ。

不詳明也。又按天竺教。長阿含世起經忉利天品曰，佛告比丘。月八日齋，十四日齋，十五日齋。是爲三齋。何故於月八日。常以月八日四天王告使者。汝等按行世間。觀視萬民。知有孝順父母。敬事長老。齋修齋戒。濟諸窮乏者否。使者聞教偏按天下。具觀察，已還白王言。世間其人甚少甚少。王聞愁憂而言。世人多惡。減諸天衆。增修羅衆。若使者還言世人有孝順父母。敬事長者。勤修齋戒。施諸窮乏者。四天王歡喜而言。世多善人。減修羅衆。增諸天衆。於十四日。告太子。而親察世間亦如是。於十五日四天王躬下按行天下。觀察萬民。皆言忉利天。白天帝釋言。世衆生多不善也。天帝釋及諸天聞已。愁憂而言。世人多惡。增修羅衆。減諸天衆。若四天王言世衆生多善行者。天帝釋及諸天歡喜而言。減修羅衆。增諸天衆。以是故月三齋也。時天帝釋欲使諸天信歡喜說偈言。常以月八日・十四日・十五日受化修齋戒。其人與我同。佛告比丘。帝釋此偈我所不可。所以者何。彼天帝釋。婬怒癡未盡。未脫生老病死憂悲苦惱。我說此人未出苦本。若我比丘漏盡。阿羅漢所作已辦捨於重擔。自獲己利盡諸有結。平等解脫說此偈者。我所印可。我說其人離苦本。信謂曰。所謂四天王。及太子使者。按行天下。觀察萬民。言忉利天。而奏以世衆生之善惡者。蓋彼國婆羅門古學傳來之正教也，故訛謬雖多。名號雖異。而其大意頗近于皇國及漢土之古道矣。故其天帝釋聞世多惡人則愁憂。聞多善人則歡喜，卽是同于我皇大神及唐堯・虞舜憂民至誠懇到之神意。而無有可間然者也，然釋迦竊婆羅門古學之寄，爲己之區無或識之教。

〔嬌怒〕たはむれ怒る也。
〔浮屠〕[illegible]者といふが如し、浮屠は又浮圖、佛圖に作る、廣弘明集に「浮圖或言二佛陀一聲明轉也」と見えたり。
〔沙門〕[illegible]に「沙門、沙門者[illegible]」とあり。
〔緇衣〕緇は黑色なり、黑色の衣服をいふ。
〔徼幸〕僥倖と同義。中庸に「小人行レ險以徼レ幸」と見えたり。
〔奸宄〕よこしまの義也。
〔四大〕地水火風の四をいふ、倶舍論に依れば、實假の二種あり、實の四大は能造にして、假の四大は所造に屬す。

而只天[illegible]未レ施二其[illegible]者一也。[illegible]。惟天惡レ其無レ悉二其失德一乎。若夫捨二[illegible]一、[illegible]國家萬民之陷溺一而不レ憂焉。歎二聞孝子義臣之捐分一而無レ顧焉。特業[illegible]已耳。而[illegible]手人[illegible]。[illegible]其操高尙一也、充二其所レ期、則[illegible]之業。而於二人君曾夫下一。以[illegible]有レ害而無レ用者也、因而可レ知。古來伊勢兩大神宮神庭。嚴禁二浮屠宗及沙門之徒。緇衣[illegible]之[illegible]來一者、信有レ以也。

天賦二于民一故其[illegible]命也。無レ有二因性之不一レ備焉。然各[illegible]富貴一[illegible]貧賤一而徼二幸分外之利欲一。無レ主乃亂。故必降二聰明一以爲二之主一、[illegible]之治而教レ之、以復二其性一也。是所三以皇孫命之天降而主二于人世一也。而其神代政事、古典無レ所レ記、則不レ能レ不レ師二漢土先聖之道一而立レ政也。欲下奉二天意一導二人民一而不上レ違之、以二德禮一之、以[illegible]則人皆行レ險徼レ幸。而不レ知二天命之可一レ畏也。是所二以教化之不レ可レ不レ勤也。抑能教者遠二邪欲於將一レ萌之初、而使二心不一レ至二[illegible]道之遠一。且過二奸宄於未レ犯之前一而使レ身不レ至二陷レ罪之[illegible]一。是以贊參之績莫レ大二于教化一焉。

人君[illegible]。丁寧皆哉。豈二分來・[illegible]・[illegible]之[illegible]哉。使レ自得レ之。又從而[illegible]德之一、則天下皆爲二淳厚純正之風俗一、國家[illegible]、上下[illegible]。而[illegible]小民一亦可レ受二天之寵[illegible]一。況於二人主及執政之臣一哉。其昇天之[illegible]、可[illegible]、[illegible]。集二於妙氣一。得二妙四大一則生二常天一。若集二麁氣一。得二麁四大一

〔婆藪〕又婆萸に作る、仙人の名也、智度論に「婆羅門の中に初めて殺生をなし、天を祀り、生ながら地獄に墮ち、無量劫を經て華聚菩薩の大光明力に依りて地獄を脫して釋迦佛の所に詣る、佛之を讚嘆し、衆の爲めに其大方便力を說く」となり。

〔四吠陀〕西域記に「學四吠陀論、曰毘陀、訛也、一曰壽、謂養生繕性、二曰祠、謂享祭祈禱、三曰平、謂禮儀占卜、兵法軍陣、四曰術、謂異能伎數、禁呪醫方」とあり。

〔四端〕惻隱、羞惡、辭讓、是非之心をいふ、孟子公孫丑篇に見えたり。

則生人中。爲求當天故修馬祀。取一白馬放之百日。尋其馬迹。以布黃金以施一切。然後取馬殺之。當殺馬時唱言。婆藪殺汝。馬因祠殺亦得生天。知度論亦說馬祠法甚精詳矣。抑此馬祠者。天竺國婆羅門學。四吠陀中。第二科祠學中。事火禱禳法也。方便心論曰。事火有四法。一晨朝敬禮。二殺生祭祀。三燃衆香木。四獻諸油燈。所謂殺生祭祀。卽此馬祠法。燒殺白馬以祈生天者也。信淵按。天命之曰性。率性之曰道。性者仁義禮智之四。卽天之所賦與于人類。可以爲理哲。可以爲天神之資本也。能率其四端之發。而存養其心。擴充其性。則代天可以濟天下之蒼生也。雖欲無昇天之寵靈而可得乎。然不修天爵。而殺馬祈生天。謬妄亦甚矣。若夫欲以財而施一切。何必白馬之足迹哉。且又婆藪者。卽彼天竺國開祖。大梵天之異名也。然當其殺馬之時唱言。婆藪殺汝。是誣開祖神也。抑天竺國其俗淳朴。比之於他夷狄頗有可稱者。然亦有愚蠢如是者。而人情慣習不知其非。可浩歎哉。

玄明窟翁曰。人之誕也。自天必先降其性魂於冥府。使大國主神裁酌焉。幽冥大神敬奉皇天之敕。審黜陟諸魂之幽明。乃召其可投生者。授以仁義禮智之性。申戒曰。蒙天寵愛生於人界。惟無上之慶也。往及出于現世。必敬必謹盡其道。然後復命焉。若能存其心。養其性。擴充之而濟救世人。則更有天爵之賞美。欽哉。汝等疎放自愛保護而有損傷父母

〔典刑〕一定して變らぬ刑罰をいふ、書經舜典に「象以典刑、流宥五刑」と見えたり。

〔朕〕史記始皇紀に「臣等昧死上尊號、王爲泰皇、命爲制、令爲詔、天子自稱曰朕」と見えたり。

〔土地神〕卽ち產土神也。倭訓栞に「日本紀に本居をよめり、產土の義成るべし、俗に本村の社祠をもいへり、神名帳に宇夫須那神社といへるも皆同じ」とあり。

〔天命云云〕この句中庸首章にあり。

〔存養〕本心を失はずして善性を養ふ義也。孟子盡心に「存其心、養其性、所以事天也」と見えたり。

遺簡。雖無犯罪。必罰其不敬。況於逆命者哉。有嚴典刑。罔有攸赦。往欽哉。無替朕命。其誼天憲。究極丁寧焉。故人生至發知覺。則內心有四性。而自知事之是非。是暗記幽冥大神之示戒也。又其自幽冥出乎現世也。必冥府神卒護送之。各有緣由先託其父。而後且有緣由。胚胎于其母也。既胚胎之後。土地神隨逐擁護焉。其臨終也。來迎神使攝其魂也。然則大地戒場也。萬物道德修行料也。人者天地之子。萬物之靈。可以爲聖哲。可以爲天神者也。然不率其性。不修其道。而飽食煖衣天爵之修行料。則其實與偸盗何撰也。可無冥罰乎。假令檢束其身。雖過失不多。而無事天立命之功績。則其人生涯不過爲貯糞尿之器物耳矣。幸獲天寵愛。而生萬物之靈。終身爲糞尿之納器而死。其恥最甚矣。且沒後至冥府則奈復命何。是我先考之所以孜孜從事于教化也。

所謂斯四性。乃人之規則。而可以爲聖哲。可以爲天神之資本也。故能擴充之。則足以安四海。苟自暴自棄之。則不足以保一身。其理明白無可疑者也。子思子曰。天命之曰性。率性之曰道。修道之曰教。所謂率性修道。卽謹守幽冥大神之警戒。而安己所當爲之分限。無慕乎分外之榮耀也。且其動靜・云爲・行住・坐臥之間。率四端之發。而存養之擴充之。且以己之心度人之心。則未嘗不同也。他以己之所欲。可施諸人耳矣。冥府神卒者。卽大國主神部下八百萬神中

之神卒也。土地神者。各其土地鎮守之神。卽城隍等也。來迎神使者。菊理姬神部屬之諸神也。人類命期既盡。則菊理姬神必擇二其性魂一而致二之冥府一。是伊弉冉神所レ立之冥律。而此亦不レ可レ不レ然之天理也。何者。萬物有レ生必死。有レ長必消。天地自然之造化也。造而不レ化則大虛充塞矣。化而不レ造則大塊亦消滅矣。若夫肉體人民生而無レ死。則自二先祖諸父一。至二子子孫孫一。累積作レ山。大地雖レ廣。當レ至レ無下可二居住一之處上。且不レ能レ行下哲人昇二于上天一。姦宄殛二于幽冥一之賞罰上也。故卒以二命數一。命數盡則死而復二于其元一。是其宜矣。

右第七章

事レ天學。孟軻子之所二講明一。而其論甚詳矣。曰。存二其心一養二其性一所三以事二天也。既盡レ心知レ性。事レ天之至。殀壽不レ貳。修レ身以俟二死期之至一。是事レ天以終レ身也。人世之吉凶禍福。皆天之所レ命也。惟其莫二之致一而至者。之曰正命。故知レ命者。亂邦不レ入。危邦不レ居。不レ立二巖牆之下一。盡二其道一而死者正命也。桎梏死者非二正命一也。處二危地一以取二覆壓之禍一。或犯レ罪而刑死。同皆人之所二自取一。而非二天之所一レ爲也。其他怨懟・憤死。火場・流溺・入定等横死。皆非二正命一也。夫身體髮膚受二之父母一。豈止受二之父母一哉。其父母亦受二之天地一者也。然疎二於其謹愼一。是以皇祖天神惡レ之。故先哲教訓甚篤。冥府亦有二嚴刑一。可レ不レ敬哉。又非命强死者。以レ無二來迎神使之攝取一。其

〔菊理姬神〕日本書紀神代上に「一書曰伊弉諾尊追二至伊弉冉尊所在處一、便語之曰云々、是時菊理媛神亦有二白言一、伊弉諾尊聞而善之、乃散去矣」とあり。又神社考詳說に「神書抄云菊理媛神今加賀國白山權現是也」と見えたり。

〔諸父〕父の衆兄弟卽ち伯父、叔父、季父、等の總稱也。

〔殀壽〕殀は夭折、壽は長命也。

〔危邦〕滅亡に近き國をいふ。

〔桎梏〕桎は手枷、梏は足枷をいふ。

〔入定〕禪定に入る也、心を一處に定めて身口意の三業を止息するをいふ

〔身體髮膚云々〕此語孝經に見えたり

〔伶俜〕さまよふ義也。

〔三患〕又た三熱ともいふ、長阿含經にいふ、「此閻浮提所有龍王、皆有三患、一者熱風熱沙著身、燒皮肉、及燒骨髓、以爲苦惱、唯阿耨達龍無有此患、二者惡風暴起、吹其宮内、失寶飾衣、龍身自現、以爲苦惱、唯阿耨達龍王無此患、三者諸龍王各在宮中、相娛樂時、金翅大鳥入宮搏撮、或始生方便、欲取龍食、諸龍怖懼、常懷熱惱」云々と見えたり。

〔鞍馬僧正〕壹演僧正の事なり、鞍馬山に居て定めたりし故にいふ。

魂多不復于冥府。而逍遥乎其死處。或憑依于人。而害人。或使人自縊。或投水溺死。或自到而死。名之曰陰鬼。俗曰風葉者大抵是也。又性魂不逗留於其死處。而遊于濛氣中。浮浪奔走爲怪。或迂惑人。作新擾。或群充高山溪谷。變怪百出不可記載。名之曰遊魂。俗稱天狗。或呼叢鷄者是也。遊魂等幸無來迎神使之攝取。且非命殞身。畏懼不敬之刑罰而伶俜于大氣中。離不復命于冥府。而犯大罪者。幽冥大神乃縛捕之。困禁囂獄。無有攸逭也。其不悪戻者亦置諸魁於數處。而御焉。毎日行三熱之刑。見于太平記。管丞相・鞍馬僧正等。即其亘帥云。唯其殺仁使義而死者。不在此例也。

春秋左氏傳云。鄭人相驚以伯有。曰伯有至矣。則皆走不知所往。鑄刑書之歲二月。或夢伯有介而行曰。壬子余將殺帶也。明年壬寅。余又將殺段也。及壬子駟帶卒。國人益懼。齊燕平之歲壬寅。公孫段卒。國人愈懼。其明年子產立公孫洩及良止撫之。乃止。子大叔問其故。子產曰。鬼有所歸。乃不爲厲。吾爲之歸也。子大叔曰。公孫洩何爲。子產曰。說也。爲身不義而圖說從政。有所反之以取媚也。不媚不信。不信民不從也。及子產適晉。趙景子問焉。曰。伯有猶能爲鬼乎。子產曰。能。人生始化曰魄。既生魄。陽曰魂。用物精多則魂魄強。是以有精爽至於神明。匹夫匹婦強死。其魂魄猶能馮依於人。以爲陰厲。況良霄我先君穆公之胄子。子良之孫。子耳之子。敝邑

之卿從レ政二世矣。鄭雖二不腆一。抑諺曰。蕞爾國而。三世執二其政柄一。其用レ物也弘矣。其取レ精也多矣。其族又大所レ馮厚矣。而強死。能爲レ鬼不二亦宜一乎。按。子產之說レ鬼也。魂魄混雜。其言雖レ不二精密一。而於下予講二明陰厲與二遊魂一之論上。有下可二略證一者上。故茲記レ之以示二後進一云。

或問二玄明窩翁一曰。我聞。惟天無レ親。克敬惟親。又上天愛二善人一。積善之家必有二餘慶一。積不善之家必有二餘殃一。且老師常云。人性善也。我熟二觀世上一。善人甚少。惡人極多。故操行殪惡專犯二天憲一。貪二不義之利一。而大富二其家一。佚樂顯榮累世不レ衰者。不レ可二勝記一也。又强恕而行。篤敬親レ親。振二人之急一而不レ顧二己之貧一。兀兀行レ善不レ怠。然而數罹二眚災一。傷二害性命一者。亦往往有レ之。天命厚薄無レ有二定理一。故天地之大也。人猶有レ所レ憾也。由レ是觀レ之。則劭二事天之業一。殀壽不レ貳。行レ善而俟レ命。豈不二無益之勞一乎。玄明窩翁蹴然答曰。嗚呼。噫嘻。吾子誤矣。夫慶二於善一而殃二于不善一。卽天道之定規也。豈可レ無二逆天罰一乎。然至レ使下人懷中天道無知之慣上者。亦有レ以爾。先哲既說二三世報應之理一。而未レ盡レ精之所レ致也。今我茲論二其概一。夫人物之生莫レ非レ命也。而其吉凶禍福。總皆其人前世所レ行之宿業。而各所二自取一之報應耳。故寔命不レ猶。而其厚薄霄壤。亦理不レ可レ不レ然也。何者。如二上說一。前世行レ善積レ德。救レ衆成二大功一者。沒後必昇レ天爲二天神一。天造草昧之定規也。或雖レ有二功德一。而未レ可レ昇レ天者有レ之。或頗有二功業一。而傲慢可レ懲者有レ之。或

〔不腆〕粗末なる禮物の意也、倘薄謝といふが如し。
〔蕞爾〕小なる貌也
〔積善之家云々〕此文易經文言に見えたり。
〔餘殃〕祖先惡事を行ふによりその子孫に殘る禍をいふ餘慶亦推知すべし
〔人性善也〕この句孟子告子篇に見えたり。
〔殪惡〕けがらはしく惡しき也。
〔兀兀〕勉めに息まざる貌也。
〔眚〕過失又は偶然に犯したる罪をいふ。書經堯典に「眚災肆赦」と見えたり。
〔三世〕現在、未來過去をいふ。
〔霄壤〕天地をいふ張養差の詩に「緬想霄壤間」とあり

〔黜陟〕功ある者はすゝめ、功なき者は退くる也、書經舜典に「三載考績、三考黜陟幽明」と見えたり。
〔逭〕のがるる也。
〔迍邅〕行きなやみて進まざる貌也。
〔拗戾〕ねぢけもとる也。
〔玉成〕玉を磨きて仕上ぐる如く、勉め磨きて立派にする也。張横渠の西銘に「貧賤憂戚、庸玉汝於成也」とあり。
〔仁〕論語學而篇有子曰章の朱注に「仁者愛之理、心之德也」と見えたり。
〔鬼神〕禮記禮運篇の鄭注に「鬼者、精魂所歸、神者、謂風雨山川五祀之屬」とあり。

有少壯修德。而老來姦宄者。或有少壯凶暴。而晚年行善者。或無功德無罪惡者有之。或生涯犯罪惡而無功德者有之。或禽獸昇進而爲人者亦有之。而其黜陟幽明。冥府之閻實極嚴密矣。

信淵曰。前世之事雖不可知。而我人當有宿業之或善或惡也必矣。然則現世吉凶・禍福・貴賤・窮達等。皆前世已所修之報復。而孟子所謂莫非命也者卽是也。現世之吉凶・禍福・貴賤・窮達皆爲前世已所修之報復。則欲避其凶而不可違也。欲徼其吉而可得乎。旣惜以往之不可奈。而知來者之倘可營矣。現世猶一長夢已矣。不如姑置此世之富貴・貧賤・窮達・榮辱於度外。唯因其見在之位而爲其所當爲。不願其外。以勉强事天之業。殀壽不貳。修身以俟天之。若夫憤命之迍邅。不修事天之德行。拗戾而俟死。則有流蕩不法。累惡業之禍。又雖遇患難而困苦厄窮。能修仁行義。而勉强事天。玉成其德。則或有現世中蒙天救受天寵如虞舜者。可不敬哉。故爲人君而君臨四海。或爲大臣爲貴族而振權威。或生豪富而厚奉榮耀。所貴于人者。皆是前世行仁種德。好施樂善。補人之過振人之急。修道救世。務事天之報應。而皇天之所寵遇。諸神之所歡合也。可無現世之餘慶乎。故人君左右。居恒有數多鬼神擁護以警不虞。唯肉眼之不見耳。故失敬於人君。則雖人之不臨處。神罰立至。可不敬乎。且又人君

以下猶可尊貴者八。一曰有道之士。二曰貴族。三曰大臣。四曰權家。五曰博學。六曰藝材。七曰高年。八曰多福。此八貴亦皇天之所寵也。蓋皇祖天神愛人君之隆、亦欲使之施仁惠民。經濟世界、益大其德。以昇天也、故前世雖功德頗大、而未可以昇天者、必現世生人君。且使百神冥助其威靈、故以人君之隆盛、安天下之民、如反手耳矣。夫皇祖天神之愛敬善人也。其篤如此。可欣戴哉。然不修事天之政、而唯樂其爲君。沈湎冒色。昵比諂佞薰胥之人是信是使。暴虐于百姓。以姦宄于其邑。則守護之神惡其穢德。乃皆退散、乃失爲君之威靈、而爲獨夫。妖魔狐狸群聚愚弄之、肆虐愈甚。於是乎皇天震怒、不嘗失其宿德也。雖現世中、必降明威、以殛之。如桀紂等是也。可不畏乎。又或好仁行義、修善不倦而屢遇禍難。或有才智德操、而不被用于世。或生貧賤家、困窮飢寒。或癈疾多病不能自給。或無犯罪而陷刑徒。或罹于暴横而傷性命者。皆是前世自暴自棄。不奉天命之性、廢道敗德。逞己之欲而不顧人之艱苦。其行逆天理之冥報、而皇天之所怒、諸神之所嫉也。得無現世之愁苦乎。

信淵曰。貧賤憂戚。雖爲前世宿業之報應。而現世之所以空乏我身。餓我體膚。苦我心志。勞我筋骨。行拂亂我所爲者。皆以贖我前世之罪惡也。故使我不貳修身。以俟天命。且以全我德

〔皇天〕天帝と同義天の神也。
〔沈湎冒色〕沈湎は酒に心を奪はるる義、冒色は色欲をむさぼる也。書經泰誓篇に「沈湎冒色敢行暴虐」とあり。
〔昵比〕近づけ親しむ也。
〔薰胥〕宮刑に行はれたる罪人をいふ、薰は藥物を用ひて陰部を腐らす也、胥は他人の罪に連坐して罪せらるゝをいふ。史記索隱序贊に「嗚呼史遷薰胥以刑」と見えたり。
〔震怒〕上帝、天子等の怒をいふ。詩經大雅常武篇に「王奮其武、如震如怒」とあり。
〔拂亂〕そむきみだる也。

〔比干云々〕史記殷本紀に「紂愈淫亂不止。是時微子箕子〔illegible〕。王子比干諫弗聽云々、比干曰、爲人臣者、不得不以死爭、迺強諫紂、紂怒曰、吾聞聖人心有七竅、剖比干觀其心」とあり。

〔伍子胥云々〕太平寰記に「伍子胥果諫、吳王賜屬鏤劍而死、臨終戒其子曰、懸吾首〔illegible〕於南門、以觀越兵來」云々とあり。

〔岳飛〕字は鵬擧、湯陰縣の人也、幼にして左氏傳を好み、長じて北宋に仕へて功ありしも、奸臣秦檜の讒に遭ひて獄中に死す。

〔子俊〕姓は〔illegible〕、名は〔illegible〕、〔illegible〕の人、漢の武帝に仕へて〔illegible〕となる。

也。皇亂天神之愛若生也。〔illegible〕有惡有罪之人。其慈仁懇到如是。故〔illegible〕至。有失身命。而勇者當其難。勿徵苟免焉。凡吉凶禍福之無致而至者。皆天所命也。然則〔illegible〕其命者。宿罪亦自消滅矣。是故賢者之事天也。處〔illegible〕不〔illegible〕之〔illegible〕。而不改其〔illegible〕。〔illegible〕下之役。而不〔illegible〕其危也。若夫悲歎現世之不遇。而不〔illegible〕天之〔illegible〕。怨天尤人。言行不謹。則不過增世之〔illegible〕。更累冥之罰也必矣。

且夫天地者大父母也。父母者小天地也。大君者吾大父母之宗子也。故敬事君與父母。則敬事天地也。故事君與父者。東西惟命之從。君之於臣。父之於子。其設心豈有異哉。況天之所以命我。亦無偏黨之私。且又不招之災厄之捨。皆是前世之冥報也。故事天者求仁。勇義而不顧身命也。若比干伍子胥之諫爭而死。所謂履仁使義者。若中生岳飛之不逢諫。所謂敬君父命者。若伯勞之履霜於中野。子俊之奉使於齊國。所謂勇于從者也。夫雖云非正命。而皇天哀憐。諸神悲惜。人間共皆所尊敬也。故必有昇天之褒賞也亦審矣。然而其賞罰所以不於現世而在沒後者。凡有肉體者不得昇天也。因而寔皇天之賞罰多在身沒之後焉。所謂比三世報應之理。浮屠氏亦嘗講明之。諸經論中嘗引業感業習因交報等甚詳焉。然佛書之說三世也。猶惑人民。大害于政。何者。諸經論往往說曰。佛法

〔歸命〕三義あり、一は身命を佛に歸趣する義、二は佛の教命に歸順する義、三は命根を一心の本元に還歸する義、總じて信心の至極を表する詞也。起信論義記上に「歸者趣向義、命謂ニ己身性命ー生靈所レ重、莫ニ此爲ーレ先」とあり。

〔極樂淨土〕阿彌陀佛の國土をいふ。又安養、無量清淨土等の名あり、阿彌陀經に「從レ是西方過ニ十萬億佛土ー、有ニ世界ー、名曰ニ極樂ー、其土有レ佛號ニ阿彌陀ー今現在説レ法、其國衆生無レ有ニ衆苦ー、但受ニ諸樂ー、故名ニ極樂ー」とあり。

〔夔夔〕敬み懼るる貌也。

高妙。雖ニ極惡重罪之人ー至心歸ニ命于法ー而供ニ養諸佛ー供ニ養諸僧ー則罪障消滅。往ニ生極樂淨土ー謬妄亦甚矣。夫逆レ天悖レ道之罪。豈供ニ養佛與一レ僧之所レ可ニ能消滅ー哉。孔子曰。獲ニ罪於天ー無レ所レ禱也。若夫惑ニ其輕託之誑説ー爲ニ信可レ免者ー而不レ修ニ事天之實德ー則愈累ニ其罪ー愈不レ可レ得レ免耳。可レ不ニ熟察ー乎。故自能知ニ現世之薄祜ー即使前世之報應。而欲レ贖ニ宿業之罪惡ー則唯有ニ虞舜之事可ニ法也矣。

初虞舜之潛也。父頑。母嚚。象敖。相共合謀。居恆以レ殺レ舜爲レ事。或使ニ舜完レ廩。捐レ階焚レ廩。舜乃以ニ兩笠ー自捍而下去。得レ不レ死。後又使ニ舜穿レ井。舜乃竊爲ニ匿空ー旁出。舜既入深。瞽瞍與レ象。共下レ土實レ井。舜從ニ匿空中ー出去得レ免。夫父母與レ弟。日以レ殺レ舜爲レ事。則人世之陋窮。豈有下甚ニ於此ー者上哉。而舜至孝至友。絕無レ有ニ此類ー。然現世薄祜患難。急迫如レ此。則是前世之宿惡極多可ニ推察ー也。然舜置ニ生死患難於度外ー。至誠修ニ事天之德ー。而盡下敬ニ父母ー愛レ弟之道上。祗レ載見ニ瞽瞍ー。夔夔齊栗。瞽亦允若。烝烝治不レ格レ姦。是以上下神祇。感ニ服其至誠無ーレ息。共奏ニ皇天ー。赦ニ其宿罪ー。却冥ニ助之ー。天寵漸增加。遂至レ爲ニ中華之總主ー也。

右第八章

〔道學〕茲にては廣く儒教の學をいふ。[illegible]
えたり。

〔彝倫〕人の常に踐み行ふ可き道をいふ。書經洪範に「我不知其彝倫攸敍」とあり。

〔賈彪〕[illegible]定陵の人なり、賈[illegible]人令名あり、偉節[illegible]令となれるは、桓帝の時也。

〔掾吏〕下級の役人をいふ。

〔春省耕[illegible]〕孟子梁惠王篇に「春省耕而補不足、秋省斂而助不給」とあり。

是故雖有博地業民。道學不講則政事不立。教化不懋則彝倫不明。政事不立則財用不給。彝倫不明則風俗頹敗。財用不給則飢寒迫身。風俗頹敗則不知行檢。夫飢寒迫身而不知行檢則其欲不仁者不多而可得乎。人各有不忍于人之心也。人誰不愛己子。然而壞敗胚胎。陰殺赤子者往往有矣。是則政教不及於下。爲飢寒之迫身。而忍此不可忍之事也。是可忍也。孰不可忍也。惟天惠民。惟辟奉天。然唯竊有國君之富貴。政事不修。教化不擧。至使百姓困飢寒之迫。而自爲陰酷焉。奈皇天之神意。靜云思之。窮民之殺其兒。天罰尙輕。其爲人君者。深刻少恩。無助化育之政。邦俗鄙吝。無鄕黨相賙之風。而使貧困無術之民不免于爲此慘忍愚陋之策也。其天罰終以爲歸于何人矣哉。

後漢賈彪爲新息令。小民困貧。多不養子。彪大驚其民。嚴爲其制。與殺人同罪。于時城南有盜劫害人者。北有婦人殺子者。彪出案發。而掾吏欲引南。彪怒曰。盜賊害人。此則常理。母子相殘。逆天違道。遂驅車北行。案驗其罪。數年間養子者數千。僉曰。賈父所長。按。彪之治新息也。春省耕補不足。秋省斂助不給。然後嚴明制度以御其民。可謂深得奉行天意之體也。宜哉。其稱子之多也。今夫謀不追賈父之仁政。而設欲使百姓無墮胎陰殺則畏矣。何者。百姓之殺己子者。皆其困于衣食不給。飢寒迫身之無奈也。然無先施富饒百姓之仁政。而特嚴禁賊

〔黄髮〕老人をいふ。詩經魯頌閟宮篇に「黄髮台背、壽胥與試」とあり。
〔十室之邑〕家十戸ある邑の義にて、狹小なる地をいふ。論語公冶長篇に「子曰十室之邑、必有二忠信如一レ丘者一、不レ如二丘之好一レ學也」とあり。
〔陰殺〕ひそかに殺す義也。
〔横札之禍〕正しからざる夭折のわざはひをいふ。札は釋名に「夭死爲レ札」とあり。
〔書曰〕書とは書經を指す也、又、尙書ともいふ。此の文書經皐謨篇に見えたり。
〔有土〕國を保つ、又その人、卽ち天子、若しくは諸侯をいふ。

殺小兒一之刑上。則其弊必有下忘二黄髮一而養二育小兒一者上也。故不レ知二時務一者。可三以言二國事一乎。舉レ世奢靡驕慢。而當レ途者不レ顧二邦國之衰敗一。則其俗之薄。赤子亦惡得レ免二墮胎賊殺之禍一乎。昔者西域有二一國王一。每年殺二三千三百之小兒一。取二其肝一製二强腎丹一。以供二國王之服用一。使三王極二房中淫蕩之愉快一也。世人聞者皆驚歎而罵二其不仁一。然予熟思レ之。彼國王每年殺二小兒一。限二僅三千三百人一。則其不仁尙未二太甚一也。及レ至二後世一。諸侯好二奢侈一縱二淫樂一。邦内空虛。百姓困窮。十室之邑。年年墮二胎陰三殺赤子一者不レ下二二三人一。或一國及二七八萬一者往往有レ之。況於二四海之大一可二勝算一乎。然皆慣習。絕無レ有下罵二其國君之不仁一者上。此亦可レ異也。道之不レ行。信可二浩歎一矣。予竊悲三赤子罹二于酷虐之禍一焉。因而紬三索其禍之所二由來一。則道學不レ講。農政不レ明之所レ致也。故著二斯書一以講下究皇祖天神愛二育人民一之神意上。且又別作二經濟要錄一。及農政本論・草木六部耕種法・土性辨・培養祕錄等。耕農物産之書一。以詳下明豐二饒萬物一。蕃二息人民一之法上矣。若夫有二土地一者。能察二時務一。或有レ取焉。庶乎國家隆盛。百姓富貴。而赤子亦脫二横札之禍一云レ爾。

惟天矜二于民一。故使二人君代一安レ之。書曰。天聰明自二我民聰明一。天明威自二我民明威一。達二于上下一。敬哉有土。然則人君之務。無レ要二於尊一レ賢也。無二賢者之敎誨一則不レ知二天明威一也。不レ知二天明威一。則不レ能下紹二繼皇祖之神意一也。不レ紹二繼皇祖之神意一。則懈二怠國土經營一也。國土不二經營一則不

宜達上下神祇之職業。而曠廢天工也。天工曠廢。則化育不遂。而邦內窮乏。黎民阻饑。欲無孳育不遂而得乎。是故古之明主。尊賢人拜昌言。知天威之可畏。奉皇天之神意。而經營國土。所謂菲飲食而致孝於鬼神。惡衣服而致美於黻冕。卑宮室而盡力於溝洫。制民之產。必使仰足以事父母。俯足以保妻子。豐歲終身飽。凶年免於死亡。皆是紹繼皇祖之神意。經營國土。以制民之產也。

堯以不得舜爲己憂。舜以不得禹・皐陶爲己憂。禹以不得后稷・益爲己憂。成湯以不得伊尹爲己憂。高宗以不得傳說爲己憂者。蓋無有賢哲補相。則以不可得全事天之政故也。且又夏禹王置天子之貴與四海之富於度外。而終身從事于國土經營。唯勉強事天之政者也。故孔仲尼深歎美之。而稱有天下而不與。不亦宜乎。所謂天聰明者。聽其言視其行也。明威者。靈其德美惡。降其賞罰也。何者。人民者皇祖天神之惠矜最篤者。而命上下神祇而所化育也。故民心必干感通于天心。不可欺者也。故尚書云。天矜于民。民之所欲。天必從之。是有土地者。所以畏上天之明威。而不可不安集下民也。

右第九章

〔曠廢〕むなしくすたる義也。
〔黎民〕庶民の意也。書經堯典に「黎民於變時雍」と見えたり。
〔昌言〕誡めとなる可き言也。書經大禹謨篇に「禹拜昌言」とあり。
〔黻冕〕祭祀の時に著る蔽膝と冠となり。論語泰伯篇に「致於黻冕」と見えたり。
〔溝洫〕田圃の間にあるみぞをいふ。周禮考工記に「匠人爲溝洫」と見えたり。
〔成湯〕十八史略に「名履、其先曰契、帝嚳子也」と見えたり。
〔高宗〕唐の第三世也。姓は李、名は治、太宗の御九子、則天武氏皇后たり。

有土君之講究天理。精明星象。測量陸海。經緯度分。審覈氣候。明辨土性。懇開田畑。匡正經界。調理溝洫。修造堤防。豫備旱潦。精細耕耙。懇誠培養。盡力於農事者。所以纘鎔造之神意。而贊天地之化育也。故名曰農政十三法也。

講究天理者。言講皇祖天神鎔造此天地之神意。而使人明知產靈元運與伊弉諾私運等之眞理也。且又諸作物之成熟也。各有氣候寒煖之應・不應・土性剛柔之合・不合。而不可強違其理者也。故欲宣達天地之化育。則必先調量赤道距離之度分秒。且審驗其地之氣候寒煖與土性剛柔之適宜于作物不。然後植之則可得而豐熟也。若夫不知風之自。不辨氣之道。而疎放從事于產業。則不翅勞而無功也。枉費亦極多矣。故物產・農政等之事者。我家有經濟要錄・氣候審驗錄・土性辨・培養秘錄・堤防溝洫志・農政千論・草木六部耕種法以詳之矣。諸神職業者。皇祖天神欲蕃息人民。會役使諸神。以發育人世必用之庶物。故草神生草。木神長木。穀神熟穀。魚神育魚。土神和土。金神產金。玉神造玉等。上下神祇。皆各分職司其事。日夜片時無休息者也。然有圖上者。般樂怠放。無經營其國土。不勉興物產之業。而腐朽諸神化育之品物。則是曠廢皇祖大神之神意也。於是乎上下神祇皆震怒。必降明威也。故不行事天政教之國。往々山崩水溢。暴風失火。或疫癘大行。或地震雷電。或氣候不順。寒暖變異。或穀類不熟。饑饉屢臻。或民人不和。爭論荐興。邦內衰敗。上下共困

〔有土君〕二十六頁頭注「有土」の條を參照すべし。

〔旱潦〕旱は說文に「不雨也」とあり潦は又同書に「雨大貌」とあり。

〔宣達〕ひろく及ぼす義也。

〔草神〕日本書紀神代上に「次生草祖草野姬」と見えたり。

〔木神〕日本書紀神代上に「次生木祖句句廼馳」とあり。

〔土神〕日本書紀神代上に「其且終之間、臥生土神埴山姬及水神罔象女」とあり。

〔金神〕日本書紀神代上に「此化爲神名曰金山彥」とあり、金山彥は卽ち金神なる事鑑相記に見えたり。

窮者也。可レ不レ畏哉。

精究農政十二法則萬物悉豐熟矣。然後能總括諸種之物產。而行通移開闔之制則天下之貨財皆當輻湊焉。於是乎大賚于四海而能強事天之教化。則生民歸其仁矣。故此精農政新萬物施教化之名經濟之三要也。主國家者。寔能修此三要則物產大興貨財輻湊四海豐饒。萬姓富榮。不知貧窮之患也。豈有害其多子者哉。然後能熏推恩之教化。惟新舊染之汚俗教育人材精鍊武備修法度以脩其政。則人皆得復于本性之善。而行其善者漸增。人民大蕃息矣。人君能如是。則代天而濟萬姓也。可謂無恥乎受皇天之寵靈富豐四海之嬴藏也。豈止現世之富貴哉。必沒後昇天而受爵於諸神之上首者也。詩云。文王在上。於昭于天。文王陟降。在帝左右。

凡人有世修德而未至天爵者。遇貴必爲人君。其所以必爲人君者。尙欲使之事天濟民以全其貴與其賦。然後賜天爵之者也。何者。以人君之富盛從事于經濟之三要。則其濟救下民之易由反乎[illegible]卑也。可見皇天賜之使仁者以遂其[illegible]焉。然而人君不事賢者。則不得聞天道之要。不聞大道之要。則不知行經濟之三要。而或倣現世之富盛。或積汚穢之故習。或貪利而[illegible]之可畏。或溺于[illegible]。[illegible]則[illegible]大之[illegible]。有期果無窮之冥罰者亦有之。可惜之甚也。噫。

〔開闔〕開閉と同義。闔はとざす也。
〔賚〕賜與する義なり。
〔熏〕おこしひろむる也。
〔舊染ノ汚俗〕古くよりしみこみたる惡しきならはしをいふ。書經胤征篇に「舊染之汚俗、咸與維新」と見えたり。
〔本性之善〕孟子告子上篇に「人性之善也、猶水之就下也」と見えたり。
〔萬姓〕萬民に同じ、諸々の民也。
〔蕃息〕いやしげくふえんする也。
〔寵靈〕寵み愛みをいふ。呉師道の語に「寵靈[illegible]」とあり。
〔冥罰〕神佛の罰をいふ。

〔道敎〕一は儒敎をいふ、又程朱の學をいひ、又老莊の學をいふ。玆には儒敎の意也。

故主國家者。不可以不講明經濟之三要也。思講明經濟之三要。不可以不聞大道之要也。思聞大道之要。不可以不尊賢者也。賢人者道敎之基本。善政之淵源也。堯舜之政。不能周于物者。急先務也。夫尊賢者。主國家者之急務也。可不察哉。可不察哉。

右第十章

鎔造化育論下卷終

八十能隈手

八十能隈手解題

矢野玄道通稱を茂太郎といふ。文政六年伊豫國喜多郡久米村字阿藏に生る。夙に學を好み、平田篤胤の門に入り國學を修め、後昌平校に入り漢學を古賀侗庵に學ぶ。玄道家貧饒ならず、久しく京都鳩居堂に寄食し、伴信友に接し、又縉紳家及び社寺につき古書を講究し、大に得る所があつた。且つ博聞强記にして、一度涉獵した事は、決して忘れなかつたといふ。

明治維新前後、玉松操、樹下茂國等と國事を議し、建白書數通を上り、爲めに近藤勇に捕へられたことがある。明治元年神祇官に出仕し、同三年大學中博士に任じ、後宮内省に召出され、專ら御系譜編纂に從事し、十七年圖書寮御用掛被仰付、同十九年非職となる。

國の爲め君のみためと思ふ身もおき所なくなりにけるかな

と詠じて郷里にかへり、專ら母氏を看護して專心著述に從事した。著す所神典翼、皇典翼、國史私記、神功皇后御傳記、應神天皇御傳記、護王神御傳記、しきのくがたち、しひがたり、玉矛物語、大道のしるべ、天璽畏言等百數十種に上る。平田翁歿後古史傳の補正は皆其の手に成るといふ。

玄道常に人に語りて、餘性質蒲柳にして酒を嗜む。若し女色を近けば、宿志を累す事あるべしとて、遂に終身妻を娶らず。明治二十年、年六十五歳にして歿す。其の臨終の時病床の障子に、

富貴何足ㇾ慕　貧賤何足ㇾ悲　惟有二神隨道一
長樂眞可ㇾ期　誰道人生短　我與二天地一生
春秋各代謝　寵辱何足ㇾ驚　誰道五洲大
大倉粟不ㇾ知　方寸容二天地一　包弘尚有ㇾ餘

おもひよる千々のひとつもしほ草かきつくさゞる事をしぞ思ふ
この春は雁にもにるかふるさとの花を見すてゝ常世にぞゆく

といへる數首の詩歌を書きつけて、溘焉として逝去したのである。

八十能隈手四巻は、立道の著書で、宣長及び篤胤等の家學を紹繼敷衍して、著者が郷里に閑居中の執筆である。内容は篤胤の伊吹於呂志に似て、我が建國創業を說き、國體の尊嚴を說き、又は歌道を說いて居る。其の題名は、本書の巻末に、

はかりてもゆゝしかしこしすめ神のやそのくまでのくしきかみこと

とあるによる、著者の講述を、門人の校合筆記して成つたもの、明治五年夏の脫稿である。

八十能隈手 一之巻

凡て我人は更なり、世間にありと有ゆる、萬物の出來る根本は、蓋高天原（謂ゆる北極紫微宮。）に大坐ます、いとも恐き、天之御中主大神、高皇産靈大神、神皇産靈大神と申す、三柱の別天神、また神祖神伊邪那岐大神、神伊邪那美大神、その宇都御子とます、天日御國を統御めす、天照坐日大御神、月國を統御めす、月夜見大神、また風火金水土の、五元大神、また産土神、氏神等の大御恩頼に因りて、生々化々いづる物にて、そが間にも、人は生とし生る物の中に、殊更に靈物と、上古よりいひつぎゝて、生涯はいふも更にて、その後世までも、將その産土神、氏神たちの、御周旋を蒙ることになむありける。さて上に申せる、高天原なる、三柱別天神等は、無始として、天地日月のいまだ無りし、上つ世より、御坐して、天地日月を初めて、有ゆる千萬世界は、皆盡くに、此大神の御恩頼によりて生化いでゝ、伊邪那岐命、伊邪那美命、二柱大神に大詔依して、此大地を初て、諸國を造固させ賜ひ、さて夫妻とつぎの道を初め賜ひて、國の八

〔紫微宮〕北斗星座の名也、支那の天文學にて、此所を天帝の居所となす晋書、天文志に、「紫微垣十五星、在ニ北斗北一、一曰ニ紫微ハ天帝之座也、天子之常居也」と見えたり。

〔風火金水土云々〕風神は級長戸邊神、火神は火之迦具土神、金神は金山彦、水神は罔象女、土神は埴山姫也、

〔御恩頼〕倭訓栞に「みたまのふゆ、日本紀に恩頼と訓ぜり御賜の殖る義也」とあり、

十國、また島の八十島をも、八百萬神等をも、生賜ひて、萬の國島、萬の事物、某々の大神等に、みな事依し賜ひて、造化の功を爲さしめ賜ひ、いや後に、萬國の大君主を生むと詔ひて、天照坐大御神と、須佐之男大神、又御名は、月夜見大神とを、生奉り賜ひて、天照大御神をば、天日御國に、須佐之男大神は、月夜見國を、統御すべく詔別賜ひ、其大御德業は、盡く讓り奉り給ひて、伊邪那岐大神の現御身は、日少宮に、伊邪那美大神の現御身は、月夜見國に入らせ給ひ、二柱大神ともに、かく離て大坐しつゝも、大御靈をば、此國にも留め給ひて、世に幸賜ひてぞ有ける。かくて伊邪那美大神、月夜見大神も共に、天一大一の國にも坐すよし、師說に審なり。

天之御中主大神は、吾先師の說に、玄家には上皇大一、また上々大一とも傳奉り。皇產靈大神をば、盤古眞王、元始天尊と申し傳へ、天竺國にては、摩醯首羅天とも、大梵自在天神なども申傳へ、提婆論に。所有一切。有名非命物。皆從自在天生。從自在天滅とも、摩陀羅論師說に、自在天。造作衆生那羅延言。我造一切物。我於一切衆生中最勝。我生一切世間有命無命物。云々。また本生安荼論師說に、本無日月星辰及地唯有大水。時大安荼生。如雞子周匝金色。時熟破爲二段。一段在上作天。一段在下作地。彼二中間生梵天。名一切衆祖公作一切有命無命物又三論音義に、大自在天能生萬物萬物若滅還

〔造化〕萬物を創造化育するをいふ。列子に「老聃曰、造化之所始、陰陽之所變謂之生、謂之死」と見えたり。

〔日少宮〕天上なる大宮也。「日本書紀神代上に「伊弉諾尊、功旣至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮、少宮此云倭柯美野」と見えたり。

〔吾先師〕平田篤胤也。

〔玄家〕老莊學派をいふ。

〔盤古眞王〕盤古氏をいふ。支那草創時代の天子の號也。又、盤固に作る。述異記に「盤古氏夫婦陰陽之始也、天地萬物之祖也」とあり。

〔四生〕胎生（母胎に在て體を成して後出生するもの）、卵生（卵殻に在て體を形して後出生するもの）、濕生（蟲の如く濕に依て形を受くる者）、化生（依託する所なく唯業力に依て忽ち生るもの）をいふ、諸天と地獄及び劫初の衆生皆是れ也

〔六趣〕六道に同じ地獄、餓鬼、畜生、阿修羅、人間、天上をいふ、此六所は衆生輪廻の道途なれば趣くといふ

〔大自在天〕自在天外道の主神也、梵語にて摩醯首羅、摩醯濕伐悍といふ色界の頂にありて三千界の主たり、是に國摩醯首羅と淨居摩醯首羅なり

歸二本天一故云二自在一若瞋則四生皆苦。喜則六道成樂。また倶舍論音義に、那羅延天。那羅此云レ爲レ人。延那此云二生本一卽是大梵王也。外道謂一切人。皆從二梵王一生。故名二人生本一也。また南謁羅天とも、毘紐天とも、婆藪天、また韋紐天とも、伊邪那天、また世主天、また魯達羅天などとも、稱奉り、また摩羅とも申し、其后神を毘摩羅天と申して、御靈實は陰陽石にますこと、唐玄奘が傳に、彼が印度の諸國を周遊する所に、至二劫比他國一有二自在天一其精舍者。高百餘尺。中有二天根一形極偉大。謂諸有趣由レ之而生。王民同敬。不レ爲二鄙恥一諸國天祠。率置二此形一。大都異道。乃有二百數一中所レ貴者。自在爲レ多といひ、西域記に、健駄邏國の處に、跋虜沙城東北五十餘里至二崇山一山有二青石大自在天夫婦像一毘摩羅天女也。聞二諸土俗一曰二此天像者。自然有也。靈異既多。祈請亦衆。云々。其有レ願レ見二天神形一者。至誠無レ貳。絶レ食七日。或有レ得レ見。求願多遂。山下有二大自在天祠一と有れば、后神も在り、是また皇産靈大神の男女二神なるに符へるよし。また、同記に、印度諸國に、大自在天祠の多き趣を記せる、其數幾千といふことを知らず。皆甚く神驗ありて、衆人の尊崇する趣など、詳に赤縣太古傳、印度藏志に說明されたるを見るべし。陰陽石の事は、陰陽石考に因て見るべし、また古川氏が東遊雜記に、陸奥國栗原郡の、巻塲村金精社といふ社の神體は、幾千年を經たる鐵の男根の形にて、陰石も副て坐すといひ、筆の儘に、遠江國事任社、當國弓削社の神體も、陰陽石なりと記し、雲根志に、大井川川上、藥品川、また不盡川、

〔參議〕太政官の職員にて令外官也、朝政を參議する故に名づく、又宰相、相公、八座ともいふ、諸官の中、四位以上の才ある人を撰任す。

〔令レ拜ニ北辰一〕北辰卽ち北極星を祭る儀は、北辰菩薩陀羅尼經に「我北辰菩薩、名曰ニ妙見一、今欲下說ニ神呪一、擁中護諸國土上、所作甚奇特、故名曰ニ妙見一、處ニ於閻浮提一、衆星中最勝、神仙中之仙菩薩之大將光目諸菩薩、曠濟ニ諸群生一」とあり。

〔伯〕神祇官の長官をいふ、天神地祇を祭祀し諸國の官社を總管し、祝部神戸の名籍等を掌る、從四位下也。

安部川にも、陰陽石多く、駒嶽に大なる陽石多かり。近江石部の山に陰石多く、大和なる天道羅石山にも、大石ありなども云り。

さて皇産靈大神の御社は、本官を始て、畿內の諸國に多かるを、天之御中主大神を、崇祭れる御社の無きは、誰も訝しむことなるを、或說に、大和國の城下郡なる、服部神社にや坐らむと云るは、實に然るべくなむ。また世に天一神と申て祀れるぞ、此大神ならむと思ふ由ありて、別に記おける物あり。また眞俗交談記に、參議資實語云、天子毎レ晴、令レ拜ニ北辰一給、然陰夜不レ晴之故、拜ニ彼畫圖星宿一御也、御指合之時、被レ召ニ伯輩一爲ニ御替代一令レ勤ニ此事一給、若后妃令レ勤ニ其御代一給事有といひ、永正記に、詞官等、向ニ北方一不レ可ニ放矢一。是二宮正體御座方。北斗出現方也ともあるは、上代よりの御儀にてぞ有けむ、さて中昔より、方違方塞方忌などいふは、天一神、金神の在す方を避ることとぞ、大和物語に、かたのふたがれば、こよひは、えなむまかでぬと、宣へりければ、云々、源氏物語箒木卷に、こよひ中神ふたがりて、侍りけりといひ、枕册子に、こよひ方のふたがれば、違へになむ往く、後撰集に、方ふたがりて、たがへにまかるとて、藤原有文朝臣、〽かた時も、見れば戀しき、君をおきて、おやしや幾日、外に寢ぬらむ、」またかた塞がりとて、をとこの來ざりければ、〽あふことの、かたふたがりて、君來ずば、思ふ心の　たがふばかりぞ。」

さて天照坐大御神は、大詔のまに〳〵、とことはに天日御國を治看す、大君皇と成賜ひ、須佐之男大神は、永く月夜見國を治看す、大君と成坐して、有ゆる千萬國に、御恩頼を幸へ賜ふ御事なるを、此大地は、天日御國を知看す、大君皇と、月の國を治看す大君主と、御宇氣比の間に生坐せる、正哉吾勝勝速日天忍穗耳大神と申奉る、大神の皇太子、天津日高日子火邇々藝命と申すを、天照大御神、高皇産靈大神神御量に因り、天下の大君と、御定め有りて、天降し賜へ

〔神漏岐、神漏美〕祝詞考に「神漏伎は皇賀倍良夏岐美、神漏美は皇須倍良米岐美にて、皇親の男女の神を申也、伊邪那伎、伊邪那美と申すも、伎と美の言の略き、是に同じ云々、他の詔刀言には高御魂神魂より始て伊邪那伎、伊邪那美命天照大御神まで惣てを申すぞ多き云云」とあり。

〔天梯立〕丹後風土記に「與謝郡々家東北隅方有二速石里一、此里之海有二長大石一、前云々、先名二天梯立一、後名二久志濱一、然云者国生大神伊射奈藝命、天爲二通行一而梯作立、故云二天梯立一、神御寢坐間仆伏云々」と見えたり。

りき。故に天神壽詞、大祓詞を始めて、諸詔詞に、高天原に神留坐す、皇親、神漏岐、神漏美の命以て、八百萬の神たちを神集へに集へ賜ひ、神議り賜ひて、我が皇美麻命は、豐葦原の水穗國を、安國と平けく治看と、事依奉きと見え。續日本後紀なる、古歌に〽茜刺し、天照る國の、日宮の、日知りの御子ぞ、久方の天梯立ふみあゆみ、天降坐しゝ、云々」とよめるも、神語に因りて、詠傳へたる、正しき古語にぞ有ける。此らは委しき師說あれど、今は擧ず。

高天原とは、元北極紫微宮邊を申して、後には日大御神の治しめす、天日御國をも申し、また轉りては、遙々に見霽かす大空をも、いふ事と成たる事など、先師たちの說の如し」。さて天津日御國は、古傳に見えたる如く、精妙なる物の成たるにて、甚も甚も、めでたき御國にて、いと恐き尊き大神のみ鎭坐す事と聞え。また高天原に神留り坐す、皇祖天神の神功は、此御國に天御柱を築立賜へるに因て、成固まり、その御國の至剛く至健かる、靈機に因て、そを中心として、大地また諸星の國々は、みな相隨右旋にて動旋るよしなるを、或說に其大なることを、徑八十八萬六千九百五十二里、凡て里數時辰は、西洋の譯書に因てあげつ、その一里は、我が十四町四十間なりとぞ。地球に比ふれば、其大なること、或說に一百三十八萬四千四百七十二倍ともあり。其質は地球の如き暗體にて、光氣其外面を覆ひし物などとも註れど、實吾物語に、現に飛行きて見たる、正說に違へば用がたし。又此に三動ありて、一は自軸を繞て廿五日半にて轉じ、二は太陽の重心を繞て轉じ、三は大星團の中心を繞て轉す

ともいへり。かくて尤天日御國に親きは、水星、又辰星とも稱て、全徑三千零二里、地球より小きこと十七分の一なり。太陽を距ること、三千七百萬里、二十四時にて、自ら一轉し、八十八日或云八十日、或は八十七日十一時四刻二十五分。にて、天日を一旋す、是その第一郭なり。」其次は金星、また大白とも稱ふ。全徑七千七百里、大さ地球と差等、或云地の十分の九なり。太陽を距ること六千八百萬里にて、二十三時半或云十一日四刻二十一分。にて自ら一轉し。二百二十四日七時或云二百十四日。にて、日の國を一周す、これその第二郭なり。」その次を大地とす。中數徑は七千九百十二里、赤道中徑は七千九百二十六里、兩極中徑は七千八百九十九里。日の國を距ること九千五百萬里、二十四時我十二時。にて、西より東に向ひて自ら一轉し、三百六十五日六時或云三百六十五日二時五分六秒。にて公轉す、これ第三郭なり。」大地を繞る惑星を月とす、地より小きこと四十九倍、或云五十二倍、其全徑二千百八十里、地を距ること二十四萬里、凡二十七日半にて自轉、また公轉す。次を火星とす、又熒惑星ともいふ。全徑四千一百八十九里。日の御國を距ること、一億四千二百萬里、地球より五倍小なり。或云大地の七分一なり。二十四時半或云我十二時三十九分。にて自轉し、一年と三百二十一日或云六百八十七日。にて公轉す。」また火星と木星との間に、五十七の小惑星あり。エステ、セレス、パラス、ヂューノ等といふ。或説に、こは元一惑星になるが、破裂せし物ならむといへり。これ第四郭なり。」以上皆大地より小き惑星なり。次を木星とす、又歳星といふ。大地の千二百八十倍或云一千四百七十九倍、ありて、全徑八萬七千里、日輪を距ること四億八千五百萬里。十時にて一云四時四刻五十五分。自轉し、十一年三百十四日或云十一年と三百十五日。にて公轉す、遊輪の小星四箇あり。我が月輪に同じ。これその第五郭なり。」次を土星とす、

〔水星〕太陽に最も近き遊星の一也、下文に三千七百萬里とあるも、近日點に於て千百六十萬里、遠日點に於て千七百七十萬里也、地球との最小距離は二百十萬里なり。

〔金星〕下伏にある時は地球に近づくこと凡そ一千萬里上伏にては地球を遠ざかること六千五百萬里餘、面積は二千九百九十萬方里許あり。

〔火星〕遊星中最も太陽より遠き星なり。

〔木星〕遊星中最も大なる星にて、地球よりの距離は最も近き時にて凡そ一億五千萬里也。

〔土星〕又た土曜ともいふ。

「天王」天王星也、また搖星ともいふ 太陽系内八大惑星中、太陽より第一番目の惑星にて、西紀千七百八十一年三月イギリスの天文學者ハーシェルによりて發見せられ、其表面には濃厚なる大氣在するもの、如し。
「衞星」遊星の周圍を廻りながら其遊星と共に太陽をめぐる星をいふ。
「佐藤信淵」出羽國雄勝郡西馬音内前郷の人、字は元海、椿園と號す、農政學者にして且つ蘭學者也、嘉永三年八十二にて歿す。
「恒星」太陽の如く、地球に比して一定の位置にありと見ゆる星をいふ、惑星の對也。

又巽星ともいふ 大地の千倍或云九百數十倍、或は千三十倍ともいふにて、全徑七萬九千里、日國を距ること八億九千萬里。十時半にて日轉し、二十九年半或云、二十九年五箇月十五日、或は三十年ともいふにて公轉す、これに屬する衞星八箇あり。此その第六郭なり。次を天王一名ウラニュスとす、大地の八十倍にて、日國を相距ること凡十八億里、八十四年、或云三萬〇五百八十九日。にて公轉す。衞星四箇或云六箇、ありて、東より西に向て進むとか、これ其第七郭なり。次を海王一名ネフチユンとす、全徑三十五萬里、地球の八十倍、或云二百五十倍、〇校者等云、海王星全徑三十五萬里といふは、恐らくは誤ならむ、然るは此星は、土木の二星よりは、小なること勿論く、土星は大地より大なること一千倍、全徑七萬九千里、木星は地球より大なる事、一千二百八十倍にして、全徑八萬七千里とあり、然るに海王星は、彼兩星に比較ば、僅に地球の八十倍なるに、其全徑三十五萬里としては、中徑と立圓積の數大に相違して、殆太陽の全徑三分の一に過ぐ、太陽の大なる事は、我太陽屬中の遊星を、悉く統合一塊とするも、猶太陽の大なること、五百倍といふ、案ふに海王星は、三萬五千里餘りの全徑ならむか」日の國を距ること二十八億五千萬里、百六十六年にて公轉す。衞星一有り、これその第八郭なり。一或は日輪常居ニ其中、十餘星次第圍繞行之、貴賤ニ日輪ニ爲ニ經緯之位。此十一星中、惟木星至大、土星次之、天王又次之、地球又次之、金星又次之、水星又次之、また假如地球離レ日十分、水星四分、金星七分、火星十六分、木星五十二分、土星一百分、海王一百九十六分といへり、此は謂ゆる諸星なり。以上は西洋說に因て擧たるを、佐藤信淵の說に、有ゆる諸星は、悉に皇祖天神の、天日御國を造成給へる時に、成出づる物なる故に、萬星共に、天日を中心として、周旋る由は、即天日の御柱を立賜へる、神機に因れり。さて此の他は、天日を距ること甚遠ければ、旋轉の勢、漸々に衰へて、恒星の在る恒星天に至りては、大約一萬八千年ほどを經ざれば、一周せずなど、委く

〔晉書〕唐の太宗が房玄齡、李延壽等に命じ、十八家の晉史を集め、臧榮緒の晉書を主として編修せしめたるものなり、西晉、東晉一百五十六年間の事を記す、凡て一百三十卷あり。

〔保井算哲〕安井春海也、名は都翁、幼名春哲六藏、後ち養父の名を嗣ぎて算哲と改む、有名なる曆學者也、延寶元年書を上りて曆を改めん事を請ふ、後東髮して名を助左衞門と曰ふ、正德五年七十七歲にて歿す、貞享曆法、三曆考等の著あり。

〔隋〕文帝楊堅を祖とす、四帝三十九年を經て唐に禪る。

記せり、けにもさもあるべくや。さて謂ゆる恒星（又の名經星。）のことは、晉書の天文志に、晉大史令陳卓。總二甘石巫咸三家所レ著星圖一大凡二百八十三官。一千四百六十四星。以爲二定紀一とあるを、原に取て、保井算哲が、新に六十一座・一百八星を攙加へたりと、或說に見え。後漢書天文志の注に、中外之官。常明者。百有二十四。可レ名者三百二十。爲レ星二千五百。微星之數。蓋萬一千五百二十。また隋の天文志に、總有二一百五十四官一一千二百八十三星。並二十八宿。及輔官附坐一百八十二星。總二百八十三官。一千五百六十五星。などと見え。西說にも、（或は此を分二七等一、多レ光而大者、爲二第一等一、其數約十五至二二十之間一、第二等約有二五十餘宿一、第三等約有二二百宿一、第四等約有二五百宿一、第五等約有二五千宿一、第六第七等、其數爲二甚多一）その大數を千萬とも、萬々ともいひ。また其他に普天とて、我が數く經星天の如き、天界の數千なる由說ひ、また故ありて、神界より承はり傳へたる祕說も有れど、此には現しがたし。寅吉物語に、我らが見遮る諸天界も、何とか申す大神の、御腹內ならむも、知難しとある如く、彼數千の天界をも、また合せて網羅たる天界の、幾多有ならむも知らるべきにあらず。それ將皇神天神等の御靈頼に成たるは、論ふまでもなきを、かにかくに幺麼けき人智を以て、比量知らるべき際に非るなり。

かれこれより遙さきに、須佐之男大神のいまだ、月國に行幸さゞりし時に、此大地に天降坐て、

〔大國主大神〕また大己貴神ともいふ。素盞鳴尊より六世の孫也。古事記に「速須佐之男命、娶㆓櫛名田比賣㆒所生神、八島士奴美神、其神娶㆓大山津見神之女名木花知流比賣㆒、生子布波能母遲久奴須奴神、此神娶㆓游迦美神之女名日河比賣㆒、生子天之冬衣神、此神娶㆓刺國大神之女名刺國若比賣㆒、生子大國主神」と見えたり。
〔鹿島香取大神〕鹿島は武甕槌命、香取大神とは經律主命をいふ。
〔阿遲志貴云々〕大國主命の子也。
〔葛城賀茂社〕式に大和國葛上郡高鴨阿治須託彥根命神社とあり是也。

出雲國に大宮を建給ひて、其御子孫等と共々に、御父大御神の御功德を、相受けつぎ賜ひて、國土を造成賜へるを、三世の御孫、大國主大神の生賜ひて後、御自らは夜見國に入て、隱身と爲賜ひ、大國主大神は、其御功德を續まして、少名毘古那命と御兄弟と爲り、御心をむつびて御力をあはせて、終に此國土を造成をへ給へりき。爰に皇神天神の大御心と、天下四方の萬民を、撫惠ませ給はむとて、殊に我天皇の大御祖、皇美麻口子火瓊々藝命を、天降し賜ふとして、鹿島香取大神を勅使として、出雲國なる天下作らしゝ、大國主大神の御許に降遣せ賜ひて、顯明政をば、我御子皇美麻命に知らしめ、汝命は幽冥政を治看すべしと詔ひ、痛いと懇懃なる大御詔ありしかば、大國主大神は、大命のまに〳〵、やがて此大地をば讓奉て、皇美麻命の鎭坐さむ、大倭國と申て、己命の和魂を、大三輪社にませ、その貴の御子、阿遲志貴高彥根命の御魂を、葛城賀茂社にませ、積羽八重事代主命の御魂を、宇奈提社にませ、加夜奈留美命の御魂を、飛鳥社にませて、御自は、八穗米杵築宮に、長久に隱賜へりき。是を以て我皇美麻命は、天地と無窮に、顯明政を治看す御事と成り。凡て此等の精義は、古史傳に因て見るべし。

玉鉾百首に。〽物皆は、かはり行ども、明つ神、吾が大君の、御代は常しへ——と詠れし。また曾根孝直曰く、御國は挂卷も可畏き、天照皇大御神の、御生産せる御國にして天下知食す天皇

は、その皇御孫に座して。幾千萬世も皇胤の易り座ことは無く、いく千萬世の末までも、天つ日つぎは、嗣坐て、異國の如く、あだし胤のまじこり穢し奉る事はなし。堅磐に常磐に榮まし、天下穩に治り、不レ伏奴もなく、日本神の御末の天皇なれば、誰しの奴か、尊み恐み、おぢおそれ、皇命の大御心に、反き奉れることあらむ。萬事の不足こと無く。先異國・漢國、天竺國なども、その上古は巣居穴居など云て、身を容るゝ舍だになかりしを、皇國には、國土の初めの時、八廣殿を立らるゝなど見えて、いとど異國とは殊にして、萬事の事足ること、此を以ても知られぬべし。事足國の、千秋の長き葦原の、中つ水穗の皇が大御國になも有ける。然るを今の愚癡人は、儒佛の道まゐきてしより、萬事は明かに事足ひぬと思ふこそ、いと〳〵非心得なりけれ　抑ゝこの二道まゐきてしより、中々に、人心惡賢曲邪なりて、あやに恐き、皇國の上古の清き眞心は失なひはてゝ、何くれの別ちもなく。いよゝ益有るべくもあらぬ、禍事ども出きけり。また用なき穢き異佛を尊み、尊むべき御神をば尊まで、事もなきごと思ひおとすに因り、中昔よりこなたは、天災地異おほく、禍つ日神ぞ荒ましける。抑ゝ皇國の神道を置ては、外に信なふべき道もなく、敬ふべき物もなし。又天地の始めの道、道の祖道眞正の道の可怜道　今の御世まで傳はりきませる、皇道はしも、異國の道などの如き、人の邪曲小智もて作り設けたる、賤く穢き道などと、一口に云むもいと不禮しく、片腹いたし。そも他國の道とは、人の狂曲邪智もて、作り出たるものなれば、いま人の上の邪智もて、其道の上を見るからして、其道の上の心ばへの・隈々

〔堅磐に常磐に〕とこしへにの意也。倭訓栞に「ときはかきは、古事記に常石堅石と書り日本紀には磐石なかくよめり云々」と見ゆ。

〔舍〕家也、說文に「市居曰レ舍」と見えたり。

〔八廣殿〕又た八尋之殿といふ、八尋は殿の廣さをいふ尋は兩手を伸たる長さ也。日本書紀神代上に「二神降二居彼島一、化二作八尋之殿一、又化二堅天柱一」とあり。

〔禍つ日神〕伊弉諾尊が身の所汚を滌ぎ給ひし時に生り坐せる神也。書紀は八十枉津日神に作り、古事記には八十禍津日神とあり。

〔崇峻天皇〕崇峻紀に「泊瀨部天皇、天國排開廣庭天皇第十二子也、母曰小姉君、（稻目宿禰女也）」と見えたり。
〔蘇我馬子〕扶桑略記に「壬辰年、四月三日甲戌、馬子任大臣、誰、年二十二歲、大臣稻目男」とあり、
〔東駒云々〕日本書紀崇峻紀に「十一月癸卯朔乙巳、馬子宿禰詐於群臣曰、今日進東國之調、乃使東漢直駒、殺于天皇、是日、葬天皇于倉梯岡陵」と見えたり。
〔鈴屋大人〕本居宣長をいふ。
〔札瘥〕札は病死するをいひ、瘥は小疫をいふ。

まで見ゆるを、此道のすぐれたればこそ、かくまで精くはあれなど思ひなむ。御國の道は、天地の始の時、畏き大神大正の大智もて、傳へ給へる大道なれば、今人の小く賤き、狂曲邪智もて知らむと思ふより、其道は中々に淺く事もなき道のごと聞え、いよ〱ます〱暗く成て、いく年月を經れども、曉ること能はず。譬へば田舎にて、雅言などいはむには、ゐなかの人々は、雅言をえ知らざれば、却て此を片言など云むが如し。また人心この他儒佛の道に移りしより、皇國の清き正き心は無くなりて、君臣上下の別も無く、己が心のまに〱、臣として君をも犯奉る、淺ましき事など出來けり。そも崇峻天皇を、蘇我馬子と、東駒といふもの犯し奉り、源頼朝は、安德天皇を驚し奉り、北條義時は、後鳥羽順德の兩天皇を廢し奉り、足利尊氏は、後醍醐天皇を驚し奉りしなり。此らの奴は、皆漢心天竺心をよしと染つきたる、大惡無道の逆賊なり。此ぞこの儒佛の道の世に漫りし愆にて、禍神の荒びなりける。玄道云、鈴屋大人の、此奴らが事を、〽馬子らが、草むす尸、得てしがも、斬りてはふりて、恥見せましを、〽大王の、御命おそれぬ、くなたぶれ、しこの泰時、しこの尊氏、〽かしこきや、すめら御車に、い向ひて、なやめ奉りし、たぶれ足利、などもは詠れたる如く、實に天地に容れざる大罪人どもにて、先師の玉だすきにも、論ひあるを見るべく、共に夜見國に逐やらはるべき、醜者なること、下にありたるを見るべし。また尊き御神を尊まで、用なき穢き異佛をのみ尊むより、御心廣き神たちは、さあらでも、心狹き神等は、御怒りまし、荒び賜ひて、あるは夭死札瘥、水災火災、又は亂國戰國となり、貴

〔地天〕金剛界四執金剛神の一、能造の四大の中、地大を司るもの也、又た一說に堅牢地神なりともいふ。
〔水天〕金剛界曼荼羅の四大神、及び外金剛部二十天、又胎藏界曼荼羅の外金剛部院に於て各一位を占む、西方に屬して西方守護の天とす。
〔火天〕胎藏界曼荼羅の第十二外金剛院の一衆、大日如來事火梵志を引攝せん爲めに火神の形を示現せしもの也。
〔風天〕金剛界曼荼羅中四執金剛神の一也。
〔大梵天〕　初禪天（色界四禪の最初）の王をいふ、梵は淸淨の義也。

賤上下の別なく、元弘建武の如き大亂、又は應仁より天正の頃まで、少しも軍戰の止ことなく、かの漢、印度の如き風俗と爲りしも、佛を用る世と爲りて、此佛道盛に行るゝに因り、心狹き神等の、かく荒び賜ふものなり。玄道云、此はさる說にも聞ゆれど、御心廣き大神等と申せども、絕て御荒ひなしとは定めがたき由あり、そは宗と荒魂の御所爲に因ることなるを、別に記せる物あれば、此にかたはしを云むに、師翁の印度藏志に、十二天餞軌を引て、彼天數有ニ十二一也、地天、水天、火天、風天、大梵天、伊邪那天云々、如レ是諸天何時歡喜、何時瞋怒、謂諸國王及諸人民、以レ非治レ世、外ニ不善業一而捨ニ正法、爾時諸天皆生ニ愁憂一、愁憂即過便生ニ瞋怒一。若止ニ惡業一。以レ正治レ世、諸天歡喜、皆悉來護、とあるを釋きて、愁過て瞋怒を生すと云こと、中にも珍しく感たき說なり、國家を治む人などは、殊に味はふべき說にこそ、と有るをよく思ふべく、また太平記なる、愛宕山の異人が語に、足利尊氏直義が事を論らひて、此人々身の難に逢ひ、不肖なる時は、あはれ世を持む時は、政道をも能行はむとする者をと思ひしかども、富貴の後は、古の有まし一事も通せず、上暗く下諛ひて、諸事に親疎あれば、神明三寶の冥慮にも背き、天下貴賤の人望にも違ふて、我非をば知らず、人を謗合ふ心あり、只獅子の蟲、その肉を食ふが如し、適仁政と思ふ事も、只人の煩ひ歎きのみなり、夫仁とは、惠を四海に施し、深く民を憐むを云ひ、政道とは、國を治め人を憐み、善惡親疎を分たず、撫育するを申すなり、然るに近日卿も善政を開ず、君臣父子の道とも辨へず、只人の財を、我有にせむと謀の心にて、矯飾らずといふ事なし、されば一人として、世を治め運を長久に持さるなり、君を輕し、神明をだに恐るゝ處なき末世なれば、其外の政道何事か有るべき、惡逆の道こそ替れ、猜きもどき合ふ輩、何れも亡びむ事疑ひなしとて、源賴朝卿以來、北條賊らが事を論へるなも、考合すべくこそ、實や天照大御神も、暫くは天磐屋戶に閉籠坐し、稚日女尊も、神避賜ふことなどを、案奉れば、日吉山王記に、大御神も今は下地に御坐さずと見え、八幡大御神の、天平勝寶七年の御託宣に、若我氏人の中に、一人も愁歎する者あらば、社を去て虛空に住みて、天下に種々の災發らむと、詔賜へりと、宇佐託宣集、八幡愚童訓などに記し、平氏の宇佐宮に祈奉りし時、「世の中の、宇佐には神も、なきものを、何祈るらむ、心づくしに」と詔給へること、源平盛衰記などに記し、春記百錬抄に、六條天皇の仁安元年七月、賀茂大神の、天下政の不法を憤らせ給ふ事ありて、他所へ遷り給ふよし、兩度或人の夢に見え、また何時ばかりにや、「我たのむ、人いたづらに、爲しはてば、また雲わけて、上るばかりぞ」と詠せ給へりとも、袋草紙などに記せるも、浮たる說ならず、實に虐政の暴行て、群黎百姓の

〔赤縣〕支那をいふ。史記孟子列傳に、「中國名曰二赤縣神州一」とあり。
〔太昊伏羲〕史記三皇本紀に、「太皞庖犧氏風姓、代二燧人氏一繼レ天而王、母曰二華胥一、履二大人迹於雷澤一、而生二庖犧於成紀一、蛇身人首、有二聖德一、仰則觀二象於天一、俯則觀二法於地一」とあり。
〔女媧氏〕史記三皇本紀に、「女媧氏、亦風姓、蛇身人首有二神聖之德一、代二宓犧一立、號曰二女希氏一、無レ革造、惟作二笙簧一」とあり。
〔西王母〕山海經に、「羸母之山西三百五十里曰二玉山一、是西王母所レ居也、西王母其狀如レ人、豹尾虎齒而善嘯、蓬髮戴レ勝」とあり。

愼事ある時は、愁憂こえ堪給はで、外國へ暫時遷幸行す御こともありけらし、まいて畏しや天下遺らしゝ大神は、永久に幽冥政を治有す事とぞ定りにける。是を以て長鋒百首に、〽顯明の、事は大君、かみ事は、大國主の、神の御心。」また〽八雲立、出雲の神を、いかに思ふ、大國主を、人は知らずやも。」とも〽目に見えぬ、神の心の、神業は、かしこき物ぞ、おほにな思ひそ。」とも詠れたり。

師說に、此大神を赤縣には、太昊伏羲氏と稱し、玄家の書どもに、扶桑大帝、東王公とも、大眞東王父とも、木皇公また木公とも申し。大后須勢理比賣命を、女媧氏とも、太眞西王母、また金母とも稱し。其子豆御子事代主大神を、暘谷神仙王と申し、少彥名大神をば、大二小子とも、東華方諸青童君とも申し。（天竺にては鳩摩羅天と申傳へ）其初め、天の太祖、昊上帝の詔命に因て、伏羲氏女媧氏ともに、彼國へ渡りて、蠢化の民を含養すべき法を立て、功烈をへて、復命せる古傳を、淮南子に載して、「乘二雲車一駕二應龍一道二鬼神一登二九天一朝二帝於靈門一宓穆休二于太祖之下一」と云るは、右の古事を正しく傳へたる由、赤縣太古傳、及三五本國考等に記され、天竺の古說に、睺摩羅阿須倫王、また閻摩羅王、阿修羅王といふ神王は、恐くも我須佐之男大神と、大國主大神との御事業を、同一に混雜て傳へたる物なる事は、委く印度藏志に說れたり。

さて我人ともに、此世は假世にて八坂大神の御歌とて、〽永き世の、苦しき事を、思へがし、何なげくらむ、假のやどりに」、と或者に示賜へりと、撰集抄を初め、物どもにいひ、或は稲荷神のともいひ、新古今集に宇佐宮の御歌とて、何なげくらむ、假の此世を、といふが見えたる、ともに眞僞は知られど、理はさることなり。大かた百歲前後にて、終に幽冥界に參向つて、天下造坐し大神の、御統馭を受奉らでは、得あらぬ神代よりの、御定めにしあれば、後世ぞ常住不變なる、眞世なるをよく思ひ定めて。此は師の古史傳を始めて、何くれの書に、委曲に說れたるを見て知るべし。先夙く惟神の道に神習ひ、その魂を鎭め、眞木柱太く堅く、心神を築固めて、横さの道に惑ふこと無く、上は天神地祇に、天皇によく事へ奉り、父母に孝敬をつくし、妻子をはぐゝみ、兄弟親族を慈くしみ、朋友を初めて、萬生を憐愍みなど、力の及ぶ限り、善事善行を務め惜みて、此世には功名を立て、有功人と爲り、世をまかりては、有功神と爲るべく、仕奉るべきわざなりけり。かれ玉鉾百首に、〽伊豆のめの、いづの御魂を、得てしあらば、漢の曲れる、事さとりてむ」〽いざこども、さかしらせずて、靈ちはふ、神のみしわざ、助け奉つろへ。〽天地の、神の惠みし、なかりせば、一日一夜も、有り得てましや」。また〽命つぐ、食物衣物、すむ家ら、君の惠ぞ、神の惠ぞ。〽世々の祖の、御かげ忘るな、世々の祖は、已が氏神、己が家の神。〽父母は、我が家の神、我神と、心つくして、いつけ人の子、〽ぬえくさの、妻子奴

〔撰集抄〕僧西行の著、新古人の傳記行狀異蹟等を撰集したるもの、凡て九卷也。

〔新古今集〕新古今和歌集也、後鳥羽院の院宣により參議右衛門督通具、大藏卿有家、右近衛中將定家、前上總介家隆、右少將雅經等が撰集せるもの、收むる所凡て一千九百八十八首也。

〔古史傳〕平田篤胤の著、皇國の古道を詳叙したるもの凡そ三十二卷也。

〔天神〕釋日本紀に「高天原所レ生神名曰二天御中主尊一、次高皇産靈尊、次神皇産靈尊、又案二古事記一、惣有二五柱天神一、是等天神也」とあり。

らは、皇神の、さづけし寶、うつくしみせよ」。また〽天照す、神の御民ぞ、御民らを、おほろかにすな、あつかれる人、〽皇神の、めぐゝ思はす、人草ぞ、世の中の人、あしくすなゆめ。」（此歌の義は、大平翁の解に因て見るべし。）とよまれ、先師も〽いざこども、さかしらやめて、現人の、神に習ひて、祖をいつかな。〽玉だすき、かけて祈らな、世々の祖、祖の御おやの、神の幸ひを。」（此は玉襷に、委く解れたるを見るべし。）とも詠れたる如く、我人の祖の祖と探窮れば、卽皇祖天神に坐し、皇祖天神は、有ゆる我人、また萬物の大父母にて　畏くも天日嗣知食す、吾が天皇命は、その宇都之御子と大坐す、御事にしあれば、皇祖天神に、よく仕奉らむ者は、天皇に能仕奉らでは有べからず。天皇によく仕奉るなむ、卽て皇祖天神に、能仕奉る道理なるをさりとて、皇祖天神、また天皇に忠孝に仕奉ると稱ふも、徒に朝な夕なに、禮敬參拜奉るのみを、謂にはあらず。先後に擧る如く、我人ともに、皇祖天神より、恐くも降し賜はれる、魂神を枉傷はず、直く淸くし、古語を愼み、身行を正くして、二親によく事へ、一家をよく治め、さて延きて萬物をも撫愛しみ、若志を得たらむには、一鄕一國にも及てむと、務め勵むぞ、やがて恐くも、皇祖天神の大御心に、符ひ奉れる事と知られて、天皇にも、皇祖天神にも、かくてこそ、よく仕へ奉る理にぞ有べけれ。されば忠孝の道は、唯一にして相須て相離れざるぞ、神代より傳來し、神隨なる眞正

〔玉だすき〕倭訓栞に「玉手繦也、玉は稱美の詞、一説に、萬葉集に珠手次とも書きたれば、たまは手間の義成べしともいへり、鎭火祭の祝詞にするは散火を采女に通はしていへる也云」とあり。

〔玉襷〕平田篤胤の著、毎朝神拜詞記を本文となし、其につけて其の神々の御傳、神拜の心得、又先祖の祭りかた等を講說せられたる書にして凡て一卷也。

〔皇祖天神〕古語拾遺には、天照大神、吾勝尊、彦火尊、彦瀲尊を皇祖天神と稱せり。

〔宇都之御子〕また珍子に作る、古事記には貴子に作る

き道には有ける。

本居春庭翁も、己が先祖も、天神か地祇か、定かに知られずとも、源平藤橘、五伴の男の神の、御子孫に紛なき身なれば、大皇國の道を貴ぶべきを、却て人となるに順ひて、己が先祖まで、誹謗奉ることを學ぶ徒は、皆天照大御神の、罪人なりとて、漢學する徒の弊を、委く說れたり。或人の、其が系圖を問へるに、「中つ世は、かけてわかれど、本はみな、天照神の御末なりけり」と詠て答へしとぞ、その人こそ、取るに足らぬ、實にさる說になむ。また鈴屋翁の說に、人の生れ來る始め、又死て後、いかなるものぞと云ふこと、誰も心にかけて、明らめ知らまほしくする習ひなるを、佛ぶみに說たる、生死の趣、心性のさだ、いと委しきやうなれど、皆人の考へたる、造ごとなれば、よく悟り明らめたらむも、つひに何の用もなき、徒らごとなり。唯儒者の說に、死て身滅びぬれば、心神も共に消うせて、殘ることなしと云るぞ、よく思ひめぐらせば、實にさるべき理とは聞えたる。然はあれども、此又信みがたし。凡て物理は、限なきものにて、火の色は赤きに、燒たる物は黑くなり、又灰になれば白くこそなれ、凡てかく思ひの外なる事有て、思ひはかれるとは、いたく違へる事の多ければなり。されば人の死て後のやうも、更に人の智もて、一わたりのことわりに因て、量り知るべきわざにはあらず、思ひの外なるものにぞ有べき、と論れたるは、實にさる說にて、すべ

〔地祇〕古事記傳に「地祇とは、此の國に生り坐せる神をまをすなり、令集解に、䟽曰、自レ天而下坐曰レ神也就レ地而顯曰レ祇也といへり、云々」と見えたり。

〔五伴の男の神〕書紀には五部神に作る。日本書紀神代上に「又以二中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猨女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五部神一使二配侍一焉」と見ゆ。

〔儒者の說に云々〕朱子の說に、「人鬼之氣、則消散而無レ餘矣、其消散亦有二久速之異一、人有下不レ伏二其死一者上、所二以一既死一而此氣不レ散云々」とあり

「和魂」雅言集覽に、「古は天子の德なるによりて玉德と稱す。されども天子に限るべからず人々此の德を守るべし。總じて溫和なる人には愛あり之れ玉德なればなり、是れを大和魂といふ云々。」と見えたり。

「直日」(直日神)日本書紀神代上に「次將レ矯ニ其枉一而生神號曰ニ神直日神一、次大直日神一」と見ゆ。又倭姫命世記に「多賀宮一座、豐受荒魂也。伊弉諾尊所生神、名伊吹戸主、亦名曰ニ神直日大直日神一」と見えたり。

「しきしまの」やまとの枕詞也。大和國磯城島の(〓)地名に起る。

て幽界のことには、更に人の智もて、おし測らるゝ限にあらずと聞えたり。○靈の眞柱に曰く、我人ともに、心得べきの第一は、先づ靈魂の行方にて、雷神の猛き心を鎮ひきりて、上つ世の武く、雄々しき眞心になるをいふ。その眞心とは、つねに〳〵心を溫潤にもちて、直く正しく偏らず、雄々しくいさぎよくこゝろざし、今の世は、今の大御法を畏み敬ひ、人爵を用ひず、且實に神を尊び、我持前の家業を勤め、主親を大切にし、我より下なるはよく惠み、他人に及ぼして、神の眞をよく知りて、身を行ひ、世に隨ふべし。神斷行ひすましても、心の外のはからざる道にても來りなば、これ禍神の禍業と心得て、たゞ直毘の御心をたのみ、直日の神の御惠みを祈るの外なし。又主君の爲に、我一命を捨る事にても、其の公ならば、これも神の御心なれば、潔く死を決し、おくれたる名を、後代に穢すべからず。常々人の交りにも、我心を和らげて交り、たとへ其友に惡き事ありとて、我に侮をなすとも、なるべき限は、見直し聞直し、了簡して、それにても其人惡きにつのりなば、いでて其時にこそ、ゆるすまじきなり。其外の萬事、此心をもてよく〳〵勘辨の上にて計らふべし。鈴屋大人の歌に、〽しきしまの、やまとごゝろを、人とはゞ、朝日に匂ふ、山ざくら花。櫻花は萬木の花の王なりとは、人もよく知りたる事なり。その櫻花は、散る時節には、花の少し殘れるをも枝に殘さず、未

練なく、其いさぎよき事、諸木に勝れたり。御國人の心は、何なる心ぞといふならば、我は櫻花のうるはしく、朝日に匂ふ心とぞいふ事なり。かくの如く常々心を持たば、心も安らかに清く潔く、神も惠み幸ひ給ふなり。玄道云、大人の此歌のめでたきに付て、思出つることあり、昔或人の瘧疾に困じたるを、或友の此歌を朝夕に唱ふべき由を、教へこせさたるに、やがて愈たりと聞けるを、東野州聞書を見れば、千五百番歌合に、〽朝日かげ、にほへる山の、櫻花、つれなく消ぬ、雪かとぞ思ふ、といふ歌を、頓阿が何なる病中にも、此を吟ずれば、心の清々と成ると云へること、思ひ合はされてなむ。扨我が大御國の人々は、尊きも卑きも、福者も貧者も、坊主も醫者も、皆神々の御裔にて、其家の業々も、神の始て傳へ給ふ事は、知りたる如く思ひをれども、誠はよくしらざる故に、神代の大御定めを守らず、己々が向く方へ、魂を動かすは、知ざる故の迷ひなり。扨世の人の、常に心の動く初は、どうぞといへば、貴賤老若男女の差別なく、いとゞかわゆしとおもふ妻子にても、神業にて死に至るを、無常の風にさそはれしと名付て、其身も弱り果て、その折しも、法師は爰ぞとつけ込て、無常の風の加勢をすれば、いと悲しさ彌益に、どうしても、ぜひ一度は死なねばならぬ、此身の上なり。且我身死て後は、どうなり行ものとおもふ心が、迷ひのはじめ、いかなる強氣の男でも、年の五十歳にもなりぬれば、最早老先近しと、心もよわり、佛の妙法に取すがるも、神代のありがたき傳へを知らざる故なり。日本紀の、難波長柄宮に、天下知しめし給ふ、孝德天皇の御卷に、惟神

〔瘧疾〕又わらはやみともいふ。金匱要略疏義に「瘧歲歲發、至三三歲一發、或連日發不レ解者、以三脅下有二痞也、療レ之不レ得レ攻二其痞一、但虛二其津液一、先二其時一發汗、其服湯已先、小寒者漸引レ衣自覆汗出、小便利則癒、瘧者病人形瘦、皮上粟起」とあり。

〔東野州聞書〕東常緣の著、和歌に關して當時名匠の談話逸事、並に自己の考案を雜錄したる隨筆也、凡て一卷。

〔頓阿〕扶桑隱逸傳に「頓阿、亞相能實六世孫也、少逃レ世、居二叡山一、脩學惜レ晷、後去二台嶺一、入二高野山一、性能二和歌一云々」とあり

者なり。謂ゆる隨神道者、亦自有神道也とは、いかにと云ふに、神ながらといひ、またおのづから隨ふとは、天皇の御大祖に坐す、皇孫瓊々杵命、天降り給ふ時、供奉の神々の御子孫、連綿と仕へ給ひ、皇孫瓊々杵命、天津國よりの詔を、受給へる儘に、今に此國を、永く動きなくしろしめし給ふ、此を自有神道と云ふなり、卽ち神の仰のまに〳〵といふ事なり。また天皇の御上に於てすら、萬の事を、御心のまゝにはし賜ふことなく、彼の高天原より降賜ひし、天照大御神の、御靈代の御鏡を、天皇の御同宮に祀ひ祭り給ひて、事ある時は、大御神へ仰せ上られ、大御神の御教し事によりて、天の下を治め、萬の行ひを、神のまに〳〵なし賜ふ、是等皆自ら神の道に隨ふとは云事なり。何事も我心を用ひず、萬事上つ代の定法のまに〳〵、せし故に、下として上をうかゞふ者なく、國豊に榮え、人々正直にして、命長く病もなく、ゆたりと朴かなる人氣なり。然るを儒佛の穢き心うつり來て、見ぬ外國の聖人に、なりたがり、又佛などに成たいと、あがけども、神代の定法、大御のりを破りては、後の禍となる事なり。神代の定法と云は、人間の身にそなはりし物なれば、何として穢くむさくるしき、立すくみには、成度てもなられず。彼聖人などの如く、狗を殺して、生で喰ふような、しをなさき事は出來ぬ、云々。神國の人の、絕てなりがたき不淨のものなり。抑此國は、神國にし

〔瓊々杵尊〕日本書紀神代下に「天照大神之子、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、娶高皇産靈尊之女、𣑥幡千々姬、生天津彦々火瓊々杵尊」と見えたり。

〔連綿〕綿は又緜に作る。きれめなく長くつゞくにいふ。李白の詩に「九疑連綿皆相似」と見えたり。

〔御靈代の御鏡〕日本書紀天孫降臨章に「是時天照大神手持寶鏡、授天忍穗耳尊、而祝之曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿、以爲齋鏡」とあり。

〔下として云々〕臣下として君上の位を窺覦する者なしと也。

て、人身はいふも更なり。萬物萬事、みな神業にして、別て生死の二つは、神の妙なる大御法なれば、此國人の身に、そなはりたる事にて、後の穢き佛聖人を願ふよりは、早く心を改めて、かしこき大御心に隨ひて殊に生死の事は、聖人の教にも、佛法にも、人の智慧才覺にも、力業にも及ばずして、奇しき神業なること、いふも更なり。其一をいはゞ、孕みたる女、其子を産むとする時に、今日は悪き日なるが故に、明日に日延しようと思ふても、其時の神の御心なれば、晝夜の差別なし。是産婦の自由にもならず、生れ出る子の勝手にもならず、また死もかくの如し。今日は寒いじやに依て、暖なる日に死たいなど思ふても、是また人の自由にならず。又人の禍福も、何程金銀をほしいと思ひても、腕づくにゆかず、世の中に智慧ある人、愚なる人に使はるゝもあり、阿房者に大金持もあり。是等は神業にして、人の智慧の及ぶ所に有らざれば、兎角我智慧を頼にせず、神によく祈るべし。これを時節じやと、利口らしき顔で、一口にいひたる、其いふ時節が、神業にて、人の若かりし者の、段々と年老黒髪も、白髪となる、顔に皺の出るも、神業なれば、世事と心得て、神業なる事に、氣のつくものもなし。言もて行けば、夜の明るも、日の暮るも、四季の替り行も、雨降風吹、人の身の善悪も、都て天地の間は、皆不測にして、妙なる神業なり。かゝれば彌々益々、神の尊く

〔生死〕佛教に所謂生死とは、一切衆生惑業の招く所にして生じては死し死しては生ずる也楞嚴經に「生死死生、生生死死、如二旋火輪一」と見えたり。

〔晝夜〕和漢三才圖會に「說文日之出入爲レ界、蔡邕月令註云、日入後三刻、日出前三刻、皆屬レ晝、星見爲レ夜、君子日有二四時一、朝以聽レ政、晝以訪問、夕以修レ令、夜以安レ身也」と見ゆ。

〔阿房〕倭訓栞に、「俗に痴人をかくいへるは、法苑珠林に、閻羅王の事に、百萬之衆阿傍是也と見ゆ、或は阿防羅刹より起りたるにや」と見えたり。

〔玉鉾の〕道と云ふ語は枕詞、刀(ミ)に掛くる語かと云ふ

〔極樂國〕阿彌陀佛の國土、無量清淨土、無量壽佛土ともいふ。阿彌陀經に「從レ是西方過ニ十萬億佛土一。有ニ世界一、名曰ニ極樂一、其土有レ佛、號ニ阿彌陀一、今現在說レ法、其國衆生無レ有ニ衆苦一、但受ニ諸樂一、故名ニ極樂一」とあり。

〔地獄〕大乘義章に「言ニ地獄一者、如ニ雜心釋一、不可樂故名爲ニ地獄一、地持中釋、增上可厭故稱ニ泥犂一、泥犂胡語、此云ニ地獄一、不樂可厭其義一也」とあり。

「青人ぐさ」倭訓栞に「古事記に青人艸と書り小人は草に比する成べし」とあり。

かしこきを、よく思ひはかりて、朝夕ともに心身を清く、神を敬ひ、我身の安泰、子孫の榮えを祈り願ふべし。さてまた死たるものゝ靈は、何處に行て、どうなる物か、又ある物か、無ものかといふに、人の死靈のあること、疑ひなし、是を佛法にて、妙法の華が、己が勝手よきように、口に任せて、たゞあはれなる限りいひきけ、亦世の人の腹にあふ樣に、善事をなすものは、極樂國に往生いたし佛になり、惡業なる者は、地獄に墮て苦むといひ。亦儒家にては、死する者は既に朽穢す、心も亦飄散すといふて、たとへば燈の消たるが如しといふが、皆押當了簡にて、取に足らず、勿論外つ國々には、古き傳說なければ、知らざるも理と云りき。此は鈴屋翁が說を、注疏せるに似たる說なればあげつ、また翁の夜見國へまかるとし、論はれたるは、師說の如、非ことなれば、そこは略きて引きつ、

さて道ちふ道の本は、玉鉾百首に、〽二柱、御祖の神ぞ、玉鉾の、世の闇の道、始め賜へる。」また〽天地の、極み御てらす、高光る、日大神の、道はこの道。」とも〽高御座、天つ日つぎと、日御子の、うけ傳へ坐す、道は此のみち。」また〽天の下、青人ぐさの、朝夕に、御蔭とよそる、道はこの道。」など賦れたる如く、やがて隨神なる道にて、天地の初の時に、皇祖天神の、伊邪奈岐、伊邪奈美大神に、天瓊戈を賜ひて、是多陀用幣流之國を、脩理固成せと詔賜へるに始り、さて後に御言揚、また御柱巡の事を、改賜ふべく教悟し賜ひ、出雲俊信術輔の語に、天神すら其由よしの如

〔言靈〕倭訓栞に、「萬葉集に言靈とも事靈とも見えたり、言事に靈驗あるをいふ也」と見えたり。

〔大御父大神云々〕大御父大神は伊弉諾尊を申す。古事記上に「此の時伊邪那岐命、太く歡喜して詔り給はく云々、天照大御神に賜ひて、詔り給はく「汝が命は高天原を知らせ」と事依して賜ひき」と見えたり。

〔柿本朝臣〕人麿といふ、天足彦國押入命の裔也、持統文武の兩帝に仕へ和歌に巧なり。

〔山上憶良主〕大日本史に「大寶初爲二遣唐少錄一、和銅末、至二從五位下一」とあり和歌に長ず。

られぬ事どもは、御卜もてうらなひ給ひ、また此二柱御祖大神すら、悞り給ひたる事の有て、改て云々詔玉ひつる事など、皆尊き神の道にして。畏けれど今の代にも、思ひ過てる事は、人の教を聞て、速に改むべき事、疑しき事は、卜なひて、神の御心を問ふべき事、又改めいひては、言靈の幸はひは助けて、身の幸はひに成る事も、思ひ合すべきなりとあるは、實にさる説になむ。二柱大神さへに、かく何事も、天津大御神の、大命のまに〳〵、行はせ賜ひ、天照坐日大御神は、大御父大神の大命のまに〳〵、高天原を永久に知看しゝぞ、此隨神なる道の事本にて、萬葉集歌に、柿本朝臣の歌に、神長柄、神佐備世須登、また神隨、太布座而、また神隨、安定座奴とよみ、置始東人主の歌に、神隨、神等座者、大伴家持卿の歌に、可牟奈我良、於毛保之賣之立、など詠るは、天皇、或は皇子の御上にかけていひ、作者知られぬ歌に、神柄と、言あげせぬ國、また柿本翁の、神ながら、事あげせぬ國、山上憶良主の、神奈我良、愛の盛に、天下、奏たまひし、家子といふ類は、臣と民との上にかけ、藤原宮の役民の歌には、神長柄、所レ念奈戸二と、天皇の御上にかけて、さて下に神隨爾有之と、民の上にかけてもいひ、柿本朝臣の、讃岐國は、國柄か、見れどもあかず、神柄か、こゝだ貴き、と國にもいひ、山上主の、かむながら、かむさびいます、くしみたま、と神石にかけてもよみて、凡て人にまれ、物にまれ、神の御言依のまに〳〵物するを、惟神といふと、或人の論へるは、實にさる説なり。遙後に、皇美麻日子火邇々藝尊の、天降坐し時に、皇産靈大御神、天照大御神の、大御口つから、天津祝詞の太詔事もて、天下の御政申賜ふべき道を、悉々に事寄させ賜へるぞ、我神代の古事なるを、御々代々の皇御孫尊は、その大御寄詔のまに〳〵、御自の私事を、少も加へ給はず、萬づに天津宮事に因て、御政を聞召す故に、惟神之道と申す。是を以て、古事記の表文に、此を本教と云り」。鈴木朗が説に、異國之道之、於二皇神之道一也、或同或違、或交或雜、或害或補、中世以來、隨二貢獻一而入二參曼衍普流。不レ出二神意一、非三人之所二能爲一也、夫惟神惟皇不レ識不レ知、敦厖純固、清靜寧一者、上古之神道也、祖二上古一父二中古一身今而賓二友異國一者、方今之神道也、とある、上古の神道の説は、さる説なるを、方今之神道とは、いかゞあらむ。かれ親王等、五伴緒神等御裔と坐

〔臣連〕共に姓（かばね）の一種、臣は大身の意にて、朝廷に仕ふる人を傍より尊みて云ふ尸なりと、連は古事記傳に群主の義とせり。臣と相並びて朝政に參與せり、天武天皇十三年諸氏の族姓を改めて八色の姓を定め、臣を其第六とし、連を其第七となせり。

〔伴造〕臣連以外の姓を稱し、伴部を率ゐて朝廷に仕へたる京官の汎稱也

〔國造〕上古一國を統治支配する者にいふ尸にて、轉て又職名とも見做を得べし。神武天皇御代二年珍彦を倭國造となし、劔根を葛城國造となしたるを以て初見とすべし。

て、御政をあなゝひ輔奉らせる。臣達、伴造、國造等は、更にも申さず、下の下までも、其惟神なる御政の、御仕の隨に、清き明き、正しき直き心もて、皇大朝に、大君に、能仕奉り。父母に孝敬を盡し、兄弟妻子朋友などをも、撫愛みなど、勤め勵みて、とはに忘れことなき事にしあれば、古語に、我御世の事、よくこそ神習はめ、青人草習はめやといふ、神語も有るなり。又さて其の神隨なる、古傳古語を、熟く聞き博く知て、後生を誨へ悟す人を、物知及事知とも、鹽土老翁など稱ひ、出雲風土記、常陸風土記などに、古老曰云々といひ、又古くより何老某老といふ稱の多かること、師說に委くいはれたるが如し。また朝廷を始めて、諸國にて、神代の古事を、普く諸人に說語す職を、語部といひ、佐藤信淵が、朝廷には語女といふが有て、古語を主りしなり、といへるは、何の書に見えたるやしられども、理はさもあるべし。此語部の長には、天物知命と申す、天神の御末、天語連、語造のむねと、仕奉られし事と聞えたり。そは凡て部といふ者は、千百と多く部類を爲たるをいふ稱にて、物部、久米部、大伴部、佐伯部など有りて、俗に某組等といふ程の事と聞え、連とは、某々の部類を率て、長官と爲て仕奉るより、負へる加婆禰なること、本居大人の說の如し、此らの說どもは、吾友角田氏の考も、重出ながら考もあるを、煩ければ此には漏しつ。然るに右にあげたる職掌どもゝ、禍神のわざと、外國の教ごとの蔓行れるより、漸々にかき闇されて、衰微なむとせるを、天武天皇のいみじき、大御心より、それ興してむと思成りて、親王大臣等と謀らせ賜ひて、神代の古事の、有のことごと召集へて、此時に、天朝に傳へさせ賜へる古事に、申すも更にて、戸々門々の氏文を、集記させ賜へるなむ、假名日本紀にて、それ即今傳はる、日本紀の元書たるべく、假名本は、後世に遺し、史料の如き體裁にてぞ有けらし、其中にて天皇の大御心と、醇粹なる限を撰び取りて、古

事記をば傳へさせ給ひけむ、此も說長ければ、今は論ぜず。正しき天津詔詞のまに〳〵、大御口つから、上代の例に因て皆く語傳へ、聞習しめむとてぞ、阿禮刀自には、御言依し賜へりけむ。上代は、文字は有ながら、語傳へて諳記せること、勿論なるを、天竺も、古はしか有し事など、先師の古史徵と、印度藏志に、說辨へられたるを、漢土も元然なりし事、木下順庵が說ありて、退思錄に見えたり、此に依て萬國ともに、然ありしことも、推て知るべし。されど猶異教どもの、世に遍く行はれて、漸々に神語など語る事は、大かた絕果つと聞えて、語部の古詞申す禮も、徒に大嘗祭の時のみ、殘れることゝと成りしは、いともあかず、遺憾き事なりけり。されど中世より、伊勢、竹取、うつぼなどの物語を初めて、何くれの物語どもの多かりしは、なほ昔の諸部の遺風と聞え、後に轉りては、琵琶法師が平家を語ることなども、やがてかのなごりにぞあるべき、そも古談りのみにて、歎めきたることは、ふつにたえはてぬるを、またそが轉りては、淨るり語とて、三味線の琴に合せて語りもし、さては芝居と合て加て、作す事と成てより、年に月に種々淫靡鄙野の雜曲を多く作出し、その巧態を窮極るより、都鄙の內外に、至らぬ隈なく、全盛に成もて來て、俗間の小人婦女兒等が、心目を悅しむる、最第一の遊具となり、動もすれば、淫奔の媒なしも引出るなど、往々聞及ぶるを、淵瀨に變り往く、世のさがとはいへども、その上古を思へば、いとかたじけなく、さるはかなき遊戲の具にはあらじなど、やさかの歎のせらるぞかし。さて物識人、事知人、また鹽筒老翁はいふも更にて、語部等の說狀は、何に有けむ、傳へなけれど、上に略師の說に因て說たる如く、凡て我人の本は、悉皆皇祖天神に坐て、行住坐臥より、生前生後ともに、其御恩賴に漏ること無き事なれば、その天地を造化し賜ひ、生民を立賜ひ、その生民を保養さむ爲にと、天皇の御大祖を、天降し賜へれば、その皇祖天神の、御嫡流に坐ます、我天皇は、宇宙の大君に坐し、我人の祖先も、多く神胤皇胤にて、御々代々御恩澤に因りて相繼ぎ來り、

〔阿禮刀自〕神明憑談に「弘仁私記序曰、有二舍人一姓稗田名阿禮、年二十八、鈿女命後也云云、二十八歲にして聰明」とあり。

〔木下順庵〕德川幕府の儒者、名は貞幹、字は直夫、順庵は其號也、京師の人にして、元祿十一年歲七十八歲にて歿す。

〔大嘗祭〕天皇卽位の後、始めて新穀を以て、天照大神及び天神地祇を奉祭し給ふをいふ、一世一度の新嘗なるを以て大新嘗ともいふ。

〔淵瀨に變り往く〕古今集に「世の中は何か常なる飛鳥川きのふの淵ぞ今日は瀨になる」と見えたり。

〔運行〕倭訓栞に、「きへゆく、古事記萬葉集によめり來經(へ)(き)行の義、歲月の來るまゝに經て行くをいふ」とあり。

〔大鏡〕藤原爲藤の著、文德天皇の嘉祥三年より御一條天皇の萬壽三年に至る百七十六年間の事を記せる假名書の歷史也。

〔梅窓筆記〕橋本經亮の著、著者の考證隨筆也。

〔和久良婆〕倭訓栞に「萬葉集に、わくらばに云々と見ゆ、はに婆の字を用ゐたれば濁るべきにや、萬葉集にいふは病葉也といへり、常磐木の中にたまさかに赤く色づきたるをいふ也」とあり。

總て現世に在る程は、其御政に從奉り、此世を退りては、出雲大神の統掌賜ふ、幽冥政に隨ひ奉らでは、え有らぬ由縁より、八百萬神の分主ます神業、また萬物の運行變化、天地間に有ゆる事情物理、また近くは心身を治め、父母に孝順を盡し、兄弟妻子朋友より、衆生を慈愛むべき理より、家、國、天下をも治むる道をも、熟く敎へ諭す職にこそ有けめ。此に思合さることは、大鏡に、むかしさかしき御門の御政の時は、國の内に年老たる翁、おむなやあると、召尋ねて、古のおきての有樣を、尋問はしめ給ひてこそは、奏する事を聞召合て、世の政を行はしめ給ひけれ、されば老たる身は、いと畏き者に侍りといひ、萬葉集に、〈物皆は、新きよし、唯人は、古たるのみぞ、宜しかるべき〉と賦るも、此を思へるにや、梅窓筆記に、鈴鹿家記を引て、永享二年八月、來廿八日伊勢講、私所にて仕候、また同月春日講中、皆大和へ參、云々、應仁元年十二月聖護院村、云々、春の稲荷講に、三簡村衆、寄合被レ申候、とある由いへり、今も何講某講といふ稱の有るは、決めて元語部のありし古昔は、某々の大神の御德の事をし、語聞せたる時の名の殘れるにこそ、そを或人の講とは、集合の事とせるは、深く思はざる誤になむ。さて萬葉集九卷の長歌に、〈今となる、ことは難きを、和久良婆に、成れる吾身は、死も生も、云々とも。卷五の長歌に。和久良婆に、人とはあるを、人なみに、あれもなれるを〉。とも賦るは實にさる設にて、まづ比登といふ名は、古く日止といふ義とせるは、いかゞにて。靈止の義にて、また靈足ちふ由をかね、多美といふ稱も、足身の義と、足靈とふ心を、兼持る稱なるべきこと、師說に、人は天皇祖神より神魂性情靈智を、神隨に賦與へて、生れしめ賜へる由、說れたるに、知發せて悟るべくなむ。此は皇柱といふ物に委く說り、また神宮の記類に、伊勢大御神の御詔に、人は萬物の靈物也と詔へりとある、其も例の後人の杜撰とのみ、思捨たれど、後の荒祭宮の御託宣に、民は皇大神の御寶なりと詔へるに、よく符合へれば、此御詞のみは、正き事にて、孝德天皇紀の詔に、萬物之内に、人是最靈

なり、とあるは、此諱語に因給へるにこそ有けれ。天地の間に、海山なる鳥獸蟲魚草木と、千種八千種と多かる物の中に、人としも生出たるは、即皇祖天神等の、こよなき厚き惠なる、恩頼を蒙れる上に、師說に委く說れたる如く、千五百國と、國は多かる中に、皇國は殊なる由ありて、こは神典に見えたれば、今更申すまでも有らず。外國よりも、神國、また中土と君子不死國大人のなど稱へて、諸蕃の人も、道を得たる僞人は、皇國に參朝て、神仙の品位を、吾が皇大神より受賜りて、來往もある由なるを、大神貫道は、此に熱心づきて聞えて、その養神延命集、萬歳靈島日記等に見ゆることあり。數て謀ありし靈臺本曉しといふ書の如く、さるあやに尊く妙き由をば、夢にも知らば、生涯、或は衣服飮食好色の爲に、淫蕩て、自ら反す事を知らず、草木と同く朽はて、或は頑々けき、利名をのみ浚々めて、四方に奔走り、漢人の謂はる、醉生夢死の徒と成り、或は稚邪心と成はてゝ、あらぬ敎に惑ひさまだれて、世を終る徒も多かるは、大かた後世は、妖魅の群黨に入て、永く之に此を離出ること、無しと聞ゆるは、此は先師の、古今妖魅考に委く見えたり。はかなく、ゆゝしき事にて、皇祖天神たちの御心には、いかにいふかひなく、違痛く悲情すらむと、恐けれども、あはれ深き、父母の子を思ふ心に、思ひなぞらへて、察ひ奉りるぞかし。されば、山上憶良ぬしの歌に、「をのこやも、空しかるべき、萬代に、かたりつぐべき、名は立ずして」と、先師の、「成せば成る、なさねばならず、成る業を、ならぬと捨る、人のはかなさ」と歌れたるを忘れずて、よゝ、恪み奉むべきことならずや、平貞丈云く、天地の間に生ずる物、草木鳥獸より、萬物にいたるまで、各上中下の三等あり、人も萬物の中にて、上中下の三等あり、上等の人は、心正直に、才智あり、德行あ

〔神國〕扶桑略記に「新羅王遙望以爲非常兵將、誠ニ己國、吾聞東有ニ神國、謂ニ日本、亦有ニ聖主、謂ニ天皇、是必其國之神兵也云々」と見えたり。

〔醉生夢死〕酒に醉ひ夢見て生死する義也。程子語錄に「醉生夢死、不ニ自覺ニ也」とあり。

〔さまだれて〕倭訓栞に「濺亂るゝ義なるべし」となり。

〔古今妖魅考〕平田篤胤の著にして全五卷なり、我が古今に傳說せる妖魅に關して詳說したるものにして、古今の記錄、物語書等を採りて、謂ゆる天狗、妖魅の世を亂したる等を具さに論證せられたる書也。

く、仁義の道を行ひ、萬事善のみにて、惡少しも無きなり。下等の人は、此に反す、中等の人は、上等に下等の間にして、善惡相交るなり、此十人なみの常人也。此上中下は、人々の生得なり、他人の力を以て變化する事はならず、自身に心を勵して、修行すれば、下等の人も、上等に至る事なり、是は元の生得は、上等の人なれども、一旦欲心に掩れて、本心暗く成り、下等の人に似たるが、再び生得の上等に立返れるなり、自身に心を勵して、惡を攻めむ、と思ふ志の起るは、是その元上等の生得なる證也といひ、物茂卿も、早くからかゝる說あり、貝原篤信が、子弟居レ家、則順ニ父母一、宜ニ兄弟一、敦ニ親戚一、在レ外則泛愛レ衆親レ仁、凡接ニ人倫一。平レ心和レ氣、慈愛恭敬、懲レ忿窒レ慾、自反責レ己、有レ恕有レ容、而居テ以レ爲レ善爲レ常、此學者自ニ初學一至ニ終身一。爲ニ日用當レ務之工夫一とも、凡好レ善之道、其所レ守約、而所レ施博廣レ之則悅者衆、此可レ爲ニ要道一、また天下之人、天爲レ父、地爲レ母、而爲ニ天地之子一、是以萬物之中、唯人爲ニ最貴一、是所ニ以爲ヲ靈一也、故人之於ニ天地一、有ニ罔レ極之恩一、故終身之事業、當在下事ニ天地一而盡ム其道上而已、事ニ天地一之道如何、曰爲レ仁而已矣、爲レ仁之道在下存レ心養レ性上而愛下育人物上而已とも、報レ恩之一事、人道之所レ宜レ勤也、史記に本之語、纔共子民小ニ於三一之言、宜レ顧ニ念之一、夫以天覆地載、父生母育、君養師導、是皆於レ吾有ニ罔レ極之恩一、豈可ニ一日忘ヲ之哉、といへるも、共にさる語なれども、皆道の大原の、我が皇祖天神に出でる事をば、露知らずして、皇祖天神は、卽天地にも大父母にも、君上にも、聖師にも坐ますことゝもえ悟らぬ說なれば、謂ゆる履を隔て、痒を掻が如き、譬の如くにぞ有ける。

また野之口氏が、神道道しるべとて、童蒙に便よく記たる物に、人は本を忘れてはならぬものじや。此身は父母の賜物じや、父母がなくては、此身の出來やうわけがなし。此身が有ればこそ、甘ひ物もくひ、おもしろい物も見、めづらしいことも聞き、行きたい所へもゆき、利根らしい口もきけ、此樣に自由のなる、此身の本を尋ぬれば、父母でござる。されば片時も、父母の事を、麁略に思ふてはなりませぬぞ。父母は、とかく子の事をお案じなさる物じや。身を大事にかけて、上の御法度をよく守り、養生して煩はぬ樣にするがよい」。父母が

〔平貞丈〕伊勢貞丈也、有職家にして貞丈雜記、安齋隨筆等著書頗る多し天明四年歿七十にて歿す。

〔物茂卿〕荻生徂徠をいふ、茂卿は其の字也、江戸の人なるも、其の先參河の荻生に居る、因つて荻生を氏とす。物とは姓なる物部の略稱也。

〔貝原篤信〕貝原益軒をいふ、篤信はその名、筑前の人、世々福岡侯に仕へり。

〔履を隔て云々〕事の眞髓に達せざるに喩ふ、續傳燈錄に「上堂更或拈レ掃敲レ床、大似下隔レ靴抓上レ癢」とあり

〔童蒙〕幼稚蒙昧の者をいふ、此語易經蒙卦に見ゆ。

有ても、君といふものがなくては、世は安穏にわたられぬものじや。主人の御恩といふものは、廣大なものでござる。父母の御心を察して、常は大切に致す此身なども、主人の御爲には、少しも惜まず、棄てしまふべきものでござる。しかし死ぬばかりが、忠義でもござらぬ、犬死にならぬ樣、急度功を立て死ぬものじや」。諸々の善事は、家業を精だすより起て、諸々の惡事は、家業を怠るから起りますぞ。食は日々に消失せ、衣は月々にやぶれ、住居は年々に傷ねますぞ、食衣宅の三を、日月年に割付たものじや。消え破れるを、足し修らふ爲に、萬民みな家業を務めます。その家業といふものが、かたみに佐け合ひ、救ひあふ理へまゐる樣にした、大機關じや。自身一己ばかりでござらぬ、妻子眷屬をひかへて居れば、家業に油斷をして、食衣宅に逐かけられます。そこで人を助け救ふ心のない者も、知らず知らず、人を助けすくふ家業を精だすじや。此らのこと皆、天御中主神の御靈から出たことじや。公家武家は、無理を仰せられず、百姓町人は、公家武家を敬ひ、上下各其職分を守り、家内正しく濫ならず、一和して世を渡るが、神道でござる。」人は思ひやりが肝心じや。何事も先の心になつてみるがよい。しかし僞多い世の中じや、虚美を正して、實ならば、なるたけ人の爲になつてやるがよい、欲にかゝつて、欺れるは、恥じやが、慈悲によつて、欺れるは、さのみ

〔油斷〕涅槃經に、「善男子譬如ニ世間有ニ諸大衆ノ滿ニ二十五里、王勅ニ一臣ー持ニ一油鉢ノ經ニ由中ー過莫レ令ニ傾覆ー若棄ニ一滴ノ當レ斷ニ汝命ノ復遣ニ一人ノ拔レ刀在レ後、隨而怖レ之、臣受ニ王敎ノ盡レ心堅持ニ經歷ニ」とあるより出づ。

〔天御中主神〕古事記上に「天地初發之時、於ニ高天原ノ成神名、天之御中主神云々」と見ゆ。

〔公家〕天皇卽ち朝廷の義より轉じて朝廷の吏員をいへり、後ち轉化して堂上縉紳家の事をいへるは蓋し公家衆の略稱也」。

〔町人〕近世風俗志に「市民の總稱なるも特に自他居住をいふ」とあり。

〔腎水〕精液をいふ

〔辟がばりの云々〕十五六歳の時也。

〔武士〕武人、武者軍士、職士等ともいふ、其家を武家といひ、其門流を武門といふ、源賴朝右近衛大將となり、次で征夷大將軍となりし後は公家（朝廷）に對して將軍（幕府）及びこれに隷屬する御家人は大小名等を武家といひ、將軍を武家棟梁ともいへり、我が國にて武士の名の見えたるは、續紀養老五年の條に「恪勤工巧武士總五十五人云々」とあるを初めとす。

〔百姓〕支那にては人民、庶民の義なるも、我が國にては農民をいふ。

馳にも成ますまい。一人の慢や、肉の耗のを補ひますに、兒の中は血にばかり化ますから、生長が早い。年を取に從ひ、食物が兩方に分れて、血と腎水とに成ります。そこで生長が遅い。腎水が溢れる様になると、成長が止ります。こゝが人間の大事の場所じや。心の綱の取やうで、弛べると淫亂となり、引つめると鬱症になる。先身を樂に持つと、淫心がつのる。辟がはりのする頃が、稽古ばかりじやから、親たちも大義ながら、物を入れて、其者の好た事の中、成たけ鄙しうない藝に、骨を折らせるがよい。稽古事に身が入ると、自ら鬱氣も開き、淫心も遠ざかります。また主親大事、家業大事といふ處へ、眼をつけて、淫行にも、鬱症にもならぬ子息、また親の許す、夫大事といふ處へ、眼をつけて、淫行にも鬱症にも、ならぬ息女は、極上々の眞人間でござる。「世の中は有用世界、無用世界と分てござる。武士、百姓、職人、商人は、有用世界の人じや。藝人は、無用世界の者じや。なくてもすむ者の、又なくてならぬ者じや。譬へば有用世界の人は、米、鹽、油の類、なくてならぬもの。無用世界の人は、酒、菓子、茶、煙草の様な物で、有用世界の人も、氣の鬱した時は、無用世界へ來て、氣をはらすものじや。無用世界の人は、隨分有用世界の、邪魔にならぬ様にするがよい。」など說り、尙委くは本書を見るべし。

八十能隈手 一之卷終

八十能隈手　二之巻

さて靈魂の行方の事は、先師の靈の眞柱に、いと委曲に論ひ明されて、且念るゝは、人の生出ることは、父母の賜物なれども、その成出る元因は、皇神の産靈の、奇く妙なる御靈によりて、風と火と水と土、四種の物を結びなし賜ひ、それに心魂を幸賦りて、生しめ賜ふことなるを、死ては、水と土とは骸となりて、顯に存在るを見れば、神魂は風と火とに、倶ひて、放去ることゝ見えたり。是に付て案ふに、タマシヒは、玉奇火といふことなるか、また萬葉集に、〽人魂の佐青なる」と詠る如く、人魂の青げに光りて見るも、風と火に由ありげなり、又いかに覺かなゑ固めすれども、魂は入來るも、風と火し、魂の體とある故にも有べし」、玄道案ふに、袋草紙、口遊、拾芥抄などに、人魂を見る時の歌とて、〽魂は見つ、主は誰とも、知らねども、結びとゞめつ、下がへのつま」とあるは、鎭魂祭の故事にて、いと古き代の傳へと聞ゆ、人魂のこと、小右記、寛弘九年四月十九日の條に、有信云、十日黃昏、人魂出レ自二左府一、落二巽方山邊一、其光極明、人多見レ之者、彼時男等四五人許、居二庭中一同見レ之、予又見レ之、但不レ見二出處一。見二落處一といひ、更科日記に、天喜五年七月に、橘俊通朝臣の、信濃國に下られたることをいひて、此曉にいみじく大きなる、人魂の立て、京ざまへ來ぬると語れど友人のにこそは思へ、ゆゝしき樣に、思ひだによらむやはと見え、中右記なる、大治四年、七月十五日下に、怪異しきことを記して、去年八幡寶御前及二大破一也、是大怪歟、人下之竹從二去年冬頃一。皆悉枝葉枯、木成二黃葉一也、御所三條殿中大人魂出也、去月下旬云。また十月九日、今夕大人魂飛行、天、萬人見云など見え、明月記、正治二年、三月五日の條に、自二坊門一被二告送一。其夜前北壺吳竹邊。有二人魂一飛去。女房云、其色

〔袋草紙〕藤原清輔の著、歌學評論の書也。
〔拾芥抄〕藤原實熙の著、歲時、史系、文學、風俗、諸藝、官位、儀式、國郡、神佛、衣食、吉凶、等に關する漢文の雜錄也
〔鎭魂祭〕公事根源十一月鎭魂祭の條に「人には魂魄の二つの靈あり、魂は陽氣、魄は陰氣也、此祭は離遊の魂魄を招きて、身體の中府に鎭むる功能あり、宇麻志麻治の命より事起れり」、舊事本紀等に見えたりーとあり
〔小右記〕小野宮右大臣實資の著、著者の日錄也。「をうき」と訓むを正しとす。

〔流星〕兩儀集説に「地氣燥陽硫黃等の土物を帶びて上騰し、中天の相火に遇うて發燒せられ、氣に乘つて飛奔し、升る事窮りて下墜するもの也」とあり。
〔百足らず〕八十、五十などの枕詞也
〔八十隈に云々〕古事記は八十坰手に作る、手は道の義なり、古事記傳に「八十と多くの隈々を經行て云々」とあり、又、釋日本紀に「八十隈者先師申云、大己貴神隱去之地也、今之杵築之神宮歟」とあり。
〔冥府〕即ち根國をいふ。
〔顯國〕根國に對して此の國土を指していふ。

白赤・丸如二折敷一、四方之弘・又如二折敷一。上付天東行、依二怖畏一不レ能レ見二始終一、又一人云、其色如二火色一赤ともいへり、此中には、流星の如く聞ゆるもあり、さて人魂の風火に付たるは、さるものにしなほいはゞ、師説に見えたる、伊邪那岐大神の、分御魂に坐す、生産霊神は、専ら父より受る、風火の二氣に幸はひ賜ひ、足産霊神は、主と母より受る、水土の二物に幸ひ賜ひて、そが上に、玉留産霊神の、魂神そ結び付て、人と成賜へるならむと思ふ旨あり」、凡て幽界に付る物は、無有に入り、無間より出て、人間の證量比量の、及ぶべき限にあらざることなど、別に委く記せるものあり。

又云、人の死て、其魂の行方は、何處ぞといふに、常磐に此國土に居ること、古傳の趣と、今の現の事實とを考へ渡して、明かに知らるれども、萬葉集の歌にも、〽百足らず、八十の隈路に、手向せば、過去にし人に、けだし相むかも」。と詠る如く、此顯明の世に、居人の容易くは、さし定め云ひがたき事になむ。そはいかにと云ふに、遠つ神代に、天神祖命の、御定まし し、大詔命のまにまに、八十隈に隱坐ます、大國主大神の治する、冥府に歸命まつればなり。抑その冥府と云ふは、此顯國を除て、別に一處あるにもあらず、直にこの顯國の內、いつこにも有なれども、幽冥にして、現世とは隔り見えず。故もろこし人も、幽冥、また冥府とはいへるなり。さてその冥府よりは、人の所爲のよく見ゆるを、顯世よりは、その幽冥を見ること能はず。そを譬へば、燈火の籠を、白きと黑きとの紙もて、中間よりはり分ち、そを一間におきたらむが如く、その闇方よりは、明方はよく見ゆるを、明方よりは、闇方は見えぬを以て、この差別を曉り、はた幽冥の畏きことをも曉ねかし。但し此は、たゞ顯明と、幽冥の別を譬へたるのみぞ、其冥府は闇く、顯世のみ明きとの事にはあらず、

「大江匡房卿」式部大輔匡衡の曾孫信濃權守成衡の子、文學に長じ、後三條白河堀河三代の侍讀となり、官中納言太宰權帥となる。廣元の時、源賴朝に仕へて政所の別當となれり。

〔河海抄〕四辻善成の著、源氏物語の註釋書也。

〔三毛入野命〕日本書紀神代下に「彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、以二其姨玉依姫一爲レ妃、生二彥五瀨命、次稻飯命、次三毛入野命、次神日本磐余彥尊、凡生二四男一」と見えたり。

〔三神山〕漢書郊祀志に「蓬萊、方丈瀛洲、三神山在レ渤金銀爲二宮闕一」とあり。

な思ひ混へそよ、實は幽冥も、各々某々に、衣食住の道も備りて、この顯世の狀ぞかし、そは古くは、海宮の事を思ふべく、また諸夷にも、大倭にも、たまたまは、現身ながらに、幽冥に往還せる者もあるを、然る事實を、つらつらに糺し考へて、其狀を曉るべし云々」、玄道云、そは大祓詞に、國津神は、高山の末、短山の末に登坐して。高山の伊穗利、短山の伊穗利をかき別て、聞食むと見え、萬葉集に、へわたつみの、邊にもおきにも、神集り、主はきいます、諸の大御神等云々と詠み、貞吉物語に、大山小山に皆幽境のあることを語り、源平盛衰記なる、住吉大神と陽りて出たる、開發源太夫が語にも、大天狗、小天狗等が、大小の諸山に分栖むちふ說見え、女家にも、抱朴子の眞誥を始て、諸山に仙境あることを記せる物、屈指に暇あらず、其委き狀は、古史傳は更にて、三神山考、及附錄なる幽鄕眞語、仙境異聞などに因て見るべし、玄道も右らの師說に驚されて、皇國なる神仙傳を集めばやと、年頃思渡りつれど、古く大江匡房卿の撰れし、本朝神仙傳ちふ物ある由、釋日本紀、河海抄、高僧傳、要文抄、本朝書籍目錄等に見えつれば、其全書を得てこそと希望しに、近頃二本を得て見つれども、皆抄本なる上に、多く佛仙のみにて、いとしどけなく、平日の望に違ひ、また列仙傳ちふ物もあれど、共に委しからぬ物なれば、別に三毛入野命、倭建御子命を初奉りて、近世頃までに見聞に及べる、神仙佛仙をも拾集めて、神仙傳記と名づけたるもの有れば、今委くはいはず。

さて人の死ぬれば、その幽冥に歸くから、に、八十の隈路に隱りし如く、何の處に手向して、逢ふべくともしりがたかるを、神代の學びを委く爲て、その神等の、現世人に見えまさねど今もなほ、其社々に、御身ながらに、隱頭坐す事をよく辨へ、さて人の上を考ふれば、其の理の知らるめり云々とて 龍田大神、住吉大神の、崇神天皇、神功皇后の御世に、御諭語ありて、初て宮處を定て、鎭坐し事を擧られて、この二所の大神よ、久方の遠き神代に、生坐るを、かく人代となりて、現れ給へるを想ふに、住吉大神は、橘小門の、水底に居神と宣へれば、彼御禊の時に生坐るまゝに、彼處に坐ましけむこと灼然きを。玄道云、此大神は、謂ゆる三神山なる、蓬萊瀛洲とて、海中に幽宮ありて、大海中を總宰り給ふことも、海中に倘種々の仙家あることも、三神山考は更にて、余が集記せる物も

〔大五嶽〕泰山、華山、衡山、恒山、嵩山をいふ。

〔龍田大神〕天御柱命、國御柱命をいふ、風神にて亦の名を級長津彥命、級長戸邊命といふ。

〔住吉大神〕表筒男命、中筒男命、底筒男命の三神を祀り、後に息長帶姬命を加へて四座とす。

〔宗像大神〕筑前國宗像郡田島村に在り、市杵島姬命、多岐里姬命、多岐都姬命を祀る、此の三神は上古素盞嗚尊天照大神と御誓約の最中に生れ給ひ、之を三前大神といひ合せて之を宗像大神といふ

〔三島なる云々〕神社考詳節に大山祇神を祭るとあり。

あり。風神はしも、何處を御坐處と定めて坐けむ、知べからねど、玄道云、此は師の前説なれど、後に此大神等の、天上にては、北極の邊、また大微垣の五帝座に、大地にては、大五嶽に鎮坐すよし、赤縣太古傳、天柱五嶽考等に、委しく攷へ記されたり。上件の御々代々に、その宮處を定賜へる後は、その御身ながらに、彼處に移り、今に至るまで、鎮坐すこと申すも更なり。さるは、此神神、しか遠き神代に生れ坐て、幾萬年か存在まし〻を、その現れ給へる時よりは、纔に二千歳たらずの歳を經しなれば、そのいまだ現れ給はざりし前の、年の數に比べては、唯ゝしましの程なるべければ、こゝを考へて、その常磐に宮宮に、今も鎮坐す事を曉るべし云々、玄道云、龍田大神も、御形を顯はし給へること、元要記に見え、住吉大神の、威を示せ給へることなども、中々此に盡すべからざれば、共に神典翼にあげたるを見よ。そは此二柱の大神等のみ、然るにあらず。神代の神々の、其處に鎮坐すとあるは、盡に然在ことにて、唯その御形を、人に見せ給はぬのみこそあれ、天地と共に坐すこと論なし。故時として、その御形を現し、神御所爲の著明きこともあり。玄道云、此に大物主大神、宗像大神、葛城大神、伊豆國三島なる、伊古奈比咩神の、神靈を顯し給へることを記れつれど、今は省きつ、凡て前後の小注は、大かた略きつれば、本書に就て見るべし。さて、又現身の世人も、世に居る程こそ、如此て在ども、死て幽冥に歸きては、その靈魂やがて神にて、その靈異なること、その品々に、貴き賤き、善き惡き、剛き柔きの違こそあれ、中に卓越たるは、神代の神の、靈異なるにも、なさをさ劣らず、功をなし、また事の發らぬ豫より、其事を人に悟すなど、

玄道云、一條天皇の、長徳元年、正月廿六日に、石清水宮にて、或人の夢に、武内宿禰命の御告ありて、天下の疫氣尚止まず、此宮に行幸して、御祈あらば平ぐべしと宣給ふに、御卜

は、有つれど、さる御祈も無りしかは、四五月の頃、疫疾殊に盛に行はれて、納言已上に、薨する者八人。また四位五位、及侍臣六十餘人ありと、百錬抄、帝王編年記等に見えっ。大織冠公の御像の、事ある時に、破裂れ給ふなどは、正史に數多見えて、聞え高く、また後白河天皇の、應保二年に、多武峯の御託宣に、延暦、興福、園城、大亂を爲すべき由、宣給へるを、果て翌年の六月に、延暦寺の大衆、園城寺を燒拂へること、百錬抄にあり。實や山僧ども、暴行は、其の應保御門の御歎の如く、いとも甚しかりしこと、四大寺傳記、天台座主記を見て知るべし。また大鏡に、冷泉院天皇の御事を申て、大嘗會の御禊にこそ、いと麗しくて渡らせ給ひしが、其は人の日に現はれて、九條殿なむ、御後を懐き奉りて、御輿の中に候はせ賜ひけるとぞ、人申しゝと見え。續古事談に、一條院の御時に、大地震の有りける日、冷泉院仰せられけるは、池の中島に幄を建よ、御座ますべき事ありと、仰られければ、人心得ず思ひながら、建て御簾掛け、筵敷きたるに、午時許に渡給にけり。其後未時ばかりに、大地震有りて、遲く出る人は、打ひしがれけり。人々此事を問奉りければ、去夜の夢に、九條大臣來て、明日の未時に、地震あるべし、中島におはしませと、告つる也とぞ、仰せられける。聞人涙を流しけり。彼師輔大臣の靈つきそひて、守り奉るなるべし。また典藥頭雅忠が夢に、七八歲ばかりなる小童、寢殿に走り遊びて云ふ樣は、先祖康賴、

〔大織冠公〕藤原鎌足をいふ。

〔多武峯の云々〕多武峯には藤原鎌足を祀る談山神社あり、その神靈が人に託りて其の意を宣ひたる也。

〔大嘗會〕天皇御即位の時に行はるゝ一代一度の御大典にて、其の年の新米を天神地祇に獻りて祭らせ給ふ大禮也。

〔九條殿〕藤原師輔也、九條殿に居りし故にいふ。

〔九條大臣〕前項に同じ、師輔右大臣なりし故にいふ。

〔師輔〕大鏡に「忠平の大臣の二郎君御母右大臣源能有の御女、云々公卿にて二十六年云々天德四年出家云々」と見えたり。

慇懃に祈し志に答へて、文書を守りて、二三代相離れぬに、此程火事あらむずるに、愼むべしと見て、廿日計有りて、家燒にけり。されども文書一卷も燒けずとぞといひ。太平記、後村上天皇の、正平十五年の頃、觀心寺の行宮に、賊徒の廿萬餘騎にて寇奉りて、所々の城も落て、天皇にも、いと恐思され、群臣も、心を傷められけるに、二條殿の候人某が、先帝の御廟に、出家せむとて御暇申しに參で、通夜せる夢に、敵も近き内に、引退きなむと、御告ありしかば、覺て嬉しきまゝに、人に語るに、信る者も無りしに、果して退きて、歸去れるといふこと見ゆ。思ひ合すべし。「因に云ふ、大鏡に、打伏の巫といふに、賀茂大神の、御憑ありてゆくさきの事を、よく告知らせ賜ひて、藤原兼家大臣の、甚く信まれたる由を載し。保曆間記、盛衰記などに、治承四年の頃、源中納言雅賴卿の內侍、不思議の夢を見る事あり、大內の神祇官とおぼしき所に、衣冠正しき人々、多く著座せらる。末座に御しける人、座をおひ立られ給ふ事あり。是は何と申せば、太政入道の方人、嚴島明神と申す、其後上座し給へる人、宣ひけるは、此程太政入道に預置く太刀をば、源賴朝にたぶべしと仰せらる。中に座す人、其後は我孫に、此太刀をば給はるべしと仰らる。傍の人に問ければ、上座にますは、八幡大神、中程に座すは、春日大明神と申と見て、寤にけり。此に考合すべき事あれど、長ければ省きつ。東鑑に、

〔觀心寺〕河內國南河內郡東部川上村大字寺元に在り、眞言宗にして、天長四年僧實慧の開基也、後ち楠家の菩提寺となれり。

〔二條殿〕太平記には二條和定殿下の候人とあり。

〔果して云々〕太平記に「都て五畿七道の兵二十萬騎我先にと上洛して各國へぞ下りける」とあり。

〔藤原兼家〕大鏡に「此大臣は九條殿の三郎君、東三條の大臣に御座します」とあり。

〔嚴島明神〕安藝國佐伯郡嚴島に在り市杵島姬命、田心姬命、端津姬命を祀り、相殿に天照大神、常立尊等を合祀す。

〔後深草天皇〕第八十九代の天皇、御諱は久仁、法諱素實、常盤井殿、又富小路殿とも稱す

〔北條時頼〕鎌倉史に「小字戒壽、稱ニ五郎ー、修理亮時氏子也、時氏早死、時頼與ニ兄經時ー並爲ニ祖泰時所レ鞠、嘉禎三年、藤原前將軍親臨冠レ之命レ名云々」とあり。

〔後鳥羽天皇〕皇代略記に「諱尊成、在位十五年、追號顯德院、後有ニ神號ー、水成瀨宮、高倉第三子、母七條院、故正三位贈左大臣藤原信隆女」とあり。

〔遠き國々へ云々〕隱岐島へ遷幸の事をいへり、之れ承久三年七月十三日の事なり。

後堀河天皇の、寛喜三年五月に、祇園大神の、或僧に御示現ありて、六月十八日以前に、疫癘の流行るべきよしを、豫て知らしめ給ひつるに、果して其告の如く、天下炎旱疫疾あり。此は上にいへる、武内宿禰命の御託、よく似たり。また後深草天皇、建長二年二月に、賊北條時頼が、妻の孕みたるを、伊豆國三島社に祈りしかば、夢に老翁の來て、五月十五日酉刻に、男子を産べしと宣ひつるを、果してその語の如く、十五日申刻に、漸々に催して、酉刻に男子産れつと見え。また鳥羽院天皇、久壽二年の冬、御熊野詣ありける時に、寶前におはしましけるに、御簾の内より、めでたき手を出て、二三度打返し打ち返して、引入けり。かくて七歳なる巫女に、御神の託かせ給ひて、世の末は、手の裏を返す樣にあらむつる事を、見せ參らせつる也と、保元の大亂を、兼て知らせ給ひしこと、愚管抄、保元物語などに見え。聞中抄に、後鳥羽天皇の、遠き國々へ遷幸の御ことを申して、去ぬる二月より以來、皇帝、並に攝政以下、多く天下を改むべきの趣夢想の告御す。順德院の御夢に、或夜御舟遊の時、其船覆る。或時また翁一人參て、後鳥羽院叡慮は。一六の由を告申す。又七十三日にして天下定るべきことは、吉水僧正の夢に、年來薫修の壇上に馬あり。件馬、俄に奔出つと、依て僧正、向後に於ては、院の御祈禱を奉仕すべからずと、潛に心中に挿むとぞ、是皆宗廟社稷の示所に非ずやといひ。

増鏡に、上皇、賊軍の攻來と聞召て、日吉社へ御幸有る事を記して、大宮の御前に、夜もすがら御念誦し給ひて、御心の中に、嚴めしき願ども立させ賜ふ、夜少しふけ靜まりて、御社すごく、燈爐の光微かなる程に、幼なき童の伏たりけるが、遽におびえ上りて、院の御前に、只まゐりに走參りて、託宣しけり、辱なくも、かく渡りおはして、憂へ給へば、きゝ過しがたく侍れど、一とせ輿ふりの時、情なく防がせ給ひしかば、衆徒已を怨みて、陣の邊に振すて侍りしかば、空く馬牛の蹄にかゝりし事は、今に怨めしく思ひ給ふるに依り、此度の御方人は、え仕ふ奉るまじ、七社の神殿など、金銀にみがき成むと承はるも、專ら受侍らぬなりと、のゝしりて息も絶ぬるやうにて伏しぬ、とも云へり、いとゆゝしきや明月記に、承久之頃、關東之海上引レ網、鱗魚頭切無レ身之頭、不レ知レ數被ニ引入一、成レ奇之間、其後軍乘レ勝、斬ニ公卿以下頭一、以レ之爲ニ不祥一とも見ゆ。　諏訪明神綸詞に、元弘二年の秋の頃、日中に僧一人、疲駄に乘て、相模入道高時の、宿所の南庭に馳入る、館内騷動す。四方のくぎぬき連續して、馬牛の通路なし。又晝夜の警固隙なし。只事にあらずとて、家人等中門に至りて、其故を問ければ、是諏訪大明神の御使なり、主人に對面すべしと申ければ、唐がきの間にて問答す。神託とて謂けるは、代々當家を守りて、久しかりつれども、運命漸傾きて、滅亡の期いたれり。神力も及びがたし、明りとて、竹井入道とかやに預られけり。夢中の人の如くして、何月を送りて、彼子細を尋ねければ、信州伊賀の莊の草庵に獨住て、多年定座久しく侍りき。今度の往復の行程も、覺悟分明ならずとて、忙然たり。翌年の五月にこそ。萬人思合せつれと見え。太平記に、護良親王の、十津川より吉野へ趣き給ふ時、玉置莊司といふ賊の距奉りて、いと危く坐しに、紀伊國

〔輿ふり〕神輿渡御也。

〔御方人云々〕官軍の御方に參りて援け奉るまじと也。

〔七社〕大宮、二宮、聖眞子、八王子、客人、十禪師、三宮をいふ。

〔元弘二年〕後醍醐天皇の御宇也

〔諏訪大明神〕神社考詳節に「健御名方命、逃至ニ信濃諏訪郡一、請レ降曰、乞以ニ諏訪郡一爲ニ大物主之讓一、以爲ニ我有一、然則不レ逆ニ天孫之命一、經津主神、告ニ天孫一、而許與焉、是今諏訪大明神也云々」とあり。

〔翌年の五月〕翌年とは元弘三年也、太平記によれば、高時の自害せるは五月十八日と見えたり。

〔北野天神〕北野神社也、京都市上京區馬喰町に在り、山州府志に「北野宮、村上天皇天暦元年六月九日、建二立北野一、同帝天徳三年九月右丞相造二増屋舎一、三座内、東間中將贈官是菅神之嫡子也、中間菅丞相道眞公、西間吉祥女則菅丞相之室也、未レ詳二何氏一、或曰島田[illegible]女子、一説西間吉祥女、住二千佐縁内前吉祥院里一、故爲レ號」と見えたり。

〔老松明神〕[illegible]給舎人、老松に、老松社、北野に同祭に、山州名跡志云、老松社所レ祭、本社北野[illegible]二社[illegible]一殿合祭、小社内有二一座一矣」と見えたり。

人、長瀬六郎兄弟の、三千餘騎にて御迎へに參りて、賊兵を伐散らして、其由を啓し給へるに依て、何に知りて來れりやと問へば、長瀬畏りて、昨日の晝程に、年十四五許なる老翁と云ふもの、宮の明日十津川を御出あらせて、小原へ御通あらむずるが、道にて難に逢はせ給ひぬと覺れば、急ぎ御迎に參れと、宣ひ侍つる間、御使ぞと心得て、參て候と申すに、宮聞召て、年來御身を放たず、持給へりし御守を、御覽ぜられければ、北野天神の御神體を、金銅にて鑄進らせられたる。その御供の老松明神の御體、遍身より汗出て、御足に土着たり。又その頃、北宮の御母、民部卿三位局の、天皇また宮の御事を、悲憂ひて、北野神社に、一七日參籠りて、〽忘れずは、神もあはれと、思ひ知れ、心つくしの、いにしへの旅、と詠みて、御日睡ありし夜の夢に、老人の左手に、梅花を一枝持て、右手に鳩杖をつきて、枕邊に立て、梅花を指おきて歸りぬ。怪しと御覽ぜらるゝに、歌を短册にかけり。そは、〽廻り來て、遂に澄べき、月かげの、しばし曇るを、何なげくらむ、とあり。御夢さめて、歌の心を案じ給ふに、君も還幸なりて、雲の上に住ませ賜ふべき瑞相なりと、憑もしく思召けりといひ。又新田義貞卿の、北條賊を征むとて、出られける時に、越後國なる、同族の里見、鳥山等が、催せずして皆來集るに、其由を問れしかは、去る五日、御使なりとて、山伏一人、越後國中

を觸廻りて候程に、夜を日に繼て、馳參りて候と答へけるに、義貞卿、此より何も告知したる事もなきを、かゝるふしぎは、八幡大神の、我らを助け給はむとての御所爲ならむ、と見えつと勇み悅て、進まれし程に、足利の兵も加はりて、二十萬七千餘騎集たりとあるも、大塔宮の御事にいと能似て、皇神の御助ありつる事は、論なし。同書に、後醍醐天皇を、西園寺公宗が返逆て、弑奉らむとせる時に、神泉苑なる、龍神の御夢に入て、留め奉り。高師直が暴逆を恣にして、其亡びむとする時に、陣中に空中より、旗の如き物の落たるを見れば、反故にて二首の歌あり、〽吉野山、みねのあらしの、はげしきに、高き梢の、花ぞ散りゆく、」また〽限りあれば、秋も暮ぬと、武藏野の、草はみながら、霜がれにけり、」と有りしとも見えたるは、吉野山に坐す神等の、御爲なることを、何くれと記せるを、吉野拾遺に、此奴が、吉野藏王堂を燒拂ひしかば、或人の深く慨みて、今は神力も亡賜へるにやと、泣て打眠りけるに、夢ともなく現ともなく、尊體の現れ給ひて、〽恨むなよ、さてやはやまむ、梓弓、まゆみ槻弓、としはふるとも、」と云捨て、隱賜へりとあるに、考合せて悟るべくなむ。また文錄淸談に、多々良義弘が、足利義滿を攻むとて、住吉大神に詣て祈けるに、巫の俄に狂ひ走りて、跳上跳上して、義弘が企は、香爐上の一點の雪なれば、公に逆ふ心こそ、身を燒き

〔神泉苑〕本朝神社考に「天子遊覽之所也、以二近衞次將一爲二別當一、有二乾臨閣一二條南、大宮西八町、三條北、壬生東、昔有二神龍一現二此池一」とあり、又神社考詳節に「此池有二善女龍王一、阿耨達池龍王之族也」とあり

〔高師直〕日本人物史に「其先源家奕世之長臣也、師直仕二足利尊氏一、自二元亨之亂一到二建武之變一、多二軍務勞一、云々」とあり。

〔高き梢の云々〕師直の姓は高なるより、高き梢にかけ高家の亡ぶるを花の散るに喩へて諷したる也。

〔みながら〕皆がらにて、殘らず、凡ての義也。

〔吉備彦命〕孝靈天皇の皇子、母は和國香媛也、吉備神社とて、備中國賀陽郡眞金村に祀る〔豐城入彦命〕崇神紀に「又妃、紀伊國荒河戸畔女、遠津年魚眼眼妙媛、生二豐城入彦命、豐鍬入姫命一」と見えたり。〔倭建御子命〕景行天皇の皇子にて、尾張國熱田神宮として祀る。〔神功大皇后〕筑前香椎宮に祀る。〔應神天皇〕第十五代の天皇に在し、豐前宇佐に宇佐八幡宮として祀る。〔建内宿禰命〕因幡國風土記に「法美郡安倍山中有二宇倍一、曰二安倍神社一、是武内宿禰之靈也」とあり。

こがす炎なれど、繰返し繰返し罵りけるに、義弘神言を聞て嘲て、香爐上の一點の雪に、大火を消さずといふ事なし、吾纔の手勢を以て、京の大軍を雪解て、火を消が如くすべしとぞ怒りける、終に東國と、軍し合す事もありて、兵を擧しかど、あへなく打負て、戰死せること、應永記などに、見えたるが如し。と記せり。こは共に正しき、神祇の、像の御告なれど、序なれば書つけつ。

神代の神に、異なることなく、さるは、菅原の神の御稜威などを、見て知るべし、此神の御上を、俗の生心なる輩など何くれと論め云ふは、凡て信るに足らず。

玄道云、此大神の御事は、師のたまだすき、また御傳記略、また北野社縁起、荏柄縁起、御託宣記、靈光殿縁起、北野藥草等に因て見るべし。實に右の師説の如く、人の代と爲て、神と成坐しは、いと多かる中にも、古くは健磐龍命、吉備津彦命、豐城入彦命、倭建御子命、神功皇大后、應神天皇、建内宿禰命、奈良別命、やゝくだりては、藤原鎌足公、井上内親王、崇道天皇、伊豫親王、藤原廣嗣朝臣、橘逸勢朝臣、藤原忠文民部卿等の靈爽など、いと多かるを、そは別に記奉れる、物の有れば、今は其他を聊語出むに、寶物集に、九條右大臣師輔と、元方大納言とは、皇子の諍ひに、元方民部卿の靈とて、御座めり。榮華物語に、村上天皇の、第一の皇子廣平親王の、生れ給へることをいひて、まことと元方民部卿の女も、參り給へり、年頃中宮も、かくて再度うせ給ひぬるに、猶宮かくゐさせ給はねに、こゝら侍ひ給ふ御かた〴〵、惟しう心元なく、御子生れ給はさりける程に云々、元方の御息女、たゞならぬ事の由申して、えかゝて給ひぬれば、若し男王生れ給へるものならば、又なうきでたかるべきに、世の人申思ひたるに、一の御子生れ給へる物か、おなめた、いみじと

〔元方大納言〕藤原元方也、參議菅根の子、天慶の初め參議に任ぜられ、天暦中民部卿を兼れ、正三位大納言となる。

〔三月〕村上天皇の天暦七年三月也。

〔此卿〕藤原元方をいふ、當時民部卿なりし故にいふ。

〔良源僧正〕天台山の座主也、姓は木津氏、江洲淺井郡の人、天元四年大僧正となり、永觀三年寂す、慈惠大師と謚す、其鬼形を表せる像を世に角大師といふ。

〔天暦の御時〕村上天皇の御宇也。

〔濟時卿〕康保中右中辨に任ぜられ、藏人頭となる、次に近衛中將大將を經て大納言となる

わたり、内よりも、御太刀より初めて、例の御さはうの事どもにて、もて成し聞え給ふ、元方の大納言、いみじとおぼしたり、春宮はまだ世におはしまさぬ程なり、何の故にか、吾がみこ東宮におあやまち給はむと、頼もしくおぼされけり、いみじう世の中に罵る程に、九條殿の女御、たゞにもおはしまさずといふ事、自ら世に漏聞ゆれど、元方大納言いでさりとも、前の事もありきなど、聞思ひけり、天暦四年、五月廿四日に九條殿の女御、男みこ生奉り給ひつ、云々、元方大納言かくと聞くに、むね塞る心ちして、物をだにも、食さずなりにけり、いといみじく、淺ましき事をもし過ちつべかめるかなと、物思ひつきぬ、胸をやみつゝ、病つきぬる心ちして、同くはいかでとく死むと思ふぞ、けしからぬ心なりや、九條殿には云々、生給ひて、三月と云に、七月廿三日、春宮に立せ給ひぬ、一の御子の母女御の、湯水をだに參らで、沈みてぞ伏賜へる、いみじくゆゝしきまでにぞ聞ゆる、かくて東宮よつにおはしまし、年の三月に、元方大納言亡なりにしかば、其後一の宮も、女御も打つゞき、うせ給ひにしぞかし、そのけにこそはあめれ、春宮いとうたてき御物のけにて、ともすれば、御心ち過ちしけり、いと／＼をしげに坐します、なり／＼有けり、と見えたる是なり、大鏡に、此卿、また桓算供奉の靈の、冷泉天皇、三條天皇、また小一條院をも、惱ませ奉られたる由を記し、百錬抄にも、冷泉院上皇の御事を、寛和元年、八月廿九日、御出家、廿九、法名金剛法、小右記云、上皇御悩、自令レ稱給曰、元方卿靈者、所レ陳尤レ知、又良源僧正之靈、有下令二怨恐一事上云と宣ひ、神皇正統記に、冷泉圓融の兩流、かはるがはる知らせ給ひしに、三條院かくれ賜ひて後、御子の敦明親王、太子にゐ給ひしが、心と逃れて、院號蒙りて、小一條院と申しき、此より、冷泉の御流れは絶にけり、冷泉はれにて、御末も正統とこそ申すべかりしに、むかし天暦の御時、元方の民部卿の、女の御息所、一の御子、廣平親王を産奉る、九條殿の女御參給ひて、第二の皇子(冷泉)いでき給ひし頃より、惡靈に成て、此皇子も、邪氣に惱まされましき、花山院俄に世を遁れ、三條院は御目のくらく、此東宮のかく親ら退き給ひぬるも怨靈の故なりとぞ、圓融も一腹の御弟に御坐せど、是までは、惱まし申さゞりけるも、しかるべき繼體の、御運ましましけるにこそと宣へり、またこの師輔公も、怨靈と成れたること、百錬抄、一條天皇の、正曆四年、閏十月條に云く、十四日、觀修僧都來云、近曾東宮更衣(右大將濟時女)修レ法、猛靈忽出來、我九條丞相靈、存生之時、或寄二佛事一、或付二外術一、懇二切彼子孫繁昌之思一、其願成就、就レ中小野宮大相國、子孫可二滅亡一之願、彼時深施二外術一、欲レ斷二彼子孫一、所レ期先六十年、其驗已新、今依二滅レ他之思一、受レ苦極重、拔苦無レ期、小野宮子孫産之時、吾必向二其所一妨事、依二存生心願一所レ期六十年、其遺不レ幾、彼時外術今二年許也、其後可レ難レ廻二此妨一、又此更衣、已有二懐妊氣一、仍所二來煩一也、爲レ斷二他同胤一者ともあり、この春宮とは、三條天皇にて、濟時卿は、師輔公の姪にて、師尹公の子なるを、此はた天津日嗣の御子の事よりぞ、起りつらむ、そも兄弟の際にすら、かく仇敵と成られけるは、いとあさまし

〔内侍のかみ〕尚侍をいふ、もと内侍所の長官也、後宮職員令に「尚侍二人掌供奉常侍奏請宣傳檢校女孺兼知内外命婦參及禁内禮式之事」とあり、從三位相當也。後ち天子の枕席に侍する者のやうになりてよりその事務は典侍の掌る所となれり。〔父大臣云々〕父大臣とは顯光をいふ院の女御とは高松殿の御匣殿即ち顯光の女延子をいふ父子の悪靈相伴ひて祟をなし歩きたりと也。〔朝成中納言〕右大臣藤原定方の子也〔攝錄の臣〕攝政をいふ〔貴閣〕茲にては高位の意也。

くなむ、ましゝ元方卿の事は、御堂關白道長と、堀河左大臣顯光とは、小一條院女御の諍ひに、げにもとて思遣るゝなり。悪靈の左府と云れて御座あり。愚管抄に、一條院の女御に顯光大臣の女を、参らせられたるが、皇子をも生ずて、三條院の御子、東宮に立給ひたるが、小一條院なり、此東宮の女御に、又顯光大臣の女を、参らせたりけるが、東宮の一條院の御子に、後一條、後朱雀と生き給ふ上は、我御身もてあつかはれなんと思召て、東宮を辭して、院號を申て、小一條院と申て、おはしましける、御堂此をいとをしみ、さて又申されける餘りに、聟に取参らせられければ、かの女御顯光大臣の女、え参らぬ様にならせ給ひけるを、心うく悲く思ひながら、慰め申さるとて、女子に、世の習に候らへば、なげかせ給ふなと、申されければ、物も仰せられずして、御火桶に向ひておはしけるが、火桶の火の灰に埋れけるが、しほり／＼となりける、涙の落させ給ひけるが、火にかゝりてひけるよと見て、あな心うやと悲み深くて、やがて悪靈となりにけりとぞ、人は語り侍るめる、さも有ぬべき事なり、また後朱雀院の御子に、後冷泉院は、また御堂のおと女、内侍のかみにて、参らせたる所、生れ参らせられたりければ、やがて位につかせ給ひにけるなり、顯光は、悪靈のおとゞとて、こはき御物怪どもにて有けるといひ、大鏡にも、しか云ひて、いみじき物に成りて、父大臣ぐしてこそしありき給ふなれ、院の女御には、常につき煩はせ罰ふなり、尊卑分脈に、顯光公は、兼通公の子にて、五月廿五日薨、悪靈大臣と見えたり。一條攝政伊尹と、朝成中納言とは、藏人頭の諍ひに、中納言は怖しき物に成て、一條殿の御孫を滅し給ふぞかし。御孫の花山院も、未だ十九と申し時、修行に出でさせ御座しにき。太郎にて御座せし、義懐中納言も、其歎きに法師に成給ひにき。其弟の高賢義孝も、同日に失給ひにけり。愚管抄にも、昔より怨靈と云ふ物の、世を失ひ、人を亡ぼす、道理の一つ侍るを、まづ佛神に祈らるべきなり、一條攝政は、朝成中納言を生靈に成て、義孝少將まで、亡ぬと云ふめり、朝ひらは、定方大臣の子なり、宰相の時は、一條攝政は、下﨟にて、競望の間、放言し申たり、大納言所望の時は、攝錄の臣になられたるを、参りて昔はさうなく、上へのぼることもなかりけるに、良久く庭に立て、會ゝ呼び入れて逢れたるに、大納言には、我ら成るべき道理を立てけるを、打聞て、往年納言の時は、放言せられき、今は貴閣の昇進、心に任せたり、世間は計りがたき事ぞと云て、やがて内へ入られにければ、絶ならず腹立て、出ける事に、まゝ笏を投られけるに、二にわれにけり、さて生靈と

なれりとこそ、江帥も語りけれ、三條東洞院は、朝成が家の跡なり、それへは、一條攝政の子孫は、臨まずと申すめりといひ、續古事談にも、さて病つきて、亡て靈に成たりといひ、大鏡に、いかばかりの心起されけるにか、さて家に歸りて、此でう長く絕えむ、若男も女も有りても、はかばかしくては有らせじ、あはれと云人もあらば、彼をも恨みむなど誓ひて、亡給ひければ、代々の御惡靈とこそは、成賜ひたれとあり。江談抄に、行成爲二藏人頭一之時、依二堅固物忌一、籠二居里亭一之間、自二禁中一、稱二大切事一有レ召、令二參上一時、於二殿上一、俄心神失レ度、乍レ恐參二清涼殿一、主上先識二其氣色一、揚レ音タツアレハト被レ仰、應二御音一稱二朝成一、留二御簾隈一、行成入二御前一、免二此難一是則行成祖父、小一條大將、與二朝成一依二敵人一欲レ陵云とあるは、大鏡に、ある夜、殿の夢に、南殿の後戶の本に、人の立たるを、顏は戶上に隱れて、よくも見えず、怪くて誰ぞ誰ぞと、餘多たび問はれて、朝成にて侍りと答ふるに、夢中にも、いと恐ろしく念じて、などかくては、立給ふと問はれければ、頭の辨の參るを待て侍るなり、といふと見られて、行成卿の許へ消息して、其日の參內を留められなどして、長く忌籠りて居られし事を記せるは、此時の事どもにや　宇治殿時左大將　を、三條院聟にせむと仰事ありけるを、本の御前の親、具平親王　此親王は、村上天皇の皇子にます事、皇胤紹運錄などに見え、神皇正統記にも、六條宮と申す、中務卿に任じ賜ひき、前中書王兼明親王、名譽おはしき、因て是をば、後中書王と申き、賢才文藝のかた、代代の御迹を、よく相つぎ申賜ひけり、一條の御代に、よろづ昔をおこし、人を用ひましましければ、此親王昇殿し給ひし日、清涼殿にて作文ありしに、所レ貴是賢才といふ題にて、韻を探らるゝ事あり、此親王の御ためなるべし、凡て諸道に明かに、佛法の方まで暗からざりけるとぞ、昔より源氏多かりしかども、此御末のみぞ、今に至るまで、大臣以上に至りて、相つぎ侍るとあり、此記を紀　の物氣に出て。既に取殺さむとし給ひける。北畠准后も、此親王の御後にてぞ坐ける。を、御病付て、大事に御しければ、多くの御祈どもも、數を盡して、驗者には、明尊、心譽なむど、祈り罵るに、更に其效なし。陰陽師には、賀茂光榮、安倍吉平なむど、聲を上げ力を盡して、祭りけれども叶はず。只弱りに弱くなりて、引入給ひければ、御父の御堂殿　道長公。　の、おはしましまして、我年來賴み奉る法華經の力にて、是を助給へとて、壽量品を、自ら一時許誦

〔淸涼殿〕大內裏宮殿の一、天皇常の御在所にして、四方拜、小朝拜、叙位、除目、官奏、御遊以下の諸公事を行ふ所也、仁壽殿の西、校書殿の北に在り。

〔小一條大將〕師尹の子大納言左大將藤原濟時也。

〔頭辨〕藏人頭と太政官の辨官とを兼ぬる者也、玆にては行成を指す。

〔具平親王〕村上天皇の第七の皇子にて、御母は女御莊子也。

〔中務卿〕中務省の長官也。

〔中書〕中務省の唐名也。

〔驗者〕加持祈禱をする人をいふ、又驗方とも、修驗者ともいふ。

〔北政所〕攝政關白家の妻室をいふ、女は陰なれば北といふ、政所は政所を置きし故に名づく後には大中納言の妻室をもいへり後世他家にても、宣旨を蒙りて北政所と稱す、玆にいふ北政所は源雅信の女也。
〔萬里小路時房公〕內大臣嗣房の子也權大納言正二位に累進す、後內大臣從二位に進み、長祿元年六十四歲にて歿す。
〔黍稷云々〕書經君陳篇に「我聞、曰、至治馨香、感二于神明一、黍稷非レ馨、明德惟馨」とあり
〔齊信卿〕寬仁四年大納言となり、長元八年、六十九才にて薨す。

給ひて、御顏に當て、日本國に、法華經是程に弘まる事は、偏に我力なり。我子の命助給へと、喚き給ひければ、御前に侍りける女房に付て、御舅の具平親王、物の氣に現はれ給ひて、子を思ふ道はさこそ侍れ、誰も子の寵愛悲しきは同事なり。我墓なくなりて、便なき自らに、かく辛苦き物を思はせ給ふが、恨めしければ、助け難くは思へども、法華經には、敢勝まゐらせず候て、此度は先歸申すなりとぞ宣ひける。此時本の北政所へ、御迎を參らせ、此由申させ給ひければ、恩愛の道、此世ばかりと聞つるに、草陰までも、是程淺からず思しけるかと、御淚に咽び給ふを、漸に諫め參らせて、二度歸入せ給ひける。さて御病は止給ひにけり。

此に就ても下に見えたる師說に人靈の永く君親妻子に幸はふと說れたるの、動かぬ語なることを、辨ふべくこそ、また按ふに、後鳥羽院天皇の御靈の、後醍醐天皇の御心に叶はせ給はぬ、御擧動ありし故に、一度隱岐國に迎へ取奉りしかど、またひたすらに、過を悔て、祈願給へるに依て、再たび御位に復し、即せ奉れるよし語へる、御語なも、後拾遺往生傳なる、比丘尼妙蓮が傳に、死後のことをいひて、及二夏頃一夢二亡者尼一、容儀如レ舊、佇二立戶外一、女子曰、常致二戀慕一、坐二何處一乎、尼答曰、吾爲レ護二汝等一、時々來二臨此處一と云へることなも考合すべし、されば神明の御上は、申すも更にて、祖先の祭祀も、程々に付て、正き淸き心もて、懇懃に仕奉るべきわざなりけり、萬里小路時房公の、建內記に、祖先の祀の事を錄されて、みな馨香の靈供也、供菲一日之食、祖父母に菓子并一飯も供ふる也、只以二懇志一爲レ本也、されば黍稷香きにあらず、明德是馨と云へり、いかなる水草も、菽麥も、只其志だに誠なれば、神靈は饗給ふことなり、人も如レ此哉、うつくしく、奇麗の物なれども、いたく惜げにてあたへては、其心も打解ずや侍らむ、此輕微の物品も隨分の志を現はせば、納受めでたくこそ、と宣へるは、仙境異聞なる說に、符へるまゝに引きつ。　また大鏡に。藤原誠信卿は、爲光公の太郞にて、三十八にて、惡心起して亡賜ひし有狀は、いと淺ましかりし事ぞかし。弟齊信卿の

越て、中納言となられつるを恨みて、いかに我に問ひて、有まじき由を云て、謀りけるぞと思ほすに、いとゞ惡心起して、除目の朝より、手を強く握りて、我は齊信道長に、沮まれぬるぞと云ひ入て、物も參らず、うつ伏賜へる程に、病づきて七日と云ふに、失せ賜ひしに、握給ひたりけるおよびは、餘りつよくして、上にこそ通りて、出給へりけれ。同裏書に、長保三年八月。齊信越兄誠信任權中納言于時誠信。參議從三位。同九月三日。發惡心卒。年卅八。と見え。寶物集にも、誠信の君は、臨時客の所にて酒に醉ひて、弘高の繪がける屏風に、物をつきかけて、其事故に中納言をば、弟の齊信の君に越られ給ひ、現世に猶祟になれりと云り。手を強く握りて云々とあるは、忠文卿の事によく似たり。また日本運上錄に、正中二年。六月廿五日。於大覺寺御佛事。仙洞被取行剋。俄大風雨降。人屋多損流。殊更山坂本。千餘人流失云。東山禪律寺々。京白河人屋。損失不レ知レ數。雷蹴殺牛馬此併後宇多法皇御怨也。とあり。此も天つひつぎの事に因ての、御怨にや有けむ。皇年代略記などに、元亨四年六月廿五日、大覺寺にて崩坐し由見ゆ。また源義平の難波經方に於る、源義興朝臣の畠山江戸を等誅はれたる、一色義貫が足利義教に殺され、佐竹上總が足利持氏に戮せられて、共に祟を爲たる。諸家大祕錄といふ物に、今川義元が、織田殿を討亡さむとて、永祿三年五月、其用意しける頃、義元が爲に自害したる、花倉院主良眞、（異母兄）夢ともなく現ともなく義元が枕元に顯れ出て、杖にてつき驚かす、義元誰ならむと見るに、古へ世を去り

〔除目〕諸臣（大臣を除く）任官の公事をいふ、除は官に拜す。目は目錄也。

〔弘高〕巨勢弘高也巨勢氏第五世の畫家、姓は紀氏、公望の子也、特に佛畫を能くし、具平親王に重んぜらる

〔忠文卿〕從四位上參議枝良の子、天慶中參議に拜せらる平將門反するや征東大將軍となりて赴きしが將門既に誅に伏せり、後勸賞の時、藤原實賴の爲めに其賞に與らず、深く實賴を怨み、死して實賴の遺子に祟りをなせり。

〔大覺寺〕山城國嵯峨に在り、眞言宗にて、恒寂法師の開基に係る。

〔吉川廣正〕德川家康の臣なる吉川廣家の子、初め出雲に居たりしが毛利氏の封を割きて岩國に住せり。

〔兩部神道〕眞言宗なる金剛界、胎藏界の兩部を神道に合せたる一派也、就中最澄、空海には本地垂迹の說を創め、神佛同體の說を立てゝ廣く世に行はれたり。

〔天神七代〕塵添壒囊鈔に「天神七代とは國立常尊、國狹槌尊、豐斟渟尊以上三神陽神無ニ陰神、と云々、泥土瓊尊、沙土瓊尊、大戸之道尊、大戸之邊尊、面足尊、惶根尊、伊弉諾尊、伊弉冊尊、云々、以上を天神七代とは申すなり」と見ゆ

し良眞なり、やがてかへはと思て、腕下に有りける、松倉郷の刀を取て、我打に切れば、良眞驚きしきりて、汝勇將の名を殘すといへども、欲心不孝として、一生の行迹非道にて、武運つき、一命亡びむ事近きに在り、我此を告知らせむが爲に、來れりといふ、義元固より剛强なる人なれば、はたと白眼て、御邊は義元が爲には讐なり、假令我死すとも、何の悲む心あらむとて、猶も切付むとすれば、良眞重ねて、我汝に深き遺恨ありといへども、今川家の滅亡せむ事の悲しさに、汝にかくは知らするぞとて、忽ち姿は消失ぬといひ、また駿河の鎭守總社の山に、古き白狐の社境に死居り、其頃町人の夢に、熱しがき熱しがき、なるみのはてぞ哀しき、といふ歌のはやり、又今川氏に眞観といふ僧の靈ありて、惡しき事の表に、必顯はるゝと云傳へたるに、義元河田川にて、それと覺しき者に逢ひけるに、果して織田殿の爲に、鳴海桶狹間の間にて滅びたりなども、委しくしるせり。尚近くは伊賀國安田村なる、山伏大藏が靈、同國小泉某が、伊賀守定次に祟を爲し。周防國岩國なる、吉川廣正が家人、杉岡某が蹶死に因て、寃魂の祟れるを、杉岡八幡と稱ひ。伊豫國宇和島なる、山部某が、忠誠にて殺されしを、和靈社と祝はれ。江戸なる、根津某、下總國なる、公津某、土佐國なる、僧君敵社の事などをも、思合すべくなむ。或人の語に、兩部神道者の流に法性有覺邪進と、三種の神靈を立たり、法性神とは、天神七代の如き、造化神を祭り、有覺神とは、人の靈魂を祭る、八幡宮、天滿宮の類を申し、邪進神とは、松浦新田明神の類をいふ、と云へるは、佛法に諂へることは勿論なれば、理はさもあるべくや。

其はかの大國主大神の。隱坐しつゝも、侍居賜ふ心ばへにて、顯世を幸賜ふ理にひとしく、君親妻子に幸ふことなり。そは黄泉へ往かずば何處に安在てしかると云ふに、社また祠などを建て祭たるは其處に鎭坐れども、然在ぬは其墓の下に鎭居り、これはた天地と共に窮盡る期なきこと、神々の常磐にその社々に坐すと同じきなり。」さて墓所に葬すをも鎭坐すと云へる例は、

〔弟橘比賣命〕房總志料に「長柄郡本納村橘神社あり、橘媛を祀る、吾妻大明神といふ」と見ゆ。又日本書紀に「曰二弟橘媛一、穗積氏忍山宿禰之女也」とあれども成務天皇の忍山垂根の女弟財郎女を娶て云々とある、其の御名の似たるより誤りしものにて、記にも御母を記されば、其傳なかりし方正しかるべし。

〔上毛野君田道〕姓氏錄に「下毛野朝臣同祖、豐城入彥命五世孫、多奇波世君之後也」とあり、又仁德紀に「五十五年蝦夷叛之、遣二田道一令レ擊、云々悉被二蛇毒一而多死亡云々」とあり。

倭建命の崩坐て、伊勢の能煩野に葬奉りしを、白鳥に化りて飛翔行て、河内の志幾に留賜ひしかば、其處にも御陵を作りて鎭坐也とある、此は御靈を其所に留奉りしにて、すべて古への墓所をかまふるは、その魂を、其處に留めむとの事なること、この倭建命を、始め能煩野に葬奉りしが、その御魂の飛行し故、またその行留賜へる處々に、御陵を作れるにて曉るべし。また此御子の后、弟橘比賣命の、海に入坐しゝを、その御櫛を取て、御墓を作り、納めたりしも、その御櫛を、神體としゝ、その御魂を留めむとてなり、また萬葉集に、高市皇子命を、葬奉りしことを、へ言さへぐ、百濟の原ゆ、神葬、葬いまして、あさもよし、木上宮を、常宮と、定奉りて、神ながら、安定坐ぬ、と詠るも、墓に葬むるを、安定るといへる例にて、古意に叶へり、此類ひの歌萬葉集にいと多かるを、今は其一を舉げつるなり。さてかく上代より、葬所は、その體を隱し、はたその魂を鎭む料に構ふるもの故、吾も人も、死れば其魂は、骸を離れつゝも、其上に鎭坐るなり。さてこそ、諸夷も大倭も、上古にも今世にも、人の靈魂の墓上にて、靈異を現したること、數へも盡されず。その古きを一いはゞ、仁德天皇の御紀に、上毛野君田道、蝦夷のために、軍を敗られて死けるが、蝦夷人どもの、其墓を堀りける時、大蛇と化て、出て目を瞋らし、蝦夷どもを咋ひ、毒氣を被らせける故、時人の、田道雖二既亡一、遂報レ讐、何死人之无レ知邪、といへるとあるをも思ふべしとあるは、いと〳〵感たく、おむかしき語なりけり。さるを或神人は、凡て人靈の墓上に居るといふは、非說なりと宣ひ。幽顯問答にも、或靈の神と祭られては、墓の上は汚穢て、居るにたへずと語れること見ゆ。ある大神は、此は夫人に因て、墓所を嫌ふもあり。また嫌はずて、住居るもありと宣へりとぞ。恐けれど此御語をも、師說に能符合て、實に然有むと覺ゆる由は、先師も論れたる如く、仁德天

皇の御世に、倭建皇子命の山陵守を、廢むと爲給ひける時、陵守目杵ちふ人の鹿と化りて、幽界に歸入たる、神異を示し賜ひ。此は實の山陵にはあらで、假に御陵として、祟め奉り給へること、かの伊邪那美大神の御申傳ふる處に、靈威ありしことに齊くて、御陵とて祟め奉れば、やがて御靈鎮ますといふ、左券と爲へし。仲哀天皇の、神功皇后の御夢に、御託ありて、その御陵を、長門國より、河内國古市郡蕃井郷なる地に、遷さしめ給ひ。此は通法寺記に見えたり、諸陵式に、惠我長野西陵、穴戸豐浦宮御宇、仲哀天皇在河内國志紀郡、兆域東西二町、南北二町、陵戸一烟、守戸四烟と見え、前皇廟陵記に、西陵今在上原村といへり。神功皇太后の御陵の神靈は、殊に多く聞ゆるを、聊申さば、仁明天皇紀に、承和十年。四月己未朔。楯列陵守等言。去月十八日亥時。山陵鳴二度。其聲如レ雷。即赤氣如二飄風一。指レ離彼去。申時亦鳴。其氣如レ初。指レ兌飛亘。遣二參議正躬王加二檢察一。伐二陵木七十株一。至二樵夫等一。不レ可二勝計一。使二郎勘二當陵守長百濟春紀一上奏矣。また四月己卯。使二參議從四位上。藤原朝臣。掃部頭從五位下。坂上大宿禰正野等一。奉レ謝二楯列北南二山陵一云々。水左記に、康平八年。六月廿三日。經信朝臣。下二石清水宮一文を載て。神功陵猿動者。令二神祇官陰陽寮卜一者。同仰レ辨。神祇官陰陽寮著レ座了。卜書令レ上了。宮寺緣事抄に、長治二年、十一月十七日、戌時、男山鳴動、又神功皇后、成務天皇、兩山陵鳴事、歷代皇記に、天仁元年、八月十五日、成務天皇、神功皇后陵鳴[illegible]事有二御卜一、また天承二年、正月十二日、秋篠山陵鳴動事。と見え、雄略天皇の、九年七月、應神天皇の、河内山陵にて、古市郡なる、書首加龍といふ人の、神異に逢たる事を、御紀に、姓氏錄にも記され。一代要記に、後冷泉天皇の、治暦二年、三月廿八日、戊剋、河内國譽田天皇山陵、震動放レ光、扶桑略記にも、治暦二年、

〔兆域〕山陵の地域なり。

〔陵戸〕山陵を守護する陵民也、一陵に五戸を置くを定制とするも、必ずしもこれに依らず

〔守戸〕陵戸少き折徴せられ、年を定めて陵戸の役を勤むる良民也。

〔水左記〕康平より應徳に至る間の源俊房の日記也。

〔神祇官〕神祇の祭祀、祝部神戸の名籍、大嘗、鎭魂、御巫、卜兆の事を掌る官也。

〔陰陽寮〕中務省の被官にして、天文を觀、暦數を稽へ、日月星辰の[illegible]、風雲氣色の異を知ることを掌る。

〔一代要記〕允恭天皇より[illegible]天皇迄の略史也。

四月廿五日、石清水宮司、言二上去月廿八日戌刻、河内國譽田天皇山陵、震動放レ光之異一也、また宮寺縁事抄に、康和四年、九月廿九日、譽田天皇山陵、振動如レ雷事とあり。序に云、弘安四年、西琳寺に賜へる、太政官牒なる四至に、北限二山陵一、去レ寺一町とも、北限二譽田陵一、依レ爲二大神靈廟一、下二官符一被レ止二殺生一、といふことあり。また萬葉集代匠記に、雄略天皇の御事を申して、崩給ひて、翌る年に至りて、河内國丹比高鷲陵に葬め奉る。今多治比村の西、黑山村の東にあたりて陵あり、是なるべし、五十餘年のさきにや、小澤氏の何某、彼陵をあばきて、大きなる巖のかまへありけるをば、坂東の故郷の庭にする物しけるが、程なく何の故もなくて、自殺しけるとぞ、かのあたりの土民の語しといひ。令集解に引る古記に、此天皇の崩御して後、殯義余比ちふ二代の、總て七日七夜、古禮を仕奉らざりしに因て、荒び賜へる事の有りしをも、思合せ奉るべし、因に云、前皇廟陵記に、二條天皇の御陵なる、五層石塔を、千利休が竊して、己が塔として、聚光院に建て、また石の穿て盥める取來て、茶室の洗手に供ふ、此時大亂始て平らぎ、法綱甚疎なりしかば、幸に刑を免れしかど、後罪を豐臣氏に獲て、自殺す、實は天誅に伏するなりといひ、國史略に、噫取二陵上石一、與下取二長陵一坏土一者上同、其罪不レ免レ誅、如二彼自殺一、可レ謂二天幸甚一矣、且小枝中可レ笑者、莫レ甚二于茶讌一、太宰純著二春臺獨語一、極レ口毀レ茶、念駭痛快、不レ遺二餘力一、といへるが如く、世に茶香に耽る人の、神明の如く言囃ぐるなるを、かゝる虐罪を犯せるは、そも如何の心ぞも。天智天皇、また光孝天皇、醍醐天皇の山陵の御祟有しこと、長秋記の、長承二年、九月五日條に云く、忠宗卿。卜二居於山階一朝暮往。件所近二天智天皇山陵一、定經二廻彼莊一之間。自然致二無禮一歟。偏依二此祟一薨去所レ令レ存也。愚息忰人與二彼山階一、論二田畠一云。不レ可レ然所レ聞也。小野齋尊僧都。住二醍醐山陵傍一、依二其祟一死去。仁和寺覺行親王。堀二小松山陵一、有レ祟薨逝。彼時民部卿俊明卿夢。有二行幸一、惟問レ人。答云。小松帝依レ被レ破二山陵一、參二大神宮一被レ訟

〔千利休〕堺の人にて、また宗易と號す、茶道を以て信長及秀吉に歷仕せしが、事に坐し天正十九年誅せらる

〔太宰純〕言辰の子號を春臺と云ふ、荻生徂徠の門に入りて復古學を究む延享四年歿す。

〔春臺獨語〕歌道、茶道、俳諧其他の雜藝を考證せし書にして、二卷也。

〔長秋記〕天永二年より長承三年に至る間の源師時の日錄也。

〔天智天皇山陵〕山城國宇治郡山科村に在る山科陵也。

〔覺行親王〕白河天皇の御三皇子也。

〔小松山陵〕光孝天皇の御陵也、山城國葛野郡花園村に在り。

〔諸道勘文〕紀傳、明經、明法、陰陽諸道博士の答申せる勘文也。

〔水鏡〕神武天皇より仁明天皇に至る五十四代の歷史を叙せし書、中山忠親の著也。

〔愚管抄〕神武天皇より順德天皇までの御事蹟及び山門の事其他に就き記載せる書、慈圓和尚の著と傳へらる。

〔長屋親王〕高市皇子の長子也、宮内卿、大納言、右大臣を歷任し、神龜年間左大臣に陞られ天平元年讒により自盡を賜はる。

〔白峯寺〕讚岐國阿野郡、今綾歌郡に在り、弘法大師、智證大師の建立也。

〔撰集抄〕一卷、僧其實の著也。

申ニ蒙ニ裁許一所ニ還御一。其執人可レ處ニ死刑一。夢後不レ經ニ幾程一薨給云。如レ此於ニ山陵邊一令レ致ニ無禮一。自レ今以後可レ懲レ心事也とあり。覺行法親王は、皇胤紹運錄に、白河院天皇の皇子にて、三品號ニ中御室一といひ、今鏡に、三條院天皇の御子、大御堂師明親王の御弟子にて、初めて法親王と申す、寶を得賜へる由記し、仁和寺御傳に、長治二年、十一月十八日、御入滅、三十一とあり、こはいかなる御違にて、御陵を犯奉り給ひけむ、そを彼天皇命の、御怒の餘りに、伊勢の大御神の朝廷に、訴申給ひて、その御許を受て、さて理の如く、罪し給へるにぞ有けり、いとかしこしや、尙此は委く中右記にも見えたるを、道のしるべに云ふを見るべし。東寺要用記に引る、源運記に、平城天皇。捨ニ春宮一親王內々密事。可レ讓ニ王位一眞如親王云。於レ是清丸參ニ春宮一一一奏ニ此旨一。春宮驚參ニ詣桓武天皇御廟一。七日七夜訴ニ此事一。七日之內。天下無ニ晝夜一如ニ暗夜一。公家驚レ之。召ニ諸道勘文一。同申云。付ニ王位一。日本國大小諸神。驚事有レ之。奏ニ申旨一依レ之平城天皇。王位讓ニ嵯峨一。於ニ親王一令レ補ニ春宮一。新院住ニ大和國一といふ事見え。此は水鏡愚管抄にもあれど、今は委きに付て、此を引たるなり、こゝに清九卿とあるは、決めて誤にて、坂上田村麿のこと等を混へたるにや、さて崇道天皇、井上內親王等の、山陵の御祟の事は、別に記奉れる物あること、已に云へり、靈異記に、長屋親王の御事を、聖武天皇、勅捨ニ彼屍骸於城之外一而燒末散レ河擲レ海。唯親王骨。流ニ于土左國一。時其國百姓多死去。百姓患レ之。而解レ官言。依ニ親王氣一國內百姓可レ皆死亡。天皇聞レ之。爲レ近ニ皇都一置ニ于紀伊國海部郡椒抄奧島一と云り。因に云ふに、此天皇、また孝謙天皇の御代の、甚しき騷亂の起りしは多くは此親王の、御祟にぞ有けらし、また白峯寺の緣起に、崇德天皇の御事を悉く申て、實に大魔王ともならせ給ふやうなる、今も御廟所にて、番ひ鵄とて、毎日一羽祇候するなり。かの野澤の井邊に、社壇を

〔山家集〕西行法師の歌集也。

〔吉記〕安元二年より文治元年に至る間の吉田經房の日錄也。

〔宇治左府〕藤原忠實の第二子賴長を云ふ、保元の亂に崇德上皇に從ひ、戰敗れて死す。

〔知足院入道〕藤原師通の子忠實也。

〔建禮門院〕平清盛の女德子也、承安元年高倉天皇の中宮となり給ふ。

〔六條攝政〕藤原忠通の子基實也、保元中右大臣兼皇太子傅に拜せられ、二條天皇御卽位の後關白氏長者となり、永萬元年攝政に任じ、翌年薨ず。

〔遷化〕遷移化滅の略、通じて人の死するを云ふ。

構へ、天王の社と申侍り、正面内。客人には、爲義爲朝父子の影像を作りたり。平家西海に漂ひたるも、彼怨心ならずや。また仁安元年、十月の頃、西行法師、四國修行の時、彼廟陵に詣でし事をいひて、御廟震動して云々、〽よしや君、むかしの玉の、床とても、かゝらむ後は、何にかはせむ、」と申たりければ、御納受もや有けむ、度々鳴動したりとあり。但し緣起に、〽松山の、波に流れて、こし船の、云々といふを、御製とせるは悞にて、此は西行僧がにて、山家集西行物語に見ゆ、撰集抄にも、新院の御墓所を拜み奉らむとて、白峰といふ所に尋参り侍りしに、松の一村茂れるほとりに、くぎぬきしまはしたり、是なむ御墓にやと、今更かきくらされて、物も覺えず、まのあたり見奉りしぞかし、清涼紫宸の間に、やすみし給ひて、百官にいつかれさせ、後宮後房のうてなには、三千の美翠のかむざし鮮かにて、御眸にかゝらむとのみ、しあはせ給ひしぞかし、萬機の政を、掌に操らせ給ふのみにあらず、春は花の宴を專にし、秋は月の前の興つきせず侍りき、豈思ひきや、今かゝるべしとは、かけても知りきや、他國邊土の山中の、おもひの下に朽給ふべしとは、云々とて、右の歌を載たり。さて此天皇の御祟に因て、世はひた亂れに、亂來し由を、先師の論れたるは、實にさる說なるに就て案ふに、また後鳥羽院天皇の御靈も、相加はり賜ひけむと覺ゆる事、御靈告記なる、御誨に見えたる如くなれば、今序にこの二柱天皇の、御祟ありし事を、少記さむに、まづ吉記壽永元年八月條、に證遍已講、來談二世事一云、夫擾亂全非二他事一、宇治左府怨靈所レ爲也。讃岐院。知足院入道殿。相加給歟。於二法皇一者。度々雖レ令レ逢二其難一御上云々。二條。六條。高倉。三代帝王。早以遷化。建禮門院。六條攝政。同歸二泉下一給。皆是彼靈令レ然也。近年之間。連々夢想。非レ無二其謚一此事上下雖レ知二此由一未レ及二其沙汰一也。

〔北野之例〕菅原道眞の薨後京師屢災あり、朝以て道眞の祟となし、廟を北野に建てしを云ふ。

〔八講〕妙法蓮華經八卷を八座に分ちて、朝夕二座、四日にて修するを云ふ。

〔東鑑〕治承四年より文永三年七月に至る迄の鎌倉幕府の日錄也。

〔木曾〕源義賢の子義仲也、信濃木曾に生れしにより木曾次郎と稱す。

〔法住寺軍〕源義仲入洛の後權を擅にす、後白河法皇之を誅鋤せられ是れが誅討を計り給ふ、義仲先じて院御所法住寺を攻めて火を放ち堂宇を燒く、時に壽永二年十一月十九日也。

猶任二北野之例一可レ被レ祝レ神歟。予答云。先年有二其沙汰一讃岐院被レ行二八講一左府被レ贈二官位一了。其時粗聞事。有二沙汰一歟といひ、玉海の同二年閏十月詔條に、光雅卿仰云。天下亂逆。連綿不レ了時。是偏爲二崇德院怨靈一之由。世所二謳奇一也。仍可レ建二神祠於成勝寺中一之由。叡慮一決。仰二彼寺行事辨光長一。有二其沙汰一之處。猶有二御恐懼一。去頃被レ訪二古者一之處。古趣太不レ快云々。また東鑑文治元年九月四日下に、勅使江判官公朝歸洛。依二去七月大地震事一。且被レ行二御祈一。且可レ被レ滿二遍德政於天下一事。並崇德院御靈。殊可レ被レ崇之由事。被レ申二京都一。是可レ奉レ添二朝家寶祚一之旨。一品御存念甚深之故也。また十二月廿八日、御臺所祗候女房下野局夢。號二景政一之老翁。來申二二品一云。讃岐院。於二天下一令レ成レ祟給。吾雖二制止申一不レ叶。可レ被レ申二若宮別當一者。夢覺畢といひ、吉記に、壽永三年。四月十五日。今日崇德院。宇治左大臣。爲レ崇二靈神一。建二仁祠一。有二遷宮一。以二春日河原一。爲二其所一。保元合戰之時。彼御處跡也と見え、なほ御正體の御物等事なども、委く記されし。愚管抄に、元暦元年、四月十六日に、崇德院、並に宇治贈太政大臣の、寶殿を作りて、社壇を春日河原、保元戰場に占られて、範季朝臣奉行して、靈蛇出來たり・又額になされたる、神祇權大副卜部兼友、夢想ありなんなど聞えき。此事は、木曾が法住寺軍の事、偏に天狗の所爲なりと、人おもへり。いかにも、此新院の怨靈など云事にて、忽に此事出來にけり。

新院の御思人の、烏丸殿とて有し、未だいきたりければ、其も御影堂とて、綾小路河原なる家に造りて、しるしどもありとて、やう〳〵の沙汰もありき。玉海五月十三日條に云、式部權少輔範季。語ニ崇德院廟遷宮之日ニ蛇出來。並夢想等之事ヲ範季並俗別當兼友等。同夜有ニ嚴重夢想ニ云々。保曆間記にも、北條賊臣が跋扈なる形をいひて、まづ義時一人が謀になりき、公家の御事をさへ抑謀らひ申て、今は王法形の如くもなし、是則讃岐院の御靈とぞ、天下の人は申しけるといへり。明月記の、嘉祿三年七月十一日記に、近日天狗狂亂殊甚、清水鐘樓之下に、白布もて、大内法師一人縛付て有るを、見出て聞たるに、伊勢國人なるが、もと山伏僧の僧に作はれて、大内を始て、法成寺、法勝寺を、見などしたる事などを、語れる中に、崇德院、當時御ニ于鎌倉ニ竹中僧都參ニ隱岐之島ニとあり。古今著聞集にも仁治の頃伊勢國書生莊より百姓なりける法師上りて云々とて載せれど少か異同あり。太平記に、逆賊足利高氏が死たるに因て、細川顯氏が子、繁氏を伊豫守に爲て、九國の大將にして下しけるに、まづ讃岐國へ下り、兵船を揃へ、軍勢を集る程に、延文四年、六月二日、俄に病付て、物狂に成たりけるが、自口走りて、我崇德院の御領を落して、兵糧料所に充行ひしに依て、重病を受たり、冷しき風に向へども、盛なる炎の如く、冷かなる水を飲めども、沸返る湯の如し。あら熱や堪がたや、是助けてくれよなと悲み叫びて、悶絶僻倒しければ、看病の者ども、近付むとするに、四五間の中は、猛火の盛に燃たる樣に熱して、更に近付人も無りけり。病付て七日に

〔玉海〕長寬二年以後四十餘年間の記錄にして、藤原兼實の撰也。

〔俗別當〕僧に非ざる別當也。

〔保曆間記〕保元元年より曆應元年までの歷史也。

〔明月記〕建久三年三月以下の藤原定家の日錄也。

〔法成寺〕京都近衞の北京極の東に在りし天台宗の寺也治安二年藤原道長の創建に係る。

〔法勝寺〕山城國愛宕郡東三條に在りし寺、承曆中白河法皇の御創建也。

〔細川顯氏〕賴貞の子也、陸奧守兵部大輔に任ぜられ、尊氏に從ひて官軍に抗し、直義南朝に歸順するや又これに從へり。

〔混甲〕諸士卒一同に甲冑を帶したる也、ヒタは直の義、混は當字也。
〔搦手〕城砦の御門を云ふ、其前門を大手（追手）と云ふに對する語也。
〔象頭山云々〕象頭山は讃岐國那珂郡琴平町に在りて、爰に大物主命及び崇德天皇を祭祀す金刀比羅宮これ也
〔岡屋關白兼經公記〕藤原家實の長子兼經の建長元年より三年迄及び貞永元年等の日記也
〔新若宮〕鶴岡八幡宮はもと後ちの若宮の地にありしを建久二年回祿の後これを山上に移し更に舊地に若宮を建てしにて、其後更に若宮を加へしより新若宮と云ふ

當る卯刻に、黄なる旗一流差て、混甲の兵千騎許、三方より同時に、時聲を揚て押よせたり。誰とは知らず、敵寄たりと心得て、馳集たる兵五百餘人、大庭に走出、散々に射る、箭種盡ぬれば、打物に成て、追つ返しつ、半時許ぞ戰ひけるに、搦手より、紅の母衣掛たる兵十餘騎、細川伊豫守が首と、行吉掃部助が首とを取て、鉾に貫き、惡しと思ふ者をば、皆打取たるぞとて、二首を差上たれば、大手の敵七百餘騎、勝時を三聲どつと作りて、歸るを見れば、此寄手天に上り、雲に乘て、白峰の方へぞ飛去ける。後に防つる者ども。討れぬと見えつる人も死ず、手負と見えつるも恙なし、暫しあれば、伊豫守も行吉も、同時に墓なく成りにけり、ともあり。

此は早く先師の引出て、かの象頭山に坐す大神の、御稜威に考合さるゝ由、論はれたる如くにて、騰雲物語にも、しか聞ゆる徴あり、又高氏が系の事に付ても、思合せらるゝことあるを、別に記すべければ、此には略きつ。

さて岡屋關白兼經公記なる、後深草天皇の、寶治元年、三月廿七日條に、依レ召午時許參レ院。前太政大臣。並余候二御前一。大相國密々申云。御鳥羽院御靈託二事伊賀局一（平生御愛物龜菊也）我沒後。必可レ行二所思一。如レ然之時。人定如二崇德院一致二沙汰一歟。今非レ所レ願。可二申止一也。是令レ託二伊賀一給。而清房入道。傳二申相國一歟と見え、歷代皇紀に、同年。四月廿三日。奉レ崇二祝後鳥羽法皇聖靈於鎌倉雪下一。號二新若宮一。三箇日奉二神樂一。是去三月一日。將軍室早世。病患之間。有二種々託宣一之故也。東鑑には、四月廿五日、奉レ勸二請後鳥羽院御靈於、鶴岡乾山麓一、是爲レ奉レ宥二怨靈一也、以二重尊僧都一、補二別當職一、といへり。見聞軍抄にも、天皇崩御の

後、御靈光物と成て、虛空を鞭耀し、人民を惱まし、都鄙安からず、是に因て、鶴岡の乾の麓に、一字の社壇を建立し、天皇を勸請し奉り、新宮大權現と崇め、重尊僧都を以て、別當に補し、御怨靈を和め奉らる、是に因て、天下の怪異も靜りぬ、されども、その怨靈止ざるにや、其後の御託宣に、關東滅亡は、我が所爲なり、關東滅却も廿二日、朕が崩御も廿二日と、詔へりと云へるは、御靈告記に因て記しつるなり。代帝王物語に、後堀川天皇の、中宮藻璧門院に次ぎて、崩御ありし事を申して、代々の帝王短祚におはし坐例の多かれども、女院の御事に打續き、此事の出來ぬる、子細ある事なり。皇代記、皇帝紀抄などに、天福二年、八月六日、亥刻崩、年廿三、増鏡に云、世のおもしにておはし坐しくべき事の、かくあへなき御有さま、口をしなど聞ゆるもなのめなり、大かた御本性も和やかにうら〳〵しく、御貌もまほに美しく、とゝのほりて、わかう盛りの御程に、御ざえなども、倭もろこしたど〳〵しからず、何事に付ても、いとあたらしくおはしませば、世人の惜み聞ゆるさま限なし、只くれ惑へる心ちどもなり、古宮の御はてだにすぎず、又とり重ねて、諒闇の三とせまでに成むことを、いとまが〳〵しく、ゆゝしと、皆人思ふべし。後鳥羽院の御態、十樂院僧正等が、所爲にやとぞ申あひける。また文永七年の頃、後嵯峨天皇の、五十御賀の行はるべかりしを、蒙古賊が事に因て、止ることをいひて、御賀は御鳥羽院御心に、かけさせおはしたりけれども、空く止にけり。さればめざましく思召ば、いかにもあらすまじき由、御託宣有けると聞えしに、げにさりけるやらむ、さらぬ月日も多かるに、異國の事いできて、今少しを待つけず、留られにし返す〴〵ほいなく侍りきと云ひ。同九年正月十七日に、同上皇の嵯峨殿へ、遷らせ賜ふ事を記して、今日は別勅にて、帥中納言經任卿、後騎に仕奉りて、御水瓶の役なども勤ける。又路にても聞召む料に、御水瓶に煎物を入れて、持せられけるが、中御門大宮へ。御輿かきすゑ、

〔藻璧門院〕九條道家の第一女竴子也寛喜二年中宮に立たせらる。

〔増鏡〕後鳥羽天皇より後醍醐天皇までの歷史也。

〔古宮〕藻璧門院也

〔諒闇〕天皇崩御ありて上下等しく喪に服する一恭十三ヶ月の間を云ふ。

〔蒙古賊が事〕文永五年元主忽必烈高麗王をして書を我國に寄せ通商を求む、執權時宗これを郤け、西海の警備を嚴にし來寇に備へ、朝廷又國家の安康を神祇に祈り、上下穩かならざりし時を云ふ。

〔嵯峨殿〕山城國葛野郡に在りし仙洞也、建長中後嵯峨上皇の御建立也。

〔煎物〕煎藥也。

〔龜山殿〕嵯峨殿の別稱也。
〔兩女院〕大宮殿と東二條院を申す。
〔北面〕院御所を警衞する武士を云ふ。院御所の北面に居する故此名あり。
〔內野〕北野の南、下立賣通の西にありし野也。
〔冷泉殿〕京都冷泉の北、萬里小路の西に在りし後嵯峨天皇の里内裏にして、御讓位仙洞とせらる。
〔大炊殿〕京都大炊御門の北、京極の西に在りし土御門天皇の里内裏也。
〔齋院〕賀茂大神に奉仕する皇女若しくは王女を云ふ、嵯峨天皇弘仁元年皇女有智子内親王を任じたるを以て始めとす。

參らせむとすれば、御煎物心うつくしく、一滴も無く亡にけるこそ、實にふしぎに覺侍りし。

増鏡にも、龜山殿へ御幸なる、此やかざりと、上下心ほそし、法皇も御輿なり、兩女院は、例の一つ御車にたてまつる、後に御匣どの侍ひ給ふ道にまゐるべき御せんじ物を、胤成師成といふ藥師ども、御前にてしたゝめて、銀の水瓶に入れて、ためよしの中納言奉りて、北面の信友といふに持せたりけるを、内野の程にて、參らせむとて、召たるに、この瓶に露ほどもなし、いとめづらかなる事なり、さ程の大事の物を、あしく持ちて打こぼす樣は、いかでかあらむ、法皇もいとゞ御おく病そひて心細くおぼされけり、とあり、げにめづらしく、ゆゝしき御兆にこそ。

後鳥羽院の御所。嘉陽院殿跡、中御門西洞院を、經任卿給りて、花亭を造たりしかば、常に御幸有りしに、後鳥羽院の御靈、御心とけぬにて有けるやらむ、其效も有けるとかや聞えし程に、御惱のほど冷泉殿の內、弘御所に、大臣達の參りて、候ふ程の座しきに、こえらかに、ゆゝしき僧の著坐したれば、誰にかと思ひて、誰か御參りと申候はむぞと、女房の問けれども、返事も無ければ、非目かと思ひて、又女房を遣はして、二人して問へども、更に答へもせで、はてはくらいと失にけり。不思議にぞ有りけるといひ。

明月記、正治元年九月十二日條に云、龍壽御前、今日物語、其次に云、所召仕之女房、號信濃、爲令尋塵、入御所大炊殿東車寄南細所、而有怖畏之氣色、依奇思、強問其故、甚愁歎、強問之間、語云、去年七月之頃、爲伺見舞女、一身入彼細所之間、同形寸分不違物六人并坐、與我問答、其詞之内、我約束云、本爲御所、不成凶不奔散、被坐此所者(大炊殿東車寄有)何事在乎、全不可語人申畢、云々、但非法師、非尼、非見之由稱之、云々、所推量一人ヨリハ小さき物歟、雖極不審、不語之間、力不及、拘件之女房、雖如泥尾籠、不好盡言、仍所信受也、又云、總彼御前、於事有如此之聞、院御所之時、女房等見尼、成怖畏云々、又齋院先年、御寢殿之時、女房周防、有驚事申、其事之後、不御寢殿云々、殿下御坐之時、又女房時々、稱怖畏之由云々、民部卿參向、爲謁周防、在簾中之間、尼來坐傍、故別當殿、來由不聞、又見遣之時、忽然不見」御所とは、後鳥羽院天皇の御所の由、同じ附錄に見ゆ。 太平記に、

〔水无瀨殿〕攝津國三島郡島本村大字廣瀨にある社にして後鳥羽、土御門、順德三帝を合祀す地は後鳥羽天皇の離宮の址也。
〔宣命〕上古の文體によりて作りし詔勅の一種也。
〔前皇廟陵記〕御歷代の陵地を考証せる書、松下見林の著也。
〔土御門院陵〕天福元年十二月天皇の母后承明門院帝の爲めに山城國乙訓郡海印寺村の地に金原御堂を御建立御骨を阿波より移し奉る、今窆を以て御陵とせり、金原陵これ也。
〔十月十一日云々〕土御門天皇の崩御は寬喜三年十月十一日也。

雲景といふ山伏が、異人に伴はれて、愛宕山に行きて見るに、崇德天皇、御鳥羽天皇、後醍醐天皇たちの、天下を亂るべき評定ありしこと見え、後土御門天皇、明應三年八月廿三日に、山城國山埼西南、水无瀨殿なる御廟に、神號を奉賜へる宣命に、近曾與利。張式起氏。黎民困兌利。當歲備波。天曜變志氏。地祇動勢利。水涸氏旱甚。大爾火燒爾之氏。災或興留。爰爾元弘建武與利以來。聖怨滿レ世氏。亂レ國之給止。有二記文一爾依氏。四海不レ安須云々。今有レ所思氏。以二坐所號一氏。水无瀨神止申佐牟波可レ宜。云々と有に、心を澄めて思ひ辨ふべくなむ。この御廟の神靈どもは、な道も彼地に故ありて、年まねく往かひて、親く聞もたる事のあれど、そは別に記奉るべければ、今は省きつ。さて因に、その御子二柱天皇の、御陵等の事をも、聊記出てむ、土御門天皇の御陵は、阿波國に在るを、前皇廟陵記に、或曰、板野郡土佐泊、里浦撫養村、有二土御門院陵一。平地積レ石、相傳帝自二土佐一遷二阿波一宿二此地一、故稱二土佐泊一といひ、山陵志にも、しか見え、また里浦、是中一村落、有二石塔一、土人無レ知二誰墓一、但歲十月十一日、父老齋二於其前一、以通夜焉、古來以然矣、十月十一日、卽是土御門之御忌、と記せり。な道も、昔時詣奉りしに、實に此の說の如くなりき。其國人安藝某が記せる物に、此天皇を板野郡なる、大谷山の下に葬奉れるを、いつの御代にや有けむ、詔有て、山陵を搜索せ賜ふ事の有りしかど、土人ども、その煩勞を厭ひて、深く祕奉りて、御祠あるをも、鼠神祠とぞ改申しけるを、數十年の後に、或者馬に乘ながら、御前を過たるに、やがて死けり。又一鄉に、疫病水旱の災など旅に有て、皆これ

〔北國巡杖記〕北國地方の名所舊蹟故事等を記せる書、鳥翠堂北至の著也。

〔國分寺〕王朝時代朝廷より諸國に分置せる僧寺及尼寺を云ふ、聖武天皇天平十三年三月諸國に勅してこれを建てしめ給ひしを始めとす、國は佐渡には眞野村大字竹田の地に在りき。

〔順德院天皇〕崇德天皇を申す。

〔良純法親王〕後陽成天皇の第八皇子、慶長十九年親王宣下、元和五年御落飾せらる。

〔安閑天皇云々〕安閑天皇の御陵は、河内國南河内郡古市村、大字坂田に、天智天皇陵は山城國宇治郡山科村に在り。

を驚怪て、卜者に託みて、此をトあはするに、天皇の御祟なれば、急に御靈を還崇る地に、移すべき由、卜かたに出しかば、御山頂を擇て、祀奉りしより、其災忽に止たりとぞ。此は漢文なりしを、今は約めて引たり。また順德院天皇の御事は、佐渡風土記に、仁治三年、九月十二日に、御壽四十六にて、崩御ならせ給ひける。皇居は礎ばかり殘りて、瀧の松ありき。御休所とて、芝山あり、一間許りに、二間許の靈しき石あり、此邊を穢す者は、必祟りを受く云々、御遺詔に因りて、御尊骸を、眞野山に納め、御廟を南に向け奉りしは、都こひしと宣ひしに因となり。後世のしるしにとて、松を植たるに、其枝南かたへ垂て土につく、取別て南にさす枝、いと長く出で、本も亦年毎に南へ傾けり。なき世の後まで、都の方を慕ばせ給ふ御心顯はれて、あはれに見奉るとも見ぬ。北國巡杖記に、天皇御謫中にて、「いかにして、此二もじを、契りけむ、土佐をかへして、佐渡へ身行く、」さて眞野里に、皇居をしつらひ奉るに、子規のあまた鳴ければ、人聞たびに、いとゞ都の、こひしきに、此さと過て、なけほとゝぎす、」と遊ばしけるより、鳴を止けるとぞ、又「思ひきや、雲の上をば、よそに見て、眞野の入江に、朽はてむとは、」と後に、國分寺の末、眞輪寺守りて、今に現然たりとあり、或物には、子規のを、讃岐院天皇の御事とし、又或は良純法親王の御事とせり、何れか是ならむ、山陵志にも、在二佐渡國雜太郡之眞野山一、至レ今二遊客一之記不レ敢言一云々、いかにか、件の天皇等の御上は、世に聞えさせむかたなく、いとあはれに、ゆゝしき御事ともにて、そのかみの、ことゞもことに、憤ほろしく、うれたき心のすべきを、いさゝかはるけがてらにならむ、なほ陵墓の事は、前説の如く、和漢の故事ともに、誰へも盡さねば、今はその一二を擧つるなり。されど安閑天皇、天武天皇等の山陵の如く、恐くも犯奉れる、狂賊らが有ても、さしも嚴威を顯し賜へりとも聞えぬは、早く御心に良はしからぬ由ありて、他に

〔遷幸〕天子の御でましを天子の他所へうつり行かるゝ事を申す、幸とは、獨斷に「天子車駕所ㇾ至、賜以二食帛一、民爵有ㇾ級、或賜二田租一、故謂二之幸一」とあり。

所へ遷幸しゝ、故にてぞ有べき、此は凡人のも同じ事ぞ。是を以て、かの或大神の神語の、正き御語なるをも、わが師翁の、天皇祖神より錫はれる、我人の靈魂は、天地と常久に、窮盡ることなきものぞ、と誨されたる說の、確乎なるをも、覺悟るべくなむ。

八十能隈手　二之卷　終

八十能隈手　三之巻

〔杵築宮〕出雲國簸川郡杵築町に在る出雲大社也、神代大國主神國土を天孫に獻して去り給ひしより天照大神御嘉賞あり多藝志の小濱に宮を築き同神を祀り給へるを始めとす。

〔一宮神〕其國に於ける第一の神社を一宮と云ふ、延喜式制定の後、朝又は國司より布告すべき場合に、豫て各國に一社を定め置き國内諸社に傳達せしに起因すと云ふ。

〔氏神〕もと氏の祖神の義なりしが、後ちには特に其氏に由緒あり、又は代々信仰する神をも云ひ、更に轉じて各地の産土神を稱するに至れり。

已に申せる師說の如く、出雲大神は、杵築宮に、天地と无窮に鎭坐て、幽冥世の大君主と大座て、其神事の萬の御政の大原を、聞召にこそあれ。その細瑣の事に至りては、譬へば此の顯明世に、上は天皇命大座し、次に親王等、大臣等いまして、天下の政を統知看し、國郡、また諸邑に諸官人等の有て、御政務を、各互に分掌るゝことの如く、諸國に各々國魂神座し、また一宮神有し、氏神、産土神の坐て、各此を持分て治賜ふ、御事と聞えたれば、凡て人の生涯は更にて、此世を罷りて後は、右の氏神、産土神等の、專と此を主領賜ひ、更に神議に議らせ賜ひて、出雲大神の神御門に、白聞上させ賜ひて、その平生の言行の、善惡功德罪過の、多寡大小に因て、或は褒賞を賜ひ、又ことに秀たる德ある人は、現身のまに〳〵、山人と化れるも有りと聞え。或は常に深く信奉り、又其仕奉れる大神の、御門に召使ひも爲賜ひ。或は出雲の神廷に、參向ひもし、又その君主、またその祖先、師父などの所にも仕へ、或は親魂あへる朋

〔三毛入野命〕鸕鷀草葺不合尊第三の御子也。
〔白鳥と云々〕時日本武尊化二白鳥一、從レ陵出之、指二倭國一而飛之」とあり。
〔播磨稻日大郎姫〕若建吉備津日子の女、景行天皇二年皇后に立ち給ふ。
〔白鳥御陵〕大和葛上郡富田村にある日本武尊の御墓也
〔膽餘雜錄〕和漢古今の事實を記せる書、永田道慶の著
〔宋景濂〕元の遺臣也、明太祖に徴せられ元史を修む、正德中文憲と謚す
〔林道春〕信時の子名を忠勝と云ふ、朱學を唱へて、家康に用ひられ、家綱迄四代に歷仕す
〔松下見林〕京の儒醫兼て國學に通す

友の許などに、同居するも有るべく、又御許を得て、その平生に心留たる地に、住も有ぬべく、さては其罪のまた、妖魅の群に入れ、または四裔に追逐ひなど、政ごたせ賜ふ御事と聞ゆるを、凡て變化窮みなく、いと〳〵量がたき、神界のことにしあれば、凡徒庸人の、一世の微力を盡もて、推測ては、千萬が一も知るべき、際には非るなり。されど今思ひ依れる事を、聊摘出むに、古く三毛入野命の、浪秀を蹈て、常世國に渡賜へる、また日本武御子命の、白鳥と化て、天上に登賜も、またその御祖、播磨稻日大郎姫命の御柩の、印南川中に入て、御尸の失賜へりとあるも、玄家に謂ゆる、水解を得給へるなること、日本武命の御上に、准へ奉りて知るべくこそ。白鳥御陵守、目杵ちふ人の、白鹿と化りて走隱たる、武内宿禰命の、因幡山に入坐るなどは、現身のまにま、幽界へ召させ賜へるなり。

此命等の御事は、神仙傳記に、集錄せること、已に云り。膽餘雜錄に、明人宋景濂が、日東曲に、青牛不レ度二大洋海一、英レ怪無三人識二道書一、と作れるを笑ひて、我邦若木日華之輝煥、神理靈仙之出産、云々難二盡記一、有二武内大臣、浦嶋子、久米仙一、宋濂豈知三我邦爲二英境靈區一哉と云ひ、林道春、松下見林も、似たる說あり、儒者の說にはめづらし。さて三毛入野命の神業に、考合奉るべきことは、八幡愚童訓なる、常行法師が母の、其子を戀求ぎ海に投て、高麗國に渡れることは更れり。龍宮船に。延寶年中に、薩摩國坊津の者、十四五人づれにて、船を仕立て、琉球に渡けるに、秋の最中にて、月殊に明なる夜、海上俄に大風吹起りて、船中の難義いふ計り無りしに、とやせむかくやせむと言ける内に、船中より一人海中

へ身を投て沈みける。猶しも喚叫へども、風[illegible]なれば、救ふ事能はず、暫し有て息静まり

ゝ、誰もさうなく漁舟に乗りて、早速かの海中へ落たる者の側へ、[illegible]らせける

に、既に海へ身を投ける人、[illegible]に堅固にありて、中おこさせけるは、いかさ[illegible]船中にて、[illegible]の時、

船の苦しきまゝに、死を極めたる折ふし、浪の中を見れば、我が[illegible]たる[illegible]に似たり。[illegible]

の願ふに任せ、[illegible]を見[illegible]せば、我が[illegible]国に飛びなし、不思議に思ひながら、とても三

べき身にも非ず、[illegible]とも思ふ所にて死せんと思ひ、[illegible]たる、手[illegible]に[illegible]ることと思ひけるが、

果して[illegible]に[illegible]つきたり、[illegible]なくて[illegible]にて[illegible]ける由、[illegible]

事ゆゑ、官府に書留らるゝ由いひ、伊勢大宮に、[illegible]る[illegible]とて、[illegible]時に、[illegible]

子等が其人に伴はれて、数十里の間を、一二日にて往来しことを、貴[illegible]氏の[illegible]異記に記し、

国[illegible]語に、[illegible]国の[illegible]が、鷲のされたるを[illegible]とて、大川を[illegible]る[illegible]。伊勢[illegible]文[illegible]

に、明和八年八月[illegible]外[illegible]の人、[illegible]の門を通りしに、[illegible]の[illegible]外に入[illegible]一[illegible]の、[illegible]

をて[illegible]を[illegible]れば、何を見るぞと問ひければ、今[illegible]一人[illegible]を[illegible]に行たるに、[illegible]法

師一人、[illegible]て[illegible]て[illegible]行たり。[illegible]が宅より、西の丸の方へ[illegible]と云ふ、其[illegible]へ[illegible]る人、

翌日其人の處に行きて、古の事を言ひければ、主人曰く、常に此方へ來る、本[illegible]なる魚[illegible]が[illegible]

[illegible]

て、今日珍き物を見たりと云ふ。何を見しやと問へば、天人を見たりと言ふ。夫は何樣の形の物ぞと問へば、黑き衣を著たる法師と、小僧と飛行たり。本鄕にても又多く見たりと語りけるとぞ。其明年に、江戸大火あり。またその秋、大風雨にて、家屋を吹倒す。是等の前表にやと載し。齋藤彥麿が、神代餘波にも、文化十三年の八月、多紀安長の家人と、薩摩の侍醫、昌啓が門人と、打連れて、永代橋を渡るに、川上より水烟立て、泳ぎ來る物あり。怪みて立どまり見るに、橋下をくゞり、川下に出るを見れば、白髮の老翁、烏帽子に白き直垂著て、白馬に乘りたるが、水上三四尺放れて、南方に走り、次々に高くなりて、二三間も放れしとおもふ頃、見えずなりにけりとなり。其日余昌啓の方に行て、物語などしつる折ふし、かの二人歸來り、珍らしき事とて語れり。主人を始め、人々奇異の思ひをなせり。其日村上眞澄、麻布邊に行たるに、往來の人あまた集へるを、何事ならむと問ひしに、烏帽子直垂の老人、馬上にて宙をかけたりとて、人々さわけりと、歸り來ていへり。眞澄は僞いふべき人にはあらず。同年閏八月四日、世に稀なる大風にて、草木皆枯しぼみ、家は吹倒し、潮水は高く登りて、暫くは往來絶たりともいへり。北窓瑣談に、京大佛邊に棲める、或老人の、千里の外まで、暫時に飛行する術を知れりと、柳川三省が、友人に語れる由記せるも、さる異人にや有りけ

〔江戸大火〕明和九年二月二十九日目黑より出火、千住大橋迄六百廿四町の地を燒失す。

〔齋藤彥麿〕石見國濱田城主松平周防守の家臣にして、伊勢貞丈、本居宣長の弟子也。

〔烏帽子〕上代は禮服用の頭巾なりしが、延喜以後冠と區別し、帽は平服に用ふ、又もとは紗絹等を漆塗せる柔きものなりしが鳥羽天皇の頃より紙にて張り漆を塗りて堅く作る。

〔直垂〕もと貴人の寢衣後ち公武諸人の平服となり、江戸時代には、侍從以上の著する禮服となる。

〔北窓瑣談〕橘春暉の著せる雜錄也。

〔山人〕仙人等の類をいふ。
〔壬申の亂〕弘文天皇の元年、弘文天皇と大海人皇子（後ちの天武天皇）との皇位繼承に關する亂也、弘文天皇の軍敗れて、大海人皇子即位したまへり。
〔末社〕本社に附屬したる神社をいふ本社に緣あるものと、緣なきものとの二種あり、伊勢の內宮には末社百二十、外宮には五十一あり。
〔御齋會〕宮中にて金光明最勝王經を講說して、國家の安寧を祈請せらるる儀式也、後には毎年正月八日より七日間、清涼殿にて行はるる事、恒例となれり。

む、此等を皆正しき山人等の、御上にも比らへて、思ひやり奉るべくなむ。

また天武天皇の大御靈の、伊勢國に、永久に鎭坐すは、深き契ある御ことゝ聞えて、契沖法師も早く萬葉の長歌を釋きて、壬申の亂を鎭給はむとて、大神宮の御計らひにて、末社の神靈を降して、天皇と成させ賜へるにて、事訖へて後、實に崩坐るにはあらで、神靈の伊勢に歸らせ給へるにやと云へりき、或說に、神宮雜事記、及萬葉集などを引證して、此天皇の伊勢へ行幸の事を、御紀に、慥にも載給はざりしをおもふに、天皇此程は、いまだ出家の御形體にましましければ、神宮へは、近づき給はで、所々より遙に拜み坐々し故にも有べし。伊勢記に、古記曰。天武天皇。從二飯野遙拜一有レ遷二幸于志摩國一而數日祈二大神宮一とあるよしいひ。さて天皇の大神宮を尊せ賜ひ、志摩國を故鄉の如くに思召して、朝夕の大御食も、志摩よりめし、遂に大御魂も、其國に鎭らせ賜へる御喩ありき。故其皇后持統天皇も、屢ゝ志摩へは御幸もありしなり。また萬葉集二卷に。天皇崩之後二年、（今本八年とあるは誤なり。）九月九日、奉レ爲二御齋會一之夜、夢裏習賜御歌に、〳〵明日香の、清見原の、宮に、天の下知食しゝ、やすみしゝ、吾が天皇、高照す、日の皇子、いかさまに、念ほしめせか、神風の伊勢國は、おきつ藻も、靡足波に、鹽げのみ、香をれる國に、味ごりの、あやに乏しき、高照す、日の御子、とある御歌は、是其夜皇后の御夢に、天皇の御魂の、伊勢の海に坐々すを見給ひて、慕ばせ給ふ、御意に夢ともなく、現ともなく、唱へさせ給ひしまゝを、記したる御歌ぞ

といへるは、實に、さる論なり。また後白河の天皇をば、荒祭の宮に託させ給ふよし、下に引きたる古記等に見え、また、撰集抄に、むかし橘直幹といふ文章博士、無實を蒙りて、流さるべしとて、明日なむ宣下降ると聞えけるに、年頃いとをしくせし、妻子も別れがたく、住馴し都をふり捨がたく覺えて、北野こそ、かやうの事には、新なる事どもおはしますなれとて、其夜參り籠て、泣々終宵祈念しけるに、曉方に御殿の內に、大きに氣だかき御聲にて、道風々々と呼ばせ賜ふに、道風の聲にて、いらへ申てけり。偖仰下さるゝやう、この直幹が歎き申ことなり、無實にて侍れば、御免除あるべき狀かきて、直幹に賜ふべしと宣ふ御聲あり。承はるに、身の毛よだちて、忝なく覺え侍居たるに、稍しばし有て、立封じの文を、御簾の內より、さつと放出されたる。直幹いそぎ開きて見れば、文章の博士橘の直幹。依二無實一蒙二勅勘一事。返々不便也。於二今度一者。可レ有二御優免一之由。天神之御氣色候。小野の道風奉也。と書れたり。悅を爲て宿に急ぎ歸りて、ことの侍りける有狀を、委く書て此の狀を奏聞するに、叡慮大きに御驚き有りて、道風の自書の申文を開かるゝに、天德二年正月十日餘りの頃、近江の守を望める狀、紫宸殿之皇居、云々とかける手跡に、聊も違はざる故に、御門恐れを爲させ賜ひて、流罪を留め賜ひて、剩へ日頃申ける、式部の大輔になされにけりといひ。

〔荒祭宮〕伊勢國五十鈴川上、大神宮の北方に在り、荒御魂宮ともいふ、皇大神の荒御魂を祭れり。

〔撰集抄〕九卷、僧西行の著にして、古今の人の傳記、行狀、異蹟等を撰集したるもの也。

〔橘直幹〕長門守長守の子也、天曆二年に文章博士となれり。

〔無實〕無實の罪也

〔北野〕北野神社也山城國京都市に在り、菅原道眞を祭れり、道眞は醍醐天皇の御代、寃罪にて右大臣より太宰權帥に左遷され後ち神に祭られたる緣により爰にかくいへる也

〔新なる事〕靈驗あらたかなる事也。

〔天暦〕村上天皇御宇の年號也。

〔小野道風〕篁の孫好古の弟也、書を能くし、醍醐、朱雀、村上三朝に歷仕し、正四位下內藏權守に至る。

〔時簡〕日給簡也、侍臣殿上に出仕する者の姓名を記したる札をいふ、殿上簡ともいへり。

〔玄象〕玄上に同じ唐より渡せる琵琶にして、宮中に於て累代の寶物となれり。

〔鈴鹿〕和琴の名器にして、玄上と共に宮中に於ける累代の寶物也。

〔東宮學士〕東宮職の役員也、經を執りて講說し奉る事を掌る。

〔正暦〕一條天皇御宇の年號也。

この天德二年正月云々の事は、本朝文粹に見えて、請下殊蒙二天恩一被レ遷二山城守一兼中任近江權介上狀。と有り。十訓抄、古今著聞集に、天暦の御時、橘直幹が、式部大輔を望申ける文章をば自書きて、小野道風に清書せさせけり。御門叡覽ありけるに、依レ人而異レ事。雖レ似二偏頗一代レ天而授レ官。誠懸二運命一など、述懷の調を書るに依て、御氣色惡かりけり。人此を恐思ふ所に、其後內裏燒亡ありて、俄に中院へ行幸せさせ給ひけるに、代々の御渡物の御椅子、時簡、玄象鈴鹿以下も、もて參りたるを御覽じて、直幹が申文は取出たりやと、御尋有ければ、時人いみじき事にぞ申けるといふ事もあり。されば元より此朝臣たちは、友善しき中なりき。さて日本紀略に、康保三年十二月。正四位下行內藏頭。小野朝臣道風卒。年七十一。御子左系圖にもしかいひて、從四位上木工頭と記せり。直幹朝臣は、橘氏系譜に、長門守長盛ぬしの子にて、式部大輔正四位下、大內記大學頭東宮學士、文章博士とあり。右の神異は、靈の眞柱に引出されたる、御託宣記なる、正暦四年五月二十日の勅使を、太宰府御社に、奉賜へる時に、道風々々と召して、示二勅使一といふ詩を書せ賜ふ事に致合せて、そのおぼろげならぬ御事を辨ふべし。そは筑紫にてのこと、本文に擧つるは、北野御社にての事ぞ。されど何時の御代の事にや、いまだ考得ず。さて示二勅使一とある詩は、後までも、外記局に納められたる

由、外記日記、台記、百錬抄、御託宣記、古事談等にも見え、殊に惡左府賴長公は、道風朝臣の眞筆もて、鑒定合せられつる事も、台記に記されたり。因に云はく、應永二十七年、院の御所に、大納言播磨局とて、橘朝臣諸のり卿の女にて、歌道の達人ありて、稚きより天神信仰にて、日夜怠る事なかりしに、正月十八日の曉、院は御寢所を出給ひけるに、彼局に男の聲にて、憚る樣もなく、物語きこえける。院は不測に思召て、暫し徘徊はせ賜ふに、大納言申されけるは、吾日夜朝暮に、社頭に參籠申度候へども、女身に候ふ上、愁に籠顏に近づき參らする身にて、心に任せず侍りと、口說賜へば、誠に氣高く由ある御聲にて、女房の志を感じてこそ、かやうに現れ聞ゆれ、必足手を運ずとも、閨中にても、我を忘れず心の正しからむ事こそ肝要なれ。また詠歌に心を摧きつゝ、貴賤を撰ばず、此道に入ぬる人を、偏に守るなりと、種々御物語ども有て〽雪に梅、花もさくらの、木ずゑかな、」とおほせければ、〽松のあらしや、吹かすむらむ、」と付申されければ、面白しとて、かき消す如くに見え賜はず。院も障子一重隔て、具に聞召て、御身もよだつ計にぞ坐ける。御格子の妻戸あく方なく、御庭は白雪降て、人跡もなければ、いと奇特に思召て、御幸あるに、奏聞せらるゝは、いつも寅刻に起て、手水をつかひ、念誦して候つるに、衣冠正き上﨟の打向ひておはしつる

〔台記〕十四册、藤原賴長の日記也、〔古事談〕六卷、古來の傳說を雜記せるもの也。
〔惡左府賴長〕藤原賴長也、忠實の子也、才學ありて頻に累進し、久安五年左大臣に拜し從一位に叙せられたり、後ち保元の亂に敗れて奈良坂に自殺せり。
〔院の御所〕上皇若しくは法皇の御居所をいふ、仙洞、仙院等ともいふ。
〔天神〕北野神社に祀れる菅原道眞の靈をいふ、朱雀天皇の天慶五年この靈多治比奇子に神託して自ら天神と稱す、奇子因つて神殿を造れり。
〔上﨟〕爰は貴人の意也。

〔二人〕橘直幹と大納言齊信卿也。〔御會釋〕梵語、跋儞囉羅の譯也、釋迦、大日、各内大の二經篇あるより轉じて神道にも之を移し用ひたる也家族と會丁を喜れたる如き意也

〔神護寺〕山城國葛野郡梅々畑村に在り、今、眞言宗の別格本山也、延暦中、和氣清麿河内に神願寺を建てたるを起原とし、天長中、僧空海を住持として神護國祚眞言寺と改め、後ち更に寶運あり。

〔敷島の道〕敷島の和歌の道の略にて歌道をいふ。

〔伊勢物語〕二卷、和歌集的の物語也在原業平の著と傳ふれど疑問也。

を、是こそ北野にて生きせと、人の告知する様に思成して、御會釋を忝くも申つれば、云々と集されたりとも有り。此御神の御歌は、古今にいと多く聞へ給へれど、人心の正からむ事をこそ、と云へるが、いと貴く、かつ二人ともに、橘氏にて、寵異を蒙られたるが、めづらかなれば、例の作者の諧傳と覺えつるをば、今は略きて抄出つ。

頓阿備が水蛙眼目に、住吉國冬云、歌よみは、多く住吉社の御眷屬と成れり。和泉守道經は、鬼形にて、紙筆を持て、殿傳かきの戌亥の角の壇上に、西向に坐して、人に見えけると申傳へたり。國助神主をば、神護寺のそばに、社を作りて神と崇む。今主神と號て、近來此道の堪能なり。又或人の住吉社に、通夜して在ける夢に、御社の前に、僧俗男女参集て、いゝしき人もあし、猶人を待る體なり、暫有て、僧一人参りたるを、御簾の中へ召入れて後、高き御聲にて、心なき身にもあはれは、知られけり、云々といふ歌を、詠ぜられけると、見侍るとも云り。

此大神を、歌を作給ふといふ説は、津守國助神主の歌にも、〽敷島の道、守りける、神をしも、我神垣と、おもふうれしさ、」など詠みて、古くよりしか云傳ふれど、元は伊勢物語より出つることにや、と思ふ由ありて、別に論へりき。因に云ふ、袋草紙などに、源頼實いたく歌を好みて、住吉社に参りて、秀歌一首を詠しめて、命を召さるべく祈られつるに、西宮にて、〽木の葉ちる、やどは聞わく、事ぞなき、しぐれする夜も、時雨せぬ夜も、」と詠たるを、その後

〔今鏡〕十卷、後一條天皇より高倉天皇迄の紀、道長の子賴長以下基房に至る傳を系とし、大鏡と連續して一體の歷史をなせり。
〔鴨長明〕菊大夫と稱し、剃髮して蓮胤と號す、世々京都鴨社の祠官たり、管絃に通じ和歌を善くす、後鳥羽上皇に召されて和歌所寄人となり、後ち出家せり。
〔千載集〕千載和歌集也、後白河院の院宣によりて藤原俊成撰進せり。
〔康和〕後堀河天皇御宇の年號也。
〔應保〕二條天皇御宇の年號也。
〔定家〕藤原俊成の子也、詩歌を善くし、後鳥羽上皇に寵せられたり。

また參で、同く祈れる時の夢に、秀歌は、彼落葉の歌にあらずやと、告賜ひて、六位にて天亡すと見え。今鏡に、五年の命に代へむとて、住吉に申したりければ、落葉雨の如しと云題にて、此歌をよみけるを、必ず此とも思ひよらざりけるにや、病のつきて、いかにと祈りなどしければ、家に侍りける女に、住吉の託て、さる歌よませたれば、えいくまじと、宜ひけるにぞ、偏に後世の祈りに、成りにけると云り、西談抄に、此を賀茂大神に祈れりとせるは、誤りと聞ゆ。鴨長明が無名抄に、道因入道權中納言藤原通俊卿の法名なる由、古今著聞集に見ゆ。が、歌に志の深かりし事をいひて、七八十になるまで、秀歌よませ給へと祈て、歩にて住吉に月詣したる、いと有難きことなり。九十ばかりに成りては、耳などもおぼろなりけるにや、會の時も、殊更講師の座に分よりて、わきもとにつとそひ居て、みゝの聞えざるに、耳を傾けつゝ、他事なく見えつる氣色など、等閑の事とは見えざりけり。千載集撰ばれ侍りしが、彼の入道うせて後の事なれど、本朝世記、また尊卑分脈に、康和元年、八月十六日、丙戌、藤原通俊薨と見え、世記に、才兼二和漢一、深達二政理一、應保二年、奉レ勅撰二進後拾遺和歌集廿卷一、行二于世一、薨時春秋五十二とあり。さしも道に志深かりし者なればとて、十八首まで入られければ、夢の中に來りて、涙を流しつゝ、よろこびを云ふと見給ひければ、殊にあはれがりて、今二首を加へ二十首になされたりとぞ、といふ事もあり。

徹書記物語に、俊成卿も、老後に御社に詣て、祈奉らるゝに、和歌の外に、別に佛法を求むべからずと、示賜へりとも、定家卿も、また七日參籠して、祈申されし、その滿ぬる九月十三日の夜に、

明神現はれ賜ひて、汝月明なりと、示賜へるこそ、此道達るなりと思ひて、その記を、明月記と號けられつとも、あるなどを案ふに、げにも歌詠人等は、此御社に侍へるも有けむ。さればこそ、中にはいかにぞや思はるゝ、御託語も聞ゆるなりけらし。此等は恒に深く信奉れる、大神の朝廷に參集へる、證にぞ有ける。さて百錬抄に、壽永二年六月の條に、祭主親俊。奏法皇云。夢想云。參神宮平伏庭上。㊀父親定。并親章卿。兩人過去者。在堂上以親定傳仰云。於我有令可天宮給畢。禪定法皇御事。所令付申荒祭宮給也。可被奉御劍早可進院也。又當宮守護事。以奉經可申沙汰也。此後夢醒了。後朝内宮一禰宜長成持來御劍虎蒔云々可進院之由有夢想仍自寶殿所取出也。請取件劍忽上洛者。と見え。こは吉記にもあれば、合せ見るべし、此事已に先師も引出て、社司等の忠誠に、仕奉れる人等の、幽界にての有狀さへ知られたり、と論はれたるは、實にさる說ぞかし。日吉山王利生記に、叡山東塔なる、勝陽房眞源か夢に、日吉大宮の樓門の前を、過とおぼしけるに、早世したる經藏房嚴算にあへり。三國傳記云、嚴算は、眞源が師範なり。眞源問て云、御房は失給ひにき、いかにかくてはと、云ければ、答て我身は佛法に功を入れ、修學に力を盡せしかども、常に名利の心を催して、六道輪廻の業つきざりしかば、殆惡道に入ぬべかりしを、我に權現の方便を廻らし給ひて、辱くも當社の邊に召置て、種々に扶持し給ふなり。凡て山門に跡をとめ、社壇に歩を運類ひは、卑賤禽獸に至るまで、殘

〔禪定法皇〕後白河法皇をいふ、禪は梵語「禪那」の略、思惟又は靜慮と譯す、定は梵語三昧の譯也、禪定法皇は佛道を修業せる法皇の義也。
〔禰宜〕神職の一種也、神主の下にありて祭祀に預り、幣帛を獻ずる事を掌る「願ひ」の義也、後世、神職の總稱にも用ふ。
〔六道〕地獄、餓鬼、畜生、阿修羅、人間、天上の六所をいふ、此の六所は衆生輪廻の道途なれば六道と名け、衆生各因果に乘じて赴く所なれば六趣ともいふ、
〔業〕梵語羯磨の譯にして、身、口、意の善惡異記の所作をいふ。

〔安養〕西方極樂國の異名、無量壽經疏に「安心食レ身故曰二安養一」とあり

〔都率〕欲界の天の名也、天處、內處の二に分れ、其內院を彌勒菩薩の淨土とし、外院は則ち天衆の欲樂所也

〔泥梨〕地獄也。

〔无間〕無間地獄也八熱地獄の一にして、五逆罪の一を犯せる者は此處に墮ちて一劫の間苦を受くる事、無間なるが故に名く。

〔春日大明神〕大和國の春日神社に祀る神にて、武甕槌命、經津主命、天兒屋命、比賣神の四神也。

〔閻魔廳〕閻魔王の公判廷也、閻魔は梵語、縛と譯す、罪人を縛する義也

し給ふことなし。況社司寺官等、宮仕宮籠、みな此奥の山、八王子の谷の邊に召おきて、晝夜に加護して、利益懈り給はず。但大善の輩は、眞に安養都率にもまうで、極惡の者、忽に泥梨无間にも、墮さむ程の輩は、子細に及ばず、御はからひ有べき分齊は、爰にして調機善巧し給ふなり。貴房たちの事も、さぞおはせむずらむ、いざたまへ、事の樣見せ申さむとて、奥谷の後ざまに伴ひ往ば、山上にて見馴し名德耆老、坂本に住みし司官神人など多く見えけり。修因の善惡に隨ひて、居處の尊卑あり、或は朱樓紫殿、壇林の嚴淨なる所もあり、或は松房竹窗、蓬門柴戸の蕭條たる栖もありと見え。無住僧が沙石集にも、此事見え、奈良京に璋圓とて、解脱が弟子ありて、碩學の名僧なるが、死て後に或女に託して、種々口走りける中に、我が春日大明神の御方便より、いみじきは無し、假にも値遇したる者は、譬ひ何なる罪人なりとも、他の地獄へは遣るまじ、此の春日野の下にて、地獄を構へて集入賜ひ、云々と云ることあり。此はたよく似たる說なり。此等は、もと仕奉れりし、大神の神廷に猶仕奉れるなり。」さて出雲大神の神朝廷は、なほ師說の如く、別に祕賜へるげにて、世に偶蘇生る人の有ても、彼御門へ詣たりといふ事の、なさをさ聞えぬは、深き所由ある事なるべし。

されど江談抄などに、藤原高藤卿の、閻魔廳に往きて、小野篁卿の、第二の冥官と成て、居られたるを見たりと載し。續古事談に、貞信公太政大臣と成て後、三善文君に、宮內卿繁の託宣して、冥途官中に、金籍の銘に、太政大臣從一位と記せりと云へり。其時此事を疑ひき、

〔下らう〕下臈（ラフ）の事也、臈は年功の意）を積む事少き者、總て下官、下人をいふ。
〔泰山府君〕泰山は支那五岳の一、東岳をいふ、府君は漢の郡守の稱にて官府の君の意也、後ち轉じて之を祖考の尊稱とす、陰陽家、道家等は泰山府君を以て地藏菩薩の垂跡となし壽を延ばすの神として祭れり。
〔十訓抄〕三巻、種種の古話を集め十訓の下に分類せり
〔南都〕奈良也。
〔諏訪大明神〕信濃國諏訪郡の諏訪神社に祭れる神也、上宮、下宮の二社あり、上宮は建御名方命、下宮は八坂刀賣命を祭れり。

今容しからずと、宣へりといひ、勘解由の宰相有國卿が、また下らうにて、父豐前守輔道に具して、筑紫に在りける時、父重病を受て死られけるを、有國卿心を盡して、泰山府君を祀られしかば、三時計ありて、父輔道いきかへり語て云く、我閻魔の廳に召出されつるに、美麗なる饗膳を供へたるに依りて、返し遣すべき由、定め有つるに、一人の冥官の云く、輔道をば返さるとも、有國をばめさるべし、其故は、其道の者にも非ずして、その祀を勤むるとが、遁るべからざる由を申す。又床に就たる冥衆の云く、有國咎あるべからず、其道の者のなき、遠國の界にて、孝養の志に堪ずして、祭を務むる、更に咎にあらずと、言出たるに、面々の冥衆、同ずるに依て、今返さるゝ由を、語るといひ。古事談、今鏡、宇治拾遺などにいづ、此卿の德行のことは、榮花物語に見、伴蒿蹊が、閑田次筆にも論ありて、己が天道譜立に、委しく云ふを見るべし。また文粹淸談に見えたる、白河三位經朝卿といふ善者の、炎魔王の豐上宮に請ぜられて、額を書れたる、春日驗記なる、狛行光が、重病に因て死して、閻王宮に往たるを、春日大明神の來坐て、連歸らせ賜へること、又大鏡に、源民部卿の若くして、大やけに仕奉りしに因て、ゑむま宮に生れたりと、夢に見えたる人なりと記し。十訓抄に、南都の舞師の和博士晴遠が、炎王宮に往けるに、冥官のいまだ還城樂を傳へぬ先に、召たれば云々とて、蘇生りて、此を弟子に傳へをへて後、失けりといひ、諏訪大明神の縁記に、相州鎌倉の里に住ける男、年齢三十計りなるが、傷寒を病みて絶入りて、半時計の程に、蘇生して

語りけるは、虚空へ飛て、空より漸落下ると思ふ程に、焔王宮の廳官に至りて、金鏁をせらる。童子出現して、問答せむとするに、後より淨衣立烏帽子の老翁來て云、此男今年諏訪の神役人なり、今度は返し給ふべしとて、則後鏁を淨衣の人手づから解許して、背をつかみて、遠く投上ると思ひて、病席の障子に強く中りて、蘇生せしと云ふ。看病の輩、不思議の思ひをなして、則食水を進む。親戚の族、里の友、或は喜悦を含み、或は感涙を拭ふ。其年神役故なく遂るのみならず、年々歳々參詣怠らずと云るなど、若くは彼道の御門、また產土神の朝廷にてのことを、かく思ひ取つるにや有けむ。中には、いとおぼつかなき事も交れども、そは下にも云ふ如く、中世頃の、例の佛法を信める人等の文なれば、さしも泥むべきにあらずなむ。

また百錬抄なる。上に擧たる武內宿禰命の、石淸水宮に坐て云々宣へること。二十二社注式などにも此宮の末社に、武內社、高良社も坐り、さるを高良社を、別神とせる說も、古くこりあれど、そは甚しき非說なり、また古今著聞集などに、或人の夢に、同宮にて武內宿禰命の、北條賊と生れ賜へる由を、見しなど云るは、彼賊に媚へる者の造言なるぞ、ゆめ、惑ふべからず。また太平記なる、上にも略云る。雲景が愛宕山にて、崇德天皇の御形を拜奉れるに、源爲朝の、長八尺計の男にて、大弓大矢を橫へて候へりと見え。正平十四年の頃、二條家の候人、上北面が、吉野山陵にて、世の有樣を深く歎きて、少目睡たる夢に、御廟震動して、けだかき御聲にて、人やあると召ければ、東西の山峰より、俊基資朝是に候ふとて參りたり。さて頭

〔焔王宮〕閻魔王の宮也。

〔產土神〕其人の產生せる土地を守護する神をいふ、後世は氏神と混じて其地に生まるゝ者を產子又は氏子と稱ふるに至れり。

〔石淸水宮〕石淸水八幡宮也、山城國久世郡（今は綴喜郡）に在り、八幡大神、大帶姬命、比咩大神を祭る、淸和天皇の貞觀元年、大安寺の僧行敎の奏請により、宇佐神宮より神體を迎へて宮を造營したるを起原とす。

〔上北面〕院中を警衞する北面武士の中、四位、五位なる者をいふ。六位の者を下北面といふ、白河院の時に始めて之を置けり

丘の石の扉を排く音しければ、先帝兗龍の御衣を召れ、寶劍を拔て、右の御手に提げ、玉扆の上に坐し賜ふ。暫有て二人を近く召されて、君を惱し世を亂す逆臣どもをば、誰に仰付て罰すべきと、勅問あれば、申さく、まづ今南方の皇居を襲はむと仕候。五畿七道の朝敵どもをば、正成に申付て候へば、一兩日の間には、追返し候はむずらむ。仁木義長をば、菊池愚鑑に申付て候へば、伊勢國にて亡び候はむ。細川清氏をば、土居得能に申付て候へば、四國に渡て亡候べし。東國の大將にて上り候、畠山兄弟をば、新田義興が申請候て、罰すべき由申候つれば、輙かるべきにて候。道誓が郎從共をば、所々にて首を刎させ候はむずるなり。中に江戸下野、同遠江は、殊更に惡き奴にて候へば、龍口に引居、我手に懸て切候ふべしと、奏しければ、主上御心よげに、打咲せ給ひて、御廟の中へ入せ給ひぬ、賊兵果して敗なくて、歸洛せり。と云り。此說に就て案へば、また同七年五月の頃、後村上天皇の、八幡宮の行宮を落させ賜へる時、惡くも賊軍どもの、追奉れる事を云て、十方より雨の如く、射かけ奉る矢なれば、遁れ賜ふべしとも見えざりけるに、天地神明の御加護にや、御鎧の袖、草摺に二筋まで中りける矢の、かつて裏をもかゝざりける、こゝに何地とも知らず、中黑の笠驗附たる御方の勢、御馬の前後に排り供奉して、敵を右往左往に驅散して後、消が如くに失にけると、同書に有るも、新田氏の、幽界にて、吉野宮

〔先帝〕後醍醐帝也

〔兗龍の御衣〕卷龍の模樣を附けたる天子の御衣をいふ

〔南方の皇居〕吉野の皇居也。

〔五畿〕畿內五國即ち山城、大和、河內、和泉、攝津をいふ。

〔七道〕東海、東山、北陸、山陰、山陽、西海、南海の七道をいふ。

〔草摺〕鎧の腰に分れて垂れたる裾をいふ。

〔中黑の笠驗〕中黑の紋の笠標也、中黑は輪の中に線を一つ引きたる紋樣にして、笠驗は軍陣にて隊を區別せんが爲に笠、兜等に著くる小き旗標也、後世は袖、馬等に附くるをも亦笠標といへり。

に仕奉てあるが、危難を救奉る事と聞えたり、此等は故の如く、大君に仕奉れる徴となすべし。」

また天滿宮の御託宣記に、正暦四年、五月二十一日に。正一位左大臣を贈らせ賜ふとて、菅原幹正朝臣の、勅使に下らるゝ先つかた。座主たる松壽法師が夢に、召に依て、神殿に參りて見るに、一家の君等、集會せられて、簡を見廻りたるは、三位文時卿、左近中將英明朝臣、勘解由長官在躬朝臣、山城守儀見朝臣などにて、何れも天神の御子孫等にて、早く世を罷まし〻人なりと見え。神道辺しるべに、主親大事、家業大事、夫大事は、顕界の要務、幽界の位も、これで定まる、人を助け、世を救ふが、先づの奉仕、身前にも、その德が見えますとも、世積死苦は、顕界の役目、これを過して、身を一筋の皆にかへし、靈は幽界の神に交る、心を歸杳にもたず、身を正しく、人を助け、世を救ふた人は、善神に成り、生立て死なれた、兩親や、最愛の妻や子の靈と、一所に在られます、人を害ひ、身欲にくらした人の靈は、哀れ〳〵に成て、苦いめを見ますといへるは、さるものなり、また此に因りて、思ひ出しことは、往歳わが長崎に遊びし時、かの里人、某氏守精らふ人の語に、その妹の、まだ弱くて、身亡ぬるを、かねてより佛法さまのことに、な惑ひそ、死ては永く神の御前に、參向ふことゝ、偏に思定むべき由を、教諭してありしが、靈の關係生りて云ふ樣は、實に常に教給ひしに、つゆ違はず、嬉も〳〵めでたき城に參りて、遠祖の許に、居ることゝ成れり、此ことを聞え申さむとて、かく歸來しなりとて、やがて譲つと語りき、唐人當沂が、靈鬼志に、唐晅ちふ者の妻、滑氏が詞に、冥中珍產亦無、最重者、唯稟水粥、不レ可レ致耳。また冥中在二何處一と問ひしに、在二舅姑左右一と答へたるに能く符合り。　また同大神の、永觀二年、六月廿九日辰時の、御託宣に、我隨身伴黨。十六萬八千八百餘人也、總令レ惧背レ世。貴賤靈鬼。皆悉集來。但无レ理含レ恨之輩。曾不二相共一と宣へる。やゝ殊ながら、太平記なる、雲景が聞ける、異人の語に、上座は崇徳天皇、左右には、代々の帝王、淡路廢帝、井上皇后、後鳥羽院、後醍醐院、次第の登位を遂ひて、惡魔の棟梁と成給ふ、止事なき賢王等は、其次なる僧綱等こそ、玄昉、眞濟、寛朝、慈惠、賴豪、仁海、尊雲等の高僧達、同じ大魔王と成り、今爰に集り、天下を亂候ふべき、評定にて有けれとぞ、語りけると見え、又大森彦七許に、楠正成朝臣と稱て、來れる鬼の語に、相伴なふ人々には、先後醍醐天皇、兵

〔天滿宮〕北野神社をいふ。

〔座主〕寺務總理の者也、後世は延暦寺のみと稱す。

〔勘解由長官〕勘解由使の長官也、勘解由使は官人遷替の時、前官の人、任中公事の雜怠、官物の欠負なければ、新官より解由狀を與ふるを、此の使局にて勘檢するを職掌とす。

〔淡路廢帝〕淳仁天皇也、惠美押勝藤原仲麿）の叛せる件に連座して、孝謙上皇より淡路に流されたり。

〔井上皇后〕光仁天皇の后也。

〔惡魔の棟梁〕是れ勿論不道なる妖僧の造り言也。

〔僧綱〕僧徒を取締る僧官也。

〔能登守教經〕平教盛の子にして、清盛の甥也、正五位下に叙し、能登守に任ぜられたり。
〔關羽〕字は雲長、蜀の劉備の臣也、忠勇無双にして節義の士也。
〔張飛〕字は翼德、蜀の劉備の臣也、勇猛威壯關羽に次げり。
〔岳飛〕字は鵬擧、南宋の高宗の臣也、重厚寡默にして、兵略に長じ、精忠の士也、金に對する主戰論の爲に、宰相秦檜に殺されたり。
〔融左大臣〕源融也、嵯峨天皇の皇子にして、第十二源氏となり、仁明天皇に事ふ、泉石の美を極めたる河原院を營めり。

嵩判官、新田左中將、平馬助忠政、九郎大夫判官義經、能登守教經、正成を加へて七人なり、其外をさゝたる輩は、計ふに遑あらずとぞ、語りけるともあり。などにて、先祖の許にも、また同輩の魂あへる、友等の親み合ふ事をし悟るべくこそ。又その先師の許に往る儕は、師弟が再生記聞に、産土神の御心と、再生轉生せしめ賜へるは、幽事の中の、秘事なる由を論れ、また妖魔のわざと、再生轉生せしむる事も、殊に多くて、古今妖魅考に、委く論ひ置たり。大かたの人の、妖魔に率こられざる限の魂は、其所々の鎭守神の掌りて、かもかくも治むる事と、思はるゝが中に、其道の上首たる神靈の、幽に鎭まる所に歸して、其治めを受るも多かりと知らるとて、漢ぶみに、宋の時に、孔子が靈の夢に託して、曾參を王氏子に生れしめて、王曾といひ、宋高宗が夢に、關羽が靈の、張飛を岳家の子に、生れしむる由をつげ、岳飛が父が夢に、張飛託生すと見て、男子を生たる故に、岳飛と名けたる等の類は、その上首たる神靈の所に歸して在しが、再生しつる事疑なしと、説はれたるにて悟るべし。またことに勅許を得て、その平生に心留たりし處に、住りと思ふ證は、宇治拾遺物語に、今は昔河原院は融左大臣の家なり、道のくの鹽竈のかたを作りて、海潮を酌ませて、鹽をやかせなど、さま〴〵のおかしき事を盡して、栖給ひける。大臣うせて後、此大臣は、嵯峨天皇の皇子に坐すこと、世に知れる如く、寛平七年、八月廿五日薨、年七十四と、公卿補任、扶桑略記等に見ゆ。宇多の院には奉りたるなり。延喜の御門、度々行幸有けり。又院すませ賜ひけるをりに、夜中ばかりに、

〔江談抄〕五卷、著者大江匡房、大江家の人々の談話を記せるもの也。

〔續古事談〕三卷、古事談に倣ひ、古來の傳說雜事を記せるもの也。

〔左丞相〕左大臣の唐名也、太政官中の政務一切を統領す故に一上（イチノカミ）ともいふ、又た叙位叙目の執筆節會の內辨等をも勤む正二位相當官也。

〔拾芥抄〕六卷、藤原實熙の著也、歲時、文學、風俗、官位、儀式等に關する漢文の雜錄也

〔中陰〕佛家にて人の死後四十九日の間をいふ、又た中有ともいふ、こゝに死して彼處に生ずる中間に於て受くる陰形の意也。

西對の塗籠を開きて、そよめきて人の參るやうに、おほされければ、見させ賜へば、ひの裝束美はしくしたる人の、太刀はき笏取りて、二間許のきて恐まりて居たり。あれは誰ぞと問はせ給へば、此處の主に候ふ翁なりと申す。融のおとゞかと問はせ給へば、しかに候ふと申す。さはなにぞと仰せらるれば、家なれば栖み候に、おはしますが、忝なく所せく候なり、いかゞ仕るべからむと申せば、子孫の朕に取らせたれば、住にこそあれ、朕がおし取りて、居たらばこそあらめ、禮も知らず、いかにかくは恨むるぞと、高やかに仰せられければ、かい消やうに、うせぬ。その時の人々、なほ御門は、かくことにおはします者なり、凡人は、その大臣に逢ひて、さやうにすぐよかには、いひてむやと云ひける。また同書なる長門前司が女の、己が家に心を留めて、死體の二度まで歸りしかば、其家に塚作りて、葬りしことをも思合すべし、さて河原左大臣の話は、江談抄、古事談にも出づ、續古事談に、河原院は、融左大臣の家なり、臺閣水石、風流を盡して、作り瑩きて、すみ給ひけり、亡せ給ひて後、其御子、宇多法皇に奉りて、時々渡り給ひけり、彼大臣の靈留りすむ、聞え有ければにや、常には住賜はず、また伊呂波字類抄に、本朝文集を引て、河原院者、弘仁先朝第十二皇子、左丞相融公之甲弟也、相府在世之間、窮二風流之體一。擅二遊蕩之美一云々、拾芥抄に、河原院、六條坊門南、萬里小路東八町、融大臣家、後寛平法皇御所、本四町、京極西、號二東六條院一など見え、古今集、伊勢物語、貫之集、和漢合符等にも見えて、いと名高き所なり。

と見え、撰集抄に、鳥羽院かくれさせ給ひて、御中陰には、光賴、成賴などの、いまそかりけるなむめり。此人々夜の深ゆくまゝに、其事となく悲く覺えて、寢もせられで、おはしけるに、故院の常に棲せおはしましゝ、御所の方に、琵琶の氣高くいみじき音の、聞えければ、胸さ

〔賀茂明神〕山城國愛宕郡なる賀茂神社に祭る神也、上下の二社あり、上社は賀茂別雷神社といひ、下社は賀茂御祖神社と稱す

〔安貞〕後堀河天皇御宇の年號也。

〔宰相〕參議の異名又は大臣の唐名也

〔康元〕後深草天皇御宇の年號也。

〔おこり〕古言「わらはやみ」、一種の熱病也、寒熱日を隔てて發るが故の名なりといふ。

〔關白〕天子を補佐し百官を統べて萬機の政を行ふ役也萬機を關り白すの義、卽ち一切の奏文を天覽に供する前に此に關白する也。

〔淀殿〕秀吉の妾、淀君也。

わぎて、こはいかに、御中陰の程に、誰ならむと、淺ましく聞え給ふほどに、故院の正しき御聲にて、第一第二絃索々、云々といふ、樂天の詩を、おし返しおし返し、兩度まで高らかに詠せさせ給へり。少も違はぬ故院の御聲にて、いまぞかりければ、ふしぎに思ひて聞くに、夜半の明方近きまで、御琵琶は聞えさせ給へり。世には賀茂明神の、生れかはらせ給へりとかや、八條二位殿、新たなる示現を賜へりし上に、高麗人の詞に、化人とこそ覺え侍りしかば、實の明神にて、琵琶を彈かせおはしますにや。此事は、古今著聞集にもいづ、加茂大神の、云云といふことは、台記、壒囊抄にも見えたり。云といひ。立かへり上卷にあげたる、明月記なる、龍壽御前の、奇物を見つとあるも、五代帝王物語と、合せ考ふるに、決めて後鳥羽天皇の御靈の、京の御所をゆかしく思看て、留まらせ給ふなることゝ、推測らるゝをも、思合せてよ、また同書の、安貞三年四月條に、宰相所ニ居住一室町殿、貴賤成レ怖、一身居レ之、與レ鬼相撲歟、と廿六日、傳聞侍從宰相所レ住、一條室町殿、鬼物現レ形、上下諸人逃去、一身居住、是又非ニ尋常之儀一歟、ともあり、世には押なべて、此を狐狸のしわざとのみ云れど、其のみには非じかし、また俊祕抄に、京極殿に、上東門院おはしましける時、南おもて花盛りなりける時、ひがくしの間の程に、氣だかく神さび聲して、こぼれてにほふ、花櫻かな、と詠めける聲を、聞召して、何なる人のあるぞと、御覽じければ、そこのくせにて、常になるけしきにも、みえざりければ、をちを召て、內殿にいそぎ申させ賜ひければ、とにも人のあがめ侍るなりとぞ、申させ給ひけるといひ、五代帝王物語に、康元元年二月に、五條殿炎上の事を語る條に、大かた此御所には、變化どもの事ども、常に有りと聞えしかば、遂に久からず、二度ながら夥しき燒亡にて、只事ならぬ儀にて有しかば、天魔の所爲にや侍らむとも、又同年の四月より、主上御おこり心ち煩はせ給ふ、內裏(五條殿)に、近頃あまりに變化の事多くて、或夜は關白の侍ひ給ひけるに、南殿の上に、百千の石瓦を、高所より移置く音の樣にしけるが、翌朝に見せられければ、棟の瓦少し落たる外は、別事なかりけり、また中將公秋朝臣、御後を通りけるに、天井の上に、舌音の爲けるに、虛空に限ばかり見えけり、又或夕ぐれに、長丈餘なる翁の、冠帶を正して、弘御所の邊に見えけるなど、中世頃のふみに、かゝる類の事多く見え、近頃の怪談を記せる物などにも、大坂城にて、淀殿などの靈に、遇へることを記したる

を、皆同く此世に心留たる、魂の住るにこそ有けめ、」後ながら閑際筆記に、有馬山の清涼院の石文、死して十九日にして甦るに、人冥途の事を問ふに、石文曰く、只湖山の間に在て、風景の好に對するのみ、他に見る處なし、因て思ふに、我昔叡山に登り湖水を見て、大に心目を悦ばす、さく後敢て忘れず、時々往て又見むと欲す、冥途にて見たる所、恐くは是なるかと云るを、相倂せて考ふべし、但し石書に、或者の死後の精靈のあること、夢を以て試むべし、高きより墮ち、刄に傷れて、身に與らざるも、吾心に痛苦を知る、死後は軀殼なしと云ども、精靈尙在りて、痛苦を安で知らざらむといふを難めて、夢中に痛苦を知るは、血氣身に在て、魂此に舍る所以なり、死者は土木の如し、痛むべき理なしとも、生には月下の一甌の水の如し、甌水は吾體、月影は吾氣なり、甌毀れ水竭ぬれば、月影散漫す、此吾氣の歸て死するなりとて、天地一氣の聚散に因るなど、煩さく論へるは、例の腐儒の見にて、いふに足らず、蘇生物語とて、寶曆十年十月に、但馬豐岡郡福田村なる、松女といふが、極樂とかいふに往て、生かへれる話を記せるものあり、凡ては妖魅の示せつるのにて、採に足ざるが中に、其言に死とは人の思へるとは違ひて、只古き敗軀を新しきに易ふるのみなり、死る者は體なり、死なぬ者は精神なり、魂のおちつく所に、體いできつと云へるのみは、上に引く、靈鬼志なる、滑氏が言に、人死之後、魂魄異レ處、皆有レ所レ錄、杳不レ關ニ形體ニ也、倘何不レ驗ニ夢中ニ、安能記ニ其身ニ、兒亡之後　都不レ記ニ死時ニ、亦不レ知ニ殯葬之處ニ、と云るに合ひて、腐儒が說に勝れること違し、其他玉くしげ、松任奇談などにも、思合さるゝ事有りて、別に記せる物あり。また神庭にて、罪せさせ賜ふ事の證は、日吉山王利生記に、堀河天皇の御世、嘉保二年、美濃守義綱根本中堂の圓應ちふ者を殺したるより、延曆寺の

僧徒の憤りて、寺官社官を、朝廷に上りて、訴申さむとするに、關白殿、中宮大夫師忠卿の申狀につきて、中務丞頼治を召て、法に任せて、あたるべき由、仰られければ、卽河原に馳向ひて、散々に射ければ、疵を被る神民五人、死ぬる者二人、禰宜の背に矢立などしけるに依りて、大衆憤の餘り、同廿五日神輿を中堂にあげ奉り、禰宜をば、八王子の拜殿に入れて、關白殿を呪咀しけるを、中二年ありて、承德三年、六月廿一日、關白殿の髮際に、あしき瘡出させ賜ひたりとて、のゝしり合り。かゝらむとての御夢には、叡山の方より、鏑矢の鳴りて、御身にか

〔冥途〕幽冥の道途にて、地獄、餓鬼等の處をいふ、爰は唯死者の行くべき所の意也。
〔根本中堂〕延曆寺の一乘止觀院をいふ、當山草創の最初の建立にして、最澄等身の藥師を安置して本尊となせり、文珠堂と經藏の中間に在るが故に中堂といふ。
〔延曆寺〕近江國滋賀郡比叡山上にあり、天台宗の總本山也、延曆七年、僧最澄、桓武天皇の爲に草創せり。
〔中宮大夫〕中務省に於て卿に次ぐ役人也。
〔鏑矢〕鏃の一種也中空の木に三孔を穿ち、雁股を添へて造る、蕪に似たるが故に名く。

〔忘手〕、垂での義 玉串、注連等に垂でかくる物をいふ

〔束帶〕禮服也、天皇以下百官、朝廷公事の時に着用す 晝裝束ともいふ。

〔內大臣〕令外の官也、左右大臣不參の時、代りて政務儀式を執行す。

〔大江匡房〕成衡の子也、頴悟絕倫にして、四歲の時書を讀み、八歲にして史漢に通ず、後三條天皇の時藏人となり、後ち大宰權帥に轉じ、天永二年薨す。

〔山門〕延曆寺也、稙業名物考に「山城國の比叡山をば山門といひ、三井寺を寺門といふ、また比叡山はたゞ山とのみもいひ云々」とあり。

かると、御覽じたりける〔源平盛衰記に、又比叡大衆呪咀けて、師通は比叡に呪咀され給ふとあり〕さて忘手のつきたる榊八本、うつゝに寢殿の抓戸に立たりける。かくて種々御祈どもありしかども、三十八にて、六月廿八日に、薨られしが、後に八王子、三宮の神殿の間に、大盤石あり。其下に雨夜は、常に人の愁吟する聲、聞えければ、參詣の貴賤怖れ思ひけり。又あまた人の夢に見えけるは、關白殿の御魂を、八王子の、補理の、巖の底に、埋みおかせ給ひたり。其の束帶したる貴俗、磐石におされたり、雨のふる時は、石ふとりて、彌堪がたきなりとぞ、被レ示ける。義綱も程なく自害して、一類皆亡び、師忠卿、賴治も、ほど无く失にけりと記し。〔文は今いと約めて引たり、此は源平盛衰記、平家物語に、神輿御動座の始とせり、この關白は、內大臣師通公にて、〕紹運録等に、京極大殿師實卿の一男にて、嘉保元年三月九日關白、康和元年六月廿八日薨、出家三十八と有り、また史官記に云、公受レ性豁達、好レ賢愛レ士、以二仁施一人、以レ德加レ物、多進二文學之士一、消退二世利之人一、嘉保永長間、天下事熙、政務餘暇、好レ學不レ倦、從二大江匡房卿一受二讀史漢一、以二儒宗一也、又召二大學頭惟宗孝言一令レ侍讀一、凡經百家、莫レ不二通覽一、又巧二篆隸一、能長二絲竹一、就二太宰帥經信卿一、學二琵琶一、論二其骨法一有二藍青一、又豐貌閑雅、容儀魁梧、匡房卿偸語レ人云、望二公之容一、殆不レ類二本朝人一、恨不レ令レ見二殊俗之人一、薨時春秋三十八、天與二其才一不レ與二其壽一、嗚呼惜哉と云へり、此大臣も、上に擧たる具平親王も、共に儒學を篤させ賜へるなり、かく世に精神を留來りにて、儒者の徒が、魂魄の消失ぬといふは、信られぬ事を知るべくこそ、また太平記に、佐々木判官入道が、妙法院宮に、狼藉して、火を放ちたる罪に依て、上總國に流されける事をいひて、古より山門の訴訟を負たる人々、十年を過ざるに、皆其身を滅すと云ひ習はせり、治承には、成親卿、西光法師、康和には、後二條關白、其外將て計ふべからず、されば是もいかゞ有むずらむと、智ある人は怖みけるが、果して、文和二年六月十三日に、持明院新帝、山名時氏に襲はれて、江州へ臨幸成ける時、道譽が嫡子秀綱、堅田にて山法師に討る、其弟四郎左衞門は、大和內郡にて野伏共に殺されぬ、嫡孫秀詮、舍弟次郎左衞門は、攝津國神崎の時の合戰に、南方の敵に討されにけりとも見ゆ。

月詣藻集に、住吉禰宜が女、或上達部を戀て、京のゆかりの

人に頼みて、度々書を通はす。此上達部道ある人にて、今妻の妬深かりければ、少も返事無りける。夫より書の數重なりける。或時此女文を頼みて遣はすとて、此度こそ、ぜひ〳〵御返事取て見せ給へ、さもあらずば、忽に身をも失ひ、惡靈とも成り、先其方をこそ恨み侍らめ、と申送りけるに、此上達部、いとゞさへ物むくつけくて、此文を引破てぞ棄たり。此女彌怒りて、住吉神に恐ろしき人形を作り、釘など打こみ、あらぬ振舞したり。其後は物狂はしく成て、終に死たり。或時に此上達部の夢に、青ざめたる女の、年十六七計なるが、さめ〴〵と歎きてゐたり。何方よりかくも物し給ふぞと問ひけるに、此女涙押拭ひて語る樣は、我こそは其方を戀奉りて、度々文を參らせたりし、住吉の者なり、餘りなるまでの御つれなさに、恨み積りて、住吉神に參り、其方を呪咀し侍る。かく死ても御恨申むとこそ思ひしに、住吉神に非道の祈りせしとて、今は我身に攻來て、釘を討こまれ侍る、餘りのつらさに、せめて住吉に參り給ひ、社内の隅の築地の下なる、人形を取出し、釘を討拔て、我跡を御弔ひ給はり候へと、又さめざめと歎きけるを見るに、涙は紅の如し。夢醒て怖しく爲て、心ち惡かりしに、かゝる事聞て、棄おかむもいかゞとて、住吉へ詣づと云て、京を出て行て、住吉社の下なる、人形を取出し見るに、げにも彼が申すに違はず、大きなる釘を打籠たり。夫を拔きて深く埋み、跡を念頃に弔ひけ

〔上達部〕公卿也、「かんだちめ」又は「かんだちべ」ともいふ、名目抄注に「關白以下三位以上云二公卿一、又云二上達部一、叙二三位一所曰二上階一、仍謂二上階達部一事歟」とあり、和訓栞には「かんだちべ、上等部の義云々、官は宰相、位は三位以上をいへり、又月卿と稱す」とあり。〔物むくつけく〕物恐ろしくの意也。〔住吉神〕住吉神社に祭る神也、攝津國住吉郡に在り、「すみのえのやしろ」ともいふ、表筒男命、中筒男命、底筒男命を祭れり、後に息長帶姫を加へて四座となせり、和歌神として尊崇あり。

〔成佛〕住吉神社の禰宜の娘が死して成佛せりと自ら言へるは、當時神佛混淆の時代なりしが故也。

〔藏人〕藏人所の役人也、始めは機密の文書及び訴訟を掌りしが、後には天皇の御衣御膳より總ての御日常に供奉し、傳宣進奏及び除目叙位の儀式等をも掌れり。

〔所衆〕藏人所衆の略也、二十人あり、六位の侍より撰補す、殿掃、日司饌の時席を引き、御裝束に奉仕し、其他の雜役を勤む。

〔[illegible]〕宮中に日に侍し、宮内諸事を掌る、二十人也。

〔殿司〕后宮十二司の一也、燈油、薪炭等の事を掌る。

り、間一年ありて、又夢中に此女來て、今こそ成佛し侍れとて、喜ぶ體にて失たりと、夢に見えけると云へる、此等は正しく冥界にて、其罪を行ひ賜へるにぞ有ける。また先師の、返す返す論はれたる如く、靈魂の夜見國に行くちふ說は、甚じき事ことなるを序に記さば、日本紀略に、天慶六年四月廿二日。修理進保貞。於二眞觀殿内一。去年五月。遇レ所レ死者。上野太守親王。出納大春日春連一と云、十四日に、村上天皇隱れさせ賜ひて後、藤原大納言延光、朝夕戀ひ忍び奉りて、御形見の帶を、一生離ぎ給はざりけり。或夜の夢に、御製を賜はせける。月輪日本縁二相別一須レ意二清涼昔宴談一云々と、大納言夢覺て、驚きて、此を和し奉ると云ふことも有り。此は本朝續拾にも見ゆ。今鏡に、此御門、かの大納言に、世なからむ世に、忘れず思ひ出さむずらむやなど、詔はせければ、爭でかつは忘れ參らせ侍らむと、答へ申されけるを、折ふしには思出すとも、いかでか常には忘れざらむと、命せられければ、御衆をも常に侍り、此世に、逆ひ侍りむずれば、逆せ侍らぬ如き色に侍らば、忘れ參らすましきつまに侍るべきと、申し給ふ、實にその契りに違はず、おはしければ、後の御門の御時も、色ながら事に從ひ給ひけるを御覽じて、御衣もおさへあへず、哀よを給ひけるとて、かの大納言の夢に、先帝を見奉り、作り給へる詩、聞え侍りき、夢の中に、もし夢の中の事を知りましかば、猶ひ此世を送るとも、早くは覺ざらましにぞ、悲え侍りとある、いとあはれに、思奉るまゝに、今昔物語集に、小野宮右大臣、殿上に侍ひ給ひけるに、式部丞藏人藤原貞孝といふが、大盤につきながら頓死しけるを、百錬抄に云、天元四年九月四日、藏人式部丞藤貞孝、侯二殿上一之間、頓死。頭中將に行して、所司の下部、多く召て、舁出させられけるに、何方より出すべきぞと申ければ、東の陣よりいだすべきぞと云はれければ、藏人の衆瀧口女官殿司下部ども、そこらの者ども、是を見

むとて、東陣に競ひ集る樣に、殿上のたゝみにのせて、西陣より密びやかに、出せと宣ひければ、見る者もなくて、初より引ちがへて、陣の外に出しけるを、父の三位來て迎へ取り、其後十日許へて、頭中將の夢に、貞孝きて云く、東より出でましかば、多くの人にみえなまし、恥かくさせ給ひたるよろこびを、泣々申すと見えたりと、いふこともあり。宇治拾遺物語、寢覺記などにも、此事を載たり。

實資公の德行の事はも、諸書に多く載せつ、宮家語談抄に、小野宮室町、西にては、古へ四足門ありき、件の門は常に閉たりき、是小野宮殿御坐す時、件の門に、天神常に渡御して、終夜御[illegible]談と云、凡小野宮は、いみじく御坐しける人にこそあめれ、令レ薨給ふ時、京中諸人、門前に來集て、歎合て彈爪といふ事も見ゆ。また袋草紙に。亡者歌とて載たる小野小町、〽秋かぜの、吹たびごとに、あなめ〳〵、小野とはいはじ、すゝきおひけり、」人夢に、野途に目より薄おひたる人あり、稱二小野一此歌を詠ず。夢醒て尋見るに、有二一髑髏一、目より薄生出たり。取二其髑髏一て、閑處に置くといふ、此に知二小野屍一云。江家次第を始め、いと多かり、八雲御抄に、先年古今の歌の、殊に心にしむを、書きつかふ事ありき、左右なば、何となくつかひたりしを、小野小町、夢に見えて曰く、我は伊勢とは並びたる、女歌よみにて侍りしを、此御歌合に、皆伊勢は左、吾は右につかはれて侍る事、深き愛なりと云へども、小町が手より命を得たりと見て、御歌の美く成れりとも、記させ給へり。また[illegible]といふが、死去の後、母の歎きて寢たる夢に見えける歌、〽たらちねの、なげきをつみて、我がかく、おもひの下に、成ぞ悲しき、」また堀河院天皇崩御有て後、或人の夢に見えし御製〽秋風の、いなばの音に、さそはれて、左の宿を、出にけるかな、」中右記に、長承四年九月朔、源中納言俊レ[illegible]語云、此曉夢中、奉レ見レ帝、其儀如二御平生一、御二于夜大殿一、云々、主上書二御文一、召二左少辨雅兼一給レ之、披見之處、有二和歌一、

〔實資〕小野宮實資也、齊敏の子にして才學あり、長保三年權大納言兼右大將となる、一條天皇の治安元年右大臣に拜し長暦元年從一位に敘さる。

〔小野小町〕良眞の女也、容姿艷麗當代に冠たり、又た和歌に長じ、古今集に載錄せるもの尠からず。其他の事蹟に至りては諸說あるも不レ詳。

〔伊勢〕伊勢守藤原繼蔭の女にして、三十六歌仙の一人也、始め藤原仲平に通じ、後ち宇多天皇に寵せられ、行明親王を生む。

〔たらちねの〕母、父、親の枕言葉也、後ち父母其物をも指せり。爰は母の意也。

〔常世國〕上代我國より隔遠して容易に往來し難き所を汎稱しての名也、後には人の死後の世界をもいへり、爰は後者の意也。

〔とたちにも云々〕「とたち」は鳥立の略にて鳥の飛び立つをいふ、鳥の飛び立つを見て遠く故鄕を思ひ、都を偲べる也。

〔辨官〕太政官の判官也、大中小の辨あり、八省を分掌し、庶事を承りて下に達し、太政官内を糺判し、文案を署し、稽失を勾へ、諸官の諸司の宿直を監す。

〔祈請〕「請け言ひ」の略、神明に祈請して豫め事の吉凶成否を知るをいふ

是御製也とて、を載られたり。此また保安元年、十一月十一日夜、養母保昌が夢に、橘爲仲が、公家に奏すとて、中文を書て、そのはしに書ける歌、〽思ひきや、常世の國の、とたちにも、獨みやこを、しのぶべしとは、」また右大將通房隱れ給ひて後、宇治殿の御夢に、彼卿の歌とて見えはる、〽ともし火の、光はあきた、見えしかど、晴きやみにも、惑ふころかな、」また右少辨定通が逝去の後、經年序或人夢に、月明き夜、殿上に候するなりとて、詠める歌、〽ふる里に、別れし秋を、かぞふれば、八とせになりぬ、有明の月、」新院の内藏内侍は、彼辨の申ける人なり、此事を聞て、あはれがりて寢たる夢に、見えける歌、〽思ひ出て、忍ぶ言の葉、きくときは、いとゞ涙の、玉ぞ數そふ、」此人は命を捨て、一日爲辨官由、神明に祈請て、拜任の後、即逝去之人也、また故將作頭顯季薨去の後、人夢に見えける歌、〽つきのすむ、山のは我に、敎へなむ、見しにもあらぬ、宿はすみうし、」また前大相國の侍に、菓といふ者夭亡の後、弟僧の夢に、異體の姿に見えければ、などかゝる物は衣たるぞと問ふ、返事によめる、〽別れ路は、涙の雨の、しげければ、みのしろ衣、干すかひもなし、」彼侍も、件僧も、和歌の行方不知者之希有事也、また或女に物いふ男、逝去の後、彼時問はずして、止し事を後悔して、伏したる夢に見し歌、〽思ひいでゝ後にあはれと。いふよりも、かぎりのをりぞ、問はゞとはまし、」など見え。また同書、大鏡、義孝集に、

義孝少將が、死すとも暫く、とかくなせそと、云けるを忘れて、速に葬りければ、母上の夢に見えける歌、〽しかばかり、契りしものを、わたり川、かへるほどには、わするべしやは、」また失給ひて十月許にせいゐむそうづの夢に、父の大臣のおはする所に、物を隔て兄君もおはするに、兄の少將は物思はしげにて、笙の笛を吹賜ふを見れば、只口の鳴るなり、など母上の兄君よりも、戀聞え給ふを、御心よげにては、おはすると聞ゆれば、いとあやしく覺したるけしきにて、〽しぐれとは、ちくさの花ぞ、散まがふ、なに故里に、袖ぬらすらむ、」昔契蓬萊宮裏月今遊極樂界中風（江談抄、法華驗記にも、此事見ゆ、百錬抄に、天延二年、六月十六日、右少將義孝卒、異香滿室、顯往生之瑞相、大鏡には、此詩句をば、小野宮實資公の夢に、面白き花陰に坐しけるを、現にも語らひ給ひし御中にて、いかでかくは、いづくにゐてかと、めづらしがりて申給へば、御答にとて記せり。）と作られ。次年に、妹六君の夢に、〽きてなれし、衣の袖も、かわかぬに、別れし秋に、なりにけるかな、」とよみおこせられたりといひ。今物語に、少輔入道法師（寂蓮）うせて後、宇治なる僧の夢に、ありしより殊の外に、ほけたるさまにて、〽我身いかに、するがの山の、うつゝにも、夢にも今は、問ふ人のなき、」とながめてける、いとあはれなり。此歌の樣、げに其人の好きれし姿なること、實にあはれに侍りけれ。明月記なる、貞永二年十一月十一日の條に、大殿賜御書或人夢。有女院御歌〽まよひこし、我心より、にごりけり、すめばすみける、池の水かな、」〽この世にて、あがみむことは、しかすがに、

〔蓬萊宮〕蓬萊島にある宮殿也、漢書に「蓬萊、方丈、瀛洲、三神山、在渤海、金銀爲宮闕」と見えたり。

〔往生〕阿彌陀の力にて極樂淨土に往きて生るゝをいふ、淨土論に「普共諸衆生往生安樂國」とあり。

〔大鏡〕八卷、藤原爲業の著也、文德天皇の嘉祥三年より後一條天皇の萬壽三年に至る百七十六年間の事を記せる假名書の歷史也。

〔今物語〕一卷、藤原信實の著也、虛實の雜話を集めたる和文の隨筆也。

〔ながめ〕聲を長く引きて吟咏する也。

〔貞永〕後堀河天皇御宇の年號也。

〔中宮〕皇后の別稱又たは皇后以外の天皇の嫡妻なる二意義あり、爰は後者の意也。
〔ひぢて〕濡れて也
〔三國傳記〕十二卷僧玄棟の著也、印度、支那、日本の高僧賢士其他の史的雜話を集錄したるもの也。
〔建長寺〕臨濟宗の名刹にて、鎌倉五山の第一也、開山は道隆、開基は北條時賴也
〔諸越〕支那古代の或一國の名也、されど爰は唐土（支那の古き稱）全體を指せり、もろこしといふ名に就きては諸說あれど、或は諸越の地名を訓讀せるなりといひ、或は書物等を越す意なりともいふ。

はかなき夢を、たのむばかりぞ、」御和へ〳〵すぎやすき、日數の程を、おもふにも、かずなきものば、涙なりけり、」〳〵池水の、すめばすむらむ、ことわりは、もとの心の、淸きなりけり、」女院は上卷に〻申せる、藻壁門院傳子とて、一條入道公經公の御女にて、御堀河天皇の中宮にましてことしの九月十八日に、御産に依て、二十五歲にて、うせ給ふと、同書、また女院記、紹運要略に見ゆ。また沙石集に、相知たる人の兒、粉河寺にて身まかりて、彼母の許に使ひける者の、夢に見えけるは、淸き河の流れたる畔に、秋草の花の、色々にさき亂れて、萬さびしき、わりなき景氣せる叢の中に、彼兒の聲ばかりして、〳〵別路の、中に流るゝ、涙川、袖のみひぢて、あふよしもなし、」と打詠じける。彼兒歌も心得、萬器量の仁なりしが、思ひがけぬ事ありて、失にき三國傳記に、鎌倉の建長寺僧が、安藝國西條にて、幸熊丸といふ、十六七の小兒の亡靈に逢ひて、其家に到れる事を記せる、能く似たる事なり、靈異記に、大化二年、僧道登が從者萬侶が、十二月晦夕に或亡者と、其家に往きて、饌物を食ひ、備後國なる、穴君弟公といふも、亡靈に伴ひて、十二月晦に、そが家に到れる事見ゆ、此は右の幸熊丸がことに、能く似たり、さて諸越にて、詩鬼才鬼などいひて、人の夢や、箕仙に出て、詩を示せること、唐宋より、明淸の際の小說に、數知らず多かるを、右にとも、擧たる故事に、よく類たる事なりけり。また中頃武州際に、近き程に栖て、互に言むつぶる俗ありけり、一人は貧く、一人は寛なりける。」さる儘に、常に借物なむどしけり。さて共に死去の後、二人の子供、親どもの親びしが如、云通はしけり。貧きが子、夢に見けるは、亡父來て世に物嘆かしき、けしきにて云けるは、某殿の物を、幾らく借て、返さざりし故に、あの世にて責らる。彼子息の許へ、返すべしと告ぐ、夢さめて、親の時の後見に、子細を尋れば、御

夢に違はずといふ。さていそぎ員數の如く、借物を沙汰し進ずるよし、申送れば、かの子息の返事に、此物爭か我身には給ふべき、彼世にて、某が父責參らせむ上は、又重ねて給ふべからずとて、返しけり。かく兩方ともに讓返して、事住ざりければ、鎌倉に往て對決しけるに、奉行もかゝるめづらしく、哀れなるさたを聞ずとて、件物を以て、兩人の菩提を弔ふべしと、下知せしといひ。雜談集に、或僧が妻に後れて、年月經て後に、山中を行くに、彼妻昔の形にて、水酌むとて、桶戴きて行くを見て、家に連行たる事、また或僧の殺されて祟たるに、神と祭ひてよとて、祭たるにて、和みたる事をも記し。吉野拾遺に、左衛門尉康方といふ人の父、大夫尉康藤が許に、下づかへしける女ありけり。同く候ひける、藤六と云ひける雜色と、心を通はし侍りけり。かの女いたくいたはる事の侍りしかば、藤六が居ける、山陰の屋にこさせて有けるに、京に在ける女の母の、夕ぐれの程に、かゝることのありと聞て、いと心元なく思ひて、取あへずきにけりと云ふに、女もいとうれしげに、昔の物語などしける。此母いとかひがひしくあつかふを、男いとうれしき事に思ひて、此程のつかれに、心おこたりして眠りけるに、此女の聲にてさけぶに、打驚かれて、何の故にやといへど、又女はいらへもせず、伏ゐけるに、夢にや有つらむと思ひて、燈火の影より見たるに、母は枕上に居て泣居けるを、心えず思ひながら、又

〔奉行〕或る事務を專ら執り行ふ人をいふ、後ち武家の職名となれり、上長の命を奉りて其事を行ふの意也、鎌倉幕府の奉行には常置、臨時種々なる階級あり、政務の席に列りて訴訟を沙汰し、國用を辨ずる重職也。
〔菩提〕舊に道と譯し、新に覺と譯す、智度論に「菩提名ニ諸佛道こ」とあり、安樂集に「菩提者乃是無上佛道之名也」と見ゆ、爰は死後の冥福といふ程の意也。
〔吉野拾遺〕二卷、延元元年より、正平十三年に至る間の吉野の宮にて起りたる事を記したるものにて、著者不明也。

「青根が峯」大和國吉野郡に在り、其名萬葉集に見ゆ。

「宮の瀧」大和國吉野郡吉野川の上流に在る深潭也、古來吉野瀧廻りの一と稱せられ其名顯はる。

「六ッ田の淀」大和國吉野郡吉野川上流にて六田、北六田二村の邊を云ふ南遊紀行に「此所吉野川渡舟有り、此邊六田の淀と云ふ名所あり、凡そ上田より六田までの間、吉野川のほとり大岩多く、其岩くみ天然の奇巧にてつき〴〵しく秀れたる佳境也」と見えたり。

「むら」布帛を若干の長さにて一卷にしたるを數ふる語なり。

しばし眠りける程に、此度はいたく叫びて、屋の上の方に聞えけるに、其まゝ起いでけれども、燈火も消失にければ、走出て聞くに、屋上より山の方にさけび行く、あはてゝ呼はる程に、康藤も何事にかとておはす。外の人も聞つけて、あまた入きて、松どもともして尋ぬるに、後の山に聲につきて往ば、下なる谷に聲すなり。谷に往ば、かしこに聞え、かしこに往ば、こゝに聞え、手をわけて、さけぶ聲をしるべに追往ば、夜の明行くに從ひて、聲もかすかになりて、ほの〴〵と明にければ、追留にけり。分ちおひたる人々の、青根が峯のかたへ行しもあり。宮の瀧、六ッ田の淀、朝の原などまで、聲につきて往しぞ心えられね、有つる寢屋に歸りてみれば、女はそのまゝふして有り、母は見えずなりけり。其後便につきて、母の事を聞侍るに、其日の夕ぐれの程に、京にて身まかりけるとかやといひ。また近世の物ながら、河邊翁物語に、今は昔し甲斐國人、京に上りけるに、或日絹ども買はむとて、さる類の物賣家にいきければ、若き女の出て、きぬあや何くれと、取出て見せるに、彼女かほかたち、世に似ずきらきらしく物打いひたるけはひ等も、有まほしうなまめいたりければ、男うちつけに心ちまどひにけり、さてきぬども見て、こはいかにそは何ばかりの直など問ふに、女面を領に指し入れながら、ほやの薄となむ答へける、男いと怪しう聞も知らぬ詞なれば、そは何でふ事と問まほしう思ひけれど、さすがに面なき樣なれば、とかく云ひ紛らしなどして、一むら二むら買ひ歸りぬ、かくて宿りに在ても、彼女の事のみ忘れがたくて、あれ許りの人に打そひたらむは、生る世のかひならまし、何にしてかく思ふ由を云知らせましなど、終夜いもねず思ひわびけれど、會ゝ京に上りければ、さるべき便ならむ人も覺えず、すべなくてすとめて、又彼家に行て、昨の如く、きぬかはむと云ひければ、女出て種々のきぬ見せければ、直を問ふに、有

〔脇指刀〕略して脇指又は脇刀ともいふ、貞丈雜記に「脇刺は隱劍とて、懷中に隱して用心の爲に指す物なる故脇ざしの刀といふ云々、古の脇刺は長さ柄共に八九寸ばかりにて鍔なく云々」とあり。

〔あざり〕阿闍梨、梵語也、舊に譯して教授といひ、新に譯して軌範又は正行といふ、弟子の行爲を矯正し、其の軌範師範となるべき高僧の敬稱也。

〔陰陽師〕陰陽五行の說に本づける方術を習得し、陰陽寮に出仕して占筮及び相地の事を掌る人をいふ、鎌倉以後任例稀也、叓は俗間の陰陽家也

し樣に、又ほやの薄とのみ云ひて、物耻らひたる面持したり、猶ゝあやしう、いかなる事にかと思ひ廻らすに、ふと思ふやう、此は己が田舍人なるを侮りて、關知るまじきことを、云ふにこそあめれ、いと腹立しき事かなと思ふまゝに、氣上りて、似なうめで惑ひける心もうせて、いみじう嫉ましかりければ、脇指刀を拔きて切殺してけり、父母を初め、家内の人ども驚きて、こはいかにと、男に取掛れば、さな立さわぎそ、云々の事にて殺しつるなり、人を殺したる者の、生くべき樣なければ、自ら腹かい切て死むと思ひ定りたるなりといふ程に、其邊りの人あまた來集ひて、男を搦めて、廳にゐて行て、事の由を訴へければ、官人男を召すゑて、目を恐ろしく見くるべかして、くやつ何にして、人をば殺しつるぞと問るゝに、男いと恐こけれど、云々有て、女だてら、男を侮りしが、憎かりしかばなむ、今は逃るべき身にも侍らず、御掟の隨に罪なひ給へかしといと、快ういひけり、官人事の樣を聞て、いと便なき事かな田舍人なれば、事の意を知らざりけりな、女の答へける樣は、〽信濃なる、ほやのすゝきの、穗にはいでぬ、思ひの色を、人は知らなむ」といふ歌の心にて、汝が顏よきにめでゝ、思ひ懸ぬれど、現に打出むは、若き女のやさしき事なれば、古歌の心もて云ひ知らせしものなるを、と云はるゝに、男いと淺ましく口惜き事限りなく、淚を流し齒がみ足ずりして、身の拙きを悔いて泣きけり、官人情ある人にて、女の父母を近う呼いてかう〳〵の事なり、此男を罪なひたりとて、汝が女の歸來べきにもあらずよく思ひてよと、其日に返しやりて、男をば獄にこめさせつ、父母家に歸りて、種々に思ひ回らして、氏族共を呼集へて語りやうは、殿は云々なむ宣ひつる、げに男を罪なひ賜へればとて、再度女子の生き歸るべくもあらじ、且は此男の殺されなむは、亡人の心にも、悲しとや思はざるべき、我ら又子も持られば、彼を子に成て家を嗣せむは、いかならまし、殿の宣ひける樣も、御心有りげなりしはやといふに、氏族ども、然よけむと云けるまゝに、やがて其由廳に申ければ、官人げに賢くぞ思ひ定めぬる、されど人を殺したる者を赦しなむ事は、有べくもあらねば、いかにせましと思ほすに、其頃盜人の、獄にて病死けるが有ければ、そをかの男を罪なふ樣に成して、實のをば、此父母にたびてければ、いたう悅びて、子に成しにけり、男も嬉しさ云はむ方なく、國に其由いひやりて、子に成りて、父母に賓やかに仕へて有りけり、かくて二年計有て或夜男の閨方に今生れたらむ樣なる兒の、產聲しけ

れば、父母驚きて、いそぎ入て見るに、男美しき赤子を、かい抱きてなむ有ければ、怪きこと限りなし、さは狐などのわざにこそあめれ、いかゞせまし、何某のあざり、くれがしの陰陽師迎へてむやなど、云噪ぎければ、男云やう、此の事露世に漏すまじき由、深く契りつれども、今はすべなければ申すなり、己此家に來て、子に成ける夜より、女の御許に有し姿に違らぬ狀にて、枕上にきて、ほやの薄と云ける、心の程をも打出し、今は此家の子に成給ひぬれば、つゝましうすべきにもあらず、此世の人にもあらねば、ゆゝしうもこそおぼすらめど、哀れ御心とけ給ひねがしと、打嘆きけるを、初めは恠しく物恐ろしう。思ひたりしかど、夜ごとにかく云ふに、思ひ弱りてなむ、生る人の樣に思ひ成りて此二年そひふしぬるに、腹ふくらかに成りぬと云ふを、いと怖しう有まじき事と思ひつるを、實に今なむ產つるといふに、父母胸つぶれながら、いと嬉しきにも、いかで此世の人にて、かゝらましかばと、只泣きになきつゝ、さて有るべからねば、綠子に乳母とりて、養ひけりとなむ、と記せり、幽靈の兒產みたる話は、玉滴隱見、大和怪事談を初め、何くれの物にも、多く見えて、さしも珍らしからねど、此官人よ、情ある上に、かの櫻島氏のにほひさへ添りて、棠陰比事、訴訟彙案などにも收りぬべく。いとむかしきを、且戀の奴の亂心に、さる妖魅の入易りて、あやめけなば、畏れ愼むべきものにて、若き人等の、心しらぬにもと、思ふまゝになむ。殊に宗高ちふ人の書る、常德院義尙靈遊記に、或人の夢に、此主の歌とて。〽誰か知る花のみやこの、跡とへば、歸らぬ旅と、きくぞ哀しき、」と侍り。また或女の夢に、此をかみ樣の見參に入て、反しをば御きこつに添へておかるべしと見たる、〽なげくなよ、かりの姿の、なきたまは、衣のうらに、ありと知りつゝ、」また後奈良院天皇の、天文四年の宸記に、正月十二日下に、女院豐樂門院の、昨夜崩御の由を記し賜ひ、同十八日天晴。去夜豐樂門院夢中被レ示云。八幡社御參詣也。供奉者數輩間。連歌被レ遊。御發句とて、〽春の

〔綠子〕嬰兒をいふ兒稍長じてその髮黑綠色を帶ぶるが故に名くといふ。

〔棠陰比事〕五卷、曹上の話を集めたる宋桂萬榮の「棠陰比事を」和譯したるもの也。

〔連歌〕一首の短歌を上下の二句に分ち、兩人にて合作したるをいふ、他の一句に連ねて歌となすの意也、えびす歌とも筑波の道ともいひ、「つらねうた」とも訓す、日本武尊と火燒の老人の「にいばり筑波云々」の歌を以て起原とす。

〔發句〕連歌の初の五七五の三句をいふ、後世は此の三句のみ獨立して一のまとまりたる詩形となれり。

〔袖中抄〕二十卷、僧顯昭の著、萬葉集以下、堀川百首頃迄の歌詞につきて難解のもの三百餘の出處をあげて詳解したる書也。

みや、山にも通ふ、水の音、」近頃殊勝也、奇瑞夢想。萬事成就无レ疑者也。と載賜へる、袖中抄に引る坤元儀に肥前國ちかの島、此島にひゝらこの埼といふ所あり、其處に夜となれば、死たる人現はれてあふ、親子相見るといふことを記せり、此は旻樂崎といひて、國史、また肥前風土記に見えつる地にて、或はミネラクとよむべしともいひて、譁しき説あれど、今要となければ記さず。などを考渡して、人の靈魂は、夜見國へは罷らずて、此國に止るちふ師説の、いと〳〵正しき事明白くなむ。

八十能隈手 三之卷 終

八十能隈手　四之巻

さて幽界の事は、神語に、百足らず八十のくまでに詔賜ひ、萬葉集にも、〽百足らず、やその隈路に、手むけせば、過にし人に、けだし逢はむかも、」と賦みて、この顯明世に比らふべくもあらず、いとも廣博深遠に、かつ希徼玄妙にして、其中に神界、仙界、妖鬼界等の別有りて、種々品階の差も有と聞え。現世よりは、いかなる聰明叡智ある人の出て、累世の力を盡し、心思を極めて、考究むとしても、其片隅をだに、敢て窺知ること能はず、是八十くまでと、名に負はせ給へる所以になむ。また神と稱す名目も、玉鉾百首に、〽神といへば、皆ひとしくや、思ふらむ、鳥なるもあり、蟲なるも有を、」とも〽賤しけど、いかづち木だま、狐虎、たつのたぐいも、神のかたはし、」など詠れ。古事記傳に、殊に委く論示されたる如く、（其の名義は、古史傳に委く說れたり。）上は天地日月、諸萬星を始め、世に有ゆる一切の萬物を、生々化々賜ふ、天皇祖神を稱奉るを主として、下は千はやぶる荒ぶる神、邪鬼暴神、また狐狸鳥獸の、惟さわざと成すものを

〔神語〕大國主命の言葉を指せり、古事記、大國主命國讓の條に「高天原に氷木高知りて治め給はば、僕は百足らず八十坰手に隱りて、侍ひなむ」とあり。

〔百足らず〕八十、五十の枕言葉也。

〔玉鉾百首〕本居宣長の著にして、古道の大意を咏じたる歌集也。

〔いかづち〕「いか」は嚴にて、「つ」は之の義、「ち」は尊稱也、雷をいふ。

〔木だま〕「山彦」なれども、爰は天狗の類をいへる也。

〔古事記傳〕四十八卷、本居宣長の著にて、古事記の註釋書也。

〔千はやぶる〕神の枕詞也。

「親王」天皇の兄弟姉妹及び皇子皇女をいふ、親王、內親王、入道親王、法親王の別あり。
「大臣」始めは臣姓の諸氏の主師としてこれを統領する者に賜へる「かばね」なりしが後ち官名となれり。太政大臣、左右大臣、內大臣の別あり何れも太政官の長官にして庶政を總決す。
「公卿」攝關、大臣を、公といひ、大中納言、三位以上を卿といふ、參議は四位たりとも亦之に入る、また卿相、月卿、上達部ともいふ。
「大夫」五位の稱也もとは一位以下五位以上の總稱なりしが、後には專ら五位に用ふ。

さへも云ひ。また轉りては、海山等の恐こきをも、さして云るなど、いとも廣博き稱名にて、その世を凡て幽界といひ、その中にあまたの階級ある事は、仙境異聞に、山人といふに、種々ある由を說ひ。また神の御上の事は、委くは知れず、大かた神界の事は、山人界より知れざる事、人間界より、山人界の知れざるが如しとも見えて、或山人も、その數級ある由宣ひ、玄家の書どもにもしかいひ、幽界眞語に、かの域に在る程に、えもいはぬ物音などの聞ゆるなりに、密にかいま見つれども、ふつに目に觸る物なかりしといひ、寅吉も彼の神仙の許すと宣へば、顯れ給ひ、さがれと宣へば、忽ちに見え給はずとも、神等は凡て見奉ることなしと云ひつるにても、皆位級あることは、推し量らるゝなり。そは譬へば、貴賤をおしなべて人といへども、それはた、上は恐くも、現人神とます天皇を始奉りて、次に親王、諸王、大臣、公卿、諸侯、大夫あり、社家あり、僧尼あり、農工商あり、なほ賤しき者も多く、またその才德もていへば、一身もて天下一世の、安危輕重に係れる人あり、一國一家の輕重に關る人もあり、躬を善くし、かねて衆人をも淑くする人あり。その惡きは、一身を治めえぬもあり、甚じきは、刑罰を得るもあり。そのつみにも種々ありて、或は逐放はれ、或は死刑に陷るもありなど、千種萬態にて、極語る事能はざるを、ましてかの幽冥政はも天地間なる幽冥顯明をかけて、有と有ゆる人間や萬物の、大小き輕重さの辨別なく、その本末を精微く照覽し究て、漏遺す事なく、盡く執持ちて統領せ賜ふ御政とぞ、恐み惶みも窺ひ奉らるれば、吾徒凡庸の千重の一重をだに、あへて諮

〔中國〕豊葦原の中つ國にて、日本をいふ。

〔産靈大神〕高御産巣日神と神産巣日神をいふ、天之御中主神に次ぎて生れませる神にして天地萬有の生々化育を象徴し具現し給ふ神也

〔速狭騰〕云々、仲哀紀、神功皇后紀の條に一書云、速狭騰等也、時天皇、謂皇后曰、聞悪事之言坐婦人乎、何言ニ速狭騰一也云云、是夜天皇忽病發以崩之」とあり。

〔萬葉集〕二十巻、雄略天皇より淳仁天皇に至る間の和歌凡そ四千五百首を集む、日本最古の歌集也

〔縣居大人〕賀茂眞淵の號也。

革此事べきに非ざる事、已に上に云るが如し。玉鉾百首に、「あやしきは、これの天地、うべな〳〵、神代はことに、奇しくありけむ、」また「しらゆべき、物ならなくに、世間の、くしきことわり、神ならずして。」されど幸に、先師等の思頼に因て同百首に、「世の中の、あるおもぶきは、何事も、神代のあとを、尋ねて知らゆ、」また「ことわりは、なくとも跡たる、類ひあらば、外になぞへて、知る事もあらむ、」先師も「上見れば、及ばぬ事も、多かれど、笠ぬぎて見む、及ぶかぎりを。」上には此を神典正史に徴し、下は此を今古の蹤跡を捜索して、上にも下にも知らるべく思ふ限を、推量りいふになむ。さて神界は、けだし高天原に隷きて、正き大神等の御管轄に係り、妖界は夜見国に屬きて、佛仙、また邪鬼の棲む境なるべく覺ゆ。また善人の中にも、卓榮て功徳の廣大なるは、尊き位階に召下させ給ふのみならず、天津国に行かひもし、又は召上て仕奉りもせさせ給ひ、それとかへらまに相反きて、罪悪の深重ものは、遠く逆て、中国を遙々に、夜見国にも、追放ち棄はせ賜ふことゝぞ聞ゆめる。こゝに天上に歸くてふ説は、先師の靈の眞柱にも、神魂はもと産靈大神の賦給へるなれば、その元因を以ていふ時は、天に歸くべき理なればなりとも、また仲哀天皇の御紀に、天皇の速狭騰といふ言を、聞悪事と宣へることあり。此は師説に、早く騰と云ことを忘てなり、人の死を阿賀理といふ故ぞ。さてその阿賀理といふ言の意は、萬葉集の歌どもに、皇子等などの、薨坐せることを、天所レ知など白し、凡人にも、然るさまに云ることある、皆同ければ、死時の事をも、天に上るをりの事と云意にて、阿賀理と云なり。縣居大人の、遠江人

〔鎭魂歌〕鎭魂祭の時に歌ふ歌也。
〔倭建命〕景行天皇の御子、日本武尊也。
〔うつぼ物語〕二十卷、我が國最古の續き物語也。
〔鬼神新論〕二卷、平田篤胤の著也、儒者の所謂鬼神の事を辯論し、併せて我が神道を說明したるもの也。
〔豐受大神〕伊勢國度會郡なる豐受大神宮に祭る神也、天孫瓊々杵尊降臨の時に此の神の靈を副降し、丹波に鎭座あり、雄略天皇の時、皇大神の託宣により伊勢に遷し祭れり。
〔神樂歌〕神樂の時に謠ふ歌にして、催馬樂に似たる調也。

は、今も人の死て、第三日の事するを、三日アガリと云といはれたる、京などにては、是を志阿宜と云へり。此も天へ迯上る事を云意にて同じ。玄道云、しあげちふ言は、伊豫國わたりにても、然いへり、鎭魂歌に、みたまあがり、あがりまし、神はと見え、殯宮を、あがりの宮と申すも同意なり、萬葉集五に、落花の、安米に登毗安我里、雪とふりけん、ともよめり。といはれたる如く、上代より死て、其魂の天へ歸ことに云へれば、實に然在むも知べからず。さるは大宜都比賣神は、殺され賜ひつれど、その幸魂と坐す野椎神は、岩屋戸の段に集賜ひ、大國主神、事代主神ともに、八十隈手に隱坐しかど、その御魂の天高市に集ひ坐し、はた此神を、天上にて祭祠給ひ、また人代と成ても、倭建命の御靈の、翔レ天飛行とも、また上レ天などもあるを思へば、神魂の天へ上れる、例なしとは云ひ難きを、夜見國へ神の御魂の往坐る事實は、斷て例のなき事なるをや。また中古の物語書などに、死たる人の魂の、此世に物することを、天翔りて云々といへり。そはうつほ物語に、あまかけりても、いかにかひなく見給ふらむ、などある類なり。此は天に上り居たる靈の、翔降りて物する由の言なるをも、思ふべし。なほ漢土にも、思合すべき古傳のありて、そは鬼神新論にいへり。また魂のこの國土に在つゝも、天上に往來する由の、有げに思はるゝなり。とも論はれたるは、實にめでたき說にて、右に引れたる、豐受大神の御事を、神樂歌に、天に坐す、豐をか比賣の、宮のみてぐら、など三首ともに見え、高橋氏文に、景行天皇の、盤鹿六獦命の御魂に、宣賜へる詔詞に、奎

〔多武峯緣起〕一條兼良の著也、中臣鎌足の遺骨を埋め肖像を安置せる大和多武峯寺草創の緣起、沿革等を記したるもの也。

〔高市皇子〕天武天皇の皇子にして母は宮人尼子娘也。壬申の亂に天武天皇方の軍事を統督して大功ありき。

〔哭澤の神社〕紀伊國に在り、「なきさはめの神」を祭る

〔三輪〕酒甕(みわ)の假借字也、酒を釀す瓶にして、古へ酒を釀せるまゝに之を神に供ふる習ひありき。

〔高日所レ知ぬ〕神上りませるをいふ

〔續日本紀〕四十卷文武帝より桓武帝に至る九十五年間の歷史也。

津御魂と詔賜ひ、また北野天神の、天上に登往しこと、御託宣記に紀されつ。また御自らも天神と宣給はる事、世に隱れなく、藤原の始祖鎌足公の、其子定慧和尚の夢に入て、吾已生レ天。汝於二此地一營二寺塔一修二佛乘一吾亦降レ此。擁二護後昆一。と宣へりと、多武峯緣起などに見えたるは、若くは天に上ますといふのみぞ實說にて、餘は例の佛法樣のことを、杜撰せるにやあらむ。萬葉集なる、高市皇子命の、薨給へる時の長歌に、〽天原、岩戸を閉て、神上り、上り坐しぬ、」云々。また短歌に、〽久堅の、天知しぬる、君故に、云々とも、檜垣女王の御歌に、〽哭澤の、神社に三輪すゑ、祈れども、吾王者、高日所レ知ぬ、」山上憶良朝臣の、〽ぬさおきて、我はこひのむ、欺かず、たゞにゐゆきて、天道しらしめ、」など詠たるも、正しき古傳をよみ傳へたるなり。或說に、なべての人魂も、天上へ歸くことゝして、倭建命の御事を證として、こは御魂の天翔り給ひ、白鳥に化て、人に見え給ひけるが、なべてとは異なりしなり。近き頃、或品輕かる、衾の下より、雀ばかりなる鳥の飛出て、屋內を飛廻りたるが、戶を明るすなはちに翔りて、出走りたるを、正しく見たりと、其の處に守りに侍ひたる人、此かれが語るを聞ることありき、又人魂の淺靑に光りて飛翔ることは、さしも希有しからず、女道云、人魂の鳥と化りたること、鬼情談といふ物にも見え、其外なほ多かるを、別に抄しつれば、今はいはず。また續日本紀に、稱德天皇の御世に、元正天皇の遺詔を、宣聞しめ給ふ詔詞に、如是在牟人等乎波、朕必天翔給天。見行之退給比。捨給比。云々止勅比。於保世給布御命とも見えて、此天皇殊に佛教を信け尊び

〔道鏡〕姓は弓削、河内の僧也、孝謙天皇に仕へて寵あり、神護元年太政大臣となり、專恣比なし、光仁の朝下野藥師寺別當に貶せらる。
〔洞物語〕我國最古の物語、二十卷也。
〔九條師輔公〕藤原忠平の子也、納言右近衞大將を歷仕し、天曆元年大臣に進む。
〔多武峰少將物語〕藤原高光應和元年出家して叡山に登りし顚末を近侍の筆記せる日記也。
〔出雲國造神賀詞〕出雲の國造新任の後任地に潔齋すること一年にして入朝し天皇の大御世を祝く壽詞〔ヨゴト〕也、其詞延喜式に見ゆ。

給ひ、又此ごろ道鏡に、御政を委ね給へる時なりければ、此詔詞も、もはら道鏡が申行ひたるなるべきを、他の詔詞に、佛意なる趣のあるに、似もつかぬ、天翔給ふと詔へるは、しかすがに、大皇國の古傳の趣をもて、此詔旨を、あまねく諸人の心にしめて、奉行はしめむとせる、心しらびのわざなるべきを、却りて古傳の證とすべきなり。古今集、物名、をがたまの木に、〽翔りても、何をか魂の、來ても見む」とよみ、洞物語俊蔭巻に、天翔りても云々といひ、源氏物語、幻巻の歌に、〽大虛に、通ふまぼろし、夢にだに、見えこぬ魂の、行へ尋む」漂標巻に、〽降りみだれ、むなしき空を、なき人の、天翔るらむ、やどぞ戀しき」とよめるなど、しかすがに古意の遺れるなり。玄道按ふに、大鏡に、九條師輔公の女、四宮に申給ふ語に、こと人見るといふことは、有べきにも侍らず、天がけりても御らむぜよと見え、多武峯少將物語に、弟君の見えて、あはれなるすまひし給ひけるを、天翔りてもたづねとぶらはむ云々とて、〽君がすむ、よがはの水し、濁らずば、我が亡魂は、常に見せてむ」と詠れ、家長記に、はゞみし親も、なき魂の、翔り見給ふらむも、いかばかりならむ、なども見えたり。出雲國造神賀詞に、天能八重雲乎押別氏、天翔國翔氏、天下乎見廻氏と見え　萬葉集に、天地能、大御神等、倭大國靈、久堅能、阿麻能見虛喩、阿麻賀氣利、見渡多麻比、とよめるなどは、神の御うへの事ながら、其おもむきは同じ。玄道云、天翔といふ事、師説は異なり、靈眞柱に就て見るべしなほおもふに、齊明天皇紀に、四年五月、皇孫建王、年八歲薨、今城谷上起レ殯而收、天皇本以二皇孫有一順、而器二重之一、故不レ忍二哀傷一、慟極甚云々、廼作レ歌曰、〽、今城

〔大津皇子〕天武天皇の第三皇子也、持統天皇元年十月御謀反の事現はれ、譯語田の舍にて失はれ給ふ。
〔磐余池〕大和國磯城郡池内村に在りし池、履中天皇二年の開鑿也。
〔藍玉〕定遠の人、征戰に功あり大將軍に至りしが、洪武二十六年反を謀り誅に伏す。
〔朱元璋〕濠州の人也、元末兵を起して遂に天下を平ぐ、明太祖高皇帝これ也。
〔長屋王〕天武天皇第一皇子高市皇子の第一王子也、天平元年讒により自盡を賜はる。
〔弓削皇子〕天武天皇の第六皇子、御母は大江皇女也。

なる、小むれがうへに、雲だにも、しるくしたゝば、何かなげかむ、」建王の御魂の、殯宮より天に上り給はむ時を、今城の峰に、雲だにもしるく起ものならば、そを御かたみと見そなはして、御歎を忘給はむものをと、御ながめして、よませ給へるなるべし。萬葉集に。大津皇子被レ死之時、磐余池陂、流レ涕御作歌、〽もゝつたふ、磐余の池に、鳴鴨を、今日のみ見てや、雲隱なむ、」懷風藻に見えたる、皇子の此時の詩に、泉路无二賓主一、此夕離レ家向、と作たまへるは、漢意に依りたまへるにて、却て御歌は、斯方の古傳の趣を、よみ給へること明なり。玄道云、已れ年いと幼き程より、史を閲る毎に、此詩は、明人藍玉が、その主朱元璋に殺さるゝ時のと、能似たりと思ひしを、後に瀏亭筆記を見れば、已くその論有り、凡て此れのみならず、明朱棣を、景清が狙へるも、上總兵衛景清と同名なり、また神代の事に似たる傳へには、或人の山海經を玉と取りて、家開ちふ物に併記し、後世の事は、彼此合符、和漢騈事などあり、かゝる類を、生學者らの、彼を取りて作れる事の如く、思ひ惑へる由なれば、序故に驚かしおくなり。また長屋王賜レ死之後、倉橋部女王作歌に、〽天皇の、命恐美、大殯の時には在らねど、雲隱ます、」又大伴坂上郎女、悲二嘆尼理願死去一作長歌に、〽生る人、死ぬてふ事に、免れぬ、ものにしあれば、云々、山邊をさして、晩闇と、隱りましぬ、云々、嘆つゝ、吾戀涙、有間山、雲るたなびき、雨と降りきや、」短歌、〽留め得ぬ、命にしあれば、しきたへの、家ゆは出て、雲隱りにき、」また弓削皇子薨時、置始東人長歌に、〽安見しゝ、我王、高光、日の皇子、ひさかたの、天宮に、神ながら、神といませば、」云々、短歌に、〽大王は、神にしませ

ば、天雲の、五百重がしたに、隱れたまひぬ、」など見えたるも、人の死ぬれば、魂は天に上るといへる、古傳の趣によりて、よみなせる歌詞とぞ聞えたると說るにて、思ひ定むべくなむ。

また御託宣記に、早良親王を始めて、天帝の御朝に愁訴へ賜へる、方々の多かりとしも宣へるに因るに、彼親王には申すも更にて、天に上り賜へるが多なる事を知るべく、また井上皇后の御靈も、貞純親王、經基朝臣も、龍と成て上り賜ふよし、水鏡、神皇正統記等に見えたるなども、考へ合すべし。

さるを皇祖天神の大道に、反奉りて、横さの異教邪說を說弘めたる徒は、天神地神の、甚く嫌ひ惡ませ給ふ事と聞えて、幽冥に歸りて後、その罪惡を斷め給ひて、凡て此を邪鬼界に逐棄ひて、永くその自業自縛果を得て、苦患を免るゝ期なき由、先師のいと委く說辨られ。殊に幽界の說を、直に集記されたる、寅吉が說にも、凡て慢心高ぶる程、宜からぬ事はなし、魔道に引入れらるゝ緣なればなり。夫故に顏の善しき人、諸藝の達人、金持長者等も、慢心おごりの心ある故に、多くは魔道に入る。坊主は大かた賤き者より出て、位高くなり、人に敬るゝが故に、皆高ぶりの心ありて、大抵は魔道に入るなり。殊に金持の、有が上にも、慾を深く、金を集めて、世の爲に遣ふ事を爲ざるは、神の惡み給ふ事と聞たりとも、また魑魅といひ、天狗といふ物の本は、鷲鳶、狐は更にも云はず、餘の鳥獸も、數百千歲を經ては、鳥は兩翼より手を生じ、本よりの兩足に肉を生じて立ち、獸は前足に翼を生し、異形ながら、稍人に似たる形と化りて竪行し、共に飛行し、また凡人も、生ながら鼻高くなり、翼

〔早良親王〕光仁天皇の第二皇子也、桓武天皇の朝藤原種繼を殺し依て淡路に流さる。

〔井上皇后〕聖武天皇の皇女にして、光仁天皇の皇后也、他戸親王の事に坐し囚獄に薨ぜらる

〔貞純親王〕清和天皇の第六皇子、四品に叙し、常陸太守たり、延喜十六年薨ず。

〔經基朝臣〕貞純親王の長子也、親王第六皇子たるの故を以て六孫王と號す、諸內官、國守鎭守府將軍を歴て天曆中上野介となり正五位下に進む

〔神皇正統記〕神武天皇より後村上天皇踐祚に至るまでの歷史にして、北畠親房の著也。

〔沙石集〕佛道に關する譬話を輯錄して、教徒の訓誡に供したる書、僧無住の著也。
〔玉くしげ〕國政の事、道の大意、今代の心得を辨說せる書、本居宣長の著也。
〔伏水城〕伏見城也文祿三年豐臣秀吉の築きし城にして其舊址山城國紀伊郡伏見町の赤塌内村に在り、元和九年幕府命じてこれを毀たしむ。
〔春日明神〕大和國奈良市春日野にある社にして、一殿に武甕槌命、二殿に經津主命、三殿に天兒屋命、四殿に比賣神を祀る、和銅二年藤原不比等の創建にして、同家の氏神也。

を生じて化る事あり、死して其魂、その如く化るあり、また生ながらにも、死ても形を變ぜず、此群に入るも多く有り。然れど、此は大概は出家にて、かく化れるに善きは少く、先は悉く妖魔なりと知るべし。さて出家は大概天狗と成るが、天狗までに至らざるは、鷲にも鳶にも變物なりとも。明慧法師が革囊に、我朝にも貴僧高僧と云る人々、多く魔道に落給ふ證據かなり、せうげするに及ばず、譬へば、如法如說を守行ひ、五十年八十年を過るとも、芥子ばかり慢心あらば、修する所の法、皆魔法と成べしと記し、沙石集に、或天狗の人に託して、慈悲ある人は恐ろしくて、何にも犯しがたし、何なる善事を修すれども、我慢憍慢なる人をば、あはれ我伴黨と思ふ故に、心安く覺ゆといひ、玉くしげといふ物に、松尾某が、前年死したる僧に伴はれて、豐臣公のます、伏水城に往て見ける事を錄して、彼僧の言へるは、第一座の人は、官位實に尊く、其心廉直忠孝なり、第二座の人は、させる善德はなき人なれども、一生四足の類、食ざる人なり、その外慈悲心ありて、殺生好ぬ人、又はさのみ學知文才も無れども、天性心朴にして、仁義正く、朋友に信ありて、その行跡、返りて學問利口の人に勝れる人、此らの類、我みな容易く近づき使すこと叶はずとあるも、共に本文の語に協へり、かくて沙石集に、法性寺殿下の時に、内の女房に、託る靈の語に、中古の智者の聞えありし、諸宗の名人、多く魔道に在り、明慧房、解脱房ぞ、いづちへ行きたるやらむ、見えぬとあるを思ふに、春日明神の、此二人は、我が太郎次郎と思ふと、宣へりといひ、また御託宣記などに記せる事は、信がたけれど、その人と成りを、その自記、傳記に依りて見るに、共に善人と聞ゆれば、皇神も憐れと思ほし恕めて、さる物の群には、入らせ賜はざりけらし、なほ思合さるゝ事あれど、故有て云はず。また山人といふに、種々の別ある事を說ひて、佛法の渡れる後に、現身のまゝに、世を遁れて、佛を崇る山に住み、其崇る佛の功德を行ふ山人も多し、此も自在の態ありて長生なり。また現身を蛻の如く捨て化れるは、殊に夥く有り、此また靈異なる事、元よりなり。但し佛道信仰の者の化れるに、現身ながら化れるにも、現身を捨たるにも、正と邪とあり。然るは世の限邪道を信ずといへ

ども、幽界に入て、始めて其道の妄なる事を悟り、正道に歸する心を生して、世人を利益す、是正なり。また幽界に入ても、尚悟らず、迷へる者、また悟りつゝも、正道に歸せず、益々我慢をはりて、生涯の失を改めざるものは、共に妖魔の部屬に入て、幽より事を行ひて、世人を邪道に引入れむとす、是邪なりとあり。（此に思名さるゝ事あれば、因に擧てむ。）文祿清談に、横川の解脱谷に、光嚴といふ法師が、北谷の靈神に、祈ること久しかりしに、一日晝寢しける夢に、神託ありて、汝今少し待べし、日來の望を達すべし、汝が祈る所、あながち欲にあらず、窶の心を消滅せんことを祈るなり、此不便なり、やがて幸を與ふべしと示現あり、いと頼もしく思ひて、夫より日日に彼祠に詣て、已に十餘日に及ぶ時に、或日俄に暴風吹來り、四方昏く成て、山中動搖す。光嚴不思議に思ひて、恐れながら神前に跪きて居たるに、東方より數千人の聲、雲に響き、さゝめき來れり。其音宛も大山の崩るゝ計に聞え、雲の中光渡りて、此神前に覆ひかくれば、光嚴もこらへかねて、屈て社頭の下に踞居て、板の節穴より是を伺ふに、鳳輦を舁て、供奉の者、二三千計もあらむと思ひたるが、庭中に跪きたれば、輿をかきすゑたり。其人を見れば、皆嘴長くして、兩手の後に翼生たり、是天狗なりといふ事明らけし。皆色々の衣服、常ならず輝耀きて、更に凡人の眼に及ばず、其中に高官と覺しき者。五十人計、彼輿の廻りに膝行頓首して、息を荒

〔我慢〕唯識論に、我慢者、謂踞傲恃ニ所執我、令ニ心高擧、故名ニ我慢、と見えたり。

〔横川〕比叡山の北部にある延暦寺々域の一區劃也、十四坊ありて、楞嚴院を其中堂とす、兜率谷、般若谷、樺尾谷、解脱谷、戒心谷、飯室谷の六谷あり。

〔神託〕神の人などに憑り、又は夢に託して吉凶を示し神意を宣するを云ふ、時には自から形を現することあり、亦神託と稱す。

〔鳳輦〕屋形の上に金鳳を据ゑし輿也御即位、大嘗會、朝覲行幸等尤も重大なる節會行幸等の御料に用ふ、又た鸞輿とも云ふ。

〔香染〕丁子を濃く煎じ出して染めし茶褐の染色を云ふ

〔沓〕束帯、衣冠等の時用ひし履物也種類多し、儀式に用ふるは革製にて紐あり、これを靴と云ふ、其他革鞋深沓、淺沓等あり。

〔山伏〕もと山野に起臥して苦行する僧侶の稱なりしが後ち役小角の流を汲み山岳に修行し所謂修驗道を勤行するものを云ふに至る。

〔笈〕佛像衣服其他器具を入れて背に負ふ様に造れる箱にして、匣に似て脚あり、扉にて開閉す、山伏は常にこれを携へて登山せしより、自ら特殊の笈を生ぜり、山伏笈これ也。

くつかず、頭を下居たり。良有りて輿の幕自然と上りて、中より香染の衣を著たる人、舒々と歩み出たり。其粧の外の天狗に易りて儼然なり、沓音高らかに歩來て、此社前にて禮し、その後、光嚴が隱れたる所に近くより、如何御房、其におはするならむ、子細ありて是まで來れり、是へ罷出られ候へ、對面致すべしと、高聲に呼はれば、光嚴肝を消て、さては魔の爲に、身を失はれむかと、振ひ恐れて、蹐りて居ければ、彼人云、臆病の人なり少しも苦しからぬ事なる間、早々出らるべしといふ。光嚴是を聞て、是非なく振ひ〳〵出て、ともかくも御免あるべしとて、手をつき跪き居たりければ、彼天狗云く、御邊を害せむといふにあらず、申す子細ありとて、後をきつと顧みて、いかにそれはと云へば、一人の山伏來れり。其山伏に語りて、かくおのれは法を犯し、動もすれば无罪の人を苦む、是我が境界の戒むる第一なり、自レ今以後、私を以て人を勞せしむること勿れと、大に睨まへければ、彼山伏恐怖の體に見えて、立まはると見えて、笈を負て來れり。笈中より、年の程八計なる女子を一人取出せり。件大人此を見て、さてこそ是なれ、相構へて、自レ今以後、か様の振まひ致すべからずと云て、其兒の手を引て、光嚴が前に連行て、御房日來歎しきを、此神前に祈れり。則我に力を合せよといふ、神言を蒙りて如レ此。女子は但陽養父郡の長が娘なり。一子にて殊に寵愛无レ他、あの山伏は、其國に棲む天狗にて、

〔鞍馬寺〕山城國愛宕郡鞍馬村にある天台宗の寺、寶龜元年鑑眞の開基也
〔文安〕後花園天皇御宇の年號也。
〔三國傳記〕印度支那日本の高僧賢士其他史傳に關する雜話を集錄せる書僧玄棟の著也。
〔山王權現〕近江國滋賀郡坂本村に在る大日吉神社也、延曆年中僧最澄三輪神(大物主命)を勸請せるもの也。
〔二宮〕近江國滋賀郡神路山に在る日吉神社也、大山咋神、相殿に御妻鴨玉依姬神を祀る創立の年代詳かならず、もと比叡山上にありしを、僧最澄延曆寺を山に建つるは及び是れを今の地に移す。

余が下僕たり、凡て我道に戒る所、佛說の掟に彷彿せり。私欲をなすこと無く、无レ罪を害することなく、命を受ずして、我をすること无し。此外の法千萬の掟あり、若其を犯せば、永く追放して、勞苦を與へしむ、此道の棟梁は則我なり、住家は鞍馬寺の奧に棲り、彼山臥、私を振まふこと日久し。前月三日、私に此子を掴みつ、彼親は、此子再び歸るまじとて、失たりし日より、朝夕佛前に訴へ、聖靈として香父を手向たり。今此を汝に與へ申すなり、此子を將れて彼國へ下り、親に與へれば、長く修善深長にて、道心堅固ならむとて、此子を光嚴に與へしに、光嚴夢の醒たる心地して、御暇被レ下候へとて、やがて其座を起て、此女子を連て、遙々と但州に赴き、養父郡に行て、しかじかの長と問へば、一國に隱れなき者なれば、頓て尋當りて、彼子を親に與へければ、親これを見ていと喜びて、何として此子を伴ふぞと問ければ、始終を細に答へけり。抑は凡人にあらず、化人なりとて、我屋敷の内に寺を建て、彼僧を置て、朝夕馳走しけり、是則文安年中の事なり、委く彼郡の者知れりとなり。三國傳記に、中頃比叡山に學徒あり、彼岸といふ役に當り、貧にして勤むべき便なく、思煩ひて、山王權現に參りて、此の事を祈りける、百日に滿ける夜、通夜したる夢に、二宮より、立符たる文を、一通指出して、汝が餘りに申す事なれば、相謀ふなり、此文を愛宕良勝が許へ、持て行と示されて覺ぬ、傍を見れば現に文あり、此を給りて、愛宕へ行て良勝といふ人を問へども、答るものもなく、或樵夫に問へば、良勝とは、此山の地主を申とこそ承りて候と、昔し七千房有しを、滅して今房舍の舊跡計り多しとぞ答ける、山王の神託なれば、賴しくて、何山深く分入りつれば、薄檜皮葺の御所あるに、立よりて案内すれば、貴き高僧一人直に御出有て、文を御覽あり、御邊彼岸の事を仰せ有なりと

て、内へ入れと召さる、傍に從ひて參りけり、御花がらを給ひて、食物になして食と有りてたゝへ、日已に暮なむとす、高僧の曰く、是へは不當の者ども集る故、是へ來て隱れ居るべしとて、御後へ引寄せ、置せ給ひける、さて深更に千人計りが聲にて、曳々と云ひて來る音しけり、何事ぞと恐れて、覗きゐて見れば、老若尊卑の山伏ども、翅觜の有る、或は牛頭馬頭の像、禽獸の姿なる物ども、年の七ッ八ッ計りなる、女子を囚へて來て、進物にて候と申しければ、高僧、不思議の奴原の、痛き振舞かなとて、小女を呼て、御側に置給へり、さて彼の物等、例ならぬ人の臭のするは、何なる事にやと云ふに、高僧深く狼藉を戒め給へば、皆靜りぬ、夜既に明むとしければ、彼の天狗ども、又曳々應々とて、虛空を走り、東西に去にけり、其の時又花がらを、法師にたばせ、承ひ候、彼岸の事は、御心を安くすべし、但し此の小き者をば、尾張の國に隱れなき、武士のいつき冊く獨り娘なれば、具して其の家に行くべしと仰せ有るまゝ、即ち具して國に下り行きて見るに、果して其語の如くにて、その家の者どもの、此の程媛君の暗に失給ひ、諸方に手分して、尋有つといふに、此の由を委しく語り、具し奉りたりと云ひ入れければ、家中の上下開て、喜ぶこと限りなく、吾は京にも田舍にも、倉どもあまたあれば、期に臨てよきに營むべしとて、師檀の好みを成して、彼岸を心のまゝに勤め、何事も不足なく、昇進心に任せたりとあるも、いと能く似たる事なり。是を以て見れば、魔界にも種々の作法有て、私に人を傷ふことならずと見えたり。此天狗にも、尊卑高下の位ありて法を出すと見ゆ、抑々我朝には、昔より天狗道の沙汰多し。皆其靈鬼の强剛なるを以て、直に魔族に爲ると見えたり。柿本僧正も、魔界に入られけるとなむ、世に此を愛宕の太郎坊と號す。また鞍馬僧正は、日域天狗の首領と見えたり。又國々にも、所謂上野の妙義坊、尊意僧正の靈なり。筑波法師坊、肥前阿闍梨皇圓、大山の伯耆坊、この外熊野、葛城、大峰、日枝山、比良、如意嶽、伊吹山の國々に、其名聞えずと云ことなし。高山靈地の守護といふは、多くは天狗なりと云ひ。鞍馬の僧正を、天狗の首領といふに付ては、思合さるゝ說あれど、故有りて此には舉ず、また天狗を天狐ともいふ由、師說、また眞吉が說にも見えたるを、相應和尚傳に、染殿后を惱しける天狗の事を、明王の告て、昔紀僧正存生之日、持二我明咒一、而今以二邪執一故、墮二天狐道一、著二惱皇

〔柿本僧正〕紀朝臣御國の子名を眞濟と云ふ、弘法大師の弟子也。

〔尊意僧正〕姓は丹生氏、平安の人也叡山に學び、延長三年天台座主に任ぜらる。

〔阿闍利皇圓〕姓は藤原、三河權守重兼の長男、比叡山功德院の住僧也。

〔大峰〕大和國吉野郡に在り、善鬼と云ふ天狗棲みしと傳へらる。

〔日枝山〕比叡山の古名、次郎坊と云ふ天狗棲みし由也

〔比良〕此の天狗を次郎坊と云ふ、愛宕太郎、鞍馬僧正坊、飯綱三郎、大山伯耆坊、彥山豐前坊、大峯善鬼、白峯相模坊と共に八天狗と呼ぶ。

〔古今妖魅考〕我國古今に傳說せる妖怪に就き說明せる平田篤胤の著書也
〔扶桑略記〕平城天皇二年に至るまでの我國の略史にして僧皇圓の著也。
〔寬朝僧正〕宇多天皇皇子敦實親王の第二子、寬空に就き敎を受け、廣澤密派を拓く。
〔几帳〕座の側に立てゝ內外を遮り兼ねて飾となす具、台の上に柱を立て帷を垂る。
〔拾遺往生傳〕善仲善眞以下卅五人の桑門傳、三善爲康の著也。
〔不動火界咒〕不動明王の陀羅尼也、不動慈救咒、心咒と共に不動明王の眞言に最も重要なるもの也。

后、爲ㇾ守ニ本尊ニ讓ニ彼天狐、云々とて、注に紀氏三國之子直濟、世號ニ紀僧正ー也、ともあり、此れはた徵とすべし、其の餘は古今妖魅考に、論はれたるを見るべし。扶桑略記に、冷泉天皇の御惱の時に、香山聖人といふが、祈申しける事をいひて、只以ニ菓子ー爲ㇾ食不ㇾ用ニ火熟ノ食ニ又不ㇾ洗ㇾ手。其驗殊勝云々世云習ニ多波天法ー者也。今昔物語にも、委しく此を記して、野に走る獸を加持し留め、空に飛鳥を加持して落すなり。又その召さるゝ時にも、奈良より宇治までは、樣々の花を降らして參りければ、見る人此を貴ぶ事限なし、云々。さて御病愈させ給ふ故に、寬朝僧正など、我等に驗なきに、此僧の驗有る恠とて、一時許、祈加持するに、此僧の居たる几帳に、狗屎の香滿て、いと臭し。遂に俄に僧を仰樣に、投伏せられぬ、かくていたく打責られて、云く助け給へ、今度の命を助給へ、我年來高山に住て、天狗を祭るを以て役として、一切人に貴ばせ給へと祈りし驗に、此に召されて參たるなり。今に至りては大に懲候ひぬ、助け給へと、叫喚けるよし見え。拾遺往生傳なる、沙門長慶傳に、民部大夫中原忠長之女。頃日煩ニ邪氣ニ仍請ニ有驗僧ニ令ㇾ加ニ持之ヲ邪氣相託云。吾是天狗也。無ニ指怨心一云々。此次談ニ往事一曰。先年爲ㇾ食ッ入ニ一古宮ー即觸ニ吾氣ニ後。后體不豫。或人云。可ㇾ被ㇾ請ニ北山長慶上人者ー吾以爲不ㇾ可ㇾ畏。即請ㇾ書往矣。領ㇾ狀來焉。先總角童一人。持ニ門杖ー來矣。不ㇾ畏ㇾ之。次上人參入。又總角二人。相隨而來。其總角等側ㇾ目睨ㇾ吾。吾雖ㇾ有ニ怖心ー未ㇾ離ニ其處ー于ㇾ時上人以ニ不動火界咒ー加ニ持之ー總角十餘人。以ㇾ杖追ニ打吾ー仍惶怖

逃隱。四方上下。皆悉圍遶。更無レ所レ逃。猛焰圍二火焰中一。焦二灼其身一。骨肉皆燒。身體悉爛。因
茲惱レ過白眞上人。僅存餘去。吾依二此怨心一。欲レ禍二其人一云々。雖レ求二北山一。更不二相遇一。已送二三年一。
適見二上人一。日來毒二疫源一。將レ進二死門一。此時得レ便。已得二相近一。然而毘沙門天王。常立二其枕邊一。臨二
其終時一四大天王。俱以來降。侍者眷屬。亦滿二方里一。是以吾不レ能二相近一。ともいへり。」前説に委く、論へられたる如
く、護法神などいふも、共に佛家に言ひなせれども、其中に尊きある事には、いと明なり、凡て
かゝる經文は、蓮花臺に在て、いと尊かるを、頼ければ今に記さず、經典在家に依て見べし。」右らは、異教
邪説を說弘たる、徒の事なるを、豈翅に彼輩のみならむや、世人も亦同じ事なるを、いと惡き穢
き、天地の際に餘れる邪賊等は、妖魔界に棄賜ふのみならず、極めて惡きは、此を根國の夜見國に
しも、逐やらひ賜ふらむと覺ゆること、彼世に絕群て、功德の高く至れる善人をば、天津神國
にしも召上て、尊用ひさせ賜へるに、比擬へて推測られたり。されど此は正く、夜見國に、穢惡を除へ賜ふと、ふ剛き事は、凡人の敢て
知らるべきにあらねど。さもあらむと思はるゝことは、先仲哀天皇紀に、然れど天皇の、皇神天神の大御
詔を信奉ずて、信賜はぬことを御怒まして、汝は一道に向ひ坐せと詔給へるは、古事記傳に說
れたる如く、一道とは夜見國を指て、詔賜ふなるべくこそ、かれ蘇我馬子を始めて、入鹿蝦夷
等は、上にも擧つる如く、玉鉾百首に、「へなすげよし、そがの馬子は、天地に容さる大罪人なる者の、そこひのうらに、あまるつみひと」
を、歷代皇紀に、蝦夷悉燒二天皇記國記珍寶一。六月遂自殺云々。又入鹿父豐浦大臣。又自入レ火死爲二大鬼一

〔毘沙門天王〕梵語吠室羅摩拏の約にして、多聞又は普聞と譯す、須彌山の半、第四層の水精に居せる北方の主にして、夜叉羅刹を領し北洲を守る。
〔四大天王〕須彌山に住む帝釋の四外將にして、四方の天下を分ちて是れを守護す、多聞天の外、持國天(東)、増長天(南)、廣目天(西)あり。
〔護法神〕四天王、堅牢地神等佛法を護持する神を云ふ。
〔古事記傳〕古事記を註解せる書、本居宣長の著にして四十八巻あり。
〔玉鉾百首〕古學の大意を詠みし歌集、本居宣長の著也。
〔豐浦大臣〕蘇我蝦夷を云ふ。

〔文治元年云々〕本朝地震記に文治元年己巳七月九日に作る。

〔足利直義〕貞氏の子也、兄尊氏に從ひて叛し、延元三年左兵衛佐征夷副將軍となる、屢尊氏及高師直と爭ひ時に或は南朝に降り、離合常なかりき、正平七年歿す。

〔永享〕後花園天皇御宇の年號也。

〔普廣院〕足利義敎の法號也（次頁參照）

〔淨藏貴所〕三善清行の子、雲居寺の僧、貴所は敬稱也。

〔榮花物語〕寬平年中より寬治六年に至る凡そ二百餘年間の歷史也。

〔台記〕康治元年より久壽二年に至る藤原賴長の日記也

また白經而死。墜二大鬼道一と見え。水鏡にも、入鹿が屍を、父大臣に賜はせしかば、大臣大きに怒りて、自ら命を滅して、大鬼道に墮て、蘇我の一門、時の程にほろび失にき、また扶桑略記、神明鏡なども、鬼道に墮し事は見ゆ。とあるにて、彼一族どもの、悉に邪鬼の徒に入りしことは、知られたり。平相國清盛公も、薨て後に龍と化て、文治元年六月七日の、大地震の變を爲たりと、世人の傳語れる由、愚管鈔などに見えたるも、正しき說ならば、此人も彼黨に入られたるならむ。また足利尊氏らも、上にいへる如く。天皇命等を惱ませ奉し姦賊なれば、同群に入りて、夜見國に逐棄はれけむことは、論なきを、古く瘧病を、稲目者ともいへるに付きて、稲目が族屬が、かの病を流行らする邪鬼と成りつらむと、或人の論らへるは、先師も已に論れたる、倍善男が行疫神と成れるに、思比ふるに、實にさることゝく、また北條高時が祟りぬれば、德崇と呼びて和め、足別直義も、大藏と祀られつなど、云ふことの聞ゆるも、さる妖鬼と成りての、所爲にこそ有りけらし。建內記なる、永享十二年。七月廿六日條に、或說普廣院御事。爲二御堂御沙汰一密招二巫女於小屋一奉レ寄レ口。種々託言云。去正月二日有二不思議事一當年中薨御。寢思食寄也。但可レ任二九月一歟。而有二不慮之儀一伏二劍戟一了。平生被レ加二御扶持一輩。當坐不レ立二御用一今墮二在修羅道一。在二火焰之中一劍戟自二四方一責レ之。其苦無二爲方一雖レ修二何事一不レ免レ苦之由。所二思食一也。男子九人。未レ及二十歲一御臺今一度可レ被二申置一事アリシモ。其日ヲ限ト无二其存知一之間無レ力。百日中可レ取レ敵之由思食云。日來人々。經營饗應之滿了。今日片時之請二暇日一來之由。種々有二御演說一云。巫口寄事。淨藏貴所妻。憑二渡世一被レ教レ之。自レ其各相傳致二沙汰一云。若誠哉。といひ、この口を寄ると云ふ事は、榮花物語、また台記にも見え

て、本書幷祭の遺習に八月七日。自今日於淨花院又被行如法念佛御菩御願也。依夢想之
やと、思ふ由なり。
告有此事云、普廣院殿。海中船中。有血之中御坐。御頭在血上。御臺夢中被尋子細
之處。非血爲火。慳貪放逸之業所感也。此苦痛无間斷非念佛者。難免之由。有仰啼泣
給。御夢覺了。將軍家請じ入る、義教傳に、嘉吉元年六月云々、二十四日、赤松滿祐、請招將軍、將軍家入御彼亭。御覽猿樂、酒闌時、滿祐放廐馬。因鎖閉門、伏兵忽發、滿祐自屏
後出、殺將軍家。時年四十八、座中驚遽相擊、不知所爲也、二十九日、贈太政大臣、號普廣院と
見え、皇朝史略に、先是室町殿中、有小人長二寸許、來集燕室、群舞百狀、爲猿樂奏鵜羽、
衆就執之、四散不見、人以爲怪、及義教遭弑、適奏鵜羽、蓋其兆也、また一色義範、土岐持賴之
見殺也、天下以爲寃、義教屢夢二人爭栗、至是臨木、又見二人影、心甚惡之、既而遭害云、
應仁略記にも、かく云ひ、雍州府志に、義教將赴赤松滿祐之饗應、于時所帶之刀自拔、又命滿信令
迫之、滿信雖迫之、自拔及第三度、是則逢害之前兆乎とも見ゆ、此蘇我入鹿、鎌倉左大臣が凶兆に、
いと能く似たり。など有を以て、その一族どもゝ、同く妖鬼界に放逆はれしを知るべし。また玉くしげ
に、丹波國龜山の城下より、七八里側に、中嶋武右衞門といふあり。或る年六月に、城下に出
て、布曝など買て歸るとて、暑氣堪がたくて、野中の道傍なる、榎木の茂みに立よりて、涼むと
するに、忽いづくともなく、二人の男顏赤く髭生ひ、手には矛を持ち、怒れる狀にて、武右衞
門が手を取て引立て、南炎洲の大王、汝を召なり、急ぎ參れといふて連往て、一の殿に至るに、
大王、汝は松永彈正久秀が軍將、海老名某にあらずや、昔汝が主人久秀、一生の惡行あげて算
ふべからず。其中に尤甚しきは、主君三好氏に謀反し、又將軍義輝公を殺し、また南都大佛殿

〔如法念佛〕淨土宗にて行ふ念佛の一式也、又た別時念佛とも云ふ。
〔義教〕足利義滿の子、第六代の將軍也。
〔赤松滿祐〕義則の長子也、義持義教二代に仕へ、義教の時備播作三州の守護たり、義教を弑せる後國に奔りしが次で諸將に圍まれ自刄す。
〔一色義範〕滿範の子若狹を領す、永享十二年幕府に叛きて誅せらる。
〔土岐持賴〕土岐氏の宗族也、永享十二年亂を起して誅せらる。
〔義輝公〕義晴の長子、足利十三代の將軍也。
〔南都大佛殿〕奈良東大寺の大佛殿也。

を燒亡せり。此の三の大惡逆は、前代未聞の凶事にて、凡て少し人情ある者は、一惡も絕て爲すべき事にあらず。夫に汝始終久秀につきまとひ、その俸祿を食み、その下知に從へり、その罪科輕からず、覺えたりやと問ふ。武右衞門答て、某は元來丹波の田舍人にて、一文不通なり、その松永禪正とやらむは、何人なるも知らず、謀反といふは、何事といふやらむ、凡て左樣の事一も覺えなしといふ。この時二人の男、武右衞門を引立て、他の奉行職の、政所と覺しき所へ連行て、また前身の事を問ふに知らずと答ふ。か樣に三所ながら、知らずと答ふるに、二人の男、暫く思案して、或山ぎはの、大きなる蓮池の邊につれ往き、池の泥を少し取て、武右衞門が胸に塗つくるに、冷かにて、その寒氣烈く、骨に徹て涼く、爽かにして目の覺たるが如し。此時武右衞門前身を覺え、かの久秀に從ひて、終に河內片岡城にて、打死しあり狀、其外一生の所行を、昨の如く覺えたり。二人の男、繩を解許して、再度大王の庭に連行きぬ。大王、いかに前身の事は覺えしや、爭ふべからずと宣ふ。武右衞門拜伏して、いかにも昔久秀の軍大將にて侍り、然れども昔久秀が惡心を起し、將軍を弑せんとする時、某力を盡し、口を極めて諫めしかども、久秀從ひ用ず、此許は某が罪にあらず、大王憐察して許し給へと佗けるに、大王聞て、いかにも武右衞門がいふ所據あり、推て罪を加へがたしとて、二人の男に命じ、宜

〔久秀〕姓は藤原、彈正と號す、享祿二年始めて三好長慶に仕へ、天文元年其老臣と爲るや漸く專恣を極め、殆んど其主を凌ぎ天文八年遂に將軍義輝を弑し、天正元年織田信長を迎へて三好氏を滅せしが、同五年信長に叛し、戰敗れて戰死す。

〔政所〕鎌倉室町兩幕府の政務を總攝し、御家人の成敗財政等を掌る役所也、建久二年源賴朝始めて是れを設け別當を以て其長となす、室町時代には別當を置かず執事を其長とせり

〔軍大將〕主將より其日の合戰の指揮を許されし臨時の所職を云ふ。

く計らふべしと宣ふ。卽かの男につれられ、門を出と覺えしが、須臾の間に、天地變じ空俄にかき陰り、山荒く雷して、夥く鳴はためき、鐵城高く峙ち、鐵網廣く張り、四方に燃上る猛火、烈々として、天を焦して盛なり。其時牛頭馬頭の惡鬼ども、一人の罪人を火車に載せ、轅を引て虛空より馳來る。武右衞門、此は何なる罪人にやと問ふ。二人あれこそ、汝が昔の主人、松永彈正久秀よといふ。おづ／＼立よりて見れば、手械足械を入れて、縛りからめ、鐵の枷を入れ、五體燒焦れて、色黑くふすぼり、其人ともおぼえず。二人惡鬼に向ひ、それ／＼と有ければ、惡鬼黑金の棒を取て、かの罪人を貫き、武右衞門が前に突出せり。武右衞門とかくの詞なく、淚を流し、いかに淺猿くも、爲果給ふものかなと云へば、久秀もなつかしげに、物いはむとすれども、猛火眼に遮り、喉を塞ぎける故に、叫き呼べども聲出ず、互に咽きこがるゝ間に、惡鬼ども時刻移りぬ、はやとり歸るべしと、又罪人を掻摑み、火車の中へ投入て、行方知ず亡さりぬ。さて二人、武右衞門を誘ひ、或記錄所とおぼしき所へ行き、陽壽錄と題せる書を閱して、汝猶人間に生くべき壽命あり、歸しやるべしとて、本の野中の榎木の下に連來り、うつ伏せて推つくると思へば、夢の醒たる如く、我家の被の中より立あがれり。玉はゞきにも、尼子氏が臣、飯田孫兵衞ちふ者が、冥府に入りて、大内義隆を弑せる、陶隆房らを初め、其一族どもの、地獄に墮在せるを、見たるを載せり、事長ければ省きつ。といふことあり、天堂とは、もと我が高

〔火車〕罪人を載せて地獄に運ぶ車、車より火を發する故此名あり

〔記錄所〕始めは莊園の券契の理非を勘決して記錄することを掌る官なりしが、後には諸司諸國並に諸人の訴訟をも裁斷し、年中式日の公事用途の式數をも勘申す

〔尼子氏〕姓は宇多源氏也、高秀の三男高久の時近江國犬上郡尼子に居せるより、子孫尼子を氏とす。

〔大内義隆〕義興の長子也、肥筑の騷亂を平げてより武威大に振ひしが、後ち心漸く驕り、遂に天文十九年晴賢の爲に弑さる。

〔陶隆房〕又た晴賢と云ふ。

天原の古傳の且々遺り。地獄とは、夜見國の古說の片端を、舊くかの印度國の、婆羅門が徒の傳來れるを、佛祖が竊に盜取て、其上に益々妄說を加へ、新墾道を揑立たる物にて、しか妄說を唱初たるより、佛祖らを初め、罪戾を、我が皇祖天神より得奉りて、妖魅の徒と成り、その部屬の世々に曼衍りきつるより、その妖魅輩の、彼妄說に叶へて、世の愚俗徒に變幻を示現せて、信を取らしめて、其部屬に引入るなど、委き師說あるを、佐藤信淵も、亦師說を祖述て、諸佛經などを證して、地獄とは、やがて神明の、惡人を罪せさせ賜ふとて、設賜へる地にて、早く印度藏志に、しか論はれたり。其詳說は、却て我が失ひて、彼に得たるなりとて、諸國に地獄といふ地の、多き事を云へり。されば右に見えたる、鬼道、地獄、修羅道など云も、若夜見國に隸たる妖魅界にて、彼徒が落入たる事、又更に論を待つまじくこそ。諸國にて、地獄と稱ふる地は、いと多きを、いま思ひ出るを、略語りなむに。

法華驗記に。有修行者。其名不詳。往詣靈驗所。難行苦行。往越中立山。彼山有地獄原。遙廣山谷中。有百千出湯。從深穴中涌出。以嵒動搖。勢氣充塞。不可近見。其源奧方有大柱。常燒爆燃。此有大峰。名帝釋嶽。是天帝釋。冥官集會。勘定衆生善惡處矣。其地獄原谷末有大瀧。高數百丈。名勝妙瀧。如張白布。從昔傳言。日本國人造罪。多墮在立山地獄云々といひ、空華日工集に、伊豆國熱海に、平左衞門ちふ、爐を作る者が、地中に陷たる

〔婆羅門〕大梵天に奉事して淨行を修する印度の一族にして、天竺四姓の一也。

〔佐藤信淵〕姓は藤原、信季の子也、蘭學、經濟、醫學其他諸般の學に通じ著書三百餘種に上る、嘉永三年正月歿す。

〔印度藏志〕佛教の教理及歷史を考證論述せる書、平田篤胤の著也。

〔修羅道〕六道の一にして、常に鬪爭を事とする阿修羅の住界也。

〔天帝釋〕忉利天の主にして、須彌山の絕頂喜見城に住み、他の三十二天を統領す。

〔冥官〕炎魔王界に住みて其王廳に仕ふる者を云ふ。

〔往生要集〕淨土念佛に歸依すべきことを勸めし書、僧源信の著にして、六卷也。
〔孤獨地獄〕又た孤地獄とも云ふ、俱舍頌疏に、「如ニ上所ノ論十六地獄ハ、一切有情業增上力感、余孤地獄各別業招、或多或少、或二或一、所止差別多種、處々不定、或近ニ江河山邊曠野ハ、或在ニ地下空及余處ニ」と見えたり。
〔淸涼寺〕山城國葛野郡嵯峨村にある淨土宗の寺也、長和の頃の建立とす。
〔名主〕江戸時代郡代代官の支配に屬し其受持てる村落を管する職、又た庄屋とも云ふ、大庄屋組頭と共に村方三役人と呼ぶ。

處を、俗に平右衛門地獄と唱ふよし見え。本朝怪談に、後奈良院天皇の、天文頃に、五月白山燒出て、神洞窟に登り、洞火甚し、其後麓に忽地獄生ぜり、委く白山記に見たり。凡本朝に地獄ある所は、信州淺間嶽、越中立山、肥前の雲仙、肥後の阿蘇、筥根の類は、皆現在の地獄なりと俗說せり。これ往生要集なる、孤獨地獄の類にや。又立山にて、延好と云ふ修驗者の、罪人の責鬼に杖搖せらるゝを、目下に見たる事を、新砂石集に記せりと云ひ。文祿清談に、信州草津湯より、奥山へ入ては、恐く燒上る山多しと云。晝は其燒る時到りても見えず、夜に入りて燒る刻限には、四面皆穴なりと云ふ。外國の人偶ゝ此事を聞ば、身の毛堅て戰くことなり。古老の云、燒上る山は、皆地獄なり。又或人云、武藏國秩父の邊に穴あり。此穴に入れば、前途幾程といふことを知らず、地獄の相をうつし、異人奇形の物に逢ふといへり。古來の書にも、武藏野の下に、地獄ありと云傳へたり。淸涼寺の緣起に、稱光院天皇御世に、山城國葛野郡、嵯峨莊小淵鄉なる、名主道善ちふ者の、死て四十九日にあたる日、越中立山にて、或僧の逢ひて、餓鬼道に落て、苦しむよしをいひて、其帷の袖を與へしことを記し。地藏靈驗記に、淡路國なる、圓照房といふ僧の母は、平常に佛を信むこともせざりしが、死て彼母と親しくしつる、女房の夫に附て、越中國へ下向して栖けるが、或雨夜の夢に、立山なる

〔善光寺〕信濃國長野市の北大峯の麓に在り、本尊は一光三尊の阿彌陀佛といひ、又釋迦牟尼佛なりともいふ、其創立の年代、欽明帝の時といひ、或は推古帝の時といひて詳かならず。
〔燒山〕今の所謂恐山也。
〔出羽國湯殿山〕羽前國東田川郡にあり。
〔湯淺元禎〕備前岡山の藩士也、字は文祥、常山と號す、弱冠ならずして江戸に遊び、業を服部南郭に享く、又武に通ず、常山紀談を初めとして著書多し。
〔天道云々〕此句書經湯誥篇に見ゆ。
〔天網云々〕此句老子七十三章に見ゆ

山に追駈られて、患害を受ると告つとも、大和國笠置窟の住僧、藏滿房が、善光寺へ行くとて、富士山の麓にて、曾我兄弟に逢へるが、修羅道に入しと、語れることをも記せり。また陸奥國南部なる燒山、出羽國湯殿山、又豐後國なる、鶴見山などにも、地獄ちふが有しこと、諸國里人談を始めて、物どもにいへり。また右等の山にて、亡靈にあへりといふ事を、近世の物に記せるは、枚擧に暇あらず。湯淺元禎が、唐李林甫。宋秦檜。積惡貫盈。令終牖下。若莫有地獄之設。則何以刑此奸賊乎。且不獨林甫秦檜。國之大臣。逢其君之惡。以固己寵祿。不恥不仁。不畏不義。其智而險。賊而神。鬻官亂紀。心如虎狼。行如禽獸。唯權勢之嗜。饗賄路。嫉善良。諂諛者親之。諍爭者戮之。纓紱當繫其頭。而巍巍然爵位顯赫。食前方丈般樂淫虐。无所不至者。往往有之。仁人義士。皆欲唾其面而抉其腦。奈身在下位何。嗚乎莫有地獄之設。則誤國之臣。令終牖下者。其罪有所逃。上天豈愛此奸賊乎。先王有言。天道福善而禍淫。老子曰。天網恢恢。疎而不失。誠哉此言也。余是以識地獄之設久矣。といへるは、理たる說になむある。

上件の惡人等を除ても、地獄に落たりなどいふが多く聞ゆるは、師說に多く妖魅の誑惑しての、所爲なる由、詳に辨へられたる如くなるを、倘序に云はゞ、孝謙天皇の時に、藤原永手公の、

〔塔婆〕梵語卒都婆の訛略、顯密二教の別あり、顯教は高德を揭ぐる標幟、所謂墓標なれば、佛乃至有德の比丘に局り、密教は大日如來の三昧耶形として五輪塔なれば、之れ佛體にして墓標にあらず、依て結緣追福の爲に一般僧俗の墓所に建つるを許す、俗に石塔、塔婆といふは此五輪塔を指す也。
〔河原左大臣〕源融也、河原院を東六條に營みて居たりし故にいふ、嵯峨帝の皇子にして第十二源氏となる。
〔七箇寺〕南都七大寺卽ち東大寺、興福寺、元興寺、大安寺、藥師寺、西大寺、法隆寺也。

西大寺の塔婆を五重に造るべかりしを、三重に造られたるに因て、地獄に落て苦患を受くと告賜へり、と靈異記元亨釋書などに記し、河原左大臣の亡靈の、宮人に託きて、我在レ世之間、殺生爲レ事。依ニ其業報一墮ニ於惡趣一一日之中。三度受レ苦。云々と宣へる事、本朝文粹に見え。十訓抄に、大臣の亡靈、延長四年の頃、寛平法皇の宮人に託して、我在世の時、殺生を事とするによりて、苦報を受る由、申されければ、法皇勅答ありて、爲に七箇寺にて、諷誦を修せられけり、帝王編年記に、延長四年六月廿五日、源朝臣亡靈、忽託ニ宮人一云々といひ、扶桑略記に、七月四日、宇多法皇、爲ニ故左大臣源融朝臣一於ニ七箇寺一被レ修ニ諷誦一とある時の諷誦文も、部本文に擧たる如くなれば、僧徒の虚誕とは聞えず。小野敏行朝臣が、紀友則ぬしの夢に見えて、淺ましく恐ろしくゆゝしげにて、四巻經書かむといふ願にて、暫の命を助りて、返されたりしかども、怠りて書ずて、失にし罪に因て、譬ふべきかたもなき、苦を受る由を告たりとも、後朱雀院天皇の例ならぬ、御事大事におはしましける時、後生の事畏れ思召ける御夢に、御堂入道の參りて、丈六の佛を作れる人の子孫に於て、更に惡道に墮ず、某多くの丈六を作り奉れり、御菩提に於て。疑ひおぼしめすべからずと、此に因りて、明快に仰合されて、丈六佛を作給ふとも。播磨守鄕行が子に、さたゆふと云ふが、阿波守さと成といふ人の伴にて、阿波へ下る路にて死けるが、河内前司が夢に入て、日毎に一度、いつめの橋の本にて苦を受くと、宇治拾遺物語にいひ。また式部少輔成佐と云ふ博士、在生の時、善事は無益の事なり、後生の爲に理觀を凝らすべきやと、常に云けり。死て後、菅登宣と云しが夢に、形いみじく衰へて、三途を免れずと云ければ、平生の時立られし義は、何如と問ければ、焰王の疑問を得て、其義を述に能はずと云ける。また堀河院

の御時、五位藏人にて、兵部大輔通輔と云ふ人、若くて亡にけり。其子公明が夢に、詩を作りて、初受下地五濁浪、漸重上界三銖衣、父母千日の講を行ひて、後世を弔ひければ、其效にて天上に生れけるにやと、（續古事談に見ゆ。）袋草紙に、高遠卿薨去の後、忌に籠りける僧の夢に、見えける歌、〽古郷へ、行く人もがな、告やらむ、しらぬ山路に、獨りまよふと。」又息子の夢に、蛇道に落る由を示して、〽奥山の、行方もしらぬ、山中に、あはれいくよを、すぎむとすらむ。」と見え。今物語に、或人の夢に、正體もなきものゝ、影の樣なるが見えけるを、あれは何人ぞと尋ければ、紫式部なり、空言をのみ多く書あつめて、人の心を惑はす故に、地獄に落て苦を受事、いと堪がたし、源氏物語の卷名を具して、なもあみだ佛といふ歌を、人々によませて、吾苦を訪ひ給へといひければ、いかやうに詠むべきにかと尋けるに、〽桐つぼに、まよはむ闇も、はるばかり、なもあみだ佛と、常にいはなむ。」とぞいひけるといひ。東鑑。正元二年。十月十五日條に。政村息女。煩邪氣狂託曰。比企判官女。讃岐局靈祟也今爲大蛇、頂爲大角如火炎常受苦。在比企谷山中云々と記し。月苅藻集に、昔淡海國勢多の邊に、一人有り、年頃馴たりける妻、嫉妬深かりけるに、滋賀郡に通ひなれたる、女有けるに、或時に此男京へ行とて、偽て滋賀に行けるに、此妻忍びて跡より來る、男忍び難く、又京方に行しに、勢多の橋

〔五濁〕劫濁（二萬歲にて見等の四濁起る時）、見濁（身見邊見の見惑）煩惱濁（貪瞋痴等の一切修惑の煩惱）衆生濁（見濁、煩惱の後に果報濁漸く衰へ心鈍く體弱く苦多く福少きをいふ）命濁（見濁、煩惱濁の結果壽命縮少して乃至十歲に至る）をいふ。

〔三銖衣〕天衣ともいふ、輕妙にして其の重さ僅かに三銖なる天人の衣をいふ、瓔珞本業經に「淨居天、衣重三銖」とあり。

〔比企判官女〕比企判官とは比企能員也、頼朝に仕へ大河兼任の亂を平げて檢非違使尉となる、大日本史には若狹局とあり。

〔安珍僧が故事〕延長六年八月頃安珍〔元亨釋書には鞍馬寺僧とす〕が熊野參詣の途牟婁郡眞砂里清次の女清姫に懸想され、僞りて其歸途を約す、清姫怒り大蛇と化して安珍が隱れたる鐘を纏ふ、後鐘を倒し見るに安珍は骸骨となれりといふ。

〔新待賢門院〕藤原廉子をいふ、公廉の女にて、後醍醐天皇の妃となり、後村上天皇及び成良親王の生母也、正平六年十二月新待賢門院の院號あり。

〔伊賀局〕名女傳によれば、大力の者にて、後に楠正儀に嫁す、と見えたり。

の邊にて、男餘りにいぶせくて、暫立留りて見れば、此妻來て大きに腹あしくして追來りたれば、此妻をとかくすかして、橋下に突落してぞ歸りける。此妻の念にや、夜々怪しきこと侍る、男侘びて、滋賀の女を連て、京に行けるに、勢多の橋にかゝり、かの妻の死たること思出て、坐に怖ろしく成けるに、一尺餘りの小蛇出て、遣かゝりける、男心あしく行もやらで有りける時に、此蛇見る中に大きに成て、近づきよりけるに、彌々怖ろしくて、又滋賀の方へ逃行たり。跡より追來るを見るに、始に事かはり、怒れる姿して來る、かの家に藏の有けるに隱れたり。此蛇その藏の窓より入て、男女とも喰殺したりとも載し。此は、後の安珍僧が故事に、いとよく似たり、此僧の事は論あれど、要となければ、今は云はず。

吉野拾遺に、新待賢門院に、伊賀局と云ありけり。こは左中將義貞朝臣の侍に、篠塚伊賀守と云るが女になむ有ける。女院の御所は、皇居の西の傍にて、山につゞける所なりけり。去正平丙亥年の春頃、化ものあなりとて、人々騒ぎ恐れ給へる、形をしかと見定めたる者もあらず、行合ける者は、心ち暗く成りけり。内裏より、御殿る人あまた參らせ賜ふて、引目など射させければ、其程は鎭りにけり。六月十日餘りの程に、いとあつき頃なりければ、此局庭に出て立給へるに、月のさしいでゝ、いと明かりければ、〽すゞしさを、松ふく風に、忘られて、袂にやどす、夜半の月かげ、と誰きく人もあらじと、獨ごち給へるに、松の梢のかたより、

からびたる聲して、只能心靜なれば、卽身も凉しといふ、古き詩の下の句をいふに、見あけ給へば、さながら鬼形にて、翼のおひ出けるが、眼は月よりも光り渡るに、猛き武士の心も消うせぬべきに、打笑ひ給ふて、實にさにこそ有けれ、さもあらば、あれいかなる者にあるらむ、怪く覺ゆるにこそ、名のり給へと問はれて、我は藤原基遠にこそ侍れ、女院の御ために、命を奉り候ひしに、せめてはなきあとを、問はせ給はむ事にこそあれ、其さへなく候へば、いと罪ふかく、かゝる形に成て、苦む事のいやまされば、恨奉らむと思ひて、此春の頃より、後の山に候らへども、御前には恐れて參らぬにこそあれ、此由啓して給ひなむと、答へければ、げにさは聞及びし、されど恨奉るべき事かは、世亂に思ひ過し給へるぞかし、其事ばかりならば、啓して吊ひてむ、さるにても御法（一に經に作る。）には、いかなることか善かるべき、心に任せ侍むと宣へば、只其事ばかりにこそ候へ、御弔ひには、法華經に如はあらじ、されば返りなむといふに、歸らむ所は何くにかと宣へば、露と消にし野原にこそ、魂はうかれ候へとて、北を指て光もて行を見送りて後、女院の御前に參て、啓し給ひければ、實に思ひ忘れてこそ過しつれとて、あけの日吉水法印に勅ありて、御堂にて三七日、法華經を供養し給ひけるに、その後あへて、殊なるわざはなかりし、などあるも、實に師說の如く、或は釋魔の信を、世人に取せむとて、しか

〔女院〕新待賢門院卽ち藤原廉子をいふ、前頁頭註を參看すべし。

〔吊〕字彙に「俗弔字也」と見えたり

〔吉水法印〕又た慈鎭といふ、天台の座主也、初めの名は道快、大僧正に叙し、慈圓といふ、關白藤原忠通の子也、愚管抄の著あり、又和歌を能くし、拾玉集の著あり、嘉祿元年歲七十一にて寂す、諡して慈鎭といふ。法印とは最高の僧位をいふ。

〔法華經〕法華經假名新注抄序に「これは八ヶ年の間說き給へる一處三會の說にて云々、一部八卷二十八品なり云々」と見えたり。

〔天堂〕天の上宮殿をいふ。三論玄義に「若必無レ因而有レ果者、則善招ニ地獄ニ惡感ニ天堂ニ」とあり。

〔北畠准后親房公〕具平親王の後裔大納言師重の子也、元亨三年大納言に陞り世良親王の傅となる、親王薨ずるに及び剃髮して宗玄と號す、再び後村上天皇に仕へ正平九年薨ず、職原鈔、古今集註等の著あり。准后とは准三宮にて、諸親王諸王女御及び諸臣の外祖父母を特に優遇して三宮に准ずるをいふ、親房は正平六年三宮に准ぜられたる也

〔伊勢二所〕伊勢内宮と外宮をいふ。

示せしも有ぬべく、いとも貴き、皇大神の御詔をさへ、申し掠奉りて、妄語せることゝ、古今いと多かりしを、そは前に集記せる物あり、また世には、おしなべて、天堂地獄に往くことゝ、思ひ惑へるより、實には神界に參つゝも、天堂と思ふ靈魂も有るべく、やがてしか思凝れるより、妖鬼に引籠れて、其群に入るも、はた有るべく、また靈魂は、神界の事を、語出づるをも、記者の佛法ざまに、記成せるも有りぬべし。さて北畠准后親房公の、神皇正統記を初めて、元々集、廿一社記、東家秘傳、吉野御事案など、何くれの物に、祭政一原たる事も、君臣父子等の大道も、悉々に天地の初の時より、天皇祖神の建させ賜へる事にて、他國と甚く異なる契を、返すがへす宣ひて、我國のみ、天地開闢し初めより、今世の今日に至るまで、日嗣を受賜ふことゝ、横しまならず、一御種の中に於ても、自ら傍傳へ給ひしすら、猶正きに反る道ありてぞ、保ち坐ましける。是件ながら神明の御誓約にして、餘國に異なるべき理なり、又政道に正直慈悲を本として、決斷の力有べきなり。これ天照大御神の、明なる御教なり。また我國は神國なれば、天照大御神の御謀らひに、任せられたるにや。されど其中に御過あれば、歷數も久しからず、又遂には正路に歸れど、一旦沈ませ賜ふ例もあり、是は皆自らなさせ賜ふ御咎なり、冥助の吝しきにはあらず。また大かた伊勢二所の、大御神の御心を知らむと思へば、惟正直を先とすべきなり、天地の闇に、住とある人は、不レ正しては立べからず。殊更に此國は神國なれば、神道に背きては、一日も日月を戴くまじき

〔倭姬命〕垂仁紀に「皇后日葉酢姬命生ニ三男二女一、第一曰ニ五十瓊敷入彥命一、第二曰ニ大足彥尊一、第三曰ニ大中姬命一、第四曰ニ倭姬命一」とあり。又同二十五年紀に「時天照大神誨ニ倭姬命一、曰是神風伊勢國則常世之浪重浪歸國也、傍國可怜國也、欲レ居ニ是國一、故隨ニ大神敎一、其祠立ニ於伊勢國一、因興ニ齋宮于五十鈴川上一、是謂ニ磯宮一」と見えたり。

〔天に跼り云々〕畏れて身の置き所なきをいふ、詩經に「謂ニ天蓋高一、不ニ敢不一レ跼、謂ニ地蓋厚一、不ニ敢不一レ蹐」とあり。

〔長田狹田〕天照大神の御田也。

理なり、倭姬命の、人に敎へ賜ひけるは、黑き心なくして、丹心を持て、淸潔く齋愼み、左の物を右に遷さず、右物を左に遷さずして、左を左とし、右を右とし、左にかへり、右に廻る事も、萬事違ふことなくて、大神に仕奉れとなむ。誠に君に仕へ、神に仕へ、國を治め、人を誨へむ事も、かゝるべし。また天下の萬民は、皆神物なり。君は尊く生ませども、一人を樂ましめ、萬民を苦むる事は、天も許さず、神も幸せぬ謂なれば、政の可否に從ひて、御運の道塞あるべし、況て人臣としては、君を尊び、民を愍び、天に跼まり、地に蹐して、日月の照すを仰ぎても、心の穢くて、光に當らむ事を畏ぢ、雨露の施すを見ても、身の正しからずて、惠に漏むことを省るべし。朝夕に、長田狹田の稻種を喰ふも、皇恩なり、晝夜に、生井榮井の水流を呑むも、神德なり、是を思ひも入れず、有に任せて慾を恣にし、私を先とし、公を忘るゝ心あらば、世に久しき理あらじ。況や國柄を取る仁に當り、兵權を預る人として、大路を蹐ざらむに於ては、いかでか其運を全くすべき。また凡て一塵一物にも、神有ざる事なく、手足にもふれ、耳にも當るは、是神なりと知りて驚くべし、氣息も念も濫にすべからず、言語を正しくして、無益の事を說べからず、不義の計を思ふべからず、其心正しからずして飮食し、信なくて坐臥せば、神誓に漏れ、冥譴を蒙るべし。胸中を正しくして、明鏡の如くし、目耳に經る每に、

憐悲の心を生し、愛惡に私なく、事に臨て決斷理に任せ、神慮と明を合せば、長久ならむ事、求めずして自得べし。正からざる祈誓は、神明も享賜はずと宣賜ひ、六人部是香も、道の眞義をだに悟り得つれば、常に幽冥大神の御靈を畏み、其君に仕奉るに付ては、世の凡人には拔出て、其忠誠を極めつくし、家産を主と勤むべし。商人蒼生などに至りては、國家の御爲に成べきことを心として、其家産を業人に趣て勤めはげみ、先祖の廣光をまし、子孫の面目をも起しぬべく、吾身一つに取りては、天地萬物の本因を悟り、現在中に在經るほどの心掟を、確に安定、幽冥に入りても、天地の其元窮に、其魂の在所を定むるが故に、事に當りて、恐れず迷はず、神の稜威を背負ひ奉りて、爲行ふが故に、其身の程々につきて、職分功績は建ぬべき事になも有ける。其ぞ古道を學びて、神習ふ人の真眼目には有けると記し、貞吉說にも、人と生れたるからには、人の道を守りて、外を願ふまじき事なり。また人間相應の勤を第一にし、身行を正くして、死て後には神に成る樣に、心を堅むるが肝要なり。世に佛法を信仰し、其身の貴き事を思はず、卑き佛に成たがるも、外を願ふなり。此國は佛國に非ず、神國にて、我も人も貴き神の末なれば、神に成らむと心掛くべきなり。其は社々に祭りて有る神々にも、本は人なりしも多く、神に貴く佛に卑き事に、今世にも貴き人、また卓れたる人をば、某大明神といひて、

〔慈悲〕いつくしみなさけの義也、書籍捨棄抄に「大論曰、言ノ慈者、意[illegible]憫ハ不レ生ニ瞋恨ハ言ハ悲者、意在ニ[illegible]」とあり。

〔正からざる云々〕左傳に「鬼神非ニ其族類ニ不レ歆ニ其祭ニ」と見ゆ。

〔蒼生〕人民をいふあをひとぐさ也。人類の無限に此世に生るゝは、草の蒼蒼然として地上に生ずるが如しといふ意より出づ、書[illegible]に「帝光ニ天下ハ至ニ于海隅蒼生ニ」と見ゆ。

〔人間〕支那にては世間の義、我が國にて人類の義に用ふるは人間界を誤りたるなるべし

神に祭る事は有れど、其佛といふて、祭るといふ事、なきを以ても知るべし。また世に氣の毒なるは、極樂へ行むと思ひ居る人々なり、此の輩は皆死て見れば、往くべき極樂もなくて、狼狽へて居る時に、惡魔妖物の徒に日を闇まされて、心ならずも、其部に入れらるゝ、誠に哀れなる事なりと云ひ、岡熊臣が說に、世俗の西方極樂淨土に、往生せむ事をのみ、朝夕に願ふ人の魂は、實に西方極樂淨土てふ所し無れば、只さし翔りて、西の空虛にや迷ひ居らむ、あなあはれ、さばかり生る界りを盡して、願ひものしつゝ、最後のきはに、本つ靈は根底の國に去行き、此の世に殘るべき、幸魂奇魂は、西方極樂淨土とて、ありもせぬ國土を尋ね往行かむに、誠は尋ねても其處なければ、落つべき所もなく、皆うかれつゝ、果ては世に禍なす禍つ靈の群神にや成るらむといひ、川崎重恭も、世の愚俗、西の方を一向に尊むこと、實に此の說の如くぞある、然りながら、人は心の趣く所へ、魂の鎭る物なれば、此れもまた本つ魂の、西の空にうかれ行くなり、されど極樂ちふ所もなければ、その靈のよるべもなく、果は禍津神の群なして、世に禍なすを、其は人魂なべて、夜見へ行くものぞと心得て、人のいかに言ひ悟すをも、聞入れざる人の死りて後、夜見へ入りて、此の世に靈の殘らぬと、侔しき物ぞと論へるは、實に然る說ながら、寬永の頃、江戶なる大傳馬町の、佐久間某が家に使へる、たけといへる婢女が、仁慈あつく、念佛に心をよせて、往生を遂て、於竹大日如來と、稱つと聞ゆるは、實は幽界にて、或大神に仕奉る由なるを、其語に、かつて世にある極は、佛道を深く信みて、さて世を罷りて見れば、極樂も何も无かりき、されど信神と正直を以て、かくめでたく仕奉ることゝ成れりと、語りしと、故ありて聞たるをも、よく思ふべくこそ。また人は生涯の善念を立通して、善神となるが道なり。但し世に最期の一念によりて、善惡の生を引くと云ふなれども、生涯の一念を通さねば、生を引くと云ふ程に、最期の一念も通らぬ物なり。生涯の一念の堅めに因て、神にも何にも成らるゝ物ぞとも、また人の魂は、善にも惡にも凝固むれば、堅まりて消る事なく、中にも惡念の凝れる魂は、消ゆる期なく、妖魔の群に入りて、永く神明の罰をうけ、善念の凝れる魂は、神明の惠を受て、無窮に世を守る神と成る。然れども善念は崩れ易く、惡念は崩れ難き物ゆゑに、善

〔岡熊臣〕通稱藏之助といふ、石見國鹿足郡木部關の鄉中村組の人、代々近鄉の氏神富長山八幡宮の神官たり嘉永四年六十九歲にて歿す、古學に通じ、神職歷運考日本書紀私傳等の著あり。

〔幸魂奇魂〕日本書紀神代上に「予ㇾ時神光照ㇾ海、忽然有ニ浮來者一、如吾不ㇾ在者、汝何能平ニ此國一乎云々、是時大己貴神問曰、然則汝是誰耶、吾是汝之幸魂奇魂也」とあり、而して日本書紀口譯に「幸魂奇魂者、一魂兩化之名、卽天之所ニ以命ㇾ我、而爲ニ一身之一主者也」とあり

〔寬永の頃〕後水尾天皇の御宇也。

〔仙境異聞〕平田篤胤の著、人の問によりて答へたるものを集めたる著者の随筆也、凡べて三巻にて、文政三年庚辰上梓せらる〔符契を云々〕よく輩合するをいふ。符は竹又は木の上にしるしとなすべき文字を書き、之を割りて彼我各一方を所持し、他日事ある時持ち寄り合せて其の證據とするもの也、古今韻會擧要に「符、信也、漢制合符以爲證見者也、節以毛爲之、上下相覆、取象竹節、因以爲名、符者、持之以爲信也」と見えたり。〔眞澄鏡〕又ますみ鏡といふ。曇なく澄みて明かなる鏡也

念は生涯の念を堅めざれば堅まらず、悪念は暫時思へども、凝りても消えず。譬へば一分の悪念を以て、九分の善命も水泡と成る物とぞ。また善にも悪にも、凝ると云程の事もなき人の魂は、散て消もして、衆魂相混じ、人にも物にも生れ出る事あり、また少き物、あまたにも、一箇にも變るが、何れも少き物に成りては、魂減りて少く成る物ぞと、同く師に聞たり。（此は仙境異聞、寅吉物語などに見えたれば、委くは本書を見るべし、幽冥問答に、泉界と幽冥の論に、霊は幽冥にありて、其の神々の御旨にて、其の品々に隨ひて、人となるべきに、人と生れ、牛馬犬鶏となるべきは、夫々に生れしめ賜ふもあり、顯上の霊は、神明ともなり、世界を守護するなり、また現世にありて、忠孝、または眞に心を盡し、事を成したる人に、其の功幽中にて、其の霊太く高くなる、又幽世にて貫きて清たるは、幽に入りて、人並の魂なり、又幽中にて、功を立て、貴くなる魂あり、又顕世にて善人も、幽中に怠有て、却て卑くなるもありとも、又霊を五十にても、百にても、一に成して、終も一の形より、少く成るゝなり、又一の魂も、百の魂よりも、大きくも成らるゝともあるを、よく思惟ふべし。これば先師の、いものなりなど云る、共に符契を合せたるがごとし。）と懇に教へ諭されたる如く、此の世は假の世ながらも、（或る人の、此の世を假の世としては、君上父母をば、犬馬に同くするに至るべしと論るは、深く思はざる非言にて、上にも擧たる、鈴屋翁の、父母は我家の神云々とよまれ、或る人も、天地は我が大父母、我が父母は小天地なれば、近く小天地によく事ふるは、やがて大天地に仕へ奉る理なりと思へるは、さる説にこそ。）かく人間と生れ来つる本を溫ぬれば、おほろげの所以ならず、尊と皇祖大神の、深き神御量に因て成出て、此現世は我人の善行の、善悪邪正を試定め賜はむ、諸錬地にて、そを事終て、幽世に入て後ぞ、我人の永き本世なれば、此時しも、幽冥知看大神、また産土神等の、そが平生の行狀の、善悪邪正を、眞澄鏡おしはらして、看行すことの如く、看明め定め

て、寵賞罪罰を行賜はることなれば、現世の禍福は、眞の禍福にあらず、富貴貧賤も、また眞の富貴貧賤にあらず。是を以て、かの仙人と登用させ賜へるを除ては、尊きも卑きも、賢きも愚なるも、富るも賤きも、善きも惡きも、末の露、本のしづくの違ひこそあれ、大むね百歲の前後には、譬ひ石凝して積蓄へたる財寶にまれ、家國、またはしき妻妾臣子にまれ、毛一筋だにえ從へて、さらぬ路に出立と、枯骨のみを、永き遺記と留おきて、唯心魂のみ罷向ふにあらずや。萬葉集に、〔この世をば、何にたとへむ、朝びらき、こぎ出し舟の、あとなきがごと、」紀貫之朝臣の歌に、〔手に結ぶ、水に宿れる、月かげの、有るか无きかの、世にもすむかな、」小大の君、〔有るはなく、无きが數そふ、世の中に、あはれいつまで、有らむとすらむ、」後水尾天皇御製に、「時ありて、春知りそむる、一花に、見よ一花も、さきのこるかは。そも假そめの旅ゆきだにも、往さきの事は、心しらびする例なるを、世人の心は、面の異なるけにや、みな種々にて、古くより、〽人多き、人の中にも、人の无き、」と詠る如く、正道を蹈み、德行を務むる人は甚少く、或は富貴を賴み、或は勇力を挾み、或は徒に名利を望ひ求め、或は酒食尤物にすさみ、或は徒に花鳥風月にせうえうし、絲竹管絃に心目を悅ばしめ、己が職業はよそに成し、凡て後世の事には露も心おかず、或は心とめても、要となき、あらぬ敎法にかゝづらひ、終にまがものゝ徒に、陷るとしもえ知らずて、朽はつるも多かるは、いと片腹いたきものゝ、あはれにはかなきわざになむ。さはいへど、我隨神の大道は、此世の妻子珍寶や、名利の欲をなご

〔この世をば云々〕萬葉集卷三、沙彌滿誓歌には「世の中を」とあり、「朝さびらき」は、朝に港を出船する意にて、「漕ぐ」の枕詞也、此の歌は、世間の無常は喩ふるに物なく、强て云はゞ漕ぎ去り行きし舟の跡形もなきが如きもの也といふ意也。

〔紀貫之〕武內宿禰十一代紀道木孫望行の子也、延喜中御書所領となり、越前權少掾、內膳典膳を經て大內記に轉じ、延長八年土佐守に任じて下國し、承平四年任滿ちて京に歸り、天慶中玄蕃頭となり、同九年卒す、土佐日記、貫之家集の著あり。

〔おふなおふな〕後調菜に「伊勢物語の歌に見ゆ、あふな〳〵とあるは然るべし、眞名本に隨分と書きたれば我のほどに隨ふ意重荷を負ふにたとへたる詞なればおふなるべし、又源氏におほな〳〵とも見え、あとおとかよふ例あれば一つ義なるにや」と見えたり。

〔ちはやぶる〕本は惡かる神に屬くる枕詞と見えたれど、後はすべての神の靈詞に云へり、道速振(チハヤブル)の約言にて、勢の強きをいふと云ふ

〔飯依日子命〕讃岐の國の國魂神なる事古事記に見ゆ

〔愛比女命〕伊豫の國の國魂神也。

りなく忘れはてゝ、形骸を樹下石上に、放れすてよとにはあらず。上に説る如く、よく人の人たる、魂神性情靈智を枉傷ふことなく、正く直き清き、大道をたどりつゝ、己が職業のまにまに、その志のむき〳〵、おふなおふな、恐くも天朝の御爲にも、世間の爲にも、心力を盡して、功業を建をへて、美名を後世に遺傳へてむと、恪勤めしまりて仕奉り、饒使世こぞりて、此を知る人なくて、谷の埋木と埋れつゝ、棄れはつとも、恨むることなく嘆くことなく、凡て世の毀譽寵辱をば、浮雲の如く、よそに見て、その靈臺を惱さず、またおもほへぬ、ちはやぶる、荒ぶる鬼の、禍わざと、災害に遇ひて、うき世に沈む事有とも、故こそあらめと、神代の故事は更にて、聞え高き、神學大人等の御上にも、多かる例と思ひ頼みて、其志を撓動す事なく、惟に内は天御神地御神の、冥鑑をおそり、外は知己を千載の下に求めて、鈴屋大人の、〽世中は、何につけても、神をおもへ、神の惠みを、ゆめ忘るなよ。」と詠まれ、古歌に、〽後の世も、此世も神に、まかするや、おろかなる身の、頼みなるらむ。」また、〽生れこぬ、さきも此世に、なる中も、まかるも神の、ふところのうち。」などある如く、この天地間に有とある、萬物も事業も、皇御天神、また八百萬神の御功德に、一として漏遺ることなき、道理をよく思惟ひ、殊に上にあげ奉りつる、皇神天神等は、申すも更にて、その國魂神、かく申すにも、また三種坐して、かの飯依日子命、愛比女命など申すは、國生坐る大神の、生坐しゝ大初の時の、國魂に坐し、此を

合せ祀りて、生國魂の神と申し、さて後に國々に、功德坐る神等をも、某の國魂の神と申し、國に依りては國魂の神、やがて一の宮の神に坐すもあり、また大和の社に坐す神も、大國魂の神とて、出雲の大神の、荒御魂の神に坐すなり。一の宮の神、此は先師の玉だすきに、委く說れたるが如し、また二宮三宮四宮などいふ、稱もあるを、己にある人の說あるを見るべく、玄道の抄しおける物もあり。氏神、產土神の 氏神と、產土の神との差の事は、師說の如くなるを、伊勢物語に、二條の后、まだ春宮の御やす所と申しけるに、氏神にまうで給ひけると云へるは、古今集に大原野にまうで賜ふとあるを、此の社の緣は、大鏡にも委く見えて、藤原氏の正しき氏神なること論ひなく、長谷寺の驗記に、後一條の院の御寓、春日の社司、正預中臣の信清といふ者の、嫡男信近が足に、蛇眼疔といふ、七日瘡いできて死なむとせしかば、父信清悲みの餘りに春日の社に參りて、いかに氏人一人ならば、千金にも替へ給はずとこそ承るに、御氏子をば一人失ひ給ふぞと歎きければ、巫に神明託せ給ひて、我れ氏子を思ふこと、汝が父として子を思ふに超たりと、宣へるよし見え、史官の記に、少納言藤原の通憲ぬしのことを、改ニ高階一復ニ本姓藤原一、依ニ氏神祟一、勸修寺記に、延喜御在位之日、叙從[illegible]ニ補宮内大輔一、其妻列子叙ニ三位一、宮道明神、彼寂益氏神寵神云、また氏人慶賀之時、參ニ入寺家一、故卿殿必令レ參給、正ニ衣冠一、供ニ御明於西院一、又奉ニ幣宮道明神一、とあるなどは、正しき氏の神と聞ゆるを、長谷寺の驗記に、長谷寺に坐す、天滿宮の御事を、天曆二年、七月の頃、寶殿を造て勸請奉れる事を、其年九月廿日郷内に、始て我氏神と號して云々、祭の儀式を成すといひ、臥雲日件錄に、赴ニ地寶寺一、出レ門一町有ニ住吉明神祠廟一、蓋兒以献、凡世人以下神明主ニ于我所一レ主之地上者、謂ニ之氏神一、予生ニ于泉州界南一、故住吉乃氏神也、とも有れば、氏神とは、世に打ち混淆て、產土神を申しゝも、やゝ古き事にては有るなり。の、大御功德は、いま更稱奉らむかたなく、いと廣博深遠く坐て、その甚じき御寵慈の中に、我人ともに知らず識らず、生息へゐるなる由を、うまらに悟得て、行住坐臥にも、造次顚沛の間にも、これを忘奉ることなく、苟も世に生活らむ極み、其大御量を心に體認て、常に心性を祓ひ清めて、齋はりつゝしみ、心志をもはら善事善行におもむけ、各その職業をいやつとめにつとめ、いや勵みにはげみて、神習ひ習ふべく、さて世を退りて後は、理りの如く、幽冥知す大神の

〔玉だすき〕一卷、平田篤胤の著にして神々の御傳、神拜の心得等を記せる書也。

〔氏神〕神道名目類聚抄に「氏神とは姓氏の始祖の神をいふ、其苗裔を氏子といふ、藤原、中臣、卜部は春日神、橘氏は梅宮、源氏は石淸水八幡宮を氏神とするの類、是亦所以あり世俗、產神を以て氏神といふは誤り也」とあり。

〔二條の后〕藤原高子也、淸和天皇の皇后にて、中納言長良の第二女、陽成天皇の御母也。

〔御やす所〕皇太子、親王の配をいふ、又、皇子皇女を生み奉りし女御、更衣の尊稱也。

〔あなかしこ〕倭訓栞に「あなに歎息の詞也、かしこは恐惶といふが如し必かしこかれといさむる詞也云々」と見えたり。

神御門に参詣て、その大命を頂に戴奉り蒙持て、天地のむた、皇祖大神の聞看す神御政をしも、相輔けあなゝひ仕奉りつゝ、生業家の賜はれる御うつくしびの、ちゞが一も報奉りてむと、平恒にやたけ心を奮起し繕縛を業選して、誓ひ請のみ奉るべき事なりかし。あなかしこ。

はかりてもゆゝしかしこしすめがみの

やそのくまでのくしきかみごと

明治五年夏五月しるしをへぬ

ゐなかずまひの、心やりがてら、かくしるしとゞめてはあれど、ひきいづべきふみさへともしく、いとかたはがちなるを、とかく京にのぼりてこそと、すておきつるに、校者らがみいでて、いかでいださせと、せちにいひすゝむるにぞ、いなみがてに、それにつけて、かく清がきせさせつるものから、しのくにごる山のゐの、ここちのみせらるゝを、そは道しるべの附錄をはじめて、その他のものどもに、つぎ〳〵しるしそへてむとぞ。

八十能隈手 四之巻終

渡邊亨校

夜蘇乃久萬泥のおく書

惶きや、我皇國の大御政事はも、八百とせの昔にかへり、はた外國の手ぶりをさへ、いと眞盛りに布行はせ給へるも、此冥府の大神の大御心にしあるべければ、兎にも角にも下なる者は、御おもむけの儘に遵ひ奉らむぞ、古へより大御國の御掟にはありける、然はあれど、島を産み神を産みそめ給へる大神すら、御心の儘には物しまさで、猶御祖の大神に卜問ひ學び給へるを、況て降ちゆく世と成りては、尊きも卑きも力を盡し勉め學びてこそ、道の本末善惡の差別をも辨ふるなむ、文明開化とて、眞道の蘊奥に、進歩しめ給はむとも、最も恐き叡旨にはあるべけれ、爰に神習ふ我學びの祖、矢埜大人幼稚より、古へ學びに心を任ねまして、齡ひ廿とせばかりの頃より、道の爲にとて都に移り住て、鈴乃屋、氣吹廼舍二大人の、御手振を恐み學びまして、直く正しく勵み勉めて、造次顚沛も忘りなく、漢倭廣く深く考へわたして、種々の書を著述しませる、功勞の隱れなくて、恐くも大朝廷邊近く、大學博士なむ、めさけさせ賜ひしが、善事に禍事いつく習はしにや、先つ年俄に本つ國に下ります事と成ぬるを、皆人そゝろにほいなき事に思へりしが、師はさあらで、今は年八十路に近き、母刀自のませば、しばしも御許に仕へむは、中々に予が幸なりと、のたまへる思へば、かにかくに、公の御恩澤は惶こかりけり、斯て其由此所彼處の教へ子等、傳へ聞て群集ひて、此書よみ解てよなど、己がしゞにとひまをせど、思ふ旨あれば、こたびはゆるしてよ、又よき折

もあなれど、ふつに受がひまさねば、苦力なくやみにき、されぱうらなく御許に通ひ侍らふ者とては、七八人には過ざりけり、已眞翁も其數にはあれど、大人の御許に仕へしは、いと稚かりし程にて、元よりをぢなきうへに、公私暇なく怠り勝に過しゝは、いと口惜けれど、只顯には君まし、幽には神の坐まして、神に君に背き奉るまじく、疑ふまじきゆゑよしをも、懇に諭し教へ給へりしは、ひとへに此大人の恩賴になも有ける、扨去年よりゆくりなく、御許ちかく往復ふ事と成て、一日まだ咲かゝる梅見がてら、問ひまゐらせしに、折節産土の神に詣で給へるに、文机の傍を見れば、夜曾乃隈泥ちふ書の草稿あり、竊に披き見るに、哀も悍く奇妙なる事のみあるが中に、生とし生けるもの、生をおもひ死を厭ふも、是皆深き幽契ある事とし聞ゆれど、又求め難く免れがたきも此道にて、古へより種々記し傳へし書の澤なれど、多くは世々の癡人の僞り杜撰たる事にて、反りて惑はしぐさのみなるを、世のひとの定とし信ひ賴み、終に身罷りし靈のゆくへもしらで、呻吟ひ苦しむことの、昔今多く物にも見え、はた今の現に有る人の眼にこそ見えね、野にも山にも幽界のありて、其を主宰どり賜ふ神々にも階級ましまし、總て人の生涯の諸行の善惡を、精微に照覽し賜ひ、身罷れば頓て彼の界の御法令のまに〳〵、仕へ勤むへき業の、无窮に有としも知らぬが故に、顯し世に精神を凝し、程々の功績を立むともせず、冥府とは只遙けき餘所ごとに思ひ過して、今しも身の上に係れる事とし思はで、徒らに朽果るは、哀々哀れ墓なきわざなるを、師の彼の二大人の御說を本として、かく昔今千萬の書の中より、靈の行への確證とも成べき事實を抄錄して、悉に考說をも加へ給へるは、實

に名に負ふ夜蘇乃隈泥の神ごとにして、一度讀み渡してさへ、人たるものゝ道一筋に、皇神等の稜威の著明く、眼のあたりをろがむこゝちせらるゝは、疑なくさるへき皇神等の御謀にして、さきに氣吹乃屋大人の、靈能眞柱の礎と強く堅く築凝しましゝを、今しも此書なりて搢卷となして、世にも高く桁梁ともなしなば、戸牒の錯ひ動きなき皇國は更なり、四方八方びとに至るまで、今より後は、魂のゆくへの惑なく、千代の栖をそことしも、仰ぎ讀むべき書にこそと、獨りつぶやき繰返すうち、はや歸りましぬれば、眞船こそ師のいてましの隙に、此書ぬすまひ見つれ、などはやくも見せ給はざりしと恨みまをせば、師のうちほゝゑみて、な咎めそ、こは人に見すべくもあらず、いとかたはがちなるを、兎かく京に登りてこそと搘置つるが、此ほど聊書加ふる事のありて、取出つるなりとのまふを、うらなき同じ學びの兄弟どちと謀らひて　いかで一はやく世にも廣めばやと　穴がちに乞ひまをせば　さらば持わけて其ひき文どもを校正して、よきに議りてよと、ゆるし賜ふことの嬉しくて、萬をおきて清書なし、月ならず東の官許のありしまにまに、かく櫻木に物する事とはなりぬ、此よしを記し添ふる者は、明治七年三月廿日、師と同じ伊豫の國、喜多郡にすめる岡崎眞船。

昭和貳年六月二十二日印刷
昭和貳年六月二十五日發行

（新註皇學叢書 第十卷）

不許複製

（全十二册非賣品）

著作者　物集高見

發行者　東京市小石川區竹早町三十二番地　川俣馨一

印刷者　東京市小石川區[illegible]町九十六番地　松浦政吉

發行所　東京市小石川區竹早町三十二番地　內外書籍株式會社內　廣文庫刊行會
電話小石川（一〇五四番・三二六九番）
振替東京二八七九〇番

常磐印刷所印刷

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 02976 4370